参考1　防災計画等におけるペットに関する記載

令和7年4月1日現在

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
北海道	北海道地域防災計画 第5章災害応急対策計画 第4節避難対策計画 第10指定避難所の運営管理等 6市町村は、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとし、道においては、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保についての指針を示すなど、市町村に対する助言・支援に努めるものとする。なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましい。 また、市町村は、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 第28節家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。 第1実施責任 1北海道 (1)総合振興局長又は振興局長は、市町村が行う被災地における家庭動物等の取扱に関し、現地の状況に応じ助言を行うものとする。 (2)道は、被災地の市町村長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。 2市町村 被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 第2家庭動物等の取扱い 1動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号。以下この節において「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 2災害発生時において、道及び市町村は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。 第3同行避難 家庭動物との同行避難について、予め市町村等は避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。 また、災害時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。
夕張市 （北海道）	夕張市地域防災計画書計画編　第11 節 家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。 第1 実施責任者 被災地における逸走犬等の管理は、市長が実施するものとし、市のみで処理することが困難な場合は、近隣市町及び道に応援を求め実施するものとする。 第2 家庭動物等の取扱い 1. 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48 年法律第105 号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13 年北海道条例第3号）に基づき、災害においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うもとする。 2. 災害時において、道及び市は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容をするなど適切な措置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。 第3 同行避難 1.　家庭動物との同行避難について、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。 2. 災害時における動物の避難は、北海道動物の愛護及び管理に関する条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。
岩見沢市 （北海道）	岩見沢市地域防災計画　第5章　災害応急対策計画 第4節 避難救出計画　1　避難計画等　(7)避難所の運営管理 ソ　市は、避難所における家庭動物の避難スペースの確保に努めるとともに、災害時に獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 第8節 住宅対策計画　3　応急仮設住宅　(10)運営管理 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見 を反映できるよう配慮するものとする。 また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 第12節 家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物の取扱については、本計画の定めるところによる。 1　実施責任 (1)北海道 ア　空知総合振興局長は、市が行う被災地における家庭動物の取扱に関し、現地の状況に応じ指導を行うものとする。 イ　道は、市長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。 (2)岩見沢市 　被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 2　家庭動物の取扱い (1)動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成 13 年北海道条例第 3 号。以下この節において「条例」という。）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 (2)災 害時には、条例第 6 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。 (3)市は、災害時に家庭動物を受入れする避難所、受入れする動物の種別、受入れ方法について、あらかじめ定め、周知を図り、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。 (4)災害時において、市は関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
美唄市 （北海道）	美唄市地域防災計画第5章災害応急対策計画 第4節　避難救出計画　1避難計画　(5)避難所等の運営管理　カ （前略)また、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 第14節家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物の取扱いについては、本計画の定めるところによる。 1実施責任者 市長(衛生部市民衛生班) 被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 2飼養動物の取扱い (1)動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年条例第3号)に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取り扱うものとする。 (2)災害発生時における動物の避難は、北海道動物の愛護及び管理に関する条例第6条第1項第4号の規定に基づき、飼い主が避難する際に動物を同行する等、飼い主自らの責任により行うものとする。 (3)災害発生時において、道及び市は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な措置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。
芦別市 （北海道）	芦別市地域防災計画　第5章 第4節 避難対策計画　１１ 指定避難所の運営管理等 (7) 市は、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとし、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保 については、道の助言・支援を受ける。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 第24節 住宅対策計画　2 実施の方法 (3) 応急仮設住宅の建設　ク 運営管理 （前略)また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。 第28節　家庭動物等対策計画 災害時における災害地の過程動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。 1 実施責任 (1) 市(市民福祉部市民班・防疫班) 市は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 なお、市のみで処理することが困難な場合は、近隣市町及び道に応援を求め実施するものとする。 (2) 北海道 ア 空知総合振興局長は、市が行う被災地における家庭動物等の取扱いに関し、現地の状況に応じ助言を行うものとする。 イ 道は、市長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材の斡旋等所要の措置を講ずるものとする。 2 家庭動物等の取扱い (1) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年条例第3号、以下「条例」という。)に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うのとする。 (2) 災害時において、市及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。 3 同行避難 家庭動物との同行避難について、あらかじめ避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。また、災害時には、北海道動物の愛護及び管理に関する条例(第6条第1項第4号)の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難を行う。
赤平市 （北海道）	赤平市地域防災計画(本編)　第5章災害応急対策計画 第4節 避難救出計画　1避難計画　(4)緊急避難場所及び避難所　イ 緊急避難場所及び避難所の開設及び管理運営　(イ)避難所 i （前略)さらに，必要に応じ，避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 第16節 住宅対策計画　2応急仮設住宅　(6)応急仮設住宅の運営管理 (前略)また，必要に応じて，応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 第22節家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取り扱いについては，本計画の定めるところによる。 1 実施責任者 市長(市民対策部市民生活班)は，被災地における放浪犬等の管理を行うものとする。この際，市のみで放浪犬等を保護・収容等の措置が困難な場合は，北海道に対して応援を要請するものとする。 2 家庭動物等の取り扱い (1)動物の飼い主は，動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年条例第3号)に基づき，災害発生時においても，動物の健康及び安全を保持し，適正に取り扱うものとする。 (2)災害発生時における動物の避難は，北海道動物の愛護及び管理に関する条例第6条第1項第4号の規定により，飼い主が自己責任において行うものとする。 (3)災害発生時において道及び市は，関係団体の協力を得て，放浪犬等を保護・収容するなど適切な措置を講ずるとともに，住民に対し，放浪犬等の収容について周知を図るものとする。
三笠市 （北海道）	三笠市地域防災計画第6章災害応急対策計画第11節 1実施責任者 市長(市民対策部避難防疫班) 被災地における逸走犬などの管理を行うものとする。 2飼育動物の取扱い (1)動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、災害発生時においても、動物の愛護及び適切な管理を行うものとする。 (2)災害発生時における動物の避難は、北海道動物の愛護及び管理に関する条例第6条第1項第4号の規定により動物の管理者が、自己責任において行うものとする。 (3)災害発生時において、北海道及び市は、関係団体の協力を得て、逸走犬の保護・収容をするなど適切な措置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。
滝川市 （北海道）	5家庭動物等の取り扱い (1)動物の管理者は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 (2)災害発生時において、道及び市は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容をするなど適切な措置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。 (3)家庭動物との同行避難について、あらかじめ市は避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。 また、災害時には、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の管理者は自らの責任により、同行避難(飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること)を行う。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
砂川市 （北海道）	第4節 避難対策計画　8指定避難所の運営管理等 (6)市は、 避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとし、道においては、避難所におけ る家庭動物のためのスペ ースの確保についての指針を示すなど、市に対する助言・支援に努めるものとする。なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬 期を想定し、屋内に確保することが望ましい。また、市 は、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、 連携に努 めるものとする。 第24節住宅対策計画　2応急仮設住宅の建設　(5)運営管理 (前略)また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペット の受入れに配慮する。 第28節　家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、この計画の定めるところによる。 1 実施責任 (1)市 市長は、地域における逸走犬等の管理を行う。 なお、市のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め、実施する。 (2)北海道 ア 知事(空知総合振興局長)は、市が行う被災地における 家庭動物等 の 取扱い に関し、現地の状況に応じ、現地指導を行う。 イ 市長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合、速やかに必要な人員の派遣、資機材の 斡旋 等、所要の措置を講ずる。 2 家庭動物等の取扱い (1) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号)及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年北海道条例第3号。以下、 この節において「条例」という。)に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。 (2) 災害時において、市及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。 3 同行避難 家庭動物との同行避難について、あらかじめ市は、避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。また、災害時には、条例第6条 第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難(飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること)を行う。
歌志内市 （北海道）	歌志内市地域防災計画〈本編〉第5章 災害応急対策計画 第5節 避難対策計画　第10 指定避難所の運営管理等 6 市は、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとし、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保については、道 から助言・支援を受ける。なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましい。また、市は、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 第25節住宅対策計画　第2実施の方法　3応急仮設住宅　(8)運営管理 (前略)また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 第29節 家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。 第1 実施責任 市は、被災地における逸走犬等の管理を行う。 第2 家庭動物等の取扱い 1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び北海道動 物の愛護及び管理に関する条例(平成13年条例第3号、以下「条例」という。)に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。 2 災害発生時において、市及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。 第3 同行避難 災害発生時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難(飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること)を行う。
深川市 （北海道）	深川市地域防災計画本編第6章災害応急対策計画 第2節避難対策計画 6避難所の運営管理 (5)市は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、≪中略≫避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のスペースの確保に努めるものとする。 第17節家庭動物等対策計画 災害時における被災地の飼養動物の取扱については、本計画の定めるところによる。 1実施責任 市は、地域における逸走犬等の管理を行うものとする。なお、市のみで処理することが困難な場合は、近隣市町及び道に応援を求め実施するものとする。 2飼養動物の取扱い (1)動物の管理者は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年条例第3号)に基づき、災害発生時においても、動物の愛護及び適切な管理を行うものとする。 (2)災害発生時における動物の避難は、動物の飼い主が、自己責任において行うものとする。 (3)災害発生時において道及び市は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の捕獲及び収用をするなど適切な措置を講ずるとともに、住民に対して逸走犬等の収用について周知を図るものとする。 第19節住宅対策計画 (8)運営管理 応急仮設住宅の運営管理にあたっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
南幌町 （北海道）	南幌町地域防災計画第5章災害応急対策計画 第5節 避難対策計画　第11 避難所の運営管理等　4 （前略）また、避難場所における家庭動物について、道から避難所における家庭動物のためのスペースの確保についての指針等の助言・支援を受けながら家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第26節 住宅対策計画　第2 実施の方法　3 応急仮設住宅　(8)運営管理 （前略）また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 第30節家庭動物等対策計画 　災害時における災害地の家庭動物等の取扱いについては、この計画に定めるところによる。 第1実施責任 　町長は、被災地における逸走犬等の管理を行う。なお、逸走犬等の保護・収容において町のみで対応することが困難な場合は、道及び近隣市町村に対して必要な人員の派遣、資機材のあっせん等の応援を要請する。 第2家庭動物等の取扱い 　1動物の飼い主は、「動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年10月1日法律第105号)」及び「北海道動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年3月30日条例第3号、以下「条例」という。)」に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。 　2災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、飼い主が避難する際に動物を同行する等、飼い主自らの責任により行う。 　3災害発生時において、町は、道及び関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容する等適切な処置を講ずるとと もに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。 　4動物の避難は、動物の飼い主が自己責任において行うものとし、次の点について飼い主への啓発を行う。 　(1)動物用の避難用品(ゲージやキャリーバック等)や備蓄品の確保 　(2)動物のしつけと健康管理 　(3)災害時の心構え
奈井江町 （北海道）	奈井江町地域防災計画（災害応急対策計画） 第3節 避難対策計画　第11避難所の運営管理等 4 （前略）その他、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 第13節 住宅対策計画　第2実施の方法　2応急仮設住宅　(7)運営管理 （前略）また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 第19節　家庭動物等対策計画 　災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、この計画の定めるところによる。 第1　実施責任者 1 町 町長は、地域における逸走犬等の管理を行う。 なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め、実施する。 2 北海道 (1) 知事（空知総合振興局長）は、町が行う被災地における家庭動物等の取扱いに関し、現地の状況に応じ、現地指導を行う。 (2) 町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合、速やかに必要な人員の派遣、資機材の斡旋等、所要の措置を講ずる。 第2　家庭動物等の取扱い 1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年条例第3号、以下「条例」と言う。)に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 2 災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 3 災害発生時において、道及び市町村は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容をするなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする
上砂川町 （北海道）	上砂川町地域防災計画　第5章 災害応急対策計画　第9節 清掃計画　5. 飼養動物の取り扱い (1)動物の管理者は、動物の愛護の及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号。以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の愛護及び適切な管理を行うものとする。 (2)災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規程により、動物の管理者が自己責任において行うものとする。
由仁町 （北海道）	由仁町地域防災計画 第5章 災害応急対策計画 第4節 避難対策計画　第1 避難実施責任者及び措置内容　4 避難場所　(2) 避難場所の開設運営　(カ) （前略）また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 第13節 住宅対策計画　第2実施の方法　3 応急仮設住宅　(5) 規模及び構造、存続期間及び費用　オ 運営管理 （前略）また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 第17節 飼養動物対策計画 第1 実施責任 町長は、被災地における逸走犬の管理を行うものとする。 第2 飼養動物の取扱い 1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成 3 年北海道条例第3号）に基づき、災害発生時においても動物の健康及び安全を保持して適正に取り扱うものとする。 2 災害発生時における動物の避難は、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 3 災害発生時において、北海道及び町は関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容をするなど適切な措置を講ずるとともに、住民等に対して逸走犬等の収容について、周知を図るものとする。
長沼町 （北海道）	第5章 災害応急対策計画 第4節 避難対策計画　第9　避難所等の運営管理等　5 （前略）また、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとし、道においては 、避難所における家庭動物のためのスペースの確保についての指針を示すなど、市町村に対する助言・支援に努めるものとする。 第23節 住宅対策計画　第2 実施の方法　3 応急仮設住宅　(8)運営管理 （前略）また、必要に応じて応急仮設住宅 における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 第27節 家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、この計画の定めるところによる。 第1 実施責任 町長は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町及び道に応援を求め実施するものとする。 第2 家庭動物等の取扱い 1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 2 災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、飼い主が避難する際に動物を同行する等、飼い主自らの責任により行うものとする。 3 災害発生時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
栗山町 （北海道）	栗山町地域防災計画　第5章 災害応急対策計画 第4節 避難対策計画　第9 指定緊急避難場所（指定避難場所）の運営管理 （2）指定避難所 5 避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとし、道においては、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保についての指針を示すなど、市町村に対する助言・支援に努めるものとする。 第23節 住宅対策計画　第2実施の方法　3 応急仮設住宅 （8）運営管理 （前略）また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 第27節 家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、この計画の定めるところによる。 第1 実施責任者 町長（民生対策部環境対策班）は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町および道に応援を求め実施するものとする。 第2 家庭動物等の取扱い 1 動物の飼い主は、動物の愛護および管理に関する法律（昭和48年法律第105号）および北海道動物の愛護および管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号）に基づき、災害発生時においても動物の健康および安全を保持して適正に取り扱うものとする。 2 災害発生時における動物の避難は、北海道動物の愛護および管理に関する条例第6条第1項第4号の規定に基づき、飼い主が避難する際に動物を同行する同行避難を基本とし、ゲージまたは係留道具を準備するとともに動物の餌、糞尿の始末を飼い主自らの責任により行うものとする。また、同行避難した家庭動物は、避難所の施設管理者の許可を得て避難所内の別室または屋外の屋根のある建物等で取り扱うものとする。 3 災害発生時において、町および道は関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容をするなど適切な措置を講ずるとともに、住民等に対して逸走犬等の収容について、周知を図るものとする。
月形町 （北海道）	月形町災害防止計画　第5章　第19節　飼養動物対策計画 第1　実施責任 1　町 (1)　町長は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 (2)　町長は、逸走犬等の保護・収容に関し、町単独で実施することが困難な場合は、道に対して応援要請を行うものとする。 2　道 (1)　空知総合振興局長は、町が行う被災地における飼養動物の取扱いに関し、現地の状況に応じ指導を行うものとする。 (2)　道は、町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請を受けた場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。 第2　飼養動物の取扱い 1　動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号）（以下この節において「道条例」という。）に基づき、災害発生時においても動物の愛護及び適切な管理を行うものとする。 2　災害発生時における動物の避難は、道条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己の管理責任において行うもとする。 3　災害発生時において、道及び町の関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し逸走犬等の収容について周知を図るものとする。 第3　災害発生前における対策 　　ペットの防災手帳の配布により、日頃からのペットの躾に関する意識を高揚させ、避難所等における 円滑な飼育環境を構築させる。 資料編3－5「月形町ペットの防災手帳」 月形町ペットの防災手帳 2ペットの世話 　原則、避難所内においては、様々な人たちがいますので、ペットと同居はできません。 　指定された飼養場所でルールに従い、周りの人たちに配慮して飼養しましょう。
浦臼町 （北海道）	浦臼町地域防災計画 第5節 避難対策計画　第12 指定避難所の運営管理等　6 町は、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましい。 第25節 住宅対策計画　第2 実施の方法　3 応急仮設住宅 （9）運営管理 （前略）また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。また、町は、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 第29節 家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、この計画の定めるところによる。 第1 実施責任 町長は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 第2 家庭動物等の取扱い 1 動物の飼い主は、動物愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 2 災害時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容する等適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。 第3 同行避難 家庭動物との同行避難について、あらかじめ町等は避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。 また、災害時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。 第4 応援の要請 町のみで逸走犬等の保護・収容等が困難な場合は、道に対し必要な人員の派遣、資器材のあっせん等の応援を要請するものとする。 また、町は、家庭動物の保護が避難者の責任で行うことができず、避難生活に支障がある場合は、道及び北海道獣医師会と連携して家庭動物の種類、頭数を把握した上で、救護所の設置場所、開設日時、施設規模等について決定し、救護動物保護センターと救護動物治療センターの開設を図る。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
新十津川町（北海道）	・新十津川町地域防災計画（一般災害対策編） 第5章災害応急対策計画 第4節 避難対策計画 第11 指定避難所の運営管理等 6 町は、避難所における家庭動物について、道から避難所における家庭動物のためのスペースの確保についての指針等の助言 、支援を受けながら家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。また、獣医師会や 動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう 、連携に努めるものとする。 第25節 住宅対策計画 第2実施の方法 3応急仮設住宅 (9) 運営管理 （前略）また、必要に応じて、応急仮設住宅における ペット の受入れに配慮するものとする。 第29節 家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。 第1 実施責任 町長は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。なお、逸走犬等の保護、収容において町のみで対応することが困難な場合は、道及び近隣市町村に対して必要な人員の派遣、資機材のあっせん等の応援を要請するものとする。 第2 家庭動物等の取扱い 1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号、以下本節において「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 2 災害発生時において、町は、道及び関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護、収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。 3 動物の避難は、動物の飼い主が自己責任において行うものとし、次の点について飼い主への啓発を行うものとする。 (1)ケージやキャリーバック等の動物用の避難用品や備蓄品の確保 (2)動物のしつけと健康管理 (3)災害時の心構え 第3 同行避難 家庭動物との同行避難について、あらかじめ町は、避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には、家庭動物同行避難所の開設状況を広報するものとする。また、災害時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は、自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること。）を行う。
妹背牛町（北海道）	妹背牛町地域防災計画第5章第11節 5飼育動物の取扱い (1)動物の管理者は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、災害発生時においても動物の健康及び安全を保持し、適切に取り扱うものとする。 (2)災害発生時における動物の避難は、北海道動物の愛護及び管理に関する条例第6条第1項第4号の規定により、動物の管理者が自己の責任において行うものとする。 (3)災害発生時において、道及び町は関係団体の協力を得て逸走犬等の保護・収容をするなど適切な措置を講ずるとともに、住民等に対し逸走犬等の収容について周知を図るものとする。
秩父別町（北海道）	秩父別町地域防災計画 第6章 災害応急対策計画 第3節 避難救出計画 1 避難対策計画 (10) 指定避難所の運営管理 カ 町長は、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとし、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましい。また、町長は、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 第14節 家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱については、本計画の定めるところによる。 1 実施責任 町長は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め、実施する。 2 家庭動物等の取扱い (1)動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 (2)災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 (3)町は飼い主が安心して家庭動物等と一緒に避難することができるよう、平時から家庭動物等の避難方法や避難所の運営等について周知を図るものとする。なお、避難所における家庭動物等の取り扱いについては、町避難所運営マニュアルに定めるところによる。 (4)災害発生時において、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。
雨竜町（北海道）	第4節 避難対策計画 第10 指定避難所の運営管理等 9 町は、指定避難所における家庭動物のためのスペースについて、道から避難所における家庭動物のためのスペース確保についての指針等の助言、支援を受けながら家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬季を想定し、屋内に確保することが望ましい。また、町は、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 第26 節 住宅対策計画 第2 実施の方法 3 応急仮設住宅 (9)運営管理 （前略）また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。 第 30 節 家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。 第1 実施責任 町長は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。なお、逸走犬等の保護、収容において町のみで対応することが困難な場合は、道及び近隣市町村に対して必要な人員の派遣、資機材のあっせん等の応援を要請するものとする。 第2 家庭動物等の取扱い 1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成 13 年北海道条例第3号以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 2 災害発生時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。 3 動物の避難は、動物の飼い主が自己責任において行うものとし、次の点について飼い主への啓発を行うものとする。 (1)ケージやキャリーバック等の動物用の避難用品や備蓄品の確保 (2)動物のしつけと健康管理 (3)災害時の心構え 第3 同行避難 災害発生時には、条例第6条第 1 項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
北竜町 （北海道）	北竜町地域防災計画（一般災害対策編） 第4節 避難対策計画　第7指定避難所の開設 、運営管理等　3避難所 の運営管理等　キ 避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めることととし 、必要に応じ 、道に 対し て 避難所における家庭動物のためのスペースの確保についての指針等の助言・支援を要請すること。 第22 節 住宅対策計画　第2実施の方法　3応急仮設住宅 （9） 運営管理 （前略）また、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮 する。 第26 節 家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては 、本計画の定めるところによる。 第1 実施責任 1北竜町 被災地における逸走犬等の管理を行う。なお、町 単独 で処理することが困難な場合は 、近隣市町及び道に応援を求め実施 する。 2北海道 （1 ）空知 総合振興局は 、町が行う被災地における家庭動物等の取扱 い に関し 、現地の状況に応じ て 助言を行う。 （2） 道は 、町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は 、速やかに必要な人員の派遣 、資機材のあっせん等所要の措置を講ずる 。 第2 飼養動物の取扱い 1　動物の飼い主は 、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成 13 年 北海道 条例第 3 号 。以下 、本節において「条例」という。）に基づき 、災害発生時においても 、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 2　災害発生における動物の避難は 、条例第 6 条 第 1 項 第 4 号の規定に 基づき、飼い主が避難する際に動物を 同行 するなど、飼い主自らの責任において行う 。 3　災害発生時において 、町は 、関係団体の協力を得て 、逸走犬等を保護・収 容するなど適切な処置を 講じるとともに 、住民等に対し 、逸走犬等の収容について周知を 図る。
沼田町 （北海道）	沼田町地域防災計画　第5章 災害応急対策計画 第6節 避難対策計画　2避難措置における連絡、助言、協力及び援助 （12） 避難所の管理・運営　オ （前略）必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 第24節 住宅対策計画　4 応急仮設住宅の建設 （10） 運営管理 （前略）また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。 第28節飼育動物対策計画 1実施責任者 (1)北海道 ア 空知総合振興局長は市町村が行なう被災地における飼育動物の取扱いに関し、現地の状況に応じ指導を行うものとする。 イ 道は、町長からの逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。 (2)町 被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 2 家庭動物等の取扱い家庭動物等の取扱い (1) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 (2) 災害発生時において、道及び市町村は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。 3 同行避難 災害時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。
江別市 （北海道）	江別市地域防災計画第5章災害応急対策計画第28節家庭動物対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。 第1実施責任 1江別市 被災地における逸走犬等の管理を行う。 2北海道 (1)石狩振興局長は、市が行う被災地における家庭動物等の取扱に関し、現地の状況に応じ助言を行う。 (2)道は、被災地の市長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずる。 第2家庭動物等の取扱い 1動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号。以下この節において「条例」という。）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。 2災害時において、市及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容など適切な処置を講ずるとともに、市民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。 第3同行避難 家庭動物との同行避難について、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。また、災害時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
石狩市 （北海道）	石狩市地域防災計画第7章災害時の応急対策第13節廃棄物の処理等3家庭動物の取扱い 【1】動物の愛護及び適切な管理 動物の管理者は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号）に基づき、災害時においても動物の愛護及び適切な管理を行う。 【2】家庭動物と避難する場合の管理者責任 災害時における動物の避難は、同行避難を原則とし、動物の管理者が自己責任において行う。なお、避難所等におけるペットの取り扱いについては「指定避難所運営マニュアル」（資料編Ⅵ－1参照）に定めるところによる。 【3】逸走犬等の保護・収容 逸走犬等を発見した場合は、保護・収容し、市民に対して、その旨を周知する。 石狩市地域防災計画「指定避難所運営マニュアル」（資料編Ⅵ－1） 6ペット 災害が起こると、人間と同様にペットも生活の場を失います。飼い主の役割として、ペットとの同行避難を基本としていますが、様々な人が生活する避難所内で人間とペットが共存するためには、一定のルールを設け、注意する必要があります。 1避難所の居室部分には、原則としてペットの持ち込みは禁止します。 ・多種多様な価値観を持つ人が共同生活を行う場では、ペットの飼育をめぐるトラブルが発生しがちです。また、動物アレルギーの人がいる可能性を考慮すると、居室へのペットの持ち込みは禁止することが望まれます。 2ペットは敷地内の屋外（余裕がある場合には屋内も可）にスペースを設け、その場所で飼育します。 ・ペットと避難所で共同生活を行うためには、ペット専用のスペースを設ける必要があり、飼育場所の清掃は、飼い主が全責任を負って管理します。 3ペット飼育者に対して届出を呼びかけ、飼育者の氏名、動物の種類と特徴などを記載した名簿を作成しておくと便利です。 4その他検討が必要な事柄が発生した場合は、避難所運営本部会議内で協議をして、決定します。 石狩市国民保護計画第3編武力攻撃事態等への対処 (10)動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、 所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
当別町 （北海道）	当別町地域防災計画　第5章災害応急対策計画　第20節飼養動物対策計画 災害時における被災地の飼養動物の取扱については、本計画の定めるところによる。 1　実施責任 ⑴　当別町 　被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 ⑵　北海道 　ア　石狩振興局長は、町が行う被災地における飼養動物の取扱に関し、現地の状況に応じて助言を行うものとする。 　イ　道は、被災地の町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人材の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。 2 飼養動物の取扱 ⑴　動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号。以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 ⑵　災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 ⑶　災害発生時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。
新篠津村 （北海道）	新篠津村地域防災計画一般対策編第28節家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。 第1目的 災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについて定め、被災地における家庭動物等対策の総合的な推進を図る。 第2実施責任 1北海道 (1)振興局長は、村が行う被災地における家庭動物等の取扱いに関し、現地の状況に応じ助言を行うものとする。 (2)道は、被災地の市町村長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。 2村 被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 第3家庭動物等の取扱い 1動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号。以下この節において「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 2災害発生時において、村及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、村民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。 第4同行避難 家庭動物との同行避難について、予め村等は避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。 また、災害発生時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。
千歳市 （北海道）	○千歳市地域防災計画　第3章災害応急対策計画　第17節保健衛生・防疫対策　第7動物対策 災害時には飼い主の被災、避難所への収容不能、飼育施設の破損等により放浪動物が多数発生する。 放浪犬等による事故や感染症予防と動物愛護の観点から、一時的な保護や治療等を実施する。 また、飼い主からの問い合わせに対応できるよう収容施設等の広報を行う。 災害によって死亡した牛・馬等の家畜は、死亡獣畜処理場に運搬処理する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
千歳市 （北海道）	○千歳市避難所開設・運営マニュアル　第5章避難所の運営　7ペット対応 (1)基本的な考え方 ペットとともに避難所へ避難することを同行避難といいます。避難所は災害時に多くの避難者が生活を送る場所となり、ペットは家族と考える人もいれば、動物が苦手な人やアレルギーを持つ人なども生活します。このため、人とペットがともに安心して避難所生活を送るためには、飼い主が自覚と責任を持ち、各避難所のルールのもとで飼育管理を行うことが必要となります。 ※「ペットの同行避難」は、避難所において人とペットが同一の空間で居住できることを意味するものではありません。自宅が安全で定期的にペットの世話をするために戻れる状況にあるのであればペットの在宅避難も選択肢の一つです。その場合においてもペットの毎日の食事の世話や健康状態の確認が大切です。 (2)対象とする動物 同行避難の対象となるペットは、犬、猫などの愛玩動物です。また、避難所で飼養できる動物は、原則として、犬や猫のほか、げっ歯類などの比較的小型の動物とし、人に危害を与える恐れのある大型動物や危険な動物、特別な管理が必要な動物は受け入れることはできません。 ≪補助犬について≫ 身体障害者補助犬法により、公共的施設への同伴が認められている盲導犬、介助犬などの身体障害者補助犬は例外です。この場合、補助犬が居住区域へ同伴することで他の避難者がアレルギーによる発作等を起こす危険性があるなどの場合は、別室を準備するなどの配慮が必要となります。
小樽市 （北海道）	○小樽市国民保護計画 第4章警報及び避難の指示等/第2避難住民の誘導等/3避難住民の誘導/⑽動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえて、獣医 師、動物愛護団体、ボランティアなど関係団体との協力体制の下、次の事項について所要の措置を講ずるよう努めます。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護 ○小樽市避難所運営マニュアル 3避難所運営委員会と各班の役割/⑼衛生班の役割/5ペットの対応 ・ペットは、避難生活に安らぎや癒しをもたらす一方で、鳴き声、排せつ物、におい等によるトラブルの原因にもなることから、「ペット飼育ルール」＜別紙5＞を参考にルールを決めて、飼い主に対して周知徹底を図ります。 ・原則的にペットは避難所内に入れず、屋外に飼育スペースを設けて、所定の場所につなぐかケージに入れて飼育しますが、厳冬期など状況によっては、災害対策本部と調整し、屋内スペースが確保できないか検討します。 ・大型動物、危険動物の同行は断ります。 ・補助犬（盲導犬、介助犬など）はペットではありませんが、居住スペースに動物アレルギーの避難者がいる場合には、個室を利用する必要があります。 ・ペットを連れた避難者は、受付で届け出るよう呼び掛け、「ペット登録票」＜様式14＞に記載します。
島牧村 （北海道）	島牧村地域防災計画 第10 指定避難所の運営管理等 6　村は、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとし、道においては、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保についての指針を示すなど、村に対する助言・支援に努めるものとする。なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬季を想定し、屋内に確保することが望ましい。また、村は、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう連携を図るよう努める。 第27節 家庭動物（ペット）等対策計画 第1 実施責任 1 道 (1) 後志総合振興局長は、村が行う被災地における家庭動物等の取扱いに関し、現地の状況に応じ助言を行うものとする。 (2) 道は、被災地の市町村長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材の斡旋等所要の措置を講ずるものとする。 2 村 被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 第2 家庭動物等の取扱い 1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号。以下この節において「条例」という。）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 2 災害時において、道及び村は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、村民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。 第3 同行避難 家庭動物との同行避難について。予め村は避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整するよう努めるとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報するものとする。また、災害時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。
蘭越町 （北海道）	第25節家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。 第1家庭動物等の取扱い 1動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号、以下この節において「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 2災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、飼い主が避難する際に動物を同行する等、飼い主自らの責任により行うものとする。 3災害発生時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。 第2同行避難 家庭動物との同行避難について、予め市町村等は避難所における家庭動物の種に応じ た同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。 また、災害時には、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物 を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。
ニセコ町 （北海道）	「ニセコ町地域防災計画」に基づくニセコ町避難所設置運営マニュアル 4初動期（災害発生直後から24時間後）初動期では、災害発生直後の混乱した状態の中で避難所を開設し、避難者の生命の安全確保を行うと同時に安定した避難所運営に向けた準備を行う。 (2)初動期での避難所の流れ エ使用する部屋・場所等の確保（避難所内の部屋割り） 《その他》▷ペット滞在スペース：避難者が連れてきたペットを滞在させるスペースは、臭いの問題等があることから居住スペースとは十分な距離をとることが必要です。また、ペットの種類によっては屋外で飼育できないものもあることから、屋内にスペースを設けることも考慮する必要があります。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
真狩村 （北海道）	第16節飼養動物対策計画 災害時における被災地の飼養動物の取扱いについては、本計画の定めるところによる。 第1実施責任 1真狩村 村は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。なお、本村のみで保護・収容が困難な場合には、道に必要な人員の派遣、資機材の斡旋等の応援要請を求め実施するものとする。 第2飼養動物の取扱い 1飼い主 (1)動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 (2)災害発生における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 2真狩村 災害発生時において、村は関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。 第3同行避難 災害発生時には、道条例の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。
留寿都村 （北海道）	留寿都村地域防災計画 第4節避難対策計画、第11指定避難所の運営管理等 (6)村は、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましい。 また、村は、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 第29節家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱については、本計画の定めるところによる。 第1実施責任 村は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。なお、本村のみで保護・収容が困難な場合には、道に必要な人員の派遣、資機材の斡旋等の応援要請を求める。 第2家庭動物等の取扱い (1)動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号。以下この節において「条例」という。）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 (2)災害時において、村及び道は関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。 第3同行避難 家庭動物との同行避難について、あらかじめ村は避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。 また、災害時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。
喜茂別町 （北海道）	第20 節 飼養動物対策計画 災害時における被災地の飼養動物の取扱についての計画は、次のとおりである。 第1 実施責任 1 喜茂別町町長は、地域における逸走犬等の管理を行う。 なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め、実施する。 2 北海道（1 後志総合振興局 長は、町が行う被災地における飼養動物の取扱いに関し、現地の状況に応じ指導を行う。（2 道は、町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等、所要の措置を講ずる。 第2 飼養動物の取扱い 1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成 13 年条例第 3 号、以下、本節において「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。 2 災害発生における動物の避難は、条例第 6 条の規定により、動物の飼い主が自己責任において行う。 3 災害発生時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。
倶知安町 （北海道）	倶知安町防災計画第5章災害応急対策計画第28節家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。 第1実施責任 (1)北海道 ア後志総合振興局長は、市町村が行う被災地における家庭動物等の取扱に関し、現地の状況に応じ助言を行うこととされている。 イ道は、被災地の市町村長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材の斡旋等所要の措置を講ずることとされている。 (2)倶知安町 被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 第2家庭動物等の取扱い (1)動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号。以下この説において「条例」という。）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 (2)災害発生時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。 第3同行避難 家庭動物との同行避難について、予め市町村等は避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。 また、災害時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
共和町 （北海道）	第13節家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物の取扱いについては、この計画の定めるところによる。 1実施責任者 町長（本部長）は、被災地における逸走犬等の管理を行う。なお、町のみで逸走犬等の保護・収容等の処置が困難な場合は、道に対し必要な人員の派遣、資機材のあっせん等応援を要請する。 2家庭動物等の取扱い (1)動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号。以下この節において「条例」という。）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。 (2)災害時において、道及び町は、関係団体の協力を得て、逸走犬の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民に対し、逸走犬等について周知を図る。 3同行避難 家庭動物との同行避難について、予め避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。 また、災害時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。
岩内町 （北海道）	岩内町地域防災計画（計画編） 第12節家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱については、本計画の定めるところによる。 1.実施責任者 (1)被災地における逸走犬等の管理は、町長(本部長)が行う。 (2)町長（本部長）は、町のみで管理することが困難と認めるときは、道に逸走犬等の保護・収容について応援を要請するものとする。 2.家庭動物の取扱い (1)動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年条例第3号)に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 (2)災害発生時における動物の避難は、北海道動物の愛護及び管理に関する条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 (3)災害発生時において、町は関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど、適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。
泊村 （北海道）	泊村地域防災計画本編第6章災害応急対策計画第28節家庭動物対策計画 1.実施責任 （1）村 被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 （2）北海道 ア.後志総合振興局長は、村が行う被災地における飼養動物の取扱に関し、現地の状況に応じ助言を行うものとする。 イ.道は、村長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。 2.家庭動物の取扱 （1）動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 （2）災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 （3）災害発生時において、村及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。
積丹町 （北海道）	積丹町地域防災計画第6章災害応急対策計画28節家庭動物等対策計画 第1目的 災害時における被災地の飼養動物の取扱いについて定め、被災地における飼養動物対策の総合的な推進を図る。 第2基本方針 飼養動物については、動物愛護等の観点から、適切な取扱いを行う。 第3家庭動物等の取扱い 1動物の適切な管理 動物の管理者は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「動物愛護条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適切な管理を行う。 2動物の避難 災害発生における動物の避難は、動物愛護条例第6条第1項第4号の規定により、動物の管理者は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。また、避難所での飼育動物の対策は以下に基づき、各避難所で詳細を定める。（ア）避難所の飼育動物の管理は、飼い主の責任で行う。 （イ）身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）に規定する身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬及び聴導犬）の同伴を周知する。（ウ）飼育動物の避難場所の管理・運営は、飼い主同士が協力して、管理責任者が中心となって定めた飼育ルールに従い行う。 3逸走犬等の保護 災害発生時において、町及び北海道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずる。また、町民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
古平町 （北海道）	古平町地域防災計画 第28節家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。 第1実施責任 1町 被災地における逸走犬等の管理を行う。 なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め、実施する。 2道 (1)後志総合振興局長は、町が行う被災地における家庭動物等の取扱いに関し、現地の状況に応じ指導を行う。 (2)道は、町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずる。 第2家庭動物等の取扱い 1動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号。以下、本節で「条例」という。）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取り扱う。 2災害時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。 第3同行避難 家庭動物との同行避難について、予め市町村等は避難所における家庭動物の種に応じた同行 避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報 する。 また、災害時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任に より、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。
仁木町 （北海道）	仁木町地域防災計画第7章災害応急対策計画第3節避難対策計画 5指定避難所等 （6）避難所の運営管理等 ～また、必要に応じ、避難所におけるペットのためのスペースの確保に努めるものとし、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。なお、ペットのためのスペースは、特に冬季を想定し、屋内に確保することが望ましい。 第20節住宅対策計画 4応急仮設住宅の設置（救助法が適用された場合） （8）運営管理 ～また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。
赤井川村 （北海道）	赤井川村地域防災計画本編第4章災害応急対策計画第29節家庭動物等対策計画 村は、動物愛護及び被災者支援の観点から、飼い主不明や負傷した家庭動物の保護や、同行避難時の適切な飼育指導等の家庭動物の救護を行う。 第1項実施責任 1. 赤井川村被災地における逸走犬等の管理を行う。なお、村単独で措置を講ずることが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め、実施する。 2. 北海道(1)後志総合振興局長は、村が行う被災地における家庭動物等の取扱いに関し、現地の状況に応じて助言を行う。 (2)道は、村長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずる。 第2項家庭動物等の取扱い 1動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号。以下、本節において「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取り扱う。 2災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が避難する際に動物を同行する等、飼い主自らの責任により行うものとする。 3村は、災害発生時において、道及び関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。
室蘭市 （北海道）	室蘭市地域防災計画 第2編風水害防災計画第4章災害応急対策計画 第14節家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。 1実施責任者 市（担当ー生活環境部）は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 2家庭動物等の取扱い （1）動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例 （平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 （2）災害発生における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、飼い主自らの責任により行うものとする。 （3）災害発生時において、市は道及び関係団体の協力を得て、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。 3同行避難 災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、飼い主は自らの責任により、同行避難（飼育している動物に伴い、安全な場所まで避難すること）を行うものとする。 第3編地震・津波防災計画第4章災害応急対策計画第14節家庭動物等対策計画 地震・津波災害時における被災地の家庭動物等の取扱いに関する計画は、第2編風水害防災計画第4章災害応急対策計画 第14節家庭動物等対策計画（P114）の基準に準じる
登別市 （北海道）	登別市地域防災計画第14節家庭動物対策計画 災害時における被災地の家庭動物の取扱については、本計画の定めるところによる。 1実施責任者 市は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 2飼養動物の取扱い （1）動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号）に基づき、災害時においても動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 （2）災害時における家庭動物の避難は、動物の飼い主が自らの責任において行う。 （3）市は、必要に応じ避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 （4）災害時において、市は、道及び関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
伊達市 （北海道）	伊達市地域防災計画　第15節　家庭動物当対策計画 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）、北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号）及び伊達市畜犬取締及び野犬掃とう条例（昭和34年条例第3号）に基づき、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。 1 逸走犬等の管理 被災地における逸走犬等の管理は、市が行う。 2 家庭動物等の取扱い (1) 動物の避難 災害発生時における動物の避難は、動物の飼い主が自己責任において行う。 (2) 逸走犬等の保護・収容 市は、災害発生時に関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容などの適切な処理を講じ、収容した逸走犬等について、市民に周知する
豊浦町 （北海道）	豊浦町地域防災計画 第5章災害応急対策/第28節家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。 第1実施責任 被災地における逸走犬等の管理及び飼養動物の取扱いに関しては、現地の状況に応じて胆振総合振興局長からの助言のもと、町長が行う。 第2家庭動物等の取扱い 1動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号。以下この節において「条例」という。）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 2災害時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。 第3同行避難 家庭動物との同行避難について、あらかじめ町等は避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。 また、災害時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること。）を行う。
洞爺湖町 （北海道）	洞爺湖町地域防災計画本編第13節飼養動物対策計画 災害時における被災地の飼養動物の取扱については、次のとおりとする。 第1実施責任 被災地における逸走犬等の管理は、町（担当ー生活環境対策班）が実施する。 第2飼養動物（ペット）の取り扱い (1)動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、(2)において「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 (2)災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が、自己責任において行うものとする。 (3)災害発生時において、北海道及び町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の捕獲・収容をするなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。
苫小牧市 （北海道）	◯苫小牧市地域防災計画（地震・津波災害対策編） 第3章災害応急対策計画 第15節廃棄物処理・防疫 第3被災地の防疫活動 7飼養動物の取扱 動物の管理者は動物の愛護及び管理に関する法律及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、災害発生時においても動物の愛護及び適切な管理を行うものとする。
白老町 （北海道）	白老町地域防災計画第28節家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取り扱いについては、次に定めるところによる。 1実施責任 町は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 2家庭動物等の取扱い (1)動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号。以下この節において「条例」という。）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 (2)災害時において、町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、町民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。 3同行避難 家庭動物との同行避難について、あらかじめ町等は避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。また、災害時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。
厚真町 （北海道）	厚真町地域防災計画【本編】第5章災害応急対策計画第14節家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。 1実施責任者 町長（救護班長）は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 2動物の取扱い (1)動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律台105号)及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年条例第3号)に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適切に取り扱うものとする。 (2)災害発生時における動物の避難は、北海道動物愛護及び管理に関する条例第6条第1項第4号の規定により、動物の管理者が、自己責任において行なうものとする。 (3)災害発生時において、道及び町は、関係団体の協力を得て、逸走犬の等の捕獲・収容をするなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。 3同行避難 災害発生時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること。）を行う。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
むかわ町 （北海道）	むかわ町地域防災計画　第5章　　災害応急対策計画 第26節　家庭動物等対策計画 第1　実施責任 1　町　被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 第2　家庭動物等の取扱い 1　動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号。以下この節において「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 2　災害発生時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。 第3　同行避難 家庭動物との同行避難について、予め町等は避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。 また、災害時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。
日高町 （北海道）	日高町地域防災計画第3章風水雪害対策第3節災害応急対策第22飼育動物対策 災害時の被災地における飼育動物の対応策については、次のとおりとする。 1飼育動物の取扱い 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号）に基づき、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うとともに、民生部は、必要に応じ、関係機関等の協力を得て、周知又は指導を行うものとする。 2逸走犬等の確保、保護及び収容 民生部は、関係機関等の協力を得て、逸走犬等を確保するとともに、保護・収容をするなど適切な措置を講ずるものとする。又、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。なお、保護・収容に関して、町は必要な人員の派遣、資機材の斡旋等、道への応援を要請できるものとする。 3特定動物の逸走に伴う措置 特定動物の逸走により、飼い主等から通報を受けた場合は、直ちに関係行政機関に通報するとともに、近隣住民に周知するものとする。
平取町 （北海道）	平取町地域防災計画（令和6年3月修正）資料編平取町避難所運営マニュアル 7活動班の活動（1）情報連絡班（2）警防班 【ペット連れ避難者への対応】 ペットと一緒に非難する方については、避難所に入所するにあたり、ペットの対応について説明して理解を得る必要があります。 ・ペット連れ避難者の受付を行い、「ペット登録台帳」に記載します。 ・ペットスペースを決定します。※衛生面やアレルギー対策として、居住スペースにペットは入れません。※原則、屋外としますが、屋外で飼育困難なペットで施設内に利用できる部屋がある場合は、屋内のスペース確保を検討します。 ・ペットの飼育についてルールを定め、飼育者に徹底してもらいます。※飼育管理と飼育場所の清掃は、飼い主に責任をもってもらいます。
様似町 （北海道）	様似町地域防災計画本編第5章地震・津波災害対策計画第2節災害応急対策計画14清掃計画 （1）（省略） （2）各種清掃方法 1～3省略 4死亡したペット等の処理は、所有者が行うものとするが、所有者が不明または被災者であって、なおかつ自力で処理できない場合は、厚生班が死体の処理を行う。 5放浪犬は、捕獲して適当な場所に収容し、住民に対して放浪犬を収容している旨を周知する。
えりも町 （北海道）	えりも町地域防災計画（風水害等災害対策編）令和6年3月 ・同行避難受入れの記載 風-5-25「第4節避難対策計画第10指定避難所の運営管理6」 風-5-26「第4節避難対策計画第11家庭動物対策1受入れへの対応」 風-5-95「第28節家庭動物等対策計画第3同行避難」 ・屋内受入れ 風-5-25「第4節避難対策計画第10指定避難所の運営管理6」 風-5-26「第4節避難対策計画第11家庭動物対策1受入れへの対応」 ・同伴（同室）受入れ 風-5-26「第4節避難対策計画第11家庭動物対策1受入れへの対応」 風-5-84「第24節第2実施の方法3応急仮設住宅（8）運営管理」 ・仮設住宅受入れ 風-5-84「第24節第2実施の方法3応急仮設住宅（8）運営管理」 風-5-95「第28節家庭動物等対策計画第3同行避難 別紙「地域防災計画」のとおり
北斗市 （北海道）	北斗市地域防災計画 第28節家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。 第1実施責任 市は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 第2家庭動物等の取扱い 1動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号、以下この節において「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 2災害発生時において、市は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。 第3同行避難 災害発生時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
八雲町 （北海道）	八雲町地域防災計画第3章災害応急対策計画第29節家庭動物等対策計画第3家庭動物等の取扱い 1動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号。以下、本節において「条例」という。）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 2災害時において、町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講じるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。
長万部町 （北海道）	長万部町地域防災計画第2章災害応急対策計画第29節家庭動物等対策計画 第1基本方針 町は、動物愛護及び被災者支援の観点から、飼い主不明や負傷した家庭動物の保護や、同行避難時の適切な飼育指導等の家庭動物の救護を行う。 第2実施責任 1長万部町 被災地における逸走犬等の管理を行う。 なお、町単独で措置を講ずることが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め、実施する。 2北海道 ⑴渡島総合振興局長は、町が行う被災地における家庭動物等の取扱いに関し、現地の状況に応じて助言を行う。 ⑵道は、町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずる。 第3家庭動物等の取扱い 1動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号。以下、本節において「条例」という。）に基づき、災害発生時においても動物の健康及び安全を保持し、適正に取り扱う。 2町は、災害発生時において、道及び関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。 第4同行避難 災害発生時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。
森町 （北海道）	森町地域防災計画第5章災害応急対策計画／第5節避難対策計画 ⑹町は、道からの助言や支援を参考とし、避難所における家庭動物のためのスペース確保に努める。なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましい。 第5章家庭動物対策計画／第30節1実施責任者 ⑴町長（住民生活対策部）は、被災地における逸走犬、放浪犬等の管理を行う。なお、町のみでは困難な場合は、近隣市町及び道に対し、必要な人員の派遣、資機材の斡旋等応援を要請する。 ⑵ア渡島総合振興局長は、町が行う被災地における家庭動物等の取扱いに関し現地の状況に応じ指導を行う。イ道は、町長から逸走犬、放浪犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合、速やかに必要な人員の派遣、資機材の斡旋等、所要の措置を講ずる。 2家庭動物等の取扱い ⑴動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号。以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。 ⑵災害発生時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬、放浪犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬、放浪犬等の収容について周知を図る。
松前町 （北海道）	松前町地域防災計画第5章災害応急対策計画第21節飼育動物対策計画 ペットの飼育、保護は、所有者の責任において行うことを原則とする。避難活動時には、避難者自らがペット救援所等にペットを預けるように広報する。 1ペット救援所等の開設町長（福祉対策班）は、ペットの保護が避難者の責任で行うことができず、避難生活に支障がある場合は、北海道及び北海道獣医師会にペットの救援及び飼育管理について応援を要請する。町長は、北海道及び北海道獣医師会と連携して、ペットの種類、頭数を把握したうえで、救援所の設置場所、開設日時、施設規模等について決定し、救援動物保護センターと救援動物治療センターの開設を図る。 2飼育動物の取り扱い （1）動物の管理者（飼い主）は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」に基づき、災害発生時においても、動物の愛護及び適切な管理を行うものとする。 （2）災害発生時における動物の避難は、道条例第6条第1項第4号の規定により、動物の管理者（飼い主）が自己責任で行うものとする。 （3）災害発生時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の捕獲、収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。
七飯町 （北海道）	七飯町地域防災計画第5章災害応急対策計画第27節家庭動物等対策計画 第1実施責任 1七飯町 被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 2北海道 ⑴渡島総合振興局長は、町が行う被災地における家庭動物等の取扱に関し、現地の状況に応じ助言を行うものとする。 ⑵道は、被災地の町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっ旋等所要の措置を講ずるものとする。 第2家庭動物等の取扱い 1動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号。以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取り扱うものとする。 2災害発生における動物の避難は、道条例第6条第1項第4号の規定に基づき、飼い主が避難する際に動物を同行する等、飼い主自らの責任により行うものとする。 3災害発生時において、町と道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
鹿部町 （北海道）	鹿部町地域防災計画第5章災害応急対策計画第5節避難対策計画 第14指定避難所の運営管理等 6町は、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましい。 また、町は、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 鹿部町地域防災計画第5章災害応急対策計画第29節家庭動物等対策計画 第1実施責任者 町長（担当：民生対策部）は、被災地における逸走犬等の保護・収容等の処置を行うものとする。 第2応援の要請 町のみで逸走犬等の保護・収容等が困難な場合は、道に対し必要な人員の派遣、資機材のあっせんなどの応援を要請するものとする。 また、町は家庭動物の保護が避難者の責任で行うことができず、避難生活に支障がある場合は、道及び北海道獣医師会と連携して家庭動物の種類、頭数を把握したうえで、救護所の設置場所、開設日時、施設規模等について決定し、救護動物保護センターと救護動物治療センターの開設を図る。 第3家庭動物の取扱い 1動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号、以下この節において「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 2災害時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。 第4同行避難 家庭動物との同行避難について、あらかじめ町等は避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。 また、災害時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。 鹿部町地域防災計画第5章災害応急対策計画第25節住宅対策計画 第2実施の方法 (8)運営管理 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。 また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受け入れに配慮するものとする。
江差町 （北海道）	江差町地域防災計画第5章災害応急対策計画第28節家庭動物対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。 第1実施責任 町は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとし、檜山振興局長は、町が行う被災地における家庭動物等の取扱に関し、現地の状況に応じ助言を行い、被災地の町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣・資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。 第2家庭動物等の取扱 1. 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号。以下この節において「条例」という。）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取り扱うものとする。 2. 災害時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。 第3同行避難 家庭動物との同行避難について、予め町等は避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。 また、災害時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。
厚沢部町 （北海道）	厚沢部町地域防災計画第4章災害応急対策計画第27節家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。 1家庭動物等の取扱い 1. 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 2. 災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 3. 災害発生時において、町は、関係団体の協力を得て逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し逸走犬等の収容について周知を図るものとする。
乙部町 （北海道）	乙部町地域防災計画≪一般災害対策編≫第5章災害応急対策計画第28節家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。 第1実施責任 1乙部町 被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 2北海道 (1)檜山振興局長は、町が行う被災地における家庭動物等の取扱に関し、現地の状況に応じ助言を行うものとする。 (2)道は、被災地の町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。 第2家庭動物等の取扱い 1動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号。以下この節において「条例」という。）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする 2災害時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。 第3同行避難 家庭動物との同行避難について、あらかじめ町等は避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。 また、災害時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
奥尻町 （北海道）	奥尻町地域防災計画 第29節家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる 1. 実施責任者 町長は、逸走犬等の保護・収容をするなど適切な処置を講じるとともに、住民に対し、逸走犬の収容について周知を図るものとする。 なお、必要に応じて家庭動物救護本部の設置を行い、北海道及び関係団体に協力を要請する。 2. 家庭動物等の取扱い (1)動物の飼い主 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に扱うものとする。 (2)災害発生時における動物の避難 ア指定避難所においては、多数の被災者が共同生活を送ることから、動物の好き嫌いや動物からの危害の発生を少なくするにも居住スペースとの同伴は、原則、禁止するが保護・収容のスペースの確保に努めるものとする。 ただし、盲導犬は、除くこととし、被災住民の協力を得るため避難所内において周知するものとする。 イ仮設住宅においては、仮設住宅の状況（形態・立地場所・地域数）、ペット同行避難者及びペットの種類・数・飼育形態等の状況を考慮して、仮設住宅におけるペットの飼育方法を決定するものとする。
今金町 （北海道）	今金町避難所運営マニュアル第2章初動体制7. ペットの受け入れについて ◆災害発生後の避難所は、多くの避難者が生活を送る場所となり、ペットを家族と考える人もいれば、動物が苦手な人やアレルギーを持つ人もいますので、避難所でのペット受入は慎重に検討する必要があります。 ◆受入は、発災後、災害の規模や避難所開設想定期間等を総合的に検討し、町災害対策本部がその都度判断します。 第3章運営組織の立ち上げ・運営4. ペットについて ◆ペットの種類によっては屋外で飼育できないものもあることから、屋内にスペースを設けることも考慮する必要があります。 ◆万が一のトラブルやアレルギー体質の方への配慮の必要性などを説明し、ペット登録台帳(様式17)に登録する。 ◆ペットスペースは、鳴き声や臭いが人の居住スペースにできるだけ届かない場所を指定することとし、設営、飼育、清掃については飼い主たちが協力し合い、責任を持って行うこととします。 ◎同行避難時の準備ペットと同行避難する避難者は、ペットフードやケージ、ペット用防災用品を持参する必要があります。 ※持参するもの(例)～ペットフード・水(5日分)、ケージ、首輪・リード、トイレ用品、ペット用食器など
士別市 （北海道）	士別市防災計画第6章災害応急対策計画第5節避難対策計画 7避難所の運営 必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。この際、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう連携に努めるものとする。 第19節家庭動物対策計画 この計画では、災害時における被災地の家庭動物の取扱いについて定める。 (1)動物の飼い主 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取り扱うものとする。また、災害発生時における動物の避難は、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 (2)市及び北海道 災害時において、市及び北海道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な措置を講ずるとともに、住民等に対して逸走犬等の収容について周知を図るものとする。 家庭動物との同行避難について、予め避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。 第32節防災ボランティアとの連携計画 ⑩被災動物の保護・救助
富良野市 （北海道）	富良野市地域防災計画本編第4章災害応急対策計画第22節飼養動物対策計画 この計画は、災害時における動物等の適切な管理について、必要な事項を定める。 1. 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号）に基づき、災害発生時においても動物の愛護及び適切な管理を行うものとする。 2. 災害発生時における動物の避難は、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 3. 災害発生時において、北海道及び市は関係団体の協力を得て、逸走犬等の捕獲・収容をするなど適切な措置を講ずるとともに、住民等に対して放浪犬等の収容について周知を図るものとする。
鷹栖町 （北海道）	第5章　災害応急対策計画　第13節　廃棄物処理等計画 6　飼養動物の取扱い (1)動物の管理者は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48男法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号。以下「条例」という。）に基づき災害発生時においても、動物の愛護及び適切な管理を行うものとする。 (2)災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の管理が自己責任において行うものとする。 (3)災害発生時において、町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の捕獲・収容をするなど適切な処置を講ずるとともに、住民に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。
東神楽町 （北海道）	東神楽町地域防災計画第15章第2節動物対策 第1飼養動物への対応 1ペットの避難 避難時のペットの保護及び飼養は、「北海道動物の愛護及び管理に関する条例」（平成13年条例第3号）に基づき、原則として動物の管理者が行う。避難所ではペットの保護は行わない。総務対策部は、住民による自己責任においてペットを避難させることを広報する。 2ペット救護所の設置 住民対策部は、避難生活が長期化し、避難所において避難生活の障害となるペット問題が生じた場合は、北海道及び北海道獣医師会等とその取り扱いについて協議する。ペット救護所等を設置する場合は、公共用地に設置し、必要な資機材、ペットフードを確保する。 第2放浪動物への対応 1放浪又は逸走動物の収容 住民対策部は、北海道、関係団体等と協力して飼い主が不明なペット等を保護し、犬抑留場等に収容する。不足する場合は、新規に保護施設を設置する。また、住民等に放浪犬等への注意や収容について広報する。 2死亡動物の処理 死亡した動物は、しらかば清掃センター等で処理する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
当麻町 （北海道）	当麻町地域防災計画（一般災害対策編） 第20節家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱については、本計画の定めるところによる。 第1実施責任 1当麻町 被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 なお、当該町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施するものとする。 2北海道 （1）上川総合振興局長は、町が行う被災地における家庭動物等の取扱に関し、現地の状況に応じ助言を行うものとする。 （2）道は、町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。 第2家庭動物等の取扱い 1動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号。以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 2災害発生における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、避難する際に動物を同行する等、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 3災害発生時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。 当麻町地域防災計画（地震災害対策編） 第20節家庭動物等対策計画 本節については、一般災害対策編「第5章第20節家庭動物等対策計画」を準用する。
比布町 （北海道）	比布町地域防災計画 第5章災害応急対策計画 第28節家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。 第1実施責任 1比布町 被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施するものとする。 2北海道 （1）上川総合振興局長は、町が行う被災地における家庭動物等の取扱に関し、現地の状況に応じ指導を行うものとする。 （2）道は、町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。 第2家庭動物等の取扱い 1動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号。以下、この節において「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 2災害発生における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 3災害発生時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。
美瑛町 （北海道）	美瑛町地域防災計画本編第2編風水害等対策第3章災害応急対策計画第17節農畜産・動物第3飼養・放浪動物対策 1（1）避難時のペットの保護及び飼養は、「北海道動物の愛護及び管理に関する条例」（平成13年条例第3号）に基づき、原則として動物の管理者が行う。避難所ではペットの保護は行わない。総務渉外対策部は、住民による自己責任においてペットを避難させることを広報する。 1（2）民生文教対策部は、避難生活が長期化し、避難所において避難生活の障害となるペット問題が生じた場合は、公共用地に設置し、必要な資機材、ペットフードを確保する。 2（1）民生文教対策部は、北海道、関係団体等と協力して放浪犬や放浪家畜の捕獲、収容を行う。また、住民等に放浪犬等への注意や収容について広報する。 2（2）死亡した動物は、しらかば清掃センター等で処理する。
上富良野町 （北海道）	上富良野町地域防災計画Ⅱ．水害・土砂災害対策編第7章災害応急対策第10節農畜物・動物対策/Ⅳ．地震災害対策編第3章災害応急対策第10節農畜物・動物対策 (1)ペットの避難時のペットの保護及び飼養は、「北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号）」に基づき、原則として動物の管理者が行う。避難所ではペットの保護は行わない。民生対策部は、住民による自己責任においてペットを避難させることを広報する。 (2)ペット救護所の設置民生対策部は、避難生活が長期化し、避難所等において避難生活の障害となるペット問題が生じた場合は、北海道及び北海道獣医師会等と取り扱いについて協議する。ペット救護所等を設置する場合は、公共用地に設置し、必要な資機材、ペットフードを確保する。 (3)放浪動物の収容民生対策部は、北海道、関係団体等と協力して放浪犬や放浪家畜の捕獲、収容を行う。また、住民等に放浪犬等への注意や収容について広報する。 (4)死亡動物の処理死亡した動物はクリーンセンターで処理する。 Ⅲ．火山災害対策第3章災害応急対策第11節家畜等の避難対策 (1)ペットの避難ペットの避難は、原則として所有者が実施することを原則とする。民生対策部は、避難準備等の段階で広報により住民に周知する。所有者が自力では避難させることができない場合は、北海道、北海道獣医師会等と協議する。 (2)ペット避難所の設置民生対策部は、動物救護センターが設置される場合は、北海道及び北海道獣医師会等と連携して富原地区・東中地区の公共用地を設置場所として確保する。また、ペットの飼育援助等を社会福祉協議会等を通じてボランティアに要請する。 (3)飼料等の確保民生対策部は、北海道を通じてペットフード工業会にペットフードの斡旋を要請する。
中富良野町 （北海道）	中富良野町地域防災計画第5章災害応急対策第20節飼養動物対策計画 町長は、地域における逸走犬等の管理を行う。なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め、実施する。 1動物の飼い主は、動物及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下、本節において「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。 2災害発生における動物の避難は、条例第6条の規定により、動物の飼い主が自己責任において行う。 3災害発生時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
南富良野町（北海道）	第28節家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについての計画は、次のとおりである。 第1実施責任 1南富良野町 町長は、地域における逸走犬等の管理を行う。なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め、実施する。 2北海道 (1)上川総合振興局長は、町が行う被災地における家庭動物等の取扱いに関し、現地の状況に応じ指導を行う。 (2)道は、町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合、速やかに必要な人員の派遣、資機材の斡旋等、所要の措置を講ずる。 第3家庭動物等の取扱い 1動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105豪)及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年条例第3号、以下、本節において「条例」という。) 2災害発生時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の収容について周知を図る。 第3同行避難 災害発生時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難(飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること)を行う。
占冠村（北海道）	○家庭動物対策計画 家庭動物の取扱い 1動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年条例第3号。以下「条例」という。)に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に扱うものとする。 2災害発生における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 3災害発生時において、村及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等に収容について周知を図るものとする。
和寒町（北海道）	和寒町地域防災計画基本編･地震防災対策編 第5章災害応急対策計画 第4節避難対策計画 第11指定避難所の運営管理等 6)町は、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましい。 また、町は、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 第24節住宅対策計画 第2実施の方法 3. 応急仮設住宅 8)運営管理 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。 また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。 第28節家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。 第3同行避難 災害発生時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難(飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること)を行う。
下川町（北海道）	下川町域防災計画　第5章災害応急対策計画　第29節家庭動物等対策計画 ○　災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。 第1　実施責任 町は被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 第2　家庭動物等の取扱い 　1　動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年条例第3号、「条例」という)に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 　2　災害発生時において、町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。 第3　同行避難 　災害時発生時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難(飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること)を行う。 1　家庭動物同行避難の必要性 町が担う家庭動物同行避難対策の必要性については、動物愛護の観点のみならず、人命救助の観点においても下記の理由のとおり重要である。 (1)家庭動物と一緒に避難できる施設がないことで飼い主が危険な自宅に留まる等「避難しない」ことを選択させないこと。 (2)飼い主がやむを得ず自宅等に残した家庭動物の世話や迎えに行くことでの被災の防止(戻った際に余震や土砂崩れ、水害に遭う等) (3)飼い主である被災者の心のケア(家庭動物も家族の一員という意識) 2　自治体が行う災害時の家庭動物対策の意義 家庭動物を連れた被災者が必要とする支援を自治体が担うことは、家庭動物の飼い主の早期自立を支援することにも寄与すること、家庭動物を飼養しない多くの被災者とのトラブルを最小化させること、その結果、全ての被災者の生活環境の保全を図ることになる。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
美深町 （北海道）	【美深町国民保護計画】 第3編第4章第2節3（9）動物の保護等に関する配慮 　町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の借置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等 【美深町地域防災計画】 第3章応急対策編　第20節　飼育動物対策計画 　災害時における被災地の飼養動物の取扱いについては、本計画の定めるところによる。 第1項 実施責任 1 美深町 　被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町及び道に応援を求め実施するものとする。 2 北海道 （1）上川総合振興局長は、町が行う被災地における飼養動物の取扱いに関し、現地の状況に応じ指導を行うものとする。 （2）道は、町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。 第2項 飼育動物の取扱い １ 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 ２ 災害発生における動物の非難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 ３ 災害発生時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。
音威子府村 （北海道）	音威子府村地域防災計画風水害等災害対策編第5章災害応急対策計画第28節家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについての計画は、次のとおりである。 第1実施責任 1音威子府村 村長は、地域における逸走犬、放浪犬等の管理を行う。 なお、村のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め、実施する。 2北海道 （1）上川総合振興局長は、村が行う被災地における家庭動物等の取扱いに関し、現地の状況に応じ指導を行う。 （2）道は、村長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合、速やかに必要な人員の派遣、資機材の斡旋等、所要の措置を講ずる。 第2家庭動物等の取扱い 1動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下、本節において「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。 2災害発生における動物の避難は、条例第6条の規定により、動物の飼い主が自己責任において行う。 3災害発生時において、村及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬、放浪犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬、放浪犬等の収容について周知を図る。
中川町 （北海道）	中川町地域防災計画（基本編）第5章災害応急対策計画第27節家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについての計画は、次のとおりである。 第1実施責任 1町 町長は、地域における逸走犬、放浪犬等の管理を行う。 なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め、実施する。 2道 （1）上川総合振興局長は、町が行う被災地における家庭動物等の取扱いに関し、現地の状況に応じ助言を行う。 （2）道は、町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合、速やかに必要な人員の派遣、資機材の斡旋等、所要の措置を講じる。 第2家庭動物等の取扱い 1動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号。以下、本節において「条例」という。）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。 2災害時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬、放浪犬等の保護・収容するなど適切な処置を講じるとともに、住民等に対し、逸走犬、放浪犬等の収容について周知を図る。 第3同行避難 家庭動物との同行避難について、予め町等は避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。 また、災害時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。
幌加内町 （北海道）	幌加内町地域防災計画第28節家庭動物等対策計画 第1基本方針 町は、災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについて、必要な措置を講ずる。 第2町の措置 1町は、被災地における逸走犬等の管理を行う。 2町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び北海道に応援を求め、実施する。 なお、町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請をした場合、北海道は、速やかに必要な人員の派遣、資機材の斡旋等所要の措置を講ずる。 第3家庭動物等の取扱い 1動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号。以下、本節で「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取扱う。 2災害発生時において、町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容をするなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。 第4同行避難 災害発生時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は、自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
愛別町 （北海道）	愛別町地域防災計画（一般災害対策編）第28節家庭動物等対策計画 第1基本方針 町は動物愛護及び被災者支援の観点から、飼い主不明や負傷した家庭動物保護や、同行避難時の適切な飼育指導等の家庭動物の救護を行う。 第2実施責任 1愛別町被災地における逸走犬の管理を行う。なお、町単独で措置を講ずることが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め、実施する。 2北海道 (1)上川総合振興局長は、町が行う被災地における家庭動物等の取扱いに関し、現地の状況に応じて助言を行う。 (2)道は、町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の処理を講ずる。 第3家庭動物等の取扱い 1動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護に関する条例（平成13年条例第3号。以下、本節において「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取り扱う。 2災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行う。 3町は、災害発生時において、道及び関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。 災害応急対策計画第9避難所の運営管理等 2被災者の生活環境の管理 (2)また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースを設ける。
東川町 （北海道）	東川町防災計画第5章災害応急対策計画P287から抜粋 5飼養動物の取り扱い (1)動物の管理者は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の愛護及び適切な管理を行うものとする。 (2)災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の管理者が、自己責任において行うものとする。 (3)災害発生時において、北海道及び町は、関係団体の協力を得て、放浪犬等の捕獲・収容をするなど適切な処置を講ずるとともに、住民に対し、放浪犬等の収容について周知を図るものとする。
剣淵町 （北海道）	剣淵町防災計画第28節家庭動物対策計画 第1実施責任 1北海道 1）上川総合振興局町は、町が行う被災地における家庭動物等の取扱いに関し、現地の状況に応じ、助言を行うものとする。 2）道は、町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。 2剣淵町町は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 被災地における逸走犬等の管理及び家庭動物の取扱いに関しては、現地の状況に応じ上川総合振興局長からの助言、指導の下、町長が行うこととし、担当は民生班及び産業班が当たるものとする。 なお、被災地の逸走犬等の保護・収容に関して、町長は必要な人員の派遣、資機材のあっせん等、道（上川総合振興局）へ応援を要請できるものとする。 第2家庭動物の取扱い 1動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号）に基づき、災害時においても動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 2災害時において、道及び町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容する等適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。 第3同行避難 町は、家庭動物との同行避難について、あらかじめ避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否を調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。また、災害時には、条例第6条第1項第4号の規程に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。
名寄市 （北海道）	名寄市地域防災計画　第6章 災害応急対策計画　第 13 節 廃棄物処理及び環境保全計画 8 飼養動物の取り扱い （1）動物の管理者は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号)及び北海道 動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、災害発生時においても、動物の愛護及び適切 な管理を行うものとする。
上川町 （北海道）	上川町地域防災計画第5章28節 災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。 第1実施責任 1町 町は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 第2家庭動物等の取扱い 1動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 2災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 3災害発生時において、道及び町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
留萌市 （北海道）	留萌市地域防災計画 第4節避難対策計画 災害時において市民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置については、本計画の定めるところによる。 第11避難所の運営管理等 4市は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なよう実態とニーズ把握に努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。その際、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。また、避難所の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。 また、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとし、必要に応じ道（留萌振興局）に支援を要請する。 第24節住宅対策計画 災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮説住宅の建設については、本計画の定めるところによる。 第2実施の方法 3応急仮説住宅 （8）運営管理 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。 また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 第28節家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。 第1実施責任 1市 市は、被災地における逸走犬等の管理を行う。 2道（留萌振興局） （1）留萌振興局長は、市が行う被災地における家庭動物等の取扱に関し、現地の状況に応じ助言を行う。 （2）道（留萌振興局）は、被災地の市長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずる。 第2家庭動物等の取扱い 1動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号。以下「動物愛護条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。 2災害発生時において、市は道（留萌振興局）と連携して、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、市民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。
増毛町 （北海道）	増毛町地域防災計画第2編基本（風水害等対策）編第2章災害応急対策計画第29節家庭動物等対策計画 第1実施計画 町は、動物愛護及び被災者支援の観点から、飼い主不明や負傷した家庭動物の保護や、同行避難時の適切な飼育指導等の家庭動物の救護を行う。 第2実施責任 1増毛町被災地における逸走犬等の管理を行う。なお、町単独で措置を講ずることが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め、実施する。 第3家庭動物等の取扱い 1動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号。以下、本節において「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取り扱う。 2災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、飼い主が避難する際に動物を同行する等、飼い主自らの責任により行う。 3町は、災害発生時において、道及び関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。
小平町 （北海道）	小平町地域防災計画 第28節家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。 第1実施責任 町は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 第2家庭動物等の取扱い 1動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号、以下この節において「条例」という。）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 2災害時において、町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。 第3同行避難 家庭動物との同行避難について、予め町等は避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。 また、災害時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。
苫前町 （北海道）	苫前町地域防災計画（風水害等災害対策編）第5章災害応急対策計画第20節飼育動物対策計画第2家庭動物等の取扱い 1動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下、本節において「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。 2災害発生における動物の避難は、条例第6条の規定により、動物の飼い主が自己責任において行う。 3災害発生時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。 苫前町地域防災計画（風水害等災害対策編）第5章災害応急対策計画第22節住宅対策計画第2実施の方法⑼運営管理 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
羽幌町 （北海道）	羽幌町地域防災計画【計画編】 第2編風水害対策編第2章災害応急対策計画第29節家庭動物等対策計画 第1基本方針 町は、災害時における被災地の家庭動物等の取り扱いについて、必要な措置を講ずる。 第2実施責任 1町 町長は、地域における被災地の家庭動物等の取り扱いについて、必要な措置を講ずる。 2道 (1)留萌振興局長は、町が行う被災地における家庭動物等の取り扱いに関し、現地の状況に応じ指導を行う。 (2)道は、町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずる。 第3家庭動物等の取り扱い 1動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号。以下、本節において条例という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を確保し適正に取り扱う。 2災害発生における動物の避難は条例第6条第1項第4号の規定に基づき、飼い主が避難する際に動物を同行する等、飼い主自らの責任により行う。 3町は、災害発生時において、道、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。
初山別村 （北海道）	初山別村地域防災計画第2編基本（風水害等対策）編 第2章災害応急対策計画 第29節家庭動物等対策計画第1基本方針村は、動物愛護及び被災者支援の観点から、飼い主不明や負傷した家庭動物の保護や、同行避難時の適切な飼育指導等の家庭動物の救護を行う。第2実施責任 1初山別村被災地における逸走犬等の管理を行う。なお、村単独で措置を講ずることが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め、実施する。 2北海道 (1)留萌振興局長は、村が行う被災地における家庭動物等の取扱に関し、現地の状況に応じて助言を行う。 (2)道は、村長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずる。 第3家庭動物等の取扱い 1動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号。以下、本節において「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。 2災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行う。3村は、災害発生時において、道及び関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬の収容について周知を図る。
遠別町 （北海道）	遠別町地域防災計画基本／地震・津波災害対策編第3章災害応急対策計画第6節第5項防疫・環境対策の実施 5家庭動物等の取り扱い (1)動物の管理者は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の愛護及び適切な管理を行うものとする。 (2)災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の管理者が、自己責任において行うものとする。 (3)災害発生時において、町（住民課）は、関係団体の協力を得て、放浪犬等の捕獲・収容をするなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、放浪犬等の収容について周知を図るものとする。
天塩町 （北海道）	天塩町地域防災計画 第5章災害応急対策計画/第28節家庭動物等対策計画 第1実施責任 1町 被災地における逸走犬等の管理及び飼養動物の取扱いに関しては、現地の状況に応じて留萌振興局からの指導のもと、町が行うこととし、家畜は建設部、家畜以外の死亡獣畜は総務部が担当するものとする。 2北海道 (1)留萌振興局長は、町が行う被災地における家庭動物等の取扱いに関し、現地の状況に応じ指導を行うものとする。 (2)北海道は、被災地の町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。 第2飼養動物の取扱い 1動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号。以下「条例」という。）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 2災害時において、町及び北海道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。 第3同行避難 家庭動物との同行避難について、あらかじめ町等は指定避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行指定避難所の開設状況を広報する。 また、災害時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。
稚内市 （北海道）	稚内市地域防災計画第四章第六節第七項清掃計画（4）飼養動物の取り扱い ア動物の管理者は、災害発生時においても動物の愛護及び適切な管理を行うものとする。 イ災害発生時における動物の避難は、動物の管理者が自己責任において行うものとする。 ウ市は、被災し放置された飼養動物について、道の指導・助言の下に収容対策を講ずるものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
猿払村 （北海道）	猿払村地域防災計画(一般災害対策編) 第4節避難対策計画第10指定避難所の運営管理等 6村は、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましい。また、市町村は、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 第28節家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。 第1実施責任 村長は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 なお、村のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道をはじめ、動物愛護ボランティア等に応援を求め、実施する。 第2家庭動物等の取扱い 1動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 2災害発生時において、村及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。 第3同行避難 災害発生時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。
浜頓別町 （北海道）	浜頓別町地域防災計画一般災害対策編 第18節飼養動物対策計画 災害時における被災地の飼養動物の取扱いについては、本計画の定めるところによる。 第1実施責任 1町 被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 2北海道 （1）宗谷総合振興局長は、町が行う被災地における飼養動物の取扱いに関し、現地の状況に応じ指導を行うものとする。 （2）道は、被災地の町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。 第2飼養動物の取扱い 1動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 2災害発生における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 3災害発生時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容など適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。
中頓別町 （北海道）	中頓別町地域防災計画本編第5章：災害応急対策第29節：家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。 第1実施責任 町は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 第2家庭動物等の取扱い 1動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号。以下この節において「条例」という。）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 2災害発生時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。 第3同行避難 家庭動物との同行避難について、あらかじめ町等は避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。 また、災害時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること。）を行う。
枝幸町 （北海道）	枝幸町地域防災計画第3編風水害応急対策計画第29節家庭動物等対策計画第4編第23節家庭動物等対策計画 1家庭動物等の取扱い （1）動物の飼主は、「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48年法律第105号）及び「北海道動物の愛護及び管理に関する条例」（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取り扱うものとする。 （2）災害発生における動物の非難は、条例第6条第1項第4条の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 （3）災害発生時において、町は、道及び関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容など適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。2被災地域における動物の保護 飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、道及び獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行う。 3避難所における動物の適正な飼育 町は、道と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 （1）各地区の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等に関する道への支援要請 （2）避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
豊富町 （北海道）	豊富町地域防災計画第5章 災害応急対策計画第4節避難対策計画第11指定避難所の運営管理等 6町は、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとし、道においては、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保についての指針を示すなど、町に対する助言・支援に努めるものとする。なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましい。また、町は、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 (8)運営管理 第24節住宅対策計画第2実施の方法3応急仮設住宅 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。 また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 第28節家庭動物対策計画第2家庭動物等の取扱い 1動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号。以下この節において「条例」という。）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 第3同行避難家庭動物との同行避難について、あらかじめ町等は避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広 報する。 また、災害時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。
利尻町 （北海道）	利尻町地域防災計画　第21節　家庭動物等対策計画 町は、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましい。 利尻町避難所運営マニュアル　第10章衛 生班の役割　5 ペットに関すること 災害発生時には人間と同様にペットも行き場所を失います。 避難所内における配置を検討して一定のルールのもと、共存できるように配慮をお願いします。 (1)避難所居住スペースは原則ペットの持ち込みを禁止します。 (2)敷地内の屋外に専用のスペースを設けてください。小鳥など、小動物については、室内の飼育も検討してください。 (3)ペットの世話については飼い主が責任をもって対応をしてください。 (4)ペットについては、登録台帳（様式14「ペット登録台帳」）で管理してください。 (5)盲導犬、介助犬などは、他の避難者のアレルギーなども考慮しつつ、居住空間での対応を検討してください。
利尻富士町 （北海道）	利尻富士町地域防災計画一般災害対策編第5章災害応急対策計画第18節家庭動物等対策計画 第2家庭動物等の取扱い 1動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 2災害発生における動物等の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 3災害発生時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容など適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。
幌延町 （北海道）	幌延町地域防災計画　第2章 災害応急対策計画　第29節 家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱いに関する計画は、次のとおりとする。 第1項 実施責任 被災地における逸走犬等の管理及び飼養動物の取扱いに関しては、現地の状況に応じて宗谷総合振興局からの指導のもと、町が行うこととし、家畜は産業部、家畜以外の死亡獣畜は生活部が担当するものとする。 第2項 家庭動物等の取扱い 1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下この節において「条例」という。）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 2 災害時において、町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容をするなど適切な処理を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。 第3項 同行避難 災害時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。
興部町 （北海道）	興部町地域防災計画【風水害等災害対策編】第4章災害予防計画第28節家庭動物等対策計画及び興部町地域防災計画【地震・津波災害対策編】第5章災害応急対策計画第31節家庭動物等対策計画 第1基本方針 町は、地震・津波災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについて、必要な措置を講じる。 第2実施機関等 衛生担当 第3町の措置 1町は、被災地における逸走犬等の管理を行う。 2町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び北海道に応援を求め、実施する。 なお、町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請をした場合、北海道は、速やかに必要な人員の派遣、資機材の斡旋等所要の措置を講ずる。 第4家庭動物等の取扱い 1動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号。以下、本節で「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取扱う。 2災害発生における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行う。 3災害発生時において、町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容をするなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。
佐呂間町 （北海道）	佐呂間町地域防災計画第5章災害応急対策計画第26節飼養動物対策計画 2飼養動物の取扱い (1)動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号。以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を維持し適正に取り扱うものとする。 (2)災害発生における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 (3)災害発生時において、道及び町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容を行うなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
斜里町 （北海道）	斜里町地域防災計画第5章風水害応急対策計画第29節家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。 第1実施責任者 1町 町は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 2道 (1)オホーツク総合振興局長は、町が行う被災地における家庭動物等の取扱に関し、現地の状況に応じ助言を行うものとする。 (2)道は、町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。 第2家庭動物等の取扱い 1動物の管理者は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、災害発生時においても、動物の愛護及び適切な管理を行うものとする。 2災害地における動物の避難は、北海道動物の愛護及び管理に関する条例の規定により、動物の管理者が、自己責任において行うものとする。 3放浪犬の処理は、道（保健所）の指示により総務対策部が実施する。
北見市 （北海道）	北見市地域防災計画本編 第5章第4節避難対策計画 災害時において市民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置については、本計画の定めるところによる。 第9指定避難所の運営管理等 1運営・管理 (6)市は、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとし、道においては、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保についての指針を示すなど、市に対する助言・支援に努めるものとする。なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましい。 また、市は、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 第5章第26節住宅対策計画 災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理については、本計画の定めるところによる。 第2実施の方法 3応急仮設住宅 (8)運営管理 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意思を反映できるよう配慮するものとする。 また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 第5章第30節家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。 第1実施責任 市長は、被災地における逸走犬等の管理を行う。なお、市のみで逸走犬等の保護・収容等の処置が困難な場合は、道に対し必要な人員の派遣、資機材のあっせん等応援を要請する。 第2家庭動物等の取扱い 1動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律（1973年）第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年（2001年）北海道条例第3号。以下この節において「条例」という。）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。 2災害時において、道及び市は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、市民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。 第3同行避難 家庭動物との同行避難について、あらかじめ市は避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。 また、災害時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。
紋別市 （北海道）	紋別市地域防災計画一般災害対策編 第13章被災地の応急対策計画2防疫対策7家庭動物対策 （1）実施責任者市は、被災地における逸走犬等の管理を行う。 （2）家庭動物の取扱い 1動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。 2災害発生時において、市は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・受入れをする等適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の受入れについて周知を図る。 （3）同行避難災害発生時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。
湧別町 （北海道）	○湧別町地域防災計画第5章災害応急対策計画第20節飼養動物対策計画 1. 実施責任者 町長は、逸走犬等の管理を行うものとする。 2. 飼養動物の取扱い (1)動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 (2)災害発生における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、飼い主が避難する際に動物を同行する等、飼い主自らの責任により行うものとする。 (3)災害発生において、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
網走市 （北海道）	網走市地域防災計画基本編【第6部】災害応急対策計画 第27章家庭動物等対策計画第2節家庭動物の取扱い 1動物の健康及び安全を保持 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年北海道条例第3号。以下この節において「北海道条例」という。)に基づき、災害発生においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。 2逸走犬等の収容 災害発生において、市は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の捕獲・収容をする等適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、放浪犬等の収容について周知を図る。 網走市国民保護計画第3編武力攻撃事態等への対処第4章警報及び避難の指示等 第2避難住民の誘導等3避難住民の誘導(9)動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう務める。 ・危険動物の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
清里町 （北海道）	清里町地域防災計画第5章災害応急対策計画第28節家庭動物等対策計画 第1基本方針 町は、動物愛護及び被災者支援の観点から、飼い主不明や負傷した家庭動物の保護や、同行避難時の適切な飼育指導等の家庭動物の救護を行う。 第2実施責任 1清里町 被災地における逸走犬等の管理を行う。 なお、町単独で措置を講ずることが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め、実施する。 2北海道 (1)オホーツク総合振興局長は、町が行う被災地における家庭動物等の取扱いに関し、現地の状況に応じて助言を行う。 (2)道は、町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずる。 第3家庭動物等の取扱い 1動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号。以下、本節において「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取り扱う。 2災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行う。 3町は、災害発生時において、道及び関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬の収容ついて周知を図る。
大空町 （北海道）	大空町防災計画抜粋 第19章飼養動物対策計画 災害時における被災地の飼養動物の取扱いに関する計画は、次のとおりである。 第1節実施責任者 町は、被災地における逸走犬等の管理を行う。 第2節飼養動物の取扱い 1動物の健康及び安全保持 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。 2動物の避難 災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行う。 3逸走犬等の収容 災害発生時において、関係団体の協力を得て、逸走犬等の捕獲・収容をする等適切な処置を講ずるとともに、町民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。
雄武町 （北海道）	雄武町地域防災計画風水害等災害対策編第5章災害応急対策計画第28節家庭動物等対策計画 第3家庭動物等の取扱い 1動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号。以下、本節で「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取扱う。 2災害時において、町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容をするなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。 第4同行避難 家庭動物との同行避難について、あらかじめ町等は避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。また、災害時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること。）を行う。 雄武町地域防災計画地震・津波災害対策編第5章災害応急対策計画第31節家庭動物等対策計画 風水害等災害対策編「第5章第28節家庭動物等対策計画」を準用する。 雄武町避難所運営マニュアル 3避難所の役割 ト避難所に連れてきたペットは、屋外での飼育を基本とします。 チ避難所に連れてきたペットの飼育は、飼い主が責任を負うこととします。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
滝上町 （北海道）	滝上町地域防災計画第6章災害応急対策計画第16節家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。 1実施責任者 町長は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとし、環境整備班が実施する。 町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び北海道に応援を求め、実施する。 なお、町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請をした場合、北海道は、速やかに必要な人員の派遣、資機材の斡旋等所要の措置を講ずる。 2家庭動物等の取扱い (1)動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 (2)災害発生時において、町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。 3同行避難 家庭動物との同行避難について、あらかじめ町等は避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。 また、災害時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること。）を行う。
小清水町 （北海道）	小清水町地域防災計画本編第2編風水害等対策計画第2章災害応急対策計画第28節家庭動物等対策計画 大規模な災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生ずるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生ずることが予想される。 町は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼育に関し、道や獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。 1家庭動物等の取り扱い (1)動物の飼い主は、「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48年法律第105号）及び「北海道動物の愛護及び管理に関する条例」（平成13年条例第3号。以下「条例」という。」に基づき、災害発生時においても、動物の安全を保持し、適正に取り扱うものとする。 (2)災害発生における動物の避難は、条例第6号第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 (3)災害発生時において、町は、道及び関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容など適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。 2被災地域における動物の保護 飼い主不明の負傷した動物等又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、道及び獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行う。 3避難所における動物に適正な飼育 町は、道と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (1)各地区の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等に関する道への支援体制。 (2)避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の調整。
遠軽町 （北海道）	遠軽町地域防災計画 第5章災害応急対策計画第3節避難対策計画 第12指定避難所の運営管理等 4町は、避難所における家庭動物のためのスペース確保に努めるものとする。なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬季を想定し屋内に確保することが望ましい。 第5章災害応急対策計画第20節住宅対策計画 第2実施の方法 3応急仮設住宅(5)運営管理応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 第5章災害応急対策計画第24節家庭動物等対策計画 第1実施責任 町（民生対策部衛生班及び地域対策部地域住民班）は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 第2家庭動物等の取扱い 1動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び遠軽町犬又はねこの愛護及び管理に関する条例（平成17年遠軽町条例第112号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 2災害発生時における動物の避難は、条例第5条第第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 3災害発生時において、町は、道及び関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。 4家庭動物との同行避難について、予め指定避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。 第6章地震災害対策計画第3節第27家庭動物等対策計画 第5章第24節「家庭動物等対策計画」の定めるところによる。
津別町 （北海道）	津別町地域防災計画第5章災害応急対策計画第29節家庭動物等対策計画 第1実施責任 町長は、被災地における逸走犬等の管理を行う。なお、逸走犬等の保護・収容において町のみで対応することが困難な場合は、道及び近隣市町村に対して必要な人員の派遣、資機材の斡旋等の応援を要請する。 第2家庭動物等の取扱い 1動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月1日法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年3月30日条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。 2災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、飼い主が避難する際に動物を同行する等、飼い主自らの責任により行う。 3災害発生時において、町は、道及び関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容する等適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。 4動物の避難は、動物の飼い主が自己責任において行うものとし、次の点について飼い主への啓発を行う。 （1）動物用の避難用品（ケージやキャリーバック等）や備蓄品の確保 （2）動物のしつけと健康管理 （3）災害時の心構え

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
帯広市 （北海道）	・帯広市地域防災計画（一般災害対策編）作成：令和4年4月1日（令和6年2月改訂版） 第5章（災害応急対策計画） 第21節飼養動物対策計画 災害時における被災地の飼養動物の取扱いについては、本計画の定めるところによる。 1実施責任 （1）北海道 ア十勝総合振興局長は、帯広市が行う被災地における飼養動物の取扱に関し、現地の状況に応じ指導を行うものとする。 イ道は、市長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。 （2）帯広市 被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 2飼養動物の取扱い （1）動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例 （平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 （2）災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 （3）災害時において、道及び市は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適正な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。 「帯広市地域防災計画（地震災害対策編）第3章（地震応急対策計画）第33節飼養動物対策計画」にも同様の記載あり。
音更町 （北海道）	音更町地域防災計画本編第5章災害応急対策計画第28節家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱については、本計画の定めるところによる。 1実施責任 （1）町 町は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 （2）北海道 ア十勝総合振興局長は、町が行う被災地における家庭用動物等の取扱に関し、現地の状況に応じ助言を行うものとする。 イ道は、町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材の斡旋等所要の措置を講ずるものとする。 2家庭動物等の取扱い （1）動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号。以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 （2）災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 （3）災害発生時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、町民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。
士幌町 （北海道）	士幌町地域防災計画第5章災害応急対策計画第28節家庭動物対策計画 災害時における被災地の家庭動物の取扱については、本計画の定めるところによる。 1実施責任 （1）北海道 ア十勝総合振興局長は、本町が行う被災地における家庭動物の取扱に関し、現地の状況に応じ指導を行うものとする。 イ道は、被災地の本町から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。 （2）町 被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 2家庭動物の取扱い （1）動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 （2）災害発生における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 （3）災害発生時において、道及び町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、町民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。
上士幌町 （北海道）	上士幌町地域防災計画基本編第5章第19節家庭動物等対策計画家庭動物等の保護は災害時であっても飼い主の責任であり、逸走犬等の発生は避けなくてはならないが、やむを得ない事情により発生する場合がある。 このため町は、逸走犬等を発見した場合は、関係団体の協力を得てこれを保護・収容し、町民等に対してその周知を図る。1実施責任 被災地における逸走犬等の管理及び家庭動物等の取扱いに関しては、現地の状況に応じて十勝総合振興局からの指導のもと町が行う。 2家庭動物等の取扱い ア動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。 イ災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行う。 ウ飼い主の避難生活にあたり、環境省は、「被災動物の救護対策ガイドライン」を策定中であり、災害時に家庭動物等は飼い主と一緒に避難生活させることを原則とし、自治体に態勢の整備を促す予定である。上士幌町においても、今後同ガイドラインに沿った対応方針とする。 エ災害発生時において、町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、町民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。
鹿追町 （北海道）	鹿追町防災計画第5章災害応急対策計画第26節家庭動物 災害時における被災地の家庭動物等の取扱については、本計画の定めるところによる。 1実施責任 被災地における逸走犬等の管理及び家庭動物等の取扱に関しては、現地の状況に応じて十勝総合振興局からの指導のもと、町が行うものとする。 2家庭動物等の取扱 (1)動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 (2)災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が、自己責任において行うものとする。 (3)災害時において町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容をするなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対して、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
新得町 （北海道）	新得町地域防災計画第5章災害応急対策計画第29節家庭動物等対策計画 1実施責任 (1)新得町 町は、地域における逸走犬等の管理を行う。 なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め、実施する。 (2)北海道 ア十勝総合振興局長は、町が行う被災地における家庭動物等の取扱いに関し、現地の状況に応じ指導を行う。 イ道は、町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等、所要の措置を講ずる。 2家庭動物等の取り扱い (1)動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年北海道条例第3号、以下「条例」という)に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。 (2)災害時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行う。 (3)災害時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容をするなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。3同行避難家庭動物との同行避難について、町はあらかじめ避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。また、災害時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難(飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること)を行う。
清水町 （北海道）	清水町地域防災計画　第 28 節 家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。 第1 実施責任 1 清水町 被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 なお、当該町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施するものとする。 2 北海道 (1) 十勝総合振興局長は、町が行う被災地における家庭動物等の取扱に関し、現地の状況に応じ指導を行うものとする。 (2) 道は、町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。 第2 家庭動物等の取扱い 1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号)及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例(平成 13 年条例第 3 号、以下「条例」という。)に基づき、 災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 2 災害発生における動物の避難は、条例第 6 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、飼い主が避難する際に動物を同行する等、飼い主自らの責任により行うものとする。 3 災害発生時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。
芽室町 （北海道）	芽室町地域防災計画本編第5章災害応急対策計画第20節家庭動物等対策計画 〇芽室町長は、災害における被災害の家庭動物等の取り扱いについては、本計画の定めるとこによる。 第1実施責任者 1町長は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 2町長は、被災地の逸走犬等の保護及び収容に関して、道や近隣市町村へ、資機材の斡旋や人員の派遣等、必要に応じて応援を求めて実施するものとする。 第2家庭動物等の取り扱い 1動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)並びに北海道動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年条例第3号。以下この節において「条例」という。)に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取扱うものとする。 2災害時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 3災害発生時において、町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護及び収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。
中札内村 （北海道）	中札内村防災計画第5章第23節飼養動物対策計画 災害時における飼養動物の取扱いについて、本計画に定めるところによる 1実施者 (1)村長は、災害時における逸走犬等の管理を行うものとする。 (2)逸走犬等の保護及び収容に当たっては、必要に応じて十勝総合振興局に必要な人員を派遣、資器材の斡旋等の応援を要請する。 2飼養動物の取扱い (1)動物の飼主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)並びに北海道動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年条例第3号、以下「条例」という。)に基づき、災害時においても動物の健康及び安全を保持し、適正に取扱うものとする。 (2)災害時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼主が自己責任において行うものとする。 (3)災害発生時において、村は関係団体の協力を得て逸走犬等を保護及び収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民に対し逸走犬等収容について周知を図るものとする。
更別村 （北海道）	更別村地域防災計画　第5章災害応急対策計画　第28節　家庭動物等対策計画 1　実施責任 村:被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 道:ア)十勝総合振興局は、村が行う被災地における家庭動物等の取扱いに関し、現地の状況に応じ助言を行うものとする。 　イ)道は、村長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。 2　家庭動物等の取扱い (1)動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年条例第3号。以下「条例」という)に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 (2)災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、飼い主が避難する際に動物に同行する等、自らの責任により行うものとする。 (3)災害発生時において、村及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な措置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
大樹町 （北海道）	大樹町地域防災計画第4章災害応急対策計画第17節家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱については、次に定めるところによる。 1実施責任者 (1)被災地における逸走犬等の管理は町長（担当：避難対策・衛生部）が行うものとする。 (2)町長は、災害による被害が甚大で町のみで逸走犬等の捕獲、収容が困難な場合は、知事に応援を求め実施することとする。 2飼養動物の取扱 (1)動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例 （平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適切に取扱うものとする。 (2)災害発生時における動物の非難は、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を原則とし、平常時からペット用避難用品や備蓄品の確保に努めるものとする。 また、様々な人が共同生活をする避難所において、動物の苦手な人、アレルギーを持っている人等への配慮に努めるとともに、避難所では外での飼育とする。なお、盲導犬はペットとしてみなさないものとする。 (3)災害発生時においては、町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護、収容をするなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。
広尾町 （北海道）	広尾町地域防災計画 第5章災害応急対策計画 第29節家庭動物対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。 1実施責任者 (1)被災地における逸走犬等の管理は町長（担当：厚生対策部避難対策班・衛生班）が行うものとする。 (2)町長は、災害による被害が甚大で町のみで逸走犬等の捕獲、収容が困難な場合は、知事に応援を求め実施することとする。 2家庭動物等の取扱い (1)動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号。以下この節において「条例」という。）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 (2)災害時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。 3同行避難 家庭動物との同行避難について、予め町は避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。 また、災害時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。
幕別町 （北海道）	幕別町地域防災計画本編第5章災害応急対策計画第20節飼養動物対策計画 災害時における被災地の飼養動物の取扱いについては、本計画に定める。 1実施責任者 (1)町長は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 (2)町長は、被災地の逸走犬等の保護・収容に関して、道や近隣市町村へ、資機材の斡旋や人員の派遣等、必要に応じて所要の応援要請措置を講ずるものとする。 2家庭動物の取扱い (1)動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号、以下この節において「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取扱うものとする。 (2)災害発生時において、町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。 3同行避難 家庭動物との同行避難について、あらかじめ町は避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。 また、災害発生時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。
池田町 （北海道）	池田町地域防災計画本編第5章災害応急対策計画第4節避難対策計画1避難実施責任者脚注3及び 池田町地域防災計画地震防災計画編第3章災害応急対策計画第5節避難対策計画1避難実施責任者脚注2 警察官職務執行法第4条：警察官は、人の生命若しくは身体に危害を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめたるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。 池田町地域防災計画本編第5章災害応急対策計画第19節飼養動物対策計画及び 池田町地域防災計画地震防災計画編第3章災害応急対策計画第33節飼養動物対策計画 災害時における被災地の飼養動物の取扱いについては、本計画に定める。 1実施責任者 (1)町長は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 (2)町長は、被災地の逸走犬等の保護及び収容に関して、道や近隣市町村へ、資機材の斡旋や人員の派遣等、必要に応じて所要の措置を講ずるものとする。 2飼養動物の取扱い (1)動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）並びに北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取扱うものとする。 (2)災害時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 (3)災害発生時において、町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護及び収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
豊頃町 （北海道）	豊頃町地域防災計画 第20節家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱いに関する計画は、次のとおりとする。 第1実施責任 1町長 被災地等における逸走犬等の管理を行うものとする。 2北海道 (1)十勝総合振興局長は、町が行う被災地における家庭動物等の取扱いに関し、現地の状況に応じ、助言を行うものとする。 (2)北海道は、町から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材の斡旋等所要の措置を講ずるものとする。 第2家庭動物等の取扱い 1動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号。以下この節において「条例」という。）に基づき、災害発生時においても動物の健康及び安全を保持し、適正に取り扱うものとする。 2災害発生時において、町及び北海道は関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な措置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。 第3同行避難 家庭動物との同行避難について、あらかじめ町等は避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。 また、災害時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。
本別町 （北海道）	第20節飼養動物対策計画災害時における被災地の飼養動物の取扱いについては、本計画に定める。 1実施責任者 (1)町長は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 (2)町長は、被災地の逸走犬等の保護及び収容に関して。道や近隣市町村へ、資機材の斡旋や人員の派遣等、必要に応じて応援を求めるものとする。 2飼養動物の取扱い (1)動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取扱うものとする。 (2)災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 (3)災害発生時において、町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民に対し、逸走犬の収容について周知を図るものとする。
足寄町 （北海道）	足寄町地域防災計画【地震災害対策編】第5章災害応急対策計画第30節家庭動物等対策計画 【風水害火山等対策編】第5章災害応急対策計画第28節家庭動物等対策計画（基本方針以外は同じ記載） 基本方針 町は、地震災害時（災害時）における被災地の家庭動物等の取扱いについて、必要な措置を講ずる。 町の措置 1町は、被災地における逸走犬等の管理を行う。 2町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び北海道に応援を求め、実施する。 なお、町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請をした場合、北海道は、速やかに必要な人員の派遣、質機材の斡旋等所用の措置を講ずる。 家庭動物等の取扱い 1動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号。以下、本節で「条例」という。）に基づき、災害発生時おいても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取扱う。 2災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、飼い主が避難する際に動物を同行するなど、飼い主自らの責任により行う。 3災害発生時において、町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容をするなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
浦幌町 （北海道）	避難所に持ち込まれたペットの取り扱いについて、令和2年1月作成「避難所運営マニュアル」に定めている。 2避難所の役割 (1)避難所運営の基本原則 ・避難所に連れてきたペットは、屋外での飼育を基本とします。 ・避難所に連れてきたペットの飼育は、飼い主が責任を持って行います。 (6)避難スペースの確保（避難所内の部屋割り） 状況に応じて設ける必要のあるスペース ペット滞在スペース：避難者が連れてきたペットを滞在させるスペースは、臭いの問題等があることから居住スペースとは十分な距離をとることが必要です。またペットの種類によっては屋外で飼育できないものもあることから、屋内にスペースを設けることも考慮する必要があります。 (8)避難者の受入 また、犬、猫などの動物類は、指定された場所以外で飼育することを禁止し、万が一のトラブルやアレルギー体質の方への配慮の必要性などを説明し、「ペット登録台帳」（様式5）に登録した後、所定のペット飼育場所を伝えます。 【参考2】 ペットの飼い主の皆さんへ 避難所では多くの人が共同生活を送っています。ペットの飼い主の皆さんは、次のことを守って、人とペットが気持ちよく過ごせるようにしましょう。 1避難所運営委員会の指示には必ず従ってください。 2ペットは、屋外の指定された場所で飼ってください。（屋外で飼育困難なペットで、屋内に利用できる部屋がある場合は、屋内での飼育も検討します。） 3ペットを飼っていない人にも配慮して、苦情・危害発生の防止に努めてください。 4ペットが迷子にならないよう、首輪に連絡先を書く、迷子札をつけるなどの対応をしてください。 5必要なペットフードやペット用品は、飼い主が用意してください。 6飼育場所は飼い主の手によって常に清潔にし、必要に応じて消毒を行ってください。 7屋外の指定された場所で排泄させ、後始末を行ってください。 8給餌は時間を決めて、その都度きれいに片付けてください。 9ノミやダニの駆除に努めてください。 10運動やブラッシングは、必ず屋外で行ってください。 11飼育困難な場合は、保健所等に相談するほか、一時的に飼育が可能な親戚や知人に預けることも検討してください。 12ほかの避難者との間でトラブルが生じた場合は、速やかに避難所運営委員会まで連絡してください。
陸別町 （北海道）	陸別町地域防災計画　第28節家庭動物等対策計画 第1 実施責任 1 北海道 （1）十勝総合振興局長は、町が行う被災地における家庭動物等の取扱に関し、現地の状況に応じ助言を行う。 （2）道は、町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずる。 2 陸別町 被災地における逸走犬等の管理及び飼養動物の取扱いに関しては、現地の状況に応じて十勝総合振興局からの指導の下、町が行うこととし、家畜は調査対策班、家畜以外の死亡獣畜は町民対策班が担当する。 第2家庭動物等の取扱い （1）動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号。以下この節において「条例」という。）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。 （2）災害時において、町は、道及び関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容をするなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。 第3同行避難 町は、家庭動物との同行避難について、あらかじめ避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否を調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。 また、災害時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。
釧路市 （北海道）	釧路市地域防災計画地震災害等対策編第3章災害応急対策計画 第6節避難計画11飼養動物 災害発生時には、関係団体の協力を得て逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、市民に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。 第17節清掃計画6死亡獣畜及び放浪犬猫の収集・処理 (1)収集等災害による死亡獣畜は、占有者が処理する。ただし、占有者が不明又は占有権を放棄した場合は、市民環境班が関係機関等と連携し、収集・処理を行う。 (2)放浪犬猫の保護収容放浪犬猫については、市民環境班が関係機関等と連携し、保護収容する。 釧路市地域防災計画津波災害対策編第3章災害応急対策計画 第6節避難計画9飼養動物 地震災害等対策編第3章第6節「避難計画」に準ずる。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
釧路町 （北海道）	（釧路町地域防災計画） 第26節家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱については、本計画の定めるところによる。 第1実施責任 1町 被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 2北海道（釧路総合振興局） （1）釧路総合振興局長は、町が行う被災地における家庭動物等の取扱に関し、現地の状況に応じ助言を行うものとする。 （2）道は、町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材の斡旋等所要の措置を講ずるものとする。 第2家庭動物等の取扱い 1動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号。以下この節において「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 2災害時において、道及び町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。 3避難所等における家庭動物等の取扱については、これに定めるほか、別途マニュアル等の整備に努めるものする。 第3同行避難 家庭動物との同行避難について、予め避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。 また、災害時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。
厚岸町 （北海道）	厚岸町地域防災計画第5章災害応急対策計画第29節家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。 第1実施責任 町長は、被災地における逸走犬等の管理を行う。なお、逸走犬等の保護・収容において町のみで対応することが困難な場合は、道及び近隣市町村に対して必要な人員の派遣、資機材のあっせん等の応援を要請する。 第2家庭動物等の取扱い 1動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号。以下この節において「条例」という。）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。 2災害時において、町、道及び関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。 3動物の避難は、動物の飼い主が自己責任において行うものとし、次の点について飼い主への啓発を行う。 (1)動物用の避難用品（ケージやキャリーバック等）や備蓄品の確保 (2)動物のしつけと健康管理 (3)災害時の心構え 第3同行避難 家庭動物との同行避難について、予め町は避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。 また、災害時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。
弟子屈町 （北海道）	弟子屈町職員用災害発生時対策マニュアル ・ペットは、避難所に持ち込まない。 ・状況が許す場合に限り、町内の場所を特定して、ペット避難所を設ける場合がある。
標茶町 （北海道）	標茶町地域防災計画　第4章　第13節　清掃計画　第6　飼養動物の取扱 1　動物の管理者は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和8年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号）に基づき災害発生時においても、動物の愛護及び適正綱管理を行なうものとする。 2　災害発生時における動物の避難は、北海道動物の愛護及び管理に関する条例第6条第1項4号の規定により、動物の管理者が自己責任において行うものとする。 3　災害発生時において、町は、関係団体の協力を得て、放浪犬等の捕獲・収容をするなど適切な処置を講ずるとともに、住民に対し、放浪犬等の収容について周知を図るものとする。
鶴居村 （北海道）	避難所運営マニュアル（鶴居村役場総務課交通防災係）にペットについての記載がある。 避難所内のペット対策（補助犬等は除く。） （ア）衛生面やアレルギー対策として、避難者の居住区にペットは入れません。 （イ）屋外で飼育可能なペットは、原則「屋外」にスペースを確保して、繋ぎとめるなどし、飼い主に責任を持って飼育してもらいます。 （ウ）屋外で飼育困難なペットについては、以下の点の厳守を前提として、屋内のスペー ス確保を検討します。 1 ゲージなどに入れ、飼い主が責任を持って管理する。 2 他の避難者の避難スペースと分離する。 3 施設の利用状況などを勘案し、委員会で十分協議する。 （エ）ペット連れ避難者の責任を十分説明し、他の避難者に理解を得てペットスペースを確保します。 （オ）避難所にペットを連れてきた避難者に対しては、窓口で届けるよう呼びかけ、「避難所ペット登録台帳」（様式14）に記載します。 （カ）危険動物の避難所への同伴は断ります。 （キ）ペットの飼育ルールを決め、飼育者に周知徹底を図ります。「ペットの飼育ルール広報文」（別紙3） （ク）ペットの救護活動が開始された場合は、その情報を飼育者へ提供し、協力を求めます。
白糠町 （北海道）	白糠町の地域防災計画にペットなどについての記載はしていない。 白糠町の避難所マニュアルが存在し、そこにペット等の扱いの記載はしている。 内容 避難スペースについて ・ペット滞在スペース 避難者が連れてきたペットを滞在させるスペースは、臭いの問題等があることから居住スペースとは十分な距離をとることが必要です。またペットの種類によっては屋外で飼育できないものもあることから、屋内にスペースを設けることも考慮する必要があります。 受け入れについて ・ペットの対応 犬、猫などの動物類は、指定された場所以外で飼育することを禁止し、万が一のトラブルやアレルギー体質の方への配慮の必要性などを説明し、「ペット登録台帳」に登録した後、所定のペット飼育場所を伝えます。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
浜中町 （北海道）	浜中町地域防災計画 第5章災害応急対策計画 第29節家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、この計画の定めるところによる。 第1実施責任 町長は、被災地における逸走犬等の管理を行う。なお、逸走犬等の保護・収容において町のみで対応することが困難な場合は、道及び近隣市町村に対して必要な人員の派遣、資機材のあっせん等の応援を要請する。 第2家庭動物等の取扱い 1動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。 2町は、災害発生時において、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。 3町は、次の点について飼い主への啓発を行う。 (1)動物用の避難用品（ケージ、キャリーバック等）や備蓄品の確保 (2)動物のしつけと健康管理 (3)災害時の心構え 第3同行避難 家庭動物との同行避難について、予め町は避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。 また、災害時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること。）を行う。
根室市 （北海道）	根室市地域防災計画第4章災害応急対策計画第28節家庭動物等対策計画 災害における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画に定めるところによる。 1実施責任 （1）根室市被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 （2）北海道ア根室振興局長は、市が行う被災地における家庭動物等の取扱いに関し、現地の状況に応じ助言を行うものとする。 イ道は、被災地の市長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。 2家庭動物等の取扱い （1）動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律および北海道動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 （2）災害発生時における動物の避難は、道条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 （3）災害発生時において、市及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。 3同行避難 災害発生時には、道条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。
別海町 （北海道）	別海町地域防災計画第5章災害応急対策実施計画第20節飼養動物対策計画 災害時における被災地の飼養動物の取扱いについては、本計画に定めるところによる。 1実施責任者 （1）被災地における放浪犬等の管理は町長が行うものとする。 （2）町長は、災害による被害が甚大で町のみで放浪犬等の捕獲・収容が困難な場合は、知事に応援を求め実施することとする。 2飼養動物の取扱い （1）動物の管理者は、「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48年法律第105号）及び「北海道動物の愛護及び管理に関する条例」（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の愛護及び適正な管理を行うものとする。 （2）災害発生時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。 （3）災害発生時において、町は関係機関の協力を得て、放浪犬等の捕獲・収容をするなど、適切な処置を講ずるとともに、町民に対し、放浪犬等の収容について周知を図るものとする。 （町防災計画資料編「飼養動物等収容台帳」に資料記載）

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
標津町 （北海道）	標津町地域防災計画第5章第5節避難対策計画 第9被災動物等救護対策 大規模災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。町は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼育に関し、根室振興局保健環境部中標津地域保健室等関係機関や愛護者団体等関係団体との協力体制を要請する。 1被災地域における動物の保護 飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、根室振興局保健環境部中標津地域保健室、愛護者団体等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護に努める。 2避難場所等における動物の適正な飼育 町は、避難場所等を設置した場合、関係機関と協力し、飼い主とともに避難した動物の受入れの可否や飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるため、次のことを実施する。 (1)各地域の被害状況、避難場所等での動物の数、飼育状況の把握を行い、飼育に必要な資材、えさ等を調達する。町内での調達が難しい場合は、道及び関係機関、近隣市町村へ協力要請を行う。 (2)動物を一時的に預かってくれる町内外の家庭のあっせん、保護施設への受入れ及び譲渡等の調整を行う。 (3)動物の負傷、病気等に伴う人間への感染防止に努める。 (4)動物の糞尿等を適切に処理することにより環境衛生の維持に努める。標津町地域防災計画第5章災害応急対策計画第19節飼養動物対策計画災害時における被災地の飼養動物の取扱については、本計画に定める。 第1実施責任 1町 町は、被災地における逸走犬等の管理を行う。 なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め、実施する。 2道 (1)根室振興局長は、町が行う被災地における飼養動物の取扱いに関し、現地の状況に応じ指導を行う。 (2)道は、町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずる。 第2飼養動物の取扱い 1動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号。以下、本節で「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取り扱う。 2災害発生における動物の避難は、条例の規定により、動物の飼い主が自己責任において行う。 3災害発生時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。
羅臼町 （北海道）	羅臼町地域防災計画本編第5章災害応急対策計画第28節家庭動物等対策計画 〇災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。 第1実施責任者 1町被災地における逸走犬等の管理は町長が行うものとする。 2道(1)根室振興局長は、町が行う被災地における家庭動物等の取扱に関し、現地の状況に応じ助言を行うものとする。 (2)道は、町長からの逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。第2家庭動物等の取扱い1動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取扱うものとする。 2災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が、自己責任において行うものとする。 3災害発生時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容をするなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。
札幌市	札幌市地域防災計画（地震災害対策編） 第2章災害予防計画 第5節公共施設等の災害対策 第6円山動物園の災害対策 ◇課題及び方針 円山動物園には、158種951点（令和3年10月末現在）の動物が飼育されており、地震発生時の施設の倒壊、火災等により動物が脱出し、市民の生命、財産等に被害が及ばないようにする必要がある。また、ライフラインが途絶した場合の飼料・飲料水の確保に加え、停電に備え非常用電源や灯油等の熱源の確保も必要となる。札幌市では、動物園の安全確保と飼料の備蓄等の対策を推進する。 ◇対策の現況及び計画 1円山動物園の安全確保 〔環境局円山動物園経営管理課〕 災害発生時の動物の脱出や施設の火災防止として、消防計画、非常事態対策要領、特定動物脱出対策要領を策定している。 ◆災害の発生に備えて来園者の避難誘導手順の明確化を図り、防災訓練、特定動物脱出防止訓練をこれに従って実施する。これら訓練の実施結果を踏まえて検証を行い、消防計画、非常事態対策要領、特定動物脱出防止対策要領を改訂する。 ◆災害に備えた、灯油等の熱源や飼料の備蓄に加えて、非常用電源の確保、飼料についてはペレットなど、非常時の代替手段の確保を順次図る。 第9節医療・衛生・環境の体制づくり 第2防疫・衛生活動等の体制整備 ◇課題及び方針 地震災害の場合、建物の倒壊などによって多数の死者が発生すると予想されるため、遺体の火葬などにあらかじめ広域的な協力体制が必要となる。また断水・停電・浸水などにより衛生条件が悪化するため、食中毒、害虫の発生等に対しても注意を要する。一方、被災した家畜や飼い主が不明となったペットなどの逸走動物に対する保護対策も必要である。札幌市では、これらの災害時の防疫・衛生活動を迅速に行えるように、事前対策を実施する。 4死亡動物対策 〔保健福祉局保健所動物管理センター〕 市営の死亡獣畜取扱場は、動物管理センター福移支所の1か所のみである（処理能力1,000kg/日程度）。 ◆当該施設の処理能力を超える死亡動物が発生した場合には、近隣市町村の死亡獣畜取扱場、民間のペット霊園等に協力を要請する。 5逸走動物等の対策 〔保健福祉局保健所動物管理センター〕 ◆犬舎等の確保を推進し、また、逸走動物等の保護対策に備えて「（公社）北海道獣医師会石狩支部」「（一社）札幌市小動物獣医師会」等の関係団体と連絡体制を強化する。 第3章災害応急対策計画 第14節防疫・清掃・環境対策 第7動物対策 災害時には、飼い主の被災、避難場所への収容不能、飼育施設の破損等により逸走動物等や負傷動物が多数発生する。逸走犬等の避難場所進入、咬傷事故、感染症の予防等と動物愛護の観点から、一時的な保護、治療等を実施する。また、飼い主らの問い合わせにも対応するよう収容施設等についての広報を実施する。一方、災害によって死亡した牛・馬等の家畜は、死亡獣畜処理場に運搬・処理する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
函館市	函館市地域防災計画 第3章　災害応急対策計画/第6節　避難と受入れ，警戒区域の設定/第4項　避難所の開設・運営/3. 避難所運営の実務(2)避難所の受付，避難スペースの割当て(屋外避難者，ペット同伴者の対応を含む) 第3章　災害応急対策計画/第9節　家庭動物等の救護対策 　災害時における動物の適正飼養，動物の避難は，北海道動物の愛護及び管理に関する条例に基づき，飼い主自らの責任により，同行避難(飼養している動物を伴い，安全な場所まで避難すること)を行う。 　市(保健衛生対策部)は，災害時に放置された家庭動物等について，道南獣医師会および動物愛護団体と連携・協力して動物救援本部を設置し，北海道の指導・助言のもと家庭動物等の救護対策を実施する。 　なお，被害が甚大で被災動物の救護活動において広域的な対応が必要な場合は，北海道をはじめとする関係機関と締結した協定に基づき，被災動物救護本部を設置し，相互に協力・連携して家庭動物等の救護活動を行う。 第3章　災害応急対策計画/第14節　建物対策/第1項　災害時の住宅の供給/1. 応急的な住宅の供給・修理(6) 管理運営　市(建築対策部・各対策部)は，(略)また，必要に応じて，応急仮設住宅における家庭動物等の受入れに配慮するものとする。
旭川市	旭川市地域防災計画(令和6年7月改訂) 総則編第2節防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱　(P総-9) 第7 指定地方公共機関　5 公益社団法人北海道獣医師会上川支部 (1) : 災害時におけるペットの対応を行うこと。 総則編第3節市民，事業所等の責務(P総-1) 第3節　市民，事業所等の責務 第1 市民 ■市民の責務　(平常時) : ペットのえさの備蓄，ケージ等の準備、(災害時)ペットの保護管理 ■防災広報の推進 : ペット用品等の準備 震災対策編第2章災害応急対策計画(P震-100) 第11節　建物対策　3 管理　住宅班は，入居者の要望等に応じて，応急仮設住宅設備の修理や改良等の管理を行う。 運営管理に当たっては，安心・安全の確保，孤独死や引きこもりなどを防止するため，心のケア，入居者によるコミュニティの形成及び運営に努める。また，女性の参画を推進 し，女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。 なお，必要に応じて，応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。 第12節　防疫・清掃(震-106) 第6 動物対策 1 収容場所の確保 第4保健班は，平常時と同様に飼い主が不明なペットを旭川市動物愛護センターあにまあるに収容するが，収容場所が不足する場合は，新規に保護施設を設置する。 2 ペット同行避難への対応 避難所担当班等は，ペット同行避難に備えて，避難所のグラウンド等にペット専用のスペースを確保する。 また，盲導犬，介助犬等を除いたペットの建物内への持ち込みは，原則として禁止し，ペットの飼養は所有者の自己責任で行うようルールを徹底する。 3 被災動物救護本部の活動 第4保健班は，道及び保健所設置市並びに獣医師会と連携し，「災害時における動物救護活動に関する協定書」に基づき，被災動物救護本部を設置し，放浪動物の保護，関係団体への協力要請など，救護活動を行なう。 【参考】(旭川市締結協定)　災害時協力協定書 災害時における動物救護活動に関する協定
青森県	青森県地域防災計画－風水害等災害対策編－第4章災害応急対策計画 第19節被災動物対策 災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、以下のとおり応急措置を講じるものとする。 1実施責任者 県(健康福祉部) 市町村 特定動物の飼養者 2実施内容 県は、必要に応じ、県災害対策本部の下に、青森県動物救護本部を設置する他、青森県動物愛護センターに青森県動物救護センターを設置し、市町村及び公益社団法人青森県獣医師会と連携し、動物救護活動を実施することとする。 (1)指定避難所における家庭動物の適正飼養 市町村は、指定避難所における家庭動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県及び公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、同行避難した家庭動物の適正な飼養に関する助言、指導を行うとともに、必要な措置を講じる。 (2)被災動物の保護収容等の対策 県は、飼養者の安心の確保及び人への危害を防止するため、災害のために飼養継続が困難となった被災動物や、負傷・放浪動物等の保護・収容等必要な措置を講じる。 (3)特定動物の逸走対策 特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合は、県、市町村、警察署その他関係機関と連携し、捕獲等、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 3応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。 また、県は、必要に応じ「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。 青森県地域防災計画－地震・津波災害対策編－第4章災害応急対策計画第19節被災動物対策 (内容は風水害等編と同様であることから、記載省略) 青森県地域防災計画－火山災害対策編－第4章災害応急対策計画第18節被災動物対策 (内容は風水害等編と同様であることから、記載省略)

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
弘前市 （青森県）	弘前市地域防災計画 風水害等災害防災計画第4章災害応急対策計画第19節被災動物対策 風水害等の災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講じるものとする。 1実施責任者 災害時における被災動物対策は、特定動物の飼養者、県（健康福祉部）及び公益社団法人青森県獣医師会の協力を得て市が行う。 2実施内容 （1）指定避難所における動物の適正飼養 市は、指定避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県や公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、同行避難した動物の適正な飼養に関する助言・指導を行うとともに必要な措置を講じる。 （2）特定動物の逸走対策 特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合は、県、市、警察官その他関係機関と連携し、捕獲等、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 3応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。また、県は必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。 地震災害対策編第4章災害応急対策計画第19節被災動物対策 地震災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策について、必要な応急措置を講じるものとする。 1実施責任者 災害時における被災動物対策は、特定動物の飼養者、県（健康福祉部）及び公益社団法人青森県獣医師会の協力を得て市が行う。 2実施内容 （1）指定避難所における動物の適正飼養 市は、指定避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県や公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、同行避難した動物の適正な飼養に関する助言・指導を行うとともに必要な措置を講じる。 （2）特定動物の逸走対策 特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合は、県、市、警察官その他関係機関と連携し、捕獲等、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 3応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。また、県は必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。
十和田市 （青森県）	十和田市地域防災計画 風水害等災害対策編第4章災害応急対策計画第19節被災動物対策 風水害等の災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講じるものとする。 1実施責任者 災害時における被災動物対策は、特定動物の飼養者、県（健康福祉部）及び公益社団法人青森県獣医師会の協力を得て市が行う。 2実施内容 県は、必要に応じ、県災害対策本部の下に、青森県動物救護本部を設置する他、青森県動物愛護センターに青森県動物救護センターを設置する。市は、県及び公益社団法人青森県獣医師会と連携し、動物救護活動を実施することとする。 （1）指定避難所における動物の適正飼養 市は、指定避難所における家庭動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県や公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、同行避難した家庭動物の適正な飼養に関する助言・指導を行うとともに必要な措置を講じる。 （2）特定動物の逸走対策 特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合は、県、市、警察署その他関係機関と連携し、捕獲等人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 3応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。また、県は必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。 地震災害対策編第4章災害応急対策計画第19節被災動物対策 風水害等災害対策編第4章第19節参照 火山災害対策編第4章災害応急対策計画第18節被災動物対策 風水害等災害対策編第4章第19節参照
黒石市 （青森県）	黒石市地域防災計画 風水害等災害防災計画第4章災害応急対策計画第19節被災動物対策 風水害等の災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講じるものとする。 1実施責任者災害時における被災動物対策は、特定動物の飼養者、県（健康福祉部）及び公益社団法人青森県獣医師会の協力を得て市が行う。 2実施内容 （1）指定避難所における動物の適正飼養 市は、指定避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県や公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、同行避難した動物の適正な飼養に関する助言・指導を行うとともに必要な措置を講じる。 （2）特定動物の逸走対策 特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合は、県、市、警察官その他関係機関と連携し、捕獲等、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 3応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。また、県は必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。 地震災害対策編第4章災害応急対策計画第19節被災動物対策 地震災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策について、必要な応急措置を講じるものとする。 1実施責任者 災害時における被災動物対策は、特定動物の飼養者、県（健康福祉部）及び公益社団法人青森県獣医師会の協力を得て市が行う。 2実施内容 （1）避難所における動物の適正飼養 市は、避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県や公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、同行避難した動物の適正な飼養に関する助言、指導を行うとともに、必要な措置を講じる。 （2）特定動物の逸走対策 特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合は、県、市、警察官その他関係機関と連携し、捕獲等、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 3応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。また、県は必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
平川市 （青森県）	平川市地域防災計画 地震（風水害等）災害対策編第4章災害応急対策計画第16節被災動物対策 地震（風水害等）の災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講じるものとする。 1実施責任者 災害時における被災動物対策は、特定動物の飼養者、県（健康福祉部）及び公益社団法人青森県獣医師会の協力を得て市が行う。 2実施内容 （1）指定避難所における動物の適正飼養 市は、指定避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県や公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、一緒に避難した動物の適正な飼養に関する助言・指導を行うとともに、必要な措置を講じる。 （2）特定動物の逸走対策 特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合は、県、市、警察官その他関係機関と連携し、捕獲等、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 3応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。また、県は必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。
三沢市 （青森県）	三沢市地域防災計画 風水害等災害対策編第3章災害予防計画第10節避難対策 5.指定避難所の整備等 避難者の良好な生活環境を確保するため、指定避難所の施設・設備等を整備する。整備に当たっては、要配慮者、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮、家庭動物の同行避難に留意するものとする。 風水害等災害対策編第4章災害応急対策計画第8節避難 6.指定避難所の開設 （5）指定避難所における職員の任務 ウ指定避難所の運営管理 （イ）指定避難所の責任者及び連絡員の指定 c必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 風水害等災害対策編第4章災害応急対策計画第14節応急住宅供給 3.応急仮設住宅の建設及び供与 （3）運営管理 必要に応じて、家庭動物の受入れや、応急仮設住宅における福祉仮設住宅の設置について配慮する。 風水害等災害対策編第4章災害応急対策計画第19節被災動物対策 風水害等の災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講ずるものとする。 1実施責任者 災害時における被災動物対策は、特定動物の飼養者、県（健康福祉部）及び公益社団法人青森県獣医師会の協力を得て市が行う。 2実施内容 県は、必要に応じ、県災害対策本部の下、青森県動物救護本部を設置する他、青森県動物愛護センターに青森県動物救護センターを設置する。市は、県及び公益社団法人青森県獣医師会と連携し、動物救護活動を実施することとする。 （1）指定避難所における家庭動物の適正飼養 市は、指定避難所における家庭動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県や公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、同行避難した家庭動物の適正な飼養に関する助言・指導を行うとともに必要な措置を講ずる。 （2）特定動物の逸走対策 特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合は、県、市、警察官その他関係機関と連携し、捕獲等、人への危害を防止するために必要な措置を講ずる。 3応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。また、県は必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。 地震・津波災害対策編第3章災害予防計画第9節避難対策 2.指定避難所の整備等 避難者の良好な生活環境を確保するため、指定避難所の施設・設備等を整備する。なお、要配慮者、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮、家庭動物の同行避難に留意するものとする。 地震・津波災害対策編第4章災害応急対策計画第8節避難 6.指定避難所の開設 （5）指定避難所における職員の任務 ウ指定避難所の運営管理 （イ）指定避難所の責任者及び連絡員の指定 c必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
三沢市 （青森県）	風水害等災害対策編第4章災害応急対策計画第15節応急住宅供給 3.応急仮設住宅の建設及び供与 (3)運営管理 必要に応じて、家庭動物の受入れや、応急仮設住宅における福祉仮設住宅の設置について配慮する。 地震・津波災害対策編第4章災害応急対策計画第19節被災動物対策 地震・津波災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講ずるものとする。 1実施責任者 災害時における被災動物対策は、特定動物の飼養者、県（健康福祉部）及び公益社団法人青森県獣医師会の協力を得て市が行う。 2実施内容 県は、必要に応じ、県災害対策本部の下、青森県動物救護本部を設置する他、青森県動物愛護センターに青森県動物救護センターを設置する。市は、県及び公益社団法人青森県獣医師会と連携し、動物救護活動を実施することとする。 (1)指定避難所における動物の適正飼養 市は、指定避難所における家庭動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県や公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、同行避難した動物の適正な飼養に関する助言、指導を行うとともに必要な措置を講ずる。 (2)特定動物の逸走対策 特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合は、県、市、警察署その他関係機関と連携し、捕獲等、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 3応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。また、県は必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。
むつ市 （青森県）	むつ市地域防災計画 風水害等災害対策編第4章災害応急対策計画第16節被災動物対策 風水害等の災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講じるものとする。 1実施責任者 災害時における被災動物対策は、特定動物の飼養者、県（健康福祉部）及び公益社団法人青森県獣医師会の協力を得て市が行う。 2実施内容 (1)指定避難所における家庭動物の適正飼養 市は、指定避難所における家庭動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県や公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、一緒に避難した家庭動物の適正な飼養に関する助言・指導を行うとともに必要な措置を講じる。また、指定避難所において他の被災者とのトラブル等を回避するため、平常時から災害時に備え適正に飼育管理を行うなど、飼い主に対し動物の災害対策に関する普及啓発に努める。 ア動物の災害対策に関する普及啓発 (ア)所有者明示に関する普及啓発 市は災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置をとることについて普及啓発をする。所有者明示の方法として、首輪と迷子札（犬は狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済証）を装着することやマイクロチップの埋め込みを推奨するものとする。 (イ)災害に備えたしつけに関する普及啓発 通常の環境と大きく異なる避難生活は、動物にとっても大きなストレスとなる可能性があり、指定避難所や仮設住宅において、他の避難者とのトラブルの原因になるおそれがある。このため、市は、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバックの中に入ることに慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日ごろから行うよう普及啓発を行う。 (2)特定動物の逸走対策 特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合は、県、市、警察官その他関係機関と連携し、捕獲等、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 3応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。また、県は必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。 地震・津波災害対策編第4章災害応急対策計画第17節被災動物対策 地震・津波災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講じるものとする。 1実施責任者 災害時における被災動物対策は、特定動物の飼養者、県（健康福祉部）及び公益社団法人青森県獣医師会の協力を得て市が行う。 2実施内容 (1)指定避難所における家庭動物の適正飼養 市は、指定避難所における家庭動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県や公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、一緒に避難した家庭動物の適正な飼養に関する助言、指導を行うとともに必要な措置を講じる。また、指定避難所において他の被災者とのトラブル等を回避するため、平常時から災害時に備え適正に飼育管理を行うなど、飼い主に対し動物の災害対策に関する普及啓発に努める。 ア動物の災害対策に関する普及啓発 (ア)所有者明示に関する普及啓発 市は災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置をとることについて普及啓発をする。所有者明示の方法として、首輪と迷子札（犬は狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済証）を装着することやマイクロチップの埋め込みを推奨するものとする。 (イ)災害に備えたしつけに関する普及啓発 通常の環境と大きく異なる避難生活は、動物にとっても大きなストレスとなる可能性があり、避難所や仮設住宅において、他の避難者とのトラブルの原因になるおそれがある。このため、市は、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバックの中に入ることに慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日ごろから行うよう普及啓発を行う。 (2)特定動物の逸走対策 特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合は、県、市、警察官その他関係機関と連携し、捕獲等、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 3応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。また、県は必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
鰺ヶ沢町 （青森県）	鰺ヶ沢町地域防災計画 地震・津波災害対策編第17節（風水害等災害対策編第16節）被災動物対策 地震・津波（風水害等）の災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講じるものとする。 1実施内容 （1）避難所における動物の適正飼養 町は、避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県や獣医師会と連携し、飼い主等に対し、一緒に避難した動物の適正な飼養に関する助言・指導を行うとともに、必要な措置を講じる。 （2）特定動物の逸走対策 町は、特定動物が逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 （3）動物由来感染症等の予防上必要な措置 町は、動物由来感染症の予防及び動物感染症のまん延防止のため、飼い主等に対する必要な指導及び負傷動物等の保護収容等必要な措置を講じる。 2応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。また、県は必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、青森県獣医師会に協力を要請する。
板柳町 （青森県）	板柳町地域防災計画 風水害等災害対策編　第4章　災害応急対策計画　第19節　被災動物対策 　風水害等の災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、以下のとおり応急措置を講じるものとする。 1実施責任者 　災害時における被災動物対策は、特定動物の飼養者、県（健康医療福祉部）及び公益社団法人青森県獣医師会の協力を得て町が行う。 2 指定避難所における家庭動物の適正飼養 　町は、指定避難所における家庭動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県及び公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、同行避難した家庭動物の適正な飼養に関する助言・指導を行うとともに必要な措置を講じる。 3 特定動物の逸走対策 　特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合は、町、警察官その他関係機関と連携し、捕獲等、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 4 応援協力関係 　応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。また、県は必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する 地震災害対策編　第4章　災害応急対策計画　第19節　被災動物対策 　地震災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、以下のとおり応急措置を講じるものとする。 1 実施責任者 　災害時における被災動物対策は、特定動物の飼養者、県（健康医療福祉部）及び公益社団法人青森県獣医師会の協力を得て町が行う。 2 指定避難所における家庭動物の適正飼養 　町は、指定避難所における家庭動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県及び公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、同行避難した家庭動物の適正な飼養に関する助言・指導を行うとともに必要な措置を講じる。 3 特定動物の逸走対策 　特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合は、町、警察官その他関係機関と連携し、捕獲等、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 4 応援協力関係 　応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。 また、県は必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。 火山災害対策編　第4章 災害応急対策計画　第18節　被災動物対策 　火山災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、以下のとおり応急措置を講じるものとする。 　火山災害対策における「被災動物対策」は、風水害等災害対策編第4章第19節「被災動物対策」に準じる。
平内町 （青森県）	平内町地域防災計画 風水害等災害対策編第4章災害応急対策計画第19節被災動物対策 風水害等の災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講じるものとする。 1実施責任者 災害時における被災動物対策は、特定動物の飼養者、県（健康福祉部）及び公益社団法人青森県獣医師会の協力を得て町が行う。 2実施内容 （1）避難所における動物の適正飼養 町は、避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県や公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、同行避難した動物の適正な飼養に関する助言・指導を行うとともに、必要な措置を講じる。 （2）特定動物の逸走対策 特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合は、県、町、警察官その他関係機関と連携し、捕獲等、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 3応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。また、県は必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。 地震・津波災害対策編第4章災害応急対策計画第20節被災動物対策 地震・津波災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講じるものとする。 1実施責任者 災害時における被災動物対策は、特定動物の飼養者、県（健康福祉部）及び公益社団法人青森県獣医師会の協力を得て町が行う。 2実施内容 （1）避難所における動物の適正飼養 町は、避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県や公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、一緒に避難した動物の適正な飼養に関する助言・指導を行うとともに、必要な措置を講じる。 （2）特定動物の逸走対策 特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合は、県、町、警察官その他関係機関と連携し、捕獲等、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 3応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。また、県は必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
深浦町 （青森県）	深浦町地域防災計画 地震・津波災害対策編第4章災害応急対策計画第17節被災動物対策 風水害等災害対策編第4章災害応急対策計画第16節被災動物対策 地震・津波（風水害等の）災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講じるものとする。 1実施責任者 災害時における被災動物対策は、特定動物の飼養者、県（健康福祉部）及び公益社団法人青森県獣医師会の協力を得て町が行う。 2実施内容 （1）避難所における動物の適正飼養 町は、避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県や公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、一緒に避難した動物の適正な飼養に関する助言・指導を行うとともに、必要な措置を講じる。 （2）特定動物の逸走対策 特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合は、県、町、警察官その他関係機関と連携し、捕獲等、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 3応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。また、県は必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。
横浜町 （青森県）	横浜町地域防災計画 地震・津波災害対策編第4章災害応急対策計画第17節被災動物対策 災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、以下のとおり応急措置を講じるものとする。 1実施責任者 災害時における被災動物対策は、町や獣医師会の協力を得て県（健康福祉部）が行う。 2実施内容 （1）指定避難所における動物の適正飼養 県は、指定避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、町や獣医師会と連携し、飼い主等に対し、一緒に避難した動物の適正な飼養に関する助言・指導を行うとともに、必要な措置を講じる。 （2）特定動物の逸走対策 県は、特定動物が逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、捕獲等、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 （3）動物由来感染症等の予防上必要な措置 県は、動物由来感染症等の予防及び動物感染症のまん延防止のため、飼い主等に対する必要な指導及び負傷動物等の保護・収容等必要な措置を講ずる。 3応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。また、必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。
六戸町 （青森県）	第2編六戸町地域防災計画 風水害等災害対策編第3章災害応急対策計画（第8節については、抜粋）第8節避難6指定避難所の開設 （5）避難所における職員の任務 ウ指定避難所の管理運営 （イ）c必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 第19節被災動物対策町民課 災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、以下のとおり応急措置を講じるものとする。 1実施責任者 災害時における被災動物対策は、特定動物の飼養者、県（健康福祉部）及び公益社団法人青森県獣医師会の協力を得て町が行う。 2実施内容 （1）避難所における動物の適正飼養 町は、避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、同行避難した動物の適正な飼養に関する助言・指導を行うとともに必要な措置を講じる。 （2）特定動物の逸走対策 特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合は、県、町、警察官その他関係機関と連携し、捕獲等、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 3応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。また、県は必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。 第3編地震編第3章災害応急対策計画（第8節については、抜粋）第8節避難6指定避難所の開設 （5）避難所における職員の任務 ウ指定避難所の管理運営 （イ）c必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 第19節被災動物対策町民課 災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、以下のとおり応急措置を講じるものとする。 1実施責任者 災害時における被災動物対策は、特定動物の飼養者、県（健康福祉部）及び公益社団法人青森県獣医師会の協力を得て町が行う。 2実施内容 県は、必要に応じ、県災害対策本部の下に、青森県動物救護本部を設置するほか、青森県動物愛護センターに青森県動物救護センターを設置する。町は、県及び公益社団法人青森県獣医師会と連携し、動物救護活動を実施することとする。 （1）指定避難所における動物の適正飼養 町は、指定避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県や公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、同行避難した家庭動物の適正な飼養に関する助言・指導を行うとともに必要な措置を講じる。 （2）特定動物の逸走対策 特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合は、県、町、警察官その他関係機関と連携し、捕獲等、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 3応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。また、県は必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。 第4編火山編第3章災害応急対策計画（第8節については、抜粋）第8節非難6指定避難所の開設 風水害等災害対策編第3章第8節6「指定避難所の開設」参照 第18節被災動物対策町民課 1実施責任者 風水害等災害対策編第3章第19節1「実施責任者」参照 2実施内容 風水害等災害対策編第3章第19節2「実施内容」参照 3応援協力関係 風水害等災害対策編第3章第19節3「応援協力関係」参照

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
七戸町 （青森県）	七戸町地域防災計画 地震災害対策編第4章災害応急対策計画第16節被災動物対策 地震（風水害等）災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、以下のとおり応急措置を講じるものとする。 1実施責任者 町長は、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県や獣医師会と連携し、飼い主とともに避難所に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言等必要な措置を講行う。 2応援協力関係 町長は、県等から応援の要請を受けた場合、これに積極的に協力する。 風水害等災害対策編第4章災害応急対策計画第16節被災動物対策 以下「地震災害対策編」に同じ
中泊町 （青森県）	中泊町地域防災計画 風水害等災害対策編第4章第16節被災動物対策 風水害等の災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講ずるものとする。 1実施責任者 災害時における被災動物対策は、町や獣医師会の協力を得て県（健康福祉部）が行う。 2実施内容 （1）避難所における動物の適正飼養 県は、避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、町や獣医師会と連携し、飼い主等に対し、一緒に避難した動物の適正な飼養に関する助言、指導を行うとともに、必要な措置を講じる。 （2）特定動物の逸走対策 県は、特定動物が逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 （3）動物由来感染症等の予防上必要な措置 県は、動物由来感染症の予防及び動物感染症のまん延防止のため、飼い主等に対する必要な指導及び負傷動物等の保護・収容等必要な措置を講ずる。 3応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。また、必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、青森県獣医師会に協力を要請する。 地震・津波災害対策編第4章第17節被災動物対策 地震・津波災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講ずるものとする。 以下「風水害等災害対策編」に同じ
野辺地町 （青森県）	野辺地町地域防災計画 風水害等災害対策編第4章第19節被災動物対策 風水害等の災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講ずるものとする。 1実施責任者 災害時における被災動物対策は、町が県や獣医師会等と連携し、それぞれの役割に応じて実施する。 2実施内容 （1）避難所における動物の適正飼養 町は、避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、町や獣医師会と連携し、飼い主等に対し、一緒に避難した動物の適正な飼養に関する助言・指導を行うとともに必要な措置を講ずる。 （2）特定動物の逸走対策 県は、特定動物が逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講ずる。 （3）動物由来感染症等の予防上必要な措置 県は、動物由来感染症の予防及び動物感染症のまん延防止のため、飼い主等に対する必要な指導及び負傷動物等の保護・収容等必要な措置を講ずる。 3応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。また、必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。 地震・津波災害対策編第4章第20節被災動物対策 地震・津波災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講ずるものとする。 以下「風水害等災害対策編」に同じ
階上町 （青森県）	階上町地域防災計画 地震編第4章災害応急対策計画第20節被災動物対策 風水害等編第4章災害応急対策計画第19節被災動物対策 地震（風水害等の）災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講ずるものとする。 1実施責任者 災害時における被災動物対策は、特定動物の飼養者、県（健康福祉部）及び公益社団法人青森県獣医師会の協力を得て町が行う。 2実施内容 （1）避難所における動物の適正飼養 町は、避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県や公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、同行避難した動物の適正な飼養に関する助言・指導を行うとともに必要な措置を講じる。 （2）特定動物の逸走対策 特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合は、県、町、警察官その他関係機関と連携し、捕獲等、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 3応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。また、県は必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
田舎館村（青森県）	田舎館村地域防災計画 風水害等災害対策編第4章災害応急対策計画第19節被災動物対策 風水害等の災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講じるものとする。 1実施責任者 災害時における被災動物対策は、特定動物の飼養者、県（健康福祉部）及び公益社団法人青森県獣医師会の協力を得て村が行う。 2実施内容 県は、必要に応じ、県災害対策本部の下に、青森県動物救護本部を設置する他、青森県動物愛護センターに青森県動物救護センターを設置する。村は、県及び公益社団法人青森県獣医師会と連携し、動物救護活動を実施することとする。 （1）指定避難所における家庭動物の適正飼養 村は、指定避難所における家庭動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県や公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、同行避難した家庭動物の適正な飼養に関する助言・指導を行うとともに必要な措置を講じる。 （2）特定動物の逸走対策 特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合は、県、村、警察官その他関係機関と連携し、捕獲等、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 3応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。また、県は必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。 地震災害対策編第4章災害応急対策計画第19節被災動物対策 地震災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講じる。 1実施責任者 災害時における被災動物対策は、特定動物の飼養者、県（健康福祉部）及び公益社団法人青森県獣医師会の協力を得て村が行う。 2実施内容 県は、必要に応じ、県災害対策本部の下に、青森県動物救護本部を設置する他、青森県動物愛護センターに青森県動物救護センターを設置する。村は、県及び公益社団法人青森県獣医師会と連携し、動物救護活動を実施することとする。 （1）指定避難所における家庭動物の適正飼養 村は、指定避難所における家庭動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県や公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対して、同行避難した家庭動物の適正な飼養に関する助言、指導を行うとともに必要な措置を講じる。 （2）特定動物の逸走対策 特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合は、県、村、警察官その他関係機関と連携し、捕獲等、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 3応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。また、県は必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。
風間浦村（青森県）	風間浦村地域防災計画 風水害編第4章災害応急対策計画第19節被災動物対策 風水害等の災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講じるものとする。 1実施責任者 災害時における被災動物対策は、特定動物の飼養者、県（健康福祉部）及び公益社団法人青森県獣医師会の協力を得て村が行う。 2実施内容 （1）避難所における動物の適正飼養 村は、避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、村や公益社団法人獣医師会と連携し、飼い主等に対し、同行避難した動物の適正な飼養に関する助言・指導を行うとともに必要な措置を行う。 （2）危険動物の逸走対策 特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合は、県、村、警察官その他関係機関と連携し、捕獲等、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 3応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。また、県は必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。 地震・津波編第4章災害応急対策計画第20節被災動物対策 地震・津波災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講じるものとする。 1実施責任者 災害時における被災動物対策は、特定動物の飼養者、県（健康福祉部）及び公益社団法人青森県獣医師会の協力を得て村が行う。 2実施内容 （1）避難所における動物の適正飼養 村は、避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県や公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、同行避難した家庭動物の適正な飼養に関する助言、指導を行うとともに必要な措置を講じる。 （2）危険動物の逸走対策 特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合は、県、村、警察官その他関係機関と連携し、捕獲等、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 3応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。また、県は必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
六ヶ所村 （青森県）	六ヶ所村地域防災計画 風水害等災害編第4章災害応急対策計画第19節被災動物対策主管担当班（本部の班名）福祉班 風水害等の災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講じるものとする。 1実施責任者 災害時における被災動物対策は、特定動物の飼養者、県（健康福祉部）及び公益社団法人青森県獣医師会の協力を得て村が行う。 2実施内容 （1）避難所における動物の適正飼養 村は、避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、村や公益社団法人獣医師会と連携し、飼い主等に対し、同行避難した動物の適正な飼養に関する助言・指導を行うとともに必要な措置を講じる。 （2）特定動物の逸走対策 特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合は、村、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 3応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。また、県は必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。 地震・津波災害対策編第4章災害応急対策計画第20節被災動物対策主管担当班（本部の班名）福祉班 地震・津波災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講じるものとする。 1実施責任者 災害時における被災動物対策は、特定動物の飼養者、県（健康福祉部）及び公益社団法人青森県獣医師会の協力を得て村が行う。 2実施内容 （1）避難所における動物の適正飼養 村は、避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県や公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、同行避難した動物の適正な飼養に関する助言、指導を行うとともに必要な措置を講じる。 （2）特定動物の逸走対策 特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合は、村、警察官その他関係機関と連携し、捕獲等、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 3応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。また、県は必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。
今別町 （青森県）	今別町地域防災計画 風水害等災害対策編第4章災害応急対策計画第19節被災動物対策（町民福祉課） 風水害等の災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講じるものとする。 1実施責任者 災害時における被災動物対策は、特定動物の飼養者、県（健康福祉部）及び公益社団法人青森県獣医師会の協力を得て町が行う。 2実施内容 県は、必要に応じ、県災害対策本部の下に、青森県動物救護本部を設置する他、青森県動物愛護センターに青森県動物救護センターを設置する。町は、県及び公益社団法人青森県獣医師会と連携し、動物救護活動を実施することとする。 （1）指定避難所における家庭動物の適正飼養 町は、指定避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県や公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、同行避難した家庭動物の適正な飼養に関する助言・指導を行うとともに必要な措置を講じる。 （2）特定動物の逸走対策 特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合は、県、町、警察官その他関係機関と連携し、捕獲等、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 3応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。また、県は必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。 地震・津波災害対策編第4章災害応急対策計画第20節被災動物対策（町民福祉課） 地震・津波災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講じるものとする。 1実施責任者 災害時における被災動物対策は、特定動物の飼養者、県（健康福祉部）及び公益社団法人青森県獣医師会の協力を得て町が行う。 2実施内容 県は、必要に応じ、県災害対策本部の下に、青森県動物救護本部を設置する他、青森県動物愛護センターに青森県動物救護センターを設置する。町は、県及び公益社団法人青森県獣医師会と連携し、動物救護活動を実施することとする。 （1）指定避難所における動物の適正飼養 町は、指定避難所における家庭動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県や公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、同行避難した家庭動物の適正な飼養に関する助言・指導を行うとともに必要な措置を講じる。 （2）特定動物の逸走対策 特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合は、県、町、警察官その他関係機関と連携し、捕獲等、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 3応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。また、県は必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。
蓬田村 （青森県）	蓬田村地域防災計画 地震・津波災害対策編第4章災害応急対策計画第19節被災動物対策、風水害等災害対策編第4章災害応急対策計画第20節被災動物対策 地震・津波（風水害等）災害時における飼養動物（家庭動物等）の保護収容、特定動物の逸走対策等について、以下のとおり応急措置を講ずるものとする。 1実施責任者 災害時における被災動物対策は、特定動物の飼養者、県（健康福祉部）及び公益社団法人青森県獣医師会の協力を得て村が行う。 2実施内容 （1）指定避難所における動物の適正飼養 村は、指定避難所における家庭動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県や公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、同行避難した家庭動物の適正な飼養に関する助言・指導を行うとともに必要な措置を講ずる。 （2）特定動物の逸走対策 特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合は、県、村、警察署その他関係機関と連携し、捕獲等、人への危害を防止するために必要な措置を講ずる。 3応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。また、県は、必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
大鰐町 （青森県）	大鰐町地域防災計画 地震（風水害等）対策編第4章第16節 地震（風水害等の）災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講ずるものとする。 1実施責任者 災害時における被災動物対策は、町や獣医師会の協力を得て県（健康福祉部）が行う。 2実施内容 （1）避難所における動物の適正飼養 県は、避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、町や獣医師会と連携し、飼い主等に対し、一緒に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言を行うとともに必要な措置を講ずる。 （2）特定動物の逸走対策 県は、特定動物が逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講ずる。 （3）動物由来感染症等の予防上必要な措置 県は、動物由来感染症の予防及び動物感染症のまん延防止のため、飼い主等に対する必要な指導及び負傷動物等の保護・収容等必要な措置を講ずる。 3応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。また、必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、青森県獣医師会に協力を要請する。
西目屋村 （青森県）	西目屋村地域防災計画 地震（風水害等）災害対策編第4章災害応急対策計画第16節被災動物対策 地震（風水害等の）災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講ずるものとする。 1実施責任者 災害時における被災動物対策は、村や獣医師会の協力を得て県（健康福祉部）が行う。 2実施内容 （1）避難所における動物の適正飼養 県は、避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、村や獣医師会と連携し、飼い主等に対し、一緒に避難した動物の適正な飼養に関する助言・指導を行うとともに必要な措置を講ずる。 （2）特定動物の逸走対策 県は、特定動物が逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講ずる。 （3）動物由来感染症等の予防上必要な措置 県は、動物由来感染症の予防及び動物感染症のまん延防止のため、飼い主等に対する必要な指導及び負傷動物等の保護・収容等必要な措置を講ずる。 3応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。また、必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、青森県獣医師会に協力を要請する。
三戸町 （青森県）	三戸町地域防災計画 地震（風水害等）災害対策編第4章災害応急対策計画第16節被災動物対策 災害時における飼養動物（家庭動物等）の保護収容、特定動物の逸走対策等について、以下のとおり応急措置を講ずるものとする。 1実施責任者 災害時における被災動物対策は、県や獣医師会の協力を得て町が行う。 2実施内容 （1）避難所における動物の適正飼養 町は、避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県や獣医師会と連携し、飼い主等に対し、一緒に避難した動物の適正な飼養に関する助言・指導を行うとともに必要な措置を講じる。 （2）特定動物の逸走対策 県は、特定動物が逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 （3）動物由来感染症等の予防上必要な措置 県は、動物由来感染症の予防及び動物感染症のまん延防止のため、飼い主等に対する必要な指導及び負傷動物等の保護・収容等必要な措置を講ずる。 3応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。また、必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、青森県獣医師会に協力を要請する。
五戸町 （青森県）	五戸町地域防災計画 地震（風水害等）災害対策編第4章災害応急対策計画第16節被災動物対策 地震（風水害等の）災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講ずるものとする。 1実施責任者 災害時における被災動物対策は、特定動物の飼養者、県（健康福祉部）及び公益社団法人青森県獣医師会の協力を得て町が行う。 2実施内容 （1）避難所における動物の適正飼養 町は、避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県や公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、一緒に避難した動物の適正な飼養に関する助言、指導を行うとともに、必要な措置を講じる。 （2）特定動物の逸走対策 特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合は、県、町、警察官その他関係機関と連携し、保護等、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 3応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。また、県は必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。
田子町 （青森県）	田子町地域防災計画 風水害等災害対策編第4章災害応急対策計画第16節被災動物対策 風水害等の災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講ずるものとする。 1実施責任者 災害時における被災動物対策は、特定動物の飼養者、県（健康福祉部）及び公益社団法人青森県獣医師会の協力を得て町が行う。 2実施内容 （1）避難所における動物の適正飼養 町は、避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県や獣医師会と連携し、飼い主等に対し、一緒に避難した動物の適正な飼養に関する助言・指導を行うとともに必要な措置を講じる。 （2）特定動物の逸走対策 県は、特定動物が逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 3応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。また、必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、青森県獣医師会に協力を要請する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
南部町 （青森県）	南部町地域防災計画 地震（風水害等）災害対策編第4章災害応急対策計画第16節被災動物対策 地震（風水害等の）災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講ずるものとする。 1実施責任者 災害時における被災動物対策は、県や獣医師会の協力を得て町が行う。 2実施内容 （1）避難所における動物の適正飼養 町は、避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県や獣医師会と連携し、飼い主等に対し、一緒に避難した動物の適正な飼養に関する助言・指導を行うとともに必要な措置を講じる。 （2）特定動物の逸走対策 町は、特定動物が逸走した場合は、県、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 （3）動物由来感染症等の予防上必要な措置 町は県と連携し、動物由来感染症の予防及び動物感染症のまん延防止のため、飼い主等に対する必要な指導及び負傷動物等の保護・収容等必要な措置を講ずる。 3応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。また、必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、青森県獣医師会に協力を要請する。
おいらせ町 （青森県）	おいらせ町地域防災計画 第1編風水害等災害対策編第4章災害応急対策計画第19節被災動物対策 風水害等の災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講じるものとする。 1実施責任者 災害時における被災動物対策は、特定動物の飼養者、県（健康福祉部）及び公益社団法人青森県獣医師会の協力を得て町が行う。 2実施内容 県は、必要に応じ、県災害対策本部の下に、青森県動物救護本部を設置する他、青森県動物愛護センターに青森県動物救護センターを設置する。町は、県及び公益社団法人青森県獣医師会と連携し、動物救護活動を実施することとする。 （1）指定避難所における家庭動物の適正飼養 町は、指定避難所における家庭動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県や公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、同行避難した家庭動物の適正な飼養に関する助言・指導を行うとともに必要な措置を講じる。 （2）特定動物の逸走対策 特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合は、県、町、警察官その他関係機関と連携し、捕獲等、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 3応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。また、県は必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。 第2編地震・津波災害対策編第4章災害応急対策計画第20節被災動物対策 地震津波災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講じるものとする。 1実施責任者 災害時における被災動物対策は、特定動物の飼養者、県（健康福祉部）及び公益社団法人青森県獣医師会の協力を得て町が行う。 2実施内容 県は、必要に応じ、県災害対策本部の下に、青森県動物救護本部を設置する他、青森県動物愛護センターに青森県動物救護センターを設置する。町は、県及び公益社団法人青森県獣医師会と連携し、動物救護活動を実施することとする。 （1）指定避難所における動物の適正飼養 町は、指定避難所における家庭動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県や公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、同行避難した家庭動物の適正な飼養に関する助言、指導を行うとともに必要な措置を講じる。 （2）特定動物の逸走対策 特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合は、県、町、警察官その他関係機関と連携し、捕獲等、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 3応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。また、必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、青森県獣医師会に協力を要請する。
五所川原市 （青森県）	五所川原市地域防災計画 地震・津波災害対策編第4章災害応急対策計画第17節被災動物対策、風水害等災害対策編第4章災害応急対策計画第16節被災動物対策 地震・津波（風水害等の）災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講じるものとする。 1実施責任者 災害時における被災動物対策は、特定動物の飼養者、県（健康福祉部）及び公益社団法人青森県獣医師会の協力を得て市が行う。 2実施内容 （1）避難所における動物の適正飼養 市は、避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県や公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、一緒に避難した動物の適正な飼養に関する助言、指導を行うとともに、必要な措置を講じる。 （2）特定動物の逸走対策 特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合は、県、市、警察官その他関係機関と連携し、捕獲等、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 3応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。また、県は必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。
つがる市 （青森県）	つがる市地域防災計画 地震・津波（風水害等）災害対策編第4章災害応急対策計画第17（16）節被災動物対策 地震・津波（風水害等の）災害時における飼養動物（家庭動物）の保護収容、特定動物の逸走対策等について、以下のとおり応急措置を講じるものとする。 1実施責任者 災害時における被災動物対策は、県や獣医師会の協力を得て市が行う。 2実施内容 （1）避難所における動物の適正飼養 市は、避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県や獣医師会と連携し、飼い主等に対し、一緒に避難した動物の適正な飼養に関する助言・指導を行うとともに、必要な措置を講じる。 （2）被災動物の保護収容等の対策 県は、飼養者の安心の確保及び人への危害を防止するため、災害のために飼養の継続が困難となった被災動物や、負傷・放浪動物等の保護・収容等必要な措置を講じる。 （3）特定動物の逸走対策 特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合は、県、市、警察署その他関係機関と連携し、捕獲等、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 3応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。また、県は必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
東北町 （青森県）	東北町地域防災計画 地震（風水害等）災害対策編第4章災害応急対策計画第19節被災動物対策 （風水害等の）災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、以下のとおり応急措置を講じるものとする。 1実施責任者 災害時における被災動物対策は、特定動物の飼養者、県（健康福祉部）及び公益社団法人青森県獣医師会の協力を得て町が行う。 2実施内容 （1）避難所における動物の適正飼養 町は、避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県や公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、同行避難した動物の適正な飼養に関する助言、指導を行うとともに、必要な措置を講じる。 （2）特定動物の逸走対策 特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合は、県、町、警察官その他関係機関と連携し、捕獲等、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 3応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。また、県は必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。
大間町 （青森県）	大間町地域防災計画 地震（風水害等）災害対策編第4章災害応急対策計画第16節被災動物対策 地震（風水害等の）災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講ずるものとする。 1実施責任者 災害時における被災動物対策は、町や獣医師会の協力を得て県が行う。 2実施内容 （1）避難所における動物の適正飼養 県は、避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、町や獣医師会と連携し、飼い主等に対し、一緒に避難した動物の適正な飼養に関する助言、指導を行うとともに必要な措置を講じる。 （2）特定動物の逸走対策 県は、特定動物が逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 （3）動物由来感染症等の予防上必要な措置 県は、動物由来感染症の予防及び動物感染症のまん延防止のため、飼い主等に対する必要な指導及び負傷動物等の保護・収容等必要な措置を講ずる。 3応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。また、必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、青森県獣医師会に協力を要請する。
佐井村 （青森県）	佐井村地域防災計画 地震・津波（風水害等）災害対策編第4章災害応急対策計画第17（16）節被災動物対策 地震・津波（風水害等の）災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、以下のとおり応急措置を講じるものとする。 1実施責任者 災害時における被災動物対策は、特定動物の飼養者、県（健康福祉部）及び公益社団法人青森県獣医師会の協力を得て村が行う。 2実施内容 （1）避難所における動物の適正飼養 村は、避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県や公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、一緒に避難した動物の適正な飼養に関する助言・指導を行うとともに、必要な措置を講じる。 （2）特定動物の逸走対策 特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合は、県、村、警察官その他関係機関と連携し、捕獲等、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 3応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。また、県は必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
外ヶ浜町 （青森県）	外ヶ浜町地域防災計画 地震・津波災害対策編（第3章災害予防計画）第6節防災教育及び防災思想の普及2.住民に対する防災思想の普及 （1）イ普及内容 （イ）住人のとるべき措置に関すること （a）家庭においてとるべき次の措置（平時） 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策 地震・津波災害対策編（第4章災害応急対策計画）第8節避難5.指定避難所の開設 （5）避難所における職員の任務 ウ避難所の運営管理 （イ）避難所の責任者及び連絡員の指定 c必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第15節応急住宅供給 2応急仮設住宅の建設及び供与 （3）運営管理 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 第20節被災動物対策 地震・津波災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講じるものとする。 1実施責任者 災害時における被災動物対策は、特定動物の飼養者、県（健康福祉部）及び公益社団法人青森県獣医師会の協力を得て町が行う。 2実施内容 （1）避難所における動物の適正飼養 町は、避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県や公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、同行避難した動物の適正な飼養に関する助言・指導を行うとともに、必要な措置を講じる。 （2）特定動物の逸走対策 特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合は、県、町、警察官その他関係機関と連携し、捕獲等、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 3応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。また、県は必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。 風水害等災害対策編（第4章災害応急対策計画）第8節避難6.指定避難所の開設 （5）避難所における職員の任務 ウ避難所の運営管理 （イ）避難所の責任者及び連絡員の指定 必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第14節応急住宅供給 2応急仮設住宅の建設及び供与 （3）運営管理 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 第19節被災動物対策 風水害等の災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講じるものとする。 1実施責任者 災害時における被災動物対策は、特定動物の飼養者、県（健康福祉部）及び公益社団法人青森県獣医師会の協力を得て町が行う。 2実施内容 （1）避難所における動物の適正飼養 町は、避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県や公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、同行避難した動物の適正な飼養に関する助言・指導を行うとともに、必要な措置を講じる。 （2）特定動物の逸走対策 特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合は、県、町、警察官その他関係機関と連携し、捕獲等、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 3応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。また、県は必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。
藤崎町 （青森県）	藤崎町地域防災計画 3災害応急対策計画第19節被災動物対策 災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、以下のとおり応急措置を講じるものとする。 1実施責任者 災害時における被災動物対策は、特定動物の飼養者、県（健康福祉部）及び公益社団法人青森県獣医師会の協力を得て町が行う。 2実施内容 （1）避難所における動物の適正飼養 町は、避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、同行避難した動物の適正な飼養に関する助言、指導を行うとともに、必要な措置を講じる。 （2）特定動物の逸走対策 特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合は、県、町、警察官その他関係機関と連携し、捕獲等、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 3応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。また、県は必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
鶴田町 （青森県）	鶴田町地域防災計画第19節被災動物対策 地震災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講じるものとする。 1実施責任者 災害時における被災動物対策は、特定動物の飼養者、県（健康福祉部）及び公益社団法人青森県獣医師会の協力を得て町が行う。 2実施内容 県は、必要に応じ、県災害対策本部の下に、青森県動物救護本部を設置する他、青森県動物救護センターを設置する。町は、県及び公益社団法人青森県獣医師会と連携し、動物救護活動を実施することとする。 (1)避難所における動物の適正飼養 町は、避難所における家庭動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県や公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、同行避難した動物の適正な飼養に関する助言、指導を行うとともに、必要な措置を講じる。 (2)特定動物の逸走対策 特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合は、県、町、五所川原警察官その他関係機関と連携し、捕獲等、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 3応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。また、県は必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。
東通村 （青森県）	東通村地域防災計画第1編風水害等災害対策編第4章災害応急対策計画第19節被災動物対策 風水害等の災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講じるものとする。 1実施責任者 災害時における被災動物対策は、特定動物の飼養者、県（健康福祉部）及び公益社団法人青森県獣医師会の協力を得て村が行う。 2実施内容 県は、必要に応じ、県災害対策本部の下に、青森県動物救護本部を設置する他、青森県動物愛護センターに青森県動物救護センターを設置する。村は、県及び公益社団法人青森県獣医師会と連携し、動物救護活動を実施することとする。 (1)指定避難所における家庭動物の適正飼養 村は、指定避難所における家庭動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県や公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、同行避難した家庭動物の適正な飼養に関する助言・指導を行うとともに、必要な措置を講じる。 (2)特定動物の逸走対策 特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合は、県、村、警察官その他関係機関と連携し、捕獲等、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 3応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。また、県は必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。
青森市 （青森県）	青森市地域防災計画 第1章 災害応急対策計画 第 20 節 被災動物対策 風水害等の災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講ずるものとする。 第1. 実施責任者等 1. 実施責任者　災害時における被災動物対策は、特定動物の飼養者、県（健康福祉部）及び公益社団法人青森県獣医師会の協力を得て青森市が行う。 2. 実施担当　　保健部 保健班　・放置動物対策に関すること。 第2. 実施内容 県は、必要に応じ、県災害対策本部の下に、青森県動物救護本部を設置する他、青森県動物愛護センターに青森県動物救護センターを設置する。 青森市は、県及び公益社団法人青森県獣医師会と連携し、動物救護活動を実施することとする。 1. 指定避難所における家庭動物の適正飼養 青森市は、指定避難所における家庭動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県や公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、同行避難した家庭動物の適正な飼養に関する助言、指導を行うとともに、必要な措置を講じる。 2. 特定動物の逸走対策 特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合は、県、市、警察官その他関係機関と連携し、捕獲等、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 第3. 応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。また、県は必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。
八戸市	八戸市地域防災計画 【地震・津波災害対策編】 第4章 災害応急対策計画　第17節 被災動物対策 地震・津波災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策への協力等、必要な応急措置を講じるものとする。 1 実施責任者 災害時における被災動物対策は、県（健康福祉部）及び公共社団法人青森県獣医師会の協力を得て市が行う。なお、特定動物については、必要に応じて県の対応に協力する。 2 実施内容 ⑴避難所におけるペットの適正飼養 市は、避難所におけるペットの飼育管理及び環境衛生の維持を図るため、県及び公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、一緒に避難したペットの適正な飼養に関する助言・指導を行うとともに、必要な措置を講じる。 ⑵特定動物の逸走対策 市は、特定動物が逸走した場合、県、警察等関係機関の求めに応じ、捕獲等、人への危害を防止するために必要な措置について協力する。 ⑶ 動物由来感染症等の予防上必要な措置 市は、動物由来感染症の予防及び動物感染症のまん延防止のため、飼い主等に対する必要な指導及び負傷動物等の保護・収容等必要な措置を講じる。 3 応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。また、県は必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。 【風水害等災害対策編】 地震・津波災害対策編と同内容。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
八幡平市 （岩手県）	八幡平市地域防災計画 【本編】第2章災害予防計画第1節防災知識普及計画 第2対策 1住民等に対する防災知識の普及 (3)防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。 ウ平常時における心得 (キ)愛玩動物との同行避難や避難所での飼養の方法を決めておく。 【本編】第3章災害応急対策計画第13節避難・救出計画 第1警戒避難活動期 5避難所の設置、運営 (2)避難所の運営 キ関係機関の協力を得ながら、避難者の愛玩動物の受入れについて他の避難者の同意を得るよう努める。
滝沢市 （岩手県）	「滝沢市地域防災計画」 第2章「災害予防計画」－第1節「防災知識普及計画」第2「防災知識の普及」、3－(3)－ウ－「(キ)愛玩動物との同行避難や避難所での飼養の方法を決めておく。」 第3章「災害応急対策計画」－第17節「避難・救出計画」第3「実施要領」、5－(2)－「キ市本部長は、関係機関の協力を得ながら、避難者の愛玩動物の受入れについて他の避難者の同意を得るよう努める。」 同第18節「医療・保健計画」第1「基本方針」、「6動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を関係機関・団体との連携の下に、迅速かつ適切に講じる。」第9愛玩動物の救護対策県本部長は、被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、次の救護対策を講じる。また、市や獣医師会等関係団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。 1所有者不明の動物及び放浪している動物について、市及び関係団体等の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。 2負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講ずる。 3飼い主とともに避難した動物の飼養について、市と連携し、適正な飼養の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める。 4危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講ずる。
雫石町 （岩手県）	雫石町地域防災計画 第2章災害予防計画 第1節防災知識普及計画第2防災知識の普及3住民等に対する防災知識の普及 (3)防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。 エ愛玩動物との同行避難や指定避難所での飼養の方法を決めておく。 第3章災害応急対策計画 第15節避難・救出計画第3実施要領5指定避難所の設置、運営 (2)指定避難所の運営 キ町本部長は、関係機関の協力を得ながら、避難者の愛玩動物の受入れについて他の避難者の同意を得るよう努める。 第16節医療・保健計画第1基本方針 5動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を、関係機関・団体との連携の下に、迅速かつ適切に講じる。 第16節医療・保健計画第7愛玩動物の救護対策 町本部長は、被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、次の救護対策を講じる。また、県と連携し、獣医師会等関係団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。 (1)所有者不明の動物及び放浪している動物について、県及び関係団体等の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。 (2)負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。 (3)飼い主とともに避難した動物の飼育について、県と連携し、適正な飼育の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める。 (4)危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 第4章特殊災害対策計画 第2節火山災害対策計画第4火山災害予防対策5住民に対する防災知識の普及 (3)火山災害の特性、平常時における心得、災害時における心得、避難方法については、次の事項を基本として普及を図る。 イ平常における心得 (キ)愛玩動物との同行避難や指定避難所での飼養の方法を決めておく。 第3節原子力災害対策計画第4原子力災害予防対策1防災知識の普及 (3)住民等に対する防災知識の普及 イ防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。 (カ)平常時における心得 7愛玩動物との同行避難や指定避難所での飼養の方法を決めておく。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
葛巻町 （岩手県）	葛巻町地域防災計画 〇第1節防災知識普及計画 第2防災知識の普及 3住民等に対する防災知識の普及 ⑵防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。 ウ平常時における心得 (カ)愛玩動物との同伴避難や指定避難所での飼養の方法を決めておく。 〇第15節避難・救出計画 第3実施要領 5指定避難所の設置、運営 ⑵指定避難所の運営 カ町本部長は、関係機関の協力を得ながら、避難者の愛玩動物の受入れについて他の避難者の同意を得るよう努める。 〇第16節医療・保健計画 第7愛玩動物の救護対策 町本部長は、県と連携し、被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、次の救護対策を講ずる。 ⑴所有者不明の動物及び放浪している動物について、関係団体等の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。 ⑵負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講ずる。 ⑶飼い主とともに避難した動物の飼養について、関係機関と連携し、適正な飼養の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める。 ⑷危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講ずる。 〇第19節応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画 第3実施要領 1応急仮設住宅の供与 ⑹応急仮設住宅の管理運営 ウ町本部長は、必要に応じ、応急仮設住宅における愛玩動物の受入れにも配慮する。
岩手町 （岩手県）	〇岩手町地域防災計画本編(令和4年9月2日岩手町防災会議承認)より、該当部分のみ抜粋 第2防災知識の普及 3住民に対する防災知識の普及 ⑶防災知識の普及活動は、次の事項に重点をおいて実施する。 ウ平常時における心得 (キ)愛玩動物との同行避難や指定避難所での飼養の方法を決めておく。 別表 第2分担事務 1各部の事務分担は、次のとおりとする。 ⑵医療保険福祉部 ヘ愛玩動物の救護対策に関すること。 第15節避難・救出計画 第1基本方針 3被災者の避難生活の場を確保するため、避難所を迅速に開設するとともに、その適正な運営を図る。この際、愛玩動物同伴者に対する避難設備を考慮する。 第3実施要領 5避難所の設置及び運営 ⑵避難所の運営 キ町本部長は、関係機関の協力を得ながら、避難者の愛玩動物の受け入れについて他の避難者の同意を得るように努める。 第16節医療･保健計画 第1基本方針 6動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を関係機関・団体との連携のもと、適切に行うよう努める。 第2実施機関(責任者) 〔町本部の担当〕 医療保険福祉部町民課被災した愛玩動物の救護対策 第10愛玩動物の救護対策 町本部長は、被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、次の救護対策を講じる。 また、県と連携し、獣医師会等関係団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。 1所有者不明の動物について、県及び関係団体等の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。 2負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置に努める。 3飼い主とともに避難した動物の飼養について、県と連携し適正な飼育の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める。 4危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。
紫波町 （岩手県）	紫波町地域防災計画 第2章災害予防計画第1節防災知識普及計画第2防災知識の普及3住民等に対する防災知識の普及 ⑶防災知識の普及活動は、次の事項に重点をおいて実施する。 (カ)愛玩動物との同行避難や指定避難所での飼養の方法を決めておく。 第3章災害応急対策計画第15節避難・救出計画第1基本方針 3被災者の避難生活の場を確保するため、避難所を迅速に開設するとともに、その適正な運営を図る。この際、愛玩動物同伴者に対する避難設備を考慮する。 第3章災害応急対策計画第16節医療・保健計画第1基本方針 6動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を関係機関・団体との連携のもと、適切に行うよう努める。 第3章災害応急対策計画第16節医療・保健計画第9愛玩動物の救護対策 町本部長は、被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、次の救護対策を講じる。また、県と連携し、獣医師会等関係団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。 1所有者不明の動物について、県及び関係団体等の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。 2負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置に努める。 3飼い主とともに避難した動物の飼養について、県と連携し適正な飼育の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める。 4危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官、その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 第3章災害応急対策計画第19節応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画第3実施要領1応急仮設住宅の供与⑹応急仮設住宅の管理運営 ウ委任を受けた町本部長は、必要に応じ、応急仮設住宅における愛玩動物の受入にも配慮する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
矢巾町 （岩手県）	矢巾町地域防災計画 第15節医療・保健計画 第7愛玩動物の救護対策 〇本部長は、被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、次の対策を講じる。 また、県と連携し、獣医師会等関係団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。 ア所有者不明の動物及び放浪している動物について、県及び関係団体等の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。 イ負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講ずる。 ウ飼い主とともに避難した動物の飼養について、県と連携し、適正な飼養の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める。 エ危険動物が、施設から逃走した場合は、飼養者、警察官、その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講ずる
奥州市 （岩手県）	奥州市国民保護計画 第3編武力攻撃事態等への対処 第8章その他の措置3動物の保護等に関する配慮市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然局総務課動物愛護管理及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、関係機関と連携協力を図りながら、所要の措置を講ずるよう努める。 （1）危険動物等の逸走対策市は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合は、あらかじめ整備する連絡体制等に基づいて、住民及避難住民への周知並びに避難誘導を図り、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を実施する。 （2）要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等 1市は、武力攻撃事態等において、要避難地域等において飼育又は保管されていた家庭動物等の保護に関する支援や、負傷した家庭動物等の保護・収容を行うとともに、相談・助言等、必要な措置を実施する。 2市は武力攻撃事態等において、動物の愛護及び避難住民の精神的安定等を図る観点から、要避難地域等において飼育又は、保管されていた家庭動物等の飼育又は保管を、避難所において行う場合は、その活動を支援するとともに、必要な措置を実施する。 奥州市地域防災計画 第3章災害応急対策計画 第9愛玩動物の救護対策〇県本部長は、被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、救護対策を講じる。また、市等関係機関や獣医師会等関係団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。 ア所有者不明の動物及び放浪している動物について、市及び関係団体の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。 イ負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。 ウ飼い主とともに非難した動物の飼育について、市と連携し、適正な飼育の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める。 エ危険動物が施設から逸走した場合は、飼育者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。
金ケ崎町 （岩手県）	金ケ崎町地域防災計画第3章災害応急対策計画第16節医療・保健計画第10愛玩動物の救護対策 町本部長は、被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、次の救護対策を講じる。 また、県と連携し、獣医師会等関係団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。 1所有者不明の動物について、県及び関係団体等の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。 2負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置に努める。 3飼い主とともに避難した動物の飼養について、県と連携し適正な飼育の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める。 4危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 金ケ崎町国民保護計画第3編武力攻撃事態等への対処第8章その他の措置第4動物の保護等に関する配慮 町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、関係機関と連携協力を図りながら、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
花巻市 （岩手県）	〇花巻市地域防災計画 第3章第15節医療・保健 第1基本方針 6動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を関係機関・団体との連携の下に迅速かつ適切に講じる。 第2実施機関（責任者） （一社）岩手県獣医師会避難所等における愛玩動物の救護のための健康相談・支援 第9愛玩動物の救護対策 本部長は、被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、次の救護対策を講じる。また、獣医師会等関係団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。 ア所有者不明の動物及び放浪している動物について、関係団体等の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。 イ負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講ずる。 ウ飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正な飼養の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める。 エ危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講ずる。 〇花巻市指定緊急避難場所運営マニュアル 2指定緊急避難場所の運営（5）その他の事項エ 〇花巻市指定避難所運営マニュアル 参考資料集資料3ペットの飼育ルール 参考様式集様式16ペット登録台帳 〇避難所におけるペット対応ガイドライン

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
北上市 （岩手県）	○北上市地域防災計画 第3章第15節医療・保健 第1基本方針 6動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を関係機関・団体との連携の下に迅速かつ適切に講じる。 第2実施機関（責任者） （一社）岩手県獣医師会避難所等における愛玩動物の救護のための健康相談・支援 第9愛玩動物の救護対策 環境政策課長は、県や関係機関と協力し、被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、次の救護対策を講じる。 ア所有者不明の動物及び放浪している動物について、関係団体等の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。 イ負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講ずる。 ウ飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正な飼養の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める。 エ危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講ずる。 ○ペット災害対策
遠野市 （岩手県）	○遠野市地域防災計画 第3章第15節医療・保健 第1基本方針 6動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を関係機関・団体との連携の下に迅速かつ適切に講じる。 第2実施機関（責任者） （一社）岩手県獣医師会避難所等における愛玩動物の救護のための健康相談・支援 第7愛玩動物の救護対策 市本部長は、被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、次の救護対策を講じる。また、関係機関や獣医師会等の関係団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。 ア所有者不明の動物及び放浪している動物について、関係団体等の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。 イ負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講ずる。 ウ飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正な飼養の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める。 エ危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 ○遠野市避難所運営マニュアル 参考資料集資料3ペットの飼育ルール 参考様式集様式16ペット登録台帳
西和賀町 （岩手県）	○西和賀町地域防災計画 第3章第15節医療・保健 【基本方針】 4町は動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を関係機関・団体との連携の下に迅速かつ適切に講じる。 【担当】 6愛玩動物の救護対策 町は、県、獣医師会等と連携して愛玩動物の救護対策を実施する。 (1)放浪動物等の措置 町は、所有者不明の動物及び放浪している動物について、関係団体等の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講ずる。 (2)同行避難への対応 飼い主とともに避難した動物の飼養は、動物の飼養者が行うことを原則とする。町は、指定避難所に、愛玩動物の収容スペースを指定し所有者自らが準備したケージ、餌等にて飼養を行う。盲導犬、介助犬等を除いた愛玩動物の建物内への持ち込みは、原則として禁止し、愛玩動物の飼養は所有者の自己責任で行うようルールを徹底する。 (3)危険動物への対応 町は、危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。
一関市 （岩手県）	一関地域防災計画（令和6年12月更新） 令和6年度の報告により防災計画から削除したとされていた愛玩動物に関する記述は継続して記載あり。※近年、愛玩動物関する記述は削除したり修正したということはないとのこと。（一関市防災課から確認。） 一関市地域防災計画 第3章　第17節 6　愛玩動物の救護対策　市本部長は、被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、次の救護対策を講じる。 (1)所有者不明の動物及び放浪している動物について、関係団体等の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に務める。 (2)負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。 (3)飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正な飼養の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める。 (4)危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
平泉町 （岩手県）	平泉町地域防災計画【風水害編】（令和6年3月更新） 第2章　災害予防対策計画/第2節　防災知識普及計画 1. 実施計画/1-4. 町民に対する防災知識の普及　実施主体:町　町民の防災に対する意識の高揚を図り、災害時には、町民一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、次（「愛玩動物との同行避難や避難所での飼養の方法を決めておく。」を含む）により防災知識の普及徹底を図る。 第3章　災害応急対策計画 第1節　活動体制計画/1-2. 町の活動体制/（5）災害対策本部の設置/3）分掌事務　民生対策部　調査班:ペット対策に関すること。 第15節　避難・救出計画/1. 実施計画/1-7. 避難所の設置、運営/（2）避難所の運営　実施主体:本部長　関係機関の協力を得ながら、避難者の愛玩動物の受入れについて他の避難者の同意を得るよう努める。 第16節　医療・保健計画/1. 実施計画 1-1. 基本方針　動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を、関係機関・団体との連携の下に、迅速かつ適切に講じる。 1-8. 愛玩動物の救護対策　実施主体:本部長　被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、以下の救護対策を講じる。また、関係機関や獣医師会等関係団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。 「以下」に関する記述 1所有者不明の動物及び放浪している動物について、関係団体等の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に務める。 2負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。 3飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正な飼養の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める。 4危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 平泉町地域防災計画【震災対策編】（令和6年3月更新） 【風水害編】と同様の記載に加えて、 第5章　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震/第3節　円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項/2. 避難場所及び避難所の運営・安全確保/2-2. 避難所開設における次の項目に監視あらかじめ準備すべき事項 6飼い主による愛玩動物との同行避難等、様々なニーズへの対応
釜石市 （岩手県）	釜石市地域防災計画（本編） 第1章総則 第4節釜石市防災会議 第2防災関係機関の業務の大綱 7指定地方公共機関 機関名:（一社）岩手県獣医師会遠野支会 業務の大綱:（1）災害時における愛玩動物の応急治療および保護・管理に関すること 第2章災害予防計画 第2防災知識の普及 3住民等に対する防災知識の普及 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。 ウ平常時における心得 7愛玩動物との同行避難や指定避難所での飼養の方法を決めておく。 第3章災害応急対策計画 第3実施要領 5指定避難所の設置、運営 （2）指定避難所の運営 市本部長は、関係機関の協力を得ながら、避難者の愛玩動物の受入れについて他の避難者の同意を得るよう努める。 第15節医療・保健計画 第1基本方針 6動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を、関係機関・団体との連携の下に、迅速かつ適切に講じる。 第2実施機関（責任者） 実施機関:(一社)岩手県獣医師会・遠野支会 担当業務:避難所等における愛玩動物の救護のための健康相談・支援 市本部の担当 市民生活部環境班:被災した愛玩動物の救護対策 第8愛玩動物の救護対策 県本部長は、被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、次の救護対策を講じる。また、市等関係機関や獣医師会等関係団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。 ア所有者不明の動物及び放浪している動物について、市及び関係団体等協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。 イ負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。 ウ飼い主とともに避難した動物の飼育について、市町村と連携し、適正な飼育の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める。 エ危険動物が施設から逸走した場合は、飼育者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる 第18節応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画 第3実施要領 1応急仮設住宅の供与 （6）応急仮設住宅の管理運営 県本部長又はその委任を受けた市本部長は、必要に応じ、応急仮設住宅における愛玩動物の受入れにも配慮する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
釜石市 （岩手県）	釜石市地域防災計画（地震・津波災害対策編） 第2章災害予防計画 第1節防災知識普及計画 第2防災知識の普及 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。 ウ平常時における心得 7愛玩動物との同行避難や指定避難所での飼養の方法を決めておく。 第3章災害応急対策計画 第15節医療・保健計画 第1基本方針 6動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を、関係機関・団体との連携の下に、迅速かつ適切に講じる。 第8愛玩動物の救護対策 【本編・第3章・第15節・第8参照】 釜石市地域防災計画（原子力災害対策編 第2章災害予防計画 第1節防災知識普及計画 第2防災知識の普及 3住民等に対する防災知識の普及 カ平常時における心得 6愛玩動物との同行避難や指定避難所での飼養の方法を決めておく。 釜石市国民保護計画 第8章その他の措置 3動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、関係機関と連携協力を図りながら、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
大槌町 （岩手県）	大槌町地域防災計画本編 第1章総則 5指定公共機関 機関名：（一社）岩手県獣医師会・遠野支会 業務の大綱：1災害時における愛玩動物の応急治療及び保護・管理に関すること第2章災害予防計画 第2防災知識の普及 3住民に対する防災知識の普及 〇防災教育及び防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。 ウ平常時における心得 7愛玩動物との同行避難や避難所での飼養の方法を決めておくこと。 第3章災害応急対策計画 第3実施要領 5指定避難所の設置・運営 (2)指定避難所の運営 〇町本部長は、関係機関の協力を得ながら、避難者の愛玩動物の受入れについて他の避難者の同意を得るよう努める。 第15節医療・保健計画 第1基本方針 6動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を、関係機関・団体との連携の下に、迅速かつ適切に講じる。 第2実施機関（責任者） 町本部の担当部・班 部担当班：総務部総務班 業務内容：3動物の救護対策 第9愛玩動物の救護対策 町本部長は、県と共同で、被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、次の救護対策を講じる。 ア所有者不明の動物及び放浪している動物について、関係団体等の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。 イ負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。 ウ飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正な飼養の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める。 エ危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官、その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 第18節応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画 第3実施要領 1応急仮設住宅の供与 (6)応急仮設住宅の管理運営 〇県本部長又はその委任を受けた町本部長は、必要に応じ、応急仮設住宅における愛玩動物の受入れにも配慮する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
大槌町 （岩手県）	大槌町地域防災計画地震・津波災害対策編 第1章総則 第2防災関係機関の業務の大綱 5指定地方公共機関 機関名：（一社）岩手県獣医師会・遠野支会 業務の大綱：災害時における愛玩動物の応急治療及び保護・管理に関すること。 第2章災害予防計画 第1節防災知識普及計画 第2防災知識の普及 3住民に対する防災知識の普及 〇防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。 ウ平常時における心得 6愛玩動物との同行避難や避難所での飼養の方法を決めておく。 第3章災害応急対策計画 第15節医療・保健計画 第1基本方針 6動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を関係機関・団体との連携の下に、迅速かつ適切に講じる。 第9愛玩動物の救護対策 〔本編・第3章・第15節・第9参照〕 大槌町防災ハザードマップ 指定避難所の運営・過ごし方 ペットを連れて避難する場合 ペットの受入れが可能な条件 □ケージに入れたときに吠える心配がない □ケージを覆う布がある □鑑札、狂犬病注射済の証明ができるもの □トイレシート、餌などのペット用品を準備している 大槌町国民保護計画 第8章その他の措置 3動物の保護等に関する配慮 町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、関係機関と連携協力を図りながら、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
宮古市 （岩手県）	宮古市地域防災計画第3章災害応急対策計画第16節医療・保健計画 第9愛玩動物の救護対策 市本部長は、県本部長と連携し、被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、次の救護対策を講じる。また、関係機関や獣医師会等関係団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。 (1)所有者不明の動物及び放浪している動物について、関係団体等の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。 (2)負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。 (3)飼い主とともに避難した動物の飼養について、県本部長と連携し、適正な飼養の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める。 (4)危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
下閉伊郡 山田町 （岩手県）	山田町地域防災計画 第2編　震災・津波対策編 　第1章　震災予防計画 　　第1節　防災知識普及計画 第1　基本方針 　町及び防災関係機関（以下本節中「防災関係機関等」という。）は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く町民に対して防災知識の普及に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。なお、防災知識の普及を図る際には、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。また、被災時の性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ（LGBT等）の視点にも配慮することに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。 第2　防災知識の普及 3　町民に対する防災知識の普及 （3）防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。 　3　平常時における心得 　・愛玩動物との同行避難や避難所での飼養の方法を決めておく。 　第5節　避難対策計画 第2　指定緊急避難場所及び指定避難所等の整備等 1　指定緊急避難場所及び指定避難所等の整備 ⑫　町は、指定緊急避難場所や避難所に愛玩動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における愛玩動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。 　第2章　震災応急対策計画 　第15節　避難・救出計画 第3　実施要領 5　指定避難所又は福祉避難所の設置、運営管理 （1）指定避難所又は福祉避難所の設置 　⑭　町本部長は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。 （2）指定避難所の運営管理 　⑭　町本部長は、関係機関の協力を得ながら、避難者の愛玩動物の受入れについて他の避難者の同意を得るよう努める。 　第16節　医療・保健計画 第1　基本方針 （7）動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を、関係機関・団体との連携の下に、迅速かつ適切に講じる。 第2　実施機関（責任者） （町本部の担当） 部：町民部班：衛生班職務：1　被災した愛玩動物の救護対策 第9　愛玩動物の救護対策 　町本部長は、県本部長と連携し、被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、次の救護対策を講じる。また、関係機関や獣医師会等関係団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。 （1）所有者不明の動物及び放浪している動物について、関係団体等の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。 （2）負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。 （3）飼い主とともに避難した動物の飼養について、県本部長と連携し、適正な飼養の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める。 （4）危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 （5）町は、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずるものとする。 　第20節　応急仮設住宅等の供与及び応急修理計画 第3　実施要領 1　応急仮設住宅の供与 （5）応急仮設住宅の管理運営 　3　県本部長又はその委任を受けた町本部長は、必要に応じ、応急仮設住宅における愛玩動物の受入れにも配慮する。 第4編　一般災害対策編 　第5章　原子力災害対策計画 　第2節　災害予防計画 第1　防災知識普及計画 1　基本方針 　県、町その他の防災関係機関は、職員に対して防災教育を実施するとともに、広く住民等に対して防災知識の普及に努める。 　なお、防災知識の普及を図る際には、放射線、放射性物質、原子力災害の特殊性を十分に踏まえるとともに、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。また、被災時に性別によるニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ（LGBT等）の視点にも配慮することに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。 2　防災知識の普及 （3）町民等に対する防災知識の普及 　2　防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。 　カ　平常時における心得 　　8　愛玩動物との同行避難や指定避難所での飼養の方法を決めておく。 山田町国民保護計画（令和3年3月） 第3編　武力攻撃事態等への対処 　第8章　その他の措置 4　動物の保護等に関する配慮 　町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動 物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、関係機関と連携協力を図りながら、所要の措置を講ずるよう努める。 　・危険動物等の逸走対策 　・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
岩泉町 （岩手県）	岩泉町地域防災計画 第1章総則 第6節町、県及び防災関係機関の責務及び業務の大綱 3指定地方行政機関東北地方環境事務所 (4)愛玩動物の救護活動状況の把握、関係機関との連絡調整や支援要請等及び救護支援の実施に関すること。 6指定地方公共機関(一社)岩手県獣医師会(1)災害時における愛玩動物の応急治療及び保護・管理に関すること。 第2章災害予防計画 第1節防災知識普及及び自主防災組織等育成計画 第2防災知識の普及3住民等に対する防災知識の普及(4)防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。 ケ7愛玩動物との同行避難や指定避難所での飼養の方法を決めておく。 第3章災害応急対策計画 第1節活動体制計画表3災害対策事務分掌表(1)各部の分掌事務町民生活部衛生班愛玩動物の救護対策に関すること。 第14節避難・救出計画5指定避難所の設置、運営(2)指定避難所の運営 キ町本部長(総務班)は、関係機関の協力を得ながら、避難者の愛玩動物の受入れについて留意する。 第15節医療・保健計画第9愛玩動物の救護対策 町本部長(衛生班)は、被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、次の救護対策を講じる。 (1)所有者不明の動物及び放浪している動物について、関係団体等の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。 (2)負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。 (3)飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正な飼養の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める。 (4)危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 第18節応急仮設住宅の建設及び応急修理計画 第3実施要領1応急仮設住宅の供与(5)応急仮設住宅の管理運営 ウ県本部長又はその委任を受けた町本部長(施設班)は、必要に応じ、応急仮設住宅における愛玩動物の受入れにも配慮する。
田野畑村 （岩手県）	田野畑村職員災害対応マニュアル第5時系列行動計画(各部)生活環境部生活環境課 行動計画(5)被災動物の救護 災害発生3時間～24時間:関係機関との連絡調整(獣医医師会・県) 2～7日目:被災動物の保護→関係機関との連絡調整→受け入れ先、避難所での飼育計画→被災動物の飼育 7日目～:継続 田野畑村避難所運営マニュアル第7(避難所運営委員会の活動)2活動班2-7(衛生班) (6)避難施設内のペット対策(要配慮者が必要とする補助犬は除外) 1犬、猫などは、室内に入れない。 2避難所におけるペットの管理責任は、飼育者にあることを原則とする。 3避難所にペットを連れてきた避難者に対して窓口で届け出るよう呼びかける。 4大型動物や危険動物の避難施設への同伴は断る。 5ペットの飼育場所を決め、飼育ルールとともに周知徹底を図る。 6ペットの救護活動が開始された場合は、その情報を飼育者へ提供し、協力を求める。
大船渡市 （岩手県）	大船渡市地域防災計画 第3章災害応急対策計画/第15節医療・保健計画 第9愛玩動物の救護対策 〇県本部長は、被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、次の救護対策を講じる。また、市等関係機関や獣医師会等関係団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。 ア所有者不明の動物及び放浪している動物について、市及び関係団体等の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。 イ負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。 ウ飼い主とともに避難した動物の飼養について、市と連携し、適正な飼養の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める。 エ危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる
陸前高田市 （岩手県）	陸前高田市地域防災計画(地震・津波編風水害編) 第2章応急対策計画/第13節医療・保健 9愛玩動物の救護対策 市本部まちづくり推進課 市本部は、被災した愛玩動物の保護や適正な飼育に関し、次の救護対策を講じる。また、関係機関、獣医師会等関係団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。 ア所有者不明の動物及び放浪している動物について、関係団体等の協力のもと、所有者の発見に努める。 イ負傷動物を発見したときは、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。 ウ飼い主とともに避難した動物の飼育について、県と連携し、適正な飼育の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める。 エ危険動物が施設から逸走した場合は、飼育者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。
住田町 （岩手県）	住田町地域防災計画 第3章災害応急対策計画/第15節医療・保健計 第9愛玩動物の救護対策 被災した愛玩動物の保護や適正な飼育に関し、次の救護措置を講じる。また、獣医師会等関係団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。 ア所有者不明の動物及び放浪している動物について、関係団体等の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。 イ負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携して、治療その他必要な措置を講じる。 ウ飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正な飼養の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める。 エ危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる
久慈市 （岩手県）	久慈市防災計画 第2章災害予防計画 第1節防災知識普及計画 第2防災知識の普及 3住民等に対する防災知識の普及 7愛玩動物との同行避難や指定避難所での飼養の方法を決めておく。 第14節避難・救出計画 第3実施要領 (2)指定避難所の運営 指定避難所管理者は、関係機関の協力を得ながら、避難者の愛玩動物の受入れについて他の避難者の同意を得るよう努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
洋野町 （岩手県）	洋野町地域防災計画 第2章災害予防計画 第1節防災知識普及計画 第2防災知識の普及 3町民等に対する防災知識の普及 愛玩動物との同行避難や避難所での飼養の方法を決めておく。 第3章災害応急対策計画 第14節避難・救出計画 第3実施要領 ⑵指定避難所の運営 町本部長は、関係機関の協力を得ながら、指定避難者の愛玩動物の受入れについて他の避難者の同意を得るよう努める。 第18節応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画 第3実施要領 ⑸応急仮設住宅の管理運営 県本部長から委任を受けた際には、町本部長は、必要に応じ、応急仮設住宅における愛玩動物の受入れにも配慮する。
野田村 （岩手県）	野田村地域防災計画 第2章災害予防対策 第3節被害軽減への備え 第1項防災知識の普及 第2防災知識の普及 (3)防災知識の普及活動は、次の事項に重点をおいて実施する。 カ愛玩動物との同行避難や避難所での飼養の方法を決めておく。 第3項避難・救出 第3実施要領 (2)避難所の運営 7本部長は、関係機関の協力を得ながら避難者の愛玩動物の受入について他の避難者の同意を得るよう努める。
普代村 （岩手県）	普代村地域防災計画 第2章災害予防計画 第1節防災知識普及計画 第2防災知識の普及 3村民に対する防災知識の普及 〇防災知識の普及活動は、次の事項に重点をおいて実施する 7愛玩動物との同行避難や避難所での飼養の方法を決めておく。 第14節避難・救出計画 第3実施要領 (2)指定避難所の運営 〇指定避難所管理者は、関係機関の協力を得ながら、避難者の愛玩動物の受入れについて他の避難者の同意を得るよう努める。 第18節応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画 第3実施要領 (5)応急仮設住宅の管理運営 〇委任を受けた村本部長又は県本部長は、必要に応じ、応急仮設住宅における愛玩動物の受入れについて住民班長に指示する。
二戸市 （岩手県）	二戸市防災計画 第2章　災害予防計画/第1節　防災知識の普及計画/第2　防災知識の普及/3　住民等に対する防災知識の普及/(3)　防災知識の普及活動は、次の事項に重点をおいて実施する/ウ　平常時における心得 7愛玩動物との合同避難や避難所での飼育方法を決めておく。 第3章災害応急対策計画/第14節　避難・救出計画/第3　実施要領/5　指定避難所の設置、運営/(2)指定避難所の運営 市本部長は、関係機関の協力を得ながら、避難者の愛玩動物の受入れについて他の避難者の同意を得るよう努める。 第3章　災害応急対策計画/第15節　医療・保健計画/第1　基本方針 6　動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を関係機関・団体との連携の下に、迅速かつ適切に講じる。 第3章　災害応急対策計画/第15節　医療・保健計画/第9　愛玩動物の救護対策 〇市本部長は、県と共同で、被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、次の救護対策を講じる。 ア　所有者不明の動物及び放浪している動物について、関係団等の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。 イ　負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。 ウ　飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正な飼養の指導を行うとともに環境衛生の維持に努める。 エ　危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 第19節　応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画/第3　実施要領/1　応急仮設住宅の供与/(7)　応急仮設住宅の管理運営 ウ　委任を受けた市本部長は、必要に応じ、応急仮設住宅における愛玩動物の受入れにも配慮する。
軽米町 （岩手県）	軽米町地域防災計画 第2章　災害予防計画/第1節　防災知識普及計画/第2　防災知識の普及/3　町民に対する防災知識の普及/(2)　防災知識の普及活動は、次の事項に重点をおいて実施する/ウ　平常時における心得 6家庭動物との同行避難や避難所での飼養の方法を決めておく。 第3章　災害応急対策計画/第13節　避難・救出訓練/第3　実施要領/4　避難所の設置、運営/(2)避難所の運営 カ　町本部長は、関係機関の協力を得ながら、避難者の愛玩動物の受け入れについて他の避難者の同意を求めるよう努める。 第18節　応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画/第3　実施要領/1　応急仮設住宅の供与/(6)応急仮設住宅の管理運営 ウ　県本部長又はその委任を受けた町本部長は、必要に応じ、応急仮設住宅における愛玩動物の受入れにも配慮する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
一戸町 （岩手県）	一戸町地域防災計画 第2章　災害予防計画/第1節　防災知識普及計画/第2　防災知識の普及/3　住民等に対する防災知識の普及/〇　防災知識の普及活動は、次の事項に重点をおいて実施する/ウ　平常時における心得 7愛玩動物との同行避難や指定避難所での飼養の方法を決めておく。 第3章　災害応急対策計画/第14節　避難・救出計画/第3　実施要領/5　避難所の設置、運営/(1)避難所の運営 カ　町本部長は、関係機関の協力を得ながら、避難者の愛玩動物(ペット)の受入れについて他の避難者の同意を得るよう努める。 第3章　災害応急対策計画/第15節　医療・保健計画/第1　基本方針 6　動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を、関係機関・団体との連携の下に、迅速かつ適切に講じる。 第3章　災害応急対策計画/第15節　医療・保健計画/第9　愛玩動物の救護対策 〇県本部長は、被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、次の救護対策を講じる。また、町等関係機関や獣医師会等関係団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。 ア　所有者不明の動物及び放浪している動物について、町及び関係団等の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。 イ　負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。 ウ　飼い主とともに避難した動物の飼養について、県と連携し、適正な飼養の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める。 エ　危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 第3章　災害応急対策計画/第18節　応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画/第3　実施要領/1　応急仮設住宅の供与/(6)応急仮設住宅の管理運営 〇県本部長又はその委任を受けた町本部長は、必要に応じ、応急仮設住宅における愛玩動物の受入れにも配慮する。
盛岡市	盛岡市地域防災計画 第2章 災害予防計画 第1節 防災知識普及計画 第2 防災知識の普及 3 市民に対する防災知識の普及 (3) 防災知識の普及活動は、次の事項に重点をおいて実施する。 ウ　平常時における心得 (キ) 愛玩動物との同行避難や避難所での飼養に備え、しつけ、ワクチン接種などを行う。また、ペットフードなどの必要品を備蓄する。 第3章 災害応急対策計画 第15節 避難・救出計画 第3 実施要領 5 避難所の開設及び運営 (2) 避難所の運営 ク 市本部長は、関係機関の協力を得ながら、避難者の愛玩動物の受入れについて留意するとともに、受入れに当たっては、次の措置をとるよう努める。 (ア) 避難所内又はその近隣に、動物の飼育が可能な場所を確保するよう努める。 (イ) 飼育者の氏名及び住所並びに動物の種類、数及び特徴を確認する。 第16節:医療・保健計画 第1 基本方針 6 動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を、関係機関・団体との連携の下に、迅速かつ適切に講じる。 第3 実施要領 9 愛玩動物等の救護対策 市本部長は、県と協同で、被災した愛玩動物等の保護や適正な飼養に関し、次の救護対策を講じる。 (1) 被災地における動物の保護 ア 被災地の巡回や、住民から協力を得る等により、被災地の残された動物の把握を行う。 イ 所有者不明の動物及び放浪している動物について、関係団体の協力の下、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。 ウ 負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。 エ 危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官、その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 (2) 避難場所等における愛玩動物の適正な飼養管理　飼い主とともに避難した愛玩動物について、避難場所等の管理者等や関係機関の協力を得ながら動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 ア 愛玩動物を伴った被災者の把握及びとりまとめ イ 適正飼育の推進 (ア) 各避難場所等における愛玩動物の飼育場所についての必要な助言を実施する。 (イ) 適正な飼育方法についての指導及び助言を実施する。 ウ 飼育補助対策 (ア) ペットフードやペット飼育用品等の支援物資を配布する。 (イ) 動物の病気に関する相談や措置について、獣医師会等に依頼を行う。 (ウ) 飼育困難となった愛玩動物の譲渡や一時預かりについて、関係団体と連携し、個人からの支援の申入れの調整や受付を行う。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
宮城県	宮城県地域防災計画　地震災害対策編・津波災害対策編 第2章災害予防対策　第24節避難受入れ対策　第4 避難所における家庭動物の対策 市町村は、避難所における家庭動物の扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策等、衛生面 に配慮し、可能な限り避難所における家庭動物の同行避難者の受入体制を整備するとともに、飼育管理の方法について、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を 避難所マニュアルに記載する。また、平常時から飼い主に対し、同行避難の必要性や避難所での 飼い主自身による適正な飼育管理について啓発する。なお、被災地域が広域にわたる際の家庭動物の救護活動を見据え、県と（公社）宮城県獣医師会との間で救護活動に関する協定を強化する。 第3章災害応急対策　第16節　家庭動物の収容対策（風水害等災害対策編は第18節） ＜主な実施機関＞県（復興・危機管理部、環境生活部、保健福祉部）、県警察本部、市町村、東北地方環境事務所、（公社）宮城県獣医師会 第1 目 的 大規模災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。 県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、（公社）宮城県獣医師会との間に締結した「災害時における愛護動物の救護活動に関する協定書」に基づき、被災動物の救護や応急処置を要請するとともに、市町村等関係機関は県と協力体制を確立しながら必要な施策を実施する。 第2 被災地域における動物の保護 1 所有者の確認 飼い主の分からない被災した動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、県は、市町村、（公社）宮城県獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行うとともに、所有者の発見に努める。 2 負傷動物への対応 負傷動物を発見したときは、保護収容し、（公社）宮城県獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。 なお、危険動物が飼養施設等から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 3家庭動物の一時預かり要望への対応 飼い主等からの家庭動物の一時預かり要望への対応について、（公社）宮城県獣医師会等と連携し、必要な措置を講じる。 第3 避難所における動物の適正な飼育 県は、避難所を設置する市町村と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 また、被災地における愛護活動は保健所を中心に行い、被災地で活動する動物愛護団体等との協力によって進める。 1 各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市町村への支援 2 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整 3 他県市への連絡調整及び要請 4 国（環境省）への連絡調整及び支援要請 第4 仮設住宅における動物の適正な飼育 県は、市町村と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育・受入れに配慮するとともに、適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。
白石市 （宮城県）	白石市地域防災計画地震災害対策編第3章地震災害応急対策第34節愛玩動物収容対策 大規模地震の発生に伴い、市域では所有者不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県、獣医師会等関係団体との協力体制を確立しながら必要な施策を実施する。 1実施方法 (1)被災地域における動物の保護 ア 所有者の確認市は、飼い主のわからない被災した動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行うとともに、所有者の発見に努める。 イ 負傷動物等への対応負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講ずる。なお、危険動物が飼養施設等から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講ずる。 ※協定災害時における愛護動物の救護活動に関する協定書（社団法人宮城県獣医師会） (2)避難所における動物の適正な飼育 市は、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。被災地における愛護活動は保健所を中心に行い、被災地で活動する動物愛護団体等との協力によって進める。 ア 各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣 イ 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整 ウ 県等関係機関との連絡調整及び要請 (3)仮設住宅における動物の適正な飼育 市は、飼い主とともに避難した動物の飼育・受入れに配慮するとともに、適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (4)市は、動物救護本部に対し、避難所における愛玩動物の状況等、必要に応じ、情報を提供する。 (5)愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合でも、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める
角田市 （宮城県）	角田市地域防災計画【風水害等災害対策編】 第3章　災害応急対策　第18節　愛玩動物の収容対策　第2　被災地域における動物の適正な飼育 1 所有者の確認 飼い主のわからない被災した動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は県、(公社)宮城県獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行うとともに、所有者の発見に努める。 2 負傷動物への対応 負傷動物を発見したときは、保護収容し、(公社)宮城県獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。なお、危険動物が飼養施設等から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
蔵王町 （宮城県）	蔵王町地域防災計画 第2章　災害予防対策/第4　避難所における愛護動物の対策　町は避難所におけるペットの扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策等、衛生面に配慮し、可能な限り避難所におけるペットの同行避難所の受入体制を整備するとともに、飼育管理の方法について、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を避難所マニュアルに記載する。また、平常時から飼い主に対し、同行避難の必要性や避難所での飼い主自身による適正な飼育管理について啓発する。なお、被災地域が広域にわたる際の愛護動物の救護活動を見据え、県と（公社）宮城県獣医師会との間で救護活動に関する協定を強化する。 第3章　災害応急対策/第7　避難所の開設及び運営　2避難所の運営（2）避難所の環境維持 ウ　家庭動物への対応　町は、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペース確保に努める。 第3章　第18節　愛玩動物の収容対策 第1　目的　大規模災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県や（公社）宮城県獣医師会等関係団体に協力を要請し、被災動物の救護や応急措置を講じる。 第2　被災地域における動物の保護 1所有者の確認　飼い主のわからない被災した動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、所有者の発見に努める。 2負傷動物への対応　負傷動物を発見したときは、保護収容し、県や（公社）宮城県獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。 3保健衛生措置　被災した飼育動物の保護収容にあたっては、衛生管理に努めるとともに、飼育者、警察、保健所、その他関係機関と連携し、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等のために必要な措置を講じる。 第3　避難所における動物の適正な飼育　町は、県と協力し避難所において、飼い主と同行避難をした動物の飼育スペースの確保や飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。また、被災地における愛護活動は保健所を中心に行い、被災地で活動する動物愛護団体等と連携し進める。 1各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況及び資材の提供、獣医師の派遣等の要請 2避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整 3県への連絡調整及び支援要請 第4　仮説住宅における動物の適正な飼育　町は、県と協力して、飼い主と同行避難をした動物の飼育、受入れに配慮するとともに、適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。
七ヶ宿町 （宮城県）	七ヶ宿町地域防災計画 第2編　風水害等災害対策編　第2章　災害予防対策/第15節　第4避難所における愛護動物の対策 町は、避難所におけるペットの扱いについて、鳴き声・臭い・アレルギー対策・衛生面に関する問題などから、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を可能な限り避難所マニュアルに記載する。
大河原町 （宮城県）	大河原町地域防災計画（風水害等災害対策編）（地震災害対策編）第18節愛玩動物の収容 1.被災地における動物の保護 負傷動物への対応/負傷動物発見時、保健所、獣医師会と連携して保護収容し、措置を講じる。また、被災地における愛護活動は保健所を中心に行う。 2.避難所における動物の適正な飼育 （1）避難所での動物の飼育状況把握及び資材の提供。獣医師派遣の要請。（2）避難所から保護施設への動物受入及び譲渡等の調整（3）保健所及び他市町村との連絡調整及び要請 3.仮設住宅における動物の適正な飼育 町は、保健所と協力して、動物とともに仮設住宅に入居する被災者に対して、周囲の配慮や適正な飼育の指導を行う。
村田町 （宮城県）	村田町地域防災計画 第1編　風水害等災害対策編　第2章　災害予防対策　第16節　避難受入れ対策 第3　指定避難所等における愛護動物の対策 　健康福祉課は、指定避難所におけるペットの扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策等、衛生面に配慮し、可能な限り指定避難所におけるペットの同行避難者の受入体制を整備するとともに、飼育管理の方法について、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を避難所マニュアル等に整備する。 また、平常時から飼い主に対し、同行避難の必要性や指定避難所での飼い主自身による適切な飼育管理について啓発する。 第2編　震災対策編　第2章　災害予防対策　第23節避難受入れ対策 第3　指定避難所等における愛護動物の対策 　指定避難所等における愛護動物の対策は、風水害等災害対策編　第2章 第16節「第3　指定避難所等における愛護動物の対策」の定めに準ずる。 村田町避難所運営マニュアル 第1章本編　第5避難所の開設（初動期）　4ペットの受入れ （1)ペットと同行避難した場合には、受付時に「避難者カード」（様式4）のペットについての記載事項欄に記入して提出してもらい、「避難所ペット登録台帳」（様式15）を作成します。 （2)ペットの生活場所への持ち込みは補助犬（盲導犬・介護犬・聴導犬）を除き原則禁止となります。 （3)ペットは、屋外の駐輪場や軒下、遊具、車内等で、ゲージ内または指定された場所につないで管理し、飼育（餌やり等）や飼育場所の清掃は、飼い主が責任を持って行い、鳴き声や臭いなどの苦情、ペットによる他の避難者への危険防止に努めます。 （4)大型動物や危険動物の避難施設への同伴は禁止となります。
柴田町 （宮城県）	”柴田町防災計画 第2編　風水害等災害対策編　第2章　災害応急対策　第18節　愛玩動物の収容対策 目的　大規模な災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。町は、県、獣医師会等関係団体等と協力し、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に努める。 1　被災地域における動物の愛護　飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の愛護を行う。 （1）飼養されている動物に対する餌の配布（2）負傷した動物の収容・治療・保管（3）放浪動物の収容・一時保管（4）飼育困難な動物の一時保管（5）動物の所有者や、新たな所有者探しのための情報の収集、提供（6）動物に関する相談の実施 2 避難所における動物の適正な飼育　町は、県、獣医師会等関係団体、動物愛護ボランティアと協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 （1）飼育エリア等の設定（2）飼い主との飼育方法の協議（3）避難所での動物の飼育状況の把握、資材の提供、獣医師の派遣等の要請（4）避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整（5）他県市への連絡調整及び要請 3 仮設住宅における動物の適正な飼育　町は、県等と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育・受入れに配慮するとともに、適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
川崎町 （宮城県）	川崎町地域防災計画 川崎町防災会議　第1編　風水害等対策編　第2章　災害予防対策 第4　指定避難所における愛護動物の対策（保健福祉課・町民生活課） 町は、避難所におけるペットの扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策等、衛生面に配慮し、可能な限り避難所におけるペットの同行避難者の受入体制を整備するとともに、飼育管理の方法について、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を整理する。また、平時から飼い主に対し、同行避難の必要性や避難所での飼い主自身による適正な飼育管理について啓発する。
丸森町 （宮城県）	丸森町地域防災計画 震災対策編　第3章　災害応急対策　第18節　愛玩動物の収容対策 町は、大規模地震災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想されるため、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県等関係機関や獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。 第1　実施責任者 1 町長は、被災地域における動物を保護するとともに、避難所での適正な飼育について指導する。 2 町民税務部が、動物の保護及び飼育指導を担当する。 第2　被災地域における動物の保護 町は、飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護について、迅速かつ広域的な対応が求められることから、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行う。 第3　避難所における動物の適正な飼育 町は、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 1 各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等の支援 2 避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の調整 3 他県市への連絡調整及び要請
塩竈市 （宮城県）	塩竈市地域防災計画（令和5年3月策定） 第2章災害予防対策/第24節避難受入れ対策/第3避難所における愛護動物の対策 市は、避難所におけるペットの扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策等、衛生面に配慮し、可能な限り避難所におけるペットの同行避難者の受入体制を整備するとともに、飼育管理の方法について、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を避難所マニュアルに記載する。また、平常時から飼い主に対し、同行避難の必要性や避難所での飼い主自身による適正な飼育管理について啓発する。 第3章災害応急対策/第12節避難活動/第5指定避難所等の開設及び運営/3指定避難所の運営、管理等/（2）指定避難所の環境維持/3家庭動物への対応 市は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保にとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 第3章災害応急対策/第16節愛玩動物の収容対策/第1被災地域における動物の保護/1所有者の確認2負傷動物への対応 飼い主のわからない被災した動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行うとともに、所有者の発見に努める。 負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。なお、危険動物が飼養施設等から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 第3章災害応急対策/第16節愛玩動物の収容対策/第2指定避難所における動物の適正な飼育 市は、県・獣医師会等関係団体・動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。また、市民はそれに協力する。なお、被災地における愛護活動は保健所を中心に行い、被災地で活動する動物愛護団体等との協力によって進める。 1各地域の被害状況、指定避難所での動物の飼育状況の把握・資材の提供及び県等へ獣医師の派遣等の要請、2指定避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整、3他県市への連絡調整及び要請 第3章災害応急対策/第16節愛玩動物の収容対策/第3仮設住宅における動物の適正な飼育 市は、県と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育・受入れに配慮するとともに、適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 第3章災害応急対策/第16節愛玩動物の収容対策/第4動物救護や飼養支援に関する情報の提供 市は、被災市民などへの動物救護や飼養支援に関する情報の提供に努める。
多賀城市 （宮城県）	多賀城市防災計画 第2章災害予防対策/第21節避難受入れ対策/第4指定避難所における家庭動物等の対策 市は、指定避難所における家庭動物等※の扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策等、衛生面に配慮し、可能な限り指定避難所におけるペットの同行避難者の受入れ体制を整備するとともに、飼育管理の方法について、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を避難所運営マニュアルに記載する。また、平常時から飼い主に対し、同行避難の必要性や指定避難所での飼い主自身による適正な飼育管理について啓発する。 ※家庭動物等とは 愛がん動物（ペット）又は伴侶動物（コンパニオンアニマル）として家庭等で飼養及び保管されている動物並びに情操の涵養及び生態観察のため飼養及び保管されている動物をいう（家庭動物等の飼養及び保管に関する基準第2__環境省）
松島町 （宮城県）	松島町地域防災計画地震災害対策編 第3章災害応急対策計画 第7節避難誘導4.指定避難所の開設及び運営(4)指定避難所の環境維持ウ家庭動物への対応 町は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第30節愛玩動物の収容対策2.指定避難所における動物の適正な飼育 町は、指定避難所を設置し開設した場合には、県と協力し、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 なお、被災地における愛護活動は保健所を中心に行い、被災地で活動する動物愛護団体等との協力によって進める。 町は、避難所における家庭動物等の扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策等、衛生面に配慮し、可能な限り避難所におけるペットの同行避難者の受入体制を整備するとともに、飼育管理の方法について、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を避難所マニュアルに記載する。また、平常時から飼い主に対し、同行避難の必要性や避難所での飼い主自身による適正な飼育管理について啓発する。 第30節愛玩動物の収容対策3.仮設住宅における動物の適正な飼育 町は、県と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育・受入れに配慮するとともに、適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
七ヶ浜町 （宮城県）	七ヶ浜町地域防災計画第2編地震災害対策編／第2章災害応急対策／第19節愛玩動物の収容対策 第1. 目的 大規模地震災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。 町は、県、獣医師会等関係団体等と協力し、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育、被災動物の救護や応急処置に努める。 第2. 被災地域における動物の保護 1. 所有者の確認 飼い主のわからない被災した動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、県、（公社）宮城県獣医師会等関係団体、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行うとともに、所有者の発見に努める。 1飼養されている動物に対する餌の配布2負傷した動物の収容・治療・保管3放浪動物の収容・一時保管4飼育困難な動物の一時保管5動物の所有者や、新たな所有者探しのための情報の収集、提供6動物に関する相談の実施 2. 負傷動物への対応 負傷動物を発見したときは、保護収容し、（公社）宮城県獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。 なお、危険動物が飼養施設等から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 第3. 避難所における動物の適正な飼育 町は、避難所におけるペットの扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策等、衛生面に配慮し、可能な限り避難所におけるペットの同行避難者の受入体制を整備するとともに、飼育管理の方法について、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を避難所マニュアルに記載する。また、平常時から飼い主に対し、同行避難の必要性や避難所での飼い主自身による適正な飼育管理について啓発する。 1飼育エリア等の設定2飼い主との飼育方法の協議3各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等の要請4避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整5他県市町村への連絡調整及び要請6国（環境省）への連絡調整及び支援要請 第4. 仮設住宅における動物の適正な飼育 町は、県と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育・受入れに配慮するとともに、適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 七ヶ浜町国民保護計画第3編第4章第23 (9)動物の保護等に関する配慮 町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
利府町 （宮城県）	利府町防災計画 第1編第1章総則（各編共通）第2節各機関の役割と業務大綱 機関役割と業務大綱：東北地方環境事務所 (5)愛玩動物の救護活動状況を把握し、関係機関との連絡調整や支援要請等を行うとともに救護支援を実施 第1編第2章風水害等災害予防対策第5節防災知識の普及 【住民等への普及・啓発を図る事項】 3)家庭内での予防・安全対策 5飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備 第1編第2章風水害等災害予防対策第17節避難受入れ対策 実施機関及び担当業務：町民生活部生活環境課・避難所における愛護動物の管理体制の整備 第1編第2章風水害等災害予防対策第17節避難受入れ対策 第3避難所における愛護動物の対策 町は、避難所におけるペットの扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策等、衛生面に配慮し、可能な限り避難所におけるペットの同行避難者の受入体制を整備するとともに、飼育管理の方法について、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を可能な限り避難所マニュアルに記載する。 また、平常時から飼い主に対し、同行避難の必要性や指定避難所での飼い主自身による適切な飼育管理について啓発する。 第1編第3章風水害等災害応急対策第15節避難活動 2住民がとるべき避難行動（洪水・土砂災害・高潮等） 実施機関及び担当業務：民生部衛生班・家庭動物への対応 第1編第3章風水害等災害応急対策第15節避難活動 2避難所の運営 (2)避難所の環境維持 3)家庭動物への対応 町（民生部衛生班）は、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
利府町 （宮城県）	第1編第3章風水害等災害応急対策第16節応急仮設住宅等の確保 3応急仮設住宅（建設型応急住宅）の維持管理・運営 （2）維持管理上の配慮事項 町及び県は、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の維持管理に当たっては、安心・安全を確保するため、消防、警察との連携を図り、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケアや家庭動物の受入れのルール、必要に応じてNPOやボランティアとの連携・協力を得ながら、応急仮設住宅 （建設型応急住宅）入居者によるコミュニティの形成と自治会の設立・運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する 第1編第3章風水害等災害応急対策第19節愛玩動物の収容対策 大規模な災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。 町は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼育に関し、県及び（公社）宮城県獣医師会等関係団体との協力体制を確立しながら必要な施策を実施する。 実施機関及び担当業務：民生部衛生班・動物の保護、所有者の確認 第1被災地域における動物の保護 1所有者の確認 飼い主のわからない被災した動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町（民生部衛生班）は、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行うとともに、所有者の発見に努める。 2負傷動物への対応 負傷動物を発見したときは、保護収容し、（公社）宮城県獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。 なお、危険動物が飼養施設等から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 第2避難所における動物の適正な飼育 町（民生部衛生班）は、避難所を設置した場合、宮城県塩釜保健所及び関係機関、動物愛護団体等と協力し、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるため、次のことを実施する。 1各地域の被害状況、避難所での動物の数、飼育状況の把握を行い、飼育に必要な資材、えさ等を調達する。町内での調達が難しい場合は、県及び関係機関、近隣市町村へ協力要請を行う。 2動物を一時的に預かってくれる町内外の家庭のあっせん、保護施設への受入れ及び譲渡等の調整を行う。 3（公社）宮城県獣医師会と協力し、動物の負傷、病気等に伴う人間への感染防止に努める。 4動物の糞尿等を適切に処理することにより環境衛生の維持に努める。 第3仮設住宅における動物の適正な飼育 町は、県と協力して、動物とともに仮設住宅に入居する被災者に対して、周囲への配慮や適正な飼育の指導を行うなど、動物の愛護、環境衛生の維持に努める。 第2編（地震災害対策）及び第3（津波災害対策）にも上記（第1編風水害等災害対策）と同様な記載があります。 利府町避難所業務マニュアル（平成2年7月） 7ペット連れ避難者（その1） □チェック1 ペット連れ避難者の受付を行い、「ペット登録台帳」に記入する。 □チェック2 施設の利用状況等を踏まえ、ペットのスペースを決める。 ・衛生面やアレルギー対策として、他の避難者の居住スペースにペットは入れません。ペットの受け入れは人によって意見に違いがありますので、特に注意する。 〇屋外で飼育可能なペットは原則、屋外にスペースを確保のうえ、つなぎとめる等して、飼い主に責任をもって飼育してもらう。 〇屋外で飼育困難なペットについては、次の点を厳守することを前提として、屋内のスペースの確保を検討する。 ※ケージ等に入れて飼い主が責任をもって管理する。 ※他の避難者の避難（居住）スペースと分離する。 ※施設の利用状況等を踏まえ、施設管理者等と十分に協議する。 〇ペット連れ避難者の責任を十分説明し、他の避難者の理解を得たうえでペットスペースを確保する。 □チェック3 ペットの飼育についてルールを決め、飼育者に厳守してもらうこと。 ・飼育と飼育場所の清掃は、飼い主に責任をもって実施してもらう。 ◆ペットと一緒に避難する人については、避難所に入所するにあたって、ペットの対応について説明し、理解を得る必要がある。
名取市 （宮城県）	第3章 災害応急対策 第16 節 愛玩動物の収容対策 第1 被災地域における動物の保護 1 所有者の確認 飼い主のわからない被災した動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、所有者の発見に努める。 2 負傷動物への対応 負傷動物を発見したときは、獣医師会や動物愛護ボランティアと連携し、治療その他必要な措置を講じる。なお、危険動物が飼養施設等から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 第2 避難所における動物の適正な飼育 市は、県と協力し避難所において、飼い主とともに避難した動物の飼育スペースの確保や飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。また、被災地における愛護活動は保健所を中心に行い、被災地で活動する動物愛護団体等との協力によって進める。 1 避難所での動物の飼育状況の把握及び災害時応援協定に基づく獣医師会等関係団体への依頼要請 2 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整 3 県への連絡調整及び支援要請 4 国（環境省）への連絡調整及び支援要請 第3 仮設住宅における動物の適正な飼育 市は、県、獣医師会等関係団体と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育・受入れに配慮するとともに、適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
岩沼市 （宮城県）	風水害等災害対策編 第3 章 災害応急対策 第14 節 避難活動 2. 避難所の管理、運営等 ⑶ 指定避難所の環境維持 ウ ペット等への対応 市は、必要に応じ、指定避難所におけるペット等のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 第18 節 ペット等の収容対策 第2 被災地域における動物の保護【本部班、環境班、岩沼地区獣医師会、塩釜保健所岩沼支所】 1. 所有者の確認 飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、(公社)宮城県獣医師会岩沼市区獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行うとともに、所有者の発見に努める。 2. 負傷動物への対応 市は、負傷動物を発見したときは、(公社)宮城県獣医師会岩沼地区獣医師会と連携し、保護収容及び治療その他必要な措置を講じる。 なお、危険動物が飼養施設等から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 第3 避難所における動物の適正な飼育【避難所班、環境班】 市は、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるため、次のことを実施する。 1. 避難所にペットを連れてきた避難者に対して、受付で届け出るよう呼びかけ、台帳等に記載する、又は同行可能な避難所へ案内する。なお、大型動物や危険動物の避難所での同行については、断るものとする。また、身体障害者補助犬については、出来る限り利用者と一緒に生活できるよう配慮する ことが必要であることから、同伴に対して周囲の避難者の理解を得られるように努める。 2. 各地域の被害状況、指定避難所での動物の数、飼育状況の把握を行い、飼育に必要な資材、えさ等を調達する。市内での調達が難しい場合は、県及び関係機関、近隣市町へ協力要請を行う。 3. 動物を一時的に預かってくれる市内外の家庭のあっせん、保護施設への受入れ及び譲渡等の調整に努める。 4. 獣医師会と協力し、動物の負傷、病気等に伴う人間への感染防止に努める。 5. 動物の糞尿等の環境衛生に努める。 6. ペットの同行避難や適正な飼養管理ができるような環境整備に努める。 第4 仮設住宅における動物の適正な飼育【環境班】 市は、飼い主とともに避難した動物の飼育・受入れに配慮するとともに、県と協力して、適 正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。
亘理町 （宮城県）	第3章 災害応急 対策 第2 被災地域における動物の保護 1飼い主の確認 飼い主のわからない被災した動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められること から、町は、県、岩沼地区獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行うとともに飼い主の発見に努める。 2負傷動物への対応 負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。 なお、危険動物が飼養施設等から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 第3 指定避難所 における動物の適正な飼育 町は、県と協力して、飼い主とともに避難した動物の受入れに配慮するとともに、適正な飼育の指導等を行うな ど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 また、被災地における愛護活動は保健所及び被災地で活動する動物愛護団体等との協力によって進める。 1指定避難所における動物収容施設等の設置 2指定避難所 から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整 3他の市町村への連絡調整及び協力要請 第4 仮設住宅における動物の適正な飼育 町は、県と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育・受入れに配慮するとともに、 適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。
山元町 （宮城県）	第3章 災害応急対策 第14節　避難活動 5 避難所の開設 2　運営 (6)避難所の環境維持 3愛玩動物への対応 町は、必要に応じ、避難所における愛玩動物のためのスペースの確保に努める 第18節 愛玩動物の収容対策 2 被災地域における動物の保護 1　所有者の確認 町は、飼い主のわからない負傷または放し飼い状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、県及び岩沼地区獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行うとともに、飼い主の発見に努める。 2　負傷動物への対応 町は、負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。 町は、危険動物が飼養施設等から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連 携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 3　避難所における動物の適正な飼養 町は、県と協力して、飼い主とともに品案した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行う党、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 被災地における愛護活動は保健所を中心に行い、動物愛護多弾頭等との協力によって進める 4 応急仮設住宅等における動物の適正飼育 町は、県と協力してない主とともに避難した動物の飼育受け入れに配慮するとともに、適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
富谷市 （宮城県）	富谷市地域防災計画（地震災害対策編） 第2章災害予防対策　第20節避難収容対策 第3 避難所における愛玩動物の対策 市は、避難所における愛玩動物の扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面に配慮し、可能な限り避難所におけるペットの同行避難者の受入体制を整備するとともに、飼育管理の方法について、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育する等の注意事項を、県獣医師会中央支部の協力を得ながら避難所マニュアルに記載する。また、平常時から飼い主に対し、同行避難の必要性や避難所での飼い主自身による適切な飼育管理について、啓発する。 第3章災害応急対策　第13節避難活動 ウ 家庭動物への対応 市は、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第 17 節 愛玩動物の収容対策 大規模地震災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。 市は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼育に関し、宮城県仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）等関係機関や県獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。 第1 被災地域における動物の保護 1 所有者の確認 飼い主のわからない被災した動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、宮城県仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）、県獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行うとともに、所有者の発見に努める。 2 負傷動物への対応所有者の確認負傷動物を発見したときは、保護収容し、県獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。 なお、危険動物が飼養施設等から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 第2 避難所における動物の適正な飼育 市は、避難所を設置した場合、宮城県仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）及び関係機関、動物愛護団体等と協力し、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行う等、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるため、次のことを実施する。 1 各地域の被害状況、避難所での動物の数、飼育状況の把握を行い、必要がある場合は飼育に必要な資材、えさ等を調達する。市内での調達が難しい場合は、県及び関係機関、近隣市町村へ協力要請を行う。 2 動物を一時的に預かってくれる市内外の家庭のあっせん、保護施設への受入れ及び譲渡等の調整を行う。 3 県獣医師会と協力し、動物の負傷、病気等に伴う人間への感染防止に努める。 4 動物の糞尿等を適切に処理することにより環境衛生の維持に努める。 5 避難所における飼い主と愛玩動物の避難スペースについては、他の避難者と異なるスペースとするなど、災害の状況等に応じて検討する。 第3 仮設住宅における動物の適正な飼育 市は、県と協力して、動物とともに仮設住宅に入居する被災者に対して、周囲への配慮や適正な飼育の指導を行う等、動物の愛護、環境衛生の維持、コミュニティの維持に努める。 第4 放浪動物対策 1 動物とは、犬、猫等及び牛、豚等の家畜をさす。 2 放浪動物の対策 飼育されていた犬等の放浪による住民への危害発生を防止するため、これら放浪動物の保護収容等の対策について、宮城県仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）や宮城県家畜保健衛生所と協議する。 (1)放浪動物の保護収容 (2)負傷している動物の収容・治療 (3)飼育困難な動物の一時保管及び新たな飼い主探し (4)その他動物に関する相談の受付 第21節　廃棄物処理活動 第5 死亡動物対策 1 動物とは、犬、猫等及び牛、豚等の家畜をさす。 2 死亡動物の処理 災害によって死亡した所有者不明の犬猫等は、生活班が収集・処理を行う。 生活班は、死亡獣畜発見の連絡を受けた場合は、農林商工班と協議し処理を行う。収集された死亡獣畜は、定められた方法に基づき処理する。 富谷市地域防災計画（風水害等災害対策編）※以下について上記と同様 第2章災害予防対策　第16節避難収容対策 第3 避難所における愛玩動物の対策 第3章災害応急対策　第14節避難活動 ウ 家庭動物への対応 第 18 節 愛玩動物の収容対策 第22節　廃棄物処理活動 第5 死亡動物対策

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
大和町 （宮城県）	大和町地域防災計画（地震災害対策編） 第2章災害予防計画　第21節避難受入れ対策 第4 避難所における愛護動物の対策【町民生活課】 町は，避難所におけるペットの扱いについて，鳴き声，臭い，アレルギー対策等，衛生面に配慮し，可能な限り避難所におけるペットの同行避難者の受入れ体制を整備するとともに，飼育管理の方法について，生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を避難所マニュアルに記載する。また，平常時から飼い主に対し，同行避難の必要性や避難所での飼い主自身による適正な飼育管理について啓発する。 第3章災害応急対策計画　第13節避難活動 第6 指定避難所の開設・報告【本部班，避難所班，福祉班，医療班，商工班，会計班，社会福祉協議会，施設管理者】 7 運営 (2)避難所の環境維持 ウ 家庭動物への対応 町は，必要に応じ，避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに，獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう，連携に努める。 第17節 愛玩動物の収容対策 第1 基本方針 家庭動物等（愛玩動物，伴侶動物（コンパニオンアニマル）として，家庭内で飼養及び保管されている動物をいう。「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」平成14年環境省告示第37号（以下「家庭動物」という。））は，人間精神に癒しを与える大切な要素として，人間社会に受け入れられている。飼い主は，家庭動物の生態を熟知して飼育管理していくよう求められており，災害等の緊急時にあっても飼い主の責任において飼育する原則は変わらないが，被災後の混乱期においては，所有者不明の動物，負傷動物が多数生じるとともに，避難所における動物同伴者等の問題を生じることも予想される。 町は，飼い主の自己責任を強調するとともに，避難所での家庭動物について動物愛護の観点から，これらの動物の保護や適正な飼育に関し，宮城県塩釜保健所等関係機関や県獣医師会等関係団体との協力体制を確立しながら必要な施策を実施する。 第2 被災地における家庭動物の保護【環境生活班，県環境生活部】 1 所有者の確認 飼い主の分からない被災した動物については，迅速かつ広域的な対応が求められることから，町は，宮城県塩釜保健所，県獣医師会等関係団体をはじめ，動物愛護ボランティア等と協力し，動物の保護を行うとともに，所有者の発見に努める。 2 負傷動物への対応所有者の確認 負傷動物を発見したときは，保護収容し，県獣医師会と連携し，治療その他必要な措置を講じる。なお，危険動物が飼養施設等から逸走した場合は，飼養者，警察官その他関係機関と連携し，人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 第3 避難所における動物の適正な飼育【環境生活班，県環境生活部】 町は，避難所を設置した場合，宮城県塩釜保健所及び関係機関，動物愛護団体等と協力し，飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行う等，動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるため，次のことを実施する。 1 各地域の被害状況，避難所での動物の数，飼育状況の把握を行い，必要に応じて飼育に必要な資材，えさ等を調達する。町内での調達が難しい場合は，県及び関係機関，近隣市町村へ協力要請を行う。 2 動物を一時的に預かってくれる町内外の家庭のあっせん，保護施設への受入れ及び譲渡等の調整を行う。 3 県獣医師会と協力し，動物の負傷，病気等に伴う人間への感染防止に努める。 4 動物の糞尿等を適切に処理することにより環境衛生の維持に努める。 第4 仮設住宅における動物の適正な飼育【環境生活班，県環境生活部】 町は，県と協力して，動物とともに仮設住宅に入居する被災者に対して，周囲への配慮や適正な飼育の指導を行う等，動物の愛護，環境衛生の維持，コミュニティの維持に努める。 第21節　廃棄物処理活動 第6 死亡動物及び放浪動物対策【環境生活班】 1 動物とは犬，猫等及び牛，豚等の家畜を指す。 2 死亡動物の処理 災害によって死亡した所有者不明の犬猫等は，環境生活班が収集・処理を行う。 環境生活班は，所有者不明の死亡家畜発見の連絡を受けた場合は，農林振興課と協議し，処理を行う。収集された死亡家畜は，定められた方法に基づき処理する。 3 放浪動物の対策 飼育されていた犬等の放浪による住民への危害発生を防止するため，これら放浪動物の保護収容等の対策について，塩釜保健所または家畜保健衛生所と協議する。 (1)放浪動物の保護収容 (2)負傷している動物の収容・治療 (3)飼育困難な動物の一時保管及び新たな飼い主探し (4)その他動物に関する相談の受付 大和町地域防災計画（風水害等災害対策編）　※以下について上記と同様 第2章災害予防計画　第17節避難受入れ対策 第4 避難所における愛護動物の対策【町民生活課】 第3章　災害応急対策計画　第14節　避難活動 ウ 家庭動物への対応 第18節 愛玩動物の収容対策 第22節　災害廃棄物処理活動 第6 死亡動物及び放浪動物対策【環境生活班】

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
大郷町 （宮城県）	大郷町地域防災計画（風水害等災害対策編） 第2章災害予防対策　第17節避難受入れ対策 第3 避難所における愛護動物の対策（町民課） 町は、避難所におけるペットの扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策等、衛生面に配慮し、可能な限り避難所におけるペットの同行避難者の受入体制を整備するとともに、飼育管理の方法について、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育する等の注意事項を、避難所マニュアルに記載する。 また、平常時から飼い主に対し、同行避難の必要性や避難所での飼い主自身による適切な飼育管理について啓発する。 第3章災害応急対策　第14節避難活動 2避難所の運営　(2)避難所の環境維持 ウ 家庭動物への対応 町は、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 第18節愛玩動物の収容対策 大規模災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。 町は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼育に関し、宮城県塩釜保健所等関係機関や（公社）宮城県獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。 第1 被災地域における動物の保護（町民課） 1 所有者の確認 飼い主のわからない被災した動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、宮城県塩釜保健所、（公社）宮城県獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行うとともに、所有者の発見に努める。 2 負傷動物への対応所有者の確認 負傷動物を発見したときは、保護収容し、（公社）宮城県獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。 なお、危険動物が飼養施設等から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 第2 避難所における動物の適正な飼育（町民課） 町は、避難所を設置した場合、宮城県塩釜保健所及び関係機関、動物愛護団体等と協力し、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行う等、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるため、次のことを実施する。 1 各地域の被害状況、避難所での動物の数、飼育状況の把握を行い、飼育に必要な資材、えさ等を調達する。町内での調達が難しい場合は、県及び関係機関、近隣市町村へ協力要請を行う。 2 動物を一時的に預かってくれる町内外の家庭のあっせん、保護施設への受入れ及び譲渡等の調整を行う。 3 （公社）宮城県獣医師会と協力し、動物の負傷、病気等に伴う人間への感染防止に努める。 4 動物の糞尿等を適切に処理することにより環境衛生の維持に努める。 第3 仮設住宅における動物の適正な飼育（町民課・総務課） 町は、県と協力して、動物とともに仮設住宅に入居する被災者に対して、周囲への配慮や適正な飼育の指導を行う等、動物の愛護、環境衛生の維持、コミュニティの維 第22節災害廃棄物処理活動 第4 死亡動物及び放浪動物対策（町民課・農政商工課） 1 動物とは、犬、猫等及び牛、豚等の家畜をさす。 2 死亡動物の処理 災害によって死亡した所有者不明の犬猫等は、衛生班が収集・処理を行う。 衛生班は、死亡獣畜発見の連絡を受けた場合は、農政班と協議し処理を行う。収集された死亡獣畜は、定められた方法に基づき処理する。 3 放浪動物の対策 飼育されていた犬等の放浪による町民への危害発生を防止するため、これら放浪動物の保護収容等の対策について、宮城県塩釜保健所又は宮城県家畜保健衛生所と協議する。 (1) 放浪動物の保護収容 (2) 負傷している動物の収容・治療 (3) 飼育困難な動物の一時保管及び新たな飼い主探し (4) その他動物に関する相談の受付 大郷町地域防災計画（地震災害対策編）　※以下について上記と同様 第2章災害予防計画　第24節避難受入れ対策 第3避難所における愛護動物の対策【町民課】 第3章　災害応急対策計画 第16節 愛玩動物の収容対策 第20節　災害廃棄物処理活動 第4 死亡動物及び放浪動物対策【町民課・農政商工課】
大衡村 （宮城県）	大衡村地域防災計画（地震災害対策編） 第2章災害予防対策　第23節避難受入れ対策 第4　避難所における愛護動物の対策【住民生活課】 村は，避難所におけるペットの扱いについて，鳴き声，臭い，アレルギー対策，衛生面に関する問題等から，生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育する等の注意事項を，（公社）県獣医師会中央支部の協力を得ながら可能な限り避難所マニュアルに記載する。 第3章災害応急対策 第6避難所の開設・報告【総務課，健康福祉課，大衡村社会福祉協議会，施設管理者】 7運営（2）避難所の環境維持 ウ　家庭動物への対応 村は，必要に応じ，避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第17節　愛玩動物の収容対策 第1　基本方針 家庭動物等（愛がん動物，伴侶動物（コンパニオンアニマル）として，家庭内で飼養及び保管されている動物をいう。「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」平成14年環境省告示第37号（以下「家庭動物」という。））は，人間精神に癒しを与える大切な要素として，人間社会に受入れられている。飼い主は，家庭動物の生態を熟知して飼育管理していくよう求められており，災害等の緊急時にあっても飼い主の責任において飼育する原則は変わらないが，被災後の混乱期においては，所有者不明の動物，負傷動物が多数生じるとともに，避難所における動物同伴者等の問題を生じることも予想される。 村は，飼い主の自己責任を強調するとともに，避難所での家庭動物について動物愛護の観点から，これらの動物の保護や適正な飼育に関し，宮城県塩釜保健所等関係機関や（公社）宮城県獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。 第2　被災地における家庭動物の保護【税務課，住民生活課，県環境生活部】 1　所有者の確認 飼い主のわからない被災した動物については，迅速かつ広域的な対応が求められることから，村は，宮城県塩釜保健所，（公社）宮城県獣医師会等関係団体をはじめ，動物愛護ボランティア等と協力し，動物の保護を行うとともに，所有者の発見に努める。 2　負傷動物への対応所有者の確認 負傷動物を発見したときは，保護収容し，（公社）宮城県獣医師会と連携し，治療その他必要な措置を講じる。 なお，危険動物が飼養施設等から逸走した場合は，飼養者，警察官その他関係機関と連携し，人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
大衡村 （宮城県）	第3　避難所における動物の適正な飼育【税務課，住民生活課，県環境生活部】 村は，避難所を設置した場合，宮城県塩釜保健所及び関係機関，動物愛護団体等と協力し，飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行う等，動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるため，次のことを実施する。 1　各地域の被害状況，避難所での動物の数，飼育状況の把握を行い，飼育に必要な資材，えさ等を調達する。村内での調達が難しい場合は，県及び関係機関，近隣市町へ協力要請を行う。 2　動物を一時的に預かってくれる村内外の家庭のあっせん，保護施設への受入れ及び譲渡等の調整を行う。 3　（公社）宮城県獣医師会と協力し，動物の負傷，病気等に伴う人間への感染防止に努める。 4　動物の糞尿等を適切に処理することにより環境衛生の維持に努める。 第4　仮設住宅における動物の適正な飼育【住民生活課，県環境生活部】 村は，県と協力して，動物とともに仮設住宅に入居する被災者に対して，周囲への配慮や適正な飼育の指導を行う等，動物の愛護，環境衛生の維持，コミュニティの維持に努める。 第21節廃棄物処理活動 第6　死亡動物及び放浪動物対策【住民生活課】 1　動物とは犬，猫等及び牛，豚等の家畜をさす。 2　死亡動物の処理 村は，災害によって死亡した所有者不明の犬猫等の収集・処理を行う。 住民生活課は，死亡家畜発見の連絡を受けた場合は，産業振興課と協議し，処理を行う。収集された死亡家畜は，定められた方法に基づき処理する。 3　放浪動物の対策 飼育されていた犬等の放浪による村民への危害発生を防止するため，これら放浪動物の保護収容等の対策について，塩釜保健所または家畜保健衛生所と協議する。 1放浪動物の保護収容 2負傷している動物の収容・治療 3飼育困難な動物の一時保管及び新たな飼い主探し 4その他動物に関する相談の受付 大衡村地域防災計画（風水害等災害対策編）※以下について上記と同様 第2章災害予防計画　第17節避難受入れ対策 第4 避難所における愛護動物の対策【住民生活課】 村は，避難所におけるペットの扱いについて，鳴き声，臭い，アレルギー対策等衛生面に配慮し，可能な限り避難所におけるペットの同行避難者の受入体制を整備するとともに，飼育管理の方法について，生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を避難所マニュアルに記載する。また，平常時から飼い主に対し，同行避難の必要性や避難所での飼い主自身による適切な飼育管理について啓発する。 なお，被災地域が広域にわたる際の愛護動物の救護活動を見据え，県と(公社)宮城県獣医師会との間で救護活動に関する協定を強化する。 第3章　災害応急対策計画　第14節　避難活動 第6　避難所の開設及び運営【総務課，健康福祉課，大衡村社会福祉協議会，施設管理者】 5運営（2）避難所の環境維持 ウ 家庭動物への対応 第18節 愛玩動物の収容対策 第22節　災害廃棄物処理活動 第6 死亡動物及び放浪動物対策【住民生活課】
大崎市 （宮城県）	大崎市地域防災計画　第2編　大崎市震災対策編　第19節　家庭動物の収容対策 ※大崎市地域防災計画　第3編　大崎市風水害等災害対策編　第22節　家庭動物の収容対策についても下記と同様。 大規模な地震災害に伴い，所有者不明の動物，負傷動物が多数生じるとともに，避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。 市は，動物愛護の観点から，これら動物の保護や適正な飼育に関し，県等関係機関や獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。 第1　被災地域における動物の保護 飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については，迅速かつ広域的な対応が求められることから，市は，県，獣医師会等関係団体をはじめ，動物愛護ボランティア等と協力し，動物の保護を行う。 第2　避難所における動物の適正な飼育 市は，県，獣医師会等関係団体，動物愛護ボランティアと協力して，飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど，動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 （1）各地域の被害状況，避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供，獣医師の派遣等の支援 （2）避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整 （3）県及び他の市町村との連絡調整及び要請 なお，大崎市地域防災計画に基づき実施する愛護動物・家畜の救護活動に関し，公益社団法人宮城県獣医師会大崎支部と「災害時の愛護動物・家畜の救護活動に関する協定書」を令和4年3月31日に締結。
美里町 （宮城県）	美里町地域防災計画第2編風水害等対策編第22節愛玩動物の収容対策 大規模な災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。 町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県等関係機関や獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。 ■実施機関及び担当業務 衛生班・愛玩動物の保護や適正な飼育 第1被災地域における動物の保護 飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行う。 第2避難所における動物の適正な飼育 町は、県、獣医師会等関係団体、動物愛護ボランティアと協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 1地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等の支援 2避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整 3県及び市町村との連絡調整及び要請 第3編震災対策編第2章災害応急対策第18節愛玩動物の収容対策は上記を準用する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
色麻町 （宮城県）	色麻町地域防災計画第1編風水害等災害対策編第3章災害応急対策第18節愛護動物の収容対策 第1目的 大規模災害に伴い、所有者不明の動物・負傷動物が多数生じるとともに、指定避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。 町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、(公社)宮城県獣医師会との間に締結した「災害時における愛護動物の救護活動に関する協定書」に基づき、被災動物の救護や応急処置を要請するとともに、関係機関との協力体制を確立する。 第2被災地域における動物の保護 1所有者の確認 飼い主のわからない被災した動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、県、(公社)宮城県獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行うとともに、所有者の発見に努める。 2負傷動物への対応 負傷動物を発見したときは、保護収容し、(公社)宮城県獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。 なお、危険動物が飼養施設等から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 第3指定避難所における動物の適正な飼育 町は、指定避難所を設置した場合、大崎保健所及び関係機関と協力し、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるため、次のことを実施する。 1各地域の被害状況、指定避難所での動物の数、飼育状況の把握を行い、飼育に必要な資材、えさ等を調達する。町内での調達が難しい場合は、県及び関係機関、近隣市町村へ協力要請を行う。 2動物を一時的に預かってくれる町内外の家庭のあっせん、保護施設への受入れ及び譲渡等の調整。 3獣医師会と協力し、動物の負傷、病気等に伴う人間への感染防止に努める。 4動物の糞尿等の環境衛生に努める。 第4仮設住宅における動物の適正な飼育 町は、飼い主とともに避難した動物の飼育・受入れに配慮するとともに、県と協力して、適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 ※第1編地震災害対策編第3章災害応急対策編第16節愛護動物の収容対策も上記に同じ
加美町 （宮城県）	加美町地域防災計画地震災害対策編第3章災害応急対策第16節愛玩動物の収容対策 第1目的 大規模災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。 動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、（公社）宮城県獣医師会等関係団体に協力を要請し、被災動物の救護や応急措置を講じる。 第2被災地域における動物の保護 1所有者の確認 飼い主のわからない被災した動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、所有者の発見に努める。 2負傷動物への対応 負傷動物を発見したときは、保護収容し、（公社）宮城県獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。 なお、危険動物が飼養施設等から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 第3避難所における動物の適正な飼育 町は、県と協力し避難所において、飼い主とともに避難した動物の飼育スペースの確保や飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 また、被災地における愛護活動は保健所を中心に行い、被災地で活動する動物愛護団体等との協力によって進める。 1各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等の要請 2避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整 3県への連絡調整及び支援要請 第4仮設住宅における動物の適正な飼育 町は、県と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育・受入れに配慮するとともに、適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 〈主な実施機関〉 町災害対策本部（環境安全部（町民課等）） ※「加美町風水害等災害対策編第3章災害応急対策第18編愛玩動物の収容対策」も上記に同じ。
栗原市 （宮城県）	栗原市地域防災計画 第2編風水害等災害対策編/第1章災害予防対策/第1節風水害に強いまちづくり/11避難所における愛護動物の対策 市は、避難所におけるペットの扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策等、衛生面に配慮し、可能な限り避難所におけるペットの同行避難者の受入体制を整備するとともに、飼育管理の方法について、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を避難所運営マニュアルに記載する。また、平常時から飼い主に対し、同行避難の必要性や避難所での飼い主自身による適正な飼育管理について啓発する。 なお、被災地域が広域にわたる際の愛護動物の救護活動を見据え、県と宮城県獣医師会との間で救護活動に関する協定を強化する。 第2編風水害等災害対策編/第2章災害応急対策/第21節愛玩動物の収容対策 大規模な災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。 市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県や獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。 1被災地域における動物の保護 飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、県及び獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行う。 2避難所における動物の適正な飼育 市は、県と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (1)各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等に関する県への支援要請 (2)避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整 第3章震災対策編/第2章災害応急対策/第22節愛玩動物の収容対策 大規模な地震災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生ずるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生ずることが予想される。 市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県や獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。 具体的な施策については、第2編第2章第21節「愛玩動物の収容対策」に準ずる。 第4編原子力災害対策編/第3章緊急事態応急対策/第4節屋内退避、避難の受入れ等の防護活動 2指定避難所等 (3)避難対象区域を含む市は、県の協力の下、指定避難所等における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所等の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。また、必要に応じ、指定避難所等における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 (7)避難対象区域を含む市は、県の協力の下、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 (10)市は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び県と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
登米市 （宮城県）	登米市地域防災計画 第 18 節 家庭動物の収容対策 第1 目 的 大規模災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。 このため、市は動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県等関係機関や獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。 第2 被災地域における動物の保護 1 所有者の確認 飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行うとともに所有者の発見に努める。 2 負傷動物への対応 負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会等関係団体と連携し、治療その他必要な措置を講じる。 なお、危険動物が飼養施設等から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 3 家庭動物の一時預かり要望への対応 飼い主等からの家庭動物の一時預かり要望への対応について、獣医師会等関係団体と連携し、必要な措置を講じる。 第3 避難所における動物の適正な飼育 県は、避難所を設置する市と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 また、被災地における愛護活動は保健所を中心に行い、被災地で活動する動物愛護団体等との協力によって進める。 1 市民生活部長は、各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況を把握する。また、必要に応じて、資材の提供、獣医師の派遣等を県に要請する。 2 市民生活部長は、県と協力し避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整を図る。 3 市民生活部長は、関係各部長及び県の協力を得て、危険な動物による危害が発生しないように対策を講じる。 4 市民生活部長は、関係各部長及び県の協力を得て、被災動物の食料を確保する。 5 市民生活部長は、関係各部長及び県、獣医師会等の協力を得て、動物感染症の予防措置及び負傷動物の治療を適切に行うため、獣医療を確保する。 6 必要に応じて市民生活部長は、関係各部長及び県の協力を得て、介助犬を含むペット等の取扱いについて市民に広報を行う。 第4 仮設住宅における動物の適正な飼育 県は市と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育・受入れに配慮するとともに、適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める 。 避難所マニュアル (6)ペット 様々な人が生活する避難所内で、ペットと共存するには一定のルールを設ける必要があります。 避難所の居住部分には、原則としてペットの持込は禁止。 様々な価値観を持つ人が共同生活を行う場では、ペットの飼育をめぐる問題が発生します。また、動物アレルギーの人がいる可能性を考慮すると、居住部分へのペット持込は禁止します。 敷地内の屋外にスペースを設けて飼育余裕がある場合には屋内でも可能です。 ペットと共同生活を行うためには、ペット専用のスペースを設ける必要があり、清掃は飼い主が責任を持って行います。 名簿の作成 ペット飼育者に対して届出を呼びかけて、飼育者の氏名、動物の種類と特徴などを記載した名簿を作成しておくと有効です。
石巻市 （宮城県）	石巻市地域防災計画 （地震災害対策編／第1章 災害予防対策／第 23 節 避難受入れ対策） 4 避難所における愛玩動物対策 市は、避難所におけるペットの扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策等、衛生面に配慮し、可能な限り避難所におけるペットの同行避難者の受入体制を整備する。なお、ペットの飼育場所は、衛生面に考慮し、避難者の避難生活スペースから分離することを原則とする。また、平常時から飼い主に対し、同行避難の必要性や避難所での飼い主自身による適正な飼育管理について啓発する。 （地震災害対策編／第2章 災害応急対策／第 12 節 避難活動） (5)ペット対応 市は、ペット同行避難に対し避難所敷地内にペット専用スペースを設置する。室内への持ち込みは原則として禁止とするが、身体に障害のある人をサポートする補助犬などを含めた対応は、各避難所運営組織が決定する。 （地震災害対策編／第2章 災害応急対策／第 16 節 愛玩動物の収容対策）※津波災害対策編、風水害等災害対策編についても同様の記載あり 1 被災地域におけるペットの保護 市は、捕獲されたペットについて、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力し、保護及び所有者の発見に努める。 2 避難所における対応 同行避難をしたペットの飼育は、持ち主の自己責任で対応することを原則とする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
東松島市（宮城県）	東松島市地域防災計画 第2編　風水害等災害対策編 第1章　災害予防対策 第6節　防災知識の普及 4 市民への防災知識の普及 (4) 一般啓発 ア 啓発の内容 (エ) 家庭内での予防及び安全対策 d 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難場所での飼養についての準備 第19節　4 指定避難所 における家庭動物の対策 市は、指定避難所 におけるペットの扱いについて、鳴き声、臭い及びアレルギー対策 等 、衛生面に 配慮し、可能な限り避難所におけるペットの同行避難者の受入体制を整備するとともに、飼育管理の方法について、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を避難所マニュアルに記載する。また、平常時から飼い主に対し、同行避難の必要性や避難所での飼い主自身による適正な飼育管理について啓発する。 なお、被災地域が広域にわたる際の家庭動物の救護活動を見据え、県と宮城県獣医師会との間で救護活動に関する協定等を強化する 。 第2章　災害応急対策 第15節 避難活動 6 指定避難所の開設 (3) 指定避難所の環境維持 ウ 家庭動物への対応 市は、県と連携し、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める 。 第16節　応急仮設住宅等の確保 1 応急仮設住宅の整備及び維持管理 (5) 維持管理及び運営 イ 維持管理上の配慮事項 市が委託を受けた場合は、応急仮設住宅の維持管理に当たっては、安心及び安全を確保するため、消防及び警察との連携を図り、孤独死、引きこもり等を防止するための心のケア、家庭動物の受入れのルールづくり等を行う。 また、必要に応じてNPO及びボランティアとの連携及び協力を得ながら、応急仮設住宅入居者によるコミュニティの形成並びに自治会の設立及び運営に努める。 さらに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。 第19節　愛玩動物の収容対策 大規模災害発生に伴い、所有者不明の動物及び負傷動物が多数生じるとともに、指定避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。 市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護及び適正な飼育に関し、関係機関及び関係団体との協力体制を確立 しながら必要な施策を実施する。 1 被災地域における動物の保護 (1)所有者の確認 市は、飼い主のわからない被災した動物について、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行うとともに、所有者の発見に努める。 (2)負傷動物への対応 負傷動物を発見したときは、保護収容 し、獣医師会と連携し、治療等の必要な措置を講じる。なお、危険動物が飼養施設等から逸走した場合は、飼養者、警察官等と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 2 指定避難所 及び仮設住宅における動物の適正な飼育 市は、県と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 第3編　地震災害対策編 第1章　災害予防対策 第10節　防災知識の普及 4 市民への防災知識の普及 (4) 一般啓発 ア 啓発の内容 (コ) 家庭内での予防及び安全対策 e 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難場所での飼養についての準備 第25節　避難収容対策 4 指定避難所における家庭動物の対策 市は、指定避難所 におけるペットの扱いについて、鳴き声、臭い及びアレルギー対策 等 、衛生面に 配慮し、可能な限り避難所におけるペットの同行避難者の受入体制を整備するとともに、飼育管理の方法について、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を避難所マニュアルに記載する。また、平常時から飼い主に対し、同行避難の必要性や避難所での飼い主自身による適正な飼育管理について啓発する。 なお、被災地域が広域にわたる際の家庭動物の救護活動を見据え、県と宮城県獣医師会との間で救護活動に関する協定等を強化する 。 第2章　災害応急対策 第13節 避難活動 3 指定避難所の開設 (3) 指定避難所の環境維持 ウ 家庭動物への対応 市は、県と連携し、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める 。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
東松島市 （宮城県）	第14節　応急仮設住宅等の確保 1 応急仮設住宅の整備及び維持管理 (5) 維持管理及び運営 イ 維持管理上の配慮事項 市が委託を受けた場合は、応急仮設住宅の維持管理に当たっては、安心及び安全を確保するため、消防及び警察との連携を図り、孤独死、引きこもり等を防止するための心のケア、家庭動物の受入れのルールづくり等を行う。 また、必要に応じてNPO及びボランティアとの連携及び協力を得ながら、応急仮設住宅入居者によるコミュニティの形成並びに自治会の設立及び運営に努める。 さらに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。 第17節　愛玩動物の収容対策 大規模災害発生に伴い、所有者不明の動物及び負傷動物が多数生じるとともに、指定避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。 市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護及び適正な飼育に関し、関係機関及び関係団体との協力体制を確立 しながら必要な施策を実施する。 1 被災地域における動物の保護 (1)所有者の確認 市は、飼い主のわからない被災した動物について、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行うとともに、所有者の発見に努める。 (2)負傷動物への対応 負傷動物を発見したときは、保護収容 し、獣医師会と連携し、治療等の必要な措置を講じる。なお、危険動物が飼養施設等から逸走した場合は、飼養者、警察官等と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 2 指定避難所 及び仮設住宅における動物の適正な飼育 市は、県と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 第3編　津波災害対策編 第1章　災害予防対策 第9節　防災知識の普及 4 市民への防災知識の普及 (4) 一般啓発 イ 啓発の内容 (サ) 家庭内での予防及び安全対策 e 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難場所での飼養についての準備 第24節　避難受入れ対策 5 指定避難所における家庭動物の対策 市は、指定避難所 におけるペットの扱いについて、鳴き声、臭い及びアレルギー対策 等 、衛生面に 配慮し、可能な限り避難所におけるペットの同行避難者の受入体制を整備するとともに、飼育管理の方法について、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を避難所マニュアルに記載する。また、平常時から飼い主に対し、同行避難の必要性や避難所での飼い主自身による適正な飼育管理について啓発する。 なお、被災地域が広域にわたる際の家庭動物の救護活動を見据え、県と宮城県獣医師会との間で救護活動に関する協定等を強化する 。 第2章　災害応急対策 第13節 避難活動 4 指定避難所の開設 (3) 指定避難所の環境維持 ウ 家庭動物への対応 市は、県と連携し、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める 。 第14節　応急仮設住宅等の確保 1 応急仮設住宅の整備及び維持管理 (5) 維持管理及び運営 イ 維持管理上の配慮事項 市が委託を受けた場合は、応急仮設住宅の維持管理に当たっては、安心及び安全を確保するため、消防及び警察との連携を図り、孤独死、引きこもり等を防止するための心のケア、家庭動物の受入れのルールづくり等を行う。 また、必要に応じてNPO及びボランティアとの連携及び協力を得ながら、応急仮設住宅入居者によるコミュニティの形成並びに自治会の設立及び運営に努める。 さらに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
東松島市 （宮城県）	第17節　愛玩動物の収容対策 大規模災害発生に伴い、所有者不明の動物及び負傷動物が多数生じるとともに、指定避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。 市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護及び適正な飼育に関し、関係機関及び関係団体との協力体制を確立 しながら必要な施策を実施する。 1 被災地域における動物の保護 (1)所有者の確認 市は、飼い主のわからない被災した動物について、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行うとともに、所有者の発見に努める。 (2)負傷動物への対応 負傷動物を発見したときは、保護収容 し、獣医師会と連携し、治療等の必要な措置を講じる。なお、危険動物が飼養施設等から逸走した場合は、飼養者、警察官等と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 2 指定避難所 及び仮設住宅における動物の適正な飼育 市は、県と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 第5編　原子力災害対策編 第2章　原子力災害事前対策 第7節　避難受入れ活動体制の整備 10 避難所、避難方法等の周知 市は、避難、避難退域時検査や簡易除染 、安定ヨウ素剤配布等の場所、避難誘導方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から市民への周知徹底に努める。 第3章　緊急事態応急対策 第4節　避難、屋内退避等の防護措置 1 避難、屋内退避等の防護措置の実施 （10） 市町村は災害の実態に応じて、県と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかける。 2 指定避難所等 （11） 市は、県と連携し、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 （14） 市は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全 な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び県と協議の上、建設する。ただし、建設に当たって は、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。
女川町 （宮城県）	女川町地域防災計画より 愛玩動物の収容対策 災対生活部 第1目的 大規模な災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。 町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県等関係機関や(公社)宮城県獣医師会等関係団体との協力体制を確立しながら必要な対策を実施する。 第2被災地域における動物の保護 飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、県、(公社)宮城県獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行う。 負傷動物を発見したときは、保護収容し、(公社)宮城県獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。 なお、危険動物が飼養施設等から逸走した場合は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 1飼養されている動物に対する餌の配布 2負傷した動物の受入れ・治療・保管 3放浪動物の受入れ、一時保管 4飼養困難な動物の一時保管 5動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供 6動物に関する相談の実施 第3避難所における動物の適正な飼育 町は、県、(公社)宮城県獣医師会等関係団体、動物愛護ボランティアと協力して飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 また、被災地における愛護活動は県石巻保健所を中心に行い、被災地で活動する動物愛護団体等との協力によって進める。 1各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等に係る県への要請 2避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整に係る県への要請 3他県市への連絡調整及び要請に係る県への要請 第4仮設住宅における動物の適正な飼育 町は、県と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育・受入れに配慮するとともに、適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
気仙沼市 （宮城県）	気仙沼市地域防災計画（地震災害対策編）津波災害対策編、風水害等災害対策編も同様 第2章　災害予防対策 第 18 節 避難受入対策 第4 避難所における家庭動物の対策 市は，避難所におけるペットの扱いについて，鳴き声，臭い，アレルギー対策等，衛生面に配慮し，可能な限り避難所におけるペットの同行避難者の受入体制を整備するとともに，飼育管理の方法について，生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を避難所マニュアルに記載する。また，平常時から飼い主に対し，同行避難の必要性や避難所での飼い主自身による適正な飼育管理について啓発する。 第3章　災害応急対策 第 19 節 家庭動物の収容対策 第1 目 的 大規模災害発生時において，所有者不明の動物，負傷動物が多数生じるとともに，避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想されることから，適正な対応がなされるよう，県，関係機関及び獣医師会等との協力体制の確立に努める。 第2 被災地における動物の保護〔生活環境課，県保健福祉事務所〕 1 所有者の確認 飼い主のわからない被災した動物については，迅速かつ広域的な対応が求められることから，市は，県，獣医師会等関係団体をはじめ，動物愛護ボランティア等と協力し，動物の保護を行うとともに，所有者の発見に努める。 2 負傷動物への対応 負傷動物を発見したときは，保護収容し，獣医師会と連携し，治療その他必要な措置を講じる。なお，危険動物が飼養施設等から逸走した場合は，飼養者，警察官その他関係機関と連携し，人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 第3 避難所における動物の適正な飼育〔生活環境課，社会福祉課，健康増進課，保健福祉課，教育委員会〕 市は避難所を開設した場合に，管理責任者が動物同伴者の有無を確認し適正な対応に努める。動物の配置所は，避難所においてアレルギーの発症及び衛生管理上の問題等から，一般の避難生活所とは区分けして設置することとする。また，被災地における愛護活動は保健所を中心に行い，被災地で活動する動物愛護団体等との協力によって進める。また，動物の餌及び糞尿の処分等については基本的に飼い主の責任で行うものとする。なお，県と協力をしながら動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 1 避難所での動物の飼育状況の把握及び資材，獣医師の派遣等の要請 2 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整 3 他市町村への連絡調整及び要請 第4 仮設住宅における動物の適正な飼育〔生活環境課，住宅課〕 市は，県と協力して，飼い主とともに避難した動物の飼育・受入れに配慮するとともに，適正な飼育の指導等を行うなど，動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 気仙沼市地域防災計画（原子力災害対策編） 第5節 屋内退避，避難の受入れ等の防護活動 第2 指定避難所等〔総務課，危機管理課，生活環境課，廃棄物対策課，社会福祉課，住宅課，教育委員会，健康増進課，地域包括ケア推進課，総務企画課〕 3 市は，県と連携し，指定避難所等における生活環境が，常に良好なものであるよう努めるものとする。また，必要に応じ，指定避難所等における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 8 市は，応急仮設住宅を建設する必要があるときは，避難者の健全な住生活の早期確保を図るため，速やかに国及び県と協議の上建設するものとする。ただし，建設に当たっては，二次災害に十分配慮するとともに，必要に応じて，応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。また，県と連携し，避難者の入居に係る事務を行い，その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお，応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し，調達の必要がある場合には，必要に応じて国及び県に資機材の調達に関して要請するものとする。
南三陸町 （宮城県）	南三陸町地域防災計画（地震災害対策 編）津波災害対策編、風水害等災害も同様 第2章 災害予防対策 24節 避難受入対策 第4 避難所における愛護動物の対策 町は、避難所における家庭動物の扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策等、衛生面に配慮し、可能な限り避難所におけるペットの同行避難者の受入体制を整備するとともに、飼育管理の方法について、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を避難所運営マニュアルを活用し周知するよう努める。また、平常時から飼い主に対し、同行避難の必要性や避難所での飼い主自身による適正な飼育管理について啓発する。 第12節 避難活動 3 避難所の運営、管理等 (2) 避難所の環境維持 ウ 家庭動物への対応 町は、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
南三陸町（宮城県）	第16節 愛玩動物の収容対策 第1 目 的 大規模地震災害に伴い、所有者不明の動物・負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、社団法人宮城県獣医師会と「災害時における家庭動物の救護活動に関する協定」を締結するなどして、被災動物の救護や応急処置を要請するとともに、関係機関との協力体制を確立しながら必要な施策を実施する。 第2 町災対本部の担当部及び担当業務 町災対本部の担当部及び担当業務は、次のとおりとする。 環境衛生部 環境衛生班 愛玩動物等の保護及び収容に関すること。その他、部長が命じた事項 保健福祉部 保健福祉班 避難所生活における対策に関すること。その他、部長が命じた事項 第3 被災地域における動物の保護(環境対策課) 1 所有者の確認 所有者のわからない被災した動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行うとともに、所有者の発見に努める。 2 負傷動物への対応 負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携の上、治療その他必要な措置を講ずる。なお、危険動物が飼養施設等から逸走した場合は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講ずる。 第4 避難所における動物の適正な飼育(環境対策課・保健福祉課) 町は、避難所を設置した場合、気仙沼保健所及び関係機関と協力し、所有者とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるため、次のことを実施する。また、被災地における愛護活動は気仙沼保健所を中心に行い、被災地で活動する動物愛護団体等との協力によって進める。 1 各地域の被害状況、避難所での動物の数、飼育状況の把握、飼育に必要な資材、餌等調達 2 避難所から保護施設への動物の受入及び譲渡等の調整 3 他市町村、県への連絡調整及び要請 第5 仮設住宅における動物の適正な飼育 町は、県と協力して、所有者とともに避難した動物の飼育・受入に配慮するとともに、適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 南三陸町地域防災計画（原子力災害対策 編） 第3章 緊急事態応急対策 第4節 屋内退避、避難受入活動等の防護活動 第1 屋内退避等の防護措置の実施 7 町は、災害の実態に応じて、県と連携し、飼い主による愛玩動物（ペット）との同行避難を呼びかけるものとする。 第2 指定避難所等 11 町は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び県と協議の上、建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における愛玩動物（ペット）の受入れに配慮するものとする。
仙台市	仙台市地域防災計画（地震・津波災害対策編・令和5年9月）（風水害等災害対策編・令和5年9月） 第1章自助・共助第6節避難所を主体的に運営する 3.避難所運営委員会の活動【市民（避難者）・地域団体等】 (2)避難所運営で行う主な活動 サ ペット飼育管理の指導（衛生班） ペット連れの避難者については、ペット飼育場所を設置して受け入れる。ペットの飼育や衛生管理については、ルールを明確にするとともに、飼い主の責任の下適正に実施されるように指導し、避難者間のトラブル防止に努める。 第2章公助第10節医療救護・保健・防疫計画 1実施機関及び担当業務 健康福祉部：被災動物の保護、管理に関すること 14被災動物の保護・収容〔健康福祉部〕 （1）被災地域における被災動物への対応 健康福祉部は、仙台市獣医師会や市民ボランティア等と連携を図り、被災動物の保護・収容をはじめ、獣医療支援、飼育支援、関係機関との調整等の支援事業を実施する。 （2）同行避難したペットへの対応 健康福祉部は、同行したペットに対して、区本部等と連絡を取りながら、仙台市獣医師会や市民ボランティア等と連携して、避難所や応急仮設住宅に受け入れられるよう、助言や適正飼育に関する指導を必要に応じて行う。 （3）被災地域における特定動物への対応 健康福祉部は、大規模災害時に人の生命や財産に重大な危害を及ぼすおそれのある特定動物の確認を行い、逸走した特定動物を飼い主が対処しきれない場合は、飼い主、行政、獣医師会や警察署等が連携して、緊急時の迅速な対応と被害の防止に努める。 第2章公助第12節避難所運営計画 3.避難所運営〔関係各部、区本部〕(5)避難所運営委員会の活動イ避難所運営で行う主な活動 ⑪ペット飼育管理の指導（衛生班） ペット連れの避難者については、ペット飼育場所を設置して受け入れる。ペットの飼育や衛生管理については、ルールを明確にするとともに、飼い主の責任の下適正に実施されるように指導し、避難者間のトラブル防止に努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
秋田県	秋田県地域防災計画（令和7年4月修正） 第2編　第2章　第8節　避難計画 　第17　避難所頭の家庭動物対策 市町村は、指定緊急避難場所や避難所においてペットと同行避難した被災者を適切に受け入れするとともに、その環境整備やペットの受け入れを含む避難状況等の把握に努めるものとする。また、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所におけるペットのための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 県は、指定緊急避難所、避難所及び被災地等における家庭動物の飼育状況の把握や資材の提供、獣医師の派遣など、必要となる市町村への支援を行う。 第2編　第2章　第23節　動物管理計画 　第1 計画の方針 本計画は、災害時における飼い主の適正飼養を支援し、ペットをめぐるトラブルを最小化させ、 動物に対して多様な価値観を有する人々が、共に災害を乗り越えられるよう支援するとともに、危 険動物の逸走対応等の役割を担う。 第2 災害発生時における災害応急対策 1 市町村の役割 (1) ペットと同行避難者の指定避難所等への避難誘導と支援 (2) 指定避難所や仮設住宅へのペットと同行避難者の受入れ (3)ペットの受入状況を含む避難状況の把握 (4)必要に応じた指定避難所におけるペットのための避難スペースの確保 (5)獣医師会や動物取扱業者等との連携 (6)住民等へのペットとの同行退避や動物救護、飼育支援に関する情報の提供 2 県の役割 (1) 市町村へのペットとの同行避難や動物救護に係る指導・助言 (2) 指定避難所や仮設住宅でのペットの受入れに関する市町村への要請や飼養・管理の支援 (3) 指定避難所や仮設住宅での避難動物や放浪動物に関する臨時相談窓口の設置 (4) 放浪動物や負傷動物の保護収容や返還、譲渡活動 (5)ペットの一時預かり（要望対応を含む）や治療、所有権放棄ペットの管理や譲渡 (6) 高度な獣医療が必要なペットに係る動物病院への協力要請 (7) 救護物資の調達や輸送手段の調整 (8) 関係部局、国、他自治体、獣医師会、ペット災害支援協議会等との調整、これらの団体 等への支援要請 (9) 動物病院獣医師への派遣依頼と派遣調整、災害ボランティアの確保・配置・管理 (10) 感染症予防に関する措置 (11) 特定動物飼養施設の破損や逸走状況等に関する情報の収集、警察、消防、市町村等との調整、 逸走時の対応等
秋田市	秋田市地域防災計画（令和7年2月修正） 第3章 災害応急対策計画 第 17 節 避難場所・避難所の開設・運営 6 動物の救護 (1) 特定動物・ペットの対策 ア 飼い主の役割 大規模災害時、原則として、ペットの飼い主は、人の安全を確保した上でペットを連れて避難する。避難所によりペットの受け入れが不可の場合は、ペット受け入れ可の避難所への避難指示に従う。 また、日頃からペットに対してケージに慣れさせるなどの訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札などの装着、ワクチンの接種および動物用避難用品の確保に努める。 イ 実施機関の役割 緊急時の対応として、担当班等は、県や関係各機関の協力を得ながら実施する。 ウ 実施の方法 (ア) 特定動物の逃走を防止するための対策を講ずる。 (イ) 被災動物の収容施設を確保する。 (ウ) 被災動物の食料を確保する。 (エ) 動物感染症の予防措置および負傷動物の治療を適切に行うため、獣医療を確保する。 (オ) 動物園においては、動物の逃走を防ぐために、獣舎の構造を強化するとともに平常時からフェンスや金網を適切に管理し、災害発生時には速やかに点検を行って必要な措置を講じる。 (2) 避難所のペットの管理 ア 避難所での対応 市は、大規模災害時、住民等へのペットとの同行避難や動物救護、飼養支援に関する情報の提供に努めるとともに、同行避難ができることと指定した避難所において、同行避難したペットのためのスペースの確保に努める。 原則的には、飼い主が動物の管理を行うことになるが、さまざまな人が集まり共同生活をする避難所では、動物アレルギーや人獣共通感染症発生防止の観点から、避難所の運営担当者が指定するスペースにおいて飼育する。 イ 避難所での管理 避難所の飼育用スペースの設置・管理運営は、基本的に飼い主等が行う。 管理運営担当者は、避難所開設・運営マニュアルに基づき、被災者および在宅被災者が所有するペットについて、「愛護動物管理台帳」を作成し、県、関係機関、関係団体等の協力を得て飼育用スペースにおいて管理に努める。 (3) 関係者との連携 市は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等に ついて、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずる。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
横手市 （秋田県）	【該当部分変更なし】横手市地域防災計画（令和7年3月修正） 第2編 一般災害対策　第2章 災害応急対策　第23節 動物管理計画 第1 計画の方針 災害時には、飼い主不明の放浪動物や負傷した動物が多数生じる可能性があり、放浪動物による人への危害防止や生活環境保全及び動物の愛護の観点から、災害時における飼い主の適正飼養を支援し、ペットをめぐるトラブルを最小化させ、動物に対して多様な価値観を有する人々が、共に災害を乗り越えられるよう支援するとともに、避難所へ飼い主がペットを同伴できる環境整備に努めます。 第2 危険動物・ペット等の管理 1 実施機関 原則的には動物飼養者が動物の管理を行うものですが、緊急時の対応として市及び県が関係機関及びNPO・ボランティア等の協力を得ながら実施します。 2 市の役割 (1) ペットと同行避難者の指定避難所等への避難誘導と支援 (2) 指定避難所や仮設住宅へのペットと同行避難者の受入れ (3) 住民等へのペットとの同行避難や動物救護、飼養支援に関する情報の提供 第3 避難所のペット等の管理 1 避難所での対応 市は、大規模災害時、避難所へ飼い主がペットを同伴できるようスペース等の確保に努めます。 原則的には飼養者が動物の管理を行うことになりますが、様々な人が集まり共同生活する避難所では、動物アレルギーや感染症発生防止の観点から、避難所の運営担当者が指定するスペースにおいて飼育するものとします。 2 ペット等の管理 市は、避難所でのペットの管理状況を把握し、関係機関の協力を得て支援する体制の構築に努めます。
大館市 （秋田県）	大館市地域防災計画 第1編　地震災害対策 第3章　災害応急対策計画 第21節 動物の救護 1　特定動物・愛護動物の対策 (1)飼い主の役割 大規模災害時、原則として、ペットの飼い主は、人の安全を確保したうえでペットを連れて避難する。避難所によりペットの受け入れが不可の場合は、ペット受け入れ可の避難所への避難指示に従う。 また、日ごろからペットに対してケージに慣れさせるなどの訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札などの装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。 (2)実施機関の役割 緊急時の対応として、市は、県や関係各機関の協力を得ながら実施する。 (3)実施の方法 ア 特定動物の逃走を防止するための対策を講ずる。 イ 被災動物の収容施設を確保する。 ウ 被災動物の食料を確保する。 エ 動物感染症の予防措置及び負傷動物の治療を適切に行うため、獣医療を確保する。 2　避難所における愛護動物の管理 (1)避難所での対応 市は、大規模災害時、同行避難ができることと指定した避難所において、同行避難したペットのためのスペースの確保に努める。 原則的には、動物飼養者が動物の管理を行うことになるが、様々な人が集まり共同生活をする避難所では、動物アレルギーや人獣共通感染症発生防止の観点から、避難所の管理運営担当者が指定するスペースにおいて飼育する。 なお、大規模災害時以外は、避難所への愛護動物の持ち込みは原則禁止する。 (2)避難所での管理 避難所の飼育用スペースの設置・管理運営は、基本的に飼い主等が行う。 飼育用スペースの担当者は、被災者及び在宅被災者が所有する愛護動物について、「愛護動物管理台帳」を作成し、県、関係機関、関係団体等の協力を得て飼育用スペースにおいて管理に努める。
鹿角市 （秋田県）	鹿角市地域防災計画 第2編 一般災害対策編 第2章 災害応急対策計画 第22節 動物管理計画 第1　計画の方針 　本計画は、飼い主による災害時の適正飼養を支援し、災害という非常時にあっても、ペットをめぐるトラブルを最小化させ、動物に対して多様な価値観を有する人々が、共に災害を乗り越えられるよう支援するとともに、危険動物の逸走対応などの役割を担う。 第2 災害発生時における災害応急対策 1 市の役割 (1) ペットの同行避難者の指定避難所などへの避難誘導と支援 (2) 指定避難所や仮設住宅へのペットと同行避難者の受入れ (3) 被災住民などへの動物救護や飼養支援に関する情報の提供。 2 県の役割 (1) 被災地市町村への、ペットとの避難や救護に係る指導と助言 (2) 指定避難所や仮設住宅でのペットの受入れに関わる市町村への要請と飼養・管理の支援 (3) 避難・放浪動物に関する避難所や仮設住宅での臨時相談窓口の設置 (4) 放浪動物や負傷動物の保護収容、返還や譲渡活動 (5) 被災ペットの一時預かりや治療、所有権放棄ペットの管理と譲渡 (6) 高度な獣医療が必要なペットに係る動物病院への協力要請 (7) 救護物資などの調達、輸送手段の調整 (8) 関係部局、国、他自治体、地方獣医師会やペット災対協等との連絡調整やこれらへの支援要請 (9) 動物病院獣医師の派遣依頼と派遣調整、災害ボランティアの確保・配置・管理 (10) 動物由来感染症の防疫と予防 (11) 特定動物飼養施設の破損、逸走状況の確認などの情報集約及び警察、消防、市町村との調整、逸走時の対応など

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
小坂町 （秋田県）	小坂町地域防災計画　第2編一般災害対策　第2章　災害応急対策計画　第23節　動物管理計画 第1 計画の方針 本計画は、飼い主による災害時の適正飼養を支援し、災害という非常時にあっても、ペットをめぐるトラブルを最小化させ、動物に対して多様な価値観を有する人々が、共に災害を乗り越えられるよう支援するとともに、危険動物の逸走対応などの役割を担う。 第2 災害発生時における災害応急対策 1 町の役割 (1) ペットの同行避難者の指定避難所などへの避難誘導と支援 (2) 指定避難所や仮設住宅へのペットと同行避難者の受入れ (3) 被災住民などへの動物救護や飼養支援に関する情報の提供
大仙市 （秋田県）	大仙市地域防災計画（令和6年11月修正） 第3章　災害応急対策計画　第24節　文教対策計画　第4　応急教育の実施 4　学校飼育動物の保護 (1)被災動物の集中管理場の確保に努める。 (2)動物感染症や疾病を予防するため、ふん尿の処理など環境保全に努める。 (3)被災動物の飼料が不足しないよう、飼料の調達に努める。
仙北市 （秋田県）	仙北市地域防災計画（令和7年5月修正） 第22節 動物管理計画 第1 計画の方針 災害時におけるペットなどの特定動物・飼養動物の管理について、基本的な対応を定めるとともに、飼養者（被災者）の心に寄り添い、特定動物・飼養動物の保護と飼養者（被災者）の安定した生活環境の構築に寄与するものとする。 第2 特定動物・飼養動物の管理 1 実施機関 (1)特定動物（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第26条に基づく特定動物） 原則、飼養者とするが、県の許可台帳に基づき市及び県が関係機関等の協力を得ながら実施するものとする。 (2)飼養動物 原則、飼養者とするが、市及び県が関係機関等の協力を得ながら実施するものとする。 2 実施の方法 (1)特定動物の逸走を防止するための対策を講じるものとする。 (2)負傷、又は飼い主が不明な飼養動物の円滑な保護収容に関する対策を講ずるとともに、保護収容施設を確保するものとする。 (3)被災地等で飼養する動物への飼料等の調達及び配分について、関係機関等の協力を得ながら対策を講じるものとする。 (4)動物感染症の予防措置及び負傷動物の治療を適切に行うため、関係機関等の協力を得て獣医療を実施するものとする。 第3 避難所等の飼養動物対策 1 避難所へ飼い主が飼養動物を同伴できるよう、関係機関等の協力を得て、環境整備に努めるものとする。 2 避難所において、避難者の生活場所と動物の飼育場所は切り離すものとする。また、避難 所でのペットの使用に関する責任は、すべて飼い主が負うものとする。 3 避難所及び被災地等における飼養動物の管理状況について確認し、関係機関等の協力を得 て、支援する体制を構築するものとする。
美郷町 （秋田県）	美郷町地域防災計画　第23節　動物の管理計画 第1　計画の方針 　災害時における飼い主の適正飼養を支援し、ペットをめぐるトラブルを最小化させ、動物に対して多様な価値観を有する人々が、共に災害を乗り越えられるよう支援するとともに、危険動物の逸走対応等の役割を担う。 第2　災害発生時における災害応急対策 1　町の役割 (1)ペットと同行避難者の指定避難所等への避難誘導と支援 (2)指定避難所や仮設住宅へのペットと同行避難者の受入れ (3)住民等へのペットとの同行避難や動物救護、飼養支援に関する情報の提供
湯沢市 （秋田県）	湯沢市地域防災計画　震災対策編（令和6年11月） 第3章 災害応急対策計画 第10節 避難計画 第13 避難所等の家庭動物対策 1 避難所へ飼い主が家庭動物と同行避難できるよう環境整備に努める。 2 避難所及び被災地等における家庭動物の管理状況について確認し、支援する体制を構築する。 第24節 動物管理計画 第1 計画の方針 大規模な災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想されるため、市は、動物愛護の観点から、公益社団法人秋田県獣医師会等関係団体との協力体制を確立し、動物保護や適正な飼育を図る。 第2 特定動物・家庭動物の管理 1 実施機関 (1)特定動物（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48 年法律第105 号）第26 条に基づく特定動物） 原則、飼養者とするが、県の許可台帳に基づき市町村及び県が関係機関の協力を得ながら実施する。 (2)家庭動物 原則、飼養者とするが、市町村及び県が関係機関の協力を得ながら実施する。 2 実施方法 (1)特定動物の逸走を防止するための対策を講ずる。 (2)負傷、又は飼い主が不明な家庭動物の保護収容施設を確保する。 (3)飼料の調達及び配分方法を講ずる。 (4)動物感染症の予防措置及び負傷動物の治療を適切に行うため、獣医療を確保する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
湯沢市 （秋田県）	第3 避難所の家庭動物対策 1 避難所居室部分への家庭動物の持ち込みは禁止する。 2 避難所敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置する等、避難所へ飼い主が家庭動物と同行避難できるよう、環境整備に努める。なお、飼養専用スペースの設置に当たっては、動物アレルギーや感染症発生防止の観点から、避難所の運営担当者が指定するスペースにおいて飼育するものとする。 3 避難所の運営担当者は、避難者と同行避難してきたペットについて、「ペット台帳」を作成し、避難所でのペットの管理状況を把握するとともに、関係機関の協力を得て支援する体制の構築に努める。 第4 被災地域における動物の保護 飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行う。 第5 避難所における愛玩動物の保護 市は、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 1 各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等の支援 2 被災動物の収容施設及び飼料の確保 3 避難所から保護施設への動物の受入及び譲渡等の調整 4 県、他市町村への連絡調整及び要請
羽後町 （秋田県）	羽後町地域防災計画（令和2年3月一部改訂） 第2編 一般災害対策編　第2章 災害応急対策計画 第 10 節 避難計画 第12 避難所等の飼養動物対策 (1) 避難所へ飼い主が飼養動物を同伴できるよう環境整備に努める。 (2) 避難所及び被災地等における飼養動物の管理状況について確認し、支援する体制を構築する。 第 25 節 動物管理計画（新設） 第1 計画の方針 災害発生時に特定動物が住民に危害を加えないよう、適切な動物管理を行う。また、避難所での生活が長期化する可能性に対応して、避難者が避難所に飼養動物を同伴できるよう、飼養動物の適切な管理体制を整備する。 第2 特定動物・飼養動物の管理 1 実施機関 (1) 特定動物 《動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48 年法律第105 号）第26 条に基づく特定動物》 原則、飼養者とするが、県の許可台帳に基づき町及び県が関係機関等の協力を得ながら実施する。 (2) 飼養動物 原則、飼養者とするが、町及び県が関係機関等の協力を得ながら実施する。 2 実施方法 (1) 特定動物の逸走を防止するための対策を講ずる。 (2) 負傷、又は飼い主が不明な飼養動物の円滑な保護収容に関する対策を講ずるとともに、保護収容施設を確保する。 (3) 被災地等で、飼養する動物への飼料等の調達及び配分について対策を講ずる。 (4) 動物感染症の予防措置及び負傷動物の治療を適切に行うため、獣医療を確保する。 第3 避難所等の飼養動物対策 (1) 避難所へ飼い主が飼養動物を同伴できるよう環境整備に努める。 (2) 避難所及び被災地等における飼養動物の管理状況について確認し、支援する体制を構築する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
東成瀬村 （秋田県）	東成瀬村地域防災計画第2章災害応急対策計画第8節避難対策計画 第14避難所等の家庭動物対策 (1)避難所へ飼い主が家庭動物を同伴できるよう環境整備に努める。 (2)避難所及び被災地等における家庭動物の飼育状況について把握し、資材の提供や獣医師の派遣など、支援する体制を構築する。 東成瀬村地域防災計画第2章災害応急対策計画第23節動物管理計画 【計画の方針】 本計画は、飼い主による災害時の適正飼養を支援し、災害という非常時にあっても、ペットをめぐるトラブルを最小化させ、動物に対して多様な価値観を有する人々が、ともに災害を乗り越えられるよう支援するとともに、危険動物の逸走対応などの役割を担う。 第1災害発生時における災害応急対策 1村の役割 (1)ペットの同行避難者の指定避難所などへの避難誘導と支援 (2)指定避難所や仮設住宅へのペットと同行避難者の受入 (3)被災住民などへの動物救護や飼養支援に関する情報の提供 2県の役割 (1)ペットとの避難や救護に係る指導と助言 (2)指定避難所や仮設住宅でのペットの受入に関わる要請と飼養・管理の支援 (3)避難・放浪動物に関する避難所や仮設住宅での臨時相談窓口の設置 (4)放浪動物や負傷動物の保護収容、返還や譲渡活動 (5)被災ペットの一時預かりや治療、所有権放棄ペットの管理と譲渡 (6)高度な獣医療が必要なペットに係る動物病院への協力要請 (7)救護物資などの調達、輸送手段の調整 (8)関係部局、国、他自治体、地方獣医師会やペット災対協等との連絡調整やこれらへの支援要請 (9)動物病院獣医師の派遣依頼と派遣調整、災害ボランティアの確保・配置・管理 (10)動物由来感染症の防疫と予防 (11)特定動物飼養施設の破損、逸走状況の確認などの情報集約及び警察、消防、市町村との調整、逸走時の対応など 東成瀬村地域防災計画第2章災害応急対策計画第27節住宅応急対策計画 第3応急仮設住宅の建設・管理（建設課） 3被災者の入居及び管理 (3)管理 県が村の協力により適切な管理を行うが、状況によっては村に委任する。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。
男鹿市 （秋田県）	男鹿市地域防災計画（令和7年3月修正） 第2編 一般災害対策　第2章　災害応急対策計画　第25節 動物の管理計画 第1 計画の方針 本計画は、災害時における飼い主の適正飼養を支援し、ペットをめぐるトラブルを最小化 させ、動物に対して多様な価値観を有する人々が、共に災害を乗り越えられるよう支援する とともに、危険動物の逸走対応等の役割を担う。 第2 災害発生時における災害応急対策 1 実施の方法 (1)ペットと同行避難者の指定避難所等への避難誘導と支援 (2)指定避難所や仮設住宅へのペットと同行避難者の受入れ (3)住民等へのペットとの同行避難や動物救護、飼養支援に関する情報の提供
潟上市 （秋田県）	潟上市地域防災計画　第2編一般災害対策　第2章 災害応急対策計画　第20節動物の管理 1　特定動物・飼養動物等の管理 (1)飼養者の責任 災害時における動物の飼育管理は、動物の飼養者が行うことを原則とする。 ただし、動物飼養者のみで対応ができない場合には、緊急時の対応として市及び県が関係機関の協力を得ながら実施する。 (2)動物の捕獲 市は、県動物管理センターと協力して、逸走した特定動物を捕獲する。 (3)収容施設 市は、飼養者は不明な動物等を保護し、県動物管理センターと協力して、収容施設を設置し、飼料等を確保する。 また、市は、獣医師会、ボランティア団体等に感染症の予防、負傷動物の治療、飼育管理を要請する。 2　避難所での飼養動物対策 市は、飼養動物を同行して避難した場合に、避難所敷地内に飼育スペースを確保し、そこでの飼養を周知、指導する。 また、市は、避難所での飼養動物の状況を把握し、収容施設等への収容など必要な措置をとる。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
五城目町 （秋田県）	五城目町地域防災計画　第2 編 一般災害対策　第2章 災害応急対策計画 第23節　動物の管理計画 第1 基本的な考え方 災害時には、飼い主不明の放浪動物や負傷動物が多数生じる可能性がある。 町は、大規模災害時において、県、防災関係機関、関係団体等との協力体制を確立し、動物の愛護及び管理の観点から、飼い主への支援及び被災動物の保護に努める。 また、特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物）が施設から逃亡した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官、県、防災関係機関及び関係団体等の連携のもとに状況を把握し、必要な措置を講じる。 第2 特定動物・飼養動物の対策 1 実施機関 (1) 特定動物原則、飼養者とするが、県の許可台帳に基づき、町及び県が関係機関等の協力を得ながら実施する。 (2) 飼養動物（ペット） 原則、飼養者とするが、町及び県が関係機関等の協力を得ながら実施する。 2 飼養者の役割 大規模災害時、原則として、飼い主は、身の安全を確保したうえで、飼養動物（ペット）を連れて避難する。 日頃から飼養動物（ペット）に対してケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。 3 特定動物・飼養動物（ペット）対策 (1) 特定動物の逸走を防止するための対策を講ずる。 (2) 負傷した飼養動物（ペット）、又は飼い主が不明な飼養動物（ペット）の円滑な保護収容に関する対策を講ずるとともに、保護収容施設を確保する。 (3) 被災地等で飼養する動物への飼料等の調達及び配分について、対策を講ずる。 (4) 動物感染症の予防措置及び負傷動物の治療を適切に行うため、獣医療を確保する。 第3 指定避難所の飼養動物の管理 指定避難所における飼養動物（ペット）対策については、別途作成する「避難所の開設・運営マニュアル」で定めることとするが、以下の方針による。 (1) 大規模災害時以外は、避難所への飼養動物（ペット）の持ち込みは原則禁止とする。 (2) さまざまな人が集まり共同生活をする避難所では、動物アレルギーや人獣共通感染症発生防止の観点から、ペット同伴避難に対し避難所敷地内にペット専用スペースを設置する。避難者が生活する室内への持ち込みは原則として禁止とする。 (3) 避難所においては、飼い主の責任を明確にし、飼い主に対して必要な指導等を行う。
八郎潟町 （秋田県）	八郎潟町地域防災計画　一般災害対策編　第3章　災害応急対策計画 第10節　避難対策計画 第13　避難所等の飼養動物対策 1. 避難所へ飼い主が飼養動物を同伴できるよう環境整備に努める。 2. 避難所及び被災地等における飼養動物の管理状況について確認し、支援する体制を構築する。 八郎潟町地域防災計画　一般災害対策編　第3章　災害応急対策計画　第24節　動物の管理計画 第1　特定動物・飼養動物の管理 1. 実施機関 (1)特定動物（動物の愛護及び管理に関する法律第26条に基づく特定動物） 原則、飼養者とするが、県の許可台帳に基づき町及び県が関係機関の協力を得ながら実施する。 (2)飼養動物 原則的には動物飼養者が動物の管理を行うことになるが、緊急時の対応として町及び県が関係機関の協力を得ながら実施する。 2. 実施の方法 (1)特定動物の逸走を防止するための対策を講ずる。 (2)負傷、又は飼い主が不明な飼養動物の保護収容施設を確保する。 (3)飼料の調達及び配分方法を講ずる。 (4)動物感染症の予防措置及び負傷動物の治療を適切に行うため、獣医療を確保する。 第2　避難所の飼養動物対策 1. 避難所への飼養動物の持ち込みは禁止する。 2. 避難所の運営担当者は、避難者及び在宅被災者が所有するペットについて、「ペット台帳」を作成し、動物管理センター、保健所、獣医師などの協力を得て保護収容施設等において管理に努める。
井川町 （秋田県）	井川町地域防災計画 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第23節 動物の管理計画 ・第1 計画の方針 ◦本計画は、災害時における飼い主の適正飼養を支援し、ペットを巡るトラブルを最小化させ、動物に対して多様な価値観を有する人々が、共に災害を乗り越えられるよう支援するとともに、危険動物の逸走対策等の役割を担う。 井川町地域防災計画 第2編 一般災害対策 第2章 災害応急対策計画 第5節 避難計画 ・第12 避難所開設・運営体制の整備 ◦3 ペット同行避難への備え ・町は、災害発生時に飼い主による同行避難や適正な飼育管理が行われるよう餌やケージの備蓄等を行い、災害に備えるよう努める。 ・第2 災害発生時における災害応急対策 ◦1 町の役割 ・(1)ペットと同行避難者の指定避難所等への避難誘導と支援 ・(2)指定避難所や仮設住宅へのペットと同行避難者の受入れ ・(3)住民等へのペットとの同行退避や動物救護、飼養支援に関する情報の提供 ◦2 県の役割 ・(1)町へのペットとの同行避難や動物救護に係る指導・助言 ・(2)指定避難所や仮設住宅でのペットの受入れに関する町への要請や飼養・管理の支援 ・(3)指定避難所や仮設住宅での避難動物や放浪動物に関する臨時相談窓口の設置 ・(4)放浪動物や負傷動物の保護収容や返還、譲渡活動 ・(5)ペットの一時預かりや治療、所有権放棄ペットの管理や譲渡 ・(6)高度な獣医療が必要なペットに係る動物病院への協力要請 ・(7)救護物資の調達や輸送手段の調整 ・(8)関係部局、国、他自治体、地方獣医師会、ペット災害支援協議会等との調整、これらの団体等への支援要請 ・(9)動物病院獣医師への派遣依頼と派遣調整、災害ボランティアの確保・配置・管理 ・(10)動物由来感染症の防疫と予防 ・(11)特定動物飼養施設の破損や逸走状況等に関する情報の収集、警察、消防、町等との調整、逸走時の対応等

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
大潟村 （秋田県）	大潟村地域防災計画 第2編 一般災害対策 第2章 応急対策計画 第8節 避難計画 第13 避難所等の家庭動物対策 (1) 避難所へ飼い主が飼養動物を同伴できるよう環境整備に努める。 (2) 避難所及び被災地等における飼養動物の管理状況について確認し、支援する体制を構築する。 第22節 動物管理計画 第1 計画の方針 災害時においては、人命救助が最優先であるが、被災した動物についても捕獲・収容・救護及び避難所での飼育等の保護措置を実施する。 また、ペットが飼い主とともに避難所に避難することが予想されるため、適正な飼育環境を確保する。 第2 特定動物・家庭動物の管理 1 実施機関 (1) 特定動物（動物の愛護及び管理に関する法律第26条に基づく特定動物） 原則、飼養者とするが、県の許可台帳に基づき村及び県が関係機関の協力を得ながら実施する。 (2) 家庭動物 原則、飼養者とするが、村及び県が関係機関の協力を得ながら実施する。 2 実施方法 (1) 特定動物の逸走を防止するための対策を講ずる。 (2) 負傷、又は飼い主が不明な家庭動物の保護収容施設を確保する。 (3) 飼料の調達及び配分方法を講ずる。 (4) 動物感染症の予防措置及び負傷動物の治療を適切に行うため、獣医療を確保する。 (5)特定動物が飼育施設等から逸走した場合は、飼育者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要の措置を講じる。 第3 避難所の家庭動物対策 (1) 指定避難所への家庭動物と同行避難できるよう環境整備に努める。 (2) 指定避難所の運営担当者は、避難者及び在宅被災者が所有するペットについて、「ペット台帳」を作成し、動物愛護センター、保健所、獣医師などの協力を得て保護収容施設等において管理に努める。
能代市 （秋田県）	能代市地域防災計画　第2編一般災害対策　第3章 災害応急対策計画　第25節動物の救護 第2特定動物・飼養動物の対策 1実施機関 (1)特定動物　原則、飼養者とするが、県の許可台帳に基づき、市及び県が関係機関等の協力を得ながら実施する。 (2)飼養動物　原則、飼養者とするが、市及び県が関係機関等の協力を得ながら実施する。 2飼養者の役割 大規模災害時、原則として、飼い主は、身の安全を確保したうえで、飼養動物を連れて避難する。日頃からペットに対してケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物避難用品の確保に努める。 3特定動物・飼養動物対策 (1)特定動物の逸走を防止するための対策を講ずる。 (2)負傷した飼養動物、または飼い主が不明な飼養動物の円滑な保護収容に関する対策を講ずるとともに、保護収容施設を確保する。 (3)被災地等で飼養する動物への飼料等の調達及び配分について、対策を講ずる。 (4)動物感染症の予防措置及び負傷動物の治療を適切に行うため、獣医療を確保する。 第10節　第13　指定避難場所等の飼養動物対策 1指定避難所での対応 (1)市は、指定避難所へ飼い主が飼養動物を同伴できるよう飼養場所を設ける等、環境整備に努める。 (2)原則的には、飼い主が動物の管理を行うことになるが、さまざまな人が集まり共同生活をする指定避難所では、動物アレルギーや人畜共通感染症発生防止の観点から、指定避難所の管理運営責任者が指定するスペースにおいて飼育する。 (3)指定避難所においては、飼い主の責任を明確にし、飼い主に対して必要な指導等を行う。 (4)大規模災害時以外は、指定避難所への飼養動物の持ち込みは原則禁止する。 2指定避難所での管理 指定避難所の飼育用スペースの設置・管理運営は、基本的に飼い主等が行う。 飼養用スペースの管理運営担当者は、被災者及び在宅被災者が所有する飼養動物について、飼養動物管理台帳等を作成し、県、関係機関、関係団体等の協力を得て、飼育用スペースにおいて管理する

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
藤里町 （秋田県）	藤里町地域防災計画【一般災害対策編】 第3章 災害応急対策計画　第23節 動物の救護（第10節　避難対策計画） 第1　計画の方針 災害時には、飼い主不明の放浪動物や負傷動物が多数生じる可能性がある。 町は、大規模災害時において、県、防災関係機関、関係団体等との協力体制を確立し、動物の愛護及び管理の観点から、飼い主への支援及び被災動物の保護に努める。また、特定動物が施設から逃亡した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官、県、防災関係機関及び関係団体等の連携のもとに状況を把握し、必要な措置を講じる。 第2　特定動物・飼養動物の対策 1　実施機関 (1)特定動物（動物の愛護及び管理に関する法律第26条に基づく特定動物） 原則、飼養者とするが、県の許可台帳に基づき町及び県が関係機関の協力を得ながら実施する。 (2)飼養動物 原則、飼養者とするが、町及び県が関係機関の協力を得ながら実施する。 2　飼養者の役割 大規模災害時、原則として、飼い主は、身の安全を確保したうえで、飼養動物を連れて避難する。日頃から、ペットに対してゲージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。 3　特定動物・飼養動物対策 (1)特定動物の逸走を防止するための対策を講ずる。 (2)負傷した飼養動物、または飼い主が不明な飼養動物の円滑な保護収容に関する対策を講ずるとともに、保護収容施設を確保する。 (3)被災地等で飼養する動物への飼料等の調達及び配分について、対策を講ずる。 (4)動物感染症の予防措置及び負傷動物の治療を適切に行うため、獣医療を確保する。 第3　指定避難所の飼養動物対策 指定非難所における飼養動物対策については、本章第10節の「第14　指定避難所等の飼養動物対策」を参照とする。 第10節　避難対策計画 第14　　指定避難所等の飼養動物対策 1　指定避難所での対応 1町は、指定避難所へ飼い主が飼養動物を同伴できるよう飼養場所を設ける等、環境整備に努める。 2原則的には、飼い主が動物の管理を行うことになるが、さまざまな人に集まり共同生活をする指定避難所では、動物アレルギーや人獣共通感染症発生の予防の観点から、指定避難所の管理運営責任者が指定するスペースにおいて飼育する。 3指定避難所においては、飼い主の責任を明確にし、飼い主に対して必要な指導等を行う。 4大規模災害以外は、指定避難所への飼養動物の持ち込みは原則禁止する。 2　指定避難所での管理 指定避難所の飼育用スペースの設置・管理運営は、基本的に飼い主等が行う。指定避難所の飼育用スペースの管理運営担当者は、被災者及び在宅被災者が所有する飼養動物について、飼養動物管理台帳等を作成し、県、関係機関、関係団体等の協力を得て、飼育用スペースにおいて管理に努める。
三種町 （秋田県）	三種町地域防災計画　第2編一般災害対策　第2章　災害応急対策計画　第23節　動物の管理計画 第1　特定動物・家庭動物の管理 1　実施機関 (1)特定動物（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第26条に基づく特定動物） 原則、飼養者とするが、県の許可台帳に基づき町及び県が関係機関等の協力を得ながら実施する。 (2)家庭動物 原則、飼養者とするが、町及び県が関係機関等の協力を得ながら実施する。 2　実施方法 (1)特定動物の逸走を防止するための対策を講ずる。なお特定動物が飼育施設等から逸走した場合は、飼育者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 (2)負傷、又は飼い主が不明な飼養動物の円滑な保護収容に関する対策を講ずるとともに、保護収容施設を確保する。 (3)被災地等で飼育する動物への飼料等の調達及び配分について対策を講ずる。 (4)動物感染症の予防措置及び負傷動物の治療を適切に行うため、獣医療を確保する。 第2　避難所の家庭動物対策 1　指定避難所へ飼い主が家庭動物と同行避難できるよう環境整備に努める。 2　指定避難所及び被災地等における家庭動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等町への支援を行う。
八峰町 （秋田県）	八峰町地域防災計画　第2編一般災害対策　第3章　災害応急対策計画　第23節　動物管理計画 第1　計画の方針 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民がペットを伴い避難所に避難してくることが予想される。 町は、動物の愛護及び管理の観点からこれらの動物の救護や適正な飼育に関し、県、関係機関、関係団体等との協力体制を確立する。 第2　特定動物・飼養動物等の管理 1　実施機関 (1)特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第26条に基づく特定動物） 原則、飼養者とするが、県の許可台帳に基づき町及び県が、関係機関等の協力を得ながら実施する。 (2)飼養動物 原則、飼養者とするが、町及び県が関係機関等の協力を得ながら実施する。 2　飼養者の役割 大規模災害時、原則として、飼い主は、身の安全を確保した上で、飼養動物を連れて避難する。日頃からペットに対してケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物避難用品の確保に努める。 3　実施方法 (1)特定動物の逃走を防止するための対策を講ずる。 (2)負傷又は飼い主が不明な飼養動物の円滑な保護収容に関する対策を講ずるとともに保護収容施設を確保する。 (3)被災地等で飼養する動物への飼料等の調達及び配分について対策を講ずる。 (4)動物感染症の予防措置及び負傷動物の治療を適切に行うため、獣医師を確保する。 第3　避難所の飼養動物対策 1　町は、指定避難所へ飼い主が飼養動物を同伴できるよう飼養場所を設ける等、環境整備に努める。 2　原則的には、飼い主が動物の管理を行うこととなるが、さまざまな人が集まり共同生活をする指定避難所では、動物アレルギーや人獣共通感染症発生防止の観点から、指定避難所の管理運営責任者が指定するスペースにおいて飼育する。 3　指定避難所においては、飼い主の責任を明確にし、飼い主に対して必要な指導等を行う。 4　大規模災害以外は、指定避難所への飼養動物の持ち込みは原則禁止する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
北秋田市 （秋田県）	北秋田市地域防災計画 第2編　一般災害対策編 第1章　一般災害予防計画 第1節　防災知識の普及計画 第5.災害予防に関する普及･啓発運動 3.住民自ら行う防災知識の学習･心得 平常時からの取組 3 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備 第2章　一般災害応急対策計画 第8節　避難計画 第16.避難所等の家庭動物対策 ⑴避難所へ飼い主が家庭動物を同行避難できるよう環境整備に努める。 ⑵避難所及び被災地等における家庭動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣など、支援体制の構築に努める。 第23節　動物管理計画 第1..計画の方針 本計画は、飼い主による災害時の適正飼養を支援し、災害という非常時にあっても、ペットをめぐるトラブルを最小化させ、動物に対して多様な価値観を有する人々が、共に災害を乗り越えられるよう支援するとともに、危険動物の逸走対応などの役割を担う。 第2..災害発生時における災害応急対策 1.市の役割 ⑴ペットの同行避難者の指定避難所などへの避難誘導と支援 ⑵指定避難所や仮設住宅へのペットと同行避難者の受入れ ⑶被災住民などへの動物救護や飼養支援に関する情報の提供 2.県の役割 ⑴ペットとの避難や救護に係る指導と助言 ⑵指定避難所や仮設住宅でのペットの受入れに関わる要請と飼養･管理の支援 ⑶避難･放浪動物に関する避難所や仮設住宅での臨時相談窓口の設置 ⑷放浪動物や負傷動物の保護収容、返還や譲渡活動 ⑸被災ペットの一時預かりや治療、所有権放棄ペットの管理と譲渡 ⑹高度な獣医療が必要なペットに係る動物病院への協力要請 ⑺救護物資などの調達、輸送手段の調整 ⑻関係部局、国、他自治体、地方獣医師会やペット災対協等との連絡調整やこれらへの支援要請 ⑼動物病院獣医師の派遣依頼と派遣調整、災害ボランティアの確保･配置･管理 ⑽動物由来感染症の防疫と予防 ⑾特定動物飼養施設の破損、逸走状況の確認などの情報集約及び警察、消防、市町村との調整、逸走時の対応など 第27節　住宅応急対策計画 第2.応急仮設住宅の建設･管理 6.被災者の入居及び管理 ⑶管理運営 災害救助法適用の場合は、県が応急仮設住宅の管理（建物は、市が管理する。）を行い、市はこれに協力する。ただし、状況に応じて市は県から管理の委任を受ける。災害救助法適用に至らない場合は市が管理する。 応急仮設住宅地区の運営にあたっては、集会場等を設置して入居者のコミュニケーションを円滑にするとともに、市の福祉担当者やボランティアの連携により生活支援の活動を行う。 また、応急仮設住宅における安心･安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。
由利本荘市	由利本荘市地域防災計画第2編 一般災害対策編 第2章 災害応急対策計画 第7節 避難計画 284 第 11 避難所等の家庭動物対策 (1)避難所へ飼い主が家庭動物を同行避難できるよう環境整備に努める。(2)避難所及び被災地等における家庭動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣など、支 援する体制を構築する。 第2編 一般災害対策編 第2章 災害応急対策計画 第21節 動物の管理計画 第1 計画の方針 本計画は、災害時における飼い主の適正飼養を支援し、ペットをめぐるトラブルを最小化させ、動物に対して多様な価値観を有する人々が、共に災害を乗り越えられるよう支援するとともに、危険動物の逸走対応等の役割を担う。 第2 災害発生時における災害応急対策 [市町村の役割] (1)ペットと同行避難者の指定避難所等への避難誘導と支援 (2)指定避難所や仮設住宅へのペットと同行避難者の受入れ (3)住民等へのペットとの同行避難や動物救護、飼養支援に関する情報の提供

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
由利本荘市	第3 特定動物・家庭動物（ペット）等の管理 1 実施機関 原則的には動物飼養者が動物の管理を行うことになるが、緊急時の対応として環境班及び県が関係機関の協力を得ながら実施する。 なお、特定動物とは、「動物の愛護及び管理に関する法律」第 26 条に基づくものとする。 2 特定動物・家庭動物の対策 （1）飼い主の役割 大規模災害時、原則として、ペットの飼い主は、人の安全を確保した上でペットを連れて避難する。避難所によりペットの受入れが不可の場合は、ペット受入れ可の避難所への避難指示に従う。 また、日ごろからペットに対してケージに慣れさせるなどの訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札などの装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。 （2）実施の方法 1 特定動物の逃走を防止するための対策を講ずる。なお、特定動物が飼養施設等から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 2 負傷、又は飼い主が不明な飼養動物の円滑な保護収容に関する対策を講ずるとともに、保護動物の収容施設を確保する。 3 被災地等で飼養する動物への飼料等の調達及び配分について対策を講ずる。 4 動物感染症の予防措置及び負傷動物の治療を適切に行うため、獣医療を確保する。 5 動物園等においては、動物の逃走を防ぐために、獣舎の構造を強化するとともに平常時からフェンスや金網を適切に管理し、災害発生時には速やかに点検を行って必要な措置を講じる。 第2章 災害応急対策計画　第 21 節 動物の管理計画　第2編 一般災害対策編　3 避難所の家庭動物の管理 （1）指定避難所での対応 市は、大規模災害時、避難所へ飼い主が家庭動物を同行避難できるよう環境整備に努める。 原則的には、動物飼養者が動物の管理を行うことになるが、さまざまな人が集まり共同生活をする避難所では、動物アレルギーや人獣共通感染症発生防止の観点から、避難所の運営担当者が指定するスペースにおいて飼育する。 なお、大規模災害時以外は、避難所への愛護動物の持ち込みは原則禁止する。 （2）指定避難所での管理 避難所の飼育用スペースの設置・管理運営は、基本的に飼い主等が行う。 飼育用スペースの管理運営担当者は、避難所開設・運営マニュアルに基づき、被災者及び在宅被災者が所有する家庭動物について、「家庭動物管理台帳」を作成し、県、関係機関、関係団体等の協力を得て飼育用スペースにおいて管理に努める。 県は、指定避難所及び被災地等における家庭動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市への支援を行う。
にかほ市	にかほ市地域防災計画（令和7年4月修正） 第2編一般災害対策　第2章災害応急対策計画　第23節動物管理計画　第2 災害発生時における災害応急対策 1 市の役割 （1）ペットと同行避難者の指定避難所等への避難誘導と支援 （2）指定避難所や仮設住宅へのペットと同行避難者の受入 （3）市民等へのペットとの同行退避や動物救護、飼養支援に関する情報の提供 2 県の役割 （1）ペットとの同行避難や動物救護に係る市への指導・助言 （2）指定避難所や仮設住宅でのペットの受入に関する市への要請や飼養・管理の支援 （3）指定避難所や仮設住宅での避難動物や放浪動物に関する臨時相談窓口の設置 （4）放浪動物や負傷動物の保護収容や返還、譲渡活動 （5）ペットの一時預かりや治療、所有権放棄ペットの管理や譲渡 （6）高度な獣医療が必要なペットに係る動物病院への協力要請 （7）救護物資の調達や輸送手段の調整 （8）関係部局、国、他自治体、地方獣医師会、ペット災害支援協議会等との調整、これらの団 体等への支援要請 （9）動物病院獣医師への派遣依頼と派遣調整、災害ボランティアの確保・配置・管理 （10）動物由来感染症の防疫と予防 （11）特定動物飼養施設の破損や逸走状況等に関する情報の収集、警察、消防、市等との調整、 逸走時の対応等 第 27 節 住宅応急対策計画 第4 応急仮設住宅の建設・管理 3 被災者の入居及び管理 （3）管理 市が県から委任された場合は、市が行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
山形県	山形県地域防災計画 震災対策編第2編災害予防計画第3章防災知識の普及計画4一般住民に対する防災知識の普及 津波災害対策編第2編災害予防計画第3章防災知識の普及計画6一般住民に対する防災知識の普及 風水害等対策編第1編風水害等共通対策編第2章災害予防計画第2節防災知識の普及計画4一般住民に対する防災知識の普及 (1)啓発内容 地震災害に備えた普段の心得や地震発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。 (キ)ペットとの同行避難や避難所での飼養についての準備(しつけと健康管理、迷子にならないための対策、飼い主明示、避難用品や備蓄品の確保等) 震災対策編第2編災害予防計画第4章地域防災力強化計画3自主防災組織の育成 津波災害対策編第2編災害予防計画第4章地域防災力強化計画3自主防災組織の育成 風水害等対策編第1編風水害等共通対策編第2章災害予防計画第3節地域防災力強化計画3自主防災組織の育成 (4)育成強化対策ア(ウ)活動計画の作成 g避難誘導及び避難生活に関すること(避難の指示の方法、要配慮者への対応、ペット同行避難者への対応、避難場所又は避難所の運営協力等) 震災対策編第2編災害予防計画第5章災害ボランティア受入体制整備計画4専門ボランティア 津波災害対策編第2編災害予防計画第6章災害ボランティア受入体制整備計画4専門ボランティア 風水害等対策編第1編風水害等共通対策編第2章災害予防計画第4節災害ボランティア受入体制整備計画4専門ボランティア 区分:動物救護ボランティア、活動内容:負傷動物及び飼い主不明動物等の救護、必要な資格等:獣医師及び動物愛護等の知識を有するもの 震災対策編第2編災害予防計画第6章防災訓練計画 津波災害対策編第2編災害予防計画第7章防災訓練計画 3県の防災訓練(1)総合防災訓練 ペット同行避難者の受入体制が整備されるよう努める。 4市町村の防災訓練 (9)ペット同行避難者の受入れを想定した訓練実施に努めること。 震災対策編第3編災害応急計画第4章避難所運営計画6避難所運営に係る留意点 津波災害対策編第3編災害応急計画第4章避難所運営計画6避難所運営に係る留意点 風水害等対策編第1編風水害等共通対策編第3章災害応急計画第4節避難所運営計画6避難所運営に係る留意点 (1)市町村等のとるべき措置 ア必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努め、同行避難があった場合の対応について具体的な検討を進めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、平時から連携に努めるものとする。また、発災時には、同行避難の状況について把握に努める。 震災対策編第3編災害応急計画第14章生活支援関係第4節保健衛生計画7被災動物対策 津波災害対策編第3編災害応急計画第13章生活支援関係第4節保健衛生計画7被災動物対策 風水害等対策編第1編風水害等共通対策編第3章災害応急計画第13節生活支援関係4保健衛生計画7被災動物対策 県は、動物の愛護と住民の安全確保を図るため、被災時に飼い主とともに避難した動物の適正な飼養、危険な動物の緊急措置等の確認及び負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、収容に関し必要な措置を講ずるとともに、市町村等関係機関や県獣医師会等関係団体との協力関係を確立する。 (1)避難動物の適正飼養等 保健所は、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、市町村や県獣医師会等関係団体と連携し、飼い主とともに避難所及び応急仮設住宅に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言、人と動物の共通感染症を予防する上で必要な措置並びに飼料・ケージ等の調達及び配分等に関する必要な措置を行う。 (2)危険な動物の緊急措置等の確認 保健所は、災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認する。 (3)被災地域における動物の保護、収容等 保健所は、市町村等関係機関や県獣医師会等関係団体と連携し、負傷動物又は放し飼いの状態にある愛護動物を動物救護施設に保護、収容するとともに、動物の治療内容や保護状況等を把握し、指導を行う。
米沢市 (山形県)	米沢市地域防災計画第2編震災対策編第2章震災応急計画第29節生活支援関係第4保健衛生計画 6被災動物対策 市及び県は、動物の愛護と住民の安全確保を図るため、被災時に飼い主とともに避難した動物の適正な飼養、危険な動物の緊急措置等の確認及び負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、収容に関し必要な措置を講ずるとともに、県獣医師会等関係団体と協力関係を確立する。 (1)市の役割 市は、県と協力し、避難所・仮設住宅におけるペットの状況等の情報提供並びに活動を支援する。 (2)置賜保健所の役割 ア避難動物の適正飼養等 置賜保健所は、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、市や県獣医師会等関係団体と連携し、飼い主とともに避難所及び応急仮設住宅に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言、人と動物の共通感染症を予防する上で必要な措置並びに飼料・ケージ等の調達及び配分等に関する必要な措置を行う。 イ危険な動物の緊急措置等の確認 置賜保健所は、災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認する。 ウ被災地域における動物の保護、収容等 置賜保健所は、市等関係機関や県獣医師会等関係団体と連携し、負傷動物又は放し飼いの状態にある愛護動物を動物救護施設に保護、収容するとともに、動物の治療内容や保護状況等を把握し、指導を行う。
鶴岡市 (山形県)	鶴岡市地域防災計画－風水害・雪害対策編－第3章災害応急対策 第15節ペットの保護対策 3各主体の役割 (市の役割) ア市は、県と協力し、避難所・仮設住宅におけるペットの状況等の情報提供並びに保護活動を支援する。 イ避難所における動物の受入れ体制について配慮する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
酒田市 （山形県）	酒田市国民保護計画 第3編武力攻撃事態等への対処第4章警報及び避難の指示等第2避難住民の誘導等3避難住民の誘導 (9)動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等 酒田市地域防災計画 第2編風水害対策編第2章災害応急計画第35節応急住宅計画3応急仮設住宅の提供⑵応急仮設住宅の建設キ管理 応急仮設住宅の管理は、状況に応じて市長に委任する場合を除き、市長に協力を求めて県が行う。 この際、応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始め生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。 また、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。
新庄市 （山形県）	新庄市地域防災計画 第4章避難所運営計画 4避難所運営に係る留意事項 （1）市の取るべき措置 1必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努め、同行避難があった場合の対応について具体的な検討を進めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、平時から連携に努めるものとする。また、発災時には、同行避難の状況について把握に努める。
寒河江市 （山形県）	寒河江市地域防災計画 第2編震災対策編第2章災害応急対策計画第12節指定避難所運営計画 7指定避難所運営に係る留意点 (1) 市等のとるべき措置 ア 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努め、同行避難があった場合の対応について具体的な検討を進めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるように、平時から連携に努める。また、災害時には、同行避難の状況について把握に努める。 寒河江市災害対策本部避難所運営マニュアル（寒河江市防災危機管理課） 別紙5避難所におけるペットの飼育ルール広報文「ペットの飼い主の皆さんへ」 避難所では、多くの人が共同生活を送っていますので、ペットの飼い主の皆さんは、次のことを守って避難所生活を送って下さい。 1ペットは、指定された場所に必ずつなぐか、檻の中で飼って下さい。 2飼育場所や施設は、飼い主の手によって常に清潔にし、必要に応じて消毒を行って下さい。 3ペットに関する苦情の予防、危害の防止に努めて下さい。 4屋外の指定された場所で必ず排便させ、後始末を行って下さい。 5給餌は、時間を決めて行い、その都度きれいに片づけて下さい。 6ノミの駆除に努めて下さい。 7運動やブラッシングは、必ず屋外で行って下さい。 8飼育困難な場合は、専用の施設等への一時預かり等を検討して下さい。 9他の避難者との間でトラブルが生じた場合は、速やかに避難所運営委員会（総務班または衛生班）まで届け出て下さい。
山辺町 （山形県）	上山市地域防災計画 第2編第1章第2節防災知識の普及計画 3住民に対する防災知識の普及 （1）啓発内容地震災害に備えた普段の心得や地震発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。 ア地震発生前の準備等についての啓発事項 （コ）ペットとの同行避難や避難所での飼養についての準備（しつけと健康管理、迷子にならないための対策、飼い主明示、避難用品や備蓄品の確保等） イ地震発生後の行動等についての啓発事項 （ス）ペットとの同行避難 第2編第1章第3節地域防災力強化計画 1自主防災組織の育成 （2）育成強化対策 ア市は、自主防災組織に対する住民の意識の高揚を図るとともに、次の点に留意して、育成・指導を行う。 （ウ）活動計画の作成自主防災組織の活動計画を定める。 g避難誘導及び避難生活に関すること（避難の指示の方法、要配慮者への対応、ペット同行避難者への対応、避難場所又は避難所の運営協力等） 第2編第1章第5節防災訓練実施計画 1防災訓練の実施市は、地域における第一次の防災機関として災害対策活動の円滑を期するため、市町村総合防災訓練実施要綱に基づき以下の点に留意した総合防災訓練を実施する。 （10）ペット同行避難者の受入れを想定しt訓練実施に努めること。 3住民に対する防災知識の普及 市は、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、理解と協力を得るものとする。また、大規模な災害が発生した場合には、すべての応急対策について行政が対応することが困難であり、住民自らの自主防災意識と行動が重要となることから、防災訓練や啓発活動等を通して住民に対する防災知識の普及を図る。なお、市は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組みを行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクに関する情報の提供に努めるとともに、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組みを推進する。 （1）啓発内容気候変動の影響と考えられる異常気象に伴う災害が増加していることを踏まえ、災害に備えた普段の心得や災害発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。 （キ）ペットとの同行避難や避難所での飼養についての準備（しつけと健康管理、迷子にならないための対策、飼い主明示、避難用品や備蓄品の確保）

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
村山市 （山形県）	村山市地域防災計画第2編第2章第13節第4款7 7. 被災動物の対策 動物の愛護と市民の衛生確保を図るため、被災時に飼い主とともに避難した動物の適正な飼養、危険な動物の緊急措置の確認及び負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護・収容に関し必要な措置を講ずる。また、県等関係機関や県獣医師会等関係団体との協力関係を確立する。 （1）避難動物の適正飼養等 飼い主とともに避難した動物の適正飼養等について、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、市は県獣医師会等関係団体と連携し、飼い主とともに避難所に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言等必要な措置を行う。 （2）危険な動物の緊急措置等の確認 災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置の確認について保健所に要請する。 （3）被災地域における動物の保護要請 市は県獣医師会等関係団体と連携し、負傷動物又は放し飼いの状態にある愛護動物を動物救護施設に保護、収容するよう保健所に要請する。
長井市 （山形県）	長井市地域防災計画 第2編震災対策編第2章災害応急対策計画第11節避難所の運営4避難所運営に係る留意点(1)市がとるべき措置 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努め、同行避難があった場合の対応について具体的な検討を進めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、平時から連携に努めるものとする。また、発災時には、同行避難の状況について把握に努める。 第2編震災対策編第2章災害応急対策計画第28節防疫・保健衛生対策9被災動物対策 市は、動物の愛護と住民の安全確保を図るため、被災時に飼い主とともに避難した動物の適正な飼養、危険な動物の緊急措置等の確認及び負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、収容に関し、県に対して支援要請を行うものとする。
天童市 （山形県）	○天童市地域防災計画 第2編地震災害対策 第1章災害予防計画第2節防災知識の普及計画 1一般住民に対する防災知識の普及 (1)啓発内容 ア地震発生前の準備等についての啓発事項 (キ)ペットとの同行避難や避難所での飼養についての準備（しつけと健康管理、迷子にならないための対策、飼い主の明示、避難用品や備蓄品の確保等） 第1章災害予防計画第3節地域防災力強化計画 1自主防災組織の育成 (5)自主防災会の主な活動内容 イ災害発生時の活動 (ク)避難所運営委員会への参加及び協力 a避難生活に関する協力（要配慮者への対応、ペット同行避難者への対応） 第1章災害予防計画第4節防災訓練計画 1総合防災訓練 (4)自主防災会による発災対応型訓練（実践的な対応力を強化するための訓練） ク避難所開設・運営訓練 (ア)ペット同行避難者の受入れを想定した訓練
東根市 （山形県）	東根市地域防災計画 第2編震災対策編第2章災害応急計画第13節生活支援関係第4款保健衛生計画 7. 被災動物対策 動物の愛護と住民の安全確保を図るため、被災時に飼い主とともに避難した動物の適正な飼養、危険な動物の緊急措置等の確認及び負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、収容に関し必要な措置を講ずるとともに、市町村等関係機関や県獣医師会等関係団体との協力関係を確立する。 (1)避難動物の適正飼養等 飼い主とともに避難所及び応急仮設住宅に避難した家庭動物の適正飼養等について、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、市は、村山保健所、県獣医師会等関係団体と連携し、飼い主とともに避難所に避難した家庭動物の適正な飼養に関する指導、助言、人と動物の共通感染症を予防する上で必要な措置並びに飼料・ケージ等の調達及び配分等に関する必要な措置を行う。 (2)危険な動物の緊急措置等の確認 災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置の確認について保健所に要請する。 (3)被災地域における動物の保護・収容要請 市は県獣医師会等関係団体と連携し、負傷動物又は放し飼いの状態にある愛護動物を動物救護施設への保護、収容を保健所へ要請する。
尾花沢市 （山形県）	尾花沢市地域防災計画 第4章避難所運営計画4対策の内容（2）避難所の運営管理4運営に係る留意事項 ア必要に応じ、避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努め、同行避難があった場合の対応について具体的な検討を進めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、平時から連携に努めるものとする。また、発災時には、同行避難の状況について把握に努める。
南陽市 （山形県）	南陽市地域防災計画第2編震災対策編第2章災害応急対策計画第21節防疫及び保健衛生10被災動物対策 市は、動物の愛護と住民の安全確保を図るため、被災時に飼い主とともに避難した動物の適正な飼養に関する指導、危険な動物の緊急措置等の確認及び負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、収容に関し、置賜保健所・県に対して支援要請を行うものとする。 南陽市地域防災計画第3編風水害等対策編第2章災害応急対策計画第22節防疫及び保健衛生 ※2実施内容以下については、第2編震災対策編第2章第21節「防疫及び保健衛生」を準用する。 南陽市国民保護計画第3編武力攻撃事態等への対処第4章警報及び避難の指示等第2避難住民の誘導等3避難住民の誘導 （10）動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生局畜部企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
山辺町 （山形県）	山辺町地域防災計画第29節防疫・保健衛生対策 5被災動物対策 町は、動物の愛護と町民の安全確保を図るため、被災時に飼い主とともに避難した動物の適正な飼養、危険な動物の緊急措置等の確認及び負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、収容に関し必要な措置を講ずるとともに、県等関係機関や県獣医師会等関係団体との協力関係を確立する。 (1)避難動物の適正飼養等 町は、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、保健所や県獣医師会等関係団体と連携し、飼い主とともに避難所及び応急仮設住宅に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言、人と動物の共通感染症を予防するうえで必要な措置並びに飼料・ケージ等の調達及び配分等に関する必要な措置を行う。 (2)危険な動物の緊急措置等の確認 保健所は、災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認する。 (3)被災地域における動物の保護 町は、保健所等関係機関や県獣医師会等関係団体と連携し、負傷動物又は放し飼いの状態にある愛護動物を動物救護施設に保護、収容するとともに、動物の治療内容や保護状況等を把握し、指導を行う。
中山町 （山形県）	中山町地域防災計画第2編第2章第28節防疫・保健衛生対策 5被災動物対策 動物の愛護と住民の安全確保を図るため、被災時に飼い主とともに避難した動物の適正な飼養、危険な動物の緊急措置等の確認及び負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、収容に関し必要な措置を講ずるとともに、県等防災関係機関や県獣医師会等関係団体との協力関係を確立する。 (1)飼い主とともに避難した動物の適正飼養等 町は、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、保健所や県獣医師会等関係団体と連携し、飼い主とともに避難所及び応急仮設住宅に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言、人と動物の共通感染症を予防するうえで必要な措置並びに飼料・ケージ等の調達及び配分等に関する必要な措置を行う。 (2)危険な動物の緊急措置等の確認 保健所は、災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認する。 (3)被災地域における動物の保護 町は、保健所等防災関係機関や県獣医師会等関係団体と連携し、負傷動物又は放し飼いの状態にある愛護動物を動物救護施設に保護、収容するとともに、動物の治療内容や保護状況等を把握し、指導を行う。
河北町 （山形県）	河北町地域防災計画（令和6年3月改訂） 第2編震災対策編 第2章災害応急計画 第4節指定避難所運営計画 5指定避難所運営に係る留意点 (1)町のとるべき措置 ア必要に応じ、指定避難所におけるペットのための避難スペースの確保等に努め、同行避難があった場合の対応について具体的な検討を進めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、平時から連携に努めるものとする。また、発災時には、同行避難の状況について把握に努める。 第15節生活支援関係 第4款保健・防疫計画 8被災動物対策 動物の愛護と住民の安全確保を図るため、被災時に飼い主とともに避難した動物の適正な飼養、危険な動物の緊急措置等の確認及び負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護・収容に関し必要な措置を講じるとともに、町等関係機関や県獣医師会等関係団体との協力関係を確立する。 (1)動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、町は県獣医師会等関係団体と連携し、飼い主とともに指定避難所に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言等必要な措置を行う。 (2)危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置の確認について保健所に要請する。 (3)被災地域における動物の保護要請 町は県獣医師会等関係団体と連携し、負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護・収容を保健所へ要請する。 第3編風水害対策 第1章災害予防計画 第2節防災知識の普及計画 3住民に対する防災知識の普及 (1)啓発内容気候変動の影響と考えられる異常気象に伴う災害が増加していることを踏まえ、災害に備えた普段の心得や災害発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。 hペットとの同行避難や避難所での飼養についての準備（しつけと健康管理、迷子にならないための対策、飼い主明示、避難用品や備蓄品の確保等）
西川町 （山形県）	西川町国民保護計画第3編武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処第4章警報及び避難の指示等第2避難住民の誘導等3避難住民の誘導 (9)動物の保護等に関する配慮 町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 1危険動物等の逸走対策 2要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
朝日町 （山形県）	朝日町地域防災計画 第2編震災対策編第2章災害応急計画第17節生活支援計画第4款保健衛生計画6被災動物対策 県は、動物の愛護と住民の安全確保を図るため、被災時に飼い主とともに避難した動物の適正な飼養、危険な動物の緊急措置等の確認及び負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、収容に関し必要な措置を講ずるとともに、町等関係機関や県獣医師会等関係団体との協力関係を確立する。 (1)避難動物の適正飼養等 町は、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、保健所や県獣医師会等関係団体と連携し、飼い主とともに指定避難所及び応急仮設住宅に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言、人と動物の共通感染症を予防するうえで必要な措置並びに飼料・ケージ等の調達及び配分等に関する必要な措置を行う。 (2)危険な動物の緊急措置等の確認 保健所は、災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認する。 (3)被災地域における動物の保護 町は、保健所等関係機関や県獣医師会等関係団体と連携し、負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、収容を行う。
大江町 （山形県）	大江町国民保護計画第3編武力攻撃事態等への対処第4章警報及び避難の指示等第2避難住民の誘導等3避難住民の誘導 (9)動物の保護等に関する配慮 町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
大石田町（山形県）	大石田町地域防災計画第2編風水害等対策編第1章災害予防計画 第22節避難施設の開設・運営第6避難所運営に係る留意点 (1)町のとるべき措置 町は、避難所運営に当たって次の点に留意し、災害時要配慮者の処遇について十分配慮する。食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるとともに、男女の違いによる配慮の必要性、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態を把握し、必要な措置を講じるように努める。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第29節住宅の供給確保第4応急仮設住宅 (6)応急仮設住宅の管理 町は、県に協力し、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティスクールの形成及び運営に努めるとともに、女性参画を推進し、女性を始め生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて家庭動物の受け入れに配慮するものとする。
金山町（山形県）	金山町地域防災計画 第2章第13節第4款保健衛生計画8被災動物対策 町は、動物愛護と住民の安全確保を図るため、被災時に飼い主とともに避難した動物の適正な飼養、危険な動物の緊急措置等の確認及び放し飼いの状態にある動物の保護、収容に関し必要な措置を講ずるとともに、県等関係機関や県獣医師会等関係団体との協力関係を確立する。 ⑴避難動物の適正使用等 最上保健所は、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、町や県獣医師会等関係団体と連携し、飼い主とともに避難所及び応急仮設住宅に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言、人と動物の共通感染症を予防する上で必要な措置並びに飼料・ゲージ等の調達及び配分等に関する必要な措置を行う。 ⑵危険な動物の緊急措置等の確認 最上保健所は、災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認する。 ⑶被災地域における動物の保護、収容等 最上保健所は、町等関係機関や県獣医師会等関係団体と連携し、負傷動物又は放し飼いの状態にある愛護動物を動物救護施設に保護、収容するとともに、動物の治療内容や保護状況等を把握し、指導を行う。
最上町（山形県）	最上町地域防災計画 第2編第2部第1章第7節避難所運営計画 ペット同行避難対策 指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努め、同行避難があった場合の対応について具体的な検討を進めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等 から必要な支援が受けられるよう、平常時から連携に努めるものとする。また、発災時には、同行避難の状況について把握に努める。
舟形町（山形県）	舟形町地域防災計画 第4節避難所運営計画 5. 運営に係る留意点 町は、住民の避難が数日以上にわたる場合は、避難所運営にあたって次の点に留意し、特に高齢者、障がい者、病人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の処遇について十分に配慮する。 そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるとともに、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難所の健康状態や避難所の衛生状態を把握し、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第4款保健衛生計画 1. 保健衛生計画フローに記載 5. 被災動物対策 町は県と連携して、動物の愛護と住民の安全確保を図るため、被災時に飼い主とともに避難した動物の適正な飼養、危険な動物の緊急措置等の確認及び負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、収容に関し必要な措置を講ずるとともに、山形県獣医師会最上支部等関係団体との協力関係を確立する。 (1)避難動物の適正飼養等 最上保健所は、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、町や山形県獣医師会最上支部等関係団体と連携し、飼い主とともに避難所及び応急仮設住宅に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言、人と動物の共通感染症を予防するうえで必要な措置並びに飼料・ケージ等の調達及び配分等に関する必要な措置を行う。 (2)危険な動物の緊急措置等の確認 最上保健所は、災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認する。 (3)被災地域における動物の保護、収容等 最上保健所は、町や山形県獣医師会最上支部等関係団体と連携し、負傷動物又は放し飼いの状態にある愛護動物を動物救護施設に保護、収容するとともに、動物の治療内容や保護状況等を把握し、指導を行う。
真室川町（山形県）	真室川町地域防災計画 第4款　保健衛生計画 7 運営に係る留意点 町は、住民の避難が数日以上にわたる場合は、避難所運営にあたって次の点に留意し、特に高齢者、障がい者、病人、乳幼児、妊産婦等の災害時要配慮者の処遇について十分に配慮する。 そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるとともに、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態を把握し、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 8 被災動物対策 町は、最上保健所及び県獣医師会等関係団体と協力関係を確立し、動物の愛護と住民の安全確保を図るため、被災時に飼い主とともに避難した動物の適正な飼養及び負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、収容に関し必要な措置を講ず。 (1)避難動物の適正飼養等 動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、飼い主とともに避難所に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言等必要な措置を行う。 (2)危険な動物の緊急措置等の確認 最上保健所は、災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び?施された緊急措置について確認する。 (3)被災地域における動物の保護、収容等 負傷動物又は放し飼いの状態にある愛護動物を動物救護施設に保護、収容するとともに、動物の治療内容や保護状況等を把握し、指導を行う。 第16節　応急住宅対策計画 5 応急住宅の確保 5 応急仮設住宅の管理 県は、町の協力を求めて、県営住宅に準じて応急仮設住宅の管理を行う。ただし、状況に応じて町に管理を委任することができる。 この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性参画を推進し、女性を始め生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
大蔵村 （山形県）	大蔵村地域防災計画[震災対策編]第3章災害応急計画 第4節避難所運営計画 4避難所運営に係る留意点 コ家庭動物の同行避難 家庭動物のための飼養スペースの確保等、同行避難の状況把握に努める。 また、獣医師会、動物取扱業者等に協力を要請する。 第13節生活支援第4保健衛生計画 5被災動物対策 (1)避難動物の適正飼養等 避難動物の飼養は所有者が行うことを原則とする。 村は、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、保健所や県獣医師会等関係団体と連携し、避難所及び応急仮設住宅に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言、人と動物の共通感染症を予防する上で必要な措置並びに飼料・ケージ等の調達及び配分等に関する必要な措置を行う。 (2)危険な動物の緊急措置等の確認 保健所は、災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認する。 (3)被災地域における動物の保護 村は、保健所等関係機関や県獣医師会等関係団体と連携し、負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、収容を行う。
鮭川村 （山形県）	鮭川村地域防災計画 第Ⅲ編災害応急対策計画第2章初動期の応急活動 第11節指定避難所等運営計画 第3指定避難所等の運営管理 健康福祉班と教育班は、指定避難所等となった施設の管理者等の協力を得て、次により指定避難所等が円滑に運営されるよう管理する。 4指定避難所等運営に係る留意点 (1)村災害対策本部のとるべき措置 健康福祉班と教育班は、住民の避難が数日以上にわたる場合は、指定避難所等運営にあたって次の点に留意し、特に、高齢者、障がい者、病人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の処遇について十分に配慮する。 1避難所内の状況把握 健康福祉班と教育班は、避難所運営委員会等と協力し、指定避難所等を運営する上で必要となる次の事項について状況把握に努める。 ケ家庭用動物（ペット）の状況 8家庭用動物スペースの確保 健康福祉班と教育班は、必要に応じ、指定避難所等における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第13節災害時の防犯対策 第3防犯対策等の推進 3家庭用動物（ペット）の保護等 住民税務班は、保健所等の関係機関等と連携し、迷子ペットを保護するとともに、人間に危害を与えるおそれのある野犬等の捕獲を行う。 第Ⅲ編災害応急対策計画第3章応急活動計画 第2節災害時における保健衛生計画 第4保健衛生対策の実施 7被災動物対策 住民税務班は、最上保健所、県獣医師会等と連携し、動物の愛護と住民の安全確保を図るため、被災時に飼い主とともに避難した動物の適正な飼養、負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、収容に関し必要な措置を講ずるものとする。 (1)避難動物の適正飼育等 住民税務班は、最上保健所等と連携し、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、飼い主とともに指定避難所等に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言等必要な措置を行う。 (2)危険な動物の緊急措置等の確認 最上保健所が実施する以下の確認作業について、住民税務班は必要に応じ協力するものとする。 1災害発生時の危険な動物の逸走等の有無 2危険な動物に実施された緊急措置 (3)被災地域における動物の保護、収容等 住民税務班は、最上保健所や県獣医師会等と連携し、負傷動物又は放し飼いの状態にある愛護動物を、動物救護施設に保護、収容するとともに、動物の治療内容や保護状況等を把握し、最上保健所の指導のもと必要な措置行うものとする。 第2応急仮設住宅の確保 (2)応急仮設住宅の建設 5応急仮設住宅の管理 (ウ)必要に応じ、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。
戸沢村 （山形県）	戸沢村地域防災計画[震災対策編]第3章災害応急対策 第7節収容避難所運営計画 5収容避難所運営に係る留意点(1)村のとるべき措置 村は、村民の避難が数日以上にわたる場合は、収容避難所運営に当たって次の点に留意し、特に、高齢者、障がい者及び病人、妊産婦等の災害時要援護者の処遇について十分に配慮する。 そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるとともに、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態を把握し、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
高畠町 （山形県）	○高畠町地域防災計画 第2章災害応急計画第4節避難所運営計画5避難所運営に係る留意点 (1)町等のとるべき措置 1必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努め、同行避難があった場合の対応について具体的な検討を進めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、平時から連携に努めるものとする。また、発災時には、同行避難の状況について把握に努める。 第12章第4款保健衛生計画6被災動物対策 県地域防災計画に基づき、町は県と連携して、動物の愛護と住民の安全確保を図るため、被災時に飼い主とともに避難した動物の適正な飼養、危険な動物の緊急措置等の確認及び負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、収容に関し必要な措置を講ずるとともに、県獣医師会等関係団体との協力関係を確立する。 (1)避難動物の適正飼養等 県地域防災計画に基づき、保健所は、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、町や県獣医師会等関係団体と連携し、飼い主とともに避難所及び応急仮設住宅に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言、人と動物の共通感染症を予防する上で必要な措置並びに飼料・ケージ等の調達及び配分等に関する必要な措置を行う。 (2)危険な動物の緊急措置等の確認 県地域防災計画に基づき、保健所は、災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認する。 (3)被災地域における動物の保護、収容等 県地域防災計画に基づき、保健所は、町等関係機関や県獣医師会等関係団体と連携し、負傷動物又は放し飼いの状態にある愛護動物を動物救護施設に保護、収容するとともに、動物の治療内容や保護状況等を把握し、指導を行う。 ○高畠町国民保護計画 第4章警報及び避難の指示等第2避難住民の誘導等3避難住民の誘導 (9)動物の保護等に関する配慮 町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等 第7章武力攻撃災害への対処第1武力攻撃災害への対処2武力攻撃災害の兆候の通報 (1)町長への通報 消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を町長に通報する。 (2)知事への通知 町長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。
川西町 （山形県）	○川西町地域防災計画第3編災害応急計画 第13章生活支援関係第4節防疫及び保健衛生計画 10被災動物対策 町は、県等関係機関や県獣医師会等関係団体との協力関係を確立し、動物の愛護と住民の安全確保を図るため、被災時に飼い主とともに避難した動物の適正な飼養、危険な動物の緊急措置等の確認及び負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、受入れに関し必要な措置を講ずる。 (1)避難動物の適正飼養等 町は、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、保健所や県獣医師会等関係団体と連携し、飼い主とともに避難所に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言等必要な措置を行う。 (2)被災地域における動物の保護、受入れ等 町は、保健所等関係機関や県獣医師会等関係団体と連携し、負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、受入れを行う。
小国町 （山形県）	小国町地域防災計画 第4節　避難所運営計画 5 避難所運営に係る留意点 (1)町のとるべき措置 ア 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努め、同行避難があった場合の対応について具体的な検討を進めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、平時から連携に努めるものとする。また、発災時には、同行避難の状況について把握に努める。 第4款　保健衛生計画 5 被災動物対策 町は県と連携して、動物の愛護と住民の安全確保を図るため、被災時に飼い主とともに避難した動物の適正な飼養、危険な動物の緊急措置等の確認及び負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、収容に関し必要な措置を講ずるとともに、山形県獣医師会置賜支部等関係団体との協力関係を確立する。 (1)避難動物の適正飼養等 置賜保健所は、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、町や山形県獣医師会置賜支部等関係団体と連携し、飼い主とともに避難所に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言等、人と動物の共通感染症を予防するうえで必要な措置並びに飼料・ケージ等の調達及び配分等に関する必要な措置を行う。 (2)危険な動物の緊急措置等の確認 置賜保健所は、災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認する。 (3)被災地域における動物の保護、収容等 置賜保健所は、町や山形県獣医師会置賜支部等関係団体と連携し、負傷動物又は放し飼いの状態にある愛護動物を動物救護施設に保護、収容するとともに、動物の治療内容や保護状況等を把握し、指導を行う。 第 16 節 応急住宅対策計画 3 応急住宅の確保 オ 応急仮設住宅の管理 県は、町の協力を求めて、県営住宅に準じて応急仮設住宅の管理を行う。ただし、状況に応じて町に管理を委任することができる。 この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性参画を推進し、女性を始め生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。 町は、住民ニーズの把握や孤立防止を図るため、巡回訪問等を行う生活支援相談員の配置に努める。
白鷹町 （山形県）	白鷹町地域防災計画第2編災害対策編第2章災害応急対策計画第12節避難所の運営4避難所運営に係る留意点(1) ・必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努め、同行避難があった場合の対応について具体的な検討を進めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、平時から連携に努めるものとする。また、発災時には、同行避難の状況について把握に努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
飯豊町 （山形県）	飯豊町地域防災計画第2編震災対策編第2章災害応急対策計画第34節保健衛生計画8被災動物対策 町は、動物の愛護と住民の安全確保を図るため、被災時に飼い主とともに避難した動物の適正な飼養、危険な動物の緊急措置等の確認及び負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、収容に関し、県に対して支援要請を行うものとする。 (1)避難動物の適正飼養等 町は、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、保健所や県獣医師会等関係団体と連携し、飼い主とともに避難所に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言等必要な措置を行う。 (2)危険な動物の緊急措置等の確認 町は、災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認する。 (3)被災地域における動物の保護、収容等 町は、保健所等関係機関や県獣医師会等関係団体と連携し、負傷動物又は放し飼いの状態にある愛護動物を保護、収容するとともに、動物の治療内容や保護状況等を把握し、指導を行う。
三川町 （山形県）	三川町地域防災計画（震災編）第3編第13章第4節保健衛生計画 7. 被災動物対策 町は、保健所等関係機関や県獣医師会等関係団体との協力関係を確立し、動物の愛護と町民の安全を確保するため、被災時に飼い主とともに避難した動物の適正な飼養、危険な動物の緊急措置等の確認及び負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、収容に関し必要な措置を講ずる。 (1)避難動物の適正飼養等 町は保健所等関係機関や県獣医師会等関係団体と連携し、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、飼い主とともに避難所に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言等必要な措置を行う。 (2)危険な動物の緊急措置等の確認 保健所は、災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認する。 (3)被災地域における動物の保護、収容等 町は保健所等関係機関や県獣医師会等関係団体と連携し、負傷動物又は放し飼いの状態にある愛護動物を動物救護施設に保護、収容するとともに、動物の治療内容や保護状況等を把握し、指導を行う。
庄内町 （山形県）	庄内町地域防災計画第2章災害応急計画第13節生活支援関係第5款保健衛生計画 7被災動物対策 町は、県等関係機関や県獣医師会等関係団体との協力関係を確立し、動物の愛護と住民の安全確保を図るため、被災時に飼い主とともに避難した動物の適正な飼養、危険な動物の緊急措置等の確認及び負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、収容に関し必要な措置を講ずる。 （1）避難動物の適正飼養等 町は、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、保健所や県獣医師会等関係団体と連携し、飼い主とともに避難所及び応急仮設住宅に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言、人と動物の共通感染症を予防するうえで必要な措置並びに飼料・ケージ等の調達及び配分等に関する必要な措置を行う。 （2）被災地域における動物の保護、収容等 町は、保健所等関係機関や県獣医師会等関係団体と連携し、負傷動物又は放し飼いの状態にある愛護動物の保護、収容を行うとともに、動物の治療内容や保護状況等を把握し、指導を行う。
遊佐町 （山形県）	遊佐町地域防災計画第2章災害応急計画第14節生活支援関係第4款保健衛生計画 7被災動物対策 町は、動物の愛護と住民の安全確保を図るため、被災時に飼い主とともに避難した動物の適正な飼養、危険な動物の緊急措置等の確認及び負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、収容に関し必要な措置を講じるとともに、県等関係機関や県獣医師会等関係団体との協力関係を確立する。 ⑴避難動物の適正飼養等 町は、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、保健所や県獣医師会等関係団体と連携し、飼い主とともに避難所及び応急仮設住宅に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言、人と動物の共通感染症を予防するうえで必要な措置並びに飼料・ケージ等の調達及び配分等に関する必要な措置を行う。 ⑵危険な動物の緊急措置等の確認 町は、保健所と連携し、災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認する。 ⑶被災地域における動物の保護、収容等 町は、保健所等関係機関や県獣医師会等関係団体と連携し、負傷動物又は放し飼いの状態にある愛護動物を動物救護施設に保護、収容するとともに、動物の治療内容や保護状況等を把握し、指導を行う。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
山形市	○山形市地域防災計画 第2章 災害予防計画 第7節 避難所及び避難場所の整備 第1 避難所及び避難場所の指定 4 市避難所及び市避難場所の整備等 市避難所及び市避難場所並びにその周辺について、災害発生時の利用を妨げたり、避難者の安全を損ねたりするおそれがないか平常時からその確認及び必要に応じた整備を行うものとする。 また、市避難所については、その機能向上を図るため、その設置者又は管理者と十分な調整を図り、次のとおり整備に努める。 ⑽ ペット同行避難者に配慮したペット飼養スペースの設置等の環境整備 第5 避難所及び避難場所の周知等 4 車中避難場所 災害時の避難において、プライバシーの確保やペットの世話、感染症対策など様々な理由により、指定避難所ではなく車中泊を選択する避難者に対し、車中避難場所の周知をするとともに、車中避難の際のエコノミー症候群や熱中症等の対策への十分な周知を図る。 また、車中避難が長期にならないよう市避難所等への避難を促すよう努める。 第9節 地震災害の予防 第6 市民への広報及び啓発 3 家庭で確認しておく事項 ⑴ 家の中で一番安全な場所を調べる。 ⑵ それぞれの火の元を始末する人を決めておく。 ⑶ 避難場所、安全な避難路を確認しておく。 ⑷ 非常持ち出し品を準備しておく。 ⑸ 家族の安否の連絡方法を確認しておく。 ⑹ 自動車へのこまめな満タン給油 ⑺ ペットとの同行避難や避難所での飼養についての準備（しつけと健康管理、迷子にならないための対策、飼い主明示、避難用品や備蓄品の確保等） ○避難所におけるペット同行避難に関するガイドライン
福島県	福島県地域防災計画（一般災害対策編） 第2章 災害予防計画 第9節 避難対策 第1 避難計画の策定 5 指定避難所開設に伴う避難者救援措置に関する事項 ⑸ 家庭動物との同行避難のためのケージ等の支援 家庭動物との同行避難の受入れ等については、被災者支援等の観点から重要であり、各避難所における家庭動物との飼養スペースの確保と飼養のための資機材の準備を行うとともに、家庭動物の預け先の確保(避難所で飼養できない場合等の預け場所)、支援者(獣医師会や愛護団体等)との災害時の対応に係る調整に努めるものとする。 7 指定避難所の整備に関する事項 ⑸ 家庭動物等の保管施設 衛生上の問題等から、避難所内の避難者が生活するスペースには、家庭動物を入れないことを原則とし、災害発生直後は屋外又は別室を充てる等により対応するものとする。また、必要な場合には、獣医師会や愛護団体等の支援者と収容保護等について調整するものとする。 第3 指定避難所の指定等 1 指定一般避難所及び指定福祉避難所の指定 指定避難所を指定したときは、災害対策基本法施行規則第1条の7の2に基づき、「指定一般避難所」「指定福祉避難所」に分けて、名称及び所在地等を公示することに加え、平時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入方法等について、住民へ周知徹底を図るものとする。 第13節 防災教育 第1 一般県民に対する防災教育 1 防災知識の普及啓発 ⑵ 普及の内容 ア 最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、感震ブレーカーの設置等の火災対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策 第14節 防災訓練 なお、各種の防災訓練の実施に当たっては、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮することに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
二本松市 （福島県）	二本松市地域防災計画 第2編　一般災害対策編／第1部　災害予防／第2章　災害に強いまちづくり／第6節　危険施設の保安対策 4 猛獣対策 (1) 防災体制の確立 猛獣取扱事業者及び一般市民のうち、猛獣をペットとして飼育している者（猛獣飼育者）は、災害発生に伴う猛獣の取扱施設からの脱出等による危機に備え、県及び事業者が策定する計画に基づく組織体制及び緊急連絡等情報網並びに初動措置として実施すべき事項について、整備するものとする。 (2) 災害予防対策 ア 猛獣取扱事業者及び猛獣飼育者は、取扱施設が「動物の愛護及び管理に関する法律」等で定める基準に適合し、維持されているかについての定期自主検査を徹底するものとする。また、運送においては、交通事故等に十分注意し、法に規定する運搬の基準を遵守するものとする。 イ 防護柵設備等は、常に良好な状態に維持するものとする。 ウ 猛獣取扱事業者の取扱責任者や保安責任者等は、事業所従業者に対し、災害時危害防止対策や防災体制等についての災害予防教育を実施し、災害防止の徹底を図るものとする。 (3) 防災資機材等の整備 猛獣取扱事業者及び猛獣飼育者は、猛獣に対する安全保護具、危険表示等の防災資機材の整備及び点検を行い、常に良好な状態に維持するものとする。 (4) 猛獣脱出等の措置 ア 県及び市は、二本松警察署及び福島県猟友会等の関係機関と連携を図り、住民に危害を及ぼすおそれがある場合は、全体の協議のもとに銃殺等の措置を講ずるものとする。 イ 猛獣対策における関係機関、団体は、常に県内関連機関と連携し、非常時における応援体制を確立するものとする。 第2編　一般災害対策編／第1部　災害予防／第4章　避難・誘導体制づくり／第1節　避難計画の策定 5 指定避難所開設に伴う 避難者 救援措置に関する事項 (5) ペットとの同行避難の支援 ペットとの同行避難の受入れ等については、飼い主である避難者の命を守る観点から重要であり、各避難所におけるペットの保管スペースの確保に努め、また、ペットの飼い主に対して、餌やケージ等必要な資機材の備えについて周知を行うとともに、ペットの預け先の確保避難所で飼養できない場合等の預け場所、支援者獣医師会等との災害時の対応に係る調整に努めるものとする。 7 指定避難所の整備に関する事項 (5) ペット等の保管施設 衛生上の問題等から、避難所内の避難者が生活するスペースには、ペットを入れないことを原則とし、災害発生直後は屋外又は別室を充てる等により対応するものとする。また、必要な場合には、獣医師会等の支援者と収容保護等について調整するものとする。 第2編　一般災害対策編／第2部　災害応急対策／第6章　避難／第3節　避難の誘導 4 避難順位及び携行品の制限 (1) 避難順位は概ね次の順位による。 ア 傷病者 イ 高齢者 ウ 歩行困難な者 エ 幼児 オ 学童 カ 女性 キ 上記以外の一般住民 ク 災害応急対策従事者 ケ ペット (2)携行品の制限 避難にあたっては、3日分程度の飲料水及び食料、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券等）、下着類、雨具又は防寒具、マスク・消毒液等、最小限の日用品（病人及び乳児の場合は、医薬品、衛生材料、乳製品等、小・中学生の場合は教科書、最小限の文房具及び通学用品）等、危険の切迫の状況にもよるが、できるだけ最小限のものとする。なお、ペットとの同行避難を行う場合は、ケージの携行を認めるものとする。 第2編　一般災害対策編／第2部　災害応急対策／第6章　避難／第7節　避難所の設置 5 避難所における措置 (1)避難者の受入 市は避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。また市は、必要に応じ、ペット連れ避難者がペットを飼育管理することができる場所の確保等に努めるとともに、県等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 第2編　一般災害対策編／第2部　災害応急対策／第11章　防疫及び保健衛生／第7節　動物（ペット）救護対策 7 動物（ペット）救護対策 災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに、避難所に避難してくることが予想される。このため、市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正飼育に関し、国（環境省）、福島県動物愛護センター、獣医師会等の関係機関・団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。また、被災した飼育動物の保護収容、危険動物の逸走時対策、動物由来感染症等の予防や衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、警察・消防等の関係 機関及び猟友会の協力を得ながら必要な対策を講ずるものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
伊達市 （福島県）	伊達市地域防災計画 第1章/第9節　避難対策/第1　避難計画の策定/5 指定避難所開設に伴う避難者救援措置に関する事項 (5) ペットとの同行避難のためのケージ等の支援 　ペットとの同行避難の受入れ等については、飼い主である避難者の命を守る観点から重要であることから、飼養のための資器材の準備を行うとともに、避難所におけるペットの飼養スペースの確保やペットの預け先の確保(避難所で飼養できない場合等の預け場所)、支援者(獣医師会や愛護団体等)との災害時の対応に係る調整に努めるものとする。 第2章　/第13節　防疫及び保健衛生 第7　動物(ペット)救護対策 災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに、避難所に避難してくることが予想される。 このため、市(生活環境課)は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正飼育に関し、国(環境省)、福島県動物愛護センター、獣医師会等の関係機関・団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。 また、被災した飼育動物の保護収容、危険動物の逸走時対策、動物由来感染症等の予防や衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、警察・消防等の関係機関及び猟友会の協力を得ながら必要な対策を講ずるよう努めるものとする。 第2章/第16節　被災地の応急対策/第2　応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等/4　応急仮設住宅の運営管理 4　応急仮設住宅の運営管理 　県及び市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。
本宮市 （福島県）	本宮市地域防災計画（一般災害対策編） 第1章 災害予防計画 第11節　避難対策 第1 避難計画の策定 5 指定避難所開設に伴う避難者救援措置に関する事項 ペットとの同行避難のためのゲージ等の支援 ペットとの同行避難の受入れ等については、飼い主である避難者の命を守る観点から重要であり、各避難所におけるペットとの飼養スペースの確保と飼養のための資機材の準備を行うとともに、ペットの預け先の確保（避難所で飼養できない場合等の預け場所）、支援者（獣医師会や愛護団体等）との災害時の対応に係る調整に努めるものとする。 7 指定避難所の整備に関する事項 ペット等の保管施設 衛生上の問題等から、避難所内の避難者が生活するスペースには、ペットを入れないことを原則とし、災害発生直後は屋外又は別室を充てる等により対応するものとする。また、必要な場合には、獣医師会や愛護団体等の支援者と収容保護等について調整するものとする。 第2章 災害応急対策計画 第13節　防疫及び保健衛生 第5 動物（ペット）救護対策（市民部生活環境課） 市は、必要な対策について、県の調整の下に県北保健福祉事務所及び県獣医師会等の関係機関・団体に支援を要請するとともに協力する。 放置動物の保護、負傷動物の治療及びペットフードの供給等の被災動物救護は、県北保健福祉事務所が行う。 第19節　応急仮設住宅の供与 3 応急仮設住宅の管理等 県及び市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり防止のための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じ、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。
桑折町 （福島県）	桑折町地域防災計画 第8節 避難対策(生活環境部) 第1 避難計画の策定 6 指定避難所開設に伴う被災者の救済措置に関する事項 (6) ペットとの同行避難のための措置 第4節 避難対策等(生活環境部) 第3 避難の誘導 4 避難順位及び携行品の制限 (1) 避難順位　避難順位は、概ね次の順序によるものとする。 ケ ペット 第13節 防疫・保健衛生対策 第7　動物(ペット)救護対策 災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主と共に避難所に避難してくることが予想される。 このため町は、動物愛護の観点から、これら動物保護や適正飼育に関し、国、県(食品生活衛生課)、獣医師会等の関係機関・団体に対して支援要請を行うとともに連絡調整に努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
国見町 （福島県）	国見町地域防災計画 第2編　一般災害対策編 第1章　災害予防計画 第11節　避難対策　第1避難対策 5 指定避難所開設に伴う避難者被災者救援措置に関する事項 (5)ペットとの同行避難のためのゲージ等の支援 ペットとの同行避難の受入れ等については、飼い主である避難者の命を守る観点から重要であり、各避難所におけるペットとの飼養スペースの確保と飼養のための資機材の準備を行うとともに、ペットの預け先の確保(避難所で飼養できない場合等の預け場所)、支援者(獣医師会や愛護団体等)との災害時の対応に係る調整に努めるものとする。 7 指定避難所の整備に関する事項 (5)ペット等の保管施設 衛生上の問題等から、避難所内の避難者が生活するスペースには、ペットを入れないことを原則とし、災害発生直後は屋外又は別室を充てる等により対応するものとする。また、必要な場合には、獣医師会や愛護団体等の支援者と収容保護等について調整するものとする。 第2章　災害応急対策計画 第10節 避難　第4 避難所の設置　2 町長の措置 (3)避難所における措置　ア 被災者の受入 町は避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。 また町は、必要に応じ、ペット連れ避難者がペットを飼育管理することができる場所の確保等に努めるとともに、県等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 第14節 防疫及び保健衛生 第7 動物(ペット)救護対策 町は、被災した飼育動物の保護収容、危険動物の逸走時対策、動物由来感染症等の予防や衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、警察・消防等の関係機関及び猟友会の協力を得ながら必要な対策を講ずるものとする。
川俣町 （福島県）	川俣町地域防災計画書 第2編 一般災害対策編 : 第2章 災害応急対策計画　第15節 防疫及び保健衛生　第8 動物(ペット)救護対策 1. 被災動物(ペット)の保護 [生活環境班、県北保健福祉事務所] 町は、県に協力して、災害時の被害状況を調査し、動物の保護や適正飼育に関する必要な対策を実施する。県北保健福祉事務所長は、放置動物の保護、負傷動物の治療及びペットフードの提供等、被災動物の救護を行う。 2. 避難所における動物(ペット)の適正な飼養 [総務班、生活環境班、学校教育班、子育て支援班、生涯学習班] 町は、県、獣医師等と協力して、飼い主とともに避難した動物に関して、適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。避難者とともに避難した動物(盲導犬、聴導犬、介助犬を除く)の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させる。 動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の部屋の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。 第3編 震災対策編 : 第2章 災害応急対策計画　第16節 防疫及び保健衛生　第8 動物(ペット)救護対策 1. 被災動物(ペット)の保護 [生活環境班、県北保健福祉事務所] 町は、県に協力して、災害時の被害状況を調査し、動物の保護や適正飼育に関する必要な対策を実施する。県北保健福祉事務所長は、放置動物の保護、負傷動物の治療及びペットフードの提供等、被災動物の救護を行う。 2. 避難所における動物(ペット)の適正な飼養 [総務班、生活環境班、学校教育班、子育て支援班、生涯学習班] 町は、県、獣医師等と協力して、飼い主とともに避難した動物に関して、適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。避難者とともに避難した動物(盲導犬、聴導犬、介助犬を除く)の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させる。動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の部屋の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。 第5編 原子力災害対策編 : 第3章 緊急事態応急対策　第5節 屋内退避、避難収容等の防護活動 3. 避難所の生活環境の改善[総務班、生活環境班、健康福祉部各班、保健センター班、商工交流班、住民支援班、こども教育部各班、生涯学習部各班] 町は、県の協力のもと、避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難場所における家庭動物(ペット)のためのスペースの確保に努める。 9. 応急仮設住宅における配慮 [管理班、住民支援班、県] 町は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び県と協議の上建設する。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて，応急仮設住宅における家庭動物(ペット)の受入れに配慮する。 川俣町国民保護計画　第3編 武力攻撃事態等への対処　第4章 警報及び避難の指示等　第2 避難住民の誘導等 5 避難住民の誘導 (9) 動物の保護等に関する配慮 町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ア 危険動物等の逸走対策 イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
大玉村 （福島県）	大玉村地域防災計画 第2編　一般災害対策編 第2章　災害応急対策計画-第14節防疫及び保健衛生- 第6　動物(ペット)救護対策 災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼主とともに避難してくることが予想される。このため、村は、被災した飼育動物の保護収容、危険動物の逸走時対策、動物由来感染症等の予防や衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、県、獣医師会等の関係機関・団体に対して支援要請を行うとともに連絡調整に努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
須賀川市 （福島県）	須賀川市地域防災計画 第3部　震災対策計画　第3章　災害応急対策計画　第15節　防疫及び保健衛生　第7　動物救護対策 災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに、避難所に避難してくることが予想される。そのため、市は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正飼育に関し、県、国、獣医師会等の関係機関、団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。 第4部　原子力災害対策計画　第2章 原子力災害予防計画　第3節　屋内退避等に係る体制の整備　第4　避難所運営等の体制　2避難所運営体制の整備 必要に応じ、指定避難所におけるペットのためのスペースの確保に努めるものとする。 第3章　原子力災害応急対策計画 第11節　関係自治体からの避難者の受け入れ・支援　第7　家畜・ペット 市は、県、関係自治体と連携し、家畜・ペットに係る対応について、必要な協力を行う。
田村市 （福島県）	田村市地域防災計画 一般災害対策編　第2章 災害応急対策　第16節 防疫・保健衛生活動　第3 動物の救護 飼い主不明の動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く。）や放し飼いの動物が多数発生すると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難場所に避難してくることが予想されることから環境衛生班は、動物愛護の観点から、これら動物の被災状況等の情報収集や適正飼育の指導に関し、県及び県獣医師会等関係機関と連携しながら次の活動を実施するものとする。 1　被災地域における動物の把握 飼い主不明の動物及び放し飼い状態の動物等の現況把握を行う。 2　避難所における動物の適正飼育の指導 飼い主とともに避難した動物の飼育について適正飼育の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (1)動物の被災状況等の情報収集 (2)飼い主不明の動物に関する情報の収集及び提供 (3)飼い主とともに避難した動物の適正飼育の指導 3　関係機関との協力体制 被災動物の被災状況等の情報収集、適正飼育の指導について県及び県獣医師会に応援を要請して実施する。
鏡石町 （福島県）	鏡石町地域防災計画 一般災害対策編 第1章 災害予防計画 第 11 節 避難対策 第1 避難計画の策定 5 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 (6) ペットとの同行避難のためのゲージ等の支援 第 14 節 防災教育 第1 一般町民に対する防災教育 2 普及の内容 ア 最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策 第2章災害応急対策計画 第 11節 避難 第3 避難の誘導 4 避難順位及び携行品の制限 (1) 避難順位　避難順位は、おおむね次の順序によるものとする。 ケ ペット 第 17節 防疫及び保健衛生 第6 動物（ペット）救護対策 被災した飼育動物の保護収容、危険動物の逸走時対策、動物由来感染症等の予防や衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、警察・消防等の関係機関及び猟友会の協力を得ながら必要な対策を講ずるものとする。 第 26節 ボランティアとの連携 第2 ボランティア団体等の活動 11 被災ペットの救護活動 第 21 節 応急仮設住宅の供与 第1 応急仮設住宅の建設 2 災害救助法による応急仮設住宅の建設 (8) 応急仮設住宅の運営管理 町は、県と連携のもと、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。 また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
天栄村 （福島県）	天栄村地域防災計画 第2編一般災害等対策編 2－1 風水害対策編 第1章 災害予防計画 第 11 節 避難対策 第1 避難計画の策定 5 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 (6)ペットとの同行避難のためのゲージ等の支援 7 避難所の整備に関する事項 (6)ペット等の保管施設 第2章 災害応急対策計画 第 11 節 避難 第3 避難の誘導 4 避難順位及び携行品の制限 (1)避難順位　避難順位は、概ね次の順序によるものとする。 ケ　ペット 第 12 節 避難所の設置・運営 第2 避難所の運営 3 避難所での生活の長期化が見込まれる場合の対策 (2)環境の整備 避難の長期化に伴うニーズに対応し、プライバシーが確保された女性専用ルームや相談ルーム、また避難者同士の交流場所となる談話室や児童生徒の学習場所を設置するなど、避難者の人権に配慮した環境作りに努める。 また、村は避難所でのペットとの同行避難に備えて「人とペットの災害対策ガイドライン」に基づきペットの収容場所を確保するとともに、トラブルが起きないようルールの作成に努める。 第 16 節 防疫及び保健衛生 第7 動物（ペット）救護対策 1 市町村の業務 村は、被災した飼育動物の保護収容、危険動物の逸走時対策、動物由来感染症等の予防や衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、警察・消防等の関係機関及び猟友会の協力を得ながら対策を講ずるものとする 第 26 節 ボランティアとの連携 第2 ボランティア団体等の活動 11 被災ペットの救護活動
石川町 （福島県）	石川町地域防災計画(令和7年3月) 一般災害対策編 第1章　災害予防計画 第10節 避難対策 第1 避難計画の策定 (5) 指定一般避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 オ ペットとの同行避難のための支援 　ペットとの同行避難の受入れ等については、あくまでも被災者への対応として、各避難所におけるペットとの飼養スペースの確保と飼養のための資機材の準備を行うとともに、ペットの預け先の確保(避難所で飼養できない場合等の預け場所)、支援者(獣医師会や愛護団体等)との災害時の対応に係る調整に努めるものとする。 (7) 指定一般避難所の整備に関する事項 オ ペット等の保管施設 　衛生上の問題等から、避難所内の避難者が生活するスペースには、ペットを入れないことを原則とし、災害発生直後は屋外又は別室を充てる等により対応するものとする。また、必要な場合には、獣医師会や愛護団体等の支援者と収容保護等について調整するものとする。 第2章　災害応急計画 第13節 避難所の設置・運営 第1 避難所の設置 (3) 避難所における措置 ア 被災者の受け入れ 　必要に応じ、ペットとの同行避難者がペットを飼育管理することができる場所の確保等に努めるとともに、県等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 第2 避難所の運営 3 避難所での生活の長期化が見込まれる場合の対策 (3) 避難者と共に避難した動物(盲導犬、聴導犬、介助犬を除く)の取り扱い 　避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことにかんがみ、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。 　ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。 　動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が責任を負うものとする。また、居室以外の部屋の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を原状復旧させる責任を負うものとする。 第18節 防疫及び保健衛生 第4 動物(ペット)救護対策 　町は、被災した飼育動物の保護収容、危険動物の逸走時対策、動物由来感染症等の予防や衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、警察・消防等の関係機関及び猟友会の協力を得ながら必要な対策を講ずるものとする。 　また、必要時に応じて県（健康衛生班）に協力の要請を行うものとする。
玉川村 （福島県）	玉川村地域防災計画 第2編（一般災害対策編） 第2章（災害応急対策計画） 第15節（防疫及び保健衛生） 第7 動物（ペット）救護対策 　村は、災害時の被害状況を調査し、動物の保護や適正飼育に関する必要な対策を実施するとともに、県、獣医師会等の関係機関・団体に対して支援要請を行い、連絡調整に努める。 　また、被災した飼育動物の保護収容、危険動物の逸走時対策、動物由来感染症等の予防や衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、警察・消防等の関係機関及び猟友会の協力を得ながら必要な対策を講ずる。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
平田村 （福島県）	平田村地域防災計画 第1編　総則 　第4章　防災関係機関及び住民等の責務　第2節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 　第3　指定地方行政機関　8　東北地方環境事務所　オ　愛玩動物の救護活動状況を把握・関係機関との連絡調整・支援要請等、救護支援 第2編　一般災害対策編 　第1章 災害予防計画　第1　住民に対する防災教育　(2)　普及の内容 　ア　最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策 　第9節　避難対策　第1　避難計画の策定 　5　指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項　(6)ペットとの同行避難のためのゲージ等の支援 　7　指定避難所の整備に関する事項　(7)ペット等の保管施設 　第2章　災害応急対策計画　第15 節　防疫及び保健衛生　第1　防疫活動　2　村の業務 　第7　動物（ペット）救護対策 　1　県の業務　(1)災害時の被害状況を調査し、動物の保護や適正飼育に関する必要な対策を実施するとともに、国、市町村、獣医師会等の関係機関・団体に対して支援要請を行い、連絡調整に努める。 　(2)福島県動物愛護センター長は、放置動物の保護、負傷動物の治療及びペットフードの提供等、被災動物の救護を行う。なお、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、ペット動物救護対策班を編成して、救護対策を実施する。 　2　村の業務　被災した飼育動物の保護収容、危険動物の逸走時対策、動物由来感染症等の予防や衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、警察・消防等の関係機関　及び猟友会の協力を得ながら必要な対策を講ずる。 　第19 節　応急仮設住宅の供与　第1　応急仮設住宅の建設 　3　応急仮設住宅の運営管理 　また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 第5編　原子力災害対策編 5　避難及び屋内退避　(3)　指定避難所の設置　ウ　指定避難所の生活環境把握等 　また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 ク 応急仮設住宅における配慮 　ただし、建設にあたっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。
浅川町 （福島県）	浅川町地域防災計画（令和7年3月） 第2部 第1章 第7節　避難対策 第1 避難計画の策定 　また、町は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。 2　指定避難所開設に伴う避難者救援措置に関する事項 (5)家庭動物との同行避難のためのケージ等の支援 　家庭動物との同行避難の受入れ等については、飼い主である避難者の命を守る観点から重要であり、各避難所における家庭動物との飼養スペースの確保と飼養のための資機材の準備を行うとともに、家庭動物の預け先の確保(避難所で飼養できない場合等の預け場所)、支援者(獣医師会や愛護団体等)との災害時の対応に係る調整に努める。 4　指定避難所の整備に関する事項 (5)家庭動物等の保管施設 　衛生上の問題等から、避難所内の避難者が生活するスペースには、家庭動物を入れないことを原則とし、災害発生直後は屋外又は別室を充てる等により対応する。また、必要な場合には、獣医師会や愛護団体等の支援者と収容保護等について調整する。 第11節　防災教育 第1　住民に対する防災教育 2 普及の内容 (1)最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、感震ブレーカーの設置等の火災対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策 第2章 第11節　避難所の設置・運営 第1　避難所の設置 2　町長の措置 (3)避難所における措置 ア　被災者の受入れ 　避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。 　また、必要に応じ、家庭動物連れ避難者が家庭動物を飼育管理することができる場所の確保等に努めるとともに、県等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 第2　避難所の運営 6　避難所における配慮等 (6)家庭動物のための避難スペースの確保と関係団体との連携 　必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
浅川町 （福島県）	第15節　防疫及び保健衛生 第4　動物（家庭動物）救護対策 　災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに、避難所に避難してくることが予想される。 　このため、町は、被災した飼育動物の保護収容、危険動物の逸走時対策、動物由来感染症等の予防や衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、警察・消防等の関係機関、猟友会及び福島県動物愛護センターの協力を得ながら必要な対策を講ずるよう努める。 第19節　応急仮設住宅の供与 第1　応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等 1　建設型応急仮設住宅の建設 (3)応急仮設住宅の運営管理 　町は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。 　また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 第24節　ボランティア団体等との連携 第2　ボランティア団体等の活動 (10)被災家庭動物の救護活動
古殿町 （福島県）	古殿町地域防災計画 第2編 一般災害対策編/第1章 災害予防計画 第13節　防災教育 第1　一般住民に対する防災教育【総務課】 2　普及の内容 　町及び防災関係機関は、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、次の事項について普及啓発を図る。 （1）最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策 第 16 節 防疫及び保健衛生 第7　動物（ペット）救護対策【健康福祉課】 　被災した飼育動物の保護収容、危険動物の逸走時対策、動物由来感染症等の予防や衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、警察・消防等の関係機関及び猟友会の協力を得ながら必要な対策を講ずる。 第 20 節 応急仮設住宅の供与 第1 応急仮設住宅の建設【総務課・地域整備課】 3 応急仮設住宅の運営管理 町は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて，応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。
三春町 （福島県）	三春町地域防災計画 第4章災害応急対策計画　第6節避難計画 (9)愛護動物について 災害時における愛護動物の飼育、放浪防止等の管理については、飼い主の責任において行い、避難所への同行避難はすることができる。ただし、飼い主との同室での飼養管理はできない。
小野町 （福島県）	小野町地域防災計画 第4章　第1節 1　避難計画の策定 ⑸　指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 カ　ペットとの同行避難のためのゲージ等の支援 ⑺　指定避難所の整備に関する事項 　カ　ペット等の保管施設 第6章　第2節 5　避難順位及び携行品の制限 ⑴　避難順位は概ね次の順位による。 　ケ　ペット 第11章　第3節 6　動物（ペット）救護対策 災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに、避難所に避難してくることが予想される。このため、町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正飼育に関し、国（環境省）、県、獣医師会等の関係機関・団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。
白河市 （福島県）	白河市地域防災計画 第3章　災害応急対策計画 第11節　避難　第4　避難所の開設等　2　避難所における措置 避難所で実施する救援措置は、おおむね次のとおりとする。 (1) 被災者の受入 避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。また、必要に応じ、ペット連れ避難者がペットを飼育管理することができる場所の確保等に努めるとともに、県等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 第15節　防疫及び保健衛生　第6　動物（ペット）救護 災害時には、ペット等が負傷し、多くが放し飼いの状態となるほか、避難所に飼い主と共に避難することが予想される。そのため市は、被災した飼育動物の保護収容、危険動物の逸走時対策、動物由来感染症等の予防や衛生管理等について、県・警察・消防等の防災関係機関及び獣医師会、猟友会の協力を得ながら必要な対策を講ずるものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
西郷村 （福島県）	西郷村地域防災計画/震災対策編/第2章/災害予防計画/第12節/避難対策/第1　避難計画の策定 (5)避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 　カ　ペットとの同行避難のためのゲージ等の支援 (7)避難所の整備に関する事項 　カ　ペット等の保管施設 西郷村地域防災計画/震災対策編/第3章/災害応急対策計画/第9節/避難対策/第7　避難所の運営 1　避難所の運営組織 　村は、次のとおり避難所の運営体制を構築する。 (1)避難所の運営体制 　避難所の運営は、原則として自主防災組織を中心とした避難者の自主運営にて行う。避難所派遣職員は、自主運営が立ち上がるまでの初期対応を行うとともに、自主防災組織、住民組織の代表者からなる避難所自治組織の立ち上げを支援する。自治組織を立ち上げる際には、女性の参画を求めるとともに、若年、高齢者等の意見を反映できるようにする。 　なお、運営にあたっては、被災者のプライバシー及び安全の確保とともに、 避難行動要支援者 や女性への配慮、ペット対策などについても適切に対応するよう努める。 2 避難所の運営 村は、次のとおり避難所の運営を行う。 (2) 避難所スペースの指定 避難所には、次のスペースを確保する。特に、要配慮者、男女等様々なニーズの違い等、避難者の状況に配慮する。 ア救護場所　イ 福祉避難室　ウ妊産婦、母子等のスペース エ 男女別更衣室・物干し場　オ授乳室　カ 談話室　キ児童・生徒の学習場所　ク ペットの飼 養場所 西郷村地域防災計画/震災対策編/第3章/災害応急対策計画/第14節/防疫及び保健衛生対策/第5　ペット対策 1 ペット同伴避難への対応 村（避難所担当職員）は、 被災者がペット同伴で避難した場合、避難所屋外にペットの専用スペースを指定しペットの保護を指導する。ペット専用スペースでは、 所有者自らが 準備したケージ、餌、水等により、飼養する。 2 ペットへの対応 村は、 避難が長期化し、ペットの飼養について対策が必要な場合は、県（保健福祉事務所）と放置動物保護、負傷動物の治療、ペットフード等の確保等について協議する。なお、県は、災害状況に応じてペット動物救護対策班を編成し、救護対策を実施する。 西郷村地域防災計画/震災対策編/第3章/災害応急対策計画/第17節/第4　応急仮設住宅の 供与 及び住宅の応急修理等 (6)運営管理 県及び村は、応急住宅の適切な運営管理を行う。この際、次の点に留意する。 〈運営管理における留意点〉 1応急住宅の防犯対策 2孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア 3入居者によるコミュニティの形成及び運営（女性の参画等、女性を始めとする生活者の意見反映、飼育に配慮） 4ペットの受 け入れ
西郷村 （福島県）	西郷村地域防災計画/震災対策編/第3章/災害応急対策計画/第22節ボランティアとの連携/第2　ボランティア団体等の活動 ボランティア団体等の活動内容は、主として次のものが想定される。 (1)災害・安否・生活情報の収集・伝達 (2)炊き出し、その他の災害救助活動 (3)医療、看護 (4) 高齢者高齢者介護、看護補助、外国人への通訳介護、看護補助、外国人への通訳 (5) 清掃及び防疫清掃及び防疫 (6) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分災害応急対策物資、資材の輸送及び配分 (7) 情報収集及び伝達情報収集及び伝達 (8) 被災ペットの救護活動被災ペットの救護活動
泉崎村 （福島県）	泉崎村地域防災計画 第2部　一般災害対策　第2章　災害応急対策計画　第11節　避難所の設置・運営　第1　避難所の設置　2　村長の措置 (3)避難所における措置 避難所における村長の実施する救援措置は、概ね次のとおりとする。 ア　被災者の受入れ 避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。 また、必要に応じ、家庭動物連れ避難者が家庭動物を飼育管理することができる場所の確保等に努めるとともに、県等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 第2部　一般災害対策　第2章　災害応急対策計画　第19節　応急仮設住宅の供与　第1　応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等 2　応急仮設住宅の運営管理 村は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。 また、必要に応じて，応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。
中島村 （福島県）	中島村地域防災計画 震災対策編　第2章 災害応急対策計画　第9節 避難所の設置・運営（避難所の設置・運営は、一般災害対策編 第3章の「避難計画」に定める対策を地震災害等の特性をふまえて実施するものとする。） 避難所運営マニュアル 第3章 個々の業務の実施細則　2 展開期～安定期 (21)避難所のペット対策　43P 1避難所のペットの管理責任は、飼育者のあることを原則とします。 2避難所にペットを連れてきた避難者に対して、窓口で届け出るよう呼びかけ、様式16「避難所ペット登録台帳」に記載します。 3大型動物や危険動物は、避難所への同伴は断ります。 4ペットの飼育場所（屋外、踊り場、廊下等）を決定し、様式17のペットの飼育ルールとともに、飼育者及び避難者へ通知し、徹底を図ります。 5ペットの救護活動が開始された場合は、その情報を飼育者へ提供して協力を求めます。 6補助犬を利用する身体障がい者等については、出来る限り一緒に生活できるよう配慮することが必要であることから、周囲の避難者の理解を得られるよう努めます。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
矢吹町 （福島県）	矢吹町地域防災計画 第2編一般災害対策編 第2章災害応急対策計画 第10節避難所の設置・運営 ⑶避難所における措置 ア　被災者の受入れ 　町は、必要に応じ、ペット連れ避難者がペットを飼育管理することができる場所の確保に努めるとともに、検討から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 第14節防疫及び保健衛生 第8　動物（ペット）救護対策 　町は、被災した飼育動物の保護収容、危険動物の逸走時対策、動物由来感染症等の予防や衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、県警察（白河警察署）、白河地方広域市町村圏消防本部（矢吹消防署）等の関係機関及び猟友会の協力を得ながら必要な対策を講ずるよう努める。
棚倉町 （福島県）	棚倉町地域防災計画 第3章 第16節　防疫及び保険衛生 　災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに、避難所に避難してくることが予想される。このため、町は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正飼育に関し、県、獣医師会、警察、消防等の関係機関、団体に対して支援要請を行うとともに、飼育動物の保護収容や衛生管理に努める。 第25節　ボランティア団体等との連携 2 ボランティア団体等の活動 　ボランティア団体等の活動内容は、主としては次のものが想定される。 ⑽被災ペットの救護活動
矢祭町 （福島県）	矢祭町地域防災計画 第14章　防疫及び保健衛生 　動物（ペット）救護対策 　災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主と共に、避難所に避難してくることが予想される。このため、町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正飼育に関し、国（環境省）県、獣医師会等の関係機関・団体に対して支援要請を行うと共に、連絡調整に努める。
塙町 （福島県）	塙町地域防災計画 第2編第9節　指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項→ペットとの同行避難のためのケージ等の支援 第2編第10節　町は必要に応じ、ペット連れ避難者がペットを飼育管理することができる場所の確保等に努めるとともに、県等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。
鮫川村 （福島県）	鮫川村地域防災計画 第3章　第14節　動物（ペット）救護対策 　災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物の飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため村は、動物由来の感染症等の予防や衛生管理を含めた災害時における動物保護や適性飼育について、県、国、獣医師会等の関係機関、猟友会等の団体に対して支援要請や協力依頼を行うとともに、連絡調整を努めるものとする。
会津若松市 （福島県）	会津若松市地域防災計画 第3編　災害応急対策計画　第6章避難対策 第4節避難所の管理運営 5　動物（ペット）救護対策 　動物（ペット）については、飼い主が避難所運営ルールを遵守し、責任をもって飼育するものとし、市は環境整備に努めるとともに、県と連携し、犬・猫等の動物（ペット）の避難・相談・保護等について、獣医師及び関係機関・団体に支援要請を行います。 　また、避難所でのペット飼育については、可能な範囲で場所の確保を行い、また飼育のルールについては、あらかじめ避難所運営マニュアルで方針を示した上で「避難所運営委員会」が定めます。
喜多方市 （福島県）	喜多方市地域防災計画（一般災害編） 第2章 災害予防計画 第11節　避難対策 第1　避難計画の策定 5 指定避難所開設に伴う避難者救援措置に関する事項 ⑹ ペットとの同行避難のためのゲージ等の支援 7 指定避難所の整備に関する事項 ⑸ ペット等の保管施設 第3章　災害応急対策計画 第10節　避難及び避難所の設置・運営 第3　避難の誘導 5　避難順位等 ⑼　ペット 第14節　防疫及び保健衛生 第4 動物（ペット）救護対策 災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が、飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 このため、市では避難所の設置にあたり、ペット等家庭動物の受入れに対し、防疫・衛生対策を講じる。 被災により取り残された飼育動物の保護収容、危険動物の逸走時対策、動物由来感染症等、災害時における動物の管理等について、警察・消防等の協力を得ながら必要な対策を講じる。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
北塩原村 （福島県）	北塩原村地域防災計画 第3章　災害応急対策計画　第14節　防疫及び保健衛生 第4　動物（ペット）救護対策 　災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに、避難所に避難してくることが予想される。このため、村は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正飼育に関し、県、国、獣医師会等の関係機関、団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努めるものとする。 第3章　災害応急対策計画　第18節　応急仮設住宅の供与 第1　応急仮設住宅の建設 3　応急仮設住宅の運営管理 　村は、県と連携のもと、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。 　また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。
西会津町 （福島県）	西会津町地域防災計画 第1編　総則 第1章　総則 第3節　防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱 第2　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 　2　県関係機関 (4)会津保健福祉事務所 シ　動物（ペットに限る）救護対策に関すること 第2編　一般災害対策編 第1章　災害予防計画 第10節　避難対策 第1　避難計画の策定 5. 指定避難所開設の伴う被災者救援措置に関する事項 (6)ペットとの同行避難のためのゲージ等の支援 7.指定避難所の整備に関する事項 (6)ペット等の保管施設 第13節　防災教育 第1　町民に対する防災教育 (2)普及の内容 ア　最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物と同行避難や避難所での飼養についての準備、保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策 第2章　災害応急対策計画 第1節　応急活動体制　事務分掌 町民税務課　町民生活班　14.動物（ペットに限る。）救護対策に関すること 第9節　避難 第5　避難順位及び携行品の制限 (9)ペット 第14節　防疫及び保健衛生 第6　動物（ペット）救護対策 災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が、飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため町は動物愛護の観点から、これら動物の保護や適性飼育に関し、国、県、獣医師会等の関係機関・団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。 第24節　ボランティアとの連携 第2　ボランティア団体等の活動 10.被災ペットの救護活動
磐梯町 （福島県）	磐梯町地域防災計画 第3章　災害応急対策計画 第9節　避難　第3　避難の誘導　4　避難順位及び携行品の制限 (1)避難順位 避難順位は、概ね次の順序によるものとする。 ア　傷病者　イ　高齢者　ウ　歩行困難な者　エ　幼児　オ　学童（小学生）　カ　女性　キ　上記以外の一般住民　ク　災害応急対策従事者　ケ　ペット 第14節　防疫及び保健衛生　第5　動物（ペット）救護対策 災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに、避難所に避難してくることが予想される。 このため、町は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正飼育に関し、県、国、獣医師会等の関係機関、団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努めるものとする。 第23節　ボランティア団体との連携等　第1　ボランティア団体等の受入れ 1　ボランティア団体等の活動 ボランティア団体等の活動内容は、主としては次のものが想定される。 (1)災害・安否・生活情報の収集・伝達　(2)炊きだし、その他の災害救助活動　(3)医療、看護 (4)高齢者介護、看護補助、外国人への通訳　(5)清掃及び防疫 (6)災害応急対策物資、資材の輸送及び配分　(7)災害応急対策事務の補助 (8)建築物及び土砂災害危険箇所の応急危険度判定　(9)無線による情報収集及び伝達 (10)被災ペットの救護活動
猪苗代町 （福島県）	猪苗代町地域防災計画　第2章　災害予防計画 第9節　避難対策 第1　避難計画の策定 5　指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 (6)ペットの同行避難のためのケージ等の支援 7　指定避難所の整備に関する事項 (7)ペット等の保管施設

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
会津坂下町（福島県）	会津坂下町地域防災計画書　一般災害対策編　第1章　災害予防計画　第10節　避難対策　第1避難計画の策定　5　指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項　(6)ペットと同行避難のためのゲージ等支援　7　指定避難所の整備に関する事項　(7)ペット等の保管施設 第13節　防災教育・広報　第1 町民に対する防災教育　3普及内容　(1)最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常時持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策 第2章　災害応急対策計画　第6　動物（ペット）救護対策　　災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに、避難所に避難してくることが予想される。 このため、町は動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正飼育に関し、国、県、獣医師会の関係機関・団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。 また、被災した飼育動物の保護収用、危険動物の逸走次時対策、動物由来感染症等の予防や衛生管理を含めた災害時びおける動物の管理等について、警察・消防等の関係機関及び猟友会の協力を得ながら必要な対策を講じるものとする。
湯川村（福島県）	福島県河沼郡湯川村地域防災計画 第3章（災害応急対策計画）　第14節　第4（動物（ペット）救護対策）　　災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに、避難所に避難してくることが予想される。このため、村は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正飼育に関し、国、県、獣医師会等の関係機関・団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。
柳津町（福島県）	柳津町地域防災計画 一般災害対策編 第1章 災害予防計画 第 10 節 避難対策 第1 避難計画の策定 5 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 (6) ペットとの同行避難のためのゲージ等の支援 7 指定避難所の整備に関する事項 (6) ペット等の保管施設 第2章 災害応急対策計画 第 11 節 避難 第3 避難の誘導 4 避難順位及び携行品の制限 (1) 避難順位 避難順位は、概ね次の順序によるものとする。 ケ ペット 第 24 節 ボランティアとの連携 第2 ボランティア団体等の活動 ボランティア団体等の活動内容は、主としては次のものが想定される。 11 被災ペットの救護活動 震災対策編 第1章 災害予防計画 第 11 節 避難対策 第1 避難計画の策定 5 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 (6) ペットとの同行避難のためのゲージ等の支援 7 指定避難所の整備に関する事項 (6) ペット等の保管施設 震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第 10 節 避難 第3 避難の誘導 4 避難順位及び携行品の制限 (1) 避難順位 避難順位は、概ね次の順序によるものとする。 ケ ペット 震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第 26 節 ボランティアとの連携 第2 ボランティア団体等の活動 ボランティア団体等の活動内容は、主としては次のものが想定される。 11 被災ペットの救護活動
昭和村（福島県）	昭和村国民保護計画 第3編（武力攻撃事態等への対処）　第4章（警報及び避難の指示等）　第2（避難住民の誘導等）　の5（避難住民の誘導） (9)動物の保護等に関する配慮 村は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ア　危険動物等の逸走対策 イ　要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
会津美里町（福島県）	会津美里町地域防災計画書　第3章　災害応急対策計画　第14節　防疫及び保健衛生　第7　動物（ペット）救護対策 災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに、避難所に避難してくることが予想される。 このため、町は、動物愛護の観点から、これらの動物保護や適正飼育に関し、国、県、獣医師会等の関係機関・団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に務める。 第3章　災害応急対策計画　第17節　被災地の応急対策　第2　応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等　1　応急仮設住宅の建設 (3)　応急仮設住宅の運営管理 町は、各応急仮設住宅の適切な管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
下郷町 （福島県）	下郷町地域防災計画　第1編　一般災害対策編　第3章　災害応急対策計画　第14節　防疫及び保健衛生　第6　動物（ペット）救護対策（農林班） 町は、被災した飼育動物の保護収容、危険動物の逸走時対策、動物由来感染症等の予防や衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、警察・消防等の関係機関及び猟友会の協力を得ながら必要な対策を講ずるものとする。 下郷町国民保護計画　第3編　武力攻撃事態等への対処　第4章　警報及び避難の指示等　第2　避難住民の誘導等　(9)動物の保護等に関する配慮 町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ア　危険動物等の逸走対策 イ　要避難地域等において飼育又は保管されていた家庭動物等の保護等
檜枝岐村 （福島県）	檜枝岐村地域防災計画 一般災害対策編　第2章　災害予防計画 第9節　5　指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 （6）ペットとの同行避難のためのゲージ等の支援 第9節　7　指定避難所の整備に関する事項 （6）ペット等の保管施設 一般災害対策編　第3章　災害応急対策計画 第9節　4　避難順位及び携行品の制限 （1）避難順位 　避難順位はおおむね次の順序によるものとする。 ア　傷病者　イ 高齢者　ウ 歩行困難な者　エ 幼児　オ 学童　カ 女性　キ 上記以外の一般住民　ク 災害応急対策従事者　ケ ペット 第14節　第5　動物（ペット）救護対策 　福島県地域防災計画（第3章災害応急対策計画第14節）のとおり。
只見町 （福島県）	只見町地域防災計画 第15節　防疫及び保健衛生 災害による被災者の病原体への抵抗力及び被災地の衛生環境の低下を防止するとともに、避難所あるいは仮設住宅等での生活における保健指導の実施、さらに災害によるストレス等に対する精神保健指導を行い、被災者の健康の維持を図る。 6　動物（ペット）救護対策（生活環境本部班） (1)　町は、災害時の被害状況を調査し、動物の保護や適正飼育に関する必要な対策を実施するとともに、国（環境省）、獣医師会等の関係機関・団体に対して支援要請を行い、連絡調整に努める。 (2)　町は、放置動物の保護、負傷動物の治療及びペットフードの提供等、被災動物の救護を行う。なお、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、関係機関と連携して実施する。
南会津町 （福島県）	南会津町地域防災計画　第2編一般災害対策編〈第1章災害予防計画〉 第9節避難対策 (5) ペットとの同行避難のための資機材等の支援 ペットとの同行避難の受入れ等については、飼い主である避難者の命を守る観点から重要であり、各避難所におけるペットとの飼養スペースの確保と飼養のための資機材の準備を行うとともに、ペットの預け先の確保（避難所で飼養できない場合等の預け場所）、支援者（獣医師会や愛護団体等）との災害時の対応に係る調整に努めるものとする。 〈第2章 災害応急対策計画〉 第14節 防疫及び保健衛生 第6 動物（ペット）救護対策 被災した飼育動物の保護収容、危険動物の逸走時対策、動物由来感染症等の予防や衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、警察・消防等の関係機関及び猟友会の協力を得ながら必要な対策を講ずるものとする。
相馬市 （福島県）	相馬市地域防災計画 第2編 災害予防計画 第 16 節 防災教育の推進（防災知識の普及啓発等） 第1 市民に対する防災教育（防災知識の普及啓発） 2 普及の内容 (8) 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等 第3編　災害応急対策計画 第 19 節 防疫及び保健衛生対策 第4 動物（ペット）救護対策 災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難施設に避難してくることが想定される。 そのため、市は、動物愛護の観点から、動物愛護団体等に支援を求めるとともに、県に対応策の実施等について要請する。 第20節　応急住宅対策 第3　応急仮設住宅の供与 6　応急仮設住宅の運営管理 県及び市は協力し、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 第5編　個別災害対策計画 第5 編-7 原子力災害対策計画 第3節　緊急事態応急対策 第4 屋内退避、避難等の防護措置 3　避難所の設置等 (3)　良好な生活環境づくり 市は、県の協力のもと、避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。 避難の長期化に際しては、プライバシーの確保、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握などの措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
南相馬市 （福島県）	南相馬市地域防災計画 第1部　災害応急対策計画 第2節　保健活動 第12章　防疫及び保健衛生 第4　動物（ペット）救護対策 1　避難所におけるペット対策 　市（環境政策課）は、指定する避難所において同行避難した被災動物（ペット）に対し指定避難所敷地内にペットの収容スペースを確保し、県にペットフードや飼育用品の供給及びケージ等の確保の支援を要請する。 　なお、盲導犬、介助犬等を除いたペットの建物内への持ち込みは、原則として禁止する。 　同行避難したペットの飼養管理は、原則としてペットの所有者が行い、ペット同行避難マニュアル等により周知・啓発を図る。 2　被災動物（ペット）の保護 　市（環境政策課）は、福島県動物愛護センター相双支所と連携して、放置動物の保護、負傷動物の治療等のため、保護施設等を設置し、獣医師会やボランティア等の協力を得て管理に努める。
広野町 （福島県）	広野町地域防災計画 第2編　一般災害対策編 ・第1章　災害予防計画　第9節　避難対策　5指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項　(6)ペットとの同行避難のためのゲージ等の支援　7指定避難所の整備に関する事項(6)ペット等の保管施設 ・第2章　災害応急対策計画　第1節　応急活動体制　各部の事務分掌　環境防災部　第二班（生活環境担当）　3ペットの災害対策に関すること ・第2章　災害応急対策計画　第10節　避難計画　第4　避難の誘導　2避難順位及び携行品の制限(1)避難の順位　ケ ペット ・第2章　災害応急対策計画　第11節　避難所の設置・運営　第2避難所の運営　4避難所におけるﾍﾟｯﾄの対応 ・第2章　災害応急対策計画　第14節　防疫及び保健衛生　第6動物（ペット）救護対策 ・第2章　災害応急対策計画　第23節　ボランティアとの連携　第2ボランティア団体等の活動　11被災ペットの救護活動 第3編　震災対策編 ・第1章 災害予防計画　第9節　避難対策　第1避難計画の策定　5指定避難所開設に伴う被災者救護措置に関する事項　(6)ペットとの同行避難のためのケージ等の支援　7指定避難所の整備に関する事項　(6)　ペット等の保管施設 ・第2章　災害応急対策計画　第15節　防疫及び保健衛生　第6　動物（ペット）救護対策 第5編　原子力災害対策編 ・第2章　原子力災害事前対策計画　第8節　避難収容活動体制の整備　第1避難計画の作成　10避難先避難所開設に伴う被災者救護措置に関する事項　(7)ペットとの同行避難のためのゲージ等の支援
楢葉町 （福島県）	楢葉町地域防災計画 一般災害対策編 第10節　避難活動 第4　避難所の開設 7　ペット等の保護 町は、衛生上の問題等から、避難所内の避難者が生活するスペースには、ペットを入れないことを原則とし、災害発生直後は屋外又は別室を充てる等により対応する。また、必要な場合には、獣医師会や愛護団体等の支援者と収容保護等について調整する。 第7 避難所の運営管理等 11 人とペットの避難対策 災害時には、ペットと同行避難することが基本となる。 町は、避難所において同行避難者の受入のため、避難所等敷地内にペットの収容スペースを指定確保し、県にペットフードや飼育用品の供給及びケージ等の確保の支援を要請する。また、ペットの預け先の確保（避難所で飼養できない場合等の預け場所）、支援者（獣医師会や愛護団体等）との災害時等の対応に係る調整に努めるものとする。なお、同行避難したペットの飼養管理は、原則としてペットの所有者が行う。 ペット等の救護対策や衛生管理については本章第 17 節を参照のこと。 第17節　防疫・保健衛生活動 第6　動物（ペット）救護対策 被災した飼育動物の保護収容、危険動物の逸走時対策、動物由来感染症等の予防や衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、警察・消防等の関係機関及び猟友会の協力を得ながら必要な対策を実施する 。
富岡町 （福島県）	富岡町地域防災計画 本編 第 15 節 防疫及び保健衛生 第5 動物（ペット）救護対策 ア　災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため、町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正飼育に関し、国（環境省）、県（健康衛生班）、獣医師会等の関係機関・団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。 イ　相双保健福祉事務所長は、放置動物の保護、負傷動物の治療及びペットフードの提供等、 被災動物の救護を行う。なお、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、ペット動物救護対策班を編成して、救護対策を実施する。
川内村 （福島県）	川内村地域防災計画 第2編　一般災害対策編 第2章　災害応急対策計画 第11節　避難所の設置・運営 7 動物（ペット）救護対策 環境省「人とペットの災害対策ガイドライン」（平成30年3月）に基づき、災害時のペットの被害状況を調査し、避難所等でのペットの同行避難者の受入れ体制確保など適正飼育に関する必要な対策を実施するとともに、県、獣医師会等の関係機関・団体に対して支援要請を行い、連絡調整に努める。 第19節　応急仮設住宅の供与等 第1　応急仮設住宅の建設 3　応急仮設住宅の運営管理 村は、県と連携のもと、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭用動物（ペット）の受入れに配慮する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
大熊町 （福島県）	大熊町地域防災計画 第2編　一般災害対策編 第2章　災害応急対策計画 第11節　避難所の設置・運営 第1　避難所の設置 2　避難所の開設等 (3)　避難所における措置 ア　被災者の受入れ 　必要に応じ、ペット連れ避難者がペットを飼育管理することができる場所の確保等に努めるとともに、県等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 第15節　防疫及び保健衛生 第7　動物（ペット）救護対策 　町は、環境省「人とペットの災害対策ガイドライン」（平成30年3月）に基づき、災害時のペットの被害状況を調査し、避難所等でのペットの同行避難者の受入れ体制の確保など適正飼育に関する必要な対策を実施するとともに、県、獣医師会当の関係機関・団体に対して支援要請を行い、連絡調整に努める。 第19節　応急仮設住宅の供与等 第1　応急仮設住宅の建設 3　応急仮設住宅の運営管理 　～また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 第5編　原子力災害対策遍 第2章　原子力災害事前対策 7　緊急事態応急体制の整備 (6)　広域的な応援協力体制の拡充・強化 　町は、国、県と協力し、緊急時に必要な整備、資機材、人員、避難やスクリーニング（「居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請～
双葉町 （福島県）	双葉町地域防災計画 第1編　一般災害対策編 第3章　災害応急対策計画 第11節　避難所の設置・運営 2 避難所の運営 (6) 避難所におけるペットへの対応 町は、県、福島県獣医師協会等の協力を得つつ、飼い主とともに避難（同行避難）したペット等について、その適正な飼養に関する指導・助言等必要な措置を行うとともに、各避難所におけるペット受け入れスペースの確保等を行うなど、動物の愛護と環境衛生の維持に努めるものとする。 第14節 防疫及び保健衛生 6 動物（ペット）救護対策 町は、被災した飼育動物の保護収容、危険動物の逸走時対策、動物由来感染症等の予防や衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、警察・消防等の関係機関及び猟友会等の協力を得ながら必要な対策を講ずるものとする。 双葉町の国民の保護に関する計画 第3編　武力攻撃事態等への対処 第4章　警報及び避難の指示等 第2　避難住民の誘導等 5　避難住民の誘導 (10)　動物の保護等に関する配慮 町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」及び「人とペットの災害対策ガイドライン（平成30年3月環境省自然環境局総務課動物愛護管理室）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ア　危険動物等の逸走対策 イ　要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
浪江町 （福島県）	浪江町地域防災計画 一般災害対策編 第5　ペットの避難体制の整備 　災害時には何よりも人命が優先されるが、ペットは家族の一員であるという意識が普及していることから、動物愛護の観点からだけでなく、被災者の心のケアの観点からもペットの同行避難を行うことは重要である。 　また、野生化した被災動物が人々に危害を加えるおそれや、繁殖した動物が生態系へ影響を与える等の問題が発生することがある。こうした事後の対応の負担を軽減するためにも、ペットの同行避難の対策をすすめることは重要である。 1　飼い主が行うべき対策 　飼い主・ペットの安全を確保するための、以下の住宅の防災対策を実施する。 (1)ペットのしつけと健康管理 (2)マイクロチップ等による所有者の明示(3)ペット用の避難用品や備蓄品の確保(4)指定避難所や避難ルートの確認(5)同行避難等の避難訓練の参加 2　町が行う対策 (1)ペットの適正な飼育、災害への備えに対する飼い主への普及啓発 (2)ペットの同行避難を含めた避難訓練の実施 (3)指定避難所や仮設住宅におけるペットの受け入れ、飼育にかかる検討、避 難所運営マニュアル等への記載 (4)県、獣医師会、保健所、その他動物関連団体との連携体制の強化 6　動物（ペット）救護対策 　災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに指定避難所に避難してくることが想定される。 そのため、町は、動物愛護の観点から、被災者が動物を伴って避難できるようなスペースを備えた避難所の開設に努めるほか、動物愛護団体等に支援を求めるとともに、県に対応策の実施等について要請する。 第2　 ボランティアの活動範囲の設定 　災害時において、一般の住民、他市町村の住民あるいは住民団体等が自発的にボランティア活動を申し入れた場合は、町及び関係機関等で協議し、ボランティアの活動範囲を設定する。概ね以下のような業務に従事してもらうものとし、災害の規模等に応じ適宜加除を行う。 (1)災害・安否・生活情報の収集・伝達 (2)炊きだし、その他の災害救助活動 (3)医療、看護 (4)高齢者介護、看護補助、外国人への通訳 (5)清掃及び防疫 (6)災害応急対策物資、資材の輸送及び配分 (7)災害応急対策事務の補助 (8)建築物及び土砂災害危険箇所の応急危険度判定 (9)無線による情報収集及び伝達 (10)被災ペットの救護活動 地震・津波災害対策編 第5　ペットの避難体制の整備 　災害時には何よりも人命が優先されるが、ペットは家族の一員であるという意識が普及していることから、動物愛護の観点からだけでなく、被災者の心のケアの観点からもペットの同行避難を行うことは重要である。 　また、野生化した被災動物が人々に危害を加えるおそれや、繁殖した動物が生態系へ影響を与える等の問題が発生することがある。こうした事後の対応の負担を軽減するためにも、ペットの同行避難の対策をすすめることは重要である。 1　飼い主が行うべき対策 　飼い主・ペットの安全を確保するための、以下の住宅の防災対策を実施する。 (1)ペットのしつけと健康管理 (2)マイクロチップ等による所有者の明示 (3)ペット用の避難用品や備蓄品の確保 (4)指定避難所や避難ルートの確認 (5)同行避難等の避難訓練の参加 2　町が行う対策 (1)ペットの適正な飼育、災害への備えに対する飼い主への普及啓発 (2)ペットの同行避難を含めた避難訓練の実施 (3)指定避難所や仮設住宅におけるペットの受け入れ、飼育にかかる検討、避 難所運営マニュアル等への記載 (4)県、獣医師会、保健所、その他動物関連団体との連携体制の強化 6　動物（ペット）救護対策 　災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに指定避難所に避難してくることが想定される。そのため、町は、動物愛護の観点から、被災者が動物を伴って避難できるようなスペースを備えた避難所の開設に努めるほか、動物愛護団体等に支援を求めるとともに、県に対応策の実施等について要請する。 第2　ボランティアの活動範囲の設定 　災害時において、一般の住民、他市町村の住民あるいは住民団体等が自発的にボランティア活動を申し入れた場合は、町及び関係機関等で協議し、ボランティアの活動範囲を設定する。概ね以下のような業務に従事してもらうものとし、災害の規模等に応じ適宜加除を行う。 (1)災害・安否・生活情報の収集・伝達 (2)炊きだし、その他の災害救助活動 (3)医療、看護 (4)高齢者介護、看護補助、外国人への通訳 (5)清掃及び防疫(6)災害応急対策物資、資材の輸送及び配分 (7)災害応急対策事務の補助 (8)建築物及び土砂災害危険箇所の応急危険度判定 (9)無線による情報収集及び伝達 (10)被災ペットの救護活動

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
葛尾村 （福島県）	葛尾村の国民の保護に関する計画 第3編（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処） 第4章（警報及び避難の指示等） 第2（避難住民の誘導等） 5（避難住民の誘導） (9)動物の保護等に関する配慮 村は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ア　危険動物等の逸走対策 イ　要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等 葛尾村地域防災計画 第1節　応急活動体制 2　災害対策本部の各部事務分掌 (17) 動物（ペット）の保護に関すること。 第9節　避難 4　避難順位及び携行品の制限 (1)　避難順位 避難順位は、おおむね次の順序によるものとする。 ケ　ペット 第14節　防疫及び保健衛生 第3章　災害応急対策計画 第1　活動体制 第4　動物（ペット）救護対策 災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため村は、 動物由来感染症等の予防や衛生管理を含めた災害時における動物の保護や適正飼育について、県、国、獣医師会等の関係機関、猟友会等の団体に対して 支援要請や協力依頼を行うとともに、連絡調整に努めるものとする。 第23節　ボランティア等との連携 第1　ボランティア団体等の受入れ 1　ボランティア団体等の活動 ボランティア団体等の活動内容は、主としては次のものが想定される。 (10) 被災ペットの救護活動
新地町 （福島県）	新地町地域防災計画 第2章 災害予防計画 第4節 避難体制の確立 第1 避難計画の策定 3 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 (5)ペットとの同行避難のためのゲージ等の支援 ペットとの同行避難の受入れ等については、あくまでも被災者への対応として、被災者の命を守る観点から重要であり、避難所におけるペットとの飼育スペースの確保と飼育のための資機材の準備を行うとともに、ペットの預け先の確保(避難所で飼育できない場合等の預け場所)、支援者(獣医師会や愛護団体等)との災害時の対応に係る調整に努める。 5 指定避難所の整備に関する事項 (5)ペット等の保管施設 衛生上の問題等から、避難所内の避難者が生活するスペースには、ペットを入れないことを原則とし、災害発生直後は屋外又は別室を充てる等により対応する。また、必要な場合には、獣医師会や愛護団体等の支援者と収容保護等について調整する。 第3章 災害応急対策計画 第7節 避難所の開設・管理 第2 町長の措置 4 避難所における措置 避難所における町の実施する救援措置は、概ね次のとおりである。 (1) 被災者の受入 避難所に避難したホームレスについて、町民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。 また、必要に応じ、ペット連れ避難者がペットを飼育管理することができる場所の確保等に努めるとともに、県等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。 第 19 節 防疫及び保健衛生対策 第4 動物（ペット）救護対策 災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難施設に避難してくることが想定される。そのため、町は、動物愛護の観点から、動物愛護団体等に支援を求めるとともに、県に対応策の実施等について要請する。 第 20 節 応急住宅対策 第3 応急仮設住宅の供与 6 応急仮設住宅の運営管理 県及び町は協力し、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する
飯舘村 （福島県）	飯舘村地域防災計画 第2編　一般災害対策編　第2章　災害応急対策計画　第11節　避難所の設置・運営 第2　避難所の運営　7　動物（ﾍﾟｯﾄ）救護対策 環境省「人とﾍﾟｯﾄの災害対策ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ」（平成30年（2018年）3月）に基づき、災害時のﾍﾟｯﾄの被害状況を調査し、避難所等でのﾍﾟｯﾄの同行避難者の受入れ体制の確保など適正飼育に関する必要な対策を実施するとともに、県、獣医師会等の関係機関・団体に対して支援要請を行い、連絡調整に務める。 第2編　一般災害対策編　第2章　災害応急対策計画　第15節　防疫及び保健衛生 第5　動物（ﾍﾟｯﾄ）救護対策 村は、環境省「人とﾍﾟｯﾄの災害対策ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ」（平成30年（2018年）3月）に基づき、災害時のﾍﾟｯﾄの被害状況を調査し、避難所等でのﾍﾟｯﾄの同行避難者の受入れ体制の確保など、適正飼育に関する必要な対策を実施する。また、県、獣医師会等の関係機関・団体に対して支援要請を行い、連絡調整に努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
福島市	福島市地域防災計画/第2編　一般災害対策編/第2章　災害応急対策計画 第5節　避難 第4　指定避難所の開設 2　指定避難所における措置 　指定避難所で実施する救援措置は、おおむね次のとおりとする (6)被災者及び同行・同伴した動物(ペット)に対する支援措置 4　指定避難所の運営及び役割 (2)指定避難所の運営 7 指定避難所におけるペットの避難スペースを確保するとともに、獣医師会等関係団体から必要な支援を受けられるよう連携に努める。 第16節　保健・衛生 第3 動物(ペット)救護対策 　衛生課長は被災した飼育動物の保護受入、危険動物の逸走時対策、動物由来感染症等の予防や衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、県獣医師会や警察・消防等の関係機関の協力を得ながら必要な対策を講ずるものとする。
郡山市	郡山市地域防災計画 第3章　災害予防計画 第3節　防災知識普及計画　2　市民に対する防災知識の普及 (10) 愛護動物との同行避難等に対する知識や備えの普及啓発に努める。 第4節　資機材等の備蓄及び点検整備計画　6　応急物資の備蓄 (3) 家庭・事業所内の備蓄　3愛護動物を飼育している市民に対する家庭内備蓄の指導 3日分のペットフード、ペットシーツ等の備蓄に努める。 第4章　災害応急対策計画 第6節　避難救出計画　4　避難所等　(3) 避難所の開設及び運営等　6　愛護動物について 災害時における愛護動物の飼育、放浪防止等の管理については飼い主の責任において行い、指定避難所へ同行避難を行う。 避難所では、衛生対策及び動物が苦手な避難者への配慮として、補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)以外の愛護動物は、居室への持ち込みは原則として禁止する。 同行避難した愛護動物は、管理者が指定した場所で飼養し、愛護動物の管理及び必要な資材の準備は、飼い主が行う。 第6章　大規模地震対策計画 第5節　地震防災応急対策 第9　応急仮設住宅及び住宅の応急修理　1　建設型応急住宅　(3)管理及び処分 1 建設型応急住宅は、被災者に対しての一時的な居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。 この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。 また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。
いわき市	いわき市地域防災計画ー地震・津波災害対策編ー 第3章災害応急対策 第9節避難対策 いわき市地域防災計画ー風水害対策編ー 第10節避難対策 12避難所の運営 (4)運営上の留意事項 ⑪ペット対策 市は、獣医師会等関係団体の協力のもと、飼い主とともに避難したペットについて、飼育状況の把握、適正飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 避難所での飼育の原則:ペットの飼育者は、避難所の責任者や他の被災者の理解と協力のもと、責任を持って飼育することを原則とする。 ペットの把握:避難所運営委員会は、次に挙げる事項を把握し、適正な管理を行う。 1飼育者の氏名と住所 2ペットの種類と数 3ペットの特徴(性別・体格・毛色等) 飼育場所の指定:避難所運営委員会は、避難所における飼育場所の指定を行う。 物資等の提供:市は、必要に応じ、次の支援等を行う。 1民間事業者との協定により確保したペット用物資の配布(えさ、日用品) 2ペットの負傷や病気に対する診断、治療を獣医師会へ支援要請 3ペットに関する相談(一時預かり、飼育相談等) 保護施設等への受入調整:市は、獣医師会等関係団体の協力のもと、必要に応じて、避難所から動物シェルターなど保護施設へのペット受入等の調整を行う。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
いわき市	いわき市地域防災計画ー地震・津波災害対策編ー 第3章災害応急対策 第13節ペットの保護対策 いわき市地域防災計画ー風水害対策編ー 第14節ペットの保護対策 1計画の目的 災害時には、飼い主不明の動物や、負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民がペットを伴い避難所に避難してくることが予想される。市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県獣医師会、動物愛護団体等と協力体制を確立する。 〈達成目標＞ 市は、県及び県獣医師会、県動物愛護ボランティア会等とともに「福島県動物救護本部」を立ち上げ、避難所・仮設住宅におけるペットの状況等の情報提供並びに活動を支援し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。 また、ペットの一時預かり施設（動物シェルター）の設置やペットと同行避難が可能な場所の確保に努める。 2各段階における業務の内容 発災から12時間以内：ペット用物資の提供の呼び掛け及び受入準備、ペットの一時預かり先の情報収集 発災から24時間以内：被災状況や避難状況等の情報収集 発災から72時間（3日）以内：動物保護活動、相談窓口開設、ペットの一時預かり、避難所への獣医師やボランティア派遣の協力依頼 発災から1週間以内：動物救護本部の設置、飼い主捜し、ボランティア、義援金募集の呼びかけ 発災から1箇月以内：仮設住宅でのペット飼育支援、被災動物の健康管理支援や譲渡支援 3各主体の責務 (1)飼い主の役割 アペットの飼い主は、災害発生時にペットを同伴して避難できるよう、日ごろからゲージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種、ペット用ゲージなど避難用品の確保に努める。 イペットの飼い主は、一時的に飼育困難となり、他に預ける場合でも長期にわたり放置することのないよう努める。 (2)市の役割 ア災対保健福祉部は、動物の保護や適正な飼育に関し、県や県獣医師会、県動物愛護ボランティア会等と協力して「福島県動物救護本部」を設置、または市独自の動物救護本部を設置し、避難所等におけるペットの健康管理、新たな飼い主探しの支援など救護本部の取組みを行う。 イ地区本部避難所班は、避難所の設置にあたって避難所運営委員会と協議し、ペット同伴の避難者を受け入れるためのスペースを確保するなど住民がペットと一緒に避難することができるよう配慮に努める。 ウ災対保健福祉部は、危険動物等による住民の被害がないよう安全のための措置を講じるとともに、負傷動物や飼い主不明動物、住民避難の際に被災地に残された動物の保護を行う。 エ災対保健福祉部は、福島県獣医師会やボランティアの協力のもと、必要に応じてペットの一時預かり所を開設する。 オ災対保健福祉部は、獣医師会の協力のもと、避難所においてペットが適正に飼育されるよう指導を行うほか、ペットの診断や治療、飼育相談等を実施する。 カ災対保健福祉部は、必要に応じて避難所から保護施設への動物の受入及び譲渡等の調整を行う。 キ災対保健福祉部は、災対財政部物資調達班や災対産業振興部商工労政班と連携し、協定を締結した民間流通事業者からペット用のえさや医薬品、衛生用品などを調達し、飼い主や動物救護本部等に提供する。 ク災対保健福祉部は、ペットの保護対策として必要な場合、福島県獣医師会に対し協力を要請する。 (3)福島県動物救護本部の役割 アペットや被災動物の保護、健康管理及び飼養管理に関する支援 イペットや被災動物の飼い主捜し及び支援 ウ災害ボランティアの募集及び受入 エその他被災動物の救護のために必要な事業 4業務の内容 市は、福島県動物救護本部や一般財団法人ペット災害対策推進協会の協力のもと、次の活動を行う。 (1)ペットフード等支援物資の提供 災対財政部物資調達班と連携して避難したペット用の餌や医薬品、飼育用品等の確保に協力する。 (2)動物の保護 負傷動物や飼い主不明動物、被災地に残された動物の保護を行う。 (3)相談窓口の開設 避難所、仮設住宅等での適正な飼育や動物の愛護、環境衛生の維持のための相談窓口を設置する。 (4)ペット等一時預かり所の運営 被災のため一時的に飼えなくなったペットや迷子動物を確保するため、ペット等一時預かり所を開設・運営するほか、民間等の一時預かり所の情報収集・提供に努める。 (5)飼い主捜し 被災のため飼えなくなったペットや飼い主がわからなくなった動物の新たな飼い主捜しのための情報の収集と提供を行う。 (6)仮設住宅でのペット飼育支援 仮設住宅で適正にペットが飼育できるよう支援を行う。 (7)被災動物の健康管理支援 獣医師会の協力のもと、被災動物間の感染症等の発生や拡大を防止するため、健康管理活動を実施する。 (8)ボランティア及び募金の受入・調整・運営 ボランティア及び募金の受付と調整、運営を行う。 (9)広報 災対保健福祉部は、災対総合政策部広報班と連携し、ペットの一時預かり所の開設、えさや医薬品等の供給、新たな飼い主捜しの情報等について市民に周知を行う。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
茨城県	茨城県地域防災計画地震災害対策計画編　第2章 災害予防計画　第3節　被害軽減への備え 第4 被災者支援のための備え ■ 基本事項 2 留意点 (5)ニーズに応じた調達・確保 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することをふまえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏期には扇風機等、冬期には暖房器具、燃料等を含めるなど被災地の実状を考慮した物資の調達・確保を行う必要がある。 ■ 対策 1 指定緊急避難所・指定避難所の指定 (2)指定避難所の指定 【市町村】 市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図るとともに、避難所運営マニュアルの整備に努め、訓練等を通じて避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。(後略) 茨城県地域防災計画地震災害対策計画編　第2章 災害予防計画　第4節 防災教育・訓練 第1 防災教育 ■ 基本事項 1 趣旨 地震による被害を最小限にとどめるためには、県民の一人一人が日頃から災害に対する認識を深め、(中略)このため、県、市町村、防災関係機関は防災教育活動を推進するものとする。その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮することに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。(後略) ■対策 1 一般県民向けの防災教育 (1)普及啓発すべき内容 1)「自助」「共助」の推進 8 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備 家庭動物との同行避難が円滑に実施できるよう、飼い主による平常時からの備えについて普及・啓発を図る。 第2 防災訓練 ■ 基本事項 1 趣旨 災害時の迅速かつ的確な行動のためには、日常からの訓練が重要である。関係機関相互の連携のもと地震発生時の対応行動の習熟が図れるよう、緊急地震速報を活用するなど災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な訓練を定期的、継続的に実施する。また、訓練の実施に当たっては、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮することに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。 茨城県地域防災計画地震災害対策計画編　第3章 災害応急対策計画　第5節 被災者生活支援第 1 被災者の把握等 ■ 基本事項 2 留意点 (3)避難者、疎開者、自宅被災者等の把握 市町村は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所以外の場所(自宅、車中泊、テント泊等)で生活し、食料や水等のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。また、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。 2 避難生活の確保、健康管理 ■ 対策 1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設、運営 (1)指定緊急避難場所及び指定避難所の開設 【市町村】 市町村は、発災時に必要に応じて、指定緊急避難場所、指定避難所及び要配慮者のための福祉避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。併せて、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れることとする。また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、(後略) 2 避難所等における生活環境の整備 市町村は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。(中略)また、必要に応じ、被災者支援等の観点から、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。さらに、災害応急対策に必要な車両の駐車のためのスペースの確保に努めるものとする。 5 生活救援物資の供給 ■ 基本事項 2 留意点 (1)発災時間及びライフライン機能の被害と供給品目との対応 物資の供給に当たっては、災害発生時の季節、時間及びライフライン機能の被害状況を地域別に把握し、状況に即した品目を供給するとともに、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することをふまえ、時宜を得た物資の調達や避難所における感染症拡大防止に必要な物資、家庭動物の飼養に関する資材に留意することが必要である。(後略) 10 愛玩動物の保護対策 ■基本事項 1 趣旨 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため、県は、動物愛護の観点から、市町村等関係機関や県獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。 2 留意点 (1)愛玩動物の保護及び適正飼養 災害時における動物の避難等は、原則、飼い主が責任をもって行うものとするが、県は、飼い主が避難所に愛玩動物と同行避難できるよう市町村等と協力して必要な措置を講ずるとともに被災した愛玩動物の保護に努める。なお、飼い主は災害に備え、愛玩動物との同行避難や避難所での飼養について準備しておくものとする。 (2)協力体制の確立 県は、愛玩動物の保護や適正飼養に関し、県獣医師会及び動物愛護関係団体と連携・協力するため「動物救護本部」を設置する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
茨城県	3 活動項目リスト (1)飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護 (2)避難所における動物の適正飼養に係る措置 ■ 対策 1 飼い主及び負傷した愛玩動物の保護【県(保健医療部)】 県は、動物指導センターを中心として住民避難の際に被災地に残された愛玩動物の保護収容、危険動物の逸走防止を行うとともに、関係機関等と協働して、飼い主等からの愛玩動物の一時預かり要望への対応や、飼い主の発見に努めるものとする。 2 避難所における動物の適正飼養に係る措置【県(保健医療部)、市町村】 市町村は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。また、動物伝染病予防等衛生管理等を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずるものとする。県は、関係機関等と協働して適正飼養の支援に努める。 茨城県地域防災計画風水害災害対策編 第1章災害予防 第11節防災知識の普及 災害による被害を最小限にとどめるためには、(中略)その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。(後略)
日立市 (茨城県)	日立市地域防災計画(令和4年8月改訂)地震災害対策計画編第3章災害応急対策計画 第16節要配慮者等対策第7愛玩動物の保護対策 1基本方針 災害時には、多くの動物が飼い主とともに指定避難所に避難してくることが予想されるとともに、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じる。このため、市は、動物愛護の観点から、県、県獣医師会等の関係機関、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。 2指定避難所における動物の適正飼養に係る措置等 災害時における動物の避難等は、原則、飼い主が責任をもって行うものとするが、市は、飼い主が指定避難所に愛玩動物と同行避難できるよう県等と協力して必要な措置を講ずる。また、指定避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮する。住民避難の際に被災地に残された愛玩動物の保護や飼い主の発見については、県や関係機関等に協力するものとする。
土浦市 (茨城県)	土浦市地域防災計画 第3章第7節 7. 動物対策 【実施担当】環境班、物資調達班 【連携先】県、県獣医師会、動物愛護関係団体、県南家畜保健衛生所、県動物指導センター、土浦警察署、獣医師会 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため、動物愛護の観点から、県等関係機関や県獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、ペットの保護及び適正飼養について支援する。 (1)放浪動物への対応 飼い主の被災により逃げ出したペット等が発生した場合は、県動物指導センターと協力して保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼い主、警察等と連携により必要な措置を講ずる。 (2)ペットへの対応 避難所を開設した際には、避難所の隣接した場所にペットを受け入れる場所を設ける。 避難時のペットの保護及び飼養は、原則として飼い主が行う。避難生活が長期化し、ペットによって避難生活に支障が生じた場合は、県及び獣医師会等と取り扱いについて協議する。 なお、関係団体によりペットの救護所等が設置される場合は、公共用地を提供するとともに、その旨を避難者に広報する。 (3)死亡獣畜の処理 家畜の死亡が確認された場合は、県南家畜保健衛生所の指導により、民間の死亡獣畜取扱所及び化製場で処理する。 大規模災害により大量の獣畜の死体の発生や、処理施設が被災した場合は、必要に応じて県及び協定自治体に対し協力を要請する。
古河市 (茨城県)	古河市地域防災計画 〇地震・風水害等対策編 第3章 地震・風水害等応急対策計画 第7節 応急復旧・事後処理 4 応急仮設住宅 災害のために住家が滅失した被災者のうち自らの資力で住宅を確保できない者に対して、応急仮設住宅や公的住宅及び民間賃貸住宅の空き家を提供し、保護していく。また、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティーの形成及び運営を図るとともに、女性の参画を推 進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 (2)建設型応急仮設住宅 9)応急仮設住宅の管理運営 市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営を行うとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 古河市地域防災計画 被災者生活支援編 第2章 応急対策計画 第 1 節 被災者生活支援 第13 愛玩動物の保護対策 市は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮する とともに、避難所における動物の適正飼養に係る措置をとる 1 飼い主責任の原則 動物の飼い主は、自分の身体に急迫な危険が迫るなどの緊急事態を除き、動物を放置して見殺しにしたり、解き放したりすることにより第三者に危害を加える可能性を生じさせないことが、責務として求められる。避難所では、飼い主は基本的なしつけや糞便の後始末など、飼い主に求められる基本的な責任を果たす。 市は、避難所における動物の受け入れにおいて、飼い主に対して、飼い主が果たすべき責任を周知する。 2 同行避難 市は、愛玩動物がいるために避難しない住民に対し、避難所における愛玩動物の受け入れ態勢を説明し、同行避難を呼びかける。 3 動物救護所の設置 災害により飼い主が被災し、愛玩動物を育てることができなくなったときや、応急仮設住宅等に入居するため、愛玩動物を飼い続けることができなくなった場合は、獣医師会と連携して動物救護体制を整えるための対策を検討する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
石岡市 （茨城県）	石岡市地域防災計画　第2編　震災対策編　第1章　震災予防計画　第4節　防災教育・訓練　第6　愛玩動物の保護対策 1　愛玩動物の保護及び適正飼養 災害時における動物の避難等は、原則、飼い主が責任を持って行うものとするが、市は、飼い主が避難所に愛玩動物と同行避難できるよう県等と協力して必要な措置を講ずるとともに被災した愛玩動物の保護に努める。 2　避難所における動物の適正飼養に係る措置 市は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮する。 第2編　震災対策編　第2章　震災応急対策計画　第5節　被災者生活支援 3　避難所等における生活環境の整備 (1)市は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。～また必要に応じ、避難所における課程動物のためのスペースを確保に努めるものとする。
結城市 （茨城県）	結城市地域防災計画第3章災害応急対策計画第5節被災者生活支援 第2避難生活の確保、健康管理 2避難所等における生活環境の整備 (1)避難所等における生活環境の維持 また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第10愛玩動物の保護対策 1飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護 災害時における動物の避難等は、原則、平常時の備えも含め、飼い主が責任をもって行うものとするが、市は、飼い主が避難所に愛玩動物と同行避難できるよう、動物指導センター等と協力して必要な措置を講ずるとともに、被災した愛玩動物の保護に努める。 住民避難の際に被災地に残された愛玩動物の保護収容、危険動物の逸走防止を行うとともに、関係機関等と協働して愛玩動物の一時預かりや、飼い主の発見に努める。 2避難所における動物の適正飼養に係る措置 市は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受入れられるよう、動物伝染病予防等衛生管理等を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずる。市は、動物愛護の観点から、動物病院、県獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、適正飼養の支援に努める。
龍ケ崎市 （茨城県）	「龍ケ崎市地域防災計画（一般災害等対策計画資料編）　3-2-1　小貝川・利根川洪水避難計画　(3)避難準備　カ　指定避難者との調整」氾濫注意情報（氾濫注意水位）が発表された場合、指定避難所施設管理者と調整して避難所開設準備を行う。この際、ペットの避難スペース確保について着意する。 「龍ケ崎市地域防災計画（一般災害等対策計画資料編）　住民向け避難行動マニュアル　6 非常時持出品の事前準備7 」ペットを連れて避難する方は、避難所等で管理できる用具（首輪、ゲージ、汚物処理具）やペットフードを携行しましょう。 「避難所運営マニュアル」【Ⅴ】避難所の運営　7　衛生班」(6)避難所内のペット対策（要配慮者が必要とする補助犬は、除外する。） ・ア　犬、猫などは、室内に入れません。 ・イ　避難所のペットの管理責任は、飼育者にあることを原則とします。 ・ウ　避難所にペットを連れてきた避難者に対して名簿班に届け出るよう呼びかけ、「様式18　避難所ペット登録台帳」に記載します。 ・エ　大型動物や危険動物の避難所への同伴はできません。 ・オ ペットの飼育場所を決定し、ペットの飼育ルールと共に飼育者および避難者へ周知徹底を図ります。（別表 3 ペットの飼育ルール広報文） ・カ ペットの受け入れ場所は、避難所敷地内の屋根付きのスペースを確保する。
下妻市 （茨城県）	下妻市地域防災計画 地震災害対策計画編第3章地震災害応急対策計画第5節被災者生活支援第10愛玩動物の保護対策 ■基本事項 1趣旨 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため、動物愛護の観点から、市は県や防災関係機関、県獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。 2留意事項 (1)愛玩動物の保護及び適正飼養 災害時における動物の避難等は、原則、飼い主が責任をもって行うものとするが、市は、飼い主が避難所に愛玩動物と同行避難できるよう、県と協力して必要な措置を講ずるとともに、被災した愛玩動物の保護に努める。なお、飼い主は災害に備え、愛玩動物との同行避難や避難所での飼養について準備しておくものとする。 (2)協力体制の確立 県は、愛玩動物の保護や適正飼養に関し、県獣医師会及び動物愛護関係団体と連携・協力するため「動物救護本部」を設置する。 3対策項目 1避難所における動物の適正飼養に係る措置 ■対策 1避難所における動物の適正飼養に係る措置----------【県、市(市民部)】 市は、自らが設置する避難所の隣接した場所に、愛玩動物の受入れスペース等を検討するなどの動物の飼養に係る措置を行う。また、県は、防災関係機関等と協働して適正飼養の支援に努める。 風水害対策計画編第2章災害予防計画第2節風水害に強いまちづくり第13防災知識の普及計画 1一般市民向けの防災教育 (1)普及すべき防災知識の内容 12)飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
常総市 （茨城県）	常総市地域防災計画 第3編震災応急対策編 第6章被災者生活支援 第10節愛玩動物の保護及び適正飼養 災害時における動物の避難等は、原則、飼い主が責任をもって行うが、市は、飼い主が避難所に愛玩動物と同行避難できるよう必要な措置を講ずるとともに、被災した愛玩動物を保護する。飼い主は災害に備え、愛玩動物との同行避難や避難所での飼養について準備しておく。 また、環境班は、避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮するとともに、動物伝染病予防等衛生管理等を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずる。 災害時のペット対策における各々の役割（参考：人とペットの災害対策ガイドライン（環境省）） 飼い主が行うべき主な対策 ・人とペットの安全確保 ・避難が必要な際のペットとの同行避難 ・避難所や応急仮設住宅におけるペットの適正飼養（飼養マナーの遵守と衛生管理、ペットの健康と安全の確保等） 県が行う主な対策 ・危険動物の逸走などに係る対応（特定飼養施設の破損、特定動物の逸走状況などの確認、逸走時の対応など） ・被災者と被災ペットについての情報収集 ・関係部局、国、他の自治体、地方獣医師会やペット災対協等との連絡調整やこれらへの支援要請 ・指定避難所や応急仮設住宅におけるペットとの同行避難の実態調査 ・市への、ペットとの避難や救護に係る指導と助言 ・避難動物、放浪動物などに関する相談窓口の設置 ・動物愛護推進員への協力の要請など ・獣医師の派遣依頼と派遣調整 ・現地動物救護本部等の設置の検討 ・放浪動物や負傷動物の保護収容、返還や譲渡活動 ・被災住民への動物救護に関する情報の提供 ・避難に関わる情報の収集、適正な飼養の指導 ・動物由来感染症の防疫と予防 ・救援物資などの調達と保管場所の確保、輸送手段の調整と受け取り 市が行う主な対策 ・ペットの同行避難者の指定避難所などへの避難誘導と支援 ・指定避難所や応急仮設住宅へのペットと同行避難者の受入れ ・指定避難所や応急仮設住宅でのペットの飼養状況などに関する県等への情報提供 ・指定避難所や応急仮設住宅でのペットの適正な飼養に係る指導と支援 ・県や現地動物救護本部等が行う動物救護活動に対する支援の要請と連携協力 ・被災住民などへの動物救護や飼養支援に関する情報の提供 第4編風水害応急対策編 第6章被災者生活支援 第10節愛玩動物の保護及び適正飼養 災害時における動物の避難等は、原則、飼い主が責任をもって行うが、市は、飼い主が避難所に愛玩動物と同行避難できるよう必要な措置を講ずるとともに、被災した愛玩動物を保護する。飼い主は災害に備え、愛玩動物との同行避難や避難所での飼養について準備しておく。 また、環境班は、避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮するとともに、動物伝染病予防等衛生管理等を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずる。 災害時のペット対策における各々の役割（参考：人とペットの災害対策ガイドライン（環境省）） 飼い主が行うべき主な対策 ・人とペットの安全確保 ・避難が必要な際のペットとの同行避難 ・避難所や応急仮設住宅におけるペットの適正飼養（飼養マナーの遵守と衛生管理、ペットの健康と安全の確保等） 県が行う主な対策 ・危険動物の逸走などに係る対応（特定飼養施設の破損、特定動物の逸走状況などの確認、逸走時の対応など） ・被災者と被災ペットについての情報収集 ・関係部局、国、他の自治体、地方獣医師会やペット災対協等との連絡調整やこれらへの支援要請 ・指定避難所や応急仮設住宅におけるペットとの同行避難の実態調査 ・市への、ペットとの避難や救護に係る指導と助言 ・避難動物、放浪動物などに関する相談窓口の設置 ・動物愛護推進員への協力の要請など ・獣医師の派遣依頼と派遣調整 ・現地動物救護本部等の設置の検討 ・放浪動物や負傷動物の保護収容、返還や譲渡活動 ・被災住民への動物救護に関する情報の提供 ・避難に関わる情報の収集、適正な飼養の指導 ・動物由来感染症の防疫と予防 ・救援物資などの調達と保管場所の確保、輸送手段の調整と受け取り 市が行う主な対策 ・ペットの同行避難者の指定避難所などへの避難誘導と支援 ・指定避難所や応急仮設住宅へのペットと同行避難者の受入れ ・指定避難所や応急仮設住宅でのペットの飼養状況などに関する県等への情報提供 ・指定避難所や応急仮設住宅でのペットの適正な飼養に係る指導と支援 ・県や現地動物救護本部等が行う動物救護活動に対する支援の要請と連携協力 ・被災住民などへの動物救護や飼養支援に関する情報の提供

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
常陸太田市 （茨城県）	常陸太田市地域防災計画（風水害対策編） 第7　避難所の運営 　2　避難所の運営に関する事項 避難所の運営に関する共通事項 【衛生管理】 〇定期的に避難所内の清掃を行う。 〇生ゴミ等腐敗しやすい廃棄物は早急に収集する（特に夏は注意）。また，困難な場合は，避難所に一定の場所を仕切り，ゴミを分別管理する。 〇ポータブルトイレ等のトイレ（尿を受けると凝固するもの）を確保する。 〇避難時のペットの保護及び飼育は，原則としてペットの所有者・管理者が行い，避難所へのペットの持ち込みは禁止する。 必要に応じて対応する事項 【秩序の維持】 〇マイカーの乗り入れを規制する。 〇迷惑行為を行わない。また，共同生活の秩序を守る。 〇飲酒・喫煙等の自粛 〇避難所生活においてペット問題が生じた場合，県及び獣医師会等と取扱いについて協議する。また，関係団体によりペットの救護所等が設置される場合は，公共用地を提供する。 ※運営委員会は避難所内の秩序を維持する。
高萩市 （茨城県）	高萩市地域防災計画 　第3編　災害応急対策計画 　　第4章　避難活動を実施する／第2節　指定避難所を開設・運営する (2)指定避難所を管理・運営する 〇家庭動物対策 ・災害発生時における保健衛生環境を整備するる家庭動物の取扱いは「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、飼い主による管理が原則 ・指定避難所における人の収容スペースへの家庭動物の同伴は、他の避難者への影響や衛生管理等を考慮し原則禁止（ただし、身体障がい者補助犬は例外） ・災害発生時は、指定避難所の施設能力や避難者の状況を踏まえ、必要に応じて避難所屋外等への家庭動物用スペースの確保を実施 ・家庭動物を収容する場合、家庭動物の飼育及び飼育スペースの清掃は飼い主の責任で管理 　　第8章　社会環境を確保する／第1節　防疫・保健衛生対策を実施する 　1. 保健衛生環境を整備する (3)家庭動物の保護を実施する 〇家庭動物の保護及び適正飼養の実施 ・家庭動物と同行避難できるよう避難所ごとに準備 ・ 茨城県災害時動物救護本部の支援を得つつ、各避難所運営組織と協力して家庭動物を保護 〇協力体制の確立 ・家庭動物の保護等に関し、「茨城県災害時動物救護本部」との連携・調整を実施 　第5編　原子力災害対策計画 　　第3章　緊急事態応急対策／第4節　屋内退避、避難収容等の防護活動 　2. 避難場所 (8)市は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び県と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。また、県と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国及び県に資機材の調達に関して要請するものとする。
北茨城市 （茨城県）	●北茨城市地域防災計画（令和6年3月改定　北茨城市） 【第2部　防災予防計画】第1編　共通事項　第4章　防災教育・訓練　第1節　防災教育　第1　一般市民向けの防災教育 1　普及すべき防災知識の内容　(4)風水害に関する知識 ⑬飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等 【第3部　災害応急対策計画】第1編　共通事項　第5章　避難者生活支援　第2節　避難生活の確保、健康管理 第4　避難所等における生活環境の整備　1　避難所等における生活環境の維持 3必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第1編　共通事項　第5章　被害者生活支援　第10節　愛玩動物（ペット）の保護対策 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため、動物愛護の観点から、県、県獣医師会、動物愛護関係団体等と協力し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。 1　愛玩動物（ペット）の取扱い（原則） 災害発生時における愛玩動物（以下「ペット」という。）の取扱いは「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、飼い主による管理を原則とする。 2　避難所における動物の適正飼養に係る措置 環境班は、避難所に隣接した場所に愛玩動物を受入れられるよう配慮するとともに、動物伝染病予防等衛生管理等を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずる。 3　飼い主不明及び放浪動物の保護 住民避難の際に被災地に残された愛玩動物の保護については、県動物指導センターを中心として行われる。環境班は、愛玩動物の一時預かりや、飼い主の発見に協力する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携により必要な措置を講ずる。 【第5部　原子力災害対策計画】 第2章　原子力災害事前対策　第4節　緊急事態応急体制の整備 第5　広域的な応援協力体制の拡充・強化 市は、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（「居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援体制及び、必要に応じて、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力のもと、市町村間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整えるものとする。 第3章　緊急事態応急対策　第3節　屋内退避等の防護措置　第2　避難所等 3　避難所の生活環境 市は、県の協力のもと、避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベット等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食材の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
北茨城市 （茨城県）	5 応急仮設住宅の整備 市は、県の協力のもと、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、空き家等利用可能な既在住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。市は、応急仮設住宅を設置する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び県と協議の上、建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。また、県と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国及び県に資機材の調達に関して要請するものとする。 ●北茨城市国民保護計画（令和2年3月改定　北茨城市） 第3編　武力攻撃実態等への対処　第4章　警報及び避難の指示等　第2項　避難住民の誘導等　第3節　避難住民の誘導 10 動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
笠間市 （茨城県）	【笠間市地域防災計画(風水害等対策計画編、震災対策計画編、原子力災害対策計画編)】 2 風水害対策計画 第2章　災害応急対策 第16節　愛玩動物の保護対策 「活動のポイント」 愛玩動物の保護及び適正飼養 (1)保護及び適正飼養 1原則飼い主の責任、2協力体制の確立、3活動内容 (2)愛玩動物の同行避難 1飼い主の責任、2受け入れ可能愛玩動物、3受け入れできない愛玩動物、 4一時飼養場所、5飼い主の会（仮称）、6飼養ルール、7感染症及び咬傷等の事故 関係機関 【環境部、保健福祉部】 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じることと同時に、多くの動物が飼い主と共に避難所に避難してくることが想定される。このため、動物愛護の観点から、県及び関係機関や県獣医師会、動物愛護関係団体等との協力体制を確立し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。 1 愛玩動物の保護及び適正飼養 災害時における愛玩動物の避難等は、原則、飼い主の責任により行うものとするが、避難所に同行避難できるよう関係部署と協力して必要な措置を講ずるとともに、被災した愛玩動物の保護に努める。 2 協力体制の確立 市は、愛玩動物の保護や適正飼養に関し、県獣医師会及び動物愛護関係団体と連携・協力するため「動物救護本部」を設置する。 (1)動物救護本部は、茨城県と県獣医師会との協定等に基づき、市内獣医師と連携・協力し運営する。 (2)市と市内獣医師との協力体制等については、別途必要に応じて定める。 3 活動内容 (1)飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護(県及び市内獣医師と協力) (2)避難所における動物の適正飼養に係る措置(県委嘱の動物愛護推進員等のボランティアと協力) 4 愛玩動物の同行避難 大規模災害等の発生や発生するおそれがあるなどにより、避難所（もしくは自主避難所）が開設された場合、避難所には愛玩動物と同行避難することができる。 避難所では「動物が苦手・アレルギーを持っている・におい・鳴き声・動物由来感染症」など、さまざまな理由があることから、避難者スペース（居室）内への愛玩動物の入室は原則禁止とする。 なお、身体障害者補助犬法の規定により、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬及び介助犬）は、居室内への同伴避難が認められているため、同伴での入室を可能とする。 (1)同行避難 同行避難とは、災害発生時に愛玩動物と一緒に避難所まで避難することで、避難所で飼い主と愛玩動物が同一の空間に居住することを意味するものではない。 避難所での愛玩動物飼養に関わる問題については、飼い主の責任において対応するこ とを原則とする。 (2)受け入れ可能な愛玩動物 避難所で受け入れ可能な愛玩動物は、犬や猫、その他小動物（小鳥、ウサギ、ハムスターなど）とする。 (3)受け入れができない愛玩動物 檻で飼養することが義務付けられている特定犬(茨城県が指定した 8 犬種のほか体長体高等により指定された犬)、環境省指定の特定動物（危険な動物）、特定外来生物に指定された動物、及びこれらに類する動物、並びに大型の動物、専用の飼養施設を要する動物は、安全管理上、避難所では受け入れることができない。(上記の愛玩動物等を飼養している場合は、同行避難できないため、事前に複数の一時預け先（親戚や友人、愛玩動物ホテル等）を確保しておくこと。 (4)愛玩動物の一時飼養場所 避難所での愛玩動物の一時飼養場所は、避難所開設時に避難者の受け入れ状況等を鑑み選定し、原則、屋外の指定された場所(駐輪場など雨風の防げる場所)とする。(施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け、飼育することができまる。ただし、避難状況に合わせての設置となるため、飼い主は屋外での飼養を想定した準備を行うこと。） (5)飼い主の会（仮称） 避難所において飼い主が協力して愛玩動物の飼養管理を行えるように、避難した飼い主全員で飼い主の会（仮称）を組織する。 1代表者の決定 ※代表者は避難所運営組織との連絡等を代表して行う者であり、一切の責任を負うものではない 2避難所運営組織が定めた場所に愛玩動物の一時飼養場所を設置 3愛玩動物の一時飼養場所への収容 4愛玩動物の飼養ルール確認、飼養管理に係る作業分担・当番の決定 など

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
笠間市 （茨城県）	(6)愛玩動物の飼養ルール 1愛玩動物と同行避難した飼い主は、当該飼い主同士で組織する「飼い主の会（仮称）」に全員が加入し、責任をもって愛玩動物の飼養管理を行うこと。 2飼い主は各避難所が定めるルールに従い、責任をもって「えさやり」「清掃」「糞尿の処理」等を行い、飼養環境の維持管理を行うこと。 3避難所には愛玩動物の災害用備蓄品がないため、キャリーバッグやケージ、リード、えさ等飼養に必要な物品は、飼い主が用意すること。 4自主的に避難所を退所する場合は、自分の愛玩動物の一時飼育場所の清掃、原状復旧等を行ってから退所すること。 5避難所の閉鎖等により、一時飼養場所が閉鎖される場合は、飼い主が責任をもって一時飼養場所の清掃及び原状復旧等を行うこと。 6避難所内に十分な飼養環境を整えることは困難であり、愛玩動物がさまざまなストレスなどにより体調不良を引き起こす場合があるため、平常時以上に愛玩動物に気を配り、不安を取り除くように努めること。 (7)感染症及び咬傷等の事故について 1動物間及び人と動物間における共通感染症の発生や咬傷等の事故の発生を防ぐため、愛玩動物の一時飼養場所ではそれぞれの動物が接触しないように飼養し、飼い主及びその関係者以外の立ち入りを禁止とする 2感染症及び咬傷等の事故が発生した場合は、避難所運営組織に速やかに報告し、飼い主と被害者の間で解決を行うこと（動物飼養場所には多くの動物が集まることが想定されるため他の動物から感染症を予防するために、日頃から感染症予防ワクチンの接種等、対策をしておくこと）
取手市 （茨城県）	取手市地域防災計画　第6節　被災者生活支援　第6　愛玩動物の保護対策 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、愛玩動物を飼育している市民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 市は動物愛護の観点から、県や関係機関、県獣医師会、動物愛護関係団体と協力体制を確立するとともに、県獣医師会、動物愛護団体等と連携し、飼い主の支援及び被災動物の保護体制を整備する。 内容 1　愛玩動物対策（飼い主の役割） 動物の飼い主は、日頃から動物の生理、習慣等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、避難所へ適切な避難ができるよう、しつけやワクチンの接種をするとともに、動物用避難用品（ゲージ等）を準備するよう努める。また、災害時に逸走した動物を所有者である飼い主のもとに返すことができるよう、飼い主は、飼養する動物に名札や迷子札（マイクロチップ）などで所有者明示（戸別識別）を実施するよう努める。 2　避難所における動物の適正飼養対策 市は、県と協力して、飼い主とともに避難してきた動物の飼養について、適正飼育の指導、助言を行い、環境衛生の維持に努める。また、被災市民に対し、保護動物に係る情報提供を行う。市は、避難所での混乱を避けるため、動物同伴の避難所を受け入れられる施設を選定するなど、動物の飼い主が動物と一緒に避難することができるように配慮する。動物の飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、避難所運営に協力するとともに、避難所に一時保護された飼い主不明の動物も、共同で飼養するよう努める。
牛久市 （茨城県）	牛久市地域防災計画地震災害対策計画編 第3章第9節飼育動物対策 1、飼い主責任の原則 2、同行避難 3、動物の救護 4、動物救護所の設置 牛久市地域防災計画風水害等対策計画編 第3章第9節飼育動物対策 1、飼い主責任の原則 2、同行避難 3、動物の救護 4、動物救護所の設置 牛久市動物の愛護及び管理に関する条例 第11条災害時の飼育動物の保護 市長は、大規模な地震等が発生した場合（次項において「災害時」という。）は、飼養する動物の保護について可能な限りの措置を講ずるものとする。 2飼い主は、災害時の動物の飼養に備えた準備をし、災害時には責任を持った飼養に備えた準備をし、責任を持った飼養に努めるものとする。 市避難所運営マニュアル第3避難所の運営 8衛生班 (5)避難所内のペット対策（要配慮者が必要とする補助犬は、除外する。） ア犬、猫などは室内に入れない。 イ避難所のペットの管理責任は、飼育者にあることを原則とする。 ウ避難所にペットを連れてきた避難者に対して窓口で届け出るよう呼びかけ、「様式12避難所ペット登録台帳」に記載する。 エ大型動物や危険動物の避難所への同伴は断る。 オペットの飼育場所を決定し、ペットの飼育ルールと共に飼育者および避難者へ周知徹底を図る。この際、市は動物愛護の観点から、獣医師会・動物愛護関係団体などと協力体制を確立し、近傍にペット用の避難スペースを確保する。 カペットの救護活動が開始された場合は、その情報を飼育者へ提供し、協力を求める。
つくば市 （茨城県）	つくば市地域防災計画 災害応急対策/第3章、第1節、第2、3.避難所の運営 避難所運営職員は、避難所1箇所につき、職員配置は最低3人以上とし、勤務時間は 24時間3交代制とする避難所運営計画を作成し、避難者からなる避難所運営委員会を立ち上げ、避難者の自主運営体制を確立する。災害関連死の予防や男女共同参画の視点、ペットへの対応等に配慮し、運営や生活のルールを定めて円滑な運営に努め、避難者の自立支援に取り組む。指定避難所の管理者が指定管理者となっている場合、役割分担等について、事前に指定管理者との間で指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。
ひたちなか市 （茨城県）	地域防災計画 【風水害等対策計画編】第3章災害応急対策計画第11節避難計画5避難所の設置 エ愛玩動物の避難等は，原則，飼い主が責任を持って行うものとするが，市は，飼い主が避難所に愛玩動物と同行避難できるよう，県等と協力して，（避難所の隣接した場所に受け入れるように配慮する等）必要な措置を講じる。 【地震災害対策計画編】第3章災害応急対策計画第7節被災者生活支援計画2避難生活の確保，健康管理 (1)避難所の開設，運営イ避難所の運営 避難所の開設に伴い，職員及びボランティア等を各避難所に配置し，自主防災会等の協力を得て，あらかじめ策定したマニュアルに基づいて，避難所の運営を行う。その際，女性の参画を推進し，避難の長期化など必要に応じて男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。また，愛玩動物の同行避難者についても，（避難所の隣接した場所に受け入れる場所を確保するなど）配慮に努める。更に，必要あるときは，県や近隣市町村に対しても協力を要請する。また，避難所の安全確保及び秩序の維持のため警察の配置についても配慮する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
鹿嶋市 （茨城県）	鹿嶋市地域防災計画地震災害対策計画編 第3章第5節　被災者生活支援 2. 避難生活の確保，健康管理 【対策】 (2)避難所等における生活環境の整備 1衛生環境の維持 市は，避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため，被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹸・うがい薬の提供，仮設トイレの管理，必要な消毒及びし尿処理を行うとともに，入浴の提供を行うほか，食事供与の状況等の把握に努め，必要な対策を講じるものとする。また，必要に応じ，平成30年度に作成した「鹿嶋市災害時保健活動マニュアル」に基づき，避難所における家庭動物のためのスペース確保に努めるものとする。さらに，災害応急対策に必要な車両の駐車のためのスペースの確保に努めるものとする。 10. 愛玩動物の保護対策 【対策】 ■避難所における動物の適正飼養に係る措置 市は，自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮するとともに，動物伝染病予防等衛生管理等を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずるものとする。県は，関係機関等と協働して適正飼養の支援に努める。 第3章第7節 応急復旧 1. 建築物の応急復旧 【留意点】 (2)要配慮者に配慮した応急仮設住宅の建設 応急仮設住宅の建設に当たっては，要配慮者の実情に応じ，その構造，配置に十分配慮することが必要である。 また，応急仮設住宅における安心・安全の確保，孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア，入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに，女性の参画を推進し，女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また，必要に応じて，応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。
潮来市 （茨城県）	潮来市地域防災計画 (3)愛玩動物（ペット）対策 1愛玩動物（ペット）の取扱い（原則） 災害発生時における愛玩動物（以下，「ペット」という）の取扱いは「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、飼養者による管理を原則とする。 2飼養者の責務 飼養者は災害に備え、ペットとの同行避難や飼養について準備しておくものとする。日頃からゲージに慣れさせるなどの訓練を行っておくとともに、使用者の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び飼養のための備蓄品の確保に努める。 3避難所における人の収容スペースへのペットの同伴禁止（原則） 避難所における人の収容スペースへのペットの同伴は、様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことを鑑み，他の避難者への影響や衛生管理等を考慮し、同室への持ち込みは原則禁止とする。ただし、身体障害者補助犬法（平成14年5月29日法律第49号）第2条に規定する「身体障害補助犬」は，同法第7条の規定に基づき対応する。 4災害発生規模によるペット飼い主への対応 災害の規模により、ペット飼い主への対応を、衛生状況、被災状況等を考慮しながら、次のように実施する。 表一ペットに対する対応策 大規模災害発生時避難者の収容完了後、避難所の施設能力や避難者の状況を踏まえ、災害対策本部は屋外等にペットのためのスペースの確保に努める。ペットへの給餌や排泄物の清掃などの飼育・飼養は，飼養者が管理し責任を負うものとする。 中小規模災害発生時ペットの管理は、飼養者による管理を原則とするが、支援情報については提供を行う。 潮来市国民保護計画第4章第2避難住民の誘導等 (9)動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月3日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずる。 ・危険動物等の逸走対策 ・用避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
守谷市 （茨城県）	○守谷市動物の愛護及び管理に関する条例 （飼い主の責務） 第6条7飼い主は、日頃から大規模な地震等の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における動物の飼養に備えた準備をし、災害時においても責任を持った飼養に努めるものとする。 （災害時の動物の保護） 第10条市長は、災害時において、動物を保護するために必要な措置として規則で定める措置を講ずるものとする。 ○守谷市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則 （災害時の動物の保護） 第8条条例第10条に規定する必要な措置は、次に掲げるものとする。 (1)避難所における動物の受け入れ体制の整備 (2)飼い主の負傷等の理由により救護を要する動物に対する救護体制の整備 (3)負傷動物の救護体制の構築 (4)前各号に掲げるもののほか、災害時における動物の保護のために市長が必要と認める措置
常陸大宮市 （茨城県）	常陸大宮市地域防災計画第2編震災対策計画第2章応急対策計画第5節被災者生活支援第2避難生活の確保、健康管理2避難所の運営 災害時における動物の避難等は、原則、飼い主が責任をもって行うものとするが、市が設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮に努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
那珂市 （茨城県）	那珂市地域防災計画 第3章災害応急対策計画/第1款風水害等対策 第5節被災者生活支援/第2避難生活の確保、健康管理/■対策/1避難所の開設、運営【市民生活班、保健福祉班】/(2)避難所の運営 7)ペット対策 避難所の隣接した場所にペット収容所を確保する等、ペットを受け入れられるよう配慮するとともに、トラブルが起きないようルールの作成に努める。 第5節被災者生活支援/第9愛玩動物(ペット)の保護対策/■基本事項/2留意点 (1)愛玩動物の保護及び適正飼養 災害時における動物の避難等は、原則、飼い主が責任をもって行うものとするが、市は、飼い主が避難所に愛玩動物と同行避難できるよう県や関係機関等と協力して必要な措置を講ずるとともに被災した愛玩動物の保護に努める。 第7節応急復旧・事後処理/第1建築物の応急復旧/■基本事項/2留意点 (2)要配慮者、女性等、多様な生活者の視点に配慮した応急仮設住宅 また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。 第7節応急復旧・事後処理/第1建築物の応急復旧/■対策/3応急仮設住宅の建設/【建設班、保健福祉班】 5)応急仮設住宅の管理 また、管理にあたっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。
筑西市 （茨城県）	筑西市地域防災計画 筑西市地域防災計画第3編第5章第10節愛玩動物の保護対策 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため、市は、動物愛護の観点から、県や関係機関、県獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。 第1飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護 市は、県が動物指導センターを中心として行う住民避難の際に被災地に残された愛玩動物の保護に協力するとともに、関係機関等と協働して愛玩動物の一時預かりや飼い主の発見に努める。 第2避難所における動物の適正飼養に係る措置 市は、自らが設置する避難所に隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮するとともに、動物伝染病予防等衛生管理等を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずる。避難時のペットの保護及び飼養は、原則としてペットの所有者・管理者が行う。避難所内へはペットの持ち込みを禁止し、避難所の開設時に、その旨を広報する。 市は、避難生活が長期化し、避難所等において避難生活の障害となるペット問題が生じた場合、県及び獣医師会等と取扱いについて協議する。関係団体によりペットの救護所等が設置させる場合は、公共用地を提供するとともに、その旨を避難者に広報する。
坂東市 （茨城県）	坂東市地域防災計画【被災者生活支援計画編】 第2章　災害応急対策計画　　第11節　愛玩動物の保護対策 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため、市は、動物愛護の観点から、県等関係機関や県獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。 第1　避難所における動物の適正飼養に係る措置 市は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受入れられるよう配慮するとともに、避難所における動物の適正飼養に係る措置をとる。 第2　飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護 市は、県と連携し住民避難の際に被災地に残された愛玩動物の保護収容、危険動物の逸走防止を行うとともに、関係機関等と協働して愛玩動物の一時預かりや、飼い主の発見に努めるものとする。 第3　飼い主の責任 飼い主は災害に備え、愛玩動物との同行避難や避難所での飼養について準備しておくとともに、災害時における動物の避難及び避難所における飼養は、飼い主が責任をもって行うものとする。
稲敷市 （茨城県）	稲敷市地域防災計画（令和4年3月改定） Ⅱ　2章　5節　第9　愛玩動物の保護対策 ■基本事項 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため、動物愛護の観点から県、県獣医師会、動物愛護関係団体等と協力し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。 ■対策 1　飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護 【市民生活部】 　避難の際に被災地に残された愛玩動物の保護は、県動物指導センターを中心として行われる。市は、愛玩動物の一時預かりや飼い主の発見の協力に努めるものとする。 2　避難所における動物の適正飼養に係る措置 【市民生活部】 市は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮するとともに、トラブル等が起きないようルールの作成に努める。また、県や関係機関等と協働して適正飼養の啓発に努める。
かすみがうら市 （茨城県）	かすみがうら市地域防災計画 第2編　風水害対策 第2章　災害応急対策計画　第15節　要配慮安全確保対策計画 8 愛玩動物の保護対策 　災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 　このため、動物愛護の観点から、県獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。 (1) 愛玩動物受け入れのための配慮 　市は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮する。 (2) 受け入れの方法 　市は、愛玩動物を受け入れる際は、「災害時における愛玩動物救護マニュアル（茨城県保健福祉部生活衛生課）（平成24年12月（令和3年1月改訂））」に基づき、受け入れを行うものとする。 避難所運営マニュアル　基本モデル (4)避難スペースのレイアウト サ　ペット避難スペース （ア）ペットについては、衛生上の観点から、原則屋外での対応になり 、居住スペースへの持ち込みは禁止し ます。 （イ）同行避難してきたペットを保管する場所を選定します。 　a 風雨や暑さ・寒さをしのげ、清掃しやすい場所 　b 臭いがこもらない臭いがこもらない、又は多少しみついてもよい場所 　c 居住エリア及び避難者の往来から離れた場所 　d 臭気や鳴き声が避難所にできるだけ届かない場所 　e 事故事故防止のため、ペットの保管場所と明確に示せる場所 （ウ）清掃は、飼い主が責任をもって行います。避難生活では、人も動物もストレスを感じていますので、普段以上に注意を払いましょう。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
桜川市 （茨城県）	桜川市地域防災計画【風水害等対策計画編】 第3章　5-9 愛玩動物の保護対策 災害時における動物の避難等は、原則、飼い主が責任をもって行うものとするが、市は、飼い主が避難所に愛玩動物と同行避難できるよう必要な措置を講じるとともに被災した愛玩動物の保護に努める。 第1 市の役割 1　動物同伴施設の設置 市は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮する。 2　相談窓口の設置 被災地や避難所、仮設住宅等での適正な飼育や動物の愛護、環境衛生の維持のための相談窓口を生活環境課に設置する。 3　避難訓練時の配慮 避難訓練時には、動物の同伴にも配慮する。 第2 飼い主の役割 1　愛玩動物の飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。 2　愛玩動物の飼い主は、一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。
神栖市 （茨城県）	神栖市地域防災計画　第2編　予防計画　第3章　被災者支援のための備え　第1節　避難施設の整備　第2　避難施設の整備　2 避難場所の指定・整備　(4)避難所の整備 3) 愛玩動物の同行避難環境の整備 市は，平常時より愛玩動物の登録及び狂犬病予防注射を推進するとともに，災害時における愛玩動物救護対策の周知及び適正飼養等の啓発に努めるものとする。また，避難所に同行避難した愛玩動物の保管施設設置場所をあらかじめ検討・確認し，同行避難環境の整備に努める。 神栖市地域防災計画　第3編　応急対策計画　第4章　避難生活の確保・被災者支援　第2節　避難所の設置　第3 避難所の運営管理　11 愛玩動物の適正飼養 市は，自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮する。また，茨城県動物指導センター，獣医師会，公益社団法人日本愛玩動物協会，動物愛護関係NPO法人，動物愛護推進員及び動物関係団体等で構成される茨城県災害時動物救護本部は，動物用医薬品・ペットフードとの支援物資を調達するとともに，負傷動物や救護動物を収容する一時保管施設を被災地に近い場所に設置し，愛玩動物の救護に努める。 (1) 避難所運営担当者 1) 屋内に飼育場所が確保できない避難所については，屋外でケージなどを置いてできるだけ雨風がしのげる場所を飼育場所とする。可能であれば，動物の種類ごとに場所を分ける。 2) 愛玩動物の飼育場所，飼育ルールの周知と，愛玩動物管理簿等による避難所での飼い主と愛玩動物の状況把握を行う。 3) 愛玩動物を連れた飼い主が飼い主グループを作る支援を行う。 4) 飼い主グループと連携し，他の避難者とのトラブルが無いように注意する。 (2) 飼い主グループ 1) 飼い主グループを立上げるとともに，代表者を選出する。 2) 飼育ルールを飼い主に周知する。 3) 飼育場所を設営し，避難所運営担当者へ愛玩動物の種類や数などとともに報告する。 4) 飼い主は飼育場所へ愛玩動物を収容し，ルールに沿って周囲に配慮した飼育・管理を行う。 5) 他の避難者からの苦情等，トラブルが発生した場合には，解決するよう努める。
行方市 （茨城県）	新型コロナウイルス感染症等を踏まえた避難所運営方針 【様式1】避難所　開設チェックシート ・避難所開設の際に確認するチェックシート ・「ペット受け入れ場所の検討」の記載あり 【様式13】避難所のペット登録台帳 ・ペット同行の際の管理台帳 ・入所日、退所日、飼主氏名、住所、連絡先、ペットの種類、性別、特徴（名前、体格、毛色等）、飼育スペース（施設内外及び場所）の記入欄あり
	行方市地域防災計画 2.地震災害対策計画第2章地震災害応急対策計画第13項愛玩動物の保護対策 災害時には，飼い主不明の愛玩動物や負傷動物が多数生じると同時に，多くの愛玩動物が飼い主とともに避難所へ避難してくることが予想される。市は動物愛護の観点から，県やその他関係団体と協力して愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。 （1）愛玩動物の保護及び適正飼養 災害時における愛玩動物の避難等は，原則，飼い主が責任をもって行うものとするが，飼い主が避難所に愛玩動物と同行避難できるよう県と協力して必要な措置を講じるとともに被災した愛玩動物の保護に努める。 （2）協力体制の確立 市は県，関係団体と連携の上，必要な措置を検討し，対応を行うものとする。 （3）活動項目 1飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護 2避難所における愛玩動物の飼養に係る措置 参照URL:https://www.city.namegata.ibaraki.jp/page/page007197.html
鉾田市 （茨城県）	鉾田市地域防災計画 第2編風水害対策計画編第2章災害応急対策計画第5節被災者生活支援 （一部抜粋） 必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
つくばみらい市（茨城県）	つくばみらい市地域防災計画　第2編第3章 12 ペットの保護対策 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに指定避難所に避難してくることが予想される。 このため、動物愛護の観点から、県獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、ペットの保護及び適正飼養について支援する。 1 ペット受入れのための配慮 市は、自らが設置する指定避難所や隣接した場所にペットを受入れられるよう配慮する。 飼い主が行う主な対策 1人とペットの安全確保　2避難が必要な際のペットとの同行避難　3避難所や応急仮設住宅におけるペットの適正飼養（飼養マナーの遵守と衛生管理、ペットの健康と安全の確保等） 県が行う主な対策 1危険動物の逸走などに係る対応（特定飼養施設の破損、特定動物の逸走状況などの確認、逸走時の対応など）　2被災者と被災ペットについての情報収集　3関係部局、国、他の自治体、地方獣医師会や「一般財団法人ペット災害対策推進協会」等との連絡調整やこれらへの支援要請　4指定避難所や応急仮設住宅におけるペットとの同行避難の実態調査　5市に対するペットとの避難や救護に係る指導と助言　6避難動物、放浪動物などに関する相談窓口の設置　7動物愛護推進員への協力の要請など　8獣医師の派遣依頼と派遣調整　9現地動物救護本部等の設置の検討　⑩放浪動物や負傷動物の保護収容、返還や譲渡活動　⑪被災住民への動物救護に関する情報の提供　⑫避難に関わる情報の収集、適正な飼養の指導　⑬動物由来感染症の防疫と予防　⑭救援物資などの調達と保管場所の確保、輸送手段の調整と受け取り 市が行う主な対策 1ペットの同行避難者の指定避難所などへの避難誘導と支援　2指定避難所や応急仮設住宅へのペットと同行避難者の受入れ　3指定避難所や応急仮設住宅でのペットの飼養状況などに関する県等への情報提供　4指定避難所や応急仮設住宅でのペットの適正な飼養に係る指導と支援　5県や現地動物救護本部等が行う動物救護活動に対する支援の要請と連携協力　6被災住民などへの動物救護や飼養支援に関する情報の提供
小美玉市（茨城県）	小美玉市防災計画　第2編　風水災害計画　第2章　災害応急対策計画 第9節第4　避難所の開設、運営 1避難所の開設 　災害時には、動物とともに飼い主が避難所に避難してくることが予想されることから、動物とともに避難可能な避難所の設置や、避難所における動物の適正な飼育について県や関係機関と協調して適正飼育の支援に努める。
茨城町（茨城県）	茨城町地域防災計画 地震災害対策計画編　第2章　災害応急対策計画　第5節　被災者生活支援 第10　愛玩動物の保護対策 ■基本事項 　災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主と共に避難所に避難してくることが予想される。このため、県は、動物愛護の観点から、町等関係機関や獣医師会、動物愛護関係団体等と協力を確立し、愛玩動物の保護および適正飼養について支援する。なお、災害委における動物の避難等は、原則、飼い主が責任をもって行うものとするが、県は飼い主が避難所に愛玩動物と同行避難できるよう、町等と協力して必要な措置を講ずるとともに、被災した愛玩動物の保護に努める。 　また、飼い主は災害に備え、愛玩動物との同行避難や避難所での飼養について準備しておくものとする。 ■対策 　県は、動物指導センターを中心として住民避難の際に被災地に残された愛玩動物の保護を行うとともに、関係機関等と協働して愛玩動物の一時預かりや、飼い主の発見に努めるものとする。 　町は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮するとともに、動物伝染病予防等衛生管理等を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずる。県は、関係機関等と協働して適正飼養の支援に努める。
大洗町（茨城県）	大洗町地域防災計画　地震・津波災害対策計画編　第3章 地震・津波災害応急対策計画　第5節 被災者生活支援　第10 愛玩動物の保護対策 ■基本事項 1 趣旨 　災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため、県は、動物愛護の観点から、町等関係機関や県獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。 2 留意点 (1) 愛玩動物の保護及び適正飼養 　災害時における動物の避難等は、原則、飼い主が責任をもって行うものとするが、町は、飼い主が避難所に愛玩動物と同行避難できるよう県等と協力して必要な措置を講ずるとともに被災した愛玩動物の保護に努める。 (2) 協力体制の確立 　町だけでは愛玩動物の保護対策は難しいので、県が、愛玩動物の保護や適正飼養に関し、県獣医師会及び動物愛護関係団体と連携・協力するため設置する「動物救護本部」と連携する。 3 活動項目リスト (1) 飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護 (2) 避難所における動物の適正飼養に係る措置 ■対 策 1 飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護 　町は、動物指導センターと連携して、住民避難の際に被災地に残された愛玩動物の保護を行うとともに、関係機関等と協働して愛玩動物の一時預かりや、飼い主の発見に努めるものとする。 2 避難所における動物の適正飼養に係る措置 　町は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう連携に努めるものとする。また、伝染病予防等衛生管理等を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずるものとする。
城里町（茨城県）	城里町地域防災計画 【第3編　災害応急対策計画】 第1部　共通事項　第5章　被災者生活支援　第1節　避難生活の確保 第4－7　愛玩動物（ペット）対策 　町（広報班）は、ペット同行の避難者にケージ等を持参するよう求める。 　町（避難誘導班）は、避難所の敷地内または周辺に飼育スペースを確保する、また、動物が苦手な避難者に配慮して、避難所屋内へのペットの持ち込みは禁止する。ただし、介助犬は介助者と同居できる専用スペースの確保に努め、周囲の避難者に理解と協力を呼びかける。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
東海村 （茨城県）	東海村地域防災計画【地震災害対策計画編】 第3章　地震災害応急対策計画　第5節　被災者生活支援　第9　ペットの保護対策【生活環境班】 ■基本事項 1. 趣旨 災害時には，飼い主不明のペットや負傷動物が多数生じると同時に，多くのペットが飼い主とともに避難所に避難してくることが予想されるため，村は動物愛護の観点から，県，県獣医師会，動物愛護関係団体等と協力体制を確立し，人の生活に潤いを与えるために飼育されるペットの保護及び適正飼養について支援する。 2. 留意点 災害時におけるペットの避難等は原則として飼い主が責任をもって行うが，村は，飼い主が避難所にペットと同時避難できるよう県と協力して必要な措置を講じるとともに，被災したペットの保護に努める。なお，飼い主は災害に備え，ペットとの同行避難や避難所での飼養について準備しておくものとする。 ■対策 1. 飼い主不明及び負傷したペットの保護 村は，県動物指導センターを中心として，住民避難の際に被災地域に残されたペットを保護するとともに，関係機関等と協働してペットの一時預かりや，飼い主の発見に努める。 2. 避難所におけるペットの適正飼養に係る措置 村は，自らが設置する避難所の隣接した場所にペットを受け入れられるよう配慮するとともに，動物伝染病予防等衛生管理等を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずる。 東海村地域防災計画【風水害対策計画編】 第3章　風水害応急対策計画　第10節　避難生活の確保　5　避難所におけるペットの適正飼養に係る措置 村は避難所の隣接した場所にペットを受け入れられるよう配慮するとともに，動物伝染病予防等衛生管理等を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずる。
大子町 （茨城県）	大子町地域防災計画（令和6年3月） 第4 被災者支援のための備え 1 指定緊急避難場所・指定一般避難所の指定【総務課、町民課】 6) ペット対策 避難所におけるペットの存在は、鳴き声、臭い、アレルギー、衛生面等の問題があり、 飼主以外の者にとっては多大なストレスとなるケースがある。一方、飼主にとっては家族 の一員として精神的な支えともなることから、ペットとの同行避難が望まれる。したがっ て、双方にとって望ましい対応方法を検討する。 第10 愛玩動物（ペット）の保護対策 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とと もに避難所に避難してくることが予想される。このため、動物愛護の観点から、県、県獣医師 会、動物愛護関係団体等と協力し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。 1 飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護【避難対策班】 住民避難の際に被災地に残された愛玩動物の保護については、県動物指導センターを中心 として行われる。町は、愛玩動物の一時預かりや、飼い主の発見に協力する。 2 避難所における動物の適正飼養に係る措置【避難対策班】 町は、避難所に隣接した場所に愛玩動物を受入れられるよう配慮するとともに、動物伝染 病予防等衛生管理等を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずる
美浦村 （茨城県）	美浦村地域防災計画第1部震災対策計画 第3章災害応急対策計画第7節応急復旧・事後処理第4清掃・防疫・障害物の除去・環境対策 6. 動物対策 (1)放浪動物・死亡獣畜への処理 環境班は、飼い主の被災による廃棄又は逃げ出したペット等が発生した場合、県動物指導センターと協力して保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携により必要な措置を講ずる。死亡した家畜は、県南家畜保健衛生所の指導により、民間の死亡獣畜取扱所及び化製場で処理する。 (2)ペットの対応 避難時のペットの保護及び飼養は、原則としてペットの所有者・管理者が行う。避難所の建物内へはペットの持ち込みを禁止し、避難所の開設時にその旨を避難者に周知する。 環境班は、避難生活が長期化し、避難所等において避難生活の障害となるペット問題が生じた場合、県及び獣医師会等と取り扱いについて協議する。関係団体によりペットの救護所等が設置される場合は、スペースに提供に努めるとともに、その旨を避難者に広報する。 美浦村国民保護計画 第3編武力攻撃事態等への対処第4章警報及び避難の指示等第2避難住民の誘導等3避難住民の誘導 (9)動物の保護等に関する配慮 村は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
阿見町 （茨城県）	『阿見町地域防災計画風水害編』第9節防災知識の普及第1一般住民向けの防災教育 1.普及すべき防災知識の内容（11）飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等 『阿見町地域防災計画資料編』資料8阿見町災害対策本部分掌事務及び初動対応項目 防犯・環境班生活環境課1ペット対策に関すること◎ペットの避難受入れ調整

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
河内町 （茨城県）	河内町地域防災計画（令和2年3月策定） 第3編災害応急対策 第9節愛玩動物の保護対策 趣旨 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため、町は、動物愛護の観点から、県及び関係機関等と協力体制を確立し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。 留意点 (1)愛玩動物の保護及び適正飼養 災害時における動物の避難等は、原則、飼い主が責任をもって行うものとするが、町は、飼い主が避難所に愛玩動物と同行避難できるよう県及び防災関係機関等と協力して必要な措置を講ずるとともに被災した愛玩動物の保護に努める。 実施担当 対策項目担当班関係機関 1. 飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護環境衛生班県（保健福祉部）等 2. 避難所における動物の適正飼養に係る措置町民班県（保健福祉部）等 対策 1. 飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護 県は、動物指導センターを中心として住民避難の際に被災地に残された愛玩動物の保護を行うとともに、関係機関等と協働して愛玩動物の一時預かりや、飼い主の発見に努める。 2. 避難所における動物の適正飼養に係る措置 町は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受入れられるよう配慮するとともに、県は、関係機関等と協働して適正飼養の支援に努める。
八千代町 （茨城県）	八千代町地域防災計画第2編地震災害対策計画編第3章地震災害応急対策計画 第10愛玩動物の保護対策 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため、動物愛護の観点から、町は県や関係機関、県獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。 1避難所における動物の適正飼養に係る措置 町は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮するとととともに、県は、関係機関と協働して適正飼養の支援に努める。
五霞町 （茨城県）	五霞町地域防災計画地震災害対策計画編 第3章地震災害応急対策計画第5節被災者生活支援2避難所等における生活環境の整備【町】(1)避難所等における生活環境の維持 町は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹸・うがい薬の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理を行うとともに、入浴の提供を行うほか、食事供与の状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。地震災害対策計画編第3章地震災害応急対策計画第5節被災者生活支援 第10愛玩動物の保護対策 ■基本事項【趣旨】 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため、動物愛護の観点から、町は県や関係機関、県獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。 【留意点】(1)愛玩動物の保護及び適正飼養 飼い主が避難所に愛玩動物と同行避難できるよう県と協力して必要な措置を講ずる。なお、飼い主は災害に備え、愛玩動物との同行避難や避難所での飼養について準備しておく。 【活動項目リスト】1避難所における動物の適正飼養に係る措置■対策 町は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮するとともに、動物伝染病予防等衛生管理等を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずるものとする。県は、関係機関等と協働して適正飼養の支援に努める。第7節応急復旧・事後処理第1建築物の応急復旧 ■基本事項【趣旨】 地震の発生により破損したり耐久性が低下した建築物が、余震等に対して引き続き安全に使用できるか否かの判定（以下「応急危険度判定」という。）を行い、被災建築物による二次災害を防止していくものとする。 また、災害のために住宅が滅失した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保できない者に対しては応急仮設住家を提供し、又は、災害のため住宅が半壊又は半焼したものに対しては応急修理を行い保護していくものとする。 【留意点】(1)想定される地震の種類と対策の対応 被災地域が局所的となるような直下型地震に対しては、地域間及び組織間の住宅応急復旧における応援協力体制の整備や、資材輸送のための緊急輸送路の確保を行う。 (2)要配慮者に配慮した応急仮設住宅の建設 応急仮設住宅の建設に当たっては、要配慮者の実情に応じ、その構造、配置に十分配慮する。また、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。さらに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。
境町 （茨城県）	境町地域防災計画　第3編　第2章　第5節　第9　愛玩動物の保護対策 過去の災害においては、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じた。また、愛玩動物は、飼い主にとっては家族同然であり、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 町は、動物愛護の観点から、県等関係機関や県獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。
利根町 （茨城県）	利根町地域防災計画　第3編　第5章　第10節 第1 基本事項 1 趣旨 災害時には，飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に，多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 このため，町は，動物愛護の観点から，県等関係機関や県獣医師会，動物愛護関係団体等と協力体制を確立し，愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。 2 留意点 (1)愛玩動物の保護及び適正飼養 災害時における動物の避難等は，原則，飼い主が責任をもって行うものとするが，県は，飼い主が避難所に愛玩動物と同行避難できるよう町と協力して必要な措置を講ずるとともに被災した愛玩動物の保護に努めることとなっている。 (2)協力体制の確立 町は，愛玩動物の保護や適正飼養に関し，県が設置する「動物救護本部」と連携を取って対処する。 第2 対策 1 飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護【環境対策部，各施設管理者】 町は，県と協力して，住民避難の際に被災地に残された愛玩動物の保護を行うとともに，関係機関等と協働して愛玩動物の一時預かりや，飼い主の発見に努めるものとする。 2 避難所における動物の適正飼養に係る措置【環境対策部，避難教育対策部，消防対策部】 町は，自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮するとともに，県や関係機関等と共同して適正飼養の支援に努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
水戸市	水戸市地域防災計画　地震災害対策計画編 第3章　第37節 愛玩動物の保護計画 第1 飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護 第2 避難所における動物の適正飼養に係る措置 担当部 市民協働部，保健医療部 担当班 災害対策班，医療救護班 災害時には，飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に，多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため，市は，動物愛護の観点から，県と連携を図りながら，県獣医師会や水戸市獣医師会，動物愛護関係団体等と協力体制を確立し，愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。 第1 飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護 市は，県と連携を図りながら，県獣医師会や水戸市獣医師会，動物愛護関係団体，ボランティア等と協働して，飼い主の発見，一時的な保護収容，愛玩動物保護施設の確保その他の被災地に残された愛玩動物や，負傷した愛玩動物の保護のために必要な支援に努める。 第2 避難所等における動物の適正飼養に係る措置 市は，避難所又は避難所に隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮するとともに，県と連携を図りながら，県獣医師会や水戸市獣医師会，動物愛護関係団体，ボランティア等と協働して，愛玩動物の健康保持，動物由来感染症の発生予防その他の避難所等における動物の適正飼養のために必要な措置を講じる。 県は，関係機関等と協働して適正飼養の支援に努める。 また，飼い主は，平時から，愛玩動物との同行避難や避難所での適正飼養のため，ケージやキャリーバック，非常用の餌等の必要な物資を備える。
栃木県	栃木県地域防災計画 （水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編） 第2章予防　第13節　避難体制の整備 第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定　4 避難所の整備 市町は、避難所の整備にあたっては、男女共同参画の視点を重視しながら、避難者の良好な生活環境を確保するため、次のようなことに留意するものとする。 〇整備にあたっての留意事項 ・必要に応じて家庭動物（ペット）のためのスペースの確保に努めること。 第3章 応急対策　第6節 災害発生時の避難対策 第4 避難所の開設、運営　2 避難所の運営 (10)必要に応じ、家庭動物（ペット）のためのスペースを原則として渡り廊下、駐輪場、車庫等雨が避けられる屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させるよう努める。 第3章　応急対策　第13節　保健衛生活動　第3　動物取扱対策 (1)実施体制 飼い主責任を基本とした同行避難及び避難時の動物の飼養管理並びに放浪動物の救護等の対策を講じるため、県（保健福祉部）、宇都宮市保健所及び獣医師会で校正する動物救護の体制により、市町等関係機関・団体の協力を得て、動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く。）の被災状況、救助、搬送に関する状況（道路状況等）、被災動物受け入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講ずる。 (2)実施方法 ア　市町が実施する対策 (ア)動物の被災状況等について県と連携して情報を収集する。 (イ)県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。 (ウ)感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。 (エ)飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理台帳の活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。 　　なお、その方法は電話やファクシミリを基本とするが、状況に応じて掲示板等適切な方法を検討する。 (オ)保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。 (カ)実施については、現有の人員、機材、施設等で対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。 イ　県（保健福祉部）が実施する対策 (ア)総合相談窓口を栃木県動物愛護指導センター（以下「動愛センター」という。）に設置し、収集した情報に基づき、関係機関による被災動物の救助等を支援する。 (イ)被災動物の救助、搬送、治療等は動愛センターが主体となって支援する。 (ウ)被災動物は、必要があれば動愛センターへ搬送し、収容、治療等を行う。 (エ)被災動物の救護、管理及び避難所等での飼い主に対する適正飼養の支援等について協定に基づき、獣医師会へ応援を要請する。 (オ)感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。 (カ)飼料（餌）の確保や被災動物を保護収容するための施設の設置については、関係機関が連携してこれを協議する。 (キ)飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、総合相談窓口を活用し、市町と連携して、情報の収集、提供を行う。 (ク)保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて動愛センターのホームページ及び動愛センター内において写真の掲示等を行い、飼い主への情報提供を行う。 (ケ)市町等関係機関から被災動物に対するペットフード等支援物資の要請があった場合、関係団体と連携し、これに応じる。 ウ　獣医師会が実施する対策 (ア)県から被災動物に対する救護及び管理等の要請があった場合は、協定に基づき各支部と協力してこれに応ずる。 (イ)被災動物の健康管理等に関する問い合わせ、相談窓口を設置する。 (ウ)市町等関係機関から被災動物に対する救助、治療等の要請があった場合は、各支部と協力してこれに応ずる。 エ　動物愛護推進員が実施する対策 (ア)災害時における県や市町等の関係機関が行う動物の適正な飼養及び保管に関する飼い主への支援活動に協力する。 オ　飼い主が実施する対策 (ア)飼い主は、被災により一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり報知することのないよう、適切な対応に努める。 (イ)飼い主は、災害発生時に動物を同行して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせるなどの訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。
足利市 （栃木県）	足利市地域防災計画
栃木市 （栃木県）	栃木市地域防災計画　第2編　第3章　第6節　第2 4 ペット同行避難対策 市（避難所班、防疫衛生班）は、避難所にペットと同行してきた避難者がいた場合は、次の措置を行い、避難所の衛生環境の維持に努める。 (1)あらかじめ設定したペット飼育スペースにて受け入れる（居住スペースへのペットの持ち込みは禁止）。 (2)飼養者に適正飼育の指導を行い、動物の愛護及び環境衛生を維持する。 (3)飼育ルールを掲示し、避難者へ周知を徹底する。 (4)身体障害者補助犬法に基づく「身体障害者補助犬」（盲導犬、聴導犬、介助犬）については避難スペースへの同伴を認める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
佐野市 （栃木県）	佐野市地域防災計画　風水害等対策編 第1章　第1節　第7 防災知識の普及、防災訓練の実施等における要配慮者等への配慮 防災知識の普及、防災訓練の実施においては、要配慮者に十分に配慮し、地域において要配慮者を支える体制が整備されるように努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮することに加え、家庭動物（ペット）の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するように努める。 第1章 第3節 第1　指定緊急避難場所等の指定及び整備 4 避難所等の整備 市は、避難所等の整備にあたって、男女共同参画の視点や家庭動物（ペット）との同行避難も重視しながら避難者の良好な生活環境を確保するため、次のような点に留意する。 (11)家庭動物（ペット）の避難所建物内への入室は、鳴き声やアレルギー等、他避難者への配慮が必要となるため不可とし、建物外に家庭動物（ペット）のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 第2章　第6節　第6　避難所の開設、運営 2 避難所の運営 (9)市は、必要に応じ、家庭動物（ペット）と同行避難した被災者について適切に受け入れるとともに、家庭動物（ペット）のためのスペースを原則として屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の合意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。また、市は、避難所等における家庭動物（ペット）の受入状況の把握に努める。 第2章　第19節　第4　動物取扱対策 1　動物保護管理対策 (1) 実施体制 飼い主責任を基本とした同行避難および避難時の動物の飼養管理並びに放浪動物の救護等の対策を講じるため、市、県、獣医師会等関係機関は連携の上、動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く）の被災状況、救助、搬送に関する状況（道路状況等）、被災動物受入れに関する状況等を把握し、適切な措置を講じる。 (2)実施方法 ア　動物の被災状況等について栃木県動物愛護指導センター等と連携して情報を収集する。 イ　県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じて搬送する。 ウ　感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。 エ　飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理台帳の活用等により、県と連携調整しながら情報の収集、提供を行う。 オ　保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。 カ　実施については、現有の人員、機材、施設等で対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。
鹿沼市 （栃木県）	鹿沼市地域防災計画 第3章(P327)「避難所ではペットのための空間を原則として確保するよう努める。ただし、施設に倉庫等がある場合には、避難所にいる避難者の同意のもとに居室以外の部屋に専用空間を設けて飼養させる。」 第3章(P352)「飼養動物の避難、保護、飼養は、飼い主が行うことを原則とし、避難所ではペットのための空間を原則として確保するよう努める。ただし、施設に倉庫等がある場合には、避難所にいる避難者の同意のもとに居室以外の部屋に専用空間を設けて飼養させ、市は避難所の開設時に、その旨を広報する。避難所生活の長期化等により、避難所運営の障害となる飼養動物の問題が生じた場合は、県（県西健康福祉センターを通じて動物愛護指導センター）及び獣医師会等に、動物救護所の開設・運営等の協力を要請する。なお、動物救護所を設置する場合は、市有施設の提供に努める。」
小山市 （栃木県）	令和7年1月　小山市地域防災計画 第2編　水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編　第1章　災害予防計画　第13節　避難体制の整備 第3編　震災対策編　第1章　災害予防計画　第12節　避難体制の整備 第1 指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所の指定及び整備 2 指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所の整備 市は、指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所の整備にあたっては、男女共同参画の視点を重視しながら、避難者の良好な生活環境を確保するため、次の事項に留意するものとする。 サ 必要に応じて家庭動物（ペット）のためのスペースの確保に努めること。 第2編　水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編　第2章　災害応急対策計画　第17節　保健衛生活動 第3編　震災対策編　第2章　災害応急対策計画　第17節 保健衛生活動 第4 動物の保護・管理対策 市は、県及び獣医師会等関係機関と連携し、愛がん動物の被災状況等について情報を収集するとともに、避難所における適切な飼育について、必要な措置を講ずるよう努める。 1 飼い主不明等の動物の把握 市は、可能な限り、飼い主不明となった動物の情報の収集・提供に努める。 2 避難所におけるペット同伴者への配慮 市は、飼い主とともに避難所に避難した動物について、受け入れ場所を確保するなど、他の避難者が避難生活を営む上で支障とならないよう、可能な限り、必要な措置を講じるよう努める。 第2編　水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編　第2章　災害応急対策計画　第18節　行方不明者の捜索、遺体の処置・埋火葬 第3編　震災対策編　第2章　災害応急対策計画　第18節 行方不明者の捜索、遺体の処置・埋火葬 第4 動物取扱対策 1 動物保護管理対策 市は、県、獣医師会等関係機関と連携のうえ、動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く。）の被災状況、救助、搬送に関する状況（道路状況等）、被災動物受け入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講ずる。 (1) 動物の被災状況等について県と連携して情報を収集する。 (2) 県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。 (3) 感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。 (4) 飼い主及び行方不明となった飼い犬の捜索については、犬の登録管理システムの活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。 なお、その方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。 (5) 保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。 (6) 実施については、現有の人員、機材、施設等で対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。 第5編　原子力災害対策編　第3章　災害応急対策　第4節　屋内退避・避難誘導等 第6　要配慮者への配慮 市は、避難誘導、避難所での生活に関して、避難行動要支援者、愛がん動物同伴者に十分配慮する。 ＝＝

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
小山市 （栃木県）	令和5年3月　小山市国民保護計画 第3章　武力攻撃事態等への対処 第4節　警報及び避難の指示等 第2　　避難住民の誘導等 3　　避難住民の誘導 (10)動物の保護等に関する事項 市は、国（環境省、農林水産省等）の定める「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、危険動物等の逸走対策、要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等について、所要の措置を講ずるよう努める。
大田原市 （栃木県）	大田原市地域防災計画本編　風水害対策編 第2章　予防 第12節　避難体制の整備　1－4　避難所の整備 ・必要に応じて家庭動物（ペット）のためのスペースの確保に努めること。 第3章　応急対策 第6節　災害発生時の避難対策　4－2　避難所の運営 （11）市（保健福祉部）は、必要に応じ、家庭動物（ペット）のためのスペースを原則として渡り廊下、駐輪場、車庫等雨が避けられる屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど受入能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させるよう努める。 第13節　保健衛生活動　第3　動物取扱対策 1　動物保護管理対策 （1）実施体制 　飼い主責任を基本とした同行避難及び避難時の動物の飼養管理並びに放浪動物の救護等の対策を講じるため、県、宇都宮市保健所、獣医師会及び日本愛玩動物協会栃木県支所で構成する動物救護の体制により、市町等関係機関・団体の協力を得て、動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く。）の被災状況、救助、搬送に関する状況（道路状況等）、被災動物受け入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講ずる。 （2）市が実施する対策 ア　動物の被災状況等について県と連携して情報を収集する。 イ　県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。 ウ　感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。 エ　飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理システムの活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。 オ　保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。 カ　実施については、現有の人員、機材、施設等で対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。
矢坂市 （栃木県）	災害時における相互応援に関する協定（矢板市・株式会社グリーンヘリステージ） 第2条（4）乙（株式会社グリーンヘリステージ）は、ペット連れの被害者等に対しても可能な限り対応すること。
那須塩原市 （栃木県）	那須塩原市地域防災計画（令和6年度改訂） 第2章　第13節　第1，4　指定避難所の整備 市（各部等）は、避難所施設の整備に当たっては、男女共同参画の視点を重視しながら、避難者の良好な生活環境を確保するため、次のような事項に留意するものとする。 〇整備に当たっての留意事項 ・避難受け入れ施設においては、耐震性を確保すること。 ・電話の不通、停電、断水等の事態に備え、必要な設備の整備に努めること。 ・放送設備等、避難者への情報伝達に必要な設備の整備に努めること。特に、視聴覚障害者等に対する伝達方法について、特段の配慮を行うこと。 ・換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めること。 ・観光客等地区外の避難者の避難に資するため、JIS規格のピクトグラムを使用した誘導標識や案内板の設置に努める。 ・外国人（日本語の理解が十分でない者）の避難に資するため、案内板等の外国語化や多言語表示シートの整備に努めること。 ・食料、飲料水の備蓄又は供給体制について検討しておくこと。また、高齢者、乳幼児、女性等に配慮した生活必需品等の備蓄や生活用水の確保も検討すること。 ・避難行動要支援者の避難状況に応じ迅速に障害者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を仮設できるよう、あらかじめこれらの調達方法を整理しておくこと。 ・要配慮者に対する必要な育児・介護・医療用品の調達方法を整理しておくこと。 ・施設の衛生、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮した環境整備に努めること。 ・非常用電話、インターネット接続環境（公衆無線LANなど）等の通信設備及び携帯電話の充電設備の整備に努めること。 ・必要に応じて家庭動物（ペット）のためのスペースの確保に努めること。 ・安否情報システムの使用が可能となる通信環境の整備や人員等の確保について検討しておくこと。 ・指定避難所内のレイアウト図など施設の利用計画を作成しておくこと。 第3章　第3　動物取扱対策 1 動物保護管理対策 ⑴ 実施体制 市（環境戦略部）は、県（保健福祉部）、獣医師会等関係機関と連携の上、動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く。以下この節において同じ。）の被災状況、被災動物受け入れに関する状況などの情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講ずる。 ⑵ 実施方法 ア 市（環境戦略部）が実施する対策 ㋐ 県と連携して動物の被災状況等に関する情報を収集する。 ㋑ 県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送をする。 ㋒ 感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。 ㋓ 飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理台帳の活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。 ㋔ 保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。 ㋕ 動物保護管理の実施に当たっては、現有の人員、機材、施設等で対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。 イ 県（保健福祉部）が実施する対策 ㋐ 総合相談窓口を栃木県動物愛護指導センター（以下この節において「動愛センター」という。）に設置し、収集した情報に基づき、関係機関による被災動物の救助等を支援する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
那須塩原市 （栃木県）	那須塩原市地域防災計画（風水害等対策編 第3章 応急対策）令和6年度改訂版 106（風水害等） ㋑ 被災動物の救助、搬送、治療等は動愛センターが主体となって支援する。 ㋒ 被災動物について、必要に応じ動愛センターへ搬送し、収容、治療等を行う。 ㋓ 被災動物の救護、管理及び避難所等での飼い主に対する適正飼養の支援等については、協定に基づき獣医師会へ応援を要請する。 ㋔ 感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。 ㋕ 飼料（餌）の確保や被災動物を保護収容するための施設の措置については、関係機関が連携してこれを協議する。 ㋖ 飼い主及び行方不明となった犬の捜索については、総合相談窓口を活用し、市（環境戦略部）と連携して情報の収集、提供を行う。 ㋗ 保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて動愛センター内において写真の掲示等を行い、飼い主への情報提供を行う。 ㋘ 市等関係機関から被災動物に対するペットフード等支援物資の要請があった場合、関係団体と連携し、これに応じる。 ウ 獣医師会が実施する対策 ㋐ 県や市等関係機関から被災動物に対する救護及び管理等の要請があった場合は、協定に基づき各支部と協力してこれに応ずる。 ㋑ 被災動物の健康管理等に関する問合せ、相談窓口を設置する。 エ 飼い主が実施する対策 ㋐ 飼い主は、被災により一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。 ㋑ 飼い主は、災害発生時に動物を同行して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせるなどの訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。
さくら市 （栃木県）	さくら市地域防災計画 第2章　災害予防計画　　第12節　避難体制の整備　　4. 避難所の整備 〇必要に応じて家庭動物（ペット）のためのスペースの確保に努めること。 第3章　災害応急対策計画　第3節　生命を守る対策　　4. 避難所の開設・運営 (2)避難所の運営 ・必要に応じて、家庭動物（ペット）のためのスペースを原則として渡り廊下、駐輪場、車庫等雨が避けられる屋外に確保するように努める。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させるよう努める。 第3章　災害応急対策計画　第4節　生活を守る対策　　第3　保健衛生活動　　3. 動物取扱対策 (1)動物保護管理対策 市は、飼い主責任を基本とした同行避難及び避難時の動物の飼養管理並びに放浪動物の救護等の対策を講じるため、県、宇都宮市保健所及び獣医師会で構成する動物救護の体制並びに関係機関と連携の上、動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く。）の被災状況、救助、搬送に関する状況（道路状況等）、被災動物受入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握すると共に、次のような対策を実施する。 また、飼い主は、被災により一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努めると共に、災害時発生時に動物を同行して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせるなどの訓練を行い、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。 ・動物の被災状況等について県と連携して情報を収集する。 ・県と連携して被災動物の救助を行うと共に、必要に応じ搬送する。 ・感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。 ・飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理台帳の活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。 ・保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供 を行う。 ・実施については、現有の人員、機材、施設等で対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。 (2)死亡獣畜の処理 市は、被災地における、死亡獣畜の処理が広範囲にわたり、かつ、公衆衛生、家畜防疫上必要がある場合は、死亡獣畜の回収等適切な措置を実施する。 なお、必要に応じて、県に協力を依頼する。 また、死亡獣畜の処理に当たっては、死亡獣畜取扱場で死亡獣畜の処理を行うほか、状況に応じて、原則、県知事の許可を受けて、次のように処理する。 ・移動し得る死亡獣畜については、人家、飲料水、河川、道路に近接せず、日常、人や家畜が近接しない場所に集めて、公衆衛生上適切な方法で、埋却又は焼却処理 ・移動し難いものについては、公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、その場で個々に埋却又は焼却処理
那須烏山市 （栃木県）	那須烏山市地域防災計画 ■第1章　第13節　第1　⑪ 必要に応じて家庭動物（ペット）のためのスペース確保に努めること。 ■第2章　第7節　第4　⑼ 市は、必要に応じ、家庭動物（ペット）のためのスペースを原則として渡り廊下、駐輪場、車庫等雨が避けられる屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させるよう努める。 ※上記ほか、第2章第14節第3「動物取扱対策」において飼い主責任を基本とした同行避難及び避難時の動物の飼養管理等に関する記載あり。
下野市 （栃木県）	下野市避難所運営マニュアル (3)ペットの受入れ ペットを連れて避難してきた場合、ペット飼育者名（様式9）に記載し管理しましょう。 ペットを同行避難することはできますが、鳴き声やアレルギー、衛生面などから、居住区域での飼育はできません。居住区域から離れた場所に飼育スペースを確保する必要があります。 原則ケージに入れて飼育します。リードをつなぐために校庭の鉄棒などを利用することもできます。 居住区域と離れた、風雨をさけることができ、かつ飼育が可能なスペースがあれば利用することも可能です（屋外体育倉庫など）。 ペットの飼育場所や当番などについて、飼い主同士で決めルール化することが必要です。 （参考 環境省「人とペットの災害対策ガイドライン（平成 30 年 3 月発行）」）

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
上三川町 （栃木県）	上三川町地域防災計画　水害・台風、竜巻等風害対策編　第2章　応急対策 第6節　災害発生時の避難対策　第4　避難所の開設、運営 2　避難所の運営 (9)必要に応じ、家庭動物(ペット)のためのスペースを原則として雨が冷められる屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。 第12節　保健衛生活動　第3　動物取扱対策 1 動物保護管理対策 (1) 実施体制 町は、県及び獣医師会等関係機関と連携のうえ、動物(畜産農業に係るもの及び野生動物は除く。)の被災状況、救助、搬送に関する状況(道路状況等)、被災動物受入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講ずる。 (2) 実施対策 ア 動物の被災状況等について県と連携して情報を収集する。 イ 県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。 ウ 感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。 エ 飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理システムの活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。 なお、その方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。 オ 保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。 カ 実施については、現有の人員、機材、施設等で対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。
益子町 （栃木県）	益子町地域防災計画　第3章応急対策　第6節　災害発生時の避難対策　第4　避難所の開設、運営 2　避難所の運営 (9)必要に応じ、家庭動物(ペット)のためのスペースを原則として渡り廊下、駐輪場、車庫等雨が避けられる屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させるよう努める。 益子町地域防災計画　第3章応急対策　第12節　保健衛生活動　第3 動物取扱対策 1 動物保護管理対策 (1)実施体制 飼い主責任を基本とした同行避難及び避難時の動物の飼養管理並びに放浪動物の救護等の対策を講じるため、県、宇都宮市保健所及び獣医師会で構成する動物救護の体制により、町等関係機関・団体の協力を得て、動物(畜産農業に係るもの及び野生動物は除く。)の被災状況、救助、搬送に関する状況(道路状況等)、被災動物受入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講ずる。 (2)実施方法 ア 町が実施する対策 (ア)動物の被災状況等について県と連携して情報を収集する。 (イ)県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。 (ウ)感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。 (エ)飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理台帳の活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。 なお、その方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。 (オ)保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。 (カ)実施については、現有の人員、機材、施設等で対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。
茂木町 （栃木県）	茂木町地域防災計画 水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編 第2章　応急対策 第7節　避難対策 4. 避難所の開設、運営 (2)避難所の運営 9町は、必要に応じ、家庭動物(ペット)のためのスペースを原則として渡り廊下、駐輪場、車庫等雨が避けられる屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させるよう努める。 第15節　保健衛生活動 3. 動物取扱い対策 (1)動物保護管理対策 1実施体制 町は、県、獣医師会等関係機関と連携の上、動物(畜産農業に係るもの及び野生動物は除く)の被災状況、救助、搬送に関する状況(道路状況等)、被災動物受け入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講ずる。 2実施方法 ア動物の被災状況等について、県と連携して情報を収集する。 イ県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。 ウ感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。 エ飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理台帳の活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。 オ保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。 カ実施については、現有の人員、機材、施設等で対応することを原則とするが、対応が困難な場合には、関係機関に応援を求めて実施する。
市貝町 （栃木県）	市貝町地域防災計画 第3章　応急対策/第6節避難対策/第3　避難所の開設・運営/2　避難所の運営 (8) 町は、必要に応じ、家庭動物(ペット)のためのスペースを原則として渡り廊下、駐輪場、車庫等雨が避けられる屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫等 があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させるよう努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
芳賀町 （栃木県）	芳賀町地域防災計画　第3章 応急対策 第6節　避難対策　第2 4　ペット同行避難対策 町（救護班、生涯学習班、衛生班）は、避難所にペットと同行で避難してきた者がいた場合は、次の措置を行い、避難所の衛生環境の維持に努める。 (1) あらかじめ設定したペット飼育スペースにて受け入れる（居住スペースへのペットの持ち込みは禁止）。 (2) 飼養者に適正飼育の指導を行い、動物の愛護及び環境衛生を維持する。 (3) 飼育ルールを掲示し、避難者へ周知を徹底する。 (4) 身体障害者補助犬法に基づく「身体障害者補助犬」（盲導犬、聴導犬、介助犬）については同伴を認める。
壬生町 （栃木県）	壬生町地域防災計画　第2章災害応急対策計画 第7節　避難対策計画 5 避難所の開設、運営 (2) 避難所の運営 コ 町は、必要に応じ、家庭動物（ペット）のためのスペースを原則として渡り廊下、駐輪場、車庫等雨が避けられる屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け、飼養させるよう努める。 第14節　保健衛生活動計画　第3　動物取扱対策 1　動物保護管理対策 (1)実施体制 　飼い主責任を基本とした同行避難及び避難時の動物の飼養管理並びに放浪動物の救護等の対策を講ずるため、町は、県、宇都宮市保健所及び獣医師会等関係機関と連携し、動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く。）の被災状況、救助、搬送に関する状況（道路状況等）、被災動物受入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講ずる。 (2)実施方法 ア　動物の被災状況等について県と連携して情報を収集する。 イ　県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。 ウ　感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。 エ　飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理台帳の活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。 オ　保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。 カ　実施については、現有の人員、機材、施設等で対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。
野木町 （栃木県）	野木町地域防災計画（改訂）　水害・台風、竜巻等風害対策編　第3章 応急対策　第13節 保健衛生活動　第3動物取扱対策 震災対策編　第3章 応急対策　第12節 保健衛生活動　第3 動物取扱対策 1　動物保護管理対策 (1)実施体制 　町は、飼い主責任を基本とした動物の飼養管理並びに放浪動物の救護等の対策を講じるため、県、保健所、獣医師会等の機関で構成する動物救護体制により動物の被災状況、救護及び搬送に関する状況、被災受入に関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講ずる。 (2)実施方法 ア　動物の被災状況等について県と連携して情報を収集する。 イ　県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。 ウ　感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。 エ　飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理システムの活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。な　　お、その方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。 オ　保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。 カ　実施については、現有の人員、機材、施設等で対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。 キ 動物愛護推進員が実施する対策 （ア）災害時における町や県等の関係機関が行う動物の適正な飼養及び保管に関する飼い主への支援活動に協力する。 ク 飼い主が実施する対策 （ア）飼い主は、被災により一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。 （イ）飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせるなどの訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。
高根沢町 （栃木県）	高根沢町地域防災計画 第14節第3第　動物取扱対策 1　動物保護管理対策 (1)実施体制 町は、飼い主責任を基本とした同行避難及び避難時の動物の飼養管理並びに放浪動物の救護等の対策を講じるため、県、宇都宮市保健所、獣医師会及び日本愛玩動物協会栃木県支部で構成する動物救護体制並びに関係機関と連携の上、動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く。）の被災状況、救助、搬送に関する状況（道路状況等）、被災動物受け入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講ずる。 (2)実施方法 1町が実施する対策 ・動物の被災状況等について県と連携して情報を収集する。 ・県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。 ・感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。 ・飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理台帳の活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。 ・保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等 により、飼い主への情報提供を行う。 ・実施については、現有の人員、機材、施設等で対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。 2獣医師会が実施する対策 ・県 から被災動物に対する救護及び管理 等の要請があった場合は、 協定に基づき各支部と協力してこれに応ずる。 ・被災動物の健康管理等に関する問い合わせ、相談窓口を設置する。被災動物の健康管理等に関する問い合わせ、相談窓口を設置する。 ・市町等関係機関から被災動物に対する救助、治療等の要請があった場合は、各支部と協力してこれに応ずる。 3 愛護団体が実施する対策 ・県や市町等関係機関から被災動物に対するペットフード等支援物質の要請があった場合に、これに応ずる。 ・日本愛玩動物協会栃木県支所は、被災動物の一時預かり受入れ等に関する問い合わせ、相談窓口を設置する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
高根沢町 （栃木県）	4 動物愛護推進員が実施する対策 ・災害時における県や市町等の関係機関が行う動物の適正な飼養及び保管に関する飼い主への支援活動に協力する。 5飼い主が実施する対策 ・飼い主は、被災により一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。 ・飼い主は、災害時発生時に動物を同伴して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせるなどの訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。 (3) 避難所における動物の適切な飼養 ・県と協力して飼い主とともに避難した動物の飼育に関して適正飼養を行うなど、動物の愛護及び環境衛生を図る。 ・避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所で様々な価値観を持つ者が共同生活を営むことを鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設け使用させることとする。 ・動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。 2 死亡獣畜の処理 (1) 実施体制 被災地における、死亡獣畜の処理が広範囲にわたり、かつ公衆衛生、家畜防疫上必要がある場合の処理計画の策定及び実施は、原則として町が行う。 町は、広域的で公衆衛生、家畜防疫上必要がある場合に、県（環境森林部・保健福祉部・農政部）と協力して適切な措置を実施する。 (2) 実施方法 1 町が実施する対策 ・死亡獣畜の回収等適切な措置の実施 ・死亡獣畜の処理にあたっては、死亡獣畜取扱場で死亡獣畜の処理を行うほか、状況に応じて次のように処理する。 a 移動し得る獣畜については、人家、飲料水、河川、道路に近接せず、日常、人や家畜が近接しない場所に集めて、公衆衛生上適切な方法で、埋却又は焼却処理 b 移動し難いものについては、公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、その場で個々に埋却又は焼却処理 (3) 処理方法 1 埋却 死体を入れてなお地表まで1m以上の深さを有する穴に死体を入れ、死体の上には生石灰又はそのほかの消毒液を撒布した上で覆うこと。また、埋却した土地には、獣畜の種類、死亡事由、埋却年月日を記載した標柱を設ける。 2焼却 焼却は、完全に行い、未燃焼物を残さないこと。（約1mの深さを掘り、薪を入れ、ロストル、鉄板を置き、死亡獣畜をのせ、更にその上に薪をおいて重油をかけ、むしろ等で被覆して焼き、土砂で覆う。）
那須町 （栃木県）	那須町地域防災計画 資料2-29避難所運営の手引き 4　避難所の仕事（活動班の役割分担、活動内容等） （2）活動班の設置・活動内容 　避難所開設の初期対応が一段落した時点で、自治会長等を中心に、町職員、施設管理者のアドバイスを得ながら、まずは避難所運営のための組織づくりを行う。その後、避難所自主運営組織の本部長・副本部長が中心となり、状況に応じて以下の各班の設置を検討する。 　情報の収集・伝達、役割等を再確認するとともに、課題があれば、町職員等のアドバイスを得ながら適宜改善する。 　なお、各班の班長・副班長には必ず女性も選出し、また、個人の負担が偏らないように、班長等はできるだけ交代制にする。 保健・衛生班 　・衛生管理 　（ごみ、風呂、トイレ、掃除、ペット、医療・介護活動、生活用水の管理） 5　避難所に必要な施設や設備 　避難所では、限られた空間で多くの人々が集団生活をしなければならないので、安全・安心な空間を確保するための配慮が必要となる。特に、高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児のいる家庭、一人暮らしの女性等に対しては、居住スペースの配置に配慮する。各居住区には畳を敷き、またダンボール等で間仕切りを設ける。（紙等のポールと布でカーテンのように間仕切りをすれば、必要に応じて開閉ができるため便利である。 （2）共有空間 　・避難者が共有して利用する施設・設備等として、下記のものを確保する。 　　ペット飼育場 　　・校庭や敷地の隅など屋外にペット飼育場を確保する。 　　・鳴き声や臭いが他の避難者の迷惑にならないよう、配慮する。 7　避難所における生活ルール 　多くの避難者が避難所で共同生活していくためには、様々なルールが必要となる。そのため、町職員や施設管理者、設置されている場合は避難所自主運営組織と相談しながら避難所運営本部会議で検討し、避難所でのルールを作る。 　また、新しいルールが必要となった場合やルールの変更が必要となった場合には、適宜、運営本部会議で検討する。 　これらは掲示板に張り出し、避難者全員に理解・協力してもらえるよう呼びかける。 　なお、新たなトラブルやクレーム等に対しては、他の避難所での対応や解決方法等を町災害対策本部に問い合わせ、アドバイスをもらうことも有効である。 　生活空間の利用方法 　・ペットは原則として屋外とし、やむを得ない場合でも居住空間や屋内の共有空間には入れない。
那珂川町 （栃木県）	那珂川町地域防災計画 Ⅱ 水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編／第3章 災害応急対策／第6節 避難対策／第4 避難所の開設、運営 ／2 避難所の運営 ⑽ 町は、必要に応じ、家庭動物（ペット）のためのスペースを原則として屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫棟があるなど収容能力に余裕がある場合には、避難所となっている施設の管理者及び当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。 Ⅲ 震災対策編／第3章 災害応急対策／第5節 避難対策 ／第4 避難所の開設、運営 ／2 避難所の運営 ⑽ 町は、必要に応じ、家庭動物（ペット）のためのスペースを原則として屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫棟があるなど収容能力に余裕がある場合には、避難所となっている施設の管理者及び当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。 災害時ペット同行避難行動指針

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
宇都宮市	宇都宮市地域防災計画　震災対策編　第2章　第16節　第3　動物の保護管理対策 飼い主不明の動物(畜産農業に係るもの及び野生動物は除く)、放し飼い状態の動物及び負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難場所に避難してくることが予想される。 衛生班は、動物愛護の観点から、これら動物の被災状況等の情報収集や適正飼育の指導に関し、関係機関と連携し、次の諸活動を実施する。 1. 被災地における動物の被災状況等の確認 　動物の被災状況等を把握し，状況に応じた対応を行う。 2. 避難所における動物の適正飼育の指導 (1)動物の負傷状況等の情報収集を行う。 (2)飼い主不明の動物に関する情報収集及び提供を行う。 (3)飼い主とともに避難した動物の適正飼育の指導を行う。 3　関係機関との協力体制 　1及び2を実施するにあたっては，栃木県及び(公社)栃木県獣医師会等と連携して実施する。
群馬県	群馬県地域防災計画 第1部災害予防 第3章県民等の防災活動の促進 第2節防災思想の普及 1防災知識の普及 (6)家庭防災会議の開催 コ家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備 第2部災害応急対策 第7章避難の受入活動 第1節避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営 6良好な生活環境の確保 (1)市町村は、次により、指定避難所における良好な生活環境の確保に努めるものとする。 キ必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 第2節応急仮設住宅等の提供 3応急仮設住宅の運営管理 (1)…また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 第9章保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動 第1節保健衛生活動 5災害時における動物の管理等 県及び市町村は、関係団体等と連携を図り、被災した飼養動物の保護収容、指定避難所及び応急仮設住宅等における家庭動物の適正な飼養、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物管理等について必要な措置を講ずるものとする。 第15章その他の災害応急対策 第8節動物愛護 災害時には、負傷動物や逸走状態の家庭動物が多数生じる一方、多くの動物が飼い主とともに指定避難所に避難してくることが予想される。 このため、県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、市町村等関係機関や県獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等、関係団体との協力体制を確立する。 1動物愛護の実施 (1)実施機関 県は、獣医師会及び動物愛護団体等と連携・協力して、「動物救護本部」(事務局:県食品・生活衛生課)を設置し、家庭動物等の収容対策等を実施することとする。 (2)実施方法 動物救護本部は、次の事項を実施することとする。 ア飼養されている動物に対する餌の配布 イ負傷した動物の収容・治療・保管 ウ放浪動物の収容・保管 エ飼養困難な動物の一時保管 オ動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供 カボランティアの受入れ・派遣・管理 キ一時保護施設の設置・運営・管理 ク動物に関する相談の実施等 2市町村は、動物救護本部に対し、指定避難所における家庭動物の状況等、情報を提供することとする。 3家庭動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努めることとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
桐生市 （群馬県）	桐生市地域防災計画風水害・雪害対策編 第1部災害予防第2章迅速かつ円滑な災害応急対策への備え第11節避難の受入体制の整備5家庭動物同行者の避難場所の選定 市は、台風や大雨など、自宅外への退避の期間が数時間から数日程度と、比較的短期間で済むと見込まれる災害の際に、家庭動物同行者が自家用車で避難し、車中にとどまることができる場所を選定し、住民への周知を行うものとする。 また、家庭動物同行者の避難場所の選定に当たっては、災害及び二次災害のおそれのない場所とし、避難者の滞在に際し、トイレ等の必要な設備にも留意するものとする。 第2部災害応急対策第7章避難の受入活動第1節避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営6家庭動物同行者の避難場所の開放 市は、動物アレルギーや鳴き声等、他の避難者への配慮から避難所の生活スペースへ家庭動物の連れ込みを原則禁止していることから、台風や大雨など、自宅外への退避の期間が数時間から数日程度と、比較的短期間で済むと見込まれる災害の際は、あらかじめ選定しておいた家庭動物同行者の避難場所を設置し、周知するものとする。 7指定避難所の運営 (2)災害時の家庭動物の扱いは、飼い主の責任とする。指定避難所における生活場所への家庭動物の持込みは原則的に禁止とする。 第2部災害応急対策第7章避難の受入活動第2節応急仮設住宅等の提供3応急仮設住宅の運営管理 (1)市又は県(建築課、住宅政策課)は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 4入居者の選定 応急仮設住宅等の入居者は、関係機関及び地区責任者等と協議の上、決定する。 入居者の選定に当たっては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況、要配慮者及び家庭動物の飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。 また、要配慮者が優先的に入居できるよう配慮するものとする。 第2部災害応急対策第9章保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動第1節保健衛生活動7災害時における動物の管理等 市及び県は、関係団体等と連携を図り、被災した飼養動物の保護収容、指定避難所及び応急仮設住宅等における家庭動物の適正な飼養、桐生が岡動物園内の特定動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物管理等について必要な措置を講ずるものとする。 第2部災害応急対策第15章その他の災害応急対策第6節動物愛護 災害時には、負傷動物や逸走状態の家庭動物が多数生じる一方、多くの動物が飼い主とともに指定避難所に避難してくることが予想される。このため、市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県等関係機関、県獣医師会、動物愛護団体及びボランティア等関係団体との協力体制を確立する。 1動物愛護の実施 (1)実施機関 県は、獣医師会及び動物愛護団体等と連携・協力して、「動物救護本部」(事務局：県食品・生活衛生課)を設置し、家庭動物等の収容対策等を実施することとする。 (2)実施方法 動物救護本部は、次の事項を実施することとする。 ア飼養されている動物に対する餌の配布 イ負傷した動物の収容・治療・保管 ウ放浪動物の収容・保管 エ飼養困難な動物の一時保管 オ動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供 カボランティアの受入れ・派遣・管理 キー時保護施設の設置・運営・管理 ク動物に関する相談の実施等 (3)市は、動物救護本部に対し、指定避難所における家庭動物の状況等、情報を提供することとする。 (4)家庭動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努めることとする。 桐生市地域防災計画震災対策編 第2部災害応急対策第5章避難の受入活動第2節避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営5家庭動物同行者の避難場所の開放 市は、動物アレルギーや鳴き声等、他の避難者への配慮から避難所の生活スペースへ家庭動物の連れ込みを原則禁止していることから、あらかじめ選定しておいた家庭動物同行者の避難場所を設置し、周知するものとする。 6指定避難所の運営 (3)災害時の家庭動物の扱いは、飼い主の責任とする。指定避難所における生活場所への家庭動物の持込みは原則的に禁止とする。 第2部災害応急対策第5章避難の受入活動第3節応急仮設住宅等の提供3応急仮設住宅の運営管 (2)市又は県(建築課)は、学校の敷地にある応急仮設住宅の運営に当たっては、入居者と学校関係者の交流と相互理解を促進し、精神的な負担の軽減に努めるものとする。 4入居者の選定 応急仮設住宅等の入居者は、関係機関及び地区責任者等と協議の上、決定する。 入居者の選定に当たっては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況、要配慮者及び家庭動物の飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。 また、要配慮者が優先的に入居できるよう配慮するものとする。 第2部災害応急対策第7章保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動第1節保健衛生活動7災害時における動物の管理等 市及び県は、関係団体等と連携を図り、被災した飼養動物の保護収容、指定避難所及び応急仮設住宅等における家庭動物の適正な飼養、桐生が岡動物園内の特定動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物管理等について必要な措置を講ずるものとする。 第2部災害応急対策第14章その他の災害応急対策第5節動物愛護 災害時には、負傷動物や逸走状態の家庭動物が多数生じる一方、多くの動物が飼い主とともに指定避難所に避難してくることが予想される。 このため、市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県等関係機関、県獣医師会、動物愛護団体及びボランティア等関係団体との協力体制を確立する。 1動物愛護の実施 (1)実施機関 県は、獣医師会及び動物愛護団体等と連携・協力して、食品・生活衛生課を事務局とする「動物救護本部」を設置し、家庭動物等の収容対策等を実施することとする。 (2)実施方法 動物救護本部は、次の事項を実施することとする。 ア飼養されている動物に対する餌の配布 イ負傷した動物の収容・治療・保管 ウ放浪動物の収容・保管 エ飼養困難な動物の一時保管 オ動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供 カボランティアの受入れ・派遣・管理 キー時保護施設の設置・運営・管理 ク動物に関する相談の実施等 (3)市は、動物救護本部に対し、指定避難所における家庭動物の状況等、情報を提供することとする。 (4)家庭動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努めることとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
桐生市 （群馬県）	桐生市国民保護計画 第3編武力攻撃事態等への対処第2避難住民等の誘導等3避難住民等の誘導 (9)動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」(資料編11-(4))参照及び「非常事態対策要綱（猛獣等の脱出対策）（桐生市都市整備部公園緑地課桐生が岡動物園）」 を踏まえ、以下の事項等について、県や当該地域を管轄する獣医師会、動物愛護団体、ボランティアなどの関係団体と協力して、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
伊勢崎市 （群馬県）	伊勢崎市地域防災計画 第8節 動物愛護 【環境政策班、県】 災害時には、負傷動物や逸走状態の家庭動物が多数生じる一方、多くの動物が飼い主とともに指定一般 避難所等に避難してくることが予想される。このため、市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県等関係機関や市獣医 師会、動物愛護団体、ボランティア等、関係団体との協力体制を確立する。 1 動物愛護の実施 (1) 市は、県が獣医師会及び動物愛護団体等と連携・協力して設置する、「動物救護本部」（事務局: 県食品・生活衛生課）の実施する、家庭動物等の収容対策等に協力することとする。 (2)市は、動物救護本部に対し、指定一般避難所等における家庭動物の状況等、情報を提供することとする。 (3) 家庭動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努めることとする。
太田市 （群馬県）	太田市地域防災計画 第1部災害予防/第3章市民等の防災活動の促進 /2節 防災思想の普及 /1 防災知識の普及 (7) 家庭防災会議の開催/ケ 家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備 第1部災害予防/第3章市民等の防災活動の促進 /2節 防災思想の普及/9 家庭動物への配慮 市及び県(食品・生活衛生課、危機管理課)は、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。 第2部災害応急対策【Ⅰ 風水害・雪害対策編】/第7章避難の受入活動/第1節指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営 7 良好な生活環境の確保 ケ 必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 11 家庭動物への配慮 市は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。 第2部災害応急対策【Ⅰ 風水害・雪害対策編】/第7章避難の受入活動/第2節応急仮設住宅等の提供/3 応急仮設住宅の運営管理 (1) 市又は県(建築課・住宅政策課)は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 第2部災害応急対策【Ⅰ 風水害・雪害対策編】/第8章食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動/1節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給 市は、指定避難所及び被災地において被災者が必要としている食料・飲料水及び生活必需品等の需要量を把握し、配給場所及び配給量について計画を立てるものとする。需要量の把握に当たっては、被災者のニーズが時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た把握に努めるものとする。 また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮するものとする。 第2部災害応急対策【Ⅰ 風水害・雪害対策編】/第9章保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動/7 災害時における動物の管理等 市及び防災関係者は、災害発生時において、市民により飼養（家畜を含む）されている動物に対して、獣医師会等と連携し下記の対策を行うものとする。 (1) 飼養されている動物に対する餌の配布、負傷動物の収容・治療、放浪動物の保護、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、その他動物に係る相談等を実施する。 (2) 動物愛護団体やボランティアからの支援物資の調達、配布についての調整を行う。 (3) 仮設救援センターを設置し、保護・収容動物の一時保管及び負傷動物の治療を実施する。 (4) 危険動物（人の生命・身体に危害を加えるおそれのある動物）については、飼養者、動物園、太田警察署等の連絡体制を図り管理に努める。 (5) 指定避難所及び応急仮設住宅等において家庭動物を適正に飼養する。 (6) 動物伝染病予防等衛生管理

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
沼田市 （群馬県）	沼田市地域防災計画 第4章風水害・雪害応急対策計画第15節その他の災害応急対策 第5動物愛護 〔方針・目標〕 ●災害時のペットの扱いは、飼い主の責任とし、原則として指定避難所における生活場所へのペットの持ち込みは禁止とする。 ●県が中心となって動物救護本部を設置した場合は、その情報等を収集し被災者に提供する。 ●家畜の弊獣処理は、所有者が処理することが原則であるが、死亡頭数が激増した場合は、県と連携して埋設場所の調整を行う。 市担当部総務部、市民部、経済部 関係機関群馬県動物愛護センター、利根沼田保健福祉事務所、利根沼田農業事務所、利根沼田獣医師会 1ペット対策 (1)動物救護本部の設置 県は、獣医師会及び動物愛護団体と連携・協力して、動物管理センター内に「動物救護本部」を設置し、愛玩動物等の収容対策を実施する。 ア動物救護本部は、次の事項を実施する。 (ア)飼養されている動物に対する餌の配布 (イ)負傷した動物の収容・治療・保管 (ウ)放浪動物の収容・保管 (エ)飼養困難な動物の一時保管 (オ)動物の所有者や新たな所有者捜しのための情報の収集、提供 (カ)動物に関する相談の実施等 イ保健福祉事務所は、次の事項について、動物救護本部を支援する。 (ア)被災動物救護体制の整備 (イ)犬の登録頭数や猫の飼育統計についての情報提供 (ウ)動物の応急保護収容施設設置のための調整等 (2)市の対応 市は、指定避難所における生活場所へのペットの持ち込みは、原則的に禁止とし、飼養者が自己責任において飼養するよう広報する。また、被災者のペットの状況を把握し、動物救護本部に情報を提供する。県、獣医師会及び動物愛護関係団体によりペットの救護所等を設置する場合は、公共用地を提供するとともに、その旨を被災者に広報する。 (3)飼養者の対応 ペットの保護及び飼養は、原則として動物の所有者が行うものとし、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。 2放浪動物への対応 市は、飼い主の被災により放置、遺棄又は逃亡したペット等が発生した場合は、保健福祉事務所、動物救護本部と協力して捕獲等の対応をとる。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携により必要な措置を講ずる。
館林市 （群馬県）	館林市地域防災計画 第5節　動物愛護 　災害時には、負傷動物や逸走状態の愛玩動物が多数生じる一方、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため、市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、関係機関や県獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等、関係団体との協力体制を確立する。 1　動物愛護の実施 (1)情報の提供 　　市は、県が獣医師会及び動物愛護団体と連携・協力して設置する群馬県災害時動物救護本部に対し、避難所における愛玩動物の状況等の情報を提供する。 (2)所有者の責務 　　愛玩動物の所有者は、飼育困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。 (3)被災動物の救護活動について 　　市は、館林市域で大規模災害が発生した場合、館林市「災害時における愛護動物の救護活動及び人と動物が共生するまちづくり事業に関する協定」及び、群馬県「災害時における愛護動物の救護活動に関する協定」に基づき、被災動物の救護活動のため、獣医師会に対し、獣医師の派遣を求める。
渋川市 （群馬県）	渋川市地域防災計画第14節その他の災害応急対策第6動物愛護 第6動物愛護 市担当部情報防災部、市民環境部、育都推進部、産業観光部 関係機関保健福祉事務所、県動物愛護センター、中部農業事務所、獣医師会、 警察署 1家庭動物（ペット）対策 (1)市の対応 ア指定避難所においては、同行避難は出来ても、同伴避難は原則として認めない。同行してきた飼養者には、屋外に「家庭動物（ペット）専用スペース」を設定し、そこでの飼養を行わせる。飼養については、ゲージでの飼養を基本とする。リードで飼養する場合には飼養者の責任において固定したものへの縛り付けをおこなわせる。 イ指定緊急避難場所での家庭動物の扱いについては、各自治会内で決定することとするが、指定避難所への同伴避難が出来ない事を周知させる。 ウ市は、動物救護本部に対し、指定避難所における家庭動物（ペット）の状況・情報等を提供する。 ※同行避難とは、災害時にペットと安全な場所まで飼養者とともに避難すること。 ※同伴避難とは、災害時避難所内での生活を共に出来る避難のこと。 エ県が中心となって動物救護本部を設置した場合は、その情報等を収集し被災者に提供する。 (2)飼養者の対応 家庭動物（ペット）の保護及び飼養は、原則として動物の所有者が行うものとし、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。 2放浪動物への対応 市は、飼い主の被災により廃棄又は逃げ出した家庭動物（ペット）等が発生した場合は、県動物愛護センター、動物救護本部と協力して捕獲等の対応をとる。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携により必要な措置を講ずる。 3死亡動物への対応 死亡した家庭動物（ペット）等が放置されている場合や、家畜が死亡した場合は、所有者が対応することを原則とする。市は、情報を収集し、放置されている場合については、平常時の処置と同様な処分をし、市で対応ができない場合については、中部農業事務所の指導により適正な処理を行う。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
藤岡市 （群馬県）	藤岡市地域防災計画 第2部災害予防計画 第3章市民等の防災活動の促進 第1節防災知識の普及・啓発 (2)家庭防災会議の開催家庭防災会議の開催 コ家庭動物との同行避難や所で飼養について準備 第3部地震災害応急対策計画 第7章避難受入活動 第3節避難所の開設・運営 6良好な生活環境の確保 (8)必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第4節応急仮設住宅等の供給 1応急仮設住宅の提供 (5)入居者の選定 市は、入居者の選定に当たり、福祉担当者、民生委員等による選考委員会を設置して決定する。選定に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況、要配慮者及び家庭動物の飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。また、要配慮者の優先的入居に配慮する。 3応急仮設住宅の運営管理 (1)市は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤立死や引きこもり等を防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。 第9章保健衛生・防疫・遺体の処置等に関する活動 第1節保健衛生活動 5災害時における動物の管理等 市は、県や関係団体等と情報連絡を取り合い、被災した飼養動物の保護受入、指定避難所及び応急仮設住宅等における家庭動物の適正な飼養、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物管理等について必要な措置を講じる。 第14章その他の災害応急対策 第7節動物愛護 災害時の家庭動物の扱いは、飼い主の責任とし、原則として一般避難所屋内生活場所への家庭動物の同伴は禁止とする。家庭動物と同伴避難を行う場合には、市が指定する施設においてのみ可能とし、家庭動物の飼養については自己責任において行う。県が中心となって動物救護本部を設置した場合は、その情報等を収集し被災者に提供する。 1家庭動物対策 (1)動物救護本部の設置 県は、獣医師会及び動物愛護団体と連携・協力し、必要に応じて動物救護本部を設置し、家庭動物等の受入対策を実施する。市は、動物救護本部に対し、指定避難所における家庭動物の状況等、情報を提供することとする。 1飼養されている動物に対する餌の配布 2負傷した動物の受入・治療・保管 3放浪動物の受入・保管 4飼養困難な動物の一時保管 5動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供 6動物に関する相談の実施等 (2)避難所における広報 避難所における生活場所への家庭動物の持ち込みは、原則的に禁止とし、飼養者が自己責任において飼養するよう広報する。 (3)他の動物救護本部との連携 県動物救護本部及び他市町村と次の連携を行う。 1被災動物救護体制の整備 2動物の応急保護受入施設設置のための調整等 3被災者の家庭動物の状況についての情報提供 (4)家庭動物救護所開設の支援 県、獣医師会及び動物愛護関係団体により家庭動物の救護所等を設置する場合は、公共用地を提供するとともに、その旨を被災者に広報する。 (5)飼養者の対応 家庭動物の保護及び飼養は、原則として動物の所有者が行うものとし、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。 2放浪動物への対応 市は、飼い主の被災により放置、遺棄又は逃亡した家庭動物等が発生した場合は、捕獲等の対応をとる。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携により必要な措置を講ずる。 3死亡動物への対応 市は、死亡した家庭動物等が放置されている場合は、必要な措置をとる。また、家畜が死亡した場合は、所有者が対応することを原則とする。市は、情報を収集し県の指導により適正な処理を行う。 第4部風水害等応急対策計画 第7章避難受入活動 第3節避難所の開設・運営 6良好な生活環境の確保 (8)必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 5生活の支援 (8)必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第4節応急仮設住宅等の供給 1応急仮設住宅の提供 (5)入居者の選定 市は、入居者の選定に当たり、福祉担当者、民生委員児童委員等を含めた選考委員会を設置して決定する。選考に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況、要配慮者及び家庭動物の飼養状況に対する配慮を行いコミュニティの形成にも考慮する。また、要配慮者の優先的入居に配慮する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
藤岡市 （群馬県）	3応急仮設住宅の運営管理 (1)市は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤立死や引きこもり等を防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。 第14章その他の災害応急対策 第7節動物愛護 災害時の家庭動物の扱いは、飼い主の責任とし、原則として一般避難所屋内生活場所への家庭動物の同伴は禁止とする。家庭動物と同伴避難を行う場合には、市が指定する施設においてのみ可能とし、家庭動物の飼養については自己責任において行う。県が中心となって動物救護本部を設置した場合は、その情報等を収集し被災者に提供する。 1家庭動物対策 (1)動物救護本部の設置 県は、獣医師会及び動物愛護団体と連携・協力し、必要に応じて動物救護本部を設置し、家庭動物等の受入対策を実施する。市は、動物救護本部に対し、指定避難所における家庭動物の状況等、情報を提供することとする。 1飼養されている動物に対するエサの配布 2負傷した動物の受入・治療・保管 3放浪動物の受入・保管 4飼養困難な動物の一時保管 5動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供 6動物に関する相談の実施等 (2)避難所における広報 避難所における屋内生活場所への家庭動物の同伴は原則的に禁止とし、飼養者が自己責任において飼養するよう広報する。 (3)他の動物救護本部との連携 県動物救護本部及び他市町村と次の連携を行う。 1被災動物救護体制の整備 2動物の応急保護受け入れ施設設置のための調整等 3被災者の家庭動物の状況についての情報提供 (4)家庭動物救護所開設の支援 県、獣医師会及び動物愛護関係団体により家庭動物の救護所等を設置する場合は、公共用地を提供するとともに、その旨を被災者に広報する。 (5)飼養者の対応 家庭動物の保護及び飼養は、原則として動物の所有者が行うものとし、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。 2放浪動物への対応 市は、飼い主の被災により放置、遺棄又は逃亡した家庭動物等が発生した場合は、捕獲等の対応をとる。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携により必要な措置を講ずる。 3死亡動物への対応 市は、死亡した家庭動物等が放置されている場合は必要な措置をとる。また、家畜が死亡した場合は、所有者が対応することを原則とする。市は、情報を収集し県の指導により適正な処理を行う。
富岡市 （群馬県）	富岡市地域防災計画本編　第6節 第1　ペット対策 （1）市の対応 　市は、東富岡体育館をペットとの同行避難を可能とする専用の避難所として指定する。 それ以外の避難場所における生活場所へのペットの持ち込みは、原則的に禁止とし、飼養者が自己責任において飼養するよう広報する。 　また、被災者のペットの状況を把握し、動物救護本部に情報を提供する。県、獣医師会及び動物愛護関係団体によりペットの救護所等を設置する場合は、公共用地を提供するとともに、その旨を被災者に広報する。 （2）動物救護本部の設置 　県は、獣医師会及び動物愛護団体と連携・協力して、動物管理センター内に「動物救護本部」を設置し、愛玩動物等の収容対策を実施する。 　動物救護本部は、次の事項を実施する。 　ア　飼養されている動物に対する餌の配布 　イ　負傷した動物の収容・治療・保管 　ウ　放浪動物の収容・保管 　エ　飼養困難な動物の一時保管 　オ　動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供 　カ　ボランティアの受け入れ・派遣・管理 　キ　一時保護施設の設置・運営・管理 　ク　動物に関する相談の実施等 （3）飼養者の対応 ペットの保護及び飼養は、原則として動物の所有者が行うものとし、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。 富岡市行動計画マニュアル 『ペットとの同行避難について』 ■ 同行避難が出来るペットは、避難所への同行避難を想定する犬や猫などの小動物を対象とします。人に危害を加えるおそれのある動物は受け入れることはできません。 ■ 同行避難したペットを施設内に入れる場合は、ケージに必ず入れること。なお、ケージは飼い主が準備すること。 　※ケージに入らない大型のペットについては、雨に濡れない屋根やひさしのある場所を利用し、リードにつないで同行避難することは可能です。 ■ ペットへの備蓄食料の用意はありません。飼い主が持参してください。 ■「待て」「お座り」「伏せ」などの基本的なしつけがなされていること。 ■ 不必要に吠えないようしつけがされていること。 ■ 人や他の動物を怖がって、攻撃的にならないこと。 ■ 排泄処理は各自責任をもって行なうこと。 ■ 不妊・去勢手術を行なっていること。（ケージに入れる場合は除く） ■ 狂犬病予防接種などの各種ワクチン接種を行なっていること。 ■ 犬フィラリア症など寄生虫の予防、駆除を行なっていること。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
安中市 （群馬県）	安中市地域防災計画 第2編　第1章　第10節 (1)ア　市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、「安中市避難所開設・運営マニュアル」の活用、訓練等を通じて、住民への周知徹底を図るものとする。 第2編　第1章　第16節 カ　家庭防災会議の開催ー(コ)家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備 9　家庭動物への配慮ー市は、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するように努めるものとする。 第2編　第2章　第11節 12　良好な生活環境の確保　(1)ーケ 必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 14　家庭動物への配慮 市は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。 18　避難所における動物愛護の実施 県、獣医師会及び動物愛護団体が連携・協力して、動物管理センター内に設置する動物救護本部に対し、市は、避難所における家庭動物の状況等、情報を提供する。 第2編　第2章　第14節 1　需要量の把握及び配給計画の樹立 市は、指定避難所及び被災地において被災者が必要としている食料・飲料水及び生活必需品等の需要量を把握し、配給場所及び配給量について計画を立てるものとする。需要量の把握に当たっては、被災者のニーズが時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た把握に努めるものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮するものとする。 第2編　第2章　第17節 4　応急仮設住宅の運営管理 市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 第2編　第2章　第18節 4　災害時における動物の管理等 市は、関係団体等と連携を図り、被災した飼養動物の保護収容、指定避難所及び応急仮設住宅等における家庭動物の適正な飼養、危険動物の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずるものとする。
みどり市 （群馬県）	みどり市地域防災計画第17節防疫活動計画 2動物の保護・収容 市及び防災関係者は、災害発生時において、市民により飼養(家畜を含む)されている動物に対して次の対策を行うものとする。 (1)飼養されている動物に対する餌の配布、負傷動物の収容・治療、放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。 (2)動物愛護団体やボランティアからの支援物資の調達、配布についての調整を行う。 (3)仮設救護センターを設置し、保護・収容動物の一時保管及び負傷動物の治療を実施する。 (4)危険動物(人の生命・身体に危害を加えるおそれのある動物)については、飼養者、警察機関との連絡体制を図り管理に努める。
榛東村 （群馬県）	榛東村地域防災計画 第1編　一般対策編　第3章　災害応急対策　第12節　避難所の開設・運営 4 良好な生活環境の確保　キ 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 10 動物（ペット、家畜等）への配慮 災害時には、負傷動物や逸走状態の愛玩動物が多数生じる一方、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 村（住民対策班）は、県が設置する動物救護本部と連携し、愛玩動物の状況など、情報提供を行う。 12 応急仮設住宅 ア　応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 第 14 節 保健衛生・防疫活動 4 災害時における動物の管理等 村（住民対策班）は、県、関係団体等と連携を図り、被災した飼養動物の保護収容、指定避難所及び応急仮設住宅等における家庭動物の適正な飼養、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物管理等について必要な措置を講ずる。
吉岡町 （群馬県）	【吉岡町地域防災計画】 第1編一般災害対策編第3章災害応急対策計画 第19節指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営 7良好な生活環境の確保(1)町は、次により、指定避難所における良好な生活環境の確保に努める。 キ必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 第24節保健衛生活動 5災害時における動物の管理等 町及び県は、関係団体等と連携を図り、被災した飼養動物の保護収容、指定避難所及び応急仮設住宅等における家庭動物の適正な飼養、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物管理等について必要な措置を講ずる。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
吉岡町 （群馬県）	第37節動物愛護 災害時には、負傷動物や逸走状態の家庭動物が多数生じる一方、多くの動物が飼い主とともに指定避難所に避難してくることが予想される。 このため、町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、県、獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等、関係団体との協力体制を確立する。 1動物愛護の実施 (1)実施機関 県は、獣医師会及び動物愛護団体と連携・協力して動物救護本部を設置し、家庭動物等の収容対策等を実施する。 (2)実施方法 動物救護本部は、次の事項を実施する。 ア飼養されている動物に対する餌の配布イ負傷した動物の収容・治療・保管ウ放浪動物の収容・保管エ飼養困難な動物の一時保管 オ動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供カボランティアの受入れ・派遣・管理キ一時保護施設の設置・運営・管理 ク動物に関する相談の実施等 (3)町の対応 町は、動物救護本部に対し、指定避難所における家庭動物の状況等、情報を提供する。 (4)家庭動物の所有者の対応 家庭動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。 第2編震災対策編第3章災害応急対策計画 第35節動物愛護 「第1編一般災害対策編」ー「第3章災害応急対策計画」ー「第37節動物愛護」に準ずる。
上野村 （群馬県）	上野村地域防災計画第3章風水害応急対策活動 第13動物愛護 災害時には、負傷または放し飼い状態の動物が多数生じると同時に飼い主とともに避難所に行動非難することが予想される。そのため、動物愛護の観点から、飼育スペースの確保等必要な措置を講じるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援を受けられるよう、連携に努めるものとする。また、県が中心となって動物救護本部を設置した場合は、その情報等を収集し被災者に提供する。 13.1ペット対策 (1)村の対応 村は、避難所における生活場所へのペットの持ち込みは、原則的に禁止とし、飼養者が自己責任において飼養するよう広報する。また、被災者のペットの状況を把握し、動物救護本部に状況を提供する。県、獣医師会及び動物愛護関係団体等によりペットの救護所等を設置する場合は、公共用地を提供するとともに、その旨を被災者に広報する。 (2)飼養者の対応 ペットの保護及び飼養は、原則として所有者が行うものとし、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。 13.2放浪動物への対応 村は、飼い主の被災により廃棄または逃げ出したペット等が発生した場合は、藤岡保健福祉事務所、動物救護本部と協力して捕獲等の対応をとる。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携により必要な措置を講ずる。 13.3死亡動物への対応 村は、死亡した愛玩動物等が放置されている場合は、藤岡保健福祉事務所と連携して必要な措置をとる。また、家畜が死亡した場合は、所有者が対応することを原則とする。 村は、情報を収集し西部農業事務所家畜保健衛生課の指導により適正な処理を行う。
神流町 （群馬県）	神流町地域防災計画 第3章地震災害応急対策計画/第10節避難・救出計画/5避難所等の開設・運営 (7)避難所の点検整備及び運営 (カ)必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 (10)災害時における動物の管理等 町及び県は、関係団体等と連携を図り、被災した飼養動物の保護収容、指定避難所及び応急仮設住宅等における家庭動物の適正な飼養、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物管理等について必要な措置を講ずるものとする。
下仁田町 （群馬県）	下仁田町地域防災計画（風水害等対策編） 第3部災害応急対策 第6章避難体制/第3節避難所の開設/3避難環境の整備(1)スペースの確保 町は施設管理者及び自主運営組織と協力して、次のスペースを確保する。ペット飼養場所等 第8章保健衛生、防疫、遺体の処置ウ等に関する活動/第1節保健衛生活動/4避難所におけるペット 避難時のペットの保護及び飼養は、所有者が行うこととする。町は避難所の居住区画とは離れた場所にペット飼養場所を設置する。なお、ペットは必ずゲージに入れるか、リード等により繋ぎとめて飼育するように指導する。 第11章その他の災害応急対策/第5節動物愛護/2避難所のペット対策 町は、避難所における家庭動物の状況等を県動物救護本部に提供する。 (1)動物の餌の確保(2)負傷した動物の収容・治療・保管(3)放浪動物の収容・保管(4)飼養困難な動物の一時保管(5)動物の新たな所有者探し (6)その他動物に関する相談

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
南牧村 （群馬県）	南牧村地域防災計画 第6節動物愛護 災害時には、負傷動物や逸走状態の家庭動物が多数生じる一方、多くの動物が飼い主とともに指定避難所に避難してくることが予想される。 このため、村は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼育に関し、県等関係機関や県獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等、関係団体との協力に努める。 1家庭動物の状況・情報の提供 村は、県が設置する動物救護本部に対し、指定避難所における家庭動物の状況等、情報を提供する。 2家庭動物の適正飼育 家庭動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引きとることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。
甘楽町 （群馬県）	甘楽町地域防災計画 第3章風水害等応急対策計画第13節その他の災害応急対策 第7動物愛護 1ペット対策 (1)動物救護本部の設置 県は、獣医師会及び動物愛護団体と連携・協力して、動物救護本部を設置し、愛玩動物等の収容対策を実施する。 動物救護本部は、次の事項を実施する。 ア飼養されている動物に対する餌の配布 イ負傷した動物の収容・治療・保管 ウ放浪動物の収容・保管 エ飼養困難な動物の一時保管 オ動物の所有者や新たな所有者捜しのための情報の収集、提供 カ動物に関する相談の実施等 (2)町の対応 町は、避難所における生活場所へのペットの持ち込みは、原則的に禁止とし、飼養者が自己責任において飼養するよう広報する。 また、被災者のペットの状況を把握し、動物救護本部に情報を提供するとともに、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 県、獣医師会及び動物愛護関係団体によりペットの救護所等を設置する場合は、公共用地を提供するとともに、その旨を被災者に広報する。 (3)飼養者の対応 ペットの保護及び飼養は、原則として動物の所有者が行うものとし、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。
中之条町 （群馬県）	中之条町地域防災計画（抜粋） 第1編　一般災害対策編 第3章　災害応急対策計画 第20節 避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営 6 良好な生活環境の確保 (1)町は、次により、指定避難所における良好な生活環境の確保に努める。 　キ 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 第21節 応急仮設住宅等の提供 3 応急仮設住宅の運営管理 (1)町及び県（建築課、住宅政策課）は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。 また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 第25節 保健衛生活動 5 災害時における動物の管理等 町及び県は、関係団体等と連携を図り、被災した飼養動物の保護収容、指定避難所及び応急仮設住宅等における家庭動物の適正な飼養、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物管理等について必要な措置を講ずる。 第33節 ボランティアの受入れ 1 災害時におけるボランティア活動の種類 一般ボランティア（家庭動物の保護） 第41節　動物愛護 災害時には、負傷動物や逸走状態の愛玩動物が多数生じる一方、多くの動物が飼い主とともに指定避難所に避難してくることが予想される。 このため、町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県、関係機関や県獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等、関係団体との協力体制を確立する。 1 動物愛護の実施 (1)実施機関 県が、吾妻地区獣医師会及び動物愛護団体等と連携・協力して、「動物救護本部」を設置し、家庭動物等の収容対策を実施する。 (2)実施方法 動物救護本部は、次の事項を実施する。 ア 飼養されている動物に対する餌の配布 イ 負傷した動物の収容・治療・保管 ウ 放浪動物の収容・保管 エ 飼養困難な動物の一時保管 オ 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供 カ ボランティアの受入れ・派遣・管理 キ 一時保護施設の設置・運営・管理 ク 動物に関する相談の実施等 2 町は、動物救護本部に対し、指定避難所における家庭動物の状況等、情報を提供する。 3 家庭動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、 長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
長野原町 （群馬県）	長野原町地域防災計画 第3編災害応急対策 第1章風水害・雪害・土砂災害対策＜第15節その他の災害応急対策＞ 第5動物愛護 1動物愛護の実施 (1)動物救護本部の設置 県は、獣医師会及び動物愛護団体と連携・協力し、必要に応じて「動物救護本部」を設置し、次に示す事項を実施する。 ・飼養されている動物に対する餌の配布 ・負傷した動物の収容・治療・保管 ・放浪動物の収容・保管 ・飼養困難な動物の一時保管 ・動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供 ・ボランティアの受入れ・派遣・管理 ・一時保護施設の設置・運営・管理 ・動物に関する相談の実施等 (2)指定避難所における広報 指定避難所における生活場所への家庭動物の持ち込みは、原則的に禁止とし、飼養者が自己責任において飼養するよう広報する。 (3)町から動物救護本部に対する情報提供 町は、動物救護本部に対し、指定避難所における家庭動物の状況等、情報を提供する。 (4)家庭動物救護所開設の支援 県、獣医師会及び動物愛護関係団体により家庭動物の救護所等を設置する場合は、公共用地を提供するとともに、その旨を被災者に広報する。 (5)家庭動物の所有者の対応 家庭動物の保護及び飼養は、原則として動物の所有者が行うものとし、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。 2死亡動物への対応 町は、死亡した家庭動物等が放置されている場合は、必要な措置をとる。家畜が死亡した場合は、所有者が対応することを原則とする。 町は、情報を収集し吾妻農業事務所家畜保健衛生課の指導により適正な処理を行う。
嬬恋村 （群馬県）	嬬恋村防災計画 第9章　保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動 5　災害時における動物の管理等 　村は、関係団体等と連携を図り、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物管理等について必要な措置を講ずるものとする。 第5節　動物愛護 　災害時には、負傷動物や逸走状態の愛玩動物が多数生じる一方、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 　このため、村は、県等関係機関や獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等、関係団体と連携して、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、協力体制を確立する。 1　動物愛護の実施 　(1)県は、獣医師会及び動物愛護団体と連携・協力して、動物管理センター内に「動物救護本部」を設置し、愛玩動物等の収容対策を実施することとする。 　(2)村は、動物救護本部に対し、避難所における愛玩動物の状況等、情報を提供することとする。 　(3)愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努めることとする。
高山村 （群馬県）	第33節動物愛護 災害時には、負傷動物や逸走状態の愛玩動物が多数生じる一方、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 このため、村は、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県、関係機関や県獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等、関係団体との協力体制を確立する。 1動物愛護の実施 (1)実施機関 県が、獣医師会及び動物愛護団体と連携・協力し、動物管理センター内に「動物救護本部」を設し、愛玩動物等の収容対策を実施するので、村はその活動を支援する。 (2)実施方法 動物救護本部は、次の事項を実施することとする。 ア飼養されている動物に対する餌の配布 イ負傷した動物の収容・治療・保管 ウ放浪動物の収容・保管 エ飼養困難な動物の一時保管 オ動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供 カ動物に関する相談の実施等 (3)各地方部[動物愛護センター（渋川市）]は、次の事項について動物救護本部を支援することとする。村はその活動を支援する。 ア被災動物救護体制の整備 イ犬の登録頭数や猫の飼育統計についての情報提供 ウ動物の応急保護収容施設設置のための調整等 2県への情報提供 村は、動物救護本部に対し、愛玩動物の状況等、情報提供する。 3愛玩動物の所有者のつとめ 愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努めることとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
東吾妻町 （群馬県）	東吾妻町地域防災計画【一般災害対策計画】 第1部一般災害対策計画 第3章災害応急対策への備えの充実 第18節避難収容活動体制の整備計画 1避難所・避難路の整備 (1)指定緊急避難場所、指定避難所の指定 イ町は、被災者が一定期間避難生活を送るための指定避難所を指定し、地域住民に周知徹底を図る。指定の際には、要配慮者のプライバシー等への配慮や女性への配慮、愛玩動物等の保護可能性等の検討を行う 第22節環境衛生計画 4動物愛護 災害時には、負傷動物や逸走状態の愛玩動物が多数生じる一方、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 このため、町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県や関係機関、ボランティア、関係団体等との協力体制を確立する。 (1)愛玩動物の情報の提供 県が動物管理センター内に動物救護本部を設置し、愛玩動物等の収容対策を実施するにあたり、町は、避難所における愛玩動物の状況等情報を提供する。 (2)被災地における動物の適正な飼養 ア町は、飼養者とともに避難した動物の飼育に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 イ愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。 第24節応急住宅対策計画 3応急仮設住宅の運営管理 (3)必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。
片品村 （群馬県）	片品村地域防災計画 動物愛護 災害時には、負傷動物や逸走状態の家庭動物が多数生じる一方、多くの動物が飼い主とともに指定避難所等に避難することが予想される。 このため村「農林建設課」は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県や県獣医師会、動物愛護団体、ボランテイア等、関係団体との協力体制を確立する。 動物愛護の実施 (1)実施期間 県が、獣医師会及び動物愛護団体と連携・協力し、「動物救護本部」を設置し、家庭動物等の収容の収容対策を実施するので、村はその活動を支給する。 (2)実施方法 動物救護本部は、次の事項を実施することになっている。 ア飼養されている動物に対する餌の配布 イ負傷した動物の収容・治療・保管 ウ放浪動物の収容・保管 エ飼養困難な動物の一時保管 オ動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供 カボランテイアの受入れ・派遣・管理 キー時保護施設の設置・運営・管理 ク動物に関する相談の実施等 2県への情報提供 村「農林建設課」は、動物救護本部に対し、指定避難所等における家庭動物の状況等、情報提供する。 3家庭動物の所有者の義務 家庭動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。
川場村 （群馬県）	川場村地域防災計画（出典元） 第3章村民等の防災活動の促進、第2節防災思想の普及、1防災知識の普及 (4)家庭防災会議の開催 ア～ク（略） ケ家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備 コ（略） 第7章避難の受入活動、第1節避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営、7良好な生活環境の確保 (1)村は、次により、指定避難所における良好な生活環境の確保に努めるものとする。 ア～カ（略） キ必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 ク～コ（略） 第7章避難の受入活動、第2節応急仮設住宅等の提供 4応急仮設住宅の運営管理 村又は県(建築課、住宅政策課)は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 第9章保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動、第1節保健衛生活動 8災害時における動物の管理等 村及び県は、関係団体等と連携を図り、被災した飼養動物の保護収容、指定避難所及び応急仮設住宅等における家庭動物の適正な飼養、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物管理等について必要な措置を講ずるものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
川場村 （群馬県）	第15章その他の災害応急対策、第7節動物愛護 1動物愛護の実施 (1)実施機関 県は、獣医師会及び動物愛護団体等と連携・協力して、食品・生活衛生課を事務局とする「動物救護本部」を設置し、家庭動物等の収容対策等を実施するので、村はその活動を支援する。 (2)実施方法 動物救護本部は、次の事項を実施することとする。 ア飼養されている動物に対する餌の配布 イ負傷した動物の収容・治療・保管 ウ放浪動物の収容・保管 エ飼養困難な動物の一時保管 オ動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供 カボランティアの受入れ・派遣・管理 キー時保護施設の設置・運営・管理 ク動物に関する相談の実施等 2県への情報提供 村は、動物救護本部に対し、指定避難所における家庭動物の状況等、情報提供することとする。 3家庭動物の所有者の努め 家庭動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努めることとする。
昭和村 （群馬県）	昭和村地域防災計画 第35節動物愛護 災害時には、負傷動物や逸走状態の家庭動物が多数生じる一方、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため、村（保健福祉課）は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等との協力体制を確立する。 1村が行うこと、県との連携 （1）県は、獣医師会及び動物愛護団体と連携・協力して、動物愛護センター内に「動物救護本部」を設置し、家庭動物等の収容対策を実施する。 （2）村は、県が獣医師会及び動物愛護団体と連携して設置する動物救護本部に協力する。 （3）所有者不明の動物、負傷動物等は、県、獣医師会、動物愛護団体等の協力のもと保護し、動物救護本部が設置する動物保護施設等へ搬送する。 （4）村は、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 （5）村は、動物救護本部に対し、避難所における家庭動物の状況等、情報を提供する。
みなかみ町 （群馬県）	みなかみ町地域防災計画第18章その他の災害応急対策 第2節動物愛護 災害時には、負傷動物や逸走状態の家庭動物が多数生じる一方、多くの動物が飼い主とともに指定避難所に避難してくることが予想される。 このため、県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、町、関係機関や県獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等、関係団体と協力体制を確立する。 1動物愛護の実施 （1）実施機関 県は、獣医師会及び動物愛護団体等と連携・協力して、食品・生活衛生課を事務局とする「動物救護本部」を設置し、家庭動物等の収容対策等を実施することとなっている。 （2）実施方法 動物救護本部は、次の事項を実施することとする。 ア飼養されている動物に対する餌の配布 イ負傷した動物の収容・治療・保管 ウ放浪動物の収容・保管 エ飼養困難な動物の一時保管 オ動物の所有者や新たな所有者捜しのための情報の収集、提供 カボランティアの受入・派遣・管理 キー時保管施設の設置・運営・管理 ク動物に関する相談の実施等 （3）町は、動物救護本部に対し、指定避難所における家庭動物の状況等、情報を提供することとする。 （4）家庭動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合であっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努めることとする。
玉村町 （群馬県）	玉村町地域防災計画 第2部災害応急対策第7章避難の受入活動 第1節指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営 6良好な生活環境の確保キ必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 第2節応急仮設住宅等の提供 3応急仮設住宅の運営管理 (1)町は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。 この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。
板倉町 （群馬県）	板倉町地域防災計画（令和5年3月策定） 第2章 災害応急対策 第9節 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動 第1 保健衛生活動 5 災害時における動物の管理等 町は、関係団体等と連携を図り、被災した飼養動物の保護収容、避難所及び応急仮設住宅等における家庭動物の適正な飼養、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物管理等について必要な措置を講ずるものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
明和町 （群馬県）	明和町地域防災計画 第1章災害予防第3節住民等の防災活動の促進 7知識の普及等に当たっての配慮 町（各課）及び各防災関係機関は、防災知識の普及及び訓練の実施に当たっては、次の事項に留意する。 オ災害時における避難所や仮設住宅でのトラブルを防止するため、ペットがケージやキャリーバッグで生活することに慣らしておくことや、ペット用の食料を用意しておくことなど、災害に備えた準備を日頃から行うよう普及啓発するとともに、災害時に迷子になった動物の飼い主を特定できるように迷子札の装着等を促進する。 第2章災害応急対策第7節避難の受入活動 5良好な生活環境の確保 (1)町（学校教育部、生涯学習部）は、指定避難所における良好な生活環境の確保に努める。 キ必要に応じて、家庭動物の飼育スペースの確保に努める。また、ペットの管理、飼養は飼い主が行うよう指導する。
千代田町 （群馬県）	千代田町地域防災計画 第2編風水害・雪害等対策編第1部災害予防 第3章住民等の防災活動の促進第2節防災思想の普及 (3)広報の内容カ家庭防災会議の開催 (ケ)家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備 第2部災害応急対策 第7章避難の受入活動 第1節指定緊急避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営 6良好な生活環境の確保 (1)町は、次により、指定避難所における良好な生活環境の確保に努める。 キ必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、 連携に努めるものとする。 12家庭動物の保護対策災害時には、多くの動物が飼い主とともに指定避難所に避難してくることが予想される。 このため、町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県及び関係団体との協力体制を確立する。 (1)町は、県が設置する動物救護本部に対し、避難所における家庭動物の状況等、情報を提供することとする。 (2)家庭動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取扱うものとする。 (3)避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等のまんえん防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。 第2節応急仮設住宅等の提供1応急仮設住宅の提供 (7)入居者の選定 選考に当たっては、区長等の意見を参考に、罹災者の資力その他の生活条件を十分調査の上決定する。選定に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況、要配慮者及びペットの飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティ形成にも配慮する。また、要配慮者の優先的入居に配慮する。 第9章保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動 第1節保健衛生活動 3災害時における動物の管理等 町は、関係団体等と連携を図り、被災した飼養動物の保護収容、指定避難所及び応急仮設住宅等における家庭動物の適正な飼養、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物管理等について必要な措置を講ずるものとする。 第13章自発的支援の受入 第1節ボランティアの受入 1災害時におけるボランティア活動の種類一般ボランティア・家庭動物の保護 第15章その他の災害応急対策 第8節動物愛護 災害時には、負傷動物や逸走状態の家庭動物が多数生じる一方、多くの動物が飼い主とともに指定避難所に避難してくることが予想される。 このため、町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県や県獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等、関係団体との協力体制を確立する。 1動物愛護の実施 (1)動物愛護の実施方法 町は、県が設置する動物救護本部と連携し、次の事項を実施することとする。 ア飼養されている動物に対する餌の配布 イ負傷した動物の収容・治療・保管 ウ放浪動物の収容・保管 エ飼養困難な動物の一時保管 オ動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供 カボランティアの受入・派遣・管理 キー時保護施設の設置・運営・管理 ク動物に関する相談の実施等 (2)町は、動物救護本部に対し、指定避難所における家庭動物の状況等、情報を提供することとする。 (3)家庭動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努めることとする。 第3編震災対策編第1部災害予防 第3章住民等の防災活動の促進 第2節防災思想の普及 1防災知識の普及 (2)家庭防災会議の開催 サ家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備 第14章その他の災害応急対策 第7節動物愛護 具体的な対策については、第2編第2部第15章第8節「動物愛護」に準ずるものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
大泉町 （群馬県）	大泉町地域防災計画 震災対策編 第3章災害応急対策 3 避難者の保護 指定避難所を開設する際には、直ちに次の処置を行い、避難者の保護にあたるものとする。 (3) 動物の適正な飼養 町は、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるものとする。 震災対策編 第3章災害応急対策 キ必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。
邑楽町 （群馬県）	邑楽町地域防災計画 第2編風水害・雪害等対策編第2部災害応急対策第5節動物愛護 1動物愛護の実施 (1)町は災害時における動物愛護対策として、以下の事項に取り組む。 アペット同行避難者の避難所への避難誘導、支援 イ避難所・仮設住宅におけるペット同行避難者の受け入れ ウ県が設置する動物救護本部に対し、避難所・仮設住宅におけるペットの飼育状況等に関する情報提供 エ避難所・仮設住宅におけるペットの適正な飼育に係る指導、支援 オ県が設置する動物救護本部が行う動物救護活動への連携、協力、支援要請 カ被災住民等への動物救護及び飼育支援に関する情報の提供 (2)愛玩動物の所有者 愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努めることとする。 第3編震災対策編第13章その他の災害応急対策第4節動物愛護 飼い主とともに避難所に避難してくる動物の保護や適正な飼育に関しての具体的な対策については、第2編第2部第14章第5節「動物愛護」に準ずるものとする。
草津町 （群馬県）	草津町地域防災計画 本編第3部第14章第8節動物愛護 1動物愛護の実施 （1）実施機関 県は、獣医師会及び動物愛護団体と連携・協力して、動物愛護センター内に「動物救護本部」を設置し、家庭動物等の収容対策を実施する。 （2）実施方法 動物救護本部は、次の事項を実施する。 ア飼養されている動物に対する餌の配付 イ負傷した動物の収容・治療・保管 ウ放浪動物の収容・保管 エ飼養困難な動物の一時保管 オ動物の所有者や新たな所有者捜しのための情報の収集、提供 カ動物に関する相談の実施等 2町は、動物救護本部に対し、指定避難所における家庭動物の状況等、情報を提供する。 3家庭動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。
前橋市	【前橋市地域防災計画第2及び3章応急復旧期の対策活動第18節動物愛護】 災害時には、負傷動物や逸走状態の動物が多数生じる一方、多くのペットが飼い主とともに避難所に避難してくることが予想されるため、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や飼育に関し、必要な措置を講じる。 ≪実施担当機関≫市担当部健康部（衛生防疫班）、環境部（廃棄物班）関係機関ボランティア ≪対策の体系≫動物愛護 1ペット対策 2放浪動物への対応 3死亡動物への対応 ≪対策の展開≫ 1ペット対策 (1)動物救護本部の設置 健康部衛生防疫班は、前橋市保健所内に「動物救護本部」を設置し、被災した動物に対して、次の事項を実施する。 1飼養されている動物に対する餌の配布2負傷した動物の収容・治療・保管3放浪動物の収容・保管4飼養困難な動物の一時保管5動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供6動物に関する相談の実施等 (2)飼養者への対応 ペットは原則として、自宅での飼養とするが、被災等により自宅で飼育できない場合は、避難所で受け入れる。その際、避難所内の生活場所へのペットの持ち込みは原則として禁止とし、屋外において飼養者が自己責任において飼養するよう指導する。 2放浪動物への対応 健康部衛生防疫班は、飼い主の被災により放置又は逃げ出した動物が発生した場合は、捕獲等の対応をとる。また、危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、県動物救護本部、警察等との連携により必要な措置を講じる。 3死亡動物への対応 死亡したペットの処理は、原則として飼養者が行うものとする。また、飼養者の判明しない死亡動物が放置されている場合は、環境部廃棄物班は必要な措置をとる。 【前橋市地域防災計画第2及び3章応急復旧期の対策活動第11節建築物・住宅応急対策】 5.応急仮設住宅の供与 (4)入居者の選定 入居者の選定にあたり、福祉部社会福祉班、民生委員等による選考委員会を設置して決定する。選定に際しては、これまでの地域的な結びつきや近隣の状況、要配慮者及びペットの飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。また、要配慮者の優先的入居に配慮する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
高崎市	高崎市地域防災計画 第2章災害予防計画第2節迅速かつ円滑な災害応急対策への備え第6避難誘導・受入活動体制の整備 6車中避難場所 総務部は、多様な避難について検討する中でプライバシーの確保やペットの世話など、様々な理由により車中泊を選択する避難者が避難を可能とする車中場所を指定する。 第2章災害予防計画第3節市民等の防災活動の促進第1防災知識の普及・啓発 2防災思想の普及 (1)家庭等における防災知識の普及 オ家庭防災会議の開催 (コ)家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備 第3章地震災害応急対策計画第7節避難受入活動第2避難所の開設・運営 第4章風水害応急対策計画第7節避難受入活動第2避難所の開設・運営 6良好な生活環境の確保 (9)必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者から必要な支援が受けられるよう連携に努めるものとする。 第3章地震災害応急対策計画第7節避難受入活動第3応急仮設住宅等の供給 第4章風水害応急対策計画第7節避難受入活動第3応急仮設住宅等の供給 1応急仮設住宅の提供 (5)入居者の選定 選定に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況、要配慮者及びペットの飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。 3応急仮設住宅の運営管理 (1)建設部は、応急仮設住宅の適切な運営管理に努めるものとする。必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するものとする。 第3章地震災害応急対策計画第9節保健衛生・防疫・遺体の処置等に関する活動第9節保健衛生・防疫・遺体の処置等に関する活動第1保健衛生活動 第4章風水害応急対策計画第9節保健衛生・防疫・遺体の処置等に関する活動第9節保健衛生・防疫・遺体の処置等に関する活動第1保健衛生活動 5災害時における動物の管理等 保健医療部は、県や関係団体等と情報連絡を取り合い、被災した飼養動物の保護受入れ、避難所及び応急仮設住宅等における家庭動物の適正な飼養、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物管理等について必要な措置を講じる。 第3章地震災害応急対策計画第14節その他の災害応急対策第7動物愛護 第4章風水害応急対策計画第14節その他の災害応急対策第7動物愛護 〔方針・目標〕 ・災害時のペットの扱いは、飼い主の責任とし、原則として避難所における生活場所へのペットの持ち込みは禁止とする。 ・動物救護本部を設置した場合は、その情報等を収集し被災者に提供する。 〇市担当部:保健医療部、環境部、支所部 〇関係機関:群馬県獣医師会高崎支部、動物愛護関係団体 1ペット対策 (1)動物救護本部の設置 保健医療部は、獣医師会及び動物愛護団体と連携・協力し、必要に応じて動物救護本部を設置し、家庭動物等の受入対策等を実施する。 1飼養されている動物に対する餌の配布 2負傷した動物の受入・治療・保管 3放浪動物の受入・保管 4飼養困難な動物の一時保管 5動物の所有者や新たな所有者探しの情報の収集、提供 6動物に関する相談の実施等 (2)避難所における広報 避難所における生活場所へのペットの持ち込みは、原則的に禁止とし、飼養者が自己責任において使用するよう広報する。 (3)他の動物救護本部との連携 県又は他市の動物救護本部と次の連携を行う。 ア被災動物救護体制の整備 イ犬の登録頭数や猫の飼育統計についての情報提供 ウ動物の応急保護受入施設設置のための調整等 エ被災者のペットの状況についての情報提供 (4)ペットの救護所開設の支援 県、獣医師会及び動物愛護関係団体によりペットの救護所等を設置する場合は、公共用地を提供するとともに、その旨を被災者に広報する。 (5)飼養者の対応 ペットの保護及び飼養は、原則として動物の飼養者が行うとし、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。 2放浪動物への対応 保健医療部は、飼い主の被災により放置、遺棄又は逃亡したペットが発生した場合は、捕獲等の対応をとる。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携により必要な措置を講じる。 3死亡動物への対応 死亡した家庭動物等が放置されている場合は、所有者が対応することを原則とする。また、環境部は、飼い主がいない又は不明の死亡した家庭動物等が放置されている旨の通報を受けた場合、適正な処理を行う。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
埼玉県	埼玉県地域防災計画(震災対策編)　第2章施策ごとの具体的計画　第11　県民生活の早期再建＜応急対策＞　5動物愛護 1　目標 災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、市町村等関係機関や獣医師会、動物関係団体、ボランティア、動物園等との協力体制を確立する。 2　動物救援本部 県、獣医師会及び動物関係団体は連携して、動物救援本部を設置する。動物救援本部は、次の事項を実施する。 (1)　動物保護施設の設置 (2)　所有者不明の動物の保護収容及び飼養管理 (3)　負傷動物の保護収容、治療及び飼養管理 (4)　使用困難動物の一時保管 (5)　動物の所有者や新たな所有者探しのための情報収集･提供 (6)　動物に関する相談等の実施 3　被災地域における動物の保護 所有者不明の動物、負傷動物等は県、市町村、獣医師会、動物関係団体等が協力の上、保護し、動物保護施設等へ搬送する。 4　避難所における動物の適正な飼養 (1)　県は、避難所を設置する市町村に協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (2)　避難者と供に避難した動物(盲導犬、聴導犬、介助犬を除く)の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合は、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の部屋の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。 5　情報の交換 県は、市町村、動物救援本部等と連携して、次の情報を収集、提供する。 (1)　各地域の被害及び避難所での動物飼育状況 (2)　必要資機材、獣医師の派遣要請 (3)　避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望 (4)　他都県市への連絡調整及び応援要請 6　その他 動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物(危険な動物)等が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。 埼玉県国民保護計画 第3編 武力攻撃事態等対処編　第5章 武力攻撃災害への対処措置　第4節 動物保護対策の実施 県及び市町村は、国の定める「動物の保護等に関する配慮についての基本的な考え方」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるものとする。 ・危険動物等の逸走対策 ・飼養等されていた家庭動物等の保護収容等
蕨市 (埼玉県)	蕨市地域防災計画 第2編　震災対策計画 2部　震災予防計画 2章　災害に強い防災体制の整備　13節ペット等災害時動物避難・管理体制の整備 近年の災害実績から、動物を救助することが被災した人々の心を救う活動につながることが確認された。 また、ペットだけではなく災害時に被災したあらゆる動物を救うことは、同じ命を守るという観点から、配慮し対応する必要がある重要な事柄である。 本市は、埼玉県獣医師会南第一支部との連携のもと災害時における動物の避難・管理体制を「緊急災害時動物救援マニュアル」の作成などを通じて構築する。 第3部　震災応急対策計画 4章　救援・救護活動対策　7節　第4動物愛護 (1)動物の飼育支援 環境整備班長は、埼玉県獣医師会南第一支部と連携して、市民が被災地においても動物を適正に飼育できるよう、動物に関する情報提供やそ相談を行ない支援する。 (2)動物の保護 所有者不明の動物、負傷動物等については、県、獣医師会、動物関係団体等と協力して保護し、動物保護施設等へ搬送する。 (3)避難所における動物の適正な飼育 環境整備班長は県と協力して、各避難所に飼い主とともに避難した動物の飼育に関して適正飼育の指導を行ない、動物愛護及び環境衛生に努める。 (4)情報交換 環境整備班長は、動物救援本部(県、獣医師会、動物関係団体等で設置)と次の情報交換を行う。 1)市内の被害及び避難場所での動物飼育状況 2)必要資機材、獣医師の派遣要請 3)避難場所から動物保護施設への動物の預け入れ希望 4)他都県市町村への連絡調整及び応援要請 (5)その他 「埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例」に規定する危険な動物等を発見した場合は、県保健医療部へ連絡する。 第3編　風水害対策計画 2章 災害に強い防災体制の整備　12節 ペット等災害時動物避難・管理体制の整備 震災対策計画に同じ

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
戸田市 （埼玉県）	戸田市地域防災計画【災害応急対策計画編（震災対策編）】【災害復旧計画編】 第1編災害応急対策計画（震災対策） 第1章震災対策計画 第23節環境衛生整備計画 第7動物の保護及び飼養 1.被災地域における動物の保護 防疫清掃班は、所有者不明の動物、負傷動物等を県の方針に基づいて動物指導センター及び川口保健所等と連携して保護し、動物保護施設等へ搬送する。 2.避難所における動物の適正な飼養 防疫清掃班は、県と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行なうなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。また、避難所での飼育動物の対策は以下を基本として、各避難所で詳細を定める。 避難所における飼育動物の基本方針 1避難所の飼育動物の管理は、飼い主の責任で行う。 2飼料、水、ケージ（小動物の場合）、医薬品等の生活用品は、飼い主が準備する。 3身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）に規定する身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬及び聴導犬）の同伴は周知する。 4危険動物は、避難所への同伴はできないものとする。 5飼育場所は居住スペースとは別にする。 6動物の飼育場所の管理・運営は、飼い主同士が協力して、管理責任者が中心となって定めた飼育ルールに従い行う。 3.死亡動物の処理 防疫清掃班は、死亡した動物について、川口保健所の指導等により適切に処理する。 【災害応急対策計画編（風水害・事故対策編）】【災害復旧計画編】【災害復旧計画編】 第1編災害応急対策計画（風水害・事故対策） 第1章風水害対策計画 第22節環境衛生整備計画 第7動物の保護及び飼養 震災対策編に同じ
朝霞市 （埼玉県）	朝霞市地域防災計画 第12 ペット対策 環境推進課は、県、獣医師会、動物関係団体等と連携し、災害時における避難所や仮設住宅でのトラブルを防止するため、ペットがケージやキャリーバッグで生活することに慣らしておくことや、ペット用の食料を用意しておくことなど、災害に備えた準備を日頃から行うよう普及啓発するとともに、災害時に迷子になった動物の飼い主を特定できるよう、迷子札等の装着を促進する。 震災応急計画 1 放浪動物への対応 環境班は、県、獣医師会及び動物関係団体等により構成される県動物救援本部等と連携して、飼い主の被災により遺棄又は逃げ出したペット等を保護する。 「動物の愛護及び管理に関する法律」に規定する特定動物（危険動物）が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理するよう県に要請する。 2 ペットへの対応 (1) ペットの避難等 避難者がペットを同伴することが予想されるが、ペットの保護及び飼養は飼い主が行い、動物アレルギーや人獣共通感染症の発生を防止する観点から、避難所の室内には持ち込まないことを原則とする。 環境班は、飼い主の自己責任においてペットを避難させることを広報するとともに、避難所においては飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適切な指導を行う等、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。また、飼育スペースが必要な避難所については、その他の避難者の合意を得て、避難者の生活スペースから離れたスペースや仮設テント等を利用して飼育スペースを確保できるよう支援する。 さらに、獣医師会と連携してペット相談窓口を開設し、被災ペットの飼育相談、保護・救護等を行う。 3 家畜等への対応 市民班は、家畜及び畜産施設等の被害状況を速やかにまとめて県家畜保健衛生所に報告し、家畜の防疫及び飼料等の確保、病畜及び死亡獣畜等の処理等、衛生の確保に協力する。
和光市 （埼玉県）	和光市地域防災計画（Ⅲ震災対策編） 第1章 地震災害に対する予防対策と応急対策 第18節 生活環境の保全及び公衆衛生対策 ≪予防・事前対策≫ 第3 動物愛護対策 1 所有者明示に関する普及啓発 市は、県や獣医師会、動物関係団体等と協力して、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置を取ることについて普及啓発をする。所有者明示の方法として、首輪と迷子札（犬は狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票）を付けるだけではなく、脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着することを推奨するものとする。 2 災害に備えたしつけに関する普及啓発 通常の環境と大きく異なる避難生活は、動物にとっても大きなストレスとなる可能性があり、避難所や仮設住宅において、他の避難者とのトラブルの原因となるおそれがある。このため、市は、県や獣医師会、動物関係団体と協力して、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバッグの中に入ることに慣らしておくなどの災害を備えたしつけを日頃から行うよう普及啓発を行う。 ≪応急対策≫ 第5 動物愛護 1 埼玉県の体制 県は、獣医師会及び動物関係団体と連携して、動物救援本部を設置する。 動物救援本部は、次の事項を実施する。 （1）動物保護施設の設置 （2）所有者不明の動物の保護収容、治療及び飼養管理 （3）負傷動物の保護収容、治療及び飼養管理 （4）飼養困難動物の一時保管 （5）動物の所有者や新たな所有者探しのための情報収集・提供 （6）動物に関する相談の実施等 2 和光市の動物愛護活動 （1）被災地域における動物の保護【各避難所管理班】 市は、所有者不明の動物及び負傷動物等を県、獣医師会及び動物関係団体等が協力の上保護し、動物保護施設等へ搬送する。 （2）避難所における動物の飼養 市は、避難所において飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行う等、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 （3）情報の交換 市は、動物救護本部等と連携して、次の情報を収集し、提供する。 ア 各地域の被害及び避難所での動物飼育状況 イ 必要資材及び獣医師の派遣要請 ウ 避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望 エ 県及び他市町村への連絡調整及び応援要請 （4） 危険動物逸走時の措置 「動物の愛護及び管理に関する法律」に規定する特定動物（危険な動物）等が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
志木市 （埼玉県）	志木市地域防災計画　第2編震災対策編　第2章震災予防編　第8節震災に備えた対策整備　第14条防疫及び保健衛生　4動物の災害対策に関する飼い主への普及啓発 ⑴所有者明示に関する普及啓発 ⑵災害に備えたしつけに関する普及啓発 第3章震災応急対策計画　第18節環境衛生　第2防疫及び保健衛生　3動物愛護 災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難することが予想される。そのため、交通衛生班は県の協力を得て、動物愛護の観点から、獣医師会、動物関係団体、ボランティアなどと協力して、所有者不明の動物、負傷動物等の保護、及び避難所における動物の適正飼養に務める。 ⑴動物救援本部の設置 ⑵被災地域における動物の保護 ⑶避難所における動物の適正な飼養 ⑷情報の交換
新座市 （埼玉県）	災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主と共に避難所に避難してくることが予想される。 県、獣医師会、その他関係機関と協力して、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に努める。 (1) 動物の保護 所有者不明の動物、負傷動物等を、県、獣医師会、その他関係機関等と協力の上保護し、動物保護施設等へ搬送するとともに、負傷動物の治療を行うものとする。 本市は、公益社団法人埼玉県獣医師会南支部と災害時における動物救護活動について協定を締結している。 (2) 避難所における動物の適正な飼養 県、獣医師会と協力して、飼い主と共に避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く。）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。 ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意の下に、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。 動物への給餌、排せつ物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を原状復旧させる全責任を負うものとする。 (3) 危険動物等への対応 動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険な動物）等が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。 出典：新座市地域防災計画（震災対策編）　第3章震災応急対策計画　第4節緊急救援期から実施する活動　12.4動物愛護
富士見市 （埼玉県）	富士見市地域防災計画　第Ⅱ部震災対策編　第2章震災応急対策計画 第5節 避難所の開設・運営 (11) 避難者と共に避難した動物の取扱い 飼い主と共に避難した動物の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し使用させることとする（同行避難）。ただし、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け使用させることができる。 飼い主は日頃から動物のしつけ、ペット用の備蓄品の準備をしておき、動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。 また、居室以外の専用スペースで使用した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。 第19節 ペット動物への対応 災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難（同行避難）してくることが予想される。動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、県や埼玉県獣医師会、動物関係団体、彩の国動物愛護推進委員等との協力体制を確立する。 1 被災地域における動物の保護市は、所有者不明の動物、負傷動物等を県、埼玉県獣医師会、動物関係団体、彩の国動物愛護推進委員等と協力の上、保護する。 2 避難所における動物の適正な飼養(1) 飼い主とともに避難した動物の適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (2) 避難した動物の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し使用させることとする（同行避難）。 ただし、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け使用させることができる。 動物への給餌、排泄物の清掃等の管理は、飼い主が全責任を負う。また、居室以外の部屋の専用スペースを使用した場合、撤去後に使用した者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。 3 情報の交換 県と連携して、次の情報を収集、提供する。 (1) 各地域の被害及び避難所での動物飼育状況 (2) 必要資機材、獣医師の派遣要請 (3) 避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望 (4) 他自治体への連絡調整及び応援要請 4 その他 動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険な動物）等が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する ※同計画　第Ⅲ部　水害対策編にも再掲
ふじみ野市 （埼玉県）	ふじみ野市地域防災計画　第3部　第1章　地震応急対策計画　第6項　動物愛護(P.139) 担当：環境衛生班 ・県が獣医師会及び動物愛護団体と連携して設置する動物救援本部に協力する。 ・飼い主不明の動物、負傷動物等は、県、獣医師会、動物愛護団体等と協力の上保護し、動物保護施設等へ搬送する。 ・被災者への動物援護に関する情報提供、被災動物の保護、搬送及び応援要請に基づく指定避難所等で動物医療に携わる。 ・動物保護施設の検討・確保を行う。 ・指定避難所から動物保護施設等への動物の受入等の調整を行う。 担当：指定避難所運営組織 ・指定避難所における動物飼育状況を把握し、飼い主とともに適正な飼育に努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
三芳町 （埼玉県）	三芳町地域防災計画 第2編　震災対策編　第2章　施策ごとの具体的計画　第8節　避難対策　14. 避難所におけるペットの対応 　飼い主とともに避難した動物に関して、飼い主に適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努め、一般の避難者とのトラブル防止に努める。 　避難者の飼養するペットについて、同伴での避難を可能とするが、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、盲導犬、聴導犬、介助犬を除くペットは屋外を原則として飼養専用スペースを設置し避難者とすみ分け、同伴者の責任で飼養する。 　例外として、避難所運営委員会と管理者の協議により、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、避難者の同意のもと、居室以外の屋内スペースを設けることも可能とする。 動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者全員が責任を負うものとする。また、撤去後の原状復帰もペット同伴者の責任で行う。 　現地本部は、町本部を通して、民間団体による一時預かり措置や県・動物救護ボランティア登録制度など、被災者同伴動物に関する有益情報を積極的に入手し、同伴者に伝達する。 このほか、ペットへの対応については、避難所運営マニュアルに基づき、避難所運営委員会が決定する。 なお、町は、平時より飼い主に対して、しつけはもとより、災害時に備えたペット同行の避難訓練やペットフード等の備蓄、避難所生活への対応等について啓発に努める。 第 11 節 住民生活の早期再建　5. 動物愛護 　震災時には、負傷または逸走状態の動物が多数発生すると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 　町は、埼玉県動物救援本部、獣医師会、災害時動物救護活動ボランティア等と協力し、これら動物の保護に努める。 国民保護に関する三芳町計画 第4節 動物保護対策の実施 町は、国の定める「動物の保護等に関する配慮についての基本的な考え方」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるものとする。 ・危険動物等の逸走対策 ・飼養等されていた家庭動物等の保護収容等
春日部市 （埼玉県）	春日部市地域防災計画　第3編応急対策編　3-89 3. 動物愛護　⇨『 環境経済部 』 災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に同行避難してくることが予想される。 市は関係機関と協力して、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に努めるものとする。 3.1 被災地域における動物の保護 市は、所有者不明の動物、負傷動物等を、県、獣医師、その他関係機関等と協力の上 保護し、動物保護施設等へ搬送する。 3.2 避難所における動物の適正な飼養 「本章　第4節　第2　4　4.11 避難者と共に避難した動物の取扱い」を準用する。 3.3 情報の交換 市は、県や獣医師、その他関係機関等と連携して、次の情報を収集、提供する。 3.4 その他 「埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例」に規定する危険な動物等が逸走した場合は、動物園並びに警察の協力を得て収容、管理する。 なお、「危険な動物の飼養状況」については、春日部保健所が管内において、特定動物飼養・保管許可を所管しており、災害時には飼養状況の確認を行う。
松伏町 （埼玉県）	松伏町地域防災計画　震災対策編 第2章　震災応急対策計画 第14節　環境衛生 第5　動物対策 1 放浪動物への対応 衛生班は、県、獣医師会及び動物関係団体等により構成される県動物救援本部等と連携して、飼い主の被災により遺棄又は逃げ出したペット等を保護する。 「動物の愛護及び管理に関する法律」に規定する特定動物（危険動物）が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。 2 ペットへの対応 ペットの避難は、原則として飼い主の責任で行うものとする。衛生班は、動物愛護の観点から、レンタル機材等により避難所の屋外敷地内に仮設のペット救護所を設置する等の対応や環境衛生の維持に努める。 動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。 また、居室以外のスペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を原状復旧させる全責任を負うものとする。 避難生活が長期化する場合は、県動物救援本部と取り扱いについて協議し、動物救護所等が設置される場合は、町有施設や必要な資機材等の提供、確保に協力する。 3 家畜等への対応 農務班は、家畜及び畜産施設等の被害状況を速やかにまとめて県家畜保健衛生所に報告し、家畜の防疫及び飼料等の確保、病畜及び死亡獣畜等の処理等、衛生の確保に協力する。 国民保護に関する松伏町計画 第1節　対処体制の確保 2　武力攻撃災害の兆候の通報 (1)町長は、武力攻撃に伴って発生する火災や、動物の大量死等の武力攻撃災害の兆候を発見した者から連絡を受けたとき又は消防吏員等から通知を受けたときは、その内容の調査を行う。 第4節　動物保護対策の実施 町は、国の定める「動物の保護等に関する配慮についての基本的な考え方」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるものとする。 ・危険動物等の逸走対策　・飼養等されていた家庭動物等の保護収容等
草加市 （埼玉県）	草加市地域防災計画（震災対策編） 第2章震災予防計画　第12節市民生活の早期再建　2 動物愛護 (1) 動物の災害対策に関する飼い主への普及啓発 災害時には負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 このため市は、県や獣医師会等との連携を強化し、動物愛護に関する取組を推進する。 1 所有者明示に関する普及啓発 市、獣医師会、動物関係団体等は、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置（首輪、マイクロチップの装着、迷子札、犬は狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票を付ける）を取ることについて普及啓発をする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
草加市 （埼玉県）	2 災害に備えたしつけに関する普及啓発 通常の環境と大きく異なる避難生活は、動物にとっても大きなストレスとなることが予想され、避難所や仮設住宅において、他の避難者とのトラブルの原因になるおそれがある。 このため、市、獣医師会、動物関係団体等は、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバックの中に入ることに慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日頃から行うよう普及啓発を行う。 3 避難用品等の準備に関する普及啓発 避難所でのペットの飼育管理に必要なものは、飼い主自らが用意しておくことや、避難所まで安全に避難できるようリードやケージ等を準備し、ペットフードや水は、最低2週間分を備蓄しておくよう普及啓発を行う。 4 同行避難訓練の実施 災害時の動物救護対策として、また、ペットの同行避難について住民の理解・協力を深めるため、市は、地域の避難訓練時において動物同伴の訓練の実施に努める。 ⑵ 避難所での受入れ体制の整備 市は、避難所等での混乱を避けるため、あらかじめ動物との同行避難者を受け入れられる施設や避難スペースの確保に努めるとともに、「人とペットの災害対策ガイドライン（環境省：平成30年3月）」を参考に、飼養管理方法等の体制整備に努める。 また、動物用避難備品の確保に努める。 さらに、福祉避難所では、ペットとの同行避難に関するルールづくりを進める。 動物用避難備品（例） ・スチール折りたたみケージ ・ベニヤ板 ・塵取り、ほうき、ゴミ袋 ・食器 ・タオル、新聞紙 ・ドッグフード、キャットフード ・犬用首輪・リード ・洗剤、消毒剤 等 ⑶ 被災動物救護体制 市は、所有者不明の動物や負傷動物等の保護等のため、獣医師会による動物救護所が設置されることを想定の上、設置場所の選定や市の活動体制を定める。 また、獣医師会や草加保健所等と協力体制の確立に努める。 動物救護所における主な市の役割 ・県の動物救援本部、草加保健所等関係機関との調整 ・動物相談窓口設置に伴う調整 ・負傷動物・飼い主不明動物・被災地に残された動物の保護、情報提供 ・被災のため一時的に飼育できなくなった動物の一時預かりに係る調整 ・被災のため飼えなくなった動物の里親探しに係る調整 資料：埼玉県獣医師会南第一支部災害対策マニュアルより ⑷ 特定動物対策 市は、草加保健所から動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険な動物）の逸走の通報があった場合、必要な広報活動を行えるよう体制を整備する。 草加市地域防災計画（震災対策編） 第3章震災応急対策計画 第3節本部業務 4公民の施設・空間情報の管理 ⑺動物愛護 草加市地域防災計画（風水害対策編） 第3章災害応急対策計画 第3節本部業務 4公民の施設・空間情報の管理 ⑺動物愛護 災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため、市民生活部は、関係機関に協力を要請し、動物愛護に関する調整役を担う。 1 動物病院の被害状況等の確認 ・市民生活部は、協定を締結している獣医師を含め、市内の動物病院の被害状況を確認するとともに、再開見込みを確認し本部作業室に報告する。 2 危険動物への対処 ・市民生活部は、特定動物（危険な動物）等が逸走した連絡を受けた場合は本部作業室に報告するとともに、必要な広報活動について調整を図る。 ・市民生活部は、特定動物の捕獲情報等の進捗を随時確認し、必要な調整を図る。 3 被災地域における動物の保護 ・市民生活部は、県、獣医師会及び関係機関等とともに、所有者不明の動物、負傷動物等の保護及び動物保護施設等への搬送等に係る調整を行う。 4 獣医師会による動物救護所の設置 ・市民生活部は、獣医師会及び本部作業室と連携し、動物救護所設置の必要性を判断する。 【№4】動物救護所の設置要領 参照。 5 動物救護所における環境整備 ・市民生活部は、本部作業室と連携し、動物救護所の設置のための人員、備品、医薬品等を確保する。 【№5】動物救護所における必要備品、医薬品等例 参照。 6 避難所における動物（ペット）の適正な飼養 ・市民生活部は、県動物救護本部や獣医師会等と連携し、避難所における動物（ペット）の適正飼養の指導を行うための体制を整備する。 【№6-1】避難所における動物（ペット）の受入れ体制 参照。 【№6-2】ペット連れ避難者への対応 参照。 7 情報の交換 市民生活部 ・市民生活部は、県動物救援本部と連携して次の情報を収集し、飼い主に提供する。 1必要資機材の提供について 2獣医師の派遣について 3動物の預け入れ先について 【№4】動物救護所の設置要領 ○ 動物救護所は、獣医師会との協定に基づき動物救護活動を行う場所とする。 ○ 動物救護所を設置する必要が生じた場合、 1獣医師会に対して災害状況や活動内容等を通知する。 2設置場所については、利用可能な公共施設について本部作業室と調整を行い、獣医師が保有する施設の利用を含め、獣医師会と協議の上、決定する。 3獣医師会から職員派遣のほか、必要な備品、医薬品及び餌等の整備が必要となった場合は本部作業室に報告する。 4職員が派遣できない場合や協定に定める内容を超える負担等を求められた場合等、本部作業室を通じて調整を図る。なお、調整後、本部作業室で広報活動を行い、市民生活部は市民への周知方法を獣医師会に通知する。 ○ 動物救護所の設置が必要ない場合、市民生活部は、動物病院の再開見込みなどの情報を確認し、必要に応じて本部作業室に報告するとともに、避難所での巡回活動等に備えた調整を行う。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
草加市 （埼玉県）	【No.5】動物救護所における必要備品、医薬品等例 保健所の物品に加えて、獣医師会と調整しながら、次の備品、医薬品等の確保を検討する。 ○ 手術設備 ○ 診療設備（診察台、体温計、聴診器等） ○ 医療資材（包帯、テープ、ガーゼ、注射器等） ○ 薬剤、薬品（抗生剤、鎮痛剤、栄養剤、止血剤等）等 【No.6-1】避難所における動物（ペット）の受入れ体制 次の手順をもとに避難所における受入れ体制を構築する。 ペット登録台帳 への登録 飼い主とともに避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）は避難所の円滑な運営のために必要な情報（住所、氏名、動物の種類・数など）を届け出てもらい、避難所運営委員会において把握する。 飼育スペース 避難所では様々な価値観を持つ人が共同で生活を営むことから避難者の生活する居室での持ち込みや同伴は原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設ける。 ただし、施設管理者及び避難所運営委員会（委員会が設置されていない場合は避難者の同意）との合意形成のもと、避難所の居住スペースや動線、施設運営上の利用等への影響を考慮の上、屋内に飼養専用スペースを設けることもできる。 飼育 動物（ペット）への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物の飼い主が全責任を負うものとする。 【No.6-2】ペット連れ避難者への対応 次の内容を参考に、避難所運営委員会の中で対応を検討する。 目 的 ペットは家族の一員であるという意識が広がっている。災害時には、置いてきたペットのために家に戻った飼い主が二次被害にあったり、避難所でペットの受入れを拒否された飼い主が車中避難を余儀なくされた結果、エコノミー症候群に陥った事例がみられた。 また、ペットを放浪状態のままに放置すると、人に危害を及ぼすおそれもある。 このような過去の大きな災害の教訓を踏まえ、避難所において円滑にペット連れ避難者を受け入れる対応について確認を行う。 実施方法 ※盲導犬・介助犬・聴導犬は避難者の居住スペースでの同伴が原則となる。 ⑴ ペット連れ避難者の受付 ペットが他の避難者等に危害を与えることのないよう、又、一般の避難者と同時に受け付けることによって受付作業が混乱することのないようにする。（ペット連れ避難者用専用の受付窓口を設け、専用窓口であることを掲示・周知等）。 ⑵ 「ペット登録台帳」への登録 ペット連れ避難者には、ペット登録台帳に記入してもらう。 ⑶ ペット連れ避難者への説明 1 同行避難できると判断した場合 あらかじめ定めた避難所における「ペット飼育のルール」（飼育のほか、飼育場所の設営・管理・清掃等を行う責任・必要があることなど）を説明し順守を促すとともに、飼い主としての責任を持ってもらうよう伝える。また、避難所を退所する際は、必ず受付に申し出るよう伝える。 2 同行避難できないと判断した場合 避難所の状況や特別な管理が必要等、受入れが困難なペットは、受入れが可能な預け先に預けることを前提に一時的な受入れを行い、飼い主に今後の対応を説明する。
八潮市 （埼玉県）	八潮市地域防災計画【震災対策編】 第2部 震災予防計画 第9節 その他市民の生活安定に係る体制整備 第3 動物愛護 八潮市地域防災計画【風水害対策編】、【大規模災害・事故災害対策編】 第2部 風水害予防計画 第7節 その他市民の生活安定に係る体制整備 第3 動物愛護 保護された動物の飼い主の特定や指定避難所において他の被災者とトラブルを回避するため、災害時に備え適正に飼育管理を行うなど平時からの飼い主の取組が重要であるため、飼い主に対し動物の災害対策に関する普及啓発を行う。 3.1 動物の災害対策に関する飼い主への普及啓発 1 所有者明示に関する普及啓発 環境衛生班は、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置を取ることについて普及啓発をする。所有者明示の方法として、首輪と迷子札（犬は狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票）を付けるだけではなく、脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着することを推奨する。 2 災害に備えたしつけに関する普及啓発 環境衛生班は、動物の飼い主に対し、動物がケージやキャリーバッグの中に入ることに慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日頃から行うよう普及啓発を実施する。 3 連携体制の確立 環境衛生班は、埼玉県獣医師会との協定に基づき、災害時における動物救護活動を連携して行えるよう、協議・検討する。 八潮市地域防災計画【震災対策編】 第3部 震災応急対策計画 第11節 環境衛生計画 第3 動物愛護 八潮市地域防災計画【風水害対策編】、【大規模災害・事故災害対策編】 第3部 風水害応急対策計画 第10節 環境衛生計画 第3 動物愛護 災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県及び保健所等関係機関との協力体制を確立する。 3.1 活動内容【衛生班、草加保健所】 1 埼玉県動物救援本部 県は、獣医師会及び動物関係団体と連携して、動物救援本部を設置する。また、実施業務は以下のとおりである。 1 動物保護施設の設置 2 所有者不明の動物の保護収容及び飼育管理 3 負傷動物の保護収容、治療及び飼育管理 4 飼育困難動物の一時保管 5 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報収集・提供 6 動物に関する相談の実施等

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
八潮市 （埼玉県）	2 被災地域における動物の保護 衛生班は、草加保健所と連携し、所有者不明の動物、負傷動物等を草加八潮獣医師会、動物関係団体等と協力の上保護し、動物保 護施設へ搬送する。 資料1.19 災害時における動物救援活動に関する協定書（埼玉県獣医師会） 3 避難所における動物の適正な飼育 衛生班は、草加保健所と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育に関して適正飼育の指導を行う等、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。また、避難者とともに避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼育専用スペースを設置し飼育させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼育させることができる。 動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の部屋の専用スペースで飼育した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。 4 情報の交換 市は、県及び動物救援本部等と連携して、次の情報を収集、提供する。 1 各地域の被害及び避難所での動物飼育状況 2 必要資機材、獣医師の派遣要請 3 避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望 4 他都県市への連絡調整及び応援要請 5 その他 衛生班は、動物の愛護及び管理に関する法律施行令に規定する特定動物（危険な動物）等が逸走した場合、草加保健所、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。 国民保護に関する八潮市計画 第3編 武力攻撃事態等対処編 第5章 武力攻撃災害への対処措置 第4節 動物保護対策の実施 市は、国の定める「動物の保護等に関する配慮についての基本的な考え方」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるものとする。 ○ 危険動物等の逸走対策 ○ 飼養等されていた家庭動物等の保護収容等
三郷市 （埼玉県）	″三郷市地域防災計画（震災対策計画編） 第1章 震災応急対策計画 第3節 救援機における災害応急対策活動 第3 避難所の運営 (6)避難者と共に避難した動物の取扱い 避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等がある場合など収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させる。 その他、動物との同伴可能な専用スペースを設置し、共同で運用する等の対応については、避難状況に応じ、避難者同士の同意のもと、自主的な避難所運営の中で、環境衛生の維持に十分留意しつつ実施する。 動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うこと、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設の現状復旧の責任を負うことをあらかじめ示しておく。″ ″三郷市地域防災計画（震災対策計画編） 第1章 震災応急対策計画 第3節 救援機における災害応急対策活動 第4 防疫及び保健衛生 4.3 動物愛護 災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 保護された動物の飼い主の特定や避難所におけるトラブルを回避するには、災害時に備え適正に飼養管理を行うなど平時からの飼い主の取り組みが重要であるため、飼い主に対し動物の災害対策に関する普及啓発を行う。また、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、県等関係機関や獣医師会、動物関係団体、ボランティア、動物園等との協力体制を確立する。 (1)被災地域における動物の保護 市は、所有者不明の動物、負傷動物等を、県、獣医師会、その他関係機関等を協力の上保護し、動物保護施設等へ搬送する。 (2)避難所における動物の適正な飼養 市は、県、獣医師と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 避難者と共に避難した動物の取扱いについては、本設 第3 3.4 (6)「避難者と共に避難した動物の取扱い」（p。3－162）を参照のこと。″ ″(3)情報の交換 県や獣医師会、その他関係機関等と連携して、次の情報を収集、住民等へ提供する。 □被災動物に係る情報の交換 ○市内各所の被害及び避難所での動物飼育状況 ○必要資機材、獣医師の派遣要請 ○避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望 ○県及び他市町への連絡調整及び応援要請 (4)その他 「動物の愛護及び管理に関する法律」に規定する特定動物（人に危害を加えるおそれのある危険な動物）等が逸走した場合、市は、草加保健所、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。 なお、三郷市内において、特定動物の登録は確認されていない。（「特定動物の飼養状況」埼玉県保健医療部生活衛生課、平成26年3月末現在） 以下の箇所にも同内容の記載有 三郷市地域防災計画（風水害対策計画編・その他自然災害対策計画編・事故災害対策計画編・災害復旧・復興計画編） 第1章 風水害応急対策計画 第4節 救援期における災害応急対策活動 第4 防疫及び保健衛生″

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
吉川市 （埼玉県）	吉川市地域防災計画 ■災害対策編－予防計画－103　動物愛護 第11　動物愛護【環境課】 災害時には、負傷又は逸走状態の動物が生じるとともに、動物が飼い主と避難所に避難してくることが予想される。 このため、保護された動物の飼い主の特定や避難所において他の被災者とのトラブルを回避するため、所有者の明示や災害時に備えたしつけ、餌の備蓄など、飼い主が遵守すべき事項の啓発に努める。 ■震災対策編－応急対策活動計画－緊急救援期120－　動物愛護 12.4　動物愛護【環境衛生班、保健所】 災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに、避難所に避難してくることが予想される。 「環境衛生班」は県、動物関係団体と協力して、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に努めるものとする。 なお、県では獣医師会及び動物関係団体と連携して、動物救援本部を設置し、次の事項を実施することとなっている。 ・動物保護施設の設置　・所有者不明の動物の保護収容及び飼養管理　・負傷動物の保護収容、治療及び飼養管理　・飼養困難動物の一時保管　・動物の所有者や新たな所有者探しのための情報収集・提供　・動物に関する相談の実施等 ＜活動内容と手順＞ 1　被災地域における動物の保護 「環境衛生班」は、県、獣医師会、動物関係団体と協力して、所有者不明の動物、負傷動物等は保護し、動物保護施設等へ搬送する。 2　避難所における動物の適正な飼養 「環境衛生班」は、県と協力して、飼い主とともに、避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に維持努める。 なお、避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについては、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物持ち込みは原則禁止とし、敷地内のあらかじめ定めた飼養専用スペースで飼養させることとする。 また、動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとし、居室以外の部屋の専用スペースで飼養した場合には、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を原状復旧させる全責任を負うものとする。 3　情報の交換 「環境衛生班」は、県、動物関係団体と連携して、次の情報を収集、提供する。 ・各地域の被害及び避難所での動物飼育状況　・必要資機材、獣医師の派遣要請　・避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望　・他都県市への連絡調整及び応援要請 4　その他 「環境衛生班」は、動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険な動物）が逸走した場合は、草加保健所に協力する。 国民の保護に関する吉川市計画 ■第3編　武力攻撃事態等対処編 第5章　武力攻撃災害への対処措置 第4節　動物保護対策の実施 市は、国の定める「動物の保護等に関する配慮についての基本的な考え方」を踏まえ、次の事項について、所要の措置を講ずるものとする。 (1)危険動物などの逸走対策 (2)飼養等されていた家庭動物等の保護収容等
鴻巣市 （埼玉県）	鴻巣市地域防災計画　第3編風水害対策編　第3章市民の生命の安定確保　第3節避難対策　第5避難所の運営の1 (9)避難者と共に避難した動物の取扱い 避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、指定避難所の別の部屋等に飼育専用スペースを設置し、飼養させることとする。 その際、人と動物の動線を分けて接点を最小限にしたり、ペットの受入れのルールやマナー等について避難者に周知するなど、混乱を避ける対策を行う。 動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・対応は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を原状復旧させる全責任を負うものとする。 鴻巣市地域防災計画　第3編風水害対策編　第4章市民生活の安定確保の活動　第5節動物愛護 市は、災害時に多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想されるため、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、県や県獣医師会、動物関係団体、ボランティア、動物園等との協力体制を確立する。 1　被災地域における動物の保護 所有者不明の動物、負傷動物等は市、県獣医師会、動物関係団体等が協力の上、保護し、県の動物保護施設等へ搬送する。 2　避難所における動物の適正な飼養 【避難所における動物の適正飼養は、第3編風水害対策編第3章第3節第5の1(9)を準用する。】 3　情報の交換 市は、県動物救護本部等と連携して、次の情報を受け飼い主に提供する。 ・必要資機材の提供について ・獣医師の派遣について ・動物の預け入れ先について 4　その他 市は、市内において、埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例に規定する危険な動物等が脱走した場合は、県に通報し、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。 鴻巣市地域防災計画　第4編震災対策編　第4章市民の生活の安定　第6節動物愛護 市は、災害時に多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想されるため、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、県や県獣医師会、動物関係団体、ボランティア、動物園等との協力体制を確立する。【具体的には、第3編風水害対策編第4章第5節を準用する。】

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
上尾市 （埼玉県）	上尾市地域防災計画　第2編風水害対策編　第2章災害応急対策計画　第26節環境衛生計画 4　被災動物の救援等 災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 避難所では、様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに考慮し、居室への動物の持ち込みは原則禁止（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く。）とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養することとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。 動物への給餌、排泄物の清掃等の飼養・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負う。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復帰させる全責任を負う。 また、市は、鴻巣保健所、上尾伊奈獣医師協会、(社)埼玉県獣医師会、動物愛護団体等と協力して被災動物に対し、救援活動を実施する。なお、救助活動実施にあたっては、上尾伊奈獣医師協会と締結した「災害時における動物救護活動に関する協定書」に基づき実施する。 そのほか、飼い主のわからない死亡した動物については、市は、感染症の発生防止のため、必要な処分と措置を実施する。 上尾市国土強靱化地域計画　4 脆弱性評価と推進方針 起きてはならない最悪の事態 2－4 疫病・感染症等が大規模発生する事態 2　事業や取組みに関する脆弱性評価　(3)被災動物の救護体制の整備 平常時から狂犬病発生予防及び糞の防止等、飼養マナーの向上に関する取組みを狂犬病予防協会と連携して実施しています。 災害時の対応においては、「災害時動物救護対策マニュアル」に従い、避難所内に動物救護所を設置し、県や上尾伊奈獣医師協会等と連携し救護活動を実施することとしています。また、感染症発生防止に向けて必要な処置を実施することとしています。 3　推進方針　(3)被災動物の救護体制の整備 平常時から狂犬病予防接種率の向上に努めるほか、被災動物への救護活動が迅速に実施できるよう、上尾伊奈獣医師協会等との連携体制の向上を図ります。 担当課：総務部危機管理防災課　環境経済部生活環境課 上尾市国民保護計画　第3編武力攻撃事態等対処編　第5章武力攻撃災害への対処措置　第4節動物保護対策の実施 市は、国の定める「動物の保護等に関する配慮についての基本的な考え方」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるものとする。 ・危険動物等の逸走対策 ・飼養等されていた家庭動物等の保護収容等
桶川市 （埼玉県）	桶川市地域防災計画　風水害対策編　第1章　風水害応急対策計画　第24節　環境衛生計画　第4動物愛護 1　目標 災害時には、負傷または逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、県等関係機関や獣医師会、動物関係団体、ボランティア、動物園等との協力体制を確立する。 2　具体的な取組内容 （1）動物救援本部 市は、県、獣医師会及び動物関係団体と連携して、県が設置する動物救援本部の活動に協力する。 動物救援本部は、次の事項を実施する。 1　動物保護施設の設置 2　所有者不明の動物の保護収容及び飼養管理 3　負傷動物の保護収容、治療及び飼養管理 4　飼養困難動物の一時保管 5　動物の所有者や新たな所有者探しのための情報収集・提供 6　動物に関する相談の実施等 （2）被災地域における動物の保護 所有者不明の動物、負傷動物等は市、県、獣医師会、動物関係団体等が協力の上保護し、動物保護施設等へ搬送する。 （3）避難所における動物の適正な飼養 市は、県と協力して、飼主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 （4）情報の交換 市は、動物救援本部等と連携して、次の情報を収集、提供する。 1　各地域の被害及び避難所での動物飼育状況 2　必要資機材、獣医師の派遣要請 3　避難所からの動物保護施設への動物の預け入れ希望 4　都県市への連絡調整及び応援要請 （5）その他 動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険な動物）等が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。 桶川市地域防災計画　震災対策編　第1章　震災応急対策計画　第21節　環境衛生計画《準用》 『風水害対策編　第1章　第24節　環境衛生計画』を準用する。 国民保護に関する桶川市計画　第3編武力攻撃事態対処編　第5章武力攻撃災害への対処措置　第4節動物保護対策の実施 市は、県と協力して、国の定める「動物の保護等に関する配慮についての基本的な考え方」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるものとする。 ・危険動物等の逸走対策 ・飼養等されていた家庭動物等の保護収容等
北本市 （埼玉県）	北本市地域防災計画　第3編　災害応急対策計画　第1章　震災応急対策　第3節　救援期の災害応急対策活動 避難所でのペット飼育 避難所運営委員会は、避難所の居住部分と区分してペットの飼養場所の確保に努めるとともに、さまざまな人が生活する避難所において人間とペットが共存していくために、ペットの飼養者に対し一定のルールを設け、責任ある適正飼養を指導する。 避難所でのペット飼育 ・原則として、避難所の居住部分へのペットの持ち込みは禁止する。 ・敷地内の屋外（余裕がある場合には室内も可）にスペースを設け、その場で飼育する。 第4　防疫及び保健衛生 被災地においては、衛生条件が悪化し、感染症等がまん延するおそれや、長期にわたる避難生活により健康状態が悪化するおそれがるため、感染症等の防止措置や被災者に対する防疫及び保健衛生活動を実施する。 また、被災時に飼育が困難になるペットや管理が必要な危険動物に対する保護対策についても実施するものとする。 本市の「防疫及び保健衛生」は、以下の活動項目及び担当部署をもって実施する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
北本市 （埼玉県）	活動項目　担当部署 1 防疫活動　保健医療班、環境衛生班 2 保健活動　保健医療班 3 動物愛護　環境衛生班 3 動物愛護 災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難することが予想される。そのため、「環境衛生班」は県の協力を得て、動物愛護の観点から、獣医師会、動物関係団体、ボランティアなどと協力して、所有者不明の動物、負傷動物等の保護、及び避難所における動物の適正飼養に努める。 (1)動物救護本部の設置 県、獣医師会及び動物関係団体は連携して、動物救援本部を設置する。 市は、動物救援本部と連携して被災動物の保護に努める。 動物救援本部は、次の事項を実施する。 ・動物保護施設の設置 ・所有者不明の動物の保護収容及び飼養管理 ・負傷動物の保護収容、治療及び飼養管理 ・飼養困難動物の一時保管 ・動物の所有者や新たな所有者探しのための情報収集・提供 ・動物に関する相談の実施等 (2)被災地域における動物の保護 「環境衛生班」は、県、獣医師会及び動物関係団体等と協力して、所有者不明の動物、負傷動物等は保護し、動物保護施設等へ搬送する。 (3)　避難所における動物の適正な飼養 「環境衛生班」は、避難所運営委員会を通じて、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。また、　避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。 ただし、施設に別棟の倉庫等がるなど収容能力に余裕がある場合は、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。 動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が責任を負うものとする。また、居室以外の部屋の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を原状復旧させる責任を負うものとする。 (4)情報の交換 「環境衛生班」は動物関係団体と連携して、次の事項について県と情報交換を行う。 ・避難所での動物飼育状況 ・必要資機材、獣医師の派遣要請 ・避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望 ・他都県市町村への連絡調整及び応援要請 (5)　その他 「環境衛生班」は、動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険な動物（動物愛護管理法））等が逸走した場合は、鴻巣保健所と連携して、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。
伊奈町 （埼玉県）	伊奈町地域防災計画　第2編震災対策計画　第2章震災予防計画　第11動物愛護 11.1 所有者明示に関する普及啓発 本町、獣医師会、動物関係団体等は、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置を取ることについて普及啓発をする。 所有者明示の方法として、首輪と迷子札（犬は狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票）を付けるだけではなく、脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着することを推奨するものとする。 11.2 災害に備えたしつけに関する普及啓発 防災に関するポスター、リーフレット、小冊子、図書等のPR資料を作成、配布し、防災知識の普及啓発を図る。通常の環境と大きく異なる避難生活は、動物にとっても大きなストレスとなる可能性があり、避難所や仮設住宅において、他の避難者とのトラブルの原因になる恐れがある。このため、本町、獣医師会、動物関係団体等は、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバッグの中に入ることに慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日頃から行うよう普及啓発を行う。 伊奈町地域防災計画　第2編震災対策計画　第3章震災応急対策計画　第2避難対策 2.6避難所の体制　(10) 避難者と共に避難した動物の扱い 避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。 動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。 伊奈町地域防災計画　第2編震災対策計画　第3章震災応急対策計画 5.3 動物愛護 災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 本町は関係機関と協力して、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に努めるものとする。町、県及び関係機関の役割は次のとおりである。 機関名等 役割 町 ・所有者不明の動物、負傷動物等の保護 ・避難所における動物の適正飼養の指導の実施 県（医療救急部） ・動物救援本部の設置 ・所有者不明の動物、負傷動物等の保護 ・避難所における動物の適正飼養の指導の実施 県（医療救急部、警察本部） 動物園 ・動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険な動 物）等が逸走した場合の収容、管理 獣医師会、動物関係団体 ・動物救援本部の設置 ・所有者不明の動物、負傷動物等の保護

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
伊奈町 （埼玉県）	(1) 被災地域における動物の保護 本町は、所有者不明の動物、負傷動物等を、県、獣医師、その他関係機関等と協力の上保護し、動物保護施設等へ搬送する。 (2) 避難所における動物の適正な飼養 本町は、県、獣医師と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことから、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。 ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。 (3) 情報の交換 本町は、県や獣医師、その他関係機関等と連携して、次の情報を収集、提供する。 ■被災動物に係る情報の交換 ・各地域の被害及び避難所での動物飼育状況 ・必要資機材、獣医師の派遣要請 ・避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望 ・他県市への連絡調整及び応援要請 (4) その他 「埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例」に規定する特定動物（危険な動物）等が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。 伊奈町地域防災計画　第2編震災対策計画　第3章震災応急対策計画　8.2 応急仮設住宅の設置 (2) 仮設住宅の入居 仮設住宅への入居者の選定については、住民の不公平感のないように努める。 1 入居者の選定 本町は被災者の状況を調査の上、次のすべてに該当する者から入居者を選定する。 選定に当たっては、福祉業務担当者、民生委員・児童委員等による選考委員会を設置して選定するものとする。 なお、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況や、要配慮者及びペットの飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。
東松山市 （埼玉県）	東松山市地域防災計画第2編（共通対策）第1章（施策ごとの具体的計画）第12節（市民生活の早期再建）第3（応急対策） 8 動物愛護 （1）動物救援本部 県は、獣医師会及び動物関係団体と連携し、動物救援本部を設置するとしています。動物救援本部においては、次の事項が実施されます。 1 動物保護施設の設置 2 所有者不明の動物の保護収容及び飼養管理 3 負傷動物の保護収容、治療及び飼養管理 4 飼養困難動物の一時保管 5 動物の所有者探しや、新たな所有者探しのための情報収集と提供 6 動物に関する相談の実施等 （2）被災地域における動物の愛護 所有者不明の動物、負傷動物等は、市、県、獣医師会及び動物関係団体等が協力の上、保護し、動物保護施設等へ搬送します。 （3）避難所における動物の適切な飼養 1 県の協力のもと、飼い主は、避難した動物の飼育に関して、適正飼養を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めます。 2 避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについて、避難所で様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことや避難者の動物アレルギー等に配慮し、避難者の居住スペースへの動物の持込みは原則禁止とします。敷地内の屋外にペット専用スペース（一時飼育場所）を確保することで、ペットとの同行避難を支援します。 3 動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者（飼い主）が全責任を負うものとします。 （4）情報の交換 県及び動物救援本部等と連携して、次の情報を収集し、提供します。 1 各地域の被害及び避難所での動物飼育状況 2 必要な資機材、獣医師の派遣要請 3 避難所から動物保護施設への動物の預入れ希望 4 他市町村への連絡調整及び応援要請 （5）その他 動物の愛護及び管理に関する県の条例に規定する、危険な動物等が逸走した場合は、動物園（県こども動物自然公園）及び東松山警察署の協力を得て収容、管理します。 東松山市国民保護計画第3編（武力攻撃事態等対処編）第5章（武力攻撃災害への対処措置）第4節（動物保護対策の実施） 市は、国の定める「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるものとする。 ・危険動物等の逸走対策 ・飼養等されていた家庭動物等の保護収容等
滑川町 （埼玉県）	滑川町地域防災計画　第2部災害予防計画　第2章地域防災体制の整備　第5節避難予防対策　第3動物愛護 1　動物の災害対策に関する飼い主への普及啓発 ⑴所有者明示に関する普及啓発 ⑵災害に備えたしつけに関する普及啓発 滑川町地域防災計画　第3部風水害応急対策計画　第9章障害物除去及び環境衛生整備計画　第2節環境衛生整備計画　第2防疫及び保健衛生 滑川町地域防災計画　第4部震災応急対策計画　第9章障害物の除去及び環境衛生整備計画　第2節環境衛生整備計画　第2防疫及び保健衛生 5　動物愛護 ⑴目標 災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、県や獣医師会、動物関係団体、ボランティア等との協力体制の確立を図る。 ⑵計画 1被災地域における動物の保護2避難所における動物の適正な飼養3情報の交換4その他

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
嵐山町 （埼玉県）	嵐山町地域防災計画　第2編 震災対策編　第2章 施策ごとの具体的計画　第1節 自助、共助による防災力の向上＜予防・事前対策＞ (3)具体的な取組内容 (イ)災害時動物救護活動ボランティア 県は、被災した犬・猫等の救護活動を行う災害時動物救護活動ボランティアを登録し、災害時における被災動物の適正な飼養管理について支援する。 嵐山町地域防災計画　第2編 震災対策編　第2章 施策ごとの具体的計画　第8節 避難対策＜応急対策＞ (3)具体的な取組内容 (カ)避難者とともに避難した動物の扱い 避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。 動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。
小川町 （埼玉県）	小川町地域防災計画　共通編［第2章　災害予防計画］ 第15節　動物愛護対策 第15節　動物愛護対策 災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じる。また、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想されます。 町は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、県、獣医師会、動物関係団体、ボランティア等との協力体制を確立します。 第1　被災地域における動物の愛護（環境農林課） 町は、県、獣医師会、動物関係団体等と協力して、所有者不明の動物、負傷動物等を保護し、動物保護施設等へ搬送します。 第2　被災地域における動物の適正な飼養（環境農林課） 町は、県の協力のもと、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行う等、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めます。 避難者とともに避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについては、避難所の運営に関するマニュアルに可能な限り位置づけることとしましたが、避難所では、鳴き声、臭い、アレルギー対策に関する問題等から、居室への動物の持ち込みは禁止とし、原則として、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し、飼い主が責任を持って、定められたルールのもとで飼養管理を行います。 なお、飼い主は、ペットの同行避難等の被災対策として、平常時から、しつけ、備蓄品等の対策をとるものとします。
川島町 （埼玉県）	川島町地域防災計画　第2編風水害対策計画　第3章風水害応急対策計画　第17節環境衛生整備計画 1　目標 災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 町は、動物愛護の観点からこれら動物の保護や適正な飼育に関し、獣医師会、動物関係団体、ボランティア等と協力して、所有者不明の動物、負傷動物等の保護、及び避難所における動物の適正飼養に努める。 2　被災地域における動物の保護 所有者不明の動物、負傷動物等は、町、獣医師会、動物関係団体等が協力の上保護し、動物保護施設へ搬送する。 3　避難所における動物の適正な飼養 (1)町は、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して、適正な指導を行うなど動物愛護及び環境衛生の維持に努める。 (2)避難所と共に避難した動物(盲導犬、聴導犬、介助犬を除く)の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。 (3)動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。 4　情報の交換 町は、動物関係団体等と連携して、次の事項について県と情報交換を行う。 　避難所での動物飼育状況、必要資機材・獣医師の派遣要請、避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望 　他道府県市町村への連絡調整及び応援要請 5　その他 「動物の愛護及び管理に関する法律」に規定する特定動物(危険な動物)等が逸走した場合は、保健所と連携し、警察等の協力を得て、収容、管理する。
吉見町 （埼玉県）	吉見町地域防災計画　第3編　災害応急対策計画　第3節　第4　3　動物愛護 動物愛護 災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難することが予想される。そのため、「環境衛生班」は県の協力を得て、動物愛護のから、獣医師会、動物関係団体、ボランティアなどと協力して、所有者不明の動物、負傷動物等の保護、及び避難所における動物の適正飼養に努める。 【参考資料】「動物保護対策に関するマニュアル」（環境衛生班） （1）動物救援本部の設置 県、獣医師会及び動物関係団体は連携して、動物救援本部を設置する。 動物救援本部は次の事項を実施する。 →動物保護施設の設置 →所有者不明の動物の保護収容及び飼養管理 →負傷動物の保護収容、治療及び飼養管理 →飼養困難動物の一時保管 →動物の所有者や新たな所有者探しのための情報収集 →提供・動物に関する相談の実施等

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
吉見町 （埼玉県）	(2)被災地域における動物の保護 「環境衛生班」は県、獣医師会及び動物関係団体等と協力して、所有者不明の動物、負傷動物等は保護し、動物施設等へ搬送する。 (3)避難所における動物の適正な飼養 「環境衛生班」は、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物愛護及び環境衛生の維持に努める。 また、避難者と共に非難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への取り扱いについて、避難所で、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。 ただし、施設に別棟の倉庫棟があるなど収容能力に余裕のある場合は、当該避難所に生活できる避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。 動物の給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきたものが責任を負うものとする。また、居室以外の部屋の専用スペースで飼育した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる責任を負うものとする。 (4)情報の交換 「衛生環境班」は、動物関係団体と連携して、次の事項について県と情報交換する。 →避難所での動物飼育状況 →必要資機材、獣医師の派遣要請 →避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望 →他都市県市町村への連絡調整及び応援要請 (5)その他 「環境衛生班」は、動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険な動物）等が逸走した場合は、東松山保健所と連携して、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。
ときがわ町 （埼玉県）	ときがわ町地域防災計画　第2編風水害・事故災害対策編　第1章　災害予防計画　第13節　避難予防対策 第3　動物愛護の体制整備 　災害時には負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 　保護された動物の飼い主の特定や避難所において他の被災者とトラブルを回避するためには、災害時に備え適正に飼育管理を行うなど平時からの飼い主の取組が重要であるため、飼い主に対し動物の災害対策に関する普及啓発を行う。 1　飼い主への啓発 【普及啓発をすべき内容】 ●住まいの防災対策 ●ペットのしつけと健康管理 ●ペットが迷子にならないための対策（マイクロチップ等による所有者明示） ●ペット用の避難用品や備蓄品の確保 ●避難所や避難ルートの確認等の準備 (1)所有者明示に関する普及啓発 町、県、獣医師会、動物関係団体等は、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置を取ることについて普及啓発をする。所有者明示の方法として、首輪と迷子札（犬は狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票）を付けるだけではなく、脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着することを推奨するものとする。 (2)災害に備えたしつけに関する普及啓発 通常の環境と大きく異なる避難生活は、動物にとっても大きなストレスとなる可能性があり、避難所や仮設住宅において、他の避難者とのトラブルの原因になる恐れがある。このため、町、県、獣医師会、動物関係団体等は、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバッグの中に入ることに慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日頃から行うよう普及啓発を行う。 2　町の対策 ●ペットの適正な飼育、災害への備え等に関する飼い主への普及啓発 ●ペットの同行避難も含めた避難訓練 ●避難所におけるペットの避難スペースの確保、仮設住宅におけるペットの受入、飼育に係る検討 ときがわ町地域防災計画　第2編風水害・事故災害対策編　第2章　災害応急対策計画　第10節　避難対策 第3　動物愛護 　町は、動物愛護の観点から、県動物救護本部等と連携をして、被災地域における動物の保護や避難所において動物の適正な飼養が行われるように努める。 1 避難所及び仮設住宅における動物の適正な飼養 (1)避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱い 避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。 ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。 動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。 た、居室以外の部屋の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が 施設を原状復旧させる全責任を負うものとする。 町は、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 (2)県への報告及び要請 町は、県に避難所・仮設住宅におけるペットの飼育状況等に関する情報提供を行う。 町は、避難所及び仮設住宅における動物の飼養について、適正な飼養の指導が行わるように、県に支援を要請する。 (3)愛玩動物の所有者への周知 愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置せずに適切な対応に努めるように周知する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
東秩父村 （埼玉県）	東秩父村地域防災計画　第1章第1節　　第3　生活維持活動のための準備 第7　動物愛護 　災害時において保護された動物の飼い主の特定や避難所において他の被災者とのトラブルを回避するため、平時より飼い主に対して動物の災害対策に関する普及啓発等を行う。 1　所有者明示に関する普及啓発 　　村は、県、獣医師会、動物関係団体等と連携を図り、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置をとることについての普及啓発活動を推進する。 2　災害に備えたしつけに関する普及啓発 　　通常の環境と大きく異なる避難生活は、動物にとっても大きなストレスとなる可能性があり、避難所や仮設住宅において、他の避難者とのトラブルの原因になる恐れがあることから、村は、県、獣医師会、動物関係団体等と連携を図り、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバッグの中に入ることに慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日頃から行うことなどについての普及啓発活動を推進する。 東秩父村地域防災計画　第2章第4節　第3　避難所の運営 3生活環境への配慮　(3)　避難者と共に避難した動物の取扱い 避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。 動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。 東秩父村地域防災計画　第2章第4節　第4 防疫及び保健衛生 3 被災動物の救援 災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。村は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、県や獣医師会、動物関係団体、ボランティア等との協力体制を確立する。 (1)動物救護本部への要請 災害時には、県、獣医師会及び動物関係団体が連携して動物救援本部を設置し、次の事項を実施することとなっている。このため、状況によっては、動物救援本部に必要な救援を要請する。 ア 動物保護施設の設置 イ 所有者不明の動物の保護収容及び飼養管理 ウ 負傷動物の保護収容、治療及び飼養管理 エ 飼養困難動物の一時保管 オ 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報収集・提供 カ動物に関する相談の実施等 (2)被災地域における動物の保護 所有者不明の動物、負傷動物等は、村、県、獣医師会、動物関係団体等が協力の上保護し、動物保護施設等へ搬送する。 (3)避難所における動物の適正な飼養 村は、避難所を設置した場合に、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して、県から適正飼養の 指導等を得て、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (4)情報の提供 村は、動物救援本部等を通し、次の情報を県に提供する。 ア 村域の被害及び避難所での動物飼育状況 イ 必要資機材、獣医師の派遣要請 ウ 避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望
坂戸市 （埼玉県）	坂戸市地域防災計画　第3編震災応急対策編　第4章被災生活の支援　第3節環境衛生対策　第3動物愛護 発災から24 時間は、人命救助を最優先とするが、動物愛護の観点から、ペットの救出、避難についても配慮する。 【行政】計画内容 1 動物救援本部　●県は、獣医師会及び動物関係団体と連携して、動物救援本部を設置し、次の事項を実施するとしている。 1 動物保護施設の設置 2 所有者不明の動物の保護収容及び飼育管理 3 負傷動物の保護収容、治療及び飼育管理 4 飼育困難動物の一時保管 5 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報収集・提供 6 動物に関する相談の実施等 2 被災地域における動物の保護　●市は、所有者不明の動物や負傷動物等を、県、獣医師会及び動物関係団体等と協力の上、保護し、動物保護施設等へ搬送する。 ●動物愛護団体等に動物の保護について協力を要請する。 3 避難所における動物の適正な飼養　●市は、県と協力して飼い主とともに避難した動物の飼育に関して適正飼養を行う等、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 4 情報の交換　●市は、県及び動物救援本部等と連携して、次の情報の収集・提供を行う。 1 各地域の被害及び避難所での動物飼育状況 2 必要資機材、獣医師をはじめとする動物関連専門職の派遣要請 3 避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望 4 他市町村への連絡調整及び応援要請 5 その他　●動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48 年法律第105 号）に規定する特定動物（危険な動物）等が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。 【市民（飼い主）】計画内容 ●避難所等における飼育は、飼い主同士が協力して行う。●動物の野生化を防ぐため、飼い主が責任を持って管理を行う。●飼い主は、一時的に飼育が困難となり、他に預ける場合でも、長期にわたり放置することがないよう、適切な対応に努める。 【企業・事業所】計画内容●可能な範囲で、動物保護施設の場所の提供に努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
鶴ヶ島市 （埼玉県）	鶴ヶ島市地域防災計画　第3章震災応急対策計画　第15節環境衛生　第6項動物愛護 災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が、飼い主と指定避難所に避難することが予想されるため、動物愛護の観点から、これら動物の適正な飼育に関し、関係機関との協力体制を確立する。 【生活環境班】 ・県が獣医師会及び動物関係団体と連携して設置する動物救援本部に協力する。 ・所有者不明の動物、負傷動物等は、県、獣医師会、動物関係団体等と協力の上保護し、動物保護施設等の搬送に協力する。 ・被災者への動物援護に関する情報提供、被災動物の保護や搬送、応援要請に基づく指定避難所等での動物医療に協力する。 【避難所運営組織】 ・指定避難所における動物飼育状況を把握し、飼い主とともに適正な飼育に努める。 ・指定避難所から動物保護施設等への動物の受入等の調整を行う。 ・避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについて、指定避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該指定避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の専用スペースを設け飼養させることができる。動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで使用した場合、指定避難所の閉鎖、移動等の場合、当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。 国民保護に関する鶴ヶ島市計画　第3編武力攻撃事態等対処編　第5章武力攻撃災害への対処措置　第4節動物保護対策の実施 市は、国の定める「動物の保護等に関する配慮についての基本的な考え方」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずる。 （1）危険動物等の逸走対策 （2）飼養等されていた家庭動物等の保護収容等
毛呂山町 （埼玉県）	毛呂山町地域防災計画　第2章災害応急対策計画　第16節環境衛生　第3動物 愛護災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、防災関係機関や獣医師会、動物関係団体、ボランティア、動物園等と の協力体制を確立する。また県、動物救護本部等と連携をして、被災地域における動物の保護や避難所における動物の適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めることとする。 国民保護に関する毛呂山町計画　第3章住民の避難措置　　第4節動物保護対策の実施 町は、国の定める「動物の保護等に関する配慮についての基本的な考え方」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるものとする。 ・危険動物等の逸走対策 ・飼養等されていた家庭動物等の保護収容等
越生町 （埼玉県）	越生町地域防災計画　　第2章応急対策計画　第17節環境衛生　第3動物愛護 災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、関係機関や獣医師会、ボランティア等関係団体との協力体制を確立する。 1 被災地域における動物の保護 飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティ ア等と協力し、動物保護施設等で保護を行う。 2 避難所における動物の適正な飼育 (1) 町は、避難所を設置する地域と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について 適正飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (2) 避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。 動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。 3 情報の交換 町は、県等と連携して、次の情報を収集、提供する。 (1) 各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況 (2) 必要資機材、獣医師の派遣等の要請 (3) 避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望 (4) 他市町村への連絡調整及び応援要請 4 その他 動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物(危険な動物)等が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する
鳩山町 （埼玉県）	鳩山町地域防災計画　第2編　震災　第2章　応急対策 第11節　避難　第4　避難所の開設・運営 1(1)ク　避難者と共に避難した動物の扱い 避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことを鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養することができる。 動物への給餌、排泄物の清掃等の飼養・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。 第17節　環境衛生　第3　動物愛護 災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、関係機関や獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
鳩山町 （埼玉県）	1 被災地域における動物の保護 飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応を求められることから、町は、獣医師会等関係団体はじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行う。 2 避難所における動物の適正な飼養 (1)町は、避難所を設置する地域と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (2)避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことを鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設の別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。 動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。 3 情報の交換 町は、県や獣医師会等関係団体と連携して、次のような情報を収集、提供する。 (1)各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等の支援 (2)避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の調整 (3)他県市町村への連絡調整及び要請
所沢市 （埼玉県）	所沢市地域防災計画 第1編 総則・予防対策編 第2章 予防対策 第11節 市民生活の早期再建体制の整備 【方針】 ○災害時に保護された動物の飼い主の特定や避難所において他の被災者とのトラブルを回避するため、平時から飼い主に対して動物の災害対策に関する普及啓発を行う。 第3 家庭動物避難体制の整備 市（環境クリーン部）は、獣医師会や動物関係団体等と連携し、家庭動物の飼い主に次の事項を普及啓発する。 (1)災害時に迷子になった家庭動物の飼い主を容易に特定できるよう、迷子札、マイクロチップ等を装着する。 (2)災害時の同行避難に備え、餌やケージ・キャリーバッグを備蓄しておくことや、ケージ等での避難生活に慣らしておくことを日頃から行う。 第2編 応急対策復興編 第1章 震災応急対策計画 第8節 避難対策 第2 避難所の開設・運営 2 避難所の管理・運営 (11)避難者とともに避難した動物の取扱い 避難者とともに避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことから、避難者が滞在する居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、飼養専用スペースを設置して飼養させる。 ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設けケージに入れ飼養させる。 動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理、居室以外の専用スペースで飼養した場合の撤去後の現状復旧等は飼い主の責任とする。 第11節 市民生活の早期再開 【方針】 ○動物愛護の観点から、動物の保護や適正な飼養に関し、関係機関が協力して対応する。 第4 動物対策 1 動物保護 市（環境クリーン部）は、県、獣医師会、動物関係団体等と協力し、所有者不明の動物、負傷動物等を保護し、動物保護施設等へ搬送する。 また、動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険動物）が逸走した場合は、警察等の協力を得て収容、管理する。 2 情報共有 市（環境クリーン部）は、獣医師会等と連携して、次の情報を県と共有する。 1地域の被害及び避難所での動物飼育状況 2必要資機材、獣医師の派遣要請 3避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望 4他都県市への連絡調整及び応援要請
飯能市 （埼玉県）	飯能市地域防災計画　風水害・事故災害対策編　第22節　環境衛生計画　第5　被災動物の救援 災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、県や獣医師会、動物関係団体、ボランティア等との協力体制を確立する。 1 動物救護本部への要請 災害時には、県、獣医師会及び動物関係団体が連携して動物救援本部を設置し、次の事項を実施することとなっている。 (1) 動物保護施設の設置 (2) 所有者不明の動物の保護収容及び飼養管理 (3) 負傷動物の保護収容、治療及び飼養管理 (4) 飼養困難動物の一時保管 (5) 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報収集・提供 (6) 動物に関する相談の実施等 2 被災地域における動物の保護 所有者不明の動物、負傷動物等は、県、獣医師会、動物関係団体等が協力の上保護し、動物保護施設等へ搬送する。 3 避難所における動物の適正な飼養 市は、避難所を設置した場合に、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して、県から適正飼養の指導等を得て、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。また、避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。 動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
狭山市 （埼玉県）	狭山市地域防災計画　第2編　震災対策編　第2部　施策ごとの具体的計画　第11章　市民生活の早期再建　第3節　予防・事前対策 4.動物愛護 災害時には負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 保護された動物の飼い主の特定や避難所において他の被災者とトラブルを回避するためには、災害時に備え適正に飼育管理を行うなど平常時からの飼い主の取り組みが重要であるため、飼い主に対し動物の災害対策に関する普及啓発を行う。 (1) 動物の災害対策に関する飼い主への普及啓発 1 所有者明示に関する普及啓発 市は、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置を取ることについて普及啓発をする。所有者明示の方法として、首輪と迷子札（犬は狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票）を装着することを推奨するものとする。 2 災害に備えたしつけに関する普及啓発 通常の環境と大きく異なる避難生活は、動物にとっても大きなストレスとなる可能性があり、避難所や仮設住宅において、他の避難者とのトラブルの原因になるおそれがある。このため、市は、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバックの中に入ることに慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日ごろから行うよう普及啓発を行う。 (2) 避難者とともに避難した動物（ペット）の取り扱い 避難所における動物（ペット）の取り扱い方法の原則を次に示す。 □避難所では様々な価値観を持った人が共同生活を営むことに鑑み、居住スペースへの動物（ペット）の持ち込みは原則禁止とする □避難所では原則として敷地内の屋外に専用スペースを設け、飼い主の責任のもと動物（ペット）を飼養するが、施設に倉庫等の別棟があるなど、収容能力に余裕がある場合は、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、当該施設内に専用スペースを設け飼養させることができる □動物（ペット）への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、動物（ペット）の飼い主が全責任を負う □専用スペースは、撤去後に当該動物を連れてきたものが施設を現状復旧させる全責任を負う ペット用の備蓄品と持ち出す際の優先順位 優先順位1 動物の健康や命に係るもの □療法食、薬 □ペットフード、水（少なくとも5日分[できれば7日分以上が望ましい]） ・キャリーバックやケージ（猫や小動物には避難時に欠かせないアイテム） □予備の首輪、リード（伸びないもの） □ペットシーツ □排泄物の処理器具 □トイレ用品（猫の場合は使い慣れた猫砂、又は使用済猫砂の一部） □食器 優先順位2 情報 ・飼い主の連絡先と、ペットに関した飼い主以外の緊急連絡先・預け先などの情報 ・ペットの写真（印刷物とともに携帯電話等に画像を保存することも有効） ・ワクチン接種状況、既往症、投薬中の薬情報、検査結果、健康状態、かかりつけの動物病院などの情報 優先順位3 ペット用品 ・タオル、ブラシ ・ウェットタオルや清浄綿（目や耳の掃除など多用途に利用可能） ・ビニール袋（排泄物の処理など多用途に利用可能） ・お気に入りのおもちゃなど匂いがついた用品 ・洗濯ネット（猫の場合は屋外診療・保護の際に有効）など 狭山市地域防災計画　第2編　震災対策編　第2部　施策ごとの具体的計画　第11章　市民生活の早期再建　第4節　応急対策 6. 動物愛護 災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 市は、県の指示に従い動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会や動物関係団体、ボランティア、動物園等との協力体制を確立する。 (1) 被災地域における動物の保護 市は獣医師会、動物関係団体等と協力して、所有者不明の動物、負傷動物等は保護し、動物保護施設等へ搬送する。また場合によっては、保護した日時・場所、保護動物の特徴、写真等の情報を記録し管理を行う。 図2.11.1 災害発生時の動物愛護における連携体制 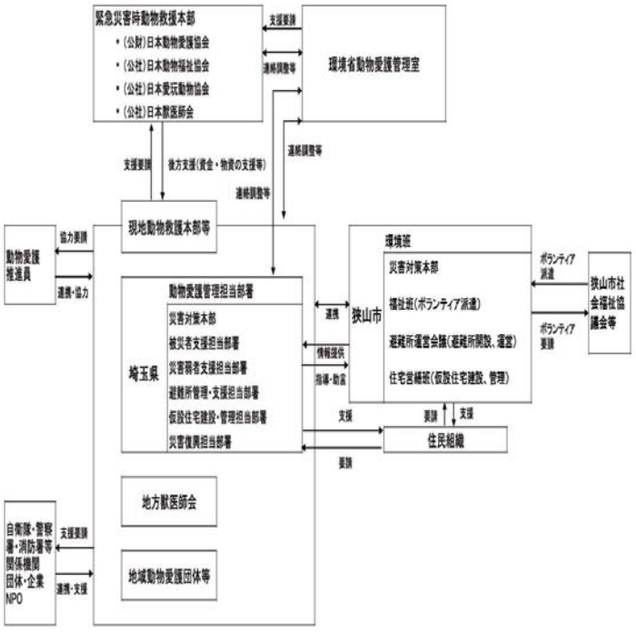

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
入間市 （埼玉県）	入間市地域防災計画（令和7年4月改訂） 【第3編　災害応急対策編】 〔第1章　震災応急対策計画　第22節　家庭動物の保護対策〕 および 〔第2章　風水害応急対策計画　第22節　家庭動物の保護対策〕 第1　被災地域における動物の保護 　飼い主が判然としない放し飼い状態の動物又は負傷している動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、保健所、獣医師会等をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力して保護に努める。 第2　避難所における動物の適正な飼育 　市は、保健所、獣医師会等をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育場所を設置して適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるものとする。その際、次に掲げる点に留意する。 1　避難所での動物の飼育状況の把握、資材の提供及び獣医師の派遣等の要請 2　避難所の飼育場所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整 3　他市町村及び他機関への連絡調整、要請 4　飼育困難な動物については、専門家の助言を得て一時的に専門機関で飼育する 　特に、飼い主は、避難所での無用なトラブルを避けるため、自身が飼育する動物に名札等を装着させ、速やかに問い合わせ等に応じられるようにしておくものとする。 　なお、避難者とともに避難した動物（盲導犬・聴導犬・介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な人々が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは、原則禁止とし、避難所敷地内（屋外）に飼育専用スペースを設置する。また、動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、その動物と一緒に避難してきた者が行うこととする。 入間市国民保護計画（令和7年4月変更） 【第3編　武力攻撃事態等対処編】 〔第5章 武力攻撃災害への対処措置　第4節　動物保護対策の実施〕 　市は、国の定める「動物の保護等に関する配慮についての基本的な考え方」を踏まえ、関係機関等と連携して以下の事項等について、所要の措置を講ずるものとする。 ・危険動物等の逸走対策 ・飼養等されていた家庭動物等の保護収容等
日高市 （埼玉県）	日高市地域防災計画　第2編震災対策編　第1章施策ごとの具体的計画　第14節市民生活の早期再建〈予防・事前対策〉 4動物愛護 (1)取組方針 　災害時には負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 　保護された動物の飼い主の特定や避難所において他の被災者とトラブルを回避するためには、災害時に備え適正に飼育管理を行うなど平時からの飼い主の取り組みが重要であるため、飼い主に対し動物の災害対策に関する普及啓発を行う。 (2)具体的な取組内容 ア　動物の災害対策に関する飼い主への普及啓発 1所有者明示に関する普及啓発 　市、獣医師会、動物関係団体等は、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置を取ることについて普及啓発をする。所有者明示の方法として、首輪と迷子札（犬は狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票）をつけるだけではなく、脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着することを推奨する。 2災害に備えたしつけに関する普及啓発 　通常の環境と大きく異なる避難生活は、動物にとっても大きなストレスとなることが予想され、避難所や仮設生活において、他の避難者とのトラブルの原因になるおそれがある。このため、市、獣医師界、動物関係団体等は、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバックの中に入ることに慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日頃から行うよう普及啓発を行う。
行田市 （埼玉県）	行田市地域防災計画 第2編震災対策編　第2章施策ごとの具体的計画 第8節避難対策　第3応急対策 2指定避難所の開設・運営　(2)具体的な取組内容　イ指定避難所の管理運営 (サ)避難者と共に避難した動物の取扱い 市は、避難所における動物の取扱いについて、次の事項を実施することで、避難所環境を確保する。 〇盲導犬、聴導犬、介助犬を除く動物における居住スペースの持込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させる。 〇別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合、避難所に生活する避難者の同意のもとに、居住スペース以外の部屋に専用スペースを設け飼養させる。 〇動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うことをあらかじめ示しておく。 第11節市民生活の早期再建 第2予防・事前対策 2応急住宅対策　(2)具体的な取組内容　イ応急仮設住宅の事前計画　(エ)応急仮設住宅の設置計画の策定 c要配慮者に対する配慮 　市は、建物の構造及び仕様、入居時の優先入居など要配慮者に配慮するよう努める。 　また、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況を考慮するとともに、要配慮者及びペットの飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。 3動物愛護 (1) 取組方針 災害時には負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 保護された動物の飼い主の特定や避難所において他の被災者とトラブルを回避するためには、災害時に備え適正に飼育管理を行うなど平時からの飼い主の取組が重要であるため、市は、飼い主に対し動物の災害対策に関する普及啓発を実施する。 (2) 具体的な取組内容 ア　動物の災害対策に関する飼い主への普及啓発 (ア) 所有者明示に関する普及啓発【危機管理課、健康課、環境課】 市は、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、次の措置を取ることについて普及啓発を実施する。 所有者明示の方法として、首輪と迷子札（犬は狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票）を付けるだけではなく、脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着することを推奨するものとする。 (イ) 災害に備えたしつけに関する普及啓発【危機管理課、健康課、環境課】 通常の環境と大きく異なる避難生活は、動物にとっても大きなストレスとなる可能性があり、避難所等において、他の避難者とのトラブルの原因になるおそれがある。 このため、市は、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバッグの中に入ることに慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日頃から行うよう普及啓発を行う。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
行田市 （埼玉県）	第3応急対策 6 動物愛護 (1) 取組方針 市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、県等の防災関係機関や獣医師会、動物関係団体、ボランティア、動物園等との協力体制を確立する。 (2) 具体的な取組内容 ア 被災地域における動物の保護 市は、県、獣医師会、動物関係団体等と協力して、所有者不明の動物、負傷動物等を保護し、動物保護施設等へ搬送する。 イ 指定避難所における動物の適正な飼養 〇市は、県及び防災関係機関の協力の下、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 〇避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く。）の取扱いについて、居室への動物の持込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させる。なお、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該指定避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け、飼養させることを検討する。 〇動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理については、当該動物を連れてきた者が全責任を負う。また、居室以外の部屋の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる義務を負う。 ウ 情報の交換等 市は、県及び県が設置する動物救援本部等と連携して、次の情報を収集及び交換する。 〇各地域の被害及び指定避難所での動物飼育状況 〇指定避難所から動物保護施設への動物の預入れ希望 国民保護に関する行田市計画 第5章 武力攻撃災害への対処措置 第1節 対処体制の確保 2 武力攻撃災害の兆候の通報 (1) 市長は、武力攻撃に伴って発生する火災や、動物の大量死等の武力攻撃災害の兆候を発見した者から連絡を受けたとき又は消防吏員等から通知を受けたときは、その内容の調査を行うものとする。 第4節 動物保護対策の実施 市は、国の定める「動物の保護等に関する配慮についての基本的な考え方」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるものとする。 ・ 飼養等されていた家庭動物等の保護収容等 ・ 危険動物等の逸走対策
加須市 （埼玉県）	震災対策編 第4章：震災初動対応計画(発災～3日以内に着手) 第17節 ペット対策 震災時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くのペットが飼い主とともに避難場所に避難してくることが予想される。ペット対策の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、市及び市内獣医師などを構成員とする加須狂犬病予防対策協議会を中心に、保健所など県関係機関、埼玉県狂犬病予防協会、(社)埼玉県獣医師会、動物関係団体、ボランティア、動物園などとの協力体制を確立する、 第1 実施責任者 市長 第2 実施担当者 環境安全部長 第3 時系列対策 添付1参照 第4 避難場所におけるペット対策 1 避難場所における動物の適正な飼育 飼い主とともに避難したペットの飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。また、避難場所での飼育動物の対策は以下の考え方に基づき、各避難場所で対応するよう周知する。 1同行避難した場合は、避難者名簿に飼育動物の名前や特徴等(犬については、犬鑑札・狂犬病予防注射済票の番号等)を記入する。 2避難場所の飼育動物の管理は、飼い主の責任で行う。 3飼料、水、ケージ、医薬品等の生活用品は、飼い主が準備する。 4身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)に規定する身体障害者補助犬(盲導犬・介助犬及び聴導犬)の同伴を周知する。 5危険動物(動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物)は、避難場所への同伴はできない。 6飼育場所は居住スペースとは別とする。 7飼育場所の管理・運営は、飼い主同士が協力して、管理責任者が中心となって定めた飼育ルールに従う。 第5 狂犬病予防注射の実施 避難場所での安心・安全な共同生活の為に、狂犬病予防法施行規則第11条に基づき、生後91日以上又は年1回の予防注射を実施していない犬の所有者は、狂犬病の予防注射を実施する集合狂犬病予防注射については、加須狂犬病予防対策協議会と連携し、集合注射会場の確保を図り、予防注射を実施する。 第6 被災地域における動物の保護 所有者不明の動物、負傷動物等は、加須狂犬病予防対策協議会と連携し、保健所など県関係機関の協力を得て、これらの動物を保護した上で、動物園など動物の保護が可能な施設(以下「動物保護施設」という。)へ搬送する。 第7 死体の処理 災害により、死亡した動物については、飼い主が判明した場合は記録を残し、関係機関の協力を得て、加須クリーンセンター又は、大利根クリーンセンターへ搬入し適正に処理する。 第8 情報の収集及び要請の実施 加須狂犬病予防対策協議会、保健所など県関係機関、埼玉県狂犬病予防協会、(社)埼玉県獣医師会と連携して、次のとおり情報収集や獣医師の派遣要請などを行う。 1各地域の被害及び避難場所での動物飼育状況 2必要資機材、獣医師の派遣要請 3避難場所から動物保護施設への動物の預け入れ希望の把握 4狂犬病予防注射の協力要請 5他都県市への連絡調整及び応援要請 6危険動物が逸走した場合は、県との連携のうえ動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
加須市 （埼玉県）	風水害対策編　第4章：風水害避難行動計画(2日前～前日(1日前)までに着手) 第30節　ペット対策 風水害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くのペットが飼い主とともに避難場所に避難してくることが予想される。ペット対策の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、市及び市内獣医師などを構成員とする加須狂犬病予防対策協議会を中心に、保健所など県関係機関、埼玉県狂犬病予防協会、(社)埼玉県獣医師会、動物関係団体、ボランティア、動物園などとの協力体制を確立する、 第1　実施責任者 風水害時におけるペット対策の実施は、市長が行う。 第2　実施担当者 環境安全部長 第3　対策の体系 添付2参照 第4　避難場所におけるペット対策 1　避難場所における動物の適正な飼育 飼い主とともに避難したペットの飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。また、避難場所での飼育動物の対策は以下の考え方に基づき、各避難場所で対応するよう周知する。 1同行避難した場合は、避難者名簿に飼育動物の名前や特徴等(犬については、犬鑑札・狂犬病予防注射済票の番号等)を記入する。 2避難場所の飼育動物の管理は、飼い主の責任で行う。 3飼料、水、ケージ、医薬品等の生活用品は、飼い主が準備する。 4身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)に規定する身体障害者補助犬(盲導犬・介助犬及び聴導犬)の同伴を周知する。 5危険動物(動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物)は、避難場所への同伴はできない。 6飼育場所は居住スペースとは別とする。 7飼育場所の管理・運営は、飼い主同士が協力して、管理責任者が中心となって定めた飼育ルールに従う。 ペット受け入れ可能な水害時避難場所 市民プラザ、加須文化・学習センター(パストラルかぞ)、加須市民体育館、騎西総合体育館(ふじアリーナ)、騎西文化・学習センター(キャッスルきさい)、加須コミュニティセンター(加須公民館)、昭和中学校、加須西中学校、大桑小学校、加須平成中学校、南篠崎コミュニティセンター、花崎北小学校、志多見小学校、川口コミュニティセンター、加須東中学校、環境浄化センター、平成国際大学、水深小学校、騎西小学校、騎西中学校、SFAフットボールセンター、田ケ谷総合センター、田ケ谷小学校、種足小学校、鴻茎小学校、高柳小学校、加須小学校、三俣小学校、加須南小学校、不動岡小学校、礼羽小学校 第5　狂犬病予防注射の実施 避難場所での安心・安全な共同生活の為に、狂犬病予防法施行規則第11条に基づき、生後91日以上又は年1回の予防注射を実施していない犬の所有者は、狂犬病の予防注射を実施する集合狂犬病予防注射については、加須狂犬病予防対策協議会と連携し、集合注射会場の確保を図り、予防注射を実施する。 第6　被災地域における動物の保護 所有者不明の動物、負傷動物等は、加須狂犬病予防対策協議会と連携し、保健所など県関係機関の協力を得て、これらの動物を保護した上で、動物園など動物の保護が可能な施設(以下「動物保護施設」という。)へ搬送する。 第7　死体の処理 災害により、死亡した動物については、飼い主が判明した場合は記録を残し、関係機関の協力を得て、加須クリーンセンター又は、大利根クリーンセンターへ搬入し適正に処理する。 第8　情報の収集及び要請の実施 加須狂犬病予防対策協議会、保健所など県関係機関、埼玉県狂犬病予防協会、(社)埼玉県獣医師会と連携して、次のとおり情報収集や獣医師の派遣要請などを行う。 (1)各地域の被害及び避難場所での動物飼育状況 (2)必要資機材、獣医師の派遣要請 (3)避難場所から動物保護施設への動物の預け入れ希望の把握 (4)狂犬病予防注射の協力要請 (5)他都県市への連絡調整及び応援要請 (6)危険動物が逸走した場合は、県との連携のうえ動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。
羽生市 （埼玉県）	第2編－共通編－ 第3章　災害時の生活安定に対する備え 第3節　環境衛生に対する備え 第5 動物愛護への備え 災害時には負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 保護された動物の飼い主の特定や、避難所において他の被災者とトラブルを回避するためには、災害時に備え適正に飼育管理を行うなど、平時からの飼い主の取組が重要であるため、飼い主に対し動物の災害対策に関する普及啓発を行う。 1 所有者明示に関する普及啓発 市は、県及び関係団体と連携し、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置を取ることについて普及啓発する。 平時おける所有者明示の方法として以下の方法がある。 1 首輪と迷子札（犬は狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票）を付ける。 2 脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着する。 2 災害に備えたしつけに関する普及啓発 通常の環境と大きく異なる避難生活は、動物にとっても大きなストレスとなる可能性があり、避難所や仮設住宅において、他の避難者とのトラブルの原因になる恐れがある。このため、市は、県及び関係団体と連携し、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバッグの中に入ることに慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日頃から行うよう普及啓発を行う。 ・ケージやキャリーバッグを準備し、動物が中に入ることに慣らしておく。 ・緊急時の餌や飲み物、薬などはすぐに持ち出せるようにまとめておく。 ・普段から最低限のしつけをしておく。（おすわり、待て、トイレトレーニング） 3 災害時動物救護活動ボランティア 県では、「災害時動物救護活動ボランティア登録制度」として、災害時に協力可能なボランティアを募集・登録している。市は、この制度について普及啓発を行い、発災時に動物の救護活動が円滑に進められる態勢を整える。 【活動例】 ・避難所などで飼育されるペットの世話（食餌の提供、散歩など） ・被災動物の適正飼育などに関する飼い主へのアドバイス ・避難所などでの飼育場所の清掃管理など

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
羽生市 （埼玉県）	第3編－震災対策編－ 第3章　市民の生命の安全確保 第5節　避難対策 9避難者と共に避難したペットの取扱い 避難者と共に避難したペット（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室へのペットの持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。 ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。 ペットへの給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該ペットを連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該ペットを連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。 市は、県の生活衛生課に対して同行避難の状況を報告（資料編　資料6-9　参照）し、同行避難対応への助言や支援を受けることができるほか、県動物救援本部等と連携して、次の情報を受け飼い主に提供する。 ・必要資機材の提供について ・獣医師の派遣について ・動物の預け入れ先について 第4章　市民の生活の安定 第2節　環境衛生 第5 動物愛護 災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 市では、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、他市町村等関係機関や獣医師会、ボランティア、動物園等との協力体制を確立する。 1 被災地域における動物の保護 所有者不明の動物、負傷動物等は市、県獣医師会、動物関係団体等が協力の上、保護し、県の動物保護施設等へ搬送する。 2 避難所における動物の適正な飼養 震災対策編　第3章　第5節　第5の9　を準用する。 3 情報の交換 震災対策編　第3章　第5節　第5の9　を準用する。 4 その他 市内において、埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例に規定する危険な動物等が逸走した場合は、県に通報し動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。
久喜市 （埼玉県）	久喜市地域防災計画（第2編　風水害編）　第2章　風水害応急対策計画　第15節　環境衛生整備計画　及び　（第4編　震災対策編）　第2章　震災応急対策計画　第16節　環境衛生整備計画 第4 動物愛護【環境経済部】 　災害時には、負傷又は脱走状態の動物が生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 　市は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や飼養に関し、埼玉県や獣医師会、動物関係団体、ボランティア等関係機関との協力体制を確立する。 1 動物の災害対策に関する飼い主への普及啓発 （1）所有者明示に関する普及啓発 　市、埼玉県、獣医師会及び動物関係団体等は、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置をとることについて普及啓発をする。所有者明示の方法として、首輪と迷子札（犬は狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票）を付けるだけではなく、脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着することを推奨するものとする。 （2）災害に備えたしつけに関する普及啓発 　通常の環境と大きく異なる避難生活は、動物にとっても大きなストレスとなる可能性があり、避難所や仮設住宅において、他の避難者とのトラブルの原因になるおそれがある。このため、市、埼玉県、獣医師会及び動物関係団体等は、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバックの中に入ることに慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日頃から行うよう普及啓発を行う。 2 動物の保護 　市は、所有者不明の動物、負傷動物等について、関係団体等と協力のうえ保護し、動物保護施設等へ搬送する。 3 避難所における動物の適正な飼養 　市は、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。避難者とともに避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。 　ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。 　また、居室以外の部屋の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を原状復旧させる全責任を負うものとする。 4 情報の交換 　市は、埼玉県、動物救援本部と連携して、次の情報を収集、提供する。 　・市内の被害及び避難所での動物飼育状況 　・必要資機材、獣医師の派遣要請 　・避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望 　・他都県市への連絡調整及び応援要請 5 動物救援本部 　埼玉県、獣医師会及び動物関係団体は連携して、動物救援本部を設置する。動物救援本部は、次の事項を実施する。 　・動物保護施設の設置 　・所有者不明の動物の保護収容及び飼養管理 　・負傷動物の保護収容、治療及び飼養管理 　・飼養困難動物の一時保管 　・動物の所有者や新たな所有者探しのための情報収集・提供 　・動物に関する相談の実施等 6 その他 　市は、「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48 年法律第105 号）に指定する特定動物（危険な動物）が脱走した場合、動物園及び警察等の協力を得て収容、管理する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
蓮田市 （埼玉県）	蓮田市地域防災計画（第3編　災害応急対策計画　第1部　地震災害）P258～ 3. 動物愛護 災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難することが予想される。 そのため、「みどり環境班」は県の協力を得て、動物愛護の観点から、獣医師会、動物関係団体、ボランティアなどと協力して、所有者不明の動物、負傷動物等の保護、及び避難所における動物の適正飼養に努める。 （1）動物救援本部の設置 県、獣医師会及び動物関係団体は連携して、動物救援本部を設置する。 動物救援本部は、次の事項を実施する。 ・動物保護施設の設置 ・所有者不明の動物の保護収容及び飼養管理 ・負傷動物の保護収容、治療及び飼養管理 ・飼養困難動物の一時保管 ・動物の所有者や新たな所有者探しのための情報収集・提供 ・動物に関する相談の実施等 （2）被災地域における動物の保護 「みどり環境班」は、県、獣医師会及び動物関係団体等と協力して、所有者不明の動物、負傷動物等は保護し、動物保護施設等へ搬送する。 （3）避難所における動物の適正な飼養 「みどり環境班」は、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 また、避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。 ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合は、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。 動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が責任を負うものとする。また、居室以外の部屋の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を原状復旧させる責任を負うものとする。 （4）情報の交換 「みどり環境班」は、動物関係団体と連携して、次の事項について県と情報交換を行う。 ・避難所での動物飼育状況 ・必要資機材、獣医師の派遣要請 ・避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望 ・他都県市への連絡調整及び応援要請 （5）その他 「みどり環境班」は、動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険な動物） 等が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。
幸手市 （埼玉県）	幸手市地域防災計画 【第2編 震災対策編 第2章 施策ごとの具体的計画 第12節 市民生活の早期再建 ＜予防・事前対策＞】 3 動物愛護【環境課、動物関係団体等】 （1）取組方針 災害時には負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 保護された動物の飼い主の特定や避難所において他の被災者とトラブルを回避するためには、災害時に備え適正に飼育管理を行う等平時からの飼い主の取組が重要であるため、飼い主に対し動物の災害対策に関する普及啓発を行う。 （2）具体的な取組内容 ア 動物の災害対策に関する飼い主への普及啓発【環境課、動物関係団体等】 （ア）所有者明示に関する普及啓発 市及び動物関係団体等は、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置を取ることについて普及啓発をする。所有者明示の方法として、首輪と迷子札（犬は狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票）を付けるだけではなく、脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着することを推奨するものとする。 （イ）災害に備えたしつけに関する普及啓発 通常の環境と大きく異なる避難生活は、動物にとっても大きなストレスとなる可能性があり、避難所や仮設住宅において、他の避難者とのトラブルの原因になる恐れがある。このため、市及び動物関係団体等は、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバックの中に入ることに慣らしておく等の災害に備えたしつけを日頃から行うよう普及啓発を行う。 【第2編 震災対策編 第2章 施策ごとの具体的計画第12節 市民生活の早期再建 ＜応急対策＞】 4 動物愛護【衛生班、県、動物関係団体】 （1）取組方針 災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、県等関係機関や獣医師会、動物関係団体、ボランティア、動物園等との協力体制を確立する。 （2）具体的な取組内容 ア 被災地域における動物の保護【衛生班、動物関係団体】 市及び動物関係団体等は協力して、所有者不明の動物、負傷動物等を保護し、動物保護施設等へ搬送する。 イ 避難所における動物の適正な飼養【衛生班、動物関係団体】 市は、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行う等、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し、ケージに入れ飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等がある等収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。 動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた人が全責任を負うものとする。また、居室以外の部屋の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた人が施設を原状復旧させる全責任を負うものとする。市は、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 ウ 情報の交換【衛生班】 市は、県、動物関係団体と連携して、次の情報を収集、提供する。 ・各地域の被害及び避難所での動物飼育状況 ・必要資機材、獣医師の派遣要請 ・避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望 ・他都県市への連絡調整及び応援要請 エ その他【県】 動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険な動物）等が逸走した場合は、警察等の協力を得て収容、管理する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
宮代町 （埼玉県）	宮代町地域防災計画　第3編　災害応急対策編　第1部　震災応急対策計画　第6章　応急医療と保健衛生　第2節　生活衛生 4　動物の保護収容 町民生活班は、被災地における飼育動物の保護、動物由来の感染症の予防及び動物による咬傷事故等を予防するため、獣医師、幸手保健所及びボランティア組織と連携・協力し、次の活動を行う。 (1)飼い主不明の動物の保護収容 (2)負傷動物の保護、治療及び一時保管 (3)継続飼育が困難な動物の一時保管 (4)行方不明動物に関する情報の提供、保護収容動物の里親探し (5)被災地における飼育動物の飼育方法、糞尿処理についての知識の普及や意識の啓発 (6)その他、動物に係る相談、助言等 宮代町地域防災計画　第3編　災害応急対策編　第1部　震災応急対策計画　第9章　避難と受入れ　第9節　避難所の管理・運営 3　避難所の管理・運営上の留意点 (4)その他留意点 4　避難者と共に避難した動物の取り扱い 避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、避難所での動物の飼育については、飼育場所も含めて、避難所運営チームの判断によるものとする。なお、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、避難所敷地で飼育する場合には、屋外に飼育専用スペースを設置し、飼育させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫がある等収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼育させることができる。 なお、動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が責任を負うものとする。また、動物を居室以外の専用スペースで飼育した場合、退去後に当該動物を連れてきた者が施設を原状復旧する責任を負うものとする。
白岡市 （埼玉県）	白岡市地域防災計画 第2編 風水害対策編 第2章 風水害予防計画 第4節 風水害に備えた活動体制の強化 第 15 動物愛護【環境課】 災害時には、負傷又は脱走状態の動物が生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 保護された動物の飼い主の特定や避難所において他の避難者とのトラブルを回避するためには、災害時に備え適正に飼育管理を行うなど平時からの飼い主の取組が重要であるため、飼い主に対し動物の災害対策に関する普及啓発を行う。 1 動物の災害対策に関する飼い主への普及啓発 (1)所有者明示に関する普及啓発 市、県、獣医師会、動物関係団体等は、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置をとることについて普及啓発をする。所有者明示の方法として、首輪と迷子札（犬は狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票）を付けるだけではなく、脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着することを推奨するものとする。 (2)災害に備えたしつけに関する普及啓発 通常の環境と大きく異なる避難生活は、動物にとっても大きなストレスとなる可能性があり、避難所や仮設住宅において、他の避難者とのトラブルの原因になるおそれがある。このため、市、県、獣医師会、動物関係団体等は、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバッグの中に入ることに慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日頃から行うよう普及啓発を行う。
白岡市 （埼玉県）	第3章　風水害応急対策計画 第18節　環境衛生 第4　動物愛護 災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、県や関係機関、獣医師会、動物関係団体、ボランティア、動物園等との協力体制を確立する。 1 被災地域における動物の保護 飼い主不明の動物、負傷動物等は県、市、獣医師会、動物関係団体等が協力のうえ保護し、動物保護施設等へ搬送する。 2 避難所における動物の適正な飼養 (1)市は、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (2)避難者とともに避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱について、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意の下に、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。 (3)動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を原状復旧させる全責任を負うものとする。 3 情報の交換 市は、動物関係団体と連携して、次の情報を収集、提供する。 (1)各地域の被害及び避難所での動物飼養状況 (2)必要資機材、獣医師の派遣要請 (3)避難所から動物保護施設への動物の受入希望 (4)他都県市への連絡調整及び応援要請 4 その他 動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険な動物）等が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
杉戸町 （埼玉県）	◆杉戸町地域防災計画　震災編　第1章 災害予防計画　第3節　第9 防疫対策 3 動物愛護 (1) 所有者明示に関する普及啓発 町、県、獣医師会、動物関係団体等は、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置をとることについて普及啓発をする。所有者明示の方法として、首輪と迷子札（犬は狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票）を付けるだけではなく、脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着することを推奨するものとする。 (2) 災害に備えたしつけに関する普及啓発 通常の環境と大きく異なる避難生活は、動物にとっても大きなストレスとなる可能性があり、避難所や仮設住宅において、他の避難者とのトラブルの原因になる恐れがある。このため、町、県、獣医師会、動物関係団体等は、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバックの中に入ることに慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日頃から行うよう普及啓発を行う。 ◆杉戸町地域防災計画　震災編　第2章 災害応急対策計画　2避難所の運営 ス 避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことを考慮し、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼育専用スペースを設置し飼育させることとする。ただし、施設の別棟に収容スペースがある場合には当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼育させることができる。動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。 ◆杉戸町地域防災計画　震災編　第2章 災害応急対策計画 12保健衛生 被災地においては、衛生条件が悪化し、感染症等が蔓延するおそれや、長期にわたる避難生活により健康状態が悪化するおそれがあるため、感染症等の防止措置や被災者に対する防疫及び保健衛生活動を実施する。 また、被災時に飼育が困難になるペットや管理が必要な危険動物に対する保護対策についても実施する。 ◆杉戸町地域防災計画　震災編　第2章 災害応急対策計画　12保健衛生 3 動物愛護 災害時には、負傷、又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 町は関係機関と協力して、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に努める。 (1) 被災地域における動物の保護 町は、所有者不明の動物、負傷動物等を、幸手保健所、獣医師、その他関係機関等と協力の上保護し、動物保護施設等へ搬送する。 (2) 避難所における動物の適正な飼養 町は、幸手保健所、獣医師と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行う等、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。避難者とともに避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに考慮して、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の部屋の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を原状復旧させる全責任を負うものとする。 (3) 情報の交換 町は、幸手保健所や獣医師、その他関係機関等と連携して、次の情報を収集、提供する。 ア 各地域の被害及び避難所での動物飼育状況 イ 必要資機材、獣医師の派遣要請 ウ 避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望 エ 他都県市への連絡調整及び応援要請 (4) その他 「埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例」に規定する危険な動物等が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。 ◆国民保護に関する杉戸町計画　第3編武力攻撃事態等対処編　第5章 武力攻撃災害への対処措 第4節 動物保護対策の実施 町は、国の定める「動物の保護等に関する配慮についての基本的な考え方」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずる。 ・ 危険動物等の逸走対策 ・ 飼養等されていた家庭動物等の保護収容等〃
熊谷市 （埼玉県）	熊谷市地域防災計画　第2章　災害予防計画　第11節　災害に備えた体制整備　第11動物愛護対策 災害時には、負傷し、又は逸走状態となった動物が多数生じると同時に、多くのペット動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 市（市長公室、環境部）は、保護された動物の飼い主の特定や避難所における他の被災者とのトラブルを回避するためには、災害時に備えて適正に飼育管理を行うなど、平常時からの飼い主の取組が重要であることを踏まえ、県、獣医師会、動物関係団体等と連携し、飼い主に対してペットに関する次のような災害対策の普及啓発を行う。 (1) 所有者明示に関する普及啓発 災害時に逸走状態（迷子）になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置を取ることについての普及啓発を図る。 所有者明示の方法として、首輪及び迷子札（犬については、狂犬病予防法に基づく鑑札及び注射済票）を付けるほか、脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップの装着を推奨するものとする。 (2) 災害に備えたしつけに関する普及啓発 通常の環境と大きく異なる避難生活は、ペットにとっても大きなストレスとなる可能性があり、避難所や仮設住宅において、他の避難者とのトラブルの原因となるおそれがある。このため、飼い主に対し、ペットがケージやキャリーバッグの中に入ることに慣れるようにしておくなどの、災害に備えたしつけを日頃から行うよう普及啓発を行う。 第3章　風水害応急対策計画　第25節　環境衛生計画　第5 1　放浪動物への対応 環境部は、県、獣医師会及び動物関係団体等により構成される県動物救援本部等と連携して、飼い主の被災により廃棄され、又は逃げ出したペット等を保護する。 また、危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等との連携により必要な措置を講ずる。 2　避難所における動物の適正な飼養 避難者とともに避難した動物（盲導犬、聴導犬及び介助犬を除く。）の取扱いについて、避難所においては様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持込みは原則として禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し、飼養させることとする。 ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど、収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意の下に、居室以外の部屋に専用スペースを設け、飼養させることができる。 動物への給餌(じ)、排泄物の清掃等の飼育及び管理については、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合については、当該動物を連れてきた者が、当該専用スペースの撤去後、現状復旧をする全責任を負うものとする。 3　家畜等の対応 産業振興部は、家畜、畜産施設等の被害状況を速やかにまとめて県熊谷家畜保健衛生所に報告し、家畜の防疫、飼料等の確保、病畜及び死亡獣畜等の処理等、衛生の確保に協力する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
深谷市 （埼玉県）	深谷市地域防災計画（震災対策計画編） 第3部震災応急対策計画　第4節救援・救護活動 5. 3動物愛護（環境防疫部） 災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 本市は関係機関と協力して、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適性な飼養に努めるものとする。 （1）被災地域における動物の保護 本市は、所有者不明の動物、負傷動物等を、県、獣医師、その他関係機関等と協力のうえ保護し、動物保護施設等へ搬送する。 （2）避難所における動物の適性な飼養 本市は、県、獣医師と協力して、飼い主とともに避難した動物に関して、適性飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介護犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させる。 　動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の部屋の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。 （3）情報の交換 本市は、県や獣医師、その他関係機関等と連携して、次の情報を収集し、提供する。 ・各地域の被害及び避難所での動物飼育状況 ・必要資機材、獣医師の派遣要請 ・避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望 ・他都県市への連絡調整及び応援要請 （4）その他 「埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例」に規定する危険な動物等が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。
寄居町 （埼玉県）	2 章 震災応急対策計画 2-166 寄居町地域防災計画 地震災害対策編 5.3 動物愛護【衛生班】 災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに指定避難所に避難してくることが予想される。 本町は関係機関と協力して、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に努めるものとする。 (1) 被災地域における動物の保護 本町は、所有者不明の動物、負傷動物等を、県、獣医師、その他関係機関等と協力の上保護し、動物保護施設等へ搬送する。 (2) 指定避難所における動物の適正な飼養 本町は、県、獣医師と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについて、指定避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該指定避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。 動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の部屋の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。 (3) 情報の交換 本町は、県や獣医師、その他関係機関等と連携して、次の情報を収集、提供する。 項 目 内 容 被災動物に係る情報の交換 〇各地域の被害及び指定避難所での動物飼育状況 〇必要資機材、獣医師の派遣要請 〇指定避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望 〇他県市への連絡調整及び応援要請 2-167 (4) その他 「埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例」に規定する危険な動物等が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。
本庄市 （埼玉県）	本庄市地域防災計画 第2編（災害予防計画） 第1章（市の防災力の強化） 第4節（医療救護等体制の整備） 第3（防疫・保健衛生体制の整備）の4（動物の災害対策に関する飼い主への普及啓発） (1) 所有者明示に関する普及啓発 担当部署、県、（公社）埼玉県獣医師会及び動物関係団体等は、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置を取ることについて普及啓発をする。 所有者明示の方法として、首輪と迷子札（犬は狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票）を付けるだけではなく、脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着に努める。 (2) 災害に備えたしつけに関する普及啓発 担当部署、県、（公社）埼玉県獣医師会、動物関係団体等は、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバッグの中に入ることに慣らしておく等の災害に備えたしつけを平常時から行うよう普及啓発を行う。 第2編（災害予防計画）第3章（市民の自主防災力の向上）第4節（災害ボランティア活動のための環境整備）第1（県災害ボランティア登録制度の周知）3（災害時動物救護活動ボランティア） 県は、被災した犬・猫等の救護活動を行う災害時動物救護活動ボランティアを登録し、災害時における被災動物の適正な飼養管理について支援している。 災害時動物救護活動ボランティアの活動内容は次のとおりである。 (1)指定避難所等に設置された飼育施設における被災動物の世話及び飼育施設の清掃 (2)飼い主が飼育困難となった被災動物の一時的な保護 (3)被災動物の適正飼育等に関する飼い主へのアドバイス (4)支援物資の運搬

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
本庄市 （埼玉県）	第3編（災害応急対策計画）第1章（震災応急対策）第3節（医療救護等対策）第3（防疫及び保健衛生）3（動物愛護） 災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに指定避難所に避難してくることが予想される。市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、防災関係機関や（公社）埼玉県獣医師会、動物関係団体、ボランティア等との協力体制を確立する。 (1) 被災地域における動物の保護 所有者不明の動物、負傷動物等は市、県、（公社）埼玉県獣医師会及び動物関係団体等が協力の上保護し、必要に応じて動物保護施設等へ搬送する。 (2) 指定避難所における動物の適正な飼養 市は、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行う等、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (3) その他 環境班は、特定動物等が逸走した場合は、県及び警察の協力を得て収容、管理する。 ※ 特定動物・・・人に危害を加える恐れのある危険な動物 第3編（災害応急対策計画）第1章（震災応急対策）第7節（避難対策）第4（指定避難所の運営） (7) 指定避難所でのペット等の管理 避難所運営委員会は、避難者の居住部分と区分してペット等の飼養場所の確保に努めるとともに、さまざまな人が生活する指定避難所において人間とペット等が共存していくために、ペット等の飼養者に対し一定のルールを設け、責任ある適正飼養を指導する。 ペット等を連れてきた者は、避難者と共に避難したペット等（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く。）の取扱について、指定避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことをかんがみ、居室への動物の持込は原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養スペースを設置し飼養させることや車中での飼養とする。ただし、施設に別棟の倉庫等がある等、収容能力に余裕がある場合には、当該指定避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。 ペット等への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該ペット等を連れてきた者が全責任を負う。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該ペット等を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負う。
美里町 （埼玉県）	美里町地域防災計画 第8章 避難収容活動 第4 動物の保護・収容 町は、災害発生時において、町民により飼養（家畜を含む）されている動物に対して下記の対策を行うものとする。 1 飼養されている動物に対する餌の配布、負傷動物の収容・治療、放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。 2 動物愛護団体やボランティアからの支援物資の調達、配布についての調整を行う。 3 仮設救援センターを設置し、保護・収容動物の一時保管及び負傷動物の治療を実施する。 4 危険動物（人の生命・身体に危害を加えるおそれのある動物）については、飼養者、動物園、警察署等の連絡体制を図り管理に努める。
神川町 （埼玉県）	神川町地域防災計画　Ⅱ 震災対策編 第11章 生活の再建　第4節 動物愛護 第1 基本方針 災害時には負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想されるため、町、県、関係団体等は、飼い主に対し動物の災害対策に関する普及啓発を行う。 町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、防災関係機関や獣医師会、動物関係団体、ボランティア団体及び動物園等との協力体制を確立する。 予防・事前対策 第2 予防・事前対策 1 所有者明示に関する普及啓発 災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置をとることについて普及啓発を行う。 2 災害に備えたしつけに関する普及啓発 通常の環境と大きく異なる避難生活は、動物にとっても大きなストレスとなる可能性があり、他の避難所等利用者とのトラブルの原因になるおそれがある。このため、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバッグの中に入ることに慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日頃から行うよう普及啓発を行う。 応急対策 第3 応急対策 1 被災地域における動物の保護 所有者不明の動物、負傷動物等は県、町、獣医師会、動物関係団体等の協力のもと保護し、動物保護施設等へ搬送する。 2 避難所における動物の適正な飼養 町は、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 3 情報の交換 町は、県と連携して、次の情報を収集、提供する。 (1) 各地域の被害及び避難所での動物飼育状況 (2) 必要資機材、獣医師の派遣要請 (3) 避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望 (4) 他市町村への連絡及び応援要請 4 その他 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例に規定する危険な動物等が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。
上里町 （埼玉県）	上里町地域防災計画 第1編（風水害・事故対策編）　第3章（災害応急対策計画）　第11節（避難及び災害救助保護計画） （3）　指定避難所運営における留意点 ク　避難者と共に避難した動物の取扱い 避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、指定避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。 動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を原状復旧させる全責任を負うものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
秩父市 （埼玉県）	秩父市地域防災計画　第3編 災害応急対策計画　第1章 震災応急対策　第3節 救援期の災害応急対策活動　第4 防疫及び保健衛生　3 動物愛護 災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、防災関係機関や獣医師会、動物関係団体、ボランティア、動物園等との協力体制を確立する。 (1)被災地域における動物の保護 所有者不明の動物、負傷動物等は県、市、獣医師会、動物関係団体等が協力の上保護し、動物救援本部が設置する動物保護施設等へ搬送する。 (2)避難所における動物の適正な飼養 市は、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことを鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど、収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。 (3)情報の交換 市は、県、動物救援本部等と連携して、次の情報を収集、提供する。 □ 各地域の被害及び避難所での動物飼育状況 □ 必要資機材、獣医師の派遣要請 □ 避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望 □ 他市町村への連絡及び応援要請 (4)その他 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例（平成10 年埼玉県条例第19 号）に規定する特 定動物等が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。 国民保護に関する秩父市計画　第3編 武力攻撃事態等対処編　第5章 武力攻撃災害への対処措置　第4節 動物保護対策の実施 市は、国の定める「動物の保護等に関する配慮についての基本的な考え方」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずる。 ・ 危険動物等の逸走対策 ・ 飼養等されていた家庭動物等の保護収容等
横瀬町 （埼玉県）	横瀬町地域防災計画 第2部 震災対策編　第1章震災予防計画　第13節避難予防対策　第4動物愛護 1 動物の災害対策に関する飼い主への普及啓発 (1) 所有者明示に関する普及啓発 町は、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置を取ることについて普及啓発をする。所有者明示の方法として、首輪と迷子札（犬は狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票）を付けるだけではなく、脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着することを推奨するものとする。 (2) 災害に備えたしつけに関する普及啓発 通常の環境と大きく異なる避難生活は、動物にとっても大きなストレスとなる可能性があり、避難所や仮設住宅において、他の避難者とのトラブルの原因になる恐れがある。このため、町は、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバッグの中に入ることに慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日頃から行うよう普及啓発を行う。 第2部 震災対策編　第2章震災応急対策計画　第20節環境衛生整備計画　第3動物愛護 1 目標 災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、防災関係機関や獣医師会、動物関係団体、ボランティア、動物園等との協力体制を確立する。 2 計画 (1) 被災地域における動物の保護 所有者不明の動物、負傷動物等は県、町、獣医師会、動物関係団体等が協力の上保護し、動物救援本部が設置する動物保護施設等へ搬送する。 (2) 避難所における動物の適正な飼養 ア 町は県と協力し、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 イ 避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。 ウ 動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の部屋の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を原状復旧させる全責任を負うものとする。 (3) 情報の交換 町は、県、動物救援本部等と連携して、次の情報を収集、提供する。 ア 各地域の被害及び避難所での動物飼育状況 イ 必要資機材、獣医師の派遣要請 ウ 避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望 エ 他市町村への連絡及び応援要請 (4) その他 動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険な動物）等が逸走した場合は、動物園及び警察、保健所の協力を得て収容、管理する。 第2部 震災対策編　第1章震災予防計画　第13節避難予防対策　第4動物愛護 第2部 震災対策編　第2章震災応急対策計画　第20節環境衛生整備計画　第3動物愛護　参照。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
皆野町 （埼玉県）	皆野町地域防災計画 第2編 風水害・事故災害対策編 第1章 災害予防計画 第17節 生活再建事前対策の推進 動物愛護 災害時において保護された動物の飼い主の特定や避難所において他の被災者とのトラブルを回避するため、平常時より飼い主に対して動物の災害対策に関する普及啓発等を行う。 1 所有者明示に関する普及啓発 町は、県、獣医師会、動物関係団体等と連携を図り、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置をとるこ とについての普及啓発活動を推進する。 2 災害に備えたしつけに関する普及啓発 通常の環境と大きく異なる避難生活は、動物にとっても大きなストレスとなる可能性があり、避難所や仮設住宅において、他の避難者とのトラブルの原因になる恐れがあることから、町は、県、獣医師会、動物関係団体等と連携を図り、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバッグの中に入ることに慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日頃から行うことなどについての普及啓発活動を推進する。 第2編 風水害・事故災害対策編 第2章 災害応急対策計画 第14 節 災害救助保護計画 避難者と共に避難した動物の取扱い 避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことにかんがみ、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。但し、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることとする。 動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとし、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。 第2編 風水害・事故災害対策編 第2章 災害応急対策計画 第20節 環境衛生整備計画 災害時には、負傷または逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、防災関係機関や獣医師会、動物関係団体、ボランティア、動物園等との協力体制を確立する。 1 被災地域における動物の保護 所有者不明の動物、負傷動物等は県、町、獣医師会、動物関係団体等が協力の上保護し、動物救援本部が設置する動物保護施設等へ搬送する。 2 避難所における動物の適正な飼養 第2編・第2章・第14節「災害救助保護計画」・第1「避難計画」を準用する。 3 情報の交換 町は、県、動物救援本部等と連携して、次の情報を収集、提供する。 (1)各地域の被害及び避難所での動物飼育状況 (2)必要資機材、獣医師の派遣要請 (3)避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望 (4)他市町村への連絡及び応援要請 4 その他 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例（平成10年埼玉県条例第19号）に規定する危険な動物等が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。
長瀞町 （埼玉県）	長瀞町地域防災計画　第2編震災対策編　第2章施策ごとの具体的計画　第11生活の早期再建〈予防・事前対策〉 3動物愛護 (1)取組方針 災害時には負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 保護された動物の飼い主の特定や避難所において他の被災者とトラブルを回避するためには、災害時に備え適正に飼育管理を行うなど平時から飼い主の取組が重要であるため、飼い主に対し動物の災害対策に関する普及啓発を行う。 (2)役割 ■町の役割　・動物の災害対策に関する普及啓発（所有者明示や災害時に備えたしつけ） (3)具体的な取組内容 ア　動物の災害対策に関する飼い主への普及啓発 (ア)所有者明示に関する普及啓発 町は、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置を取ることについて普及啓発をする。所有者明示の方法として、首輪と迷子札（犬は狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票）を付けるだけでなく、脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着することを推奨する。 (イ)災害に備えたしつけに関する普及啓発 通常の環境と大きく異なる避難生活は、動物にとっても大きなストレスとなる可能性があり、避難所や仮設住宅において、他の避難者とのトラブルの原因になるおそれがある。このため、町は、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバッグの中に入ることに慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日頃から行うよう普及啓発を行う。 長瀞町地域防災計画　第2編震災対策編　第2章施策ごとの具体的計画　第11生活の早期再建〈応急対策〉 4動物愛護 (1)取組方針 災害時には負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。町は、 動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、見等関係機関や獣医師会、動物関係団体、ボランティア、動物園等との協力体制を確立する。 (2)役割 ■町の役割　・所有者不明の動物、負傷動物等の保護　・避難所における動物の適正飼養の指導の実施 (3)具体的な取組内容 ア　被災地域における動物の保護 町、県、獣医師会、動物関係団体等は協力して、所有者不明の動物、負傷動物等は保護し、動物保護施設等へ搬送する。 イ　避難所における動物の適正な飼養 町は県と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負う。また、居室以外の部屋の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を原状復旧させる全責任を負う。 ウ　情報の交換 町は、県、動物関係団体と連携して、次の情報を収集、提供する。 ・各地域の被害及び避難所での動物飼育状況　・必要資機材、獣医師の派遣要請　・避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望 長瀞町地域防災計画　第3編風水害対策編　第2章施策ごとの具体的計画　第10生活の早期再建〈予防・事前対策〉 3動物愛護 「第2編震災対策編－第2章－第11」を準用する。 長瀞町地域防災計画　第3編風水害対策編　第2章施策ごとの具体的計画　第10生活の早期再建〈応急対策〉 4動物愛護 「第2編震災対策編－第2章－第11」を準用する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
小鹿野町（埼玉県）	小鹿野町地域防災計画 風水害・事故災害等対策編　第2章災害応急対策計画　第13節避難計画　第6 避難所の管理運営 8 避難者とともに避難した動物の取扱い 避難者とともに避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く。）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことにかんがみ、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。 風水害・事故災害等対策編　第2章災害応急対策計画　第23節環境衛生計画　第4 被災動物の救援 災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、県や獣医師会、動物関係団体、ボランティア等との協力体制を確立する。 1 動物救護本部への要請 災害時には、県、獣医師会及び動物関係団体が連携して動物救援本部を設置し、次の事項を実施することとなっている。このため、状況によっては、動物救援本部に必要な救援を要請する。 (1) 動物保護施設の設置 (2) 所有者不明の動物の保護収容及び飼養管理 (3) 負傷動物の保護収容、治療及び飼養管理 (4) 飼養困難動物の一時保管 (5) 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報収集・提供 (6) 動物に関する相談の実施等 2 被災地域における動物の保護 所有者不明の動物、負傷動物等は、県、獣医師会、動物関係団体等が協力の上保護し、動物保護施設等へ搬送する。 3 避難所における動物の適正な飼養 町は、避難所を設置した場合に、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して、県から適正飼養の指導等を得て、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。
さいたま市	さいたま市地域防災計画（共通編）　第2部 災害予防計画-第2章 災害に強い防災体制の整備-第8節 防疫体制等の整備 第3　動物対策の備え 1　所有者明示に関する普及啓発 県、獣医師会、動物関係団体等と協力し、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるように、飼い主が所有者明示の措置（首輪、迷子札、マイクロチップの装着等）を取ることについて普及啓発をする。 2　災害に備えたしつけに関する普及啓発 県、獣医師会、動物関係団体等と協力し、飼い主に対して動物がケージ等に入ることに慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日頃から行い、避難生活における動物のストレス発症や他の避難者とのトラブルを防止に備えるよう普及啓発する。 さいたま市地域防災計画（震災対策編）　第1部 震災応急対策計画-第7章 救援・救助活動-第2節 避難 第9 災害時における動物の保護 1 災害時の動物保護体制 災害時には、被災場所に放置されたままの動物、飼い主の不明な動物や放し飼い状態の動物が多数発生することが予想されると同時に、多くの動物が飼い主とともに指定避難所に避難してくることが予想される。災害時の動物保護については、保健衛生部動物愛護班が主体となり、動物保護活動を実施するが、動物保護活動を円滑に実施するために、必要に応じて獣医師会その他の動物関係団体に協力を要請するものとする。 2 災害時の動物保護活動 (1) 災害時の動物保護活動の内容 ア 特定動物への対応 イ 放し飼い犬等の収容 ウ 被災場所に放置された負傷動物の保護 エ 被災場所に放置された飼養動物への対応 オ 指定避難所に飼い主とともに避難した動物への対応 カ 県・獣医師会等が設置する動物保護施設への搬送 3 指定避難所における動物の適正な飼養 動物愛護班は、指定避難所の動物飼養スペースにおける動物の適正飼養及び環境衛生の維持に対し、必要な指導を行う。避難所では、ペットと同行避難してきた避難者を受け入れる。避難所におけるペットの飼養は、原則として飼い主自らが行う。飼い主が共同でペットの飼養を行うために、飼い主全員で「飼い主の会」を立ち上げ、協力して管理を行う。避難したペットの取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室へのペット（盲導犬、介助犬、聴導犬を除く）の持ち込みは せず、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることを基本とする。ただし、雨風がある場合などに屋外での飼養が困難となることがあるため、雨風を避けら れる場所（ピロティや別棟の倉庫等）をあらかじめ協議しておく。さらに、避難所によっては、避難所内で垂直避難をした際にペットを一時的に収容するスペース（上層階）についても検討しておくことが必要となる。大型の動物など避難所での受け入れが困難なペットの同行避難者を、緊急避難措置として一時的に受け入れた場合には、飼い主があらかじめ決めていた預け先などへ速やかに移動させる。補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬など）は、居室への同伴が必要となる。なお、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該ペットの飼い主が施設を原状復旧させる全責任を負うものとする。
越谷市	越谷市地域防災計画第2編震災対策編 第3章震災応急対策計画第17節防疫・保健衛生計画第4動物愛護 1動物の災害対策に関する飼い主への普及啓発災害時には負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。保護された動物の飼い主の特定や避難所において他の避難者とトラブルを回避するためには、災害時に備え適正に飼育管理を行うなど平時からの飼い主の取組が重要なことから、市は、飼い主に対し動物の災害対策に関する普及啓発を行う。また、取組の推進にあたっては、「人と家庭動物の災害対策ガイドライン」に基づくこととし、「人と家庭動物の災害対策ガイドライン災害への備えチェックリスト」を活用する。 【所有者明示に関する普及促進】 市、越谷市獣医師会、動物関係団体等は、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置をとることについて普及啓発を行う。所有者明示の方法として、首輪と迷子札(犬は狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票)を付けるだけではなく、脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着することを推奨する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
越谷市	【災害に備えたしつけに関する普及啓発】 通常の環境と大きく異なる避難生活は、動物にとっても大きなストレスとなる可能性があり、避難所や仮設住宅において、他の避難者とのトラブルの原因になる恐れがある。このため、市、獣医師会、動物関係団体等は、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバッグの中に入ることに慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日頃から行うよう普及啓発を行う。2被災地域における動物の保護所有者不明の動物、負傷動物等については、市、県、獣医師会、動物関係団体等が協力のうえ、保護し、動物保護施設等へ搬送する。3避難所等における動物の適正な飼養動物の飼い主は、自分の身体に急迫な危険が迫るなどの緊急事態を除き、災害時に動物を放置して餓死させたり、解き放すことにより第三者に危害を加えることのないよう努める。また、避難所や応急仮設住宅等で動物を飼養する場合は、動物にアレルギーのある避難者や動物を苦手とする避難者に十分に配慮するよう努める。市は、越谷市獣医師会等と連携し、次のような避難所や応急仮設住宅等における動物の適正飼養の指導など、飼い主の責任を促すとともに、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 避難者と共に避難した動物(盲導犬、聴導犬、介助犬を除く)の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させる。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の部屋の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を原状復旧させる全責任を負うものとする。 4情報の交換市は、越谷市獣医師会、県及び動物関係団体等と連携して、次の情報を収集、提供する。 (1)市内の被害、避難所、応急仮設住宅等での動物飼育状況 (2)必要資器材、獣医師の派遣要請 (3)避難所、応急仮設住宅等から動物保護施設への動物の預け入れ希望 (4)他都県、市町村への連絡調整及び応援要請県、獣医師会及び動物関係団体が設置する動物救援本部は、以下の事項を実施する。 〇動物保護施設の設置 〇所有者不明の動物の保護収容及び飼養管理 〇負傷動物の保護収容、治療及び飼養管理〇飼養困難動物の一時保管 〇動物の所有者や新たな所有者探しのための情報収集･提供 〇動物に関する相談の実施等
川越市	川越市地域防災計画第2編(震災対策編)第2章(震災応急対策計画)第3節(救援期における災害応急対策活動)第4(防疫及び保健衛生)3(動物愛護) 災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 本市は関係機関と協力して、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に努めるものとする。 (1)被災地域における動物の保護 本市は、所有者不明の動物、負傷動物等を、埼玉県、獣医師会、川越市動物愛護推進員、その他関係機関等と協力のうえ保護し、動物保護施設等へ搬送する。 (2)避難所等における動物の適正な飼養 避難者と共に避難した動物(盲導犬、聴導犬、介助犬を除く。)の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し、飼養させることとする。 ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合は、当該避難所に生活する避難者の同意の下に、居室以外の部屋に専用スペースを設け、飼養させることを検討する。動物への給餌、排泄物の清掃等の飼養・管理は、当該動物を連れてきた者が責任を負い、居室以外の部屋の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者に施設を現状復旧させるものとする。 また、本市は、獣医師会などと協力して、避難所や応急仮設住宅等における動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (3)情報の交換 本市は、埼玉県や獣医師会、及び次に説明する動物救援本部と連携して、以下の情報を収集、提供する。 ・市内各所の被害及び避難所での動物飼育状況 ・必要資機材、獣医師の派遣要請 ・避難所、応急仮設住宅等から動物保護施設への動物の預け入れ希望 ・埼玉県及び他市町村への連絡調整及び応援要請状況 なお、埼玉県、獣医師会及び動物関係団体が連携して設置する動物救援本部が実施する事項は次のとおりである。 ・動物保護施設の設置 ・所有者不明の動物の保護収容及び飼養管理 ・負傷動物の保護収容、治療及び飼養管理 ・飼養困難動物の一時保管 ・動物の所有者や新たな所有者探しのための情報収集・提供 ・動物に関する相談の実施等 (4)その他 「衛生班」は、「動物の愛護及び管理に関する法律」(昭和48年法律第105号)に規定する特定動物(危険な動物)が逸走した場合、動物園、警察等の協力を得て収容し、管理する。
川口市	川口市地域防災計画本編第3部災害応急対策編 第3章生命に関わる応急活動第6節避難所及び指定緊急避難場所の開設・運営 1-3.避難所の運営(動物部分抜粋) (2)居住区域の割り振り 【居住区域割り振りの留意点】 •ペットスペースを原則屋内に区割りし、ペット専用の避難スペースを設置する。 第4章生活に関わる応急活動第5節動物愛護 災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が所有者とともに避難所に避難してくることが予想される。 本市は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、県、獣医師会及び動物関係団体等の関係機関との協力体制を確立する。 1.活動内容 1-1.県動物救援本部 県では、獣医師会及び動物関係団体と連携して、動物救援本部を設置することとなっている。動物救援本部の実施業務は次のとおりである。 •動物保護施設の設置・所有者不明の動物の保護収容及び飼養管理•負傷動物の保護収容、治療及び飼養管理•飼養困難動物の一時保管 •動物の所有者や新たな所有者探しのための情報収集・提供•動物に関する相談の実施など

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
川口市	1-2.動物の保護 本市は、関係機関と協力し、所有者不明の動物、負傷動物等を保護し、動物管理センターへ収容する。 1-3.保護した動物の情報の公表 本市は、保護した動物の情報を公表し、所有者の捜索を実施する。 1-4.避難所における動物の適正飼育の指導 本市は、所有者とともに避難した動物の適正飼育の指導を行うなど、動物の健康及び安全の保持並びに避難所の環境管理を行う。 1-5.関係機関への協力要請 本市は、動物管理センターや避難所に動物を収容しきれない場合は、関係機関に対して動物の一時保護等の要請する。 1-6.情報の収集等 本市は、関係機関と協力して、次の情報収集等を行う。 □各地域の被害及び避難所での動物飼育状況等□必要資機材、獣医師の派遣要請□他自治体への連絡調整及び応援要請 1-7.その他 動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物が逸走した場合は、関係機関の協力を得て保護等を行う。
千葉県	千葉県国民保護計画　第2編　武力攻撃事態及び予測事態への備えと対処　第2章　武力攻撃事態及び予測事態への対処 　コ　動物の保護等に関する配慮 　県は、国（環境省、農林水産省）が別途示す「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるものとする。 　・危険動物等の逸走対策 　・飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等 千葉県地域防災計画　第2編　地震・津波編　第2章　災害予防計画　第1節 防災意識の向上 　3　防災広報の充実（全庁、市町村）（1）自らの身を守るための知識　テ　飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備 第3章　災害応急対策計画　第3節　地震・火災避難計画 　5　避難所の開設　（7）市町村は、家庭動物との同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、家庭動物の収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようルールの作成及び家庭動物との同行避難訓練の実施に努める。 　（13）市町村は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペース確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策　5 動物対策（健康福祉部） 　保健所（健康福祉センター）及び動物愛護センターは、飼い主の被災等により家庭動物が遺棄されたり逃げ出した場合には、（公社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これら動物を保護収容する。 　また、特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物）が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。 　県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し、動物救護活動を実施する。 第3編 風水害等編　第2章　災害予防計画　第1節 防災意識の向上 　3　防災広報の充実（全庁、市町村）（1）広報すべき内容　ア　災害時の心得　（シ）飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備 第3章　災害応急対策計画　第4節 避難計画　5　避難所の開設 　（7）市町村は、家庭動物との同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、家庭動物の収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようルールの作成及び家庭動物との同行避難訓練の実施に努める。 　（13）市町村は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペース確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策　5 動物対策（健康福祉部） 　保健所（健康福祉センター）及び動物愛護センターは、飼い主の被災等により家庭動物が遺棄されたり逃げ出した場合には、（公社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これら動物を保護収容する。 　また、特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物）が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。 　県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し、動物救護活動を実施する。
習志野市（千葉県）	習志野市地域防災計画（震災編） 第3章（災害応急対策計画） 第8節（避難対策）　3（避難所等の開設と運営）　(3)運営に当たっての配慮 2）ペットの対策 ペットの避難施設（体育館等）への持ち込みは禁止する。ペットの同行避難に備え避難所の敷地内に収容場所を設けるが、ペットの保護及び飼養は原則飼い主の責任とする。また、トラブルが発生しないように避難所運営委員会でルール作りを行うとともに、獣医師会等から必要な支援が受けられるよう連携に努めるものとする。 第16節（防疫・保健衛生対策）　3（動物対策） (1) 放浪動物への対応 　飼い主の被災により遺棄又は逃げ出したペット等が発生した場合は、習志野保健所（健康福祉センター）、千葉県動物愛護センターと協力して救助、保護収容する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼い主、警察等と連携により必要な措置を講ずる。 (2) ペットへの対応 　避難時のペットの保護及び飼養は、原則として動物の飼い主が行う。避難所施設内へのペットの持ち込みは禁止する。避難所の開設時には、避難所の敷地内にペットの収容場所を確保し、飼い主の責任においてペットを避難させる。 　避難生活が長期化し、避難所等において避難生活の障害となるペット問題が生じた場合は、避難所運営委員会や千葉県及び獣医師会等と取り扱いについて協議する。関係団体によりペットの救護所等を設置する場合は、公有地を提供するとともに、その旨を飼い主に周知する。 (3) 動物救護活動 　災害時に、動物救護活動の対象とする動物（犬及び猫などの小動物）に、応急手当や一時保護及び管理等が必要となった場合は、協定に基づき、千葉県獣医師会京葉地域獣医師会と連携して救護活動を実施する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
習志野市 （千葉県）	附編　東海地震に係る周辺地域としての対応計画　第4章(警戒宣言発令時の対応措置) 第11節（その他対策）　4（特定動物の逃走防止） 　千葉県は、警戒宣言発令時において特定動物の飼育者等に対し、二重施錠の確認補修等逃走防止対策の強化を指示するため、協力して必要な対応をする。 　なお、飼育者等が警戒宣言発令時においてとるべき措置は、次のとおりである。 (1)「動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」等により、あらかじめ定めた緊急時の措置をとる。 (2)動物が施設から逸走した場合には、同基準により、関係機関への通報、捕獲、その他必要な措置を講じる。 習志野市地域防災計画（風水害等編） 第3章（災害応急対策計画）　第9節（避難対策）　3（避難所等の開設と運営）　(4)（運営にあたっての配慮） 2）ペットの対策 　ペットの避難施設（体育館等）への持ち込みは禁止する。ペットの同行避難に備え避難所の敷地内に収容場所を設けるが、ペットの保護及び飼養は原則飼い主の責任とする。また、トラブルが発生しないように避難所運営委員会でルール作りを行うとともに、獣医師会等から必要な支援が受けられるよう連携に努めるものとする。 第17節（防疫・保健衛生対策）　3（動物対策） (1) 放浪動物への対応 　飼い主の被災により遺棄又は逃げ出したペット等が発生した場合は、習志野保健所（健康福祉センター）、千葉県動物愛護センターと協力して救助、保護収容する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼い主、警察等と連携により必要な措置を講ずる。 (2) ペットへの対応 　避難時のペットの保護及び飼養は、原則として動物の飼い主が行う。避難施設（体育館等）へのペットの持ち込みは禁止する。避難所の開設時には、避難所の敷地内にペットの収容場所を確保し、飼い主の責任においてペットを避難させる。避難生活が長期化し、避難所等において避難生活の障害となるペット問題が生じた場合は、避難所運営委員会や千葉県及び獣医師会等と取り扱いについて協議する。関係団体によりペットの救護所等を設置する場合は、公有地を提供するとともに、その旨を飼い主に周知する。 (3) 動物救護活動 　災害時に、動物救護活動の対象とする動物（犬及び猫などの小動物に）、応急手当や一時保護及び管理等が必要となった場合は、協定に基づき、千葉県獣医師会京葉地域獣医師会と連携して救護活動を実施する。 習志野市国民保護計画 第3編（武力攻撃事態等への対処）　第4章（警報及び避難の指示等）　第2（避難住民の誘導等）　3（避難住民の誘導） (9)動物の保護等に関する配慮 　市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
八千代市 （千葉県）	八千代市地域防災計画（震災編）　第3章（災害応急対策計画） 第7節（避難対策）　第4（避難所の開設・運営及び閉鎖）　2（開設・運営の手順等） オ ペットとの同行避難について 　市は，ペットとの同行避難に備えて，「災害時における避難所運営の手引き」（千葉県 平成29年7月）を参考に，ペットの収容場所を確保するとともに，トラブル等が起きないよう建物内への同行の禁止，餌・ケージの確保や飼養は飼養者の責任とする等ルールの作成に努める。 　また，ペットの避難を受入れる際には，飼養者の把握をするために届出制とし，必要な項目を把握するとともに，（公社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティア等と協力し，ペットの救護及び一時預り，適正な飼養の指導を行うなど，動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 　なお，平常時からペットの所有者・管理者に対する飼い主の明示（鑑札・マイクロチップの装着等），しつけ，健康管理，ケージ・ペットフード・水（少なくとも5日分，推奨1週間分）等の避難時の持ち出し品や避難場所まで安全に避難出来るようリードやキャリーバック等の避難用品の確保，ペットの預け先の確保等についての啓発，避難所等での受入の準備を推進する。 第13節（清掃・防疫・保健等）　第3（防疫・保健衛生等）　5（動物対策） 　飼い主等の被災等により，ペットが遺棄され，又は逸走した場合は，習志野保健所及び動物愛護センター，千葉県獣医師会等関係団体が講じる救助・保護対策に協力する。 また，特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」による人の生命，身体又は財産に害を加えるおそれがある動物。）が施設等から逸走した場合は，人への危害を防止するため，飼養者，警察官その他関係機関の講じる措置に可能な限り協力する。 　なお，県は，「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき，関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し，動物救護活動を実施する。
鎌ケ谷市 （千葉県）	地域防災計画 　第2編 地震編 第3章 災害応急対策計画 第7節 避難 　8 ペット対策 避難所でのペットの受け入れは、避難所運営マニュアルに基づき実施する。 また、各避難所のニーズを把握した上で、必要に応じて災害時のペット対策を専門とするNPO団体等に支援を要請する。 なお、要配慮者を支援する補助犬については、受け入れを前提として、避難所での生活環境に配慮する。 【資料編】 資料-2-68災害時におけるペットの飼育管理に係る物資等の支援に関する協定書（株式会社ケーヨー） ■避難所でのペット対策（要配慮者が必要とする補助犬は除外する。） 1 ペットは室内に入れない。 2 避難所のペットの管理責任は飼育責任者にあることを原則とする。 3 避難所内にペットを連れてきた避難者に対して、窓口に届けるよう呼びかけ、「避難所ペット登録台帳」に記載する。 4 大型動物や危険動物の避難所への同伴は断る。 5 ペットの飼育場所を決定し、ペットの飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知徹底する。 6 ペットの救護活動が開始された場合は、その情報を飼育者へ提供し、協力を求める。 　第12節防疫・清掃　第5動物対策　第3 応急仮設住宅等の設置　3 管理 ■応急仮設住宅の運営管理における配慮 4 ペットの受け入れ

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
鎌ケ谷市 （千葉県）	第2編 地震編 第3章 災害応急対策計画 第12節 防疫・清掃　第5 動物対策 1 死亡獣畜の処理 清掃班は動物保護班と連携し、死亡した家畜、野鳥等を焼却処分する。処理ができない場合は、習志野保健所（習志野健康福祉センター）又は中央家畜保健衛生所の指導により適切な措置をとる。 2 逸走動物への対応 動物保護班は、習志野保健所（習志野健康福祉センター）、動物愛護センター、（公社）千葉県獣医師会等と連携して、飼い主の被災により遺棄又は逃げ出したペット等を保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等との連携により必要な措置を講ずる。 県では、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、関係団体と協同で千葉県動物本部及び動物救護センターを設置して動物救護活動を実施する。 第3編 風水害等編 にも上記　第2編 地震編と同様の記載あり。 鎌ケ谷市国民保護計画　第5章警報及び避難の指示等 2避難住民の誘導等 （4）避難住民の誘導 ケ　動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努めます。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
市川市 （千葉県）	市川市地域防災計画 第2章　震災予防計画　第2節災害に強い協力体制の確立　第7避難体制の整備 4　ペット対策の整備（千葉県、被災生活支援本部） 「ペット同行避難者の受入方法等に関する手引き」および「ペット同伴避難所受入れの手引き」に基づき、次の取り組みを進める。 （1）飼い主責任の原則 「飼い主責任の原則」周知に努め、同行避難した際に飼育に必要な用具（ゲージ・ペットフード等）の準備やしつけ・飼育ルールの徹底等を図る。 （2）ペット同行・同伴避難の周知 飼い主責任の原則のもと、ペットと一緒に避難する「同行避難」を認めるとともに、一部の避難所では、ペットと同じ空間で過ごす「同伴避難」ができる旨を周知する。なお、避難所となる施設の特性や状況によっては、ペットとの同行避難が認められない場合もある旨や、人に危害を加えるおそれのあるペット等の避難所等への同行避難は禁止とする旨も合わせて周知する。 （3）ペット同行避難に関わる受入れ先の確保 「ペット同行避難者の受入方法等に関する手引き」に基づき、小学校等の避難所内の一画に、ペットを飼育できる場所を確保する。 （4）ペット同伴避難所の整備 「ペット同伴避難所受入れの手引き」に基づき、ペットと同伴避難ができる避難所を整備する。 （5）動物の救助及び保護体制の整備 逃げ出したり遺棄されたペットが発生した場合に備え、公益社団法人千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携を図れるよう協力体制の整備を進める。また、平常時から飼い主を特定できる鑑札、マイクロチップ、名札等のペットへの装着について周知に努める。 （6）一時預かり ペットの一時預かりが可能なペット関連事業者等にも災害時の協定を締結できるよう千葉県と調整する。ペット飼育者は避難所等での飼育が不可能な場合を想定し、ペットの一時預かり所の確保に努める。 第3章　震災応急対策計画　第3節　災害の拡大防止措置 4　動物対策（千葉県健康福祉部） 市川健康福祉センター（保健所）及び動物愛護センターは、飼い主の被災等によりペットが遺棄されたり逃げ出した場合には、公益社団法人千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これらの動物を救助及び保護する。
浦安市 （千葉県）	浦安市国民保護計画　第2編　武力攻撃事態及び予測事態への備えと対処　第2章　第4警報及び避難の指示等　（3）避難住民の誘導 9動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等 浦安市地域防災計画　第14節　清掃・環境対策　対策の基本方針・目標 4. ペットは、飼い主による同行避難・自己管理を原則とし、避難所建物内には持ち込むことを禁止する。市は、個人での対応に限界がある場合に備えて、獣医師会等に要請し、支援体制並びに放浪動物、負傷動物等の救護体制を整備する。 浦安市地域防災マニュアル 29　ペット対策 基本方針・目標 避難所での飼養動物の管理は、飼い主による自主管理を原則とし、学校体育館などの避難所では、建物内にはペットを持ち込めないため、校庭の一角に保護スペースを確保する必要がある（予めこれらのルールは市民に周知する必要がある）。被災してから6時間後には受け入れ準備が概ね済み、各避難所では近隣から予め登録されていたボランティアが集まる、受け入れ開始。24時間以内に獣医師の協力を頂き負傷動物対応と相談開始。 1. 避難所における動物飼養スペース確保 ・動物はケージに入れておくか、支柱につなぎとめておくことになるため、人の居住スペースと適度に距離を置いた広い場所で、鉄棒や鉄柱等、支柱となるものがある場所を選定しなければならない。 2. 獣医師会・ボランティアへの協力要請 ・獣医師に避難所への巡回医療・相談・負傷動物や健康管理相談などを要請するとともに、動物救済本部体制を確立する。〇動物愛護ボランティア名簿を作成し、避難所での受付等を要請する。 ・必要に応じ、ペットの相談窓口等を開設する。 ・「人とペットの災害対策ガイドライン」（環境省）等を参照し、対応を行う。 3. 避難所で被災ペット受け入れ ・同伴避難動物の受付と飼い主名・種類・特徴などを記載して名簿を作成してもらい、避難所で人と動物が共生していくために必要なルールを啓発してもらう。 ・避難所中継本部（教育委員会）と連携し、避難所におけるペットの状況を把握する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
浦安市 （千葉県）	30　放浪動物対策 基本方針・目標 　環境衛生課は放浪動物に対する苦情等が市民から寄せられた場合、徘徊している動物を適切に捕獲する。捕獲した動物は動物救済本部のケージに入れ、飼養することになる。場合によっては、県動物愛護センターの協力を得ながら捕獲に当たる。飼養は予め登録してあるボランティアによって行われ、捕獲された動物の特徴など情報を記録することになる。その外、鑑札などの確認により飼い主の特定を図る。同時に獣医師による体調チェックなどが行われ、ケガなどがあった場合は、治療を実施する。動物救済本部を避難所ではない場所に設置したい。捕獲動物の飼養はボランティアが中心となって行われる。獣医師会やボランティアにより動物救済本部を設置し、順次対応にあたる。 1. 保護体制の確立 ・備蓄倉庫に保管してあるケージを動物救済本部に搬送して。組み立てる。備蓄倉庫にケージ大50個、中50個、小50個の備蓄していく。 ・ペットが多い場合は、ドッグランを受け入れ施設として準備する。 ・千葉県との連携 　千葉県動物救護本部（衛生指導課内）や動物救護センター（東葛飾支所）と連携し、民間団体等を活用した動物保護体制を確立する。 2. 捕獲・保護作業 ・市民からの放浪動物の情報に対応する。 ・トラックを使用し、6名で市内を巡回し、捕獲する。捕獲用ケージも積み込む。飼い主を特定できるものを確認。 3. 動物の飼養 ・捕獲動物が収容所に届けられたら、獣医師により体調をチェックする。ケガ等があったら治療を実施する。
松戸市 （千葉県）	松戸市地域防災計画　震災編（令和5年度修正） 第2章　災害予防計画 第5節 避難体制整備計画 1 避難場所等の指定・整備 （2）避難施設の整備 　エ 被災者のプライバシー及び安全の確保（間仕切り、照明、見回り等）、男性・女性・性的マイノリティ等のニーズの違いへの配慮、ペット対策等について対応するための設備の整備に努める。 第3章　災害応急対策計画 第7節　避難対策 （7）健康・衛生対策等 　エ ペット同伴者対策 　　ペット同伴の避難者には、ゲージ等を持参するよう求め、避難所敷地内に飼育スペースを指定する。動物が苦手な避難者に配慮して、避難所屋内へのペットの持ち込みは禁止し、問題が生じた場合は環境部を通じて、関係機関にペット対策を要請する。ただし、介助犬は介助者と同居できる専用スペースを確保し、周囲の避難者に理解と協力を呼びかける。 第9節　防疫・清掃・障害物の除去 7動物対策 （1）死亡獣畜の処理 　環境部は、家畜の死亡が確認された場合は、松戸保健所の指導により、死亡した家畜等を処理する。 （2）放浪動物への対応 　環境部は、飼い主の被災により遺棄又は逃げ出したペット等が発生した場合は、松戸保健所、県動物愛護センターと協力して保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携し必要な措置を講ずる。 （3）ペットへの対応 　避難時のペットの保護及び飼養は、原則として動物の管理者が行う。ペットと避難所へ同行避難する場合、飼い主はペットの飼育に責任を持ち各避難所運営ルールに基づき対応する。避難所等での生活が長期化し、避難生活に支障となるペット問題が生じた場合は、松戸保健所及び(公社)千葉県獣医師会等と取り扱いについて協議する。関係団体がペットの救護所等を設置する場合は、公共用地を提供するとともに、その旨を避難者に広報する。 松戸市地域防災計画　風水害等編（令和5年度修正） 第3章　災害応急対策計画 第7節　避難対策 （7）健康・衛生対策等 　エ ペット同伴者対策 　　ペット同伴の避難者には、ゲージ等を持参するよう求め、避難所敷地内に飼育スペースを指定する。動物が苦手な避難者に配慮して、避難所屋内へのペットの持ち込みは禁止し、問題が生じた場合は環境部を通じて、関係機関にペット対策を要請する。ただし、介助犬は介助者と同居できる専用スペースを確保し、周囲の避難者に理解と協力を呼びかける。その他、第9節の「7 動物対策」による。 第9節　防疫・清掃・障害物の除去 7動物対策 （1）死亡獣畜の処理 　環境部は、家畜の死亡が確認された場合は、松戸保健所の指導により、死亡した家畜等を処理する。 （2）放浪動物への対応 　環境部は、飼い主の被災により遺棄又は逃げ出したペット等が発生した場合は、松戸保健所、県動物愛護センターと協力して保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携し必要な措置を講ずる。 （3）ペットへの対応 　避難時のペットの保護及び飼養は、原則として動物の管理者が行う。ペットと避難所へ同行避難する場合、飼い主はペットの飼育に責任を持ち各避難所運営ルールに基づき対応する。避難所等での生活が長期化し、避難生活に支障となるペット問題が生じた場合は、松戸保健所及び(公社)千葉県獣医師会等と取り扱いについて協議する。関係団体がペットの救護所等を設置する場合は、公共用地を提供するとともに、その旨を避難者に広報する。 松戸市国民保護計画（令和5年9月修正） 第4章　警報および避難の指等 第2　避難住民の誘導 3 避難住民の誘導 （9）動物の保護等に関する配慮 　市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 　・危険動物等の逸走対策 　・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
流山市 （千葉県）	流山市地域防災計画（令和7年3月修正） 地震災害対策編 第2章 災害予防計画 第7節 避難対策 第3 避難所の開設・運営体制の整備 3 ペット対策 市は、ペットとの同行避難ができるよう「災害時における避難所運営の手引き」（千葉県、令和7年1月改訂）に基づき、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルールの作成及びペットとの同行避難訓練の実施に努める。また、飼い主の被災等によるペットの遺棄や逃げ出した動物の保護については、松戸保健所（松戸健康福祉センター）、東葛地域獣医師会、動物愛護センター等の関係機関に相談しながら、対策の整備に努める。 風水害編も準用 第3章 災害応急対策計画 第5節 避難計画 第7 避難所の運営 4 指定避難所における良好な生活環境の保持 (6)家庭動物の対策 市は、ペットとの同行避難ができるよう「災害時における避難所運営の手引き」（千葉県、令和7年1月改訂）に基づき、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようルールの作成及びペットとの同行訓練の実施に努める。飼い主の被災等によりペットが遺棄されたり逃げ出した動物の保護については、本章第6節「第5動物対策」によるものとする。 第3章 災害応急計画 第6節 医療救護・防疫活動計画 第5 動物対策 1 動物の保護・救助等 松戸保健所（松戸健康福祉センター）及び動物愛護センターは、ペットが遺棄されたり逃げ出した場合には、東葛地域獣医師会等関連団体及びボランティアとの連携により、これらの動物を保護収容する。 ア獣医師会、動物愛護団体等を母体として「動物救護センター」を設置する。 イ救援活動は、飼育動物に対する餌の配布、負傷動物の収容・治療・保管、飼育困難動物の一時保管、所有者・新しい飼い主捜し、その他相談を行う。 ウ保護動物の予防接種を適宜実施する。 なお、避難所におけるペットとの同行避難については、第5節「第7避難所の運営（6）」によるものとする。 風水害編も準用 第3章 災害応急計画 第6節 医療救護・防疫活動計画 第5 動物対策 2 危険動物への対応 危険動物が施設から逃亡した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官、その他関係機関との連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。 第3章 災害応急計画 第6節 医療救護・防疫活動計画 第5 動物対策 3 死亡獣畜の処理 災害によって死亡した獣畜等の処理は、飼い主が自らの責任で行うものとするが、自らの責任で処理できない場合又は路上に放置されている場合には、住民の通報等により、保健所と協議のうえ市が処理するものとする。 ア集中処理 死亡獣畜で移動可能なものは、適当な場所に集めて覆土又は焼却の措置を行う。 イ個々の処理 移動の難しいものについては、その場で他の影響を及ぼさないように個々に処理を行う。 附編東海地震に係る周辺地域としての対応計画 第5章警戒宣言発令に伴う対応措置 第11節その他の対策 第5その他（危険な動物の逃走防止） 警戒宣言発令時において危険な動物の飼育者等に対し、二重施錠の確認補修等逃走防止対策の強化を指示する。 ア危険な動物の飼育及び保管に関する条例により、あらかじめ届け出た緊急措置をとる。 イ動物が施設から逃走した時は、同条例により、知事、周辺市町村長、警察官、その他関係機関へ通報するとともに、当該動物の処分、捕獲、その他必要な措置を講じる。 流山市国民保護計画 第3編 武力攻撃事態等への対処 第4章 警報及び避難の指示等 第2 避難住民の誘導等 3 避難住民の誘導 (9)動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼育又は保管されていた家庭動物等の保護等
我孫子市 （千葉県）	我孫子市地域防災計画 第2章 災害予防計画 第8節 被災者支援体制の整備 第4 感染症対策・廃棄物等処理体制の整備 2. 動物対策の整備 手賀沼課は、ペットと一緒に避難する同行避難に備えて、ペットを所有する市民等に対し、次の「飼い主責任の原則」の周知を図る。 ペットの所有者は、同行避難に備えて、ケージ、給餌用資機材、餌、飲料水等のペット用品を備蓄する。 〈飼い主責任の原則〉 動物の飼い主は、災害時に動物を放置したり、解き放すことにより第三者に危害を加える可能性を生じさせないこと、避難所屋内には入れないこと、スペースには所有する動物の対応は自己完結で行うことが、飼い主の責務として求められる。 災害発生時に、飼い主が一緒に避難し避難場所のエリア内で暮らすには、飼い主として遵守すべき基本的マナーがある。 ア ムダ吠えをしない、待てなどの基本的なしつけ イ 糞便の後始末 ウ 犬をつなぐ場合の耐久性のあるリードの使用 エ ケージの準備 オ 一定量の餌、飲料水、給餌用資機材の用意など 第3章 災害応急対策計画 第8節 避難 第4 避難所の運営 6. ペットへの対応 (1)ペット収容施設 避難所班は、ペットの種類にかかわらず、原則、屋外(グラウンド等の生活場所とは異なる場所)にペット専用スペースを指定するとともに、避難所内での飼養のルールを作成する。 また、次の指定避難所においては、地域交流教室をペット同伴で避難生活が可能なスペースとして指定する。 〈ペット同伴で生活可能な指定避難所〉 我孫子第一小学校、高野山小学校、湖北台西小学校、湖北台東小学校、布佐小学校 (2)ペットの飼養 ペットの飼養は、同行避難をした所有者の自己責任とする。所有者は、持参したケージ、餌等を使用するとともに、給餌及び排泄等の処理等を所有者自身で対応する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
我孫子市 （千葉県）	第3章　災害応急対策計画　第14節　感染症対策・清掃・廃棄物対策 第6　動物対策 1. 放浪動物への対応 　松戸保健所（健康福祉センター）及び動物愛護センター東葛飾支所は、飼い主の被災により廃棄又は逃げ出したペット等が発生した場合は、千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアと協力して救助、保護収容する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携し必要な措置を講ずる。 2. ペットへの対応 　廃棄物・し尿班及び医療班は、避難所での生活が長期化し、避難生活に支障となるペット問題が生じた場合は、松戸保健所（健康福祉センター）及び千葉県獣医師会等と取扱いについて協議し、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき千葉県動物救護本部及び動物救護センターが設置される場合は、公共用地を提供するとともに、その旨の広報や相談等に対応する。
野田市 （千葉県）	野田市災害応急対策計画　第17節　清掃・廃棄物・環境対策　第4　動物対策 1.死亡家畜の処理環境衛生班は、県の指導により、死亡した家畜を処理する。 2.動物への対応野田健康福祉センター、動物愛護センターは、飼い主の被災等によりペットが遺棄されたり逃げ出した場合には、市、千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により　これらの動物を救助及び保護する。また、危険を及ぼすおそれのある動物が施設から逃亡した場合、人への危害を防止するため、飼育者、警察官その他関係機関との連携の下に状況を把握し、必要な措置を講ずる。 3.ペット同行避難への対応環境衛生班は、ペット同行避難に備えて、避難所のグラウンドにペットのスペースを確保する。また、盲導犬、介助犬等を除いたペットの建物内への持ち込みは、原則として禁止し、ペットの飼養は所有者の自己責任で行うようルールを徹底する。県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し救護活動を実施する。環境衛生班は、可能な限り公共用地の提供や広報等に協力する。
佐倉市 （千葉県）	佐倉市地域防災計画（地震災害対策編） 第2章 災害予防計画 第11節 避難体制の確立及び避難施設等の整備 1. 避難誘導体制の整備 災害発生時に、安全かつ円滑な避難を行うための体制を整備する。 (1)住民等の避難体制 4 災害避難時における家庭動物等の飼育管理のための備え 過去の災害において、家庭動物等が飼い主と離れ離れになってしまう事例が多数発生したが、このような動物を保護することは多大な労力と時間を要するだけでなく、その間に家庭動物等が負傷し、場合によっては、衰弱・死亡するおそれもある。また、不妊去勢処置がなされていない場合、繁殖により増加することで、住民の安全や公衆衛生上の環境が悪化することも懸念される。 このような事態を防ぐために、災害時の同行避難を推進することは、動物愛護の観点のみならず、放浪動物による人への危害防止や生活環境保全の観点からも、必要な措置であることから、市、県及び関係機関は、飼い主を含めた住民に対し、主に以下の点について、啓発に努める。 ア 様々な人が共同生活を送る指定避難所において、家庭動物等を飼育する場合は、動物が苦手な人、アレルギーを持っている人等への特別の配慮が求められ、また、家庭動物等との同行避難とは、指定避難所における家庭動物等との同居を意味するものではないことから、飼い主には、家庭動物等のしつけと健康管理について、次のような備えを行うこと 1) ケージやキャリーバッグに入ることを嫌がらないように日頃から慣らすこと 2) 人やほかの動物を怖がらないようにしつけること（特に犬の場合、不必要に吠えないようしつけを行うこと） 3) 決められた場所で排泄ができるようしつけること 4) 各種ワクチン接種を行うこと 5) 寄生虫の予防、駆除を行うこと 6) 繁殖を防止するため、不妊・去勢手術を行うこと イ 避難後は、決められた飼育場所で、原則として、飼い主自身が飼育管理を行うこと ウ 家庭動物等が迷子にならないための対策を行うこと（所有者の明示） エ 家庭動物用の避難用品や備蓄品を確保しておくこと オ 避難先や避難ルートの確認等の準備を行うこと カ 避難を要しないよう住まいの防災対策を行うこと 3. 指定避難所施設の整備等 (1)指定避難所施設の整備等 指定避難所施設の整備等については、次の点に留意する。 9 家庭動物等の同行避難に備え、避難所における家庭動物等のためのスペースの確保に努める。 第3章 災害応急計画 2. 指定避難所又は臨時避難所の管理及び運営 市は、自主防災組織、自治会・町内会等を中心とした住民組織や避難者の協力を得て、「避難所運営マニュアル」を参考に、指定避難所又は臨時避難所の管理、運営を行う。 なお、市及び避難所運営組織は、避難者のプライバシー及び安全の確保、衛生管理に努めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする要配慮者、女性への配慮、家庭動物等対策についても適切に対応するよう努める。 (5)家庭動物等対策 家庭動物等との同行避難に備えて、家庭動物等の収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようルールの作成に努める。なお、避難所における家庭動物等の飼育のルール作成にあたっては、環境部環境対策班が必要な支援を実施する。 家庭動物等の飼育場所は、臭気や衛生、騒音の問題や、アレルギーを持っている人が避難してくる可能性があることから、家庭動物等は原則として屋外とし、やむを得ない場合でも居住空間や屋内の共有空間内には入れないように努める。 また、家庭動物等の給餌・排泄物の清掃等の飼育・管理は、飼育者が全責任を負うものとし、家庭動物等の餌や移動用のケージやキャリーバッグ等の用意は、飼い主が行う。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
佐倉市 （千葉県）	(12)応急仮設住宅における家庭動物等の受入れ 県及び市は、応急仮設住宅における家庭動物等の受入れに努める。 1 応急仮設住宅を建設する場合 建設した応急仮設住宅の場合、原則として、家庭動物等の受入れは可能であるが、応急仮設住宅での家庭動物等の同居においても、避難所と同様に人と家庭動物等との距離が近くなるおそれがあり、鳴き声や臭い、衛生害虫等の苦情が出ることが予想されるため、環境部環境対策班は、都市部住宅班の協力を得て、応急仮設住宅における家庭動物等の飼育のルールを作成するほか、飼い主に対する適正な飼育の指導や必要な支援を行う。 2 市営住宅の一時提供を行う場合 市営住宅の一時提供を行う場合においては、市営住宅が家庭動物等の飼育を禁止していることから、家庭動物等の受入れは不可となる。 このため、応急仮設住宅の建設に代えて、市営住宅の一時提供を行う場合は、家庭動物等の受入れは不可となる旨を、入居者に対し、周知を行う。 3 民間賃貸住宅の借上げを行う場合 応急仮設住宅の建設に代えて、借上げにより民間賃貸住宅を提供する場合においては、借上げる民間賃貸住宅における家庭動物等の飼育の可否により、家庭動物等の受入れを判断することになる。このため、応急仮設住宅の建設に代えて、借上げにより民間賃貸住宅を提供する場合は、家庭動物等の受入れの可否を確認したうえで、家庭動物等の受入れが可となっている借上げ民間賃貸住宅がある場合には、応急仮設住宅における家庭動物等との同居を希望する入居者に、優先的に供与する等の配慮を行う 4. 動物対策 (1)初期対応 環境部環境対策班及び廃棄物対策班は、死亡獣畜及び放浪動物の発生状況の把握に努める。 (2)死亡獣畜の処理 環境部環境対策班及び廃棄物対策班は、災害によって死亡し、放置された犬猫等の収集・処理を行う。 また、必要に応じ、健康推進部医療防疫班に対し、消毒その他の衛生処理の実施について要請を行う。 なお、収集された死亡獣畜の処理にあたっては、家畜保健衛生所の指導により処理を行う。 (3)家庭動物等の対策 家庭動物等対応については、その飼い主の責任において実施することが原則であるが、災害発生後、飼い主の被災等により家庭動物等が遺棄されたり、逃げ出した場合、環境部環境対策班は、関係団体及びボランテイアとの連携により、これら動物を救助及び保護を行う。 なお、市では、平成29年2月に公益社団法人千葉県獣医師会印旛地域獣医師会と「災害時における動物救護活動に関する協定」を締結したことから、本協定に基づき、必要な要請を行う。 1 現地動物救護本部等の設置及び運営 環境部環境対策班は、災害の規模や被災状況等を勘案し、関係団体等と協議のうえ、必要に応じ、現地動物救護本部等を設置するものとし、現地動物救護本部等を設置した場合、その構成団体は、連携して動物救護活動を実施する。 2 動物相談窓口の設置及び運営 環境部環境対策班は、動物相談窓口を設置する等により、被災動物に関する相談の受付を行う。 なお、現地動物救護本部等を設置した場合は、現地動物救護本部等が動物相談窓口の設置及び運営を行う。 3 避難所や応急仮設住宅における家庭動物等対策 避難所や応急仮設住宅における家庭動物等の対策については、それぞれ「第7節 避難所の設置・管理」、「第 18 節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等」に定めるところによる。 4 特定動物対策 特定動物(「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物)が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。
四街道 （千葉県）	四街道市地域防災計画 災害応急対策編 第1章 震災対策計画　第4節 避難活動 (5)ペット同行避難への対応 市は、ペットと同行避難する避難者のため、必要に応じて指定避難所における家庭動物のためのスペース確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 災害応急対策編 第1章 震災対策計画　第 12 節 保健衛生・防疫・廃棄物対策 3 ペット対策 ＜環境衛生班＞ 1 市は、飼い主の被災等によりペットが逸走あるいは遺棄された場合には、県衛生指導課、印旛保健所(印旛健康福祉センター)、千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これら動物を保護する。 2 負傷したペットについては、市は千葉県獣医師会印旛地域獣医師会と締結した「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、連携して救護活動を実施する。 災害応急対策編 第2章 風水害対策計画 第5節 避難活動 (5)ペット同行避難への対応 市は、ペットと同行避難する避難者のため、必要に応じて指定避難所における家庭動物のためのスペース確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 災害応急対策編 第2章 風水害対策計画 第13 節 保健衛生・防疫・廃棄物対策 3 ペット対策 ＜環境衛生班＞ 1 市は、飼い主の被災等によりペットが逸走あるいは遺棄された場合には、県衛生指導課、印旛保健所(印旛健康福祉センター)、千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これら動物を保護する。 2 負傷したペットについては、市は千葉県獣医師会印旛地域獣医師会と締結した「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、連携して救護活動を実施する。 災害時における指定避難所運営マニュアル第2版 第1章指定避難所の設置と運営　第4節避難所の開設から撤収まで　1初動期(災害発生当日)の対応　7. 避難者の誘導・受け入れ (3)利用者登録 〇世帯ごとに避難所利用者登録票(P108)を記入してもらう。また、避難所でペットを受け入れる場合、ペット同伴者の情報は、ペット登録台帳(P111)を記入してもらう。 第2章 活動班の業務内容　第2節 総務班の業務 (4) ペットの受け入れについて 現代社会では、ペットも家族の一員として認知されてきていますが、大規模災害などで人間と同様にペットも居場所がなくなってしまいます。避難者同士の共同生活の中には、アレルギー体質など様々な理由でペットのような動物を嫌う人もいます。避難所内でのペットの扱いについて以下のようにしてください。 〇ペットの飼育・管理は、飼い主が全責任を持って対応すること。 〇避難所居住スペースは、原則としてペットは持ち込み禁止にする。 〇ペットは、敷地内で雨風がしのぐことができる屋根付の場所にペット飼育場所を設置して、つなぐかケージなどで飼育するようにする。なお、校庭など敷地内での放し飼いは禁止にする。 〇ペットとの共同生活を行うために、飼い主は責任を持って面倒を見ること。また、散歩やえさやり、飼育場所の清掃や排泄の処理などは飼い主が全責任を持って行う。途中で飼育を放棄することは絶対にしない。 〇大型動物や危険動物は、避難所への同伴をお断りする。 〇ペットの救護活動が開始されたときは、その情報を飼育者に提供する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
四街道 （千葉県）	第2章 活動班の業務内容　第5節 保健・衛生班の業務　ペット(ペットの受け入れ) (1)登録情報の確認 〇総務班からペット台帳の写しをもらい、ペットの情報を把握する。(登録漏れがないよう注意) 〇ペット台帳をもとに、避難所に受け入れたペットの状態を確認する。 〇ペットの飼い主にペットの飼育について(P112)を手渡しして、飼い主自身が責任をもって飼育するよう徹底する。 〇身体障害者補助犬はペットではなく、要配慮者への支援として考える。 (2)ペットの受け入れ場所の確保 〇総務班、施設管理班と連携し、ペットの受け入れ場所を確保する。 ＜ペットの受け入れ場所＞ □ペットは、アレルギーや感染症予防のため、避難者が生活する場所とは別の場所に受け入れ、動線が交わらないよう注意する。(施設に余裕がある場合は、ペットと飼い主が共に生活できる部屋を別に設けることも検討する。) □ペットの受け入れ場所は、避難場所敷地内で屋根のある場所を確保する。ない場合はテントを設営する。 ペットは必要に応じてケージに入れるなど、犬、猫など動物の種類ごとに区分して飼育できることが望ましい。 (3)ペットの飼育 〇避難所のペットの管理責任は、飼い主にあることを原則とする。 〇ペット受け入れ場所の清掃は、飼い主間で当番を決めて、交代で行う。 〇総務班、施設管理班と連携し、避難所でのペットの飼育ルールや衛生管理方法を決定する。追加した項目は、ペットの飼育について(P112)にも追記し配布するなど、飼い主に指導する。 (4)動物救護本部との連携 〇情報・広報班と連携し、県や市の動物救護本部の設置状況や、ペットの救護活動に関する情報を確認する。 避難所配備職員のための避難所開設・運営マニュアル　5 避難所配備職員の具体的活動 内容 ⑪要配慮者等、避難 所スペース以外の避難スペース等の確保のための協議調整 避難者の避難スペースとして指定した学校の体育館等で、一般避難者との避難生活が困難な高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児の避難スペース、ペットの飼育場所、車中泊避難者のための駐車場所の確保等が必要となった場合は、施設管理者と協議調整を行い、使用の許可を得ます。
八街市 （千葉県）	八街市地域防災計画 第3章　災害応急対策計画/第4節　第3 避難所の運営 1. 避難所運営体制 (1) 避難所運営 避難所の運営は、「避難所運営マニュアル」(平成 27 年3月)に基づき、原則として自 主防災組織、区(自治会)を中心とした避難者の自治による組織(以下「避難所自治組織」 という)が行う。 学校班及び社会班は、避難所自治組織が立ち上がるまでの初期対応を行うとともに、自防災組織及び区(自治会)と連携をして、住民組織のリーダーの指名、避難所自治組織の確立、ボランティア活動のための環境整備等、円滑な運営が行える環境づくりを支援する。運営にあたっての配慮事項は、以下のとおりである。 ア 状況に応じて、避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応出来る環境のための備蓄や速やかに物資を調達できる体制の整備に努める。 〈避難所の設備〉防災組織及び区(自治会)と連携をして、住民組織のリーダーの指名、避難所自治組織の確立、ボランティア活動のための環境整備等、円滑な運営が行える環境づくりを支援する。運営にあたっての配慮事項は、以下のとおりである。 ア 状況に応じて、避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応出来る環境のための備蓄や速やかに物資を調達できる体制の整備に努める。 〈避難所の設備〉 ・炊き出しのための調理設備や器具 ・燃料 ・洗濯機 ・畳、パーティション ・仮設風呂、シャワー ・暖房機器 ・扇風機等の冷房機器 ・仮設(簡易)トイレ 等 イ ペット同行避難に備えて、生活場所とは異なる場所にペット専用スペースを指定し、ルールを作成する。
印西市 （千葉県）	印西市地域防災計画 ペットについては、避難所への持ち込み希望が強い場合、各避難所において、場所や設備の確保、飼育管理ルールの作成など、受入れ前の準備が必要になる。これに対し、ペットの受入れは避難所の大きさや避難所の数、避難者の状況などにより受入れできる場合とできない場合があるため、市は、事前に受入れできる避難所の選定や条件について確認しておくとともに、自主防災組織及び町内会等と協議してペットの受入れについて災害前に合意形成を図る。 市は、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、ペット同行避難訓練の実施に努める。また、トラブル等が起きないよう、市は令和3年に4月に「ペットとの避難における避難所運営手引き」を作成し、避難所でのペットの飼育の原則等について定めている。
白井市 （千葉県）	白井市地域防災計画 ●第2編 震災編 第2章 震災予防計画　第8節 避難収容体制の整備　2. 指定緊急避難場所・指定避難所の指定　(3)指定緊急避難場所・指定避難所の周知 指定緊急避難場所・指定避難所の指定状況、指定避難所の収容人数、家庭動物の受入れ方法、指定緊急避難場所と指定避難所の違い、内閣府の「避難行動判定フロー」を活用した緊急避難先の確認等を住民等に周知する。 ●第2編 震災編 第2章 震災予防計画　第8節 避難収容体制の整備　3. 指定避難所等の整備　(4) 避難生活に備えた施設等の改善 エ 避難の長期化等を想定し、授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペースを設けるように努める。トイレ、更衣室、入浴設備等については、鍵の設置や十分な照明の配置など女性や子供が安全に安心して利用できる環境整備に努める。また、家庭動物の受け入れスペースの確保に努める。 ●第2編 震災編 第2章 震災予防計画　第8節 避難収容体制の整備　4. 家庭動物対策 市は、災害時における避難所や仮設住宅でのトラブルを防止するため、家庭動物がケージやキャリーバッグで生活することに慣らしておくことや、家庭動物用の食料を用意しておくことなど、災害に備えた準備を日頃から行うよう住民等に普及啓発するとともに、災害時に迷子になった動物の飼い主を特定できるように迷子札の装着等を促進する。 ●第2編 震災編 第3章 震災応急対策計画　第11節 避難収容活動　4. 避難所の運営 (7)「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。また、家庭動物の収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようルールの作成及び家庭動物との同行避難訓練の実施に努める。 (13)必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のためのスペース確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 ●第2編 震災編 第3章 震災応急対策計画　第14節 保健衛生活動　4. 家庭動物対策 印旛保健所(印旛健康福祉センター)及び動物愛護センターは、飼い主の被災等により家庭動物が遺棄されたり逃げ出したりした場合には、(公社)千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これら動物を保護収容する。また、特定動物(「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物)が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、獣医師会等関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応等動物救護活動を実施する。市は、印旛保健所(印旛健康福祉センター)等関係機関が実施する家庭動物対策について、救護所等の設置のための公共用地の提供等、必要に応じ協力を行う。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
白井市 （千葉県）	●第2編 震災編 第3章 震災応急対策計画　第18節 建物・宅地対策 (4) 対象者の選考　イ 応急住宅の運営 市は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 ※風水害編については震災編へ準じる
酒々井町 （千葉県）	酒々井町地域防災計画 第12節　避難体制の整備/2　避難所の整備 　総務課及び施設を所管する関係各課は、避難所に指定した施設について、災害時における避難所運営の手引き（平成 29 年7月千葉県）及び避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について（令和2年4月内閣府）等により、次の整備を図る。 ○　被災者の性暴力・DVの防止、プライバシーなど女性への配慮及びペット対策に必要な設備等を検討する。
栄町 （千葉県）	栄町地域防災計画 共通編　第2章　災害予防計画 第12節　避難体制の整備 L）町は、事前にペット同行避難のルールを検討し、町民に周知するとともに、避難所におけるペット同行における飼育ｽﾍﾟｰｽ、ケージの確保、飼い主の管理責任等を検討し、避難所運営マニュアルに位置付ける。また、町は、ペットフードやトイレシート等、ペットの飼育に必要な避難用品の持参を町民に周知する。
成田市 （千葉県）	成田市地域防災計画（災害応急対策編_震災対策計画） 震-54　第1章 震災対策計画　第7節 避難対策　5 避難所の運営 (9)ペット同伴者への対応 教育部は、環境部と連携し、ペット同伴者に対し「災害時における避難所運営の手引き（千葉県、令和4年3月改訂）」、「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン（環境省、平成25年6月改訂）」、「人とペットの災害対策ガイドライン(環境省、平成30年3月改訂)」を参考に、ペットの収容場所を確保する。 また、トラブル等が起きないよう避難所内への同行を禁止するとともに、餌・ケージの確保、飼養は飼養者の責任とする等ルールを周知する。 ただし、介助犬は介助者と同居できる専用スペースを確保し、周囲の避難者に理解と協力を呼びかける。 なお、避難生活に支障となるペット問題が生じた場合、環境部は、印旛保健所（印旛健康福祉センター）及び（公社）千葉県獣医師会等と連携しボランティア団体等の協力を得て、適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 震-66　第1章 震災対策計画　第9節 防疫・清掃・廃棄物処理　6 動物対策 (2)放浪動物への対応 印旛保健所（印旛健康福祉センター）及び千葉県動物愛護センターは、飼い主の被災等によりペットが遺棄されたり逃げ出したりした場合には、（公社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランテイアとの連携により、これら動物を救助及び保護する。 また、人に危害を加える恐れがある動物（特定動物等）が施設から逃亡した場合は、人への危害を防止するため、飼養員、警察その他関係機関との連携の下に状況を把握し、必要な措置を講ずる。 環境部及び経済部は、関係機関と連携し情報の共有に努めるとともに、必要な場合は対応を講ずる。 (3)ペットへの対応 避難時のペットの保護及び飼養は、原則として動物の管理者が行う。 ペットと避難所へ同行避難する場合、飼い主はペットの飼育に責任を持ち各避難所運営ルールに基づき対応する。 避難所等での生活が長期化し、避難生活に支障となるペット問題が生じた場合、環境部は、印旛保健所（印旛健康福祉センター）及び（公社）千葉県獣医師会等と取扱いについて協議する。 関係団体がペットの救護所等を設置する場合、可能な限り公共用地の提供に努めるとともに、環境部はその旨を避難者に広報する。 県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し、動物救護活動を実施する。
富里市 （千葉県）	富里市地域防災計画 第3編　災害応急対策計画　第1章　震災応急対策　第3節　救援機の応急対策活動 第3 避難所の運営 (1)避難所運営 1. 避難所の運営体制 運営に当たっては、被災者のプライバシー及び安全の確保とともに、要配慮者や女性への配慮、ペット対策等についても適切に対応するよう努める。 第5 防疫・清掃・廃棄物対策 7. 動物対策 (2) 放浪動物への対応 環境班は、飼い主の被災により廃棄又は逃げ出したペット等が発生した場合、印旛保健所（健康福祉センター）、千葉県動物愛護センター、公益社団法人千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアと協力して保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携し必要な措置を講ずる。 (3) ペットへの対応 環境班は、ペット同行避難に備えて、避難所のグラウンド等へのペットスペースの設置や飼育ルールづくり等について準備する。原則として、ペットの建物内への持ち込みは禁止し、ペットの飼養は所有者の自己責任とする。 ※ペットの受け入れ場所を避難所(小中学校等)の昇降口に設定。 環境班は、避難所での生活が長期化し、避難生活に支障となるペット問題が生じた場合、印旛保健所（健康福祉センター）及び公益社団法人千葉県獣医師会等と取扱いについて協議する。「災害時動物救護活動マニュアル」（平成21年3月、千葉県）に基づき千葉県動物救護本部及び動物救護センターが設置される場合は、公共用地を提供するとともに、その旨の広報や相談等に対応する。 なお、市は、公益社団法人千葉県獣医師会印旛地域獣医師会と「災害時における動物救護活動に関する協定」を締結している。
香取市 （千葉県）	香取市地域防災計画 第2編　震災編/第11節　防災施設等の整備 イ　指定避難場所の整備等　(シ)飼育動物（ペット）のためのスペース確保に努める。 ウ　避難所生活における配慮　(オ)市はペットとの同行避難に備えて、香取市避難所設営マニュアルを参考にペットの避難場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようルールの作成及びペット同行避難訓練の実施に努める。 第3編　風水害編　※同上

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
神崎町 （千葉県）	神崎町地域防災計画 第3章第1節 5　動物対策（町民課） 町は、香取健康福祉センター及び千葉県動物愛護センターと連携し、飼い主の被災等によりペットが遺棄されたり逃げ出した場合には、（公社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これら動物を救助及び保護する。 また、特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物）が施設から逃亡した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携のもとに状況を把握し、必要な措置を講じる。
多古町 （千葉県）	多古町地域防災計画 ・第2編　地震編　　第3章　災害応急対策計画　　第12節　保健衛生、防疫、廃棄物等対策　　5　動物対策 ・第3編　風水害等編　　第3章　災害応急対策計画　　第13節　保健衛生、防疫、廃棄物等対策　　5　動物対策 健康福祉センター（保健所）及び動物愛護センターは、飼い主の被災等によりペットが遺棄されたり逃げ出した場合には、（公社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランテイアとの連携によりこれら動物を救助及び保護する。 また、特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物）が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官、その他関係機関の連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。 県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し、動物救護活動を実施する。
東庄町 （千葉県）	東庄町国民保護計画 第2編　武力攻撃事態等への備えと対処/第2章　武力攻撃事態等への対処/第4　警報及び非難の指示等 6 避難住民の誘導 (9)動物の保護等に関する配慮 町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等 東庄町地域防災計画 第2編　地震・:津波編/第3章　災害応急対策計画/第13節　保健衛生、防疫、廃棄物等対策 5　動物対策　町は香取健康福祉センター（香取保健所）、千葉県動物愛護センターと連携し、飼い主の被災等によりペットが遺棄されたり逃げ出した場合には、(公社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これらの動物を救助及び保護する。また、特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物）が施設から逃亡した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関との連携の下に状況を把握し、必要な措置を講ずる。 東庄町避難所運営マニュアル 第2章 避難所の開設から撤収までの流れ/1. 初動期（災害発生当日）の対応/〔6〕避難してきた人々の受付 (2)利用者登録 □ 世帯ごとに避難所利用者登録票を記入してもらう（避難所でペットを受入れる場合、ペット同伴者の情報は、ペット登録台帳にも記入）。 →【様式9】避難所利用者登録票（表面） →【様式11】ペット登録台帳 第3章 避難所運営委員会及び各運営班の業務/6. 保健・衛生班の業務/〔8〕 ペット　展開期～ (1)登録情報の確認 □ 総務班からペット台帳の写しをもらい、ペットの情報を把握する（登録漏れがないよう注意）。 □ ペット台帳をもとに、避難所に受入れたペットの状態を確認する。 □ ペットの飼い主にペットの飼育についてを手渡しして、飼い主自身が責任をもって飼育するよう徹底する。 →【様式12】ペットの飼育について □ 身体障害者補助犬はペットではなく、要配慮者への支援として考える。 (2)ペットの受入れ場所の確保 □ 総務班、施設管理班と連携し、ペットの受入れ場所を確保する。 ＜ペットの受入れ場所＞ ・ペットは、アレルギーや感染症予防のため、避難所利用者が生活する場所とは別の場所に受入れ、動線が交わらないよう注意する（施設に余裕がある場合は、ペットと飼い主がともに生活できる部屋を別に設けることも検討する。）。 ・ペットの受入れ場所は、避難所敷地内で屋根のある場所を確保する。ない場合はテントを設営する。 ・ペットは必要に応じてケージに入れるなどして、犬、猫など動物の種類ごとに区分して飼育できることが望ましい。 (3)ペットの飼育 □ 避難所のペットの管理責任は、飼い主にあることを原則とする。 □ ペット受入れ場所の清掃は、飼い主間で当番を決めて、交代で行う。 □ 総務班、施設管理班と連携し、避難所でのペットの飼育ルールや衛生管理方法を決定する。追加した項目は、ペットの飼育についてにも記入・配布するなどして、飼い主に指導する。 →【様式12】ペットの飼育について (4)動物救護本部との連携 □ 情報班と連携し、町災害対策本部を通じて県などの動物救護本部の設置状況や、ペットの救護活動に関する情報を確認する。
銚子市 （千葉県）	銚子市地域防災計画　第2編　地震・津波編 第2章　災害応急対策計画 第3節　地震・火災避難計画 第2　避難所の開設・運営計画 2　避難所生活環境の整備 (5)ペット同行避難者への対応 ペット同行避難者については、生活スペースとは別の場所にペット飼育スペースの確保に努め、飼育ルール等を整備する。 ただし、原則としてペットの建物内への持ち込みは禁止し、ペットの飼養は所有者の自己責任で飼養するようルールを徹底する。 県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し救護活動を実施する。市は、可能な限り公共用地の提供や広報等に協力する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
旭市 （千葉県）	旭市地域防災計画　地震・津波編 第1章　災害予防計画 第5節　防災施設等の整備　第1　防災拠点等の整備　2. 避難場所等の整備　(2) 指定避難所の指定・整備等 シ　被災者のプライバシー・安全の確保、女性への配慮、ペット対策に必要な設備等の整備を検討する。 第2章　災害応急対策計画 第6節　避難対策　第3　避難所の運営　1　避難所運営体制　(1) 避難所運営 イ　ペットの同行避難に備えて、生活場所とは異なる場所にペット専用スペースを指定し、ルールを作成する。 第11節　清掃・廃棄物・環境対策　第4　動物対策 1　死亡家畜の処理 市(食糧班は)、県(東部家畜保健衛生所)の指導により、死亡した家畜等を処理する。 2　放浪動物への対応 市(環境班)は、飼い主等の被災等により遺棄又は逃げ出したペット等が発生した場合は、海匝保健所、千葉県動物愛護センター、(公社)千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアと協力して救助及び保護する。危険動物が逃げ出した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察署等と連携し必要な措置を講ずる。 3　ペット同行避難への対応 市(環境班)は、ペット同行避難に備えて、避難所の敷地内にペットのスペースを確保する。 ただし、原則として、ペットの建物内への持ち込みは禁止し、ペットの飼養は所有者の自己責任で飼養するようルールを徹底する。 県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置して救護活動を実施する。市は、可能な限り公共用地の提供や広報等に協力する。 旭市国民保護計画　第2編　武力攻撃事態及び予測事態への備えと対処　第2章　武力攻撃事態及び予測事態への対処　第4　警報の内容の伝達等 6　避難住民の誘導の実施方法 (9)動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成 17 年8月 31 日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ア　危険動物等の逸走対策 イ　要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
匝瑳市 （千葉県）	匝瑳市地域防災計画 第2編　地震・津波対策編　第3章　災害応急対策計画 第4節　地震・火災避難計画　5　避難所の開設・運営 (6)　市は、ペットの同行避難に備えて、「匝瑳市避難所運営マニュアル」及び県が策定した「災害時における避難運営の手引き」を参考に、ペットの避難スペースを確保するとともに、トラブル等が起きないようにルールの作成及びペットの同行避難に係る訓練の実施に努める。 第14節　保健衛生、防疫、廃棄物等対策　5　動物対策 市は、特定動物(「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物)が逸走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者及び警察官その他関係機関の連携の下に状況を把握し、必要な措置を講ずるよう要請する。 地震・津波対策附編　第5章　警戒宣言発令に伴う対応措置　第11節　その他対策　5　危険動物の逸走防止 動物の愛護及び管理に関する法律施行令第1条別表において、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物（以下「特定動物」という。）が指定されている。 なお、飼養者等が警戒宣言発令時においてとるべき措置は下記のとおりである。 (1)　特定動物が施設から逃走したときには、知事、市長、警察官その他関係機関へ通報するとともに、当該動物の処分、捕獲、その他必要な措置をとる。 (2)　市は(1)の通報があったとき、直ちに緊急措置を適切に講じさせるとともに、防災行政無線及び広報車等により市民に注意を呼びかけ、危険な動物による市民の安全、身体又は財産に対する侵害を防止する。 第3編　風水害対策編　第3章　災害応急対策計画 第5節　避難計画　5　避難所の開設・運営 (1)　開設の方法 避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者に対して、避難所を開設し受け入れ保護する。 避難所の運営については、「匝瑳市避難所運営マニュアル」に基づき、被災者のプライバシー及び安全の確保並びに衛生管理に努めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする要配慮者や女性への配慮、ペット対策、性暴力・DVの発生防止等についても適切に対応するよう努めるものとする。 第14節　保健衛生、防疫、廃棄物対策等　5　動物対策 特定動物(「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物)が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者及び警察官その他関係機関の連携の下に状況を把握し、必要な措置を講ずるよう要請する。
九十九里町 （千葉県）	九十九里町地域防災計画風水害応急対策 編 第 10 節 清掃・障害物・環境等対策/第4 動物対策/3 ペットへの対応 避難時のペットの保護及び飼養は、原則としてペットの所有者が行う。 避難所には、ペットの収容スペースを指定し所有者自らが準備したケージ、餌等にて飼養を行う。 また、盲導犬、介助犬等を除いたペットの建物内への持ち込みは、原則として禁止し、ペットの飼養は所有者の自己責任で行うようルールを徹底する。 県は、「災害時動物救護活動マニュアル」（平成 30 年 12 月改正 ）に基づき、千葉県動物救護本部及 び動物救護センターを設置し救護活動を実施する。 建設班は、これに協力する。
山武市 （千葉県）	山武市地域防災計画（地震・津波災害編） ・第1章　災害予防計画　/　第1節　地域防災力の向上　/　第1　防災意識の向上及び防災知識の普及・啓発〈防災知識の普及・啓発の重点項目〉 イ　自らの身を守るための知識 ⑫ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備。 ・第2章　災害応急対策計画　/　第13節　廃棄物・環境対策　/　第4　動物対策 1 死亡家畜の処理　市（物資班）は、県の指導により、死亡した家畜等について必要な措置を講じる。 2 動物への対応　保健所（山武健康福祉センター）、動物愛護センターは、飼い主の被災等によりペットが遺棄又は逃亡した場合には、市、千葉県獣医師会等関係団及びボランティアとの連携により、これらの動物を救助及び保護する。また、危険を及ぼすおそれのある動物が施設から逃亡した場合、人への危害を防止するため、飼育者、警察官その他関係機関との連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。県は、「災害時動物救護活動マニュアル」（平成 30 年 12 月改正）に基づき、千葉県動物救 護本部及び動物救護センターを設置し、救護活動を実施する。 3 ペット同行避難への対応　避難所運営班は、ペット同行避難に備えて、避難所にペットの飼育スペースを確保する。また、避難者の居住スペースへの盲導犬、介助犬等を除いたペットの持ち込みを原則として禁止し、ペットの飼育は所有者の自己責任で行うようルールを徹底する。環境保全班は、ペットの飼育スペースを確保できない避難所について、一時飼育拠点を確保する。県は、「災害時動物救護活動マニュアル」（平成 30 年 12 月改正）に基づき、千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し救護活動を実施する。 山武市地域防災計画（風水害等編） ・第2章　災害応急対策計画　/　第12節　廃棄物・環境対策　/　第4　動物対策　災害に伴い死亡した家畜等の処理、ペット等の動物の救助と保護を実施する。なお、同行避難したペットの対応は、飼い主の責任にて行うものとする。対策の内容は、地震・津波災害編第2章第 13 節第4「動物対策」に準拠する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
横芝光町 （千葉県）	横芝光町地域防災計画　第2編第2章第3節地震・火災等からの避難と応急対策、第3編第2章第4節避難計画 第5避難所の開設　被災者のプライバシー及び安全の確保並びに衛生管理に努めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする要配慮者や女性への配慮、ペット対策及び感染症対策等についても適切に対応するよう努める。 ・町は、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、飼い主の責任を明確化し、他の避難者とのトラブル等が起きないようルールの作成に努める。 横芝光町国民保護計画　第3編第4章第2避難住民の誘導等 3避難住民の誘導　町は「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
東金市 （千葉県）	東金市地域防災計画　第2編　地震・津波災害編/第15節　防疫 ・ 廃棄物等対策/7　動物対策 (1)死亡獣畜の処理 経済環境対策部は、県の指導により、死亡した家畜、野禽等を処理する。 (2)放浪動物への対応 経済環境対策部は、山武健康福祉センター、千葉県動物愛護センター、(公社)千葉県獣医師会等関係団体及びボランティア等と連携して、飼い主の被災により遺棄又は逃げ出したペット等を救助及び保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携し必要な措置を講ずる。 (3)ペットへの対応 避難時のペットの保護及び飼養は、原則としてペットの所有者が行う。 避難所には、ペットの収容スペースを指定し所有者自らが準備したケージ、餌等にて飼養を行う。盲導犬、介助犬等を除いたペットの建物内への持ち込みは、原則として禁止し、ペットの飼養は所有者の自己責任で行うようルールを徹底する。 なお、避難が長期化する場合は、既存施設の活用等の措置を検討する。 県は、「災害時動物救護活動マニュアル」(平成25年7月)に基づき、千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し救護活動を実施する。 経済環境対策部は、これに協力する。
芝山町 （千葉県）	芝山町地域防災計画　震災編 第1章　災害予防計画 第6節　避難体制の整備　　第2　避難所運営体制の整備 3 ペットの避難についての周知及び検討 　町は、ペットの同行避難に備えて、避難生活時におけるペットの取り扱いについて、獣医師会や関係団体等との協力体制について検討する。 　また、避難所でのペットの管理責任は原則としてすべて飼い主にあり、飼い主は餌や移動用のキャリーバッグ、ケージなどの管理・飼育用品をすべて用意しておく必要があることを住民に対して周知徹底を図る。 第2章　災害応急対策計画 第5節　避難対策　　第3 避難所の運営 1 避難所運営体制 (1) 避難所運営 イ ペット同行避難に備えて、生活場所とは異なる場所にペット専用スペースを指定し、ルールを作成する。 第11節　障害物の除去、清掃・廃棄物処理等　　第4　動物対策 2　動物への対応 　山武健康福祉センター、動物愛護センターは、飼い主の被災等によりペットが遺棄または逃亡した場合には、町、千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これらの動物を救助及び保護する。 また、危険を及ぼすおそれのある動物が施設から逃亡した場合、人への危害を防止するため、飼育者、警察官その他関係機関との連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。 3 ペット同行避難への対応 　町は、ペットの受け入れ場所について、可能な限り、避難所敷地内で屋根のある場所を確保する。確保できない場合は、避難所のグラウンドにテントを設営するなどしてペットのスペースを確保する。また、アレルギーや感染症予防のため、避難所利用者が生活する場所とは別の場所に受入れ、動線が交わらないよう注意する。 　なお、盲導犬、介助犬等を除いたペットの建物内への持ち込みは、原則として禁止し、ペットの飼養は所有者の自己責任で行うようルールを徹底する。県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し救護活動を実施する。 風水害編 第2章　災害応急対策計画 第12節　障害物の除去、清掃・廃棄物処理等　　第4　動物対策 　町は、県の指導により、死亡した家畜等を処理する。また、逃亡したペット等の救助及び保護をする。なお、同行避難したペットの対応は、飼い主の責任にて行うものとする。対策の内容は、震災編 第2章 第11節 第4「動物対策」に準拠する。
大網 白里市 （千葉県）	大網白里市地域防災計画　第2編地震対策編　第3章災害対応対策 第2　動物対策 3　避難所におけるペットへの対策 市は、避難時にペット(盲導犬、聴導犬、介助犬を除く)を同行できる避難所を指定し、周知する。ペット同行可能避難所では屋内にペットの避難スペースを指定し、ケージに入れたままで飼養することを条件に受入れるものとする。また、飼い主がペットの餌等の準備や使用場所の清掃を行うものとする。 ■ペット同行可能避難所 中央公民館、大網白里アリーナ、中部コミュニティセンター、白里公民館、季美の森小学校、増穂小学校

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
茂原市 （千葉県）	茂原市地域防災計画　震災編 第2章　震災予防計画 　第3節　市民等の自主防災力の向上 〇第5　防災広報の充実　(1)広報すべき内容 　ツ　飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難場所での飼養についての準備 第3章 震災応急対策計画 　第2節 応急対策活動 〇第9　避難所の開設・運営　　活動項目7　指定避難所の生活環境への配慮 　(6)ペット対策 　ペットの飼育、管理は飼育者が全責任を負うことが基本である。避難所でのペットの同居は動物アレルギーや人獣共通感染症発生防止の観点、並びに鳴き声、糞尿など騒音、臭気の問題からも原則的に禁止とし、市は、ペットの飼育スペースを確保できた避難所を公表する。避難所運営委員会はトラブルが起きないためのルールを作成、飼育者及び避難者に配慮した避難所運営を図る。また、日頃から飼育者は、ペット同行避難に必要なケージの準備や訓練の実施に努める。 〇第19 防疫・保健衛生　　活動項目 3 ペット動物の保護対策 　(1)避難所におけるペット動物の適正な飼育 　経済環境対策部環境衛生班は、長生保健所（長生健康福祉センター）と動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同伴したペット動物の飼育に関し、飼養者に適正飼育の指導を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 　(2)ペット動物の保護 　経済環境対策部環境衛生班は、長生保健所（長生健康福祉センター）と獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講じる。 　なお、危険動物が施設から逃亡した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携のもとに状況を把握し、必要な措置を講じる。
一宮町 （千葉県）	一宮町地域防災計画　第2編 地震・津波編　第3章 災害応急対策計画 第3節 地震・火災避難計画 第3 避難所の開設、運営（主担当）関係各部 1 避難所の開設 町は、避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど、引き続き救助を要する者及びそのおそれのある者に対して、学校や公民館等の避難所を開設し、受け入れて保護する。 なお、被災者のプライバシー及び安全の確保並びに衛生管理に努めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする要配慮者、女性への配慮、家庭動物対策、感染症対策及び性暴力・DVの発生防止などについても適切に対応するよう努める。 また、避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無にかかわらず適切に受け入れる方策について定めるよう努める。 2 避難所の管理運営 (8)家庭動物への配慮 家庭動物との同行避難に備えて、「災害時おける避難所運営の手引き」を参考に、家庭動物の収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようルールの作成及び同行避難訓練の実施に努める。 また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペース確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 第13節 保健衛生、防疫廃棄物等対策 第4 動物対策（主担当）事業部土木班、長生健康福祉センター 、動物愛護センター 長生健康福祉センター及び動物愛護センターは、飼い主の被災等によりペットが遺棄されたり逃げ出したりした場合、（公社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これら動物を保護収容する。 また、特定動物（動物の愛護及び管理に関する法律で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物）が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。 県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し、動物救護活動を実施する。
睦沢町 （千葉県）	睦沢町地域防災計画 第2編地震・津波対策編 第3章 災害応急対策計画 第3節　地震・火災避難計画 　6. 避難所の開設、運営 (12)　町は、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が 起きないようルールの作成及びペット同行避難訓練の実施に努める。 　第13節　保健衛生、防疫、廃棄物等対策 　5.動物対策 　町は長生保健所（長生健康福祉センター）、千葉県動物愛護センターと連携し、飼い主の被災等によりペットが遺棄されたり逃げ出した場合には、（公社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これらの動物を救助及び保護する。 　また、特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物）が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関との連携の下に状況を把握し、必要な措置を講ずる。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
長生村 （千葉県）	長生村地域防災計画　地震・津波編　第2章災害予防計画　第9節防災関連施設の整備　第1避難施設の整備　1. 避難場所等の整備　(2)指定一般避難所の指定 イ 指定避難所の整備等 9 ペット同行避難者のペットの管理スペースについて施設管理者と事前に協議しておく。 第11節防災体制の整備　第2 避難所運営体制の整備 4. ペット同行避難 ペット同行避難者のためのペット保管スペースを確認するとともに、住民に対してペット同行避難時の持参品（ケージ等）を周知する。 第3章災害応急対応計画　第15節保健活動・防疫計画　第3動物対策 1. 死亡家畜の処理 村（物資班）は、県（東部家畜保健衛生所）の指導により、死亡した家畜等を処理する。 2. 放浪動物への対応 村（建設・環境班）は、飼い主の被災等により廃棄又は逃げ出したペット等が発生した場合は、長生保健所、千葉県動物愛護センター、(公社)千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアと協力して救助及び保護する。 また、特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物）が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携し必要な措置を講ずる。 3. ペット対策 避難時のペットの保護及び飼養は、原則として動物の管理者が行うこととする。 また、避難所等での生活が長期化し、避難生活に支障となるペット問題が生じた場合、村（福祉班）は、長生保健所及び千葉県獣医師会等と取り扱いについて協議する。 県が、関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物救護センター（富里市）を設置し、動物救護活動を実施する場合、村（建設・環境班）はその旨を避難者等に広報する。また、動物救護センターでの一時保護が困難な場合等は、村内に一時保護場所を確保し、運営スタッフや資機材等の提供を動物救護センターに要請する。
白子町 （千葉県）	白子町地域防災計画　第2編　地震・津波編　第3章　災害応急対策計画　第14節　保健衛生、防疫、廃棄物等対策　第5　動物対策 第3編　風水害編　第3章　災害応急対策計画　第13節　保健衛生、防疫、廃棄物等対策　第5　動物対策 町は、長生健康福祉センター及び動物愛護センター等と連携し、飼い主の被災等によりペットが遺棄されたり投げ出した場合には、（公社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これら動物を救助及び保護する。 　また、特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害地を加える恐れがある動物）が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携の下に状況を把握し、必要な処置を講じる。 　県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物保護センターを設置し、動物救護活動を実施する。
長柄町 （千葉県）	長柄町地域防災計画 第3章第14節第3　動物対策 1. 死亡家畜の処理町（経済部）は、県（東部家畜保健衛生所）の指導により、死亡した家畜等を処理する。 2. 放浪動物への対応 町（技術部）は、飼い主の被災等により廃棄又は逃げ出したペット等が発生した場合は、長生保健所、千葉県動物愛護センター、(公社)千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアと協力して救助及び保護する。また、特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物）が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携し必要な措置を講ずる。 3. ペット対策 避難時のペットの保護及び飼養は、原則として動物の管理者が行うこととする。また、避難所等での生活が長期化し、避難生活に支障となるペット問題が生じた場合、町（技術部）は、長生保健所及び千葉県獣医師会等と取り扱いについて協議する。県が、関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物救護センター（富里市）を設置し、動物救護活動を実施する場合、町（技術部）はその旨を避難者等に広報する。また、動物救護センターでの一時保護が困難な場合等は、町内に一時保護場所を確保し、運営スタッフや資機材等の提供を動物救護センターに要請する
長南町 （千葉県）	長南町地域防災計画震災編　第3章　災害応急対策計画　第10節　清掃・障害物の除去　第4 動物対策 風水害等編　第3章　災害応急対策計画　第10節　清掃・障害物の除去　第4 動物対策 1. 死亡獣畜の処理 　産業振興班は、家畜の死亡が確認された場合は、長生農業事務所の指導により、死亡した家畜等を処理する。 2. 放浪動物への対応 　生活環境班は、飼い主の被災により廃棄又は逃げ出したペット等が発生した場合は、長生保健所、千葉県動物愛護センター、（社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアと協力して保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携により必要な措置を講ずる。 3. ペットへの対応 　避難時のペットの保護及び飼養は、原則として動物の管理者が行う。 　避難所内へは、原則としてペットの持ち込みを禁止することとし、グラウンド等の屋外に飼育スペースを確保し、屋根等の施設整備に努めるとともに、ペットとの同行避難のルールを作成する。 　生活環境班は、避難所での生活が長期化し、避難生活に支障となるペット問題が生じた場合は、長生保健所及び千葉県獣医師会等と取り扱いについて協議する。 なお、千葉県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し、動物救護活動を実施するが、町では、公共用地を提供するとともに、その旨を避難者に広報するなど、必要な対応を行う。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
勝浦市 （千葉県）	勝浦市地域防災計画（令和3年3月） 第2編 地震・津波編　第2章 災害応急対策計画 第3節 地震・火災避難計画　5 避難所の開設と運営　(3) 避難所の運営 キ ペット対応 　ペットは原則として避難所の居住スペースには入れない。運営委員会において受入れ場所を決めるとともに、飼い主が世話をし、他の避難者とトラブルにならないようルールを定める。 第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策　5 動物対策 (1) 被災地における動物の保護 　夷隅健康福祉センター及び動物愛護センターは、飼い主の被災等により愛玩動物（ペット）が遺棄されたり逃げ出した場合には、（公社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これらの動物を救助及び保護する。 　また、特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物）が施設から逃亡した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携のもとに状況を把握し、必要な措置を講じる。 (2) 避難所における動物の保護 　避難所を開設した場合、避難所管理者はペット同伴者の有無を確認し、適正な対応に努める。また、避難者のアレルギーの発症や衛生管理の観点から、一般の避難生活の場とは区別したスペースを確保する。 　ペットの餌及び糞尿の処分等については、基本的に飼い主の責任で行う。 　なお、夷隅健康福祉センターと協力して動物愛護及び環境衛生の維持に努める。 附編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画　第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置　第11節 その他の対策　5 その他（特定動物の逸走防止） 　市は、警戒宣言発令時において特定動物の飼育者等に対し、二重施錠の確認補修等逸走防止対策の強化を指示する。 　なお、飼育者等が警戒宣言発令時においてとるべき措置は、次のとおりである。 (1)「動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」等により、あらかじめ定めた緊急時の措置をとる。 (2) 動物が施設から逸走した場合には、千葉県動物の愛護及び管理に関する条例第16 条及び第17 条により、関係機関への通報、捕獲、その他必要な措置を講じる。 (3) 市は、前項(2)の通報があったとき、直ちに緊急措置を適切に講じさせるとともに、防災行政無線及び広報車等により住民に注意を呼びかけ、危険な動物による住民の生命、身体又は財産に対する侵害を防止する。 第3編 風水害等編　第2章 災害応急対策計画 第4節 避難計画　5 避難所の開設・運営 (7) 市は、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようルールの作成及びペット同行避難訓練の実施に努める。 第13 節保健衛生、防疫、廃棄物等対策　5 動物対策 (1) 被災地における動物の保護 　夷隅健康福祉センター及び動物愛護センターは、飼い主の被災等により愛玩動物（ペット）が遺棄されたり逃げ出した場合には、（公社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これらの動物を救助及び保護する。 　また、特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物）が施設から逃走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携のもとに状況を把握し、必要な措置を講じる。 (2) 避難所における動物の保護 　避難所を開設した場合、避難所管理者はペット同伴者の有無を確認し、適正な対応に努める。また、避難者のアレルギーの発症や衛生管理の観点から、一般の避難生活の場とは区別したスペースを確保する。 　ペットの餌及び糞尿の処分等については、基本的に飼い主の責任で行う。 　なお、夷隅健康福祉センターと協力して動物愛護及び環境衛生の維持に努める。
いすみ市 （千葉県）	いすみ市地域防災計画(令和3年度修正) 第2編 地震･津波対策編　第3章 災害応急対策計画　第3節 地震・火災避難計画　5 避難所の開設 (6) 市は、家庭動物との同行避難に備え、県が策定した「災害時における避難所運営の手引き」を参考に策定する避難所ごとの運営マニュアルにおいて、避難者間のトラブル防止のため、家庭動物の収容場所を確保し飼い主が責任を持って家庭動物の飼育を出来るよう、ルールを明確にするとともに、家庭動物の飼養場所を確保し、家庭動物との同行避難訓練の実施に努める。 (12) 市は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペース確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 第2編 地震･津波対策編　第3章 災害応急対策計画　第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策　5 動物対策　(2) 家庭動物・放浪動物への対応 家庭動物の管理は、飼い主が責任を持って行うことが原則であるため、家庭動物と同行避難する際のルールを策定、飼い主への周知を徹底するとともに、飼い主が被災したために、遺棄されたり逃げ出したりした動物が発生した場合に備え、夷隅保健所(夷隅健康福祉センター)と連携しながら、（公社）千葉県獣医師会夷隅地域獣医師会等の関係団体との協力体制を整える。 地震･津波対策編附編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画　第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置　第11節 その他の対策　5　その他（特定動物の逸走防止） 市は県と連携し、警戒宣言発令時において特定動物の飼育者等に対し、二重施錠の確認補修等逸走防止対策の強化を指示する。 なお、飼育者等が警戒宣言発令時においてとるべき措置は、次のとおりである。 (1)「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令」等により、あらかじめ定めた緊急時の措置をとる。 (2)動物が施設から逸走した場合には、同基準により、関係機関への通報、捕獲、その他必要な措置を講じる。 第3編 風水害対策編　第3章 災害応急対策計画　第4節 避難計画　5 避難所の開設・運営 (5) 市は、家庭動物との同行避難に備え、県が策定した「災害時における避難所運営の手引き」を参考に策定する避難所ごとの運営マニュアルにおいて、避難者間のトラブル防止のため、家庭動物の収容場所を確保し飼い主が責任を持って家庭動物の飼育を出来るよう、ルールを明確にするとともに、家庭動物の飼養場所を確保する。 (12) 市は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペース確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 第3編 風水害対策編　第3章 災害応急対策計画　第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策　5 動物対策　(2) 家庭動物・放浪動物への対応 家庭動物の管理は、飼い主が責任を持って行うことが原則であるため、家庭動物と同行避難する際のルールを策定、飼い主への周知を徹底するとともに、飼い主が被災したために、遺棄されたり逃げ出したりした動物が発生した場合に備え、夷隅健康福祉センター(夷隅保健所)と連携しながら、（公社）千葉県獣医師会夷隅支部等の関係団体との協力体制を整える。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
大多喜町 （千葉県）	大多喜町地域防災計画（平成26年度修正） 第2編 防災編 第3章 災害応急対策計画 第12節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策 及び 大多喜町地域防災計画 第3編 風水害等編 第3章 災害応急対策計画 第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策 5. 動物対策 (1) 死亡獣畜の処理 環境水道班は、獣畜の死亡が確認された場合は、産業振興班等と調整し、1家畜（主に畜産農業に係るもの）は南部家畜保健衛生所、2野生動物は夷隅地域振興事務所の指導により、死亡した獣畜を処理する。12を除くペット等動物は、飼い主が見つからない場合、一般廃棄物として処理する。 (2) 放浪動物への対応 環境水道班は、飼い主の被災により廃棄又は逃げ出したペット等が発生した場合は、夷隅健康福祉センター、千葉県動物愛護センター、（公社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアと協力して保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携により必要な措置を講ずる。 (3) ペットへの対応 避難時のペットの保護及び飼養は、原則として動物の管理者が行う。 避難所内へは、原則としてペットの持ち込みを禁止することとする。避難所を開設した場合は、自己責任にて対応する。 福祉班は、避難所での生活が長期化し、避難生活に支障となるペット問題が生じた場合は、夷隅健康福祉センター及び千葉県獣医師会等と取り扱いについて協議する。関係団体がペットの救護所等を設置する場合は、公共用地を提供するとともに、その旨を避難者に広報する。
御宿町 （千葉県）	御宿町地域防災計画（平成31年3月） 第2編 地震・津波編 第3章 災害応急対策計画 第3節 地震・火災避難対策 第3 避難所の開設、運営 2(5)ペットへの配慮 町は、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」及び「御宿町避難所運営マニュアル」を参考に、ペットの受入場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようルールの作成に努める。 第3編 風水害等編 第3章 災害応急対策計画 第4節 避難対策 第3 避難所の開設、運営 2(5)ペットへの配慮 町は、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」及び「御宿町避難所運営マニュアル」を参考に、ペットの受入場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようルールの作成に努める。 第13節 第1 保健活動等 6動物対策 夷隅健康福祉センター及び動物愛護センターは。飼い主の被災等によりペットが遺棄されたり、逃げ出した場合には、（公社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これら動物を救助及び保護するとともに、特定動物〔動物の愛護及び管理に関する法律で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物〕が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携のもとに状況を把握し、必要な措置を講ずることとしており、町は、必要に応じてこれらの措置に協力する。 「御宿町避難所運営マニュアル」（平成27年1月） ・ペット 避難所の居室スペースにはペットの持ち込みは禁止 避難所では、さまざまな価値観を持つ人が共同生活するため、ペットの飼育をめぐるトラブルの発生が予想されます。そのため、居室へのペットの持ち込みは禁止します。ただし、施設的に余裕があり、ペット同伴を望むも避難者が多い場合などは、避難所運営委員会で対応を検討します。 ・敷地内にペットスペースを設定 避難所の敷地内にペット専用のスペースを設けます。スペースを設置する際は、鳴き声や臭気対策のため、居住空間からなるべく離れた場所を設定し、避難所ペット登録台帳を作製します。 ・ペットの管理は飼い主が実施 ペットの飼育については、飼い主が全責任を持って管理します。また、飼い主に対して、次の内容を届け出るよう徹底し、避難所ペット登録台帳を作製します。 1 飼育者の住所及び氏名 2 動物の種類と数 3 動物の特徴（性別・体格・毛色・登録番号など）
館山市 （千葉県）	館山市地域防災計画 【第2編 地震・津波編】（第3章） 第3節 地震・火災避難計画 5 指定避難所の開設・運営 (2)指定避難所の運営 オ 市は、家庭動物等との同行避難に備えて、「館山市避難所運営マニュアル」を参考に、家庭動物等の収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようルールの作成及び家庭動物等との同行避難訓練の実施に努める。 第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策 5 動物対策 安房保健所（健康福祉センター）及び動物愛護センターは、飼い主の被災等により家庭動物が遺棄されたり逃げ出した場合には、(公社)千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これら動物を救助及び保護する。 また、特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物）が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。
南房総市 （千葉県）	南房総市地域防災計画 資料編 9-6 ペット対策の考え方 近年の災害での避難においては、ペットとの同行避難を要望する声も多く、避難住民が避難所にペットを連れてくることが予想される。ペットの飼い主は、災害時に動物を放置したり、解き放すことにより第三者に危害を加える可能性を生じさせないことが飼い主の責務として求められる。飼い主は、普段からペット用のケージ、食料、飲料水等を家庭で備蓄し、ペットの同行避難の際には、自己管理を行えるようにする。また、避難所等での飼育が不可能な場合を想定し、ペットの一時預かり所の確保に努める。 市は、災害時に避難所に避難しなければならない場合には、ペットと一緒に避難する「同行避難」を認め、避難所でのペットスペースを確保するとともに、飼い主に対し「同行避難」を周知する。なお、人に危害を加える恐れのあるペットなどの避難所等への同行避難は禁止とする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
鋸南町 （千葉県）	鋸南町地域防災計画　第2編　震災対策編　第1部　災害予防計画　第12章　避難所の整備 第5節　介護犬・ペット等との同行避難のための環境整備 　町では、補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）及びペットとの同行避難に備えて、避難所内にペットの収容場所の確保に努めるとともに、避難所におけるペットの扱いについて環境省作成のガイドラインに基づき、必要な措置を講じる。ペットの収容な場所は1つの指定避難所内でエリア分けすることを基本とする。また、平時より町民に対してペットとの同行避難可能な対象避難所及び避難先のルールについて周知を行う他、ペット同行避難訓練の実施に努める。 　飼い主は、日ごろからのしつけや予防接種等の健康管理、避難のためのケージやペットフード等消耗品の用意など、平時から避難に対する備えを行う。 鋸南町地域防災計画　第3編　風水害等対策編　第1部　災害予防計画　第12章　避難所の整備 第5節　介護犬・ペット等との同行避難のための環境整備 　町では、補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）及びペットとの同行避難に備えて、避難所内にペットの収容場所の確保に努めるとともに、避難所におけるペットの扱いについて環境省作成のガイドラインに基づき、必要な措置を講じる。また、平時より町民に対してペットとの同行避難可能な対象避難所及び避難先のルールについて周知を行う他、ペット同行避難訓練の実施に努める。 　飼い主は、日ごろからのしつけや予防接種等の健康管理、避難のためのケージやペットフード等消耗品の用意など、平時から避難に対する備えを行う。
鴨川市 （千葉県）	鴨川市地域防災計画 第2編 地震・津波災害編 第2章 災害応急対策計画 第 10 節 防疫・清掃　9. 動物対策 (2)放浪動物への対応 　環境班は、安房健康福祉センター、動物愛護センター、警察、公益社団法人千葉県獣医師会等関係団体及びボランティア等と連携して、飼い主の被災により遺棄又は逃げ出したペット等を救助及び保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携により必要な措置を講ずる。 (3)ペットへの対応 　避難時のペットの保護及び飼養は、原則としてペットの所有者が行う。避難所には、ペットの収容スペースを指定し所有者自らが準備したケージ、餌等にて飼養を行う。教育班は、住民による自己責任においてペットを飼養させることを広報する。 　また、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようルールの作成及びペット同行避難訓練の実施に努める。 　環境班は、避難生活が長期化し、避難所等において避難生活の障害となるペット問題が生じた場合は、県及び公益社団法人千葉県獣医師会等と取扱いについて協議する。ペット救護所等を設置する場合は、公共用地の使用に便宜を図る。 第3編 風水害等編 第2章 災害応急対策計画 第 11 節 防疫・清掃　9. 動物対策 (2)放浪動物への対応 　環境班は、安房健康福祉センター、動物愛護センター、警察、 公益社団法人千葉県獣医師会等関係団体及びボランティア等と連携して、飼い主の被 災により遺棄又は逃げ出したペット等を救助及び保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携により必要な措置を講ずる。 (3)ペットへの対応 　避難時のペットの保護及び飼養は、原則としてペットの所有者が行う。避難所には、ペットの収容スペースを指定し所有者自らが準備したケージ、餌等にて飼養を行う。教育班は、住民による自己責任においてペットを飼養させることを広報する。 　また、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するととも に、トラブル等が起きないようルールの作成及びペット 同行避難訓練の実施に努める。 　環境班は、避難生活が長期化し、避難所等において避難生活の障害となるペット問題が生じた場合は、県及び公益社団法人千葉県獣医師会等と取扱いについて協議する。ペット救護所等を設置する場合は、公共用地の使用に便宜を図る 資料編　7避難計画　7-4様式 ・「避難所利用者登録票」（ペットの状況）　・「ペット登録台帳」
木更津市 （千葉県）	木更津市地域防災計画 第3章　災害応急対策計画　第13節　保健衛生、防疫、廃棄物等対策 5　動物対策 (1) 死亡獣畜の処理 廃棄物対策班は、獣畜の死亡が確認された場合は、農林水産班等と調整し、1家畜（主に畜産農業に係るもの）は南部家畜保健衛生所、2野生動物は君津地域振興事務所、12を除くペット等動物は君津健康福祉センターの指導により、死亡した獣畜を処理する。 (2) 放浪動物への対応 環境衛生班は、飼い主の被災により廃棄又は逃げ出したペット等が発生した場合は、君津健康福祉センター、千葉県動物愛護センター、（社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアと協力して保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携により必要な措置を講ずる。 (3) ペットへの対応 避難時のペットの保護及び飼養は、原則として動物の管理者が行う。また、避難所を開設した場合は、自己責任にて対応する。 本部班は、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようルールの作成に努める。 環境衛生班は、避難所での生活が長期化し、避難生活に支障となるペット問題が生じた場合は、君津健康福祉センター及び千葉県獣医師会等と取り扱いについて協議する。関係団体がペットの救護所等を設置する場合は、公共用地を提供するとともに、その旨を避難者に広報する。
君津市 （千葉県）	君津市地域防災計画 風水害編 第2章 災害応急対策計画 第 11 節 環境衛生確保・障害物除去対策　第5 ペット等動物対策　1 ペット対策 震災編 第2章 震災応急対策計画 第10節 環境衛生確保・障害物除去対策　第5 ペット等動物対策　1 ペット対策 避難時のペットの保護及び飼育は、原則として動物の飼い主等の管理者が行う。ペットとの同伴避難に備えて「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないよう飼育ルールの作成及びペット同伴避難訓練の実施に努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
富津市 （千葉県）	富津市地域防災計画（地震・津波編） 第3章 災害応急対策計画 第3節 地震・火災避難対策　3 避難所の開設・運営（全庁（消防部を除く））（5）運営上の留意点　エ ペットとの同行避難に備えてペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようルールの作成及びペット同行避難訓練の実施に努める。
袖ケ浦市 （千葉県）	袖ケ浦市地域防災計画 第2編 地震・津波編 第2章 災害予防計画　3 安全な避難誘導　（4）ペットとの同行避難 市は、災害時に円滑なペットとの同行避難が行われるよう、ケージやリード、エサや水などの避難生活に必要な物資の備蓄や、無駄吠えや待てなどの基本的なしつけ、各種ワクチン接種等の必要な対策について平常時より周知を図る。 第2編 地震・津波編 第2章 災害予防計画　5 指定避難所の運営　（4）運営上の留意事項 4 ペットとの同行避難 ペットとの同行避難に備えて、「袖ケ浦市避難所運営マニュアル」を参考にペットの収容場所を確認するとともに、トラブル等が起きないようにルールの作成に努める。 5 ペットとの避難生活 動物アレルギーの方への配慮を踏まえ、避難後の生活は、盲導犬、介助犬、聴導犬を除き、避難者の生活スペースとは別に決められた飼育場所で、飼い主自身がケージ等により飼育管理を行うよう努める。市は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のスペース確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 第2編 地震・津波編 第3 章 災害応急対策計画／第16節 防疫・保健等／3 動物対策 (2) ペットの遺棄、逸走 君津健康福祉センター（保健所）及び動物愛護センターは、飼い主の被災等によりペットが遺棄されたり逃げ出した場合には、君津健康福祉センター、千葉県動物愛護センター、（公社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランテイアとの連携により、これら動物を救助及び保護する。 袖ケ浦市避難所運営マニュアル 7ペット対策 原則として、避難所の居室部分へのペットの持ち込みは禁止し、屋外にペットの飼育スペースを設けます。なお、災害の状況により市民会館（市営球場）を屋内飼育スペースとして開設します。
市原市 （千葉県）	市原市地域防災計画　地震・津波編　第3章　災害応急対策計画　第3節　地震・火災等避難計画 第3　避難所の開設・運営 （7）　ペット対策 避難所担当職員及び避難所運営委員会はペットの飼育スペースを確保し、同行避難者に対してペットの飼育ルールの遵守を徹底する。 また、ペットの救護等の問題が生じた場合は、市（医療衛生班）に対策を要請する。（第15節「第3　動物対策」参照） 第15節　保健活動・防疫計画 第3　動物対策 2. 放浪動物への対応 市（医療衛生班）は、飼い主の被災等により廃棄又は逃げ出したペット等が発生した場合は、市原健康福祉センター（市原保健所）、千葉県動物愛護センター、（公社)千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアと協力して救助及び保護する。 また、特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物）が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携し必要な措置を講ずる。 3. ペット対策 避難時のペットの保護及び飼養は、原則として動物の管理者が行うこととする。 また、避難所等での生活が長期化し、避難生活に支障となるペット問題が生じた場合、市（医療衛生班）は、市原健康福祉センター（市原保健所）及び千葉県獣医師会等と取り扱いについて協議する。 県が、関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物救護センター（富里市）を設置し、動物救護活動を実施する場合、市（医療衛生班）はその旨を避難者等に広報する。また、動物救護センターでの一時保護が困難な場合等は、市内に一時保護場所を確保し、運営スタッフや資機材等の提供を動物救護センターに要請する。
千葉市	千葉市地域防災計画[共通編]　第2章　災害予防計画　第10節　救援・救護体制の整備 第6 動物救護体制の整備 【保健福祉局、（公社）千葉県獣医師会開業部会千葉支部等】 市は、県、（公社）千葉県獣医師会開業部会千葉支部等と協議し、被災ペットへの救護活動や市内に逸走した動物への対応、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応及び動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等についてを的確に行うための体制整備に努める。 1 動物救護体制の整備 市は、大規模災害時には動物救護担当を設置し、県、（公社）千葉県獣医師会開業部会千葉支部等と協議し、動物救護体制の整備に努める。 2 必要な物資の確保 動物用器材、ペットフード等を関係団体と連携し、整備に努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
船橋市	船橋市地域防災計画 第2部　地震・津波災害対策編 第1章　予防計画　第1節　地域防災力の向上　第2　共助への取組み 4. ボランティアとの連携　(2)ボランティアの活動分野　ボランティアの協力を得て実施する活動内容は次のとおりとする。2専門分野　ペットの保護 第1章　予防計画　第6節　救援・救護体制の整備　第6　防疫・衛生、保健体制の整備 3. 放浪ペットの保護・収容体制の整備　被災によって放浪するペットの保護・収容対策について、関係機関と協議を行い、保護・収容施設の確保や協定締結など、事前に体制づくりを行う。 第2章　応急対策計画　第1節　応急活動体制　第5　災害対策本部 4. 組織・運営等 (1)組織 1災害対策本部 (統括責任者)保健所長(班)第2災害医療対策班(班員)動物愛護指導センター(時期)救助・救命期(分掌事務)・避難者同伴のペットなどに関すること 第2章　応急対策計画　第7節　避難対策　第10　避難所の運営 4. 運営上の留意事項 (13)避難所におけるペット対策 市は、獣医師会等関係団体との協力体制のもと、飼い主とともに避難した動物について、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (項目)避難所での飼養の原則/(概要)動物の飼い主は、避難所の責任者や他の被災者の理解と協力のもと、責任を持って飼養することを原則とする。 (項目)ペットの把握 /(概要)避難所運営委員会は、次に挙げる事項を把握し、適正な管理を行う。 1 飼い主の氏名と住所 2 動物の種類と数 3 動物の特徴(性別・体格・毛色 等) (項目)飼養場所の指定/(概要)避難所運営委員会は、避難所における飼養場所の指定を行う。 (項目)物資等の提供 /(概要)市は、必要に応じ、次に挙げる提供を行う。 1 動物用物資の配布(フード、水、ペットシーツ等) 2 動物に関する相談(一時預かり、飼養相談、治療可能な動物病院の情報提供 等) (項目)一時収容施設等への受入調整/(概要)市は、獣医師会等関係団体の協力のもと、必要に応じて、避難所から一時収容施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整を行う。 第14節　清掃・防疫等　第3　防疫・衛生、保健活動 1　防疫・衛生活動の実施 (9)作業チームは飼い主の被災等により愛玩動物が遺棄されたり逃げた場合には、京葉地域獣医師会及びNPOやボランティアとの連携により、これら動物を救助及び保護する。 また、特定動物等が施設から逃亡した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関との連携の下に状況を把握し、必要な措置を講ずる。 第18節　ボランティアの協力　第2　ボランティアの活動分野 2　専門分野　6ペットの保護 船橋市国民保護計画 第2編　武力攻撃事態及び予測事態への備えと対処 第2章　武力攻撃事態及び予測事態への対処 第2　事態認定後の対処 1　市国民保護対策本部の設置 (3)　市対策本部の組織構成及び機能 市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。 (統括責任者)保健所長(班)第3要配慮者支援班(班員)動物愛護指導センター(事務分掌)避難者同伴のペットなどに関すること 第4　警報及び避難の伝達等 2　避難住民の誘導等 9家庭動物等の保護等に関する配慮 市は、国(環境省、農林水産省)が別途示す「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・ 危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等 ペットと安全に避難するためのハンドブック 目次　はじめに　1　避難する前に！　2　大規模災害時に予想されるペットの被害　3　宿泊可能避難所へ避難する時の心がけ　4「避難所ペット登録台帳」　5　避難所生活のルール　6　ペット同行避難の対象とする動物　7　宿泊可能避難所の基本方針　8　飼い主不明動物の保護　9　平常時に準備しておくもの　10　不足資材・食料等の補給　11　日頃からの心がけ　12　補助犬について　13　災害時動物ボランティアの要請　14　最後に　15　資料
柏市	柏市地域防災計画 第2章　予防計画 第1節　災害に強い人と地域をつくる 被災生活に備えるために ペットの避難生活に必要な物資(ケージ，リード，食器，フード，常備薬)を備蓄するとともに，しつけやマナーを徹底する。 市が獣医師会と連携して行うペット同行避難関連の講習等に参加する。 避難所の施設整備 屋内でペットを受け入れられる施設を整備する。 ペットの救護・保護 ペットと共に避難することが可能な避難所の指定や，受け入れ可能施設との協定締結に努める。 避難所運営マニュアルに，ペットとともに避難することや避難所における救護活動の観点を盛り込んでいく。 指定避難場所の備蓄物資 ペット用初動グッズ

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
柏市	第3章　応急対策計画 　第1節　活動体制を整える。 　　ペットの逸走防止 　　ペット飼育に関する助言 第2節　被害を最小限にくいとめる 　避難対策 　　各避難所においては災害種別や災害規模に応じてペット受け入れ可能スペースについて検討し，ペットの避難可否を判断する。 　避難所の運営 　　生活ルールの設定 　　ペットの扱い 　　ペット避難 　　ペットと共に避難することが可能な避難所の指定や，受け入れ可能施設との協定締結に努める。 　　避難所運営マニュアルに，ペットと共に避難することや避難所における救護活動の観点を盛り込んでいく。 　　避難時のペットの保護及び管理は原則としてペットの管理者が行う。 　　所有者・管理者が分かるよう，鑑札・マイクロチップを装着するものとする。 　　盲導犬等の介助犬については，介助者と同居できる専用スペースを確保し，周囲の避難者に理解と協力を求める。 第4節　被災者生活を支援する 　　ペット対策 　　緊急災害時においては人命救助が優先であるが，ペットの保護及びペットによる人への危害防止の観点から，市（健康医療部）は，ペットの逸走防止，捕獲収容及び餌の確保等の救護措置を関係機　　関等との連携のもとに計画的に実施する。 　　被災地域におけるペットの保護 　　災害時におけるペットの避難等は、原則、飼育者が責任をもって行うものとするが、飼育者がわからない、負傷又は放し飼い状態のペット等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市健康医療部や柏市動物救護本部、動物救護センター、県動物愛護センターが獣医師会等関係団体やボランティアと連携し救護、保護等を行う。危険動物については、飼育者や警察官の元で情報を　把握し必要な処置を行う。 　危険動物については、飼育者や警察官の元で情報を把握し必要な処置を行う。 　避難所におけるペットの適正な飼育 　　ペットと同伴で避難（ケージに入れ、避難所内で飼育）することが可能な避難所の指定や、受入れ可能施設との協定締結に努めることとし、ペット避難受入れに関するガイドラインに基づいて対応する。 　　この場合の衛生対策として、収容場所・衛生管理等のルール策定について助言するとともに、飼育者の把握に努める。把握した飼育状況は、各避難所から災害対策本部へ報告する。なお、盲導犬・介助犬・聴導犬などの補助犬については、避難所において飼育者と同居できるものとする。 　各地域の被害状況、避難所でのペット飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等の支援 　避難所から保護施設へのペットの受入れ及び譲渡等の調整 　他県市への連絡調整及び要請
東京都	（抜粋） 東京都地域防災計画（震災編） 第2部　施策ごとの具体的な計画（災害予防・応急・復旧計画） 　第3章　安全な都市づくりの実現 　　第5節　具体的な取組＜応急対策＞ 　　3　危険物等の応急措置による危険防止 　　3－4　危険動物の逸走時対策 　　（1）対策内容と役割分担 　第8章　医療救護・保健等対策 　　第5節　具体的な取組＜予防対策＞ 　　1　初動医療体制等の整備 　　1－4　防疫体制の整備 　　（1）対策内容と役割分担 　　（2）詳細な取組内容 　　第5節　具体的な取組＜応急対策＞ 　　1　初動医療体制等 　　1－4　保健衛生体制 　　（1）対策内容と役割分担 　　（2）業務手順 　　（3）詳細な取組内容 　　ク　被災動物の保護 　　第5節　具体的な取組内容＜復旧対策＞ 　　1　防疫体制の確立 　　（1）対策内容と役割分担 　　（2）業務手順 　　（3）詳細な取組内容 　　ウ　被災動物の保護 　第10章　避難者対策 　　第5節　具体的な取組＜予防対策＞ 　　3　避難所の管理運営体制の整備等 　　（1）対策内容と役割分担 　　（2）詳細な取組内容 　　第5節　具体的な取組＜応急対策＞ 　　4　動物救護 　　（1）対策内容と役割分担 　　（2）業務手順 　　（3）詳細な取組内容 　　ア　被災地域における動物の保護 　　イ「動物保護班」「動物医療班」の編成 　　ウ　避難所における動物の適正な飼養

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
千代田区 （東京都）	（抜粋） 千代田区地域防災計画 第4節動物愛護 (1)被災地域における動物の保護 (2)避難所における動物の取扱い (3)公益財団法人東京都獣医師会との協定 (4)避難所におけるペット取扱い指針 (5)平素からの普及啓発 資料第29避難所での適正飼育ルール
中央区 （東京都）	（抜粋） 中央区地域防災計画 第3部　災害応急対策計画 第19編　防疫及び保健衛生計画 第2章　活動態勢 第1　区の活動態勢 5 動物管理班 (1) 飼い主不明のペット類について、都福祉保健局が設置する動物救援本部への一時保護要請及び都が行う活動への協力 (2) 負傷したペット類について、動物救援本部への救護要請及び連絡調整 (3) 逸走した危険動物の情報提供及び住民の避難誘導 (4) 避難したペット類の適正飼育指導 (5) 避難所における飼育場所の設定等指導 (6) 動物による危害防止や保護受入情報の広報 第3章 防疫活動及び保健衛生活動 第1 各班の活動 5 動物管理班の活動 東京都獣医師会、中央区動物との共生推進員、動物愛護団体やボランティア等の協力を得て、飼い主不明のペット類や負傷したペット類の救護要請や逸走した危険動物に関する情報提供等を行う。また、被災者と同行避難したペット類の管理について必要な衛生指導を行う。 (1) 飼い主不明のペット類については、動物救援本部に一時保護要請を行う。必要に応じて、動物救援本部が行う活動に協力する。 (2)負傷したペット類については、動物救援本部に救護要請を行う。円滑に応急手当が行われるよう、必要に応じて動物救援本部及び協定動物病院との連絡調整を行う。 (3) 危険動物逸走の通報があった場合には、必要に応じて住民の避難指示や情報提供等を行う。 (4) 避難したペット類については、被災者とは別の場所にて保護管理を行うが、必要に応じて衛生指導を行う。 (5) 避難したペット類の適正な飼育指導を行うとともに、避難所における飼育場所の設定等指導を行う。 (6) 動物の危害防止や保護受入情報について広報活動を行う。 第3 避難所における動物との同行避難体制の整備 各避難所において、飼い主と動物の同行避難を円滑に行うための体制を整備していく。整備にあたっては各防災拠点運営委員と協議をし、各避難所の特性をふまえたものとする。
港区 （東京都）	地域防災計画　震災編　第2部　震災予防計画　第10章　避難者対策 第2節 避難施設の整備 第3 事業計画 3 区民避難所（地域防災拠点） (3)区民避難所（地域防災拠点）の運営 6区民避難所（地域防災拠点）における飼養動物（ペット）の対応 近年、犬や猫などのペットを家族の一員として共に暮らす区民が増えており、区においても、約1万頭の登録犬、また同数程度の猫や小鳥など様々な小動物が、ペットとして飼育されています。 区民避難所（地域防災拠点）へ同行避難された飼養動物（ペット）を適切に飼育・保護するため、一定の配慮の元、区は、公益社団法人東京都獣医師会中央支部等と連携し、災害時の飼養動物（ペット）保護策等に取り組みます。 また、区民避難所（地域防災拠点）での飼養動物（ペット）の対応を円滑に進めるため、「避難所におけるペット対策マニュアル」を避難所運営マニュアルへ反映します。 ア　区民避難所（地域防災拠点）で受入対象とする飼養動物（ペット） 区民避難所（地域防災拠点）で受入対象とするペットは、原則として犬や猫などの小動物とします。大型動物や危険動物、特別な飼育管理が必要な動物（ワニ、ヘビ等）の受入れは行わないものとします。ただし、補助犬は受入れます。 区民避難所（地域防災拠点）での受入に当たっては、飼い主がペットフード、首輪（注射済票・鑑札装着済み）、リード、ケージ、クレートなどを用意します。 ※補助犬について 身体障害者補助犬法で定められた補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）については、公共施設や公共交通機関、不特定多数の者が使用する施設（飲食店、デパート、ホテル等）において、その同伴を拒んではならないと定められています。 イ　飼養動物（ペット）との避難方法 飼養動物（ペット）を飼育している区民が、家屋等の倒壊により、自宅での生活が困難であり、区民避難所（地域防災拠点）へ避難する場合には、原則として飼育しているペットと同行避難することとします。 ウ　飼養動物（ペット）の受入れを行う区民避難所（地域防災拠点）は、原則として区内小・中学校等の敷地内に飼養動物（ペット）の飼育場所が十分に確保できる施設を対象とします。 エ　飼育場所及び飼育方法 区民避難所（地域防災拠点）における飼養動物（ペット）の飼育場所は、避難者の居住場所と完全分離し、原則屋外に設置することとします。 飼養動物（ペット）は、ケージ内及び繋ぎとめたうえで、避難した飼い主による 「ペット飼育班」が避難所運営本部と連携し、主体的に飼育します。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
新宿区 （東京都）	新宿区地域防災計画 第9章　避難者対策 第6節　具体的な取組(応急対策) 9 犬猫等動物の保護・取扱 災害時には、被災により負傷又は放浪する犬猫等の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 都は、区や関係機関等との協力体制を確立し、これらに対応するものとする。 9－1 被災地域における動物の保護 (1) 都や都獣医師会等関係団体が協働して設置する「動物救護本部」が中心となり、被災動物の保護を行う。 (2) 都は、「動物保護班」及び「動物医療班」を編成し、被災住民等への動物救護に関する情報の提供、被災動物の保護・搬送及び応援要請に基づく獣医療に携わる。 (3) 都は、「動物救護本部」が実施する動物救護活動の一時的な拠点として、動物愛護相談センター等の動物保護施設を提供する。 9－2 避難所における動物の適正な飼養 (1) 都 区市町村と協力して、飼い主とともに同行避難した動物について、以下の取組を行い、適正飼養を指導する。 ア 各地域の被災状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等 イ 避難所から保護施設への動物の受入及び譲渡等の調整 ウ 他県市への連絡調整及び要請 (2) 区 学校避難所動物救護マニュアルに基づき、獣医師会等防災関係機関や動物愛護ボランティア等の協力を得て、動物救護所を設置する。 ア 避難所運営管理協議会内に動物の飼い主を中心とした、動物救護部を設置する。 イ 学校避難所内倉庫に備蓄してある動物救護資材（ケージ、首輪等）を用いて、動物救護所を設置する。 ウ 動物救護所は、人間の居住場所と完全に分離して設置する。 エ 救護対象とする動物は、原則として犬、猫、小鳥等小動物とする。 オ 動物救護部は、避難所内に「飼育のルール」を掲示し、周知を図るとともに、動物を巡るトラブルの防止に努める。 カ 動物救護部は、獣医師会並びに動物愛護ボランティアの協力を得て、負傷動物の治療及びカルテ等の作成をする。 キ 動物救護部は、収容された動物に対する、給餌給水及び糞尿の片付け等衛生管理に勤める。 ク 動物救護部は、収容された負傷動物及び飼い主不明動物の保護並びに飼い主探しをする。 ケ 動物救護部は、獣医師会加盟獣医師の協力を得て、収容動物の健康管理をする。 コ 動物救護部は、獣医師会並びに動物愛護ボランティアの協力を得て、収容動物の受付簿、カルテ等の作成をする。 ※ 避難所運営管理協議会は、地域の実情にあわせて学校避難所動物救護マニュアルの充実を図る。
文京区 （東京都）	文京区地域防災計画（令和6年度修正） 第2編　震災対策/第1部　施策ごとの具体的計画（予防・応急・復旧計画）/第8章　避難者対策 第5　動物愛護 1　愛護動物の同行避難の体制整備 区は、都、都獣医師会等と連携し、愛護動物の同行避難の体制づくりを推進するとともに、都及び関係団体が行う動物救護活動への協力体制を整備する。 また、区は、動物の飼養場所確保のために必要なペットサークル等を避難所に備蓄するとともに、避難所の環境に応じて、避難所内又は近接した場所に動物飼育場所を確保する。 さらに、飼い主に対して、避難所へのペットの同行避難について周知するとともに、避難所での生活も想定した日頃からのしつけについて、啓発を行う。
台東区 （東京都）	（抜粋） 東京都台東区地域防災計画（本編） 第2部施策ごとの具体的な計画（予防・応急・復旧計画） 第3編安全な都市づくりの実現 第5章具体的な取組＜応急対策＞ 3危険物等の応急措置による危険防止 3－4危険動物の逸走時対策 （1）対策内容と役割分担…各機関（警察・消防・都・区）の役割分担と対策内容 第6編医療救護等対策 第5章具体的な取組＜予防対策＞ 1初動医療体制の整備 （1）対策内容と役割分担 （2）取組内容 4防疫体制の整備…都、関係団体等と連携し、動物救護活動への協力体制整備 第5章具体的な取組＜応急対策＞ 1初動医療体制 1－5保健衛生体制 （1）対策内容と役割分担…都・区の役割分担と対策内容 （2）業務手順 （3）取組内容 6被災動物の保護…都、関係団体等への協力 第5章具体的な取組内容＜復旧対策＞ 1防疫体制の確立 （1）対策内容と役割分担…「愛護動物管理班」の編成と「動物救援本部」との連携 （2）業務手順…「愛護動物管理班」の編成（監視員2名） ・避難所における動物の飼養状況の把握 ・動物の飼養場所の確保 ・動物の適正飼養の指導 （3）取組内容 3被災動物の保護…「動物救援本部」が行う被災動物の保護活動への協力

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
台東区 （東京都）	第9編避難者対策 第5章具体的な取組＜予防対策＞ 3避難所の管理運営体制の整備 (1)対策内容と役割分担 (2)取組内容 4飼養動物の同行避難の体制整備と、都・関係団体等と協力した動物救護体制の整備 第5章具体的な取組＜応急対策＞ 3愛護動物管理 (1)対策内容と役割分担…都・区の役割分担と対策内容 (2)業務手順 1愛護動物管理及び動物衛生の確保 2愛護動物管理班 ア愛護動物管理班の設置 イ業務内容 ・負傷、放し飼い状態の被災動物に対し、都及び獣医師会への保護、救護要請 ・避難所における動物の飼養場所の確保（困難な場合は近接した飼養可能な場所へ誘導） ・避難所等における動物の適正飼養の指導 ・都が協働設置する「動物救援本部」が行う動物救護活動への協力
墨田区 （東京都）	（抜粋） 墨田区地域防災計画 第10章第4節動物救護 1都や都獣医師会墨田支部との協力体制の確立 2避難所における動物の適正な飼育 (1)同行避難動物の飼養場所の確保 (2)避難所等に設置される動物救護所の運営 (3)避難所における動物の適正飼育の指導 (4)避難所等における動物の飼養状況の把握及び都や関係団体への情報提供 (5)重症動物の後方動物医療施設への搬送の要否の決定 (6)同行避難に備えての、飼い主に対する日常からの啓発活動 3動物収容用ケージの備蓄
江東区 （東京都）	(抜粋) 江東区地域防災計画（計画編第2部　第10章避難者対策 【応急対策】 第6節　動物愛護） 施設管理者は、避難所に動物飼養場所を設けるとともに、飼い主とともに避難した動物の適正飼育に関する情報提供や指導を行う。 (1)動物救護本部の設置 (2)動物飼育場所の設置 避難所では、動物と避難者の同居は困難であることを理解の上、指定の飼育場所で飼育する。また、避難所には動物用の備蓄物資は用意していないので、飼い主自身が避難所への避難時に携帯する。
品川区 （東京都）	品川区地域防災計画 （抜粋） 第1編 総則 第4章 防災機関の業務大綱 第4 関係機関の事務または業務大綱 第2編 災害予防 第8章 避難者対策 対策2 区民避難所の管理・運営体制の整備 第3編 災害応急対策 第1部 震災応急対策 第6章 避難者対策 第2 共同生活をする上での配慮 6 ペット等管理
目黒区 （東京都）	目黒区地域防災計画第2部施策ごとの具体的計画／第7章医療救護等対策／第3-1節具体的な取り組み〈予防対策〉第2防疫及び保健衛生体制等の整備 2動物救護活動への協力体制の整備 【詳細】 震災によって発生が予測される放浪動物等に適切に対応するため、区は都や関係団体等と連携し、動物救護活動への協力体制を整備します。 第3-2節具体的な取組（応急対策）第2防疫及び保健衛生体制4被災動物の保護 【詳細】 負傷又は放し飼い状態の被災動物は、都が主体となって保護を行います。区は都が関係団体等と連携して設置する「動物救援本部」による被災動物の保護活動への協力を行います。また、区は、被災動物の保護に関して、一時保護施設を確保します。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
目黒区 （東京都）	目黒区地域防災計画第2部施策ごとの具体的計画／第9章避難者対策／第3-2節具体的な取組〈応急・復旧対策〉 第2地域避難所及び補完避難所等の開設・運営　9避難所における動物の適正な飼育 【概要】 (1)区は、開設した避難所に、動物の飼育場所を避難所施設に応じて確保します。避難所内に飼育場所を確保することが困難な場合は、近接した避難所等に飼育場所を確保します。 ア受け入れることができる動物　犬、猫、ウサギ、小鳥、ハムスター等の小動物 イ受け入れることができない動物　トラ、タカ、ワニ、オオトカゲ、ニシキヘビ等の人に危害を与えるおそれのある動物（特定動物）、大型の動物及び特別な管理が必要な動物等避難所で受け入れることができない動物　※「特定動物」は、飼育の許可が必要で、飼い主が守らなければならない施設構造や管理法等の基準が定められています。 (2)区は、ペット防災の手引きを作成し、地域避難所運営者、飼い主等が避難所でのペットの受入れ・飼育を的確に行えるよう普及・啓発を図ります。 (3)区は、避難所等における動物の飼育状況を把握し、都や関係団体へ情報提供します。 (4)都と区は協力して、飼い主とともに同行避難したペットについて、以下の取組を行い、適正飼育の指導等を行います。 ア各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等 イ避難所から保護施設への動物の受入及び譲渡等の調整 ウ他県市への連絡調整及び要請
大田区 （東京都）	大田区地域防災計画 第5節動物の管理保護活動 1動物対策班 2関係機関との連携 （1）公益社団法人東京都獣医師会大田支部 （2）都 3避難所における動物の適正な飼養 （1）飼い主責任の原則 （2）避難所等における動物の適正飼養の指導 （3）関係機関への要請 （4）避難所における動物の取扱い指針 4暫定的な収容施設の設置 5負傷動物の救護 6危険動物の逸走時対策 7飼い主に対する指導・啓発等
世田谷区 （東京都）	世田谷区地域防災計画 震災編 第1部総則 第4章　計画の概要等 第2節　重点検討項目 6 ペット同行避難 〇飼育者をはじめとした区民へペット防災に関する普及啓発を進める。 〇在宅避難を前提としつつ、指定避難所におけるペット同行避難の受け入れ態勢の整備や研修・訓練の実施、被災動物ボランティアの活用等による支援体制の仕組みづくりを進める。 震災編第2部施策ごとの具体的計画（予防・応急・復旧計画） 第9章　避難者対策 第1節　現在の到達状況と課題 2　避難場所・避難所等の指定及び管理運営の整備 【避難所におけるペット対応】 〇避難所運営マニュアル（標準版・解説版）で標準的なルールを定め、パンフレット「ペットのための防災対策」で周知している。 第2節　対策の方向性 2　避難場所・避難所等の指定及び管理運営の整備 【避難所におけるペット対応】 〇ペットについては、在宅避難が基本となることの周知啓発に努める。 〇その上で、全ての避難所においてペット同行避難が可能な体制を順次整備する。 第3節　具体的な取組み 第1　予防対策 3　避難所等の管理運営体制の整備等 (1)対策内容と役割分担 ⑩動物救護体制 〇在宅避難に向けた自宅の耐震化、ペットの預け先の確保等について普及啓発を実施する。 〇ペット同行避難訓練を実施している避難所の訓練内容やポイントについて、動画を活用した各避難所への共有や、職員を対象とした獣医師等による研修を実施し、地域及び関係団体、関係所管の対応力の向上を図る。 〇被災動物ボランティアを活用し、避難所におけるペット同行避難の支援、避難所情報の発信、預かりの場の提供等、動物救護活動への協力体制を整備する。 〇全ての避難所運営訓練において、ペットの同行避難場所の確認、避難場所の設営等を順次実施し、実効性を高める。 4　動物救護 (3)詳細な取組み内容 【実施主体】区災対医療衛生部 災害に備え、ペットに関する在宅避難の啓発を避難所運営訓練や犬のしつけ方、講演等、あらゆる機会を通じ発信し、在宅避難の取組みを進めるが、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じること及び、ペットが飼い主とともに避難所に同行避難してくることが想定される。区は動物愛護の観点及び放し飼い状態の動物による区民への危害発生を防ぐため、動物救護体制の整備を図っていく。 1動物救護体制の整備 〇区は、災害時のペットの餌等の支援を都保健医療局を通じて、ペット災害支援協議会へ要請する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
世田谷区 （東京都）	風水害編 第2部　災害予防計画 第1章　水害予防対策 第1節　豪雨対策 10　浸水想定区域における避難体制確保 【実施主体】区災対統括部、区災対地域本部、区災対物資管理部、区災対保健福祉部、区災対医療衛生部、区教育部 6水害時避難所開設の鍵を災対地域本部で管理するとともに、施設の使用範囲、ペット、介助犬の受入スペースなど事前に施設側と調整を行い、訓練内容に反映する。 16　広報・啓発 ○国や都、関係機関、区関係所管と連携し、災害リスクと取るべき避難行動、持参すべき物品やペットの取扱等の普及啓発を推進する。 第3部　災害応急・復旧対策計画 第6章　避難者対策 第4節　避難所の指定、開設・管理運営 1　避難所の事前指定 ○ペットの同行避難は避難所で受入れを行う。 【実施主体】区 ○水害時避難所は、ペット同行避難者の受入れスペースを確保するとともに、避難者を受け付ける段階で、動物アレルギーのある人を把握し、動物と接触しない配慮をする。 2　避難所の開設・管理運営 (1)多摩川の洪水に備えた区の最大の対応のケースにおける水害時避難所の管理運営 【実施主体】災対統括部、災対地域本部、災対医療衛生部、災対教育部 1水害時避難所運営における地域との連携等 ○ペットの滞在スペースは、避難施設と事前に取り決めた体育用具室や階段下など、ほかの避難者と接触しないかつ風雨を避けられる場所に設ける。ペットの飼い主は、ペットをケージに入れた状態を保ち、糞尿の始末等を行う。
渋谷区 （東京都）	渋谷区地域防災計画　第1部 震災編　第2編 施策ごとの具体的計画 第14章 避難に関すること　第5節 動物の保護 第1獣医師会・動物保護団体等の連携 第2避難所における動物飼養対策 第3動物救護所の設置 第4負傷又は放し飼い状態の被災動物等の保護・収容 第5危険動物の逸走時対策
中野区 （東京都）	（抜粋） 中野区地域防災計画 第7章医療救護等 （9）動物の保護対策 1関連団体との連携 2避難所における動物飼育対策 3飼育者によるペットフード等の備蓄 4東京都との役割分担
杉並区 （東京都）	杉並区地域防災計画（令和6年修正） 記載内容の詳細は、別添「杉並区地域防災計画（令和6年修正）動物関連抜粋」のとおり。
豊島区 （東京都）	豊島区地域防災計画 （抜粋） 第2部 施策ごとの具体的計画（予防・応急・復旧計画） 第9章 避難者対策 第6節 具体的な取組【応急対策】 6動物救護 (1)対策内容と役割分担 東京都と区の役割分担 (2)業務手順 (3)取組 ≪区≫ 1救援センターにおける動物の適正な飼養 ア同行避難の原則 イ救援センター等における動物の適正飼育 ≪都保健医療局≫ 区と協力して、飼い主とともに同行避難した動物について、以下の取組を行い、適正飼養を指導する。 2負傷動物・飼い主不明の動物の救護 豊島区国民保護計画 （抜粋） 第2編 平素からの備え 第5章 警報及び避難の指示等 第2 避難住民の誘導等 3 避難住民の誘導 （10）動物の保護等に関する配慮 1 危険動物等の逸走対策 2 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
北区 （東京都）	東京都北区地域防災計画 第7章 医療救護・保健等対策 応急対策 1 初動医療体制等 1－4 保健衛生体制 第7 被災動物の保護 災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難することが予想される。 区は、動物愛護の観点から、東京都獣医師会北支部や東京都・動物保護団体・ボランティア等の協力を得ながら、動物の保護や適正な飼育について、対策を講じる。 (1) 被災地域における動物の保護 被災した動物のための救護所を3か所開設し、都及び都獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力して、被災動物の保護を行う。 (2) 避難所における動物の適正な飼育 区は、都と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。保護施設への動物の受入れ及び譲渡等については、都に要請する。 (3) 動物愛護の活動方針 区は、東京都獣医師会、動物関係団体等の設置する「動物救援本部」を支援する立場から、情報の提供、「動物保護班」「動物医療班」の援護活動への応援及び活動の拠点としての場の提供を行う。 第9章避難者対策 予防対策 3 避難所の管理運営体制の整備等 3－1 避難所の開設・管理運営 第1 避難所運営マニュアルの活用 (2) 避難所運営マニュアルは、次の4点を中心に策定しているほか、飼養動物の同行避難の体制整備やペットへの対応も記載している。 ア 避難所の運営は、地域住民が中心となって行うこと イ 要配慮者（高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等）及び多様性に配慮すること ウ 女性の視点を尊重すること エ 学校施設の場合は、教育の再開を踏まえて運営すること 応急対策 3動物救護 第1 基本方針 災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に同行避難することが予想される。 区は、動物愛護及び危害防止の観点から、負傷又は放し飼い状態の動物の保護や適正な飼養に関して、東京都獣医師会北支部や東京都・動物保護団体等と協力し、またボランティア等の協力を得ながら、動物の保護や適正な飼育について対策を講じる。 第2被災動物の保護 (1) 被災地域における動物の保護 被災した動物のための救護所を数か所開設し、都及び都獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力して、被災動物の保護を行う。 (2)避難所における動物の適正な飼育 区は、避難所運営マニュアルに基づき、都と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。また、保護施設への動物の受入れ及び譲渡等については、都に要請する。 (3) 動物愛護の活動方針 区は、東京都獣医師会、動物関係団体等の設置する「動物救援本部」を支援する立場から、情報の提供、「動物保護班」「動物医療班」の援護活動への応援及び活動の拠点としての場の提供を行う。
荒川区 （東京都）	荒川区地域防災計画 第2部 施策ごとの具体的計画（予防・応急・復旧計画） 第3章 安全な都市づくりの実現 第5節 具体的な取組/【応急対策】3-2 危険動物の逸走対策 第2部 施策ごとの具体的計画（予防・応急・復旧計画） 第9章 避難者対策 第5節 付帯的な取組/【予防対策】6-1 ペットの取扱い 第2部 施策ごとの具体的計画（予防・応急・復旧計画） 第9章 避難者対策 第5節 付帯的な取組/【応急対策】5-1 ペットの取扱い
板橋区 （東京都）	（抜粋） 板橋区地域防災計画 第4部災害応急・復旧対策計画（震災・火山編） 第6章避難者対策 第3節動物救護 第5部災害応急・復旧対策計画（風水害編） 第7章避難者対策 第5節動物救護

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
板橋区 （東京都）	ア動物の避難及び救護活動 （ア）同行避難の勧告 （イ）避難所における動物の適正な飼養 〇動物避難設備への収容 〇飼い主の飼育管理 〇負傷動物の救護及び治療 〇区は、開設した避難所に、動物の飼養場所を避難所施設に応じて確保する。 避難所内に同行避難動物の飼養場所を確保することが困難な場合は、近接した避難所等に飼養場所を確保する。 〇区は、災害時の動物の同行避難や保護の観点から、動物愛護協力員（動物愛護ボランティア）等との協力体制について検討する。 〇都保健医療局は、区と協力して、飼い主とともに同行避難した動物について、以下の取り組みを行い、適正飼養を指導する。 ・各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等 ・避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整 ・他県市への連絡調整及び要請 （ウ）負傷動物救護所及び動物救護センター イ都への協力
練馬区 （東京都）	（抜粋） 練馬区地域防災計画 Ⅱ防災本編 第5章被災者・避難者対策 第6節飼育動物対策 第1款飼い主責任の原則 1飼い主の責務 2「同行避難」について 第2款動物の救護 1避難拠点での同行避難動物の受入れ 2災害により傷病を負った動物の救護 3仮称「動物救護センター」の設置について 4危険動物の逸走時対策 第3款動物の救護 1動物の適正な飼養 2避難生活における動物飼養
足立区 （東京都）	（抜粋） 足立区地域防災計画 第7章医療救護・保健衛生等対策 第1節初動医療活動 （7）被災動物の保護 ≪区（衛生部）≫ ア東京都獣医師会と連携し動物救護体制を検討する。 イ東京都獣医師会と協働し動物救護所を設置する。 ウ飼い主のわからない飼養動物や負傷動物の一時保護を行う。 エ避難所における飼養動物の同行避難についての指導・助言を行う。 オ被災動物の保護に関し、都、関係団体等に協力する。 ≪都（福祉保健局）≫ ア負傷又は放し飼い状態の被災動物を保護する。 イ関係団体等と協働し、「動物救援所」を設置する。
葛飾区 （東京都）	（抜粋） 葛飾区地域防災計画 第8章避難者対策 第2節予防対策 5ペット対策 5-1災害時飼育動物対策計画の策定 5-2飼い主の責任の原則 5-3関係機関の役割 5-4平時における飼い主への啓発活動 5-5同行避難及び避難所における動物の飼育 5-6物資調達について
江戸川区 （東京都）	第4部初動応急計画 その1震災編 第12章衛生・清掃対策 第4節動物救護 1 動物保護の体制 被災動物の保護は、都、都獣医師会、動物関係団体等が設置運営する「動物救援本部」が中心となって行う。都保健医療局（動物愛護相談センター）は動物救援本部に対する施設の提供や「動物保護班」、「動物医療班」による指導・連絡調整、獣医療などの応援を行う。 都保健医療局は、動物愛護相談センター内に「動物保護班」や「動物医療班」を設置し、飼い主不明の被災動物を保護し、動物保護施設に搬送するとともに、区等からの要請に応じて避難所等における動物医療に携わる。 区は、篠崎公園のドッグランに動物救護所を設置し、迷子等の被災動物の保護について応急対応を実施して、都、関係団体等へ協力する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
江戸川区 （東京都）	江戸川区地域防災計画 2 避難所における対応 （1）避難所での対応 避難者と同行避難した動物は、飼養者による自己管理によることを原則とする。飼養者は、避難する場合、ケージ、餌等を持参し避難するものとする。 区は、ケージ等を設置する場所として、避難所敷地内又は建物内の空きスペースを飼養場所として指定し、避難者の居室への持ち込みは避けるものとする。また、避難所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供を行う。 （2）適正飼養の指導 都（保健医療局）は、区と協力して、飼い主とともに避難した動物について、以下の取り組みを行い、適正飼養を指導する。 1 各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等 2 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整 3 他県市への連絡調整及び要請 3 危険動物の逸走対応 区内で飼養されている特定動物等の逸走の通報があった場合、区は関係機関と連携し、近隣住民等に対して避難の呼びかけ等を行う。
立川市 （東京都）	（抜粋） 立川市地域防災計画 第3部応急計画（地震対策編） 第10章避難対策 第8節飼育動物対策 （1）被災地域における動物の保護 （2）避難所における動物の適正な飼育 避難所での飼育動物管理の方針
武蔵野市 （東京都）	武蔵野市地域防災計画 第8章　避難者対策 予防対策 第3節　避難所等の管理運営体制の整備 第3　災害時におけるペット対策 1　市におけるペット対策の検討経緯 2　飼い主の責務 （1）しつけ・身元表示等 （2）備蓄等 （3）その他 3　避難所等における適正なペット受入体制の整備 4　ペット同行避難マニュアル（第1版）の周知徹底 5　動物の保護 応急対策 第4節　災害時におけるペット対策 第1　避難所における動物の適正な飼養 第2　被災動物の保護
三鷹市 （東京都）	（抜粋） 三鷹市地域防災計画 震災編第2部　施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画） 第8章　避難者対策 第3節　具体的な取組 第1　予防対策 4　避難所の管理運営体制の整備等 第2　応急対策 4　被災動物対策
青梅市 （東京都）	青梅市地域防災計画 第2部震災編第9章避難者対策第4節応急対策 3動物救護 3－1動物愛護の活動方針 都獣医師会、動物関係団体の設置する「動物救援本部」が中心となり、被災動物の保護、援護を行うものとし、市および都は、この活動に協力する。 3－2動物の飼養場所の確保 市は、動物愛護の観点から、動物の飼養場所を避難所施設に応じて確保するとともに、動物の適正飼養の指導等を行う。 避難所内に同行避難動物の飼養場所を確保することが困難な場合は、近接した避難所等に飼養場所を確保する。 3－3都・関係団体へ情報提供 把握する避難所等における動物の飼養状況については、都・関係団体へ情報を提供する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
府中市 （東京都）	（抜粋） 府中市地域防災計画（震災編） 第2部 第1章 防災力強化の取組/第1節 市民の防災力の向上/1　市民の防災力の向上/1－2 防災意識の啓発/(1)市が行う広報内容 第2部 第6章 災害医療体制の整備/第1節 初動医療体制の整備/1 初動医療体制の整備/1－4 防疫・動物救護体制の整備 第2部 第8章 避難者対策の整備/第3節 避難所の管理運営体制及び施設環境の整備/1 避難所の管理運営体制の整備 第3部 第4章 災害医療と保健衛生/第2節 生活衛生/4 被災動物に係る対応 第3部 第6章 被災者等の避難対策/第2節 被災者の避難と受入れ/3 その他避難所運営に必要な協力等/3－4 動物の救護 府中市地域防災計画（風水害編） 第2部 第7章 避難者対策の整備/第2節 避難場所及び避難所の指定/1 避難場所及び避難所の指定/1－2 避難所 第2部 第7章 避難者対策の整備/第3節 避難所の管理運営体制及び施設環境の整備/1 避難所の管理運営体制の整備/1－3 管理運営における連携体制 府中市地域防災計画（大規模事故災害編） 第3部 第6章 危険物事故の応急対策/第3節 応急活動/3 危険物等の応急措置/3－3 危険動物逸走時の応急対策
昭島市 （東京都）	（抜粋）（令和6年更新） 昭島市地域防災計画 第3部　震災応急・復旧対策計画 第7章　避難者対策 第3節　動物救護
調布市 （東京都）	（抜粋） 調布市地域防災計画（本冊）令和3年修正版 震 災 編 第2部 施策ごとの具体的計画 第2章 安全な都市づくりの実現 第5節 具体的な取組【応急対策】（地震直後の行動） 3－3 危険動物の逸走時対策 第8章 避難者対策 第2節　課題 4 飼養動物の同行避難受け入れ体制整備 第5節 具体的な取組【応急対策】（地震直後の行動） 4 動物救護 風水害編 第3部　災害応急対策計画 第8章　避難計画 第6節 避難所の開設，運営等 2 動物救護 調布市国土強靭化計画　令和3年3月 第2章 脆弱性評価及び強靭化を推進する対策 第2節 強靭化を推進する対策 【飼養動物の同行避難体制づくり】 調布市国民保護計画 第3編 武力攻撃事態等への対処 3 避難住民の誘導 (10) 動物の保護等に関する配慮
町田市 （東京都）	（抜粋） 町田市地域防災計画 第1章　総則 第5節　防災ビジョン 第2　基本目標 実践的な応急・復旧対策計画 第7節　避難対策実施体制の整備 逸走した動物の保護及び避難施設等での飼育動物対策 第2章 災害予防計画 第7節 避難体制の整備 環境整備　その他 避難施設における飼育動物の管理について留意事項を周知 第3章 地震災害応急対策 第8節 危険物等対策 第6 危険動物逸走時の応急対策 危険動物逸走時における対策 第12節 避難対策 第7 飼育動物対策 1 逸走した動物の保護 2 避難施設（避難所）での飼育動物対策

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
町田市 （東京都）	第4章 風水害応急対策 第11節 危険物等対策 第6 危険動物逸走時の応急対策 危険動物逸走時における対策 第12節 避難対策 第9 飼育動物対策 1 逸走した動物の保護 2 避難施設（避難所）での飼育動物対策 第9章 東海地震対策 第5節 警戒宣言時の対応措置 第13 救援・救護対策 1 医療救護体制 発災時、市獣医師会への動物救護及び獣医療班編成の指示
小金井市 （東京都）	（抜粋） 小金井市地域防災計画震災編 第2部施策ごとの具体的計画 第2章地震に強い都市づくり 応急対策 第2節消火、危険物対策 第2危険物、毒劇物取扱施設等の応急措置 6危険動物の逸走時対策 危険動物の逸走の通報があった場合は、関係各局の協力のもと、動物の保護、収容場所の確保、飼い主情報の収集等を行う。 第6章医療救護等対策 応急対策 第1節初動医療体制 第4保健衛生体制 2詳細な取り組み内容 ⑹動物愛護 災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 災害時に飼い主とともに避難してきた被災動物は、飼い主の責任において保護することを基本としつつ、市は、動物愛護及び危険防止の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、都や関係団体との協力体制を確立する。 第8章避難者対策 予防対策 第4節避難所の管理運営体制の整備 第5飼養動物の同行避難の体制及び動物救護体制の整備 都や獣医師会等と連携し、飼養動物の同行避難の体制づくりを進めるとともに、都、関係団体が行う動物救護活動への協力体制を整備する。 （抜粋） 小金井市国民保護計画 第3編 武力攻撃事態等への対処 第5章 警報及び避難の指示等 第2 避難住民の誘導等 3 避難住民の誘導 （11）動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
小平市 （東京都）	（抜粋） 小平市地域防災計画（令和7年修正） 第2章市民と地域の防災力向上 第3節具体的な取組予防対策1. 自助による市民の防災力向上 1－1. 市民による自助のための防災対策 1－2. 防災意識の啓発 1－3. 防災教育・防災訓練の充実 第3章安全な都市づくりの実現 第3節具体的な取組応急対策3. 危険物等の応急措置による危険防止 3－3. 危険動物の逸走時対策

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
小平市 （東京都）	第7章医療救護・保健等対策 第3節具体的な取組予防対策1. 初動医療体制等の整備 1－4. 防疫体制の整備 第3節具体的な取組応急対策1. 初動医療体制等の構築 1－4. 保健衛生体制の構築 (1)小平市及び関係機関1小平市 (2)具体的取組8被災動物の保護 第3節具体的な取組復旧対策1. 防疫体制の確立 1－3. 被災動物の保護 第9章避難者対策 第3節具体的な取組予防対策3. 避難所の管理運営体制の整備等 3－1. 小平市(1)マニュアルの整備 第3節具体的な取組応急対策5. 避難所等における動物の適正飼養 (1)小平市
日野市 （東京都）	日野市地域防災計画から抜粋 【地震災害対策編】第5章災害時の応急対策活動第5節避難対策第9ペット等対策 【風水害・特殊災害対策編】第5章災害時の応急対策活動第4節避難対策第9ペット等対策 1. 指定避難所における動物の適正な飼養 (1)受付 〇市は飼い主と協力し、同行避難したペットの受付簿を作成し、受付簿をもとに避難動物数の把握及び管理を行う。 (2)飼養の方法及び屋外での飼育 〇避難所では人の避難スペースの確保を第一優先とする。 〇動物に対してアレルギーを持つ人、免疫力が低下している人、動物の苦手な人等への配慮も踏まえ、避難者の居住スペースとは別の場所で待機、飼養する。(ただし、盲導犬、聴導犬及び介助犬は除く。) 〇被害状況等により、指定避難所敷地内に同行避難動物の飼養場所を確保することが困難な場合は、隣接した場所に飼養スペースを確保するように努める。 2. 被災動物の保護 〇市は必要に応じ動物救護所及び臨時動物保護所を設置する。この際、必要に応じ獣医師会に対し協定に基づく支援を要請する。 〇飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護は、都や東京都獣医師会等の関係機関が協働して対策を実施する。 〇市は、指定避難所の飼養場所において、飼い主がわからない動物を保護する場合、避難所運営委員会及び動物愛護ボランティア等と協力し、保護した日時・場所、保護動物の特徴、写真(スケッチ)等の情報を記録し管理を行う。また、都が設置した「動物救援本部」と連携し、動物保護施設への動物受け入れや譲渡等の調整、引き取り先や移送先等の把握に努める。 〇住民が飼養している危険動物の逸走の通報があった場合は、関係機関と協力して、必要に応じ、動物の保護、収容場所の確保、飼い主情報の収集等を行う。また、事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。 ・住民に対する避難の勧告又は指示・住民の避難誘導・避難所の開設、避難住民の保護・情報提供、関係機関との連絡
東村山市 （東京都）	(抜粋) 東村山市地域防災計画 第2部災害応急・復旧対策計画 第6章避難 第3節避難所の開設・運営 2避難所の運営 (7)その他の措置 第10章医療救護等 第5節保健衛生及び動物愛護 6動物愛護 (1)避難所における動物の適切な飼育 (2)動物の保護
国分寺市 （東京都）	国分寺市地域防災計画 第2部災害予防計画/第3章応急対策への備え/第6節避難対策/第6動物愛護 (1)動物避難所の設定 〇 協定に基づく、各地区防災センターの動物避難所の設定 〇 獣医師会と連携したスターターキット作成の検討 〇 地区防災センター開設訓練等における動物避難所開設運営訓練の実施 (2)飼い主への啓発 〇 災害時の市のペット対策をまとめたパンフレットの作成 〇 飼い犬の登録時や狂犬病予防接種等の機会を活用し、ペット同行避難や動物避難所における対応、飼い主によるペットに必要な物資の備蓄等を啓発 ア災害への備えに関する事項 a)ペットフードの備蓄 b)動物収容設備(ケージ等)の準備 c)飼育動物のしつけ イ避難生活に関する事項 a)飼育動物を同行避難する際の管理方法 b)感染症の予防 c)他の避難者への配慮

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
国分寺市（東京都）	第3部地震災害応急復旧対策計画/第9章避難者対策/第4節動物愛護 ○ 災害時には、負傷または放し飼い状態の動物が多数生じるとともに、多くの動物が飼い主と避難所に避難することが予想される。危害防止及び動物愛護の観点から、これら動物の適正な飼育に関し、都及び関係機関との協力体制を確立する。 ○ 市は、都獣医師会多摩東支部及び同支部国分寺地区防災担当部（以下本章では「獣医師会」という。）と災害時の動物救護活動についての協定を締結していることから、これらの団体や都獣医師会、動物関係団体等が設置する「動物救援本部」及び都保健医療局が設置する「動物保護班」「動物医療班」と連携して動物愛護対策を進める。 1 動物救護対策本部の設置 市本部 ○ 国分寺市内に震度5弱以上の地震が発生し、動物救護対策の必要性があると判断した場合には、獣医師会に対し活動を要請する。 獣医師会 ○ 地震発生により、市本部からの要請があった場合、もしくは市本部からの活動要請はないが、獣医師会が緊急的に対処しなければならないと判断した場合には、動物救護対策本部を設置し、活動を開始する。 ○ 動物救護対策本部は、原則としてひかりプラザ内に設置し、地区防災センターからの情報を集約する学校管理・運営班と連携して活動する。 ○ 動物救護対策本部は、獣医師会員の被災状況を確認する。 ○ 獣医師会の判断により活動を開始した場合は、速やかに市本部へ報告する。 2 動物救護所 担当 対策内容 動物救護対策本部の設置 ○ 動物救護対策本部は、被災を免れた獣医師会員の施設に対し、動物救護所の設置を要請する。 ○ 動物救護所を開設した場合には、市本部に状況を報告する。 ○ 動物救護所からスタッフ応援の要請があった場合は、獣医師会及び都獣医師会を通して応援要請を行う。 市本部 ○ 動物救護対策本部からの飼い主不明逸走動物に関する情報等は、地区防災センター等を通して市民に広報する。 動物救護所 ○ 動物救護所では、飼い主から依頼を受けた負傷動物及び必要に応じて飼い主不明逸走動物に対して、可能な応急処置を行う。 ○ 動物救護所では、収容能力の範囲内で飼い主不明逸走動物の一時保護を行うとともに、飼い主不明逸走動物に関する情報（種類、性別、年齢、特徴等）を動物救護対策本部に報告する。 ○ 動物救護所では、被災動物の健康管理等の相談を受け付ける。 ○ 動物救護所のスタッフが不足する場合は、動物救護対策本部に応援を要請する。 3 避難所内動物救護所 担当 対策内容 動物救護対策本部 ○ 獣医師会員の施設が被災し、動物救護所を設置することが困難な場合は、動物救護対策本部は、市本部と協議のうえ、地区防災センター等に避難所内動物救護所を設置することを決定し、獣医師会員等で構成する動物医療救護班を派遣する。 ○ 動物医療救護班の編成は原則として、獣医師2名、動物看護師2名、車両運転1名とする。 ○動物救護所からスタッフ応援の要請があった場合は、獣医師会及び都獣医師会を通して応援要請を行う。 動物医療救護班 ○ 動物医療救護班は、避難所内動物救護所において、被災動物への応急処置及び飼い主不明逸走動物の一時保護を実施する。 ○ 負傷動物が多数発生した場合は、トリアージを実施し、獣医師会及び都獣医師会が指定する適応動物医療施設への転送等を行う。 ○ スタッフが不足する場合は、動物救護対策本部に応援を要請する。 4 動物避難所 市本部 ○ 市本部は、地区防災センター等へのペット同行避難がある場合は、動物救護活動を効果的に進めるために、地区防災センター等に動物避難所を設置する。 ○ 動物避難所は、あらかじめ市と獣医師会で定めた場所に設置し、テント、シート、カラーコーン及びセーフティーバー等により区域を明示する。 ○ 動物避難所の役割は、同行避難動物の保護及び飼い主不明逸走動物の一時保護とする。 避難所運営組織各地区防災センター運営班 ○ 避難所運営組織等は、以下の基本方針のもと、飼い主とともに適正な動物避難所の運営に努める。 ○ 全避難者の理解が得られるようなルールのもとで飼育する。 (1)人間の居住場所と動物の居住場所を完全に分離する。 (2)飼育管理は、飼い主による自主管理を原則とする。 (3)飼い主不明逸走動物は、保護先が決まるまで飼育動物と同じ場所で一時的に飼育する。 (4)動物避難所に持込める動物は、犬、猫、ウサギなどの小動物と小鳥類とする。 動物救護対策本部 ○ 市本部から動物避難所の開設状況を確認し、獣医師会員等による動物避難所巡回チームを動物避難所に派遣する。 動物避難所巡回チーム ○ 動物避難所巡回チームは、動物避難所において、衛生管理や飼い主の役割等について指導を行う。 ○ 動物避難所巡回チームは、必要に応じて被災動物の健康管理に関する臨時相談窓口を開設する。 地区防災センター開設・運営マニュアル 第2章初動期/第2章-1開設編/7体育館への避難誘導 動物避難所 地区防災センターにペットを連れて避難することはできますが、建物内の居住スペースで一緒に生活することはできません。アレルギーや糞尿処理、鳴き声など避難者間や施設管理者との間で多くのトラブルが予想されるためです。よって、体育館や校舎の避難スペースとは別に動物避難所を設け、そこにペットをおいたうえで体育館等の避難スペースへ入ってもらいます。 ✓ポイント ・使用困難なスペースがある場合は立ち入り禁止テープ等による措置を取った上で使用可能なスペースを活用してください。 ・盲導犬・介助犬・聴導犬等の補助犬はペットではないので居住スペース内への持ち込みを認めます。 ・ペットはケージやキャリーケースに入っていないと受入れできません。 ・動物避難所の運営は飼い主が中心となって行ってもらいます。 ・地区防災センター内への危険動物の持ち込みは禁止します。 ・体育館で収容しきれない場合は、校舎の教室を避難所として開設していくことになります。その開設順については原則特別教室や低層階から順に使用することとします。状況に応じて学校長等と協議してください。 第2章初動期/第2章-2運営編/7全体配置図の作成 1配置図の作成 地区防災センターとしての役割を果たすために、以下の表に基づき、具体的な配置図を作成します。【資料-3】 動物避難所　原則として屋外で鳴き声，臭い等が他の避難者の迷惑にならない場所（校庭または昇降口の一部など）

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
国立市 （東京都）	国立市総合防災計画 第3部災害応急復旧計画 第12章避難計画 第7節避難所でのペット対策 第20章防疫・衛生対策 第3節ペット対策
福生市 （東京都）	福生市地域防災計画 第2編地震災害対策計画 第2部応急・復旧計画 第11章環境・衛生対策 第4節動物愛護対策 1被災地における動物保護 2避難所における動物の適正な飼育 3動物愛護の活動方針 4へい死獣の処理 5危険動物逸走時の応急対策
狛江市 （東京都）	狛江市地域防災計画 （抜粋） 第2部災害予防　第6章医療救護等対策 1－5 防疫体制の整備 〇 都、関係団体等と連携し、動物救護活動への協力体制を整備する。 第2部災害予防　第8章避難者対策 2 避難所・災害時集合場所等の指定・安全化 (1)避難所・災害時集合場所の指定・安全化 〇 避難所や災害時集合場所の場所及び収容人数、避難所と福祉避難所の役割及び運用の違い、ペットの受入れ方法等について市民に周知する。 (3)多様な視点からの管理運営 〇 環境省による「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン（平成25 年6月）」を参考に、都、獣医師会等と連携し、災害対策に関する飼い主等への普及啓発、飼養動物の同行避難の訓練等、動物救護の体制づくりを進めるとともに、都、関係団体が行う動物救護活動への協力体制を整備する。 6 避難所運営等の訓練の実施 (1)避難所の運営等に関する訓練 〇 避難所運営訓練では、避難所の開設から運営までの総合的な訓練に加え、避難者やペットの受入れ、マンホールトイレ等の設置、簡易ベッドやダンボールベッドの設置、物資の取扱い等の焦点を絞った訓練の実施に努める。この際、訓練の狙いに応じて、実員による訓練とHUG等の図上訓練を適宜使い分けるようにする。 第3部災害対応　第2章応急対策 (7)ペットの同行避難の受入れ ≪市（教育部）≫ ≪避難所運営協議会≫ 〇避難者に同行したペットを受け入れるスペースを避難所に設置し、都と協力して適正飼養について指導する。 〇ペットのゲージへの収容を含む安全性の確保及び適正飼養は、原則としてペットを同行する避難者の責任で行う。 〇避難所におけるペットの飼養状況を把握し、都及び関係団体への情報提供を行う。 〇協定締結先である獣医師会に対して、事務局を通じて支援を要請する。 (9)危険動物の逸走時対策 〇事故時には必要に応じ、以下の措置を実施する。 ・住民に対する避難指示等 ・住民の避難誘導 ・避難所の開設、避難住民の保護 ・情報提供、関係機関との連絡 第3部災害対応　第3章復旧対策 (4)被災動物の保護 ≪市（福祉保健部）≫ 〇被災動物の保護に関して都及び関係団体に協力する。 〇協定締結事業者である東京都獣医師会多摩東支部及び狛江市獣医師会に対して、動物救護活動の支援を要請する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
東大和市 （東京都）	『東大和市地域防災計画』から抜粋（令和2年3月修正） 第2部施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画） 第3章安全な都市づくりの実現 第5節具体的な取組 【応急対策】 3危険物等の応急措置による危険防止 3－6特定動物（危険動物）、実験動物等の逸走時対策 特定動物や実験動物等、人の生命、身体等に危害を及ぼす可能性のある動物の逸走の通報があった場合には、関係機関の協力のもと、動物の保護、収容場所の確保、飼主・飼養施設等の情報収集を行う。 第9章避難者対策 第5節具体的な取組 【予防対策】 3避難所の管理運営体制の整備等 (3)飼養動物の同行避難の体制整備 都、都獣医師会等と連携し、飼養動物の同行避難の体制づくりを進めるとともに、都、関係団体が行う動物救護活動への協力体制を整備する。 【応急対策】 3動物救護 災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。市は、飼育動物対策として、これら動物の保護や適正な飼育に関し、都や獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等関係団体との協力体制を確立する。 (1)動物の飼養場所等の確保 〇避難所に施設に応じて動物の飼養場所を確保することに努める。 〇避難所内に同行避難動物の飼養場所を確保することが困難な場合は、近接した避難所等に飼養場所を確保することに努める。 (2)避難所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供 飼い主の被害等によりペットが逸走あるいは遺棄された場合は、都福祉保健局や獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これらの動物を保護する。把握する避難所等における動物の飼養状況については、都・関係団体へ情報を提供する。 (3)動物の適切な飼育指導・啓発 「動物飼育者の避難所パンフレット」に基づき、獣医師会等関係団体と協力のもと、避難所において、飼い主と同行避難した動物の飼育についての適正管理等の指導等を行う。 〈市民〉ペットの飼い主はペットのケージ、ペットフードを準備し、ペット同行避難の際には、自己管理を行えるようにする。
清瀬市 （東京都）	（抜粋） 清瀬市地域防災計画　震災編 第8章　避難所運営対策　第3節　応急対策 4　動物救護 　災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。市は、危害防止及び動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、都や獣医師会、動物愛護ボランティア等関係団体との協力体制を確立する。 (1)　市の対策内容と役割 　〇同行避難動物の飼養場所等の確保 　〇避難所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供 　〇避難所等における動物の適正飼養の指導等 (2)　取組み内容 ア　被災地における動物の保護 　飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、都、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行う。 イ　避難所における動物の適正な飼養 　市は、開設した避難所内に同行避難動物の飼養場所等を確保するとともに、避難所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供を行う。
東久留米市 （東京都）	市は、動物愛護の観点から、負傷又は放し飼い状態の動物の保護や適正な飼養に関し、市獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。 (1)同行避難 ペットを飼っている方が、ペット同行で避難することを前提に、指定避難所ごとに受入れ体制等を事前に検討し、その結果に基づいた対策を行う。 (2)対策の要点 　ア　ペットの管理は、飼い主の責任（危険回避、えさの備蓄、糞尿の処理など）とする。 　イ　飼養にあたっては、屋外を原則とする。 　ウ　その他の事項については、「避難所運営マニュアル」に準ずる。
武蔵村山市 （東京都）	武蔵村山市地域防災計画 第3部　第8章　第6節　動物愛護 　市は、動物愛護の観点から、負傷し、又は放し飼い状態にある動物の保護や適正な飼育に関し、関係機関、都獣医師会等関係団体との協力体制を確立するほか、避難所でのペット同行避難の受入れが適切に行われるよう対応する。 (1)被災地域における動物の保護 　市は、飼い主の分からない負傷し、又は放し飼い状態にある動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、都及び獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行う。 (2)ペットの同行避難及び避難所におけるペットの飼育 　市は、避難所運営マニュアルに、ペット同行避難の取扱い及び避難所での飼育の仕方等を規定し、避難所の管理者は、飼い主の理解及び協力を得た上で、適切な避難所運営を行う。 　なお、ペット同行避難の前提条件は次のとおり。 ア　ペットが避難者の方に危害を加えたり、そのおそれがある場合、又は飼育に特別な設備が必要な場合は、避難所の管理者は、受入れを断ることがある。 イ　ペットは決められた場所で、ケージなどの中に入れるか、リードなどにつないで飼育する。 なお、犬の場合は鑑札・狂犬病予防注射済票を付けた首輪をつける。 ウ　ペットは、避難所屋内に入れない。 エ　エサやトイレの管理は、ペットの飼い主が責任をもって適切に行い、避難所の衛生環境に悪影響が出ないよう努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
多摩市 （東京都）	(抜粋) 多摩市地域防災計画 第2部震災対策計画 第9章避難者対策 ＜応急対策＞ 2動物救護 □対策内容と役割分担 □詳細な取組内容 1 飼養場所の確保 2 適正飼養の指導等 3 飼い主の役割 4 動物の救護等
稲城市 （東京都）	稲城市地域防災計画 第2部 災害予防・応急・復旧対策 第9章 避難対策【第3節 応急対策】 7 動物救護 (1)避難所での適正飼育 避難所運営委員会は、同行避難した動物のスペースを指定し、飼養のルールを定めるものとする。原則、盲導犬、介助犬等を除いた動物のスペースの持ち込みは、禁止する。 また、同行避難した動物は、飼養者自らが持参したケージ、餌等による自己管理を行うものとする。 (2)動物愛護の活動 被災動物は、東京都獣医師会、動物関係団体等の設置する「動物救援本部」が中心となり、保護、援護を行うこととなっている。 東京都が設置する東京都動物愛護相談センターに「動物保護班」、「動物医療班」が配置され、災害発生後72時間を目途に体制の充実が図られる。 稲城市は、東京都と連携して、避難所等での動物飼養状況の把握、獣医師の派遣、情報の提供、被災動物の保護等を行う。
羽村市 （東京都）	【抜粋】羽村市地域防災計画（令和6年修正） 第2部 震災対策 第2章 避難者対策 第2節 具体的な施策 Ⅰ 避難者対策 予防対策 3 避難所の管理運営体制の整備等 (4)飼養動物の同行避難の体制整備 応急対策（発災後72時間以内） 4 動物救護 (1)避難所の開設 (2)業務手順　※東京都地域防災計画より抜粋 第5章 安全な都市づくりの実現 第2節 具体的な施策 Ⅶ 危険物対策 応急対策（発災後72時間以内） 3 危険動物の逸走時対策 第8章 医療救護等対策 第2節 具体的な施策 Ⅰ 初動医療体制 予防対策 4 防疫体制の整備 (2)動物救護活動への協力体制の整備 応急対策（発災後72時間以内） 4 保健衛生対策 (7)被災動物の保護 復旧対策（発災後1週間目途） 1 防疫体制の確立 (8)被災動物の保護 第5部 風水害対策 第5章 避難対策 第1節 避難者対策 1 避難体制の整備 第4節 避難所等の指定及び開設・運営 2 避難所等の開設・運営

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
あきる野市 （東京都）	あきる野市地域防災計画 （抜粋） 第3章　安全なまちづくりの実現【応急対策】 第3節　危険物等の応急措置による危険防止 9　危険動物の逸走時対策 　市民が飼養している特定動物等（特定動物及びその他人に危害を加えるおそれのある危険動物）の逸走の通報があった場合は、関係各局の協力の下、動物の保護、収容場所の確保、飼い主情報の収集等を行う。 (1)警視庁（五日市警察署、福生警察署）が行う対応 　情報の受理及び伝達並びに必要な措置（警察官職務執行法） (2)東京消防庁（秋川消防署）が行う対応 　情報の受理及び伝達並びに被災者の救助及び搬送 (3)東京都総務局が行う対応 　情報の受理及び伝達並びに被災者の救助及び搬送 (4)東京都福祉保健局が行う対応 　情報収集、特定動物等の捕獲等に関する措置及び関連局（庁）との連絡調整 (5)東京都産業労働局が行う対応 　産業動物の飼い主に対する逸走した家畜の捕獲等を指導 (6)東京都建設局が行う対応 　都立動物園の逸走動物の捕獲等必要な措置 第7章　医療救護・保護等対策【予防対策】 第4節　防疫体制の整備 3　動物救護 　氏は、都、関係団体と連携し、動物救護活動への協力体制を整備する。 第9章 避難者対策【応急対策】 第2節　避難所の開設・運営 1　避難所の開設 (11)同行避難により避難所に連れて来たペットについては、可能な限りケージ等に入れ、他の避難者や動物とのトラブルが生じないよう、飼い主が責任をもって世話をする。ペットについては、ペットについては、避難所内に持ち込ませず、避難所管理者が場所を指定する。 (12)飼い主はふん尿の処理も責任を持って行い、都度決められた場所に処分するなど、避難所の衛生管理に協力する。 5　動物救護 (1)対策内容と役割分担 機関名 内容 都福祉保健局 ○ 被災動物の保護 ○ 関係団体等との連絡調整 ○ 関係団体等との協働による「動物救援本部」の設置 ○ 避難所等における動物の適正飼養の指導等 市 ○ 同行避難動物の飼養場所等の確保 ○ 避難所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供 ○ 避難所等における動物の適正飼養の指導等 (2)避難所におけtる動物の適正な飼育 ア　都福祉保健局 　市と協力をして、飼い主とともに同行避難した動物について、以下の取組を行い適正飼育を指導する。 (ア)各地域の被災状況、避難所での動物飼育状況のハック及び資材の提供、獣医師の派遣等 (イ)避難所から保護施設への動物の受入及び譲渡等の調整 (ウ)他県市への連絡調整及び要請 イ　市 　開設した避難所施設の状況に応じて、動物の飼養場所を確保する。避難所施設敷地内に同行避難動物の飼養場所を確保することが困難な場合は、近接した避難所等に飼養場所を確保する。 　東京獣医師会多摩西部支部との災害時における動物救護活動に関する協定に基づき、獣医師の派遣を求め、避難所への同行避難動物や車両避難者等避難除外で飼養される動物の健康管理と飼養方法指導等を行う。 　また、保護した逸走動物の対応については、東京都福祉保健局の指導に基づき対応する。 6　動物愛護 　市は、動物愛護の観点から、負傷又は放し飼い状態の動物の保護や適正な飼育について、都等関係機関や獣医師会等関係団体との協力体制を確立し対応する。 (1)被災地域における動物の保護 ア　都福祉保健局 　被災動物の救護活動について、区市町村や獣医師会をはじめとした関係団体等との連携を強化し、動物収容施設の確保も含めたそうぶつ救護体制を検討していく。 イ　市 　都、関係団体等と連携し、動物救護活動体制を整備する。 第3節　避難所の管理運営体制の整備等 1　対策内容 (4)飼養動物の同行避難の体制整備 (5)都、関係団体等と協力した動物救護体制の整備 2　詳細な取組内容 (11)都、都獣医師会等と連携し、飼養動物の同行避難の体制づくりを進めるとともに、都、関係団体が行う動物救護活動への協力体制を整備する。 第4節　避難所等以外への避難 　都は、都における震災時の車中泊に係る基本的考え方として、以下の理由により、都内における車中泊は、原則、認めることは困難であるとしている。 　なお、市は不特定多数の集団を回避するためのプライベートスペースや帯同が困難な飼育動物との同行避難など、集団や他者との交流が困難な方の身近な避難策として、車両避難は避難の選択肢の一つと考えている。ただし、いかにあるような震災時の課題や健康対策について、事前に十分な協議が必要である。また、車両避難者に対しては、避難所避難者同様に必要な食料や物資の配給を行うとともに、情報提供を行う。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
西東京市 （東京都）	西東京市地域防災計画 第2部 災害予防計画：第8章 避難者対策 第2節 避難所・避難広場等 (9) 避難所における飼養動物の受入体制の整備【環境保全課】、【危機管理課】 都・市獣医師会等と連携し、飼養動物の同行避難の体制づくりを進めるとともに、都、関係団体が行う動物救護活動への協力体制を整備する。 また、必要に応じ、避難所における飼養動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、平時から市獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 第3部 災害応急・復旧対策計画 第8章 避難者対策 第2節 避難所・避難広場等 7動物救護 市、都、関係機関 災害時における飼育動物については、飼い主の責任の下に飼育・管理をすることとなる。 市は、危害防止及び動物愛護の観点から、負傷又は放し飼い状態の動物の保護や適正な飼養に関し、都・市獣医師会、ボランティア等との協力体制を確立する。 ※飼育動物とは、飼育されている犬・猫等の動物とする（「動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和50 年政令第107 号）」別表に規定する動物を除く。）。 (1) 動物の保護【都（福祉保健局）、関係機関】 都は、都や都獣医師会等関係団体が協働して設置する「動物救援本部」を中心として、「動物保護班」及び「動物医療班」を編成し、被災動物の保護等を行う。「動物保護班」では、市区町村、都獣医師会、動物愛護ボランティア等の協力による飼い主不明の被災動物の保護及び動物保護施設への搬送を行う。「動物医療班」では、市区町村等からの要請により、避難所等における獣医療提供等の支援を行う。 また、「動物救援本部」が実施する動物救護活動の一時的な拠点として、動物愛護相談センター等の動物保護施設を提供する。
瑞穂町 （東京都）	瑞穂町地域防災計画（令和3年3月改訂） 第4節　保健衛生及び動物愛護（住民部環境課、福祉部福祉課・健康課） 第7　動物援護 1　動物救護の活動 　住民部環境課は、人への危害防止と動物援護の観点から、都に準じて必要な体制を確保し、都をはじめ獣医師会等関係団体、動物愛護ボランティア等と協力し、負傷又は放し飼い状態の動物の保護を行う。 都（福祉保健局） 1動物愛護相談センターは、「動物保護班」「動物医療班」を編成して、被災住民への動物援護に関する情報提供、被災動物の保護、搬送及び応援要請に基づく避難所等での獣医療に携わる。 2区市町村、都獣医師会等関係団体、動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主の分からない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護を行う。 都獣医師会、動物関係団体等 動物救援本部を設置して、被災動物の保護・援護を行う。 2　避難所等における動物の適正な飼養 　住民部環境課は、避難所責任者と協議し、各避難所等に応じた動物の飼養場所を設ける。避難所内に同行避難動物の飼養場所を確保することが困難な場合は、近接した避難所等に飼養場所を確保する。 　住民部環境課は、都と連携して、避難所等での動物飼養状況の把握、資材の提供、獣医師の派遣、保護施設への受け渡し等の調整等を行う。
日の出町 （東京都）	日の出町地域防災計画 ＜震災編＞第2部　災害予防計画 第5章　応急対応力の強化 第4節　避難対策 6　飼養動物の同行避難体制の準備 第3部　災害応急対策計画 第6章　消防・危険物対策 第5節　危険動物の逸走時対策 第7章　避難対策 第7節　動物愛護 1　動物愛護活動 2　避難所での飼養
檜原村 （東京都）	檜原村地域防災計画 風水害応急-350（抜粋） 5　動物愛護 　風水害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。そのため、村は、動物愛護の観点から負傷又は放し飼い状態の動物の保護や適正な飼育に関し、都等関係機関や獣医師会等関係機関団体との協力体制を確立する。 (1)被災地域における動物の保護 ア　都福祉保健局 　被災動物の救護活動について、獣医師会、動物愛護相談センター等をはじめとした関係団体等との連携を強化し、動物収容施設の確保を含めた動物救護体制を検討していく。 イ 村 　村は、都、関係団体等と連携し、動物救護活動への協力体制を整備する。 (2)避難所における動物の適正な飼育 　村は、都と協力して、飼い主とともに非難した動物について、以下の取り組みを行い、適正飼育を指導する。 ア　各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等 イ　避難所からの保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の調整 ウ　他県市町村への連絡調整及び要請
奥多摩町 （東京都）	（抜粋） 奥多摩町地域防災計画 第2編　震災対策編 第2部　災害応急対策計画 第7章　避難 第12節　動物救護 1　避難所での適正飼育 2　動物愛護の活動

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
大島町 （東京都）	大島町地域防災計画 第1編震災対策編 第3部災害応急・復旧対策計画 第5章医療救護・遺体等の取扱い 第4節動物救護 1. 被災動物の保護 飼い主の分からない負傷または放し飼い状態の動物については、迅速かつ適切な対応が求められることから、都（島しょ保健所大島出張所）は、都獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等の協力を得て、動物の保護を行い、町（水道環境課）はその活動に協力する。 （1）都、都獣医師会、動物関係団体等が協働して設置する「動物救援本部」が中心となり、被災動物の保護、救護を行う。 （2）都は、被災住民等への動物救護に関する情報提供、被災動物の保護、搬送及び応援要請に基づく避難所等での獣医療を行う。 なお、平時から住民に対して同行避難に必要な準備を行うよう啓発するとともに、避難所の受入れ体制の整備に努める。
利島村 （東京都）	利島村地域防災計画 第8章避難対策 第3節避難所等の開設・管理運営 5動物の愛護 （1）被災動物の保護 　飼い主の分からない負傷又は放し飼い状態の動物については、迅速かつ適切な対応が求められることから、都（福祉保健局）は、都獣医師回答関係団体と共同し「動物救援本部」を設置し、負傷又は放し飼い状態の被災動物を保護することとしており、村はこの活動に協力する。 （2）避難所における適切な飼育 　村は、必要に応じて開設した避難所に、動物の飼養場所を確保する。避難所内に同行避難動物の飼養場所を確保することが困難な場合には、近接した避難所等に飼養場所を確保する。 　また、同行避難した動物の飼い主に対し、飼養場所の指定、給餌等の適正飼養、衛生管理等について指導する。
新島村 （東京都）	新島村地域防災計画 第5節動物の救護 1避難所での対応 村（民生部）は、同行避難した動物の飼い主に対養場所指定給餌等適正衛生管理等について指導する。衛生管理等について指導する。 2動物の救護 都は、関係団体等と共同し動物救援本部を設置し、負傷又は放し飼い状態の被災動物の保護・救護を行う。村(民生部)はこの活動に協力する。 第7節危険動物の逸走時対策 村は、住民が飼養している特定動物等（特定動物及びその他人に危害を加えるおそれのある危険動物）の逸走の通報があった場合は、都、新島警察等と協力して動物の保護、収容場所の確保、飼い主情報の収集、住民の避難等の対策を行う。
神津島村 （東京都）	（抜粋） 神津島村地域防災計画 第7章　避難所の管理 　1　避難所に配置する職員については、あらかじめ担当者を定め避難所及び出動方法、任務等について周知徹底を図るものとする。 　2　避難所に配置された職員は、本部の指示に基づき、施設の管理者及び協力団体の協力を得て避難所の管理を行う。 　3　避難所職員の任務 （1）避難所の開設(閉鎖) （2）避難の受付 （3）物資の受払い、収容所に配布される食料等物資の受払い。 （4）諸記録に関すること。 （5）報告に関することア避難所の開設(閉鎖)報告イ避難所収容状況報告　ウ給食の報告エその他状況に応じ報告 （6）その他 ア情報の伝達　班長を通じ収容者に伝達する。 イ給食朝8時、昼12時、夕18時に当該避難所に在籍する物に対し協力団体の協力を得て給食する。 ウ避難所の消毒　消毒その他の避難所における衛生班の活動に協力するものとし、薬品の交付を受けて実施するときは避難者の協力を得て実施する。 エ避難所避難者からの各種相談に応じる等施設管理者及び協力団体協力を得て避難者の世話を行う。 オ施設の管理施設の使用について管理責任者と綿密な連絡を取り十分な保全管理に当たる。 カ要援護者要援護者（介護が必要な方、障害のある方、幼児がいる方等）の利用に配慮する。 キ飼養動物飼養動物の同行避難体制を整備する。
三宅村 （東京都）	（抜粋） 三宅村地域防災計画 第19部衛生計画 第5章動物愛護 災害時には、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。村は、これら動物の適正な飼育に関し、関係機関と協力し体制を確立する。 また、被災動物の保護や搬送等も実施する。 （1）避難所における動物の適正な飼育 村は、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 ア避難所の受付に動物の受付職員を配置し、動物の数・種類・飼い主が記載された名簿を作成する。 イ避難所の一区画を動物の飼養場所として確保する。また、避難所内に飼養場所を確保できない場合は、隣接する公共施設に飼養場所を確保する。 （2）被災動物の保護及び搬送 村は、被災現場において、負傷又は放し飼い状態の動物に対し、危害防止及び動物愛護の観点から適切な保護と避難所への搬送を行う。 ア避難所で飼い主とはぐれてしまった動物の情報をまとめ、捜索用名簿を作る。 イ被災現場巡回職員へ名簿を渡し、捜索と保護を行う。 ウ負傷し、島内での治療が困難な動物は関係団体と連携し、島外搬送を行う。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
八丈町 （東京都）	八丈町地域防災計画　震災対策編 第2部　施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画） 第9章　避難者対策 第5節　具体的な取り組み 【応急対策】第5　動物愛護
青ヶ島村 （東京都）	青ヶ島村地域防災計画 第7節3　ペットの同行避難 1　開設した避難所に動物の飼養場所を避難所施設に応じて確保する。 避難所内に同行避難動物の飼養場所を確保することが困難な場合は、近接した避難所等に飼養場所を確保する。 被災動物の保護に関する都・関係団体等への協力体制の整備。 ペットは、同行避難を可とする。 なお、ペットの所有者に対する同行避難についての留意事項は、次のとおりとする。 ○　避難の際は、リード・首輪を装着し、ケージやキャリーバッグに収容すること。 ○　ペット用の餌、水、食器、トイレ用品等のペット用品を携行すること。 ○　避難所では、指定された飼養スペースにおいて、自己責任で飼養すること。 ○　避難所の管理者、現地動物救護本部等の指示に従い、適正な飼養に努めること。 2　動物愛護管理体制 1安全確保 (1)特定動物等の逸走対策 （予防）青ヶ島村は、特定動物等の逸走に関する住民からの情報等について、東京都及び関係機関（警察・消防等）への情報提供の体制を整備するとともに、特定動物等の逸走時における住民の避難誘導等について検討する。 （応急対策）特定動物等に関する情報収集と東京都への情報提供、並びに住民の避難に関する対応を行う。 ○特定動物等に関する情報収集：動物種、動物等が受けた被害、動物が逸走した場合には大きさ等捕獲に必要となる情報を収集する。 ○住民の避難に関する対応を行う。 ・避難勧告又は指示　・避難誘導　・情報提供、関係機関（警察・消防等）との連絡 (2)動物由来感染症対策 災害発生時には衛生状況の悪化から、様々な感染症の発生が懸念される。特に放浪動物や保護された被災動物等、平常時と異なる環境における動物との接触から動物由来感染症が広がることが想定されるので予防及び災害時は住民に注意喚起を行う。 また、被災動物の保護の観点から、負傷又は放し飼い状態の動物の保護や適性飼育の指導（犬の登録原簿等）整備し、東京都や関係団体との連携を強化し、動物救護体制を整備する。 さらに、人と動物の生活環境整備として発災時は受入態勢整備が必要
小笠原村 （東京都）	第7章避難所の管理 3. 避難所配置職員の任務 (5)避難所敷地内への同行避難動物の飼育場所等の確保 4. 同行避難動物に関する村の役割 (1)同行避難動物の飼養場所等の確保 (2)避難所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供 (3)避難所等における動物の適正飼養の指導等
八王子市	（抜粋）八王子市地域防災計画　第2編　災害予防計画　第2章　災害に強い体制づくり　第11節　備蓄体制の整備3各家庭・事業所等における備蓄の推進市は、水、食糧、簡易トイレ、その他生活必需品等について、最低3日分、出来れば1週間分程度を各家庭・事業所において備蓄するよう啓発を図る。また、動物飼養者に対しても、ペットフード等を備蓄するよう啓発を図る。 　第3編　震災応急対策計画　第6章　救助・救急・消防活動等　第4節　危険物、毒劇物取扱施設等の応急措置7特定動物等の逸走時対策 市は、特定動物等（特定動物及びその他人に危害を加えるおそれのある危険動物）の逸走があった場合は、必要に応じて措置を行う。都は、特定動物等（特定動物及びその他人に危害を加えるおそれのある危険動物）の逸走の通報があった場合は、関係各局の協力のもと、動物の保護、収容場所の確保、飼い主情報の収集等を行う。 　第3編　震災応急対策計画　第9章　避難対策　第2節　避難誘導1危険地域からの避難誘導避難誘導の方針：被災動物にも配慮する。 　第3編　震災応急対策計画　第9章　避難対策　第4節　避難所の運営9避難所生活環境の整備避難所生活環境の整備対策：同行避難動物の把握、安全な飼育場所の確保、フードやケージ等の必要な物品の確保、鳴き声や臭い等に配慮した飼育管理の実施 　第3編　震災応急対策計画　第13章　保健衛生・清掃活動　第1節　保健衛生活動4避難所の衛生管理　避難所の衛生管理：動物の糞尿等 　第3編　震災応急対策計画　第13章　保健衛生・清掃活動　第1節　保健衛生活動9動物救護　災対健康医療部は、都に準じて必要な体制を確保するとともに、必要な備品を備え、都や関係団体と協力して、負傷又は放し飼い状態の動物の保護・救護を推進する。また、災対健康医療部は、避難所責任者と協議し、都福祉保健局や獣医師会等関係団体と連携して、飼育動物の同行避難に対応するため、避難所における避難者の飼育動物について次のような対策を行う。【避難所の動物対策】 ○同行避難してきた飼育者と避難所責任者が協議し、避難所における動物の飼育場所を設定する。避難所内に同行避難動物の飼育場所を確保することが困難な場合は、近接した避難所等に飼育場所を確保する。 ○動物の飼育状況等を把握し、都・関係団体へ情報提供する。 ○都や協力団体へ資材の提供を要請・獣医師派遣等の支援要請及び受け入れの調整を行う。 ○都へ獣医療提供の支援を要請する。 ○飼育者（避難者）へ、飼育動物の適正な自主管理について広報する。 ○避難所責任者へ、飼育者に対する指示事項　を周知する。 (長期化した場合) ○都へ、飼育動物の保護施設への移送を要請する。 ○飼育者等による自主管理体制を確立する。 ○避難所における動物の適正飼育を指導する。 　第4編　風水害応急対策計画　第13章　各種応急対策活動　第7節　防疫・保健衛生等及び清掃活動8動物救護　災対健康医療部は、震災対策に準じることを基本とし、都に準じて必要な体制を確保し、都や関係団体と協力して、負傷又は逸走した飼育動物の保護・救護を行う。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
神奈川県	神奈川県地域防災計画 第3章　災害時応急活動事前対策の充実　第5節　避難対策　8　ペット対策 ・県は、飼主不明となった犬、猫等の円滑な保護などを図るため、必要に応じ「災害時動物救護マニュアル」を見直すとともに、飼主に対し普段から備えておくべきこと等の普及啓発を行い、災害時に備えます。 ・市町村は、事前にペット同行避難のルールを作成した場合は、地域住民にそれを周知します。また、避難所におけるペット同行については、鳴き声、臭い、毛の飛散、アレルギー、衛生面に関する問題等が発生することから、飼育スペース、ケージの確保や、飼い主の管理責任など、注意事項　を可能な限り具体的に検討し、避難所運営マニュアルに位置づけます。 ・市町村は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めます。 第4章　災害時の応急活動対策　第3節　避難対策 4　指定避難所の開設 (3)避難所の運営管理ウ市町村は、各避難所の避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、県等に報告を行います。また、避難者の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めます。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じます。また、避難所の生活環境については、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策やエコノミークラス症候群対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握を行い、必要な措置を講じるよう努めます。また、要配慮者や妊産婦、母子等の要配慮者のための専用スペースの確保に努めるとともに、男女ペアによる巡回警備等により、避難所の安全性の確保措置に努めます。さらに、ペット同行避難のルールを定め、飼い主が責任をもって飼育するための居場所確保やケージ等を用意するなどの具体的な対応がとれるよう努めます。 9　応急仮設住宅等 (4)応急仮設住宅への入居者募集及び運営管理市町村は、応急仮設住宅への入居者の募集について、県の協力のもとに行います。この際、要配慮者優先の観点から入居者の優先順位を設定して選考します。応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮します。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮します。 10　ペット対策 県では、「災害時動物救護マニュアル」に基づき、獣医師会及び動物愛護団体等と連携して動物救護本部を設置し、被災した犬猫等の救護を行います。
平塚市 （神奈川県）	平塚市地域防災計画　地震編 第3章平常時の対策 第5節 避難対策 3 ペットとの同行避難【環境部、教育委員会、公営事業部】(P53) ペットとの同行避難については、飼主による日頃からのしつけや予防接種等の健康管理、避難のためのケージやペットフード等の用意等飼主による平時からの備えや避難先のルールに基づく対応などについて普及啓発します。また、避難所におけるペットの扱いについては、「避難所でのペット対策・受け入れマニュアル作成のガイドライン」等に沿い、避難所運営マニュアルへの反映を促進します。 第4章災害時の応急対策 第5節 避難対策 4 避難所の運営 (8) ペット対策(P170) 飼主とともに同行避難したペットについては、「災害時の動物救護活動に関する協定」に基づき（公社）神奈川県獣医師会中央支部と連携するとともに、避難所における飼育 場所等については、避難所運営委員会で協議し、適切な飼育環境と避難所の衛生環境の確保に努めます。 平塚市地域防災計画 風水害編 第3章平常時の対策 第5節避難対策 8 ペットとの同行避難【環境部、教育委員会、公営事業部】(P38) ペットとの同行避難については、飼主による日頃からのしつけや予防接種等の健康管理、避難のためのケージやペットフード等の用意等飼主による平時からの備えや避難先のルールに基づく対応などについて普及啓発します。また、避難所におけるペットの扱いについては、「避難所でのペット対策・受け入れマニュアル作成のガイドライン」等に沿い、避難所運営マニュアルへの反映を促進します。 第4章 災害時の応急対策 第9節 避難対策 4 避難所の運営 (8) ペット対策(P156) 飼主とともに同行避難したペットについては、「災害時の動物救護活動に関する協定」に基づき（公社）神奈川県獣医師会中央支部と連携するとともに、避難所における飼育 場所等については、避難所運営委員会で協議し、適切な飼育環境と避難所の衛生環境の確保に努めます。
鎌倉市 （神奈川県）	【鎌倉市地域防災計画】 ■第1編 地震・津波災害対策 第1章 地震・津波災害予防計画 ◆『災害時応急活動事前対策の充実』の構成 第16 節 避難対策 第7 ペット等の対策…地震津波-39～40 熊本地震では、避難所における飼育動物（ペット）同行避難者の受入体制や、避難者自身の「他の避難者に迷惑をかけてしまう」等の心理的要因により、飼育動物を連れた多くの避難者が車中泊等を余儀なくされるケースがみられました。 このため市は、次のようなペット等対策を推進します。 1 飼主不明動物への対応 飼主不明・飼育困難なペットの保護・収容は、県や湘南獣医師会が窓口となり、災害発生時に仮設動物救護センターを設置して対応しますが、仮設動物救護センターが稼働し始めるまでの対応については、市が湘南獣医師会等と協議し決定します。 2 避難所のペット対策 (1) 市は、事前にペット同行避難のルールを作成し、市民に周知します。 また、避難所におけるペット同行については、鳴き声、臭い、毛の飛散、アレルギー、衛生面に関する問題等が発生することから、飼育スペース、ケージの確保や飼い主の管理責任等、注意事項を可能な限り具体的に検討し、避難所運営マニュアルに位置づけます。 (2) 市は、ペットフードやトイレシート等、ペットの飼育に必要な避難用品を持参するよう、市民に周知します。 (3) 市は、必要に応じ、避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、県獣医師会や湘南獣医師会、動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めます。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
鎌倉市 （神奈川県）	第2章 地震・津波災害応急対策計画 第7節 避難対策 第4 避難所の運営 4 ペット・動物の保護収容…地震津波-139 (1) 避難所でのペットの受入れは、各避難所運営委員会で決定した方針に基づいて実施します。各避難所で対応できなくなった場合、市は、湘南獣医師会等へ応援依頼します。 (2) 被災により放浪するペット・動物について、市民から通報を受けた場合は、市は、県動物愛護センターに連絡し、保護収容を依頼します。 また、保護したペット・動物については、飼い主への情報提供の観点から、避難所と連絡調整します。 第5 応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理 1 応急仮設住宅の建設 (2) 応急仮設住宅の建設 ウ 応急仮設住宅の運営管理…地震津波-152 各応急仮設住宅の運営管理にあたっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮します。 また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮します。 ■第2編 風水害対策 第1章 風水害予防計画 ◆『災害時応急活動事前対策の充実』の構成 第16 節 避難対策 第10 ペット等の対策…風水害-27～28 ペット等の対策については、「第1編 第1章 地震・津波災害予防計画 第16節 第7 ペット等の対策」を準用します。 第2章 風水害応急対策計画 第7節 避難対策 第4 避難所の運営…風水害-89 避難所の運営については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第7節 第4避難所の運営」を準用します。 ただし、この準用は、風水害等の規模に応じ、避難の長期化が見込まれる場合とします。 また、避難所では、災害発生からの時間の経過に伴い、運営上の課題等が変化することが予想されます。時期別の課題等については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第7節 第4 避難所の運営 2 避難所における時期別の課題等」を準用するとともに、災害発生前についても対策（安全点検等）を実施します。 第8節 生活救援活動 第5 応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理…風水害-91 応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第8節 第5 応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理」を準用しす。
藤沢市 （神奈川県）	避難施設運営マニュアル(藤沢市)Ⅳ　避難施設の運営　　避難施設の運営は、避難施設運営委員会の会長を中心に各班により運営を行い、各班をまとめるため班長を選出する。7　衛生班（6）避難施設内のペット対策(要援護者が必要とするほじょ犬は、除外する。)ア　犬、猫などは、室内に入れない。 イ　避難施設のペットの管理責任は、飼養者にあることを原則とする。 ウ　避難施設にペットを連れてきた避難者に対して窓口で届け出るよう呼びかけ、「様式17・避難施設ペット登録台帳」に記載する。 エ　大型動物や危険動物の避難施設への同伴は断る。 オ　ペットの飼育場所を決定し、ペットの飼育ルールと共に飼育者および避難者へ周知徹底を図る。 カ　ペットの救護活動が開始された場合は、その情報を飼育者へ提供し、協力を求める。
小田原市 （神奈川県）	小田原市地域防災計画　　第1編　地震災害対策計画 第3章　災害時応急活動事前対策の充実　　第5節　避難対策 第9　ペット対策 　飼主不明・飼育困難なペットの保護・収容は、県や県獣医師会が窓口となり、発災時に仮設動物救護センターを設置して対応しますが、動物救護センターが稼働し始めるまでの対応については、市が（公社）神奈川県獣医師会西湘支部と協議し決定します。 　市は、広域避難所におけるペットの受け入れについて、ガイドラインに基づき、ペットとの避難のルール等について周知します。 第4章　災害時の応急活動対策　　第3節　避難対策 第3　広域避難所の運営　　3　ペット対策 　避難所でのペットの受入れは、各広域避難所運営委員会で市「避難所・避難場所におけるペットの受け入れガイドライン」に基づいて実施します。各広域避難所で対応できなくなった場合、市は小田原獣医師会及び神奈川県獣医師会西湘支部へ応援依頼します。 　また、飼養者不明ペットの取扱については、県が主体となって対応するため、県や県獣医師会が窓口となり、仮設動物救護センターが受入れを行います。
茅ヶ崎市 （神奈川県）	茅ヶ崎市地域防災計画　地震災害対策計画（風水害対策計画・特殊災害対策計画もこれに準ずる内容） 第2章 災害に強い組織・人づくり 第3節 自己備蓄の推進 【取り組みの方向】 第1　自己備蓄の推進　3　その他の主な非常時持出品 ペットを連れた避難生活においては、ケージやペットフード等を事前に準備する等、他の避難者に十分配慮する必要があります。 (5)ペットのいる家庭 ア　名札（鑑札や注射済票のほかに飼い主の名前やペットの名前を記入した名札） イ　愛犬手帳 ウ　食器 エ　ケージ オ　リード カ　ペットフード キ　トイレ用品 第4章　平常時の対策 第6節　避難対策 【現状】 〇避難所におけるペットの受入れについて、受入れの流れや方法、ペットの収容方法などをまとめた「避難所でのペットの受け入れについて」を茅ヶ崎・寒川動物愛護協議会」が作成しています。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
茅ヶ崎市 （神奈川県）	【課題】 〇避難所におけるペット対策等について、想定される避難所運営上の課題に対して、実効性のある取組を進める必要があります。 〇過去の災害において、ペットが飼い主と離れ離れになってしまう事例が発生しました。これらの動物の保護には多大な労力と時間を要すとともに、その間にペットが負傷し、衰弱・死亡するおそれがあります。また、繁殖により住民の安全や公衆衛生上の環境悪化が懸念されるため、ペットの同行避難は、動物愛護の観点のみならず、放浪動物による人への危害防止や生活環境保全の観点からも重要です。 【取り組みの方向】 第2 避難所運営体制の強化　5 ペット対策の周知・啓発 避難所では、ペットの世話やペットフード、飲み水、ケージ等の確保、飼養場所の管理は原則として飼い主の責任で行うこととなります。 市は、災害発生時に、飼い主が自己の責任で行うペットの同行避難や、適正な飼養管理ができるように、平常時から、飼い主に対してペットの飼養・管理方法を普及啓発するとともに、必要に応じて避難所運営マニュアルの修正を行います。 第8節　保健衛生、防疫、遺体の取り扱いに関する対策 【取り組みの方向】 第1　保健衛生・防疫対策　7 ペット対策 市は、ペットの飼い主に対し、自宅からの避難が必要となる災害が発生し、ペットと同行避難する必要が生じることを想定して、平常時から災害に備えたペット用備蓄品の確保や避難ルートの確認等をはじめ、避難所では他の避難者の理解のもと、飼い主の責任のもと飼養管理を行うことや、ペットの同行避難に必要なしつけや健康管理の必要性について周知啓発を図ります。 また、市は、獣医師会及び動物愛護推進員等と連携し、飼い主による責任を基本とした同行避難及び避難所での飼養管理、放浪動物の保護や負傷動物等の救護体制を整備するとともに、必要に応じて避難所運営マニュアルの修正を行います。 （飼い主に周知する主な内容） 〇ペットのしつけと健康管理 〇ペットが行方不明にならないための対策（鑑札、迷子札等による所有者明示） 〇ペット用の避難用品や備蓄品の確保 第5章　災害時の応急対策活動 第6節　避難対策　第3 避難所の開設・運営　2 避難所の運営　(8) 避難所におけるペット対応 市は、ペットの放浪・逸走、動物由来感染症の防止、被災者の心のケア、動物愛護の観点からペットの同行避難を推進します。ペットの世話やペットフードの確保、飼養場所の管理等、同行避難されたペットの飼養管理は飼い主が行うことを原則とし、市は、獣医師会及び動物愛護推進員等と連携し、避難所での飼養に必要な支援を行います。避難所運営委員会は、動物に対するアレルギーや衛生面の問題等を踏まえ、できる限りペットと避難者の「住み分け」を行うこととし、ペットと人との動線を分離することで接点をできる限り最小限とするとともに、避難所の近隣住民の生活環境にも配慮しペットの飼養場所を確保します。 （ペットの飼養場所の確保方法の例） 〇倉庫の利用 〇遊具を利用した係留 〇テントやプレハブの設置〇ブルーシートを張ったサッカーゴールの利用 〇屋根や壁のある渡り廊下 第8節　保健衛生、防疫、遺体の取り扱いに関する活動　第1　保健衛生・防疫活動　4 死亡小動物の収集処理及び逸走又は負傷している犬猫等の保護収容 (1) 死亡小動物の収集・処理 災害によって死亡した小動物については、飼い主が責任をもって処理することを原則とします。ただし、飼い主が不明なもの、又は防疫上緊急を要するもので、飼い主が自己処理できないものについては、市が行います。 (2) 逸走しているペット又は負傷している犬猫等の保護収容 市は、被災により逸走しているペット又は負傷している犬猫等について、「神奈川県仮設動物救護センター」が開設されるまでの期間、「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、茅ヶ崎寒川獣医師会に治療や保護収容等を要請します。また、保護収容した犬猫等については、避難所と連携し、飼い主等へ情報提供を実施します。
逗子市 （神奈川県）	逗子市地域防災計画 ・地震津波対策計画編P61 https://www.city.zushi.kanagawa.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/005/686/1-20210811103743.pdf ・風水害等対策計画編P39 https://www.city.zushi.kanagawa.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/005/686/1-20220407174321.pdf
三浦市 （神奈川県）	三浦市地域防災計画（地震災害対策計画編） 第3章/第5節　避難対策 【課題】 〇避難所での生活環境を常に良好なものとするため、要配慮者や性的マイノリティの方へのケア、避難者のプライバシーの確保、ペット同行避難のルール作成、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様な視点が反映できるようにするなど、避難所の運営には十分配慮する必要があります。 〇大規模地震等の災害により飼主が不明になったり、負傷したり、避難所において飼育が困難になった犬、猫等のペットを保護、収容する等の対策が必要となります。 【取組の方向】 〇市は県及び関係団体と連携し、被災した犬猫等の救護に努めます。 【主な事業】 9　ペット対策 (1)市は、避難所におけるペットの扱いについては、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面に関する問題などから、生活スペースから離れた場所等で飼育するなどの注意事項を可能な限り避難所運営マニュアルに位置付けます。 (2)市は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めます。 第4章/第4節　避難対策 4指定避難所の開設 (3)避難所の運営管理 ウ　ペット同行避難のルールを定め、飼い主が責任をもって飼育するための居場所確保やケージ等を用意するなどの具体的な対応がとれるよう努めます。 9　応急仮設住宅等 (3)応急仮設住宅への入居者募集及び管理運営 必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮します。
秦野市 （神奈川県）	秦野市地域防災計画（地震災害対策計画） 第3章　災害応急対策計画　第6節　避難計画　6　避難所の環境整備　(6)ペット対策　p59 秦野市地域防災計画（風水害等対策計画） 第3章　災害応急対策計画　第6節　避難計画　9　避難所の環境整備　(6)ペット対策　p60 避難所におけるペットの扱いについては、「人とペットの防災ハンドブック」を参考にしながら、避難所運営委員会と飼い主の協力のもと、ペットの管理場所やペットの管理ルール等を決定し、スムーズな避難生活に努めます。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
厚木市 （神奈川県）	厚木市地域防災計画(地震災害対策編)及び(風水害等対策編) 第2部 地震災害対策　第2章 災害時応急活動事前計画　第5節 避難及び応急仮設住宅事前対策　第7項 飼養動物等(ペット等)の保護対策 第2部 風水害対策　第2章 災害時応急活動事前計画　第5節 避難及び応急仮設住宅事前対策　第10項 飼養動物等(ペット等)の保護対策 市は、災害時における避難・救出については、できるだけペットの避難・救出ができるよう動物愛護の観点から配慮します。 (1)「災害時ペット動物対策行動指針」(平成29 年3月)、「災害時飼養動物対策マニュアル」(平成30 年3月)に基づき、ペット同行避難のルールについて市民に周知をします。 (2) 平常時の避難所運営委員会において避難所でのペットのためのスペースの確保について、あらかじめ協議し避難所運営マニュアルに位置付けます。障がいのある方が同伴する身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬)については、ペットとは捉えず、避難行動要支援者への支援として考えます。しかし、避難者の中には動物が苦手な方やアレルギーを持っている方もいるため、動物が苦手な方やアレルギーを持っている方と動物の動線が交わらないように飼養スペースを確保する等の対策も行います。 (3) ペット用備蓄品の準備やしつけの必要性に関する周知及び啓発を行います。 (4) 飼養動物が自己の所有であると明らかにするための識別器具等(首輪、名札、マイクロチップなど)の装着又は施術に関し、推進していきます。 (5) ペット用備蓄品の整備・充実に努めます。 (6) 獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めます。 第2部 地震災害対策　第2章 災害時応急活動事前計画　第17 節 防災知識の普及　第2項 市民に対する普及 第2部 風水害対策　第2章 災害時応急活動事前計画　第16 節 防災知識の普及　第2項 市民に対する普及 1 市は、東日本大震災や平成28 年熊本地震の教訓を踏まえて、市民及び事業者の防災意識を高めるよう、各種普及啓発資料の作成・配布、広報紙・各種報道媒体の活用、研修会、講演会等の開催、防災訓練等を通じて、市民に対し地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み等がないよう必要な情報を提供するとともに、次に掲げる防災知識の普及・周知の徹底を図ります。 (4) ペットを飼っている市民は、ペットの7日分の飲料水、ペットフード、ケージ、首輪、リード(引き綱)、トイレ等の備蓄の準備 第2部 地震災害対策　第3章 応急活動計画　第6節 避難、避難所の運営及び応急仮設住宅等　第4項　避難所の運営 第2部 風水害対策　第3章 応急活動計画　第6節 避難、避難所の運営及び応急仮設住宅等　第4項　避難所の運営 3 避難生活の長期化への対応 各避難所では、被災者の孤立感を解消し、生きがいや居場所を見出し、心身の健康を確保していくため、関係機関の協力の下、避難所内に喫茶、足湯、集会所等の交流の場の提供、ペットのためのスペースの確保について検討します。 9 ペット対策 「厚木市災害時飼養動物対策マニュアル(平成30年3月)」、「災害時ペット動物対策行動指針(平成29年3月)」に基づき、ペットの安全確保に努めます。 第2部 地震災害対策　第3章 応急活動計画　第6節 避難、避難所の運営及び応急仮設住宅等　第6項 応急仮設住宅等 第2部 風水害対策　第3章 応急活動計画　第6節 避難、避難所の運営及び応急仮設住宅等　第6項 応急仮設住宅等 2 応急仮設住宅への入居者募集及び運営管理 また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮します。
大和市 （神奈川県）	大和市地域防災計画　第2編　地震災害対策計画編　8　ペットの管理 (1)飼主の義務　　ペットは、原則として動物飼育者が管理を行う。飼主は、災害時に備えて、ペットのしつけ、健康管理、迷子にならないための対策、ペット用の避難用品、備蓄品の確保等の対策を行う。 (2)市の取り組み　ア 感染症の予防 　市は、被災地におけるペットの保護、人畜共通感染症の予防及び動物による咬傷事故等を予防するため、必要に応じて獣医師会、動物愛護協会、ボランティア等に協力を求め、被災動物の保護収容等の措置を講ずる。 　イ 避難生活施設 　市は、災害時に備えてペットの飼主が平時から備えておくべき事項等の普及啓発と避難生活施設におけるペットのためのスペース確保に努める。 大和市地域防災計画　第3編　風水害対策計画編　7　ペットの管理 (1)飼主の義務　　ペットは、原則として動物飼育者が管理を行う。飼主は、災害時に備えて、ペットのしつけ、健康管理、迷子にならないための対策、ペット用の避難用品、備蓄品の確保等の対策を行う。 (2)市の取り組み　ア 感染症の予防 　市は、被災地におけるペットの保護、人畜共通感染症の予防及び動物による咬傷事故等を予防するため、必要に応じて獣医師会、動物愛護協会、ボランティア等に協力を求め、被災動物の保護収容等の措置を講ずる。 　イ 避難生活施設 　市は、災害時に備えてペットの飼主が平時から備えておくべき事項等の普及啓発と避難生活施設におけるペットのためのスペース確保に努める。 大和市国民保護計画　第3編　武力攻撃事態等への対処(11)動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項　についての基本的考え方について(平成17 年8 月31 日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、次の事項　等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・ 危険動物等の逸走対策 ・ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
伊勢原市 （神奈川県）	伊勢原市地域防災計画 地震災害対策編 第1章 災害予防計画 第9節 避難体制の整備 11 ペット対策【企画部・保健福祉部・地域対策部・関係機関】市は、県による仮設動物救護センターが開設されるまでの間、県獣医師会中央支部との災 害時協定に基づき、小動物の応急救護活動等を行うため、その要請方法等について確認しておく。また、各広域避難所におけるペットの受入れについて、平常時の避難所運営委員会において、あらかじめ協議を行い、各避難所の実情に応じて更なるペットの受入れスペースの確保に努める。さらに、県獣医師会中央支部と連携し、飼い主に対してマイクロチップ装着の普及・啓発を図るとともに、ペットのしつけやワクチン接種等の適切な飼養管理、ケージやペットシート、ペットフード等の用品の備蓄、一時預け先の確保など、日頃からの備えについて周知・ 啓発を行う。 第2章 災害応急対策計画 第5節 避難・応急住宅対策の実施 (7)災害時のペット対策 市災害対策本部は、災害時協定に基づき、県災害時動物救護マニュアルに基づく県仮設動物救護センターが開設されるまでの間、負傷動物の応急救護、飼育動物の健康相談等を行う。 なお、避難所におけるペットの受入れについては、避難所運営委員会の決定方針に基づいて対応することとするが、補助犬(盲導犬、介助犬等)を利用する障がい者等に対しては、可能な限り施設内で一緒に避難生活ができるよう配慮する。 ◇災害時における動物救護事業に関する協定書／(公社)神奈川獣医師会中央支部

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
海老名市 （神奈川県）	海老名市地域防災計画　地震災害対策計画 ・第3章　地域災害時応急活動事前対策の充実　第5節　避難対策　11　ペット対策 (1) 市は、地震災害により飼主不明となった犬、猫等の円滑な保護等を図るため、県が作成した「災害時動物救護マニュアル」により、飼主に対し普段から備えておくべきことなどの普及・啓発を行う。 (2) 市は、大規模地震等災害当初におけるペットの受け入れについて、飼主にとって避難しやすくする観点から、開設する全ての避難所で受け入れる。なお、その後、被害状況が落ち着いた段階で北部公園体育館をペット避難所として運営することを基本とする。 (3)市は、「命あるものを大切にする」という観点に立ち、市民へ、避難所がペットを受け入れ可能であることを周知するとともに、ペットとの同行避難において、避難先で混乱が生じないように、普段からの備えや取組をすすめていくための行動指針（ガイドライン）の周知を図る。 ・第3章　地域災害時応急活動事前対策の充実　第16節　自主防災活動の拡充強化　1　市民への周知等 (1) 市は、県及び防災関係機関と協力して、市民自らが実施する防災対策並びに家庭での予防、安全対策及び地震災害時行動として、次のアからオまでに掲げる事項について周知徹底を図る。 イ .ペットを飼っている市民は、ペットの3日分以上、推奨1週間分の飲料水・ペットフード、トイレ、ケージ、首輪、リード（引き綱）などの備蓄の準備 ・第3章　地域災害時応急活動事前対策の充実　第18節　防災知識の普及　2 市民への防災知識の普及 (2) 家庭における身近な防災対策等の普及 ア 市は、県及び防災関係機関と協力して、市民自らが実施する防災対策並びに家庭での予防、安全対策及び地震災害時行動として、次の(ア)から(オ)までに掲げる事項について周知徹底を図る。 (イ) ペットを飼っている市民は、ペットの3日分以上、推奨1週間分の飲料水・ペットフード、トイレ、ケージ、首輪、リード（引き綱）などの備蓄の準備 ・第4章 地震災害時の応急活動対策　第3節 避難対策　4 避難所予定施設等の開設 (3) 避難所等の運営管理 オ 市は、避難生活が長期化する場合は、プライバシーの確保状況、簡易ベッドなどの活用、入浴施設の設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師・保健師・看護師・管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策、エコノミークラス症候群対策の必要性、飲料水・食料の確保、配食の状況、ごみ処理の状況等、食中毒対策、避難者の健康状態及び避難所等の衛生状態の把握に努める。さらに、ペット同行避難のルールを定め、ペットスペースの確保などの具体的な対応がとれるよう努める。 ・第4章 地震災害時の応急活動対策　第3節 避難対策　8 応急仮設住宅等 (4) 応急仮設住宅への入居者募集及び運営管理 イ 応急仮設住宅の運営管理は、応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死、引き籠もりなどを防止するための心のケア並びに入居者によるコミュニティの形成及び運営管理に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れについて検討する。 ・第4章 地震災害時の応急活動対策　第3節 避難対策　9 ペット対策 (1) 市は、大規模地震等災害当初におけるペットの受け入れについて、飼主にとって避難しやすくする観点から、開設する全ての避難所で受け入れる。なお、その後、被害状況が落ち着いた段階で北部公園体育館をペット避難所として運営することを基本とする。 (2)市は、「命あるものを大切にする」という観点に立ち、市民へ、避難所がペットを受け入れ可能であることを周知するとともに、ペットとの同行避難において、避難先で混乱が生じないように、普段からの備えや取組をすすめていくための行動指針（ガイドライン）の周知を図る。 (3)市は、県の「災害時動物救護マニュアル」に基づき、県が獣医師会及び動物愛護団体等と連携して設置する動物救護本部と連携し、被災した犬猫等の救護を行う。
座間市 （神奈川県）	座間市地域防災計画 第2編　第1章 7　家庭動物(ペット)の避難対策 ⑴ 家庭動物（ペット）の避難対策 ア 市は、災害時に備えて家庭動物（ペット）の飼い主が平常時から備えておくべき事項等の普及啓発を行う。 イ 市は、事前に家庭動物（ペット）同行避難のルールを作成し、市民に対し、これを周知する。また、避難所における家庭動物（ペット）同行については、必要に応じて狂犬病予防注射済票及び鑑札の携帯を求める他、鳴き声、臭い、毛の飛散、アレルギー、衛生面に関する問題等を防ぐため、専用スペースの飼育、ゲージや餌、水などの持参を含め、飼い主の管理責任等、注意事項を可能な限り具体的に検討し、避難所運営ガイドライン等に明記する。 ウ 市は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物（ペット）のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 ⑵ 家庭動物（ペット）の保護対策 ア 市及び関係機関は、家庭動物（ペット）の保護ができるよう動物愛護の観点に配慮する。 イ 市及び関係機関は、家庭動物（ペット）の保護に備えて、獣医師会等の関係団体と協力し、家庭動物（ペット）対策マニュアルの作成に努める。 ウ 市及び関係機関は、家庭動物（ペット）が自己の所有であると明らかにするための識別器具等（首輪、名札、マイクロチップ等）の装着を推進する。
南足柄市 （神奈川県）	南足柄市地域防災計画（風水害等対策編） 第3節避難対策　9　ペット対策 市は、ペット同行避難のルールを定めた「南足柄市避難所におけるペット対応マニュアル」を住民に周知します。 指定避難所におけるペット同行については、鳴き声、臭い、毛の飛散、アレルギー、衛生面に関する問題等が発生することから、飼育スペース、ケージの確保や、飼い主の管理責任など、注意事項を可能な 限り具体的に検討し、避難所運営マニュアルに位置づけます。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めます。 第9節住宅対策　1応急仮設住宅 (5)応急仮設住宅への入居者募集及び運営管理市は、応急仮設住宅への入居者の募集及び選定は、県と協力して行います。この際、要配慮者優先の観点から入居者の優先順位を設定して選考します。 応急仮設住宅の運営管理に当たって は、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するため、こころのケア、入居者 によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮します。 また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮します。 南足柄市地域防災計画(地震災害対策編) 第3節 避難対策　6　ペット対策 市は、ペット同行避難のルールを定めた「南足柄市避難所におけるペット対応マニュアル」を住民に周知します。 指定避難所におけるペット同行については、鳴き声、臭い、毛の飛散、アレルギー、衛生面に関する問題等が発生することから、飼育スペース、ケージの確保や、飼い主の管理責任など、注意事項を可能な限り具体的に検討し、避難所運営マニュアルに位置づけます。 また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めます。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
南足柄市 （神奈川県）	第8 節 住宅対策　1応急仮設住宅 （5）応急仮設住宅への入居者募集及び運営管理市は、応急仮設住宅への入居者の募集及び選定は、県と協力して行います。この際、要配慮者優先の観点から入居者の優先順位を設定して選考します。 応急仮設住宅の運営管理に当たって は、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するため 、こころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努める とともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮します。 また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮します。
綾瀬市 （神奈川県）	綾瀬市地域防災計画【地震編　】 ○　第2章　災害予防計画　第6節　避難対策　9 ペット対策 （1）普及啓発活動の実施　　県「災害時動物救護マニュアル」に基づき、飼主に対し普段から備えておくべきこと等の普及啓発を行い、災害時に備えます。 （2）避難所運営マニュアルへの反映　　避難所運営マニュアルにおけるペット同行避難のルールを地域住民に周知します。　　また、避難所におけるペット同行については、鳴き声、臭い、毛の飛散、アレルギー、衛生面に関する問題等が発生することから、飼育スペース、ケージの確保や、飼い主の管理責任など、注意事項 を可能な限り具体的に検討し、避難所運営マニュアルに位置づけます。 ○　第2章　災害予防計画　第14節　市民、市職員等の防災対応力の強化　1 市民の防災意識の高揚（2）家庭での防災対策の徹底　8 ペットの飼い主が平常時から備えておくべき事項 ○　第3章　応急対策計画　第12節　防疫・清掃対策　1　防疫活動　（5）動物対策　　救護対策部は、厚木保健福祉事務所大和センター、神奈川県動物愛護センターと連携して、自主防災組織及び避難所運営委員会に協力を求めて、地域内や避難所等における被災者の飼育動物について、次のような対策を行います。 1　動物の飼育状況等を把握する。 2　飼育者等による自主管理体制を確立する。 3　県への資材提供・獣医師派遣等の支援要請及び受け入れの調整を行う。 4　飼育者（避難者）へ、飼育動物の適正な自主管理について広報する。 5　避難所責任者へ、飼育者に対する指示事項 を周知する。 6　避難所の開設が長期化した場合、県へ、飼育動物の保護施設への移送を要請する。 綾瀬市地域防災計画【風水害編】 ○　第2章　第6節 避難対策　10 ペット対策 （1）普及啓発活動の実施 　県「災害時動物救護マニュアル」に基づき、飼主に対し普段から備えておくべきこと等の普及啓発を行い、災害時に備えます。 （2）避難所運営マニュアルへの反映 　避難所運営マニュアルにおけるペット同行避難のルールを地域住民に周知します。 　また、避難所におけるペット同行については、鳴き声、臭い、毛の飛散、アレルギー、衛生面に関する問題等が発生することから、飼育スペース、ケージの確保や、飼い主の管理責任など、注意事項を可能な限り具体的に検討し、避難所運営マニュアルに位置づけます。 ○　第2章 災害予防計画　第14節 市民、市職員等の防災対応力の強化　1 市民の防災意識の高揚 （2）家庭での防災対策の徹底 　8 ペットの飼い主が平常時から備えておくべき事項 ○　第3章　応急対策計画　第15節　防疫・清掃対策　1防疫活動　（5）動物対策 　救護対策部は、厚木保健福祉事務所大和センター、神奈川県動物愛護センターと連携して、自主防災組織及び避難所運営委員会に協力を求めて、地域内や避難所等における被災者の飼育動物について、次のような対策を行います。 1　動物の飼育状況等を把握する。 2　飼育者等による自主管理体制を確立する。 3　県への資材提供・獣医師派遣等の支援要請及び受け入れの調整を行う。 4　飼育者（避難者）へ、飼育動物の適正な自主管理について広報する。 5　避難所責任者へ、飼育者に対する指示事項を周知する。 6　避難所の開設が長期化した場合、県へ、飼育動物の保護施設への移送を要請する。
葉山町 （神奈川県）	葉山町地域防災計画・地震津波対策計画編（令和6年度改訂） ●第2部 災害予防計画／第3章 避難所・避難場所の整備／第1節 震災時の避難／11 避難所におけるペット対策 町は、事前にペット同行避難のルールを作成し、地域住民に周知する。 また、避難所におけるペット同行については、鳴き声、臭い、毛の飛散、アレルギー、衛生面に関する問題等が発生することから、飼育スペース、ケージの確保や飼い主の管理責任など、避難所運営委員会を中心に注意事項を具体的に検討し、避難所運営マニュアルに位置づける。 ●第3部 災害応急対策計画／第5章 避難対策計画／第3節 避難所の開設・運営／5 避難所の運営管理 ペットの避難対策 運営委員会は、避難所におけるペットの飼育場所を指定するなど、適正な飼育環境の確保に努める。 なお、飼育については飼主の責任において行うが、必要に応じてボランティアへの協力を求める。 ●第3部 災害応急対策計画／第12章 防疫・保健衛生対策計画／第4節　ペット対策 町は、「災害時の動物救護に関する協定書」に基づき、締結先の湘南獣医師会に協力を仰ぎながら動物救護活動を行うとともに、県が作成した「災害時動物救護活動マニュアル」を参考にして、ペットに関する情報提供を行う。 また、鎌倉保健福祉事務所、獣医師会等関係団体や動物愛護団体、ボランティア等と防災訓練や普段の情報交換を通じ、適切な動物の保護を行う体制の確立に努める。 避難所における飼育の原則 ・ペットの避難所での受入れは、ペットの放浪・逸走・動物由来感染症の予防、被災者の心のケア、動物愛護の観点から同行避難を原則とする。 ・避難所運営委員会は、避難所での多種多様な価値観を持つ人の共同生活を円滑に実施するため、人とペットの居住区の区分けなど、避難所運営マニュアルに沿った管理を行う。 ・飼い主は、他の被災者の理解のもと、給餌、排泄物の清掃等の全責任を持つことを原則とする。 ペットの把握 避難所運営委員会は、避難所でのペットの適正管理を図るため、次に挙げる事項を飼い主から届け出てもらう。 1 飼育者の氏名と住所 2 動物の種類と数 3 動物の特徴（性別・体格・毛色 等） 4 予防注射の接種状況 5 登録鑑札の有無

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
寒川町 （神奈川県）	寒川町地域防災計画 第2章　災害に強い組織・ひとづくり 　第3節　家庭等での備え　第4　ペット対策 町民は、ペット同行避難に備えて、事前に次の準備を行う。 (1)ペットのしつけと健康管理 (2)ペットが迷子にならないための対策(マイクロチップ等による所有者明示) (3)ペット用の避難用品や備蓄品の確保 (4)避難所や避難ルートの確認等の準備 　第6節　災害時に」おける自助・共助 ■避難対策　町民　・同行非難したペットへの給餌等、自己管理を行う 第4章　災害時応急活動事前対策 　第5節　避難対策　第2　避難所の運営管理体制の整備 　3 ペット対策 町は、ペット同行避難のルールを作成し町民に周知する。また、飼育スペース、ケージの確保、飼い主の管理責任等の注意事項を可能な限り具体的に検討し、避難所運営マニュアルに位置づける。 第5　避難所の運営　1避難所の運営　(4)スペースの確保 町は、避難した自主防災組織の代表者等と協力してスペースを確保する。特に、要配慮者、男女等様々なニーズの違いへの配慮等、避難者の状況に配慮する。 クペットの飼養場所 　8 ペット同行避難対策 (1)避難所での対応 町は、避難スペースとは別の場所に、同行避難したペットの飼養場所を指定する。 また、ペット飼養のルールを定め、周知する。盲導犬、身体障害者補助犬、介助犬等を除いたペットの避難スペースへの持ち込みは、原則として禁止する。 (2)ペットの飼養 ペットを同行した避難者は、ケージ、餌等を持参し、給餌及び排泄等の処理等を所有者自身で対応する。 (3)被災した動物の救護 県は、「災害時動物救護マニュアル」に基づき、獣医師会及び動物愛護団体等と連携して動物救護本部を設置し、被災した犬猫等の救護を行う。 町は、動物救護本部に必要な支援を要請する。
大磯町 （神奈川県）	大磯町地域防災計画＜地震災害対策編＞ 第2章　第4節　第6項　ペット対策 町は、「災害時の動物救護活動に関する協定」に基づき神奈川県獣医師会中央支部との連携を図るとともに、避難所におけるペットの扱いについては、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面に関する問題などから、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を、可能な限り避難所運営マニュアルに位置づける。 第3章　第4節　第4項　4.ペット対策 被災者が避難所に持ち込んだペットは、飼い主が責任を持って飼育することとするが、飼育場所等は、避難所運営委員会で協議し、適正な飼育環境の確保に努める。 大磯町地域防災計画＜風水害等災害対策編＞ 第2章　第4節　第5項　ペット対策 町は、「災害時の動物救護活動に関する協定」に基づき神奈川県獣医師会中央支部との連携を図るとともに、避難所におけるペットの扱いについては、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面に関する問題などから、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を、可能な限り避難所運営マニュアルに位置づける。 第3章　第6節　第4項　4.ペット対策 被災者が避難所に持ち込んだペットは、飼い主が責任を持って飼育することとするが、飼育場所等は、避難所運営委員会で協議し、適正な飼育環境の確保に努める。
二宮町 （神奈川県）	二宮町地域防災計画 地震被害対策編 第3章　災害時応急活動事前対策の充実　3-5. 避難対策　(9)ペット対策 〇町は、ペットの保護及び避難所等の保健衛生面等を考慮しつつ、避難時及び避難所等におけるペット同行避難のルール等について、ハザードマップと合わせた情報周知に努めます。 第4章　災害時の応急活動対策　4-3. 避難対策　(5)避難所の運営管理 〇ペット同行避難のルールを定め、飼い主が責任をもって飼育するための居場所確保やゲージ等を用意するなどの具体的な対応がとれるように努めます。 風水害等被害対策編 第3章　災害時応急活動事前対策の充実　3-5. 避難対策　(11)ペット対策 〇町は、ペットの保護及び避難所等の保健衛生面等を考慮しつつ、避難時及び避難所等におけるペット同行避難のルール等について、ハザードマップと合わせた情報周知に努めます。 第4章　災害時の応急活動計画　4-4. 避難対策　(5)避難所の運営管理 〇ペット同行避難のルールを定め、飼い主が責任をもって飼育するための居場所確保やゲージ等を用意するなどの具体的な対応がとれるように努めます。
中井町 （神奈川県）	中井町地域防災計画 第1編　第2章　第5節　避難対策 　13.ペット対策 　飼い主が不明となったり、負傷したり、避難所において飼育が困難になった犬、猫等の動物を保護、収容するため、災害時の対応についての県の「災害時動物救護マニュアル」に沿い、事前に県や関係団体と調整する。 　町は、避難所におけるペットの扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面に関する問題が生じることから、生活周防エースから離れた場歩でケージにおいて飼育するなどの注意事項を、可能な限り避難所運営マニュアルに位置づける。 第2編 第3章 第3節 避難対策 　9ペット対策 　町は、獣医師会及び動物愛護団体等と連携して動物救護本部を設置し、被災した犬猫等で飼い主の判明している動物の救護をおこなう。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
大井町 （神奈川県）	大井町地域防災計画　第2編　地震災害対策計画　第1部　災害予防計画　第3章　災害時応急活動事前対策　第5節　避難対策　第9ペット対策（防災安全課、生活環境課） (1)事前にペット同行避難のルールを作成し、地域住民にそれを周知する。 (2)避難所におけるペット同行については、鳴き声、臭い、毛の飛散、アレルギー、衛生面に関する問題等が発生することから、飼育スペース、ケージの確保や、飼い主の管理責任など、注意事項を可能な限り具体的に検討し、避難所運営マニュアルに位置づける。 (3)必要に応じ、指定避難所におけるペットのための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。 (4)災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに、避難所等に避難してくることが予想されるため、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県、獣医師会等の関係機関と連携し、救護体制を整備する。 第2編　地震災害対策計画　第2部　応急対策計画　第1章　応急活動体制　第5節　避難対策　第6　避難所の運営（町民課・税務課、会計室・教育総務課、生涯学習課・自主防災組織等） (1)避難所の運営　エ　ペット同行避難のルールを定め、飼い主が責任を持って飼育するための居場所確保やケージ等を用意してもらうなどの具体的な対応がとれるよう努める。 第2編　地震災害対策計画　第2部　応急対策計画　第1章　応急活動体制　第5節　避難対策　第10　ペット対策（防災安全課、生活環境課） 町は、県の「災害時動物救護マニュアル」に基づき、獣医師会及び動物愛護団体等と連携して動物救護本部を設置し、被災した犬猫等で飼い主の判明している動物の救護を行う。 第2編　地震災害対策計画　第2部　応急対策計画　第1章　応急活動体制　第5節　避難対策　第12　応急仮設住宅等の提供（都市整備課・福祉課） (1)応急仮設住宅の建設・管理（都市整備課・福祉課）　■応急仮設住宅の建設等要領　管理　・必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受け入れに配慮する。 第2編　地震災害対策計画　第2部　応急対策計画　第2章　応急対策活動　第6節　防疫・保健衛生活動　第6　ペット救援対策の整備（生活環境課） 生活環境課は、飼い主が分からない負傷又は放し飼い状態の動物、若しくは飼い主が飼養することが困難なペットを保護し、県の動物救護体制が整うまでの間、一時的に保管する。また、飼い主とともに避難したペットの飼育について適切な指導等を行うなど、環境衛生の維持に努める。
松田町 （神奈川県）	松田町地域防災計画 第3章　災害応急対策計画　(16)避難所の運営　2　避難所の運営業務　カ　ペット同行の避難者についてのルールづくり 21. 動物の管理・飼育対策　災害時のペット、家畜及びその他町内で飼育される動物の管理・飼育、衛生の確保について定めます。 (1)飼育・管理、衛生の確保 災害発生後のペットの避難、その他の動物について、飼い主の死傷・行方不明により、避難所における避難者への影響等がある場合は、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県、獣医師会等の関係機関と連携し救護体制を整備し、衛生面に十分配慮しつつ一時的に飼育・管理するものとします。 1　ペットの避難 ルールは、ペット避難ガイドライン【資料48】によるものとします。 2　逸走したペット等の保護 逸走したペットや家畜を情報収集により保護し、飼い主への引き渡しを進めます。 3　飼育困難な動物 一時的に専門機関での飼育を依頼します。 (2)餌料の調達 上述のように一時飼育所で飼育する場合は、備蓄物資及び救援物資のなかから適当量を調達し、動物の餌料とします。 (3)飼い主の責務 災害時は人の救護が基本であり、ペットの飼い主にも「自助」が求められます。指定避難所等にペット用の救援物資が届くまで時間がかかるため、飼い主は平常時からペットフードや水を5日分以上備蓄し、また、他の動物やキャリーバッグを怖がらないよう慣らしておきます。 ペット避難ガイドライン（災害に備えてペットの飼い主さんがすべきこと。） 災害時、ペットを守ることができるのは飼い主だけです。 まずは、ご自身の安全を確保し、ペットとご自身を守る行動をとってください。 1 災害発生時にはペットと共に避難（同行避難） 「同行避難」とは「災害発生時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難場所まで避難すること。」と環境省ガイドラインで示されており、避難所で人とペットが同一の空間で居住できることを意味するものではありません。自宅での安全が確保されていれば、在宅避難も選択肢の一つです。 https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/disaster.html 環境省HP「ペットの災害対策」 2 災害時のペットとの避難生活は、自助・共助が基本 災害時人命が最優先される中、ペットを守れるのは飼い主だけです。また、ご近所の方、他の飼い主さんなどと協力してペットを守ることも大事です。 「自助」自分とペットの身は自分で守ること 「共助」近隣住民や飼い主さん同士の助け合い、広域の助け合い、他の組織を交えた助け合い 3 日頃からマナーを守ってペット飼育 飼い主は災害時を想定して、日ごろからペットを適切に飼育しておくことが重要です。自宅で飼育する際のマナー（鳴き声、匂い、自宅敷地外への猫の放し飼いなど）や、散歩時
山北町 （神奈川県）	山北町地域防災計画 動物救護対策 1飼い主がわからない動物、若しくは、飼い主が飼育することが困難な動物を保護し県の動物救護体制が整うまでの間の一時的な保管や飼い主とともに避難した動物の適切な飼育指導等、環境衛生の維持に努める。 2ペット同行避難のルールについて、予め町民に周知する。さらに、避難所におけるペットの扱いについては、鳴き声、臭い、毛の飛散、アレルギー対策、衛生面に関する問題等が発生することから、飼育スペース、ケージの確保や飼い主の管理責任など、注意事項を可能な限り具体的に検討し、避難所運営マニュアルに位置付ける。必要に応じ、避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。
開成町 （神奈川県）	開成町地域防災計画 第2編　地震災害対策編　第1部　災害予防計画　第3章　災害時応急活動事前対策の充実　第9節　避難対策 第12　ペット対策 　飼い主が不明となったり、飼育困難なペットの保護・収容は、県や県獣医師会が窓口となり、災害時に仮設動物救護センターを設置して対応するが、仮設動物救護センターが稼働し始めるまでの対応については、町が県獣医師会西湘支部と協議し決定する。 　町は、指定避難所におけるペットの受入れについて、災害時におけるペット避難マニュアルに基づき、ペットとの同行避難のルール等について周知を図るとともに、飼い主が防災意識を高め、ペットのための災害に備えた準備を行うよう啓発を行う。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
箱根町 （神奈川県）	「箱根町ペット等の災害時避難マニュアル」を平成31年4月に策定し、 箱根町地域防災計画　資料編　資料-60に記載 http://www.town.hakone.kanagawa.jp/index.cfm/10,1184,46,163,html 災害時、避難者がペット等と避難所に同行避難した際、避難所において円滑にペット等の受け入れを行え、また他の避難者への配慮をした対応ができるようマニュアルを策定し周知を図っているもの。 ペット等の管理については、原則ペット等を連れてきた者が行う。飼い主不明の動物及び被災後飼い主が飼育困難となった動物については、神奈川県動物保護センターへ引き渡す。 危険動物の管理等については記載なし。 ※小田原獣医師会と「災害時の動物救護活動に関する協定書」を平成31年3月20日に締結
真鶴町 （神奈川県）	真鶴町地域防災計 画 第4章 避難計画　第2節 避難所の開設と運営 第3 避難所の設備整備　1. 居住スペースの確保 ペット同行避難のルールを定め、飼い主が責任をもって飼育するための居場所 確保やケージ等を用意するなどの具体的な対応がとれるよう努める。 第6章 医療救護・防疫等活動計画　第3節 保健衛生対策活動 第4 動物対策 神奈川県動物保護センターは、飼い主の被災等により愛玩動物が遺棄され、又は、逃げ出し た場合には、(社)神奈川県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これら動 物を救助及び保護する。また、危険動物が施設から逃亡した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官そ の他関係機関との連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる 第 10 章 被災地の応急対策計画　第2節 応急仮設住宅の建設等 第2 応急仮設住宅の建設　3. 管理及び処分 (2) 運営管理　必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受 入れに配慮する。
湯河原町 （神奈川県）	湯河原町地域防災計画　第3部 地震災害応急対策計画　第1章 災害時応急活動事前対策　第4節 避難対策　9 ペット対策 町は、避難所におけるペットの扱いについては、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面に関する問題などから、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を避難所運営マニュアルに位置づけます。 湯河原町地域防災計画　第3部 地震災害応急対策計画　第2章 災害時の応急活動対策　第4節 避難所の開設・運営　1 避難所の開設　(3) 避難所の運営管理　イ 町は、避難所の避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、県等に報告します。また、避難者の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めます。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じます。 また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めます。さらに、必要に応じ、避難所におけるペットのためのスペースの確保に努めます。
愛川町 （神奈川県）	ペットの災害対策ガイドライン 第3章 災害発生時の行動 2 同行避難 飼い主はペットと一緒に避難する同行避難が原則です。飼い主の安全が確保でき次第、事前に準備している避難用品及び備蓄品を持って同行避難を行います。避難経路の中で想定外の危険が生じた場合は、焦らず、冷静に迂回ルートを検討し、安全に避難を行います。 第4章 避難所におけるペットの同行避難の対応 1 飼育場所の検討 避難所では、人とペットの居住スペースは区別して設置します。 第5章 災害発生時の町・獣医師会による動物救護対策 1 町の動物救護対策 町、動物救護実施本部等は、避難所における支援に際し、ボランティアの協力が必要な場合には、避難所での活動内容を明確にした上で募集を行い、ボランティアの配置及び役割の指示を行います。 2 獣医師会の動物救護対策・動物救護実施本部の設置及び運営 町からの要請があった場合、厚木愛甲獣医師会会長は会三役と協議の上、厚木愛甲獣医師会動物救護実施本部を設置します。本部を設置後は、町、県や隣接獣医師会と連携をとりながら、活動可能な病院を災害臨時動物救護施設として、動物救護を実施します。 3 負傷動物・放浪動物 災害発生時には、ペットが負傷することや、飼い主の被災等により、ペットとはぐれてしまうことが想定されます。負傷動物を発見した場合は、速やかに保護・収容し、厚木愛甲獣医師会等で必要な治療を行います。また、町や厚木愛甲獣医師会で保護・収容した所有者不明動物等については、その所有者を速やかに見つけるために積極的に情報提供を行い、収容については神奈川県動物愛護センターが行います。
清川村 （神奈川県）	清川村地域防災計画 第2編 地震災害対策計画　第3章 地震災害応急対策　第3節 避難対策　3 指定避難所の開設・運営管理　(3)避難所の運営管理　イ 村は、避難所の避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、県等に報告します。また、避難者の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めます。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じます。 また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めます。さらに、必要に応じ、避難所におけるペットのためのスペースの確保に努めます。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
横浜市	横浜市防災計画　第2部　予防対策 第6章 災害に強い人づくり及び地域づくり　第4節　地域（共助）による対策 2 自主防災組織 (2) 地域防災拠点運営委員会【消防局、危機管理室、各区】 ア 各主体の主な役割 ○ 地域住民は、地域防災拠点の開設及び運営、情報の受伝達、救出・救護、食料等物資の配布、避難所での相互扶助、防犯パトロール、飼い主による同行ペットの飼育管理などを担う。 第13章　物資・資機材等　第2節　その他の資機材の整備 2 ペット対策資機材等【医療局、各区】 ○ 市は、負傷した犬猫の保護や、避難者が地域防災拠点等にペットを連れてきた場合に備え、ペット飼育用ケージを動物愛護センター、区役所及び動物病院に備蓄する。 ○ 飼い主は、災害時に備え、平常時からケージ等の保有に努める。 第14章　衛生・防疫・遺体対策　第1節　動物の保護収容【医療局】 ○ 市は、平常時から、災害時のペット対策として、1飼い主の明示（鑑札・マイクロチップ装着等）、2基本的しつけ、3健康管理、4ケージ、ペットフード、水等の避難用物品の確保、5ペットの預け先確保等について普及啓発に努めるとともに、「ペットとの同行避難対応ガイドライン」に基づき、地域防災拠点等での飼育ルールづくり及び飼育場所などの事前準備について支援・助言する。 ○（公社)横浜市獣医師会、(公社)日本動物福祉協会横浜支部、神奈川県愛玩動物協会、(公財)日本補助犬協会、NPO 法人神奈川動物ボランティア連絡会、(公財)神奈川県動物愛護協会、(一社)全国ペット協会、市等は、災害時に横浜市災害時動物救援本部を設置し、また、動物救援センターを設置して活動する。市は、動物救援センター設置のための土地利用について、あらかじめ協定を締結する。 横浜市防災計画　第3部　応急対策　共通対策編 第8章　避難 第3節　指定緊急避難場所 2　運営 ○ 飼い主と同行避難してきたペットの一時飼育場所は、避難者との動線を分け、台風等の荒天時でも雨風をしのげる場所に確保する。動物を苦手とする人、動物アレルギーの人に配慮する。 第4節 指定避難所（地域防災拠点） 2 運営 ○ 地域防災拠点運営委員会の主な活動は、次のアからシに掲げる。中長期化する場合は、避難所の衛生管理、被災者のこころのケアなどについて、区役所やボランティア団体と連携して、運営する。 サ　「ペットとの同行避難対応ガイドライン」に基づく対応 ○ 学校附帯設備（統廃合による廃校の跡地利用施設を含む。）は、次のとおり活用する。 ク　ペット同行避難を想定し、あらかじめ学校敷地内（可能であれば、雨風をしのぐことができる場所）等に、ペットの一時飼育場所を設定する。 横浜市防災計画　第3部　応急対策　共通対策編 第11章　衛生・防疫・遺体対策 第1節　生活衛生に係る市民等への広報 5飼育動物の適正飼養（扱い方、糞尿処理等） 第4節　動物の保護収容 ○ 市（医療局、区）は、災害時における飼育動物保護、動物由来感染症予防、動物による咬傷事故等予防及び地域防災拠点等におけるペットの適正飼育のために、(公社)横浜市獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等から構成される横浜市動物救援連絡会と連携して、次の活動を行う。 1 飼い主不明動物の保護収容 2 負傷動物の保護、治療、一時保管 3 継続飼育が困難な動物の一時保管 4 行方不明動物に関する情報提供、保護収容動物の返還と譲渡 5 地域防災拠点等におけるペットの適正飼育についての助言 6 その他、動物に係る相談、助言等 ○ 市は、許可した特定動物の状況を確認し、適切に対応する。 ○（公社)横浜市獣医師会、(公社)日本動物福祉協会横浜支部、神奈川県愛玩動物協会、(公財)日本補助犬協会、NPO 法人神奈川動物ボランティア連絡会、(公財)神奈川県動物愛護協会、(一社)全国ペット協会、市（医療局動物愛護センター）等は、横浜市災害時動物救援本部を設置する。 ○ 市災害時動物救援本部が主体となり、動物救援センターを設置して、飼い主とはぐれたペットや飼育の継続が困難なペットの保護収容、移送、保管、返還、譲渡、各種相談受付等を行う。動物救援センター設置に係る土地利用は、市動物愛護センターのほか、あらかじめ3拠点と締結する協定による。 ○ 環境省及びペット災害支援協議会は、市災害時動物救援本部等による災害時の動物救護活動を支援する。市は、環境省及びペット災害支援協議会に支援を要請する。 ○ 動物救援病院（（公社）市獣医師会に所属する市内の動物病院）は、市と(公社)市獣医師会との協定により負傷した飼い主不明のペットの一時保護、治療等の支援を行う。 第14章　災害ボランティア活動　第1節 専門ボランティア活動 1獣医師等のペットの医療・飼養関係従事者 2動物愛護団体等（ペットの保護収容・移送等） 医療局動物愛護センターが、横浜市動物救援本部への受入調整を行う。 横浜市防災計画　第4部　復旧・復興対策 第2章 生活再建等の支援　第1節 被災者等の生活相談等【市民局、各区局】 ○ 市は、関係機関等と連携して、市民等からの相談に対応する。 動物保護等相談 横浜市防災計画 「資料編」 衛生・防疫・遺体対策に「動物救援体制関係図」の記載あり 協定概要に「災害時の動物救援活動に関する協定書」及び「動物救援センターとして利用する土地に関する覚書」の記載あり

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
川崎市	川崎市地域防災計画　震災対策編 第4部　応急対策計画　第12章 防疫・保健衛生　第2節 環境・食品衛生対策等　4 災害時の動物救護対策 市は、災害時に被災動物の迅速かつ適正な救援活動を行えるよう、平時から災害時の救援活動に必要な物品等を整備しておくよう努める。 (1) 川崎市動物救援本部の設置 健康福祉部は、公益社団法人川崎市獣医師会等に対し協定に基づく協力を要請し、公益社団法人川崎市獣医師会等は川崎市動物救援本部（以下「市動物救援本部」という。）を設置する。 災害時の動物救援活動は、多くのマンパワーを必要とすることから、市動物救援本部は、ボランティアの必要人数を把握し、関係機関へ派遣を要請し、受入体制を整え、被災動物の救援活動を行う。 また、環境省や緊急災害時動物救援本部等との連絡調整を行う。 (2) 動物救護センター等の設置 健康福祉部は、負傷した動物の救護、飼育困難になった動物の一時保護の相談、被災動物の健康相談等のため、動物愛護センター等に動物救護センターを設置し、市動物救援本部は動物救護センター等を運営する。 また、公益社団法人川崎市獣医師会に次の応援活動を要請する。 ・ 負傷した犬や猫等の保護収容及び治療 ・ 飼育困難になった動物の一時保管等の相談 ・ 被災動物の健康相談等 (3) 避難所における動物の同行避難 動物がいることで飼い主が避難所への避難を躊躇することのないよう、原則として同行避難を受け入れるものとする。なお、受入場所等については、衛生面や健康面での影響を考慮し、各避難所にて調整する。 健康福祉部及び区本部は、平時から避難時の動物の同行避難におけるルールやマナー啓発を行うものとする。 (4) 避難所における動物の適正飼養 健康福祉部及び区本部は、避難所における動物の受け入れに向けた体制の整備に努めるとともに、平時から災害の備えに関する飼い主への普及啓発を実施する。 区本部は、かわさき犬・猫愛護ボランティアや市動物救援本部等に協力を求め、動物の適正飼養を指導し、避難所の環境衛生を確保する。 (5) 逸走した犬の捕獲収容 健康福祉部は、市民の安全を確保するため、川崎市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、係留されていない犬を捕獲し、動物愛護センターに収容する。 (6) 特定動物対策 健康福祉部は、特定動物の被災状況を確認するとともに、所有者等に逸走防止の指導を行い、安全を確保する。 特定動物が飼養施設から脱出したときは、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するため、関係機関に協力を依頼し、当該特定動物を捕獲する等の措置をと 川崎市地域防災計画　風水害対策編 第4部　応急対策計画　第10章 防疫・保健衛生　第2節 環境・食品衛生対策等　5　災害時の動物救護対策 (3) 緊急避難場所における動物の同行避難 動物がいることで飼い主が緊急避難場所への避難を躊躇することのないよう、動物がケージやクレートに収容されていることを条件に、原則として同行避難を受け入れるものとする。 なお、受入場所等については、衛生面や健康面での影響を考慮し、各避難場所ごとに施設管理者と調整する。 健康福祉部長及び区本部長は、平時から緊急避難時の動物の同行避難におけるルールやマナー啓発を行うものとする。
相模原市	相模原市地域防災計画 総則・予防計画編　第2款　災害予防計画 第5章　応急対策への備え　第9節　その他の災害対応体制の整備 10　災害時におけるペット対策に関する事前対策 　健康福祉局（保健衛生部）は、ペットの所有者・管理者に対して、飼い主の明示（鑑札・マイクロチップの装着等）、しつけ、健康管理、ケージ・ペットフード等の避難時の持ち出し品の確保、ペットの預け先の確保等について啓発するとともに、ケージ等の必要となる物資の備蓄及び確保に努める。また、獣医師会等と、災害時のペットの救護及び一時預かり、ペット同行避難者への適正飼養等の指導について協議し、実施体制の整備に努める。 地震災害対策計画編　第1款　地震災害応急対策 第7章　避難所の運営 6　避難所の運営に関する視点 (11)ペット同行避難者に対しては、ペット用の食料、水、ペットシーツ、ケージ等の避難・備蓄用品を持参し、避難する等の指導を行う。また、ペット区画について、動物アレルギーの方等に配慮し、避難者の居住区画とは離れた場所に設置し、ペットは必ずケージに入れるか、リードによりつなぎとめて飼育するよう指導する。 第12章　防疫・衛生 8　ペット対策 (1)放浪犬等への措置 　健康福祉局は、飼い主の被災により放置された又は逃げ出したペットを保護するとともに、速やかな飼い主等への引渡しに努める。また、特定動物の被災状況を確認するとともに、飼養者に逸走防止の指導を行い、安全を確保する。 (2)ペットへの措置 　避難時のペットの保護及び飼養は、所有者が行うこととし、避難所へのペットの同行避難者がいる場合は、避難者の居住区画とは離れた場所にペット区画を設置する（「第7章 避難所の運営」地―66参照）。健康福祉局は、避難所においてペットに係る問題等が生じた場合は、ペット同行避難者への適正飼養の指導等を行うとともに、救援物資及びボランティア派遣の調整等を行う。 第13章 応急住宅対策 4 応急仮設住宅の入居手続及び管理 (2)入居者の募集、受付及び選定　ウ　受付方法 　（エ）必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。 風水害等対策計画編　第1款　風水害応急対策 第7章　避難所等の運営 6　避難所等の運営に関する視点 (1)風水害時避難場所の運営に関する視点 　カ　ペット同行避難者に対しては、ペットをケージに入れるよう指導する。また、ペット区画について、動物アレルギーの方等に配慮し、避難者が滞在する区画とは離れた場所に設置する。 (2)避難所の運営に関する視点 　サ ペット同行避難者に対しては、ペット用の食料、水、ペットシーツ、ケージ等の避難・備蓄用品を持参し、避難する等の指導を行う。また、ペット区画について、動物アレルギーの方等に配慮し、避難者の居住区画とは離れた場所に設置し、ペットは必ずケージに入れるか、リードにより繋ぎとめて飼育するよう指導する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
相模原市	第11章　防疫・衛生 8ペット対策 (1)放浪犬等への措置 　健康福祉局は、飼い主の被災により放置された又は逃げ出したペットを保護するとともに、速やかな飼い主等への引渡しに努める。また、特定動物の被災状況を確認するとともに、飼養者に逸走防止の指導を行い、安全を確保する。 (2)ペットへの措置 　避難時のペットの保護及び飼養は、所有者が行うこととし、避難所へのペットの同行避難者がいる場合は、避難者の居住区画とは離れた場所にペット区画を設置する(「第7章 避難所等の運営」風―79参照)。健康福祉局は、避難所又は風水害時避難場所においてペットに係る問題等が生じた場合は、ペット同行避難者への適正飼養の指導等を行うとともに、救援物資及びボランティア派遣の調整等を行う。 第12章 応急住宅対策 4　応急仮設住宅の入居者の募集及び管理 (2)入居者の募集、受付及び選定　ウ　受付方法 　(エ)必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。
横須賀市	横須賀市地域防災計画　　地震災害対策計画編　第3部　災害応急対策計画　　第8章　保健衛生・防疫対策　　第5節　ペット対策 1　動物の保護 　健康対策部は、被災現場に放置されたままの動物や飼い主の不明な動物が多数発生することが予想されることから、獣医師会等関係団体や動物愛護ボランティア等と協力し、適切な動物の保護を行う。 　なお、ペットの震災時避難所での受け入れは、ペットの放浪・逸走、動物由来感染症の予防、被災者の心のケア、動物愛護の観点から、同行避難を原則とする。 2　避難所における適正な飼育 　震災時避難所においては、獣医師会等関係団体の協力体制のもと、飼い主とともに避難した動物について、飼育状況の把握、適正飼養、環境衛生に対する管理等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 【避難所における飼育の原則】 　〇運営委員会は、避難所での多種多様な価値観を持つ人の共同生活を円滑に実施するため、人とペットの居住区の区分けなど、震災時避難所運営マニュアルに沿った管理を行う。 　〇飼い主は、他の被災者の理解のもと、給餌、排泄物の清掃等の全責任を持つことを原則とする。 【ペットの把握】 　運営委員会は、避難所でのペットの適正管理を図るため、次に挙げる事項を飼い主から届け出てもらう。 　〇飼育者の氏名と住所 　〇動物の種類と数 　〇動物の特徴(性別・体格・毛色　等) 【飼育場所の指定】 運営委員会は、避難所では様々な価値観を持つ人、アレルギー体質を持つ人が共同生活を営むことを鑑み、避難所における適切な飼育場所の指定を行う。 【物資等の提供】 　健康対策部は、必要に応じ次に挙げる提供を行う。 　〇支援物資として本市に送られた動物用物資の配布(食料、生活必需品) 　〇動物の負傷や病気に対する診断、治療を獣医師会等の協力を得ながら行う。 　〇動物に関する相談(一時預かり、飼育相談　等) 【保護施設等への受入調整】 　健康対策部は、獣医師会等関係団体協力のもと、必要に応じて、避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整を行う。
新潟県	新潟県地域防災計画 震災対策編 第3章第33節愛玩動物の保護対策 1計画の方針 (1)基本方針 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民が動物を同行して避難所に避難してくることが予想される。 県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、市町村等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力対策を確立するとともに、県獣医師会、県動物愛護協会等と「動物救済本部」を設置し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。 ア各主体の責務 (ア)飼い主の責務 a災害発生時に動物と同行して避難できるよう、日ごろからケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。 b一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。 (イ)県の責務 aペットフードやペット飼育用品の備蓄等、災害初動時の所要物資確保に努める。 b危険動物等による住民の被害がないよう、安全のために措置を講ずるとともに、負傷動物や飼い主不明動物、住民避難の際に被災地に残された動物の保護を行う。 c動物の保護や適正な飼育に関し、市町村等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し、「動物救済本部」を設置する。 d各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市町村への支援を行う。 e避難所において動物が適正に飼育されるよう支援を行う。 f避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整を行う。 g必要に応じ、国、都道府県、政令市及びペット災害支援協議会等への連絡調整及び要請を行う。 (ウ)市町村の責務 aペットを同行して避難できる避難所の情報をあらかじめ住民に提供するよう努めるとともに、避難訓練時には、動物の同行避難にも配慮する。 b避難所を設置するに当たり、動物を同行した避難者を受け入れられる施設を設置するなど住民が動物と一緒に避難することができるように配慮するとともに、動物救済本部等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。 c県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供及び活動を支援する。 (エ)公益社団法人新潟県獣医師会の責務 a県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。 b緊急動物用医薬品の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の県・市町村からの要請に備える。 (オ)一般社団法人新潟県動物愛護協会の責務 a県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。 b必要に応じ、会員の中から派遣可能なボランティア情報を集約し、動物救済本部へ提供することにより被災地でのボランティアの円滑な活動を支援する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
新潟県	(カ)動物救済本部の責務 aペットフード等支援物資の提供 b動物の保護 c相談窓口の開設 d動物の一時預かり e飼い主さがし f仮設住宅での動物飼育支援 g被災動物の健康管理支援 hボランティア及び募金の受付・調整・運営 イ活動調整 県災害対策本部(保健医療教育部)、市町村災害対策本部 ウ達成目標 被災者が安心して安全に避難できるようにするため、ペット同行避難を受け入れる避難所を開設し、飼い主が自らの責任の下、ペットを適切に飼養し続けることができるよう支援する。 被災者が、応急仮設住宅に入居する際にも、ペットを適切に飼養し続けることができるよう支援する。 2情報の流れ 3業務の体系 4業務の内容 5市町村地域防災計画で定める事項
村上市 (新潟県)	村上市地域防災計画 震災対策編 第31節愛玩動物の保護対策担当:市民部、福祉部 1計画の方針 (1)基本方針 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民が動物を同行して避難所に避難してくることが予想される。 このため、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、市及び県等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体は、協力体制を確立するとともに、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。 また、県は、県獣医師会、県動物愛護協会等と「動物救済本部」を設置し、必要な措置を実施する。 (2)各主体の責務ア飼い主の責務 (ア)災害発生時に動物と同行して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。 (イ)一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。イ市の責務 (ア)ペットを同行して避難できる避難所の情報をあらかじめ住民に提供するよう努めるとともに、避難訓練時には、動物の同行避難にも配慮する。 (イ)避難所を設置するに当たり、動物を同行した避難者を受け入れられる施設を設置するなど住民が動物と一緒に避難することができるよう配慮するとともに、動物救済本部等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。 (ウ)県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供及び活動を支援する。ウ県の責務 (ア)ペットフードやペット飼育用品の備蓄等、災害初動時の所要物資確保に努める。 (イ)危険動物等による住民の被害がないよう安全のための措置を講ずるとともに負傷動物や飼い主不明動物、住民避難の際に被災地に残された動物の保護を行う。 (ウ)動物の保護や適正な飼育に関し、市等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し「動物救済本部」を設置する。(エ)各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等、市への支援を行う。 (オ)避難所において動物が適正に飼育されるよう支援を行う。 (カ)避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整を行う。 (キ)必要に応じ、国、都道府県、政令市及びペット災害支援協議会等への連絡調整及び要請を行う。エ公益社団法人新潟県獣医師会の責務 (ア)県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。 (関イ)川緊村急地動域物防用災医計薬画品(風の水備害蓄等及対び策緊編急)配送体制を整備し、発災直後の県及び市からの要請に備える。
関川村 (新潟県)	第3章災害応急対策第31節愛玩動物の保護対策担当:住民税務課 第1計画の方針 災害時には、飼い主不明の動物や、負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 村は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、関係機関や関係団体等と協力体制を確立するとともに、県が設置する「動物救済本部」の活動を支援し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。 第2動物の保護 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じることが予想されるため、県は被災地における動物保護のため県獣医師会及び県動物愛護協会と「動物救済本部」を設置し、村は、県、県獣医師会及び県動物愛護協会に協力して、被災動物の保護に努める。1被災地における動物の把握 災害によって負傷した動物や飼い主が不明な動物、被災地に残された動物の把握に努める。2被災地での動物の保護 被災地の巡回や住民からの情報提供によって、保護を必要とする動物がいる場合には、これら動物の保護を行う。第3避難所における愛玩動物の飼育補助 災害時には多くの住民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想されることから、村は、県や新潟県獣医師会及び新潟県動物愛護協会等に協力して、被災地における愛玩動物の飼育補助を行う。 1愛玩動物同伴可能な避難所の設置・周知 避難所の設置に際しては、愛玩動物同伴の被災者の受け入れが可能な避難所を設置するとともに、動物救済本部等から必要な支援が受けられるよう連携に努めるなど住民が動物と一緒に避難することができるよう配慮するとともに、その周知に努める。 2避難所の愛玩動物の把握 避難所において飼い主とともに避難してきた愛玩動物の状況等について把握し、県と協働して動物救済本部に対し、愛玩動物に関する情報提供を行うとともに、動物救済本部の活動を支援する。 3被災地での愛玩動物の飼育支援 避難所において適正に愛玩動物が飼育できるよう支援を行うとともに、動物間の感染症の発生や拡大を防止するため、愛玩動物の健康管理に十分に配慮する。 第4避難訓練への配慮 災害を想定した避難訓練を行う場合には、愛玩動物の同伴にも配慮する。 関川村地域防災計画(震災対策編)第28節愛玩動物の保護対策(準用)

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
新発田市 （新潟県）	新発田市防災計画一般対策編第3章第32節ペットの保護対策 1計画の方針災害時には、飼い主不明の動物や、負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。 2飼い主の役割 （1）愛玩動物の飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日ごろからケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの摂取及び動物用非難用品の確保に努める。 （2）愛玩動物の飼い主は、一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。3市の役割 （1）市は、県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供及び活動を支援する。 （2）避難所を設置するに当たり、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を設置するなど住民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。 （3）避難訓練時には、動物の同伴にも配慮する。
阿賀野市 （新潟県）	阿賀野市防災計画一般対策編第3章災害応急対策第31節愛玩動物の保護対策 1計画の方針災害時には、飼い主不明の動物や、負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。 2飼い主の役割 （1）愛玩動物の飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日ごろからケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの摂取及び動物用非難用品の確保に努める。 （2）愛玩動物の飼い主は、一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。3市の役割 （1）市は、県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供及び活動を支援する。 （2）避難所を設置するに当たり、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を設置するなど住民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。 （3）避難訓練時には、動物の同伴にも配慮する。
胎内市 （新潟県）	胎内市地域防災計画・第32節愛玩動物の保護対策1計画の方針 災害時には、飼い主不明の動物や、負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 新潟県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、胎内市等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立するとともに、県獣医師会、県動物愛護協会等と「動物救済本部」を設置し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。 2飼い主の役割 (1)愛玩動物の飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種、動物用避難用品の確保に努める。 (2)愛玩動物の飼い主は、一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。3胎内市の役割 (1)胎内市は、新潟県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供並びに活動を支援する。 (2)避難所を設置するにあたり、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を設置するなど住民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。 (3)避難訓練時には、動物の同伴にも配慮する。4新潟県の役割 (1)ペットフードやペット飼育用品の備蓄等、災害初動時の所要物資確保に努める。 (2)危険動物等による住民の被害がないよう安全のための措置を講ずるとともに負傷動物や飼い主不明動物、住民避難の際に被災地に残された動物の保護を行う。 (3)動物の保護や適正な飼育に関し、胎内市等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し「動物救済本部」を設置する。 (4)各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等胎内市への支援を行う。 (5)避難所において動物が適正に飼育されるよう支援を行う。 (6)避難所から保護施設への動物の受入及び譲渡等の調整を行う。 (7)必要に応じ、国、都道府県、政令市、緊急災害時動物救援本部への連絡調整及び要請を行う。5公益社団法人新潟県獣医師会の役割 (1)県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。 (2)緊急動物用医薬品の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の胎内市・新潟県からの要請に備える。6（社）新潟県動物愛護協会の役割 (1)県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。 (2)会員の中から派遣可能なボランティア情報を集約し、動物救済本部へ提供することにより被災地でのボランティアの円滑な活動を支援する。
聖籠町 （新潟県）	聖籠町地域防災計画震災対策編第2章災害応急対策第28節愛玩動物の保護対策津波対策編第2章災害応急対策第31節愛玩動物の保護対策風水害策編第2章災害応急対策第33節愛玩動物の保護対策 第1計画の方針 災害時には、飼い主不明の動物や、負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。 第2飼い主の役割 1愛玩動物の飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日ごろからケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。 2愛玩動物の飼い主は、一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。第3町の役割 町は、飼い主及び被災動物の保護について、次のような活動を行う。1情報提供 町は、県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供を行う。2動物同伴施設の設置 避難所を設置するにあたり、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を設置するなど住民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。3相談窓口の設置 被災地や避難所、仮設住宅等での適正な飼育や動物の愛護、環境衛生の維持のための相談窓口を生活環境課に設置する。4避難訓練時の配慮 避難訓練時には、動物の同伴にも配慮する。
五泉市 （新潟県）	五泉市地域防災計画（風水害対策編、震災対策編）第26節愛玩動物の保護対策 計画の方針 災害時には、飼い主不明の動物や、負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。 1飼い主の役割 (1)愛玩動物の飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種、動物用避難用品の確保に努める。 (2)愛玩動物の飼い主は、一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。2市の役割 (1)市は、県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供並びに活動を支援する。 (2)避難所を設置するにあたり、動物同伴の避難所を受け入れられる施設を設置するなど住民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。 (3)避難訓練時には、動物の同伴にも配慮する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
阿賀町 （新潟県）	阿賀町地域防災計画（震災対策編） 1計画の方針 地震災害発生時に、町は、住民の飼育する愛玩動物を保護したり、飼い主が避難所において愛玩動物を飼育できるよう支援するなど、愛玩動物の保護対策に努める。 2計画の体系愛玩動物同伴可能な避難所の設置・周知3動物の保護 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じることが予想されるため、県は被災地における動物保護のため県獣医師会及び県動物愛護協会と 「動物救済本部」を設置し、町は、県、県獣医師会及び県動物愛護協会に協力して、被災動物の保護に努める。 （1）被災地における動物の把握 災害によって負傷した動物や飼い主が不明な動物、被災地に残された動物の把握に努める。 （2）被災地での動物の保護 被災地の巡回や住民からの情報提供によって、保護を必要とする動物がいる場合には、これら動物の保護を行う。4避難所における愛玩動物の飼育補助 災害時には多くの住民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想されることから、町は、県や新潟県獣医師会及び新潟県動物愛護協会等に協力して、被災地における愛玩動物の飼育補助を行う。 （1）愛玩動物同伴可能な避難所の設置・周知 避難所の設置に際しては、愛玩動物同伴の被災者の受け入れが可能な避難所を設置するなど住民が動物と一緒に避難することができるよう配慮するとともに、その周知に努める。 （2）避難所の愛玩動物の把握 避難所において飼い主とともに避難してきた愛玩動物の状況等について把握し、県と協働して動物救済本部に対し、愛玩動物に関する情報提供を行うとともに、動物救済本部の活動を支援する。 （3）被災地での愛玩動物の飼育支援 避難所において適正に愛玩動物が飼育できるよう支援を行うとともに、動物間の感染症の発生や拡大を防止するため、愛玩動物の健康管理に十分に配慮する。 5避難訓練への配慮
三条市 （新潟県）	三条市地域防災計画（風水害対策編）41節 愛玩動物の保護対策、（震災対策編）40節　愛玩動物の保護対策 1 計画の方針 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの市民等が動物を同行 して被災者が避難所に避難してくることが予想される。 市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、関係機関や県獣医師会、 県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立するとともに、県が県獣医師会及び県動物愛護協会 等と設置する「動物救済本部」を通じ飼い主の支援及び被災動物の保護に対しての協力を行う。 2 各主体の責務 (1) 飼い主の責務 ア 災害発生時に動物と同行して避難できるよう、日ごろからケージに慣れさせる等の訓練を 行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用 避難用品の確保に努める。 イ 一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのない よう、適切な対応に努める。 (2) 市の責務 ア ペットを同行して避難できる避難所の情報をあらかじめ市民に提供するよう努めるととも に、避難訓練時には、動物の同行避難にも配慮する。 イ 避難所を設置するに当たり、動物を同行した避難者を受け入れられる施設を設置するなど 住民が動物と一緒に避難することができるよう配慮するとともに、動物救済本部等から必要 な支援が受けられるよう連携に努める。 ウ 県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報 提供及び活動を支援する。 (3)県の責務 ア ペットフードやペット飼育用品の備蓄等、災害初動時の所要物資確保に努める。 イ 危険動物等による住民の被害がないよう安全のための措置を講ずるとともに負傷動物や飼 い主不明動物、住民避難の際に被災地に残された動物の保護を行う。 ウ 動物の保護や適正な飼育に関し、市等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体 と協力体制を確立し「動物救済本部」を設置する。 エ 各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等、市 への支援を行う。 オ 避難所において動物が適正に飼育されるよう支援を行う。 カ 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整を行う。 キ 必要に応じ、国、他都道府県、政令市及びペット災害支援協議会等への連絡調整及び要請 を行う。 (4) 動物救済本部の責務 ア ペットフード等支援物資の提供 避難した動物に対し、ペットフードや飼育用品の提供ができるよう市災害対策本部に物資 を提供する。 イ 動物の保護 県の活動に協力し、負傷動物や飼い主不明動物、被災地に残された動物の保護を行う。 ウ 相談窓口の開設 被災地や避難所、仮設住宅等での適正な飼育や動物の愛護、環境衛生の維持のための相談 窓口を設置する。 エ 動物の一時預かり 被災のため一時的に飼えなくなった動物及び迷子動物の一時預りを行う。 オ 飼い主さがし 被災のため飼えなくなった動物や飼い主がわからなくなった動物の新たな飼い主さがしの ための情報の収集と提供を行う。 カ 仮設住宅での動物飼育支援 仮設住宅で適正に動物が飼育できるよう支援を行う。 キ 被災動物の健康管理支援 被災動物間の感染症等の発生や拡大を防止するため、健康管理活動を実施する。 3 業務の内容 (1) 動物同行避難者や被災したペットへの対応 ア 動物を同行した避難者を受け入れられる避難所を設置するとともに、動物救済本部等か ら必要な支援が受けられるよう連携に努める。 イ 避難所でのペットの飼養状況などについて県及び動物救済本部に情報提供する。 ウ 避難者に動物飼育関連物資を配布する。 エ 市民へ動物救護や飼養支援に関する情報を提供する。 オ 仮設住宅の設置に当たり、被災者のペット飼育について配慮する。 三条市国民保護計画　第3編　3 避難住民の誘導 (7)動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、次の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
燕市 （新潟県）	燕市地域防災計画 風水害等対策編:第29節愛玩動物対策計画震災対策編:第28節愛玩動物対策計画 1計画の方針 災害発生時に、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの市民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県や関係機関と協力体制を確立し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。 4市の役割 (1)市は、県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供及び活動を支援する。 (2)避難所を設置するにあたり、動物を同行した避難者を受入れられる施設を設置するなど、市民が動物と一緒に避難することができるよう配慮するとともに、動物救済本部等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。 (3)ペットを同行して避難できる避難所の情報をあらかじめ市民に提供するよう努めるとともに、避難訓 練時には、動物の同行避難にも配慮する。
加茂市 （新潟県）	加茂市地域防災計画（風水害等対策編）【担当及び関係課】福祉・衛生班、総務班 第3章災害応急対策計画 第31節愛玩動物の保護対策第1計画の方針 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数発生すると同時に、多くの市民が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 市は、県と協議し、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県や関係機関と協力体制を確立し、飼い主の支援及び被災した愛玩動物の保護を行う。 第2市の役割 （1）県主導で設置する「動物救済本部」に対し、県と協働して避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供及び活動を支援する。 （2）避難所を設置するにあたり、愛玩動物を同伴する避難者を受け入れられる施設を設置するなど、市民が愛玩動物と一緒に避難することができるよう配慮する。 （3）避難訓練時においても、愛玩動物の同伴に配慮する。 第3飼い主の役割 (1)愛玩動物の飼い主は、災害発生時に愛玩動物を同伴して避難できるよう、日ごろからケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種、愛玩動物用の避難用品の確保に努める。 (2)愛玩動物の飼い主は、一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。 第4県の役割 (1)ペットフードやペット飼育用品等の物資を備蓄し、災害に備える。 (2)危険動物等による市民への被害がないよう安全確保のための措置を講じるとともに、負傷動物や飼い主不明動物、市民避難の際に被災地に残された動物の保護を行う。 (3)動物の保護や適正な飼育に関し、市、関係機関や県獣医師会、新潟県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し「動物救済本部」を設置する。 (4)各地域の被害状況、避難所等での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等、市への支援を行う。 (5)避難所において動物が適正に飼育されるよう支援を行う。 (6)避難所から保護施設への動物の移送及び譲渡等の調整を行う。 (7)必要に応じ、国、都道府県、政令市及び緊急災害時動物救済本部への連絡調整及び要請を行う。 第5（公社）新潟県獣医師会の役割 (1)県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。 (2)必要に応じ、会員の中から派遣可能なボランティア情報を集約し、動物救済本部へ提供することにより被災地でのボランティアの円滑な活動を支援する。第6動物救済本部の役割 県、県獣医師会、県動物愛護協会の3者で動物救済本部を立ち上げ、動物救援活動を実施する。市は、必要に応じ動物救援本部に応援を要請し、動物救済本部は次の活動を行う。 1ペットフード等支援物資の提供
田上町 （新潟県）	変更無し（田上町地域防災計画）第32節愛玩動物の保護対策 【基本方針】風水害対策編第3章第32節 『愛玩動物の保護対策』 災害時には、飼い主不明の動物や、負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、町等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立するとともに、県獣医師会、県動物愛護協会等と「動物救済本部J を設置し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。 【実施肉容】 1飼い主の役割 (1)愛玩動物の飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種、動物用避難用品の確保に努める。 (2)愛玩動物の飼い主は、一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。 2町の役割 (1)町は、県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供並びに活動を支援する。 (2)避難所を設置するにあたり、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を設置するなど住民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。
弥彦村 （新潟県）	弥彦村地域防災計画 風水害等対策編第3章災害応急対策第28節愛玩動物の保護対策震災対策編第3章災害応急対策第26節愛玩動物の保護対策 担当：厚生対策部1計画の方針 災害時には、飼い主不明の動物や、負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 村は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等、関係団体と協力体制を確立し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。 2村の役割 村は、飼い主及び被災動物の保護について、次のような活動を行う。(1)動物救済本部の設置 県は、被災地における動物保護のため県獣医師会及び県動物愛護協会と「動物救済本部」を設置し、村は、県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供及び活動を支援する。 (2)避難所における配慮 避難所を設置するに当たり、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を設置するなど住民が動物と一緒に避難することが出来るよう配慮する。 (3)避難訓練への配慮 避難訓練時には、動物の同伴にも配慮する

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
長岡市 （新潟県）	長岡市地域防災計画第2章災害応急対策第13節ペットの保護対策 【関係災対部】〇災対環境部、災対総務部 【支所】災対支所部 【関係機関・関係者】 環境省、県災害対策本部（保健医療教育部）、（公社）新潟県獣医師会（中越支部）、（一社）新潟県動物愛護協会、新潟県中越動物愛護協会、ペット災害支援協議会 1計画の方針 災害時には、飼い主不明の動物や、負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民がペットを伴い指定避難所等に避難してくることが予想される。 市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、（公社）新潟県獣医師会、（一社）新潟県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立する。 2各主体の責務 ⑴飼い主の役割 ア災害発生時に動物を同行して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等（マイクロチップの装着）の装着、ワクチンの接種、ペット用避難用品の確保に努める。 イ一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。 ⑵市の役割 アペットを同行して避難できる指定避難所等の情報をあらかじめ住民に提供するよう努めるとともに、避難訓練時には、動物の同行避難にも配慮する。 イ指定避難所等を設置するにあたり、動物を同行した避難者を受け入れられる施設を設置するなど住民が動物と一緒に避難することができるよう配慮するとともに、動物救済本部等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。 ウ県と協働し「動物救済本部」に対し、指定避難所等・仮設住宅におけるペットの状況等の情報提供及び活動を支援する。 ⑶県の役割 アペットフードやペット飼育用品等の物資を備蓄し、災害に備える。 イ危険動物等による住民の被害が生じないよう安全措置を講ずるとともに負傷動物や飼い主不明動物、住民避難の際に被災地に残された動物の保護を行う。 ウ動物の保護や適正な飼育に関し、市、関係機関や（公社）新潟県獣医師会、（一社）新潟県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し「動物救済本部」を設置する。 エ各地域の被害状況、指定避難所等での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等、市への支援を行う。オ指定避難所等において動物が適正に飼育されるよう支援を行う。 カ指定避難所等から保護施設への動物の移送及び譲渡等の調整を行う。 キ必要に応じ、国、都道府県、政令市及びペット災害支援協議会等への連絡調整及び要請を行う。 ⑷(公社)新潟県獣医師会(中越支部)の役割 ア県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。
見附市 （新潟県）	見附市地域防災計画【風水害等対策編】【震災対策編】第3章第30節愛玩動物の保護対策【関係部署：民生部】2飼い主の役割 ⑴愛玩動物の飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種動物用避難用品の確保に努める。 ⑵愛玩動物の飼い主は、一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。3市の役割 ⑴市は、県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供並びに活動を支援する。 ⑵避難所を設置するにあたり、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を設置するなど市民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。 ⑶避難訓練時には、動物の同伴にも配慮する。
小千谷市 （新潟県）	小千谷市地域防災計画（震災対策編）第3章災害応急対策 第30節愛玩動物の保護対策4業務の内容 動物同行避難者や被災したペットへの対応被災者（ペットの飼い主） ・自分の安全を確保し、ペットを同行し避難所へ避難する。・避難先において、ペットの安全と健康を守り、他者に迷惑をかけることなく、ペットを適正に飼養管理する。 市 ・動物を同行した避難者を受け入れる避難所を設置するとともに、動物救済本部等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。・避難所でのペットの飼養状況などについて、県及び動物救済本部に情報提供する。 ・避難者に動物飼育関連物資を配布する。・住民へ動物救護や飼育支援に関する情報を提供する。・仮設住宅の設置にあたり、被災者のペット飼育について配慮する。 県 ・危険動物の飼育状況を確認し、安全のための措置を講ずる。・負傷動物や飼い主不明のペットを保護する。・動物の保護や適正な飼育に関し、県獣医師会や県動物愛護協会など関係団体等と協力体制を確立し「動物救済本部」を設置する。・動物救済本部と協力し、被災者のペット飼育に関する相談窓口を開設する。・環境省や他の自治体及びペット災害支援協議会等との連絡調整及び支援要請を行う。 新潟県獣医師会 ・県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。・避難所等において、被災動物の健康管理支援を行う。新潟県動物愛護協会 ・県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。・被災地でのボランティアの円滑な活動を支援する。動物救済本部 ・被災動物支援に関し、募金の受付や調整を行い、動物救済基金を運用する。・被災者のニーズに応じてペット飼育関連物資を調達し、市の災害対策本部に提供する。・県の活動に協力し、負傷動物や飼い主不明動物、被災地に残された動物の保護を行う。・被災のため、一時的に飼育できなくなった動物や迷子動物の一時預かりを行う。・被災のため、飼い主を失った動物の新たな飼い主さがしを行う。・被災動物の健康管理支援を行う。・仮設住宅で適正に同部tが飼育できるよう支援を行う。・ボランティアの受付、調整を行う。 小千谷市地域防災計画（風水害対策編）第3章災害応急対策 第30節愛玩動物の保護対策※同内容のため割愛
出雲崎町 （新潟県）	出雲崎町地域防災計画 風水害・震災等対策編第3章第27節愛玩動物の保護対策1計画の方針 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの町民が動物を同行して避難所に避難してくることが予想されるため、愛玩動物を同行して避難できる避難所の情報をあらかじめ町民に提供するよう努めるとともに、避難訓練時には、動物の同行避難にも配慮する。 2動物同行避難者や被災した愛玩動物への対応 (1)動物を同行した避難者を受け入れられる避難所を設置するとともに、県及び動物救済本部等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。 (2)避難所での愛玩動物の飼養状況などについて、県及び動物救済本部に情報提供する。 (3)避難者に動物飼育関連物資を配布する。 (4)町民へ動物救護や飼養支援に関する情報を提供する。 (5)仮設住宅の設置にあたり、被災者の愛玩動物飼育について配慮する。 原子力災害対策編第3章第5節屋内退避、避難等の防護措置3屋内退避・避難の実施 (6)避難の実施、情報提供等イ愛玩動物との同行避難 町は災害の実態に応じて、県と連携し、飼い主に愛玩動物との同行避難を呼びかける。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
魚沼市 （新潟県）	魚沼市地域防災計画＜風水害対策編＞第3章第26節「愛玩動物の保護対策」、同計画＜震災対策編＞第3章第26節「愛玩動物の保護対策」 ■計画の方針 災害時には、飼い主不明の動物や、負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民が動物を伴い避難することが予想される。 これらに対し、動物愛護の観点から、動物の保護や適正な飼育に関し、動物愛護センター等県関係機関、県獣医師会、県動物愛護協会等関係機関に支援を要請するとともに協力体制を確立し、情報の共有化により、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。 1避難場所・避難所の対応 同行避難した愛玩動物の飼養管理は、原則としてペットの所有者が行うものとする。 市は、避難場所・避難所敷地内に同行避難した愛玩動物を飼育するスペースを指定し、飼い主に飼養について協力を要請する。また、県にペットフードや飼育用品の供給及びケージ等の確保の支援を要請する。 2動物救済本部による支援 市は、県と協働し動物救済本部に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供やその活動を支援する。
南魚沼市 （新潟県）	南魚沼市地域防災計画 震災対策編第3章災害応急対策第4節震災発生時における対応及び風水害等対策編第3章災害応急対策第7節災害発生時における対応4-4愛玩動物の保護対策 1計画の方針 (1)基本方針 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 市は、人的な支援を最優先しながら、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体に対して支援を要請し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。 ア各主体の責務 (ア)飼い主の責務 1災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日頃からゲージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。 2一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。 (イ)市の責務 1ペットを同行して避難できる避難所の情報をあらかじめ住民に提供するよう努めるとともに、避難訓練時には、動物の同行避難にも配慮する。 2避難所を設置するに当たり、動物同伴の避難者を受け入れられる施設の設置をするなど住民が動物と一緒に避難することができるよう配慮するとともに、動物救済本部等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。 3市は、県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供及び活動を支援する。イ活動調整 市災害対策本部、県災害対策本部（保健医療教育部）ウ達成目標 被災者が安心して安全に避難できるようにするため、ペット同行避難を受け入れる避難所を開設し、飼い主が自らの責任の下、ペットを適切に飼養し続けることができるよう支援する。 被災者が、応急仮設住宅に入居する際にも、ペットを適切に飼養し続けることができるよう支援する。
湯沢町 （新潟県）	湯沢町地域防災計画（風水害対策編） 第29節愛玩動物の保護対策 【災害対策本部担当】産業観光部 1 計画の方針 災害時には、飼い主不明の動物や、負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立する。2 各段階における業務の内容 浸水・暴風による被害発生中支援物資の提供、動物保護活動避難勧告等解除相談窓口開設、動物の一時預かり 事後1週間以内動物救済本部の設置、飼い主捜し 事後1ヶ月以内仮設住宅での動物飼育支援・被災動物の健康管理支援3 飼い主の役割 (1)愛玩動物の飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種、動物用避難用品の確保に努める。 (2)愛玩動物の飼い主は、一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。4 町の役割 (1)町は、県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供及び活動を支援する。 (2)避難所を設置するに当たり、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を設置するなど住民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。 (3)避難訓練時には、動物の同伴にも配慮する。5 県の役割 (1)ペットフードやペット飼育用品の備蓄等、災害初動時の所要物資確保に努める。 (2)危険動物等による住民の被害がないよう安全のための措置を講ずるとともに負傷動物や飼い主不明動物、住民避難の際に被災地に残された動物の保護を行う。 (3)動物の保護や適正な飼育に関し、町等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し「動物救済本部」を設置する。 (4)各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等町への支援を行う。 (5)避難所において動物が適正に飼育されるよう支援を行う。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
十日町市 （新潟県）	十日町市地域防災計画震災対策編第3章第30節（風水害対策編、原子力対策編において同じ） 1計画の方針 (1)基本方針 災害時には、飼い主不明の動物や、負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民等が動物を同行して避難所に避難してくることが予想される。 市は、人的な支援を最優先しながら、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、市等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立するとともに、県獣医師会、県動物愛護協会等と「動物救済本部」を設置し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。 2飼い主の責務 (1)飼い主（その家族を含む。以下同じ。）は、飼育動物の管理責任を自覚し行動するとともに、地震発生から7日間程度のペットフードやペット飼育用品を備蓄する。 (2)災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種、動物用避難用品の確保に努める。 (3)一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう適切な対応に努める。3市の責務 (1)県と連携し、「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅等における愛玩動物の状況等の情報提供並びに活動を支援する。 (2)避難所を設置するにあたり、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を設置するなど住民等が動物と一緒に避難することができるよう配慮するとともに、動物救済本部等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。 (3)ペットを同行して避難できる避難所の情報をあらかじめ住民に提供するよう努めるとともに、避難訓練時には、動物の同行避難にも配慮する。4県の責務 (1)ペットフードやペット飼育用品等の物資を備蓄等、災害初動時の所要物資確保に努める。 (2)危険動物等による住民等の被害がないよう安全のための措置を講ずるとともに、負傷動物や飼い主不明動物、住民等避難の際に被災地に残された動物の保護を行う。 (3)動物の保護や適正な飼育に関際し、市等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し「動物救済本部」を設置する。 (4)各地域の被害状況、避難先での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市への支援を行う。 (5)避難所において動物が適正に飼育されるよう支援を行う。 (6)避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整を行う。 (7)必要に応じ、国、都道府県、政令市及びペット災害支援協議会等への連絡調整及び要請を行う。5（公社）新潟県獣医師会の責務 (1)県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。 (2)緊急動物用医薬品の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の市・県からの要請に備える。6（一社）新潟県動物愛護協会の責務 (1)県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。 (2)必要に応じ、会員の中から派遣可能なボランティア情報を集約し、動物救済本部へ提供することにより被災地でのボランティアの円滑な活動を支援する。
津南町 （新潟県）	津南町地域防災計画 （風水害・雪害対策編）第3章災害応急対策/第46節愛玩動物の保護対策3町の役割 （1）町は、県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況など情報提供並びに活動を支援する。 （2）避難所を設置するにあたり、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を設置するなど住民が動物と一緒に避難できるように配慮する。 （3）避難訓練時には、動物の同伴にも配慮する。 （震災対応編）第3章災害応急対策/第42節愛玩動物の保護対策3町の役割 （1）町は、県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況など情報提供並びに活動を支援する。 （2）避難所を設置するにあたり、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を設置するなど住民が動物と一緒に避難できるように配慮する。 （3）避難訓練時には、動物の同伴にも配慮する。
刈羽村 （新潟県）	刈羽村地域防災計画（風水害・震災等対策編）第19節避難体制整備計画 1村の役割 村は、危険が差し迫った状態になる前に村民等が避難できるよう、また、他市 町村からの避難者を迅速に受け入れられるよう、水害と土砂災害の同時発生など複合的な災害が発生することも考慮して、次の対策を実施する。 ⑸指定緊急避難場所及び指定避難所の指定(ｲ)指定避難所 イ指定にあたっての注意点 (ｾ)飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養に配慮し、同行避難が可能な指定避難所の情報をあらかじめ村民に提供するよう努める。 第29節応急住宅対策5応急仮設住宅. ⑻家庭動物の飼育者に対する配慮 村は、建設型応急仮設住宅の入居決定にあたっては、家庭動物の飼育者を近接させるよう配慮するとともに、建設型応急仮設住宅の入居者が家庭動物を適切に飼養し続けることができるよう支援する。
柏崎市 （新潟県）	柏崎市地域防災計画01_地震・津波災害対策編、02_風水害等対策編 第28節愛玩動物の保護対策1計画の方針 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの市民が動物を同行して避難所に避難してくることが予想される。被災者が安心して安全に避難できるようにするため、ペット同行避難を受け入れる避難所を開設し、飼い主が自らの責任の下、ペットを適切に飼養し続けることができるよう支援する。 県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、市や、環境省、県獣医師会、県動物愛護協会、ペット災害支援協議会等関係団体と協力体制を確立するとともに、県獣医師会、県動物愛護協会等と「動物救済本部」を設置し、飼い主の支援及び被災動物の保護を 行う。 2飼い主の責務 （1）災害発生時に動物を同行して避難できるよう、日ごろからケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。 （2）一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。3県の責務 （1）ペットフードやペット飼育用品の備蓄等、災害初動時の所要物資確保に努める。 （2）危険動物等による市民の被害がないよう安全のための措置を講ずるとともに負傷動物や飼い主不明動物、住民避難の際に被災地に残された動物の保護を行う。 （3）動物の保護や適正な飼育に関し、市町村等関係機関や新潟県獣医師会、新潟県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し「動物救済本部」を設置する。 （4）各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市町村への支援を行う。 （5）避難所において動物が適正に飼育されるよう支援を行う。 （6）避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整を行う。 （7）必要に応じ、国、都道府県、政令市への連絡調整及び要請を行う。4市の責務 （1）ペットを同行して避難できる避難所の情報をあらかじめ住民に提供するよう努めるとともに、避難訓練時には、動物の同行避難にも配慮する。 （2）避難所を設置するに当たり、動物を同行した避難者を受入れられる施設を設置するなど、市民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。 （3）市は、県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供及び活動支援を行う。 （4）愛玩動物の保護に関する対応窓口は、市民生活部救助班が行う。5公益社団法人新潟県獣医師会の責務 （1）県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。 （2）緊急動物用医薬品の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の県・市からの要請に備える。6一般社団法人新潟県動物愛護協会の責務

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
上越市 （新潟県）	上越市地域防災計画地震災害対策編第2部(地震災害対策)第2章(災害応急対策計画)第12節(愛玩動物の保護対策)津波災害対策編第2部(津波災害対策)第2章(災害応急対策計画)第12節(愛玩動物の保護対策)自然災害対策編第2部(風水害対策)第3章(災害応急対策計画)第14節(愛玩動物の保護対策) 原子力災害対策編第2部(原子力災害対策)第3章(複合災害対策)第2節(複合災害時における応急対策) 上越市国民保護計画第3編(武力攻撃事態等への対処)第4章(警報及び避難の指示等)第2節(避難住民の誘導等)3(避難住民の誘導) (10)動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ア危険動物等の逸走対策 イ要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
妙高市 （新潟県）	【出典】 妙高市地域防災計画-第2編風水害等共通対策編-第2章災害応急対策-第31節愛玩動物の保護対策 【内容】 1計画の方針 (1)基本方針 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの市民等が動物を同行して避難所に避難してくることが予想される。 市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立するとともに、県が県獣医師会及び県動物愛護協会等と設置する「動物救済本部」を通じ飼い主の支援及び被災動物の保護に対しての協力を行う。 (2)達成目標 市は、「動物救済本部」と協力し、避難所及び仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供及び活動を支援し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。 また、飼い主と動物が一緒に避難できる避難施設を設置するよう配慮する。
糸魚川市 （新潟県）	糸魚川市地域防災計画 震災対策編第3章災害応急対策第31節愛玩動物の保護対策 第31節愛玩動物の保護対策1計画の方針 (1)基本方針 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの市民が動物を同行して避難所に避難してくることが予想される。市は、指定避難所を設置するにあたり、市民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。 県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、市等関係機関や公益社団法人新潟県獣医師会、一般社団法人新潟県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立するとともに、公益社団法人新潟県獣医師会、一般社団法人漸潟県動物愛護協会等と「動物救済本部」を設置し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。 (2)それぞれの責務 1飼い主の責務 ア災害発生時に動物を同行して避難できるよう、日ごろからケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。 イ一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。 2市の責務 アペットを同行して避難できる避難所の情報をあらかじめ住民に提供するよう努めるとともに、避難訓練時には、動物の同行避難にも配慮する。 イ避難所を設置するにあたり、動物を同行した避難者を受け入れられる施設を設置するなど市民が動物と一緒に避難することができるよう配慮するとともに、動物救済本部等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。 ウ県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供及び活動を支援する。 3県の責務 アペットフードやペット飼育用品の備蓄等、災害初動時の所要物資確保に努める。 イ危険動物等による市民の被害がないよう安全のための措置を講ずるとともに負傷動物や飼い主不明動物、住民避難の際に被災地に残された動物の保護を行う。 ウ動物の保護や適正な飼育に関し、市等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し「動物救済本部」を設置する。エ各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市への支援を行う。 オ避難所において動物が適正に飼育されるよう支援を行う。 力避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整を行う。 キ必要に応じ、国、都道府県、政令市及びペット災害支援協議会等への連絡調整及び要請を行う。 4公益社団法人新潟県獣医師会の責務 ア県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。
佐渡市 （新潟県）	佐渡市地域防災計画 第32 節 愛玩動物の保護対策 1 計画の方針 (1) 基本方針 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの市民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県等関係機関や県獣医師会佐渡支部、佐渡動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。 (2) 飼い主の責務 ア 愛玩動物の飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。 イ 愛玩動物の飼い主は、一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。 (3) 市の責務 ア ペットを同行して避難できる避難所の情報を、あらかじめ市民に提供するよう努めるとともに、避難訓練時には動物の同行避難にも配慮する。 イ 避難所を設置するに当たり、動物を同行した避難者を受け入れられる施設を設置するなど市民が動物と一緒に避難することができるよう配慮するとともに、動物救済本部等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。 ウ 県等の関係団体と協働し、「動物救済本部」に対し、指定避難所等、仮設住宅におけるペットの状況等の情報提供をするとともに、救済活動を支援する。避難訓練時には、動物の同伴にも配慮する。 2 動物同行避難者や愛玩動物（ペット）への対応 (1) 愛玩動物（ペット）との同行避難への対応 市は、愛玩動物（ペット）を同行した避難者を受け入れられる避難所を設置し、動物救済本部等から必要な支援を受けられるよう連携に努めるとともに、避難者に動物飼育関連物資を配布する。また、避難所でのペットの飼養状況などについて、県及び動物救済本部に情報提供するとともに、市民に対しても動物救護や飼養支援に関する情報を提供する。なお、仮設住宅の設置に当たっても、被災者のペット飼育について配慮する。 (2) 相談窓口の設置 被災地や避難所、応急仮設住宅等での適正な飼育や動物の愛護、環境衛生の維持のための相談窓口を設置する。また、仮設住宅の設置に当たっても、被災者のペット飼育について配慮する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
佐渡市 （新潟県）	3 県の役割 (1) ペットフードやペット飼育用品の備蓄等、災害初動時の所要物資確保に努める。 (2) 危険動物等による市民の被害がないよう安全のための措置を講じるとともに、負傷動物や 飼い主不明動物、市民が避難の際に被災地に残された動物の保護を行う。 (3) 動物の保護や適正な飼育に関し、市、関係機関や県獣医師会、新潟県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し「動物救済本部」を設置する。 (4) 各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等、市への支援を行う。 (5) 避難所において動物が適正に飼育されるよう支援を行う。 (6) 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整を行う。 (7) 必要に応じ、国、都道府県、政令市、ペット災害支援協議会及び緊急災害時動物救援本部への連絡調整及び要請を行う。 4 新潟県獣医師会佐渡支部の役割 (1) 市等の関係団体及び新潟県獣医師会と協力し「佐渡動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。 (2) 緊急動物用医薬品の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の要請に応じて被災地の避難所等において、被災動物の健康管理支援を行う。 5 新潟県動物愛護協会の役割 (1) 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。 (2) 必要に応じ、会員の中から派遣可能なボランティア情報を集約し、動物救済本部へ提供することにより被災地でのボランティアの円滑な活動を支援する。 6 動物救済本部の役割 必要に応じ、緊急災害時動物救援本部に応援を要請し、次の活動を行う。 (1) ペットフード等支援物資の提供 避難した動物に対し、餌や飼育用品の提供ができるよう市災害対策本部に物資を提供する。 (2) 動物の保護 県・市の活動に協力し、負傷動物や飼い主不明動物及び被災地に残された動物の保護を行う。 (3) 動物の一時預かり 被災のため一時的に飼えなくなった動物及び迷子動物の一時預りを行う。 (4) 飼い主さがし 被災のため飼えなくなった動物や飼い主がわからなくなった動物の新たな飼い主さがしのための情報の収集と提供を行う。 (5) 被災動物の健康管理支援 被災動物間の感染症等の発生や拡大を防止するため、健康管理活動を実施する。 (6) ボランティア及び募金の受付・調整・運営 ボライティア及び募金の受付と調整、運営を行う。 (7) 被災動物支援の募金受付け等 被災動物支援に関し、募金の受付や調 整を行い、動物救済基金を運用する。
新潟市	（新潟市地域防災計画） 災害時には、愛玩動物の保護や、避難所等で飼い主が愛玩動物の適正飼育ができるような支援を行うなど、愛玩動物の保護対策を講じることにより、動物の愛護、環境衛生を維持できるようにする。 実施担当 保健衛生対策部 各区本部 防災関係機関　県、公益社団法人新潟県獣医師会、一般社団法人新潟県動物愛護協会 1 被災動物の保護 災害時には、被災地において飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じることが予想されるため、市は動物の保護に関し、県に新潟県動物救済本部の設置を要請し、新潟県獣医師会及び新潟県動物愛護協会と共に、被災動物やその飼養者に対する支援を行う。 (1) 被災地における動物の把握 被災のため負傷した動物や飼い主が不明な動物、被災地に残された動物の把握に努める。 (2) 被災地での動物の保護 被災地の巡回や住民からの情報などにより必要な場合は保護を行う。 危険動物等が対象である場合には、住民に被害がないよう飼養管理者及び警察署等と連携し捕獲に努め、飼養管理者に返還するなど安全のための措置を講ずる。 2 避難所等における愛玩動物飼育補助 災害時には、多くの住民が愛玩動物とともに避難所に避難してくることが予想されるため、市は避難所において飼い主が愛玩動物を適正に飼育できるよう、関係機関と協力し愛玩動物の飼育補助にあたる。 (1) 愛玩動物同行可能な避難所の設置と周知 避難所を設置するにあたり、避難所の指定された場所に愛玩動物の飼養場所を設置し、愛玩動物同行可能な避難所の情報をあらかじめ住民に周知するよう努める。 (2) 避難所での愛玩動物の把握 避難所において飼い主が適正に愛玩動物の飼育ができるよう補助対策を講じるために、市内各所の避難所において飼い主とともに避難してきた愛玩動物の把握に努める。 (3) 避難所等での飼育補助 避難所において飼い主が適正に愛玩動物の飼育ができるよう補助対策を講じる。 ア ペットフードやペット飼育用品などの飼育物品を確保する。 イ 避難所での飼育状況を把握し、必要に応じて獣医師の派遣を要請する。 ウ 避難所において愛玩動物が適正に飼育されるよう支援を行う。 エ 避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等について、関係機関と連携して調整を図る。 (4) 避難所等における相談窓口の開設 避難所で住民が愛玩動物を適正に飼育するため、あるいは避難所の環境衛生を維持するために、相談窓口を設置する。 3 その他の対策 (1) 動物の一時預かり 住民が被災したため一時的に飼えなくなった動物、飼い主不明の動物を保護し、一時的に関係施設において預かる。 (2) 飼い主さがし 被災のため飼えなくなった動物や飼い主が不明の動物を引き取ってくれる新たな飼い主をさがすための情報の収集と提供を行う。 (3) 仮設住宅での動物飼育支援 仮設住宅で適正に動物が飼育できるよう支援を行う。 (4) 被災動物の健康管理支援 被災動物間の感染症の発生や拡大を防止するため、被災動物の健康管理に十分な配慮をする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
富山県	『富山県地域防災計画』風水害編　第2章　災害時応急対策　第9節　避難活動　第6　飼養動物の保護等 災害時には、飼い主にはぐれた動物や負傷動物が多数生じること及び避難所における動物同伴による問題の発生が予想される。 県は、飼養動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、市町村等関係機関及び獣医師会等関係団体の協力を得て、所要の措置を講ずるものとする。 １飼養されていた家庭動物の保護等（市町村、県厚生部） (1)被災地域における動物の保護及び収容 飼い主のわからない負傷又は逸走状態の家庭動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、県は、市町村及び獣医師会をはじめ、動物愛護団体等の協力を得て、動物の保護及び収容に努める。 (2)避難所における家庭動物の収容及び適正な飼養 飼い主とともに避難所に避難した家庭動物については、市町村は、「富山県動物同行避難所等運営マニュアル」に基づき、避難所の隣接地にその動物の収容所を設置するなど、できる限り避難場所での収容を可能とするよう努める。 市町村は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 また、県は、動物の収容所を設置する市町村及び動物愛護団体等と協力して、飼い主とともに避難した家庭動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 2 危険動物の逸走対策（県厚生部） 危険動物が飼養施設から逸走した場合は、県は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況の把握に努めるとともに、必要な措置を講ずる。 地震・津波災害編　第3章　地震・津波応急対策　第8節　避難活動　第8　飼養動物の保護等（内容は風水害編に同じ）雪害編　第3章　災害時応急対策　第10節　避難活動　第6　飼養動物の保護等（内容は風水害編に同じ） 『富山県国民保護計画』 第3編　武力攻撃事態等への対処　　第4章　警報及び避難の指示等　　第2　避難の指示等 3　避難の指示に際しての留意事項 (2) 動物の保護等に関する配慮 県は、国が示した「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方」（平成17年環境省自然環境局・農林水産省生産局作成）を踏まえ、次の事項等について、所要の措置を講ずるものとする。 1危険動物等の逸走対策 2飼養等されていた家庭動物等の保護 第9章 保健衛生の確保その他の措置 保健衛生の確保 (5) 動物関係対策 飼育者や住民から逸走通報の受付を行い、動物の保護を行う。 また、避難所及び仮設住宅における動物の飼育者への支援を行うとともに、一 時的に飼えなくなった動物及び迷子動物の一時預かりを行うため、県関係機関、 市町村に協力を要請する。
黒部市 （富山県）	黒部市避難所運営マニュアル 6 ペットに関すること 災害が起こると、人間と同様にペットも生活の場を失います。さまざまな人が生活する避難所内で人間とペットが共存していくためには、一定のルールを設け、トラブルにならないよう注意する必要があります。 なお、盲導犬、介助犬などの身体障害者補助犬は、ペットではありません。「身体障害者補助犬法」により、公共的施設を身体障害者が利用する場合に同伴を認められています。 ただし、避難所内へ同伴することで、他の避難者がアレルギーによる発作を起こす可能性がある等の場合は、障害者と補助犬用の別室を準備するなどの配慮が必要となります。 (1)避難所の居室部分には、原則としてペットの持込み禁止 ・多種多様の価値観を持つ人が共同生活を行う場では、ペットの飼育をめぐるトラブルが発生しやすいこと、また、動物アレルギーの人がいる可能性を考慮し、居室へのペット持込みは禁止とします。 (2)ペット飼育スペースの設置 ・敷地内の屋外（余裕がある場合には室内も可）に専用スペースを設け、その場で飼育するようにします。 ・ペットと避難所で共同生活を行うため、ペットの飼育及びペットの飼育場所の清掃は、飼い主が全責任を負って管理することとします。 (3)登録台帳の記入 ・避難所にペットを連れて来た避難者に対して、窓口で届けるよう呼びかけ、【様式 15:避難所ペット登録台帳】に記載させます。 (4)大型動物・危険動物の同伴禁止 ・大型動物や危険動物を避難所へ同伴することは断るようにし、災害対策本部に対応を要請します。 (5)ペットの飼育場所とルール ・ペットの飼育場所と飼育ルール（《参考資料4:ペットの飼育ルール広報文案》参照）を、飼い主及び避難者へ周知し、徹底を図ります。 (6)ペットの救護活動情報 ・ペットの救護活動が開始された場合は、その情報を飼い主に提供します。
入善町 （富山県）	入善町地域防災計画　第2編　風水害編　－　第2章　風水害応急対策　－　第9節　避難活動　－　6　飼養動物の保護等 第12節　節廃棄物等処理・防疫・保健衛生対策　－　2　防疫・食品衛生対策 入善町国民保護計画　第4章　警報及び避難指示等　－　第2　非難住民の誘導等　－　3　避難住民の誘導　－　(9)動物の保護等に関する配慮 第9章　保健衛生の確保その他の措置　－　1　保健衛生の確保　－　動物関係対策
朝日町 （富山県）	朝日町地域防災計画 第2編　震災対策編/第2章　応急対策/第9節　避難所の開設・運営 3　避難所におけるペット対策 飼い主とともに避難所に避難した家庭動物については、町は、「富山県動物同行避難所等運営マニュアル」に基づき、避難所の隣接地にその動物の収容所を設置するなど、できる限り避難場所での収容を可能とするよう努める。 第3編　風水害編/第2章　応急対策/第9節　避難所の開設・運営/3　避難所におけるペット対策 飼い主とともに避難所に避難した家庭動物については、町は、「富山県動物同行避難所等運営マニュアル」に基づき、避難所の隣接地にその動物の収容所を設置するなど、できる限り避難場所での収容を可能とするよう努める。 朝日町国民保護計画 第3編　武力攻撃事態等への対処/第4章　警報及び避難の指示/第2　避難住民の誘導 3　避難住民の誘導 (9)動物の保護等に関する配慮 町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
朝日町 （富山県）	第3編　武力攻撃事態等への対処/第9章　保健衛生の確保その他の措置 1　保健衛生の確保 (6) 動物関係対策 　飼育者や住民から逸走通報の受付を行い、動物の保護を行う。 　また、避難所及び仮設住宅における動物の飼育者への支援を行うとともに、一時的に飼えなくなった動物及び迷子動物の一時預かりを行うため、県関係機関、他市町村に協力を要請する。
魚津市 （富山県）	魚津市地域防災計画 第2編 地震・津波災害対策編　第2章 災害応急対策計画 第27 節 保健衛生　2 保健衛生指導 (1) 衛生活動 ア（略） イ（略） ウ 家庭動物の保護 災害時には、避難所に飼い主が動物を連れてくることや飼い主とはぐれた動物や負傷動物が多数生じることが想定されることから、これらの家庭動物については、県と連携し、関係団体及び動物愛護ボランティア等の協力を得て、動物の保護及び収容に努める。 第36節 住宅の修理、応急仮設住宅の建設等　2 応急仮設住宅の建設 (4)応急仮設住宅の管理 　応急仮設住宅の管理は、県営住宅の管理に準じて県が行い、市がこれに協力する。ただし、市長が委任を受けたときは、市が実施する。 　応急仮設住宅の管理に際しては、安全・安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 魚津市国民保護計画 第3編　武力攻撃事態等への対処　第4章　警報及び避難の指示等　第2　避難住民の誘導等　3　避難住民の誘導 (9) 動物の保護等に関する配慮 　市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等 魚津市国民保護計画 第3編　武力攻撃事態等への対処　第4章　警報及び避難の指示等　第2　避難住民の誘導等　3　避難住民の誘導 (9) 動物の保護等に関する配慮 　市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
滑川市 （富山県）	滑川市地域防災計画 地震・津波災害対策編　第2章　災害応急対策計画 2. 保健衛生指導 (1)衛生活動 ウ. 家庭動物の保護 災害時には、避難所に飼い主が動物を連れてくることや飼い主とはぐれた動物や負傷動物が多数生じることが想定されることから、これらの家庭動物については、県と連携し、関係団体及び動物愛護ボランティア等の協力を得て、動物の保護及び収用に努める。
舟橋村 （富山県）	舟橋村地域防災計画　第2編地震災害編　第2章災害応急計画　第9節避難活動 6 飼養動物の保護等 災害時には、飼い主にはぐれた動物や負傷動物が多数生じること及び避難所における動物同伴による問題の発生が予想される。 村は県と連携して、飼養動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、防災関係機関及び獣医師会等関係団体の協力を得て、所要の措置を講ずるものとする。 (1)飼養されていた家庭動物の保護等 ア　被災地域における動物の保護及び収容 飼い主のわからない負傷又は逸走状態の家庭動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、村は県と連携して、富山県獣医師会をはじめ、動物愛護団体等の協力を得て、動物の保護及び収容に努める。 イ　避難所における家庭動物の収容及び適正な飼養 飼い主とともに避難所に避難した家庭動物については、村は、避難所の隣接地にその動物の収容所を設置するなど、できる限り避難場所での収容を可能とするよう努める。 また、村は県と連携して、動物愛護団体等と協力し、飼い主とともに避難した家庭動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物愛護及び環境衛生の維持に努める。 (2)危険動物の逸走対策 危険動物が飼養施設から逸走した場合は、村は県と連携して、飼養者、上市警察署その他関係期間と連携し、状況の把握に努めるとともに、必要な措置を講ずる。
上市町 （富山県）	上市町地域防災計画　第6節　防災行動力の向上 4 要配慮者への援護(総務課・福祉課) (5) 飼育動物の保護等 災害時には、飼い主からはぐれた動物や不小動物が多数生じること及び避難所における動物同伴による問題の発生が予想される。 飼育動物による人への危険防止及び動物あいごの観点から、これらの動物の保護や適正な飼育に関し、県と連携し、獣医師会等関係団体の協力を得て、所要の措置を講ずるものとする。 1 被災地域における動物の保護及び収容 飼い主のわからない負傷又は逸走状態の家庭動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、県と連携し、獣医師会をはじめ、動物愛護団体等の協力を得て、動物の保護及び収容に努める。 2 避難所における家庭動物の収容及び適正な飼育 飼い主とともに非難した家庭動物について適正な飼育の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
立山町 （富山県）	立山町地域防災計画(本編) 第10節　避難活動 第5 避難所の開設・運営 2 避難所の管理運営 (7)家庭動物等の保護 飼い主の分からない負傷又は逸走状態の家庭動物については、避難所の隣接地にその動物の収容所を設置する等、できる限り避難所での収容を可能とするよう努める。また、町は、動物の収容所を設置する際に、県の適正な飼養の指導のもと動物愛護ボランティア団体等と協力し、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 第12節　飲料水・食料・生活必需品等の供給 第3 防疫・保健衛生対策 3 保健衛生指導 (1)衛生活動 エ　家庭動物の保護 災害時には、飼主とはぐれた動物や負傷動物が多数生ずることが想定されることから、これらの家庭動物については、県と連携し、関係団体及び動物愛護ボランティア等の協力を得て、動物の保護及び収容に努める。 第19節 応急住宅対策 第1 応急仮説住宅の確保 4 応急仮説住宅の管理 応急仮設住宅の管理は、県が本部長(町長)の協力を得て行う。ただし、状況に応じ委任された場合は本部長(町長)が管理する。 　応急仮設住宅の管理に際しては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。
高岡市 （富山県）	●高岡市地域防災計画（震災・津波対策編）　第2章 災害応急対策計画　第15節 ペットの保護対策（238頁～239頁） 大規模災害時には、飼い主不明の動物や、負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民がペットを伴い避難所に避難してくることが予想される。市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県獣医師会、動物愛護団体等の関係機関と協力体制を確立する必要がある。ペットの飼い主は、飼育をめぐるトラブルが発生しないように、節度ある対応を行う必要がある。 ＜対策の方針（達成目標）＞ 市は、県及び県獣医師会、動物愛護団体等と協力し、避難所・仮設住宅におけるペットの状況等の情報提供並びに活動を支援し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。また、住民と動物が一緒に避難できる避難施設を設置する。ペットの飼い主は、避難所の多様な方々との共同生活に考慮し、指定されたルールを守り飼育する。 ＜発災時のタイムスケジュール＞ 発災から 12 時間以内　　支援物資の提供 発災から 72 時間（3日）以内　動物保護活動、相談窓口開設、動物の一時預かり 発災から1週間以内　　飼い主捜し 発災から1箇月以内　　仮設住宅での動物飼育支援、被災動物の健康管理支援 ＜業務の内容＞ 市は、被災動物の円滑な救援等を行うため、県、その他関係機関と協力し、次の活動を行う。また、必要に応じ緊急災害時動物救援本部に応援を要請する。 1 動物の保護 県、県獣医師会及び動物愛護団体等の活動に協力し、負傷動物や飼い主不明動物被災地に残された動物の保護活動を行う。 2 飼い主探し 保護された動物の飼い主の捜索及び飼えなくなった動物や飼い主不明動物の新たな飼い主探しのため、県、県獣医師会及び動物愛護団体等と連携して、情報の収集と提供を行う。 3 避難所及び仮設住宅での動物飼育支援 飼い主とともに避難所に避難した家庭動物については、市は、「富山県動物同行避難所等運営マニュアル」に基づき、避難所の隣接地にその動物の収容所を設置するなど、できる限り避難場所での収容を可能とするよう努める。 4 県及び関係機関等との連携 情報共有を図り、円滑な救援活動が行えるよう調整する。 ＜各主体の役割＞ 1 市民（ 飼 い 主 ） ア 避難所に動物アレルギーの人がいる可能性等を考慮した、指定された飼育場所での飼育 イ 一時的に飼育困難となった場合の適切な対応（長期にわたる放置の回避） 2 県・市 ア 負傷動物や飼い主不明動物、被災地に残された動物の保護活動 イ 保護した動物の飼い主の捜索、飼い主不明動物に関する情報収集・提供 ウ 避難所及び仮設住宅での適正な動物飼育の支援 3 関係機関 ア 県及び市と連携した、動物の保護、救援活動の実施 イ 県及び市と連携した、情報収集・提供 ●高岡市地域防災計画（風水害・土砂災害・火災対策編）　第2章 災害応急対策計画　第13節 ペットの保護対策（237頁～238頁） 大規模災害時には、飼い主不明の動物や、負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民がペットを伴い避難所に避難してくることが予想される。市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県獣医師会、動物愛護団体等の関係機関と協力体制を確立する必要がある。ペットの飼い主は、飼育をめぐるトラブルが発生しないように、節度ある対応を行う必要がある。 ＜対策の方針（達成目標）＞ 市は、県及び県獣医師会、動物愛護団体等と協力し、避難所・仮設住宅におけるペットの状況等の情報提供並びに活動を支援し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。また、住民と動物が一緒に避難できる避難施設を設置する。ペットの飼い主は、避難所の多様な方々との共同生活に考慮し、指定されたルールを守り飼育する。大規模災害時には、飼い主不明の動物や、負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民がペットを伴い避難所に避難してくることが予想される。 市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県獣医師会、動物愛護団体等の関係機関と協力体制を確立する必要がある。 ペットの飼い主は、飼育をめぐるトラブルが発生しないように、節度ある対応を行う必要がある。 ＜対策の方針（達成目標）＞ 市は、県及び県獣医師会、動物愛護団体等と協力し、避難所・仮設住宅におけるペットの状況等の情報提供並びに活動を支援し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。また、住民と動物が一緒に避難できる避難施設を設置する。 ペットの飼い主は、避難所の多様な方々との共同生活に考慮し、指定されたルールを守り飼育する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
高岡市 （富山県）	＜発災時のタイムスケジュール＞ 高齢者等避難 :避難所ペット受入れ情報の発信 避難指示 災害による被害発生中 :動物保護活動、支援物資の提供(12 時間以内) 避難指示等解除 :相談窓口開設、動物の一時預かり 解除後1日以内 解除後3日以内 事後1週間以内 :飼い主捜し 事後1箇月以内 :仮設住宅での動物飼育支援、被災動物の健康管理支援 ＜業務の内容＞ 市は、被災動物の円滑な救援等を行うため、県、その他関係機関と協力し、次の活動を行う。また、必要に応じ緊急災害時動物救援本部に応援を要請する。 1 動 物 の 保 護 県、県獣医師会及び動物愛護団体等の活動に協力し、負傷動物や飼い主不明動物、被災地に残された動物の保護活動を行う。 2 飼 い 主 探 し 保護された動物の飼い主の捜索及び飼えなくなった動物や飼い主不明動物の新たな飼い主探しのため、県、県獣医師会及び動物愛護団体等と連携して、情報の収集と提供を行う。 3 避 難 所 及 び 仮 設 住 宅 で の 動 物 飼 育 支 援 飼い主とともに避難所に避難した家庭動物については、市は、「富山県動物同行避難所等運営マニュアル」に基づき、避難所の隣接地にその動物の収容所を設置するなど、できる限り避難場所での収容を可能とするよう努める。 4 県 及 び 関 係 機 関 等 と の 連 携 情報共有を図り、円滑な救援活動が行えるよう調整する。 ＜各主体の役割＞ 1 市 民 (飼 い 主) ア 避難所に動物アレルギーの人がいる可能性等を考慮した、指定された飼育場所での飼育 イ 一時的に飼育困難となった場合の適切な対応(長期にわたる放置の回避) 2 県 ・ 市 ア 負傷動物や飼い主不明動物、被災地に残された動物の保護活動 イ 保護した動物の飼い主の捜索、飼い主不明動物に関する情報収集・提供 ウ 避難所及び仮設住宅での適正な動物飼育の支援 エ ペットを同行した避難が可能なことを広報 3 関 係 機 関 ア 県及び市と連携した、動物の保護、救援活動の実施 イ 県及び市と連携した、情報収集・提供 ●高岡市国民保護計画 〇第4章 警報及び避難の指示等　第2 避難住民の誘導等　3 避難住民の誘導　(9)動物の保護等に関する配慮(57頁～58頁) (9) 動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成 17 年 8 月 31 日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等 〇第9章 保健衛生の確保その他の措置　1 保健衛生の確保　(6)動物関係対策(83頁～84頁) 市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。 (6) 動物関係対策 飼育者や住民から逸走通報の受付を行い、動物の保護を行う。また、避難所及び仮設住宅における動物の飼育者への支援を行うとともに、一時的に飼えなくなった動物及び迷子動物の一時預かりを行うため、県関係機関、 周辺市町村に協力を要請する。 ●高岡市避難所運営マニュアル 〇第2章【業務内容】 1 初動期[発災直後～24時間](4)避難所の運営準備　2避難スペースの確保　(14頁～15頁) ・ペット連れの被災者がいる場合、屋外に雨風があたらないよう飼育場所を設けるなど状況に応じて必要なスペースを設ける。(身体障がい者補助犬を除く。) 〇第2章【業務内容】 2　展開期～安定期[24時間～2週間]　(2)各運営班の業務内容　6救護衛生班　c衛生管理(28頁～29頁) ・ペット持込みの避難者に対応し、飼育ルールの周知や飼育場所の管理を行う。 〇高岡市避難所運営マニュアル　資料編 資料1【各運営班業務細則】 救護衛生班　8 ペット連れの避難者への対応　(56頁～57頁) ・居住スペースへのペットの持ち込みを禁止する。 ・ペット連れの避難者に対しては、文案 3「ペットの飼育ルール」を説明又はコピーして配布し、管理の徹底を図る。 ・ペットの飼育場所を施設管理者のアドバイスのもと、居住スペースから離れた場所に設置する。 ※盲導犬はペットではないので、別途動物アレルギーの避難者がいないことが確認できたら居住スペースへの同伴を認める。 ・ペット飼育者により様式 10「ペット登録台帳」に記入してもらい管理する。 ・ペットの飼育はペットを持込んだ避難者自身が行う。 ※大型動物や危険なペットを連れた避難者は、同伴での入所を断らなければならない場合もある。 ・ペットを一時預かる施設や機関、ボランティア団体の情報を集め、適宜、ペット連れの避難者へ知らせる。 ※事前に、ペットを飼っている住民が、災害時にペットを預けられるペットホテルや動物病院等を探しておくことが望まれる。 文案3「ペットの飼育ルール」、様式⑩「ペット登録台帳」については、別紙参照

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
射水市 （富山県）	射水市地域防災計画 第2編　地震・津波災害対策編/第2章　災害応急対策計画/第11節　避難所の開設・運営 4 避難所の管理運営 (7) 飼い主の分からない負傷又は逸走状態の家庭動物については、市民生活部住民衛生班、福祉保健部災害救助班が避難所の隣接地にその動物の収容所を設置する等、できる限り避難所での収容を可能とするよう努める。市は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。また、市は、動物の収容所を設置する際に、県の適正な飼養の指導のもと動物愛護ボランティア団体等と協力し、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 第5編　原子力災害対策編/第3章　原子力災害応急対策 第3節　避難の受入れ活動体制の整備 8 避難所・避難方法等の周知〔防災・資産管理課 未来創造課〕 市は、避難、避難退域時検査及び簡易除染、安定ヨウ素剤配付等の場所・避難方法（バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努める。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。 第4節　屋内退避、避難収容等の防護活動 2 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施 (7) 市は、県と連携して、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかける。 3 指定避難所等 (4) 指定避難所における生活環境の良好な維持 市は、県と連携し、指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。市は、感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講ずるよう努める。 指定避難所の運営に当たっては、市は、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の確保に努めるとともに、女性に適した生活環境となるよう、必要な措置を講じるよう努める。さらに、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。
氷見市 （富山県）	第4章　警報及び避難の指示等　第2　避難住民の誘導等　3　避難住民の誘導　(10) 動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等 氷見市地域防災計画　　第2編　地震・津波対策編　第2章　災害応急対策計画　第13節　廃棄物処理・防疫・保健衛生　4. 保健衛生指導　(1)　衛生活動　ウ　家庭動物の保護　災害時には、避難所に飼い主が動物をつれてくることや、飼い主とはぐれた動物や負傷動物が多数生じることが想定されることから、これらの家庭動物については、県と連携し、関係団体及び動物愛護ボランティア等の協力を得て、動物の保護及び収容に努める。 氷見市地域防災計画　第2編　津波・地震対策編　第2章　災害応急対策計画　第19節　応急住宅対策等　応急仮設住宅の確保　(4)　応急仮設住宅の管理　応急仮設住宅の管理 応急仮設住宅の管理は、県が行い、市がこれに協力する。ただし、市長が委任を受 けたときは、市長が実施する。応急仮設住宅の管理に際しては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防 止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等、男女双方及び性的少数者の視点等に配 慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 氷見市地域防災計画　第5編　原子力災害対策編　第3章　原子力災害応急対策　第5節　避難等の防護活動　第2　避難、屋内避難等の防護措置　5　家庭動物との同行避難　市は、災害の実態に応じて、県と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。
砺波市 （富山県）	砺波市地域防災計画 第3章　災害応急対策/第5節　避難計画/第2　避難所の設置・運営/6　避難所の運営・避難所従事者の執務要領 (11) 災害時には、飼い主にはぐれた動物や負傷動物が多数生じること及び避難所における動物同伴による問題の発生が予想される。飼養動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、県及び獣医師会等関係団体の協力を得て、所要の措置を講ずるものとする。 第3章　災害応急対策/第5節　避難計画/第6　飼養動物の保護等 市は、飼い主のわからない負傷又は逸走状態の家庭動物について、飼養動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、災害規模に応じて、県及び関係団体と連携し、これらの動物の保護や収容に努める。また、飼い主とともに避難所に避難した家庭動物について、「富山県動物同行避難所等運営マニュアル」に基づき、避難所の隣接地にその動物の収容所を設置するなど、できる限り避難場所での収容及び適正な飼養を可能とするよう努める。
南砺市 （富山県）	南砺市地域防災計画　第2章（災害応急対策）　第9節（避難活動）　第6飼養されていた家庭動物の保護等（生活環境班） 　災害時には、飼い主にはぐれた動物や負傷動物が多数生じること及び避難所における動物同伴による問題の発生が予想される。市は、飼養動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、県及び獣医師会等関係団体の協力を得て、所要の措置を講ずる。 1 被災地域における動物の保護及び収容 　飼い主のわからない負傷又は逸走状態の家庭動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、県及び獣医師会をはじめ、動物愛護団体等の協力を得て、動物の保護及び収容に努める。 2 避難所における家庭動物の収容及び適正な飼養 　飼い主とともに避難所に避難した家庭動物については、市は、避難所の隣接地にその動物の収容所を設置するなど、できる限り避難場所での収容を可能とするよう努める。 　市は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 　また、市は、動物の収容所を設置する市町村及び動物愛護団体等と協力して、飼い主とともに避難した家庭動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 南砺市地域防災計画　第2章（災害応急対策）　第18節（応急住宅対策等）　第1応急仮設住宅の確保（災害救助班、建設班）　3応急仮設住宅の管理（建設班） 　応急仮設住宅の管理は、市の協力を得て、県が行う。ただし、状況に応じ市長に委任できる。 　応急仮設住宅の管理に際しては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
小矢部市（富山県）	【小矢部市地域防災計画】 ・第1編　第6節　生活環境課の分掌事務：放浪犬、家庭動物等の保護 ・第2編　第2章 　・第5節　18 家庭動物の保護等 　災害時には、飼い主にはぐれた動物や負傷動物が多数生じること及び避難所における動物同伴による問題の発生が予想される。市は、飼養動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、県及び獣医師会、動物愛護団体等の協力を得て、動物の保護及び収容に努める。また、飼い主とともに避難所に避難した家庭動物については、避難所の隣接地にその動物の収容所を設置するなど、できる限り避難所での収容を可能とするよう努める。 　・第21節　5家庭動物・放浪犬等の保護 　災害時には、飼い主にはぐれた動物や負傷動物が多数生じること及び避難所における動物同伴による問題の発生が予想される。市は、飼養動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、富山県砺波厚生センター及び獣医師会、動物愛護団体等の協力を得て、動物の保護及び収容に努める。また、飼い主とともに避難所に避難した家庭動物については、避難所の隣接地にその動物の収容所を設置するなど、できる限り避難所での収容を可能とするよう努める。
富山市	富山市地域防災計画　第2編　風水害対策編　第2章　災害応急対策計画　第26節　保健衛生　2　保健衛生指導 (1)衛生活動 ウ　飼い犬の管理：犬による人畜への被害発生を防止するため、狂犬病予防員等と協力し、放浪犬を保護収容するとともに、飼い主に対し、犬の管理方法を指導する。 エ　家庭動物の保護：災害時には、飼い主とはぐれた動物や負傷動物が多数生ずることが想定されることから、これらの家庭動物については、県と連携し、関係団体及び動物愛護ボランティア等の協力を得て、動物の保護及び収容に努める。
石川県	石川県地域防災計画一般災害対策編 第2章災害予防画 第2節県民及び事業者等のとるべき措置 2県民のとるべき措置地震災害対策編第2章地震災害予防計画第2節県民及び事業者等のとるべき措置2県民のとるべき措置津波災害対策編第2章津波災害予防計画第2節県民及び事業者等のとるべき措置2県民のとるべき措置 (1)平素から次の事に留意し、災害時に備えておく。〇ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。一般災害対策編 第2章災害予防画 第12節避難体制の整備 2(2)指定避難所地震災害対策編第2章地震災害予防計画 第10節避難体制の整備 2(2)指定避難所津波災害対策編第2章津波災害予防計画 第10節避難体制の整備 2(2)指定避難所〇ペット動物の飼育場所等について検討すること。一般災害対策編第3章災害応急対策計画第12節避難誘導7避難者の誘導地震災害対策編第3章地震災害応急対策計画第9節避難誘導6避難者の誘導津波災害対策編 第3章津波災害応急対策計画 第9節避難誘導6避難者の誘導〇県及び市町は、災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。 一般災害対策編第3章災害応急対策計画第12節避難誘導8避難所の開設・運営地震災害対策編第3章地震災害応急対策計画第9節避難誘導7避難者の誘導津波災害対策編 第3章津波災害応急対策計画 第9節避難誘導7避難者の誘導〇市町は必要に応じて、ペット動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、ペットの一時預かり等必要な支援を獣医師会や動物取扱業者等から受けられるよう、連携に努める。一般災害対策編第3章災害応急対策計画第29節防疫、保健衛生活動地震災害対策編第3章地震災害応急対策計画 第27節防疫、保健衛生活動津波災害対策編第3章津波災害応急対策計画 第27節防疫、保健衛生活動〇ペット動物の保護対策(1)避難所におけるペット動物の適正な飼育県は、避難所を設置する市町、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同行したペット動物の飼育に関し、飼養者に適正飼育の指導を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (2)ペット動物の保護県は、市町、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講ずる。また、広域的な観点から市町における避難所でのペット動物の飼育状況を把握し、資材の提供等について支援を行う。〇特定動物の逸走対策県は、災害発生時には、飼養者に特定動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認する。また、特定動物が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するために、飼養者、市町、警察その他関係機関、動物関係団体等と連絡調整を図るとともに、必要な措置を講ずる。 第32節住宅の応急対策 必要に応じて仮設住宅におけるペット動物の受け入れに配慮する
小松市（石川県）	『小松市地域防災計画』※地震災害対策編・津波災害対策編・一般災害対策編に記述あり　但し、一般災害対策編については、節等多少の違いあり 第1章一第1節一第2―1「ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。」 第2章一第1節一第4―8「南加賀保健福祉センターと連携したペットの収容、保護及び危険動物の逸走対策に関すること」 第2章一第13節一第116―(6)「災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。」 第2章一第13節一第2―3「市は、災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。」 第2章一第24節一第3―1-(3)「必要に応じて仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する」（ペット部分のみ抜粋） 第2章一第26節一第4―1「経済環境対策部は、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同行したペット動物に関し、飼養者に適正飼育及び動物由来感染症等の予防の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるとともに、状況に応じ避難所付近に一括管理できるような設備の確保に努める。また、負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講ずる。」 第2章一第26節一第4―2「危険動物の飼養者は管理責任者として、地震・津波の際に当該危険動物が逸走しないよう、日頃から十分管理するとともに、逸走した場合については、直ちに警察、消防等関係機関に通報を行うとともに速やかな捕獲等に努める。」
能美市（石川県）	能美市地域防災計画第1編一般災害対策編 第13節　2 緊急避難場所 、指定避難所、地域域避難所 、車両避難場所の指定等 家庭動物の飼育場所等について検討すること 災害の実態に応じて、飼養者による家庭動物との同行避難を呼びかける。 市は、必要に応じて、家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、家庭動物の一時預かり等必要な支援を獣医師会や動物取扱業者等から受けられるよう、連携に努める。 第30節　8ペット動物の保護対策 (1)避難所におけるペット動物の適正な飼育 市は、県及び獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同行したペット動物に関し、飼養者に適正飼育及び動物由来感染症等の予防の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
能美市 （石川県）	(2)ペット動物の保護 市は、県、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講ずる。 また、広域的な観点から避難所でのペット動物の飼育状況を把握し、資材の提供等について支援を行う。 9特定動物の逸走対策 市は、災害発生時には、飼養者に特定動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認する。 また、特定動物が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するために、飼養者、市、警察その他関係機関、動物関係団体等と連絡調整を図るとともに、必要な措置を講ずる。 10記録等 防疫活動等を実施した場合は、次の書類、帳簿等は次のとおりとする。 ・臨時予防接種実施記録簿 ・防疫活動状況報告書 ・伝染病等患者台帳 第33節　住宅の応急対策 必要に応じて仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する
川北町 （石川県）	川北町地域防災計画 第3章第15節町民及び事業者等の執るべき措置 災害時における被害及び混乱を防止するため、町民及び事業者等の果たす役割が極めて大きいことから、町民一人ひとりが、又事業者等が自ら防災対策をとり、冷静かつ的確な行動をとるものとする。 1町民の執るべき措置（1）平常時 キ家族で次の対応措置を話し合っておく（ウ）ペット動物との同行避難や避難所での飼養について 第3章第19節避難体制の整備 町は、建物倒壊、出火・延焼等の災害に備えて、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所並びに避難路について、管理者の同意を得た上で、必要な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、避難路と併せて町内会、自主防災組織等を通じて町民に周知徹底を図るとともに、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。また、避難所については、救護所及び仮設トイレの設置など生活環境の整備のほか要配慮者にも配慮した施設等の整備に努める。さらに、あらかじめ自助、共助による運営を基本とした避難所運営マニュアルを作成し、普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。 1避難所、避難路の指定等 町は、災害時に町民が安全かつ迅速に避難できるよう次の事項に留意し、避難所を指定するとともに、町内会や自主防災組織等を通じて、防災訓練の実施や広報かわきた等により、町民等へ周知徹底を図るものとする。なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができることとし、避難所の指定に当たっては、規模（受入可能人数）・設備内容について考慮し、協定を締結するなど事業者の協力を得て、民間施設を指定するなど適切な配置に努める。また町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。 （2）指定避難所 キペット動物の飼育場所等について検討すること。
加賀市 （石川県）	加賀市地域防災計画一般災害対策編 第2章災害予防計画 第12節　避難体制の整備 2指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等 (2)指定避難所の指定 ペット動物の飼育場所等について検討する。 第3章災害応急対策計画 第12節 避難誘導等 7避難者の誘導 (2)市は、災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。 8避難所の開設及び運営 (2)避難所の運営 ペット動物の飼育場所の確保等 市は、必要に応じて、ペット動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、ペットの一時預かり等必要な支援を獣医師会や動物取扱業者等から受けられるよう、連携に努める。 第29節　防疫、保健衛生活動 7ペット動物の保護対策 (1)避難所におけるペット動物の適正な飼育 市は、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同行したペット動物の飼育に関し、飼養者に適正飼育及び動物由来感染症の予防の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (2)ペット動物の保護 市は、県、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、負傷又は放し飼いのペット動物の保護等に努めるとともに、広域的な観点から避難所でのペット動物の飼育状況の把握、資材の提供等について支援を行う。 8特定動物の逸走対策 市は、災害発生時に飼養者に特定動物の逸走等の有無等について確認するとともに、逸走した場合は、人への危害を防止するために、飼育者、県、警察その他関係機関、動物愛護団体等と連絡調整を図るなど必要な措置を講じる。 第32節　住宅の応急対策 2実施体制 (3)応急仮設住宅の建設及び運営管理 必要に応じて仮設住宅におけるペット動物の受け入れに配慮する
白山市 （石川県）	白山市地域防災計画 第3章　地震災害応急対策計画 第9節　避難誘導等 6 避難者の誘導 （略） 市は、災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
白山市 （石川県）	7 避難所の開設・運営 (14)ペット動物の飼育場所の確保等 市は、必要に応じて、ペット動物のための避難スペースの確保等に努める。 【災害時におけるペット同伴避難所に関する協定】 協定者:学校法人ペット国際ビジネス学院 協定締結日:R6.10.19 TEL275-6873 FAX275-6874 協定内容:ペット同伴で避難できる施設を提供 第27節 防疫、保健衛生活動 6 ペット動物の保護対策 (1)避難所におけるペット動物の適正な飼育 市は、県や動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同行したペット動物の飼育に関し、飼養者に適正飼育及び動物由来感染症等の予防の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 県及び市は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。また、設置及び運営管理に関しては、安全、安心を確保し、地域コミュニティ形成や心のケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅におけるペット動物の受け入れに配慮するほか、要配慮者に十分配慮し、優先的入居、高齢者、障害者向け仮設住宅の設置等にも努める。
野々市市 （石川県）	野々市市地域防災計画 第2章災害予防計画 第14節市民及び事業者等のとるべき措置 1市民のとるべき措置 (1)平常時 ケ ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。 第18節避難体制の整備 1避難所の指定等 (1)拠点避難所 イ指定避難所 (ク)ペット動物の飼育場所の確保等 必要に応じて、ペット動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、ペットの一時預かり等必要な支援を獣医師会や動物取扱業者等から受けられるよう、連携に努める。 第3章災害応急対策計画 第9節避難誘導 5避難方法 災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。 その際、ペット動物はケージの中に入れ、ペットフード等動物の飼養に必要な物を持ち出し避難する。 第14節応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理 2応急仮設住宅の建設(民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む)及び運営管理 (5)設置及び運営管理 必要に応じて仮設住宅におけるペット動物の受け入れに配慮する 第18節防疫及び保健衛生活動 9ペット動物の保護対策 避難所に同行避難したペット動物に関し、県、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に適正飼育及び動物由来感染症等の予防の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるとともに、負傷又は放し飼いのペット動物を保護するなど必要な措置を講ずる。 第4章地震災害応急対策計画 第10節避難誘導 5避難方法 災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。その際、ペット動物はケージの中に入れ、ペットフード等動物の飼養に必要な物を持ち出し避難する。 第17節応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理 2応急仮設住宅の建設(民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む)及び運営管理 (5)設置及び運営管理 必要に応じて仮設住宅におけるペット動物の受け入れに配慮する 第21節防疫及び保健衛生活動 9ペット動物の保護対策 避難所に同行避難したペット動物に関し、県、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に適正飼育及び動物由来感染症等の予防の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるとともに、負傷又は放し飼いのペット動物を保護するなど必要な措置を講ずる。
津幡町 （石川県）	津幡町地域防災計画本編 第3章 風水害等応急対策計画 及び 第4章 震災応急対策計画 第3節 応急活動体制の整備 第7 避難体制の整備 2 避難所の整備 【指定避難所】ク ペット動物の飼育場所等について検討すること。 第10節 避難対策 第6 避難者への配慮 11 ペット動物の飼育場所の確保等 町は、必要に応じて、ペット動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、ペット動物の一時預かり等必要な支援を獣医師会や動物取扱業者等から受けられるよう、連携に努める。 第13節 住宅対策 第3 応急仮設住宅の建設 必要に応じて仮設住宅におけるペット動物の受け入れに配慮する 第14節 衛生・清掃対策 第8 動物の保護、収容 必要に応じて動物収容チームを設置し、放浪動物の保護及び危険動物の収容を行う。 保護・収容した動物については、台帳を作成し公示する。 〇所有者不明動物のうち、譲渡可能な動物は譲渡する。 〇犬猫等の死体は、衛生上適正に処理する。 〇危険な動物から人命を守る必要があるときは、処分を行う。
かほく市 （石川県）	かほく市地域防災計画第1編一般災害対策編第3章 第12節 避難体制の整備 1 指定緊急避難所、指定避難所、避難路の指定 ペット動物の飼育場所等について検討すること。 第27節 防疫、保健衛生活動4ペット動物の保護対策 (1)避難所におけるペット動物の適正な飼育 市は、県や動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同行したペット動物の飼育に関し、飼養者に適正飼育の指導を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (2)ペット動物の保護 市は、県、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講ずる。 かほく市国民保護計画第3編武力攻撃事態等への対処第4章警報及び避難の指示等第2避難住民の誘導等3避難住民の誘導(9)動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等 第30節 住宅の応急対策 必要に応じて家庭動物の受け入れに配慮する

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
内灘町 （石川県）	内灘町地域防災計画 第2編地震災害対策編第2章地震災害応急対策計画 第27節防疫、保健衛生活動 6ペット動物の保護対策第3編一般災害対策編 第2章災害応急対策計画 第29節防疫、保健衛生活動6ペット動物の保護対策 第4編津波災害対策編 第2章津波災害応急対策計画 第27節防疫、保健衛生活動 6ペット動物の保護対策 (1)避難所におけるペット動物の適正な飼育県が動物愛護ボランティア等と協力して行う次のことに関し、町は協力する。ア飼養者に同伴したペット動物の飼育に関し、飼養者に適正飼育の指導を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。2)ペット動物の保護県が獣医師会及び動物愛護ボランティア等と協力して行う次のことに関し、町は協力する。ア負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講ずる。 第2編地震災害対策編 第2章地震災害応急対策計画 第30節住宅の応急対策 2実施体制第3編 一般災害対策編 第2章災害応急対策計画 第32節住宅の応急対策2実施体制 第4編津波災害対策編 第2章津波災害応急対策計画 第30節住宅の応急対策 2実施体制 (3)応急仮設住宅の建設及び運営管理応急仮設住宅の建設は、町長が実施するが、災害救助法が適用されたときは知事が実施する。知事から委任されたとき又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として町長が行う。必要戸数の算定にあたっては、被災者予測人数もあらかじめ考慮し、算定する。また、設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ形成や心のケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するほか、災害時要援護者に十分配慮し、優先的入居、高齢者、障害者向け仮設住宅の設置等に努める。 第5編資料編第1章防災関係規定等8内灘町避難所運営マニュアル第2章避難所の開設(初動時) 2. 避難所の開設 (4)避難所の開設1避難者の受け入れウ. ペットを同伴してきた避難者がいた場合は、補助犬・盲導犬・介助犬以外は原則として、避難所の居住部分では受け入れられないことを説明し、屋外の飼育専用スペースでの飼育を要請する。 第4章避難所の運営 (8)衛生班の業務6ペット対策ア. 避難所の居住部分には、原則としてペットの持込みを禁止し、屋外にペットの飼育スペースを設ける。イ. ペットに係る責任は、原則飼育者にあることを伝え、【様式20】避難所ペット登録台帳(資-23)への登録を依頼する。ウ. 迷い犬にならないように、首輪に名札を付けてもらうよう促す。エ. 飼育場所や飼育ルールを掲示し、避難者へ周知徹底を図る。 【参考4】ペットの飼育ルール広報文(案)(資-30)オ. ペットの救援活動情報を収集し、飼育者へ提供する。カ. 身体障害者補助犬法に基づく「身体障害者補助犬」(盲導犬、聴導犬、介助犬)については同伴・使用を認める。
七尾市 （石川県）	七尾市地域防災計画 第3編一般災害対策編 第29節防疫、保健衛生活動8ペット動物の保護対策七尾市地域防災計画 第4編地震災害対策編　第5編津波災害対策編 第12節　避難誘導等 7避難者の誘導 市及び県は、災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。 9避難所の開設及び運営 (14)ペット動物の飼育場所の確保 市は、必要に応じて、ペット動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、ペットの一時預かり等必要な支援を獣医師会や動物取扱業者等から受けられるよう、連携に努める。 第29節防疫、保健衛生活動 8ペット動物の保護対策 (1)避難所におけるペット動物の適正な飼育 市は、県、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同行したペット動物の飼育に関し、飼養者に適正飼育の指導を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (2)ペット動物の保護 市は、県、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講ずる。また、県は、広域的な観点から市における避難所でのペット動物の飼育状況を把握し、資材の提供等について支援を行う。 第32節 2実施体制 (1) 応急仮設住宅の建設(民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む)及び運営管理 必要に応じて仮設住宅におけるペット動物の受け入れに配慮する 七尾市国民保護計画 第3編武力攻撃事態等への対処 第4章警報及び避難の指示等 第2避難住民の誘導等3避難住民の誘導 (9)動物の保護等に関する配慮市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。・危険動物等の逸走対策・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
中能登町 （石川県）	中能登町地域防災計画 一般災害対策編第 第11節避難体制の整備 2指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等 (2)指定避難所ケペット動物の飼育場所等について検討すること。 第15節　避難誘導等 7避難者の誘導 町は、災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。 8避難所の開設及び運営

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
中能登町 （石川県）	(13)ペット動物の飼育場所の確保等 町は、必要に応じて、ペット動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、ペットの一時預かり等必要な支援を獣医師会や動物取扱業者等から受けられるよう、連携に努める。 第20節　防疫、保健衛生活動 6 ペット動物の保護対策 (1)避難所におけるペット動物の適正な飼育 町は、県及び獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同行したペット動物の飼育に関し、飼養者に適正飼育及び動物由来感染症等の予防の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (2)ペット動物の保護 町は、県及び獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講ずる。 第25節　住宅の応急対応 必要に応じて仮設住宅におけるペット動物の受け入れに配慮する
羽咋市 （石川県）	羽咋市地域防災計画 第2編一般災害対策編 第1章災害予防計画 第13節　避難体制の整備 1 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等（共通事項） ペット動物の飼育場所等について検討すること。 第2章災害応急対策計画 第10節　避難誘導 3避難者の誘導 市及び県は、災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。 4避難所の開設及び運営(共通事項) (11)ペット動物の飼育場所の確保等 市は、必要に応じてペット動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、ペットの一時預かり等必要な支援を獣医師会や動物取扱業者等から受けられるよう、連携に努める。 第27節防疫、保健衛生活動 4ペット動物の保護対策(共通事項) (1)避難所におけるペット動物の適正な飼育市は、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同行したペット動物に関し、飼養者に適正飼育及び動物由来感染症等の予防の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (2)ペット動物の保護 市は、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講ずる。また、広域的な観点から市における避難所でのペット動物の飼育状況を把握し、資材の提供等について支援を行う。
宝達志水町 （石川県）	宝達志水町地域防災計画 第2編一般災害対策編(第3編地震災害対策編第2章地震災害応急対策計画、第4編津波災害対策編第2章津波災害応急対策計画も同じ) 第1章　災害予防計画 第9節　避難体制の整備　(2)避難所指定 ク　ペット動物の飼育場所等について検討すること。 第10節　避難誘導等 4　避難の誘導 町は、災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。 (12)ペット動物の飼育場所の確保等 町は、必要に応じて、ペット動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、ペットの一時預かり等必要な支援を獣医師会や動物取扱業者等から受けられるよう、連携に努める。 第2章災害応急対策計画 第27節防疫、保健衛生活動、健康管理活動 4ペット動物の保護対策 (1)避難所におけるペット動物の適正な飼育町は、避難所を設置したときは、県、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同伴したペット動物の飼育に関し、飼養者に適正飼育の指導を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。(2)ペット動物の保護町は、県、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講ずる。 5特定動物の逸走対策町は、特定動物が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するために、飼養者、県、警察その他関係機関、動物関係団体等と連絡調整を図るとともに、必要な措置を講ずる。 第30節　住宅の応急対策 必要に応じて仮設住宅におけるペット動物の受入れに配慮する
志賀町 （石川県）	志賀町地域防災計画一般災害対策編 第2章　災害予防計画 2 指定緊急避難場所、指定避難所の指定等 ク ペット動物の飼育場所等について検討すること。 第3章災害応急対策計画第12節避難誘導等 7 避難者の誘導 町は、災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。 8避難所の開設及び運営 (13)ペット動物の飼育場所の確保等町は、必要に応じて、ペット動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、ペットの一時預かり等必要な支援を獣医師会や動物取扱業者等から受けられるよう、連携に努める。 第29節防疫、保健衛生活動 5ペット動物の保護対策 (1)避難所におけるペット動物の適正な飼育町は、県、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同行したペット動物に関し、飼養者に適正飼育及び動物由来感染症等の予防の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める (2)ペット動物の保護 町は、県、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講ずる。 第32節　住宅の応急対策 必要に応じて仮設住宅におけるペット動物の受け入れに配慮する

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
輪島市 （石川県）	輪島市地域防災計画 （一般災害対策編）※地震災害編、津波災害編についても同内容 第2章 一般災害予防計画　第13節 避難体制の整備/2 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等/（2）指定避難所（輪島市地域防災計画附属資料参照） ク ペット動物の飼育場所等について検討すること。 第3章 一般災害応急対策計画　第21節 避難誘導等/7 避難者の誘導　市は、災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。 第21節 避難誘導等/8 避難所の開設及び運営/（12）ペット動物の飼育場所の確保等　市は、必要に応じてペット動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、ペットの一時預かり等必要な支援を獣医師会や動物取扱業者等から受け入れられるよう、連携に努める。 第28節 防疫、保健衛生活動　6 ペット動物の保護対策/（1）避難所におけるペット動物の適正な飼育　市は、避難所における同行したペット動物の飼育に関し、県、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して飼養者に適切な飼育及び動物由来感染症等の予防の指導を行うなど、動物愛護及び環境衛生の維持に努める。 7 特定動物の逸脱対策　特定動物が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するために、飼養者、警察その他関係機関、動物関係団体等と連絡調整を図るとともに、必要な措置を講ずる。 第28節 防疫、保健衛生活動　6 ペット動物の保護対策/（2）ペット動物の保護　市は、県、獣医師会及び動物愛護ボランティア等と協力して、負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講ずる。また、県から避難所におけるペット動物の飼育に関し、必要な資材の提供等の支援を受ける。 第32節 住宅の応急対策　/2 実施体制/（2）応急仮設住宅の建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置含む）及び運営管理　また、設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ形成やこころのケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅におけるペット動物の受入れに配慮するほか、要配慮者に十分配慮し、優先的に入居させるとともに、高齢者・障害者向けの仮設住宅の設置等にも努める
穴水町 （石川県）	〈穴水町地域防災計画〉第3部災害対応計画 第13節　避難体制の整備　(2)指定避難所 ク ペット動物の飼育場所等について検討すること。 第21節　避難誘導等 7避難者の誘導 町は、災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。 8 避難所の開設及び運営 (12)ペット動物の飼育場所の確保等 町は、必要に応じて、ペット動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、ペットの一時預かり等必要な支援を獣医師会や動物取扱業者等から受けられるよう、連携に努める。 第2章風水害・土砂災害に係る災害対応計画 第2節発災時における災害応急対策活動第16防疫・保健衛生3ペット動物の保護対策 (1)避難所におけるペット動物の適正な飼育町は、県と動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同伴したペット動物の飼育に関し、飼養者に適正飼育の指導を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (2)ペット動物の保護町は、県と獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講ずる。 4特定動物の逸脱対策特定動物が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するために、県、飼養者、警察その他関係機関、動物関係団体等と連絡調整を図るとともに、必要な措置を講ずる。 第32節　住宅の応急対策 必要に応じて仮設住宅におけるペット動物の受入れに配慮する
能登町 （石川県）	″能登町地域防災計画 一般災害対策編　第2章　第2節　（災害予防計画） 地震災害対策編　第2章　第2節　（地震災害予防計画） 津波災害対策編　第2章　第2節　（津波災害予防計画） （町民及び事業者等のとるべき措置） 2（町民のとるべき措置） （1）平素から次のことに留意して災害時に備えておく。平常時の心得ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。 一般災害対策編　第2章　第13節　（災害予防計画） 地震災害対策編　第2章　第9節　（地震災害予防計画） 津波災害対策編　第2章　第10節　（津波災害予防計画） （避難体制の整備） 2（指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等） （2）指定避難所ペット動物の飼育場所等について検討すること。 一般災害対策編　第3章　第12節　（災害応急対策計画） （避難誘導） 6（地域ごとの避難の方法） 【一部抜粋】町は、災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。 地震災害対策編　第3章　第10節　（地震災害応急対策計画） 津波災害対策編　第3章　第10節　（津波災害応急対策計画） （避難誘導） 5（地域ごとの避難の方法） 【一部抜粋】町は、災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。 一般災害対策編　第3章　第30節　（災害応急対策計画） 地震災害対策編　第3章　第28節　（地震災害応急対策計画） 津波災害対策編　第3章　第28節　（津波災害応急対策計画） （防疫・保健衛生活動） 8（ペット動物の保護対策） （1）避難所におけるペット動物の適正な飼育 県が獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して行う次のことに関し、町は協力する。 ア 飼養者に同行したペット動物の飼育に関し、飼養者に適正飼育及び動物由来感染症等の予防 の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 （2）ペット動物の保護 県が獣医師会及び動物愛護ボランティア等と協力して行う次のことに関し、町は協力する。 ア 負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講ずる 第33節　住宅の応急対策 必要に応じて仮設住宅におけるペット動物の受け入れに配慮する

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
珠洲市 （石川県）	珠洲市地域防災計画 第1章第12節避難体制の整備 2指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等(2)指定避難所 ク　ペット動物の飼育場所等について検討すること。 第2章災害応急対策計画 第12節　避難誘導等 6 地域ごとの避難の方法 町は、災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。 8 避難所の開設及び運営 (14)ペット動物の飼育場所の確保等 町は、必要に応じて、ペット動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、ペットの一時預かり等必要な支援を獣医師会や動物取扱業者等から受けられるよう、連携に努める。 第29節防疫、保険衛生活動1基本方針災害時においては、水道の断水、家屋の浸水、停電による冷蔵食品の腐敗などにより、感染症が多発するおそれがある。このため、感染症や食中毒の発生予防のために必要な、被災家屋、避難所などの消毒の実施、生活環境衛生及び食品衛生の確保を図るとともに、感染症のまん延を防止するため、各種の検査、予防措置を適格かつ迅速に行う。 6ペット動物の保護対策(1)避難所におけるペット動物の適正な飼育市は、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同行したペット動物の飼育に関し、飼養者に適正飼育の指導を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (2)ペット動物の保護市は、県、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講ずる。また、避難所でのペット動物の飼育状況を把握し、資材の提供等について支援を行う。 第32節　住宅の応急対策 必要に応じて仮設住宅におけるペット動物の受け入れに配慮する
金沢市	金沢市地域防災計画 　第1編　震災対策計画　第3章　災害応急対策計画　第16節　防疫・保健衛生活動8　被災時における動物の保護、特定動物の逸走対策 ア　市は、獣医師会、動物愛護団体等と連携して被災動物保護対策室を設置する。 イ　保護活動は、飼育動物に対する餌の配布、負傷動物の収容・治療・保管、飼育困難動物の一時保管、所有者・新しい飼い主捜しその他必要な措置を実施する。 ウ　特定動物の逸走等の有無を確認し、逸走時には所轄警察署等と連携し、必要な措置を実施する。 エ　市は、避難所に飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正飼育の指導、助言等必要な措置を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 オ　ペットの保護や負傷対応、収容施設の提供等について、関係団体との災害時協定の締結と連携に努める。 カ　県獣医師会と連携し、ペットへのマイクロチップの普及・啓発に努める。 　第2編　風水害等災害対策計画　第3章　災害応急対策計画　第19節　防疫・保健衛生活動8　被災時における動物の保護、特定動物の逸走対策 ア　市は、獣医師会、動物愛護団体等と連携して被災動物保護対策室を設置する。 イ　保護活動は、飼育動物に対する餌の配布、負傷動物の収容・治療・保管、飼育困難動物の一時保管、所有者・新しい飼い主捜しその他必要な措置を実施する。 ウ　特定動物の逸走等の有無を確認し、逸走時には所轄警察署等と連携し、必要な措置を適宜実施する。 エ　市は、避難所に飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正飼育の指導、助言等必要な措置を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。
福井県	＜福井県地域防災計画　本編＞ 〇第2章　災害予防計画 第16節　避難対策計画　第2 指定避難所　(1)避難所の指定　円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、市町は以下の事項について調査し、感染症対策等を踏まえ、政令で定める基準に適合する学校や公民館等の公共施設等を指定避難所としてあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法、受け入れ可能な動物の種類や頭数、受け入れ場所（同室避難・屋内・屋外等）の情報等について、住民への周知徹底を図るものとする。 第20節　第1 防災知識普及計画　(1)県民に対する防災知識の普及　2 普及の内容　ソ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備 第22節　要配慮者災害予防計画　第6　防災訓練における配慮事項　県および市町は、防災訓練を実施する際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。 〇第3章　災害応急対策計画 第8節　避難計画　第3 避難場所および避難所の選定、開設等　(18)市町は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。(19)市町は、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。　第9 被災地域における動物の保護等　動物の飼い主（所有者または占有者をいう。以下同じ。）は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるものとするが、市町（県）は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずるものとする。また、被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、県は、避難所を設置する市町に協力して、避難した動物の適正な飼養・保管および動物由来感染症の予防等の指導を行うとともに、被災地域において復旧活動の妨げとならないよう放浪動物の救護を行うなど、動物の愛護および環境衛生の維持に努める。 第12節　衣料、生活必需品その他物資供給計画　第3 備蓄・調達計画　(4)要配慮者への配慮　物資の調達・供給にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者のニーズに配慮するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。 ＜福井県地域防災計画　震災対策編＞ 〇第2章　災害予防計画 第1節 防災知識普及計画　第2 防災知識普及計画　(1)県民に対する防災知識の普及　2 普及の内容　ウ 平常時の心得　(ウ)飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備 第4節　避難対策計画　第3 指定避難所　(1)避難所の指定　円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、市町は以下の事項について調査し、政令で定める基準に適合する学校や公民館等の公共施設等を指定避難所としてあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法、受け入れ可能な動物の種類や頭数、受け入れ場所（同室避難・屋内・屋外等）の情報等について、住民に対して周知徹底を図るものとする。 第7節　要配慮者震災予防計画　第7 防災訓練における配慮事項　県および市町は、防災訓練を実施する際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。 〇第3章 災害応急対策計画 第 9 節 避難計画　第2 避難態勢　(4)避難所の運営　市町は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。 第26節 住宅応急対策計画　第4 応急仮設住宅の運営管理　県および市町は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成および運営に努めるもとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
福井県	＜福井県地域防災計画　原子力災害対策編＞ 〇第2章 原子力災害事前対策 第1節 原子力防災体制の整備　第8 避難収容活動体制の整備　(8) 避難所等、避難方法等の周知　県は、関係市町に対し、自家用車による避難に備え、住民に対し避難先を十分周知するよう助言するものとする。また、スクリーニング（居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定をいう。以下同じ。）、安定ヨウ素剤の配布等の場所、避難誘導方法（自家用車の利用、バス等で避難する場合の一時集合場所、緊急避難に伴う交通誘導、貴重品の持ち出し、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の緊急安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。 第8節 原子力防災等に関する知識の普及啓発および国際的な情報発信　第2 住民に対する防災知識の普及　(5) 要配慮者への配慮　県が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。 〇第3章 緊急事態応急対策 第5節 避難、屋内退避等の防護措置　第6 避難所等　(3) 県は、避難対象区域を含む市町と連携し、避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難が長期化した場合等には、必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無および利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿およびごみの処理状況等、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、市町は、必要に応じ、被災者支援等の観点から避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。(8) 県は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて，応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国に資機材の調達に関して要請するものとする。 第13 飲料水、飲食物および生活必需品の供給　(1) 県は、関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、災害時要援護者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。
あわら市（福井県）	あわら市地域防災計画 第2編　一般対策編 第1章　災害予防計画/第18 節　防災知識普及計画/第2 住民に対する防災知識の普及/1 防災知識の普及内容/(3) 平常時の心得 カ　飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備 第2章　災害応急対策計画 第8節　避難計画/第6 避難所の管理及び運営/3　避難所の運営 (11) 避難所における家庭動物対策 　指定避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、指定避難所における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。 　また、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 第14 節　応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画/第6 応急仮設住宅の運営管理 　市は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。
おおい町（福井県）	おおい町地域防災計画本編 第3編　一般災害応急対策　第2章　災害発生後の活動　第13節　指定避難所の開設・管理6被災地域における動物の保護等　第4編　地震災害緊急対策　第3章　応急復旧期の活動　第2節　指定避難所の開設・管理6被災地域における動物の保護等　第5編　津波応急対策　第3章　応急復旧期の活動　第2節　指定避難所の開設・管理6被災地域における動物の保護等動物の飼い主（所有者又は占有者をいう。以下同じ。）は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるものとするが、飼い主のわからない負傷動物又は逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は県、獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、これら動物の保護。収容等を行う。又、被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、県と協力して、避難した動物の適正な飼養・保管及び動物由来感染症の予防等の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 おおい町地域防災計画原子力災害対策編 　第2章　原子力災害事前対策　第7節　緊急事態応急体制の整備　第7広域的な応援協力体制の拡充・強化町は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（「居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援体制及び、必要に応じて、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力のもと、市町村間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整えるものとする。 　第2章　原子力災害事前対策　第8節　避難収容活動体制の整備　第10指定避難所等・避難方法等の周知町は、避難、スクリーニング、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難誘導方法（バスで避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の緊急安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。 　第3章　緊急事態応急対策　第4節　避難、屋内退避等の防護措置　第1避難、屋内退避等の防護措置の実施（10）町は、災害の実態に応じて、県と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。 　第3指定避難所等（3）町は、県及び避難先市町の協力のもと、指定避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 (8) 町は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び県と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて，応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。また、県と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国及び県に資機材の調達に関して要請するものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
永平寺町 （福井県）	永平寺町地域防災計画 2.5防災教育　2.5.1防災に関する学習等の充実 1）住民に対する防災知識の普及　2普及の内容 イ-c.飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備 3.5救援救護活動計画　3.5.3避難計画 5）被災地域における動物の保護 　災害時における動物の適正な飼育・保管を飼い主に求め、被災者が避難所に動物と同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、本町は県と協力して、避難した動物の適正な飼養・保管および動物由来感染症の予防等の指導を行うとともに、被災地域において復旧活動の妨げとならないよう放浪動物の救護を行うなど、動物の愛護および環境衛生の維持に努める。 　本町は、飼い主のわからない負傷動物または逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、県、県獣医師会をはじめ、ボランティア等と協力し、これら動物の保護・収容等を行う。 8）避難所の運営　2避難所の運営 　ペットについては、必要に応じ避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 3.5.6住宅応急対策計画 3）応急仮設住宅の建設 　応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。
越前市 （福井県）	越前市地域防災計画（一般対策編、震災対策編） 第5条　避難所の管理、運営 （3）避難所の運営 8市は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のために避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 第11条　要配慮者等の避難対策 （5）被災地域における動物の保護等 動物の飼い主（所有者又は占有者をいう。以下同じ。）は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるものとするが、飼い主のわからない負傷動物又は逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は県、県獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、これら動物の保護・収容等を行う。また、被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、市は、県と連携し避難した動物の適正な飼養・保管及び動物由来感染症の予防等の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 越前市避難所開設・運営マニュアル（災害対応編） 1 災害発生直後の行動 1.6　避難場所運営の準備「ペット連れへ対応する」 ・ペット連れ避難者の受付を行い、「避難場所ペット登録大台帳」に記載する。 ・施設の利用規約なども参考にし、ペットスペースを決定する。 ・ペット飼育のルールを決め、飼い主が責任をもって管理することで、他の避難者からの理解を得るようにする。 ・衛生面やアレルギー対策として、避難所の居住区とは分離する。 ・屋外で飼育可能なペットは原則として屋外にスペースを確保する。 ・ゲージに入れ、飼い主が責任をもって管理することを徹底してもらう。 2 避難場所の運営 2.1 区画割り【総務班】 ・日常生活を保つための機能を、共有スペースとして確保する。 ・共有スペースの設置場所を、掲示板などで避難者へ周知する。 2.6 運営ルール作成【総務班】 ・ペット飼育場での飼育ルールを決める。 2.10 衛生環境の整備【衛生班】 ・ペットのスペース等は利用者の中で当番を決め、清掃する。 越前町地域防災計画/第2編　災害予防計画/第2章　災害に備えた防災体制の強化/第9節　原子力災害事前対策計画/第3　原子力防災体制の整備/5　避難活動体制/(5)　避難場所、避難方法等の周知 　避難誘導方法（自家用車の利用、バス等で避難する場合の一時集合場所、緊急避難に伴う交通誘導、貴重品の持出 、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等に ついて、日頃から町民への周知徹底に努める。 第3編　一般災害対策計画/第2章　災害発生後の活動/第13節　避難所の開設・運営計画/第4　被災地域における家庭動物の保護等 第4編　震災対策計画/第2章　応急対応期の活動/第2節　避難所の開設・運営計画/第4　被災地域における家庭動物の保護等 　動物の飼い主（所有者又は占有者をいう。以下同じ。）は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるものとするが、飼い主のわからない負傷動物又は逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、救助衛生班は、県、県獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、これら動物の保護・収容等を行う。また、被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、県と協力し、避難した動物の適正な飼養・保管及び動物由来感染症の予防等の指導を行うなど、 動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 第3編　一般災害対策計画/第2章　災害発生後の活動/第18節　建造物・住宅応急対策計画/第7　応急仮設住宅の運営管理 第4編　震災対策計画/第2章　応急対応期の活動/第7節　建築物・住宅応急対策計画/第7　応急仮設住宅の運営管理 　必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 第5編　原子力災害対策計画/第1章　初動期の応急活動/第7節　避難、屋内退避等の防護措置計画/第5　避難所等/2　避難所等の管理・運営の留意点/(1)生活環境対策の実施 　必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第5編　原子力災害対策計画/第1章　初動期の応急活動/第7節　避難、屋内退避等の防護措置計画/第5　避難所等/2　避難所等の管理・運営の留意点/(6)応急仮設住宅の建設 　必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
高浜町 （福井県）	高浜町地域防災計画 一般災害等対策計画編 第2章 災害予防計画　第23節　避難対策計画　第3 指定避難所 1 避難所の指定 （中略） さらに、避難者とともに避難すると考えられる家庭動物等の飼育スペース等の確保についても検討する。 第3章 災害応急対策計画　第8節　避難計画 第9 被災地域における動物の保護等 動物の飼い主（所有者または占有者をいう。以下同じ。）は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるが、飼い主のわからない負傷動物または逸走状態の動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、県獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、これら動物の保護・収容等を行う。 また、被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、避難した動物の適正な飼養・保管を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 第13 節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画　第2 災害救助法が適用された場合 （中略） (8)応急仮設住宅の運営管理 町は、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止るための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるなど、応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。その際、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。 震災・津波対策計画編 第2章 災害予防計画 第1 節 防災知識普及計画　第2 防災知識の普及内容 3 平常時の心得（非常持出品の準備） (1)非常持出品の準備 (2)家具・ブロック塀等の転倒防止対策 (3)飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備 第9 節 避難計画　　第11 被災地域における動物の保護等 動物の飼い主（所有者または占有者をいう。以下同じ。）は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるが、飼い主のわからない負傷動物または逸走状態の動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、県獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、これら動物の保護・収容等を行う。 また、被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、避難した動物の適正な飼養・保管を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 第26 節 住宅応急対策計画　第3 災害救助法が適用された場合 （中略） (8)応急仮設住宅の運営管理 町は、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止るための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるなど、応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。その際、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。
坂井市 （福井県）	坂井市地域防災計画 第1編 一般対策編 第3章 災害応急対策計画 第8節 避難計画/第8 被災地域における動物の保護等 動物の飼い主（所有者又は占有者をいう。以下同じ。）は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるが、飼い主のわからない負傷動物又は逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、県、県獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、これら動物の保護・収容等を行う。また、被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、県と連携し、避難した動物の適正な飼養・保管及び動物由来感染症の予防等の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。 第14 節 応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画/第2 応急仮設住宅の供与/3 応急仮設住宅の運営管理 市は、男女共同参画による応急仮設住宅の適切な運営管理を行うとともに、男女双方の視点に配慮した安全の確保、孤独死や引きこもりを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 第2編 震災対策編 第2章 震災予防計画 第1節 防災知識普及計画/第1 防災知識普及計画/1 市民に対する防災知識の普及/(2) 普及の内容/3 平常時の心得 ウ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備 第3章 震災応急対策計画 第9節 避難計画/第8 被災地域における動物の保護等 動物の飼い主（所有者又は占有者をいう。以下同じ。）は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるが、飼い主のわからない負傷動物又は逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、県、県獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、これら動物の保護・収容等を行う。また、被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、県と連携し、避難した動物の適正な飼養・保管及び動物由来感染症の予防等の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。 第23節 住宅応急対策計画/第2 応急仮設住宅の供与/3 応急仮設住宅の運営管理 市は、男女共同参画による応急仮設住宅の適切な運営管理を行うとともに、男女双方の視点に配慮した安全の確保、孤独死や引きこもりを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 第3編 原子力災害対策編 第2章 原子力災害事前対策 第2節 緊急事態応急体制の整備/第2 広域的な応援協力体制の拡充・強化 (1) 市は、国及び県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（「居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援体制及び必要に応じて、周辺市町と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力のもと、市町間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、市との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整える。 資料編 3 坂井市災害対策本部/(2)坂井市災害対策本部運営要綱/別表第2（第2条関係）　災害対策本部の事務分掌 市民生活班-環境推進課-4愛玩動物の対策及び保護に関すること。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
鯖江市 （福井県）	鯖江市地域防災計画（本編） 第4章　災害応急対策計画 ／第7節　避難計画　第13被災地域における動物の保護等 　動物の飼い主（所有者または占有者をいう。以下同じ。）は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるものとするが、飼い主のわからない負傷動物または逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、県は、市、県獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、これら動物の保護・収容等を行う。 　また、被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、県は、避難所を設置する市に協力して、避難した動物の適正な飼養・保管および動物由来感染症の予防等の指導を行うなど、動物の愛護および環境衛生の維持に努める。 第21節　住宅応急対策計画　第3応急仮設住宅の建設／(4)応急仮設住宅の運営管理 　市は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成および運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 鯖江市地域防災計画（原子力防災対策編） 第3章　緊急事態応急対策／第3節　屋内退避、避難収容等の防護活動／第5　避難所 (3) 避難対象区域を含む市は、県の協力のもと、避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無および利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿およびごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 (8) 市は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国および県と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて，応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。また、県と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国および県に資機材の調達に関して要請するものとする。
若狭町 （福井県）	若狭町地域防災計画　第3編　一般災害対策計画　第1章　災害警戒期の活動　第7節　避難計画　第10　被災地域における動物の保護等 若狭町地域防災計画　第4編　地震災害対策計画　第1章　初動期の応急活動　第9節　応急避難計画　第9　被災地域における動物の保護等 　動物の飼い主（所有者又は占有者をいう。以下同じ。）は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるが、飼い主のわからない負傷動物又は逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は県、獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、これら動物の保護・収容等を行う。 　また、被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、町は県と連携し、避難した動物の適正な飼養・保管および動物由来感染症の予防等の指導を行うなど、動物の愛護および環境衛生の維持に努める。 若狭町地域防災計画　第3編　一般災害対策計画　第2章　災害発生後の活動　第13節　避難所の開設・運営計画　第3 避難所の管理・運営の留意点　(5)ペット対策 　必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。また、災害時における動物救護が必要となった場合は、「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき福井県獣医師会に協力を要請し、動物救護活動を行うものとする。 若狭町地域防災計画　第4編　地震災害対策計画　第2章　応急復旧期の活動　第2節　避難所の開設・運営計画　第3 避難所の管理・運営の留意点　(5)ペット対策 　必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。また、災害時における動物救護が必要となった場合は、「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき福井県獣医師会に協力を要請し、動物救護活動を行うものとする。
勝山市 （福井県）	勝山市地域防災計画（一般対策編） 第3章　災害応急対策計画/第6節　避難計画/第2　避難所の開設/2 指定避難所の運営 　(18)市及び県は、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に務めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 第3章　災害応急対策計画/第6節　避難計画/第13　被災地域における動物の保護等 　動物の飼い主（所有者または占有者をいう。以下同じ。）は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるものとするが、飼い主のわからない負傷動物または逸走状態の動物の保護、飼い主等からの飼育動物一時預かり要望への対応については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、県及び獣医師会等と協力してこれら動物の保護・受入れ等を行う。また、被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、市は、県と協力して、避難した動物の適正な飼養・保管及び動物由来感染症の予防等の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 勝山市地域防災計画（震災対策編） 第3章 災害応急対策計画/第8節 避難計画/第2 避難所の開設 　(11)市及び県は、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に務めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 第3章 災害応急対策計画/第12 被災地域における動物の保護等 　動物の飼い主（所有者または占有者をいう。以下同じ。）は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるものとするが、飼い主のわからない負傷動物または逸走状態の動物の保護、飼い主等からの飼育動物一時預かり要望への対応については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、県及び獣医師会等と協力してこれら動物の保護・受入れ等を行う。 また、被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、市は、県と協力して、避難した動物の適正な飼養・保管及び動物由来感染症の予防等の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 第3章 災害応急対策計画/第19節 応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画/第4 応急仮設住宅の運営管理 　市及び県は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
小浜市 （福井県）	小浜市地域防災計画【一般災害対策編】 第1編　一般災害対策編 第3章　災害応急対策計画 第9節　避難計画 　第10　被災地域における動物の保護等 　動物の飼い主（所有者または占有者をいう。以下同じ。）は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるものとするが、飼い主のわからない負傷動物または逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は県、県獣医師会等関係団体をはじめボランティア等と協力して、これら動物の保護・収容等を行う。 　また、被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、市は県と協力して、避難した動物の適正な飼養・保管および動物由来感染症の予防等の指導を行うなど、動物の愛護および環境衛生の維持に努める。 第24節　防疫対策計画 　第3　家畜（ペット含む）防疫 　　3. 被災動物（ペット）の保護および収容について 　　犬・猫（ペット）の被災動物の保護および収容については県および動物愛護ボランティアと連携して行う。 第26節　廃棄物処理計画 　第4　死亡獣畜（ペットを含む）の処理 　　2. 死亡動物（ペット）の処理 　　災害によって死亡した一般動物（犬、猫等）は占有者が適切に処理する。ただし、占有者が不明または占有権を 　　放棄した場合は、市が収集処理する。 小浜市地域防災計画【地震（津波）災害対策編】 第2編　地震（津波）災害対策編 第2章　地震災害予防計画 第1節　防災知識普及計画 　第1　住民に対する防災知識の普及 1. 普及の内容 　防災知識として普及すべき内容は、次のとおりとする。 　（4）平常時の心得 　　エ　飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備 第3章　災害応急対策計画 第9節　避難計画 　第8　被災地における動物の保護等 　動物の飼い主（所有者または占有者をいう。以下同じ。）は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めなければならない。ただし、飼い主のわからない負傷動物または逸走状態の動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、県獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、これら動物の保護・収容等を行う。 　また、被災被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、避難した動物の適正な飼養・保管を行うなど、動物の愛護および環境衛生の維持に努める。 第18節　住宅応急対策計画 　第4　応急仮設住宅の運営管理 　市および県は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成および運営に努めるとともに、女性等の参画を推進し、女性をはじめとする多様な生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 小浜市地域防災計画【原子力災害対策編】 第3編　原子力災害編 第2章　原子力災害事前対策 第1節　原子力防災体制の整備 　第5　避難収容活動体制の整備 　（8）避難所等・避難方法等の周知 　小浜市は、避難やスクリーニング（居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定をいう。以下同じ。）、安定ヨウ素剤の配布等の場所・避難方法（自家用車の利用、バス等で避難する場合の一時集合場所、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の緊急安全確保措置を講ずるべきことにも留意するものとする。 第3章　緊急事態応急対策 第5節　避難、屋内退避等の防護措置 　第2　避難等の防護対策の実施 　（4）小浜市は災害の実態に応じて、県と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。 　第6　避難所等 　（3）小浜市は、県の協力のもと、避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無および利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿およびごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 　（8）小浜市は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国および県と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。また、県と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国および県に資機材の調達に関して要請するものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
大野市 （福井県）	大野市地域防災計画 第Ⅰ編　第6章　災害の応急対策 第8節　避難計画 第10　被災地域における動物の保護等 動物の飼い主（所有者又は占有者をいう。以下同じ。）は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるが、飼い主のわからない負傷動物又は逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は県、県獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力して、これら動物の保護、収容等を行う。 また、被災者が指定避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、県と協力して、避難した動物の適正な飼養、保管及び動物由来感染症の予防等の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 第22節　住宅応急対策計画 第5　応急仮設住宅の運営管理 市及び県は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。
池田町 （福井県）	池田町地域防災計画 第3編　第2章　第4節　避難計画 9.被災地域における動物の保護等 動物の飼い主（所有者または占有者をいう。以下同じ。）は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるものとするが、飼い主のわからない負傷動物または逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、県、県獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、これら動物の保護・収容等を行う。 また、被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、町は、県と連携し、避難した動物の適正な飼養・保管および動物由来感染症の予防等の指導を行うとともに、被災地域において復旧活動の妨げとならないよう放浪動物の救護を行う等、動物の愛護および環境衛生の維持に努める。 第4編　第2章　第4節　避難計画 9.被災地域における動物の保護等 動物の飼い主（所有者または占有者をいう。以下同じ。）は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるものとするが、飼い主のわからない負傷動物または逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、県、県獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、これら動物の保護・収容等を行う。 また、被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、町は、県と連携し、避難した動物の適正な飼養・保管および動物由来感染症の予防等の指導を行うとともに、被災地域において復旧活動の妨げとならないよう放浪動物の救護を行う等、動物の愛護および環境衛生の維持に努める。 第7編　第3章　第4節　屋内退避、避難収容等の防護措置 4.避難所等 ク。町は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国および県と協議の上で建設する。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。
敦賀市 （福井県）	敦賀市地域防災計画（一般災害対策編）　第3章　災害応急対策計画　第9節　避難計画　第5　避難所の管理、運営　1　運営管理　(2)生活環境の整備　イ 敦賀市地域防災計画（津波災害対策編）　第3章　災害応急対策計画　第9節　避難計画　第5　避難所の管理、運営　1　運営管理　(2)生活環境の整備　イ 敦賀市地域防災計画（地震災害対策編）　第3章　災害応急対策計画　第9節　避難計画　第5　避難所の管理、運営　1　運営管理　(2)生活環境の整備　イ （内容同じ） 保健衛生面はもとより、プライバシーの保護や、要配慮者等への対応、家庭動物との同行避難対策等幅広い観点から被災者の心身の健康維持及び人権にきめ細かく配慮した対策を講ずるよう努める。 敦賀市地域防災計画（一般災害対策編）　第3章　災害応急対策計画　第9節　避難計画　第11 被災地域における動物の保護体制 敦賀市地域防災計画（津波災害対策編）　第3章　災害応急対策計画　第9節　避難計画　第11 被災地域における動物の保護体制 敦賀市地域防災計画（地震災害対策編）　第3章　災害応急対策計画　第9節　避難計画　第11 被災地域における動物の保護体制 （内容同じ） 被災者が避難所に動物（ペット）を同行して避難した場合は、避難班は施設管理者と協議して屋外等に動物飼育場所を設置できるように努める。 ただし、動物の飼い主は避難所内の他の被災者とトラブルにならないよう十分に注意して責任を持って管理するようにする。 なお、大型動物及び危険動物の場合は、避難所への同行を断ることとする。 また、県と協力して避難した動物の適正な飼育・保管及び動物由来の感染症の予防等の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。
南越前町	南越前町地域防災計画　本編　第3章　第11節　(3)避難所運営に当たっての留意点5ペット対策 必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 第12　被災地域における動物の保護等 動物の飼い主（所有者または占有者をいう。以下同じ。）は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるものとするが、飼い主のわからない負傷動物または迷走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、県および町、県獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、これらの動物の保護・収容等を行う。 また、被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、町は県の協力を得て、避難した動物の適正な飼養・保管および動物由来感染症の予防等の指導を行うとともに、被災地域において復旧活動の妨げとならないよう放浪動物の救護を行うなど、動物の愛護および環境衛生の維持に努める。 第16節　第5　応急仮設住宅の運営管理 町は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成および運営に努めるもとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
美浜町 （福井県）	美浜町地域防災計画　第1編　一般災害対策計画 第2章　災害予防計画　第18節　避難対策計画　第7　避難所運営体制の整備（総務班）（1)管理・運営方法の決定 　避難所においては、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置など女性や子育て家庭のニーズに配慮した設備の整備や要配慮者に配慮したスロープ等の施設の整備、必要に応じて家庭動物の受入に配慮する。 第3章　災害応急対策計画　第9節　避難計画　第7　被災地域における動物の保護等 　動物の飼い主（所有者又は占有者をいう。以下同じ。）は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるものとするが、飼い主のわからない負傷動物又は逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、県、県獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、これら動物の保護・収容等を行う。 　また、被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、町は、県等と協力して、避難した動物の適正な飼養・保管及び動物由来感染症の予防等の指導を行うとともに、被災地域において復旧活動の妨げとならないよう放浪動物の救護を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 第3章　災害応急対策計画　第10節　避難所の開設・管理計画　第3　避難所の管理・運営（共通事項）（16）愛玩動物への対応 　愛玩動物を飼っている避難者にとって愛玩動物は、家族と同様であるが、他の避難者にとっては迷惑となる可能性が高い。そのため、可能な場合、愛玩動物受入れ可能な避難場所を設定する等、愛玩動物への対応に努める。 第3章　災害応急対策計画　第14節　応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画　第6　応急仮設住宅の運営管理（建設班） 　町及び県は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。 美浜町地域防災計画　原子力災害対策計画　第3章　緊急事態応急対策　第5節　避難、屋内退避等の防護措置　第6　避難所等 (3)また、必要に応じ、避難 所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 (8)県は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。
福井市	福井市地域防災計画 （一般災害対策編 ）（地震災害対策編）（津波災害対策編） 第3章　第9節　避難及び避難所計画 （5）避難所における生活環境の整備 また、必要に応じ、家庭動物についても配慮する。 第3章　第18節　6 被災動物等の保護及び収容 飼い主のわからない動物や放し飼い状態の動物が多数発生すると予想されると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難場所に避難してくることが予想されることから保健所班は、福井県動物愛護センター等と協力して次の諸活動を行う。 (1)一般動物（犬及び猫等）について ア 飼い主のわからない動物や放し飼い状態の動物の把握を行う。 イ 動物愛護ボランティア等と連携して次の活動を指導支援する。 (ア)飼い主とともに避難した動物の適正飼育の指導 (イ)飼養困難な動物の一時保管 (ウ)負傷している動物の収容、治療、保管 (エ)放浪動物の保護 (オ)飼養されている動物に対する餌の配布 (カ)所有者及び里親探し並びに情報提供 (キ)その他動物に係る相談等 (2)特定動物（ワニ、クマ、サル等）について ア 特定動物の管理状況や脱出した動物の把握を行う。 イ 飼育者の了解に基づき、各警察署、災害対策本部と連携して適切な対応をとる。 ウ 飼育者が不明で、緊急性が認められる場合、各警察署、災害対策本部と連携して適切な対応をとる。 第3章　第28節　応急住宅対策計画 （7）運営管理 また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。
山梨県	・山梨県地域防災計画　第2編　一般災害編　第3章　災害応急対策　第11節　避難、救援対策　12被災動物等救護対策 　県、市町村及び動物関係団体等は、協力・連携し、災害発生時における被災動物等に対して次の項目について体制を整備する。 （1）避難所における飼育動物の適正管理 （2）飼料等の調達及び配布 （3）動物に関する相談の実施 （4）放浪または飼育困難な動物の収容・一時保管 （5）動物収容施設の確保　等 ・山梨県国民保護計画 第3編武力攻撃事態等への対処　第2章県対策本部の設置等　1県対策本部の設置　別表1福祉保健部「被災時における動物愛護に関すること」 第4章 第2避難の指示等　2避難の指示 （1）住民に対する避難の指示「動物の保護等に関する配慮」 県は、危険動物の逸走の有無や放置された家庭動物の状況を把握し、関係機関と連携して必要な措置を講ずるものとする。
甲斐市 （山梨県）	甲斐市防災計画　一般災害編　第3章　災害応急対策計画　第18節　防疫計画　第4　被災動物等救護対策 　市は、県及び動物愛護団体等と協力・連携し、災害発生時における被災動物等に対して救護体制を整備し、次の対策を実施する。 1　動物収容施設の設置 2　放浪又は飼育困難な動物の収容・一時保管 3　飼料の調達及び配布 4　動物に関する相談の実施 5　動物伝染病等のまん延防止措置 6　避難所における飼育動物の適正管理　等
昭和町 （山梨県）	昭和町地域防災計画　地震編第2章　災害応急計画　第10節避難対策計画　第4避難所の運営　3避難者等の把握　(3)ペット同行避難への対応 ペット同行避難をする場合には、所有者がケージ、餌その他飼養に必要な物品を持参して避難することを前提とする。 避難所では、避難所内へのペットの持ち込みは禁止し、敷地内に飼育スペースを指定する。 ただし、介助犬は介助者と同居できる専用スペースを確保し、周囲の避難者に理解と協力を呼びかける。 ※　（公社）山梨県獣医師会と「災害時動物救護協定」を平成29年11月締結済み。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
中央市 （山梨県）	中央市防災計画　一般災害編　第3章 災害応急対策計画　第16節 避難計画　第14 被災動物等の救護対策 　市は、県、動物愛護団体等と協力・連携し、災害発生時における被災動物等に対して救護体制を整備し、次の対策を実施するものとする。 1　動物収容施設の設置 2　放浪又は飼育困難な動物の収容・一時保管 3　飼料の調達及び配布 4　動物に関する相談の実施 5　動物伝染病等のまん延防止措置 6　集団避難場所における飼育動物の適正管理　等
韮崎市 （山梨県）	・韮崎市地域防災計画　第1部　第2章　第23節　第4　被災動物（ペット）等救護対策 　市及び動物愛護団体等は、協力・連携し、災害発生時における被災動物（ペット）等に対して救護体制を整備し、次の対策を実施する。 1　動物(ペット）収容施設の設置 2　放浪又は飼育困難な動物の収容・一時保管 3　飼料の調達及び配布 4　動物（ペット）に関する相談の実施 5　動物（ペット）伝染病等のまん延防止措置 6　集団避難場所における飼育動物（ペット）の適正管理等
南アルプス市 （山梨県）	南アルプス市地域防災計画 共通対策編　（第3章　災害応急対策計画） 第15節　避難対策計画 第7　被災動物等の救護対策 　市は、県、動物愛護団体等と協力・連携し、災害発生時における被災動物等に対して救護体制を整備し、次の対策を実施するものとする。 1　動物収容施設の設置 2　放浪又は飼育困難な動物の収容・一時保管 3　飼料の調達及び配布 4　動物に関する相談の実施 5　動物伝染病等のまん延防止措置 6　集団避難場所における飼育動物の適正管理　等 第12　ペットの救護対策 　災害時における、動物愛護の観点及び放浪動物による人への危害防止、生活環境保全の観点からペットの救護対策については、次を基本とし、細部についてはガイドラインによる。 1　ペットの同行避難 　災害時、可能な限りペットの同行避難に努め、必要に応じ、避難所におけるペットのためのスペースを確保する。 2　避難所での飼育管理 　避難所で飼育する場合は、飼い主が責任を持ってペットの安全と健康を守る等、世話をするとともに、他の避難者への迷惑にならないよう特別な配慮に努める。 3　飼い主が行うべき対策 平常時からしつけや健康管理、ペットが迷子にならない対策（マイクロチップ等による所有者明示）、及びペット用の避難用具や備蓄品を確保し、災害時は避難所等におけるペットの飼育マナーの遵守と健康管理に努める。 4　その他 　犬、猫、小鳥、小型のげっ歯類等の一般的なペット以外の動物は、避難所での受入れが難しい場合もあり、状況によっては、同行避難が難しい事態も考えられるので、万一のときの預かり先を確保しておくことも大切である。
北杜市 （山梨県）	北杜市地域防災計画 一般災害編 第3章　災害応急対策計画 第22節　被災動物等救護対策 　市は、県、動物愛護団体等と協力・連携し、災害発生時における被災動物等に対して救護体制を整備し、次の対策を実施する。 1　避難所における飼育動物の適正管理 2　飼料等の調達及び配布 3　動物に関する相談の実施 4　放浪又は飼育困難な動物の収容・一時保管 5　動物収容施設の確保　等
山梨市 （山梨県）	山梨市地域防災計画　一般災害編　第3章　防災の基本理念及び施策の概要　第16節　避難対策計画（一部抜粋） 災害の状況等により、帰宅困難者等の保護、被災動物等の救護を行うものとする。 市は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 第9　被災動物等救護対策 　大規模災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。 　市は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼育に関し、峡東保健福祉事務所等関係機関や愛護者団体等関係団体との協力体制を構築する。 1　被災地域における動物の保護 　飼い主のわからない負傷動物又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、峡東保健福祉事務所、愛護者団体等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護に努める。 2　避難所における濤物の適正な飼育 　市は、避難所を設置した場合、峡東保健福祉事務所及び関係機関と協力し、飼い主とともに避難した動物の受け入れの可否や飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるため、次のことを実施する。 (1)各地域の被害状況、避難所での動物の数、飼育状況の把握を行い、飼育に必要な資材、えさ等を調達する。市内での調達が難しい場合は、県及び関係機関、近隣市町村へ協力要請を行う。 (2)動物を一時的に預かってくれる市内外の家庭の斡旋、保護施設への受け入れ及び譲渡等の調整を行う。 (3)動物の負傷、病気等に伴う人間への感染防止に努める。 (4)動物の糞尿等を適切に処理することにより環境衛生の維持に努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
笛吹市 （山梨県）	●笛吹市地域防災計画　一般災害編　第3章（災害応急対策計画）第16節（避難対策計画） 　災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民に危険が急迫している場合には、直ちに避難のための立退きを勧告・指示し、地域住民の生命又は身体を災害から保護するものとする。 　また、災害の状況等により、帰宅困難者等の保護、被災動物等の救護を行うものとする。 ●笛吹市地域防災計画　一般災害編　第3章（災害応急対策計画）第16節（避難対策計画）第4（避難所の開設及び運営）2（避難所の管理運営）ウ 　避難所における生活環境が常に良好なものであるように努める。そのため食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシー確保・保護、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯 等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びゴミの処理状況など、避難者の健康状態や栄養状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 さらに、協定に基づき畳の提供を受ける。 ●笛吹市地域防災計画　一般災害編　第3章（災害応急対策計画）第16節（避難対策計画）第10（災害時のペット対策） 　住民部環境班は、県、動物愛護団体等と協力・連携し、災害発生時におけるペットに対して次の項目について体制を整備するものとする。 1　避難所における飼育動物の適正管理 2　飼料等の調達及び配付 3　動物に関する相談の実施 4　動物伝染病等のまん延防止措置 5　動物収容施設の確保等 ●笛吹市国民保護計画　第3編（武力攻撃事態等への対処）第4章（警報及び避難の指示等）第2（避難住民の誘導等）3（避難住民の誘導） （10）動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ア　危険動物等の逸走対策 イ　要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
甲州市 （山梨県）	甲州市地域防災計画　一般災害編　第3章（災害応急対策計画）　第16節　避難対策　第14　被災動物等救護対策 大規模災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。 市は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼育に関し、峡東保健福祉事務所等関係機関や愛護者団体等関係団体との協力体制を要請する。 1 被災地域における動物の保護 飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、峡東保健福祉事務所、愛護者団体等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護に努める。 2 避難所における動物の適正な飼育 市は、避難所を設置した場合、峡東保健福祉事務所及び関係機関と協力し、飼い主とともに避難した動物の受け入れの可否や飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるため、次のことを実施する。 (1) 各地域の被害状況、避難所での動物の数、飼育状況の把握を行い、飼育に必要な資材、えさ等を調達する。市内での調達が難しい場合は、県及び関係機関、近隣市町村へ協力要請を行う。 (2) 動物を一時的に預かってくれる市内外の家庭の斡旋、保護施設への受け入れ及び譲渡等の調整を行う。 (3) 動物の負傷、病気等に伴う人間への感染防止に努める。 (4) 動物の糞尿等を適切に処理することにより環境衛生の維持に努める。
市川 三郷町 （山梨県）	・市川三郷町地域防災計画　一般災害編　第3章　災害応急対策計画　第26節　救出計画　第5　被災動物（ペット）等救護対策 　町及び動物愛護団体等は、協力・連携し、災害発生時における被災動物（ペット）等に対して救護体制を整備し、地祇の対策を実施する。 1　動物（ペット）収容施設の設置 2　放浪又は飼育困難な動物の収容・一時保管 3　飼料の調達及び配布 4　動物（ペット）に関する相談 5　動物（ペット）伝染病等のまん延防止措置 6　集団避難場所における飼育動物（ペット）の適正管理等
富士川町 （山梨県）	・富士川町地域防災計画　一般災害編　第3章　災害応急対策計画　第25節　救出計画　第5　被災動物（ペット）等救護対策 町及び動物愛護団体等は、協力・連携し、災害発生時における被災動物（ペット）等に対して救護体制を整備し、次の対策を実施する。 1　動物（ペット）収容施設の設置 2　放浪又は飼育困難な動物の収容・一時保管 3　飼料の調達及び配布 4　動物（ペット）に関する相談の実施 5　動物（ペット）伝染病等のまん延防止措置 6　集団避難場所における飼育動物（ペット）の適正管理等
早川町 （山梨県）	・早川町地域防災計画　第2編　一般災害編　第3章　災害応急対策計画　第12節　医療・防疫計画　第2　防疫対策　7被災動物等援護対策 　県、動物愛護団体及びボランティアと協力し、災害発生時における被災動物等に対して救護体制を整備し、次の対策を実施する。 （2）被災動物等援護対策 　11動物収容施設の設置 　2放浪又は飼育困難な動物の一時保管 　3避難所における飼育動物の適正管理 　4その他動物に関する相談の実施

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
身延町 （山梨県）	身延町地域防災計画　一般災害編　第3章 災害応急対策計画　第15節 避難計画　第19 動物（ペット等）の収容対策 　大規模災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。 　町は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適切な飼育に関し、峡南保健福祉事務所等関係機関や動物愛護ボランティア等関係団体との協力体制を要請する。 1 被災地域における動物の保護 　飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、峡南保健福祉事務所や動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護に努める 2 避難所における動物の適正な飼育 　町は、避難所を設置した場合、峡南保健福祉事務所や動物愛護ボランティア等と協力し、飼い主とともに避難した動物の受入れの可否や飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるため、次のことを実施する。 　（1） 各地域の被害状況、避難所での動物の数、飼育状況の把握を行い、飼育に必要な資材、えさ等を調達する。町内での調達が難しい場合は、県及び関係機関、近隣市町村へ協力要請を行う。 　（2） 動物を一時的に預かってくれる町内外の家庭の斡旋、保護施設への受入れ及び譲渡等の調整を行う。 　（3） 動物の負傷、病気等に伴う人間への感染防止に努める。 　（4） 動物の糞尿等を適切に処理することにより環境衛生の維持に努める。
南部町 （山梨県）	南部町地域防災計画　　一般災害編　第4章　災害応急対策計画　第15節　避難対策　第10　被災動物等救護対策 大規模災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者などの問題も生じることが予想される。町は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼育に関し、峡南保健福祉事務所等関係機関や愛護団体等関係団体との協力体制を要請する。 1. 被災地域における動物の保護 飼い主の分からない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は峡南保健福祉事務所、愛護団体等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し動物の保護に努める。 2. 避難所における動物の適正な飼育 町は、避難所を設置した場合、峡南保健福祉事務所および関係機関と協力し、飼い主とともに避難した動物の受け入れの可否や飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるため、次のことを実施する。 (1)各地域の被害状況、避難所での動物の数、飼育状況の把握の行い、飼育に必要な資材、餌などを調達する。町内での調達が難しい場合は、県及び関係機関、近隣市町村へ協力要請を行う。 (2)動物を一時的に預かってくれる町内外の家庭の斡旋、保護施設への受け入れ及び譲渡等の調整を行う。 (3)動物の負傷、病気等に伴う人間への感染防止に努める。 (4)動物の糞尿等を適切に処理することにより環境衛生の維持に努める。
西桂町 （山梨県）	・西桂町地域防災計画　一般災害偏　第2章　第13節　非難体制の整備　第3ペット同行避難の体制整備 これまでの大規模災害の経験から、飼い主とペットが同行避難することが合理的であると考えられるようになってきているが、避難所では動物が苦手な方や、アレルギーを含む多くの避難者が共同生活を送るため、町は、災害時におけるペット同行避難のための体制を整備する。 1 ペットとの同行避難を進めるための飼い主への啓発 (1) 住まいの防災対策 (2) ペットのしつけと健康管理 (3) ペットが迷子にならないための対策（マイクロチップ等による所有者明示） (4) ペット用の避難用品や備蓄品の確保 (5) 避難所や避難経路等の準備 2 町の対策 (1) ペットの適正な飼育、災害への備え等に関する飼い主への普及啓発 (2) ペットの同行避難も含めた避難訓練 (3) 避難所、仮設住宅におけるペットの受入、飼育に係る検討
忍野村 （山梨県）	忍野村地域防災計画　一般災害編　第2章　災害応急対策計画　第16節　避難対策　第7 被災動物等の救護対策 村は、県、動物愛護団体等と協力・連携し、災害発生時における被災動物等に対して救護体制を整備し、次の対策を実施する。 (1)動物収容施設の設置 (2)放浪または飼育困難な動物の収容・一時保管 (3)飼料の調達及び配布 (4)動物に関する相談の実施 (5)動物伝染病等のまん延防止措置 (6)集団避難場所における飼育動物の適正管理　等
山中湖村 （山梨県）	山中湖村地域防災計画 第3 ペット同行避難の体制整備 これまでの大規模災害経験から、飼い主とペットが同行避難することが合理的であると考えられるようになってきているが、避難所では動物が苦手な方や、アレルギーの方を含む多くの避難者が共同生活を送るため、村は、災害時におけるペットの動向避難のための体制を整備する。 1 ペットとの動向避難を進めるための飼い主への啓発 (1)住まいの防災対策 (2)ペットのしつけと健康管理 (3)ペットが迷子にならないための対策（マイクロチップ等による所有者明示） (4)ペット用の避難用品や備蓄品の確保 (5)避難所や避難ルートの確認等の準備 2 村の対策 (1)ペットの適正な飼育、災害への備え等に関する飼い主への普及啓発 (2)ペットの動向避難も含めた避難訓練 (3)避難所、仮設住宅におけるペットの受け入れ場所の確保、飼育に係る検討

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
富士河口湖町（山梨県）	富士河口湖町地域防災計画　第2編　14節　12　ペット同行避難の体制整備 　これまでの大規模災害の経験から、飼い主とペットが同行避難することが合理的であると考えられるようになってきています。しかし、同行避難のためには、飼い主の日頃からの心構えと備えについて具体的な検討が急務であり、飼い主とペットは共に避難できた場合でも、避難所では動物が苦手な方や、アレルギーの方を含む多くの避難者が共同生活を送るため、町は災害時におけるペットの同行避難の体制の整備をします。 （1）ペットとの同行避難を勧めるための飼い主への啓発 　1住まいの防災対策 　2ペットのしつけと健康管理 　3ペットが迷子にならないための対策（マイクロチップ等による所有者明示） 　4ペット用の避難用具や備蓄品の確保 　5避難所や避難ルートの確認等の準備 　6避難所・仮設住宅におけるペットの飼育マナーの遵守と健康管理 （2）町が行う対策 　1ペットの適切な飼育、災害への備え等に関する飼い主への普及啓発 　2ペットとの同行避難を含めた避難訓練 　3避難所、仮設住宅等におけるペットの受け入れ、飼育に係る検討
鳴沢村（山梨県）	鳴沢村地域防災計画 一般災害編 第3章　災害応急対策計画 第16節　避難対策計画 第11 被災動物等の救護対策 村は、県、動物愛護団体等と協力・連携し、災害発生時における被災動物等に対して救護体制を整備し、次の対策を実施するものとする。 1 動物収容施設の設置 2 放浪又は飼育困難な動物の収容・一時保管 3 飼料の調達及び配布 4 動物に関する相談の実施 5 動物伝染病等のまん延防止措置 6 集団避難場所における飼育動物の適正管理 等
道志村（山梨県）	・道志村地域防災計画（平成30年度改定）　風水害等編　第2章　災害応急対策計画　第10節　防疫対策　第4　被災動物（ペット）等救護対策 　村及び動物愛護団体等は、協力・連携し、災害発生時における被災動物（ペット）等に対して救護体制を整備し、次の対策を実施する。 （1）動物（ペット）収容施設の設置 （2）放浪又は飼育困難な動物の収容・一時保管 （3）飼料の調達及び配布 （4）動物（ペット）に関する相談の実施 （5）動物（ペット）伝染病等の蔓延防止措置 （6）避難所における飼育動物（ペット）の適正管理等 ※屋内、室内に入れることができる動物は介助犬に限り、介助犬の場合でも区画を設けて適切に飼養管理を行う条件で可とする。
都留市（山梨県）	・都留市国民保護計画 第3編　武力攻撃事態等への対処 　第4章　警報及び避難の指示等 　第1　警報の伝達等 3　避難住民の誘導 (9)動物の保護等に関する配慮 　市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 　・危険動物等の逸走対策 　・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
上野原市（山梨県）	上野原市地域防災計画　地震編　第2章　第8節　避難対策　第3　避難所の開設、運営 4　避難所の運営 （3）ペット同伴者対策 　市（避難班）は、ペット同伴の避難者には、ケージ等を持参するよう求め、避難所敷地内に飼育スペースを指定する。動物が苦手な避難者に配慮して、避難所屋内へのペットの持ち込みは禁止し、問題が生じた場合は生活班を通じて、関係機関にペット対策を要請する。 　ただし、介助犬は介助者と同居できる専用スペースを確保し、周囲の避難者に理解と協力を呼びかける。 1）ワクチン接種や寄生虫の駆除。
小菅村（山梨県）	小菅村地域防災計画 第2編　一般災害編 第2章　災害応急対策 第15節　医療及び防疫計画 4 被災動物（ペット）等救護対策 村及び動物愛護団体等は、協力・連携し、災害発生時における被災動物（ペット）等に対して救護体制を整備し、次の対策を実施する。 (1) 動物収容施設の設置 (2) 放浪又は飼育困難な動物の収容・一時保管 (3) 飼料の調達及び配布 (4) 動物（ペット）に関する相談の実施 (5) 動物（ペット）伝染病等のまん延防止措置 (6) 集団避難場所における飼育動物（ペット）の適正管理等

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
丹波山村（山梨県）	丹波山村地域防災計画　第4章　災害応急対策計画　第16節　避難対策　第10被災動物等救護対策 　大規模災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。 　村は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼育に関し、富士・東部保健福祉事務所等関係機関や動物愛護団体等関係団体との協力体制を要請する。 1　被災地域における動物の保護 　飼い主の分からない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、村は、富士・東部保健福祉事務所、愛護団体等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護に努める。 2　避難所における動物の適正な飼育 　村は、避難所を設置した場合、富士・東部保健福祉事務所及び関係機関と協力し、飼い主と共に避難した動物の受入の可否や飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるため、次のことを実施する。 （1）各地域の被害状況、避難所での動物の数、飼育状況の把握を行い、飼育に必要な資材、えさ等を調達する。村内での調達が難しい場合は、県及び関係機関、近隣市町村への協力要請を行う。 （2）動物を一時的に預かってくれる村内外の家庭のあっせん、保護施設への受け入れ及び譲渡等の調整を行う （3）動物の負傷、病気等に伴う人間への感染防止に努める （4）動物の糞尿等を適切に処理することにより環境衛生の維持に努める
甲府市	甲府市地域防災計画 第6　避難所（一時避難所及び指定避難所）の開設及び運営 2　指定避難所の管理運営 必要に応じて、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努め、家庭動物と同行避難した被災者については適切に受け入れ避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めることとする。 なお、逸走動物等に対しては獣医師会や動物取扱業者等と連携し、その保護や必要な支援に努めることとする。
長野県	長野県地域防災計画 （風水害対策編・震災対策編・火山災害対策編） 第2章 第32節防災知識普及計画 第3計画の内容 1住民等に対する防災知識の普及活動 （2）実施計画 b飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策 第3章 第12節避難受入及び情報提供活動 第3活動の内容 4避難所の開設・運営 （2）実施計画 イ【市町村が実施する対策】 （コ）指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努めるものとする。また必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるものとする。 （ニ）必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 6住宅の確保住宅の確保 （2）実施計画実施計画 イ【市町村が実施する対策】 （カ）応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心にケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。 第37節飼養動物の保護対策 第1基本方針 災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。 第2主な活動 被災地域における負傷又は放浪状態の動物の保護活動及び避難所等における家庭動物の適正飼養。 第3活動の内容 1基本方針 大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。また、飼い主がペットと同行避難するための適正な飼育環境を確保し、適正飼養を行う。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
長野県	2実施計画 ア【県が実施する対策】 (ア)県は市町村が行う被災地における飼養動物の取り扱いに関し、現地の状況に応じ助言を行う。(健康福祉部) (イ)県は、被災市町村長から逸走犬等の保護・収容・救護に関する応援要請等があった場合は、人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置をとる。なお、職員の派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。(健康福祉部、農政部、警察本部) (ウ)特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、市町村、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置をとる。(健康福祉部、農政部) (エ)県は、動物愛護及び感染症等のまん延防止の観点から、飼い主とともに避難した動物の飼育について被災市町村から応援要請等があった場合は、関係団体と携し、適正な動物飼養に関する相談等を行う。(健康福祉部、農政部) (オ)県は状況に応じて「災害時における愛護動物の救護活動に関する協定」に基づく災害時被災動物救護本部を設置するとともに、一社長野県獣医師会及び長野県動物愛護会に協力を求める。(健康福祉部) (カ)県は、飼い主とペットの同行避難を円滑に受け入れるために避難所運営指針を必要に応じて見直し、市町村や関係機関と、研修会や総合防災訓練における実施等を通じて、平時より普及啓発と連携を進める。(危機管理部、健康福祉部) イ【市町村が実施する対策】 (ア)関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずるものとする。 (イ)特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置をとるものとする。 (ウ)ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努めるものとする。宅等における適切な体制整備に努めるものとする。 ウ【飼養動物の飼い主が実施する対策】 (ア)飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号)及び、動物の愛護及び管理に関する条例(平成 21 年長野県条例第 16 号)に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 (イ)避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。
上田市 (長野県)	上田市地域防災計画 (風水害対策編・震災対策編・火山災害対策編) 第2章　第33節 防災知識普及計画　第3 計画の内容　1 住民等に対する防災知識の普及活動 (1)市民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、市ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。 　なお、啓発啓発活動を行う際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。 　イ　飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策 第3章　第12節 避難受入及び情報提供活動　第3 活動の内容　5 指定避難所の運営　(2)実施計画 　カ　指定避難所における生活環境について下記の事項に注意を払い、必要な措置をとることで、常に良好なものであるよう努めるものとする。 　(カ)必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握 　ソ　市は、ペットとの同行避難について適切な体制整備に努めるものとし、必要に応じ、家庭動物(ペット)のためのスペースを原則として屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど受入能力に余裕がある場合には、当該指定避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。 　ニ　必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 7 住宅の確保　(2)実施計画 　カ　応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物(ペット)の受入れにも配慮するものとする。 第3節　第37節 飼養動物の保護対策 第1　基本方針　災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物についても保 第3　活動の内容 (1)基本方針 　大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動等獣医師会と連携し必要な措置を行う。 　また、飼い主がペットと同行避難するための適正な飼育環境を確保し、適正飼養を行う。 (2)実施計画 　ア　関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。 　イ　特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下、必要な措置を講じる。 　ウ　ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努めるものとする。 　エ　飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望へ対応するものとする。 (3)飼養動物の飼い主が実施する対策 　ア　飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105号)及び、動物の愛護及び管理に関する条例(平成 21 年長野県条例第 16 号)に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 　イ　避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。
岡谷市 (長野県)	岡谷市地域防災計画 (風水害対策編) 第1章災害予防計画 第11節 避難収容及び情報提供活動計画 第3計画の内容 2避難場所等の確保 (1)避難場所の指定 市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数 、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
岡谷市 （長野県）	第30節 防災知識普及計画 第3計画の内容 1 住民等に対する防災知識の普及活動 (1)知識普及の方法 ア 住民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、市ホームページ、市行政チャンネル、 住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。 なお、啓発活動を行う際には、女性、子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の性別によるニーズの違い等に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。 2 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策 (2)家庭における防災知識普及の推進 住民は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、各家庭 において防災に関する話し合いを定期的に開き、以下の様な活動を通じて、防災意識を高める。 ケ 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策 第31 節 防災訓練計画 第1 基本方針 災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害時に適切な行動をとれるよう、過去の災害から得られた教訓に学ぶことが必要である。 そこで、その教訓を学び、災害時の具体的な状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。 また、発災時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び、住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。 市、県 、 防災関係機関は、災害時における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との 連携 体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。 なお、防災訓練を実施する際には、女性、子ども、性的マイノティーのほか、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災者の性別によるニーズの違い等に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。 第2章災害応急対策計画 第12節避難収容及び情報提供活動 第3活動の内容 4避難所等の開設・運営 (4)避難所の管理運営 エ 生活環境への配慮 (カ) 必要に応じ指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握 タ 必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 6住宅の確保 (2)災害救助法が適用されない場合 第14節 食料品・生活必需品等の調達供給活動 第1基本方針 災害発生後の、被災地区における食料品・生活必需品の調達・供給は、被災地の状況をいち早く把握し、備蓄食料・生活必需品等を被災者に対し供給する。 また、相互応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料品・生活必需品等の調達供給活動を行うとともに、 岡谷市赤十字奉仕団 、岡谷市ボランティアセンターによるボランティア等の協力も得られるようにする。 なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、性別によるニーズの違いに配慮するものとする。 第36 節飼養動物の保護対策 第1基本方針 災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護を行い避難所（校庭など）での飼育等の保護措置を獣医師会と連携し実施する。 第2主な活動 被災地域における負傷又は放浪動物の保護活動及び避難所（校庭）及び応急仮設住宅等における家庭動物の適正飼養 。 第3活動の内容 1保護活動 大規模災害に伴い、浮浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。 また、飼い主が家庭動物と同行避難するため、適正な飼育環境を確保する 。 (1)市が実施する計画 ア 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。 避難に家庭動物を連れてくることが予想されるため、避難所等の広場にスペースを設置し対応する。 イ 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、岡谷警察署、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置を講じる。 ウ 家庭動物との同行避難について適切な体制整備に努めるものとする 。 エ 飼い主等からの飼養動物の一次預かり要望へ対応するものとする。 (2)飼養動物の飼い主が実施する計画 ア 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 イ 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等のまん延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
岡谷市 （長野県）	（震災対策編） 第1章災害予防計画 第29節防災知識普及計画 風水害対策編第1章第30節を準用する。 第2章災害応急対策計画 第11節避難収容及び情報提供活動 第3活動の内容 4避難所の開設・運営 (4)避難所の管理運営 セ 必要に応じ、被災者支援等の観点から 指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 6住宅の確保 (2)災害救助法が適用されない場合 キ 応急仮設住宅の運用管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする 。また、必要に応じて、応急仮説住宅における家庭動物の受入にも配慮するものとする。 第35節 飼養動物の保護対策 風水害対策編第2章第36節を準用する。 岡谷市国民保護計画 第4章　警報及び避難の指示等 第1　警報の伝達等 3 避難住民の誘導 (9)動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
飯田市 （長野県）	飯田市地域防災計画 　第1編風水害対策編　第3章災害応急対策計画　第41節飼養動物の保護対策（第2編震災対策編においても準用） 第1 基本方針 　災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。 第2 主な活動 　被災地域における負傷又は放し飼い状態の動物の保護活動及び避難所等における家庭動物の適正飼養を行う。 第3 活動の内容 1 基本方針 　大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。また、飼い主がペットと同行避難するための適正な飼養環境を確保し、適正飼養を行う。 2 実施計画 〇市が実施する計画 ア 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。 イ 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置を講じる。 ウ ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努める。 〇飼養動物の飼い主が実施する計画 ア 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び、動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 イ 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。
諏訪市 （長野県）	諏訪市地域防災計画　風水害対策編 第3章災害応急対策計画　第12節避難収容及び情報提供活動　第3活動の内容　3避難誘導活動 【市が実施する計画】 (22)ペットとの同行避難について適切な体制整備に努めるものとする。 諏訪市地域防災計画　風水害対策編 第3章災害応急対策計画　第38節飼養動物の保護対策 第1基本方針 災害時においては、人命救助が最優先であるが、被災した動物についても捕獲・収容救護及び避難所での飼育等の保護措置を実施する。 第2　主な活動 被災地域における負傷又は放し飼い状態の動物の保護活動及び避難所（校庭）におけるペットの適正な飼育を行う。 第3　活動の内容 大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。また、ペットが飼い主とともに避難所に避難することが予想されるため、適正な飼育環境を確保する。 【市が実施する計画】 (1)関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。避難に際しペットを連れてくることが予想されるため、避難所等の広場にスペースを設置し対応する。 (2)特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置を講じる。 【飼養動物の飼い主が実施する計画】 (1)飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 (2)避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等のまん延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
須坂市 （長野県）	1 出典:須坂市地域防災計画 第36節 飼養動物の保護対策 2 第3 活動の内容 ※添付ファイル参照 大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。 また、飼い主がペットと同行避難するための適正な飼育環境を確保し、適正飼養を行う。 （1） 市が実施する対策 ア 関係機関と協力をして被災地における逸走犬等の捕獲・収容・救護など適正な処置を講ずる。 イ 特定動物、危険な家畜等が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県・警察・飼い主、その他関係機関との連携のもと、必要な所為を講ずる。 ウ ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮説住宅等における適切な体制整備に努める。 （2） 飼養動物の飼い主が実施する対策 ア 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び動物の愛護及び管理に関する条例(平成21年長野県条例第16号)に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。 イ 避難所に避難した動物の飼い主は、動物の愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。 4～7 「○」(※参考) 須坂市地域防災計画 第36節 飼養動物の保護対策 第3-(1)-ウ
小諸市 （長野県）	小諸市地域防災計画 第2編 風水害対策編 災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。 また、飼い主がペットと同行避難するための適正な飼育環境を確保し、適正飼養を行う。 1 市が実施する計画 (1) 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。 (2) 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置を講ずる。 (3) ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努める。 2 飼い主が実施する計画 (1) 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 (2) 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等のまん延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼養を行う。
伊那市 （長野県）	伊那市地域防災計画（第24回修正）令和7年3月19日 基本方針 災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び指定避難所での飼養等の保護措置を実施する。 主な活動 被災地域における負傷又は放浪状態の動物の保護活動及び指定避難所等における家庭動物の適正飼養。 活動の内容 1 市の対応 (1)関係機関等と協力し、被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を行う。 (2)特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関と連携し必要な措置を行う。 (3)ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な対応に努める。 (4)飼い主から飼養動物の一時預かり要望へ対応するものとする。 2 自治会等が実施する事項 (1)指定緊急避難場所及び指定避難所の広場等の一角などを飼育場所として指定する。 (2)飼育管理のルールを作成し、飼い主及び避難者に周知する。 (3)「飼い主会」等を立ち上げ組織的に飼育の管理及び運営をさせる。 (4)補助犬（盲導犬・介護犬・聴導犬等）は、避難所内への同伴が必要となるため、指定緊急避難場所（避難所）・指定避難所及び福祉避難所の受け入れ態勢を整える。 3 指定緊急避難場所及び指定避難所において、飼養動物の飼い主が実施する事項 (1)衛生的な飼育を行うこと (2)動物をその種類、習性等に応じて適正に飼育すること (3)動物の健康及び安全を保持すること (4)人に迷惑を及ぼすことのないよう努めること (5)感染症等の予防のため、動物の糞等を適切に処理する。
駒ヶ根市 （長野県）	駒ヶ根市地域防災計画 （共通対策編第3章 災害応急対策計画） 第33節 飼養動物の保護対策 実施担当班: 民生対策部生活環境班 災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。 主な活動 □被災地域における負傷又は放浪状態の動物の保護活動及び避難所等における家庭動物の 適正飼養のための活動を実施する。 第1 飼養動物の保護 民生対策部生活環境班長は、大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、保護活動を行う。また、飼い主がペットと同行避難するための適正な飼育環境を確保し、適正飼養を行う。 1 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。 2 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、 警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置をとる。 3 ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
中野市 （長野県）	中野市地域防災計画 第37節　飼養動物の保護対策 第1　基本方針 災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止並びに動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。 また、飼い主がペットと同行避難するための適正な飼育環境を確保し、適正飼養を行う。 第2　対策 1 保護対策の実施 (1) 市 ア 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。 イ 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置を講ずる。 ウ ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努める。 エ 感染症予防の措置等環境衛生の維持に努めるとともに、獣医師と連携し、必要に応じて受診させるなど、動物の健康維持に努める。 (2) 飼い主 ア 飼養動物の飼い主は、「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48年法律第105号）及び「動物の愛護及び管理に関する条例」（平成21年長野県条例第16号）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。 イ 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等のまんえん防止の観点から、避難所のルールに従い、適正な飼養を行う
大町市 （長野県）	大町市地域防災計画　震災対策編　第2章 災害応急対策計画　第36節 飼養動物の保護対策（生活環境課） 第1 基本方針 災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物についても保護、収容、救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。 第2 主な活動 被災地域において負傷し又は放浪状態にある動物の保護活動を行うとともに、避難所等における家庭動物の適正飼養。 第3 活動の内容 1 基本方針 大規模災害に伴い、放浪家畜、逃走した犬等や負傷動物が多数生ずることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。また、飼い主がペットと同行避難するために適正な飼養環境を確保し適正飼養を行う。 2 実施計画 ア 関係機関等と協力して被災地における逃走した犬等の保護・収容・救護等適切な処置を講ずる。 イ 猿、熊、ニシキヘビ等の特定動物、危険な家畜等が施設等から逃走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他の関係機関との連携の下必要な措置を講ずる。 ウ 飼養動物の飼い主が実施する計画 （ア）飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律及び動物の愛護及び管理に関する県条例に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 （イ）避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等のまん延防止の観点から、避難所のルールに従い適切な飼養を行う。 （ウ）ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努める。
飯山市 （長野県）	飯山市地域防災計画 第2編 風水害対策編　第1章 災害予防計画 第11節 避難の受入れ活動計画 2 避難場所の確保 （1）避難場所の確保 市は、災害の危険が切迫した場合には、市民等の安全を確保するために、その危険から緊急的に逃れるための指定緊急避難場所を指定しておく。 ア 市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険性が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所につい　て、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、市民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める ものとする。なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、市町村地域防災計画に掲載するものとする。 第2章　災害応急対策計画 第12節 避難受入れ及び情報提供活動 4 避難所等の開設・運営 (10) 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努める。また必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努める。 6 住宅の確保 (6) 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。 第36節 飼養動物の保護対策 災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。また、飼い主がペットと同行避難するための適正な飼養環境を確保し、適正飼養を行う。 1 市が実施する対策 (1) 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。 (2) 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置を講ずる。 (3) ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努める。 2 飼い主が実施する対策 (1) 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び、動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 (2) 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い、適正な飼養を行う。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
飯山市 （長野県）	第3編 地震災害対策編　第2章 災害応急対策計画 第11節 避難受入れ及び情報提供活動 地震時においては、建築物の破損、火災、崖崩れ等が予想され、地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策を実施する。その際、要配慮者についても十分考慮する。特に、市内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害警戒区域等内に所在しているため、避難指示、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施に当たっては、これらの施設に十分配慮するものとする。 具体的な対策については、第2編第2章第12節「避難受入れ及び情報提供活動」のとおりとする。 第35節 飼養動物の保護対策 災害時においては、人命救助が最優先であるが、被災した動物についても保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。また、飼い主がペットとともに避難所に避難することが予想されるため、適正な飼養環境を確保する。 具体的な対策については、第2編第2章第36節「飼養動物の保護対策」のとおりとする。 災害時におけるペット同行避難ガイドライン （飯山市 2025年1月）
茅野市 （長野県）	茅野市地域防災計画 （風水害対策編・震災対策編・火山災害対策編） 第3章　災害応急対策計画 第37節　飼養動物の保護対策（震災対策編は第36節） 第1　基本方針 災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。 第2　主な活動 被災地域における負傷又は放浪状態の動物の保護活動及び避難所等における家庭動物の適正な飼養 第3　活動の内容 1　基本方針 大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。また、飼い主がペットと同行避難するための適正な飼育環境を確保し適正飼養を行う。 2　実施計画 （1）【市が実施する計画】 ア　関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。 イ　特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他の関係機関との連携の下必要な措置を講じる。 ウ　ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努める。 （2）【県が実施する計画】 ア　県は市町村が行う被災地における飼養動物の取り扱いに関し、現地の状況に応じ指導を行うものとする。 イ　県は、被災市町村から逸走犬等の保護・収容・救護に関する応援要請等があった場合は、人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずる。なお、職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。 ウ　特定動物、危険な家畜等が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、市町村、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置を講ずる。 エ　県は、動物愛護及び感染症等のまん延防止の観点から、飼い主とともに避難した動物の飼育について被災市町村から応援要請があった場合は、関係団体と連携し、適正な動物飼育に関する相談等を行う。 オ　県は状況に応じて「災害時における愛護動物の救護活動に関する協定」に基づく災害時被災動物救護本部を設置するとともに、（一社）長野県獣医師会及び長野県動物愛護会に協力を求める。 カ　県は、飼い主とペットの同行避難を円滑に受け入れるために避難所運営指針を必要に応じて見直し、市町村や関係職員と、研修会や総合防災訓練における実施等を通じて平時より普及啓発と連携を進める。 （3）【飼養動物の飼い主が実施する計画】 ア　飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全に保持し適正に取り扱うものとする。 イ　避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。
塩尻市 （長野県）	塩尻市地域防災計画　震災対策編 第3章第36節 飼養動物の保護対策 第1 基本方針 災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。 第2 主な活動 被災地域における負傷または放浪状態の動物の保護活動及び避難所等における家庭動物の適正飼養。 第3 活動の内容 1 基本方針 大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。また、飼い主がペットと同行避難するための適正な飼養環境を確保し、適正飼養を行う。 2 実施計画 (1) 市が実施する対策 ア 関係機関等と協力して被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。 イ 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置をとる。 ウ ペットとの同行避難の状況について把握するとともに避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努める。 (2) 県が実施する対策 ア 県は市が行う被災地における飼養動物の取り扱いに関し、現地の状況に応じ助言を行うものとする。（健康福祉部） イ 県は、市長から逸走犬等の保護・収容・救護に関する応援要請等があった場合は、人員の派遣、資機材の斡旋等所要の措置をとる。 なお、職員を派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。（健康福祉部、農政部、警察本部） ウ 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、市、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置をとるものとする。（健康福祉部、農政部） エ 県は、動物愛護及び感染症等のまん延防止の観点から、飼い主とともに避難した動物の飼育について市から応援要請等があった場合は、関係団体と連携し、適正な動物飼養に関する相談等を行うものとする。（健康福祉部、農政部） オ 県は状況に応じて「災害時における愛護動物の救護活動に関する協定」に基づく災害時被災動物救護本部を設置するとともに、（一社）長野県獣医師会及び長野県動物愛護会に協力を求めるものとする。（健康福祉部） カ 県は、飼い主とペットの同行避難を円滑に受け入れるために避難所運営指針を 必要に応じて見直し、市町村や関係機関と、研修会や総合防災訓練における実施等を通じて、平時より普及啓発と連携を進める。（危機管理部、健康福祉部） (3) 飼養動物の飼い主が実施する対策 ア 飼養動物の飼い主は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）」及び、「動物の愛護及び管理に関する条例（平成 21 年長野県条例第 16 号）」に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 イ 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等のまん延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼養を行うものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
佐久市 （長野県）	佐久市地域防災計画 （第2編　風水害対策編、第3編　震災対策編） 第3章 災害応急対策計画 第33節　飼養動物の保護対策 災害時においては、人命救助が最優先であるが、被災した動物についても保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。 (1) 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずるものとする。 (2) 特定動物、家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携のもと必要な措置を講ずる。 (3) ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努めるものとする。 (4) 市は、災害時における動物の健康及び安全の保持した適正な取り扱い及び、避難所に避難した際の避難所のルールに従った適正な飼育について、飼い主に対する周知を図る。 （第6編　資料編） 6 食料・飲料水等供給関係 6－1 佐久市防災備蓄倉庫備蓄状況（令和6年12月1日現在） 《避難所運営等に係る備品等》 ・避難所開設初動ボックス（事務用品等） ・ペット対応ファーストミッションボックス ・職員用ビブス ・ヘルメット ・パトロールライト ・ハンド型メガホン、ハンドフリー拡声器 ・携帯無線機 ・感染対策用品（マスク・ゴム手袋・フェイスシールド・防護服他） ・桟橋（ブリッジ） 他
千曲市 （長野県）	千曲市地域防災計画 （風水害対策編・震災対策編） 第2章　災害応急対策計画 第38節　飼養動物（ペット）の保護対策 第1　基本方針 災害時においては、人命救助が最優先であるが、被災した動物（ペット）についても保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。 第2　主な活動 被災地域における負傷又は放浪動物の保護活動及び避難所におけるペットの適正な飼育を行う。 第3　活動の内容 1基本方針 大規模災害に伴い、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。また、飼い主がペットと同行避難することを想定し適正な飼育環境を確保する。 2実施計画 (1) 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護等、適切な処置をとる。 (2) 逸走した動物の、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置をとる。 (3) ペットとの同行避難について適切な飼育環境を確保できるように体制整備資機材（捕獲器具・係留用ロープ・収容檻等）の備蓄に努める。 (4) 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び、動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 (5) 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行うものとする。
東御市 （長野県）	東御市地域防災計画 6 学校における避難計画 (1) 現状及び課題 地震発生時、幼稚園、保育園、小学校、中学校及び高等学校（以下この節において「学校」という）においては、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長は、児童生徒等の保護について次の事項に十分配慮し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。 (2) 実施計画 ア 市の実施計画（子育て支援課・教育課） 多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮した学校等の実態に即し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてておく。 （ア）防災計画 c 防災計画には、以下の事項を定めておく。 (k) 施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む）の点検方法 第3 計画の内容 1 住民等に対する防災知識の普及活動 (1) 現状及び課題 災害発生時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、要配慮者に対しては、どのような配慮が必要かなど、災害発生時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめるうえで重要である。現在も各種の訓練等の取組みや、広報活動がなされているが、今後は、防災マップ等の作成・配布等の、より実践的な活動が必要である。また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。 (2) 実施計画 ア 市の実施計画（総務課・生活環境課・福祉課・建設課・教育課） （ア）市民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、市ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。 b 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策 4 避難所の開設・運営 (1) 基本方針 市は収容を必要とする被災者の救済のために指定避難所を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、指定避難所における良好な生活環境確保のため、必要な措置をとる。 その際、衛生、食事、睡眠（T:トイレ（衛生）、K:キッチン（食事）、B:ベッド等（睡眠））に関する環境確保について、県、関係団体等と連携し対策を講じるものとする。 (2) 実施計画 ア 市の実施対策（関係課等） （ツ）必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
東御市 （長野県）	6 住宅の確保 (1) 基本方針 住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう県及び市は相互に連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供又は住宅情報の提供を行う。 なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて市が住宅の提供を行う。 (2) 実施計画 ア 市の実施対策（建設課） （カ）応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。 第 36 節 飼養動物の保護対策 第 1 基本方針 災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。 第2 主な活動 被災地域における負傷又は放浪動物の保護活動及び避難所における家庭動物の適正飼養。 第3 活動の内容 (1) 基本方針 大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。 また、飼い主がペットと同行避難するための適正な飼養環境を確保し、適正飼養を行う。 (2) 実施計画 ア 市の実施対策（生活環境課） （ア）関係機関と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。 （イ）特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携のもと必要な措置を講ずる。 （ウ）ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努める。 イ 飼養動物の飼い主が実施する対策 （ア）飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）及び、動物の愛護及び管理に関する条例（平成 21 年長野県条例第 16 号）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取扱うものとする。 （イ）避難所に避難した動物の飼い主は、動物の愛護及び感染症等のまん延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼養を行う
安曇野市 （長野県）	安曇野市地域防災計画 風水害対策編 第2章 災害予防計画 第 33 節 防災知識普及計画 第3 計画の内容 1 住民等に対する防災知識の普及活動 ⑵ 実施計画 ア【市が実施する対策】（全部局） b 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策 第3章 災害応急対策計画 第 12 節 避難受入及び情報提供活動 第3 活動の内容 4 避難所の開設・運営 ⑵ 実施計画 ア【市が実施する対策】（全部局） (コ) 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努める。 6 住宅の確保 ⑵ 実施計画 ア【市が実施する対策】（都市建設部、福祉部、政策部、危機管理課） (カ) 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。第 37 節 飼養動物の保護対策 第1 基本方針 災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。 第2 主な活動 被災地域における負傷又は放浪状態の動物の保護活動及び避難所等における家庭動物の適正飼養。 第3 活動の内容 1 基本方針 大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。 また、飼い主がペットと同行避難するための適正な飼育環境を確保し、適正飼養を行う。 2 実施計画 ⑴【市が実施する対策】（市民生活部、農林部、危機管理課） ア 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置をとる。 ウ ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努めるものとする。 ⑵【県が実施する対策】 ア 県は市町村が行う被災地における飼養動物の取り扱いに関し、現地の状況に応じ指導を行う。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
安曇野市 （長野県）	（健康福祉部） イ 県は、被災市町村長から逸走犬等の保護・収容・救護に関する応援要請等があった場合は、人員の派遣、資機材の斡旋等所要の措置をとる。なお、職員を派遣する際は、感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。（健康福祉部、農政部、警察本部） エ 県は、動物愛護及び感染症等のまん延防止の観点から、飼い主とともに避難した動物の飼育について被災市町村から応援要請等があった場合は、関係団体と連携し、適正な動物飼養に関する相談等を行う。（健康福祉部、農政部） オ 県は状況に応じて「災害時における愛護動物の救護活動に関する協定」に基づく災害時被災動物救護本部を設置するとともに、（一社）長野県獣医師会及び長野県動物愛護会に協力を求める。（健康福祉部） カ 県は、飼い主とペットの同行避難を円滑に受け入れるために避難所運営指針を必要に応じて見直し、市町村や関係機関と、研修会や総合防災訓練における実施等を通じて、平時より普及啓発と連携を進める。（危機管理部、健康福祉部） ⑶【飼養動物の飼い主が実施する対策】 ア 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）、及び動物の愛護及び管理に関する条例（平成 21 年長野県条例第 16 号）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。 イ 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等のまん延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。 地震災害対策編 第2章 災害予防計画 第 33 節 防災知識普及計画 第3 計画の内容 ⑵ 実施計画 ア【市が実施する計画】（全部局） （ア）b 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策 第3章 災害応急対策計画 第 11 節 避難受入及び情報提供活動 第3 活動の内容 4 避難所の開設・運営 ⑵ 実施計画 ア【市が実施する対策】（危機管理課、福祉部、教育部） (コ) 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるものとする。 (ニ) 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 6 住宅の確保 ⑵ 実施計画 ア【市が実施する対策】（都市建設部、福祉部、危機管理課） (カ) 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。
小海町 （長野県）	小海町地域防災計画 第2章 第36節　飼養動物の保護対策 ペットが飼い主とともに避難することが予想されるため、適正な飼育環境を確保する。
川上村 （長野県）	川上村地域防災計画　第2編　風水害対策編　第2章　34節　飼養動物の保護対策　第2　活動内容　(3)　ペット同行避難状況について把握するとともに、避難場所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備を整える。
南牧村 （長野県）	南牧村地域防災計画 第34節　飼養動物の保護対策（産業建設部） 第1　基本方針 　災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び指定避難所での飼養等の保護措置を実施する。 　また、飼い主がペットと同行避難するための適正な飼育環境を確保し、適正飼養を行う。 第2　活動の内容 1　村が実施する対策 （1）　関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。 （2）　特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置を講ずる。 （3）　ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、指定避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努める。
南相木村 （長野県）	【南相木村地域防災計画】第2章　第34節　飼養動物の保護対策 第1　基本方針 　災害時においては、人命救助が最優先であるが、被災した動物についても保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。 　また、飼い主がペットと同行避難することを想定し、適正な飼養環境を確保する。 第2　活動の内容 1　村が実施する対策 （1）　関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。 （2）　特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置を講ずる。 （3）　ペットとの同行避難について適切な体制整備に努める。 2　飼い主が実施する対策 （1）　飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取り扱う。 （2）　避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等のまんえん防止の観点から、避難所のルールに従い、適正な飼養を行う。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
佐久穂町 （長野県）	佐久穂町地域防災計画 第2編 風水害対策編/第2章 災害応急対策計画/第13節 避難受入及び情報提供活動/4 避難所の開設・運営 (11) 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努める。さらに、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努める。(22) 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。/7 住宅の確保 (6) 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運 営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。 第34節 飼養動物の保護対策/第1 基本方針 災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び 動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。また、被災地域における負傷又は放浪状態の動物の保護活動及び避難所等における家庭動物の 適正飼養をする。/第2 活動の内容 1 町が実施する対策 (1) 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。(2) 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置をとる。(3) ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努める。/2 飼い主が実施する対策 (1) 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。(2) 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等のまん延防止の観点から、避難所及び応急仮設住宅等のルールに従い、適正な飼養を行う。 第3編 震災対策編/第2章 災害応急対策計画/第12節 避難受入及び情報提供活動/「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。●「風水害」を「地震」及び「震災」に●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に/第33節 飼養動物の保護対策/「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。●「風水害」を「地震」及び「震災」に●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に
軽井沢町 （長野県）	軽井沢町地域防災計画 第31節　飼養動物の保護対策 災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。 また、飼い主が飼養動物と同行避難するための適正な飼育環境を確保し、適正飼養を行う。 1　町が実施する計画 ⑴関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。 ⑵特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置を講ずる。 ⑶飼養動物との同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努めるものとする。 2　飼い主が実施する計画 ⑴飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 ⑵避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等のまんえん防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼養を行う。
御代田町 （長野県）	御代田町地域防災計画 第2編　風水害対策編　第2章　第35節　飼養動物の保護対策 災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、ひさいした動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。 また、飼い主がペットと同行避難するための適正な飼養環境を確保し、適正飼養を行う。 1　町が実施する計画 (1)関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。 (2) 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置を講ずる。 (3) ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努める。 2 飼い主が実施する計画 (1) 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 (2) 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等のまん延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼養を行う。
青木村 （長野県）	青木村地域防災計画 （風水害対策編・震災対策編） 第2章　災害応急対策計画 第12節　避難収容及び情報提供活動 4　避難所の開設・運営 (2)実施計画 ア 【村が実施する対策】 (ク)避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
長和町 （長野県）	長和町地域防災計画 （風水害対策編） 第2章　災害応急対策計画 第12節　避難受入れ及び情報提供活動 4 避難施設の開設・運営 (2)実施計画 コ　指定避難所における生活環境に注意をはらい、常に良好なものとするよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。さらに、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努める。 ナ　必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 6 住宅の確保 (2)実施計画 カ　応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。 第33節　飼養動物の保護対策 第1 基本方針 災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物についても保護・収容・救護及び避難所での飼育等の保護措置を実施する。 第2 主な活動 被災地域における負傷又は放浪状態の動物の保護活動及び避難所等における家庭動物の適正な飼育を行う。 第3 活動の内容 1 保護対策等 (1)基本方針 大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。 また、飼い主がペットと同行避難するための適正な飼育環境を確保し、適正飼養を行う。 (2)実施計画 ア　関係機関等と協力して被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。 イ　特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置を講ずる。 ウ　ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努める。 【飼養動物の飼い主】 ア　飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び、動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取扱うものとする。 イ　避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。 （震災対策編） 第2章　災害応急対策計画 第32節　飼養動物の保護対策 第1 基本方針 地震発生時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物についても保護・収容・救護及び避難所での飼育等の保護措置を実施する。 第2 主な活動 被災地域における負傷又は放浪状態の動物の保護活動及び避難所における家庭動物の適正な飼育を行う。 第3 活動の内容 具体的な活動については、第2編第2章第33節「飼養動物の保護対策」に準ずるものとする。
下諏訪町 （長野県）	下諏訪町地域防災計画　風水害対策編　第3章　災害応急対策計画 第38節 飼養動物の保護対策 第1 基本方針 災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害や環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等、保護措置を講じる。 第2 主な活動 被災地域における負傷、又は放浪動物の保護活動、家庭動物の避難所等における適正な飼養環境を整備する。 第3 活動の内容 1 基本方針 大規模災害により、逸走した犬等放浪動物や負傷動物が多数発生することが予想されるため、関係機関等による保護活動を行う。 また、飼い主が家庭動物と同行避難した場合においては、適正な飼養環境の整備に努める。 2 実施計画 【町が実施する計画】 (1) 逸走した犬等放浪動物の保護・収容・救護など、関係機関等と協力して適切な対策を講ずる。 (2) 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関等と連携して必要な措置を講じる。 (3) ペットとの同行避難の状況について把握するとともに避難所及び応急仮設住宅等における適正な飼育環境の整備に努める。 【飼養動物の飼い主が実施する計画】 (1) 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 (2) 避難所に同行避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等のまん延防止の観点から、避難所のルールに従い適正に飼育する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
富士見町 （長野県）	富士見町地域防災計画 （風水害対策編・震災対策編・火山災害対策編） 第2章 第12節　防災知識普及計画 1　住民等に対する防災知識の普及活動 （2）実施計画 ア【町が実施する計画】 b　飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策 第3章 第12節　避難受入及び情報提供活動 6　避難所の開設・運営 （2）実施計画 ア【町が実施する対策】 （コ）指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努めるものとする。また必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるものとする。 （ニ）必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 8　住宅の確保 （2）実施計画 ア【町が実施する対策】 （カ）応急仮設住宅の運営管理にあたっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。 第37節　飼養動物の保護対策 1　基本方針 大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。 また、飼い主がペットと同行避難するための適正な飼育環境を確保し、適正飼養を行う。 2　実施計画 （1）飼養動物の保護 ア【町が実施する対策】 （ア）関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずるものとする。 （イ）特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置をとるものとする。 （ウ）ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努めるものとする。 イ【飼養動物の飼い主が実施する対策】 （ア）飼養動物の飼い主は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」及び「動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）」に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 （イ）避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。
原村 （長野県）	原村地域防災計画 （風水害対策編） 第3章　災害応急対策計画 第34節　飼養動物の保護対策 第1 基本方針 災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物についても保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。 第2 主な活動 被災地域における負傷又は放し飼い状態の動物の保護活動及び避難所におけるペットの適正な飼育を行う。 第3 活動の内容 1 基本方針 大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。 また、ペットが飼い主とともに避難所に避難することが予想されるため、適正な飼育環境を確保する。 2 実施計画 (1) 村は、関係機関等と協力して被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講じる。 (2) 村は、特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置を講じる。 (3) ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努める。 (4) 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び、動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取扱う。 (5) 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い適切な飼育を行う （震災対策編） 第3章　災害応急対策計画 第33節　飼養動物の保護対策 風水害対策編第3章第34節「飼養動物の保護対策」を準用する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
辰野町 （長野県）	『辰野町地域防災計画』(R6.3月)〔107頁〕 風水害対策編　第2章災害予防計画　第30節災害知識普及計画　1住民等に対する防災知識の普及活動　(2)実施計画　ア【町及び関係団体が実施する計画】 (ア)住民に対して防災意識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う …(中略)…飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の…(以下略) 出展『辰野町地域防災計画』(R6.3月)〔227頁〕 風水害対策編　第3章　災害応急対策計画　第12節避難受入及び情報提供活動　5避難所の開設・運営　(2)実施計画　ア【町が実施する対策】 (ケ)(前略)…指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるものとする。 『辰野町地域防災計画』(R6.3月)〔229頁〕 風水害対策編　第3章　災害応急対策計画　第12節避難受入及び情報提供活動　5避難所の開設・運営　(2)実施計画　ア【町が実施する対策】 (ナ)必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援がうけられるよう、連携に努めるものとする。 『辰野町地域防災計画』(R6.3月)〔231頁〕 風水害対策編　第3章　災害応急対策計画　第12節避難受入及び情報提供活動　7住宅の確保(2)実施計画　ア【町が実施する対策】 (カ)応急仮設住宅の運営管理にあたっては、…(中略)…また、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受け入れにも配慮するものとする。 『辰野町地域防災計画』(R6.3月)〔280頁〕 風水害対策編　第3章　災害応急対策計画　第36節飼養動物の保護対策 基本方針　災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する 主な取り組み　被災地域における負傷又は放浪状態の動物の保護活動及び避難所等における家庭動物の適正飼養を行う。 1基本方針 大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。また飼い主がペットと同行避難するための適正な飼育環境を確保し、適正飼育を行う。 2実施計画 (1)飼養動物の保護　ア【町が実施する施策】 (ア)関係機関と協力して被災地における逸走犬等の保護・収容・救護等適切な処置を講ずるものとする。 (イ)特定動物、危険な家畜などが施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置をとるものとする。 (ウ)ペットの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努めるものとする。 イ【飼育動物の飼い主が実施する対策】 (ア)飼育動物の飼い主は、「動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)」及び「動物の愛護及び管理に関する条例(平成21年長野県条例第16号)」に基づき、災害時においても。動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 (イ)避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。
箕輪町 （長野県）	『辰野町地域防災計画』(R6.3月)〔107頁〕 風水害対策編　第2章災害予防計画　第30節災害知識普及計画　1住民等に対する防災知識の普及活動　(2)実施計画　ア【町及び関係団体が実施する計画】 (ア)住民に対して防災意識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う …(中略)…飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の…(以下略) 出展『辰野町地域防災計画』(R6.3月)〔227頁〕 風水害対策編　第3章　災害応急対策計画　第12節避難受入及び情報提供活動　5避難所の開設・運営　(2)実施計画　ア【町が実施する対策】 (ケ)(前略)…指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるものとする。 『辰野町地域防災計画』(R6.3月)〔229頁〕 風水害対策編　第3章　災害応急対策計画　第12節避難受入及び情報提供活動　5避難所の開設・運営　(2)実施計画　ア【町が実施する対策】 (ナ)必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援がうけられるよう、連携に努めるものとする。 『辰野町地域防災計画』(R6.3月)〔231頁〕 風水害対策編　第3章　災害応急対策計画　第12節避難受入及び情報提供活動　7住宅の確保(2)実施計画　ア【町が実施する対策】 (カ)応急仮設住宅の運営管理にあたっては、…(中略)…また、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受け入れにも配慮するものとする。 『辰野町地域防災計画』(R6.3月)〔280頁〕 風水害対策編　第3章　災害応急対策計画　第36節飼養動物の保護対策 基本方針　災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する 主な取り組み　被災地域における負傷又は放浪状態の動物の保護活動及び避難所等における家庭動物の適正飼養を行う。 1基本方針 大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。また飼い主がペットと同行避難するための適正な飼育環境を確保し、適正飼育を行う。 2実施計画 (1)飼養動物の保護　ア【町が実施する施策】 (ア)関係機関と協力して被災地における逸走犬等の保護・収容・救護等適切な処置を講ずるものとする。 (イ)特定動物、危険な家畜などが施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置をとるものとする。 (ウ)ペットの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努めるものとする。 イ【飼育動物の飼い主が実施する対策】 (ア)飼育動物の飼い主は、「動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)」及び「動物の愛護及び管理に関する条例(平成21年長野県条例第16号)」に基づき、災害時においても。動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 (イ)避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
飯島町 （長野県）	飯島町地域防災計画 第9節　避難収容及び情報提供活動計画 　第3　計画の内容 　（2）実施計画 　　ウ　避難計画の作成 　　（オ）避難所等の管理に関する事項 　　　e　飼育動物の取扱い方法 飯島町避難所運営マニュアル最終版　改訂版（R2.7） （6）ペットに関すること 災害が起こると、人間と同様にペットも生活の場を失います。さまざまな人が生活する避難所内で人間とペットが共存していくためには、一定のルールを設け、トラブルにならないよう注意します。 1避難所の居室部分には、原則としてペットの持ち込みは禁止します。 ・多種多様の価値観を持つ人が共同生活を行う場では、ペットの飼育をめぐるトラブルが発生しがちです。また、動物アレルギーの人がいる可能性を考慮し、居室へのペット持ち込みは禁止します。 2敷地内の屋外（余裕がある場合には室内も可）に専用スペースを設け、その場所で飼育します。 ・ペットと避難所で共同生活を行うため、ペットの飼育及びペットの飼育場所の清掃は、飼い主が全責任を負って管理します。 3ペットのみの在宅飼育、車内飼育という方法もあります。 　・時期により、気温には十分に注意します。
南箕輪村 （長野県）	南箕輪村地域防災計画 第1編　風水害等対策編（水防計画） 第3章　災害応急対策計画 第39節　飼養動物の保護対策 第1　基本計画 　災害時においては、人命救助が最優先であるが、被災した動物についても保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。 第2　主な取組み 　被災地域における負傷又は放浪状態の動物の保護活動及び避難所におけるペットの適正な飼育を行う。 第3　活動の内容 　1　基本方針 　　大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。 　　また、飼い主がペットと同行避難することを想定し、適正な飼育環境を確保する。 　2　実施計画 　ア【村が実施する対策】 　（ア）関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処理を講ずるものとする。 　（イ）特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置をとるものとする。 　（ウ）ペットとの同行避難について適切な体制整備に努めるものとするものとする。 　イ【飼育動物の飼い主が実施する対策】 　（ア）飼育動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び、動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 　（イ）避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。
中川村 （長野県）	中川村地域防災計画 第3章災害応急対策計画 第12節避難受入れ及び情報提供活動　第3活動の内容 4避難所の開設・運営　(2)実施計画 コ 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策をとる。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努める。また必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努める。 6 住宅の確保　(2)実施計画 カ 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。 第36節飼養動物の保護対策　第3 活動の内容 2 実施計画 (1)関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置をとる。 (2)特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置をとる。 (3)ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
宮田村 （長野県）	宮田村地域防災計画 第12節 避難収容及び情報提供活動　第3 活動の内容　5 避難所の開設・運営 (16) ペットとの同行避難について適切な体制整備に努めるものとする。 第34節 飼養動物の保護対策 第1 活動方針 災害時においては、人命救助が最優先であるが、被災した動物についても保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。 第2 主な活動 1 被災地域における負傷又は放し飼い状態の動物の保護活動及び避難所におけるペットの適正な飼育を行う。 第3 活動の内容 大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。 また、飼い主がペットと同行避難することを想定し、適正な飼育環境を確保する。 1 実施責任者 災害時における飼養動物の保護対策については、住民部住民班が実施する。 2 実施計画 (1) 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護、収容、救護など適切な処置を講ずるものとする。 (2) 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置をとるものとする。 (3) ペットとの同行避難について適切な体制整備に努めるものとするものとする。 【飼養動物の飼い主が実施する対策】 ア 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び、動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 イ 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。
松川町 （長野県）	松川町地域防災計画「第2編　第2章　第36節　飼養動物の保護対策」 第1 基本方針 災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。 第2 主な活動 被災地域における負傷又は放浪状態の動物の保護活動及び避難所等における家庭動物の適正飼養。 第3 活動の内容 1 基本方針 大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。また、飼い主がペットと同行避難するための適正な飼育環境を確保し、適正飼養を行う。 2 実施計画 (1)【町が実施する対策】 ア 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずるものとする。 イ特定動物、危険な家畜等が施設等から逃走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置をとるものとする。 ウ ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努めるものとする。 (2)【飼養動物の飼い主が実施する計画】 ア 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105号）及び、動物の愛護及び管理に関する条例（平成 21 年長野県条例第 16 号）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取扱う。 イ 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等のまん延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。
高森町 （長野県）	「高森町地域防災計画」令和6年4月改訂　高森町防災会議編 第3章　災害応急対策計画 第35節　飼養動物の保護対策 災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護および避難所での飼養等の保護措置について、必要な事項を定める。 1. 町が実施する対策 (1)関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護等適切な処置を講ずる。 (2)特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下、必要な措置をとる。 (3)ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努める。 2. 飼養動物の飼い主が実施する対策 (1)飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）および、動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。 (2)避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。 第13節　避難受入および情報提供活動 4　受入計画 イ　受入れの際の注意点 (エ)その他 c　ペットとの同行避難について適切な体制整備に努める。 5　指定避難所の運営 (4)共同生活班の役割 (イ)作業班拡販　清掃班（環境衛生対策） 7ペットに関すること ・原則として、指定避難所の居室部分へのペットの持ち込みは禁止する。 ・敷地内の屋外（余裕がある場合には室内も可）にスペースを設け、その場所で飼育する。 9　住宅の確保 (2)応急仮設住宅の設置 オ　応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心にケア、入居者によるコミュニティの形成および運営に努めるとともに、女子の参画を推進し。女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう拝領する。また。必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
阿南町 （長野県）	阿南町地域防災計画　風水害対策編 第3章第 35 節 飼養動物の保護対策 第35節飼養動物の保護対策 【建設環境課】 第1基本方針 災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。 第2主な活動 被災地域における負傷又は放浪状態の動物の保護活動及び避難所等における家庭動物の適正飼養。 第3活動の内容 1基本方針 大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。 また、飼い主がペットと同行避難するための適正な飼育環境を確保し、適正飼養を行う。 2実施計画 ア【町が実施する対策】 (ア)関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。 (イ)特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置をとる。 (ウ)ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努める。 イ【飼養動物の飼い主が実施する対策】 (ア)飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び、動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。 (イ)避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。
平谷村 （長野県）	第34節　飼養動物の保護対策 基本方針 ・災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。 主な取組み 1　被災地域における負傷又は放浪状態の動物の保護活動及び避難所等における家庭動物の適正飼養を行う。 実施機関 住民班 活動の内容 1基本方針 大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。 また、飼い主がペットと同行避難するための適正な飼育環境を確保し、適正飼養を行う。 2実施計画 (1)飼養動物の保護 ア【村が実施する対策】 (ア)関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずるものとする。 (イ)特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置をとるものとする。 (ウ)ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努めるものとする。 イ【飼養動物の飼い主が実施する対策】 (ア)飼養動物の飼い主は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」及び「動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）」に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 (イ)避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。
下條村 （長野県）	下條村地域防災計画 第33節　飼養動物の保護対策　【福祉課】 第1　基本方針 災害時においては、人命救助が最優先であるが、被災した動物についても保護・収容・救護および避難所での飼養等の保護措置を実施する。 第2　主な活動 被災地域における負傷又は放し飼い状態の動物の保護活動および避難所におけるペットの適正な飼育を行う。 第3　活動の内容 1　基本方針 大規模災害にともない、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。 また、飼い主がペットと同行避難することを想定し、適正な飼育環境を確保する。 2　実施計画 (1)村が実施する対策 ア　関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずるものとする。 イ　特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置をとるものとする。 ウ　ペットとの同行避難について適切な体制整備に努めるものとするものとする。 (2)飼養動物の飼い主が実施する対策 ア　飼養動物の飼い主は、動物の愛護および管理に関する法律（昭和48年法律第105号）および、動物の愛護および管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、災害発生時においても、動物の健康および安全を保持し適正に取り扱うものとする。 イ　避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護および感染症等のまん延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
天龍村 （長野県）	天龍村地域防災計画 （風水害対策編） 第3章　災害応急対策計画 第35節　飼養動物の保護対策 基本方針 ・災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。 主な取組み 1 被災地域における負傷又は放浪状態の動物の保護活動及び避難所等における家庭動物の適正飼養を行う。 活動の内容 1 基本方針 大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。また、飼い主がペットと同行避難するための適正な飼育環境を確保し、適正飼養を行う。 2 実施計画 (1)飼養動物の保護 ア【村が実施する対策】 (ア)関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずるものとする。 (イ)特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置をとるものとする。 (ウ)ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努めるものとする。 イ【飼養動物の飼い主が実施する対策】 (ア)飼養動物の飼い主は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48 年法律第105 号）」及び「動物の愛護及び管理に関する条例（平成21 年長野県条例第16号）」に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 (イ)避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。
泰阜村 （長野県）	泰阜村地域防災計画 第35節　飼養動物の保護対策 第1　基本方針 災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。 第2　主な活動 被災地域における負傷又は放浪状態の動物の保護活動及び避難所等における家庭動物の適正飼養。 第3　活動の内容 1　基本方針 大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。 また、飼い主がペットと同行避難するための適正な飼育環境を確保し、適正飼養を行う。 2　実施計画 ア【村が実施する対策】 (ア)　関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。 (イ)　特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置をとる。 (ウ)　ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努める。 イ【飼養動物の飼い主が実施する対策】 (ア)　飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び、動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。 (イ)　避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。
喬木村 （長野県）	喬木村地域防災計画 第1編風水害対策編/第2章災害予防計画/第30節防災知識普及計画/1住民等に対する防災知識の普及活動/(2)実施計画/ア【村が実施する計画】 (ア)b　飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策 第1編風水害対策編/第3章災害応急対策計画/第12節避難受入及び情報提供活動/4避難所の開設・運営/(2)実施計画/ア【村が実施する計画】 (コ)指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努める。また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努める。 (ニ)必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 第1編風水害対策編/第3章災害応急対策計画/第12節避難受入及び情報提供活動/6住宅の確保/(2)実施計画/【村が実施する計画】 オ　応急仮設住宅の運営管理にあたっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
喬木村 （長野県）	第1編風水害対策編/第3章災害応急対策計画/第36節飼養動物の保護対策 第1 基本方針 災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。 第2 主な活動 被災地域における負傷又は放浪状態の動物の保護活動及び避難所等における家庭動物の適正飼養。 第3 活動の内容 1 基本方針 大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。 また、飼い主がペットと同行避難するための適正な飼育環境を確保し、適正飼養を行う。 2 実施計画 ア 【村が実施する対策】 （ア） 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講じる。 （イ） 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置をとる。 （ウ） ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努める。 イ 【飼養動物の飼い主が実施する対策】 （ア） 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び、動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、鑑みにおいても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 （イ） 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等のまん延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行うものとする。
豊丘村 （長野県）	豊丘村地域防災計画 （風水害対策編） 第3章 第35節飼養動物の保護対策 第1基本方針　災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物についても捕獲・収容・救護及び避難所での飼育等の保護措置を実施する。 第2主な活動　被災地域における負傷又は放し飼い状態の動物の保護活動及び避難所におけるペットの適正な飼育を行う。 第3活動の内容 1基本方針　大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。また、ペットが飼い主とともに避難所に避難することが予想されるため、適正な飼育環境を確保する。 2実施計画 (1)【村が実施する対策】 ア関係機関等と協力して被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。 イ特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置をとる。 ウペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努める。 (2)【飼養動物の飼い主が実施する対策】 ア飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び、動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取り扱う。関係　機関等と協力をして被災地における逸走犬の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。 イ避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所ルールにしたがい、適正な飼養を行う。
大鹿村 （長野県）	○大鹿村地域防災計画 第2編　風水害対策編　第2章　災害応急対策計画　第34節 第3編　震災対策編　　第2章　災害応急対策計画　第33節 (1)基本方針　大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。また、飼い主がペットと同行避難するための適正な飼育環境を確保し、適正飼養を行う。 (2)実施計画 ア【村が実施する対策】 （ア）関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずるものとする。 （イ）特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置をとるものとする。 （ウ）ペットと同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に務めるものとする。 イ【飼養動物の飼い主が実施する計画】 （ア）飼養動物の飼い主は、動物愛護及び感染症まん延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。
上松町 （長野県）	上松町防災計画　風水害対策編　第3章　災害応急対策計画　第35節　飼養動物の保護対策 上松町防災計画　震災対策編　第3章　災害応急対策計画　第34節　飼養動物の保護対策 上松町防災計画　火山災害対策編　第3章　災害応急対策計画　第35節　飼養動物の保護対策 基本方針 ・災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。 主な取組み 1　被災地域における負傷又は放浪状態の動物の保護活動及び避難所等における家庭動物の適正飼養を行う。 実施期間 (通常時)　　(災対本部体制下) 産業観光部) 上松町防災計画　風水害対策編　第3章　災害応急対策計画　第35節　飼養動物の保護対策 上松町防災計画　震災対策編　第3章　災害応急対策計画　第34節　飼養動物の保護対策 上松町防災計画　火山災害対策編　第3章　災害応急対策計画　第35節　飼養動物の保護対策 基本方針 ・災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。 主な取組み 1　被災地域における負傷又は放浪状態の動物の保護活動及び避難所等における家庭動物の適正飼養を行う。 実施期間 (通常時)　　(災対本部体制下) 産業観光部)

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
上松町 （長野県）	活動の内容 1基本方針 大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。 また、飼い主がペットと同行避難するための適正な飼育環境を確保し、適正飼養を行う。 2実施計画 (1)飼養動物の保護 ア【町が実施する対策】 (ア)関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずるものとする。 (イ)特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置をとるものとする。 (ウ)ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努めるものとする。 イ【飼養動物の飼い主が実施する対策】 (ア)飼養動物の飼い主は、「動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)」及び「動物の愛護及び管理に関する条例(平成21年長野県条例第16号)」に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 (イ)避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。
南木曽町 （長野県）	南木曽町地域防災計画 第3章　災害応急対策計画 第12節　避難受入及び情報提供活動 5 避難所の開設・運営 (2)実施計画 (コ)指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努めるものとする。また必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるものとする。
木祖村 （長野県）	木祖村地域防災計画 風水害編 第3章　災害応急対策計画 第35節　飼養動物の保護対策 第1　基本方針 災害時においては、人命救助が最優先であるが、被災した動物についても保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。 第2　主な活動 被災地域における負傷又は放し飼い状態の動物の保護活動及び避難所におけるペットの適正な飼養を行う。 第3　活動の内容 大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。 また、ペットが飼い主とともに避難所に避難することが予想されるため、適正な飼育環境を確保する。 1　村が実施する対策 (1)　関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。 (2)　特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携のもと、必要な措置を講じる。 2　飼養動物の飼い主が実施する対策 (1)　飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び、動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 (2)　避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い適切な飼育を行う。
王滝村 （長野県）	王滝村地域防災計画 （風水害対策編・火山対策編・震災対策編） 第3部 災害応急対策計画 第5章 被災者の生活再建等の支援 第7節 飼養動物の保護対策 第1　基本方針 災害時においては、人命救助が最優先であるが、被災した動物についても保護・収容・救護及び避難所での飼育等の保護措置を実施する。 第2　主な活動 被災地域における負傷又は放し飼い状態の動物の保護活動及び避難所におけるペットの適正な飼育を行う。 第3　活動の内容 【基本方針】 大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。また、ペットが飼い主とともに避難所へ避難することが予想されるため、適正な飼育環境を確保する。 (1)村 ア　関係機関等と協力して被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。 イ　特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他の関係機関との連携の下必要な措置を講じる。 ウ　ペットとの同行避難について適切な体制整備に努める。 (2)飼養動物の飼い主 ア　飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び、動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。 イ　避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等のまん延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
大桑村 （長野県）	大桑村地域防災計画 第34節　飼養動物の保護対策 第1　基本方針　災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。 第2　主な活動　被災地域における負傷または放浪状態の動物の保護活動及び避難所等における家庭動物の適正飼養。 第3　活動の内容 (1)　基本方針　大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。また、飼い主がペットと同行避難するための適正な飼育環境を確保し、適正飼養を行う。 (2)　実施計画 ア　関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。 イ　特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、村、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置を講じる。 ウ　ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努める。 【飼養動物の飼い主が実施する対策】 ア　飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び、動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。 イ　避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。
木曽町 （長野県）	木曽町地域防災計画 第2編_風水害対策編 第12節　避難受入れ及び情報提供活動 第2　活動の内容 4　避難所の開設・運営 (1)　町が実施する対策 ク　（前略）必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備にも努める。 7　住宅の確保 (7)　（前略）必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 第31節　防災知識普及計画 第2　計画の内容 1　住民等に対する防災知識の普及活動 ア　住民等に対する防災知識の普及活動 （ア）　啓発の内容 e　飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策 第36節　飼養動物の保護対策 第1　計画の方針　災害時においては人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。また、ペットが飼い主とともに避難所に避難することが予想されるため、適切な飼育環境を確保し、飼い主は適正飼養を行う。 第2　活動の内容 1　町が実施する対策 (1) 関係機関等と協力して被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。 (2) 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携のもと必要な措置を講ずる。 (3) ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努める。 2 飼養動物の飼い主が実施する対策 (1) 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び、動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。 (2) 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。 第3編_震災対策編 第35節　飼養動物の保護対策　※第2編風水害対策編第2章第36節を準用 第4編_火山災害対策編 第36節　飼養動物の保護対策　※同上
山形村 （長野県）	山形村地域防災計画 放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養の保護措置を実施する。 また、飼主がペットと同行避難するための適正な飼育環境を確保し、適正飼養を行う。 村が実施する計画 (1)関係機関等と協力をして、被災地における逸走犬等の保護・収容・救護などの適切な処置を行う。 (2)特定動物、危険な家畜等が逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼主、その他関係機関との連携の下必要な措置をとる。 (3)ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅における適切な体制整備に努める。 飼主が実施する計画 (1)飼養動物の飼主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例16号）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 (2)避難所に避難した動物の飼主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
朝日村 （長野県）	朝日村地域防災計画 第 36 節 飼養動物の対策 第1 基本方針 災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物についても捕獲・収容・救護及び避難所での飼育等の保護措置を実施する。 また、被災地域における負傷又は放し飼い状態の動物の保護活動及び避難所におけるペットの適正な飼育を行う。 第2 対策 1 家庭動物（ペット）保護管理対策 （1）村（建設環境課） ア 動物の飼育状況等を把握し、県・関係団体へ情報提供する。 イ 保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。 ウ 同行避難してきた飼育者と避難所責任者が協議し、避難所における動物の飼育場所を設定する。避難所内に同行避難動物の飼育場所を確保することが困難な場合は、近接した避難所等に飼育場所を確保する。 エ 飼育者（避難者）へ、飼育動物の適正な自主管理について広報する。 オ 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護等適切な処置を講ずる。 カ 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置をとる。 （2）住民（飼い主） ア 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105号）及び、動物の愛護及び管理に関する条例（平成 21 年長野県条例第 16 号）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取扱う。 イ 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育管理を行う。
筑北村 （長野県）	筑北村地域防災計画 第2章　災害応急対策計画 第36節　飼養動物の保護対策 第2　活動の内容 大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。 また、飼い主がペットと同行避難することを想定し、適切な飼育環境を確保し、適正飼養を行う。 (1) 関係機関と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。 (2)特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害をぼうしするため、長野県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な処置をとる。 (3)ペットとの同行避難について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅における適切な体制整備に努めるものとする。 (4)飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理の関する法律（昭和48年法律第105号）及び、動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16条）に基づき、 　災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 (5)避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。
池田町 （長野県）	池田町地域防災計画 3風害 風水害対策編 第2章 災害応急対策計画 第34節 飼養動物の保護対策 第1 基本方針 災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。 第2 主な活動 被災地域における負傷又は放浪状態の動物の保護活動及び避難所等における家庭動物の適正飼育。 第3 活動の内容 1 基本方針 大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。 また、飼い主がペットと同行避難するための適正な飼育環境を確保し、適正飼養を行う。 2 実施計画 ア 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。 イ 猿、熊、ニシキヘビ等の特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他の関係機関との連携の下必要な措置を講ずる。 ウ ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努めるものとする。 エ 飼養動物の飼い主が実施する計画 (ア) 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び動物の愛護及び管理に関する県条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 (イ) 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等のまん延防止の観点から、避難所のルールに従い適切な飼養を行う。 4地震災害対策編 震災対策編 第1章 災害予防計画　第29節 防災知識普及計画 第3 計画の内容 (イ) 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養等についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策 第11節 避難受入れ及び情報提供活動　震災対策編 第2章 災害応急対策計画 4 避難所の開設、運営 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 6 住宅の確保 応急仮設住宅の運営管理にあたっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するため、心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、運営に女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて家庭動物の受入れについても配慮する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
松川村 （長野県）	松川村地域防災計画 震災対策編　第1章　災害予防計画 第29節　防災知識普及計画 第3　計画の内容 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養等についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策 震災対策編　第2章　災害応急対策計画 第11節　避難受入れ及び情報提供活動 第3　活動の内容 4　避難所の開設、運営 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等 に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられる よう、連携に努めるものとする。 6　住宅の確保 カ　応急仮設住宅の運営管理にあたっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するため、心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、運営に女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて家庭動物の受入れについても配慮する。
白馬村 （長野県）	白馬村地域防災計画 （風水害対策編第36節、震災対策編第35節） 災害時においては、人命救助が最優先であるが、被災した動物についても保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。 ＜主な活動＞ 被災地域における負傷又は放し飼い状態の動物の保護活動及び避難所におけるペットの適正な飼育を行う。 第1 基本方針 大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。 また、飼い主がペットと同行避難することを想定し、適正な飼育環境を確保する。 第2 村の対策 (1)関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。 (2)特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置をとる。 (3)ペットとの同行避難について適切な体制整備に努める。 第3 飼養動物の飼い主が実施する対策 (1)飼養動物の飼い主は、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うよう努める。 (2)避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。
小谷村 （長野県）	小谷村 避難所運営マニュアル（本編）平成29年9月（令和6年（2024年）12月改定） 3 避難所受入れスペースの確認 (1) 避難所において受入れ可能なスペースを事前に確認する。 (2) 救援者の活動拠点や屋外避難者のテント設営場所となる用地を確認する。 (3) ペットの飼育スペースを確認する。この場合、居住スペースから離れた場所を選定するなど、万一のトラブルやアレルギー体質の避難者に配慮したものとする。 2)利用者登録 □避難所派遣職員等は、世帯ごとに避難所利用者登録票（様式集P9)を記入してもらう。（ペット同伴の場合は、ペット登録台帳（様式集P12）も整備
坂城町 （長野県）	坂城町地域防災計画 第32節飼養動物の保護対策 実施担当部：民生部 災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。 主な活動 被災地域における負傷又は放浪状態の動物の保護活動及び避難所等における家庭動物の適正飼養。 第1 活動の内容 大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。また、飼い主がペットと同行避難するための適正な飼育環境を確保し、適正飼養を行う。 1 町が実施する対策 (1) 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。 (2) 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、 県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置をとる。 (3) ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努める。 2 飼養動物の飼い主が実施する対策 (1) 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び、動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。 (2) 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
小布施町 （長野県）	小布施町地域防災計画 （第2編震災対策編　第2章災害応急対策計画　第36節飼養動物の保護対策） 第1　基本方針 　災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び指定避難所での飼養等の保護措置を実施する。また、飼い主がペットと同行避難することを想定し、適切な飼養環境を確保する。 第2　活動の内容 　1　町が実施する対策 　　(1)関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。 　　(2)特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連帯の下必要な措置を講ずる。 　　(3)ペットとの同行避難について適切な体制整備に努める。 　2　飼い主が実施する対策 　　(1)飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び、動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。 　　(2)指定避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等のまんえん防止の観点から、指定避難所のルールに従い、適切な飼育を行う。
高山村 （長野県）	高山村地域防災計画（令和5年3月） 第2編第36節/第3編第35節「飼養動物の保護対策」 第1 基本方針 災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び 動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実 施する。 また、飼い主がペットと同行避難するための適正な飼育環境を確保し、適正飼養を行う。 第2 活動の内容 1 村が実施する対策 (1) 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講 ずる。 (2) 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、 警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置を講ずる。 (3) ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等におけ る適切な体制整備に努める。 2 飼い主が実施する対策 (1) 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び動 物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、災害時において も、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。 (2) 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等のまん延防止の観点から、避難 所のルールに従い、適正な飼養を行う。
山ノ内町 （長野県）	山ノ内町地域防災計画 ・風水害対策編 第3章　災害応急対策計画 第12節　避難収容及び情報提供活動 第5　指定避難所への移行 1(6)避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。 そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第6　住宅の確保 住宅の被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう県及び町は相互に連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供又は住宅情報の提供を行う。なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて町が住宅の提供を行う。応急仮設住宅の運営管理にあたっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。 第33節　飼養動物の保護対策 実施担当部:(畜産物関係)農林部 （家庭内飼育動物関係)健康福祉部 災害時においては、人名救助が最優先であるが、被災した動物についても保護・収容・救護及び指定緊急避難場所等での飼養等の保護措置を実施する。 主な活動 被災地域における負傷又は放し飼い状態の動物の保護活動及び指定緊急避難場所等におけるペットの適切な飼育を行う。 第1　実施計画 1　町は関係機関等と協力をして、被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。 2　町は、特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置を講じる。 3　町は、ペットとの同行避難について適切な体制整備に努めるものとする。 ・地震災害対策編 第3章　災害応急対策計画 第12節　避難収容及び情報提供活動 第1　活動の内容 4　避難所の開設・運営 (2)実施計画 ク　避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師・保健師・看護師・管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況、感染症予防対策など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 6　住宅の確保 (2)実施計画 カ　応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。 第33節　飼養動物の保護対策 風水害対策編第3章第33節「飼養動物の保護対策」を参照

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
木島平村 （長野県）	木島平村地域防災計画（風水害対策編） 〇第3章 災害応急対策計画 ・第12節 避難収容及び情報提供活 「災害の危険から住民の生命・身体の安全を図るための避難及び災害により住家を失った者の収容等、避難収容活動を円滑に実施する。」 第4 避難所の運営 「村は、収容を必要とする被災者の救出のために避難所を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を講ずる。」 8 「避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。また必要に応じ、避難所における家庭動物のための　スペースの確保に努める。」 ・第31節 飼養動物の保護対策 「災害時においては、人命救助が最優先であるが、被災した動物についても保護・収容・救護及び指定緊急避難場所等での飼養等の保護措置を実施する。」 第1 実施計画 1「村は関係機関等と協力をして、被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。」 2「村は、特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置を講じる。 3 「村は、ペットとの同行避難について適切な体制整備に努めるものとする。」 木島平村国民保護計画 〇第3編 武力攻撃事態等への対処 ・第4章 警報及び避難の指示等 第2 避難住民の誘導等 3 避難住民の誘導 （9） 動物の保護等に関する配慮 村は「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項について、の基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知」を踏まえ、以下の事項）等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
野沢温泉村 （長野県）	野沢温泉村地域防災計画 第35節　飼養動物対策 第1　基本方針 災害時においては、人命救助が最優先であるが、被災した動物についても捕獲・収容・救護及び避難所での飼い主等の保護措置を実施する。 また、被災地域における負傷又は放し飼い状態の動物の保護活動及び避難所におけるペットの適正な飼育を行う。 第2　主な活動 1　被災地域における負傷又は放し飼い状態の動物の保護活動及び避難所におけるペットの適正な飼育を行う。 2　逸走動物の対策や家畜伝染性疾病予防対策、死亡獣畜の処理を実施する。 第3　活動の内容 1　家庭動物（ペット）保護管理対策 ⑴　動物の飼育状況等を把握し、県・関係団体へ情報提供する。 ⑵　保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。 ⑶　同行避難してきた飼い主と避難所責任者が協議し、避難所における動物の飼育場所を設定する。避難所内に同行避難動物の飼育場所を確保することが困難な場合は、近接した避難所等に飼育場所を確保する。 ⑷　飼い主（避難者）へ、飼育動物の適正な自主管理について広報する。 ⑸　関係機関等と協力して、被災地における逸走犬等の捕獲・収容・救護等適切な処置を講ずる。
信濃町 （長野県）	信濃町地域防災計画 第36節 飼養動物の保護対策 第1 基本方針 災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。 また、飼い主がペットと同行避難するための適正な飼育環境を確保し、適正飼養を行う。 第2 活動の内容 1 町が実施する対策 (1) 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置をとる。 (2) 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下、必要な措置を講ずる。 (3) ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努める。 2 飼い主が実施する対策 (1) 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 (2) 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等のまん延防止の観点から、避難所のルールに従い、適正な飼養を行うものとする。
小川村 （長野県）	小川村地域防災計画 第1章災害予防計画/第29節 防災知識普及計画 第2 計画の内容 1 住民・自主防災組織・事業所等に対する防災知識の普及活動 (1) 一般啓発 ア 啓発の内容 (ウ) 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の 生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策 第2章災害応急対策計画/第13節避難受け入れ及び情報提供活動 第2 活動の内容　4避難所の開設・運営　(22)必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペース確保等に努めるとともに。獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
小川村 （長野県）	第2章災害応急対策計画/第35節飼養動物の保護対策 第1 基本方針 災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。また、飼い主がペットと同行避難するための適正な飼養環境を確保し、適正飼養を行う。 第2 活動の内容 1 村が実施する対策 (1) 関係機関等と協力して、被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など、適切な処置を講ずる。 (2) 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察署、飼い主、その他関係機関との連携の下、必要な措置を講ずる。 (3) ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努める。 2 飼い主が実施する対策 (1) 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取り扱う。 (2) 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等のまん延防止の観点から、避難所のルールに従い、適正な飼養を行う。
飯綱町 （長野県）	飯綱町地域防災計画 第1章 第11節 避難の受入活動計画 第2 計画の内容 9 学校等における避難計画 (1) 防災計画の作成 ウ 防災計画には、次の事項を定めておく。 (サ) 施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む。）の点検方法 第31節　防災知識普及計画 第2　計画の内容 1　住民・自主防災組織・企業等に対する防災知識の普及活動 (1)一般啓発 ア　啓発の内容 （イ) 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策 第2章 第12節 避難受入れ及び情報提供活動 第2 活動の内容 4 避難所の開設・運営 (11) 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努める。さらに、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努める。 (23) 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 6 住宅の確保 (6) 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するため、心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。 第36節 飼養動物の保護対策 住民環境課 保健福祉課 第1 基本方針 災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。 また、飼い主がペットと同行避難することを想定し、適正な飼養環境を確保する。 第2 活動の内容 1 町が実施する対策 (1) 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。 (2) 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置を講ずる。 (3) ペットとの同行避難について適切な体制整備に努める。 2 飼い主が実施する対策 (1) 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。 (2) 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等のまん延防止の観点から、避難所のルールに従い、適正な飼養を行う。
栄村 （長野県）	栄村地域防災計画 第3章　災害（風水害）応急対策計画 第29節　飼養動物の保護対策 　災害時には、人名救助が最優先であるが、被災した動物についても保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。被災地域における負傷又は放し飼い状態の動物の保護活動並びに避難所におけるペットの適正な飼育を行う。 1　村が実施する対策 (1)関係機関等と協力をして被災地における逸走犬の保護・収容・救護など適切を処置を講ずる。 (2)特定動物、危険な家畜等が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係期間との連携の下必要な措置を講ずる。 (3)ペットとの同行避難について適切な体制整備に努める。 2　飼い主が実施する対策 (1)飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び、動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 (2)避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い、適正な飼養を行う。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
長野市	長野市地域防災計画　震災対策編 第3章　第36節　飼養動物の保護対策 災害時においては、人命救助が最優先であるが、被災した動物についても保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。 第1 所有者不明の飼養動物への対応 保健所部食品生活衛生班は、飼い主の被災により遺棄され又は逃げ出した飼養動物等を保護する。特定動物（ライオン・ゾウ等）が逃げ出した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携により必要な措置をとる。 第2 飼養動物への対応 避難時の飼養動物（以下「ペット動物」という。）の保護及び飼育は、原則として飼い主が行い、避難所では市としてペット動物の飼育は行わない。 避難所責任者は、「避難所のペット動物対策マニュアル」に基づき、ペット動物の飼育スペースを確保し、被災者がペット動物を連れて避難してきた場合、被災者とペット動物を確認の上、飼育スペースへ誘導する。 飼い主は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48 年法律第105 号）」及び、「動物の愛護及び管理に関する条例（平成21 年長野県条例第16 号）」に基づき、自己責任においてペット動物を管理することとし、また避難所に避難したペット動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等のまん延防止の観点から、「長野市避難所運営マニュアル」等に基づき飼育ルールを設定し、適正な飼育を行う。 避難生活が長期化し、避難所等において避難生活の障害となるペット動物の問題が生じた場合は、保健所部食品生活衛生班は、長野市保健所に動物救護所を設置する。動物救護所の運営については、県及び獣医師会等と取扱いについて協議する。 第3 死亡獣畜への対応 保健所部食品生活衛生班は、死亡獣畜が周辺環境を汚染することなく適正に処理されるよう、措置をとる。 第4 動物園の特定動物への対応 長野市茶臼山動物園及び城山分園が被災し、特定動物が逃げ出した場合の対応は、「長野市茶臼山動物園非常事態の予防及び活動要綱」等によるものとする。 長野市地域防災計画　風水害対策編　第3章　第37節　飼養動物の保護対策 災害対策編　第3章　第36節「飼養動物の保護対策」に準ずる
松本市 （長野県）	松本市地域防災計画第3章第36節飼養動物の保護対策（震災・風水害・火山災害） 第1 基本方針 災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。 第2　主な活動 被災地域における負傷動物あるいは放浪動物の保護活動及び避難所等における家庭動物の適正飼養に関する相談等を行う。 第3　活動の内容 1 基本方針 大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。また、被災住民がペットとともに避難所に避難することが予想されるため、指定避難所におけるペットの同行避難の推進及び適正な飼育環境を確保できるよう、助言等の支援を行う。ペットと過ごす避難所が開設された場合、適正な飼養に関する相談等を行う。 2 実施計画 ⑴【市が実施する計画】（健康福祉部、産業振興部） ア 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。 イ 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他の関係機関との連携の下必要な措置を講じる。 ウ ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における受け入れ体制の確認に努め、必要に応じて助言指導を行う。 エ 被災地における飼養動物の取り扱いに関し、現地の状況に応じ指導を行うものとする。 オ 動物愛護及び感染症等のまん延防止の観点から、飼い主とともに避難した動物の飼育について、関係団体と連携し、適正な動物飼養に関する相談等を行う。
岐阜県	岐阜県地域防災計画 〇一般対策計画　第3章　災害応急対策　第31節　愛玩動物等の救援 方針　災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、市町村及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。 2　実施責任者　県・市町村 3　実施内容 (1)被災地域における動物の保護　県は、市町村、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行う。 (2)動物の適正な飼養体制の確保　市町村は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。県は、避難所を設置する市町村及び関係団体等と協力して、飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。 (3)特定動物の逸走対策　特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から逸走した場合、県は、飼養者、市町村その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。 〇地震対策計画　　第3章　地震災害応急対策　　第28節　愛玩動物等の救援 1　方針　　地震災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、市町村及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。 2　実施責任者　　県・市町村 3　実施内容 (1)被災地域における動物の保護　　県は、市町村、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行う。 (2)動物の適正な飼養体制の確保　　市町村は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。 県は、避難所を設置する市町村及び関係団体等と協力して、飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。 (3)特定動物の逸走対策　　特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から逸走した場合、県は、飼養者、市町村その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
各務原市 （岐阜県）	各務原市地域防災計画（一般対策計画） 一般対策計画 第 3 章 災害応急対策　第 28 節 愛玩動物等の救護 1 方針 　災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 　このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、県（健康福祉部）及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。 2 実施担当班 本部班　環境衛生班 3 実施内容 　市は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずる。また、日頃から実践的な訓練等を通じて、管理体制の整備に努める。 （1）被災地域における動物の保護 県、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等が行う飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等への協力を行う。 （2）動物の適正な飼養体制の確保 飼い主とともに避難した愛玩動物の収容施設用地を、避難所の隣接地に確保するために努力する。 県及び関係団体等が行う飼い主とともに避難した愛玩動物の適正飼養の指導や、動物の愛護及び生活環境の保全への協力を行う。 （3）特定動物の逸走対策 特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から逸走した場合、飼養者、県その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。 各務原市国民保護計画 第3編　武力攻撃事態等への対処 第4章　警報および避難の指示等 2　避難住民の誘導等 (3)避難住民の誘導（国民保護法第62条～第71条関係） ⑩動物の保護等に関する配慮 　市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について」（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ア 危険動物等の逸走対策 イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
羽島市 （岐阜県）	羽島市地域防災計画（一般対策計画・第3章・災害応急対策）　第28節　愛玩動物等の救援 【方針】 　災害発生時には、飼い主不明または負傷した愛玩動物(一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 　このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、市及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。 【実施担当部】 生活環境部 【実施内容】 1　被災地域における動物の保護 　市は、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明または負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行う。 2　動物の適正な飼養体制の確保 　市は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努める。 　また、市は、県及び関係団体等と協力して、飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。 3　特定動物の逸走対策 　特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から逸走した場合、市は、飼養者、県その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。 羽島市避難所における被災動物救援マニュアル 6　飼い主の役割 (1)同行避難をする場合にできる限り実施する事項 1飼育ゲージ、リード、ペットフード及び飲料水等の持参 2伝染病予防注射の証明証などの疾病予防に係る書類の携行 3疾病を有するペットについての病歴及び治療経過等疾病に関する書類の携行 (2)同行避難をした場合に避難所での円滑な共同作業をするため順守する事項 1飼い主の責任ある飼養 2ペット班の設置 3一般住民には、動物と一緒に生活をすることを好まない人又はできない人がいることを認識し、精神的な苦痛を与えないような配慮 4ペットに関する適切な衛生管理 5ペットの管理に関する避難所運営本部及びペット班の指示の履行 (3)飼い主と離れた場所でペットを飼養する必要が生じた場合における、その場所の管理者等の履行
岐南町 （岐阜県）	岐南町地域防災計画　第3章　災害応急対策 第31節　愛玩動物等の救援 1　方針 災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物(一般家庭において飼養保管されている犬、ねこ等の動物)等が多数生じると同時に、被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。このため逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。 2　実施内容 ⑴　被災地域における動物の保護 町は、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行う。 ⑵　動物の適正な飼養体制の確保 町は、飼い主とともに避難した愛玩動物の収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。 ⑶　特定動物の逸走対策 特定動物(熊、鰐等の危険な動物)が飼養施設から逸走した場合、県へ通報するとともに、飼養者、その他関係機関と連携し、必要な措置を講じる。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
笠松町 （岐阜県）	笠松町地域防災計画 第30節　愛玩動物等の救援 地震災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、県及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。 1　実施内容 （1）被災地域における動物の保護 町は、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行う。 （2）動物の適正な飼養体制の確保 町は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるとともに、県及び関係団体等と協力して、飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。 （3）特定動物の逸走対策 特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から逸走した場合、県、飼養者、その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。 笠松町被災動物救援マニュアル 5 災害時の対応 （1）笠松町の対応 1 飼育場所の設置 ア ペットの同行避難に対応するため、避難所ごとに居住スペースから少し離れた屋根のある屋外等に、ペット飼育場所を設けます（ペットはケージに入れるか、首輪を付けリードを柱に固定します）。 ペットの飼育場所は衛生面等を考慮して、原則屋外にて避難者と隔離した場所に設置します。 イ 飼育場所では、ペットを同一種類ごとにグループ分けします。 ウ 仮設住宅ではペット連れ入居ができるよう検討します。 2 被災動物情報、飼い主の要望等の収集及び動物救援本部等への協力要請 ア ペット飼育者台帳【様式1】※笠松町避難所運営マニュアル 様式14 イ 避難所における飼育のルール【様式2】 ウ 動物救護活動報告（要請）【様式3】 エ 逸走動物の捜索依頼受付簿【様式4】 オ 飼い主不明動物受付簿【様式5】 カ 動物応急医療要請等連絡先【様式6】 3 避難者等への掲示板等による被災動物に関する広報 ア ペット同行避難対応避難所の周知 イ 動物救援本部からの連絡事項等 4 岐阜県が行う被災動物の保護、収容、返還等への協力 ア 飼い主不明動物の一時保護 イ 岐阜県が飼い主不明動物を保健所等動物収容施設等に移送する場合は、逸走、咬傷事故防止対策に協力します。 ウ 保健所等動物収容施設等に保護・収容した飼い主不明動物について、避難所などに設置した掲示板等を利用して、飼い主の探索や情報発信を行います。 5 笠松町以外の県内市町村が被災した場合の協力体制の整備 ペット同行避難者の受入れを検討します。
本巣市 （岐阜県）	本巣市地域防災計画　第2部　一般対策編　第2章　災害応急対策　第3項　民生安定活動　第6節　保健衛生対策 Ⅳ　愛玩動物等の救護　愛玩動物等の保護、適正な飼育体制の確保、特定動物の逸走対策を行う。 団体等 ・ 獣医師会及び動物愛護ボランティア等は市と協力して、飼い主が不明な動物や負傷した動物、被災地に残された動物の保護を行う。 行政 ・ 逸走した動物による人への危険防止及び動物愛護の観点から、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。 ・ 市は、県、獣医師会及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主が不明な動物や負傷した動物、被災地に残された動物の保護を行う。 ・ 動物の適正な飼育体制を確保する。 1 ） 愛玩動物同伴可能な避難所の設置について 市は、各避難所を設置するにあたり、 愛玩動物同伴可能な避難所の設置に努める。 2 ） 避難所での愛玩動物の把握について 市内の各避難所において、飼い主と伴に避難してきた愛玩動物を把握し、飼い主が適正に愛玩動物の飼育ができるよう努める。 3 ） 避難所での飼育について 避難所において愛玩動物が適正に飼育されるよう、飼い主に指導を行う。 4 ） 特定動物（猛獣、ハ虫類等の動物）について 同伴での避難所生活は困難であることから、避難所以外の飼育施設に収容する。 ・ 特定動物が飼育施設から逸走した場合に市は、県、飼育者その他関係機関と連携し、必要な措置を講じる。
瑞穂市 （岐阜県）	瑞穂市地域防災計画 一般対策編 第3章 災害応急対策 第27 節 愛玩動物等の救護 1 方針　 災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が、愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、市及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。 2 実施責任者　 環境水道部 3 実施内容　 市は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずる。また、日頃から実践的な訓練等を通じて、管理体制の設備に努める。 （1）被災地域における動物の保護　 市は、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護を行う。 （2）動物の適正な飼養体制の確保　 ア・愛玩動物飼養可能な避難所の設置　 市は、飼い主とともに愛玩動物飼養可能な避難所の設置に努める。　 イ・避難所での愛玩動物の把握　 市内各所の避難所において、飼い主と伴に避難してきた愛玩動物を把握し、避難所において飼い主が適正に愛玩動物の飼育ができるよう努める。　 ウ・避難所等での飼育　 避難所において愛玩動物が適正に飼育されるよう、飼い主に指導を行う。　 エ・　 特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）について同伴で避難所生活は困難であることを説明し、避難所以外の施設に収容する。 （3）特定動物の逸走対策　 特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から逸走した場合、市は、飼養者、県その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
北方町 （岐阜県）	北方町地域防災計画 一般対策計画 第30節　愛玩動物等の救援 災害時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、猫等の動物）等が多数発生すると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。そのため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、これら動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。 1　被災地域における動物の保護 町は動物の保護に関し、県、獣医師会及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主が不明な動物や負傷した動物、被災地に残された動物の保護を行う。 2　動物の適正な飼育体制の確保 ⑴愛玩動物同伴可能な避難所の設置 町は、避難所を設置するに当たり、テント等を備蓄し、愛玩動物同伴可能な避難所の設置に努める。 ⑵避難所での愛玩動物の把握 町内の避難所において、飼い主と伴に避難してきた愛玩動物を把握し、避難所において飼い主が適正に愛玩動物の飼育ができるよう努める。 ⑶避難所等での飼育について 避難所において愛玩動物が適正に飼育されるよう、飼い主に指導を行う。 ⑷特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）について 同伴で避難所生活は困難であることを説明し、避難所以外の飼育施設に収容する。 3特定動物の逸走対策 特定動物が飼育施設から逸走した場合に町は、県、飼育者その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。
山県市 （岐阜県）	山県市地域防災計画 第3章 第9節 愛玩動物等の救援 1 方針 災害時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、県及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。 2 実施責任者 厚生班（市民環境課） 3 実施内容 （1）被災地域における動物の保護 市は、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等が行う飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等に協力する。 （2）動物の適正な飼養体制の確保 市は、飼い主とともに避難した愛玩動物の収容施設の用地を避難所の隣接地に確保するよう努める。 市は、県及び関係団体等が行う飼い主とともに避難した愛玩動物の適正飼養の指導や、動物の愛護及び生活環境の保全に協力する。 （3）特定動物の逸走対策 特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から逸走した場合、市は、飼養者、県その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。
大垣市 （岐阜県）	○大垣市地域防災計画　　第2編 風水害・土砂災害対策　第1章 風水害・土砂災害応急対策 第29節 愛玩動物等の救援 1 方針 災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数発生すると同時に、多くの被災者が、愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。そのため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずるとともに、飼い主への必要な支援等を行う。 2 実施担当部 生活環境部 3 実施内容 (1) 被災地域における動物の保護 環境衛生班は動物の保護に関し、県、獣医師会及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主が不明な動物や負傷した動物、被災地に残された動物の保護を行う。 (2) 動物の適正な飼育体制の確保 環境衛生班及び避難所派遣職員は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、施設管理者及び避難所運営委員会と連携し、収容施設を設置するなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。 (3) 特定動物の逸走対策 特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼育施設から逸走した場合に環境衛生班は、県、飼育者その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。 ○大垣市国民保護計画　第3編　武力攻撃事態等への対処 第4章　警報及び避難の指示等 1　警報の伝達等 (3)　避難住民の誘導（国民保護法第62条～第71条関係） 9　動物の保護等に関する配慮 市は、動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 1)　危険動物等の逸走対策 2)　要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
海津市 （岐阜県）	■海津市地域防災計画　第2編 一般対策編　第2章 災害応急対策　第7節 被災者対策　第15項 その他被災者の保護計画 7. 愛玩動物の救援 災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 このため、市（生活・環境課）は、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、県及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。 (1)被災地域における動物保護 市は、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行う。 (2)動物の適正な飼養体制の確保 市は、飼い主とともに避難してきた愛玩動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努める。 また、県及び関係団体等と協力して、飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。 (3)動物の適正な飼養体制の確保 市は、飼い主とともに避難してきた愛玩動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努める。 また、県及び関係団体等と協力して、飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。
養老町 （岐阜県）	養老町地域防災計画　第2編　一般対策編　第2章　災害応急対策計画　第27節　愛玩動物等の救援 1. 被災地域における動物の保護 町は、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行う。 2. 動物の適正な飼養体制の確保 町は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努める。また、県及び関係団体等の協力を得て、飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。 3. 特定動物の逸走対策 町は、特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から逸走した場合、県、飼養者、その他関係機関等の協力を得て、必要な措置を講じる。
垂井町 （岐阜県）	垂井町地域防災計画　一般対策計画　第3章　災害応急対策　第6節　第15項　愛玩動物等の救援 1　計画の方針 災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、町及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行うものとする。 2　実施内容 町は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずるものとする。 ⑴ 被災地域における動物の保護 町は、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行うものとする。 ⑵ 動物の適正な飼養体制の確保 町は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。県は、避難所を設置する町及び関係団体等と協力して、飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努めるものとする。
関ケ原町 （岐阜県）	関ヶ原町地域防災計画　第30節　愛玩動物等の救援 災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、被災者が愛玩動物を伴い避難所に危難してくることが予想される。 このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、県及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。 1　被災地域における動物の保護 町は、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行う。 2　動物の適正な飼養体制の確保 町は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努める。 また、県及び関係団体等の協力を得て、飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。 3　特定動物の逸走対策 町は、特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から逸走した場合、県、飼養者、その他関係機関等の協力を得て、必要な措置を講じる。
神戸町 （岐阜県）	神戸町地域防災計画 風水害・土砂災害等対策編　第3章第28節、地震対策編　第3章第29節　愛玩動物等の救援 ≪方針≫ 災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、町は関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。 ≪実施内容≫ 1　県への協力 町は、県が実施する被災地域における動物の保護、特定動物の逸走対策に協力する。 2　動物の適正な飼養体制の確保 町は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努める。
安八町 （岐阜県）	安八町地域防災計画 　一般対策編　第3章　災害応急対策　第28節　愛玩動物等の救護 1. 計画の方針 災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物(一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物)等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。 2　.被災地域における動物の保護 県、獣医師会等関係団体及び動物愛護ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行う。 3. 動物の適正な飼養体制の確保 飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。 県は、避難所を設置する市町村及び関係団体等と協力して、飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。 4. 防疫措置の指示命令等 特定動物(クマ、ワニ等の危険な動物)が飼養施設から逸走した場合、町は、飼養者、県その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
輪之内町 （岐阜県）	輪之内町国民保護計画　第4章 警報及び避難の指示等 2 避難住民の誘導等 (3) 避難住民の誘導（国民保護法第62条～第71条関係） 9 動物の保護等に関する配慮 町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について」（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ア 危険動物等の逸走対策 イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等 輪之内町地域防災計画【一般対策編】 第16節 愛玩動物の救援 1 計画の方針 災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。 2 被災地域における動物の保護 町は、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行う。 3 動物の適正な飼養体制の確保 飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。 県は、避難所を設置する市町村及び関係団体等と協力して、飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。
池田町 （岐阜県）	池田町地域防災計画　第3章災害応急対策 第6項　り災者救助保護計画 第16節　愛玩動物等の救援 1. 計画の方針 　災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 　このため、逸走した動物による人への危険防止及び動物愛護の観点から、町及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行うものとする。 2. 実施内容 　町は、被災した飼育動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずるものとする。 　また、日頃から実践的な訓練等を通じて、管理体制の整備に努めるものとする。 (1)被災地域における動物の保護 　町は、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行うものとする。 (2)動物の適正な飼養体制の確保 　町は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。
揖斐川町 （岐阜県）	揖斐川町地域防災計画　第2編　一般対策編－第2章　災害応急対策計画 第30節 愛玩動物等の救援 災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、県及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。 1　被災地域における動物の保護 町は、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行う。 2　動物の適正な飼養体制の確保 町は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努める。また、県及び関係団体等の協力を得て、飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。 3　特定動物の逸走対策 町は、特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から逸走した場合、県、飼養者、その他関係機関等の協力を得て、必要な措置を講じる。 揖斐川町地域防災計画　第3編　地震対策編－第2章　地震 災害応急対策計画 第31節 愛玩動物等の救援 地震災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、県及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。 具体的な対策については、第2編第2章第30節「愛玩動物等の救援」に準ずる。
大野町 （岐阜県）	大野町地域防災計画　災害対応マニュアル編 M3-10-15　愛玩動物対策 〈業務内容〉 町は、日頃から実践的な訓練等を通じて、被災した動物の管理体制の整備に努めるとともに、獣医師会等の関係団体や動物愛護ボランティア等と協力し、飼い主不明または負傷した愛玩動物の保護、収容、救援等を行います。 また、飼い主とともに避難した愛玩動物については、その収容施設を、避難所隣接地に設置するとともに、関係団体等と協力し、愛玩動物の適正な飼養の指導等、動物の愛護及び生活環境の保全に努めます。 特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から脱走した場合、町は、飼養者や関係期間と連携し、必要な措置を講じます。
関市 （岐阜県）	関市地域防災計画　災害警戒・対策編　第4章　被災者救援　第6節　愛玩動物等対策（市民環境部・教育部） 県、獣医師会及び動物愛護ボランティア等関係団体と協力して、被災地における被災動物（愛玩動物）の保護収容などを行います。 【被災地域における動物の保護】 被災地域に残された動物の保護を行います。 【愛玩動物の適正な飼育体制の確保】 避難所における愛玩動物の飼育体制の確保を行います。 【特定動物の逸走対策】 特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼育施設から逸走した場合に必要な措置を講じます。
美濃市 （岐阜県）	美濃市地域防災計画　一般対策計画編　第3章　災害応急対策　第7節　り災者対策　第17　動物愛護等の救援対策 第17 愛玩動物等の救援対策 　所有者不明の動物及び放浪している動物について、関係団体の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。 　負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、その他必要な措置を講じる。 　飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正な飼育の指導を行うとともに環境衛生の維持に努める。 　危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官、その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
郡上市 （岐阜県）	郡上市国民保護計画 42頁 （第4章 警報及び避難の指示等 2 避難住民の誘導等） 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について」（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ア 危険動物等の逸走対策 イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等 郡上市地域防災計画 352頁 （第2編 一般対策編 第2章 災害応急対策計画 第29節 愛玩動物等の救援） 災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、県及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な措置を講ずる。 また、日頃から実践的な訓練等を通じて、管理体制の整備に努める。
美濃加茂市 （岐阜県）	美濃加茂市地域防災計画-第3編 災害応急対策-第1章 第3項 緊急活動-第20節 被災動物（ペット）等の対策 災害発生時には、飼い主不明又は負傷した被災動物(一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、猫等の動物)等が多数生じると同時に、多くの被災者が動物(ペット)を伴い避難所に避難してくることが予想されます。 このため、逃げ出した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、県及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行います。 (1)被災地域における動物の保護 環境課は、県支部(可茂保健所)、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した被災動物（ペット）の保護、収容、救護等を行います。 (2)避難した動物の飼育 ア 飼い主は、避難した動物（ペット）を環境課が指定した場所で、自らの責任において飼育します。 イ 環境課は、飼い主とともに避難した動物（ペット）についての適正な飼育の指導を行います。 (3)危険な動物の逸走対策 ハ虫類等危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、県支部(可茂保健所)、飼養者、その他関係機関等と連携し、必要な措置を行います。 美濃加茂市国民保護計画（R2.3） 第4章警報及び避難の指示等 2避難住民の誘導等 (3) 避難住民の誘導（国民保護法第62条～第71条関係） ⑩動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事 項についての基本的考え方について」（平成17年8月31日付け 環境省自然環境局 総務課 動物愛護管理室及び 農 林水産省生産局畜産部畜産 企画課通知）を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める 。 ア 危険動物等の逸走対策 イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
可児市 （岐阜県）	可児市地域防災計画 〇風水害対策編 ・第2章 事前対策 第4節 避難対策 自助 市民 ペット同伴で避難する場合は、日ごろからきちんとしつけをしておく。 公助 市 ペット同伴で避難する場合の対応マニュアルを整備する。 〇地震対策編 ・第2章 事前対策 第6節 避難対策 自助 市民 ペット同伴で避難する場合は、日ごろからきちんとしつけをしておく。 公助 市 ペット同伴で避難する場合の対応マニュアルを整備する。 ・第3章 災害応急・復旧対策 第2節 避難対策 自助 市民 ペットの取扱いについては別途マニュアルによる。 可児市国民保護計画 〇第4章 警報及び避難の指示等 ・2 避難住民の誘導等 9 動物の保護等に関する配慮 市は、動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ア 危険動物等の逸走対策 イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
坂祝町 （岐阜県）	坂祝町地域防災計画 第Ⅱ編 一般災害対策 第2章 災害応急対策 第6節 被災者対策 第17項 愛玩動物等の救援 1 方針 災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い指定緊急避難場所又は指定避難所に避難してくる。 このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、県及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。 2 被災地域における動物の保護 町本部は、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行う。 3 動物の適正な飼養体制の確保 町本部は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を指定避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。 また、県及び関係団体等と協力して、飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。 4 特定動物の逸走対策 特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から逸走した場合、町本部は、県、飼養者その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
富加町 （岐阜県）	富加町地域防災計画　一般災害対策編(第3章)　第29節 愛玩動物等の救援 愛玩動物等の救援 1 方針 災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。 2 実施責任者　町　産業環境部　　県　保健福祉部、危機管理部 3 被災動物に対する救援措置 被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずるものとする。 また、日頃から実践的な訓練等を通じて、管理体制の整備に努めるものとする。 4 被災地域における動物の保護 富加町災害時ペット救援マニュアルに基づき、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行うものとする。 5 動物の適正な飼養体制の確保 飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を避難所の敷地の屋外（余裕があれば室内も可）に設置するよう努めるものとする。
川辺町 （岐阜県）	川辺町地域防災計画　本編　災害警戒・対策編　第4章　り災者救援　第8節　愛護動物等対策 【愛玩動物等対策】 災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ頭の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想されます。 そのため、逸走した動物による人への危険防止及び動物愛護の観点から、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援を行います。 1被災地域における動物の保護 町は県、獣医師会及び動物ボランティア等と協力して、飼い主不明な動物や負傷した動物、被災地に残された動物の保護、収容、救護等を行います。 2動物の適正な飼育体制の確保 町は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を指定避難所の隣接地に設置するように努めるとともに、県及び関係団体等と協力して、飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な使用の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努めます。 3特定動物の逸走対策 特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から逸走した場合、県、飼養者、その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じます。関係機関等と協力して、被災地における被災動物の保護収容等を行います。また、指定避難所における愛玩動物の飼育体制を確保します。
七宗町 （岐阜県）	七宗町地域防災計画　第3章　災害応急対策　第29節　愛玩動物等の救援 　災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されているため犬、ねこ等の動物）等が生じると同時に、被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 　このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、県及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。 　町は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずるものとする。 　また、日頃から実践的な訓練等を通じて、管理体制の整備に努めるものとする。 1.被災地域における動物の保護 　町は、県等が行う飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等に協力する。 2. 動物の適正な飼養体制の確保 　町は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。 　また、県に協力し、飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。 3. 特定動物の逸走対策 　特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から逸走した場合、県等と連携し、必要な措置を講じる。
八百津町 （岐阜県）	八百津町地域防災計画　　第3章　災害警戒・対策　第27節　愛玩動物等の救援 　町は、獣医師会等の関係団体や動物愛護ボランティア等と協力し、飼い主不明または負傷した愛玩動物の保護、収容、救援等を行います。 　町は、飼い主とともに避難した愛玩動物の収容施設を、避難所隣接地に設置するよう努めます。また、関係団体等と協力し、愛玩棒物の適正な飼養の指導等、動物の愛護及び生活環境の保全に努めます。 　特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から脱走した場合、町は、飼養者や関係機関等と連携し、必要な措置を講じます。 　口愛玩動物対策　　災害対応マニュアル編
白川町 （岐阜県）	白川町地域防災計画　　第3章　災害応急対策　第30節　愛玩動物等の救援 1 方針 災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、町は関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。 2 実施内容 町（環境班）は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずる。 (1) 被災地域における動物の保護 町（環境班）は、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行う。 (2) 動物の適正な飼養体制の確保 町（環境班）は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を指定避難所の隣接地に設置するよう努める。 (3) 特定動物の逸走対策 特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から逸走した場合、県は、飼養者、市町村その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
東白川村 （岐阜県）	東白川村地域防災計画　第3章　災害応急対策　第8節　被災者対策　第16項　愛玩動物等の救援 災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、県及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。実施に当たって村は、被災した飼育動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずるものとする。 災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されているため犬、ねこ等の動物）等が生じると同時に、被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、県及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。 村は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずる。 1. 被災地域における動物の保護 村は、県、医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行うものとする。 2. 動物の適正な飼養体制の確保 村は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努める。 村は、県及び関係団体等と協力して、飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。 3. 特定動物の逸走対策 特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から逸走した場合、村は、県、飼養者その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。
御嵩町 （岐阜県）	御嵩町地域防災計画 〇一般対策編　第3章　災害応急対策　第6節　り災者対策　第20項　愛玩動物等の救援 1　計画の方針 災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い指定避難所に避難してくることが予想される。 このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、県、関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。 2　被災地域における動物の保護 町及び県は、獣医師会等関係団体、動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行う。 3　動物の適正な飼養体制の確保 町は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を指定避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。 町は、県、関係団体等と協力して、飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。 〇地震対策編　第3章　地震災害応急対策　第3節　民生安定活動　第12節　愛玩動物等の救援 一般対策編　第3章　第6節　第20項 「愛玩動物等の救援」の定めるところによる。
多治見市 （岐阜県）	多治見市地域防災計画 〇一般対策編　第3章　災害応急対策　第6項　り災者救助保護計画　第2節　避難計画 （3）避難の方法 ト 愛玩動物の同行避難 家庭で飼育する愛玩動物を同行して避難する場合にあっては、リードやクレート等により避難時の逸走を防ぐこと。 〇地震対策編　第2章　地震災害予防対策　第1項　自発的な防災活動の促進　第2節　防災思想の普及 （1）住民教育　ア教育内容　（ケ）愛玩動物との同行避難方法 〇地震対策編　第3章　地震災害応急対策　第3項　民生安定活動　第6節　保健衛生対策 第2　防疫・食品衛生 4　愛玩動物の救援 市は、被災した飼育動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずるものとする。 また、日頃から実践的な訓練等を通じて、管理体制の整備に努める。 （1）被災地域における動物の保護 市は、県が行う飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、返還等への協力に努める。 （2）被災した飼育動物に関する情報収集・提供 市は、避難所等から被災動物に関する情報を収集し、その他防災活動で知り得た被災動物の情報を管轄の保健所等へ提供する。 （3）動物の適正な飼養体制の確保 被災した愛玩動物のための飼育スペースの確報に努め、飼育管理は飼い主による自主管理を原則とすること。また、飼育スペースは原則屋外設置とする。 （4）特定動物の逸走対策 特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から逸走した場合、市は、飼養者、県その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。
瑞浪市 （岐阜県）	瑞浪市地域防災計画　第 3 章　災害応急対策　第 6 節 り災者救助保護計画　10 避難所の開設及び収容保護　第一段落 社会福祉・教育各班(教育総務班、学校教育班)は、避難所を開設した場合、速やかに県支部総務班を経由して県本部防災班に連絡するとともに、その後の収容状況を毎日報告します。また、避難所には、本部職員を駐在員として派遣します。駐在員は、社会福祉・教育各班の指示に従い、収容状況の把握、飲料水・食料品・生活必需品等の配分、防疫清掃等衛生管理等、避難所の管理と収容者の保護にあたります。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めます。 瑞浪市地域防災計画　第3章　災害応急対策　第11節 1　愛玩動物等の救援方針 災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想されます。 このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行います。 2　救援の実施 (1)被災地域における動物の保護 獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行います。 (2)動物の適正な飼養体制の確保 飼い主とともに避難した愛玩動物については、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるものとします。 (3)特定動物の逸走対策 特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から逸走した場合、飼養者、関係機関等と連携し、必要な措置を講じます。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
土岐市 （岐阜県）	土岐市地域防災計画 〇風水害等対策計画編　第3章　災害応急対策　第28節　愛玩動物等の救援 1　被災地域における動物の保護 2　動物の適正な飼養体制の確保 〇地震災害対策計画編　第3章　地震災害応急対策　第28節　愛玩動物等の救援 1　被災地域における動物の保護 2　動物の適正な飼養体制の確保
中津川市 （岐阜県）	中津川市地域防災計画　第1章　第7節　第15項　愛玩動物等の救援計画 災害発生時には、飼い主不明または負傷した愛玩動物等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所へ避難してくることが予想される。このため、逸走した動物による人への危害防止および動物愛護の観点から、県および関係団体と連携し、これらの動物の保護および飼い主への必要な支援等を行う。 1　被災地における動物の保護 市は、県、獣医師会等、関係団体および動物愛護ボランティア等が行う飼い主不明または負傷した愛玩動物の保護、収容、救護に協力する。 2　動物の適正な飼養体制の確保 市は、飼い主とともに避難した愛玩動物の収容施設の用地を、避難所の隣接地に確保するよう努める。 また、県及び関係団体が行う、飼い主とともに避難した愛玩動物の適正飼養の指導や、動物の愛護および生活環境の保全に協力するものとする。 3　特定動物の逸走対策 特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から逸走した場合、市は飼養者、県その他関係機関と連携し、必要な措置を講じる。
恵那市 （岐阜県）	恵那市地域防災計画　第3章　第28節　愛玩動物の救援 1　方針 災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 2　実施責任者　市 3　実施内容 (1)被災地域における動物の保護 獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア及び関係機関等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行う。 (2)動物の適正な飼養体制の確保 飼い主とともに避難した愛玩動物については、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。 (3)特定動物の逸走対策 特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から逸走した場合、飼養者、関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。
高山市 （岐阜県）	高山市地域防災計画　（一般対策編）　第3章　災害応急対策　第7項　第14節　愛玩動物等の救援 　災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼育されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 　このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、これら動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行うものとする。 なお、避難所において愛玩動物の飼育に必要なものは、基本的に飼い主が準備しておくことの周知に努めるとともに、避難所では、動物が苦手な方やアレルギーを持つ方に配慮するものとする。 1　被災地域における動物の保護 　市は、県、獣医師会及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護を行う。 2　動物の適正な飼育体制の確保 　市は、テントやペット用ケージ等を備蓄し、愛玩動物と同行避難が可能な避難所の整備に努める。 　市は、県及び関係団体等と協力して、避難所において愛玩動物が適正に飼育されるよう、飼い主に指導を行う。 3　特定動物の逸走対策 　特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼育施設から逸走した場合、市は、飼育者、県、その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。
飛騨市 （岐阜県）	飛騨市防災計画（第2編　一般対策編）第2章　第30節　愛玩動物等の救援 災害発生時には、飼い主不明または負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、市は関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援を行う。 また、日頃から防災訓練等を通じて、管理体制の整備に努めるものとする。 1　被災地域における動物の保護 市は、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行う。 2　動物の適正な飼養体制の確保 市は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めることとする。 避難所を設置する市は、県及び関係団体等と協力して飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛玩及び生活環境の保全に努める。 3　特定動物の逸走対策 特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から逸走した場合、市は、飼養者、県その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。 飛騨市避難所運営マニュアル　第3章 展開期（発災後24時間～発災後3週間程度）　3-16　ペットの同行避難について □避難所での対応（ペットの受入れ場所の確保） 　⇒アレルギー、騒音や衛生上の問題から、ペットは原則屋外でゲージ等を設けて飼育する。室内での飼育が必要なペットについては、居住スペースから離れた別棟の部屋を確保し、避難者が同伴生活することも検討する

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
白川村 （岐阜県）	白川村地域防災計画　第33節　愛玩動物等の救援 災害発生時には、飼い主不明または負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。 1 実施内容 (1) 被災地域における動物の保護 村は、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明または負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行う。 (2) 動物の適正な飼養体制の確保 村は、飼い主と共に避難した愛玩動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。 村は、県及び関係団体等と協力して、飼い主と共に避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。 (3) 特定動物の逸走対策 特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から逸走した場合、村は、県、飼養者、その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。
下呂市 （岐阜県）	下呂市地域防災計画 第2編　一般対策編（第2章）　第30節　愛玩動物等の救護 災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、県及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。また、日頃から実践的な訓練等を通じて、管理体制の整備に努めるものとする。 1　被災地域における動物の保護 市は、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行う。 2　動物の適正な飼養体制の確保 市は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努める。 また、県及び関係団体等の協力を得て、飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。 3　特定動物の逸走対策 市は、特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）飼養施設から逸走した場合、県、飼養者、その他関係機関等の協力を得て、必要な措置を講じる。 下呂市被災動物救援マニュアル (2)災害時に備えたペットの飼育場所の確保 1　同行避難に対応するため避難所毎に動物の飼育場所の用地を確保する。 2　仮設住宅ではペット連れ入居を認める。 3　避難所における飼養ルールを決める。（避難所における被災動物救援マニュアル作成例） (3)災害時に備えたテント等の資器材の確保 1　飼育ケージ収容用テント 　同行避難した動物の飼育場所（ケージの収容場所）を確保する。（収容場所がない場合） 2　飼育ケージ、フード等 ア　飼育ケージ、フード等、避難所でのペットの飼育に必要なものは飼養者が避難時に持参するよう、災害に備えて準備、持参するように普及啓発活動を行う。 イ　ペット飼養者が飼育ケージやフード等が持参できない場合や避難所生活が長期化し、不足するような場合には動物救援本部と調整し、確保する。 (4)避難訓練時には、動物の同伴にも配慮する。 ・動物同伴避難訓練を行うことで飼い主の訓練になるとともに一般住民にも被災動物に関することの啓発を図ることができる。
岐阜市	岐阜市地域防災計画（一般対策計画） 第3章　災害応急対策　第29節　愛玩動物等の救援 岐阜市地域防災計画（地震対策計画） 第3章　地震災害応急対策　第30節　愛玩動物等の救援 【実施担当部】1保健衛生部（保健所）2都市防災部 〈方針〉 災害時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、猫等の動物）等が多数発生すると同時に、多くの被災者が、愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。そのため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、これら動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。 〈実施内容〉 1岐阜市被災動物救援計画 市は、「岐阜市被災動物救援計画」に基づき、生活衛生班により被災動物救援体制の構築を図るとともに、岐阜県被災動物救援本部等と連携して、必要な対策を講ずる。 2被災地域における動物の保護 市は動物の保護に関し、県、獣医師会及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主が不明な動物や負傷した動物、被災地に残された動物の保護を行う。 3動物の適正な飼育体制の確保 (1)愛玩動物同行可能な避難所の設置 市は、避難所を設置するにあたり、テント等を備蓄し、愛玩動物同行可能な避難所の設置に努める。 (2)避難所での愛玩動物の把握 市内各所の避難所において、飼い主と伴に避難してきた愛玩動物を把握し、避難所において飼い主が適正に愛玩動物の飼育ができるよう努める。 (3)避難所等での飼育について 避難所において愛玩動物が適正に飼育されるよう、飼い主に指導を行う。 (4)特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）について 同伴で避難所生活は困難であることを説明し、避難所以外の飼育施設に収容する。 4特定動物の逸走対策 特定動物が飼育施設から逸走した場合に市は、県、飼育者その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
下田市 （静岡県）	下田市地域防災計画　共通対策編　第3章災害応急対策計画　第8節　愛玩動物救護計画 　災害により、在宅からの退去、避難を余儀なくされた者によるペットの避難場所等における管理及び飼い主と逸れたペットへの対応に支障のないよう、市、飼い主等の実施事項を定める。 1 同行避難動物への対応 (1) 市 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」（環境省作成）、「災害時における愛玩動物対策行動指針」（県作成）等により、避難所における愛玩動物の取扱い等について、広く住民に周知を行う。 (2) 飼い主 ア　人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。 イ　日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。 ウ　処方薬（療法食含む）、ペットフード・水（少なくとも5日分、できれば7日分以上）、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。 エ　飼い主が避難地へ避難する場合は、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難に努めるものとする。 2 放浪動物への対応 (1) 市 ア　放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。 イ　狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、市内の犬の飼育状況の把握に努める。 ウ　狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。 エ　飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。 オ　県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。 (2) 飼い主 ア　保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。 イ　放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等のみの安全の確保を第一とした上で、ペットとの同行避難に努めるものとする。
東伊豆町 （静岡県）	東伊豆町地域防災計画　第3章災害応急対策計画　第8節愛玩動物救護計画 災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた者によるペットの避難場所等における管理及び飼い主と逸れたペットへの対応に支障のないよう県、町、飼い主等の実施事項を定める。 同行避難動物への対応：「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」（環境省作成）、「災害時における愛玩動物対策行動指針」（県作成）等により、避難所における愛玩動物の取扱い等について、広く住民に周知を行う。 放浪動物への対応： ア　放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。 イ　狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。 ウ　狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。 エ　飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。 オ　飼い猫の登録制度を制定する町にあっては、飼い主からの保護依頼等に関し、県に対して必要な協力を求める。 カ　県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。東伊豆町地域防災計画第3章災害応急対策計画第8節愛玩動物救護計画 災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた者によるペットの避難場所等における管理及び飼い主と逸れたペットへの対応に支障のないよう県、町、飼い主等の実施事項を定める。 同行避難動物への対応：「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」（環境省作成）、「災害時における愛玩動物対策行動指針」（県作成）等により、避難所における愛玩動物の取扱い等について、広く住民に周知を行う。 放浪動物への対応： ア放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。 イ狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。 ウ狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。 エ飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。 オ飼い猫の登録制度を制定する町にあっては、飼い主からの保護依頼等に関し、県に対して必要な協力を求める。 カ県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。
河津町 （静岡県）	河津町[河津町地域防災計画　第1編 一般災害対策編　第3章 災害応急対策計画　第7節 避難救出計画 （2）避難所の管理・運営 （サ）避難所における動物の飼育については、適正管理が可能な場所が確保できるよう配慮する。 河津町地域防災計画　第1編 一般災害対策編　第3章 災害応急対策計画　第8節 愛玩動物救護計画 　災害により、住宅からの退去・避難を余儀なくされた者によるペットの避難所等における管理及び飼い主と逸れたペットの対応に支障のないよう町、飼い主等の実施事項を定める。 1 実施事項 （1）同行避難動物への対応 町の対応：「人とペットの災害対策ガイドライン」（環境省作成）、「災害時における愛玩動物対策行動指針」、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」（静岡県作成）等により、避難所における愛玩動物の取扱い等について、広く住民に周知を行う。 飼い主の対応：ア　人とペットが安全に非難するため、また、避難所での管理を想定し、日ごろからケージ等に慣れさせるとともに、基本的なしつけを行う。 イ　日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。 ウ　処方薬（療法食を含む）、ペットフード・水（少なくとも5日分、できれば7日分以上）、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。 エ　飼い主が避難所へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難（※）に努める。 ※同行避難：災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難所まで安全に避難すること。避難所へ避難後、在宅非難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するもののではない。 （2）放浪動物への対応 町の対応：ア　放浪動物への対応について、静岡県と必要な連携を図る。 イ　狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。 ウ　狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。 エ　飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、静岡県に対して必要な協力を求める。 オ　静岡県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。 飼い主の対応：ア　保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。 イ　放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難所へ避難する場合にあっては、飼い主の身の安全の確保を第一とした上で、ペットとの同行避難に努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
南伊豆町 （静岡県）	南伊豆町地域防災計画 第3章　災害応急対策計画/第8節愛玩動物救護計画 第8節愛玩動物救護計画 1主旨 災害により、在宅からの退去、避難を余儀なくされた者によるペットの避難場所等における管理及び飼い主と逸れたペットへの対応に支障のないよう、町、飼い主等の実施事項を定める。 2同行避難動物への対応 (1)県の対応 避難所でのペットの飼育・管理方法や飼い主に周知すべき平常時からの対策について、避難所の管理責任者等へ周知を図るとともに、町、ボランティア、関係機関等に災害対策に関連した情報を提供・共有を行うことにより県下全域における一体性を有した体制整備を図る。 (2)町の対応 「人とペットの災害対策ガイドライン」(環境省作成)、「災害時における愛玩動物対策行動指針」、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」(県作成)等により、避難所における愛玩動物の取扱い等について、広く住民に周知を行う。 (3)飼い主の対応 ア人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。 イ日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生 　虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。 ウ処方薬(療法食含む)、ペットフード・水(少なくとも5日分、できれば7日分以上)、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。 エ飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難(※)に努めるものとする。 3放浪動物への対応 (1)県の対応 町、ボランティア、関係機関等と協働し、災害時における放浪動物の保護・収容、返還、譲渡等について、県下全域における一体性を有した体制整備を図る。 (2)町の対応 ア放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。 イ狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。 ウ狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。 エ飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。 オ県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。 (3)飼い主の対応 ア保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。 イ放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、ペットとの同行避難(※)に努めるものとする。 ※ 同行避難：災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地まで安全に避難すること。避難地へ避難後、在宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではない。
松崎町 （静岡県）	松崎町地域防災計画　第2章　災害予防計画 第8節 愛玩動物救護計画 1 主旨　災害により、在宅からの退去、避難を余儀なくされた者によるペットの避難場所等における管理及び飼い主と逸れたペットへの対応に支障のないよう、町、飼い主等の実施事項を定める。 2 同行避難動物への対応 (1) 町「人とペットの災害対策ガイドライン」(環境省作成)、「災害時における愛玩動物対策行動指針」、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」(県作成)により、避難所における愛玩動物の取扱い等について、広く住民に周知を行う。 (2) 飼い主 ア 人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。 イ 日頃からペットの健康管理には注意し、感染予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。 ウ 処方薬(療法食含む)、ペットフード・水(少なくとも5日分、できれば7日分以上)、予備の首輪等必要な物資の備蓄ををを行う。 エ 飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難に努めるものとする。
西伊豆町 （静岡県）	西伊豆町地域防災計画　共通対策編(令和2年9月改正) 第3章 災害応急対策計　第8節 愛玩動物救護計画 災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた者によるペットの避難場所等における管理及び飼い主と逸れたペットへの対応に支障のないよう県、町、飼い主等の実施事項を定める。 1 同行避難動物への対応 (1) 町の実施事項 町は、「人とペットの災害対策ガイドライン」(環境省作成)、「災害時における愛玩動物対策行動指針」、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」(県作成)により、避難所における愛玩動物の取扱い等について、広く住民に周知を行う。 (2) 飼い主の実施事項 飼い主は、自己の責任において人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。また、日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。処方薬(療法食含む)、ペットフード、水(少なくとも5日分、できれば 7 日分以上)、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行い、飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難に努めるものとする。 2 放浪動物への対応 (1) 町の実施事項 放浪動物への対応について県と必要な連携を図るとともに、狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。 狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。また、飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。 飼い猫の登録制度を制定する場合は、飼い主からの保護依頼等に関し、県に対して必要な協力を求める。また、県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。 (2) 飼い主の実施事項 保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、自己の責任において迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。また、放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、ペットとの同行避難に努めるものとする。 同行避難とは、災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地まで安全に避難することで、避難地へ避難後、在宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではない。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
熱海市 （静岡県）	熱海市地域防災計画 第8節　愛玩動物救護計画 災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた者によるペットの避難場所等における管理及び飼い主と逸れたペットへの対応に支障のないよう市、飼い主等の実施事項を定める。 **区分** **同行避難動物への対応** 市 ア　避難所でのペットの飼養・管理方法や飼い主に周知すべき平常時からの対策について、避難所の管理責任者等へ周知を図るとともに、ボランティア、関係機関等に災害対策に関連した情報を提供・共有を行う。 イ　「人とペットの災害対策ガイドライン」（環境省作成）、「災害時における愛玩動物対策行動指針」、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」（県作成）により、避難所における愛玩動物の取扱い等について、広く住民に周知を行う。 ウ　指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。 飼い主 ア　人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。 イ　日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。 ウ　処方薬（療法食含む）、ペットフード・水（少なくとも5日分、できれば7日分以上）、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。 エ　飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難（※）に努めるものとする。 **放浪動物への対応** 市 ア　放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。 イ　狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。 ウ　狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。 エ　飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。 オ　県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。 カ　ボランティア、関係機関と協働し、災害時における放浪動物の保護・収容、返還、譲渡等について、県と連携して、円滑な体制整備を図る。 飼い主 ア　保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、鑑札、狂犬病予防注射済票、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。脱落の可能性が低いマイクロチップの装着に努める。 イ　放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、ペットとの同行避難（※）に努めるものとする。 ※ 同行避難：災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地まで安全に避難すること。避難地へ避難後、在宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではない。
伊東市 （静岡県）	伊東市地域防災計画共通対策編 第3章災害応急対策計画 第8節ペット救護計画 災害により、住宅からの退去・避難を余儀なくされた者によるペットの避難場所等における管理及び飼い主とはぐれたペットへの対応に支障がないよう市及び飼い主等の実施事項を定める。 1同行避難動物への対応 (1)伊東市の実施事項 ア「人とペットの災害対策ガイドライン」（環境省作成）、「災害時における愛玩動物対策行動指針」及び「避難所のペット飼育管理ガイドライン」（県作成）により、避難所におけるペットの取り扱い等について、広く市民に周知を行う。 (2)飼い主等の実施事項 ア人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う、 イ日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。 ウ処方薬（療法食含む）、ペットフード・水（少なくても5日分、できれば7日分以上）、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。 エ飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難に努めるものとする。 2放浪動物への対応 (1)放浪動物への対応についえ県と必要な連携を図る。 (2)狂犬病予防法に基づく原簿の管理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に務める。 (3)狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い主への装着を徹底させるよう啓発を行う。 (4)飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。 (5)県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。 伊東市国民保護計画 第3章武力攻撃事態等への対処 第4節警報及び避難の指示等 2避難住民の誘導等 (3)避難住民の誘導 シ動物の保護等に関する配慮 市は、国の「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室、農林水産省生産局畜産部企画課）」に基づき、所要の措置を講ずるように努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
伊豆の国市 （静岡県）	伊豆の国市地域防災計画一般対策編 第9節 被災動物の救護 災害により在宅からの退去・避難を余儀なくされた者によるペットの避難場所等における管理及び飼い主と逸れたペットの対応に支障のないよう県、市町、飼い主等の実施事項を定める。 1 同行避難動物への対応 (2)市 「人とペットの災害対策ガイドライン」(環境省作成)、「災害時における愛玩動物対策行動指針」、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」(県作成)により、避難所における愛玩動物の取り扱い等について、広く住民に周知を行う。 (3)飼い主 ア 人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。 イ 日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な摂取や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。 ウ 処方箋(療法食含む)、ペットフード・水(少なくとも5日分)、予備の首輪等必要な物資の備 蓄を行う。 エ 飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行動避難(※)に努めるものとする。 ※同行避難…災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地まで安全に避難すること。避難地へ避難後、在宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではない。
三島市 （静岡県）	三島市地域防災計画　第3章　災害応急対策計画　第8節　愛玩動物救護計画災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた者による飼育愛玩動物の避難場所等における管理及び飼い主と逸れた愛玩動物への対応に支障のないよう市、飼い主等の実施事項　を定める。災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」(環境省作成)、「避難所のペット対策マニュアル」(県作成)及び「三島市避難所運営基本マニュアル」により、避難所における愛玩動物の取扱い等について、広く住民に周知を行う。
伊豆市 （静岡県）	伊豆市地域防災計画一般対策編第3章(災害応急対策計画)第8節(愛玩動物救護計画) 2放浪動物への対応 (1)市 ア放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。 イ狂犬病予防法に基づく登録原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。 ウ狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させる啓発を行う。 エ飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。 オ県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。 (2)飼い主 ア保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。 イ放たれた動物による住民への安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が被災地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を 第一とした上で、ペットとの同行避難に努めるものとする。
沼津市 （静岡県）	沼津市地域防災計画　本編　共通対策編 第3章　第8節　愛玩動物救護計画 災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた者によるペットの避難場所等における管理及び飼い主と逸れたペットへの対応に支障のないよう市、飼い主の実施事項を定める。 1 同行避難動物への対応 ⑴ 市 1「人とペットの災害対策ガイドライン」(環境省作成)、「災害時における愛玩動物対策行動指針」、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」(県作成)等により、避難所におけるペットの受入れ体制や飼育管理等について対策を講じるとともに、広く住民に周知を行う。 2 指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。 ⑵ 飼い主 1 人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。 2 日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。 3 処方薬(療法食含む)、ペットフード・水(少なくとも5日分、できれば7日分以上)、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。 4 飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難(※)に努めるものとする。
沼津市 （静岡県）	2 放浪動物への対応 ⑴ 市 1 放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。 2 狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。 3 狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。 4 飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。 5 県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。 ⑵ 飼い主 1 保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。 2 放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、ペットとの同行避難(※)に努めるものとする。 ※同行避難：災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地まで安全に避難すること。避難地へ避難後、在宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではない。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
裾野市 （静岡県）	裾野市地域防災計画共通対策編　第3章災害応急対策計画　第8節愛玩動物救護計画 1 主旨 災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた者によるペットの避難場所等における管理及び飼い主と逸れたペットへの対応に支障のないよう市、飼い主等の実施事項を定める。 2 同行避難動物への対応 (1)市 ア 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」（環境省作成）、「災害時における愛玩動物対策行動指針」（県作成）等により、避難所における愛玩動物の取扱い等について、広く住民に周知を行う。 イ 指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。 (2)飼い主 ア 人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。 イ 日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。 ウ 処方薬（療法食含む）、ペットフード・水（少なくとも5日分、できれば7日分以上）、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。 エ 飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難(※)に努めるものとする。 3 放浪動物への対応 (1) 市 ア 放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。 イ 狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。 ウ 狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。 エ 飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。 オ 県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。 (2) 飼い主 ア 保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。 イ 放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、ペットとの同行避難（※）に努めるものとする。 ※同行避難：災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地まで安全に避難すること。避難行動を表す言葉であり、指定避難所でペットを人と同室で飼育管理することを意味するものではない。
清水町 （静岡県）	清水町地域防災計画 第3章　災害応急対策計画　第9節 第8節　愛玩動物救護計画 同行避難動物への対応 県 避難所でのペットの飼養・管理方法や飼い主に周知すべき平常時からの対策について、避難所の管理責任者等への周知を図るとともに、市町、ボランティア、関係機関等に災害対策に関連した情報を提供・共有を行うことにより県下全域における一体性を有した体制整備を図る。 町 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」（環境省作成）、「災害時における愛玩動物対策行動指針」（県作成）等により、避難所におけるペットの取り扱い等について、広く住民に周知を行う。 飼い主 ア 人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れされるとともに基本的なしつけを行う。 イ 日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。 ウ 処方薬（療法食含む）、ペットフード・水（少なくとも5日分、できれば7日分以上）、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。 エ 飼い主が避難地へ避難する場合は、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行非難（※）に努めるものとする。 県 市町、ボランティア、関係機関等と協働し、災害時における放浪動物の保護・収容、返還、譲渡等について、県下全域における一体性を有した体制整備を図る。 町 ア 放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。 イ 狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。 ウ 狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。 エ 飼い主からの飼育犬の保護依頼等に関し、県に対して必要な協力を求める。 オ 飼い主からの飼い猫の保護依頼等に関し、県に対して必要な協力を求める。 カ 県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。 飼い主 ア 保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主への連絡先等を明らかにする。 イ 放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、愛玩動物との同行避難（※）に努めるものとする。 ※同行避難 災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地まで安全に避難すること。避難地への避難後、在宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではない。
長泉町 （静岡県）	長泉町地域防災計画 長泉町の地域防災計画では、「第8節 愛玩動物救護計画」において、飼い主がペットと同行避難することを原則としつつ、避難所での同居を意味しない“同行避難”の姿勢を明示しています。 ・飼い主には、ペットフード・処方薬・トイレ用品などを少なくとも5日分備蓄し、ケージへの慣れや他の動物・環境に慣らす訓練を日頃から行うこと、定期的なワクチン接種など健康管理を徹底することが求められています。 ・自治体（長泉町）は、環境省や県が策定した「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」や「避難所のペット対策マニュアル」を踏まえ、避難所での適正な愛玩動物の取扱いについて住民に周知する役割を担っています。 ・また、放浪・逸走動物が発生した場合には、県と連携した対応体制を整備し、狂犬病原簿の管理や迷子札の推奨、保護後の返還支援などにも取り組んでいます。 ・長泉町の国土強靭化地域計画にも、災害時のペット同行避難を前提とした対応体制の整備や備蓄啓発の継続が盛り込まれており、計画全体を通じて包括的にペット防災への対応が盛り込まれています。
函南町 （静岡県）	函南町地域防災計画　一般対策編　第3章　災害応急対策計画　第8節　愛玩動物救護計画 災害により、在宅からの撤去・避難を余儀なくされた者によるペットの避難場所等における管理及び飼い犬と免れたペットへの対応に支障のないよう町及び飼い犬等の実施事項を定めた。 同行避難動物への対応、放浪動物への対応について、町及び飼い主の対応を記載。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
御殿場市 （静岡県）	御殿場市地域防災計画　1 共通対策編　第3章 災害応急対策計画　第8節 愛玩動物救護計画 災害により、住宅からの退去、避難を余儀なくされた者によるペットの避難場所等における管理及び飼い主と逸れたペットへの対応に支障のないよう、市、飼い主等の実施事項を定める。 同行避難動物への対応 市 ア「人とペットの災害対策ガイドライン」（環境省作成）、「災害時における愛玩動物対策行動指針」、「避難 所のペット飼育管理ガイドライン」（県作成）により、避難所における愛玩動物の取扱い等について、広く市民に周知を行う。 イ指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況の把握に努める。飼い主 ア人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。 イ日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うこと で、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。 ウ処方薬（療法食含む）、ペットフード・水（少なくとも5日分、できれば7日分以上）、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。 エ飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難 に努めるものとする。 放浪動物への対応 市 ア放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。 イ狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。 ウ狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着 を徹底させるよう啓発を行う。 エ飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。 オ県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。 飼い主 ア保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先を明らかにする。 イ放たれた動物による市民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、ペットとの同行避難 に努めるものとする。 ※ 同行避難：災害時 に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地まで安全に避難すること。避難地への避難後、住宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではない。
小山町 （静岡県）	小山町地域防災計画　第8節　愛玩動物救護計画災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた者による飼育愛玩動物の避難場所等における管理及び飼い主と逸れた愛玩動物への対応に支障のないよう町、飼い主等の実施事項　を定める。 同行避難動物への対応 町： 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」（環境省作成）、「災害時における愛玩動物対策行動指針」（県作成）等により、避難所のおける愛玩動物の取り扱い等について、広く住民に周知を行う。 飼い主： ア 人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。 イ　日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。 ウ　処方薬（療法食含む）、ペットフード・水・（少なくとも5日分、できれば7日分以上）、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。 町： ア 放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。 イ　狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。 ウ　狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。 エ　飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。 オ 県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。 飼い主： ア 保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。 イ　放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を　第一とした上で、ペットとの同行避難(※)に努めるものとする。※同行避難　災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地まで安全に避難すること。避難地へ避難後、在宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではない。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
富士宮市 （静岡県）	富士宮市地域防災計画 第8節　愛玩動物救護計画 1 計画の主旨 災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた者によるペットの避難場所等における管理及び飼い主と逸れたペットへの対応に支障のないよう市、県、飼い主等の実施事項を定める。 2 対応 (1) 同行避難動物への対応 ア 市 (ｱ) 「人とペットの災害対策ガイドライン」（環境省作成）、「災害時における愛玩動物対策行動指針」、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」（県作成）により、避難所における愛玩動物の取扱い等について、広く市民に周知を行う。 (ｲ) 指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。 (ｳ) 指定避難所に配備されているペットスペース設営及び運営のための物資を取りまとめた「スターターキット」の使用方法等について、広く市民に周知を行う。 イ 県 避難所でのペットの飼養・管理方法や飼い主に周知すべき平常時からの対策について、避難所の管理責任者等へ周知を図るとともに、市町、ボランティア、関係機関等に災害対策に関連した情報を提供・共有を行うことにより県下全域における一体性を有した体制整備を図る。 ウ 飼い主 (ｱ) 人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。 (ｲ) 日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。 (ｳ) 処方薬（療法食含む）、ペットフード・水（少なくとも5日分、できれば7日分以上）、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。 (ｴ) 飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難（※）に努めるものとする。 ※同行避難：災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地まで安全に避難すること。避難地への避難後、在宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではない。（以下同様） (2) 放浪動物への対応 ア 市 (ｱ) 放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。 (ｲ) 狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。 (ｳ) 狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。 (ｴ) 飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。 (ｵ) 県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。 イ 県 市町、ボランティア、関係機関等と協働し、災害時における放浪動物の保護・収容、返還、譲渡等について、県下全域における一体性を有した体制整備を図る。 ウ 飼い主 (ｱ) 保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。 (ｲ) 放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難所へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全を第一とした上で、ペットとの同行避難に努めるものとする。
富士市 （静岡県）	出典：富士市地域防災計画 【共通対策編】第3章災害応急対策計画　第8節　愛玩動物救護計画 災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた者によるペットの避難所等における管理及び飼い主と逸れたペットへの対応に支障のないよう市、県、飼い主等の実施事項を定める。 1. 同行避難動物への対応 (1) 県 避難所でのペットの飼養・管理方法や飼い主に周知すべき平常時からの対策について、避難所の管理責任者等へ周知を図るとともに、市、ボランティア、関係機関等に災害対策に関連した情報を提供・共有を行うことにより県下全域における一体性を有した体制整備を図る。 (2) 市 ア、「人とペットの災害対策ガイドライン」（環境省作成）、「災害時における愛玩動物対策行動指針」、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」（県作成）により、避難所における家庭動物の取扱い等について、広く住民に周知を行う。 イ、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。 (3) 飼い主 ア、人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。 イ、日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。 ウ、処方薬（療法食含む）、ペットフード・水（少なくとも5日分、できれば7日分以上）、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。 エ、飼い主が緊急避難場所へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難(※)に努めるものとする。 2. 放浪動物への対応 (1) 県 市、ボランティア、関係機関等と協働し、災害時における放浪動物の保護・収容、返還、譲渡等について県下全域における一体性を有した体制整備を図る。 (2) 市 ア、放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。 イ、「狂犬病予防法」に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。 ウ、「狂犬病予防法」に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。 エ、飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。 オ、県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。 (3) 飼い主 ア、保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。 イ、飼い主が緊急避難場所へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一としたうえで、ペットとの同行避難(※)に努めるものとする。 ※ 同行避難：災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、緊急避難場所まで避難することであり、在宅での被災生活ができないため、避難所で飼い主とペットが一緒に被災生活することを意味するものではない。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
藤枝市 （静岡県）	藤枝市地域防災計画 第11節愛玩動物救護計画 災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた者によるペットの指定避難所等における管理及び飼い主と逸れたペットへの対応に支障のないよう県、市、飼い主等の実施事項を定める。 1同行避難動物の対応 (1)県 指定避難所でのペットの飼養・管理方法や飼い主に周知すべき平常時からの対策について、指定避難所の管理責任者等へ周知を図るとともに、市、ボランティア、関係機関等に 災害対策に関連した情報を提供・共有を行うことにより県下全域における一体性を有した体制整備を図る。 (2)市 「人とペットの災害対策ガイドライン」(環境省作成)、「災害時における愛玩動物対策行動指針」、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」(県作成)により、指定避難所におけるペットの取扱い等について、広く住民に周知を行う。 (3)飼い主 ア人とペットが安全に避難するため、また指定避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。 イ日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。 ウ処方薬(療法食含む)、ペットフード・水(少なくとも5日分、できれば7日分以上)、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。 エ飼い主が指定避難所等へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難(※)に努めるものとする。 2放浪動物への対応 (1)県 市、ボランティア、関係機関等と協働し、災害時における放浪動物の保護・収容、返還、譲渡等について、県下全域における一体性を有した体制整備を図る。 (2)市 ア放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。 イ狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。 ウ狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。 エ飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。 オ飼い猫の登録制度を制定する市にあっては、飼い主からの保護依頼等に関し、県に対して必要な協力を求める。 カ県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。 (3)飼い主 ア保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。 イ放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が指定避難所等へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、ペットとの同行避難に努めるものとする。
焼津市 （静岡県）	焼津市地域防災計画 第3章第8節 災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた者によるペットの避難場所等における管理及び飼い主と逸れたペットへの対応に支障のないよう市及び飼い主等の実施事項を定める。 同行避難動物への対応 市: 「人とペットの災害対策ガイドライン」(環境省作成)、「災害時における愛玩動物対策行動指針」、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」(県作成)により、避難所におけるペットの取扱い等について、広く住民に周知を行う。 飼い主: (1)人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。 (2)日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。 (3)処方薬(療法食含む)、ペットフード・水(少なくとも5日分、できれば7日分以上)、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。 (4)狂犬病予防法に基づき鑑札及び注射済票を飼い犬に装着しておく。 (5)飼い猫登録した飼い猫については、首輪及び鑑札を装着しておく。 (6)飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難に努めるものとする。
牧之原市 （静岡県）	牧之原市地域防災計画共通対策編第3章災害応急対策計画第8節ペット救護計画 災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた者によるペットの避難場所等における管理及び飼い主と逸れたペットへの対応に支障のないよう県、市、飼い主等の実施事項を定める。 【同行避難動物への対応】 (県)避難所でのペットの飼養・管理方法や飼い主に周知すべき平常時からの対策について、避難所の管理責任者等へ周知を図るとともに、市町、ボランティア、関係機関等に災害対策に関連した情報を提供・共有を行うことにより県下全域における一体的な体制整備を図る。 (市)「人とペットの災害対策ガイドライン」(環境省作成)、「災害時における愛玩動物対策行動指針」、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」(県作成)により、避難所におけるペットの取扱い等について、広く住民に周知を行う。 (飼い主)1人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からゲージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。2日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。3処方薬(療法む)、ペットフード・水(少なくとも5日分、できれば7日分以上)、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。4飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難※に努めるものとする。 【放浪動物への対応】 (県)市町、ボランティア、関係機関等と協働し、災害時における放浪動物の保護・収容、返還、譲渡等について、県下全域における一体性を有した体制整備を図る。 (市)1放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。2狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。3狂犬病法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。4飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。5県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。 (市民)1保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。2放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、ペットとの同行避難※に努めるものとする。
吉田町 （静岡県）	吉田町地域防災計画　第8節　愛玩動物救護計画 同行避難動物への対応 (町の対応について) ア「人とペットの災害対策ガイドライン」(環境省作成)、「災害時における愛玩動物対策行動指針」、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」(県作成)により、避難所における愛玩動物の取扱い等について、広く住民に周知を行う。　イ指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
川根本町 （静岡県）	川根本町地域防災計画　第1編　共通対策編　第3章　災害応急対策計画　第8節　愛玩動物救護計画　災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた者によるペットの避難場所等における管理及び飼い主と逸れたペットへの対応に支障のないよう県、町、飼い主等の実施事項　を定める。1 同行避難動物への対応（1）県　避難所でのペットの飼養・管理方法や飼い主に周知すべき平常時からの対策について、避難所の管理責任者等へ周知を図るとともに、市町、ボランティア、関係機関等に災害対策に関連した情報を提供・共有を行うことにより、県下全域における一体性を有した体制整備を図る。 （2）町　「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」（環境省作成）、「災害時における愛玩動物対策行動指針」（県作成）等により、避難所におけるペットの取扱い等について、広く住民に周知を行う。 (3)飼い主 ア 人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。 イ 日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。 ウ 処方薬（療法食含む）、ペットフード・水（少なくとも5日分、できれば7日分以上）、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。 エ 飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を　第一とした上で同行避難（※）に努める。 2 放浪動物への対応（1）県 市町、ボランティア、関係機関等と協働し、災害時における放浪動物の保護・収容、返還、譲渡等について、県下全域における一体性を有した体制整備を図る。 （2）町 ア 放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。 イ 狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。 ウ 狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い主への装着を徹底させるよう啓発を行う。 エ 飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。 オ 飼い猫の登録制度を制定する場合は、飼い主からの保護依頼等に関し、県に対して必要な協力を求める。カ 県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。 (3)飼い主 ア 保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。 イ 放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を　第一とした上で、愛玩動物との同行避難（※）に努める。※ 同行避難　災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地まで安全に避難すること。避難地へ避難後、在宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではない。
島田市 （静岡県）	島田市地域防災計画共通対策編　第3章　災害応急対策編　第8節　愛玩動物救護計画災害により、住宅からの退去・避難を余儀なくされた者によるペットの避難場所等における管理及び飼い主とはぐれたペットへの対応に支障のないよう県、市、飼い主等の実施事項　を定める。同行避難動物への対応 県　避難所でのペットの飼育・管理方法や飼い主に周知すべき平常時からの対策について、避難所の管理責任者等へ周知を図るとともに、市、ボランティア、関係機関等に災害対策に関連した情報を提供・共有を行うことにより県下全域における一体性を有した体制を図る。 市 「人とペットの災害対策ガイドライン」（環境省作成）、「災害時における愛玩動物対策行動指針」（県作成）、「避難所運営マニュアル」（市作成）により、避難所におけるペットの取扱い等について広く住民に周知を行う。 飼い主 （1） 人とペットが安全に避難するため、又避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。 （2） 日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。 （3） 処方箋（療法食含む）、ペットフード・水（少なくとも5日分、できれば7日分以上）、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。 （4） 飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を　第一とした上で同行避難（※）に努めるものとする。放浪動物への対応　県　市町、ボランティア、関係機関等と協働し、災害時における放浪動物の保護・収容、返還、譲渡等について、県下全域における一体性を有した体制整備を図る。 市 （1） 放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。 （2） 狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。 （3） 狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。 （4） 飼い主からの飼育犬、飼育猫の保護依頼に関し、県に対し必要な協力を求める。 （5） 県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の紹介に必要な協力をする。 飼い主 （1） 保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。 （2） 放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を　第一とした上で、ペットとの同行避難(※)に努めるものとする。※　同行避難：災害時に飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地まで安全に避難すること。　避難地へ避難後、在宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではない。
磐田市 （静岡県）	磐田市地域防災計画　共通対策編 第5章第8節「同行避難動物への対応ー市」 ア「人とペットの災害対策ガイドライン」（環境省作成）、「災害時における愛玩動物対策行動指針」、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」（県作成）等により、避難所におけるペットの取扱い等について、広く市民に周知を行う。 →「人とペットの災害対策ガイドライン」（環境省作成）にて本編Ⅲ イ　指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。
袋井市 （静岡県）	袋井市地域防災計画 第8節　愛玩動物救護計画 1 趣旨　災害により、住宅からの退去、避難を余儀なくされた者による飼育ペットの避難場所等における管理及び飼い主と逸れたペットへの対応に支障のないよう、市、飼い主等の実施事項を定める。 2 同行避難動物への対応 （1）市 「人とペットの災害対策ガイドライン」（環境省作成）、「災害時における愛玩動物対策行動指針」、「避難所のペットの飼育管理ガイドライン」（県作成）により、避難所におけるペットの取扱い等について、広く住民に周知を行う。 （2）飼い主 ア　人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。 イ　日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。 ウ　処方薬（療法食含む）、ペットフード・水（少なくとも5日分、できれば7日以上）、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。 エ　飼い主が避難地へ避難する場合にあたっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難に努めるものとする。 3 放浪動物の対応 （1）市 ア　放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。 イ　狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況に努める。 ウ　狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。 エ　飼い主から飼育県の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。 オ　県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。 （2）飼い主 ア　保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。 イ　放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難するにあたって、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、ペットとの同行避難に努めるものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
森町 （静岡県）	森町 地 域 防 災 計 画（一般 対 策 編） 第7節 避難救出計画 5 避難所の開設・運営等 ⑵ 避難所の管理、運営 イ 避難所の管理、運営の留意点 (チ) 被災者支援等の観点からペットのためのスペース確保、必要な支援を受けるための県動物保護協会及び獣医師会等関係機関との連携及び飼い主の周辺への配慮の徹底 11 被災動物の救護 ⑵ 避難所のペット対策 避難所での注意事項、平常時において飼い主へ周知すべき事項等を、避難所のペット対策マニュアルを用いて飼い主や避難所の管理者、責任者に周知する。 第8節 愛玩動物救護計画 1 同行避難動物への対応 ⑵ 町 ア「人とペットの災害対策ガイドライン」（環境省作成）、「災害時における愛玩動物対策行動指針」「避難所のペット飼育管理ガイドライン」（県作成）等により、避難所におけるペット の取扱い等について、広く住民に周知を行う。 イ 指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。 ⑶ 飼い主 ア 人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。 イ 日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。 ウ 処方薬（療法食含む）、ペットフード・水（少なくとも5日分、できれば 7 日分以上）、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。 エ 飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難(※)に努めるものとする。
湖西市 （静岡県）	湖西市地域防災計画 共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第8節 愛玩動物救護計画 災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた者による飼育愛玩動物（以下、「ペット」という）の避難場所等における管理及び飼い主と逸れたペットへの対応に支障のないよう市、県、飼い主等の実施事項を定める。 〇同行避難動物への対応 ◆県 避難所でのペットの飼養・管理方法や飼い主に周知すべき平常時からの対策について、避難所の管理責任者等へ周知を図るとともに、市、ボランティア、関係機関等に災害対策に関連した情報を提供・共有を行うことにより県下全域における一体性を有した体制整備を図る。 ◆市 「人とペットの災害対策ガイドライン」（環境省作成）、「災害時における愛玩動物対策行動指針」、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」（県作成）等により、避難所におけるペットの取扱い等について、広く市民に周知を行う。 ◆飼い主 (1) 人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。 (2) 日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。 (3) 処方薬（療法食を含む）、ペットフード・水（少なくとも5日分、できれば7日分以上）、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。 (4) 飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難(※)に努める。 〇放浪動物への対応 ◆県 市、ボランティア、関係機関等と協働し、災害時における放浪動物の保護・収容、返還、譲渡等について、県下全域における一体性を有した体制整備を図る。 ◆市 (1) 放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。 (2) 狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。 (3) 狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。 (4) 飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。 (5) 飼い猫の登録制度を制定する市町にあっては、飼い主からの保護依頼等に関し、県に対して必要な協力を求める。 (6) 県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。 ◆飼い主 (1) 保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。 (2) 放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、ペットとの同行避難(※)に努めるものとする。 ※ 同行避難：災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地まで安全に避難すること。避難地へ避難後、在宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではない。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
掛川市 （静岡県）	掛川市地域防災計画　共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第8節 愛玩動物救護計画 災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた者によるペットの避難場所等における管理及び飼い主と逸れたペットへの対応に支障のないよう市、県、飼い主等の実施事項を定める。 ・同行避難動物への対応 市 ア「人とペットの災害対策ガイドライン」（環境省作成）、「災害時における愛玩動物対策行動指針」、「避難所のペット飼育ガイドライン」（県作成）により、避難所におけるペットの取扱い等について、広く住民に周知を行う。 イ 指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。 県 避難所でのペットの飼養・管理方法や飼い主に周知すべき平常時からの対策について、避難所の管理責任者等へ周知を図るとともに、市、ボランティア、関係機関等に災害対策に関連した情報を提供・共有を行う。 飼い主 ア 人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。 イ 日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。 ウ 処方薬（療法食含む）、ペットフード・水（少なくとも5日分、できれば7日分以上）、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。 エ 飼い主が避難場所へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難（※）に努める。 市 ア 放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。 イ 狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。 ウ 狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。 エ 飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。 オ 飼い主からの保護依頼等に関し、県に対して必要な協力を求める。 カ 県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。 飼い主 ア 保護された動物が飼い主の下に確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。 イ 放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難場 所へ避難する場合は、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、ペットとの同 行避難（※）に努める。 ※ 同行避難：災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難場所まで安全に避難すること。避難場所へ避難後、在宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居 することを意味するものではない。
菊川市 （静岡県）	菊川市地域防災計画 1 同行避難動物への対応 (1) 県 避難所でのペットの飼養・管理方法や飼い主に周知すべき平常時からの対策について、避難所の管理責任者等へ周知を図るとともに、市、ボランティア、関係機関等に災害対策に関連した情報を提供・共有を行うことにより県下全域における一体性を有した体制整備を図る。 (2) 市 「人とペットの災害対策ガイドライン」（環境省作成）、「災害時における愛玩動物対策行動指針」、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」（県作成）により、避難所におけるペットの取扱い等について、広く住民に周知を行う。 (3) 飼い主 ア 人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。 イ 日頃からペットの健康管理には注意し、感染病予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。 ウ 処方薬（療法食含む）、ペットフード・水（少なくとも5日分、できれば7日分以上）、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。 エ 飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難(※)に努めるものとする。
御前崎市 （静岡県）	御前崎市地域防災計画　共通対策編（3. 災害応急対策計画） 第8節　愛玩動物救護計画 〈同行避難動物への対応〉 「人とペットの災害対策ガイドライン」（環境省策定作成）、「災害時における愛玩動物対策行動指針」、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」（県作成）により、避難所におけるペットの取扱い等について、広く住民に周知を行う。 〈放浪動物への対応〉 ア 放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。 イ 「狂犬病予防法」に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。 ウ 「狂犬病予防法」に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。 エ 飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。 オ 飼い猫の登録制度を制定する市町にあっては、飼い主からの保護依頼等に関し、県に対して必要な協力を求める。 カ 県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
静岡市	静岡市地域防災計画一般対策編 第3章災害応急対策 第11節避難所運営計画[危機、福祉] 1避難所の安全管理⑼避難所における動物の飼養については、適正管理が可能な場所が確保できるよう配慮する。 2避難所の開設・運営等⑵避難所の管理、運営 ソ　ペットのためのスペース確保、必要な支援を受けるための県動物保護協会及び獣医師会等関係機関との連携及び飼い主の周辺への配慮の徹底 第12節被災動物の救護計画[衛生] 1同行避難動物への対応 ⑴市 ア「静岡市被災動物救護計画」等により、避難所等におけるペットの取扱い等について、広く住民に周知を行う。 イ「避難所ペットスペース設営ボックス」を拠点となる避難所の防災倉庫に配備し、使用方法について自主防災組織等に周知を行う。 ウ指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。 ⑵飼い主 ア人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。 イ日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。 ウ処方薬(療法食含む)、ペットフード・水(少なくとも5日分、できれば7日分以上)、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。 2放浪動物への対応 ⑴市 ア放浪動物への対応について静岡県と必要な連携を図る。 イ狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。 ウ狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。 エ飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、静岡県に対して必要な協力を求める。オ静岡市に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。 ⑵飼い主 ア保護された動物が飼い主のもとに確実に返還させるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。 イ放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、ペットとの同行避難(※)に努めるものとする。 ※同行避難:災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地まで安全に避難すること。避難地へ避難後、在宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではない。 3被災動物の救護 　災害の発生に伴い、犬、猫等のペットで明らかに被災により救護を必要としている動物(以下「対象動物」という)について、静岡市獣医師会との間で締結した「災害時の動物救護活動に関する協定」に基づき、「静岡市被災動物救護計画」の定めるところにより「動物救護センター」を設置し、対象動物を一定期間保管する。「動物救護センター」が設置されたときは、静岡市獣医師会と協力して運営にあたり、協力して対象動物の飼育及び健康管理を行う。
浜松市	浜松市地域防災計画　第12節　愛玩動物救護計画 この計画は、災害により、自宅からの退去・避難を余儀なくされた者によるペットの避難場所等における管理及び飼い主と逸れたペットへの対応に支障のないよう、市、県及び飼い主等の実施事項を定めるものである。 ・同行避難について 市:「人とペットの災害対策ガイドライン」、「災害時における愛玩動物対策行動指針」、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」、マニュアル等により、避難所におけるペットの取扱い等について、住民への周知に努める。 県:避難所でのペットの飼養・管理方法や飼い主に周知すべき平常時からの対策について、避難所の管理責任者等へ周知を図るとともに、市町、ボランティア、関係機関等に災害対策に関連した情報を提供・共有を行うことにより県下全域における一体性を有した体制整備を図る。 飼い主:人とペットが安全に避難するため、日頃から避難所での管理ができるように、ケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行い、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。処方薬、ペットフード・水、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。飼い主が避難地へ避難する場合は、飼い主等の身の安全の確保を　第一とした上で同行避難に努める。 ・放浪動物への対応 について 市:放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。 県:市、ボランティア及び関係機関等と協働し、災害時における放浪動物の保護・収容、返還、譲渡等について、県下全域における一体性を有した体制整備を図る。 飼い主:保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、ペットとの同行避難に努める。
愛知県	【愛知県地域防災計画地震・津波災害対策計画】 第3編災害応急対策 第7章医療救護・防疫・保健衛生対策―第2節防疫・保健衛生 8動物の保護 (1)県は、被災動物の保護および収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。 (2)獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。 第10章避難者・要配慮者支援・帰宅困難者対策―第1節避難所の開設・運営 1市町村における措置 (4)避難所の運営 サ避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。 ー風水害等災害対策計画ーにも同様の主旨の記載があります。
瀬戸市 (愛知県)	瀬戸市地域防災計画の防災共通計画 第2編災害予防計画第8章避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策第2節実施内容2避難所の指定・整備⑷避難所の運営体制の整備 エ市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。 第3編災害応急対策計画第5章避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策第2節実施責任者及び実施内容5避難所の運営⑾ペットの取扱い 必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、飼育場所者飼育ルールを飼育者又は避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 第3編災害応急対策計画第13章住宅対策第2節実施内容4応急仮設住宅の設置及び管理運営⑵被災者の入居及び管理運営ウ管理運営 (イ)・・・また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
半田市 （愛知県）	半田市地域防災計画 風水害・原子力等災害対策計画編 第2編災害予防 第9章避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第1節避難所の指定・整備等 4避難所の運営体制の整備 （4）市は、避難所でのペット同行避難者の受け入れ体制について、「資料編別表第47」のとおり策定する。 風水害・原子力等災害対策計画編 第3編災害応急対策 第6章医療救護・防疫・保健衛生対策 第2節防疫・保健衛生 6被災地域における動物の保護 県は、被災動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。また、獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。 地震・津波災害対策計画編 第3編災害応急対策 第7章医療救護・防疫・保健衛生対策 第2節防疫・保健衛生 7動物の保護 県は、被災動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。また、獣医師会等関係機関が実施する動物救護活動を支援することとされている。 半田市避難所マニュアル 第3避難所運営委員会及び各班の主な業務 2各班の業務 （4）衛生班 エ避難所内のペット対策 （ア）避難所のペットの管理責任は、飼主にあることを原則とする。 （イ）避難所にペットを連れてきた避難者に対し、窓口で届け出るよう呼びかけ、「避難所ペット登録台帳」（別紙11）に記載する。 （ウ）大型動物や危険動物については、避難所への同伴を断ることとする。 （エ）ペットの飼育場所（屋外・廊下・踊り場など）を決定し、「ペットの飼育ルール」（別紙12）とともに飼主及び避難者へ通知してその徹底を図る。 （オ）ペットの救護活動が開始された場合は、その情報を飼主へ提供し協力を求める。
春日井市 （愛知県）	春日井市地域防災計画【地震災害対策計画】 第3章災害に強い都市の形成 第3節防災対策施設の整備 4指定避難所等 ⑶避難所の運営管理体制の整備 オ市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。 第4章救援及び救護 第1節避難 6避難所の管理運営 ⑻必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図る。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 第6節住宅の確保 2市及び県における措置 ⑹被災者の入居及び管理運営 ウ管理運営 （イ）応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。 その際、応急仮設住宅における安心･安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。 春日井市地域防災計画【風水害等災害対策計画】にも同様の記載有
豊川市 （愛知県）	豊川市地域防災計画 （風水害等災害対策計画） 第10章避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策第1節避難所の開設・運営1市における措置（5）避難所の運営サペット・補助犬の取扱 必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努め、避難者が避難所へペットまたは補助犬を連れてきた場合は、「ペット・補助犬登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図る。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。なお、補助犬については身体障害者補助犬法に基づく存在であることを避難所に周知し、同伴に対する理解を求める。 第11章避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策第1節避難所の指定・整備等市における措置（5）避難所の運営体制の整備 オ市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。 第24章住宅対策第4節応急仮設住宅の設置及び管理運営1市及び県における措置（5）被災者の入居及び管理運営ウ管理運営 （イ）応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
豊川市 （愛知県）	（地震・津波災害対策計画） 第8章避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策第1節避難所の指定・整備等市における措置（5）避難所の運営体制の整備 オ市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。 第11章避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策第1節避難所の開設・運営1市における措置（5）避難所の運営サペット・補助犬の取扱 必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努め、避難者が避難所へペットまたは補助犬を連れてきた場合は、「ペット・補助犬登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図る。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。なお、補助犬については身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）に基づく存在であることを避難所に周知し、同伴に対する理解を求める。 第16章住宅対策第4節応急仮設住宅の設備及び管理運営1市及び県における措置（5）被災者の入居及び管理運営ウ管理運営 （イ）応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。
津島市 （愛知県）	津島市地域防災計画 －風水害等災害対策計画編－ 2-9-2-5避難所の運営体制の整備 （4）市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。 3-9-1-2避難所の運営 （11）ペットの取扱 必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットをつれてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 3-19-4-1市における措置 （3）被災者の入居及び管理運営 3管理運営 イ応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないように適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。 －地震・津波災害対策計画編－ 2-7-2-5避難所の運営体制の整備 （4）市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。 3-11-2-1市における措置 （4）避難所の運営 ⑪ペットの取扱 必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 3-16-5-1市、救助実施市及び県における措置 （5）被災者の入居及び管理運営 3管理運営 イ応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するためのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。
碧南市 （愛知県）	碧南市地域防災計画（地震・津波編） 第2編　災害予防 第7章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第1節　避難所の指定・整備 (6) 避難所の運営体制の整備 エ　市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。 碧南市地域防災計画（地震・津波編） 第3編　災害応急対策 第10章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第1節　避難所の開設・運営 1　市における措置 (4) 避難所の運営 サ　ペットの取扱 必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 碧南市地域防災計画（地震・津波編） 第3編　災害応急対策 第15章　住宅対策 第4節　応急仮設住宅の設置及び管理運営 1　市における措置 (5) 被災者の入居及び管理運営 ウ　管理運営及び処分 (イ) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティーの形成及び運営に努めると共に、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入に配慮するものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
碧南市 （愛知県）	碧南市地域防災計画（風水害編） 第2編　災害予防 第9章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第1節　避難所の指定・整備 1　市における措置 (6) 避難所の運営体制の整備 エ　市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。 碧南市地域防災計画（風水害編） 第3編　災害応急対策 第9章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第1節　避難所の開設・運営 2　避難所の運営 (11)ペットの取扱 必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 碧南市地域防災計画（風水害編） 第3編　災害応急対策 第23章　住宅対策 第4節　応急仮設住宅の設置及び管理運営 1　市における措置 (1) 応急仮設住宅の建設 エ　被災者の収容及び管理 (ｳ) 管理運営及び処分 b　応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティーの形成及び運営に努めると共に、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入に配慮するものとする。
刈谷市 （愛知県）	刈谷市地域防災計画―風水害等災害対策計画― 第10章避難所・要配慮者・帰宅困難者対策第1節避難所の指定・整備等 2避難所の整備(8)避難所の運営体制の整備 エ市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。 第22章避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策第1節避難所の開設・運営 3避難所の運営(11)ペットの取扱 必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものする。 第34章応急仮設住宅の建設と住宅の応急修理第2節実施内容 1応急仮設住宅の建設(6)被災者の入居及び管理運営 ウ管理運営(イ)応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。 刈谷市地域防災計画―地震・津波災害対策計画― 第5章避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策第1節避難所の指定・整備等 3避難所の整備（7）避難所の運営体制の整備 エ市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。 第23章避難所の開設・運営第2節実施内容 4避難所の運営(10)ペットの取扱 必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 第42章応急仮設住宅の建設と住宅の応急修理第2節実施内容 1応急仮設住宅の建設(5)被災者の入居及び管理運営 ウ管理運営(イ)応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。
安城市 （愛知県）	安城市地域防災計画 第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第1節(4)サ 必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。
西尾市 （愛知県）	西尾市地域防災計画地震・津波災害対策編 第3章災害応急対策 第7節医療救護・防疫・保健衛生対策 ■市民・自主防災組織の役割 ・ペットを飼育している場合は、ペット避難用のケージ、餌、飲料水を備蓄する。また、避難時は、自己責任にて飼養し、他の避難者に配慮した処置をとること。 第10節避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第1避難所の開設・運営 4避難所の運営 (11)ペットの取扱 必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所にペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
西尾市 （愛知県）	第15節住宅対策 第4応急仮設住宅の設置及び管理運営 3応急仮設住宅の建設 ウ管理運営 (イ)応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅におけ る安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めと する生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。 西尾市地域防災計画風水害等災害対策編 第3章災害応急対策 第6節医療救護・防疫・保健衛生対策 ■市民・自主防災組織の役割 ・ペットを飼育している場合は、ペット避難用のケージ、餌、飲料水を備蓄する。また、避難時は、自己責任にて飼養し、他の避難者に配慮した処置をとること。 第9節避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第1避難所の開設・運営 4避難所の運営 (11)ペットの取扱 必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所にペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする 第15節住宅対策 第4応急仮設住宅の設置及び管理運営 3応急仮設住宅の建設 (5)被災者の入居及び管理運営 ウ管理運営 (イ)応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅に おける安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。
蒲郡市 （愛知県）	蒲郡市地域防災計画　風水害等災害対策計画　第2編　災害予防 第10章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策/第1節　避難所の指定・整備等/(6)避難所の運営体制の整備 エ　市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。 蒲郡市地域防災計画　風水害等災害対策計画　第3編　災害応急対策 第9章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策/第1節　避難所の開設・運営/1　市における措置/(4)避難所の運営 サ　ペットの取り扱い 　必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者がペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 蒲郡市地域防災計画　風水害等災害対策計画　第3編　災害応急対策 第23章　住宅対策/第4節　応急仮設住宅の設置及び管理運営/1 市及び県における措置/(5)被災者の入居及び管理運営/ウ　管理運営 (イ) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。 蒲郡市地域防災計画　地震・津波災害対策計画　第2編　災害予防 第8章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策/第1節 避難所の指定・整備等/市における措置/(6)避難所の運営体制の整備 エ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。 蒲郡市地域防災計画　地震・津波災害対策計画　第3編　災害応急対策 第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策/第1節 避難所の開設・運営/1 市における措置/(4)避難所の運営 サ ペットの取扱 必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 蒲郡市地域防災計画　地震・津波災害対策計画　第3編 災害応急対策 第15章 住宅対策/第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営/1 市及び県における措置/(5)被災者の入居及び管理運営/ウ 管理運営 (イ) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
犬山市 （愛知県）	犬山市地域防災計画（風水害等災害対策編） 第2編　災害予防　第10章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策　第1節 避難所の指定・整備 市における措置 (6)避難所の運営体制の整備 エ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。 第3編　災害応急対策　第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策　第1節　避難所の開設・運営 1 市における措置 (4)避難所の運営 サ ペットの取扱 必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 第3編　災害応急対策　第22章　住宅対策　第4節　応急仮設住宅の設置及び管理運営 1 県及び市における措置 (5)被災者の入居及び管理運営 ウ 管理運営 (イ)応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心･安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。
常滑市 （愛知県）	風水害等災害対策計画 第3編 災害応急対策／第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 サ　ペットの取扱 必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 第3編 災害応急対策／第 23 章 住宅対策 ウ 管理運営 (イ) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心･安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者による コミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。 地震・津波災害対策計画 第3編 災害応急対策／第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 サ　ペットの取扱 必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 第3編 災害応急対策／第 15 章 住宅対策 ウ 管理運営 (イ) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心･安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。
江南市 （愛知県）	江南市地域防災計画 6動物の保護 ⑴市は、被災動物を発見した場合、保護及び収容について、県に要請する。 サペットの取扱 必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。
小牧市 （愛知県）	小牧市地域防災計画風水害・原子力等災害対策計画第3編災害応急対策 第6章医療救護・防疫・保健衛生対策第2節防疫・保健衛生 7動物の保護 (1)県及び保健所設置市は、被災動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。 (2)獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。 第9章避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策第1節避難所の開設・運営 (4)避難所の運営 サペットの取扱 必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 第23章住宅対策第4節応急仮設住宅の設置及び管理運営 1市及び県における措置 (5)被災者の入居及び管理運営 ウ管理運営 (イ)応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。 その際、応急仮設住宅における安心･安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。 小牧市地域防災計画地震災害対策計画第3編災害応急対策

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
小牧市 （愛知県）	第7章医療救護・防疫・保健衛生対策第2節防疫・保健衛生 8動物の保護 (1)県及び保健所設置市は、被災動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。 (2)獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。 第10章避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策第1節避難所の開設・運営 ⑷避難所の運営 サペットの取扱 必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。「愛知県避難所運営マニュアル」及び「小牧市避難所開設運営マニュアル」を参考に配慮すること。 また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 第15章住宅対策第4節応急仮設住宅の設置及び管理運営 2市及び県における措置 (5)被災者の入居及び管理運営 ウ管理運営 (イ)応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。 その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。
稲沢市 （愛知県）	稲沢市地域防災計画 第Ⅰ部風水害等災害対策計画 第3編災害応急対策 第9章避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第1節避難所の開設・運営 1市における措置 ⑷避難所の運営 サペットの取扱 必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 第20章住宅対策 第4節応急仮設住宅の設置及び管理運営 1県（建築局）及び市における措置 ⑸被災者の入居及び管理運営 ウ管理運営 (ｲ)応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心･安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。 第Ⅱ部地震災害対策計画にも同様の記載あり
新城市 （愛知県）	新城市地域防災計画 第10章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第1節 避難所の開設・運営 1 市における措置 ⑷ 避難所の運営 市は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には市の職員等を配置するとともに、避難所の運営に当たっては、次の点に留意する。 サ ペットの取扱 必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等か ら必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 第15章　住宅対策 第4節　応急仮設住宅の設置及び管理運営 1 県及び市における措置 県は、災害救助法に基づき家屋に被害を受けた被災者の一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置する。応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。 ⑸ 被災者の入居及び管理運営 市は、応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。 ウ 管理運営 (ｱ) 応急仮設住宅の管理運営については、市は県が行う救助の補助として県から受託して、これを行う。 (ｲ) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。 ●その他 ≪新城市避難所運営マニュアル（本編）≫ 避難所でのペットの取扱担当班が明記され、保健衛生班の業務としてペット受入手順が明記されている。 ≪災害時におけるペットのための行動指針≫ ペットを連れた飼い主が「同行避難」した場合に、円滑にペットと避難者を受け入れることができるよう基本的な方針を定めている。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
東海市 （愛知県）	東海市地域防災計画 【風水害等災害対策計画】【地震災害対策計画】 第1節避難所の指定・整備等・1市における措置・□避難所の運営体制の整備 □避難所の運営体制の整備 ア県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを活用し、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。 イ市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。 ウ避難所の運営に当たっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。 エ市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。 オ市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。 カ新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。 キ新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。 第9章避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第1節避難所の開設・運営・1市における措置 3避難所の運営 □ペットの取扱い 必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 第4節応急仮設住宅の設置及び管理運営 1市、県及び救助実施市における措置 □被災者の入居及び管理運営 市は、応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。 ウ管理運営 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心･安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。
大府市 （愛知県）	出典（大府市地域防災計画−風水害・地震対策計画−） 第10章避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策第1節避難所（建物）の開設及び運営 3避難所の運営 (11)ペットの取扱い 必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。 また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 出典（大府市避難所運営マニュアル（大規模地震編）） 第6章避難広場の個別情報避難広場の見取図※ペット場所の記載 様式13避難所ペット登録台帳 様式14避難所におけるペットの飼育ルール広報文
知多市 （愛知県）	知多市地域防災計画第1部地震・津波災害対策計画 第二編災害予防計画第5章避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策第1節避難に関する計画第3避難所の整備8避難所の運営体制の整備 (5)市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。 第三編災害応急対策計画第10章避難者・帰宅困難者対策第2節避難所計画 第4避難所の環境保護の方針7ペットの取扱 必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 第5愛がん動物収容対策 衛生班は、知多保健所及び動物保護管理センター知多支所と連携し、次の事項について獣医師及び動物愛護団体に協力を要請する。 1飼養されている動物に対するえさの配布 2負傷した動物の収容・治療 3放浪動物の収容 4飼養困難な動物の収容 5動物に関する相談の実施等 また、市は愛がん動物の情報交換の場として避難所の掲示板の一画を提供する。 第三編災害応急対策計画第15章住宅対策第1節応急住宅対策計画 第3応急仮設住宅の供与6応急仮設住宅の管理運営 応急仮設住宅の管理運営については、県が行う救助の補助として県から受託して、市がこれを行う。また、応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心･安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、 入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。さらに、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。 知多市国民保護計画第3編武力攻撃事態等への対処第4章警報及び避難の指示等第2避難住民の誘導等3避難住民の誘導 (10)動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について （平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
知立市 （愛知県）	知立市地域防災計画－地震災害対策計画－ 第2編　第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第1節 避難所の指定・整備　第1項 知立市における措置 (7) 避難所の運営体制の整備 エ 避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。 第10章 避難所・要配慮者支援対策 第1節 避難所の開設・運営　第2項 避難所の運営 (11) ペットの取扱　必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを 連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルール を飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。 第3節 応急仮設住宅の設置及び管理運営　第1項 知立市における措置 ウ 管理運営 (イ) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であ ることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅に おける安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じ て、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。 知立市地域防災計画−風水害対策計画− 第2編　第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第1節 避難所の指定・整備　第1項 知立市における措置 (6)避難所の運営体制の整備 エ 避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。 (11) ペットの取扱　必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。 第3編 第23章 住宅対策　　第3節 応急仮設住宅の設置及び管理運営　第1項 知立市における措置 (5) 被災者の入居及び管理運営 ウ 管理運営 (イ) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。
尾張旭市 （愛知県）	尾張旭市地域防災計画 第1節 1 サ ペットの取扱い 必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルー ルを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 第2節　1　8 動物の保護 ⑴ 県は、被災動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。 ⑵ 獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。
高浜市 （愛知県）	高浜市地震津波災害対策計画 第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策　第1節 指定避難所の指定･整備等 2 指定避難所が備えるべき設備の整備等 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。 第11章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策　第1節 指定避難所の開設・運営 (11) ペットの取り扱い 必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努め、避難者が指定避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」（様式第68号）に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めること。 第16章 住宅対策　第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心･安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。
岩倉市 （愛知県）	岩倉市地域防災計画【風水害等対策計画編】 第2編災害予防計画 第8章避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第1節避難所の指定・整備等 1市における措置(5)避難所の運絵体制の整備エ市は、避難所でのペット同行者避難者の受入体制について検討する。 第3編災害応急対策 第6章医療救護・防疫・保健衛生対策 第2節防疫・保健衛生 6動物の保護(1)県は、被災動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。 (2)獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。 第9章避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第1節避難所の開設・運営 1市における措置 (4)避難所の運営サペットの取扱必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 第22章住宅対策 第4節応急仮設住宅の設置及び管理運営 1市及び県における措置 (5)被災者の入居及び管理運営 ウ管理運営 (イ)応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心･安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
岩倉市 （愛知県）	岩倉市地域防災計画【地震災害対策計画編】 第2編災害予防計画 第7章避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第1節避難所の指定・整備等 1市における措置(3)避難所が備えるべき設備の整備エ市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。 第3編災害応急対策 第7章医療救護・防疫・保健衛生対策 第2節防疫・保健衛生 6動物の保護(1)県及び保健所設置市は、被災動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。 (2)獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。 第10章避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第1節避難所の開設・運営 1市における措置 (4)避難所の運営サペットの取扱必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 第15章住宅対策 第4節応急仮設住宅の設置及び管理運営 1市及び県における措置 (5)被災者の入居及び管理運営 ウ管理運営 （イ）応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心･安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。
豊明市 （愛知県）	豊明市地域防災計画 第2編地震災害対策計画第1章災害応急対策計画第10節避難者・避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策第2.避難所の開設・運営等 （6）ペット同行避難者への対応 アペットの受入れは原則可能とするが、避難所において避難者同士の理解が得られない場合は、受け入れないこととする。 イペットの管理責任は飼育者にあることを徹底する。 ウペットの受入れ状況を把握するとともに、必要に応じて行政等に支援を要請するため、「避難所ペット登録台帳」を作成する。 エペットの飼育場所については、避難者の健康及び避難所の衛生の保持を考慮したうえで、避難所運営委員会等で決定する。（例：自転車置き場、軒下、渡り廊下等） オペットの飼育ルールを作成し、飼育者及び避難者への周知・徹底を図る。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援を受けられるよう、連携に努めるものとする。
日進市 （愛知県）	日進市地域防災計画 ＜地震災害対策計画＞第2編災害予防計画第5章避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 ＜風水害・原子力等災害対策計画＞第2編災害予防計画第5章避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 4市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。 ＜地震災害対策計画＞第3編災害応急対策計画第6章避難 ＜風水害・原子力等災害対策計画＞第3編災害応急対策計画第7章避難 ⑪ペットの取扱 必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、ペットと同行している避難者に対し、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図る。➥注 また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 ＜地震災害対策計画＞第3編災害応急対策計画第21章住宅対策3. 被災者の入居及び管理運営(4)管理運営 ＜風水害・原子力等災害対策計画＞第3編災害応急対策計画第21章住宅対策2. 被災者の入居及び管理運営（4）管理運営 ・応急仮設住宅の管理運営については、県が行う救助の補助として委託された市がこれを行う。 ・応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心･安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。 日進市国民保護計画 第3編武力攻撃事態等への対処 第4章警報及び避難の指示等 （10）動物の保護等に関する配慮 本市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省資源環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
田原市 （愛知県）	田原市地域防災計画第3編災害応急対策第17章避難所・要配慮者支援対策第1節避難所の開設・運営第3避難所の運営 (11)ペットの取扱い 各避難所では、必要に応じてペットの飼育場所の確保に努めるとともに、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
愛西市 （愛知県）	愛西市地域防災計画 第1編風水害等災害対策計画 第3章災害応急対策 第6節医療救護・防疫・保健衛生対策 第2防疫・保健衛生 4被災地域における動物の保護等 ◆動物の保護〇市は、県の協力を得て、被災動物の保護、特定動物及び犬による危害を防止する。 第9節避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第1避難所の開設・運営等 2避難所（避難場所）の運営 ◆ペットの取扱〇避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図る。 第19節住宅対策 3応急仮設住宅の設置及び管理運営 ◆入居者の選定〇入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況、ペットの飼育状況等に対する配慮を行い、コミュニティの形成に努める。 愛西市国民保護計画 第3編武力攻撃事態等への対処 第4章警報及び記入の指示等 第2避難住民の誘導等 3避難住民の誘導 （9）動物の保護等に関する配慮 市は「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項について、の基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
北名古屋市 （愛知県）	北名古屋市地域防災計画【風水害等災害対策計画編】 第3編災害応急対策第6章医療救護・防疫・保健衛生対策第2節防疫・保健衛生5衛生管理（2）被災地域における動物の保護 市は、県が実施する被災動物の保護及び収容に協力するとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。犬については、狂犬病予防法に基づく登録制度を活用し、危害を防止する。また、獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。 第9章避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策第1節避難所の開設・運営1避難所・現地連絡所の開設及び運営（5）避難所の運営（様式10～12）サペットの取扱 必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図る。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 北名古屋市地域防災計画【地震災害対策計画編】 第3章災害応急対策第7節医療救護・防疫・保健衛生対策 「風水害等災害対策計画編第3編第6章医療救護・防疫・保健衛生対策」を準用する。 第10章避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策第1節帰宅困難者対策3対策 「風水害等災害対策計画編第3編第9章第3節帰宅困難者対策」を準用する。 北名古屋市国民保護計画 第3編武力攻撃事態等への対処第4章警報及び避難の指示等第2避難住民の誘導等3避難住民の誘導（10）動物の保護等に関する配慮 ア危険動物等の逸走対策 イ要避難地域等において飼養または保管されていた家庭動物等の保護等
弥富市 （愛知県）	弥富市地域防災計画 第1編風水害等災害対策計画 第9節避難対策計画 14避難所の運営体制の整備 （4）市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。 第6節避難計画 4避難所の運営 （11）ペットの取扱 必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットをつれてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 第19節応急住宅計画 第2応急仮設住宅の設置及び管理運営 （イ）応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。 第2編地震・津波災害対策計画 第13節避難に関する計画 第4避難所の運営体制の整備 4市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
みよし市 （愛知県）	みよし市地域防災計画－地震災害対策計画－第2編災害予防/第7章避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策/第1節避難所の開設・運営 (5)避難所の運営体制の整備 エ市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。 みよし市地域防災計画－地震災害対策計画－第3編災害応急対策/第10章避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策/第1節避難所の開設・運営 (4)避難所の運営 サペットの取扱 必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図る。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 みよし市地域防災計画－地震災害対策計画－第3編災害応急対策/第15章住宅対策/第4節応急仮設住宅の設置及び管理運営 (5)被災者の入居及び管理運営 ウ管理運営 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。 みよし市地域防災計画－風水害等災害対策計画－第2編災害予防/第9章避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策/第1節避難所の開設・運営 (5)避難所の運営体制の整備 エ市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。 みよし市地域防災計画－風水害等災害対策計画－第3編災害応急対策/第9章避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策/第1節避難所の開設・運営 (5)避難所の運営体制の整備 シペットの取扱 必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図る。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 みよし市地域防災計画－風水害等災害対策計画－第3編災害応急対策/第23章住宅対策/第4節応急仮設住宅の設置及び管理運営 (5)被災者の入居及び管理運営 ウ管理運営 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。
あま市 （愛知県）	・あま市地域防災計画風水害等災害対策計画 第9章避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策第1節避難所の開設・運営1市及び県における措置（4）避難所の運営サ「ペットの取扱い」 必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図る。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 ・あま市国民保護計画 第4章警報及び避難の指示等第2避難住民の誘導等3避難住民の誘導（10）動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
長久手市 （愛知県）	長久手市地域防災計画 風水害等災害対策計画 第2編災害予防／第9章避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策／第1節避難所の指定・整備／第5避難所の運営体制の整備 4避難所でのペット同行避難者の受入れ体制について検討する。 第3編災害応急対策／第6章医療救護・防疫・保健衛生対策／第2節防疫・保健衛生／第2防疫の方法 11動物の保護 市長は、獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。 第3編災害応急対策／第9章避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策／第1節避難所の開設・運営／第6避難所の運営と安全管理 10ペットの取扱 必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットをつれてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールをその避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 第3編災害応急対策／第20章住宅対策／第4節応急仮設住宅の設置及び管理運営／第2応急仮設住宅 3応急仮設住宅の設置方法(6)応急仮設住宅の管理及び処分 ア～また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。 地震災害対策計画 第2編災害予防／第7章避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策／第1節避難所の指定・整備／第5避難所の運営体制の整備 1～加えて、市は、避難所でペット同行避難者の受け入れ体制について検討する。 第3編災害応急対策／第7章医療救護・防疫・保健衛生対策／第2節防疫・保健衛生／第6動物の保護 市は、獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。 第3編災害応急対策／第10章避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策／第2節要配慮者支援対策／第5避難所の運営と安全管理 11ペットの取扱 避難者が避難所へペットをつれてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録させる。必要に応じてペットの飼育場所の確保に努めるものとし、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱事業者から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 第3編災害応急対策／第15章住宅対策／第4節応急仮設住宅の設置及び管理運営／第2応急仮設住宅 3応急仮設住宅の設置方法(6)応急仮設住宅の管理及び処分 ア～また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
東郷町 （愛知県）	東郷町地域防災計画 第2編 災害予防/第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策/第1節　避難所の指定・整備等/6避難所の運営体制の整備/(4) 町は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。 第3編 災害応急/ 第10章 避難者・帰宅困難者対策/第1節　避難所の開設/(4) 避難所の運営/(4) 避難所の運営/サ　ペットの取扱/必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。 また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする 第3編 災害応急/ 第10章 避難者・帰宅困難者対策/第2節　避難所の運営/7　避難所運営の留意事項/(11) ペットの取扱い/避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳（様式第24号）」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図る。 第3編 災害応急 / 第20章 住宅対策/第4節　応急仮設住宅の設置及び管理運営/2　町、県及び救助実施市における措置/(5) 被災者の入居及び管理運営/ウ　管理運営/応急仮設住宅の管理運営については、救助実施市にあっては県の連絡調整の下で自らが行う救助事務として、市町村（救助実施市を除く。）にあっては県が行う救助の補助として県から受託して、これを行う。 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。
豊山町 （愛知県）	豊山町防災計画 風水害等対策計画・地震災害対策計画 第2編第9章1節(5)避難所の運営体制の整備 エ町は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。 サペットの取扱 必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 第3編第19章4節(5)被災者の入居及び管理運営 ウ管理運営 (イ)応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心･安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。 ※風水害等対策計画・地震災害対策計画ともに、上記の内容が同箇所に記載されている。
大口町 （愛知県）	大口町地域防災計画方針編 第3章災害応急対策計画／第5節避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策／第1項避難所の開設・運営災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一定期間滞在し、避難者の生活環境を確保するための施設として避難所を開設します。 また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認します。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討します。避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告します。 避難所の開設にあたっては、要配慮者に配慮し、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めます。また、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には町職員等を配置し、県や町の作成した避難所運営マニュアルに基づき、避難者、自主防災会、地域住民、避難所運営について専門性を有したNPO、ボランティア等の協力を得て、避難所の運営に当たります。避難所運営においては女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮します。 また、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、健常者であっても災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対しては、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じます。必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努め、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者への周知・徹底を図るとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めます。避難所に避難したホームレスについては、住民票の有無等に関わらず、適切に受け入れます。 また、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部署と保健福祉担当部署が連携して、感染症対策として必要な措置を講じます。
扶桑町 （愛知県）	扶桑町地域防災計画 第10章避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策/第1節避難所の開設・運営/1町における措置/（4）避難所の運営/サペットの取扱 必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。
大治町 （愛知県）	大治町地域防災計画（令和7年3月） 風水害等災害対策計画　第2編　災害予防　第8章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策　第1節　避難所の指定・整備等 1　町における措置 (7)ペットの飼育場所の確保 グラウンド等を有する避難所については、屋外に被災したペットの飼育場所を確保するものとする。飼育場所の設置については、鳴き声や臭い等に配慮するよう努めるものとする。 (8)避難所の運営体制の整備 エ　町は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。 風水害等災害対策計画　第3編　災害応急対策　第6章　医療救護・防疫・保健衛生対策　第2節　防疫・保健衛生 1　町における措置 (3)実施内容 サ　被災地域における動物の保護 県及び保健所設置市は、被災動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。また、獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。 風水害等災害対策計画　第3編　災害応急対策　第9章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策　第1節　避難所の開設・運営 1　町における措置 (1)避難所の開設 キ　避難所の運営 (サ)ペットの取扱 必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所にペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。さらに、グラウンド等を有する避難所については、屋外に被災したペットの飼育場所を確保するものとする。飼育場所の設置については、鳴き声や臭い等に配慮するよう努めるものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
大治町 （愛知県）	風水害等災害対策計画　第3編　災害応急対策　第19章　住宅対策　第3節　応急仮設住宅の設置及び管理運営 1 町における措置 (6)管理運営 イ 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建物であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心･安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。 地震・津波災害対策計画　第2編　災害予防　第7章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策　第1節　避難所の開設・運営等 1 避難所の指定・整備 (5)指定避難所が備えるべき設備 エ 町は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。 大治町国民保護計画（令和7年3月） 第3編　武力攻撃事態等への対処　第4章　警報及び避難の指示等　第2 避難住民の誘導等 3 避難住民の誘導 (9) 動物の保護等に関する配慮 町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
蟹江町 （愛知県）	蟹江町地域防災計画（風水害等災害対策第9章・地震津波災害対策第10章）避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策/第1節　避難所の開設・運営/1 町における措置/(4)避難所の運営/サ ペットの取扱 民生対策部（機構改革により今年度から産業建設対策部に変更予定）は保健所と連携し、ペットの処置について獣医師及び動物愛護団体に協力を要請する。必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。
阿久比町 （愛知県）	阿久比町地域防災計画― 風水害等災害対策計画 ― 第2編 災害予防 第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第1節 避難所の指定・整備 町（総務部防災交通課、関係部署）における措置 (6) 避難所の運営体制の整備 エ 町は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。 第3編 災害応急対策 第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第1節 避難所の開設・運営 (4)避難所の運営 サ ペットの取扱 必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 第21章 住宅対策 第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営 (5)被災者の入居及び管理運営 町は、応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。 ウ 管理運営 (ｲ)応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心･安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。 阿久比町地域防災計画― 地震・津波災害対策計画 ― 第2編 災害予防 第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第1節 避難所の指定・整備 町（総務部防災交通課、関係部署）における措置 (6) 避難所の運営体制の整備 エ 町は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。 第3編 災害応急対策 第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第1節 避難所の開設・運営 (4)避難所の運営 サ ペットの取扱 必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 第15章 住宅対策 第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営 (5)被災者の入居及び管理運営 町は、応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営は、次のとおりとする。 ウ 管理運営 (ｲ)応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安全･安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
東浦町 （愛知県）	東浦町防災計画風水害等災害対策計画第3編災害応急対策第9章避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策第1節避難所の開設・運営2（11）ペットの取扱必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「東浦町避難所運営マニュアル」中の「避難所ペット登録簿」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。
南知多町 （愛知県）	南知多町地域防災計画（風水害等災害対策計画、地震・津波災害対策計画） ※以下は風水害等災害対策計画から抜粋するが、地震・津波災害対策計画にも同様の記述あり。 第2編災害予防 第10章避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策第1節避難所の指定・整備町における措置（5）避難所の運営体制の整備 エ町は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。 第3編災害応急対策第6章医療救護・防疫・保健衛生対策第2節防疫・保健衛生6動物の保護 町は、獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。 第9章避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策第1節避難所の開設・運営1町における措置（4）避難所の運営サペットの取扱 必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 第23章住宅対策第4節応急仮設住宅の設置及び管理運営1県及び町における措置（5）被災者の入居及び管理運営ウ管理運営 （イ）応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。 その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。
美浜町 （愛知県）	美浜町地域防災計画(風水害編）第3編災害応急対策第9章避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策第1節避難所の開設・運営1町における措置（4）サ及び、 美浜町地域防災計画（地震災害編）第3編災害応急対策第10章避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策第1節避難所の開設・運営1町における措置（4）サ （4）避難所の運営 サ　ペットの取扱　必要に応じてペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」の登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。 美浜町地域防災計画(風水害編）第3編災害応急対策第22章住宅対策第4節1（5）ウ（イ）応急仮設住宅の設置及び管理運営1県及び町による措置（5）ウ（イ）及び、美浜町地域防災計画（地震災害編）第3編災害応急対策第15章住宅対策第4節1（5）ウ（イ）応急仮設住宅の設置及び管理運営1県及び町による措置（5）ウ（イ） （5）被災者の入居及び管理運営 ウ　管理運営　（イ）応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設住宅であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。 その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。
幸田町 （愛知県）	幸田町地域防災計画（地震災害対策計画） 第2編災害予防 第8章避難所・要配慮者支援帰宅困対策/第1節避難所の指定・整備【防災安全課】 ⑼避難所の運営体制整備 エ町は、避難所でのペット同行者受入体制について検討する。 第3編災害応急対策 第10章避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策/第1節避難所の開設・運営【防災安全課／こども課】 ⑵避難所の運営 サ必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するもとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図る。また、獣医師会や動物取扱業者から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 ⑶避難所の利用状況 ソ避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図る。 第16章住宅対策/第4節応急仮設住宅の設置及び管理運営【都市計画課】 ⑶被災者の入居及び管理運営 ウ管理運営 （イ）応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。 ※幸田町地域防災計画には「風水害等対策計画」もありペットの避難に関する記述があるが、文言は「地震災害対策計画」と重複するため省略する。
設楽町 （愛知県）	設楽町地域防災計画 第7章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第1節　避難所の指定・整備等 町における措置 （6）避難所の運営体制の整備 エ 町は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。
豊根村 （愛知県）	豊根村地域防災計画 風水害等災害対策計画/第3編　災害応急対策/第9章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 及び、地震災害対策計画/第3編　災害応急対策/第10章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策/ 第1節　避難所の開設・運営/1　村における措置/（4）避難所の運営/サ　ペットの取扱 避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
豊根村 （愛知県）	風水害等災害対策計画/第3編　災害応急対策/第21章　住宅対策 及び、地震災害対策計画/第3編　災害応急対策/第15章　住宅対策/ 第4節　応急仮設住宅の設置及び管理運営/1　県（建築局）及び村における措置/（5）被災者の入居及び管理運営/ウ　管理運営 （イ）応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。 豊根村国民保護計画 第3編　武力攻撃事態等への対処/第4章　警報及び避難の指示等/第2　避難住民の誘導等/3　避難住民の誘導/（11）動物の保護等に関する配慮 村は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養等されていた家庭動物等の保護収容等
名古屋市	名古屋市地域防災計画 共通編　第2章　災害予防計画 第6節防災拠点の整備　第1防災拠点の役割及び体系　1防災拠点の役割 指定避難所(1)指定避難所 ペットとの同行避難が可能な指定避難所は、原則市立小中学校とする。 第11節避難体制の整備　第1指定緊急避難場所・指定避難所の確保　2指定避難所 (3)施設内のスペース　イ目的別スペース 運営管理室や感染症患者スペース、ペットの避難場所等、運営上必要な用途に応じた場所をいう。なお、ペットとの同行避難が可能な指定避難所は、原則市立小中学校とする。 第13節防災意識の啓発及び防災訓練　第1防災意識の啓発　3市民・事業所に対する防災教育及び広報 (3)広報　ア　平常時の心得に関する事項 （シ）ペットのために非常食の準備、移動用の容器等避難に必要な準備を行うこと。 風水害等災害対策計画　第1章災害応急対策計画 第11節　医療救護・保健衛生 第4　逃走動物による危害の防止及び動物の救護 健康福祉部は、動物愛護センター班及び区本部保健センター班との連携により、災害時における逃走動物（犬、特定動物等）による危害を防止し、市民の安全を確保するとともに、名古屋市獣医師会の応援協力も得て、動物の救護を行う。 また、健康福祉部は、動物愛護センター班及び区本部保健センター班との連携により、ペット同行避難に関する助言・指導を行う。 1 災害発生時における特定動物等の飼養状況の監視 2 逃走動物の把握及び市民への危険防止 3 逃走動物の捕獲・保護及びその措置について飼主及び関係機関との協議決定 4 飼主不明の負傷動物の保護・収容及びその情報管理 5 ペット同行避難に関する助言・指導 第5　関係機関との連絡及び協力要請 本部長は、健康福祉部長から応援要請を受けた場合は、感染症対策支援の協力及び逃走動物の捕獲・保護の出動要請を関係機関に要請する。 2　逃走動物関係 逃走動物からの危害防止活動において必要な場合は、県警察本部または東山動物園へ出動要請を行う。 地震災害対策計画編　第1章災害応急対策計画 第15節　医療救護・保健衛生 第4　逃走動物による危害の防止及び動物の救護 第5　関係機関との連絡及び協力要請 ※風水害等災害対策計画編と同様の記載
豊田市	豊田市地域防災計画風水害等災害対策計画第3編災害応急対策第6章医療救護・防疫・保健衛生対策第2節防疫・保健衛生1市における措置及び豊田市地域防災計画地震災害対策計画第3編災害応急対策第7章医療救護・防疫・保健衛生対策第2節防疫・保健衛生1市における措置(11)被災地域における動物の保護ア市は、被災動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。イ獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。
豊橋市	●豊橋市地域防災計画- 風水害等災害対策計画- 第2編　災害予防 第9章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第1 節 避難所の指定・整備等 1 避難所等の整備・指定 (5) 避難所の運営体制の整備 エ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。 第3編　災害応急対策 6章　医療救護・防疫・保健衛生対策 第3節　防疫・保健衛生 6 動物の保護 (1) 市は、被災動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。 (2) 獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。 9 その他保健衛生 (1) 死亡獣畜の適正処理 保健所は、死亡獣畜の処理が適正に行われるよう必要に応じて指導するものとする。 (2) 特定動物による危害の防止 保健所及び総合動植物公園は、飼養施設の倒壊等により特定動物が逃走した場合には、緊急捕獲体制をとるとともに、警察署等に対して協力を要請することにより、特定動物による危害の発生を防止するように努めるものとする。 (3) 被災犬等の保護収容及び犬等による危害の防止 保健所は、関係機関、関係団体等の協力を得て、被災犬等の保護及び収容を行うとともに、犬及び特定動物による危害の発生を防止するように努めるものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
豊橋市	第9章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第1節　避難所の開設・運営 1　市における措置 (4) 避難所の運営 サ ペットの取扱 　必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 第24 章 住宅対策 第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営 1 市及び県における措置 (5) 被災者の入居及び管理運営 ウ 管理運営 (イ) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心･安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。 ●豊橋市地域防災計画 -地震・津波災害対策計画- 第2編　災害予防 第7章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第1 節 避難所の指定・整備等 1 市における措置 　避難所等の整備・指定 (5) 避難所の運営体制の整備 エ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。 第3編　災害応急対策 7章　医療救護・防疫・保健衛生対策 第2節　防疫・保健衛生 6　動物の保護 (1) 市は、被災動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。 (2) 獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。 10　その他保健衛生 (1) 死亡獣畜の適正処理 　保健所は、死亡獣畜の処理が適正に行われるよう必要に応じて指導するものとする。 (2) 特定動物による危害の防止 　保健所及び総合動植物公園は、飼養施設の倒壊等により特定動物が逃走した場合には、緊急捕獲体制をとるとともに、警察署等に対して協力を要請することにより、特定動物による危害の発生を防止するように努めるものとする。 (3) 被災犬等の保護収容及び犬等による危害の防止 　保健所は、関係機関、関係団体等の協力を得て、被災犬等の保護及び収容を行うとともに、犬及び特定動物による危害の発生を防止するように努めるものとする。 第10章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第1節 避難所の開設・運営 1 市における措置 (4) 避難所の運営 サ ペットの取扱 　必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 第15章 住宅対策 第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営 1 市及び県における措置 (5) 被災者の入居及び管理運営 ウ 管理運営 (イ) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心･安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。 別紙 東海地震に関する事前対策 第7章 市民のとるべき措置 第1節　家庭においてとるべき措置 (13) ペット等動物を飼養している場合は首輪、リード、ケージ、ペットフード等動物用非常持出品の確認をするものとする。
岡崎市	岡崎市地域防災計画第3編震災応急対策計画 第5章被災者生活支援第3節避難生活の確保、健康管理 第2避難所の開設、運営 2避難所の運営体制の整備 (1)避難所の運営コ避難者が避難所にペットを連れてきた場合は、飼育者や他の避難者に対して避難所での飼育ルールの周知・徹底を図る。 第3健康及び衛生管理 2衛生管理(4)動物の保護市は、被災し、逃走している動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。また、獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
一宮市	一宮市地域防災計画（風水害等災害対策計画） 第3章（災害応急対策計画）第7節（災害救助）第4（避難所の開設・運営）4（避難所の運営管理） （11）必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 第3章（災害応急対策計画）第12節（防疫・保健活動）第3（実施内容）8（動物の保護） （1）市及び県は、負傷又は飼い主不明の動物について保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。 （2）獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。 一宮市地域防災計画（地震災害対策計画） 第4章（災害応急対策計画）第13節（救援）第1（避難所の開設・運営）5（避難所の運営） （11）必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 第3章（災害応急対策計画）第12節（防疫・保健活動）第3（実施内容）8（動物の保護） （1）市及び県は、負傷又は飼い主不明の動物について保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。 （2）獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。 一宮市国民保護計画 第4章（警報及び避難の指示等）第2（避難住民の誘導等）3（避難住民の誘導） （9）動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成 17 年8月 31 日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ア 危険動物等の逸走対策 イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
三重県	【三重県地域防災計画　地震・津波対策編】（令和7年3月修正） 第2部 災害予防・減災対策　第2章　安全な避難空間の確保　第1節　避難対策等の推進　第3項　対策 ■県が実施する対策　1 県における対策及び市町を対象とした対策　（6）ペット対策 県は、市町、（公社）三重県獣医師会等の関係団体等と連携し、飼い主責任を基本とした同行避難を想定した危機管理体制を整備する。 ■市町が実施する対策　1 地域等を対象とした対策　（9）ペット対策 市町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、犬や猫などのペット同行の避難者を適切に受入れるとともに、避難者のペット飼育状況の把握に努める。 ■県民が実施する対策　3 ペットの同行避難対策 ペットの飼い主は、同行避難することを想定して、平時からペットのしつけや健康管理を行うとともに、飼い主の連絡先を記載した迷子札等の装着、水や餌等のペット用避難用具の常備等に努める。 第3部 発災後対策　第4章 避難及び被災者支援等の活動　第1節　避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営　第3項 対策 ■市町が実施する対策　5 避難所の開設及び運営　（4）避難所の運営及び管理8ペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。 第3部 発災後対策　第4章　避難及び被災者支援等の活動　第5節　防疫・保健衛生活動　第3項　対策 ■県が実施する対策　2 防疫活動の支援　（3）ペット対策 県と（公社）三重県獣医師会等の関係団体は、市町に対し、避難所における飼い主と同行避難したペットの受入に関する助言を行うとともに、放浪動物や負傷動物の救護を行う。また、特定動物（クマ、ライオン等の国が定めた危険動物）が逸走し、飼い主責任による対応が困難な場合、県は、飼い主、関係機関等と連携し対応する。 （推進計画） ■市町が実施する対策　1 実施体制　（5）ペット対策 市町は、（公社）三重県獣医師会の助言・協力を得て、避難所に飼い主責任を基本としたペットの管理場所及び救護所を設置するよう努める。 ■地域・住民が実施する共助・自助の対策　3 ペットの同行避難対策 ペットの飼い主は、災害が発生し避難所へ避難する場合は、避難先でのペットの管理に自らが責任を負うことを前提に、ペットとともに同行避難を行う。また、市町等によりペットの管理場所及び救護所が設置されている場合は、ペットの管理場所及び救護所の指示に従い、ペットを適正に管理する。 ■県が実施する対策 3　応急仮設住宅等の確保 （3）応急仮設住宅の建設（被災者支援部隊＜応急住宅班＞） 自らの資力では住宅を確保することができない避難者等に対しては、プレハブ建築協会、全国木造建設事業協会、県建設業協会、県木材協同組合連合会、県電業協会、県管工事業協会、日本木造住宅産業協会、日本ムービングハウス協会と連携し、応急仮設住宅による一時的な居住の安定を図る。市町に事務委任した場合においては、市町が行う応急仮設住宅の建築を支援する。 応急仮設住宅の建設場所については、市町において決定するものとし、市町は、中期的な災害対応を見通す中で、あらかじめ、応急仮設住宅の建設予定地を調査し、浸水等の災害リスクの可能性のある建設場所にも注意しながら、適地の把握に努める。 応急仮設住宅への入居者は、被災地域の住民の意向にも配慮しながら、市町において決定する。 なお、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させることとし、建設にあたってはユニバーサルデザインに配慮する。 また、ペット対策として、市町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、ペット飼育者と非飼育者で居住区域を区分するなどの環境整備や、ペットと同居する場合のルール等についてあらかじめ検討するなど、応急仮設住宅における犬や猫などのペット同行の避難者の受入に配慮する。 ■市町が実施する対策　3 応急仮設住宅等の確保　（3）応急仮設住宅の建設 応急仮設住宅の建設は、原則として県が行い、救助法が適用された場合において知事から委任されたときは市町が行う。市町は、中期的な災害対応を見通す中で、あらかじめ、応急仮設住宅の建設予定地を調査し、確保に努めておく。応急仮設住宅の建設にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、入居にあたっては、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。またペット対策として、市町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、応急仮設住宅に隣接して、ペットの管理場所を（公社）三重県獣医師会の助言・協力を得て設置するよう努める. 【三重県地域防災計画　風水害等対策編】（令和7年3月修正） 第2部 災害予防・減殺対策　第2章　安全な避難空間の確保　第1節　避難対策等の推進　第3項　対策 ■県が実施する対策　1　県における対策及び市町を対象とした対策　（9）ペット対策（医療保健部）県は、市町、（公社）三重県獣医師会等の関係団体等と連携し、飼い主責任を基本とした同行避難を想定した危機管理体制を整備する。 ■市町が実施する対策　1　地域等を対象とした対策　（10）ペット対策 市町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、犬や猫などのペット同行の避難者を適切に受入れるとともに、避難者のペット飼育状況の把握に努める。 ■県民が実施する対策　3　ペットの同行避難対策 ペットの飼い主は、同行避難を想定して、平時からペットのしつけや健康管理を行うとともに、飼い主の連絡先を記載した迷子札等の装着、水や餌等のペット用避難用具の常備等に努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
三重県	第4部 発災後の応急対策 第4章 緊急避難対策 第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保 第3項 対策 ■市町が実施する対策 4 避難所の開設及び運営 (4) 避難所の運営及び管理 8 ペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。 第5部 被災者支援・復旧対策　第2章 避難者支援等の活動 第1節 避難所の運営 ■市町が実施する対策　4 避難所の運営 6ペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。 第5部 被災者支援・復旧対策　第2章 避難者支援等の活動　第6節 防疫・保健衛生活動 第3項 対策 ■県が実施する対策 2 防疫活動の支援（保健医療部隊（保健衛生班））(3) ペット対策 県と(公社)三重県獣医師会等の関係団体等は、市町に対し、避難所における飼い主と同行 避難したペットの受入に関する助言を行うとともに、放浪動物や負傷動物の救護を行う。また、特定動物（クマ、ライオン等の国が定めた危険動物）が逸走し、飼い主責任による対応が困難な場合、県は、飼い主、関係機関等と連携し対応する。 ■市町が実施する対策 1 実施体制 (5) ペット対策 市町は、(公社)三重県獣医師会の助言・協力を得て、避難所に隣接した場所に、飼い主責任を基本としたペットの管理場所及び救護所を設置するよう努める。 ■地域・住民が実施する共助・自助の対策 3 ペットの同行避難対策 ペットの飼い主は、災害が発生し避難所へ避難する場合は、避難先でのペットの管理に自らが 責任を負うことを前提に、ペットとともに同行避難を行う。また、市町等によりペットの管理場所及び救護所が設置されている場合は、ペットの管理場所 及び救護所の指示に従い、ペットを適正に管理する。 第5部 被災者支援・復旧対策 第4章 復旧に向けた対策　第2節 住宅の保全・確保 第3項 対策 ■県が実施する対策 3 応急仮設住宅等の確保 (3) 応急仮設住宅の建設 自らの資力では住宅を確保することができない避難者等に対しては、プレハブ建築協会、全国木造建設事業協会、県建設業協会、県木材協同組合連合会、県電業協会、県管工事業協会、日本木造住宅産業協会、日本ムービングハウス協会と連携し、応急仮設住宅による一時的な居住の安定を図る。市町に事務委任した場合においては、市町が行う応急仮設住宅の建築を支援する。 応急仮設住宅の建設場所については、市町において決定するものとし、市町は、中期的な災害対応を見通す中で、あらかじめ、応急仮設住宅の建設予定地を調査し、浸水等の災害リスクの可能性のある建設場所にも注意しながら、適地の把握に努める。 応急仮設住宅への入居者は、被災地域の住民の意向にも配慮しながら、市町において決定する。 なお、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させることとし、建設にあたってはユニバーサルデザインに配慮する。 また、ペット対策として、市町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、ペット飼育者と非飼育者で居住区域を区分するなどの環境整備や、ペットと同居する場合のルール等についてあらかじめ検討するなど、応急仮設住宅における犬や猫などのペット同行の避難者の受入に配慮する。 ■市町が実施する対策 3 応急仮設住宅等の確保 (3) 応急仮設住宅の建設 応急仮設住宅の建設は、原則として県が行うが、救助法が適用された場合において知事か ら委任されたときは市町が行う。 市町は、中期的な災害対応を見通す中で、あらかじめ、応急仮設住宅の建設予定地を調査 し、確保に努めておく。 応急仮設住宅の建設にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、入居にあたっては、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。またペット対策として、市町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、応急仮設住宅に隣接して、ペットの管理場所を(公社)三重県獣医師会の助言・協力を得て設置するよう努める。
桑名市 （三重県）	桑名市国民保護計画第3編－武力攻撃事態等への対処－第4章－警報及び避難の指示等－第2－避難住民の誘導－3(9)－動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、次の事項について、所要の措置を講じるよう努める。・危険動物等の逸走対策・要避難地域等において飼育等されていた家庭動物等の保護収容等
いなべ市 （三重県）	いなべ市地域防災計画（震災対策編）　※いなべ市防災計画（風水害等対策編）にも同様の記載あり。 第2部　災害予防・減災対策 第2章　安全な避難空間の確保　第1節　避難対策等の推進　第3項　対策 ■市が実施する対策 1　地域等を対象とした対策 (6)避難所運営対策 地域の実情に応じた避難所運営対策を講じるよう努めるものとし、特に各指定避難所ごとの避難所運営マニュアルの整備を図り、関係者による避難所運営訓練の実施を推進する。 また、ペット対策として、市は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、犬や猫などのペット同行の避難者の受入体制について検討する。 ■市民が実施する対策 2　ペットの同行避難対策 ペットの飼い主は、同行避難することを想定して、平時からペットのしつけや健康管理を行うとともに、飼い主の連絡先を記載した迷子札等の装着、 水や餌等のペット用避難用具等の常備に努める。また、避難所への避難時はゲージや食料を持って避難を行うよう努める。 第3部　発災後対策 第4章　避難及び被災者支援等の活動　第1節　避難対策等の推進　第3項　対策 ■市が実施する対策 5　避難所の開設及び運営 (4)避難所の運営及び管理 ケ ペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。 第4章　避難及び被災者支援等の活動　第5節　防疫・保健衛生活動　第3項　対策 ■市が実施する対策 1　実施体制 (7)ペット対策 市は、(公社)三重県獣医師会の助言・協力を得て、避難所に隣接した場所に、飼い主責任を基本としたペットの管理場所及び救護所を設置するよう努める。 ■地域・住民が実施する共助・自助の対策 3　ペットの同行避難対策 ペットを連れて避難所へ避難する場合は、飼い主自らが責任を負うことを前提に、同行避難をする。 また、市等によりペットの管理場所及び救護所が設置されている場合は、それぞれの指示に従い、ペットを適正に管理する。 第7章　復旧に向けた対策　第2節　住宅の保全・確保　第3項　対策 ■市が実施する対策 3　応急仮設住宅等の確保 (3)応急仮設住宅の建設 応急仮設住宅の建設にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、入居にあたっては、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。 またペット対策として、市は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、応急仮設住宅に隣接して、ペットの管理場所を(公社)三重県獣医師会の助言・協力を得て設置するよう努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
菰野町 （三重県）	菰野町地域防災計画－風水害等対策編－ 第3章災害応急対策計画／第9節避難対策活動第6避難所の開設及び運営4運営管理（6）ペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。 第3章災害応急対策計画／第26節防疫、保健衛生計画第6その他の保健衛生対策3被災動物の保護収容災害により飼育されていた犬等が放浪することによる住民への危害発生を防止するため、これら動物の保護収容等の対策を行う。また、避難者の中にはペットとの同行避難が想定されることから、避難場所指定等の対策が必要となる。これらの対策については、県(健康福祉部)、保健所、獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等と連携、協力して行う。具体的な対策については、その都度関係機関と協議して決めるが、おおむね次を目安として行う。(1)放浪動物の保護収容(2)飼い主と同行避難するペットの受け入れ(3)保護した放浪動物に対する餌の配布(4)負傷している動物の収容、治療(5)飼育困難な動物の一時保管及び所有者、新たな飼育者探し(6)その他動物に関する相談の受付 菰野町地域防災計画－震災対策編－ 第3章災害応急対策計画／第10節避難対策活動第6避難所の開設及び運営4運営管理（6）ペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。 第3章災害応急対策計画／第23節防疫、保健衛生計画第6その他の保健衛生対策3被災動物の保護収容災害により飼育されていた犬等が放浪することによる住民への危害発生を防止するため、これら動物の保護収容等の対策を行う。また、避難者の中にはペットとの同行避難が想定されることから、避難場所指定等の対策が必要となる。これらの対策については、県、保健所、獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等と連携、協力して行う。具体的な対策については、その都度関係機関と協議して決めるが、おおむね次を目安として行う。(1)放浪動物の保護収容(2)飼い主と同行避難するペットの受け入れ(3)保護した放浪動物に対する餌の配布(4)負傷している動物の収容、治療(5)飼育困難な動物の一時保管及び所有者、新たな飼育者探し(6)その他動物に関する相談の受付
川越町 （三重県）	川越町地域防災計画 第1編　風水害 第2部 災害予防・減災対策 第2章　安全な避難空間の確保／第1節　避難対策等の推進（予防7）／第3項　対策 ■町が実施する対策（9）ペット対策　町は飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、犬や猫などのペット同行の避難者の受け入れ体制について検討する。 ■町民が実施する対策　3　ペットの同行避難対策　ペットの飼い主は、同行避難を想定して、平常時からペットのしつけや健康管理を行うとともに、飼い主の連絡先を記載した迷子札等の装着、水、餌、衛生用品等のペット用避難用具等の常備に努める。 第4部　発災後の応急対策 第4章　緊急避難対策／第1節　避難の指示等及び避難場所・避難所の確保（発災13）／第2項　対策 ■町が実施する対策　4 避難所の開設及び運営(4) 避難所の運営及び管理　8 ペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。 第5部 被災者支援・復旧対策 第2章 避難者支援等の活動／第5節 防疫・保健衛生活動（復旧7）／第2項　対策 ■町が実施する対策　(6) ペット対策　町は、(公社)三重県獣医師会の助言・協力を得て、避難所に隣接した場所に、飼い主責任を基本としたペットの管理場所及び救護所を設置するよう努める。 ■地域・町民が実施する共助・自助の対策　3 ペットの同行避難対策　ペットの飼い主は、災害が発生し避難所へ避難する場合は、避難先でのペットの管理に自らが責任を負うことを前提に、ペットとともに同行避難を行う。また、町等によりペットの管理場所及び救護所が設置されている場合は、ペットの管理場所及び救護所の指示に従い、ペットを適正に管理する。 第4章 復旧に向けた対策／第2節 住宅の保全・確保（復旧13）　(3) 応急仮設住宅の建設 応急仮設住宅の建設にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、入居にあたっては、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。またペット対策として、町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、応急仮設住宅に隣接して、ペットの管理場所を(公社)三重県獣医師会の助言・協力を得て設置するよう努める。 第2編　地震・津波対策編 第2部 災害予防・減災対策／第1節　避難対策等の推進（予防7）／第3項　対策 ■町が実施する対策　(9) ペット対策　町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、犬や猫などのペット同行の避難者の受け入れ体制について検討する。 ■町民が実施する対策　3 ペットの同行避難対策　ペットの飼い主は、同行避難することを想定して、平常時からペットのしつけや健康管理を行うとともに、飼い主の連絡先を記載した迷子札等の装着、水、餌、衛生用品等のペット用避難用具等の常備に努める。 第3部　発災後対策 第4章 避難及び被災者支援等の活動／第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営（発災15）第2項 対策 ■町が実施する対策　5 避難所の開設及び運営(4) 避難所の運営及び管理　8 ペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。 第5節 防疫・保健衛生活動（発災19）／第2項 対策 ■町が実施する対策　(6) ペット対策　町は、(公社)三重県獣医師会の助言・協力を得て、避難所に隣接した場所に、飼い主責任を基本としたペットの管理場所及び救護所を設置するよう努める。 ■地域・町民が実施する共助・自助の対策　3 ペットの同行避難対策　ペットの飼い主は、災害が発生し避難所へ避難する場合は、避難先でのペットの管理に自らが責任を負うことを前提に、ペットとともに同行避難を行う。また、町等によりペットの管理場所及び救護所が設置されている場合は、ペットの管理場所及び救護所の指示に従い、ペットを適正に管理する。 第7章 復旧に向けた対策／第2節 住宅の保全・確保（発災28）／第2項 対策 ■町が実施する対策　(3) 応急仮設住宅の建設　応急仮設住宅の建設にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、入居にあたっては、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。また、ペット対策として、町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、応急仮設住宅に隣接して、ペットの管理場所を(公社)三重県獣医師会の助言・協力を得て設置するよう努める。
朝日町 （三重県）	朝日町地域防災計画（P72、74、75、179、187、188、208） 第2部　災害予防・減災対策　第2章　安全な避難空間の確保　第1節　避難地策等の推進（予防7）　第2項　対策項目 【公助】(8)ペット対策　第3項　対策　(8)ペット対策　町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、ペット同行者用の避難所の設置など、避難所運営マニュアルに沿い、犬や猫などのペット同行の避難者の受入体制について検討する。 第3部　発災後対策　第4章　第1節　避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営（発災15）　第2項　対策　第5号　避難所の開設及び運営　(4)避難所の運営及び管理　8ペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。 第5節　防疫・保健衛生活動（発災19）　第2項　対策　(5)ペット対策　町は、(公社)三重県獣医師会の助言・協力を得て、避難所に隣接した場所に、飼い主責任を基本としたペットの管理場所及び救護所を設置するよう努める。 第7章　復旧に向けた対策　第2項 対策　3　応急仮設住宅等の確保　(3)応急仮設住宅の建設　（前段省略）また、ペット対策として、町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、応急仮設住宅に隣接して、ペットの管理場所を（公社）三重県獣医師会の助言・協力を得て設置するよう努める。　ほか
東員町 （三重県）	東員町地域防災計画 第2章安全な避難空間の確保第1節避難対策等の推進（予防7） ■住民が実施する対策3ペットの同行避難対策 ペットの飼い主は、同行避難を想定して、平時からペットのしつけや健康管理を行うとともに、飼い主の連絡先を記載した迷子札等の装着、水や餌等のペット用避難用具の常備等に努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
木曽岬町 （三重県）	木曽岬町地域防災計画地震・津波対策編（令和6年3月改訂） 5死亡したペットの処理 死亡したペットの処理は、死亡獣畜取扱場で行うほか、必要に応じて次のように行うものとする。 (1)移動し得るものについては、適当な場所に集めて処理する。 (2)移動し難いものについては、その場で個々に処理する。 (3)処理は埋却及び焼却によって行う。 埋却：埋却する穴は、死亡獣畜から地表面まで1m以上の余地を残す深さとし、死亡したペットのうえには厚く生石灰その他消毒薬を散布した後、土砂をもって覆うこと。 焼却：十分な薪、わら、石油等を用い焼却させること。また、焼却後残った灰等は土中に被覆すること。
木曽岬町 （三重県）	木曽岬町地域防災計画風水害等対策編（令和6年3月改訂） 5死亡したペットの処理 死亡したペットの処理は、死亡獣畜取扱場で行うほか、必要に応じて次のように行うものとする。 (1)移動し得るものについては、適当な場所に集めて処理する。 (2)移動し難いものについては、その場で個々に処理する。 (3)処理は埋却及び焼却によって行う。 埋却：埋却する穴は、死亡獣畜から地表面まで1m以上の余地を残す深さとし、死亡したペットの上には厚く生石灰その他消毒薬を散布した後、土砂をもって覆うこと。 焼却：十分な薪、わら、石油等を用い焼却させること。また、焼却後残った灰等は土中に被覆すること。 第9ペット対策 町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、犬や猫などのペット同行の避難者の受入体制について検討する。 9「ペットの防災対策ガイドライン」の策定・普及 町は、ペットの飼い主が平常時から備えるべき対策や飼い主責任を基本とした同行避難について住民に啓発するため、「ペットの防災対策に関するガイドライン」を策定し、普及を図る。 9ペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。 第7ペット対策 町は、（公社）三重県獣医師会の助言・協力を得て、避難所に隣接した場所に、飼い主責任を基本としたペットの管理場所及び救護所を設置するよう努める。 また、犬による人畜への被害発生を防止するため、県から派遣される狂犬病予防員等と協力し、放浪犬を保護収容するとともに、飼い主に対し、犬の管理方法を指導する。
四日市市 （三重県）	四日市市地域防災計画 第3部　災害応急対策編　第1章　震災対策　第5節　避難収容活動　6　災害発生時のペット対策をどのように講ずるかは、単なる動物救済の観点からではなく、飼い主への支援とペットによる人への危害防止にもつながります。災害時には、飼い主がペットを連れて避難行動を行い、避難所の異なるスペースで飼養管理する「同行避難」を原則とし、避難所における受入場所の設置等を行います。また、飼い主がペットを同室で飼養管理する「同伴避難」が可能な避難所を設置し、飼い主が躊躇うことなく避難できる環境を整備します。
鈴鹿市 （三重県）	【鈴鹿市地域防災計画】 〇第2部　風水害等対策編　第3章　災害応急対策計画　第10節　避難計画　第2項　市が実施する対策　5　避難所の開設及び運営（総務管理部，避難所対策部，福祉医療対策部，建築対策部） (4)運営管理　サ ペット同行の避難者に対しては，ペットの管理場所を指定するなど，飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。 〇第2部　風水害等対策編　第3章　災害応急対策計画　第11節　応急住宅対策計画　第2項　市が実施する対策（建築対策部）　2　応急仮設住宅の建設 (9)ペット対策　飼い主責任を基本とした同行避難を想定し，（公社）三重県獣医師会の助言・協力を得て，応急仮設住宅に隣接してペットの管理場所の確保に努める。 〇第2部　風水害等対策編　第3章　災害応急対策計画　第18節　防疫計画　第2項　市が実施する対策（環境対策部，福祉医療部，避難所対策部） 6 ペット対策　鈴亀地区獣医師会（三重県獣医師会鈴鹿支部）の助言・協力を得て，避難所に隣接した場所に，飼い主責任を基本としたペットの管理場所及び救護所を設置するよう努める。 〇第2部　風水害等対策編　第3章　災害応急対策計画　第18節　防疫計画　第3項　市民が実施する対策　3 ペットの同行避難対策　ペットの飼い主は，災害が発生し避難所へ避難する場合は，避難先でのペットの管理に自らが責任を負うことを前提に，ペットとともに同行避難を行う。また，ペットの管理場所及び救護所が設置されている場合は，ペットの管理場所及び救護所の指示に従い，ペットを適正に管理する。 〇第3部　地震・津波対策編　第3章　災害応急対策計画　第11節　避難計画　第2項　市が実施する対策　5　避難所の開設及び運営（総務管理部，避難所対策部，福祉医療対策部，建築対策部） (4)運営管理　サ ペット同行の避難者に対しては，ペットの管理場所を指定するなど，飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。 〇第3部　地震・津波対策編　第3章　災害応急対策計画　第12節　応急住宅対策計画　第2項　市が実施する対策（建築対策部）　2　応急仮設住宅の建設 (9)ペット対策　飼い主責任を基本とした同行避難を想定し，（公社）三重県獣医師会の助言・協力を得て，応急仮設住宅に隣接してペットの管理場所の確保に努める。 〇第3部　地震・津波対策編　第3章　災害応急対策計画　第18節　防疫計画　第2項　市が実施する対策（環境対策部，福祉医療対策部，避難所対策部） 6 ペット対策　鈴亀地区獣医師会（三重県獣医師会鈴鹿支部）の助言・協力を得て，避難所に隣接した場所に，飼い主責任を基本としたペットの管理場所及び救護所を設置するよう努める。 〇第3部　地震・津波対策編　第3章　災害応急対策計画　第18節　防疫計画　第3項　市民が実施する対策　3 ペットの同行避難対策　ペットの飼い主は，災害が発生し避難所へ避難する場合は，避難先でのペットの管理に自らが責任を負うことを前提に，ペットとともに同行避難を行う。また，ペットの管理場所及び救護所が設置されている場合は，ペットの管理場所及び救護所の指示に従い，自らペットを適正に管理する。 【鈴鹿市国民保護計画】 〇第3編　武力攻撃事態等への対処　第4章　警報及び避難の指示等 第2　避難住民の誘導等　3　避難住民の誘導　(9) 動物の保護等に関する配慮（避難所対策部、環境対策部、産業物資対策部） 市は，「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び，農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）を踏まえ，危険動物等の逸走対策及び要避難地域等において飼養等されていた家庭動物等の保護収容等について，所要の措置を講ずるよう努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
亀山市 （三重県）	●亀山市地域防災計画（地震災害対策編） ・第1章災害予防・減災対策／第1節自助・共助を育成する防災対策の推進／第2防災思想・防災知識の普及／2防災関係機関と連携した防災知識の普及・啓発／12ペットの同行避難等の自助の取組の推進及び啓発 ・第1章災害予防・減災対策／第1節／第9避難対策等の推進／4避難誘導態勢の整備／4ペット同行避難／ペットの飼い主は、同行避難することを想定して、平時からペットのしつけや健康管理を行うとともに、飼い主の連絡先を記載した迷子札等の装着、水や餌・ゲージ等、ペット用避難用具の常備に努めるよう啓発を行う。 ・第1章／第2節防災体制の整備・強化／第7救援・救助活動を円滑に行うための施策／6公衆衛生対策／4ペット用避難所設備設置の検討／ペット同行避難により避難所の公衆衛生が悪化しないよう仮設避難設備の設置等、ペット所有者が避難所の近くで飼育できる環境を整えられるよう検討する。 ・第2章災害応急対策／第10節避難及び被災者支援等の活動／第2避難所／3避難所の運営及び管理／8ペット同行の避難者に対しては、ペットの避難所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。 ・第2章／第10節／第2／12ペット対策／三重県及び関係団体等にペットとの同行避難、受け入れ等について助言を求めるとともに、ペット同行避難による避難所の公衆衛生が悪化しないよう又、ペット所有者が避難所の近くで飼育できるように仮設避難設備の設置や飼育管理のルールづくり及び必要な支援物資の備蓄などペットの受け入れ態勢の構築を図る。 ・第2章／第13節防疫・保健衛生／第1防疫活動／2防疫活動／10ペット対策／福祉対策部は市民対策部と協力し、協定に基づき、公益社団法人三重県獣医師会鈴鹿支部の助言・協力を得て、避難所に隣接した場所に、飼い主責任を基本としたペットの避難所及び救護所を設置するよう努める。また、ペットの飼い主は、災害が発生し避難所へ避難する場合は、避難先でのペットの管理に自らが責任を負うことを前提に、ペットとともに同行避難を行いペットの避難所及び救護所が設置されている場合は、ペットの避難所及び救護所の指示に従い、ペットを適正に管理するものとする。 ●亀山市地域防災計画（風水害等対策編） ・第2章災害応急対策／第10節避難及び被災者支援等の活動／第2避難所／3避難所の運営及び管理／8ペット同行の避難者に対しては、ペットの避難所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。 ・第2章／第10節／第2／12ペット等避難対策／ペット同行避難による避難所の公衆衛生が悪化しないよう又、ペット所有者が避難所の近くで飼育できるように仮設避難設備の設置や飼育管理のルールづくり及び必要な支援物資の備蓄などペットの受け入れ態勢の構築について検討する。 ペット等避難対策の詳細は、「地震災害対策編第2章第10節第2-12」を参照 ●亀山市国民保護計画 ・第3編武力攻撃事態等への対処／第5章警報及び非難の指示等／第6避難住民の誘導／10動物の保護等に関する配慮／「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 (1)危険動物等の逸走対策 (2)要避難地域等において飼養等されていた家庭動物等の保護収容等
津市 （三重県）	津市地域防災計画風水害対策編第3編第1章第19節及び震災対策編第3編第1章第18節動物の保護及び管理 〇被害を受けた動物の適正な管理を行い、動物の愛護及び環境衛生の保持に努めます。 1愛玩動物の保護及び管理（環境部、市民部、各総合支所） (1)愛玩動物の保護 ア災害発生により被害を受けた動物を、三重県や公益社団法人三重県獣医師会等と協力して保護します。 イ三重県や獣医師会等と協力して、逸走した動物の人間への危害の発生を防止します。 (2)愛玩動物への対策 近年、ペットは家族の一員として生活を共にしていることから、避難所及び避難生活においてもその対策が必要となります。 基本的に屋内での避難生活ではペットを同居させることは困難であるため、避難所の屋外の一角をペットの保護場所とし、ペットは首輪やケージなどを用いて、他の避難者に迷惑がかからないよう飼い主が管理することを原則としますが、今後、施設環境に応じてペット同伴者に配慮した避難所運営について検討します。 (3)愛玩動物の死体の焼却・埋却の実施 ア焼却 燃料等を用いて焼却し、焼却後残った灰等は土中に埋却します。 イ埋却 埋却に十分な穴を掘り、死体の上に消石灰を散布し、土砂をもって覆います。
多気町 （三重県）	多気町地域防災計画 第2部　災害対策・減災　第2章　安全な避難空間の確保 ペット対策　　飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、犬や猫等のペット同行の避難者を適切に受け入れるとともに、避難者のペット飼育状況の把握に努める。 第2部　災害対策・減災　第2章　安全な避難空間の確保 ペットの同行避難対策　　ペットの飼い主は、同行避難することを想定して、平時からペットのしつけや健康管理を行うとともに、飼い主の連絡先を記載した迷子札等の装着、水や餌等のペット用避難用具の常備等に努める。 第3部　発災後対策　第4章　避難及び被災者支援等の活動 ペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定する等、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。 第3部　発災後対策　第4章　避難及び被災者支援等の活動 第5節　防疫・保健衛生活動　ペット対策　　町は、三重県獣医師会の助言・協力を得て、避難所に隣接した場所に、飼い主責任を基本としたペットの管理場所及び救護所を設置するよう努める。 ペットの同行避難対策　　ペットの飼い主は、災害が発生し避難所へ避難する場合は、避難先でのペットの管理に自らが責任を負うことを前提に、ペットとともに同行避難を行う。また、町等によりペットの管理場所及び救護所が設置されている場合は、ペットの管理場所及び救護所の指示に従い、ペットを適正に管理する。 第3部　発災後対策　第7章　復旧に向けた対策 応急仮設住宅の建設　　ペット対策として、町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、応急仮設住宅に隣接して、ペットの管理場所を三重県獣医師会の助言・協力を得て設置するよう努める。
大台町 （三重県）	大台町地域防災計画震災対策編 第21節防疫対策第6飼い犬等ペットの管理 生活環境班環境係は、犬による人畜への被害発生を防止するため、県から派遣される狂犬病予防員等と協力し、放浪犬を保護収容するとともに、飼い主に対し、犬の管理方法を指導する。 また、獣医師、三重県獣医師会の助言・協力を得て、避難所に隣接したペットの管理場所等の設置を検討する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
松阪市 （三重県）	松阪市地域防災計画 ≪行動計画編≫ 第2章防災ビジョンの実現に向けた具体的なテーマと施策（公助） 施策1実効性のある防災体制の確立 1-1-17：ペット救護体制の整備 1.ペットの同行避難への啓発 □ペットの飼い主は、同行避難することを想定して、平時からペットのしつけや健康管理を行うとともに、飼い主の連絡先を記載した迷子札等の装着、水や餌等のペット用避難用具の常備等に努めます。 □本市は、公益社団法人三重県獣医師会松阪多気支部と協力し、ペットの飼い主に対し、同行避難することを想定し、平時からペットのしつけや健康管理、飼い主の連絡先を記載した迷子札等の装着、水や餌等ペット用避難用具の備蓄等に努めるよう啓発を行います。 □本市は、避難所におけるペット受入時のルールを設定するとともに、関係機関と連携し、あらかじめ飼い主等に対し周知するよう努めます。 2. ペット同行避難所の指定 □ペットの負傷や衰弱等の防止、避難者の心のケア、迅速な避難のため、台風等の風水害に備え、ペット同行避難所として三十三銀行アリーナを指定します。 □ペット同行避難所の指定にあたっては、屋内にペットを収容することを想定し、一般避難者のために開設しておらず、かつ、洪水や土砂災害の危険性が低い場所を選定します。 ◆市民の取り組み（自助） □同行避難することを想定して、平時からペットのしつけや健康管理を行いましょう。 □平時からペットのしつけや健康管理、飼い主の連絡先を記載した迷子札等の装着、水や餌等ペット用避難用具の備蓄等をしましょう。 施策2いのちをつなぐ 3－2－15：特定動物の逸走及びペット対策 1. 各主体の責務 (1)本市の役割 □避難所又は災害現場等に設置する動物救護所、飼い主不明動物一時収容所、及び公益社団法人三重県獣医師会松阪多気支部会員の保有する診療施設において、ペットの状況等の情報提供並びに動物救護活動を行います。 □避難所を設置するにあたり、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を設置することを地域へ呼びかける等、住民が動物と一緒に避難することができるよう配慮します。 (2)公益社団法人三重県獣医師会松阪多気支部の役割 □県と協力し「動物救護本部」を設置し、動物の救済活動を実施します。 □緊急動物用医薬品の備蓄及び緊急配送体制を整備し、災害の発生直後の県、本市からの要請に備えます。 1動物救護所における被災動物の管理指導 2飼い主不明動物一時収容所における被災動物の管理指導 3負傷動物への医療処置 4負傷患畜の搬送、動物病院への搬送の要否の決定 5被災動物に関する情報提供 6動物の死亡の確認 7その他必要な応急業務 2. 特定動物の逸走対策及びペットの保護 □災害時には、飼い主不明の動物や、負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民がペットを伴い避難所に避難してくることが予想されるため、本市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県及び県獣医師会、公益財団法人三重県動物管理事務所等関係団体と協力体制を確立します。 □本市は、県及び県獣医師会、公益財団法人三重県動物管理事務所等が設置する「動物救護本部」と協力し、避難所や応急仮設住宅のペットの状況等の情報提供並びに活動を支援し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行います。 □住民と動物が一緒に避難できる避難施設を設置するよう努めます。 ◆市民の活動（自助） □飼い主がペットの保護、適切な管理を行います。特定動物の飼養者は、逸走した場合は、直ちに警察、消防、保健所等関係機関に通報を行うとともに速やかな捕獲等に努めます。 ◆地域の活動（共助） □避難所におけるペット同行の避難者の受入体制について配慮します。
明和町 （三重県）	●明和町地域防災計画【震災対策編】第2章　災害予防計画　第9節　避難計画 7 ペット対策・・・災害時には、多くの住民がペットを伴って避難所に避難してくることが予想されることから、平常時から以下のとおり努める。(1)飼い主/ペットの飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう日頃からゲージに慣れさせる等の訓練を行うとともに飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種、避妊・去勢手術の実施、食料等動物用避難用品の確保に努める。 (2)町/関係団体等と連携協力して、飼い主を含めた住民への必要な情報の提供と意識の啓発に努める。また、避難所設置にあたり、飼い主責任による同行避難を前提としつつも、避難所における必要な飼育支線体制や放浪動物、負傷動物等の救護体制に努める。 ●明和町地域防災計画【風水害等対策編】第3章　災害応急対策計画　第26節 防疫・保健衛生計画　第1項　防疫計画 11 ペット対策・・・町は、三重県獣医師会の助言、協力を得て、避難所に隣接した場所に飼い主責任を基本としたペットの管理場所及び救護所を設置するように努める。 ●明和町地域防災計画【風水害等対策編】第2章　災害予防計画　第7節　避難計画 8 ペット対策 災害時には、多くの住民がペットを伴って避難所に避難してくることが予想されることから、平常時から以下のとおり努める。 (1) 飼い主/ペットの飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう日頃からケージに慣れさせる等の訓練を行うとともに飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種、避妊・去勢手術の実施、食料等動物用避難用品の確保に努める。 (2) 町/町は、関係団体等と連携協力して、飼い主を含めた住民への必要な情報の提供と意識の啓発に努める。また、避難所設置にあたり、飼い主責任による同行避難を前提としつつも、避難所における必要な飼育支援体制や放浪動物、負傷動物等の救護体制に努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
伊勢市 （三重県）	地域防災計画本編 第2編第1章第4節 3備蓄対策 なお、ペットも家族の一員です。被災直後の生活を考慮し、食べなれていて保存のきくペットフードや水、予備の食器などを7日分準備しておきましょう。 第2編第2章第2節 5ペットと一緒に避難する 災害時には飼い主とはぐれたペットが放浪状態となったり、飼い主とペットが共に避難できた場合でも、動物アレルギーがある方や動物が苦手な方との避難生活に苦慮したりと、様々な問題が発生する可能性があります。 万が一の災害に備えて、同行避難が可能な避難所を確認しておくことや、ペットを預かってくれるところをさがしておくと安心です。ペットと同行避難をする場合には、ペットのためのケージや食料等を持参しましょう。また、避難所は多くの避難者との共同生活の場となりますので日ごろから適切な飼育を心がけ、避難所では避難所運営者の指示に従って避難生活を送りましょう。 伊勢市国民保護計画 第3編第4章第2 3(9)動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養等されていた家庭動物等の保護収容等
度会町 （三重県）	度会町地域防災計画　風水害対策編 第2部災害予防・減災対策　第2章災害応急対策への備え　第6節避難対策等の推進 第2項対策　1　避難対象地域等の対策　(10)ペット対策 　飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、犬や猫などのペット同行の避難者の受入体制について検討する。 第3部発災後対策　第1章災害警戒期からの対策　第5節避難対策活動　第2項対策　3　避難所の開設及び運営　(4)避難所の運営及び管理 　ク　ペット同行の避難所に対しては、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。 第3部発災後対策　第3章災害発生後対策　第15節防疫・保健衛生活動　第2項対策　1　実施体制　(5)ペット対策 　町は、(公社)三重県獣医師会の助言・協力を得て、避難所に隣接した場所に、飼い主責任を基本としたペットの管理場所及び救護所を設置するよう努める。 第3部発災後対策　第3章災害発生後対策　第19節住宅の保全・確保　第2項対策　3　応急仮設住宅等の確保　(3)応急仮設住宅の建設 　オ　ペット対策として、町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、応急仮説住宅に隣接して、ペットの管理場所を(公社)三重県獣医師会の助言・協力を得て設置するよう努める。 度会町地域防災計画　震災対策編 第2部災害予防・減災対策　第2章安全な避難空間の確保　第1節避難対策等の推進　第2項対策　1　地域等を対象とした対策　(8)ペット対策 　飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、犬や猫などのペット同行の避難者の受入体制について検討する。 第3部発災後対策　第4章避難及び被災者支援等の活動　第1節避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営　第2項対策　4　避難所の開設及び運営　(4)避難所の運営及び管理 　ク　ペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。
南伊勢町 （三重県）	■南伊勢町地域防災計画（令和5年1月改定） ○[地震・津波対策編]第2部（災害予防・減災対策）第2章（安全な避難空間の確保）第1節（避難対策等の推進）第4項（避難誘導体制及び避難所の運営管理体制の確立）2避難所の運営管理体制の確立（4）ペット対策 及び ○[風水害等対策編]第2部（災害予防・減災対策）第2章（安全な避難空間の確保）第1節（避難対策等の推進）第3項（避難誘導体制及び避難所の運営管理体制の確立）2避難所の運営管理体制の確立（4）ペット対策 「町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、ペット同行者用の避難所の設置など避難所運営マニュアルに沿い、犬や猫などのペット同行の避難者の受入体制について検討する。」 ○[地震・津波対策編]第3部（発災後対策）第4章（避難及び被災者支援等の活動）第1節（避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営）第6項（避難所の開設及び運営）7避難所の運営及び管理 及び ○[風水害等対策編]第5部（被災者支援・復旧対策）第2章（避難者支援等の活動）第1節（避難所の運営）第2項（避難所の開設及び運営）7避難所の運営及び管理 「（11）ペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努めます。」 ○[地震・津波対策編]第3部（発災後対策）第4章（避難及び被災者支援等の活動）第5節（防疫・保健衛生活動）第2項（実施体制）4愛玩動物（ペット）対策 及び ○[風水害等対策編]第5部（被災者支援・復旧対策）第2章（避難者支援等の活動）第6節（防疫・保健衛生活動）第2項（実施体制）4愛玩動物（ペット）対策 「町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、犬や猫などのペット同行の避難者の受入れ体制について検討するとともに、避難所に隣接して、ペットの管理場所及び救護所を公益社団法人三重県獣医師会の助言・協力を得て設置するよう努めるものとします。」 ○[地震・津波対策編]第3部（発災後対策）第4章（避難及び被災者支援等の活動）第5節（防疫・保健衛生活動）第3項（地域・住民が実施する対策）2愛玩動物（ペット）対策 及び ○[風水害等対策編]第5部（被災者支援・復旧対策）第2章（避難者支援等の活動）第6節（防疫・保健衛生活動）第3項（地域・住民が実施する対策）2愛玩動物（ペット）対策 「ペットの飼い主は、平常時から同行避難に備え、ペットのしつけや健康管理を行うとともに、飼い主の連絡先を記載した迷子札等の装着、水やペットフード等のペット用避難用具を常備し、避難時には携帯します。災害が発生し避難所へ避難する場合は、避難先でのペットの管理に自らが責任を負うことを前提に、ペットとともに同行避難を行います。また、町等によりペットの管理場所及び救護所が設置されている場合は、ペットの管理場所及び救護所の指示に従い、ペットを適切に管理します。」 ○[地震・津波対策編]第3部（発災後対策）第7章（復旧に向けた対策）第2節（住宅の保全・確保）第3項（応急住宅等の確保）2応急仮設住宅の建設 及び ○[風水害等対策編]第5部（被災者支援・復旧対策）第3章（復旧に向けた対策）第3節（住宅の保全・確保）第3項（応急住宅等の確保）2応急仮設住宅の建設 「（5）ペット対策として、町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、応急仮設住宅に隣接して、ペットの管理場所を公益社団法人三重県獣医師会の助言・協力を得て設置するよう努めるものとします。」 ○[地震・津波対策編]第3部（発災後対策）第7章（復旧に向けた対策）第1節（廃棄物対策活動）第4項（死亡獣畜の処理）2特定動物（猛獣類）における準用 及び ○[風水害等対策編]第5部（被災者支援・復旧対策）第3章（復旧に向けた対策）第2節（廃棄物対策活動）第4項（死亡獣畜の処理）2特定動物（猛獣類）における準用 「死亡した特定動物の処理については、死亡獣畜の処理に準拠して行うものとします。」

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
玉城町 （三重県）	玉城町地域防災計画（令和7年3月修正） Ⅰ総則・災害予防対策編 第2部災害予防計画第2章公助　第11ペット対策　町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、犬や猫などのペット同行の避難者の受入体制について検討する。 Ⅱ風水害対策計画編 第1部災害応急対策計画 第1章自助・共助　第5節　災害支援のための行動　第3　防疫・保健衛生活動　3　ペットの同呼応避難 ペットの飼い主は、災害が発生し避難所へ避難する場合は、避難先でのペットの管理に自らが責任を負うことを前提に、ペットとともに同行避難を行う。 また、町によりペットの管理場所及び救護所が設置されている場合は、ペットの管理場所及び救護所の指示に従い、ペットを適正に管理する。 第2章公助　第18節　避難対策活動　第9避難所の管理運営（7）ペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。 第20節　防疫・保健衛生活動　第5ペット対策　町は、三重県獣医師会伊勢志摩支部の助言・協力を得て、避難所に飼い主責任を基本としたペットの管理場所及び救護所を設置するよう努め、飼い主とペットが快適に避難所生活をできる環境づくりを行う。 第27節　応急住宅対策　第3応急仮設住宅等の確保　3応急仮設住宅の建設　ペット対策として、町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、ペット飼育者と非飼育者で居住区域を区分するなどの環境整備や、ペットと同居する場合のルール等についてあらかじめ検討するなど、ペットの管理場所を三重県獣医師会伊勢志摩支部の助言・協力を得て設置するよう努める。
大紀町 （三重県）	大紀町地域防災計画 5 ペット対策 町は、（公社）三重県獣医師会の助言・協力を得て、避難所に隣接した場所に、飼い主責任を基本としたペットの管理場所及び救護所を設置するよう努める。 6 地域・住民が実施する共助・自助の対策 (1) 健康カードの作成 既往歴、治療中疾患名、治療薬剤名などを記載した健康カードを作成し、常に身に付けることを心がける。 (2) 治療薬剤の保管 普段服薬している治療薬剤を、災害時に入手困難になることを想定し、1週間分程度保管しておき、避難時に携行する。 (3) ペットの同行避難対策 ペットの飼い主は、災害が発生し避難所へ避難する場合は、避難先でのペットの管理に自らが責任を負うことを前提に、ペットとともに同行避難を行う。また、避難所においてペットの管理場所及び救護所が設置されている場合は、ペットの管理場所及び救護所の指示に従い、ペットを適正に管理する。
鳥羽市 （三重県）	鳥羽市地域防災計画　風水害等対策編 第2部 災害予防減災対策 第2章 安全に避難するための対策 第3項 対策 ■市が実施する対策 1 地域・市民等及び関係団体を対象とした対策 (8) ペット対策 飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、各避難所に設置する「避難所運営マニュアル」に基づく、犬や猫などのペット同行の避難者の受入れ対応について周知を図るとともに、三重県獣医師会の協力・助言等を得る。 ■市民が実施する対策 4 ペットの同行避難対策 ペットの飼い主は、同行避難することを想定して、平時からペットのしつけや健康管理を行うとともに、飼い主の連絡先を記載した迷子札等の装着、水や餌等のペット用避難用具等の常備に努める。 第4部 発災後の応急対策 第4章 緊急避難対策 第2節 避難行動要支援者・要配慮者対策 第3項 対策 ■地域・市民が実施する共助・自助の対策 4 避難者の避難所運営の協力 (5) ペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。 第5部 被災者支援・復旧対策 第2章 避難者支援等の活動 第6節 防疫・保健衛生活動 ■市が実施する対策 (5) ペット対策 市は、（社）三重県獣医師会ほか被災動物支援団体との連絡体制を整え、市が自ら設置する避難所に隣接して、ペットの救護所を(社)三重県獣医師会等の助言・協力を得て設置するよう努めるものとする。 ■地域・市民が実施する共助・自助の対策 3 ペットの同行避難対策 ペットの飼い主は、災害が発生し避難所へ避難する場合は、避難先でのペットの管理に自らが責任を負うことを前提に、ペットとともに同行避難を行う。 また、市によりペットの管理場所及び救護所が設置されている場合は、ペットの管理場所及び救護所の指示に従い、ペットを適正に管理する。 第4章 復旧に向けた対策 第2節 住宅の保全・確保 第3項 対策 ■市が実施する対策 3 応急仮設住宅等の確保 (3) 応急仮設住宅の建設 ペット対策として飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、応急仮設住宅に隣接してペットの管理場所を（公社）県獣医師会の助言・協力を得て設置するよう努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
鳥羽市 （三重県）	鳥羽市地域防災計画　地震・津波対策編 第2部 災害予防・減災対策 第2章 安全に避難するための対策 第1節 避難対策等の推進 第3項 対策 ■市が実施する対策 1 地域・市民等及び関係団体を対象とした対策 （9）ペット対策 市は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、避難所運営の主体である各町内会・自治会及び自主防災組織に対し、「避難所運営マニュアル」において犬や猫などのペット同行の避難者の受入れ体制について配慮・処置するよう記載して、周知を図る。 ■市民が実施する対策 4 ペットの同行避難対策 (1) ペットの飼い主は同行避難することを想定して、平時からペットのしつけや健康管理を行うとともに、飼い主の連絡先を記載した迷子札等の装着、水や餌等のペット用避難用具の常備等に努める。 (2) 避難所等の運営委員会・管理者等は、ペットは飼い主である避難者にとって家族の一員であり、心の拠り所となっている場合があると同時に、衛生管理や他の避難者への配慮も必要であることから、状況に応じ専用スペースを設置する等のルール作りなどの対応を考える。 第3部 発災後対策 第4章 避難及び被災者支援等の活動 第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営 第3項 対策 ■市が実施する対策 4 避難所の開設及び運営支援 (4)避難所の運営及び管理 ケ ペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。 第6節 防疫・保健衛生活動 第3項 対策 ■市が実施する対策 (5)ペット対策 市は、(公社)三重県獣医師会ほか被災動物支援団体との連絡体制を整え、市が自ら設置する避難所に隣接して、ペットの救護所を(公社)三重県獣医師会等の助言・協力を得て設置するよう努める。 ものとする。(推進計画) ■地域・市民が実施する共助・自助の対策 3 ペットの同行避難対策 ペットの飼い主は、災害が発生し避難所へ避難する場合は、避難先でのペットの管理に自らが責任を負う事を前提に、ペットと共に同行避難を行う。 また、ペットの管理場所及び救護所が設置されている場合は、ペットの管理場所及び救護所の指示に従い、ペットを適正に管理する。 第7章 復旧に向けた対策 第2節 住宅の保全・確保 第3項 対策 3 応急仮設住宅等の確保 (3)応急仮設住宅の建設 また、ペット対策として飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、応急仮設住宅に隣接してペットの管理場所を(公社)県獣医師会の助言・協力を得て設置するよう努める。 鳥羽市国民保護計画 動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養等されていた家庭動物等の保護収容等
志摩市 （三重県）	志摩市国民保護計画 第3編 武力攻撃事態等への対処／第4章 警報及び避難の指示等／第2 避難住民の誘導等 (9) 動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ア 危険動物等の逸走対策 イ 要避難地域等において飼養等されていた家庭動物等の保護収容等 志摩市地域防災計画－地震・津波対策編－ 第2部　災害予防・減災対策／第1章　自助・共助を育む対策の推進／第1節　市民や地域の防災対策の促進／第3項 対策 ■市が実施する対策　2 市民を対象とした対策 (1) 地震・津波対策に関する普及啓発 事業の実施 また、その内容は次の事項を含むものとし、防災知識の普及にあたっては、特に要配慮者 に十分配慮し、地域で 要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に 十分 配慮した防災対策を進めるため、男女共同参画の視点も取り入れた防災体制を確立するよう努める ことに加え、ペットの飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める 。 第2章　安全な避難空間の確保／第1節　避難対策等の推進／第3項　対策 ■市が実施する対策　10 ペット対策 市は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、 避難所へのペットの受入方法等について、住民への周知徹底を図るものとする 。 ■市民が実施する対策　3 ペットの同行避難対策 ペットの飼い主は、同行避難することを想定して、平時からペットのしつけや健康管理を行うとともに、飼い主の連絡先を記載した迷子札等の装着、水や餌等のペット用避難用具等の常備に努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
志摩市 （三重県）	第3部　発災後対策／第4章　避難及び被災者支援等の活動／第1節　避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営／第3項　対策 ■市が実施する対策　13 避難所の開設及び運営 (9) ペットに対する対策 近年、ペットは家族の一員として生活を共にしていることから、避難所及び避難生活においてもその対策が必要となる。 基本的に屋内での避難生活ではペットと同居することは不可能であるため、避難所の一角にペットの避難場所の設置等に努める。ペットの保護の方法はケージや首輪等を使用するなど、飼い主が管理することとする。 第5節　防疫・保健衛生活動／第3項　対策 ■市が実施する対策　3 ペット対策 市は、(公社)三重県獣医師会伊勢志摩支部との協定に基づき、助言・協力を得て、避難所又は避難所に隣接した場所に、飼い主責任を基本としたペットの管理場所及び救護所を設置するよう努める。(推進計画) また、ペットと同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等におけるペットの受け入れ状況を含む避難状況の把握に努めるものとする。 ■地域・住民が実施する共助・自助の対策　3 ペットの同行避難対策 ペットの飼い主は、災害が発生し避難所へ避難する場合は、避難先でのペットの管理に自らが責任を負うことを前提に、ペットとともに同行避難を行う。 また、市等によりペットの管理場所及び救護所が設置されている場合は、ペットの管理場所及び救護所の指示に従い、ペットを適正に管理する。 第7章　復旧に向けた対策／第2節　住宅の保全・確保／第3項　対策 ■市が実施する対策　3 応急仮設住宅等の確保 (3)応急仮設住宅の建設 またペット対策として、市は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、応急仮設住宅に隣接して、ペットの管理場所を(公社)三重県獣医師会の助言・協力を得て設置するよう努める。 志摩市地域防災計画－風水害等対策編－ 第2部　災害予防・減災対策／第1章 自助・共助を育む対策の推進／第1節 市民や地域の防災対策の促進／第3項 対策 ■市が実施する対策　2 市民を対象とした対策 (1) 風水害対策に関する普及・啓発事業の実施 また、その内容は次の事項を含むものとし、防災知識の普及にあたっては、特に要配慮者に十分配慮し、地域で要配慮者を支援する体制が整備されるよう 努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した防災対策を進めるため、男女共同参画の視点も取り入れた防災体制を確立するよう努める ことに加え、ペットの飼育の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める 。 第2章　安全な避難空間の確保／第1節　避難対策等の推進／第3項　対策 ■市が実施する対策　10 ペット対策 市は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、避難所へのペットの受入方法等について、住民への周知徹底を図るものとする 。 ■市民が実施する対策　2 ペットの同行避難対策 ペットの飼い主は、同行避難することを想定して、平時からペットのしつけや健康管理を行うとともに、飼い主の連絡先を記載した迷子札等の装着、水や餌等のペット用避難用具等の常備に努める。 第4部　発災後の応急対策／第4章　緊急避難対策／第1節　避難の指示等及び避難場所・避難所の確保／第3項　対策 ■市が実施する対策　13 避難所の開設等 (10) ペットに対する対策 近年、ペットは家族の一員として生活を共にしていることから、避難所及び避難生活においてもその対策が必要となる。 基本的に屋内での避難生活ではペットと同居することは不可能であるため、避難所の一角にペットの避難場所の設置等に努める。ペットの保護の方法はケージや首輪等を使用するなど、飼い主が管理することとする。 第5部　被災者支援・復旧対策／第2章　避難者支援等の活動／第1節　避難所の運営／第3項　対策 ■市が実施する対策　10 ペットに対する対策 近年、ペットは家族の一員として生活を共にしていることから、避難所及び避難生活においてもその対策が必要となる。 基本的に屋内での避難生活ではペットと同居することは不可能であるため、避難所の一角にペットの避難場所の設置等に努める。ペットの保護の方法はケージや首輪等を使用するなど、飼い主が管理することとする。 第6節　防疫・保健衛生活動／第3項　対策 ■市が実施する対策　3 ペット対策 市は、(公社)三重県獣医師会伊勢志摩支部との協定に基づき、助言・協力を得て、避難所又は避難所に隣接した場所に、飼い主責任を基本としたペットの管理場所及び救護所を設置するよう努める。 また、ペットと同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等におけるペットの受け入れ状況を含む避難状況の把握に努めるものとする。 ■地域・住民が実施する共助・自助の対策　3 ペットの同行避難対策 ペットの飼い主は、災害が発生し避難所へ避難する場合は、避難先でのペットの管理に自らが責任を負うことを前提に、ペットとともに同行避難を行う。 また、市等によりペットの管理場所及び救護所が設置されている場合は、ペットの管理場所及び救護所の指示に従い、ペットを適正に管理する。 第4章　復旧に向けた対策／第2節　住宅の保全・確保／第3項　対策 ■市が実施する対策　3 応急仮設住宅等の確保 (3)応急仮設住宅の建設 またペット対策として、市は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、応急仮設住宅に隣接して、ペットの管理場所を(公社)三重県獣医師会の助言・協力を得て設置するよう努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
伊賀市 （三重県）	伊賀市地域防災計画－風水害等対策編－ 第2部 災害予防・減災対策／第2章 安全な避難空間の確保／第1節 避難対策等の推進／第3項 対策 ■市が実施する対策 (13) ペット対策 市は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、犬や猫などのペット同行の避難者の受入体制について検討する。 ■市民が実施する対策 3 ペットの同行避難対策 ペットの飼い主は、同行避難することを想定して平常時からペットのしつけや健康管理を行うとともに、飼い主の連絡先を記載した迷子札等の装着、水や餌等のペット用避難用具等の常備に努めるものとする。 第5部 被災者支援・復旧対策／第2章 避難者支援等の活動／第1節 避難所の運営／第3項 対策 ■市が実施する対策 4 避難所の運営及び管理 避難所の運営及び管理にあたっては、「避難所運営マニュアル」等に沿って行い、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。さらに、特に次の点に留意して、適切な管理を行う。 ケ ペットが同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。 10 ペットに対する対策 近年、ペットは家族の一員として生活を共にしていることから、避難所及び避難生活においてもその対策が必要となる。基本的に屋内での避難生活ではペットと同居することは不可能であるため、避難所の一角にペットの避難場所の設置等に努める。ペットの保護の方法は、ケージや首輪等を使用するなど飼い主が管理する。 第6節 防疫・保健衛生活動／第3項 対策 ■市が実施する対策 2 被災者の健康管理等 (5) ペット対策 市は、(公社)三重県獣医師会伊賀支部の助言・協力を得て、避難所又は避難所に隣接した場所に飼い主責任を基本としたペットの管理場所を設置するよう努める。 ■地域・住民が実施する共助・自助の対策 3 ペットの同行避難対策 ペットの飼い主は、災害が発生し避難所へ避難する場合は避難先でのペットの管理に自らが責任を負うことを前提に、ペットとともに同行避難を行うものとする。また、市等によりペットの管理場所が設置されている場合は、ペットの管理場所での指示に従い、ペットを適正に管理するものとする。 第5部 被災者支援・復旧対策／第4章 復旧に向けた対策／第2節 住宅の保全・確保／第3項 対策 ■市が実施する対策 3 応急仮設住宅等の確保 市は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。なお、応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮する。 (3)応急仮設住宅の建設(建設型応急住宅) 応急仮設住宅の建設は原則として県が行うものとし、救助法が適用された場合において知事から委任されたときは市が行う。 市は、プレハブ建築協会、全国木造建設事業協会、県建設業協会、日本木造住宅産業協会等と連携し、自らの資力では住宅を確保することができない避難者等に供する応急住宅を仮設し、一時的な居住の安定を図る。また、中期的な災害対応を見通す中で、あらかじめ応急仮設住宅の建設予定地を調査し、確保に努めておく。 応急仮設住宅の建設にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮するとともに入居にあたっては、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。また、ペット対策として、市は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、応急仮設住宅に隣接して、ペットの管理場所を(公社)三重県獣医師会伊賀支部の助言・協力を得て設置するよう努める。 伊賀市地域防災計画－震災対策編－ 第2部 災害予防・減災対策／第2章 安全な避難空間の確保／1節 避難対策等の推進／第3項 対策 ■市が実施する対策 (13) ペット対策 市は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、犬や猫などのペット同行の避難者の受入体制について検討する。 ■市民が実施する対策 2 ペットの同行避難対策 ペットの飼い主は、同行避難することを想定して平常時からペットのしつけや健康管理を行うとともに、飼い主の連絡先を記載した迷子札等の装着、水や餌等のペット用避難用具等の常備に努めるものとする。 第3部 発災後対策／第4章 避難及び被災者支援等の活動／第1節 避難指示等及び避難場所・避難所の確保・運営／第3項 対策 ■市が実施する対策 14 避難所の開設等 (4) 避難所の運営及び管理 避難所の運営及び管理にあたっては、避難所の「避難所運営マニュアル」等に沿って行い、住民等が主体となって避難所を運営できるように配慮する。また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。さらに、次の点に留意して、適切な管理を行う。 ケ ペット同行避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。 (10) ペットに対する対策 近年、ペットは家族の一員として生活を共にしていることから、避難所及び避難生活においてもその対策が必要となる。基本的に屋内での避難生活ではペットと同居することは不可能であるため、避難所の一角にペットの避難場所の設置等に努める。ペットの保護の方法は、ケージや首輪等を使用するなど、飼い主が管理する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
伊賀市 （三重県）	第5節 防疫・保健衛生活動／第3項 対策 ■市が実施する対策 2 被災者の健康管理等 (5) ペット対策 市は、(公社)三重県獣医師会伊賀支部の助言・協力を得て、避難所又は避難所に隣接した場所に飼い主責任を基本としたペットの管理場所を設置するよう努める。 （推進計画） ■地域・住民が実施する共助・自助の対策 3 ペットの同行避難対策 ットの飼い主は、地震災害が発生し避難所へ避難する場合は避難先でのペットの管理に自らが責任を負うことを前提に、ペットとともに同行避難を行うものとする。また、市等によりペットの管理場所が設置されている場合は、ペットの管理場所での指示に従い、ペットを適正に管理するものとする。 第3部 発災後対策／第6章 特定災害対策／第2節 住宅の保全・確保／第3項 対策 ■市が実施する対策 3 応急仮設住宅等の確保 (3)応急仮設住宅の建設(建設型応急住宅) 急仮設住宅の建設は原則として県が行うものとし、救助法が適用された場合において知事から委任されたときは市が行う。 市は、プレハブ建築協会、全国木造建設事業協会、県建設業協会、日本木造住宅産業協会等と連携し、自らの資力では住宅を確保することができない避難者等に供する応急住宅を仮設し、一時的な居住の安定を図る。また、中期的な災害対応を見通す中で、あらかじめ応急仮設住宅の建設予定地を調査し、確保に努めておく。応急仮設住宅の建設にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮するとともに入居にあたっては、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。また、ペット対策として、市は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、応急仮設住宅に隣接して、ペットの管理場所を(公社)三重県獣医師会伊賀支部の助言・協力を得て設置するよう努める。
名張市 （三重県）	名張市地域防災計画・水防計画 第2章災害予防計画第12節避難対策計画(共通) 12ペット対策飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、犬や猫などのペット同行の避難者の受入体制について検討する。 第3章災害応急対策計画第9節避難対策活動(共通) 12避難所の開設及び運営(10)ペットに対する対策 近年、ペットは家族の一員として生活を共にしていることから、避難所での生活においてもその対策が必要となる。基本的に避難所では屋内にペットと同居して避難することは不可能であるため、避難所の屋外の一角を基本にペットの避難場所を設けることとし、市は、管理場所を検討するものとする。ペットの保護の方法は首輪、くさりを使用し、他の避難者に迷惑が掛からないよう、飼い主が責任を持って管理することとする。 第27節生活必需品等供給活動(共通) 9住民・地域が実施する対策(3)ペットの動向避難対策 ペットの飼い主は、災害が発生し避難所へ避難する場合は、原則、避難先でのペットの管理に自らが責任を負うことを前提に、ペットとともに同行避難を行う。市は、市の指定避難所にペットとともに動向避難をしたものがいる場合は、その管理場所について避難所の屋外の一角を基本に検討することとする。
尾鷲市 （三重県）	尾鷲市地域防災計画地震・津波対策編 第2部災害予防計画 第2章安全な避難空間の確保 第1節避難対策等の推進 第3項対策 8ペット対策 市は、飼い主責任を基本とした動向避難を想定し、犬や猫などのペット同行の避難者の受入態勢について検討する。また、飼い主に対して、普段からペットのしつけや健康管理を行うとともに、飼い主の連絡先を記載した迷子札等の装置、水や餌等のペット用避難用具等の常備に努めるよう啓発する。 第4章避難及び被災者支援等の活動 第1節避難指示及び避難場所・避難所の確保・運営 第3項対策 6避難所の運営 (9)ペット同行避難 ペットの同行避難者に対しては、ペットの管理場所を指定し、給餌等については飼い主責任で飼育するものとする。 第5節防疫・保健衛生活動 第3項対策 6ペット対策 市は、県獣医師会(紀州支部)の助言・協力を得て、避難所に隣接した場所に、飼い主責任を基本としたペットの管理場所及び救護所を設置するよう努める。 県と県獣医師会等は、放浪動物や負傷動物の救護を行う。 また、特定動物(クマ、ライオン等の国が定めた危険動物)が逸走し、飼い主責任による対応が困難な場合、県と協力して対応する。 第7章復旧に向けた対策 第2節住宅の保全・確保 第3項対策 4応急仮設住宅の建設 (4)ペット対策 市は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、応急仮設住宅に隣接して、ペットの管理場所を県獣医師会(紀州支部)の助言・協力を得て設置するよう努める。 尾鷲市国民保護法 第3編武力攻撃事態等への対処 第4章警報及び避難の指示等 第2避難住民の誘導等 動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養等されていた家庭動物等の保護収容等 第7章武力攻撃災害への対処第1武力攻撃災害への対処 2武力攻撃災害の兆候の通報 市長への通報 消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災、堤防の決壊、毒素等による動物の大量死及び不発弾の発見等の武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報するものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
紀北町 （三重県）	紀北町地域防災計画 第3部風水害等対策／（第4部地震・津波対策も同様） 第1章避難者支援等の活動 第1節避難所の開設及び運営対策 第2項避難所の運営管理 2運営管理の留意点 (11)避難所への愛玩動物の同伴、収容については、各避難所の施設能力及び状況、他の避難者への影響や衛生管理状態等を考慮するとともに、状況により「災害時動物救護活動に関する協定書」により公益社団法人三重県獣医師会紀州支部に応援を要請します。資料編「災害時動物救護活動に関する協定書」（P. 資8－52）参照 第4節防疫・保健衛生活動 第2項防疫活動の実施 4愛玩動物対策 犬や猫などの愛玩動物を家族の一員と考える価値観を持つ生活様式が増えています。発災後には、愛玩動物同伴で避難することが想定されますが、避難所は多くの被災者が避難生活を送る場であるため、動物を苦手とする人やアレルギーなどの理由で動物と一緒にいられない人がいることを考慮し、他の避難者への配慮等をした愛玩動物の受入れに努めるものとします。 （1）災害発生時における愛玩動物取扱は「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、飼い主による管理を原則とするが、被災のため責務を果たすことが困難な場合は町が必要な支援を行います。 （2）避難所への愛玩動物の同伴、収容については、各避難所の施設能力及び状況、他の避難者への影響や衛生管理状態等を考慮するとともに、状況により「災害時動物救護活動に関する協定書」により公益社団法人三重県獣医師会紀州支部に応援を要請します。 （3）愛玩動物の飼い主に対し、被災時の備えについて普及啓発を行います。 資料編「災害時動物救護活動に関する協定書」（P. 資8－52）参照 第4項地域・住民が実施する対策 2愛玩動物対策 犬や猫などの愛玩動物の飼い主は、平常時から同行避難に備え、しつけや健康管理を行うとともに、飼い主の連絡先を記載した迷子札等の装着、水やペットフード等の避難用具を常備し、避難時には携行します
熊野市 （三重県）	熊野市地域防災計画　地震・津波対策編 第2部災害予防・減災対策 第2章 安全な避難空間の確保　第1節 避難対策等の推進（ 予防7 ）第2項 対 策9 ペット対策（計画32p） 市は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、犬や猫などのペット同行の避難者の受入体制について検討する。 第3部発災後対策 第4章 避難及び被災者支援等の活動 第1節 避難の指示及び避難場所・避難所の確保・運営 第2項 対 策　4 避難所の開設及び運営（計画138p） 8 ペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。 第5節 防疫・保健衛生活動 第2項 対 策 5 ペット対策（計画148p）避難所に隣接してペットの管理場所及び救護所を獣医師等の助言・協力を得て設置するよう検討する。 6 地域・市民が実施する互助・自助の対策 (3) ペットの同行避難対策（計画149p）ペットの飼い主は、災害が発生し避難所へ避難する場合は、避難先でのペット管理に自らが責任を負うことを前提に、ペットとともに同行避難を行う。また、ペットの管理場所及び救護所が設置されている場合は、ペットの管理場所及び救護所の指示に従い、ペットを適正に管理する。市は必要に応じて熊野保健所の協力を要請するものとする。 第7章 復旧に向けた対策　第2節 住宅の保全・確保　第2項 対 策 3 応急仮設住宅等の確保 (3) 応急仮設住宅の建設（計画171p）応急仮設住宅の建設は、原則として県が行い、災害救助法が適用された場合において知事から委任されたときは市が行う。市は、中期的な災害対応を見通す中で、あらかじめ、応急仮設住宅の建設予定地を調査し、確保に努めておく。応急仮設住宅の建設にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、入居にあたっては、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。また、ペット対策として、市は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、応急仮設住宅に隣接して、ペットの管理場所を（公社）三重県獣医師会の助言・協力を得て設置するよう努める。 熊野市地域防災計画　風水害対策編 第2部災害予防・減災対策　第2章 安全な避難空間の確保　第1節 避難対策等の推進 第2項 対 策　8 ペット対策（計画28p） 市は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、犬や猫などのペット同行の避難者の受入体制について検討する。 第4部発災後の応急対策 第4章 緊急避難対策　第1節 避難の指示及び避難場所・避難所の確保 第2項 対 策 6避難所の開設及び運営 (5) 避難所の運営支援及び管理（計画141p） 8 ペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
熊野市 （三重県）	第5部被災者支援・復旧対策 第2章 避難者支援等の活動　第6節 防疫・保健衛生活動 第2項 対　策 5ペット対策（計画168p）避難所に隣接してペットの管理場所及び救護所を獣医師等の助言・協力を得て設置するよう検討する。 6地域・市民が実施する互助・自助の対策（計画168p） (3) ペットの同行避難対策　ペットの飼い主は、災害が発生し避難所へ避難する場合は、避難先でのペットの管理に自らが責任を負うことを前提に、ペットとともに同行避難を行う。また、ペットの管理場所及び救護所が設置されている場合は、ペットの管理場所及び救護所の指示に従い、ペットを適正に管理する。市は必要に応じて熊野保健所の協力を要請するものとする。 第4章 復旧に向けた対策第2節 住宅の保全・確保 第2項 対　策　3 応急仮設住宅等の確保 (3) 応急仮設住宅の建設（計画186p） 　応急仮設住宅の建設は、原則として県が行い、災害救助法が適用された場合において知事から委任されたときは市が行う。市は、中期的な災害対応を見直す中で、あらかじめ、応急仮設住宅の建設予定地を調査し、確保に努めておく。応急仮設住宅の建設にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、入居にあたっては、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。また ペット対策として、市は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、応急仮設住宅に隣接して、ペットの管理場所を（公社）三重県獣医師会の助言・協力を得て設置するよう努める。
御浜町 （三重県）	御浜町地域防災計画　−地震・津波対策編− 第3部　発災後応急対策／第4章　避難及び被災者支援等の活動／第1節　避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営／第5項避難所等の運営管理 ペット同行の避難者に対して、ペットの管理場所を指定するなど、飼主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努めます。ペットの飼い主は、平常時から同行避難に備えた対策（ペットのしつけ、ペット用避難用具・食料等の準備等）を行います。 第5節 防疫・保健衛生活動／第3項 ペット対策 町は、避難所に隣接した場所に、飼い主責任を基本としたペットの管理場所及び救護所を設置するよう努めます。 第4項　地域・住民が実施する対策／2 ペットの同行避難対策 災害が発生し避難所へ避難する場合、ペットの飼い主は、町等によりペットの管理場所及び救護所が設置されている場合は、避難先でのペットの管理に自らが責任を負うことを前提として、ペットとともに同行避難を行います。また、ペットの管理場所及び救護所の管理責任者（担当者）の指示に従い、ペットを適正に管理します。 第7章　復旧に向けた応急対策／第2節 住宅の保全・確保／第2項　応急仮設住宅等の確保／4 応急仮設住宅の建設／（3）ペット対策 町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、応急仮設住宅に隣接して、ペットの管理場所を設置するよう努めます。 御浜町地域 防災計画　ー 風水害等対策編 ー 第2部 災害予防・減災対策／第2章　安全な避難空間の確保／第1節 避難対策等の推進／第4項 避難所運営体制の確立／3 ペット対策 町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、犬や猫などのペットを同行している避難者の受入体制について検討します。 第4部　発災後の応急対策／第4章 緊急避難対策／第1節　避難の指示等及び避難場所・避難所の確保／第5項 避難所等の運営管理／2 運営管理の留意点 (10)ペット同行の避難者に対して、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努めます。ペットの飼い主は、平常時から同行避難に備えた対策（ペットのしつけ、ペット用避難用具・食料等の準備等）を行います。 第5部　被災者支援・復旧対策／第2章　避難者支援等の確保／第6節 防疫・保健衛生活動／第3項 ペット対策 町は、避難所に隣接した場所に、飼い主責任を基本としたペットの管理場所及び救護所を設置するよう努めます。 第4項 地域・住民が実施する対策／2 ペットの同行避難対策 災害が発生し避難所へ避難する場合、ペットの飼い主は、町等によりペットの管理場所及び救護所が設置されている場合は、避難先でのペットの管理に自らが責任を負うことを前提として、ペットとともに同行避難を行います。また、ペットの管理場所及び救護所の管理責任者（担当者）の指示に従い、ペットを適正に管理します。 第4章 復旧に向けた応急対策／第2節 住宅の保全・確保／第2項 応急仮設住宅等の確保／（3）ペット対策 町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、応急仮設住宅に隣接して、ペットの管理場所を設置するよう努めます。 【主要避難所の運営マニュアル】 現在策定されている主要な避難所の運営マニュアルには、ペットの同行避難に関して、「ペットの円滑な飼育　ペットの飼育ルールを遵守することにより、ペットによる避難者への苦情をなくします。」と規定され、各避難所におけるペットの同行避難についての役割分担やペットの保護スペースの確保、有事の際の詳しいルールについて避難所の運営委員会でとりきめること等が記載されています。
紀宝町 （三重県）	地震・津波対策編 第2部 災害予防・減災対策 第2章 安全な避難空間の確保　第1節 避難対策等の推進　第3項 対策 ■町が実施する対策 1 地域等を対象とした対策　(8)ペット対策 町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、犬や猫などのペット同行の避難者の受入体制について検討する。 ■住民が実施する対策　(3)ペットの同行避難対策 ペットの飼い主は、同行避難することを想定して、平時からペットのしつけや健康管理を行うとともに、飼い主の連絡先を記載した迷子札等の装着、水や餌等のペット用避難用具等の常備に努める。 第4章 避難及び被災者支援等の活動　第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営　第3項 対策 ■町が実施する対策　5 避難所の開設及び運営 (4)避難所の運営及び管理 キ ペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。 第5節 防疫・保健衛生活動　第3項 対策 ■町が実施する対策　3 ペット対策（環境部） 町は、（公社）三重県獣医師会助言・協力を得て、避難所に隣接した場所に、飼い主責任を基本としたペットの管理場所及び救護所を設置するよう努める。 ■地域・住民が実施する共助・自助の対策　3 ペットの同行避難対策 ペットの飼い主は、災害が発生し避難所へ避難する場合は、避難先でのペットの管理に自らが責任を負うことを前提に、ペットとともに同行避難を行う。 また、町等によりペットの管理場所及び救護所が設置されている場合は、ペットの管理場所及び救護所の指示に従い、ペットを適正に管理する。 第7章 復旧に向けた対策　第2節 住宅の保全・確保　第3項 対策 ■町が実施する対策　3 応急仮設住宅等の確保　(3)応急仮設住宅の建設 ペット対策として、町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、応急仮設住宅に隣接して、ペットの管理場所を（公社）三重県獣医師会の助言・協力を得て設置するよう努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
滋賀県	【滋賀県地域防災計画(風水害対策編)】 第2章 災害予防計画/第18節 要配慮者の安全確保と支援体制の強化/2 具体的施策の展開/(5) 男女共同参画をはじめとする多様な視点を取り入れた防災対策 (略)さらに、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いにも配慮するよう努める。 第3章 災害応急対策計画/第4節 災害救助保護計画/第2 避難救出計画/2 計画の内容/(9) 避難所の運営/ オ 家庭動物と同行避難した被災者の受入れ 各避難所運営管理者は、避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、家庭動物の受け入れ状況の把握に努める。 第3章 災害応急対策計画/第7節 防疫および保健衛生計画(健康医療福祉部)/第1 防疫計画/2 計画の内容/(4) 市町の行う防疫活動の種別と方法/ キ 避難所の防疫指導等 (略)また市町は自らが設置する避難所に隣接して、被災者支援等の観点から愛玩動物の飼育場所を獣医師等の助言・協力を得て設置するよう検討する。 第3章 災害応急対策計画/第7節 防疫および保健衛生計画/第2 特定動物による危害防止および愛玩動物救護等対策計画 1 基本方針 災害時には、家屋の倒壊等のため、飼養施設から逸走した特定動物(サル、ワニ等「動物の愛護及び管理に関する法律施行令」第2条別表に掲げる動物)による人への危害を防止するための措置を講ずる必要がある。また、災害時には、飼い主不明または負傷した動物が発生すると同時に、被災者とともに避難所に避難してくる動物が多数生じ、これらにかかる問題が予想される。このため、逸走した動物による人への危害防止および動物愛護の観点から、市町および関係団体等と連携し、これらの動物の保護および飼養者への必要な支援等を行う。 2 応急対策 (1) 特定動物の逸走対策 県(生活衛生課および動物保護管理センター)は、特定動物の逸走および管理状況の把握を行い、逸走等の事態が生じた場合は、次の必要な措置を行う。 ア 特定動物の逸走が確認された場合は、特定動物飼養者に対し、速やかな収容を指示するとともに、危害を防止するため現地へ出動し、捕獲等の措置を講じる。 イ 特定動物が逸走した場合は、付近住民に周知するとともに、各市町に広報協力を依頼する。 ウ 逸走した特定動物捕獲のため、警察等関係機関に協力を要請する。 (2) 被災地域における動物の保護 県は、飼い主不明または負傷した犬および猫の保護および収容を行うとともに、犬による危害の発生を防止するよう努めるものとする。また、関係機関と連携し、収容した負傷動物の救急活動に努めるものとする。 (3) 避難所における動物の適正な飼養 県は、避難所を設置する市町から積極的に情報収集を行い、被災者とともに避難した動物が適切に飼養されるよう、指導および助言等の協力を行うとともに、次のことを実施する。 ア 避難所等へ愛玩動物に関する必要な物資の提供に努める。 イ 必要に応じ、被災者の愛玩動物の一時保管の支援を行う。 ウ 被災者へ動物救護に関する情報提供を行う。 【滋賀県地域防災計画(震災対策編)】 第2章 災害予防計画/第19節 広域避難・避難収容体制の整備/3 具体的な施策の展開/(3) 避難所の指定等/1指定避難所の指定等 (略)さらに、必要に応じ、家庭で飼養している動物のためのスペースの確保に努める。 第2章 災害予防計画/第19節 広域避難・避難収容体制の整備/3 具体的施策の展開/(4) 避難所の運営管理体制の構築等 3 男女双方の視点等への配慮 家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いにも配慮するよう努める。 4 家庭動物と同行避難した被災者の受入れ 各避難所運営管理者は、避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、家庭動物の受け入れ状況の把握に努める。 第3章 災害応急対策計画/第6節 救急救助および保健医療救護計画/12 保健衛生および防疫計画/(5) 防疫活動/3 市町本部が行う防疫活動の種別と方法 カ (略) また、市町は自らが設置する避難所に隣接して、被災者支援等の観点から愛玩動物の飼育場所を獣医師等の助言・協力を得て設置するよう検討する。 第3章 災害応急対策計画/第14節 避難計画/8 避難所の設置と運営/(3) 避難所の運営 1 (略)家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いにも配慮するよう努める。 第3章 災害応急対策計画/第20節 危険物施設等応急対策計画/第3章 災害応急対策計画/第7節 防疫および保健衛生計画/8 特定動物による危害防止および愛玩動物救護等対策計画 1 基本方針 災害時には、家屋の倒壊等のため、飼養施設から逸走した特定動物(サル、ワニ等「動物の愛護及び管理に関する法律施行令」第2条別表に掲げる動物)による人への危害を防止するための措置を講ずる必要がある。また、災害時には、飼い主不明または負傷した動物が発生すると同時に、被災者とともに避難所に避難してくる動物が多数生じ、これらにかかる問題が予想される。このため、逸走した動物による人への危害防止および動物愛護の観点から、市町および関係団体等と連携し、これらの動物の保護および飼養者への必要な支援等を行う。 2 応急対策 (1) 特定動物の逸走対策 県(生活衛生課および動物保護管理センター)は、特定動物の逸走および管理状況の把握を行い、逸走等の事態が生じた場合は、次の必要な措置を行う。 ア 特定動物の逸走が確認された場合は、特定動物飼養者に対し、速やかな収容を指示するとともに、危害を防止するため現地へ出動し、捕獲等の措置を講じる。 イ 特定動物が逸走した場合は、付近住民に周知するとともに、各市町に広報協力を依頼する。 ウ 逸走した特定動物捕獲のため、警察等関係機関に協力を要請する。 (2) 被災地域における動物の保護 県は、飼い主不明または負傷した犬および猫の保護および収容を行うとともに、犬による危害の発生を防止するよう努めるものとする。また、関係機関と連携し、収容した負傷動物の救急活動に努めるものとする。 (3) 避難所における動物の適正な飼養 県は、避難所を設置する市町から積極的に情報収集を行い、被災者とともに避難した動物が適切に飼養されるよう、指導および助言等の協力を行うとともに、次のことを実施する。 ア 避難所等へ愛玩動物に関する必要な物資の提供に努める。 イ 必要に応じ、被災者の愛玩動物の一時保管の支援を行う。 【滋賀県地域防災計画(原子力災害対策編)】 第2章 災害事前対策/第6節 災害応急体制の整備/第8 広域的応援協力体制 県は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング(居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定をいい、原子力災害対策指針が定める避難退域時検査の位置付けを併せ持つ。以下同じ。)等の場所等に関する広域的な応援要請ならびに他の都道府県および防災関係機関からの応援要請への対応に向けて、国の協力のもと、他の都道府県等との応援協定の締結を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに、市町間における相互応援が円滑に進むよう配慮し、応援協定締結の促進を図る。(略) 第2章 災害事前対策/第7節 避難収容活動体制の整備/第2 避難所等の整備等/1 避難所等の整備 県は、関係周辺市に対し、地域防災センター、コミュニティセンター等公共的施設等を対象に、避難等を行うためその管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所および避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入方法等について、住民への周知徹底を図るよう助言する。(略) 第2章 災害事前対策/第13節 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と情報共有および国際的な情報発信 4 県は、原子力防災に関する知識の普及と情報共有を行うに際しては、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いにも配慮するよう努める。 第3章 緊急事態応急対策/第5節 避難、屋内退避等の防護措置/第4 避難、屋内退避等の防護措置の実施 10 県は、災害の実態に応じて、市町と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難について配慮するものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
滋賀県	第5 避難所等 3 県は、避難対象区域を含む市町と連携し、避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無および利用頻度、洗濯等の頻度、医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿およびごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 8 県は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上建設する。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努める。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国に資機材の調達に関して要請する。
草津市 （滋賀県）	【草津市地域防災計画（震災対策編）】 第4章 災害救助保護計画/第2節 避難救助計画/3 避難所の運営 また、車中泊避難者やペットへの対策を必要に応じて講じるよう努めるものとする。 第6章　防疫および保健衛生計画/第2 計画内容/3 市の行う防疫活動の種別と方法/（8）愛玩動物の一時保管 災害の発生に伴う愛玩動物（犬、猫等）の保護および危害防止等は、原則として飼養者等が行うものとするが、状況によりこれが困難な場合は、市は、県生活衛生班動物保護管理センターや動物愛護団体等と連携、協力して飼養困難な動物や放浪動物の一時的な保管等を実施する。 第8章 危険物施設等応急対策計画/第4節 危険な動物等飼養施設応急対策計画 第1 計画方針 飼養施設から逃走した危険動物（ワニ、トラ、クマ等）による危害を防止するため、あるいは、一時的に手放さなければならなくなった動物、飼い主不明となった迷子動物について、市は県生活衛生班や動物保護管理センター等の関係機関等と連携して応急的な措置を講ずる。 第2 事業計画 （1）県本部（生活衛生班および動物保護管理センター）は、危険動物の逃走および管理状況の把握を行う。 （2）危険動物が逃走している場合に、県本部（生活衛生班および動物保護管理センター）から付近住民への周知について協力依頼があった場合、市本部は住民への広報等について協力する。 【草津市地域防災計画（風水害対策編）】 第7章 防疫および保健衛生計画/第2 計画内容/3 市の行う防疫活動の種別と方法/（8）愛玩動物の一時保管 災害の発生に伴う愛玩動物（犬、猫等）の保護および危害防止等は、原則として飼養者等が行うものとするが、状況によりこれが困難な場合は、市は、県生活衛生班や動物保護管理センター、動物愛護団体等と連携、協力して飼養困難な動物や放浪動物の一時的な保管等を実施する。 第9章 危険物施設応急対策計画/第4節 危険な動物等飼養施設応急対策計画 第1 計画方針 飼養施設から逃走した危険動物（ワニ、トラ、クマ等）による危害を防止するため、また、一時的に手放さなければならなくなった動物、飼い主不明となった迷子動物について、市は県本部（生活衛生班）および県生活衛生班動物保護管理センター等の関係機関等と連携して応急的な措置を講ずる。 第2　事業計画 （1）県本部（生活衛生班動物保護管理センター）は、危険動物の逃走および管理状況の把握を行う。 （2）危険動物が逃走している場合に、県本部（生活衛生班動物保護管理センター）から付近住民への周知について協力依頼があった場合、市本部は住民への広報等について協力する。
守山市 （滋賀県）	【守山市地域防災計画共通編】 第2章 災害予防計画/第6節 避難環境整備/第1 避難施設の指定および整備/4. 指定避難所（福祉避難室を含む） (4) 指定の広報 指定の追加・廃止、また、水害時の指定避難所（福祉避難室を含む）、家庭動物の受け入れ方法等については、すみやかに市の広報誌等で住民への周知徹底を図る。 第2章 災害予防計画/第6節 避難環境整備/第1 避難施設の指定および整備/5. 避難施設の整備 オ. 備蓄 指定避難所の円滑な運営を図るため、近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等を備蓄するように努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供に加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮する。 【守山市地域防災計画　風水害等対策編】 第1章 災害応急対策計画/第11節 避難対策/第7 避難場所・避難所の開設/3. 開設する時の注意事項 (3) 避難者の受入れは、家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。 第1章 災害応急対策計画/第11節 避難対策/第8 避難所の運営/3. 運営の方法 (2) 居住区域の割り振りは、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努める。 第1章 災害応急対策計画/第16節 清掃・防疫等/第4 防疫・保健衛生/2. 防疫・保健衛生活動の実施/（4）特定動物による危害防止および愛玩動物救護 市は、災害時に逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、県及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護および飼養者への必要な支援等を行う。 ア 特定動物の逸走対策 環境生活部長は、特定動物の逸走及び管理状況の把握を行い、逸走等の事態が生じた場合は、次の必要な措置を行う。 1 特定動物の逸走が確認された場合は、特定動物飼養者に対し、速やかな収容を指示するとともに、危害を防止するため、関係団体に出動要請を行う。 2 特定動物が逸走した場合は、付近住民に周知するとともに、県に広報協力を依頼する。 3 逸走した特定動物捕獲のため、警察等関係機関に協力を要請する。 イ 被災地域における動物の保護 市は、飼い主不明または負傷した犬およびねこの保護および収容を行うとともに、犬による危害の発生を防止するよう努めるものとする。また、関係機関と連携し、収容した負傷動物の救急活動に努めるものとする。 ウ 避難所における動物の適正な飼養 市は、被災者とともに避難した動物が避難所で適切に飼養されるよう、県に指導および助言等の協力を行うとともに、次のことを実施する。 1 避難所等へ愛玩動物に関する必要な物資の提供に努める。 2 必要に応じ、被災者の愛玩動物の一時保管の支援を行う。 3 被災者へ動物救護に関する情報提供を行う。 【守山市地域防災計画　原子力災害対策編】 第3章 緊急事態応急対策/第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動/第4 避難場所 (8) 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
栗東市 （滋賀県）	【栗東市地域防災計画】 第3章 災害応急対策計画/第3節 生命を守るための対策/第5 危険物等の二次災害防止活動/6 特定動物による危害防止対策 災害により人間に危害を及ぼすおそれのある特定動物の逸走が市内において確認された場合、県（生活衛生課および動物保護管理センター）に連絡するとともに、県および関係団体と連携し、特定動物による住民への危害防止、適切な避難誘導および特定動物の迅速な捕獲等、必要な措置を講じる。 第3章 災害応急対策計画/第4節 生活を守るための対策/第1 避難生活支援/1 避難所の運営/(6) ペットの同行避難への対応 ペットを同行する避難者の安全な避難の促進とペットの安全を守るため、避難所にペットを収容できるスペースの確保に努める。 家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。 第3章 災害応急対策計画/第4節 生活を守るための対策/第5 防疫、保健衛生/5 愛玩動物救護等対策 被災地域において、飼い主不明または負傷した犬および猫を発見した場合、県および関係機関と連携し、犬による危害発生防止、負傷動物の救護に努める。また、ペット等の遺体について、土地または建物の占有者または管理者が自らの責任で処理できないときや路上に放置されているときは、収集し、処理する。 【栗東市国民保護計画】 第3編 武力攻撃事態等への対処/第4章 警報及び避難の指示等/第2 避難住民の誘導等/3. 避難住民の誘導/(9) 動物の保護等に関する配慮 栗東市は「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について」（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
野洲市 （滋賀県）	【野洲市地域防災計画　風水害等対策編】 第3部 災害応急対策計画/第1章 防災組織整備計画/第3節　組織計画/5. 災害対策本部の設置 ■災害対策本部の編成及び任務分担　環境経済部　環境衛生班　環境衛生対策　5　被災動物の保護 第3部 災害応急対策計画/第4章 災害救助保護計画/第2節 避難計画/5. 指定避難所の開設及び運営/（6）指定避難所運営/2指定避難所の任務 コ　h. 家庭で飼養している動物のためのスペースの確保及び必要な物資の提供に努める。また、被災者へ動物救護に関する情報提供を行う。 第3部 災害応急対策計画/第4章 災害救助保護計画/第5節 住宅対策計画/2. 応急仮設住宅の設置・供与/(8)応急仮設住宅の運営管理 市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもと共に、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。
甲賀市 （滋賀県）	【甲賀市地域防災計画】 第3章 災害に強いまち・人・システムづくり/第1節 防災ビジョン/第1 重点施策/3. 災害に強いシステムづくりにおける重点施策/（2）多様な視点に基づく災害時における避難システムの整備/ア　安全な避難所等の整備 （ウ） 避難所における設備等の整備 ・女性や外国人、愛玩動物等への配慮 第5章 災害に強い人づくりの推進/第4節 避難行動要支援者の災害予防計画/第4 愛玩動物同行避難者に対する災害予防 1. 計画方針 避難が必要な災害が発生し、飼い主がペットと同行避難することを原則とした場合、ペットが社会の一員としての適性をもつべきであることを認識し、同行避難するために必要なしつけや健康管理を行うための啓発を行う。 2. 現況 これまでの大規模災害の経験から、飼い主と愛玩動物が同行避難することが合理的であると考えられるようになっている。しかし、同行避難のためには、飼い主の日頃からの心構えと備えについて具体的な検討が急務となっている。 3. 愛玩動物同行避難者への支援 災害時には、飼い主責任による同行避難を前提としながらも、個人での対応には限界がある場合に備え、市は次の支援体制や、放浪動物、負傷動物等の救護体制を検討する。また、特に大規模災害発生時には、行政のみでは迅速な対応が困難な場合もあることから、地方獣医師会、動物愛護推進員、ボランティア団体等との連携を検討する。 1）飼い主の同行避難や適正な飼育管理に関する啓発 2）愛玩動物同行者専用の避難所整備 3）動物愛護推進員等との災害時の協力体制 4）放浪動物や負傷動物等の救護活動体制
湖南市 （滋賀県）	【湖南市防災計画風水害対策編】 第3編 災害応急対策計画/第2章 円滑な災害応急活動の展開/第22節 避難計画/第8 避難所運営に際しての留意点 13. 愛玩動物の収容所を獣医等の助言、協力を得て設置するよう検討する。また、必要に応じて、県に対して次の事項を要請する。 (1)愛玩動物に関する必要なものの提供 (2)一時保管の支援 (3)被災者へ動物救護に関する情報提供
東近江市 （滋賀県）	【東近江市地域防災計画】 第3編 災害応急対策計画/第1部 風水害、震災、事故災害共通の応急対策/第2章 災害時の応急活動/第9節 避難収容5指定避難所の管理及び運営/（3） 飼育動物の対応 ア 災害時におけるペットの取扱いは、「人とペットの災害対策ガイドライン」（環境省作成）に基づき、飼い主によるペットの飼養管理を基本する。市は、県及び関係団体と連携し、必要な支援を行うよう努める。 イ 市は、適切な避難行動を推進する観点から、指定避難所にペットの同行避難のために必要なペット用スペース等の確保に努める。 ウ 身体障害者補助犬については、身体障害者との同伴を原則とし、必要な避難スペース等を確保する。 第3編 災害応急対策計画/第1部 風水害、震災、事故災害共通の応急対策/第2章 災害時の応急活動/第14節 し尿・ごみ・災害廃棄物の処理/4 特定動物による危害防止及び愛玩動物救護に関する対策の実施 (1) 特定動物の逸走対策 災害により人間に危害を及ぼすおそれのある特定動物（サル・ワニ等）の逸走が市内において確認された場合、市本部は、県（生活衛生課）に連絡するとともに、県及び関係団体と連携し、特定動物による市民への危害防止、適切な避難誘導及び特定動物の迅速な捕獲等、必要な措置を講じる。 (2)被災地域における動物の保護 市本部は、被災地域において、飼主不明又は負傷した犬及び猫を発見した場合、県及び関係機関と連携し、犬による危害発生防止及び負傷動物の救護に努めるものとする。 【東近江市国民保護計画】 第3編　武力攻撃事態等への対処/第4章　警報及び避難の指示等/第2　避難住民の誘導等/3　避難住民の誘導/(10)　動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ア　危険動物等の逸走対策 イ　要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
近江八幡市 （滋賀県）	【近江八幡市地域防災計画】 第3編 災害応急対策編/第3章 災害時の応急活動計画/第10節 保健衛生及び防疫計画5防疫活動（2）市本部が行う防疫活動の種別と方法 カ 県防疫職員の指導のもとに、避難所等における防疫活動を実施する。また、避難所に隣接して、愛玩動物の飼育場所を獣医師等の助言・協力を得て設置するよう検討する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
日野町 （滋賀県）	【日野町地域防災計画】 第2編 災害予防計画/第2章 防災体制の確立/防災体制の確立/第5節 防災対策/第2 避難場所、指定避難所、避難路/1 地域避難集合場所、指定緊急避難場所、指定避難所の区分 避難所の運営については、車中泊避難者対策やペット対策、女性の参画を推進する。さらに、生活に必要な物資や資機材の配備をすすめ、要配慮者に配慮した設備の充実や仮設トイレの確保、備蓄を図るなど、指定避難所の良好な生活環境の確保に努める。また、必要に応じ、指定避難所における車中泊避難者の支援とエコノミークラス症予防に努めるとともに、ペットのためのスペースの確保に努めるものとする。 第3編 災害応急対策計画/第4章 救援・救護対策/第3 防疫及び保健衛生計画（住民課、福祉保健課）/6 飼育動物の保護及び収容対策 (1) 実施機関 災害で被災放置された犬、猫等の飼育動物の保護及び収容について、関係機関、団体と協議し、連携・協力して対処する。 (2)実施方法 1 放浪している動物を保護し、収容する。 2 負傷や病気の動物を治療し、収容する。 3 飼い主が飼養困難な動物を一時預かる。 4 飼養されている動物に餌を配付する。 5 動物の所有者や新たな所有者を探すため、情報の収集や提供を行う。 6 特定動物が逃走した場合、人の危害防止を図るため、必要な措置を講ずる。 7 飼育動物に関する相談窓口を設置する。
竜王町 （滋賀県）	【竜王町地域防災計画】 第2編 災害予防計画/第2章 災害に備えた「しくみ」づくり/第4節 避難体制の整備/第2 避難路・避難場所選定/3 避難所の整備 必要に応じ、家庭で飼養している動物のためのスペースの確保に努める。 第3編　災害対策応急対策計画/第4章 避難収容対策/第2節 避難所の開設・運営/第1 避難所の開設 被災者が愛玩動物を伴い避難してくることに備え、衛生面に留意しつつ、愛玩動物を収容するスペースを確保するよう努めるものとする。 第3編 災害対策応急対策計画/第8章 被災者の生活支援対策/第3節 住宅対策/第1 応急仮設住宅対策/2 応急仮設住宅の運営管理 必要に応じて，応急仮設住宅における愛玩動物の受入れに配慮するものとする。 第3編 災害対策応急対策計画/第9章 衛生環境等の対策/第2節 防疫および保健衛生/第1 防疫活動/2 防疫活動の種類と方法/（7） 避難所の防疫指導等 町は自らが設置する避難所に隣接して、愛玩動物の収容所を獣医師等の助言・協力を得て設置するよう検討する。 第5編 原子力災害対策編/第2章 災害事前対策/第3節 災害応急体制の整備/第7 広域的な応援協力体制の拡充・強化 町は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定をいい、原子力災害対策指針が定める避難退域時検査の位置付けおよび避難者に対する原子力災害医療の提供を判断するための検査の位置付けを併せ持つ。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請ならびに、必要に応じて、被災時に周辺市町と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力のもと、必要な準備を整える。
彦根市 （滋賀県）	【彦根市地域防災計画】 第3部 災害応急対策/第4章 安定した生活の維持/第2節 避難生活支援/2 避難所の運営/（2） 避難所の運営方法 キ ペットおよび飼い主に配慮した避難所の運営に努める。 第3部　災害応急対策/第4章　安定した生活の維持/第6節　環境対策/5　特定動物による危害防止および愛玩動物救護に関する対策 （1） 特定動物の逸走対策 災害により人間に危害を及ぼすおそれのある特定動物（サル・ワニ等）の逸走が市内において確認された場合、県（生活衛生課[（一財）動物保護管理センター]）に連絡するとともに、県および関係団体と連携し、特定動物による市民への危害防止、適切な避難誘導および特定動物の迅速な捕獲等、必要な措置を講じる。 （2） 被災地域における動物の保護 被災地域において、飼い主不明または負傷した犬および猫を発見した場合、県および関係機関と連携し、犬による危害発生防止、負傷動物の救護に努める。 また、ペット等の遺体について、土地または建物の占有者または管理者が自らの責任で処理できないときや路上に放置されているときは、収集し、処理する。 【彦根市避難所運営マニュアル】 6 レイアウトづくり/【体育館以外で個室を確保した方が良いスペース】 ペットについては、原則として避難所への持ち込みは禁止となっていますが、ペットの退避場所を設けるかどうかは、避難所運営委員会で話し合い、最終的に避難所ごとに対応を判断してください。 12 避難所運営/（1） 運営活動のルール～運営にあたって考えておくこと～/5 ペットと衛生管理 ペットは飼い主である避難者にとって家族の一員であり、心のよりどころとなっている場合があると同時に、衛生管理や他の避難者への影響に配慮が必要でもあります。状況によって運営委員会でルールをつくり、専用スペース設置などの対応を考えましょう。 1原則として、避難所の居住スペースへのペットの持ち込みは禁止する。ただし、盲導犬などの介助犬は除く。 2敷地内の屋外（余裕のある場合には、室内も可）にペット飼育場所を設け、その場所で飼育する。 3ペットを伴った避難者に対し、避難所ペット登録台帳への登録を徹底する。 4ペットの飼育ルールを作成し、ペットの飼育及び飼育場所の清掃は、飼い主が責任を負って行うこととする。
愛荘町 （滋賀県）	【愛荘町地域防災計画（一般対策編）】 第3部 災害応急対策計画/第10章 環境・保健衛生対策/第7節 動物（犬、猫等）の管理 1 実施責任 災害の発生にともなう動物（犬、猫等）の保護および危害防止等は、原則として飼養者等が行うものとする。これが困難な場合は、関係機関等の協力により、町が実施する。 2 動物の保護収容等 災害後、被災動物の把握を行い、被災により放浪する犬、猫等について、関係機関、関係団体と協議し、保護収容するとともに、危険動物の逸走対策、危害防止、感染症予防対策等、必要な措置を行う。 3 死亡した動物の処理 (1) 死亡した動物の処理は、その飼養者が行うものとするが、状況によりこれが困難な場合は、関係機関等との協力体制を確立するとともに、第3部第10章第2節「ごみ処理」により衛生的処理に努める。処理場所の確保について町のみで対応できないときは、県に協力を要請する。 (2) 飼養者等の活動 ア 処理場所を確保し、獣畜の処理については保健所長の許可を受ける。 イ 処理場所が確保できないときは、町へ協力を要請する。 ウ 処理方法および公衆衛生上必要な措置について保健所、町の指導を受け、適正に処理する。 4 住民の活動 (1) 負傷している動物の応急処置 (2) 放浪動物の一時保護および通報 (3) ボランティア獣医師による負傷動物の治療 (4) 危険動物の逸走対策 (5) ボランティアによる保護動物の管理 (6) その他行政への協力

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
豊郷町 （滋賀県）	【豊郷町地域防災計画】 第3部 災害応急対策計画/第4章 避難救出対策/第1節 避難計画/9 避難収容者への配慮/(2) ペット同行避難への対応 町は、避難者のペット同行避難に備え、指定避難所のグラウンド等にペットのスペースを確保し、簡易な施設の設置に努めるものとする。その際、原則として、ペットの建物内への持ち込み禁止（盲導犬等の介助犬は除く）とし、ペットの飼養は所有者の自己責任で管理、給餌、排せつ物の清掃を行うことを基本とする。
甲良町 （滋賀県）	【甲良町地域防災計画本編】 第2部 災害予防計画/第1章 防災体制の整備/第2節 防災拠点の整備/6 指定避難所の整備 指定避難所においては、要配慮者のための資材整備等について検討するとともに、被災者のプライバシーや安全の確保、女性への配慮、ペット対策に必要な設備等の整備を検討し、拠点設備としての整備を図る。 第3部 災害応急対策計画/第4章 避難救出対策/第1節 避難計画/9 避難収容者への配慮/（2） ペット同行避難への対応 町は、避難者のペット同行避難に備え、指定避難所のグラウンド等にペットのスペースを確保し、簡易な施設の設置に努めるものとする。その際、原則として、ペットの建物内への持ち込みは禁止（盲導犬等の介助犬は除く）とし、ペットの飼養は所有者の自己責任で管理、給餌、排泄物の清掃を行うことを基本とする。 第3部 災害応急対策計画/第10章 環境・保健衛生対策/第5節 衛生・健康維持/（10） 動物の愛護及び避難 住民の精神的安定を図る観点から、避難地域において飼養されていた家庭動物等の保管を避難所において行う場合は、県及び関係機関と連携し、その活動を支援するとともに、家庭動物等についての相談・助言等の必要な措置を講ずる。
多賀町 （滋賀県）	【多賀町地域防災計画】 第2部 災害予防計画/第10章 避難体制の整備/第1節 避難収容施設の整備/5 避難場所および避難所の指定/(2) 避難所の所定/エ 指定避難所の指定 必要に応じ、家庭で飼養している動物のためのスペースの確保に努める。 第3部 災害対応対策計画/第3章 各種災害の応急対応/第3節 危険物施設等の応急対策/3 町、県、その他防災関係機関の対応/(11) 危険な動物等への応急対策 飼養施設から逸走した危険動物（ワニ、クマ等）および野犬による危害を防止するため、町本部は県本部（生活衛生班動物保護管理センター）と連携を密にし、逸走状況の把握を行う。危険動物が逸走している場合、町および関連機関は県本部と協力して危険動物の捕獲および付近住民に対する広報活動を行う。 第3部 災害対応対策計画/第10章 環境・保健衛生対策/第4節 衛生・健康維持/2 活動内容/(10) 家庭動物等の保護 動物の愛護および避難住民の精神的安定を図る観点から、避難地域において飼養されていた家庭動物等の保管を避難所において行う場合は、その活動を支援するとともに、家庭動物等についての相談・助言等の必要な措置を講ずる。 第3部 災害対応対策計画/第10章 環境・保健衛生対策/第4節 衛生・健康維持/2 活動内容/(11) 危険動物の逸走 危険動物等による住民および避難住民への危害を防止するため、適切な避難誘導および危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を講じる。
長浜市 （滋賀県）	【長浜市地域防災計画】 第2章 災害予防計画/第1節 災害に強いシステムづくり/第8 避難体制の整備/4 避難所に求められる性能と管理運営/（1） 避難所に求められる性能 避難所は、安全性と一定の居住環境が必要であり、以下に示す基準や設備を確保する。なお、これらの条件を満たさないものについては、必要な整備を推進する。 ⑰家庭で飼養している動物のためのスペースが確保されている 第3章 災害応急対策計画/第4節 応急対策期の活動/第3 被災者への救援活動/2 避難所の運営/（2） 避難所の管理・運営 9ペットを同行する避難者の安全な避難の促進とペットの安全を守るため、避難所にペットを収容できるスペースの確保を図るものとする。 【長浜市地域防災計画】 第3章 災害応急対策計画/第4節 応急対策期の活動/第4 社会秩序の維持/4 特定動物による危害防止及び愛玩動物救護等対策 (1) 方針 市本部は、県及び関係機関と連携し、災害時における家屋の倒壊等のため、飼養施設から逸走した特定動物（サル、ワニ等（動物の愛護及び管理に関する法律施行令第1条別表に掲げる動物））による人への危害を防止するための措置を講ずる。また、災害時には、飼い主不明又は負傷した動物が発生すると同時に、被災者とともに避難所に避難してくる動物が多数生じ、これらに係る問題が予想される。このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、県及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼養者への必要な支援等を行う。 (2) 応急対策 1 特定動物の逸走対策 県（生活衛生課及び動物保護管理センター）は、特定動物の逸走及び管理状況の把握を行い、逸走等の事態が生じた場合は、次の必要な措置を行う。 ア 特定動物の逸走が確認された場合は、特定動物飼養者に対し、速やかな収容を指示するとともに、危害を防止するため、現地へ出動し、捕獲等の措置を講ずる。 イ 特定動物が逸走した場合は、付近住民に周知するとともに、市本部に広報協力を依頼する。 ウ 逸走した特定動物捕獲のため、警察等関係機関に協力を要請する。 2 被災地域における動物の保護 県は、飼い主不明又は負傷した犬及びねこの保護及び収容を行うとともに、犬による危害の発生を防止するよう努めるものとする。また、関係機関と連携し、収容した負傷動物の救急活動に努めるものとする。県は、被災動物救護本部の設置及び運営管理、被災者不明の被災動物の応急処置に関し、(公社)滋賀県獣医師会と災害時における被災動物救護活動に関する協定書を締結している。 市は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずるものとする。 (3) 避難所における動物の適正な飼養 県は、避難所を設置する市町から積極的に情報収集を行い、被災者とともに避難した動物が適切に飼養されるよう、指導及び助言等の協力を行うとともに、次のことを実施する。 1 避難所等へ愛玩動物に関する必要な物資の提供に努める。 2 必要に応じ、被災者の愛玩動物の飼育場所を獣医師等の助言・協力を得て設置するよう検討する。 3 被災者へ動物救護に関する情報提供を行う。また、必要に応じ、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 【長浜市地域防災計画】 第3章 災害応急対応計画/第4節 応急対策期の活動/第5 環境、衛生応急対策/2 防疫及び保健衛生/(8) 生活衛生 3 危険な動物による危害防止 災害により逸走した危険動物による危害防止を図るため、以下の対策を実施 する。 ア 県本部（生活衛生班動物保護管理センター）への情報の伝達 イ 付近住民に対する情報の周知 ウ 危険動物による危害を防止する対策を県、警察と連携して実施 第5章 原子力災害対策計画/第3節 緊急事態応急対策/第4 屋内退避、避難収容等の防護活動/3 避難/(2) 住民への指示・伝達 市は、原子力災害時において、避難の指示を受けたときまたは避難が必要と判断するときは、同報系防災行政無線、安全安心メール、広報車、テレビ・ラジオ、インターネット、CATV（行政チャンネル）、緊急速報メール、自治会長を通じた連絡など多様な伝達手段を用いて、速やかに住民、避難区域に所在する学校、社会福祉施設等の管理者等に避難を指示し、原則として次に掲げる事項について伝達する。 ⑩ 災害の実態に応じた飼い主による家庭動物との同行避難 第5章 原子力災害対策計画/第3節 緊急事態応急対策/第4 屋内退避、避難収容等の防護活動/3 避難/(10) 避難所における生活環境整備 必要に応じ、被災者支援等の観点から避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第5章 原子力災害対策計画/第3節 緊急事態応急対策/第4 屋内退避、避難収容等の防護活動/3 避難/(15) 応急仮設住宅の建設 必要に応じて，応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
米原市 （滋賀県）	【米原市地域防災計画】 第3 災害廃棄物処理対策 3 特定動物による危害防止および愛玩動物救護に関する対策 ○災害により人間に危害を及ぼすおそれのある特定動物（サル・ワニ等）の逸走が市内において確認された場合は、県（生活衛生課）に連絡するとともに、県および関係団体と連携し、特定動物による住民への危害防止、適切な避難誘導および特定動物の迅速な捕獲等、必要な措置を講じる。 ○被災地域において、飼い主不明または負傷した犬および猫を発見した場合、県および関係機関と連携し、犬による危害発生防止、負傷動物の救護に努める。 ○避難所に被災者とともに愛玩動物が避難してきた場合は、滋賀県災害時ペット同行避難ガイドライン等に基づき、避難所における受入れに配慮する。
高島市 （滋賀県）	【高島市地域防災計画】 第3編 災害応急対策編/第8章 保健衛生および防疫計画/3. 防疫対策/(2) 防疫活動内容/11) 愛玩動物および家畜の保護および衛生管理 住民支援班は、環境衛生班と協力して県の協力を得て、避難者等が飼育する愛玩動物および家畜を一時的に保護し、収容する場所を確保し、当該場所の衛生管理に努める。 第3編 災害応急対策編/第8章 保健衛生および防疫計画/4. 特定動物による危害防止および愛玩動物救護等対策 (1)基本方針 災害時には、家屋の倒壊等のため、飼養施設等から逸走した特定動物（サル、ワニ等（動物の愛護および管理に関する法律施行令別表に掲げる動物））による人への危害を防止するための措置を講じる必要がある。また、飼い主不明または負傷した動物が発生すると同時に、被災者とともに避難所に避難してくる動物が多数生じ、これらに係る問題が予想される。環境衛生班は、逸走した動物による人への危害防止および動物愛護の観点から、県および関係団体等と連携し、これらの動物の保護および飼養者への必要な支援等を行う。住民支援班は、避難所におけるペット対策について必要な調整および対応を行う。 (2) 平常時における備え 1) 県と協力して、危険動物が飼育されている場所、所有者および飼育状況の把握に努める。 2) 県および関係機関との連携および協力体制の構築に努める。 3) 県と協力して、逸走した動物の捕獲および保護に必要となる資材等を確保する。 4) 県と協力し、危険動物の逸走防止のため所有者に対して必要な指導を行う。 (3) 応急対策 1) 特定動物の逸走対策 ア. 県および関係機関と連携し、情報の収集を行う。 イ. 住民に対して注意喚起の広報を行う。 ウ. 県に協力して、動物の捕獲に必要な措置を行う。 エ. 県との連携のもとに、適切な避難誘導を行う。 2) 被災地域における動物の保護 ア. 県に協力して、飼い主不明または負傷した犬および猫の保護および収容を行う。 イ. 犬による危害の発生を防止するよう努める。 ウ. 県および関係機関と連携し、収容した負傷動物の救急活動に努める。
大津市	●大津市地域防災計画 大津市地域防災計画　震災対策編　第3章　災害応急対策計画　第8節　防疫、保健衛生、遺体対応に関する活動　第2　動物収容保護活動 大津市地域防災計画　風水害等対策編　第3章　災害応急対策計画　第9節　防疫、保健衛生、遺体対応に関する活動　第2　動物収容保護活動 大規模地震発生時には、負傷している動物や飼い主からはぐれた動物が多数発生することや、また、飼養施設から逸走した特定動物（サル、ワニ等「動物の愛護及び管理に関する法律施行令」第2条に規定する動物）が市街地周辺で徘徊し、人及びその財産に危害を及ぼすおそれが想定される。このことから、動物愛護及び危害防止の観点から次の活動を行う。 （1）　被災動物の保護及び犬による危害防止 大津市動物愛護センターは、犬等の被災動物の保護及び収容並びに負傷動物の一時治療を行うとともに、犬による咬傷事故等の危害発生防止のため、野犬等（滋賀県動物の保護および管理に関する条例第2条第5号に規定する犬）の捕獲を行う。 （2）　一時保管の支援 大津市動物愛護センターは、関係団体による被災者の所有犬等の一時保管を支援する。 （3）　特定動物による危害防止 大津市動物愛護センターは、特定動物の管理状況の把握を行い、逸走等の事態が生じた場合は、当該動物飼養者に対し、速やかな収容を指示するとともに、捕獲のため現地へ出動する。また、付近住民に周知するとともに、警察関係機関に捕獲の協力を要請する。 （4）　避難所における動物の適正な飼養 市は、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して、避難所運営マニュアルに基づく適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 ●大津市避難所運営マニュアル 4-2-21　避難所のペット対策【衛生班/(救護班)】 1 ペットの管理は、飼育者が全責任を負う事を基本とします。 2 避難所にペットを連れて来た避難者に対して、窓口で届け出るよう　呼びかけ、様式15「避難所ペット登録台帳」に記載します。 3 大型動物や危険動物の避難所への同伴は断ります。 4 犬、猫等のペットは、動物アレルギーや人獣共通感染症防止の観点から、避難所の居住スペースに入れないようにします。 ※ ペットの同行避難と避難所の居住スペースでのペットとの同居は別の問題であることに理解を求めます。 ※「身体障害者補助犬法」に規定する盲導犬、介助犬及び聴導犬として「認定」されている補助犬については、使用者とともに避難所に入所させるようにします。また、使用者において補助犬の行動を適正に管理されるよう依頼するとともに、周囲の避難者の理解を得られるよう努めます。 ※ ペットは、飼育者本人や他の避難者、子どもを癒し、支える存在となる可能性があるので、その効用についても留意します。 5 ペットの飼育場所（屋外、その他）を決定し、様式16「ペットの飼 育ルール広報文(案)」を参考にして作成した文書とともに、飼育者及び避難者へ通知し、徹底を図ります。 ＜ペットの飼育場所の設置例＞ (1)収容場所 ・ 飼育者とともに避難所敷地の一角に屋根を設けて収容場所とします。 ・ 居住スペース以外の部屋や倉庫、その他のスペースで、施設管理者の許可が得られ、また、避難者の理解を得られる屋内に収容します。この場合にも、床へのシートの敷設、ケー ジへの収容等に配慮します。 (2)注意点 ・ ペットの鳴き声や騒音、臭い等が居住スペースに影響せず、また、避難所の運営に支障のない場所を選びます。 6 市やボランティア、NPO団体等によるペットの一時預かり等の救護活動が開始された場合は、その情報を飼育者へ提供します。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
京都府	京都府地域防災計画（一般計画編） 第2編災害予防計画－第19章資材器材等整備計画（各機関）－第3節食料及び生活必需品の確保計画－第6家庭動物の飼料等の確保 1家庭動物が居る場合、飼い主責任として、人に迷惑をかけない平常時のしつけに加え、5日分(7日分以上が望ましい)のペットフード、ペットシーツ等の備蓄に努めるよう広報啓発する。 2家庭動物(犬、猫)のペットフード、一時保管用ケージ等の備蓄資材は、京都動物愛護センターにおいて保管する。 第2編－第34章避難等に関する計画－第11節車中避難計画 大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生するおそれがある。そこで、避難者数の把握や救援物資の提供、駐車スペースの確保、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応するため、地域の実情に応じてあらかじめ体制整備を図る。さらに、一時的に車で避難する避難者に対応するため、車中避難場所（車により一時的に安全確保ができる場所）を確保する。なお、住民の屋外避難に当たっては、市町村があらかじめ指定する指定避難所への避難が基本であって、車中泊避難を推奨するものではない。 第3編災害応急対策計画－第8章避難に関する計画（各機関）－第6節避難所の開設等－第2避難所の運営管理等 3必要に応じ、「ペットの同行避難ガイドライン」に基づき、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第3編－第8章－第12節車中避難計画 大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生した場合に、避難者数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応する必要がある。また、車中避難場所（車により一時的に安全確保ができる場所）として位置付けられた施設管理者は、車による避難を受入れる。 第3編－第13章住宅対策計画（府建設交通部府文化生活部近畿中国森林管理局）－第3節応急仮設住宅－第5応急仮設住宅の運営管理 必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、周囲の人に迷惑をかけないように飼養管理する責任等を遵守できる飼い主については、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 第3編－第15章保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画－第1節防疫及び保健衛生計画（府文化生活部、府健康福祉部・府農林水産部）－第1計画の方針 家庭動物の保護及び収容対策については、市町村及び関係団体等と連携し、災害で被災放置された犬や猫等の家庭動物を保護・収容することにより、動物由来感染症の予防、人への危害防止及び動物愛護の保持に努めるものとする。 第3編－第15章－第1節－第4家庭動物の保護及び収容対策 1実施機関 災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物の保護及び収容について、「災害時における動物救護対策マニュアル」に基づき、動物救護対策本部を設置し、市町村及び関係団体等と協議し、連携・協力して対処するものとする。 2実施方法 (1)放浪している動物を保護し、収容する。 (2)負傷や病気の動物を治療し、収容する。 (3)飼い主が飼養困難な動物を一時預かる。 (4)被災動物(同行避難した動物数等)の情報を収集する。 (5)飼養されている動物に餌を配布する。 (6)動物の所有者や新たな所有者を探すため、情報の収集や提供を行う。 (7)特定動物が逃走した場合、人の危害防止を図るため、必要な措置を講ずる。 (8)家庭動物に関する相談窓口を設置する。 京都府地域防災計画（震災対策計画編） 第2編災害予防計画－第6章避難に関する計画（各機関）－第10節車中泊避難計画 大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生する恐れがある。そこで、避難者数の把握や救援物資の提供、駐車スペースの確保、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応するため、地域の実情に応じてあらかじめ体制整備を図る。なお、住民の屋外避難に当たっては、市町村があらかじめ指定する指定避難所への避難が基本であって、車中泊避難を推奨するものではない。 第3編災害応急対策計画－第11章避難に関する計画（各機関）－第6節避難所の開設等－第2避難所の運営管理等 3必要に応じ、「ペットの同行避難ガイドライン」に基づき、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第3編－第11章－第12節車中泊避難計画 大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生した場合に、避難者数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応する必要がある。 第3編－第15章保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画－第1節防疫及び保健衛生計画（府健康福祉部、府文化生活部・府農林水産部）－第1計画の方針 家庭動物の保護及び収容対策については、市町村及び関係団体等と連携し、災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物を保護・収容することにより、動物由来感染症の予防、人への危害防止、動物愛護の保持に努めるものとする。 第3編－第15章－第1節－第4家庭動物の保護及び収容対策 1実施機関 災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物の保護及び収容について、「災害時における動物救護対策マニュアル」に基づき、動物救護対策本部を設置し、市町村及び関係団体等と協議し、連携・協力して対処するものとする。 2実施方法 (1)放浪している動物を保護し、収容する。 (2)負傷や病気の動物を治療し、収容する。 (3)飼い主が飼養困難な動物を一時預かる。 (4)被災動物(同行避難した動物数等)の情報を収集する。 (5)飼養されている動物に餌を配布する。 (6)動物の所有者や新たな所有者を探すため、情報の収集や提供を行う。 (7)特定動物が逃走した場合、人の危害防止を図るため、必要な措置を講ずる。 (8)家庭動物に関する相談窓口を設置する。 第3編－第17章施設の応急対策に関する計画－第9節住宅応急対策計画－第3応急仮設住宅 5応急仮設住宅の運営管理 必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、周囲の人に迷惑をかけないように飼養管理する責任等を遵守できる飼い主については、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
京都府	京都府地域防災計画（原子力災害対策編） 第2編原子力災害事前対策計画－第7章緊急事態応急体制の整備 10広域的な応援協力体制の拡充・強化 府[危機管理部]は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（「居住者、車両、携行品、家庭動物等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請 第2編－第8章避難収容活動体制の整備 9避難場所・避難方法等の周知 府[危機管理部]は、府内関係市町等に対し、避難、避難退域時検査、安定ヨウ素剤の配布等の場所・避難方法（バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、平常時から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。 第2編－第14章家庭動物対策 1府[文化生活部]は、災害時に飼い主が速やかに家庭動物と避難できるよう、避難準備品や避難先の確認等を明示したガイドブックを配布して啓発する。 2府[文化生活部]は、災害発生時において迅速に動物救護の対応を行うため、飼養機材及び動物医薬品の調達並びに収容施設の確保などの協力が得られるよう関係団体と調整を行うものとする。 第3編緊急事態応急対策計画－第4章避難、一時移転等の防護措置 1避難、一時移転等の防護措置の実施 (10)府[文化生活部]は、災害の実態に応じて、市町村と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。 2避難所等 (3)必要に応じ、「ペットの同行避難ガイドライン」に基づき、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入れ体制について検討し、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 (8)必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入れ体制について検討し、周囲の人に迷惑をかけないように飼育管理する責任等を遵守できる飼い主については、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 第3編－第13章家庭動物等対策 1府[文化生活部]は、災害時動物救護マニュアルにより、飼い主とはぐれた家庭動物の対応や特定動物の飼養者に対する指導体制を整備する。 2府[文化生活部]は、市町村に対して避難所の整備と併せて家庭動物の収容施設を整備するよう要請する。 3府[文化生活部]は、収容施設に収容された家庭動物に対して、飼養機材の速やかな配布及び負傷動物の速やかな治療ができるよう関係団体に要請する。 京都府国民保護計画 第3編武力攻撃事態等への対処-第3章警報及び避難の指示等-第3避難の指示等-2避難の指示-(8)避難に当たって配慮すべき事項-5動物の保護等に関する配慮 府は、国が定めた「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方」を踏まえ、危険動物等の逸走対策や、飼養等されていた家庭動物等の保護収容等について、所要の措置を講じるよう努める
向日市 （京都府）	向日市地域防災計画（一般対策編） 第3編災害応急対策計画－第2章応急対策期の活動－第4節環境・衛生対策の充実－第6家庭動物の保護及び収容対策 災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物の保護については、府健康福祉部、府獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等と連携・協力して対処するものとする。 第3編－第2章－第8節住宅対策－第4応急仮設住宅の建設 5応急仮設住宅の運営管理 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 向日市地域防災計画（地震対策編） 第3編災害応急対策計画－第2章応急対策期の活動－第4節環境・衛生対策の充実－第6家庭動物の保護及び収容対策 一般対策編第3編第2章第4節を準用する。 第3編－第2章－第8節住宅対策－第4応急仮設住宅の建設 一般対策編第3編第2章第8節を準用する。 向日市国民保護計画 第3編武力攻撃事態等への対処-第3章警報及び避難の指示等-第2避難住民の誘導等-3避難住民の誘導-(9)動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
長岡京市 （京都府）	長岡京市地域防災計画（一般災害対策編） 第2編災害予防計画-第24章避難計画-第8節車中避難計画 大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生する恐れがある。そこで、避難者数の把握や救援物資の提供、駐車スペースの確保、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応するため、地域の実情に応じてあらかじめ体制整備を図る。 第3編 災害応急対策計画- 第1章 災害対策本部等運用計画-3 調達-環境班環境経済部環境政策室環境業務課農林振興課商工観光課-衛生係-環境業務課-4 ペット動物の救護活動に関すること 。 第3編災害応急対策計画－第6章避難に関する計画－第5節避難所の開設－第3避難所の管理運営 4避難所の機能 避難所は、避難者を受入する機能のほか、災害により都市機能が麻痺した住民生活を支援するため、地域防災拠点として次の機能を持たせる。 (4)ペットの受入と情報の提供 第3編－第6章－第5節－第5ペットの受入対策 災害により、被災放置されたペットや避難所に避難者が連れて避難したペットの対策について定める。 1災害対策本部は、保健所と連携し獣医師会及び動物愛護団体が設置し、府が支援する動物救援本部に対して、次の事項について要請する。 (1)飼育されている動物に対する餌の配布 (2)負傷した動物の受入・治療・保管 (3)放浪動物の受入・保管 (4)飼育困難な動物の一時保管 (5)動物に対する相談の実施等 (6)特定動物逃走時の、人への危害防止措置 2災害対策本部は、動物救援本部に対し、避難所におけるペットの状況等、必要に応じて情報を提供する。 3避難所管理責任者は、必要に応じて避難所に避難者が連れて避難したペットの受入・保管場所を確保するものとし、その世話は、原則、避難者自らが行うものとする。 4避難所管理責任者は、ペットの情報交換の場として、避難所の掲示板の一画を提供するよう努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
長岡京市 （京都府）	第3編－第10章住宅対策計画（総務班、建設班）－第3節応急仮設住宅の建設 3応急仮設住宅の運営管理 また、必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難したものの受け入れ体制について検討し、周囲の人に迷惑をかけないように飼養管理する責任等を遵守できる飼い主については、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 第3編 災害応急対策計画-第5章 消防 ・水防活動計画-第10節 車中避難計画 大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生した場合に、避難者数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群による災害関連死等の課題に対応する必要がある。 また、車中避難場所（車により一時的に安全確保ができる場所）として位置付けられた施設管理者は、車による避難を受入れる。 市は、地域の実情を踏まえ、車中泊避難に係る情報提供やエコノミークラス症候群防止をはじめとする健康対策を行う。また、指定避難所における車中泊避難者に適切に対応するとともに、車中泊から自宅への速やかな帰宅や指定避難所への移行を進める。 また、必要に応じて、車中避難場所（車により一時的に安全確保ができる場所）の開設を要請する。第3編－第13章防疫活動計画－第5家庭動物の保護及び受入対策 1実施機関 災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物の保護及び受入について、関係機関、団体と協議し、連携・協力して対処するものとする。 2実施方法 (1)放浪している動物を保護し、受入する。 (2)負傷や病気の動物を治療し、受入する。 (3)飼い主が飼養困難な動物を一時預かる。 (4)被災動物（同行避難した動物数等）の情報を収集する。 (5)飼養されている動物に餌を配布する。 (6)動物の所有者や新たな所有者を探すため、情報の収集や提供を行う。 (7)特定動物が逃走した場合、人の危害防止を図るため、必要な措置を講ずる。 (8)家庭動物に関する相談窓口を設置する。 長岡京市地域防災計画（震災対策編） 第3編災害応急対策計画－第11章避難に関する計画－第6節避難所の開設（本部事務局、総務班、建設班）－第3避難所の管理運営 4避難所の機能 避難所は、避難者を受入する機能のほか、災害により都市機能が麻痺した住民生活を支援するため、地域防災拠点として次の機能を持たせる。 (4)ペットの受入と情報の提供 第3編－第11章－第3節－第5ペットの受入対策 災害により、被災放置されたペットや避難所に避難者が連れて避難したペットの対策について定める。 1災害対策本部は、保健所と連携し獣医師会及び動物愛護団体が設置し、府が支援する動物救援本部に対して、次の事項について要請する。 (1)飼育されている動物に対する餌の配布 (2)負傷した動物の受入・治療・保管 (3)放浪動物の受入・保管 (4)飼育困難な動物の一時保管 (5)動物に対する相談の実施等 (6)特定動物逃走時の、人への危害防止措置 2災害対策本部は、動物救援本部に対し、避難所におけるペットの状況等、必要に応じて情報を提供する。 3避難所管理責任者は、必要に応じて避難所に避難者が連れて避難したペットの受入・保管場所を確保するものとし、その世話は、原則、避難者自らが行うものとする。 4避難所管理責任者は、ペットの情報交換の場として、避難所の掲示板の一画を提供するよう努める。 大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生した場合に、避難者数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群による災害関連死等の課題に対応する必要がある。 市は、地域の実情を踏まえ、車中泊避難に係る情報提供やエコノミークラス症候群防止をはじめとする健康対策を行う。また、指定避難所における車中泊避難者に適切に対応するとともに、車中泊から自宅への速やかな帰宅や指定避難所への移行を進める。 長岡京市国民保護計画 第3編武力攻撃事態等への対処-第3章警報及び避難の指示等-第2避難住民の誘導等-4避難住民の誘導-(10)動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
大山崎町 （京都府）	大山崎町地域防災計画（一般計画編） 第3章応急対策－第7節避難計画－第11避難者の受入れ、避難所の運営 7衛生対策 町は、避難所での感染症の発生・拡大を抑えるため、仮設トイレを設置した場合の衛生管理に留意するほか、ごみ出し場所やペットの滞在場所は、屋外に設定することとする。また、避難所は食中毒が発生しやすい状況となるため、衛生管理を徹底する。 第3章－第18節障害物の撤去、環境保全 ≪目指すところ≫ 災害により堆積した土砂、がれき等の障害物を除去し、良好な生活環境、交通路を確保する。また、廃棄物やし尿等を収集・処理し、感染症の発生・流行を防止し、さらに、大気及び公共用水域等の環境汚染による生活環境への影響及び拡大を防止するほか、被災したペットを保護する。 第3章－第18節－第7ペットの保護 1実施機関 町は、災害で被災放置された犬、猫等のペットを保護するため、防災関係機関と連携し、感染症の予防、ペットの愛護、ペットによる人への危害防止に努める。 2実施内容 放浪動物、負傷・病気の動物の一時的な保護 飼い主が飼養困難なペットの一時的な保護 ペットの所有者等の情報の収集や提供 ペットに関する相談窓口の設置 府をはじめとする防災関係機関へのペットの保護に関する情報連絡及び協力要請 特定動物が逃走した場合の、人への危害防止に必要な措置 第3章－第18節－第9応援要請 町は、ペットの保護が困難な場合は、府及び京都府獣医師会で締結している「災害時等における京都府獣医師会の協力に関する協定」に基づき、府を通じて協会に協力を要請する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
大山崎町 （京都府）	大山崎町地域防災計画（地震編） 第3章応急対策－第18節障害物の除去、環境保全 ≪目指すところ≫ 災害により堆積した土砂、がれき等の障害物を除去し、良好な生活環境、交通路を確保する。また、廃棄物やし尿等を収集・処理し、感染症の発生・流行を防止し、さらに、大気及び公共用水域等の環境汚染による生活環境への影響及び拡大を防止するほか、被災したペットを保護する。 地震編（第3章 応急対策）-第8節 要配慮者、避難行動要配慮者の支援一 第18節 障害物の除去、環境保全 ≪目指すところ≫ 災害により堆積した土砂、がれき等の障害物を除去し、良好な生活環境、交通路を確保する。また、廃棄物やし尿等を収集・処理し、感染症の発生・流行を防止し、さらに、大気及び公共用水域等の環境汚染による生活環境への影響及び拡大を防止するほか、被災したペットを保護する。 大山崎町国民保護計画 第3編武力攻撃事態等への対処-第4章警報及び避難の指示等 第2避難住民等の誘導等-4避難住民の誘導 -(8)動物の保護等に関する配慮 町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
宇治市 （京都府）	宇治市地域防災計画（一般対策編） 第3編災害応急対策計画－第12章避難収容対策計画－第2節避難所の運営－2. 避難所の運営内容 (6)避難生活の長期化に伴う対応 必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第3編－第28章応急仮設住宅及び住宅の応急修理－第4節応急仮設住宅の運営管理 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 宇治市地域防災計画（震災対策編） 第3編災害応急対策計画－第10章避難収容対策計画－第2節避難所の運営－2. 避難所の運営内容 (6)避難生活の長期化に伴う対応 必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第3編－第20章清掃・防疫等に関する対策－第4節防疫対策－4. ペット等に対する対応 家畜伝染予防法の規定に基づき、家畜・家禽等の伝染病に対して京都府山城家畜保健衛生所等に、検査、予防注射及び消毒等の実施を要請する。 なお、地震により罹災した犬・猫等のペットの収容については、避難所へ誘導繋留する等により対処する。 第3編－第28章応急仮設住宅対策及び住宅の応急修理－第54節応急仮設住宅の運営管理 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 宇治市地域防災計画（事故対策編） 第3編応急対策計画－第8章避難収容対策計画－第2節避難所の運営－2. 避難所の運営内容 (6)避難生活の長期化に伴う対応 必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める 宇治市地域防災計画(震災対策編) 第3編災害応急対策計画-第10章避難収容対策計画-(6)避難生活の長期化に伴う対応 2. 避難所の運営内容 必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第3編災害応急対策計画第23章応急仮設住宅対策及び住宅の応急修理第5節応急仮設住宅の運営管理 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。宇治市国民保護計画 第3編武力攻撃事態等への対処-第3章警報及び避難の指示等-第2避難住民の誘導等-4避難住民の誘導-(12)動物の保護等に関する配慮 「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
城陽市 （京都府）	城陽市地域防災計画（風水害等対策計画・震災対策計画編） 第3編災害応急対策計画－第4章避難－第2節避難所開設・運営計画－(5)避難所の運営 8ペット同行避難者への対応及びペット保護 災害発生時における愛玩動物の取扱いは「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「京都府動物の飼養管理と愛護に関する条例」に基づき飼主による管理を原則とする。 市は、ペットの所有者・管理者に対して飼主の明示（鑑札等）、しつけ、健康管理、ケージ・ペットフード等避難時の持ち出し品の確保、ペットの預け先の確保等について啓発する。 また、感染症の予防、危害の防止、動物愛護の保持を図るため、被災により放置された犬、猫等災害時のペットの救護及び収容に努める。 第3編－第5章救援・救護・医療－第5節防疫・保健衛生計画－(4)家庭動物の保護及び収容対策 災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物の保護については、府健康福祉部、府獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等と連携・協力して対処するものとする。具体的な方策はおおむね次のとおりとする。 ア放浪している動物を保護し、収容する。 イ負傷や病気の動物を治療し、収容する。 ウ飼い主が飼養困難な動物を一時預かる。 エ飼養されている動物に餌を配布する。 オ動物の所有者や新たな所有者を捜すため、情報の収集や提供を行う。 カ特定動物が逃走した場合、人の危害防止を図るため、必要な措置を講ずる。 キ家庭動物に関する相談窓口を設置する。 第5節 防疫・保健衛生計画 ＜危機・防災対策課、市民環境部、福祉保健部＞ (4)家庭動物の保護及び収容対策　5ボランティアの活動内容 災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物の保護については、府文化生活部、府獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等と連携・協力して対処するものとする。具体的な方策はおおむね次のとおりとする。 ア 放浪している動物を保護し収容する。 イ 負傷や病気の動物を治療し収容する。 ウ 飼い主が飼養困難な動物を一時預かる。 エ 飼養されている動物に餌を配布する。 オ 動物の所有者や新たな所有者を捜すため、情報の収集や提供を行う。 カ 特定動物が逃走した場合、人の危害防止を図るため、必要な措置を講ずる。 キ 家庭動物に関する相談窓口を設置する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
城陽市 （京都府）	城陽市国民保護計画 第3編武力攻撃事態等への対処-第3章警報及び避難の指示等-第2避難住民の誘導等-4避難住民の誘導-(11)動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
久御山町 （京都府）	久御山町地域防災計画（風水害対策編） 第3章災害応急対策計画－第8節避難対策計画－第11ペット対策 1活動の方針 「京都府災害時における動物救護対策マニュアル」に基づき、獣医師会及び動物愛護団体等と連携して、被災した犬猫等の救護を行う。 2避難所における飼育の原則 動物の飼育者は、避難所の責任者や他の被災者の理解と協力のもと、責任を持って飼育することを原則とする。 3ペットの把握 避難場所管理職員は、次に挙げる事項を把握し、適正な管理を行う。 (1)飼育者の氏名と住所 (2)動物の種類と数 (3)動物の特徴（性別・体格・毛色等） 4飼育場所の指定 避難場所管理職員は、避難所における飼育場所の指定を行う。 5物資等の情報提供 避難場所管理職員は、必要に応じ次に掲げる情報の提供を行う。 (1)動物用物資の配布（食料、生活必需品） (2)動物の負傷や病気に対する診断、治療 (3)動物に関する相談（一時預かり、飼育相談等） 6保護施設等への受入調整 避難場所管理職員は、獣医師会等関係団体の協力のもと、必要に応じて、避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整を行う。 久御山町地域防災計画（震災対策編） 第3章災害応急対策計画－第14節避難場所開設・運営計画－第7ペット対策 1活動の方針 「京都府災害時における動物救護対策マニュアル」に基づき、獣医師会及び動物愛護団体等と連携して、被災した犬猫等の救護を行う。 2避難所における飼育の原則 動物の飼育者は、避難所の責任者や他の被災者の理解と協力のもと、責任を持って飼育することを原則とする。 3ペットの把握 避難場所管理職員は、次に挙げる事項を把握し、適正な管理を行う。 (1)飼育者の氏名と住所 (2)動物の種類と数 (3)動物の特徴（性別・体格・毛色等） 4飼育場所の指定 避難場所管理職員は、避難所における飼育場所の指定を行う。 5物資等の情報提供 避難場所管理職員は、必要に応じ次に掲げる情報の提供を行う。 (1)動物用物資の配布（食料、生活必需品） (2)動物の負傷や病気に対する診断、治療 (3)動物に関する相談（一時預かり、飼育相談等） 6保護施設等への受入調整 避難場所管理職員は、獣医師会等関係団体の協力のもと、必要に応じて、避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整を行う。 久御山町地域防災計画（事故対策編） 第3章災害応急対策計画－第9節避難場所開設・運営計画－第5ペット対策 1活動の方針 「京都府災害時における動物救護対策マニュアル」に基づき、獣医師会及び動物愛護団体等と連携して、被災した犬猫等の救護を行う。 2避難所における飼育の原則 動物の飼育者は、避難所の責任者や他の被災者の理解と協力のもと、責任を持って飼育することを原則とする。 3ペットの把握 避難場所管理職員は、次に挙げる事項を把握し、適正な管理を行う。 (1)飼育者の氏名と住所 (2)動物の種類と数 (3)動物の特徴（性別・体格・毛色等） 4飼育場所の指定 避難場所管理職員は、避難所における飼育場所の指定を行う。 5物資等の情報提供 避難場所管理職員は、必要に応じ次に掲げる情報の提供を行う。 (1)動物用物資の配布（食料、生活必需品） (2)動物の負傷や病気に対する診断、治療 (3)動物に関する相談（一時預かり、飼育相談等） 6保護施設等への受入調整 避難場所管理職員は、獣医師会等関係団体の協力のもと、必要に応じて、避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整を行う。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
久御山町 （京都府）	久御山町地域防災計画（事故対策編） 第3章災害応急対策計画－第9節避難場所開設・運営計画－第5ペット対策 1活動の方針 「京都府災害時における動物救護対策マニュアル」に基づき、獣医師会及び動物愛護団体等と連携して、被災した犬猫等の救護を行う。 2避難所における飼育の原則 動物の飼育者は、避難所の責任者や他の被災者の理解と協力のもと、責任を持って飼育することを原則とする。 3ペットの把握 避難場所管理職員は、次に挙げる事項を把握し、適正な管理を行う。 (1)飼育者の氏名と住所 (2)動物の種類と数 (3)動物の特徴（性別・体格・毛色等） 4飼育場所の指定 避難場所管理職員は、避難所における飼育場所の指定を行う。 5物資等の情報提供 避難場所管理職員は、必要に応じ次に掲げる情報の提供を行う。 (1)動物用物資の配布（食料、生活必需品） (2)動物の負傷や病気に対する診断、治療 (3)動物に関する相談（一時預かり、飼育相談等） 6保護施設等への受入調整 避難場所管理職員は、獣医師会等関係団体の協力のもと、必要に応じて、避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整を行う。 久御山町国民保護計画 第3編武力攻撃事態等への対処-第3章警報及び避難の指示等-第2避難住民の誘導等-4避難住民の誘導-(10)動物の保護等に関する配慮 町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、次の事項等について、所要の措置を講じるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
八幡市 （京都府）	八幡市地域防災計画（災害対策共通編） 第3編災害応急対策計画－第1章応急対策活動の実施－第26節住宅の確保－第4応急仮設住宅の供給－3応急仮設住宅の運営管理 必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 八幡市地域防災計画（風水害対策編） 第2章風水害対策の予防計画における重要な計画事項－第1節避難に関する計画－第9車中泊避難 大規模災害発生時において、プライバシーの確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生するおそれがある。そこで、市は、避難者数の把握や救援物資の提供、駐車スペースの確保、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応するため、地域の実情に応じてあらかじめ体制整備を図る。 第3章風水害対策の応急対策計画における重要な計画事項－第4節風水害時の避難計画－第4避難所の開設及び運営－3避難所の運営及び管理方法 (6)犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について府の「ペットの同行避難ガイドライン」に基づいて検討し、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第3章－第4節－第5避難所における生活環境の整備 市は、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、心身の健康問題の悪化防止や感染症等の疫病予防のため、必要な措置を講じるとともに、関係担当部と協議の上、避難所における生活の改善に必要な施設及び設備の整備に努め、必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い、男女双方の視点、家庭動物等の避難等に配慮する。 八幡市地域防災計画（震災対策編） 第2章震災対策の予防計画における重要な計画事項－第1節避難に関する計画－第9車中泊避難 大規模災害発生時において、プライバシーの確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生するおそれがある。そこで、市は、避難者数の把握や救援物資の提供、駐車スペースの確保、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応するため、地域の実情に応じてあらかじめ体制整備を図る。また、車中泊避難から自宅への速やかな帰宅や避難所への移行を進める。 第3章震災対策の応急対策計画における重要な計画事項－第4節震災時の避難計画－第4避難所の開設及び運営－3運営及び管理方法 (6)犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し府の「ペットの同行避難ガイドライン」に基づいて検討し、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第3章－第4節－第5避難所における生活環境の整備 市は、避難生活が長期化する場合、又は厳冬期、盛夏期等に、関係部と協議の上、避難所における生活の改善に必要な施設及び設備の整備に努め、必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い、男女双方の視点、家庭動物との避難等に配慮する。 第3章－第2節－第10車中泊避難 プライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生した場合に、市は、避難者数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群防止候群をはじめとした健康対策を行う。また、車中泊避難から自宅への速やかな帰宅や避難所への移行を進める。 八幡市地域防災計画（原子力災害対策編） 第2章原子力災害事前対策計画－第6節避難収容活動体制の整備－9避難場所・避難方法等の周知 市は、避難や避難退域時検査等の場所・避難誘導方法(バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。)、屋内退避の方法等について、日頃から市民への周知徹底に努める。 第3章緊急事態応急対策計画－第4節避難、一時移転等の防護措置－第3避難所等 3必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 8必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 八幡市国民保護計画 第3編武力攻撃事態等への対処-第4章警報及び避難の指示等-第2避難住民の誘導等-4避難住民の誘導-(11)動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
京田辺市 （京都府）	京田辺市地域防災計画（風水害・事故対策編） 第3編災害応急対策計画一第1章初動期の活動一第11節緊急避難対策計画一7.避難所等の運営 (1)避難所等の管理 必要に応じて、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第3編一第2章応急復旧期の活動一第5節住宅応急対策計画一4.応急仮設住宅 (4)応急仮設住宅の運営管理 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。 第3編一第2章一第7節防疫及び保健衛生計画 1. 計画の方針 家庭動物の保護及び収容対策については、災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物を保護・収容することにより、感染症の予防、危害防止、動物愛護の保持に努める。 2. 実施責任者 (4)家庭動物の保護及び収容対策 災害で放置された犬、猫等の家庭動物の保護及び収容について、関係機関、団体と協議し、連携・協力して対処するものとする。 3. 計画の内容 (6)家庭動物の保護及び飼養 1動物の保護及び収容 災害により被災放置された犬、猫等の家庭動物の保護及び収容について、関係機関、団体と協議し、連携・協力して以下の方法により対処するものとする。 (ｱ)放浪している動物を保護し、収容する。 (ｲ)負傷や病気の動物を治療し、収容する。 (ｳ)飼い主が飼養困難な動物を一時預かる。 (ｴ)飼養されている動物に餌を配布する。 (ｵ)動物の所有者や新たな所有者を探すため、情報の収集や提供を行う。 (ｶ)特定動物が逃走した場合、人の危害防止を図るため、必要な措置を講ずる。 (ｷ)家庭動物に関する相談窓口を設置する。 2避難所における動物の適正な飼養 市は府と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 また、避難所での飼育動物の対策は以下を基本として、各避難所の状況に応じて詳細を定めるものとする。 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え 5節 避難対策計画-総括部、市民対策部、教育対策部、消防対策部 15. 車中避難計画 大規模災害発生時において、プライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生するおそれがある。 ■避難所における飼育動物の受け入れに関する基本方針 1避難所の飼育動物の管理は、飼い主の責任で行う。 2飼料、水、ケージ（小動物の場合）、医薬品等の生活用品は、原則として飼い主が準備する。 3身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）に規定する身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬及び聴導犬）の同伴を周知する。 4危険動物は、避難所への同伴はできないものとする。 5飼育場所は居住スペースとは別とし、特に動物アレルギーを持つ人に配慮する。 6動物の飼育場所の管理・運営は、飼い主同士やボランティアが協力して、各避難所の運営協議会等が定めた飼育ルールに従い行う。 3死亡動物の処理 死亡した動物は適切に処理する。 京田辺市地域防災計画（震災対策編） 第3編震災対策編計画一第1章初動期の活動一第14節緊急避難対策計画一7.避難所等の運営 (1)避難所等の管理 必要に応じて、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第3編一第2章応急復旧期の活動一第5節住宅応急対策計画一4.応急仮設住宅(4)応急仮設住宅の運営管理 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。 第3編一第2章一第7節防疫及び保健衛生計画 1. 計画の方針 家庭動物の保護及び収容対策については、災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物を保護・収容することにより、感染症の予防、危害防止、動物愛護の保持に努める。 2. 実施責任者 (4)家庭動物の保護及び収容対策 災害で放置された犬、猫等の家庭動物の保護及び収容について、関係機関、団体と協議し、連携・協力して対処するものとする。 3. 計画の内容 (5)家庭動物の保護及び飼養 1動物の保護及び収容 震災により被災放置された犬、猫等の家庭動物の保護及び収容について、関係機関、団体と協議し、連携・協力して以下の方法により対処するものとする。 (ｱ)放浪している動物を保護し、収容する。 (ｲ)負傷や病気の動物を治療し、収容する。 (ｳ)飼い主が飼養困難な動物を一時預かる。 (ｴ)飼養されている動物に餌を配布する。 (ｵ)動物の所有者や新たな所有者を探すため、情報の収集や提供を行う。 (ｶ)特定動物が逃走した場合、人の危害防止を図るため、必要な措置を講ずる。 (ｷ)家庭動物に関する相談窓口を設置する。 2避難所における動物の適正な飼養 市は府と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 また、避難所での飼育動物の対策は以下を基本として、各避難所の状況に応じて詳細を定めるものとする。 京田辺市国民保護計画 第3編武力攻撃事態等への対処第3章警報及び避難の指示等第2避難住民の誘導等4避難住民の誘導 (9)動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
京田辺市 （京都府）	井手町地域防災計画（風水害等対策編） 第2編災害予防計画－第11章避難等に関する計画－12車中避難計画 大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生する恐れがある。町は指定避難所における駐車可能台数を把握し、あらかじめ具体的に車中泊避難が可能な場所を選定するとともに、エコノミークラス症候群防止をはじめとした環境整備、支援物資の備蓄等を行う。また、車中避難場所について、施設管理者と必要に応じて開設のタイミング等を事前調整する。 第3編災害応急対策計画－第6章救援救護に関する計画－第1節避難対策計画－7. 避難所の運営 (1)避難所の管理、運営 必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第3編－第6章－第1節－11車中避難計画 大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生した場合に、避難者数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応する必要がある。また、車中避難場所として位置付けられた施設管理者は、車による避難を受入れる。町は、地域の実情を踏まえ、車中泊避難に係る情報提供やエコノミークラス症候群防止をはじめとした健康対策を行う。また、指定避難所における車中泊避難者に適切に対応するとともに、車中泊避難から自宅への速やかな帰宅や指定避難所への移行を進める。また、必要に応じて、車中避難場所の開設を要請する。 第3編－第6章－第5節住宅対策計画－3. 応急仮設住宅 (4)応急仮設住宅の運営管理 必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、周囲の人に迷惑をかけないように飼養管理する責任等を遵守できる飼い主については、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するものとする。 第3編－第7章保健衛生、防疫等計画－第1節清掃計画－1.計画の方針 被災地のごみ及びし尿等に係る廃棄物処理業務等を迅速適切に実施し、生活環境の保全を図る対策について定める。また、家庭動物の保護及び収容対策については、災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物を保護・収容することにより、感染症の予防、動物愛護の保持に努める。
井手町 （京都府）	井手町地域防災計画（震災対策編） 第2編災害予防計画－第10章避難に関する計画－10車中泊避難計画 大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生する恐れがある。町は指定避難所における駐車可能台数を把握し、あらかじめ具体的に車中泊避難が可能な場所を選定するとともに、エコノミークラス症候群防止をはじめとした環境整備、支援物資の備蓄等を行う。 第3編災害応急対策計画－第10章避難に関する計画－6. 避難所の運営 (1)避難所の管理 必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第3編－第10章－9. 車中泊避難計画 大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生した場合に、避難者数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応する必要がある。 第3編－第13章保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画－第1節防疫及び保健衛生計画－5.家畜伝染性疾病の予防 災害発生に伴う家畜伝染性疾病の発生予防及びまん延防止については、家畜伝染病予防法の規定に基づいて山城家畜保健衛生所を主体として協力し、検査、予防注射及び消毒等を実施する。なお、精密な病性鑑定については、中丹家畜保健衛生所が実施する。また、家庭動物の保護及び収容対策については、災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物を保護・収容することにより、山城北保健所と連携を図りながら感染症の予防、動物愛護の保持に努める。 第3編－第15章施設の応急対策に関する計画－第8節住宅対策計画－3. 応急仮設住宅 (4)応急仮設住宅の運営管理 必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、周囲の人に迷惑をかけないように飼養管理する責任等を遵守できる飼い主については、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するものとする。 井手町国民保護計画 第3編武力攻撃事態等への対処-第3章警報及び避難の指示等-第2避難住民の誘導等-4避難住民の誘導-(10)動物の保護等に関する配慮 町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
宇治田原町 （京都府）	宇治田原町地域防災計画（一般計画編） 第2章 災害予防計画第- 13 節 食料・生活物資等の確保 (4) 家庭動物の飼料等の確保 家庭動物が居る場合、飼い主責任として、人に迷惑をかけない平常時のしつけに加え、5 日分（7 日分以上が望ましい）のペットフード、ペットシーツ等の備蓄に努めるよう広報啓発する。 第2章 災害予防計画-第2節 気象情報等の収集・伝達-第 10 節 避難に関する計画-第4避難生活計画-2 指定避難所の整備 (7) 車中泊避難対策 大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生するおそれがあるため、町は、車中泊避難場所でのエコノミークラス症候群防止をはじめとした環境整備や支援物資の備蓄等を行う。 第3章災害応急対策計画－第17節保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画－第2防疫・保健衛生 第7節 避難計画（総務班、医療救助班、消防班）- 2 指定避難所の運営-(2) 避難者の収容 エ 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとする。また、必要に応じてプライバシーの確保、男女双方の視点やニーズの違い、性的少数者（LGBTQ）、家庭動物との同行避難等に配慮する。 6家庭動物の保護及び収容対策 町は、災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物の保護及び収容について、府及び関係機関、団体等と協議し、連携・協力して対処する。 (1)放浪している動物を保護し、収容する。 (2)負傷や病気の動物を治療し、収容する。 (3)飼い主が飼養困難な動物を一時預かる。 (4)被災動物（同行避難した動物数等）の情報を収集する。 (5)飼養されている動物に餌を配布する。 (6)動物の所有者や新たな所有者を探すため、情報の収集や提供を行う。 (7)特定動物が逃走した場合、人の危害防止を図るため、必要な措置を講ずる。 (8)家庭動物に関する相談窓口を設置する。 第3章－第19節住宅の応急対策に関する計画－第4応急仮設住宅の設置等 (4)応急仮設住宅の運営管理 必要に応じて、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、周囲の人に迷惑をかけないように飼養管理する責任等を遵守できる飼い主については、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 第3章 災害応急対策計画-第7節 避難計画-第1 避難行動計画-3 福祉避難所の開設・運営 8 車中泊避難計画 町は、余震への不安やプライバシーの確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生した場合に、避難者数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群防止をはじめとした健康対策を行う。また、車中泊避難から自宅への速やかな帰宅や指定避難所への移行を進める。さらに、必要に応じて、車中泊避難場所の開設を要請する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
宇治田原町（京都府）	宇治田原町地域防災計画（震災対策編） 第2章 災害予防計画-第4節 避難に関する計画-第4 避難生活計画-2 指定避難所の整備 (7) 車中泊避難対策 大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生するおそれがあるため、町は、車中泊避難場所でのエコノミークラス症候群防止をはじめとした環境整備や支援物資の備蓄等を行う。 第2章 災害予防計画-第6節 食料・生活物資等の確保-第2 防災資機材等の整備-2 計画 (4) 家庭動物の飼料等の確保 家庭動物が居る場合、飼い主責任として、人に迷惑をかけない平常時のしつけに加え、5 日分（7 日分以上が望ましい）のペットフード、ペットシーツ等の備蓄に努めるよう広報啓発する。 第3章 災害応急対策計画-第7節 避難計画-第2 避難生活計画-2 指定避難所の運営 (2) 避難者の収容 エ 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとする。また、必要に応じてプライバシーの確保、男女双方の視点やニーズの違い、性的少数者（LGBTQ）、家庭動物との同行避難等に配慮する。 第3章 災害応急対策計画-第7節 避難計画-第2 避難生活計画 8 車中泊避難計画 町は、余震への不安やプライバシーの確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生した場合に、避難者数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群防止をはじめとした健康対策を行う。 第3章災害応急対策計画－第16節保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画－第2防疫・保健衛生対策 6家庭動物の保護及び収容対策 町は、災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物の保護及び収容について、関係機関、府及び関係団体と協議し、連携・協力して対処する。 (1)放浪している動物を保護し、収容する。 (2)負傷や病気の動物を治療し、収容する。 (3)飼い主が飼養困難な動物を一時預かる。 (4)飼養されている動物に餌を配布する。 (5)動物の所有者や新たな所有者を探すため、情報の収集や提供を行う。 (6)特定動物が逃走した場合、人の危害防止を図るため、必要な措置を講ずる。 (7)家庭動物に関する相談窓口を設置する。 (8) 家庭動物に関する相談窓口を設置する。 第3章－第19節住宅の応急対策に関する計画－第5応急仮設住宅の設置等 (4)応急仮設住宅の運営管理 必要に応じて、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、周囲の人に迷惑をかけないように飼養管理する責任等を遵守できる飼い主につい 宇治田原町国民保護計画 第3編武力攻撃事態等への対処-第3章警報及び避難の指示等-第2避難住民の誘導等-4避難住民の誘導-(10)動物の保護等に関する配慮 町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
木津川市（京都府）	木津川市地域防災計画 第2編災害予防計画－第31章避難に関する計画－第11節車中泊避難計画 大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生する恐れがある。そこで、避難者数の把握や救援物資の提供、駐車スペースの確保、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応するため、地域の実情に応じてあらかじめ体制整備を図る。なお、住民の屋外避難に当たっては、親せきや友人の家等への避難、車中泊避難、避難所避難等のうちから避難者の状況に応じて選択することが必要である。なお、車中泊避難する場合は、エコノミークラス症候群に注意する必要がある。一時的に車で避難する避難者に対応するため、車中泊（車中）避難場所を確保する。 第3編災害応急対策計画－第8章避難対策計画－第9節避難所の開設及び管理等－第4避難所の管理運営 4避難者の居住性の向上 避難所におけるペットについては、飼い主の責任においてペットの安全と健康を守るとともに、他の避難者の迷惑とならないように努め、避難施設及び同居者の状況により、ペット置き場等のためのスペースの確保に努める。ペットは、府が定めた「ペットの同行避難ガイドライン」に基づいた対応を行う。 7 避難者の把握 避難所に避難した被災者の把握を行い、名簿等を作成するとともに、避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、市災害対策本部に報告する。 また、在宅での避難者については、高齢者、障がい者等多様な属性を持つと想定されることから、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい者福祉事業者等は、被災者台帳、避難行動要支援者名簿等を活用しながら、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については、市に提供するものとする。 ペットと同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等におけるペットの受入状況を把握する。 第4住宅の応急修理 10応急仮設住宅 必要に応じ、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 12車中泊避難者対応 大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシーの確保、ペットの同伴等の理由から車中泊避難が発生した場合に、地域の実情を踏まえ、車中泊避難に係る情報提供や、避難者数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群をはじめとする健康対策を行う。 また、指定避難所における車中泊避難者に適切に対応するとともに、車中泊避難から自宅への速やかな帰宅や指定避難所への移行を勧めることとする。 第3編－第12章住宅対策計画－第3応急仮設住宅－ 必要に応じ、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 第3編－第14章保健衛生、防疫計画－第1計画の方針 ペットの保護及び収容対策については、災害で被災放置された犬、猫等のペットを保護・収容することにより、感染症の予防、危害防止、動物愛護の保持に努める。 第3編－第14章－第6ペットの保護及び収容対策 1実施機関 災害で放置された犬、猫等のペットの保護及び収容について、関係機関、団体と協議し、連携・協力して対処するものとする。 2実施方法 (1)放浪している動物を保護し、収容する。 (2)負傷や病気の動物を治療し、収容する。 (3)飼い主が飼養困難な動物を一時預かる。 (4)被災動物（同行避難した動物数等）の情報を収集する。 (5)飼養されている動物に餌を配布する。 (6)動物の所有者や新たな所有者を探すため、情報の収集や提供を行う。 (7)特定動物が逃走した場合、人への危害防止を図るため、必要な措置を講じる。 (8)ペットに関する相談窓口を設置する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
木津川市 （京都府）	木津川市国民保護計画 第3編武力攻撃事態等への対処-第3章警報及び避難の指示等-第2避難住民の誘導等-4避難住民の誘導-(11)動物の保護等に関する配慮 「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
精華町 （京都府）	精華町地域防災計画（地震対策計画編、事故対策計画編） 予防計画－第9章災害応急対策物資確保計画－6.簡易トイレ、ペット用ゲージ等の備蓄 避難者が集中する学校施設等でトイレの使用不能の事態の発生が考えられるため、簡易トイレ等についても備蓄を図るとともに、ペット同行避難のためペット用ゲージを避難所に適切に配置できるように、拠点ごとに整備を図る。 応急計画－第11章避難に関する計画－第3節避難の方法－1避難の準備 (3)避難者は、3日程度の食料、飲料水（水筒等）、手拭等の日用品、照明器具、貴重品、お薬手帳、救急薬品、マスク、軍手等を携行する。また、必要に応じ、女性用品、乳幼児用品、衛生用品、ペット用品を携行する。 応急計画－第11章避難に関する計画－第9節避難所群の運営管理等－2避難所の運営－（6）生活環境の管理 ウ必要に応じ、家庭動物のためのスペースの確保に努める。 応急計画－第11章避難に関する計画－第14節車中泊避難計画 大規模災害発生時において、避難所の収容能力の不足、人権への配慮、余震への不安やプライバシー確保、感染症対策、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生の必要が生じる。そこで、避難者数の把握や救援物資の提供、駐車スペースの確保、エコノミークラス症候群による災害関連死等の課題に対応するため、地域の実情に応じてあらかじめ支援物資の備蓄等、体制整備を図る。 応急計画－第15章保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画－第1節防疫及び保健衛生計画－5家畜伝染病の予防 災害発生に伴う家畜（愛玩動物を含む）伝染病の発生予防及びまん延防止については、家畜伝染予防法の規定に基づき、府山城家畜保健衛生所（城陽市寺田北山田31－47、電話（0774）52－2040）を主体として、検査、衛生指導、予防注射及び消毒等を実施する。なお、精密な病性鑑定については、中丹家畜保健衛生所が実施する。また、災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物は保護・収容することにより、感染症の予防、危害防止、動物愛護の保持に努める。 第3 節 住宅対策計画第3 款 応急仮設住宅建設と供与 (3) 応急仮設住宅の運営 また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。 精華町地域防災計画（風水害対策編） 応急計画一第 16 節 車中泊避難計画 1 大規模災害発生時において、避難所の収容能力の不足、人権への配慮やプライバシー確保、感染症対策、ペット同伴等の理由から車中泊避難の必要が生じる。そこで、避難者数の把握や救援物資の提供、駐車スペースの確保、エコノミークラス症候群による災害関連死等の課題に対応するため、地域の実情に応じてあらかじめ支援物資の備蓄等、体制整備を図る。 2 車両により避難する場合には、交通渋滞が発生する前の早めの避難や、浸水や土砂災害などの災害リスク、健康への影響等を考慮して実施の有無を決定する。また、夏場の熱中症対策や冬場の防寒対策、周りの環境への影響にも留意して車中泊避難を在宅避難や車中泊避難を行っている住民に対し、救護所設置や食糧供給等の生活情報 の広報を行う。第 19 章 資器材等整備計画-第 2 節 非常用物資等の備蓄計画-2 簡易トイレ、ペット用ゲージ等の備蓄避難者が集中する学校施設等でトイレの使用不能の事態の発生が考えられるため、簡易トイレ等についても備蓄を図るとともに、ペット同行避難のためペット用ゲージを避難所に適切に配置できるように、拠点ごとに整備を図る。 第 12 章 生活必需品等の供給計画一(3) 応急仮設住宅の運営 応急仮設住宅は、男女共同参画による適切な運営を行い、男女双方の視点等に配慮した安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、生活者の意見を反映できるよう配慮する。 また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 第 16 章 保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画一第 1 節 防疫及び保健衛生計画 災害発生に伴う家畜（愛玩動物を含む）伝染病の発生予防及びまん延防止については、家畜伝染予防法の規定に基づき、府山城家畜保健衛生所（城陽市寺田北山田 31-47、電話（0774）52-2040）を主体として、検査、衛生指導、予防注射及び消毒等を実施する。なお、精密な病性鑑定については、中丹家畜保健衛生所が実施する。また、災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物は保護・収容することにより、感染症の予防、危害防止、動物愛護の保持に努める。 第17章住宅対策計画-第3款応急仮設住宅建設と供与応急仮設住宅の管理 3)応急仮設住宅の運営 風水害対策編-予 防 計 画 第 19 章 資器材等整備計画-第 1 節 備蓄資器材-第 2 節 非常用物資等の備蓄計画 2 簡易トイレ、ペット用ゲージ等の備蓄避難者が集中する学校施設等でトイレの使用不能の事態の発生が考えられるため、簡易トイレ等についても備蓄を図るとともに、ペット同行避難のためペット用ゲージを避難所に適切に配置できるように、拠点ごとに整備を図る。 精華町国民保護計画 第3編武力攻撃事態等への対処-第3章警報及び避難の指示等-第2避難住民の誘導等-4避難住民の誘導-(12)動物の保護等に関する配慮 町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
和束町 （京都府）	和束町地域防災計画（一般計画編） 第2編災害予防計画－第15章資材器材等整備計画－第2節食料及び生活必需品の確保計画－第8家庭動物の飼料等の確保 家庭動物が居る場合、飼い主はその責任として、人に迷惑をかけない平常時のしつけに加え、5日分（7日分以上が望ましい。）のペットフード、ペットシーツ等の備蓄に努めるものとし、町は、その旨を広報・啓発する。なお、家庭動物（犬、猫）のペットフード、一時保管用ケージ等の備蓄資材は、京都動物愛護センターにおいて保管される。 第2編－第30章避難に関する計画－第10節車中泊避難者への対応 大規模災害発生時において、地震活動への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生するおそれがある。そこで、避難者数の把握や救援物資の提供、駐車スペースの確保、エコノミークラス症候群による災害関連死等の課題に対応するため、地域の実情に応じてあらかじめ体制整備を図る。なお、住民の屋外避難に当たっては、町があらかじめ指定する指定避難所への避難が基本であって、車中泊避難を推奨するものではない。 第3編災害応急対策計画－第8章避難に関する計画－第5節避難所の開設等－第1避難所の開設及び管理等 4避難所の管理運営等 (5)避難所における家庭動物については、飼い主の責任において家庭動物の安全と健康を守るとともに、他の避難者の迷惑とならないよう、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第3編－第8章－第11節車中泊避難者等への対応 大規模災害発生時において、地震活動への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難等が発生した場合に、避難者数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群による災害関連死等の課題に対応する必要がある。このため、町は、地域の実情を踏まえ、車中泊避難等に係る情報提供やエコノミークラス症候群防止をはじめとした健康対策を行う。 第3編－第13章住宅対策計画－第2節応急仮設住宅－第4応急仮設住宅の運営管理 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するものとする。この場合、飼い主は、周囲の人に迷惑をかけないように飼養管理するものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
和束町 （京都府）	第3編－第15章保健衛生、防疫及び遺体対策計画－第1節防疫及び保健衛生計画 家庭動物の保護及び収容対策については、災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物を保護・収容することにより、動物由来感染症の予防、人への危害防止、動物愛護の保持に努める。 第3編－第15章－第1節－第3家庭動物の保護及び収容対策－1実施機関 災害で被災し放置された犬、猫等の家庭動物の保護及び収容について、府、関係機関、団体と協議し、連携・協力して対処するものとする。 第3編－第15章－第1節－第3－2実施方法 (1)放浪している動物を保護し、収容する。 (2)負傷や病気の動物を治療し、収容する。 (3)飼い主が飼養困難な動物を一時預かる。 (4)被災動物（同行避難した動物数等）の情報を収集する。 (5)飼養されている動物に餌を配布する。 (6)動物の所有者や新たな所有者を探すため、情報の収集や提供を行う。 (7)特定動物が逃走した場合、人の危害防止を図るため、必要な措置を講ずる。 (8)家庭動物に関する相談窓口を設置する。和束町国民保護計画（平成19年3月） 和束町国民保護計画（平成19年3月） 第3編 武力攻撃事態等への対処 第4章 警報及び避難の指示等 第2 避難住民の誘導等 3 避難住民の誘導 (9)動物の保護等に関する配慮 町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
笠置町 （京都府）	笠置町地域防災計画 第3部災害応急対策計画（一般計画編） 第8章避難に関する計画－第2節計画の内容－第5指定避難所の運営 1指定避難所の運営管理 (2)必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第13章住宅対策計画－第2節計画の内容－第2応急仮設住宅 第 2 応急仮設住宅 4応急仮設住宅の運営管理 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 第4部災害応急対策計画（震災対策編） 第14章避難に関する計画 第3部災害応急対策計画（一般計画編）第8章避難に関する計画に準じる。 第26章住宅対策計画 第3部災害応急対策計画（一般計画編）第13章住宅対策計画に準じる。 笠置町国民保護計画 第3編 武力攻撃事態等への対処-第4章 警報及び避難の指示等-第2 避難住民の誘導等-3 避難住民の誘導-(9)動物の保護等に関する配慮 町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
南山城村 （京都府）	南山城村地域防災計画（一般対策編） 第3編災害応急対策計画－第8章避難に関する計画－第5節避難所の開設等－第1避難所の開設及び管理等－4避難所の管理運営 避難所責任者は、次のような避難所の管理運営を行う。 (7)必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第3編－第13章住宅対策計画－第2節応急仮設住宅－第5応急仮設住宅の運営管理 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 第3編－第15章保健衛生、防疫及び遺体処理計画－第1節防疫及び保健衛生計画 家庭動物の保護及び収容対策については、災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物を保護・収容することにより、感染症の予防、危害防止、動物愛護の保持に努める。 第3家庭動物の保護及び収容対策 1実施機関 災害で放置された犬、猫等の家庭動物の保護及び収容について、関係機関、団体と協議し、連携・協力して対処するものとする。 2実施方法 (1)放浪している動物を保護し、収容する。 (2)負傷や病気の動物を治療し、収容する。 (3)飼い主が飼養困難な動物を一時預かる。 (4)飼養されている動物に餌を配布する。 (5)動物の所有者や新たな所有者を探すため、情報の収集や提供を行う。 (6)特定動物が逃走した場合、人への危害防止を図るため、必要な措置を講ずる。 (7)家庭動物に関する相談窓口を設置する。 南山城村地域防災計画（震災対策計画編） 第3編災害応急対策計画－第8章避難に関する計画 避難に関する計画は、一般計画編第3編－第8章「避難に関する計画」の定めるところによる。 第3編－第12章施設の応急対策に関する計画－第4節住宅 一般計画編第3編－第13章「住宅対策計画」を準用する。 第3編－第14章保健衛生、防疫及び遺体処理計画 一般計画編第3編－第15章「保健衛生、防疫及び遺体処理計画」を準用する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
亀岡市 （京都府）	亀岡市地域防災計画（一般計画・災害予防計画編） 第2編災害予防計画－第2章災害に備えた防災体制の確立－第8節車中避難等の対策 《基本方針》 大規模災害において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴や新型インフルエンザ等感染症拡大防止等の理由から車中泊避難が発生するおそれがある。そこで、避難者数の把握や救援物資の提供、駐車スペースの確保、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応するため、地域の実情に応じてあらかじめ体制整備を図る。なお、住民の屋外避難に当たっては、本市があらかじめ指定する指定避難所への避難が基本であって、車中避難等を推奨するものではない。 亀岡市地域防災計画（震災対策計画編） 第2編地震災害応急対策計画－第2章応急復旧期の対策活動－第2節避難所の開設・管理 《対策の展開》3.避難所の管理 ⑹避難者への配慮 管理責任者は、避難所生活の長期化に対応して、避難者のプライバシー確保、ペットを同行しての避難者等に対して配慮するものとする。 第2編－第2章－第13節廃棄物の処理－4.死亡獣畜及び家庭動物対策 《対策の展開》 ⑴初期対応 死亡獣畜及び家庭動物の発生状況を把握する。 ⑵死亡獣畜の処理 1処理責任者 災害によって死亡し、放置された犬猫等は、救助部衛生班が収集・処理を行う。 2処理方法 ア救助部衛生班は、死亡獣畜発見の連絡を受けた場合は、直ちに収集する。救助部衛生班は、消毒その他の衛生処理を行う。 イ収集された死亡獣畜は、定めた方法に基づき焼却する。 ⑶家庭動物の対策 地震発生後、被災によって、飼育されていた犬等の放浪による市民への危害発生を防止するため、これら家庭動物の保護収容等の対策については、府健康福祉部、府獣医師会、動物愛護団体・ボランティア等と連携・協力して行う。具体的な対策については、そのつど関係機関と協議して決めるが、概ね次を目安として行う。 1家庭動物の保護収容 2避難所で飼育されている動物に対する餌の配布 3負傷している動物の収容・治療 4飼育困難な動物の一時保管及び新たな飼い主探し 5特定動物が逃走した場合の措置 6その他動物に関する相談の受付 防災計画（風水害等対策計画編） 第2編風水害等災害応急対策計画－第3章応急復旧期の対策活動－第2節避難所の開設・管理 《対策の展開》 3.避難場所の管理 ⑹避難者への配慮 管理責任者は、避難場所生活の長期化に対応して、避難者のプライバシー確保、ペットを同行しての避難者等に配慮するものとする。 第2編－第3章－第13節廃棄物の処理－4.死亡獣畜及び家庭動物対策 《対策の展開》 ⑴初期対応 死亡獣畜及び家庭動物の発生状況を把握する。 ⑵死亡獣畜の処理 1処理責任者 災害によって死亡し、放置された犬猫等は、救助部衛生班が収集・処理を行う。 2処理方法 ア救助部衛生班は、死亡獣畜発見の連絡を受けた場合は、直ちに収集する。救助部衛生班は、消毒その他の衛生処理を行う。 イ収集された死亡獣畜は、定めた方法に基づき焼却する。 ⑶家庭動物の対策 災害発生後、被災によって、飼育されていた犬等の放浪による市民への危害発生を防止するため、これら家庭動物の保護収容等の対策については、府健康福祉部、府獣医師会、動物愛護団体・ボランティア等と連携・協力して行う。具体的な対策については、そのつど関係機関と協議して決めるが、概ね次を目安として行う。 1家庭動物の保護収容 2避難所で飼育されている動物に対する餌の配布 3負傷している動物の収容・治療 4飼育困難な動物の一時保管及び新たな飼い主探し 5特定動物が逃走した場合の措置 6その他動物に関する相談の受付 亀岡市国民保護計画 避難実施要領のパターン 第6避難実施要領のパターン1市街地等を目標とする弾道ミサイル攻撃⑴弾道ミサイル発射前（パターン1）避難実施要領（弾道ミサイル発射前） 第2避難の方法2避難の準備 ⑸危険動物の逸走対策を行う。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
南丹市 （京都府）	南丹市地域防災計画（一般計画編） 第2章 災害予防計画-第16節 資材器材等整備計画-第6 家庭動物の飼料等の確保 1 家庭動物が居る場合、飼い主責任として、人に迷惑をかけない平常時のしつけに加え、5日分(7日分以上が望ましい)のペットフード、ペットシーツ等の備蓄に努めるよう広報啓発する。 2 家庭動物(犬、猫)のペットフード、一時保管用ケージ等の備蓄資材は、京都動物愛護センターにおいて保管する。 第2章- 第30節 避難等に関する計画災害予防計画-第9 車中避難計画 大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生するおそれがある。そこで、避難者数の把握や救援物資の提供、駐車スペースの確保、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応するため、地域の実情に応じてあらかじめ体制整備を図る。 第2章 災害予防計画-第16節 資材器材等整備計画-第6 家庭動物の飼料等の確保 1 家庭動物が居る場合、飼い主責任として、人に迷惑をかけない平常時のしつけに加え、5日分(7日分以上が望ましい)のペットフード、ペットシーツ等の備蓄に努めるよう広報啓発する。 2 家庭動物(犬、猫)のペットフード、一時保管用ケージ等の備蓄資材は、京都動物愛護センターにおいて保管する。 第3章災害応急対策計画第8節避難対策計画-第10指定避難所の開設閉鎖及び管理等 (5)必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第3章災害応急対策計画第13節住宅対策計画 第2応急仮設住宅ー9 応急仮設住宅の運営管理 必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、周囲の人に迷惑をかけないように飼養管理する責任等を遵守できる飼い主については、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 第3章災害応急対策計画ー第15節防疫計画ー第7家庭動物の保護及び収容対策 1実施機関 災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物の保護及び収容対策について、市は京都府並び関係団体等と連携し、動物由来感染症の予防、人への危害防止及び動物愛護の保持に努める。また、保護及び収容について、「災害時における動物救護対策マニュアル」に基づき、関連団体と協議し、連携・協力して対処するものとする。 2実施方法 (1)放浪している動物を保護し、収容する。 (2)負傷や病気の動物を治療し、収容する。 (3)飼い主が飼養困難な動物を一時預かる。 (4)被災動物（同行避難した動物数等）の情報を収集する。 (5)飼養されている動物に餌を配布する。 (6)動物の所有者や新たな所有者を探すため、情報の収集や提供を行う。 (7)特定動物が逃走した場合、人の危害防止を図るため、必要な措置を講ずる。 (8)家庭動物に関する相談窓口を設置する。 第3章 災害応急対策計画-第8節 避難対策計画-第16 広域避難 第19 車中避難計画 大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生した場合に、避難者数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応する必要がある。 南丹市地域防災計画（震災対策計画） 第1節 災害応急対策の活動計画-第3章 災害応急対策計画-第6 指定避難所の開設 (6)、必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第16 車中避難計画-第14節 避難対策計画 大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生した場合に、避難者数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応する必要がある。 第1章総則ー第2節計画の性格ー第2南丹市地域防災計画一般災害対策編との整合性 この計画は、「南丹市地域防災計画（原子力災害対策編）」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「南丹市地域防災計画一般計画編」によるものとする。 第2章原子力災害事前対策計画ー第7節緊急事態応急体制の整備ー第7広域的な応援協力体制の拡充・強化 市は、国、京都府と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や退避退域時検査（「居住者、車両、携行品、家庭動物等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、必要に応じて、被災時に周辺市町と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、京都府の協力のもと、市町間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整えるものとする。 第2章ー第8節避難収容活動体制の整備ー第11避難所・避難方法等の周知 市は、避難、避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難誘導方法（バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を講ずべきことにも留意するものとする。 第2章ー第13節家庭動物等対策 1京都府は、災害時に飼い主が速やかにペットと避難できるよう、避難準備品や避難先の確認等を明示したガイドブックを配布して啓発する。 2京都府は、災害発生時において迅速に動物救護の対応を行うため、飼養機材及び動物医薬品の調達並びに収容施設の確保などの協力が得られるよう関係団体と調整を行うものとする。市はこれに協力する。 第3章 緊急事態応急対策計画-2 担当部課事務分掌- 市 民 部-環境班 2犬、猫等ペットに対する対処指導に関すること 第3章緊急事態応急対策計画ー第4節避難、一時移転等の防護措置 第1退避、一時移転等の防護活動の実施 9市は、災害の実態に応じて、京都府と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。 第2避難場所 3必要に応じ、避難場所における犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入れ体制について検討し、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 8必要に応じ，犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入れ体制について検討し、周囲の人に迷惑をかけないように飼育管理する責任等を遵守できる飼い主については、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。また、京都府と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。 第3章ー第13節家庭動物等対策 災害発生時には、所有者不明の家畜、家庭動物、避難所における家庭動物同伴対策など様々な課題が生じることが予想される。 市は、京都府、関係団体に協力を求め、避難所の整備と併せて家庭動物等の収容施設の整備について検討するものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
南丹市 （京都府）	南丹市地域防災計画（原子力災害対策編） 第1章総則－第2節計画の性格－第2南丹市地域防災計画一般災害対策編との整合性 この計画は、「南丹市地域防災計画（原子力災害対策編）」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「南丹市地域防災計画一般計画編」によるものとする。 第2章原子力災害事前対策計画－第7節緊急事態応急体制の整備－第7広域的な応援協力体制の拡充・強化 市は、国、京都府と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や退避退域時検査（「居住者、車両、携行品、家庭動物等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、必要に応じて、被災時に周辺市町と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、京都府の協力のもと、市町間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整えるものとする。 第2章－第8節避難収容活動体制の整備－第11避難所・避難方法等の周知 市は、避難、避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難誘導方法（バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を講ずべきことにも留意するものとする。 第2章－第13節家庭動物等対策 1京都府は、災害時に飼い主が速やかにペットと避難できるよう、避難準備品や避難先の確認等を明示したガイドブックを配布して啓発する。 2京都府は、災害発生時において迅速に動物救護の対応を行うため、飼養機材及び動物医薬品の調達並びに収容施設の確保などの協力が得られるよう関係団体と調整を行うものとする。市はこれに協力する。 第3章 緊急事態応急対策計画-2 担当部課事務分掌 市 民 部-環境班2犬、猫等ペットに対する対処指導に関すること 第3章緊急事態応急対策計画－第4節避難、一時移転等の防護措置 第1退避、一時移転等の防護活動の実施 9市は、災害の実態に応じて、京都府と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。 第2避難場所 3必要に応じ、避難場所における犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入れ体制について検討し、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 8必要に応じ，犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入れ体制について検討し、周囲の人に迷惑をかけないように飼育管理する責任等を遵守できる飼い主については、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。また、京都府と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。 第3章－第13節家庭動物等対策 災害発生時には、所有者不明の家畜、家庭動物、避難所における家庭動物同伴対策など様々な課題が生じることが予想される。 市は、京都府、関係団体に協力を求め、避難所の整備と併せて家庭動物等の収容施設の整備について検討するものとする。 南丹市国民保護計画 第3編 武力攻撃事態等への対処 第4章 警報及び避難の指示等 第2 避難住民の誘導等 3 避難に当たって配慮すべき事項 (3) 動物の保護等に関する配慮 動物の保護等に関する配慮については、本章「5 避難住民の誘導」「(9)動物の保護等に関する配慮」に準じ、所要の措置を講ずるよう努める。 5 避難住民の誘導 (9)動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
京丹波町 （京都府）	京丹波町地域防災計画（一般計画編） 第2章 災害予防計画-第6 家庭動物の飼料等の確保 1 生活物資の備蓄家庭動物が居る場合、飼い主責任として、人に迷惑をかけない平常時のしつけに加え、5日分（7日分以上が望ましい）のペットフード、ペットシーツ等の備蓄に努めるよう広報啓発する。 2 家庭動物（犬、猫）のペットフード、一時保管用ケージ等の備蓄資材は、京都動物愛護センターにおいて保管する。 第2章 災害予防計画-第8 避難の実施に必要な施設・設備等の整備 1 施設・設備の整備、物資の備蓄 必要な物資（食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型インフルエンザ等を含む感染症対策に必要な物資、ペット用ゲージ等）の備蓄に努める。なお、備蓄品の調達にあたっては、女性、子どもにも配慮するものとする。 第 12 車中泊避難計画 大規模災害発生時において、地震活動への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生するおそれがある。そこで、町は、避難者数の把握や救援物資の提供、駐車スペースの確保、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応するため、地域の実情に応じてあらかじめ体制整備を図る。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
京丹波町 （京都府）	第3章災害応急対策計画－第8節避難等に関する計画－第10避難所の開設及び管理等 4避難所の管理運営等 (11)必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入れ体制について検討し、指定一般避難所、における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第3章－第13節住宅応急対策計画－第3応急仮設住宅 7応急仮設住宅の運営管理 必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入れ体制について検討し、周囲の人に迷惑をかけないように飼養管理する責任等を遵守できる飼い主については、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 第3章－第15節保健衛生、防疫計画－第8家庭動物の保護及び収容対策 1実施機関 災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物の保護及び収容について、災害時における動物救護対策マニュアルに基づき、動物教護対策本部を設置し、関係団体と協議し、連携・協力して対処するものとする。 第1 計画の方針 家庭動物の保護及び収容対策については、関係団体等と連携し、災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物を保護・収容することにより、動物由来感染症の予防、人への危害防止及び動物愛護の保持に努める。 2実施方法 (1)放浪している動物を保護し、収容する。 (2)負傷や病気の動物を治療し、収容する。 (3)飼い主が飼養困難な動物を一時預かる。 (4)被災動物（同行避難した動物数等）の情報を収集する。 (5)飼養されている動物に餌を配布する。 (6)動物の所有者や新たな所有者を探すため、情報の収集や提供を行う。 (7)特定動物が逃走した場合、人の危害防止を図るため、必要な措置を講ずる。 (8)家庭動物に関する相談窓口を設置する。 京丹波町地域防災計画（原子力災害対策計画編） 第1章総則－第2節計画の性格 2.京丹波町における災害対策との関係 この計画は、「京丹波町地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「京丹波町地域防災計画（一般計画編、震災対策計画編）」によるものとする。 第2章 原子力災害事前対策一第7節 緊急事態応急体制の整備 8 広域的な応援協力体制の拡充・強化 町は、国、府と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査及び除染（「居住者、車両、携行品、家庭動物等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、必要に応じて、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、府の協力のもと、市町村間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整えるものとする。 また、町は、関西電力株式会社との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行う ほか、府への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。 第2章原子力災害事前対策－第8節避難収容活動体制の整備－9.避難場所・避難方法等の周知 町は、避難や避難退域時検査及び除染等の場所・避難方法（バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、平常時から住民への周知徹底に努めるものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避その他の緊急に安全を確保するための措置を講ずべきことにも留意するものとする。 第2章原子力災害事前対策－第14節家庭動物等対策 (1)町は、災害時に飼い主が速やかにペットと避難できるよう、避難準備品や避難先の確認等を明示した府が作成したガイドブックを配布して啓発する。 (2)町は、災害発生時において迅速に動物救護の対応を行うため、飼養機材及び動物医薬品の調達並びに収容施設の確保などの協力が得られるよう関係団体と調整を行うものとする。 第3章緊急事態応急対策－第4節避難、屋内退避等の防護措置－2.避難所等 (3)必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入れ体制について検討し、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 (8)必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入れ体制について検討し、周囲の人に迷惑をかけないように飼育管理する責任等を遵守できる飼い主については、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 第3章－第13節家庭動物等対策 災害発生時には、所有者不明の家畜、家庭動物、避難所における家庭動物同伴対策など様々な課題が生じることが予想される。 町は、府、関係団体に協力を求め、避難所の整備と併せて家庭動物等の収容施設の整備について検討するものとする。 京丹波町国民保護計画 第3編武力攻撃事態等への対処-第5章警報及び避難の指示等-第2避難住民の誘導等-3避難住民の誘導-(109)動物の保護等に関する配慮 町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、危険動物等の逸走対策や要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等について、所要の措置を講ずるよう努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
福知山市（京都府）	福知山市地域防災計画【一般計画編】 第1部 総則ー第4章 計画の体系ー危機分類3 6 動物等による住民生活に影響を与える、あるいは可能性がある事態 第2部災害予防計画ー第28章避難対策計画 第1節計画の方針 京都府の「ペットの同行避難ガイドライン」に基づいた各種感染症等のペットとの同行避難や喫煙、各種感染症等の感染防止対策を踏まえた「避難所開設・運営マニュアル」を作成し、運営方法を確立する。 第7節マイカー避難と車中泊避難の対応 大規模災害発生時においては、プライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生するおそれがある。本市は、あらかじめ車中泊避難が可能な場所を把握するとともに、エコノミークラス症候群による関連死等の課題に対応するため、環境整備及び支援物資の備蓄等を行う。 第3部災害応急対策計画 第8章避難計画ー第8節広域避難所等の運営管理ー第2広域避難所等の運営管理 4本市は、京都府の協力のもと、避難の長期化等必要に応じて、避難場所及び車中泊避難における生活環境が常に良好なものとなるよう次の状況を把握し、必要な対策を講じるよう努める。また、指定避難場所となる広域避難所に薬剤師の配置や診療スペースを設け、医師会、薬剤師会、看護協会等関係団体の協力を得て診療を行えるよう努める。 (12)「ペットの同行避難ガイドライン」に基づき、飼い主等からの家庭動物の一時預かり要望への対応や、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制や、被災者支援等の観点から避難所における家庭動物のためのスペースの確保、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況 (9)避難所における家庭動物のためのスペース確保 第12章応急住宅対策計画-第4節応急仮設住宅ー第4応急仮設住宅の運営管理 応急仮設住宅は、男女共同参画による適切な運営管理を行うものとする。その他、要配慮者のニーズや男女双方の視点等に配慮した安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする 第14章保健衛生、防疫、遺体処理等活動計画ー第1節防疫及び保健衛生計画 第1計画の方針 地震発生時には、廃棄物や腐敗物が散乱し、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件となり、感染症等が発生しやすいので、防疫措置を迅速に実施して感染症の流行を未然に防止する。 食品の衛生対策については、その衛生確保を図る。 家庭動物の保護及び収容対策については、災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物を保護・収容することにより、感染症の予防、危機防止及び動物愛護の保持に努める。 第5家庭動物の保護及び収容対策 災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物の保護については、京都府健康福祉部、京都府獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等と連携・協力して対処するものとする。具体的な方策は次のとおりとする。 1放浪している動物を保護し、収容する。 2負傷や病気の動物を治療し、収容する。 3飼い主が飼養困難な動物を一時預かる。 4飼養されている動物に餌を配布する。 5動物の所有者や新たな所有者を捜すため、情報の収集や提供を行う。 6特定動物が逃走した場合、人の危害防止を図るため、必要な措置を講ずる。 7家庭動物に関する相談窓口を設置する。 第7家庭動物及び家畜並びに野生動物の死体処理 防疫措置を迅速に実施し、保健衛生を確保するため、動物の死体は、適切に埋設・焼却するものとする。 第1部 総則-第4章 計画の体系-危機分類3 6 動物等による住民生活に影響を与えるあるいは可能性がある事態 第2部災害予防計画ー第6章避難対策計画ー第1節計画の方針 京都府の「ペットの同行避難ガイドライン」に基づいたペットとの同行避難や喫煙、各種感染症の感染防止対策を踏まえた「避難所開設・運営マニュアル」を作成し。運営方法を確立する。 第6節広域避難所の開設運営管理等 第4避難所において、要配慮者のニーズや男女のニーズの違い等に配慮するとともに、ペットとの同行避難や喫煙、各種感染症の感染防止対策を踏まえた施設及び設備の整備、必要な物資の備蓄に努める。 第7節マイカー避難と車中泊避難の対応 大規模災害発生時においては、プライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生するおそれがある。本市は、あらかじめ車中泊避難が可能な場所を把握するととに、エコノミークラス症候群による関連死等の課題に対応するため、環境整備及び支援物資の備蓄等を行う。 第 13 章 保健衛生、防疫、遺体処理等活動計画-第1節 防疫及び保健衛生計画 第1 計画の方針地震災害発生時には、廃棄物や腐敗物が散乱し、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件となり、感染症等が発生しやすいので、防疫措置を迅速に実施して感染症の流行を未然に防止する。 食品の衛生対策については、その衛生確保を図る。 家庭動物の保護及び収容対策については、災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物を保護・収容することにより、感染症の予防、危機防止及び動物愛護の保持に努める。　第5 家庭動物の保護及び収容対策 災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物の保護については、京都府文化生活部、京都府獣医師会、動物愛護団体、NPO・ボランティア等と連携・協力して対処するものとする。具体的な方策は次のとおりとする。 1 放浪している動物を保護し、収容する。 2 負傷や病気の動物を治療し、収容する。 3 飼い主が飼養困難な動物を一時預かる。 4 飼養されている動物に餌を配布する。 5 動物の所有者や新たな所有者を捜すため、情報の収集や提供を行う。 6 特定動物が逃走した場合、人の危害防止を図るため、必要な措置を講ずる。 7 家庭動物に関する相談窓口を設置する。 第7 家庭動物及び家畜並びに野生動物の死体処理 防疫措置を迅速に実施し、保健衛生を確保するため、動物の死体は、適切に埋設・焼却するものとする。 第3部災害応急対策計画ー第10章避難計画ー第6節広域避難所等の運営管理-第2広域避難所等の運営管理 4本市は、京都府の協力のもと、避難の長期化等必要に応じて、避難場所及び車中（泊）避難における生活環境が常に良好なものとなるよう次の状況を把握し、必要な対策を講じるよう努める。また、指定避難所となる広域避難所に薬剤師の配置や診療スペースを設け、医師会、薬剤師会、看護協会等関係団体の協力を得て診療を行えるよう努める。 (9)避難場所における家庭動物のためのスペース確保

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
福知山市 （京都府）	第14章保健衛生、防疫、遺体処理等活動計画 第1節防疫及び保健衛生計画 第1計画の方針 地震災害発生時には、廃棄物や腐敗物が散乱し、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件となり、感染症等が発生しやすいので、防疫措置を迅速に実施して感染症の流行を未然に防止する。 食品の衛生対策については、その衛生確保を図る。 家庭動物の保護及び収容対策については、災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物を保護・収容することにより、感染症の予防、危機防止及び動物愛護の保持に努める。 第5家庭動物の保護及び収容対策 災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物の保護については、京都府文化生活部、京都府保健福祉部、京都府獣医師会、動物愛護団体、NPO・ボランティア等と連携・協力して対処するものとする。具体的な方策は次のとおりとする。 1放浪している動物を保護し、収容する。 2負傷や病気の動物を治療し、収容する。 3飼い主が飼養困難な動物を一時預かる。 4飼養されている動物に餌を配布する。 5動物の所有者や新たな所有者を捜すため、情報の収集や提供を行う。 6特定動物が逃走した場合、人の危害防止を図るため、必要な措置を講ずる。 7家庭動物に関する相談窓口を設置する。 第6家畜感染症の予防 災害発生に伴う家畜感染症の疑いがあるときは、直ちに京都府中丹家畜保健衛生所に連絡し、家畜感染症の定めるところにより指示を受け、隔離、通行遮断及び消毒の応急措置を行い、その拡大を防止するものとする。 第7家庭動物及び家畜並びに野生動物の死体処理 防疫措置を迅速に実施し、保健衛生を確保するため、動物の死体は、適切に埋設・焼却するものとする。 第15章施設の応急対策に関する計画－第8節応急住宅対策計画-第4応急仮設住宅 4応急仮設住宅の運営管理 応急仮設住宅は、男女共同参画による適切な運営管理を行うものとする。その他、要配慮者のニーズや男女双方の視点等に配慮した安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 福知山市地域防災計画（原子力災害対策計画編） 第2章原子力災害事前対策－第7節緊急事態応急体制の整備－第8広域的な応援協力体制の拡充・強化 本市は、国、京都府と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（「居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援態勢及び必要に応じて、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、京都府の協力のもと、市町村間の応援協定締結の促進を図り，応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な整備を整える。また、本市は、関西電力株式会社との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行うほか、京都府への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくことなど、必要な準備を整えておく。 第2章－第8節避難収容体制の整備 第8避難場所等・避難方法等の周知 本市は、避難、避難退域時検査、安定ヨウ素剤配付等の場所・避難方法（バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努める。 第3章緊急事態応急対策－第4節避難、一時移転、避難収容等の防護措置 第1避難、一時移転、避難誘導等の防護措置の実施 7本市は、災害の実態に応じて、京都府と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。 第2避難所等 3本市は、京都府及び関西広域連合に協力を求め、避難者の心身の健康維持及び人権に可能なかぎり配慮した対策を講じ、避難所における生活環境が、常に良好なものとなるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士、福祉有資格者等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に配慮する。 8本市は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び京都府と協議のうえ、建設するものとする。ただし、建設にあたっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。また、京都府と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努める。 第12節家庭動物等の対策 災害発生時には、所有者不明の家畜、家庭動物、避難所における家庭動物同伴対策など様々な課題が生じることが予想される。 本市は、国、京都府に協力を求め、避難所の整備と合わせて家庭動物等の収容スペースの整備について検討するものとする。
綾部市 （京都府）	綾部市地域防災計画（一般対策計画編） 第2編災害予防計画－第2章災害に強いシステムづくり－第4節避難体制整備計画－第9車中泊避難計画 1大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生する恐れがある。そこで、避難者数の把握や救援物資の提供、駐車スペースの確保、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応するため、あらかじめ体制整備を図る。さらに、一時的に車で避難する避難者に対応するため、車中避難場所（車により一時的に安全確保ができる場所）を確保する。なお、住民の屋外避難に当たっては、あらかじめ指定する指定避難所への避難が基本であって、車中泊避難を推奨するものではない。 第3章 災害に強い人づくり－第4節 防災知識等普及計画 被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。 第3編災害応急対策計画－第4章避難収容計画－第1節避難計画、避難所の開設・運営－第3指定避難所の開設 5避難所の運営管理 (3)必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第3編－第4章－第1節－第7車中泊避難計画 大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生した場合に、避難者数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応する必要がある。 第3編－第7章被災者の生活支援計画－第5節住宅応急確保計画－第5応急仮設住宅の運営管理 必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、周囲の人に迷惑をかけないように飼養管理する責任等を遵守できる飼い主については、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 第3編－第8章社会環境の確保計画－第1節防疫及び保健衛生計画－第6家庭動物の保護、収容及び家畜伝染病予防 災害で放置された犬、猫等の家庭動物の保護及び収容について、府・関係団体と協議し、連携・協力して対処する。また、災害発生に伴う家畜伝染病の予防及びまん延防止について、家畜伝染病予防法の規程に基づき、家畜保健衛生所の実施する検査、予防注射及び消毒に協力する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
綾部市 （京都府）	綾部市地域防災計画（震災対策計画編） 第2編災害予防計画－第2章災害に強いシステムづくり－第3節避難体制整備計画 〔一般対策計画編第2編第2章第4節と同じ〕 第3編災害応急対策計画－第4章避難収容計画－第1節避難計画、避難所の開設・運営 〔一般対策計画編第3編第4章第1節と同じ〕 第3編－第7章被災者の生活支援計画－第5節住宅応急確保計画 〔一般対策計画編第3編第7章第5節と同じ〕 第3編－第8章社会環境の確保計画－第1節防疫及び保健衛生計画 〔一般対策計画編第3編第8章第1節と同じ〕 綾部市地域防災計画（原子力災害対策計画編） 第1編総則－第2章計画の性格－2市地域防災計画一般対策計画編との整合性 この計画は、「市地域防災計画」の「原子力災害対策計画編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「市地域防災計画一般対策計画編」によるものとする。 第2編原子力災害事前対策－第6章緊急事態応急体制の整備－第8広域的な応援協力体制の拡充・強化 市は、国、京都府と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（「居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援体制及び、必要に応じて、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、京都府の協力のもと、市町村間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整えるものとする。 第2編－第7章避難収容活動体制の整備－第10避難場所・避難方法等の周知 市は、避難、避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難方法（バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車等の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、平常時から住民への周知徹底に努めるものとする。 第3編緊急事態応急対策－第3章 活動体制の確立-3 担当部・課の事務分掌 保 健 部-医 療 班-6 家庭動物対策に関すること。-障害者支援課 第3編緊急事態応急対策－第4章避難、一時移転等の防護措置－第1避難、一時移転等の防護措置の実施 8市は、災害の実態に応じて、京都府と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。 第3編－第4章－第2避難所等 3必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に配慮するものとする。 8必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入れ体制について検討し、周囲の人に迷惑をかけないように飼育管理する責任等を遵守できる飼い主については、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 第3編－第13章家庭動物の対策 災害発生時には、所有者不明の家庭動物、避難所における家庭動物同伴対策など様々な課題が生じることが予想される。市は、国、府に協力を求め、避難所の整備と併せて家庭動物の収容施設の整備について検討するものとする。 綾部市国民保護計画 第3編武力攻撃事態等への対処-第4章警報及び避難の指示等-2避難の誘導等-（3）避難市民等の誘導-⑩動物の保護等に関する配慮 「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ア危険動物等の逸走対策 イ要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物の保護
舞鶴市 （京都府）	舞鶴市地域防災計画（原子力災害対策編） 第2章 原子力災害事前対策一第7節 緊急事態応急体制の整備 8 広域的な応援協力体制の拡充・強化 舞鶴市は、国、京都府と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（「居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援体制及び、必要に応じて、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、京都府の協力のもと、市町村間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整えるものとする。 第8節 避難収容活動体制の整備 10 避難所等・避難方法等の周知 舞鶴市は、避難、避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難方法（バス等で避原子力災害対策編 第2章 原子力災害事前対策23難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避その他の緊急に安全を確保するための措置を講ずべきことにも留意するものとする。 避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を京都府、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。舞鶴市は、国、京都府及び関西電力株式会社と連携の上、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。 第 14 節 家庭動物対策 1 舞鶴市は、原子力災害時において、飼い主が速やかに家庭動物と避難できるよう、避難準備品や避難先の確認等を明示した京都府が作成したガイドブックを配布して啓発する。 2 舞鶴市は、原子力災害時において、迅速に動物救護の対応を行うため、飼養機材及び動物医薬品の調達並びに収容施設の確保などの協力が得られるよう関係団体と調整を行うものとする。 別(防災訓練)表第6(第 11 条関係)市民文化環境部清掃班-9 家庭で飼育される動物等の対策に関すること。 ・第3章緊急事態応急対策-第4節避難等の防護措置-1避難等の防護措置の実施 (8)舞鶴市は災害の実態に応じて、京都府と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。 ・第3章緊急事態応急対策-第4節避難等の防護措置-2避難所等 (3)舞鶴市は、京都府及び関西広域連合に協力を求め、避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料・衣服の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 (8)舞鶴市は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国、京都府及び関西広域連合と協議するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。また、京都府と連携し、被災者の原子力災害対策編第3章緊急事態応急対策62入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国及び京都府に資機材の調達に関して要請するものとする。 ・第3章緊急事態応急対策-第13節家庭動物等対策 災害発生時には、所有者不明の家畜、家庭動物、避難所における家庭動物同伴対策など様々な課題が生じることが予想される。舞鶴市は、国、京都府及び関西広域連合に協力し、避難所の整備と併せて家庭動物等の収容施設の整備をはじめ、飼養管理等に携わる人員の確保等の体制の整備について検討するものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
舞鶴市 （京都府）	震災対策編 第3編 災害応急対策計画 第9節 車中泊避難計画 大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生した場合に、避難者数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応する必要があり、舞鶴市は、地域の実情を踏まえ、車中泊避難に係る情報提供やエコノミークラス症候群防止をはじめとした健康対策を行う。また、指定避難所における車中泊避難者に適切に対応するとともに、車中泊避難から自宅への速やかな帰宅や指定避難所への移行を進める。 震災対策編 第3編 災害応急対策計画 7 家庭で飼育される動物等の対策に関すること。 清掃班（環境対策室生活環境課清掃事務所リサイクル事務所）ー市民文化環境部 震災対策編 第3編 災害応急対策計画ー第4節 避難所の開設・運営ー3 避難所の管理、運営の留意点ー(12) 必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 震災対策編 第3編 災害応急対策計画ー第15章 公共公益施設の応急対策計画ー第5節 建築物・住宅応急対策計画ー2 応急仮設住宅の建設ー(5) 応急仮設住宅の運営管理 舞鶴市は、各応急仮設住宅の男女共同参画による適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における男女双方の視点等に配慮した安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。 また、必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、周囲の人に迷惑をかけないように飼養管理する責任等を遵守できる飼い主については、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するものとする。 舞鶴市地域防災計画（一般災害対策編） ・第2編災害予防計画-第3章災害に強いシステムづくり計画-第7節避難体制の整備計画-5避難所の整備-(4)円滑な避難所運営への配慮 高齢者、障がい者、難病者、妊産婦・乳幼児、外国人、LGBTなど配慮の必要な方の視点を取り入れるとともに、マニュアルの作成、感染症対策やペットの同行避難に配慮した避難所の開設・運営訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。 ・第2編災害予防計画-第3章災害に強いシステムづくり計画-第7節避難体制の整備計画-16車中泊避難計画 大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生するおそれがある。そこで、避難者数の把握や救援物資の提供、駐車スペースの確保、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応するため、地域の実情に応じてあらかじめ体制整備を図る。なお、住民の屋外避難に当たっては、舞鶴市があらかじめ指定する指定避難所への避難が基本であって、車中泊避難を推奨するものではない。また、舞鶴市は、事前に指定避難所における駐車可能台数を把握し、あらかじめ具体的に車中泊避難が可能な場所を選定するとともに、エコノミークラス症候群防止をはじめとした環境整備、支援物資の備蓄等を行う。 ・第2編災害予防計画-第3章災害に強いシステムづくり計画-第9節物資確保計画-7家庭動物の飼料等の確保 家庭動物が居る場合、飼い主責任として、人に迷惑をかけない平常時のしつけに加え、5日分(7日分以上が望ましい)のペットフード、ペットシーツ等の備蓄に努めるよう広報啓発する。 第1章 組織計画-第2節 本部体制-5 各班活動計画の作成 市民文化環境部-清掃班（環境対策室生活環境課清掃事務所リサイクル事務所）9 家庭で飼育される動物等の対策に関すること。 ・第3編災害応急対策計画-第4章避難に関する計画-第4節避難所の開設・運営-3避難所の管理、運営の留意点 シ必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 市民文化環境部ー清掃班（環境対策室生活環境課清掃事務所リサイクル事務所）ー般災害対策編 第3編 災害応急対策計画 ・第3編災害応急対策計画-第4節避難に関する計画-第9節車中泊避難計画 大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生した場合に、避難者数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応する必要がある。舞鶴市は、地域の実情を踏まえ、車中泊避難に係る情報提供やエコノミークラス症候群防止をはじめとした健康対策を行う。また、指定避難所における車中泊避難者に適切に対応するとともに、車中泊避難から自宅への速やかな帰宅や指定避難所への移行を進める。また、必要に応じて、車中避難場所の開設を要請する。 ・第3編災害応急対策計画-第14章公共公益施設の応急対策計画-第5節建築物・住宅応急対策計画-2応急仮設住宅の建設-(5)応急仮設住宅の運営管理 舞鶴市は、各応急仮設住宅の男女共同参画による適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における男女双方の視点等に配慮した安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、周囲の人に迷惑をかけないように飼養管理する責任等を遵守できる飼い主については、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 別表第 1(第 11 条関係)市民文化環境部ー清掃班9 家庭で飼育される動物等の対策に関すること。 震災対策編 第3編 災害応急対策計画 第9節 車中泊避難計画 大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生した場合に、避難者数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応する必要があり、舞鶴市は、地域の実情を踏まえ、車中泊避難に係る情報提供やエコノミークラス症候群防止をはじめとした健康対策を行う。また、指定避難所における車中泊避難者に適切に対応するとともに、車中泊避難から自宅への速やかな帰宅や指定避難所への移行を進める。 震災対策編 第3編 災害応急対策計画 7 家庭で飼育される動物等の対策に関すること。 清掃班（環境対策室生活環境課清掃事務所リサイクル事務所）ー市民文化環境部 震災対策編 第3編 災害応急対策計画-第4節 避難所の開設・運営-3 避難所の管理、運営の留意点 (12) 必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 震災対策編 第3編 災害応急対策計画ー第15章 公共公益施設の応急対策計画ー第5節 建築物・住宅応急対策計画-2 応急仮設住宅の建設 (5) 応急仮設住宅の運営管理 舞鶴市は、各応急仮設住宅の男女共同参画による適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における男女双方の視点等に配慮した安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。 また、必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、周囲の人に迷惑をかけないように飼養管理する責任等を遵守できる飼い主については、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するものとする。 舞鶴市国民保護計画 ・第3編武力攻撃事態等への対処-第4章警報及び避難の指示等-第2避難者の誘導等-3避難者の誘導-(13)動物の保護等に関する配慮 市は「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について」（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
宮津市 （京都府）	宮津市地域防災計画（一般計画編） 第2編災害予防計画－第18章資材器材等整備計画－第3節食料及び生活必需品の確保計画－第5家庭動物の飼料等の確保（環境省:「人とペットの災害対策ガイドライン」参照） 1市は、家庭動物を飼養する者に対し、飼い主責任として、平常時から人に迷惑をかけないしつけに加え、3日分(7日分以上が望ましい)のペットフード、ペットシーツ等の備蓄や、避難時に必要な保管用ゲージ等を保有するよう広報啓発する。 第2編-第33章避難に関する計画－第9節車中泊避難計画 住民の屋外避難は、市があらかじめ指定する指定避難所への避難が基本で、車中泊避難は推奨しないが、大規模災害発生時は、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が想定されることから、あらかじめ可能な場所及び駐車台数を把握や、エコノミークラス症候群防止などの検討を図る。 第3編災害応急対策計画－第8章避難に関する計画－第6節避難所の開設等－第2避難所の運営管理等 3必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第3編－第8章－第10節車中泊避難計画 大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生した場合に、避難者数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応する必要がある。市は、地域の実情を踏まえ、車中泊避難に係る情報提供やエコノミークラス症候群防止をはじめとした健康対策を行う。また、指定避難所における車中泊避難者に適切に対応するとともに、車中泊避難から自宅への速やかな帰宅や指定避難所への移行を進める。 第3編－第13章住宅対策計画－第3節応急仮設住宅－第4応急仮設住宅の運営管理 必要に応じ、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 第3編－第15章保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画－第1節防疫及び保健衛生計画－第1計画の方針 家庭動物の保護及び収容対策については、府及び関係団体等と連携し、災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物を保護・収容することにより、動物愛護を図るとと 第3編－第15章―第6家庭動物の保護及び収容対策 1実施機関 災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物の保護及び収容について、動物愛護法に基づき府において実施するものとし、市において必要な協力を講じる。 2実施方法 (1)放浪している動物を保護し、収容する。 (2)負傷や病気の動物を治療し、収容する。 (3)飼い主が飼養困難となった動物を一時預かる。 (4)被災動物（同行避難した動物等）の情報を収集する。 (5)飼養されている動物に餌を配布する。 (6)動物の所有者や新たな所有者を探すため、情報の収集や提供を行う。 (7)特定動物が逃走した場合、人の危害防止を図るため、必要な措置を講じる。 (8)家庭動物に関する相談窓口を設置する。 宮津市地域防災計画（震災対策編） 第2編災害予防計画－第6章避難に関する計画－第8節車中避難計画－般計画編第2編第33章第8節による。 第2編－第9章災害応急対策物資確保計画－第2節食料及び生活必需品の確保計画 食料及び生活必需品の確保計画は、一般計画編第2編第18章の定めるところによる。 第3編災害応急対策計画－第11章避難に関する計画－第6節避難所の開設等 一般計画編第3編第8章第6節の定めるところによる。 第3編－第11章避難に関する計画－第10節車中泊避難計画－般計画編第3編第8章第10節の定めるところによる。 宮津市地域防災計画（原子力災害対策編） 第1章総則－第2節本編の性格－2.宮津市における他の災害対策との関係 本編に定めのない事項については、「宮津市地域防災計画風水害等予防計画、風水害等応急対策計画、地震災害予防計画、地震災害応急対策計画、石油類等流出事故対策計画及び災害復旧計画」によるものとする。 第2章原子力災害事前対策－第8節避難収容活動体制の整備－10.避難所等・避難方法等の周知 市は、避難、避難退域時検査、安定ヨウ素剤配付等の場所・避難方法（バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。 第3章緊急事態応急対策－第4節避難、一時移転等の防護活動－1.避難、一時移転等の防護活動の実施 (8)市は、災害の実態に応じて、府と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。 第3章－第4節－2.避難所等 (3)必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 (8)必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、周囲の人に迷惑をかけないように飼育管理する責任等を遵守できる飼い主については、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 第3章－第13節家庭動物等対策 災害発生時には、所有者不明の家畜、家庭動物、避難所における家庭動物同伴対策など様々な課題が生じることが予想される。市は、国、府及び関西広域連合に協力し、避難所の整備と併せて家庭動物等の収容施設の整備をはじめ、飼養管理等に携わる人員の確保等の体制の整備について検討するものとする。 宮津市国民保護計画 第3編武力攻撃事態等への対処-第3章警報及び避難の指示等-第2避難住民の誘導等-5避難住民の誘導-(12)動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、次の事項等について、所要の措置を講じるよう努める。 ア危険動物等の逸走対策 イ要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
京丹後市 （京都府）	京丹後市地域防災計画（一般計画編） 第2編災害予防計画一第21章食料・生活必需品確保計画一第2節計画の内容 第2各家庭、事業所及び病院・社会福祉施設等拠点施設における非常時物資備蓄等の促進 計画名：家庭動物の飼料等の確保 計画のあらまし：家庭動物がいる場合、飼い主の責任として、人に迷惑をかけない平常時のしつけに加え、5日分（7日分以上が望ましい）のペットフード、ペットシーツ等の備蓄の促進 第3編災害応急対策計画一第3部応急復旧及び都市機能早期回復に関する対応計画一第6章防疫及び保健衛生計画一第2節計画の内容 第1対策実施手順のめやす 4被災動物の保護収容 災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物の保護収容等の対策については、府（丹後保健所）、府獣医師会、動物愛護団体・ボランティア等と連携・協力して行う。具体的な対策については、そのつど関係機関と協議して決めるが、おおむね以下をめやすとして行う。 □放浪動物の保護・収容 □負傷や病気の動物の治療・収容 □飼い主が飼養困難な動物の一時保管 □被災動物（同行避難した動物数等）の情報把握 □飼養されている動物に餌を配布 □動物の所有者や新たな所有者を探すための情報収集及び提供 □特定動物が逃走した場合、人の危害防止を図るための必要な措置 □家庭動物に関する相談窓口の設置 第3編一第4部被害災者救援に関する対応計画一第3章避難所開設・運営計画一第2節避難所の開設・運営及び閉鎖 第1開設・運営手順のめやす 項目：生活環境 手順その他必要な事項 □必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 項目：その他 手順その他必要な事項□ペットとの同行避難に備えて、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないよう府「ペットの同行避難ガイドライン」に基づきルールを作成する。 第3編一第4部一第3章一第7節車中避難場所対策 第1車中避難対策の基本方針 大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生した場合に、避難者数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応する必要がある。 また、車中避難場所（車により一時的に安全確保ができる場所）として位置付けられた施設管理者は、車による避難を受け入れる。 第2車中避難対策実施 1車中泊避難者数の把握 2車中泊避難に係る情報提供及び連絡体制の確立 3救援物資の提供及びトイレ等の生活環境の確保 4エコノミークラス症候群防止をはじめとした健康対策 5自宅への帰宅や指定避難所への移行の推進 6車中避難場所の開設要請 第3編一第4部一第6章住宅対策計画一第2節応急仮設住宅の建設等 第5仮設住宅等被災者向け住宅の応急的確保のめやす 項目：応急仮設住宅の運営管理 手順その他必要な事項□必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、周囲の人に迷惑をかけないように飼養管理する責任を遵守できる飼い主については、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮 京丹後市地域防災計画（原子力災害対策計画編） 第2編原子力災害事前対策計画-第4章緊急事態応急体制の整備 6広域的な応援協力体制の拡充・強化 京丹後市は、京都府と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（「居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、必要に応じて、被災時に周辺市町と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、京都府の協力のもと、市町間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整えるものとする。また、京都府への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。 第2編-第5章避難収容活動体制の整備 10避難所・避難方法等の周知 京丹後市は、避難や避難退域時検査等の場所・避難誘導方法（バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を講ずべきことにも留意するものとする。避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を京都府、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。京丹後市は、京都府協力のもと、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。また、住民等に対し、具体的な避難指示（緊急）の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行うものとする。 第2編-第10章家庭動物等対策 1京都府は、原子力災害時において、飼い主が速やかに家庭動物と避難できるよう、避難準備品や避難先の確認等を明示したガイドブックを配布して啓発する。 2京都府は、原子力災害時において、迅速に動物救護の対応を行うため、飼養機材及び動物医薬品の調達並びに収容施設の確保などの協力が得られるよう関係団体と調整を行うものとする。市はこれに協力する。 第3編緊急事態応急対策計画-第4章屋内退避、避難収容等の防護措置 2避難所等 (3)京丹後市（避難対象区域を含む場合）は、京都府の協力のもと、指定避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、府「ペットの同行避難訓練ガイドライン」に基づき指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 (8)市は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び京都府と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。また、京都府と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国及び京都府に資機材の調達に関して要請するものとする。 第3編-第13章家庭動物等対策 災害発生時には、所有者不明の家畜、家庭動物、指定避難所における家庭動物同伴対策など様々な課題が生じることが予想される。京丹後市は、京都府、関係団体に協力を求め、指定避難所の整備と併せて家庭動物の収容施設の確保について検討するものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
京丹後市 （京都府）	京丹後市国民保護計画（平成31年3月変更） 第3編武力攻撃事態等への対処-第4章警報及び避難の指示等-第2避難住民の誘導等-4避難に当たって配慮すべき事項-(4)動物の保護等に関する配慮 市は、国が定めた「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項ついての基本的考え方」を踏まえ、危険動物等の逸走対策や、飼養等されていた家庭動物等の保護収容等について、所要の措置を講じるよう努める。 第3編-第4章-第2-6避難住民の誘導-(10)動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ア危険動物等の逸走対策 イ要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
伊根町 （京都府）	伊根町地域防災計画 （第2編一般計画編） 第2章災害応急対策計画－第9節避難に関する計画 11避難所の運営管理 (2)必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第2章－第13節給水計画 6応急給水方法 (3)応急仮設住宅の運営管理 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 （第3編震災対策計画編） 第2章災害応急対策計画－第11節避難に関する計画 避難に関する具体的な計画については、一般計画編第2章第9節「避難に関する計画」に準ずる。ただし、津波に係る避難については、震災対策計画編第1章第6節「避難に関する計画」によるものとする。 第2章－第13節食料、飲料水及び生活必需品等供給計画 具体的な計画については、一般計画編第2章第11節「食糧供給計画」、第12節「生活必需品等供給計画」、第13節「給水計画」に準ずる。 （第5編原子力災害対策計画編） 第2章原子力災害事前対策－第6節緊急事態応急体制の整備 7広域的な応援協力体制の拡充・強化 本町は、京都府の協力の下で、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（「居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請、並びに、必要に応じて被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、市町村間の応援協定締結の促進を図るものとする。 第2章 原子力災害事前対策 第 6 節 緊急事態応急体制の整備 1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備 7 広域的な応援協力体制の拡充・強化 本町は、京都府の協力の下で、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（「居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請、並びに、必要に応じて被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、市町村間の応援協定締結の促進を図るものとする また、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整えるものとする。 さらに、本町、京都府、関西電力㈱との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整しておくほか、京都府への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法など必要な準備を整えておくとともに、庁内担当部署等にその内容の周知徹底を図るものとする。 9 避難場所・避難方法等の周知 第2章－第7節避難収容活動体制の整備 9避難場所・避難方法等の周知 本町は、避難、スクリーニング、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難誘導方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。 第3章緊急事態応急対策－第4節屋内退避、避難収容等の防護活動 1屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施 (3)円滑な防護活動の実施 エ本町は災害の実態に応じて、京都府と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。 3避難場所での生活支援 (3)生活環境対策の実施 必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 (8)健全な住生活の早期確保 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
与謝野町 （京都府）	与謝野町地域防災計画（一般計画編） 第16節 資材器材等整備計画ー第3 食料及び生活必需品の確保計画ー6 家庭動物の飼料等の確保 家庭動物が居る場合、飼い主責任として、人に迷惑をかけない平常時のしつけに加え、5日分（7日分以上が望ましい）のペットフード、ペットシーツ等の備蓄に努めるよう広報啓発する。 第3章災害応急対策計画－第8節避難対策計画－第10避難所の開設及び管理等 第3章 災害応急対策計画ー第3 災害対策本部ー5 災害対策本部の組織ー環境衛生班・ペットの保護対策のとりまとめに関すること 4避難所の管理運営等 (12)必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第3章－第13節住宅対策計画－第3応急仮設住宅 11応急仮設住宅の運営管理 必要に応じて、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、周囲の人に迷惑をかけないように飼養管理する責任等を遵守できる飼い主については、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 第3章－第15節保健衛生、防疫計画－第8家庭動物の保護及び収容対策 1実施機関 災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物の保護及び収容について、京都府、関係機関、団体と協議し、連携・協力して対処するものとする。 2実施方法 (1)放浪している動物を保護し、収容する。 (2)負傷や病気の動物を治療し、収容する。 (3)飼い主が飼養困難な動物を一時預かる。 (4)被災動物の情報（同行避難した動物数等）を収集する。 (5)飼養されている動物に餌を配布する。 (6)動物の所有者や新たな所有者を探すため、情報の収集や提供を行う。 (7)特定動物が逃走した場合、人の危害防止を図るため、必要な措置を講ずる。 (8)家庭動物に関する相談窓口を設置する。 第3章 災害応急対策計画 ー第8節 避難対策計画第ー19 車中泊避難への対応 大規模災害発生時において、本震後の地震活動への不安やプライバシーの確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生した場合には、避難者数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応する必要がある。 このため、町は、車中泊避難に係る情報提供やエコノミークラス症候群防止をはじめとした健康対策を行う。 また、避難所における車中泊避難者に適切に対応するとともに、車中泊避難から自宅への速やかな帰宅や避難所への移行を進める。 さらに、必要に応じて、車中避難場所の開設を要請する。 与謝野町地域防災計画（原子力災害対策編） 第2章原子力災害事前対策－第5節避難収容活動体制の整備 9.避難場所・避難方法等の周知 町は、避難や避難退域時検査及び除染、安定ヨウ素剤の配布等の場所・避難方法（バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、平常時から住民への周知徹底に努めるものとする。 第2章－第10節家庭動物対策 (1)町は、京都府に協力して、災害時に飼い主が速やかにペットと避難できるよう、避難準備品や避難先の確認等を明示したガイドブックを配布して啓発する。 (2)町は、京都府に協力して、災害発生時において迅速に動物救護の対応を行うため、飼養機材及び動物医薬品の調達並びに収容施設の確保などの協力が得られるよう関係団体と調整を行う。 第3章緊急事態応急対策－第4節避難、屋内退避等の防護措置 2.避難所等 (3)必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入れ体制について検討し、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 (8)必要に応じて、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入れ体制について検討し、周囲の人に迷惑をかけないように飼育管理する責任等を遵守できる飼い主については、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 第3章－第13節家庭動物等対策 災害発生時には、所有者不明の家畜、家庭動物、避難所における家庭動物同伴対策など、様々な課題が生じることが予想される。町は、京都府、関係団体に協力を求め、避難所の整備と併せて、家庭動物等の収容施設の整備について検討する。 与謝野町国民保護計画 第3編武力攻撃事態等への対処第4章警報及び避難の指示等第3避難の指示等5避難住民の誘導の支援等 (8)動物の保護等に関する配慮 町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講じるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護収容等
京都市	【京都市国民保護計画（令和3年12月）】 第3編　武力攻撃事態等への対処 第3章　警報及び避難の指示等 第2　避難住民の誘導等 4　避難住民の誘導 （10）　動物の保護等に関する配慮 　市は、動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）を踏まえ、次の事項について、必要な措置を講じるよう努める。 ア　危険動物等の逸走対策 イ　要避難地域等において飼養し、又は保管されていた家庭動物等の保護等

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
京都市	【京都市地域防災計画　震災対策編】 第2章 災害予防計画 第3部 災害応急対策への備え 〇第7節 避難所運営体制の整備　 2 避難所の運営体制の整備 (9)避難所におけるペット受入体制の整備(保健福祉局医療衛生企画課、区役所、運営協議会) 保健福祉局医療衛生企画課、区役所、運営協議会は、災害時において、飼い主とはぐれたペットが放置されることや、ペットの存在が避難者の心の拠り所となる場合があることなどから、飼い主自らが責任を持ってペットを管理するという前提の下、避難所の管理者と相談し、避難所におけるペットの受入体制の整備を推進していく。 〇第15節 保健衛生活動体制の整備　 3 家畜・ペット動物等への対応体制 (2) 被災ペット動物等への対応体制の整備(保健福祉局医療衛生企画課) 保健福祉局医療衛生企画課は、ペット動物の飼い主の被災や避難により放置されるおそれのあるペット動物について、獣医師会や動物愛護団体、ボランティア等と連携した保護収容対策の検討を行う。また、危険動物については、所有者の有無を調べるとともに、関係機関と連携を取り保護収容対策を検討する。 ⇒ 第3章 15.6 被災家畜(動物)等への措置を行う 第3章　災害応急対策計画　第15節　保健衛生活動 15.6 被災家畜(動物)等への措置を行う (2) ペット動物等の保護収容 15.6.2 ペット動物等の保護収容を依頼する(保健福祉部埋火葬・動物班) 保健福祉部埋火葬・動物班は、ペット動物の被災状況を把握するとともに、被災地におけるペット動物の保護、人畜共通感染症の予防、動物によるこう傷事故等を予防するため、獣医師会、動物愛護団体、ボランティア、京都府等関係機関に要請して、被災動物の保護収容等の対応を実施する。 また、避難所での動物の収容状況を把握し、衛生指導・消毒を行うとともに、救援物資の確保や負傷動物の治療に当たる。さらに、危険動物については、所有者の有無を調べるとともに、関係機関と連携を取り、保護収容等の対策を実施する。 (3) 動物園における危険動物等の逸走措置 15.6.3 動物園における危険動物等の逸走措置を行う(文化市民部動物園班) 文化市民部動物園班は、危険動物等が逸走した場合は、速やかに脱出動物の捕獲等を行い、動物の保護や動物による人への危害防止のため、必要な措置を行う。
大阪府	大阪府地域防災計画基本対策編 第1章防災体制の整備　第6節避難受入れ体制の整備　第4避難者の受入 市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難した避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。また、家庭動物と同行避難した避難者についても、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。 第2章地域防災力の向上 第1節防災意識の高揚　第1防災知識の普及啓発　1普及啓発の内容 エ　飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備 第4章避難行動　第2節指定避難所の開設・運営等　第2指定避難所の管理、運営　2指定避難所の管理、運営の留意点 (17) 被災者支援等の観点から、家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底するとともに、家庭動物と同行避難した被災者について適切に受け入れ、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めること。また、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努めること 第7章被災者の生活支援　第5節住宅の応急確保　第5応急仮設住宅の運営管理 府及び市町村は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、府と市町村が連携して、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 第8章社会環境の確保　第1節保健衛生活動　第6動物保護等の実施 府、市町村及び関係機関は、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。 1　被災地域における動物の保護・受入れ 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、府は、市町村、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。 また、府及び市町村は、被災した飼養動物の保護収容、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、府獣医師会等と連携し必要な措置を講ずるものとする。 2　指定避難所における動物の適正な飼育 府は、指定避難所を設置する市町村と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (1) 府は、各地域の被害状況、指定避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、市町村との連絡調整及び支援を行う。 (2) 指定避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整を行う。 (3) 他府県市との連絡調整及び応援要請を行う。 3　動物による人等への危害防止 危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに府、警察、市町村等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。 大阪府地域防災計画原子力災害対策編 第3章緊急事態応急対策　第12節指定避難所等の開設・運営　第2指定避難所等の管理、運営 (8)　動物飼養者の周辺への配慮の徹底 大阪府国民保護計画 第2編第4章武力攻撃災害への対処　第5節保健福祉・衛生 6　動物の保護等に関する配慮 府は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方について」(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)を踏まえ、飼育等されていた家庭動物等の保護収容等、危険動物等の逸走対策などに係る所要の措置を行う。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
茨木市 （大阪府）	茨木市地域防災計画第3部風水害応急対策第10章環境衛生対策第2節防疫・保健衛生対策4被災動物（飼い犬等）の保護及び受入れ活動 茨木市地域防災計画第4部地震災害応急対策第10章環境衛生対策第2節防疫・保健衛生対策4被災動物（飼い犬等）の保護及び受入れ活動 市は、府動物救護本部等の要請に応じ、災害時におけるペットの救護対策ガイドライン（環境省）及び大阪府災害時等動物救護活動ガイドラインに基づき、動物愛護ボランティア等と連携し、次の活動をする。 ア平常時からの適正飼養等の広報・啓発活動 イ地域防災訓練（動物救護シュミレーションの実施）の実施、協力 ウ指定避難所における飼養場所の指導 エ被災した動物の飼養場所への保護・収容 オ飼養場所での環境衛生の維持 カ飼養場所での動物の適正飼養 キ放浪動物の保護・収容への協力 ク府災害時等動物救護本部との連携なお、受入れ等の体制の確保ができない場合、府等に協力を要請する。 茨木市国民保護計画第2編武力攻撃事態等への対処第4章武力攻撃災害への対処第5節保健福祉・衛生7動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方について（平成17年（2005年）8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、危険動物等の逸走対策、要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護の支援及び負傷した家庭動物等の保護収容などについて、所要の措置を講ずるよう努める。
羽曳野市 （大阪府）	羽曳野市地域防災計画　第3部　災害応急対策計画　第8章　　社会環境の確保　第1節　　保健衛生活動　第3動物保護等の実施市、大阪府及び関係機関は、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。 1　被災地域における動物の保護・受入れ　飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、大阪府及び府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。 2　指定避難所における動物の適正な飼育　市は、大阪府及び府獣医師会等と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (1)市は、各地域の被害状況、指定避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、大阪府との連絡調整及び支援を行う。 (2)指定避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整を行う。 (3)大阪府に依頼して、他府県市との連絡調整及び応援要請を行う。 3　動物による人等への危害防止危険な動物が、市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに、市、大阪府、警察等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。
河内長野市 （大阪府）	河内長野市地域防災計画 第2編災害予防対策第1章災害に強いひとづくり第2節市民の防災意識の高揚を図る4.手法1市民の防災知識の普及啓発を図る (1)普及啓発の内容 2災害への備え エ飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備 第3編災害応急対策編第8章避難活動の実施第2節避難所を開設･運営する2.避難所を運営する (4)避難所の管理、運営の留意点 ⑮動物飼育者への周辺への配慮の徹底 家庭動物のためのスペース確保及び避難所における動物の適正な飼育を徹底するとともに、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 第3編災害応急対策編第15章廃棄物処理と保健衛生第2節防疫･し尿処理を行う3.動物の保護等を行う 市及び関係機関は被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。 また、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。 なお、応急避難の際に放置された愛玩動物など被災動物に対しては、「大阪府災害時等物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき、府、関係機関との連携のもと、保護及び動物による人等への危害防止を実施する。 第4編災害復旧･復興対策編第1章被災者の生活再建支援第1節住宅を確保する3.応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理を行う (3)応急仮設住宅の提供 5応急仮設住宅の運営管理 応急仮設住宅の管理は、府と協力して行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を基本とし、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。
貝塚市 （大阪府）	貝塚市地域防災計画 【災害応急対策】第6章　避難行動／第2節　指定避難所の開設・運営 第3　指定避難所の開設・運営 2　指定避難所の管理、運営　の留意点 市は、避難者びよる自主的な避難所運営を促すとともに、次の事項に留意して、指定避難所の円滑な管理及び運営に努める。 (11)家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底するとともに、獣医師会のほか、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 【災害応急対策】第10章　社会環境の確保／保健衛生活動 第5　動物保護等の実施 市、大阪府及び関係機関は、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。 1　被災地域における動物の保護・収容 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、大阪府、大阪府獣医師会等の関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・収容等を行う。 2　指定避難場所における動物の適正な飼育 市は、飼主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 3　動物による人等への危害防止 危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときは、市、貝塚警察署及び関係者は連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
岸和田市（大阪府）	第2編　災害予防対策編 第2章　災害応急対策・復旧対策への備え 第6節　避難収容体制の整備 2　業務内容 7動物愛護 　飼い主と共に避難した動物の飼育は、適正飼育の指導等を行う等、動物の愛護及び環境生成の維持に努める。また、ペットとの同行避難を前提にし、市・府等関係機関や地区獣医師会等の関係団体と協力して、指定避難所での適正な動物の飼育や保護をする方針を定める。 第3章　地域の防災力をつける 第1節　防災意識の高揚 2　業務内容 1防災知識の普及と意識啓発 ・飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備 第3編　災害応急対策編 第3章　応急対策活動 第2節　被災者の生活支援 2業務内容 1指定避難所の運営 ・家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底するとともに、獣医師会のほか、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努めること 6愛玩動物の収容対策 　飼主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行う等、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、府との連絡調整を行う。 　また、応急避難の際に放置された愛玩動物は、長期にわたって放置されることのないよう、関係機関との連携のもとに保護収容にあたる。 第3節　応急仮設住宅等の確保 2.業務内容 3応急仮設住宅の運営管理 　市及び府は各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅におけるバリアフリー化、安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、応急仮設住宅における愛玩動物の受け入れに配慮する。 第8節　廃棄物処理対策 4死亡動物の収容対策 　災害で死亡放置された動物は、長期にわたって放置されることのないよう収容処理する。 第10節　農林水産関係の応急対策 2　業務内容 2畜産業対策 畜産関係団体と協力して、家畜管理についての技術指導を行い、必要に応じて家畜伝染病の発生防止や飼料確保等の対策に努める。
熊取町（大阪府）	熊取町地域防災計画 災害応急対策 第4章 避難行動/第2節　指定避難所の開設・運営等/第2 指定避難所の管理、運営/4 指定避難所の管理、運営の留意点 (16) 家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底するとともに、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努めること 第7章 被災者の生活支援/ 第5節 住宅の応急確保/第5 応急仮設住宅の運営管理 町及び大阪府は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、大阪府と町が連携して、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 第8章 社会環境の確保/第1節 保健衛生活動/第4 動物保護等の実施 町、大阪府及び関係機関は、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。 1 被災地域における動物の保護・受入れ 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、大阪府、大阪府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。 2 指定避難所における動物の適正な飼育 町は大阪府と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物由来感染症予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (1) 各地域の被害状況、指定避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、大阪府との連絡調整を行う。 (2) 指定避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整 3 動物による人等への危害防止 危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに大阪府、泉佐野警察署等の関係者と連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。
交野市	交野市地域防災計画 　地震災害応急対策編　第2章第2節 指定避難所の開設・運営等及び風水害応急対策編　第2章第 13 節 指定避難所の開設・運営等 　第2 指定避難所の管理・運営　2. 指定避難所の管理・運営の留意点　(3) 指定避難所の管理、運営支援 7 家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮に努める 　地震災害応急対策編第2章第4節保険衛生活動及び風水害応急対策編第2章第15節保険衛生活動 第4　動物保護等の実施 市は、府及び関係機関と相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等へ危害防止を実施する。 1. 被災地域における動物の保護・受入れ 飼い主のわからない負傷動物や追走状態の動物保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、府は市、府獣医師会等 関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。 2. 指定避難場所における動物の適正な飼育 飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (1)府は各地域の被害状況、指定避難場所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、市との連絡調整及び支援を行う。 (2)指定避難場所から動物の受入れ等の調整。 (3)他府県市と連絡調整及び応援要請を行う。 3. 動物による人等への危害防止 危険動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときには府、交野警察、市等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
高石市 （大阪府）	高石市地域防災計画 第2章6節第5　動物保護等の実施 市、大阪府及び関係機関は、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への 危害防止に努める。 1 被災地域における動物の保護・受入れ 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、大阪府、大阪府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。また、市は、被災した飼養動物の保護収容、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、府獣医師会等と連携し必要な措置を講ずる。 2 指定避難所における動物の適正な飼育 市は、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (1) 市は各地域の被害状況、指定避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、大阪府との連絡調整を行う。 (2) 指定避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整 (3) 他府県市町村との連絡調整及び応援要請を行う。 3 動物による人等への危害防止 危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに市、大阪府、警察等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。
阪南市 （大阪府）	阪南市地域防災計画 第2章　災害予防対策　5飼育ペット対策　災害発生時には、飼い主が全責任を負うことを前提とし、飼い主が飼育しているペ ットを同行し避難場所まで安全に避難することが原則である 。そのため、ペット 対策については 、避難所運 営 マニュアルを活用し、避難所運営 訓練の実施を行い、事前に対応を検討しておくよう意識啓発を図 る 。 第3編　災害応急 (15)家庭動物のためのスペース確保 及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底するとともに、獣医師会の他 、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努めること 第3編　第3　動物保護 等の実施　市及び 大阪 府 及び関係機関は 、「 大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイド ライン」に基づき、相互に連携し、被災 動物の保護及び動物 による人等への危害防止相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。 1被災地域における動物の保護・受入れ 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は大阪府、大阪府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等に努める。 2避難所における動 物の適正な飼育 市は、 大阪府と協力して、飼主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うな ど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 3動物による人等への危害防止 危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに、市 、 大阪府,警察等関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。
守口市 （大阪府）	守口市地域防災計画 ・【災害予防対策】第2章 地域防災力の向上　第1節 防災意識の高揚　第1 防災知識の普及啓発　1 普及啓発の内容　(2)災害への備え　4飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備 ・【自然災害応急対策】第4章 避難行動　第2節 避難所の開設・運営等　第1 避難所の開設　4 指定避難場所におけるペットの取扱い 市は、自主避難を除いた避難所開設時に、あらかじめ定めた指定避難所においてペットを連れた避難者を受け入れるものとする。 ・【自然災害応急対策】第4章 避難行動　第2節 避難所の開設・運営等　第2 避難所の管理、運営　3 指定避難場所の管理・運営の留意点 (16)家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底するとともに、獣医師会の他、動物事業取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努めること。 ・【自然災害応急対策】第8章 社会環境の確保　第1節 保健衛生活動　第5 動物保護等の実施 市、府及び関係機関は、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を図る。 1 被災地域における動物の保護・受入れ 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、府は市、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。 2 避難所における動物の適正な飼育 府は避難所を設置する市と協力して、飼主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (1)府は各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、市との連絡調整及び支援を行う。 (2)避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整を行う。 (3)他府県市との連絡調整及び応援要請を行う。 3 動物による人等への危害防止 危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときには、府、警察、市等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。 ・【自然災害応急対策】第8章 社会環境の確保　第3節 遺体の処理、火葬等　第4 死亡ペットの処理 災害によって死亡した犬猫等については、所有者が処理することを原則とするが、所有者が不明又は所有者が被災者であって自力で処理できないものについては、環境下水道部廃物対策課が関係機関と協力して行う。 守口市国民保護計画 ・第4章 武力攻撃災害への対処　第5節 保健福祉・衛生　7 動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、危険動物等の逸走対策、要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護について、所要の措置を講ずるよう努める。
松原市 （大阪府）	松原市地域防災計画第3編地震災害応急対策第2章応急復旧期の活動第6節保健衛生活動第4動物保護等の実施及び第5編風水害等応急対策第2章災害発生後の活動第17節保健衛生活動第4動物保護等の実施市は、府及び関係機関と相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。1被災地域における動物の保護・受入れ飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、府、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。 2避難所における動物の適正な飼育 市は、府と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (1)各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、府との連絡調整を行う。 (2)避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整3動物による人等への危害防止危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに市、府、警察等が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
摂津市 （大阪府）	摂津市地域防災計画 第2編災害予防計画 第2節防災に関する学習等の充実 第1市民に対する防災知識の普及【総務部】 2災害への備え (3)飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備 第4節避難受入れ体制等の整備 第3避難所の管理運営体制の整備【総務部・教育総務部・保健福祉部】 5避難所の管理、運営の留意点 (13)家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮の徹底
千早赤阪村 （大阪府）	千早赤阪村地域防災計画第3部災害応急対策計画第8章社会環境の確保第4節動物保護の実施村及び関係機関は、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。1被災地域における動物の保護・受入れ飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、村は、大阪府、大阪府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。 2指定避難所における動物の適正な飼養村は大阪府と協力して、飼主とともに避難した動物の飼養について、適正飼養の指導を行うとともに、動物間あるいは動物と人との感染症予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (1)村は各地域の被害状況、指定避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、大阪府から支援を受ける。 (2)指定避難所から動物保護施設への動物の受入れ等について調整。 3動物による人等への危害防止危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときは、大阪府、富田林警察署等の関係機関と連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。
泉佐野市 （大阪府）	泉佐野市地域防災計画 〇第2編災害予防対策、第2章地域防災力の向上、第1節防災意識の高揚、 1. 防災知識の普及啓発等、(1)普及啓発の内容、イ. 災害への備え、 (エ)飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備 〇第3編災害応急対策、第4章避難行動、第2節避難所の開設・運営等、2. 避難所の管理・運営、(2)避難所の管理、運営、 サ. 家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底する。 ツ.家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底するとともに、獣医師会の他、動物取扱者党の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努めること 〇第3篇災害応急対策、第7章被災者の生活支援、第5節住宅の応急確保、 5. 応急仮設住宅の運営管理 市は～必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 〇第3編災害応急対策、第8章社会環境の確保、第1節保健衛生活動、3. 動物保護等の実施、 市は、府及び関係機関と相互に連携し、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時動物救護活動ガイドライン」に基づき、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。 (1)被災地域における動物の保護・受入れ、 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、府、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。 (2)避難所における動物の適正な飼育 市は府と協力し、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 ア. 避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、府との連絡調整を行う。 イ. 避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整を行う。 (3)動物による人等への危害防止 危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに府、警察等の関係者と連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。 〇第6編原子力災害対策、第3章緊急事態応急対策、第12節避難所の開設・運営、2. 避難所の管理・運営、(3)指定避難所の運営、管理の留意点 ク. 動物飼養者の周辺への配慮の徹底
泉南市 （大阪府）	泉南市地域防災計画第3編地震・津波災害応急対策編第8章社会環境の確保第1節保健衛生活動第4動物保護等の実施1被災地域における動物の保護・受入れ2避難所における動物の適正な飼育3動物による人等への危害防止第4編風水害等対策編第8章社会環境の確保第1節保健衛生活動第4動物保護等の実施1被災地域における動物の保護・受入れ2避難所における動物の適正な飼育3動物による人等への危害防止
太子町 （大阪府）	太子町地域防災計画　第3編　地震災害応急対策　第2章　応急復旧期の活動　第8節　保健衛生活動　第5動物保護等の実施本町は、府及び関係機関と連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。 1. 被災地域における動物の保護・受入れ飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、府、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。 2.避難所における動物の適正な飼育府と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 3.動物による人等への危害防止危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときは、府、警察等の関係者と連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
大阪 狭山市 （大阪府）	大阪狭山市地域防災計画 （災害予防対策） 第1章災害に強い人づくり（地域防災力の強化）第1節防災意識の高揚 （2）災害への備え 4飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備 （災害応急対策）第1章初動期の活動第11節避難誘導 4指定避難所の運営・管理 市は、「大阪狭山市避難所運営マニュアル」に基づき、適切な運営管理にあたる。主な留意事項は次のとおりである。 （15）家庭動物（ペット）の飼育への配慮 指定避難所における家庭動物の飼育スペースの確保、及び飼育者の周辺への配慮を徹底する。また、獣医師会の他、動物取扱い業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 （災害応急対策）第2章応急期の活動第7節住宅の応急確保 第5応急仮設住宅の運営管理 応急仮設住宅の管理や集会施設等生活環境の整備については、府と協力し、実施する。この際、市と府が連携して、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア（メンタルヘルスケア）、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物（ペット）の受入れに配慮する。 （災害応急対策） 第2章応急期の活動第9節保健衛生活動 第5節動物保護等の実施 市、府及び関係機関は、相互に連携し、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。 1被災地域における動物の保護・受入れ 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は府、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等に努める。 2指定避難所における動物の適正な飼育 市は府と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 （1）府は、各地域の被害状況、指定避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、市との連絡調整及び支援を行う。 （2）指定避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整を行う。 （3）他府県市町村との連絡調整及び応援要請を行う。 （4）動物の健康管理等の実施にあたっては、必要に応じて、獣医療支援チーム（VMAT）の助言を求める。 3動物による人等への危害防止 危険な動物が徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに市、府、警察等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。
大東市 （大阪府）	大東市地域防災計画 第3編　共通応急対策　第2章　応急復旧期の対策活動　第4節　指定避難所の開設・運営等2. 避難所の管理・運営（3）指定避難所の管理、運営の留意点 サ家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底するとともに、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携すること 第6節　保健衛生活動 5. 動物保護などの実施市は、府及び関係機関と相互に連携し、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。 (1)被災地域における動物の保護・受入れ 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は府、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。 (2)指定避難所における動物の適正な飼育 市は府と協力して、飼い主とともに同行避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防法上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 ア対応方針（ア）市は各地域の被害状況、指定避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、府との連絡調整及び支援を行う。 (イ)指定避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整（ウ）他府県市との連絡調整及び応援要請を行う。 イ受入れへの対応　市は、同行避難した動物の受入れにあたり、以下の事項　を準備する。【表　同行避難の受入れにあたり必要な事項　出典：「人とペットの災害対策ガイドライン 災害への備えチェックリスト」（令和3年3月、環境省）】 ウ飼い主の対応　災害発生時、飼い主は動物と同行避難することが基本となることから、平時よりペットの安全と健康を守るとともに、他の避難者への迷惑にならないように努める必要がある。【表　飼い主に必要な準備（例）　出典：「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」（平成30年9月、環境省）】 (3)動物による人等への危害防止危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに市、府、警察等が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。 大東市国民保護計画 第2編　武力攻撃事態等への対処　第4章　武力攻撃災害への対処　第5節　保健福祉・衛生　第7動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地域公共団体が配慮すべき事項　についての基本的な考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、危険動物等の逸走対策、要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護について、所要の措置を講ずるよう努める。
池田市 （大阪府）	池田市地域防災計画 第3編　自然災害応急対策 4　動物保護等の実施 府及び関係機関と連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。 （1）被災地域における動物の保護・受入れ 　飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、府、府獣医師会等関係団体、ボランティア等と連携・協力し、動物の保護・受入れ等を行う。 （2）避難所における動物の適正な飼育 　市は、府と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 （3）動物による人等への危害防止 　危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに府、警察等と連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
忠岡町 （大阪府	忠岡町地域防災計画 第8章社会環境の確保 第1節保健衛生活動 第3動物保護等の実施本町は、府及び関係機関と相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。1被災地における動物の保護・受入れ飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、府は市町村、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。 2避難所における動物の適正な飼育本町は府と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。本町は、各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣、避難所から動物保護施設への動物の受入れの調整等について、府の支援を受ける。 3動物による人等への危害防止危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに大阪府、大阪府警察等の関係者と連携して、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。
田尻町 （大阪府）	田尻町地域防災計画（令和2年度修正） 第3編　災害応急対策 第4章　避難行動 第2節　指定避難所の開設・運営等 計画　第2　指定避難所の管理・運営 4　指定避難所の運営、管理の留意点 (10)家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への胚珠を徹底するとともに、獣医師会の他、動物取扱者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努めること。 第8章　保健衛生活動における連携体制 町及び府は、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時のマニュアルの整備及び保健師等に対する研修・訓練の実施等体制整備に努める。 第4　動物保護等の実施 町、府及び関係機関は、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止相互に連携　し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。 1. 被災地域における動物の保護・受入れ 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は府、大阪府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等に努める。 2. 避難所における動物の適正な飼育 町は、府と協力して、飼主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 3. 動物による人等への危害防止 危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに、町、府、警察等関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。
島本町 （大阪府）	島本町地域防災計画 ・第3編地震災害応急対策第2章応急復旧期の対策活動第7節保健衛生活動第4動物保護等の実施 ・第4編風水害等災害応急対策第2章災害発生後の活動第18節保健衛生活動第4動物保護等の実施 ※同内容記載町及び府並びに関係機関は、、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。 1被災地域における動物の保護・受入れ飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。 2避難所における動物の適正な飼育府と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持を図る。 (1)都市創造対策部環境課は、各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、府との連絡調整を行う。 (2)避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整を行う。 (3)他府県市との連絡調整及び応援要請を行う。 3動物による人等への危害防止危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに町、府、警察等が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。
藤井寺市 （大阪府）	藤井寺市地域防災計画　第3編自然災害応急対策　第8章社会環境の確保　第1節保健衛生活動　第5動物保護等の実施 市、府及び関係機関は、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。 1. 被災地域における動物の保護・受入れ飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、府及び府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。 2. 指定避難所における動物の適正な飼育 市は、府及び府獣医師会等と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 3. 動物による人等への危害防止危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに市、府、警察等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。
能勢町 （大阪府）	能勢町地域防災計画第3編風水害応急対策計画第2章災害発生後の活動第15節保健衛生活動計画第4動物保護等の実施大阪府、町及び関係機関は、相互に連携し被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。 1. 被災地域における動物の保護・収容飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められていることから、大阪府は、町、大阪府獣医師会等の関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し動物の保護・収容等を行う。 2. 避難所における動物の適正な飼育大阪府は避難所を設置する町と協力して飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。(1)大阪府は各地域の被災状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、町と連絡調整及び支援を行う。(2)避難所から動物保護施設への動物の受け入れ等の調整(3)他府県市長との連絡調整及び応援調整を行う。 3. 動物による人等への危害防止危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害がおよぶおそれがあるときに大阪府、警察、町等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
柏原市 （大阪府）	柏原市地域防災計画 第3編　災害応急対策　第3章　災害発生後の活動　第8節　避難受入活動 コ 家庭動物の飼育への配慮 指定避難所における家庭動物（ペット）の飼育スペースの確保、及び飼育者の周辺への配慮を徹底する。また、獣医師会の他、動物取扱い業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 第17節　保健衛生活動　第4　動物保護・受入れ 市（環境班）・府及び関係機関は、相互に連携し、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。 1 被災地域における動物の保護・受入れ 環境班は、飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、府、大阪府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。 2 指定避難所における家庭動物（ペット）の適正な飼育 環境班は府と協力して、飼い主とともに避難した家庭動物（ペット）の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 （1） 各地域の被害状況、指定避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、府との連絡調整及び支援を行う。 （2） 必要に応じて指定避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整を行う。 （3） 市内で受入れ等の調整ができない場合は、総括班を通じて他府県市との連絡調整及び応援要請を行う。 （4） 動物の健康管理等の実施に当たっては、必要に応じて、獣医療支援チーム（VMAT）の助言を求める。
富田林市 （大阪府）	富田林市地域防災計画第8章社会環境の確保第1節第2動物保護等の実施 《基本的な考え方》市、府及び関係機関は、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。 《対策の展開》 1被災地域における動物の保護・受け入れ飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、環境部は、対策パトロール部、府、大阪府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受け入れ等を行う。 2死亡愛玩動物の処理 災害によって死亡した犬猫等については、所有者が処理することを原則とするが、所有者が不明又は所有者が被災者であって自力で処理できないものについては、環境部が関係機関と協力して行う。 3避難所における動物の適正な飼育 避難所運営部は環境部及び府と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (1)府及び大阪府獣医師会等関係団体との連絡調整及び支援を受けながら、各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等を行う。 (2)避難所から動物保護施設への動物の受け入れ等の調整 (3)他府県市との連絡調整及び応援要請を行う。 4動物による人等への危害防止危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに市、府、関係団体及び大阪府警察（富田林警察署）等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。
豊能町 （大阪府）	豊能町地域防災計画第3編風水害応急対策計画第2章災害発生後の活動第19節保健衛生活動計画第4動物保護等の実施府及び関係機関と相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。 1被災地域における動物の保護・受入れ飼い主不明の負傷動物や逸走状態の動物の保護については、府、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。 2避難所における動物の適正な飼育飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。1避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、府と連絡調整を行う。2避難所から動物保護施設への動物の受け入れ等の調整を行う。3必要に応じて府と連携し、他府県市との連絡調整及び応援要請を行う。 3動物による人等への危害防止危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに府、府警察（豊能警察署）と連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。
箕面市 （大阪府）	箕面市地域防災計画【令和6年度改定版】 3災害応急対策 3-8-1-3動物保護等の実施 3-8-1-3-1被災地域における動物の保護・収容 府、箕面市獣医師会、ボランティア等と協力し、飼い主不明の負傷動物や逸走状態の動物の保護・収容等を行う。 3-8-1-3-2動物による人への危害防止 危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人に危害が及ぶおそれがあるときは、府、箕面警察署等とともに、被害の未然防止措置をとる。 箕面市国民保護計画（平成19年1月版） 第2編武力攻撃事態等への対処 第4章武力攻撃災害への対処 第5節保健福祉・衛生 7動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、危険動物等の逸走対策、要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護について、所要の措置を講ずるよう努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
岬町 （大阪府）	岬町地域防災計画 第3編災害応急対策/第4章各種災害に対する応急復旧対策/3. 指定避難所の管理、運営/(8)本町は、避難所の運営について自治区及び自主防災組織等関係団体の協力を得て、避難者による自主的な運営を促すとともに、府の「避難所運営マニュアル作成指針」を踏まえて本町が作成する避難所管理運営マニュアルに基づき、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。 セ家庭動物のためのスペース確保及び動物飼育者の周辺への配慮を徹底するとともに、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努めること。 第4動物保護等の実施 本町は、府及び関係機関と相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。 1. 被災地域における動物の保護・受入れ 飼い主の分からない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応は求められることから、本町は、府、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。 2. 指定避難所における動物の適正な飼育 本町は、府と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (1)本町は、各地域の被害状況、指定避難所での動物飼育状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、府と連携調整し支援を受ける。 (2)指定避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整。 3. 動物による人等への危害防止 危険な動物が死骸周辺で徘徊し、人畜及び財産に危害が及ぶおおれがあるときに、本町、府、泉南警察署等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。
門真市 （大阪府）	門真市地域防災計画（本編） 第1編地震災害応急対策第2章応急復旧期の活動 第4節保健衛生活動第5動物保護等の実施 市、府及び関係機関は、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。 1　被災地域における動物の保護・受入れ 　清掃班は、飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、府、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。 2　避難所における動物の適正な飼育 　清掃班は、府と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (1)各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、府との連絡調整を行う。 (2)避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整 (3)家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底するとともに、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう連携を図る。 3　動物による人等への危害防止 　危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに清掃班、府及び門真警察署等が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。
和泉市 （大阪府）	和泉市地域防災計画　第2編災害予防対策第2章地域防災力の向上　第1節防災意識の高揚　第1住民に対する防災知識の普及啓発　1普及啓発の内容 (2)災害への備えエ飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備 和泉市地域防災計画　第3編災害応急対策第4章避難行動第2節避難所の開設・運営等第3避難所の管理、運営3避難所の管理、運営の留意点 (10)家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底するとともに、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努めること。 和泉市地域防災計画　第3編災害応急対策第7章被災者の生活支援第3節住宅の応急確保第5応急仮設住宅の運営管理 市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、府と連携して、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 和泉市地域防災計画　第3編災害応急対策第8章社会環境の確保第1節保健衛生活動第5動物保護等の実施 市と府は、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。 1被災地域における動物の保護・受入れ飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、府及び府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。 2避難所における動物の適正な飼育 市は、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (1)避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、府との連絡調整及び支援要請を行う。 (2)避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整3動物による人等への危害防止危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに府、警察等の関係者と連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。 和泉市国民保護計画　第2編武力攻撃事態等への対処第4章武力攻撃災害への対処第5節保健福祉・衛生7動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、危険動物等の逸走対策、要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護について、所要の措置を講ずるよう努める。
四條畷市 （大阪府）	【出典】「四條畷市地域防災計画」第3編地震災害応急対策第3章応急対策活動第7節廃棄物の処理4死亡獣畜及び放浪動物対策≪実施担当≫市民生活部環境衛生班 (1)初期対応死亡獣畜及び放浪動物の発生状況を把握する。 (2)死亡獣畜の処理1処理責任者災害発生によって死亡し、放置された犬猫等の収集・処理を行う。2処理方法死亡獣畜発見の連絡を受けた場合は、速やかに収集する。収集された死亡獣畜は、定められた方法に基づき処理する。 (3)放浪動物の対策災害発生後、被災によって飼育されていた犬等の放浪による市民への危害発生を防止するため、これら放浪動物の保護・受入れ等の対策については、大阪府獣医師会、動物愛護団体・ボランティア等と連携・協力して行う。具体的な対策については、そのつど関係機関と協議して決めるが、おおむね次をめやすとして行う。・放浪動物の保護・受入れ・避難所で飼育されている動物に対するえさの配布・負傷している動物の受入れ・治療・飼育困難な動物の一時保管及び新たな飼い主探し・その他動物に関する相談の受付

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
河南町 （大阪府）	河南町地域防災計画 第8章社会環境の確保　第1節保健衛生活動 第5動物の保護等の実施 町は、府及び関係機関と連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。 1被災地域における動物の保護・受け入れ 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、府、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。 2避難所における動物の適正な飼育 府と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 3動物による人等への危害防止 危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときは、府、府警察等の関係者と連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。
泉大津市 （大阪府）	泉大津市地域防災計画 災害予防対策第2章地域防災力の向上第1節防災意識の高揚⑵災害への備え キ家庭動物（ペット）との同行避難や指定避難所での飼養についての準備 災害応急対策第4章避難行動第2節避難所の開設及び運営等第2避難所の管理・運営2避難所の管理・運営の留意点 (9)動物飼養者の周辺への配慮の徹底及び家庭動物（ペット）のためのスペース確保動物飼養者に対しては、普段から家庭動物（ペット）の避難に必要な用具等の準備や、しつけ・健康管理を行うとともに、避難所においてペットを飼育する場合は、動物が苦手な方やアレルギーを持っている方等への特別な配慮を求める。また、市は、避難所において家庭動物（ペット）の管理等が適切に行えるよう飼育スペース等の確保に努める。さらに、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 災害応急対策第7章被災者の生活支援第5節住宅の応急確保第4応急仮設住宅の運営管理 市は、各建設型応急住宅の適切な運営管理を行う。この際、市と府が連携して、建設型応急住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 災害応急対策第8章社会環境の確保第1節保健衛生活動第4動物保護等の実施 市は、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき、府及び関係機関と連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。 1被災地域における動物の保護・受入れ 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、府は市、府獣医師会等関係団体をはじめ、NPO・ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。 2避難所における動物の適正な飼育 府は避難所を設置する市と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物感染症予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (1)府は各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師 の派遣等について、市との連絡調整及び支援を行う。 (2)避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整を行う。 (3)他府県市との連絡調整及び応援要請を行う。 3動物による人等への危害防止 危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに府、府警察、市等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。
大阪市	大阪市地域防災計画＜対策編＞ 第1部 予防対策計画　第3章 避難・安全確保　第9節　避難施設　9－4 避難所の開設・運営 (2)避難所開設・運営にあたっての留意事項 ウ 家庭動物と同行避難した避難者を適切に受け入れられるよう、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努め、家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底するとともに、獣医師会や動物取扱事業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、区役所、健康局及び危機管理室は所要の協定を締結する等、連携に努める。 第2部 応急・復旧・復興対策計画　第2章 避難・安全確保 第9節 避難施設　9－2 避難所の開設・運営 (2)避難所開設・運営にあたっての留意事項 ウ 家庭動物と同行避難した避難者を適切に受け入れられるよう、家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底するとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めること。また、獣医師会や動物取扱事業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 第9章 衛生・廃棄物等対策　第32節 防疫・保健衛生活動　32－3 動物保護等の実施 健康部は、関係機関・団体と、相互に連携し、次の応急対策を実施する。 (1)被災地域における愛護動物の保護・受入 (2)避難所等における愛護動物の適正飼養等の指導 (3)動物による人等への危害防止 第13章 住宅　第39節 住宅の確保　39－4 応急仮設住宅の建設（建設型応急住宅） (10)管理 市長は、府知事から事前委任を受けており、応急仮設住宅の管理を受託するものとし、この受託契約は、工事の完了の日からとする。 この際、大阪府と市が連携して、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、多様な意見を反映できるように配慮する。また、必要に応じて、家庭動物の受け入れに配慮する。
東大阪市	東大阪市地域防災計画 第2編災害対策編　第3章災害に強いシステムづくり　第7節避難体制の整備計画　第3避難所の整備等 4. 指定避難所の管理運営体制の整備 (5)ペット同行避難 盲導犬、介助犬以外のペットを同行する避難者にあっては、受入れを行う。ほかの避難者に迷惑がかからないようにし、避難所の入所に際しては、管理責任者等の指示に従うものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
東大阪市	第3編地震対策編　第2章応急復旧期の活動　第8節防疫、保健衛生活動　第3動物保護等の実施 市は「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき、府及び関係機関と相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。 1. 被災地域における動物の保護・受入れ 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は府、市獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。 2. 指定避難所における動物の適正な飼育 (1) 飼い主とともに避難した動物の飼養について、府、市獣医師会等関係団体等と協力して、適正飼育の指導を行う。 (2) 動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、府、市獣医師会等関係団体等と協力して、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (3) 指定避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、府との連絡調整を行う。 (4) 府、他の自治体との連絡調整及び応援要請を行う。 3. 動物による人等への危害防止 危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに府、警察等の関係者と連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。 第4編　風水害対策編　第2章災害発生後の活動　第17節防疫、保健衛生活動　第3動物保護等の実施　に同上の記載あり
枚方市	枚方市地域防災計画《地震災害応急対策・復旧復興対策編》〔地震災害応急対策〕 第3章　初期応急活動　第4節　避難誘導 2 指定避難所の運営・管理 (14)動物への配慮 家庭動物のためのスペース確保に努めるとともに、指定避難所における動物の適正な飼育の徹底に配慮する。また、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努める 第4章　応急対策活動　第3節　建築物・住宅応急対策 2 住宅の確保 (1)応急仮設住宅の建設 エ 建設型応急住宅の運営管理 (略)必要に応じて、建設型応急住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 第4章　応急対策活動　第8節　保健衛生活動 5 動物保護の実施 市、府、及び関係機関は、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。 (1)被災地域における動物の保護・受入れ 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、府、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。 (2)指定避難所における動物の適正な飼育 市は、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 ア 市は各地域の被害状況、指定避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、府との連絡調整を行う。 イ 指定避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整 ウ 他府県市との連絡調整及び応援要請を行う。 (3)動物による人等への危害防止 危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに市、府、警察等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する 枚方市地域防災計画《地震災害応急対策・復旧復興対策編》 〔地震災害応急対策〕第4章応急対策活動第8節保健衛生活動 5動物保護等の実施市、府、及び関係機関は、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。 (1)被災地域における動物の保護・受入れ飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、府、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。 (2)指定避難所における動物の適正な飼育市は、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。ア市は各地域の被害状況、指定避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、府との連絡調整を行う。イ指定避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整ウ他府県市との連絡調整及び応援要請を行う。 (3)動物による人等への危害防止危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに市、府、警察等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。 枚方市地域防災計画《風水害等応急対策・復旧復興対策編》〔風水害等応急対策〕 第2章　警戒活動　第4節　避難誘導 2 指定避難所の運営・管理 (14)動物への配慮 家庭動物のためのスペース確保に努めるとともに、指定避難所における動物の適正な飼育の徹底に配慮する。また、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 第4章　応急対策活動　第3節　建築物・住宅応急対策 2 住宅の確保 (1)応急仮設住宅の建設 エ 建設型応急住宅の運営管理 (略)必要に応じて、建設型応急住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 第4章　応急対策活動　第8節　保健衛生活動 5 動物保護の実施 市、府、及び関係機関は、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。 (1)被災地域における動物の保護・受入れ 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、府、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。 (2)指定避難所における動物の適正な飼育 市は、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 ア 市は各地域の被害状況、指定避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、府との連絡調整を行う。 イ 指定避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整 ウ 他府県市との連絡調整及び応援要請を行う。 (3)動物による人等への危害防止 危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに市、府、警察等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
豊中市	豊中市地域防災計画　第2編災害予防計画 第3章生命と暮らしを守るまちづくり(防災体制の整備)第6節避難体制の整備4愛玩動物の収容対策の検討愛玩動物の所有者(飼い主)は、災害発生時に動物を同行して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種、動物用避難用品の確保に努める。(1)愛玩動物同行避難者の受け入れア同行避難(ア)災害発生時に、避難が必要な飼い主は、愛玩動物と同行避難することを原則とし、愛玩動物の安全と健康を守るとともに、他の避難者への迷惑にならないよう努める。(イ)また、施設側は、避難者が愛玩動物を理由に受け入れを拒否されることのないよう受け入れ体制の整備に努める。 イ避難所における愛玩動物の飼養スペース(ア)避難所では他の避難者への影響や衛生管理等を考慮し、人の居住スペースと愛玩動物の飼養スペースを原則分離することを基本とする。なお、身体障害者補助犬は除く。(イ)避難所の施設能力や避難者の状況に応じて、愛玩動物飼養可の居住スペースや屋外等に愛玩動物を適切に飼養できるスペースを確保するよう努める。 ウ災害に備えた事前準備(ア)飼い主は、平時から、愛玩動物の避難に必要な用具等を準備し、しつけや健康管理、迷子札や犬の鑑札、マイクロチップなどの所有者明示措置に努める。・予防接種や外部寄生虫の駆除・ブラッシングで抜け毛をとる・迷子札の装着・鑑札の装着(犬の場合)・マイクロチップの挿入(イ)飼い主は、愛玩動物用備蓄(家庭内備蓄)の準備に努める。(以下、例示)・療法食、薬(必要なペットには必ず準備)・少なくとも5日分の水とペットフード、食器・予備の首輪、リード(伸びないもの)、キャリーバッグ・ペットシーツ、トイレ用品・愛犬・愛猫手帳など(飼い主の連絡先やペットの情報、飼い主と一緒に写った写真が確認できるもの)(ウ)飼い主は、愛玩動物のしつけに努める。 (以下、例示)・キャリーバッグやケージに慣らしておく・「マテ」、「オイデ」、無駄吠えの制御、決められた場所での排泄などのしつけ
八尾市	八尾市地域防災計画第2部　第5編　災害対策共通　第4章　避難受入れ活動 第2節　避難所の開設・管理　3 避難所の機能・役割 【避難所管理運営の留意点】 (10)家庭動物のためのスペースの確保及び動物飼養者の周辺への配慮の徹底 　避難所班長及び避難所運営委員会は、動物を連れた避難者がいた場合、人の避難施設とは別の場所で動物を保管し、飼養者へ管理させる同行避難を実施する。また、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 　報道広報班は、動物(特に危険な動物)を飼養している市民に対して、災害時において飼養している動物が、周辺住民や被災者へ危害を加えないよう、平常時から外部へ逃げないような工夫をしておくよう啓発活動を行う。また、動物飼養者は、平常時から、上記の対策を講じておく。 第5編　災害対策共通 第11章　保健衛生、遺体対策、災害廃棄物等の処理 第1節　保健衛生活動 第4　市・府及び関係機関は、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。 1 被災地域における動物の保護・受入れ 　保健所・健康管理班は、飼主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護について、迅速かつ広域的な対応が求められることから、府、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。 2 避難所における動物の適正な飼育 　市は府と協力して、飼主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行う等、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 　保健所・健康管理班は、各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、府との連絡調整及び支援を行う。 　保健所・健康管理班は、必要に応じて避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整を行う。保健所・健康管理班は、市内で受入れ等の調整ができない場合は、府を通じて、他府県市との連絡調整及び応援要請を行う。 3　動物による人等への危害防止 　危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがある時に府、大阪府警察(八尾警察署)、市等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。
吹田市	吹田市地域防災計画 第2部 予防　第1章 自助・共助　第1節 防災意識の高揚　第1 防災知識の普及啓発　1 市民 (2) 災害への備え エ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備 第 9 章 社会環境の確保　第1節 保健衛生活動　第 4 動物保護等の実施 1 被災地域における動物の保護・受入れ 飼い主の分からない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、府、府獣医師会等の関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。 2 避難所における動物の適正な飼育 市は府等と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行う等、動物の愛護及び公衆衛生の維持に努める。市は、各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、府との連携調整及び支援を行う。市内で受入れ等の調整ができない場合は、府を通じて、他府県市との連携調整及び、応援要請をおこなう。 3 動物による人等への危害防止 危険な犬等が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶ恐れがあるときに府、警察、市等の関係者と連携し、人の生命、財産などへの侵害を未然に防止する。 吹田市避難所運営マニュアル作成指針 Ⅲ. 避難所の開設　Ⅲ-5 収容スペース以外の利用　⑯ ペットスペース □原則として屋外に設け、直射日光、雨や風がしのげるよう、テントやブルーシート等を活用するなど配慮する。 □身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬および聴導犬)については、避難者の理解を得ながら収容スペースで同伴できるよう配慮する。 Ⅳ. 避難所の運営　Ⅳ-7 ペットへの対応 1. ペットについては、自宅で飼育できる場合を除き、避難所に連れてくることを認める。(その場合、出来る限りゲージ等を用意してもらう。) 2. 避難所施設内に特別にペットのためのスペースを確保するよう努める。必ず、ゲージに入れるか、頑丈なものにリードでつないで飼育してもらう。 3. 食料・水については避難者を優先し、ペットの食料等は、状況に応じて可能な限り対応する。 4. 排泄物は飼い主が責任をもって処理することなど、飼育にあたってのルールをチラシ等を用いて周知する。
寝屋川市	・寝屋川市地域防災計画地震災害応急対策・復旧対策編　第2章　応急復旧期の活動　第4節　保健衛生活動　6動物保護等の実施 　市、府及び関係機関は、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。 (1) 被災地域における動物の保護・収容 　飼い主の分からない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は府、府獣医師会等関係団体を始め、ボランティア等と協力し、動物の保護・収容等を行う。 (2) 指定避難所における動物の適正な飼養 　市は、飼主とともに避難した動物の適正な飼養方法について指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 ア 市は各地域の被害状況、指定避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、府との連絡調整を行う。 イ 指定避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整 ウ 他府県市との連絡調整及び応援要請を行う。 (3) 動物による人等への危害防止 　危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに市、府、寝屋川警察署等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
寝屋川市	・寝屋川市地域防災計画風水害等応急対策・復旧対策編　第2章　災害発生後の活動　第18節　保健衛生活動　6動物保護等の実施 　市、府及び関係機関は、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。 (1) 被災地域における動物の保護・収容 　　飼い主の分からない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は府、府獣医師会等関係団体を始め、ボランティア等と協力し、動物の保護・収容等を行う。 (2) 指定避難所における動物の適正な飼育 　　市は、飼主とともに避難した動物の適正な飼養方法について指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 ア 市は各地域の被害状況、指定避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、府との連絡調整を行う。 イ 指定避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整 ウ 他府県市との連絡調整及び応援要請を行う。 (3) 動物による人等への危害防止 　　危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに市、府、寝屋川警察署等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。
堺市	堺市地域防災計画災害応急対策地震・津波編第2章応急復旧期の活動第4節保健衛生活動 第6動物保護等の実施(健康福祉局)風水害編第2章災害発生後の活動 第15節保健衛生活動第6動物保護等の実施(健康福祉局)市・府及び関係機関は、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。 1被災地域における動物の保護・受入れ飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は府、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。 2指定避難所における動物の適正な飼育市は、飼主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 3動物による人等への危害防止危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときは、市、警察及び関係者は連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。
高槻市	高槻市地域防災計画 第2編　災害予防対策／第2章　地域防災力の向上／第1節　防災意識の高揚／第1　防災知識の普及啓発等／1　普及啓発の内容　(2)災害への備え エ 「人とペットの災害対策ガイドライン（環境省）」の理解と事前の準備 オ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備 第3編　災害応急対策／第4章　避難行動／第2節　指定避難所の開設・運営等／第2　指定避難所の管理、運営／2　指定避難所の管理運営の留意点　(16)家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮の徹底や、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体に対して必要な支援の要請 第3編　災害応急対策／第8章　被災者の生活支援／第5節　住宅の応急確保／第5　応急仮設住宅の運営管理 市及び府は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、市と府が連携して、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 第3編　災害応急対策／第9章　社会環境の確保／第1節　保健衛生活動／第5　動物保護等の実施 市、府及び関係機関は、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。 1　被災地域における動物の受入れ保護 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広範囲な対応が求められることから、市は、府、市獣医師会や動物取扱業者等の民間団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れを行う。 2　指定避難所における動物の適正な飼養 市は、府、市獣医師会等関係団体と協力して、飼い主と共に避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (1)指定避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について府、市獣医師会等関係団体と連絡調整を行う。 (2)他府県市町との連絡調整及び応援要請を行う。 3　動物による人等への危害の防止 危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときは、府、警察等の関係者と連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。
兵庫県	兵庫県地域防災計画（地震災害対策計画）　第3編　災害応急対策計画　第3章　円滑な災害応急活動の展開　第10節　愛玩動物の収容対策の実施 第1　趣旨 災害で被災放置された愛玩動物の収容対策について定める。 第2　内容 1　実施機関 獣医師会及び動物愛護団体は、「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、連携・協力して動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもと愛玩動物の収容対策等を実施することとする。 2　実施方法 (1) 動物救援本部は、次の事項を実施することとする。 1 飼養されている動物に対する餌の配布 2 負傷した動物の収容・治療・保管・譲渡 3 放浪動物の収容・保管・譲渡 4 飼養困難な動物の一時保管・譲渡 5 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供 6 動物に関する相談の実施等 (2) 県は、次の事項について動物救援本部を支援することとする。 1 被災動物救護体制の整備 2 犬の登録頭数や猫の飼育統計についての情報提供 3 動物の応急保護収容施設設置のための調整　等 (3) 市町は、同行避難した愛玩動物の避難所における飼養管理が適切に行われるよう必要な措置を講じるとともに、動物救援本部に対し、必要に応じ、その状況等を情報提供することとする。 (4) 愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合であっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努めることとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
兵庫県	兵庫県避難所管理運営指針　第2章　一般避難所編　2－15　愛玩動物対策 国内で愛玩動物として飼われている犬や猫は、2,100万匹を越えるといわれる。最近では、コンパニオンアニマル（伴侶動物）と呼び替えられる場合もあるように、「人生の伴侶」として心の支えとする人が増えている。こうしたなか、愛玩動物との同行避難を要望する声も多く、避難住民が避難所に愛玩動物を連れてくることが予想される。このため、同行避難が行われることを前提に、愛玩動物の避難対策について、各市町及び避難所単位で方向性を示しておく必要がある。なお、身体障害者補助犬については、愛玩動物とは捉えず、身体障害者補助犬法の趣旨を踏まえて取り扱う。 【留意点】 1 避難所における愛玩動物の飼育・管理は、飼育者が全責任を負うことが基本であり、飼育場所の清掃等の作業は飼育者が共同して行う自主管理体制を原則とする。 2 避難所への愛玩動物の受入れには、鳴き声や臭気等の迷惑、糞尿や動物由来感染症等の衛生面での問題への対応に留意する必要がある。 3 一方で飼育者本人はもちろん、愛玩動物を適切に飼育することにより、他の避難者にとっても癒しの存在になるなどの効用があることについても留意する必要がある。 4 多くの被災者が避難する体育館や教室内での愛玩動物の飼育は、動物を苦手とする人や動物アレルギーの問題等があり困難である。同行避難があった場合には、避難所では人の居住場所と動物の飼育場所を完全に分離し、動物はケージ内・繋ぎとめにより飼育する、あるいは、ペット可の居住区域とペット不可の居住区域を分離するなどの対応をとることが望ましい。 5 飼育者の届出をもとに、次の項目を把握する必要がある。（略） 6 次の内容を織り込んだ飼育ルールを作り、飼育者にチラシ等で周知するなど徹底を図る必要がある。（略） 7 災害に備えて愛玩動物のために事前に準備しておくべきものやしつけとマナーの大切さ等を広報しておく必要がある。（略）
芦屋市 （兵庫県）	芦屋市地域防災計画　第1部災害応急対策計画　第5章避難収容活動　第2節避難所計画　第8愛玩動物の収容対策 災害で被災放置された愛玩動物の収容対策や飼い主と共に避難所へ避難してきた愛玩動物について定める。 愛玩動物の収容対策 県動物愛護センターと連携し、次の事項について、獣医師会及び動物愛護団体が設置し、県が支援する動物救援本部に対して要請する。また、動物救援本部に対し、避難所における愛玩動物の状況等、必要に応じ情報を提供する。 1飼養されている動物に対する餌の配布 2負傷した動物の収容・治療・保管 3放浪動物の収容・保管 4飼養困難な動物の一時保管 5動物に対する相談の実施等 避難所での愛玩動物対策として、以下の事項を実施する。 1愛玩動物飼育ルールの掲載・周知 2避難所における愛玩動物管理区域の設定 3愛玩動物管理者に対して、ケージ、首輪、引綱、餌等の準備の呼びかけ 4中長期に及ぶ避難を見据えた愛玩動物対策の推進（愛玩動物避難所の確保、管理体制の確立、ボランティア等の募集等） 5獣医師等との連携
伊丹市 （兵庫県）	伊丹市地域防災計画　第2編　第2章　第20節　1．4　(3)指定避難所の安全管理 ⑩愛玩動物の避難所への同行避難については、飼い主の責任において、平時からの災害時に備えたしつけや備蓄品（ケージ、食料等）の確保、健康管理等を行い、避難所における適切な管理を行うことを原則とする。 　市は、愛玩動物との同行避難及び避難所生活について、市内8中学校及び市立高校での受入れを基本とし、その他避難所については、避難者の状況等によって、可能な場合は必要に応じて、避難所生活における愛玩動物の飼養場所等を限定する等して、愛玩動物の所有者と非所有者双方に配慮するように努める。 　また、愛玩動物の受入れを行った避難所については、愛玩動物を飼育する衛生面の観点からも生活用水の確保に努めると共に、スペースの確保等飼養管理が適切に行われるよう必要な措置を講じ、兵庫県と連携し、獣医師会及び動物愛護団体からなる動物救護本部に対し、相談、保護等必要な事項を要請する。
宝塚市 （兵庫県）	宝塚市避難所運営マニュアル 　2　各活動班の役割 　（4）　衛生班の役割 　　カ　ペットに関すること 　　災害が起こると、人間と同様にペットも生活の場を失う。さまざまな人が生活する避難所内で人間とペットが共存していくためには、一定のルールを設け、トラブルにならないよう注意する。また、ペット飼育者に届出を促し、飼育者名簿を作成しておくことも必要である。 　　・原則として、避難所の居室部分へのペットの持ち込みは禁止する。 　　・敷地内の屋外（余裕のある場合には、室内も可）にスペースを設け、その場で飼育する。ペットの飼育及び飼育場所の清掃は、飼い主が全責任を負って行う。 　　※身体障害者補助犬法に基づく「身体障害者補助犬」（盲導犬、聴導犬、介助犬）の同伴・使用については、同法に基づき対応します。
川西市 （兵庫県）	川西市地域防災計画　（地震編） 第2編　災害予防計画 ■第2章　防災行動力の向上■ ≪第4節　防災に関する学習等の充実　第1款　防災意識の普及啓発　1　(2)　(ス)≫ 　飼い主による愛玩動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等 第3編　災害応急対策計画 ■第4章 広域応援・協力計画■ ≪第1節 応援要請・協力　第2款 兵庫県への応援要請≫ 　愛玩動物の保護・収容【（県獣医師会・神戸市獣医師会・関係団体）← 生活衛生課← 健康福祉事務所(保健所)← 川西市】 ■第7章　救援・救護活動計画■ ≪第1節 避難計画　第4款　避難所の開設　4　愛玩動物の避難所≫ (1) 愛玩動物の避難所は、原則避難所敷地内の屋外部分に設置する。 (2) 愛玩動物の避難所を屋内部分に設置する場合は、施設管理者の了解のもと、空き部屋などを活用し、他の避難者との居住空間を適切に住み分けを行う。 (3) 愛玩動物については、飼い主の責任において、平時からの災害時に備えたしつけや備蓄品（ケージ、食料等）の確保、健康管理等を行い、迷子札やマイクロチップの装着など適切な管理を行う。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
川西市 （兵庫県）	≪第10節　感染症対策・衛生計画　第3款 愛玩動物の収容対策≫ 兵庫県と「災害時における動物救護活動に関する協定」を締結している獣医師会及び動物愛護団体などが連携して、動物救援本部を設置し、愛玩動物の収容対策等を実施する。 市は、同行避難した愛玩動物の避難所における飼養管理が適切に行われるように必要な措置を講じるとともに、動物救援本部に対し、必要に応じ情報を提供する。 愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。 【動物救援本部の活動内容】 (1) 飼養されている動物に対する餌の配布 (2) 負傷した動物の収容・治療・保管・譲渡 (3) 放浪動物の収容・保管・譲渡 (4) 飼養困難な動物の一時保管・譲渡 (5) 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供 (6) 動物に関する相談の実施 等 川西市地域防災計画 （風水害編） 第2編　災害予防計画 ■第2章　防災行動力の向上■ ≪第4節　防災に関する学習等の充実　第1款　防災意識の普及啓発　1 （2） （セ）≫ 飼い主による愛玩動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等 第3編　　災害応急対策計画 ■第4章 広域応援・協力計画■ ≪第1節 応援要請・協力　第2款 兵庫県への応援要請≫ 愛玩動物の保護・収容【（県獣医師会・神戸市獣医師会・関係団体）← 生活衛生課← 健康福祉事務所(保健所)← 川西市】 ■第9章　救援・救護活動計画■ ≪第1節 避難計画　第4款　避難所の開設　4　愛玩動物の避難所≫ (1) 愛玩動物の避難所は、原則避難所敷地内の屋外部分に設置する。 (2) 愛玩動物の避難所を屋内部分に設置する場合は、施設管理者の了解のもと、空き部屋などを活用し、他の避難者との居住空間を適切に住み分けを行う。 (3) 愛玩動物については、飼い主の責任において、平時からの災害時に備えたしつけや備蓄品（ケージ、食料等）の確保、健康管理等を行い、迷子札やマイクロチップの装着など適切な管理を行う。 ≪第10節　感染症対策・衛生計画　第3款 愛玩動物の収容対策≫ 兵庫県と「災害時における動物救護活動に関する協定」を締結している獣医師会及び動物愛護団体などが連携して、動物救援本部を設置し、愛玩動物の収容対策等を実施する。 市は、同行避難した愛玩動物の避難所における飼養管理が適切に行われるように必要な措置を講じるとともに、動物救援本部に対し、必要に応じ情報を提供する。 愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。 【動物救援本部の活動内容】 (1) 飼養されている動物に対する餌の配布 (2) 負傷した動物の収容・治療・保管・譲渡 (3) 放浪動物の収容・保管・譲渡 (4) 飼養困難な動物の一時保管・譲渡 (5) 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供 (6) 動物に関する相談の実施 等 川西市国民保護計画 第3編　武力攻撃事態等への対処 ■第5章　住民の避難■ ≪3　避難住民の誘導　(9) 動物の保護等に関する配慮≫ 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成 17 年 8 月 31 日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、危険動物等の逸走対策及び要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等について、所要の措置を講ずるよう努めることとします。
三田市 （兵庫県）	三田市地域防災計画 第3章 災害応急対策計画 第6節 避難 第4 避難所の開設及び運営 4 避難所におけるペットの取扱い等（各部） 避難所におけるペットの取扱いについて、以下の通り定める。 (1) 災害発生時におけるペットの取扱いは「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「兵庫県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、飼い主による管理を原則とする。 (2) 災害発生時、飼い主はペットと同行避難することを原則とし、他の避難者への迷惑にならないよう努める。 (3) 避難場所では他の避難者への影響や衛生管理等を考慮し、人の居住スペースとペットの飼養スペースを分離することを基本とする。なお、身体障害者補助犬は除く。また、避難場所の施設能力や避難者の状況に応じて、ペット飼養可の居住スペースや屋外等にペットのためのスペースを確保するよう努める。 (4) 飼い主は普段からペットの避難に必要な用具等を準備し、迷子札等の所有者明示措置、トイレや無駄吠えをさせない等のしつけに努める。 ※ペット用備蓄の例　水、ペットフード、食器、首輪、リード、ケージ、トイレ用品 第9節 被災地の応急対策 第4 防疫及び保健衛生 8 愛玩動物の受入対策（市民生活部） 兵庫県と「災害時における動物救護活動に関する協定」を締結している獣医師会及び動物愛護団体が連携・協力して動物救援本部を設置するため、生活班は、動物救援本部に対し、避難所における愛玩動物の情況など必要に応じ情報を提供する。なお、動物救援本部が設置されない場合には、兵庫県動物愛護センターに協力要請を行う。また、市は、同行避難した愛玩動物の避難所における飼養管理が適切に行われるよう必要な措置を講じるとともに、動物救援本部に対し、必要に応じ、その状況等の情報提供を行う。 【動物救援本部の活動内容】 (1) 飼養されている動物に対する餌の配布 (2) 飼養困難な動物の一時保管 (2) 負傷した動物の収容、治療、保管 (3) 放浪動物の収容、保管 (4) 動物の所有者や里親探しのための情報収集及び提供 (5) 動物に関する相談の実施等

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
丹波篠山市 （兵庫県）	丹波篠山市地域防災計画　風水害等対策編 第3部 災害応急対策計画/第4章 人命の救助及び二次災害対策の実施/第8節 感染症対策及び保健衛生対策/第3 家畜防疫等 3 愛玩動物の収容対策 獣医医師会及び動物愛護団体が連携・協力し検討の指導・助言をもとに設置する動物救援本部に対し、避難所における愛玩動物の状況など必要に応じ情報を提供する。 なお、動物救援本部が設置されない場合には、丹波県民局丹波健康福祉事務所に協力要請を行う。 【動物救援本部の活動内容】 1 飼養困難な動物の一時保管 2 負傷した動物の収容、治療、保管 3 放浪動物の収容、保管 4 動物の所有者や里親探しのための情報収集及び提供 5 動物に関する相談の実施等 6 飼育されている動物に対する餌の配布 丹波篠山市地域防災計画　地震対策編 第3部 災害応急対策計画/第4章 人命の救助及び二次災害対策の実施/第9節 感染症対策及び保健衛生対策等 風水害等対策編第3部第4章第8節と同じ
丹波市 （兵庫県）	丹波市地域防災計画 第3編　災害応急対策、復旧・復興計画/第3章　災害応急対策を行う 第1節　住民の避難を支援する/第4　避難所を開設、運営する 4　避難所の運営 (11)　市は、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第5節　保健衛生活動を行う/第10　愛玩動物の収容対策を行う 1　獣医師会 及び 動物愛護団体は、連携・協力して動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもと、次の愛玩動物の収容対策を実施する。 (1)　飼養されている動物に対する餌の配布 (2)　負傷した動物の一時保管・治療・保管 (3)　放浪動物の一時保管・保管 (4)　飼養困難な動物の一時保管 (5)　動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供 (6)　動物に関する相談の実施等 2　市（環境防疫班）は、同行避難した愛玩動物の避難所における飼養管理が適切に行われるよう必要な措置を講じるとともに 、動物救護本部に対し、必要に応じ、その状況等を情報提供する。 3　愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。
猪名川町 （兵庫県）	猪名川町地域防災計画⇒風水害対策へ4-15　愛玩動物の収容対策の実施（地震対策同様） 実施担当：農業環境課 第1　趣旨 災害で被災、放置された愛玩動物の収容対策について定める。 第2　内容 1　実施機関 獣医師会および動物愛護団体等と連携協力して動物の救援本部を設置し、指導、助言のもと愛玩動物の収容対策を実施するものとする。 2　実施方法 (1) 飼養されている動物に対する餌の支給 (2) 負傷した動物の収容、治療 (3) 放浪動物の収容・保管 (4) 飼育困難動物の一時保管 (5) 収容動物の情報収集および提供 (6) 死亡した動物の収集処分 (7) その他動物（野生動物を含む）に関する相談 3　その他 町は動物救護本部に対し、避難所における愛玩動物の状況等、必要に応じ情報を提供するものとする。
加古川市 （兵庫県）	加古川市地域防災計画・加古川市水防計画 動物救援本部への支援 獣医師会・動物愛護団体：動物救援本部の設置 兵庫県：動物救援本部への支援、愛玩動物の収容対策等にかかる指導・助言
稲美町 （兵庫県）	稲美町地域防災計画 第3部第7章第6節　獣医師会及び動物愛護団体は、連携・協力して動物救護本部を設置し、県、長等の指導・助言のもと愛玩動物の収容対策等を実施する。 1動物救護本部は、次の事項を実施する。 (1)飼養されている動物に対する餌の配布 (2)負傷した動物の収容・治療・保管 (3)放浪動物の収容・保管 (4)飼養困難な動物の一時保管 (5)動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供 (6)動物に関する相談の実施等 2町は、同行避難した愛玩動物の避難所における飼養管理が適切に行われるよう必要な措置を講じるとともに、動物救護本部に対し、避難所における愛玩動物ノ状況等、必要に応じ、情報を提供する。 3愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
播磨町 （兵庫県）	播磨町地域防災計画　第2部　災害応急・復旧・復興計画　第2章　いのちを守る　第2節　避難対策を行う 8. 愛玩動物の収容を支援する　8－1. 動物救護本部に情報提供を行う 獣医師会及び動物愛護団体「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、連携・協力して動物救護本部を設置し、県、町等の指導・助言のもと愛玩動物の収容対策を実施することになっている。また、愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努めることになっている。町は、動物救護本部に対し、避難所における愛玩動物の状況等、必要に応じ、情報を提供する。 1飼養されている動物に対する餌の配布 2負傷した動物の収容・治療・保管 3放浪動物の収容・保管 4飼養困難な動物の一時保管 5動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供 6動物に関する相談の実施等 職員災害対応マニュアル 8. 避難所等、被災者の生活対策5/6 Ⅳ応急～復旧（3日－1週間後） 8－30. ペット等の受入れに関する相談窓口を設置する。また、ペット等の一時預かり場所を確保する。
西脇市 （兵庫県）	西脇市地域防災計画 第3編　災害応急対策計画（風水害対策編）/第3章　円滑な災害応急活動の展開/第4節　避難対策/第3　避難所の開設・運営/3　避難所の運営 ⑱必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペース及び資材の確保に努める。 第3編　災害応急対策計画（風水害対策編）/第3章　円滑な災害応急活動の展開/第9節　愛玩動物の収容対策 1　動物救援本部 獣医師会及び動物愛護団体は、連携・協力して動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもと、次の愛玩動物の収容対策に努める。 (1) 飼養されている動物に対する餌の配布 (2) 負傷した動物の収容・治療・保管 (3) 放浪動物の収容・保管 (4) 飼養困難な動物の一時保管 (5) 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供 (6) 動物に関する相談の実施等 市（くらし安心部）は、動物救援本部に対し、避難所における愛玩動物の状況等、必要に応じ情報を提供する。 2 愛玩動物の所有者 愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。 市（くらし安心部）は、広報紙、避難所等でこれらの広報を行う。 西脇市地域防災計画 第4編　災害応急対策計画（震災対策編）/第3章　円滑な災害応急活動の展開/第4節　避難対策/第3　避難所の開設・運営/3　避難所の運営 ⑱必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペース及び資材の確保に努める。 第4編　災害応急対策計画（風水害対策編）/第3章　円滑な災害応急活動の展開/第9節　愛玩動物の収容対策 1　動物救援本部 獣医師会及び動物愛護団体は、連携・協力して動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもと、次の愛玩動物の収容対策に努める。 (1) 飼養されている動物に対する餌の配布 (2) 負傷した動物の収容・治療・保管 (3) 放浪動物の収容・保管 (4) 飼養困難な動物の一時保管 (5) 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供 (6) 動物に関する相談の実施等 市（くらし安心部）は、動物救援本部に対し、避難所における愛玩動物の状況等、必要に応じ情報を提供する。 2 愛玩動物の所有者 愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。 市（くらし安心部）は、広報紙、避難所等でこれらの広報を行う。 西脇市地域防災計画 第5編　災害応急対策計画（大規模事故災害等対策編）/第1章　基本対策/第9節　避難対策/第3　避難所の開設・運営/3　避難所の運営 ⑱必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペース及び資材の確保に努める。
三木市 （兵庫県）	三木市地域防災計画 第3章 災害応急対策/第5節 避難誘導 5-1 避難誘導 2避難所 (1)地震等の災害により、現に被害を受け、又は受けるおそれのある者であって避難を必要とする者を収容する場所として公民館、小学校、中学校、高等学校等公共施設を指定する。別冊　避難所開設・運営計画参照 三木市避難所開設・運営計画 (11)ペット対策 ペットは飼い主にとっては家族の一員であり、避難住民が避難所へペットを連れてくることが考えられる。避難所におけるペットの取り扱いについては以下の事項を基本とする。 1)ペットの居住スペースへの持ち込みを禁止する。 2)ペットの飼育場所を居住スペースから離れた場所に設置。 3)ペットの飼育はペットを持ち込んだ避難者自身が行うものとする。 4)盲導犬及び身体障害者補助犬は、ペットとは捉えず、動物アレルギー等の避難者がいないことを確認して居住スペースへの同伴を認める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
小野市 （兵庫県）	小野市地域防災計画 第2編　災害予防計画 － 第3章 市民参加による地域防災力の向上 － 第1節 防災に関する学習等の充実 － 第3 市民に対する防災知識の普及 － 2 周知内容 － (3)災害に対する平素の心得 P.53 ⑬飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等 第2編 災害予防計画 － 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 － 第3節 本部室及び各部の編成並びに事務分掌 － 第4 市民福祉部 P.19 感染症対策班 事務分掌 8被災動物（犬・猫等愛玩動物）の保護 第3編 地震災害応急対策計画 － 第9章 避難対策の実施 － 第2節 避難・誘導の実施 － 第4 避難所の運営管理における留意事項 P.157 4 必要に応じ、避難場所に犬、猫等のペットのためのスペース（原則屋外）の確保に努めるものとする。 第3編 地震災害応急対策計画 － 第10章 住宅の確保 － 5 応急仮設住宅の運営管理 P.164 必要に応じ応急仮設住宅における家庭動物（ペット）について、住民の合意の元、受け入れに配慮するものとする。 小野市国民保護計画 第3編 武力攻撃事態等への対処 － 第4章 警報及び避難の指示等 － 第2 避難住民の誘導等 － 3 避難住民の誘導 － (9)動物の保護等に関する配慮 P.59 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省精算局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等において所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
加東市 （兵庫県）	加東市地域防災計画【震災対策編】第3編 災害応急対策計画 第10節 愛玩動物の収容対策 災害で被災、放置された愛玩動物の収容、保護等を行うための対策について定める。 1 動物救援本部 (1) 獣医師会及び動物愛護団体は、連携・協力して動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもと、次の愛玩動物の収容対策を実施するものとされている。 1 飼養されている動物に対する餌の配布 2 負傷した動物の収容・治療・保管・譲渡 3 放浪動物の収容・保管・譲渡 4 飼養困難な動物の一時保管・譲渡 5 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供 6 動物に関する相談の実施等 (2) 市は、同行避難した愛玩動物の避難所における飼養管理が適切に行われるよう必要な措置を講じるとともに、動物救援本部に対し、必要に応じ、その状況の情報等を提供する。 (3) 愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努めるものとする。 2 死亡動物の処理 (1) 実施責任 地震により死亡した牛、馬、羊、豚、犬及び猫等（死亡動物）の処理は、原則として所有者が行う。ただし、所有者が不明又は自らの資力でこれを処理できない場合は、市が処理を行う。 (2) 処理方法 市は、死亡動物発見の通報を受けたときは、直ちにその状況を調査し、必要に応じて家畜防疫員の見分を受けるとともに、消毒その他の衛生措置を実施する。 所有者が不明の死亡動物は直ちに収集し、関係機関と協議の上焼却又は、埋却する。
多可町 （兵庫県）	多可町地域防災計画【震災対策編】 第4編 震災応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第10節 愛玩動物の収容対策の実施 災害で被災放置された愛玩動物の収容対策等について定める。 1 実施機関 獣医師会及び動物愛護団体は、連携・協力して動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもと愛玩動物の収容対策を実施する。 2 実施方法 (1) 動物救援本部は、次の事項を実施する。 1 飼養されている動物に対する餌の配布 2 負傷した動物の収容・治療・保管 3 放浪動物の収容・保管 4 飼養困難な動物の一時保管 5 動物の所有者や里親探しのための情報の収集、提供 6 動物に関する相談の実施等 (2) 県は、次の事項について動物救援本部を支援する。 1 被災動物救護体制の整備 2 犬の登録頭数や猫の飼育統計についての情報提供 3 動物の応急保護収容施設設置のための調整等 (3) 町（生活環境部）は、同行避難した愛玩動物の避難所における飼養管理が適切に行われるよう必要な措置を講じるとともに、動物救護本部に対し、必要に応じ、その状況等を情報提供する。 (4) 愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することがないよう、適切な対応に努める。 (5) 死亡動物の収容・処理 災害によって死亡した牛、馬、豚、羊、犬、猫等（以下「死亡獣畜」という。）は、所有者が処理することを原則とするが、所有者が不明の場合又は自らの資力でこれを処理できない場合は、町が収集・処理を行う。 生活環境部は、死亡獣畜発見者の連絡を受けたときは、直ちにその状況を調査し、必要に応じて家畜防疫員の見分を受けるとともに、消毒その他の衛生処理を実施する。死亡獣畜は直ちに収集し、関係機関が協議のうえ焼却又は埋却する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
相生市 （兵庫県）	相生市地域防災計画 ア ペットの同行避難、避難所におけるペットの取扱いについて （ア） ペットの同行避難に関する考え方 災害時には、何よりも人命が優先される。しかしながら、これまでの災害において、自宅に置いてきたペットのために、自宅に戻った飼い主が二次災害にあった事例等がある。また、ペットを放置することで、他の市民へ危害をもたらすことも考えられる。これらのことからペット同行避難は「自助」を基本とし、飼い主は、平常時から災害に備えたペット用備品の確保等はもちろんのこと災害時の避難所では、他者の同意を得られるようにすることが大切である。 （イ） 避難所における対策について 飼い主は避難所におけるペットへの給餌、排泄物の清掃等飼養・管理について、全責任を負うものとする。 避難所は動物を嫌いな人や苦手な人、アレルギーを持った人等様々な人が集まるため、飼い主は他の避難者に不安感や不快感を与えないように注意し、他の避難者等の理解が得られるよう、飼い主自らが対策を行う。 市は、避難所でのペットの飼養ルールの設定や同行避難訓練の実施について、ペットを飼養していない避難者にも理解が得られるように、マニュアルの作成など、ペットとの同行避難や避難所での飼養ルールの地域への浸透を推進する。
たつの市 （兵庫県）	たつの市地域防災計画　第3部 災害応急対策計画　第6章 避難収容活動　第3節 避難所計画　第6 愛がん動物の収容対策 　市は、同行避難した愛がん動物の避難所における飼養管理が適切に行われるよう必要な措置を講じるとともに、必要に応じて動物救護対策本部を設置し、状況の把握と必要な対応を行う。 　避難所によっては、愛がん動物の飼養場所を確保することが困難な場合も想定されることから、避難場所の状況を踏まえ、愛がん動物を同行避難できる避難所を指定し、受け入れを行う。 　愛がん動物とともに避難生活を行うため、飼育場所では「事故を起こさないこと」が重要であり、飼育場所の確保に加え、リード（綱）や首輪の強度などの設備の確保に努める。
赤穂市 （兵庫県）	赤穂市地域防災計画　第3編風水害応急対策計画及び第4編地震災害応急対策計画　第3章 発災時における防災対策の充実　第7節 避難対策の実施 8 動物の保護等に関する配慮 本市は、「人とペットの災害対策ガイドライン」（平成30年3月、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室）を踏まえ、兵庫県及び関係機関（獣医師会、動物愛護団体）と連携協力を図りながら、可能な範囲で、所要の措置を実施する。 （1）危険動物等の逸走対策 1 本市は、災害発生時において、危険動物等が逸走した場合は、市民及び避難市民への周知並びに避難誘導を図る。 2 本市は、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行う。 3 本市は、逸走した危険動物等により、市民及び避難市民に危害が及んだ場合には、迅速な救援活動等を行う。 （2）避難対象地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等 1 本市は、災害発生時において、飼養又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、家庭動物等についての相談・助言等の必要な措置を実施する。 2 本市は、災害発生時において、動物の愛護及び避難市民の精神的安定等を図る観点から、飼養又は保管されていた家庭動物等の飼養又は保管を避難所において行う場合には、その活動を支援するとともに、家庭動物等についての相談・助言等必要な措置を実施する。 赤穂市国民保護計画　第3編 武力攻撃事態等への対処　第3章 警報及び避難の指示等　第2節 避難住民の誘導等　3.避難住民の誘導 (9) 動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、県及び関係機関と連携協力を図りながら、可能な範囲で、所要の措置の実施に努める。 1 危険動物等の逸走対策 ア 市は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合は、住民及び避難住民への周知並びに避難誘導を図る。 イ 市は、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行う。 ウ 市は、逸走した危険動物等により住民及び避難住民に危害が及んだ場合には、迅速な救援活動等を行う。 2 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等 ア 市は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、家庭動物等についての相談・助言等の必要な措置を実施する。 イ 市は、武力攻撃事態等において、動物の愛護及び避難住民の精神的安定等を図る観点から、所有者等が要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の飼養又は保管を避難所において行う場合には、その活動を支援するとともに、家庭動物等についての相談・助言等必要な措置を実施する。
宍粟市 （兵庫県）	宍粟市地域防災計画 風水害応急対策計画 第3款 愛玩動物の対策 1 放置された愛玩動物の対応 市民生活対策部は、災害で被災放置された動物の収容対策を県に要請する。県は、獣医師会及び動物愛護団体に「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、愛玩動物の収容対策を依頼する。必要に応じ獣医師会及び動物愛護団体は、連携・協力して動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもと愛玩動物の収容対策を実施する。 2 避難所等における愛玩動物の対応 指定緊急避難場所や指定避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。市は、必要に応じ、動物救援本部に対し、動物の受入状況等について情報提供する。 地震応急対策計画 第3款 愛玩動物の対策 1 放置された愛玩動物の対応 市民生活対策部は、災害で被災放置された動物の収容対策を県に要請する。県は、獣医師会及び動物愛護団体に「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、愛玩動物の収容対策を依頼する。必要に応じ獣医師会及び動物愛護団体は、連携・協力して動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもと愛玩動物の収容対策を実施する。 2 避難所等における愛玩動物の対応 指定緊急避難場所や指定避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。市は、必要に応じ、動物救援本部に対し、動物の受入状況等について情報提供する。 大規模事故等　応急対策計画 第3款 愛玩動物の対策 1 放置された愛玩動物の対応 市民生活対策部は、災害で被災放置された動物の収容対策を県に要請する。県は、獣医師会及び動物愛護団体に「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、愛玩動物の収容対策を依頼する。必要に応じ獣医師会及び動物愛護団体は、連携・協力して動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもと愛玩動物の収容対策を実施する。 2 避難所等における愛玩動物の対応 指定緊急避難場所や指定避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。市は、必要に応じ、動物救援本部に対し、動物の受入状況等について情報提供する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
市川町 （兵庫県）	市川町地域防災計画、第10節、愛玩動物の収容対策の実施第1　趣旨 災害で被災放置された愛玩動物の収容対策等について次のとおり行う。 第2　愛玩動物の収容対策の実施 1 実施機関 獣医師会及び動物愛護団体は、連携・協力して動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもと愛玩動物の収容対策を実施する。 2 実施方法 (1) 動物救援本部は、次の事項を実施する。 1 飼養されている動物に対する餌の配布 2 負傷した動物の収容・治療・保管 3 放浪動物の収容・保管 4 飼養困難な動物の一時保管 5 動物の所有者や里親探しのための情報の収集、提供 6 動物に関する相談の実施等 (2) 県は、次の事項について動物救援本部を支援する。 1 被災動物救護体制の整備 2 犬の登録頭数や猫の飼育統計についての情報提供 3 動物の応急保護収容施設設置のための調整等 (3) 町は、同行避難した愛玩動物の避難所における飼養管理が適切に行われるよう必要な措置を講じるとともに、動物救護本部に対し、必要に応じ、その状況等を情報提供する。 (4) 愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することがないよう、適切な対応に努める。
福崎町 （兵庫県）	福崎町地域防災計画(令和5年度改訂版) 第3編第3章　円滑な災害応急活動の展開 第１０節 愛玩動物の収容対策の実施 第1 趣旨 災害で被災放置された愛玩動物の収容対策等について定める。 第2 内容 1 実施機関 獣医師会及び動物愛護団体は、「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、連携・協力して動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもと愛玩動物の収容対策等を実施することとする。 2 実施方法 (1) 動物救援本部は、次の事項を実施することとする。 1 飼養されている動物に対する餌の配布 2 負傷した動物の収容・治療・保管・譲渡 3 放浪動物の収容・保管・譲渡 4 飼養困難な動物の一時保管・譲渡 5 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供 6 動物に関する相談の実施 等 (2) 県は、次の事項について動物救援本部を支援することとする。 1 被災動物救護体制の整備 2 犬の登録頭数や猫の飼育統計についての情報提供 3 動物の応急保護収容施設設置のための調整 等 (3) 町は、同行避難した愛玩動物の避難所における飼養管理が適切に行われるよう必要な措置を講じるとともに、動物救援本部に対し、必要に応じ、その状況等を情報提供することとする。 (4) 愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努めることとする。
神河町 （兵庫県）	神河町地域防災計画　第16節　愛玩動物の収容対策の実施 第1　計画の方針 町は、獣医師会及び動物愛護団体と連携協力のうえ、「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づいて、動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもと、愛玩動物の収容対策を実施する。 第2　愛玩動物対策の実施 1 飼養されている動物に対する餌の配布 2 負傷した動物の収容・治療・保管・譲渡 3 放浪動物の収容・保管・譲渡 4 飼養困難な動物の一時保管・譲渡 5 動物の所有者や里親探しのための情報の収集・提供 6 動物に関する相談の実施 7 被災動物救援体制の整備 8 犬の登録数や猫の飼育統計についての情報提供 9 動物の応急保護収容施設設置のための調整等 10 愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により、直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。 11 町は、同行避難した愛玩動物の避難所における飼養管理が適切に行われるよう必要な措置を講じるとともに、獣医師会、動物愛護団体が連携・協力して設置する動物救援本部に対し、必要に応じ、その状況等を情報提供する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
太子町 （兵庫県）	太子町地域防災計画　地震災害対策計画編　第3編 災害応急対策計画　第3章 円滑な災害応急活動等の展開 第10節 愛玩動物の収容対策の実施 災害で被災放置された愛玩動物の収容対策について定める。 第1 実施機関 獣医師会及び動物愛護団体は、連携・協力して動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもと愛玩動物の収容対策を実施する。 第2 実施方法 1 動物救援本部は、次の事項を実施する。 (1) 飼養されている動物に対する餌の配布 (2) 負傷した動物の収容・治療・保管・譲渡 (3) 放浪動物の収容・保管・譲渡 (4) 飼養困難な動物の一時保管・譲渡 (5) 動物の所有者や里親探しのための情報の収集、提供 (6) 動物に関する相談の実施　等 2 県は、次の事項について動物救援本部を支援する。 (1) 被災動物救護体制の整備 (2) 犬の登録頭数や猫の飼育統計についての情報提供 (3) 動物の応急保護収容施設設置のための調整　等 3 町は、同行避難した愛玩動物の避難所における飼養管理が適切に行われるよう必要な措置を講じるとともに、動物救援本部に対し、犬の登録頭数や猫の飼育統計についての情報提供及び避難所における愛玩動物の状況等、必要に応じ、その状況等を情報を提供する。 4 愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することがないよう、適切な対応に努める。 太子町地域防災計画 風水害等対策計画編　第3編 災害応急対策計画　第3章 円滑な災害応急活動の展開 第10節 愛玩動物の収容対策の実施 災害で被災放置された愛玩動物の収容対策等について定める。 第1 実施機関 獣医師会及び動物愛護団体は、連携・協力して動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもと愛玩動物の収容対策を実施する。 第2 実施方法 1 動物救援本部は、次の事項を実施する。 (1) 飼養されている動物に対する餌の配布 (2) 負傷した動物の収容・治療・保管 (3) 放浪動物の収容・保管・譲渡 (4) 飼養困難な動物の一時保管・譲渡 (5) 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供 (6) 動物に関する相談の実施等 2 県は、次の事項について動物救援本部を支援する。 (1) 被災動物救護体制の整備 (2) 犬の登録頭数や猫の飼育統計についての情報提供 (3) 動物の応急保護収容施設設置のための調整等 3 町は、同行避難した愛玩動物の避難所における飼養管理が適切に行われるよう必要な措置を講じるとともに、動物救援本部に対し、必要に応じ、その状況等を情報提供する。 4 愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することがないよう、適切な対応に努める。
上郡町 （兵庫県）	上郡町地域防災計画 Ⅲ 災害応急対応計画 第1部 風水害応急対応計画 第3章 災害対策期の活動 第2節 避難活動 第3項 避難所開設・運営計画 第2 避難所の運営・管理 4. 避難所の生活環境保護 (5) 愛玩動物及び盲導犬（介助犬）の対応 避難する場合、家庭で飼っている愛玩動物は一緒に避難することが基本である。避難所では、愛玩動物専用のスペースを設け一般の避難者とは離すことを基本とする。 また、盲導犬（介助犬）は障がい者にとって欠かせない存在であることから、避難所内での承諾を得て避難者と同じスペースで避難できるよう工夫をする必要がある。 〈管理運営上留意すべき事項〉 (コ) 愛玩動物の措置及び盲導犬（介助犬）への措置、避難所での承諾 第5節 応急対策活動 第7項 防疫・保健衛生計画 第3 動物の保護管理対策 飼い主不明の動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く）や放し飼いの動物が多数発生すると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難場所に避難してくることが予想される。 厚生部は、動物愛護の観点から、これら動物の被災状況等の情報収集や適正飼育の指導に関し、兵庫県や(社)兵庫県獣医師会等関係機関と連携しながら次の諸活動を実施する。 1. 被災地域における動物の把握 飼い主不明の動物及び放し飼い状態の動物等の把握を行う。 2. 避難所における動物の適正飼育の指導 飼い主とともに避難した動物の飼育について適正飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (1) 動物の被災状況等の情報収集 (2) 飼い主不明の動物に関する情報の収集及び提供 (3) 飼い主とともに避難した動物の適正飼育の指導 3. 関係機関との協力体制 被災動物の被災状況等の情報収集、適正飼育の指導について、兵庫県及び(社)兵庫県獣医師会に応援を要請して実施する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
佐用町 （兵庫県）	佐用町地域防災計画（風水害） 第16章　愛玩動物の収容対策 第1節　愛玩動物の収容対策 〔実施機関：町（生活対策部）、県、獣医師会、動物愛護団体　など〕 　生活対策部は、災害で被災放置された動物の収容対策を県に要請する。県は、獣医師会及び動物愛護団体に「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、愛玩動物の収容対策を依頼する。獣医師会及び動物愛護団体は、連携・協力して動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもと愛玩動物の収容対策を実施する。 １　動物救援本部は、次の事項を実施する。 （1）飼養されている動物に対する餌の配布 （2）負傷した動物の収容・治療・保管・譲渡 （3）放浪動物の収容・保管・譲渡 （4）飼養困難な動物の一時保管・譲渡 （5）動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供 （6）動物に関する相談の実施等 ２　県は、次の事項について動物救援本部を支援する。 （1）被災動物救護体制の整備 （2）犬の登録頭数や猫の飼育統計についての情報提供 （3）動物の応急保護収容施設設置のための調整等 ３　生活対策部は、動物救護本部に対し、避難所等における愛玩動物の状況等、必要に応じ、把握している情報を提供する。 ４　愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。
豊岡市 （兵庫県）	豊岡市地域防災計画 第3章　第3節 第10款 愛玩動物の収容対策の実施 担当 市 衛生部、関係機関 県、関係団体 獣医師会、動物愛護団体 第1 動物救援本部の設置 　獣医師会、動物愛護団体は、「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、連携・協力して動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもと愛玩動物の収容対策等を実施する。 　市（衛生部）は、「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、関係団体が設置する動物救援本部に対し、避難所における愛玩動物の情報等を提供する。 ※県が（社）兵庫県獣医師会、（社）日本愛玩動物協会兵庫県支部等と締結している「災害時における動物救援活動に関する協定」は、資料編に示す。 第2 愛玩動物の収容対策等の実施 （1）　獣医師会、動物愛護団体等は、県等から提供される被害情報等を踏まえ、必要と判断 した場合には、協定に基づき動物救援本部を設置するとともに、県とあらかじめ協議のうえ運営することとされている。 　被災動物救援活動の拠点として、県動物愛護センター但馬支所等を活用して、次の事項を実施する。 ア 飼養されている動物に対する餌の配布 イ 負傷した動物の収容・治療・保管・譲渡 ウ 放浪動物の収容・保管・譲渡 エ 飼養困難な動物の一時保管・譲渡 オ 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供 カ 動物に関する相談の実施等 （2）　市（衛生部）は、県と連携し、次の事項について動物救援本部を支援する。 ア 被災動物救援体制の整備 イ 犬の登録数や猫の飼育統計についての情報提供 ウ 動物の応急保護収容施設設置のための調整等 （3）　市（衛生部）は、同行避難した愛玩動物の避難所における飼養管理が適切に行われる よう必要な措置を講じるとともに、動物救援本部に対し、必要に応じ、その状況等を情報提供する。 （4）愛玩動物の所有者の責務 愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。
養父市 （兵庫県）	養父市地域防災計画 第1編 第3部 第5章　防疫及び保衛生計画 4. 被災放置された愛玩動物の保護収容 飼養されていた犬等が放浪することによる市民への危害発生を防止するため、これら動物の保護収容等の対策については、県（朝来健康福祉事務所）、県獣医師会、動物愛護団体・ボランティア等と連携・協力して行う。具体的な対策については、動物愛護センター但馬支所、獣医師会及び動物愛護団体により組織・設置される動物救援本部がそのつど関係機関と協議して決めるが、概ね以下をめやすとして行う。 なお、市は、動物救援本部に対し、被災者が同行避難した愛玩動物の避難所における飼養管理が適切に行われるよう必要な措置を講ずるとともに、必要に応じ、その状況等の情報の提供及び救援支援要請を行う。 養父市避難所運営マニュアル （4）衛生班の役割 カ ペットに関すること 災害が起こると、人間と同様にペットも生活の場を失う。さまざまな人が生活する避難所内で人間とペットが共存していくためには、一定のルールを設け、トラブルにならないよう注意する。また、ペット飼育者に届出を促し、飼育者名簿を作成しておくことも必要である。 (ア) 原則として、避難所の居室部分へのペットの持ち込みは禁止する。 (イ) 敷地内の屋外（余裕のある場合には、室内も可）にスペースを設け、その場で飼育する。ペットの飼育及び飼育場所の清掃は、飼い主が全責任を負って行う。 ※身体障がい者補助犬法に基づく「身体障がい者補助犬」（盲導犬、聴導犬、介助犬）の同伴・使用については、同法に基づき対応する。また、市内に設置されている県の施設である動物愛護センターとも連携し、トラブル防止に努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
朝来市 （兵庫県）	朝来市地域防災計画　第3編　地震災害応急対策計画　第4編　風水害等応急対策計画 第11節　愛玩動物の収容対策の実施 第1　動物救援本部の設置 環境班、総務・生活班は、被害状況により必要と判断したときは、兵庫県獣医師会（但馬支部）等と連携・協力して動物救援本部を設置する。 第2　愛玩動物情報等の提供 環境班、総務・生活班は、動物救援本部に対し、二次避難所における愛玩動物（ペット）の状況等、必要に応じ情報を提供する。 第3　愛玩動物対策の実施 (1)動物救援本部は、県等の指導・助言のもと、次の愛玩動物の収容対策を実施する。 1飼養されている動物に対する餌の配布 2負傷した動 物の収容・治療・保管・譲渡 3放浪動物の収容・保管・譲渡 4飼養困難な動物の一時保管・譲渡 5動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供 6動物に関する相談の実施 等 (2)環境班、総務・生活班は、次の事項について動物救援本部を支援する。 1被災動物救援体制の整備 2犬の登録頭数や猫の飼育統計についての情報提供 3動物の応急保護収容施設設置のための調整等 (3)環境班、総務・生活班は、同行避難した愛玩動物の二次避難所における飼養管理が適切に行われるよう必要な措置を講じるとともに、動物救援本部に対し、必要に応じ、その状況等を情報提供する。 (4)愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。
香美町 （兵庫県）	香美町地域防災計画 　風水害等対策編　第3部 災害応急対策計画　第2章 円滑な災害応急活動の展開　第11節 愛玩動物の収容対策の実施 　地震災害対策編　第3部 災害応急対策計画　第2章 円滑な災害応急活動の展開　第11節 愛玩動物の収容対策の実施 1 実施機関 獣医師会並びに動物愛護団体等と連携協力して動物の救援本部を設置し、指導、助言のもと愛玩動物の収容対策を実施するものとする。 2 実施方法 ⑴ 飼養されている動物に対する餌の支給 ⑵ 負傷した動物の収容・保管 ⑶ 放浪動物の収容・保管 ⑷ 飼育困難動物の一時保管 ⑸ 収容動物の情報収集及び提供 ⑹ 死亡した動物の収集処分 ⑺ その他動物に関する相談 3 愛玩動物の所有者 愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。 香美町国民保護計画 第4章 警報及び避難の指示等　第2 避難住民の誘導等 3 避難住民の誘導 ⑼ 動物の保護等に関する配慮 町は「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努めるものとする。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
新温泉町 （兵庫県）	新温泉町地域防災計画風水害編　第3編 災害応急対策計画　第3章 円滑な災害応急活動の展開　第5節 救援・救護活動等の実施 (4) 避難所の運営 サ　自動車避難又は車中泊避難については、推奨するものではないが、ペット避難、感染症による自宅療養者等の避難先として活用する可能性もあることから、適切な対応がとれるよう、体制整備等を検討しておくものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペース及び資材の確保に努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
洲本市 （兵庫県）	洲本市地域防災計画【令和6年2月】 第3編地震災害応急対策編 第3章円滑な災害応急活動の展開 第10節愛玩動物の収容対策実施 第1趣旨 災害で被災放置された愛玩動物の収容対策等ついて定める。 第2内容 1動物救援対策窓口の設置 市は、獣医師会及び動物愛護団体が実施する動物救援・収容対策の支援等を行うため、必要に応じ、動物救援対策窓口を設置する。 2実施方法 (1)獣医師会及び動物愛護団体は、「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、動物救援本部を設置し、以下の事項を実施する。 1飼養されている動物に対する餌の配布 2負傷した動物の収容・治療・保管・譲渡 3放浪動物の収容・保管・譲渡 4飼養困難な動物の一時保管・譲渡 5動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供 6動物に対する相談の実施等 (2)県は、次の事項について動物救援本部を支援する。 1被災動物救護体制の整備 2犬の登録頭数や猫の飼育統計についての情報提供 3動物の応急保護収容施設設置のための調整 (3)市は、同行避難した愛玩動物の避難所における飼養管理が適切に行われるよう必要な措置を講じるとともに、獣医師会及び動物愛護団体が設置する 動物救護本部に対し、必要に応じ、その状況等の情報提供を行うこととする。 3所有者の対応 愛玩動物の所有者は、直ちに引き取ることが困難な状況にあっても、長期にわたり放置することのないよう努める。 第4編津波災害応急対策作編《以下地震災害応急対策編と同じ》 第5編風水害等応急対策編《以下地震災害応急対策編と同じ》
南あわじ市 （兵庫県）	南あわじ市地域防災計画 第14節 第2愛玩動物の収容対策 設備・用品班は、災害で被災放置された動物の収容対策を県に要請する。県は、獣医師会及び動物愛護団体に「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、愛玩動物の収容対策を依頼する。獣医師会及び動物愛護団体は、連携・協力して動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもと愛玩動物の収容対策を実施する。 (1)動物救援本部は、次の事項を実施する。 1飼養されている動物に対する餌の配布 2負傷した動物の収容・治療・保管・譲渡 3放浪動物の収容・保管・譲渡 4飼養困難な動物の一時保管・譲渡 5動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供 6動物に関する相談の実施等 (2)県は、次の事項について動物救援本部を支援する。 1被災動物救護体制の整備 2犬の登録頭数や猫の飼育統計についての情報提供 3動物の応急保護収容施設設置のための調整等 (3)設備・用品班は、動物救援本部に対し、避難所等における愛玩動物の状況等、必要に応じ、把握している情報を提供する。 (4)愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。 第3飼い主の災害時の行動 (1)発災時は自身の安全を第一として、落ち着いて、愛玩動物の安全確保を行う。突然の災害で愛玩動物もパニックとなり、いつもと違う行動をとるので愛玩動物を落ち着かせ、ケガに注意する。 (2)避難する場合は、愛玩動物と一緒に避難する同行避難が原則となる。 (3)避難所、応急仮設住宅では、様々な人が集まり共同生活をするため、動物との暮らしが苦手な方やアレルギーの方がいることを認識する。 (4)避難所や応急仮設住宅では、愛玩動物の飼育管理は飼い主の責任で行う。衛生的な管理とともに、飼い主同士で周りの人に配慮したルールを作る
淡路市 （兵庫県）	淡路市地域防災計画 第1編風水害対策編第2編地震・津波災害対策編 第三章 〇避難所の開設・運営 市は、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 〇応急仮設住宅の建設 必要に応じて仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
神戸市	○神戸市地域防災計画 共通編　予防計画　第7章　救援・救護に関する整備 7－9　被災ペット動物救護対策 健康局は関係機関、関係団体と締結した協定（「災害時における動物救護活動に関する協定書」（平成 24 年 1 月 17 日協定締結、令和6年4月1日に内容等改定のうえ再締結））及び「災害時における愛玩動物への救護活動等に関する協定」（令和 4 年 3 月 24 日協定締結））に基づき、災害時に放浪する犬猫等のペット動物の救護活動の支援や、保護されたペット動物への救援物資や獣医療の提供等を行う。 地震・津波対策編　応急対応計画　第7章 緊急避難場所及び避難所の開設・運営 7－3　避難所の開設・運営 2. 避難所の運営 (2) 運営等の留意点 ケ「災害時のペットとの避難ガイドライン」（令和5年8月策定）に基づき、避難所でのペット同行避難に対応する。 風水害対策編　応急対応計画　第6章 緊急避難場所及び避難所の開設・運営 6－3　緊急避難場所の開設・運営 2. 避難所の運営 (2) 運営等の留意点 ケ「災害時のペットとの避難ガイドライン」（令和5年8月策定）に基づき、避難所でのペット同行避難に対応する。
西宮市	西宮市地震災害対策計画 2編災害予防計画第3章市民参加による地域防災力の向上 第1節防災に関する学習等の充実 (2)愛玩動物（ペット）に対する避難対策 災害発生時には、愛玩動物（以下、「ペット」という。）との同行避難が想定される。そのため、ペットを飼う市民は同行避難することができるよう、平常時から備えるべき対策について意識をもち、ペットの安全と健康を守るとともに、避難時には他の避難者への迷惑にならないように努めなければならないため、飼い主に対しパンフレット等を用いて災害時の備えについて普及啓発を行う。 ＜同行避難への備え＞ ◎飼い主の明示・・犬の鑑札・予防注射済票の装着、迷子札やマクロチップ等の装着。 ◎しつけ・・・・・・・・他避難者に迷惑をかけないように、基本的なしつけや、緊急避難できるようケージ等に慣らしておく。 ◎健康管理・・・・・狂犬病予防接種、ワクチン、ダニ・ノミ駆除等を実施。 ◎備蓄品の用意・・フード・水（最低5日分以上）、シーツ等ペット用品、飼育手帳等 【同行避難の定義（平成30年3月環境省「人とペットの災害対策ガイドライン」を参照し作成）】 災害の発生時に、飼い主が飼養しているペットを同行し、指定緊急避難場所等まで避難すること。つまり、ペットと共に移動を伴う避難行動をすることを指し、避難所等において飼い主がペットを同室で飼養管理することを意味するものではない。 3編災害応急対策計画第3章円滑な災害応急活動の展開 第4節避難対策の実施 (4)避難誘導 愛玩動物の飼い主は、自身の安全が確保されていることを前提に、ペットと一緒に同行避難する。また、発災時にペットと離れた場所にいる場合は、災害の状況、飼い主の被災状況などを考慮し、ペットの避難可否について飼い主が判断する。また、発災時にペットと離れた場所にいる場合は、災害の状況、飼い主の被災状況などを考慮し、ペットの避難可否について飼い主が判断する。 (6)避難所の運営 ⑫必要に応じ、避難場所における愛玩動物のためのスペースの確保に努める。 (10)愛玩動物（ペット）対策 災害発生時における愛玩動物（以下、「ペット」という）の取扱いは「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「兵庫県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、飼い主による管理を原則とする。なお、避難所における人の収容スペースへのペットの同伴は、他の避難者への影響や衛生管理等を考慮し、原則禁止とする。ただし、身体障害者補助犬法（平成14年5月29日法律第49号）第2条に規定する「身体障害者補助犬」は、同法第7条の規定に基づき対応する。 第10節愛玩動物の収容対策の実施 1実施機関 獣医師会が、「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、連携・協力して設置する兵庫県動物救援本部が行う愛玩動物の収容対策等に対し、市は支援・調整・協力要請を行う。 2実施方法 兵庫県動物救援本部は、次の事項を実施する。 1飼養されている動物に対する餌の配布 2負傷した動物の収容・治療・一時保管・譲渡 3放浪動物の収容・一時保管・譲渡 4飼養困難な動物の一時保管・譲渡 5動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供 6動物に関する相談の実施等 次の事項について兵庫県動物救援本部を支援する。 1被災動物救護体制の整備 2犬の登録頭数などについての情報提供 3被災動物の応急保護収容施設設置のための調整等 兵庫県動物救援本部の立上げに対する支援を行うとともに、同行避難した愛玩動物の避難所における飼養管理が適切に行われるよう必要な措置を講じるとともに、兵庫県動物救援本部に対し、必要に応じ、その状況等を情報提供する。 愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
姫路市	姫路市地域防災計画（地震災害対策計画） 第3編　Ⅱ　第2章　第2節　第2－2　避難所の管理・運営における留意点 (10)避難所での家庭動物同行避難の対応について、必要に応じてスペースの確保に努めるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。 姫路市地域防災計画（地震災害対策計画）及び姫路市地域防災計画(風水害等対策計画) 第3編　Ⅱ　第7章　第5節　愛玩動物の収容対策の実施　震災（災害）で被災放置された愛玩動物の収容対策について定める。 第1 平常時の対策 (1)「狂犬病予防法」、「動物の愛護及び管理に関する法律」等による適正管理を推進する。 (2) 飼い主に家庭動物の災害対策についての意識啓発を図る。 (3) ボランティア、動物愛護団体、獣医師会、周辺自治体等と相互で情報共有できる体制を整備する。 (4)家庭動物の同行避難に備え、避難所周辺等に動物避難所を設置できるよう努める。 (5) その他、家庭動物の救援に必要な活動に関することについて準備する。 第2 家庭動物の収容対策 1 実施責任機関 被災者救援班は、獣医師会・動物愛護推進員等との連携を図る。 2 動物救援センターの設置 (1) 被災者救援班は、被害状況により必要と判断した場合は、獣医師会・動物愛護推進員等と連携協力して動物救援センターを設置する。 (2) 獣医師会・動物愛護推進員等は、被災者救援班等の指導のもと家庭動物の収容対策を実施する。 3 家庭動物情報等の提供 被災者救援班は、動物救援センターに対し、避難所等における家庭動物の情報等、必要に応じ情報を提供する。 4 家庭動物の対策の実施 (1) 動物救援センターは、次の事項を実施する。 1 飼養されている動物に対する餌の配布 2 負傷した動物の収容・治療・保管 3 放浪動物の収容・保管 4 飼養困難な動物の一時保管 5 動物の所有者や里親探しのための情報の収集、提供 6 家庭動物に関する相談の実施等 (2) 被災者救援班は、次の事項について動物救援センターを支援する。 1 被災動物救援体制の整備 2 犬の登録数や猫の飼育統計についての情報提供 3 動物の応急保護収容施設設置のための調整等 (3) 家庭動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。
尼崎市	尼崎市地域防災計画 第4章第4節 6 愛玩動物（ペット）の救護対策を実施する (1) ペットの取り扱い 災害発生時におけるペットの取り扱いは、動物の愛護及び管理に関する法律及び兵庫県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、飼い主による管理を原則とする。 (2) ペット同行避難者の受け入れ ア 同行避難 災害発生時に、飼い主は、ペットと同行避難することを原則とし、ペットの安全と健康を守るとともに、他の避難者への迷惑にならないよう努める。 イ 避難場所におけるペットの飼養スペース等 避難場所では他の避難者への影響や衛生管理等を考慮し、人の居住スペースとペットの飼養を完全に分離することを原則とする。ただし、身体障害者補助犬は除く。また、避難場所の施設能力や避難者の状況に応じて、被災者支援等の観点からペット飼養可の居住スペースやペットのためのスペース（屋外等）及び資材の確保に努める。 ウ 災害に備えた事前準備 飼い主は、普段からペットの避難に必要な用具等を準備し、しつけや健康管理、迷子札やマイクロチップなどの所有者明示措置に努める。 A ペット用品の備蓄 a 少なくとも5日分の水とペットフード（できれば7日分以上） b 予備の食器と首輪、リード c ケージ補修などに使うガムテープ dトイレ用品 B ペットのしつけ a ケージに慣れる b 無駄ぼえをさせない c 決められた場所でトイレができる (3) 被災動物の収容対策 保健援護部から依頼を受けた兵庫県獣医師会及び神戸市獣医師会は、「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、兵庫県動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもと、次のとおり被災動物の収容対策を実施する。 ア 実施する事項 A 飼養されている動物に対する餌の配布 B 負傷した動物の収容・治療・一時保管・譲渡 C 放浪動物の収容・一時保管・譲渡 D 飼養困難な動物の一時保管・譲渡 E 新たな飼養者探しのための情報の収集、提供 F 動物に関する相談の実施等 イ 市は、兵庫県動物救援本部が実施する救護活動に必要な情報の提供、設備の調整及び動物救護ボランティアの活動支援を行う。 ウ ペットの所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。
奈良県	奈良県地域防災計画〈水害・土砂災害対策等編〉 第2章（災害予防計画） 第2節（避難生活計画）第4指定避難所の整備 1指定避難所に指定されている施設等の整備 (3)家庭動物のための避難スペース確保 市町村は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
奈良県	第3章（災害応急対策計画） 第2節（避難生活計画）第3避難所の運営 2各段階における主な取組事項 (2)展開期4衛生に関すること(ｴ)ペットに関する避難所でのルールづくりに努める。 第25節（防疫、保健衛生計画）第4ペットの災害対策 1奈良県動物救護本部の設置 県は、奈良県動物救護本部設置要綱に基づき、「動物救護本部」を設置し、公益社団法人奈良県獣医師会、奈良市健康医療部保健所等とともに、次の事業を行う。 (1)被災動物の保護収容、飼養管理、譲渡等に関する事業 (2)傷病状態にある被災動物の応急措置、治療等に関する事業 (3)被災動物を飼養する者に対する飼養の支援等に関する事業 (4)被災動物の救護に必要な施設、設備、物資等の提供又は貸与に関する事業 (5)その他、救護本部が定めた事業 2飼養者の責務 ペットの飼養者は、避難する際は、動物の同行と適切な管理に努める。また、自身の動物が県等に保護収容された場合は、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引き取り、又は適正に飼養できる者に譲渡する等、飼養者の責務を全うするよう努める。 3特定動物の逸走対策 ※法律において飼養・保管の許可が必要とされる動物。（例：ワニ、クマ等）県は、特定動物の管理状況を確認し、逸走等の事態が生じている場合は、次の対策を講じる。 (1)飼養者への指示 特定動物の飼養者に対し、直ちに警察官に通報するとともに、付近の住民に周知し、捕獲その他の必要な措置をとるよう指示する。 (2)飼養者が対応困難な場合の措置 特定動物の飼養者が所在不明であったり、(1)の指示に関する飼養者の対応が困難であったりする場合等においては、飼養者に代わって警察に通報するとともに、市町村と連携して付近住民への周知に当たる。また、捕獲等が必要な場合は、警察等の関係機関に協力を要請する。 奈良県地域防災計画〈地震編〉 第2章（災害予防計画） 第2節（避難生活計画）第4指定避難所の整備 1指定避難所に指定されている施設等の整備 (3)家庭動物のための避難スペース確保 市町村は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 第3章（災害応急対策計画） 第2節（避難生活計画）第3避難所の運営 2各段階における主な取組事項 (2)展開期4衛生に関すること(ｴ)ペットに関する避難所でのルールづくりに努める。 第30節（防疫、保健衛生計画）第4ペットの災害対策 1奈良県動物救護本部の設置 県は、奈良県動物救護本部設置要綱に基づき、「動物救護本部」を設置し、公益社団法人奈良県獣医師会、奈良市健康医療部保健所等とともに、次の事業を行う。 (1)被災動物の保護収容、飼養管理、譲渡等に関する事業 (2)傷病状態にある被災動物の応急措置、治療等に関する事業 (3)被災動物を飼養する者に対する飼養の支援等に関する事業 (4)被災動物の救護に必要な施設、設備、物資等の提供又は貸与に関する事業 (5)その他、救護本部が定めた事業 2飼養者の責務 ペットの飼養者は、避難する際は、動物の同行と適切な管理に努める。また、自身の動物が県等に保護収容された場合は、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引き取り、又は適正に飼養できる者に譲渡する等、飼養者の責務を全うするよう努める。 3特定動物の逸走対策 ※法律において飼養・保管の許可が必要とされる動物。（例：ワニ、クマ等）県は、特定動物の管理状況を確認し、逸走等の事態が生じている場合は、次の対策を講じる。 (1)飼養者への指示 特定動物の飼養者に対し、直ちに警察官に通報するとともに、付近の住民に周知し、捕獲その他の必要な措置をとるよう指示する。 (2)飼養者が対応困難な場合の措置 特定動物の飼養者が所在不明であったり、(1)の指示に関する飼養者の対応が困難であったりする場合等においては、飼養者に代わって警察に通報するとともに、市町村と連携して付近住民への周知に当たる。また、捕獲等が必要な場合は、警察等の関係機関に協力を要請する。
大和郡山市（奈良県）	大和郡山市地域防災計画 第4 愛玩動物の収容対策 担当部署 環境政策課 清掃班（環境政策課）は、次のように愛玩動物の収容対策を実施する。また、収容に際しては、動物を介した感染症等の被害拡大が発生しないように留意する。 (1) 実施方法 （公社）奈良県獣医師会及び各動物愛護団体と連携、協力して、愛玩動物を救援するため、県等の指導や助言のもとで、次のような愛玩動物の収容対策を実施する。 ア. 放浪動物の収容、保管 イ. 負傷した動物の収容、治療、保管 ウ. 飼養困難な動物の一時的な保管 エ. 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報収集、提供 オ. 動物に関する相談の実施等 [(公社)奈良県獣医師会連絡窓口] 連絡先 (公社)奈良県獣医師会 電話番号 0742－27－5653 (2) その他の対策 ア. 県（生活衛生課）と調整のうえ、被災動物を救護するために応急保護施設の設置を検討する。 イ. 避難所における愛玩動物の情況等について、必要に応じ情報収集すると共に、住民に広報する。 ウ. 愛玩動物の所有者に対して、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期間放置せず適切な対応に努めるよう、指導又は助言する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
桜井市 （奈良県）	桜井市地域防災計画（地震災害対策編） 第3章　災害応急対策計画　第23節　防疫、保健衛生計画 第3　愛玩動物の収容対策等（広報・市民生活班、救護班） 1.特定動物の逸走対策 ※特定動物：人の生命等に害を加えるおそれがあるため、動物の愛護及び管理に関する法律において飼養・保管の許可が必要とされる動物（例：トラ、ワニ等） 　特定動物の飼養者が所在不明であったり、警察への通報や付近の住民へ周知、捕獲その他の必要な措置への飼養者の対応が困難であったりする場合等においては、市は県と連携して付近住民への周知にあたる。 2.放浪犬猫の保護収容 　市は、災害後、被災により放浪する犬猫に対して、県、関係機関・団体等と協力して保護収容に当たる。保護頭数が多数にのぼる場合には、これら関係機関と協議し、放浪犬猫を保護収容する場所の確保に努める。 3.飼養者の責務 　愛玩動物等の飼養者は、避難する際は、動物の同行と適切は管理に努める。また、自身の動物が県等に保護収容された場合は、長期にわたり報知することなく、可能な限り早期に引き取り、又は適正に飼養できる者に譲渡する等、飼養者の責務を全うするよう努める。 桜井市地域防災計画（風水害等対策編） 第3章　災害応急対策　第23節　防疫、保健衛生計画 第3　愛玩動物の収容対策等（広報・市民生活班、救護班） 1.特定動物の逸走対策 ※特定動物：人の生命等に害を加えるおそれがあるため、動物の愛護及び管理に関する法律において飼養・保管の許可が必要とされる動物（例：トラ、ワニ等） 　特定動物の飼養者が所在不明であったり、警察への通報や付近の住民へ周知、捕獲その他の必要な措置への飼養者の対応が困難であったりする場合等においては、市は県と連携して付近住民への周知にあたる。 2.放浪犬猫の保護収容 　市は、災害後、被災により放浪する犬猫に対して、県、関係機関・団体等と協力して保護収容に当たる。保護頭数が多数にのぼる場合には、これら関係機関と協議し、放浪犬猫を保護収容する場所の確保に努める。 3.飼養者の責務 　愛玩動物等の飼養者は、避難する際は、動物の同行と適切は管理に努める。また、自身の動物が県等に保護収容された場合は、長期にわたり報知することなく、可能な限り早期に引き取り、又は適正に飼養できる者に譲渡する等、飼養者の責務を全うするよう努める。
五條市 （奈良県）	五條市地域防災計画　第2編　水害・土砂災害等編　第2章　災害応急対策計画　第26節　防疫、保健衛生計画 第7　愛玩動物の収容対策等 1　特定動物の逸走対策 市は、特定動物の逸走等の事態が生じている状況において、飼育者による捕獲が困難な場合、又は、飼育者が所在不明である場合は、地域住民への周知にあたる。 　また、捕獲等が必要な場合は、県、警察と連携し対応する。 2　放浪犬猫の保護収容 市は、被災により放浪する犬猫について、県、関係機関・団体等と協力して保護収容にあたる。保護頭数が多数にのぼる場合は、これら関係機関等と協議し、保護収容する場所の確保に努める。必要に応じて、ボランティアの協力等も考慮し、適切に保護収容対策を講じる。 3　飼養者の責務 愛玩動物等の飼養者は、避難する際は、動物の同行と適切な管理に努める。また、自身の動物が県等に保護収容された場合は、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引き取り、又は、適正に飼養できるものに譲渡する等、飼養者の責務を全うするよう努める。
御所市 （奈良県）	御所市地域防災計画　第21節　防疫、保健衛生計画　第4　放浪動物対策 放浪動物対策　被災地では、飼育されていた犬が放浪することで市民への危害発生を防止するため、これら放浪動物の保護収容対策を、県、県獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等と連携・協力して行う。
生駒市 （奈良県）	生駒市地域防災計画　本編 第4章　生活を守るための対策 第5節　防疫、保健衛生 被災後は、快適な生活環境を確保するため、被災者の健康管理、病弱者の救済、感染症発生の防止、衛生の保持に万全を期し、市民生活の安定を図る。 （中略） 3　動物等の収容対策 担当部□救援衛生部 実施内容□放浪犬猫の保護及び特定動物による人等への危害防止を実施する。 主な連携先　由駒警察署（人等への危害防止）、ボランティア（動物の保護・受入れ等の協力）、県（愛玩動物等の収容対策）、県獣医師会（負傷動物への対応等）
香芝市 （奈良県）	香芝市地域防災計画　第3編　地震災害応急対策計画　第3章　応急復旧期の活動　第13節　愛がん動物の収容対策 1　放浪犬猫の保護収容 　震災後、被災により放浪する犬猫について、県、獣医師会、動物愛護団体等と協議し、放浪犬猫を保護収容する場所の確保及び保護収容に努める。 　また、必要に応じ関係団体に支援を行う。 2　指定避難所における適正な飼育と情報提供 　飼い主とともに避難した動物の飼育については、適正な指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 　愛がん動物（ペット）は基本的にいずれの指定避難所でも受け入れを行うが、避難所の居室スペースには愛がん動物（ペット）の持ち込みは行わず、敷地内に（愛がん動物）ペット収容のためのスペースを確保する。その際、飼い主は檻や餌など避難所生活に必要となる物品を持参する。 　また、県、獣医師会、動物愛護団体等と連携し、指定避難所における愛がん動物の情報等を提供する。 3　愛がん動物飼養者の責務 　愛がん動物等の飼養者は、避難する際は、動物の同行と適切な管理に努める。 　また、自身の動物が保護収容された場合は、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引き取り、または適正に飼養できる者に譲渡する等、飼育者の責務を全うするよう努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
葛城市 （奈良県）	葛城市地域防災計画 第3章 災害応急対策計画　第23節 防疫・保健衛生活動 7.愛玩動物の収容対策等 (1)特定動物の逸走対策 　災害により特定動物が逸走する事態が発生した場合、市は、県に通報し特定動物の逸走対策の実施を要請する。この際、市は、県の実施する対策に協力する。 (2)放浪犬猫の保護収容 　県は、被災により放浪する犬猫について、保護収容に当たる。市は、県の実施する保護収容対策に協力する。 (3)飼養者の責務 　愛玩動物の飼養者は、避難する際、動物の同行と適切な管理に努める。また、自身の動物が県等に保護収容された場合には、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引き取り、又は適正に使用できる者に譲渡する等、飼養者の責務を全うするよう努める。
宇陀市 （奈良県）	宇陀市地域防災計画　第3章 災害応急対策計画 第13節　避難生活計画　第2　避難所の運営 5　ペットの受入れ　市は、必要に応じ、指定避難所におけるペットのための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 第22節　防疫、保健衛生計画　第6　ペットの収容対策等 1　特定動物の逸走対策　災害により特定動物が逸走する事態が発生した場合、市は、県に通報し特定動物の逸走対策の実施を要請する。この際、市は、県の実施する対策に協力する。 2　放浪犬猫の保護収容　県は、被災により放浪する犬猫について、保護収容に当たる。市は、県の実施する保護収容対策に協力する。 3　飼養者の責務　ペットの飼養者は、避難する際、動物の同行と適切な管理に努める。また、自身の動物が県等に保護収容された場合には、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引き取り、又は適正に使用できる者に譲渡する等、飼養者の責務を全うするよう努める。 第24節　廃棄物処理及び清掃計画　第6　死亡獣畜等の処理 市は、災害により死亡した家畜等の状況について調査し、必要な場合、県の農林部局及び中和保健所と協議のうえ、死亡獣畜等を回収し、速やかに焼却処分等の処理を実施する。なお、死亡獣畜等の集積場所について予め用地の確保を図るものとする。 1　犬猫の保護収容　災害により放浪する犬猫について、関係機関等と協議し、放浪犬猫を保護収容する。 2　死亡動物、家畜の処理　(1)死亡動物の処理　災害により死亡した所有者不明の動物の処理については、処理施設が窓口となり、焼却処分あるいは必要に応じて埋立て処分を行い、環境衛生上支障のない方法で行うものとする。
山添村 （奈良県）	山添村地域防災計画 第2節 避難生活計画 避難所は地域の支援拠点としての機能を有するものである。村は、平常時からの取組みを活かし、良好な生活環境の確保に配慮した、円滑な避難所運営ができるように努める。在宅被災者等についても、早期の人数把握に努め、必要な物資や情報が確実に行き渡るようにする。 2 避難所の運営 ? ペットとの同行避難について適切な体制整備に努める。 第20節 防疫、保健衛生計画 6 愛玩動物の収容対策等 ? 収容対策 災害の発生に伴って死亡した愛玩動物の処理は、原則として所有者等が行い、これが困難な場合には、村は協力体制を確立し、衛生的処理に努める。 ア 所有者等からの要請があったときは、処分方法を指導し、処理場所の確保について近隣住民へ協力を依頼する。 (ア) 移動できるものは適当な場所に集めて、埋却、焼却等の方法で処理する。 (イ) 移動し難いものについては、その場で個々に処理する。 イ 処理場所の確保について、村のみで対応できないときは、県に協力を要請する。 ? 愛玩動物の飼養等対策 災害の発生に伴い、愛玩動物の飼い主から避難所及び仮設住宅等において飼養したい旨の申し出があった場合は、飼養場所の確保に努める。 ただし、愛玩動物等の飼養者は、避難する際は、動物の同行と適切な管理に努めるとともに、自身の動物が県等に保護収容された場合は、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引き取り、又は適正に飼養できる者に譲渡する等、飼養者の責務を全うするよう努める。 12 その他の資料 12－4 避難所運営マニュアル 大規模な災害が発生した場合は、多くの住民が長期にわたり避難所生活を送らざるを得ない状況が懸念される。そこであらかじめ運営上配慮すべき内容などを定めた避難所運営マニュアルを作成し、円滑な避難所の運営を図ることとする。 2 避難所の開設 ・避難者の受付は、地域ごとに受付する。必要事項を受付名簿に記入していただく。 ・避難所の開設と避難の状況について災害対策本部（村役場）に報告する。報告は原則派遣された村職員が行うが、緊急の場合は地域の代表者が行う。 ・報告に際しては、特に高齢者、乳幼児などの要配慮者、食物アレルギーのある者など配慮すべき事項についても報告する。 ・災害や避難生活に関する情報について避難者全員で共有できるよう、掲示板を設け、情報を随時掲示する。また要配慮者にもわかりやすい工夫を行う。 ・トイレについては、原則避難所のトイレを使用し、不足があれば仮設トイレも使用する。 ・ペットについては衛生上の問題もあり、ペット飼育スペースを設け、飼い主とは別に飼育する。
平群町 （奈良県）	平群町地域防災計画第3部災害応急対策計画第3章各種応急対策5愛玩動物の収容対策 (1)特定動物の逸走対策 県は、特定動物の管理状況を確認し、逸走等の状態が生じている場合は、飼養者へ捕獲その他の必要な措置を取るよう指示を行うか、飼養者に代わって警察に通報するとともに、捕獲等が必要な場合は、警察等の関係機関に協力を要請する。町は、県と連携して付近住民への周知にあたる。 (2)放浪犬猫の保護内容 救護厚生部は、県の行う、大規模災害発生後の被災した犬猫の保護・収容場所の確保に協力する。 (3)愛玩動物飼養者の責務愛玩度物の飼養者は、避難する際は、動物の同行と適切な管理に努める。また、自身の動物が保護収容された場合には、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引取り、又は適正に使用できるものに譲渡する等、飼養者の責務を全うするよう努める。新たに避難所におけるペット対応マニュアル（住民用）、（職員用）を作成。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
三郷町 （奈良県）	三郷町防災計画 水害・土砂災害等編 第2章　災害減災計画　第2節　避難生活計画 1.避難所運営マニュアルの作成　町は、災害時における迅速かつ円滑な避難所の管理・運営等を図るため、県が作成した「奈良県避難所運営マニュアル（平成29年3月改定）」に基づき、地域の実情に応じた適切な避難所運営のための、マニュアルの作成に努める。 7.避難所のペット対策 第3章　災害応急対策計画　第2節　避難生活計画 2.各段階における主な取組事項 (2)展開期 エ.衛生に関する事 (エ)ペットに関する避難所でのルールづくりに努める。 第3章災害応急対策計画　第22節　防疫、保健衛生計画 第4　愛玩動物の収容対策等 1.放浪犬猫の保護収容 被災により放浪する犬猫について、町は県、関係機関・団体等と協力して保護収容に当たる。保護頭数が多数にのぼる場合は、これら関係機関等と協議し、保護収容する場所の確保に努める。必要に応じて、国や他県等の協力を求めるほか、ボランティアの協力等も考慮し、適切に保護収容対策を講じる。 2.飼養者の責務 愛玩動物等の飼養者は、避難する際は、動物の同行と適切な管理に努める。また、自身の動物が県等に保護収容された場合は、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引取り、又は適正に飼養できる者に譲渡する等、飼養者の責務を全うするよう努める。 地震編 第3章　災害応急対策計画　第28節　防疫、保健衛生計画 第4　愛玩動物の収容対策等 1.放浪犬猫の保護収容 被災により放浪する犬猫について、町は県、関係機関・団体等と協力して保護収容に当たる。保護頭数が多数にのぼる場合は、これら関係機関等と協議し、保護収容する場所の確保に努める。必要に応じて、国や他県等の協力を求めるほか、ボランティアの協力等も考慮し、適切に保護収容対策を講じる。 2.飼養者の責務 愛玩動物等の飼養者は、避難する際は、動物の同行と適切な管理に努める。また、自身の動物が県等に保護収容された場合は、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引取り、又は適正に飼養できる者に譲渡する等、飼養者の責務を全うするよう努める。
斑鳩町 （奈良県）	斑鳩町地域防災計画 第3編　地震災害応急対策　第2章　応急復旧期の活動　第3節　保健衛生活動 第5　愛玩動物収容対策 被害地域の衛生状態の保持及び安全の確保のため、放浪動物の保護収容等を実施する。 1　飼育者の責務 愛玩動物の飼育者は、飼育困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。 2　放浪動物の対策 被災によって、飼育されていた犬等が放浪することによる住民への危害発生を防止するため、これら放浪動物の保護収容等の対策については、県、県獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等と連携・協力して行う。具体的な対策については、その都度関係機関と協議して決めるが、おおむね次を目安として行う。 (1)放浪している愛玩動物の収容対策 (2)避難所で飼育されている動物に対する餌の配布 (3)負傷している動物の収容・治療 (4)飼育困難な動物の一時保管及び新たな飼い主探し (5)その他動物に関する相談の受付 斑鳩町地域防災計画 第3編　地震災害応急対策　第2章　応急復旧期の活動　第6節　保健衛生活動 第4 応急仮設住宅の建設 7 応急仮設住宅の管理 事業部土木班は、県から要請があった場合、応急仮設住宅の管理を実施する。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び支援に努めるとともに、女性の参画を推進し、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮する。 また、必要に応じて、応急仮設住宅における愛玩動物の受入に配慮する。
安堵町 （奈良県）	安堵町地域防災計画　第3家畜防疫等 被災地の家畜防疫は県に協力して、防疫、診療等を行い、未然に家畜感染症を防ぐように対処する。 1家畜防疫の実施 (1)家畜の感染症が発生したときは、県又は関係機関等と協力し、患畜の隔離、通行遮断、殺処分等の方法により感染症の蔓延防止に努める。 (2)犬や家畜を狂犬病等から守るため、県からの派遣員等と協力し、放浪犬等を収容するとともに、飼い主に対し犬の管理方法を指導する。 2愛玩動物の収容対策 町は、災害後に被災により放浪する犬猫等について、県及び関係機関、関係団体と連携・協力して、捕獲収容する場所の確保に努める。また、愛玩動物の所有者は、飼育困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合でも、長期にわたり放置することのないように、適切な対応に努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
川西町 （奈良県）	川西町地域防災計画(風水害等対策編)　第3編 応急対策計画－第2章 発災時の対応－第15 防疫・保健衛生活動 5　愛玩動物の収容、死亡・放浪動物対策 救護厚生班は、被災地域の衛生状態の保持及び安全確保のため、愛玩動物の収容、死亡動物の適切な収集・処理及び放浪動物の保護収容等を実施する。 ⑴　飼育者の責務 愛玩動物の飼育者は、飼育困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。 ⑵　放浪動物の保護収容 救護厚生班は、被災によって、飼育されていた動物が放浪することによる住民への危害発生の防止に努める。 具体的な対策については、その都度関係機関と協議して決めるが、おおむね次をめやすとして行う。 ア　被災地域における動物の保護・収容 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、県、県獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等と協力し、放浪動物の保護・収容等を行う。 イ　特定動物による人等への危害防止 特定動物※が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに、救護厚生班、県、天理警察署等の関係機関が連携し、人への危害、財産等への侵害を防止する。 ※特定動物：人の生命等に害を加えるおそれがあるため、動物の愛護及び管理に関する法律において飼養・保管の許可が必要とされる動物。（例：ワニなど） ⑶　避難所における動物の適正な飼育 救護厚生班は、飼主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、次のとおり動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 ア　各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、県との連絡調整を行う。 イ　飼育困難な動物の一時保管及び新たな飼い主探しその他動物に関する相談の受付、避難所から動物保護施設への動物の受け入れ等の調整を行う。 ウ　他市町村との連絡調整及び応援要請を行う。 ⑷　死亡動物の処理 災害によって死亡した犬猫等については、所有者が処理することを原則とするが、所有者が不明または所有者が被災者であって自力で処理できないものについては、救護厚生班が各部、関係機関と協力して、次のとおり行う。 ア　死亡動物発見の連絡を受けた場合は、直ちに収集するとともに、消毒その他の衛生処理を行う。 イ　収集された死亡動物は、定めた方法に基づき焼却する。
田原本町 （奈良県）	田原本町地域防災計画 第3編 風水害等応急対策計画　第3章 応急復旧期の活動　第2節 防疫・保健衛生活動　第4 愛玩動物の収容対策等 第4編 地震災害応急対策計画　第3章 応急復旧期の活動　第2節 防疫・保健衛生活動　第4 愛玩動物の収容対策等 健康福祉部健康福祉班は、被災地域の衛生状態の保持及び安全の確保のため、飼い主のわからない愛玩動物の保護収容や死亡動物の適切な収集・処理等を実施する。 1 愛玩動物の保護 動物愛護の観点から、負傷又は放し飼い状態の動物や、飼い主とともに避難所に避難してきた動物の保護及び適正飼育を行うため、県、県獣医師会等の防災関係機関、ボランティア団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。 2 特定動物の逸走対策 特定動物※の管理状況を確認し、逸走等の事態が生じている場合は、県と連携して付近住民への周知にあたるとともに、捕獲等が必要な場合は、天理警察署等防災関係機関に協力を要請する。※ 特定動物：人命等に害を加えるおそれがあるため、動物の愛護及び管理に関する法律において飼養・保管の許可が必要とされる動物。（例：トラ、ワニ等） 3 飼養者の責務 愛玩動物等の飼養者は、避難する際は、動物の同行と適切な管理に努める。また、自身の動物が県等に保護収容された場合は、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引き取り、又は適正に飼養できる者に譲渡するなど、飼養者の責務を全うするよう努める。 4 死亡動物の処理 災害によって死亡した犬猫等については、所有者が処理することを原則とするが、所有者が不明又は所有者が被災者であって自力で処理できないものについては、健康福祉部健康福祉班が関係各部、防災関係機関等と連携し、死亡動物の適切な収集・焼却等を行う。
曽爾村 （奈良県）	曽爾村地域防災計画（計画編） 第3編　風水害等応急対策計画　第5章　地域への救援活動　第4節　防疫・保健衛生計画　第4　ペットの災害対策等 1ペットの保護 　災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに、避難所に避難してくることが予想される。 　このため、村は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正飼育に関し、県、獣医師会等関係機関、団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。 2飼養者の責務 　ペットの飼養者は、避難する際は、動物の同行と適切な管理に努める。 　また、自身の動物が県等に保護収容された場合は、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引き取り、又は適正に飼養できる者に譲渡するなど、飼養者の責務を全うするよう努める。 3特定動物の逸走対策 　村は、特定動物の管理状況を確認し、逸走等の事態が生じている場合は、県と連携して付近住民への周知に当たる。 　また、捕獲等が必要な場合は、桜井警察署等関係機関に協力を要請する。 第4編　地震災害応急対策計画　第5章　地域への救援活動　第4節　防疫・保険衛生計画 　第3編第5章第4節 「防疫・保健衛生計画」に準ずる。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
御杖村 （奈良県）	御杖村地域防災計画　基本計画編　第3章　第17節　防疫、保健衛生計画　第5 愛玩動物の収容対策 　住民生活課は、奈良県獣医師会及び動物愛護団体と連携、協力して愛玩動物を救援するため県等の指導、助言のもと、以下の愛玩動物の収容対策を実施する。 1　実施方法 （1）放浪動物の収容、保管 （2）負傷した動物の収容、治療、保管 （3）飼育困難な動物の一時保管 （4）動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供 （5）動物に関する相談の実施等 2　その他の対策 （1）　県と調整のうえ、被災動物を救護するために応急保護施設設置を検討する。 （2）　避難所における愛玩動物の状況等について、必要に応じて情報を収集するとともに住民に広報する。 （3）　愛玩動物の所有者に対して、飼育困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう指導する。
高取町 （奈良県）	高取町地域防災計画　第3章　地震災害応急対策計画 第3節　応急復旧期の活動　第13項　愛玩動物の収容対策　及び　第4章　風水害等災害応急対策計画 第3節　応急復旧期の活動　第13項　愛玩動物の収容対策に 1　放浪犬猫の保護収容　環境衛生班環境衛生係は、震災（災害）後、被災により放浪する犬猫について、県、獣医師会、動物愛護団体等と協議し、放浪犬猫を保護収容する場所の確保及び保護収容に努める。また、必要に応じ関係団体に支援を行う。 2　指定避難所における適正な飼育と情報提供　環境衛生班環境衛生係は、飼い主とともに避難した動物の飼育については、適正な指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。また、県、獣医師会、動物愛護団体等と連携し、指定避難場所における愛玩動物の情報等を提供する。 3　愛玩動物飼養者の責務　愛玩動物等の飼養者は、避難する際は、動物の同行と適切な管理に努める。また、自身の動物が保護収容された場合は、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引き取り、又は適正に飼養できる者に譲渡する等、飼養者の責務を全うするように努める。と記載
上牧町 （奈良県）	上牧町地域防災計画　　第3章　災害応急対策計画　　第9節　衛生に関する計画　　第1項　防疫、保健衛生計画[医療救護班、施設班・環境班] 4　ペットの災害対策[施設班・環境班] 　県と連携して、特定動物による人等への危害防止及びペットの適切な管理に努める。 （1）特定動物の逸走対策 　動物の愛護及び管理に関する法律において飼育・保管の許可が必要とされる人の生命等に害を加えるおそれがあるトラ、ワニ等の特定動物が災害に伴い逸走しているときは、県や西和警察署と連携して、周辺住民に周知するとともに、捕獲等に協力する。 （2）飼育者の責務 　ペットの飼育者は、避難する際は、動物の同行と適切な管理に努める。また、自身の動物が町等に保護収容された場合は、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引き取り、又は適正に飼育できる者に譲渡する等、飼育者の責務を全うするよう努める。
王寺町 （奈良県）	王寺町地域防災計画　水害・土砂災害等対策編　令和3年3月策定 第3章　災害応急対策計画　保健・衛生計画　第24節　　防疫、保健衛生計画 　第3　ペット等の災害対策 　1　放浪犬猫の保護収容 　　衛生班は、災害後、被災により放浪する犬猫について、関係機関・関係団体と協議し、放浪犬猫を保護収容する場所の確保に努める。また、必要に応じ関係団体に支援要請を行う。 　2　飼養者の責務 　　他者に迷惑をかけないようペットの飼養者は、避難する際は、動物の同行と適切な管理に努める。また、自身の動物が県等に保護収容された場合は、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引き取り、又は適正に飼養できる者に譲渡する等、飼養者の責務を全うするよう努める。　　また、町は「人とペットの災害対策ガイドライン（平成30年3月：環境省）」に沿って、適切な対応に努めるものとする。 　※「人とペットの災害対策ガイドライン（平成30年3月：環境省）」は、本節　末尾の「■参考事例のURL」を参照 　3　特定動物の逸走対策 　　特定動物の管理状況を確認し、逸走等の事態が生じている場合は、飼養者に対し、直ちに警察官に通報するとともに、付近の町民に周知し、捕獲その他の必要な措置をとるよう指示する。特定動物の飼養者が所在不明であったり、飼養者の対応が困難であったりする場合等においては、飼養者に代わって警察に通報するとともに、町は、県と連携して付近町民への周知にあたる。また、捕獲等が必要な場合は、警察等の関係機関に協力を要請する。 　※特定動物：人の生命等に害を加えるおそれがあるため、動物の愛護及び管理に関する法律において飼養・保管の許可が必要とされる動物。（例：トラ、ワニ等） 　■参考事例 　・「人とペットの災害対策ガイドライン（平成30年3月：環境省）」 https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h3002.html
広陵町 （奈良県）	広陵町地域防災計画（一般対策編） 第3章　災害応急対策計画　第23節　防疫、保健衛生計画　第3　愛玩動物の収容対策 1　放浪犬猫の保護収容 　県は、災害後、被災により放浪する犬猫について、町・関係機関・関係団体と協議し、放浪犬猫を保護収容する場所の確保に努める。また、必要に応じ関係団体に支援を行う。 2　愛玩動物飼育者の責務 愛玩動物の所有者は、飼育困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。 広陵町地域防災計画（震災対策編） 第3章　災害応急対策計画　第28節　防疫、保健衛生計画　第4　愛玩動物の収容対策等 　一般対策編　第3章　第23節「防疫、保健衛生計画」を準用する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
河合町 （奈良県）	平成31年4月改訂 河合町地域防災計画 第2編　水害・土砂災害等対策編　第2章　災害応急対策計画　第23節　防疫、保健衛生計画　第2　愛玩動物の収容対策 1 放浪犬猫の保護収容 救護衛生班は、災害後、被災により放浪する犬猫について、関係機関・関係団体と協議し、放浪犬猫を保護収容する場所の確保に努める。また、必要に応じ関係団体に支援要請を行う。 2 愛玩動物飼育者の責務 愛玩動物の所有者は、飼育困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。 第3編　震災対策編　第2章　災害応急対策計画　第28節　防疫、保健衛生計画 水害・土砂災害等対策編　第2章　第23節 「防疫、保健衛生計画」を準用する。
大淀町 （奈良県）	大淀町防災計画 第3編　風水害等応急対策計画　第1章　応急復旧時の活動　第12節　防疫・保健衛生活動 第4　愛玩動物の収容、並びに死亡・放浪動物対策 建設環境部環境整備班は、被災地域の衛生状態の保持及び安全の確保のため、愛玩動物の収容、並びに死亡動物の適切な収集・処理及び放浪動物の保護収容等を実施する。 1　放浪動物の保護収容 (1)被災地域における動物の保護･収容 (2)動物による人等への危害防止 2　避難所における動物の適正な飼育 建設環境部環境整備班は、飼主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、以下のとおり動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (1)各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、県との連絡調整を行う。 (2)飼育困難な動物の一時保管及び新たな飼い主探しその他動物に関する相談の受付、避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整を行う。 (3)他市町村との連絡調整及び応援要請を行う。 3　死亡動物の処理 4　愛玩動物飼育者の責務
下市町 （奈良県）	下市町地域防災計画 第3編第1章第2節第4指定避難所における動物の適正な飼育 飼主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、以下のとおり動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (1)各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、県との連絡調整を行う。 (2)飼育困難な動物の一時保管及び新たな飼い主探し、その他動物に関する相談の受付、避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整を行う。 (3)他市町村との連絡調整及び応援要請を行う。第3編第3章第12節第5愛玩動物の収容、死亡・放浪動物対策 救護厚生部は、県(吉野保健所)に協力して、被災地域の衛生状態の保持及び安全確保のため、愛玩動物の収容、死亡動物の適切な収集・処理及び放浪動物の保護収容等を実施する。 飼育者の責務 愛玩動物の飼育者は、飼育困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。 2放浪動物の保護収容 救護厚生部は、被災によって、飼育されていた動物が放浪することによる住民への危害発生の防止に努める。 具体的な対策については、その都度関係機関と協議して決めるが、概ね次を目安として行う。 (1)被災地域における動物の保護・収容 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、県、県獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等と協力し、放浪動物の保護・収容等を行う。 (2)特定動物による人等への危害防止 特定動物※が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに、救護厚生部、県、県警察(吉野警察署)等の関係機関が連携し、人への危害、財産等への侵害を防止する。 ※特定動物:人の生命等に害を加えるおそれがあるため、動物の愛護及び管理に関する法律において飼養・保管の許可が必要とされる動物。(例:ワニなど 3避難所における動物の適正な飼育 救護厚生部は、飼主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、次のとおり動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (1)各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、県との連絡調整を行う。 (2)飼育困難な動物の一時保管及び新たな飼い主探しその他動物に関する相談の受付、避難所から動物保護施設への動物の受け入れ等の調整を行う。 (3)他市町村との連絡調整及び応援要請を行う。 (4)ペット同行避難者の受け入れ 1同行避難 災害発生時に、飼い主は、ペットと同行避難することを原則とし、ペットの安全と健康を守るとともに、他の避難者への迷惑にならないよう努める。 2避難所におけるペットの飼養スペース 3災害に備えた事前準備 飼い主は、普段からペットの避難に必要な用具等を準備し、しつけや健康管理、迷子札やマイクロチップなどの所有者明示措置に努める。 飼い主は、ペット用備蓄(家庭内備蓄)の準備に努める。(以下、例示) ・少なくとも5日分の水とペットフード(できれば7日分以上) ・予備の食器と首輪、リード ・ケージ補修などに使うガムテープ ・トイレ用品 飼い主は、ペットのしつけに努める。(以下、例示) ・ケージに慣れる ・無駄ぼえをさせない ・決められた場所でトイレができる

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
下市町 （奈良県）	4死亡動物の処理 災害によって死亡した犬猫等については、所有者が処理することを原則とするが、所有者が不明または所有者が被災者であって自力で処理できないものについては、救護厚生部が各部、関係機関と協力して、次のとおり行う。 ⑴死亡動物発見の連絡を受けた場合は、直ちに収集するとともに、消毒その他の衛生処理を行う。 ⑵収集された死亡動物は、定めた方法に基づき焼却する。 う愛玩動物飼育者の責務 愛玩動物等の飼養者は、避難する際は、動物の同行と適切な管理に努める。 また、自身の動物が保護収容された場合は、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引き取り、又は適正に飼養できる者に譲渡する等、飼養者の責務を全うするよう努める。 6特定動物の逸走対策 ※法律において飼養・保管の許可が必要とされる動物。(例1ワニ、クマ等)県は、特定動物の管理状況を確認し、逸走等の事態が生じている場合は、次の対策を講じる。 ⑴飼養者への指示 特定動物の飼養者に対し、直ちに警察官に通報するとともに、付近の住民に周知し、捕獲その他の必要な措置をとるよう指示する。 ⑵飼養者が対応困難な場合の措置 特定動物の飼養者が所在不明であったり、⑴の指示に関する飼養者の対応が困難であったりする場合等においては、県(吉野保健所)に協力して、警察への通報や付近住民への周知に当たる。また、捕獲等が必要な場合は、警察等の関係機関に協力を要請する。
野迫川村 （奈良県）	野迫川村地域防災計画　保健衛生計画　第22節　防疫、保健衛生計画 第3　愛玩動物の収容対策等 1　特定動物の逸走対策 県は、特定動物の管理状況を確認し、逸走等の事態が生じている場合は、次の対策を講じる。 （1）飼育者への指示 特定動物の飼養者に対し、直ちに警察官に通報するとともに、付近の住民に周知し、捕獲その他の必要な措置をとるよう指示する。 （2）飼養者が対応困難な場合の措置 特定動物の飼養者が所在不明であったり、（1）の指示に関する飼養者の対応が困難であったりする場合等においては、飼養者に代わって警察に通報するとともに、村と連携して付近住民への周知に当たる。また、捕獲等が必要な場合は、警察等の関係機関に協力を要請する。 2　放浪犬猫の保護収容 村は、被災により放浪する犬猫について、県、関係機関・団体等と協力して保護収容に当たる。保護頭数が多数にのぼる場合は、これら関係機関等と協議し、保護収容する場所の確保に努める。必要に応じて、国や他府県等に協力を求めるほか、ボランティアの協力等も考慮し、適切に保護収容対策を講じる。 3　飼養者の責務 愛玩動物等の飼養者は、避難する際は、動物の同行と適切な管理に努める。また、自身の動物が県等に保護収容された場合は、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引き取り、又は、適正に飼養できるものに譲渡する等、飼養者の責務を全うするよう努める。
十津川村 （奈良県）	十津川村地域防災計画　水害・土砂災害等編　第3章　災害応急対策計画 第2節　第3避難所の運営　2各段階における主な取組み事項 (2)展開期　エ衛生に関すること (エ)ペットに関する避難所でのルールづくりに努める。 第25節　防疫、保健衛生計画 第4　ペットの災害対策 1　特定動物の逸走対策 県は、特定動物の管理状況を確認し、逸走等の事態が生じている場合は、次の対策を講じる。 ※特定防物：法律において飼養・保管の許可が必要とされる動物。（例：ﾄﾗ、ﾜﾆ、ｸﾏ等） （1）飼育者への指示 特定動物の飼養者に対し、直ちに警察官に通報するとともに、付近の住民に周知し、捕獲その他の必要な措置をとるよう指示する。 （2）飼養者が対応困難な場合の措置 特定動物の飼養者が所在不明であったり、（1）の指示に関する飼養者の対応が困難であったりする場合等においては、飼養者に代わって警察に通報するとともに、村と連携して付近住民への周知に当たる。また、捕獲等が必要な場合は、警察等の関係機関に協力を要請する。 2　放浪犬猫の保護収容 県は、被災により放浪する犬猫について、村、関係機関・団体等と協力して保護収容にあたる。保護頭数が多数にのぼる場合は、これら関係機関等と協議し、保護収容する場所の確保に努める。必要に応じて、国や他府県等に協力を求めるほか、ボランティアの協力等も考慮し、適切に保護収容対策を講じる。 3　飼養者の責務 ペットの飼養者は、避難する際は、動物の同行と適切な管理に努める。また、自身の動物が県等に保護収容された場合は、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引き取り、又は、適正に飼養できるものに譲渡する等、飼養者の責務を全うするよう努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
下北山村 （奈良県）	下北山村地域防災計画 第2章　災害応急対策計画 第25節　防疫、保健衛生計画 6 ペットの災害対策（保健福祉課） 災害の発生に伴って死亡したペットの処理は、原則として所有者等が行い、これが困難な場合には、村は、協力体制を確立し、衛生的処理に努める。 (1)所有者等からの要請があったときは、処分方法を指導し、処理場所の確保について近隣住民へ協力を依頼する。 ア　移動できるものは適当な場所に集めて、埋却、焼却等の方法で処理する。 イ　移動し難いものについては、その場で個々に処理する。 (2)処理場所の確保について村のみで対応できないときは、県に協力を要請する。 (3)特定動物の逸走対策 ※特定動物：人の生命等に害を加えるおそれがあるため、動物の愛護及び管理に関する法律において飼養･保管の許可が必要とされる動物。（例：トラ、ワニ等） 村は、特定動物の逸走等の事態が生じている状況において、飼育者による捕獲が困難な場合、又は、飼育者が所在不明である場合は、地域住民への周知に当たる。また、捕獲等が必要な場合は、県、警察と連携し対応する。 ア　飼養者への指示 　特定動物への飼養者に対し、直ちに警察官に通報するとともに、付近の住民に周知し、捕獲その他の必要な措置をとるように指示する。 イ　飼養者が対応困難な場合の措置 　特定動物の飼養者が所在不明であったり、上記アの指示に関する飼養者の対応が困難であったりする場合等においては、飼養者に代わって警察に通報するとともに、県と連携して付近住民への周知にあたる。また、捕獲等が必要な場合は、警察等の関係機関に協力を要請する。 (4)放浪犬猫の保護収容 村は、被災により放浪する犬猫について、県、関係機関･団体等と協力して保護収容に当たる。保護頭数が多数にのぼる場合は、これら関係機関等と協議し、保護収容する場所の確保に努める。必要に応じて、ボランティアの協力等も考慮し、適切に保護収容対策を講じる。 (5)飼養者の責務 愛玩動物等の飼養者は、避難する際は、動物の同行と適切な管理に努める。また、自身の動物が県等に保護収容された場合は、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引き取り、又は適正に飼養できる者に譲渡する等、飼養者の責務を全うするよう努める。
上北山村 （奈良県）	上北山村地域防災計画 8 愛がん動物対策（住民課） (3)特定動物の逸走対策 　村は、特定動物の逸走等の事態が生じている状況において、飼育者による捕獲は困難な場合、又は、飼育者が所在不明である場合は、地域住民への周知に当たる。また、捕獲等が必要な場合は、県、警察と連携し対応する。 (4)放浪犬猫の保護収容 　村は、被災により放浪する犬猫について、県、関係機関･団体等と協力して保護収容に当たる。保護頭数が多数にのぼる場合は、これら関係機関と協議し、保護収容する場所の確保に努める。必要に応じて、ボランティアの協力等も考慮し、適切に保護収容対策を講じる。 (5)飼育者の責務
東吉野村 （奈良県）	東吉野村防災計画 第4節　避難生活計画 3　運営 5. 愛がん動物の収容対策 　村は、同行避難した愛がん動物の避難所における飼養管理が適切に行われるよう必要な措置を講じるとともに、必要に応じて動物救護本部を設置し、状況の把握と必要な対応を行う。 　避難所によっては、愛がん動物の飼育場所を確保することが困難な場合も想定されることから、避難所の状況を踏まえ、愛がん動物を同行避難できる避難所を指定し、受入れを行う。 　愛がん動物とともに避難生活を行うため、飼育場所では「事故を起こさないこと」が重要であり、飼育場所の確保に加え、リード（綱）や首輪の強度など設備の確保に努める。
大和高田市 （奈良県）	大和高田市地域防災計画　第2編　災害予防計画　第1章　地域の防災力（自助・共助）の向上　第2節　家庭の防災力の向上　第1　家庭の防災力向上 1. 家族の避難場所・集合場所・連絡方法等の確認　より一部記載 ペットを飼う市民は同行避難することができるよう、平常時から備えるべき対策について意識をもち、ペットの安全と健康を守るとともに、避難時には他の避難者への迷惑にならないに努めなければならない。 【ペットの同行避難への備え】 飼い主の明示　犬の鑑札・予防注射済票の装着、迷子札やマイクロチップ等の装着 しつけ　　他避難者に迷惑をかけないように、基本的なしつけや、緊急避難できるようケージ等に慣らしておく 健康管理　　狂犬病予防接種、ワクチン、ダニ・ノミ駆除等を実施 備蓄品の用意　フード・水（最低5日分以上）、シーツ等ペット用品、飼育手帳等

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
奈良市	奈良市地域防災計画 第3章風水害等災害応急対策計画 第6節避難救助等に関する計画 第1項避難対策計画 19指定避難所における動物の適正な飼育 飼主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、以下のとおり動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (1)各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、県との連絡調整を行う。 (2)飼育困難な動物の一時保管及び新たな飼い主探しその他動物に関する相談の受付、避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整を行う。 (3)他市町村との連絡調整及び応援要請を行う。ただし、奈良県内又は隣接する県等で発生した災害時において奈良県動物救護本部が設置された場合は、奈良県と公益社団法人奈良県獣医師会と締結した「災害時における動物救護活動の協力に関する協定書」に基づく連携を行い、これに従う。 第7節民生安定等に関する計画 第10項住宅対策計画 2応急仮設住宅の確保 7)応急仮設住宅の管理 エ応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び支援に努めるとともに、女性の参画を推進し、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮する。 また、必要に応じて、応急仮設住宅における愛玩動物の受入れに配慮する。 第8節環境衛生に関する計画 第3項愛玩動物の収容計画 1実施担当者 愛玩動物の収容対策の実施は、保健救護班とする。 2放浪犬猫の保護収容 災害後、被災により放浪する犬猫について、県及び関係機関・関係団体と協議し、放浪犬猫を保護収容する場所の確保及び保護収容に努める。 また、必要に応じ関係団体に支援を行う。 3愛玩動物飼育者の責務 愛玩動物等の飼養者は、避難する際は、動物の同行と適切な管理に努める。 また、自身の動物が保護収容された場合は、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引き取り、又は適正に飼養できる者に譲渡する等、飼養者の責務を全うするよう努める。 ただし、奈良県内又は隣接する県等で発生した災害時において奈良県動物救護本部が設置された場合は、奈良県と公益社団法人奈良県獣医師会と締結した「災害時における動物救護活動の協力に関する協定書」に基づく連携を行い、これに従う。
和歌山県	和歌山県地域防災計画基本計画編第3編災害応急対策計画第6章保健衛生計画第6節動物保護管理計画及び和歌山県地域防災計画地震・津波災害対策計画編第4編災害応急対策計画第6章保健衛生計画第6節動物保護管理計画 1計画方針 災害時には負傷又は放し飼い状態の動物が多発発生すると同時に、避難所等の家庭動物にかかる問題も想定されるため、県は、被災者支援の観点から「災害時動物救援本部」を設置し、県獣医師会、動物愛護関係団体等の協力のもと、動物保護管理活動を行う。 2計画内容 (1)避難所等における被災した動物の飼養者への支援 県は、市町村と連携し、市町村が避難所運営マニュアルに基づき確保する避難所の飼養場所において、飼養者自身が動物を適正に飼養管理し、動物の愛護及び環境衛生の維持に努められるよう支援する。 ア避難所での動物の飼養状況の把握 イ飼養されている動物に対する資材及び餌の提供 ウ「動物愛護推進員」等ボランティアの派遣 エ飼養困難な動物の一時保管(必要に応じて、臨時動物一時預かり施設を一定の期間設置) オ動物の所有者や里親探しのための情報の収集・提供 カ家庭動物に関する相談の実施等 キ動物に関する寄付金の管理・配分 ク県外からの受援体制の確保 (2)被災地域における飼養者不明の動物の保護 県は放浪犬や第三者が保護した動物を法令に基づき保護する。 ア放浪犬や第三者が保護した動物の保護・引き取り イ飼養者への返還若しくは希望者への譲渡等 (3)危険動物の状況の把握 県は、所有者等を通じて危険動物の状況を把握する。
海南市 (和歌山県)	「海南市地域防災計画資料編」 第3部災害応急対策＜資料- 112動物対策＞(P.222) 1. 死亡獣畜の処理　環境班は、死亡した家畜等を産業廃棄物として県に処理を要請する。 2. 放浪動物への対応　環境班は、県、海南保健所等と連携して、飼養者の被災により廃棄又は逃げ出したペット等を保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携により必要な措置を講ずる。 3. ペットへの対応 避難時のペットの保護及び飼養は、原則として動物の飼養者が行う。環境班は、指定避難所の家庭動物の受入れ方法等について住民への周知を図り、飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。また、指定緊急避難場所や避難所では、家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。指定避難所に避難した動物の飼養については、飼養者による動物の愛護及び環境衛生を維持するため、飼養者に対し必要な情報を提供する。 「海南市地域防災計画」 本編第2部第2章第11節保健衛生・防疫体制の整備＜6. 動物愛護対策＞(予-22) 災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数発生すると同時に、避難所等のペット動物にかかる問題も予想されるため、県が連携する「緊急災害時動物救援本部」や、県下の獣医師会、動物愛護関係団体等と協力し、動物保護管理活動への支援に努めます。 第3章 いのちをつなぐ 第1節 避難所運営 (2)実施業務(応-26) ペットについては、施設内の専用スペースで飼い主が責任を持って管理するよう周知します。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
海南市 (和歌山県)	「海南市地域防災計画 災害時行動マニュアル」 第3部 災害応急対策　第1編 自然災害　第3章　いのちをつなぐ　第1節　避難所運営（P.26） 1. 避難所運営 （2）臨時避難所の設置状況及び施設環境の確認 「ペットの飼育場を設ける」 「海南市避難所運営マニュアル」 6 避難所の空間配置【共有空間の管理】＜ペット飼育スペース＞（P.15） 鳴き声や臭気が避難者の迷惑にならないよう、居住空間からある程度離れた学校のグラウンドの一画などの屋外に飼育場を確保します。 7 避難所生活のルール＜ペットの取扱い＞（P.20） 居住空間へのペットの持ち込みは身体障害者補助犬を除き、原則禁止とします。 ペットは、敷地内の専用スペースで飼い主が責任を持って管理します。 8 地域関係者、避難者主体による運営体制づくり3運営役割分担　避難所内で作業を行う活動班＜保健・衛生班＞（P.24） 衛生管理、ごみ、風呂、トイレ、清掃、ペット、医療・救護活動、水の管理 9 各班の役割（避難所運営本部）保健・衛生班の役割＜6ペット＞（P.49） 避難所の居住スペースへのペットの持ち込みは原則禁止 避難所では、さまざまな価値観を持つ人が共同生活を営むため、ペットの飼育をめぐるトラブルが発生しがちです。そのため、居住スペースへのペットの持ち込みは身体障害者補助犬を除き原則禁止します。身体障害者補助犬を居室へ持ち込む場合は、周囲の理解を得るようにします。ただし、施設に余裕がある場合は、避難者とペットが一緒に居住できる専用のスペースを設けることなどを施設管理者と相談の上、避難所運営本部会議で検討し、ペットの飼育ルール（P.76参照）を決めます。 敷地内にペットスペースを設定 避難所の敷地内にペット専用のスペースを設けます。スペースを配置する際は、鳴き声や臭気対策を考慮し、居住空間からある程度離れた学校のグラウンドの一画や避難所の隅などの屋外に飼育スペースを確保します。 ペットの管理は飼い主が実施 ペットの飼育については、飼い主が全責任を持って管理します。また、飼い主に対して、主に次の内容を届け出るよう呼びかけ、ペット飼育管理簿（P.77）を作成します。 1飼育者の住所及び氏名 2避難所への入所日および退所日 3ペットの名前 4動物の特徴（性別・体格・毛色・犬の場合は登録・狂犬病予防注射の確認など） 他の支援団体等への要請 県や動物愛護団体等の支援が必要な場合は、市を経由して支援要請することを検討します。
紀美野町 (和歌山県)	紀美野町避難所運営マニュアル（大規模避難所版：R2.6）避難所内の仕事「保健・衛生班の仕事」-「6ペット」に記載 【避難所の居住スペースへのペットの持ち込みは原則禁止】 ・避難所の居住スペースへのペットの持ち込みは身体障害者補助犬を除き原則禁止し、身体障害者補助犬を居室へ 持ち込む場合は、周囲の理解を得るよう努める。 ただし、施設に余裕がある場合は、施設管理者と相談の上、避難所運営本部会議で検討 【敷地内にペットスペースを設定】 ・避難所の敷地内にペット専用のスペースを配置する際は、鳴き声や臭気対策を考慮し、居住空間からある程度離 れた避難所の隅（学校のグラウンドの一角）などの屋外に飼育スペースを確保 【ペットの管理は飼い主が実施】 ・ペットの飼育については、飼い主が全責任をもって管理 また、飼い主に対して、主に次の内容を届け出るよう呼びかけ、ペット飼育管理簿を作成 （1）飼育者の住所及び氏名 （2）避難所への入所日および退所日 （3）ペットの名前 （4）動物の特徴（性別・体格・毛色・犬の場合は登録・狂犬病予防注射の確認など） 【他の支援団体等への要請】 ・県や動物愛護団体等の支援が必要な場合は、町を経由して支援を要請することを検討
紀の川市 (和歌山県)	＜紀の川市地域防災計画＞ ●第3編（災害応急・復旧・復興計画）第1部（風水害等・地震）第1章（発災直後）第6節（避難支援【風水害・震災時】） 第6避難所の運営（8）動物（ペット）救護対策 環境省「人とペットの災害対策ガイドライン」（平成30年3月）に基づき、災害時のペットの被害状況を調査し、避難所等でのペットの同行避難者の受入れ体制の確保など適正飼育に関する必要な対策を実施するとともに、県、獣医師会等の関係機関・団体に対して支援要請を行い、連絡調整に努める。 ●第3編（災害応急・復旧・復興計画）第1部（風水害等・地震）第2章（1日以内に開始）第13節（保健衛生【風水害・震災時】） 第5ペットの保護・管理の支援 獣医師会や「動物愛護推進員」等ボランティアと連携し、ペットの傷病の治療や、飼養困難 な動物の一時保管、里親探しなど、和歌山県災害時動物救援本部による動物保護管理活動に協力する。ペットの同行避難ニーズがある避難所においては、他の避難者との共同生活に配慮した飼養環境の確保に努める。 ＜避難所運営マニュアル＞ ●STEP2「避難所内の仕事」内『保健・衛生班の仕事』 6ペット 〇避難所の居住スペースへのペットの持ち込みは原則禁止 避難所では、さまざまな価値観を持つ人が共同生活を営むため、ペットの飼育をめぐるトラブルが発生しがちです。そのため、居住スペースへのペットの持ち込みは身体障害者補助犬を除き原則禁止します。身体障害者補助犬を居室へ持ち込む場合は、周囲の理解を得るようにします。 ただし、施設に余裕がある場合は、避難者とペットが一緒に居住できる専用のスペースを設けることなどを施設管理者と相談の上、避難所運営本部会議で検討します。 〇敷地内にペットスペースを設定 避難所の敷地内にペット専用のスペースを設けます。スペースを配置する際は、鳴き声や臭気対策を考慮し、居住空間からある程度離れた学校のグラウンドの一角などの屋外に飼育スペースを確保します。 〇ペットの管理は飼い主が実施 ペットの飼育については、飼い主が全責任を持って管理します。 また、飼い主に対して、主に次の内容を届け出るよう呼びかけ、ペット飼育管理簿を作成します。 〇他の支援団体等への要請

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
岩出市 （和歌山県）	岩出市地域防災計画 地域防災計画（風水害等対策編及び震災対策編）第4項動物保護管理支援計画 1計画方針 災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数発生すると同時に、避難所等のペット動物にかかる問題も予想されるため、県において、被災者支援の一環として「災害時動物救援本部」が設置され、県獣医師会、動物愛護関係団体等の協力の下、動物保護管理活動を行う。 2計画内容 （1）避難所等における被災した動物の飼養者への支援 市は、県と連携し、「岩出市避難所運営マニュアル」に基づき、避難所に確保した飼養場所において、飼養者自身が動物を適正に飼養管理し、動物の愛護及び環境衛生の維持に努められるよう支援する。 ア避難所での動物の飼養状況の把握 イ飼養されている動物に対する資材及び餌の提供 ウ動物愛護ボランティアの派遣 エ飼養困難な動物の一時保管（必要に応じて、臨時動物一時預り施設を一定の期間設置） オ動物の飼養者や里親探しのための情報の収集・提供 カペットの動物に関する相談の実施等 キ動物に関する寄付金の管理・配分 ク県・市外等からの受援体制の確保 （2）被災地域における飼養者不明の動物の保護 県は、放浪犬や第三者が保護した動物を法令に基づき保護する。 ア放浪犬や第三者が保護した動物の保護・引き取り イ飼養者への返還若しくは希望者への譲渡等 避難所運営マニュアル6ペット 避難所の居室スペースにはペットの持ち込みは原則禁止 避難所では様々な価値観をもつ人が共同生活を営むため、ペットの飼育をめぐるトラブルが発生しがちです。そのため、居室へのペットの持ち込みは身体障害者補助犬を除き原則禁止します。 身体障害者補助犬を居室へ持ち込む場合は周囲の理解を得るようにします。 ただし、施設的に余裕がある場合は、避難所とペットが一緒に居住できる専用のスペースを設けることなどを施設管理者と相談の上、運営本部会議で検討します。
橋本市 （和歌山県）	橋本市拠点避難所運営マニュアル（小規模避難所版）（平成26年5月） 〔ペットの飼育場所〕 鳴き声や臭気が避難者の迷惑にならないよう、居住空間からある程度離れた学校のグラウンドの一角や拠点避難所の隅などの屋外に飼育場所を確保します。 拠点避難所の生活ルール〔生活空間の利用方法〕 ・ペットは身体障がい者補助犬を除き原則居住空間に持ち込めません。 資料4避難所生活のルール犬、猫などの動物類を居室に入れることは原則禁止です。 拠点避難所運営マニュアル（大規模避難所版） 〔ペットの飼育場所〕、拠点避難所の生活ルール〔生活空間の利用方法〕は小規模避難所版に同じ。 《活動班》保健・衛生班：衛生管理、ごみ、風呂、トイレ、清掃、ペット、医療・介護活動、生活用水の管理 6ペット拠点避難所の居室スペースにはペットの持ち込みは原則禁止、敷地内にペットスペースを設定、ペットの管理は飼い主が実施、県や愛護団体の支援が必要なときは市経由で支援要請を検討する 資料15「ペットの飼い主の皆さんへ」（避難所で飼う場合のルールを記載している）、資料16「ペット飼育管理簿」（入退所、飼育者、特徴、注射履歴の管理簿） 拠点避難所運営マニュアル（大規模避難所・小規模避難所） 避難所に余裕がある場合、避難者とペットが一緒に居住できる専用スペースを設けること等を施設管理者と相談の上、避難所運営委員会で決めてください。
かつらぎ町 （和歌山県）	資料1かつらぎ町地域防災計画第3編災害応急対策計画第6章保険衛生計画第6節動物救護活動支援計画（抜粋） 1、計画方針 災害時には、負傷者又は放し飼い状態の動物が多数発生するのと同時に、避難者の同伴動物等にかかる問題も予想されるため、町は、動物愛護の観点から県獣医師会、動物関係団体等の設置する「災害時動物救援本部」の動物の収容活動及び救助活動等を支援します。 2、計画内容 （1）被災地域における動物の保護 所有者不明の負傷動物又は放し飼い状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められるため、町は、県、県獣医師会等関係団体及び「動物愛護推進員」等ボランティアと協力し、動物の保護に努めるものとします。 （2）避難所における動物の適切な飼育 町は、県と協力し、飼い主とともに避難した動物の飼育について、適切な指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるものとします。 資料2避難所生活のルール（抜粋） 身体障碍者補助犬を除きペットを居室スペースに入れることは原則禁止です。 資料3「ペットの飼い主の皆さんへ」（避難所で飼う場合のルールを記載している） 資料4「ペット飼育管理簿」（入退所、飼育者、特徴、注射履歴の管理簿）

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
九度山町 （和歌山県）	九度山町避難所運営マニュアル （大規模避難所版） [ペット飼育場スペース] 鳴き声や臭気が避難者の迷惑にならないよう、居住空間からある程度離れた学校の グラウンドの一角などの屋外に飼育場を確保します。 [ペットの取扱い] ・居住空間へのペットの持ち込みは身体障害者補助犬を除き、原則禁止とします。 ・ペットは、敷地内の専用スペースで、飼い主が責任を持って管理します。 （6）ペット 避難所の居室スペースへのペットの持ち込みは原則禁止 避難所では、さまざまな価値観を持つ人が共同生活を営むため、ペットの飼育をめぐるトラブルが発生しがちです。そのため、居住スペースへのペットの持ち込みは身体障害者補助犬を除き原則禁止します。身体障害者補助犬を居室へ持ち込む場合は、周囲の理解を得るようにします。 ただし、施設に余裕がある場合は、避難者とペットが一緒に居住できる専用のスペースを設けることなどを施設管理者と相談の上、避難所運営本部会議で検討します。 敷地内にペットスペースを設定 避難所の敷地内にペット専用のスペースを設けます。スペースを配置する際は、鳴き声や臭気対策を考慮し、居住空間からある程度離れた学校のグラウンドの一角などの屋外に飼育スペースを確保します。 ペットの管理は飼い主が実施 ペットの飼育については、飼い主が全責任を持って管理します。 また、飼い主に対して、主に次の内容を届け出るよう呼びかけ、ペット飼育管理簿を作成します。 （1）飼育者の住所及び氏名 （2）避難所への入所日および退所日 （3）ペットの名前 （4）動物の特徴 （性別・体格・毛色・犬の場合は登録・狂犬病予防注射の確認など） 他の支援団体等への要請 県や動物愛護団体等の支援が必要な場合は、町を経由して支援を要請することを検討します。 資料4「避難所生活のルール」 〇身体障害者補助犬を除きペットを居室に入れることは原則禁止です。 資料13「ペットの飼い主の皆さんへ」（ペットの飼育ルール） 資料14「ペット飼育管理簿」(入退所、飼育者、特徴、注射履歴等の管理簿） （小規模避難所版）
高野町 （和歌山県）	高野町地域防災計画資料7-4避難所開設・運営マニュアル [ペット飼育場]鳴き声や臭気が避難者の迷惑にならないよう、居住空間からある程度離れた学校のグラウンドの一角や拠点避難所の隅などの屋外に飼育場所を確保します。
有田市 （和歌山県）	〇有田市地域防災計画　第3編　第5章　第4節動物保護管理計画 計画方針 　災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数発生すると同時に、避難所等の愛玩動物(ペット)にかかる問題も予想されるため、県下の獣医師会や動物関係団体等と協力して、県が設置する「災害時動物救援本部」が行う動物保護管理活動を支援する。 1被災地域における動物の保護 　衛生救護部環境班は、避難所の飼養場所において、飼養者自身が動物を適性に飼養管理し、動物の愛護及び環境衛生の維持に努められるよう、県と連携して支援する。 　なお、県は放浪犬や第三者が保護した動物を法令に基づき保護する。 ア.避難所での動物の飼養状況の把握 イ.飼養されている動物に対する資材及び餌の提供 ウ.「動物愛護推進員」等ボランティアの派遣 エ.飼養困難な動物の一時保管(必要に応じて、臨時動物一時預り施設を一定の期間設置） オ.動物の所有者や里親探しのための情報の収集・提供 カ.愛玩動物(ペット)に関する相談の実施等 キ.動物に関する寄付金の管理･配分 ク.県外からの受援体制の確保 〇有田市避難所運営マニュアル ・「避難所の居住スペースへのペットの持ち込みは原則禁止」「敷地内にペットスペースを設定」「ペットの管理は飼い主が実施」 　ただし、施設に余裕がある場合は、避難者とペットが一緒に居住できる専用のスペースを設けることなどを施設管理者と相談の上、避難所運営本部会議で検討する。 ・資料編でペットの飼育ルール10項目（ペットは指定された場所で、必ず繋いで飼うか、ケージの中で飼って下さい。ノミの駆除に努めて下さい。等）、ペット飼育管理簿（入所日、退所日、飼い主氏名、登録及び注射の有無）を定めている。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
湯浅町 （和歌山県）	○湯浅町地域防災計画第3部災害応急対策計画第9章保健衛生計画第5節動物救護活動支援計画 1.計画方針 災害時には避難者の同伴動物にかかる問題も想定されるため、動物愛護の視点から県と協力して動物の収容活動及び救護活動を実施する。 2計画内容 (1)被災地における動物の保護 所有不明の負傷動物、放し飼いの動物保護については、県及び動物愛護団体、ボランティアと協力し、動物の保護に努める。 (2)避難所における動物の適正な飼育 避難所においては、飼い主の協力により動物の適正な飼育指導を行い、環境衛生の維持に努める。 (3)県との連携 県との連携により、餌の手配、負傷動物の収容・保管、相談等を実施する。 (4)死骸処理 動物等の死骸処理については、火葬を原則とするが、施設等の状況により火葬できない場合は、衛生面に十分注意し死骸処理を行う。 ○湯浅町避難所運営マニュアル ・「避難所の居住スペースにはペットの持ち込みは原則禁止」「敷地内にペットスペースを設定」「ペットの管理は飼い主が実施」。 ただし、施設に余裕がある場合は、避難者とペットが一緒に居住できる専用スペースを設けること等を、施設管理者と相談の上、避難所運営本部会議で検討する。 ・資料編でペットの飼育ルール10項目（ペットは指定された場所で、必ず繋いで飼うか、ケージの中で飼って下さい。ノミの駆除に努めて下さい。等）、ペット飼育管理簿（入所日、退所日、飼い主氏名、登録及び注射の有無）を定めている。
広川町 （和歌山県）	○広川町地域防災計画令和4年3月改訂 第3部第6章第6節動物保護管理計画 第1計画方針 災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数発生すると同時に、避難所等の家庭動物にかかる問題も予想されるため、県と連携して、動物保護管理活動を行う。 第2実施内容 1避難所等における被災した動物の飼養者への支援 避難所において、飼養者自身による家庭動物の適正な飼養管理を指導するなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 2被災地域における飼養者不明の動物の保護 飼養者不明の負傷動物、放し飼いの動物については、県、関係団体、ボランティアと協力して保護に努める。 ○広川町避難所運営マニュアル ・「避難所の居住スペースにはペットの持ち込みは原則禁止」「敷地内にペットスペースを設定」「ペットの管理は飼い主が実施」。 ただし、施設に余裕がある場合は、避難者とペットが一緒に居住できる専用スペースを設けること等を、施設管理者と相談の上、避難所運営本部会議で検討する。 ・資料編でペットの飼育ルール10項目（ペットは指定された場所で、必ず繋いで飼うか、ケージの中で飼って下さい。ノミの駆除に努めて下さい。等）、ペット飼育管理簿（入所日、退所日、飼い主氏名、登録及び注射の有無）を定めている。
有田川町 （和歌山県）	○有田川町地域防災計画 第3編震災応急対策計画　第6章保健衛生計画　第4節動物保護管理計画（環境衛生班） 第4編震災応急対策計画　第5章保健衛生計画　第4節動物保護管理計画（環境衛生班） 1 計画方針 災害時には避難者の同伴動物にかかる問題も想定されるため、町は、被災者支援の一環として、県の設置する「災害時動物救援本部」と協力して動物の収容活動及び救護活動を実施する。 2 実施内容 (1) 被災地における動物の保護 所有不明の負傷動物、放し飼いの動物保護については、県及び動物愛団体、ボランティアと協力し、動物の保護に努める。 (2) 避難所における動物の適正な飼育 避難所では、有田川町避難所運営マニュアルに基づき確保する避難所の飼育場所において飼い主自身が動物を適正に飼育管理し、動物の愛護及び環境衛生の維持に努められるよう支援する。 (3) 県との連携 県との連携により、餌の手配、負傷動物の収容・保管、相談等の実施する。 3 その他 死骸処理 動物等の死骸処理については、火葬を原則とするが、施設等の状況により火葬できない場合は、衛生面に十分注意し死骸処理を行う。 ○有田川町避難所運営マニュアル 「居住空間へのペットの持ち込みは身体障害者補助犬を除き、原則禁止」 「ペットは、敷地内の専用スペースで、飼い主が責任を持って管理」 「鳴き声や臭気が避難者の迷惑にならないよう、居住空間からある程度離れた学校のグラウンドの一角などの屋外に飼育場を確保」 「ただし、施設に余裕がある場合は、避難者とペットが一緒に居住できる専用のスペースを設けることなどを施設管理者と相談の上、避難所運営本部会議で検討し、ペットの飼育ルールを決める」 「ペット飼育管理簿の作成」 「県や動物愛護団体等の支援が必要な場合は、町を経由して支援を要請することを検討」
御坊市 （和歌山県）	御坊市地域防災計画第2章災害応急対策を行う第5節保健衛生活動を行う 4動物の保護管理を支援する 災害時においては、負傷又は放し飼い状態の動物が多数発生すると同時に、避難所等の愛玩動物（ペット）にかかる問題も予想されるため、県下の獣医師会や動物関係団体等と協力して、県が設置する「災害時動物救援本部」が行う動物保護管理活動を支援することが求められる。 4-1動物の保護管理を支援する 厚生救助部（健康福祉課）、厚生救助部（介護福祉課）は、避難所の飼養場所において、飼養者自身が動物を適正に飼養管理し、動物の愛護及び環境衛生の維持に努められるよう、県と連携して支援する。 なお、県は、放浪犬や第三者が保護した動物を法令に基づき保護する。 （ア）避難所での動物の飼養状況の把握 （イ）飼養されている動物に対する資材及び餌の提供 （ウ）動物愛護ボランティアの派遣 （エ）飼養困難な動物の一時保管（必要に応じて、臨時動物一時預り施設を一定の期間設置） （オ）動物の所有者や里親探しのための情報の収集・提供 （カ）愛玩動物（ペット）に関する相談の実施等 （キ）動物に関する寄付金の管理・配分 （ク）県外からの受援体制の確保

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
御坊市 （和歌山県）	御坊市避難所運営マニュアル6ペット対策 「避難所の居住スペースにはペットの持ち込みは禁止」、「敷地内にペットスペースを設定」、「ペットの管理は飼い主が実施」、「他の支援団体等への要請」について定めている。 資料編でペットの飼育ルール10項目（ペットは指定された場所で、必ず繋いで飼うか、ケージの中で飼って下さい。ノミの駆除に努めてください。等）、「ペット飼育管理簿」で（飼い主氏名、連絡先、動物種、性別、毛色の特徴、登録及び注射の有無等）を定めている。
美浜町 （和歌山県）	美浜町地域防災計画 6動物保護管理計画 1計画方針災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数発生すると同時に、避難所等のペット動物にかかる問題も予想されるため、被災者支援の一環として県が設置する「災害時動物救援本部」と連携し、県獣医師会、動物愛護関係団体等の協力のもと、動物保護管理活動を行う。 2計画内容 ア避難所等における被災した動物の飼養者への支援 県と連携し、避難所運営マニュアル等に基づき確保する避難所の飼養場所において、飼養者自身が動物を適正に飼養管理し、動物の愛護及び環境衛生の維持に努められるよう支援する。 イ被災地域における飼養者不明の動物の保護 町は、県が実施する、放浪犬や第三者が保護した動物を法令に基づき保護する活動に協力する。
日高町 （和歌山県）	日高町地域防災計画第4編風水害等応急対策計画第20章保健衛生計画第3節取組内容7動物救護支援計画 災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数発生すると同時に、避難所等の家庭動物にかかる問題も予想される。町は、被災者支援の一環として、県と連携を図り、県獣医師会、動物関係団体等の設置する「災害時動物救援本部」の動物の収容活動及び救助活動等への協力に努める。 日高町避難所運営マニュアル6ペット 「避難所の居住スペースにはペットの持ち込みは禁止」、「敷地内にペットスペースを設定」、「ペットの管理は飼い主が実施」、「他の支援団体等への要請」について定めている。
由良町 （和歌山県）	由良町避難所運営マニュアル （7）共通理解ルールの提示 イペットの飼育場所を決定し、ペットの飼育ルールと共に飼育者及び避難者への周知徹底を図る。また、「避難施設ペット登録台帳」を作成する。 （15）避難所のペット対策（要救護者が必要とする補助犬は、除外する） 犬、猫などは室内に入れない、避難所にペットを連れてきた避難者に対して避難所従事職員に報告するよう呼びかける等記載 別表1共通理解ルール 犬、猫などの動物類を室内に入れることは禁止（補助犬は除く）。ペットを連れてきた避難者は、避難所従事職員に報告しなければならない。 別表2ペット飼育ルール広報文 ペットへの苦情及び危害防止に努めてください等 様式7避難所ペット登録台帳（飼い主氏名、住所、動物種、毛色等）
日高川町 （和歌山県）	日高川町地域防災計画第4章第1節4.2避難所の運営（5）必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。第4章第3節6動物救護活動支援計画災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数発生すると同時に、避難者の同伴動物等にかかる問題も予想されるため、町は、被災者支援の一環として、県獣医師会、動物愛護関係団体等の協力のもと、県の設置する「災害時動物救援本部」の動物の収容活動及び救助活動等を支援する。 6.1被災地域における動物の保護所有者不明の負傷動物又は放し飼い状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められるため、町は、県、県獣医師会等関係団体及び動物愛護推進員、ボランティア等と協力し、動物の保護に努める。 6.2避難所における動物の適正な飼育町は、県と協力し、飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正な指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 （1）各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の確保等 （2）避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡の調整 6.3動物の管理被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずる。第5章第2節5応急仮設住宅の管理・運営必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。避難所運営マニュアル[ペット飼育スペース]鳴き声や臭気が避難者の迷惑にならないよう、居住空間からある程度離れた学校のグラウンドの一角や避難所の隅などの屋外に飼育場を確保します。[ペットの取扱い]・居住空間へのペットの持ち込みは身体障害者補助犬を除き、原則禁止とします。・ペットは、敷地内の専用スペースで、飼い主が責任を持って管理します。避難所生活のルール4身体障害者補助犬を除き、ペットを居室に入れることは原則禁止です。
印南町 （和歌山県）	印南町地域防災計画第4章災害応急対策計画2.22保健衛生活動 （5）動物救護活動 災害時には、負傷または放し飼い状態の動物が多数発生するとともに、避難者の同伴動物等に係る問題も予想されるため、町は、動物愛護の観点から、県及び動物関連団体等と協力して、動物の収容及び救助活動等に努める。 また、県と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正な指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 なお、県が、獣医師会及び動物関係団体等が協力して設置する動物救援本部と連携して動物救援センター（仮称）を設置した場合には、町は同センターと連携・協力しつつ動物救護活動を支援する。 印南町避難所運営マニュアル 避難所の空間配置2.共有空間の管理「ペット飼育スペース」 鳴き声や臭気が避難者の迷惑にならないよう、居住空間からある程度離れた学校のグランドの一角や避難所の隅などの屋外に飼育場を確保する。 避難所の生活ルール「ペットの取扱い」 ペットは身体障碍者補助犬を除き、原則居住空間に持ち込めない。 ペットは敷地内の専用スペースで、飼い主が責任を持って管理する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
田辺市 （和歌山県）	田辺市地域防災計画 第3編災害応急対策計画/第5章復旧応急対策活動/第8節動物保護管理支援計画 《対策の展開》 第1家庭動物の保護 1避難所等における被災動物の飼養者への支援 市は、県と連携し、避難所運営マニュアルに基づき確保する避難所の飼養場所において、飼養者自身が動物を適切に飼養管理し、動物の愛護及び環境衛生の維持に努められるよう支援する。 ア避難所での動物の飼養状況の把握 イ飼養されている動物に対する資材及び餌の提供 ウ動物愛護ボランティアの派遣 エ飼養困難な動物の一時保管（必要に応じて、臨時動物一時預り施設を一定期間設置） オ動物の所有者や里親探しのための情報の収集・提供 カペット動物に関する相談の実施 キ動物に関する寄付金の管理・配分 ク県外からの受援体制の確保 2放浪動物の保護収容 災害後、被災により、飼育されていた犬等が放浪することによる市民への危害発生を防止するため、これら放浪動物の保護収容等の対策については、県環境生活部、県獣医師会、動物愛護団体・ボランティア等と連携・協力して行う。具体的な対策については、その都度関係機関と協議して決めるが、おおむね以下を目安として行う。 （1）放浪動物の保護収容 （2）避難施設で飼育されている動物に対する餌の配布 （3）負傷している動物の収容・治療 （4）飼養困難な動物の一時保管及び所有者の捜索又は新たな飼養者の募集 （5）その他動物に対する相談の受付 第2死亡獣畜の処理 1処理責任者 災害によって死亡した獣畜は、占有者が処理することを原則とする。ただし、占有者が占有の意思を放棄した死亡獣畜や自らの資力でこれを処理できない場合は、市が収集・処理を行う。 2処理方法 死亡獣畜発見者から連絡を受けたときは、直ちにその状況を調査し、必要に応じて家畜にあっては、家畜伝染病予防法に基づき検案を受けるとともに、消毒その他の衛生処理を実施する。死亡獣畜は直ちに収集し、次に掲げる関係機関と協議の上、定められた方法により焼却又は埋却する。 （1）犬猫等の場合・・・田辺保健所 （2）家畜の場合・・・・紀南家畜保健衛生所、田辺保健所 田辺市避難所運営マニュアル ペット連れの避難者への対応 避難所では、様々な価値観を持つ者が共同生活を営むため、ペットの飼育をめぐるトラブルが発生する可能性がある。そのため、居住スペースへのペットの持ち込みは、身体障害者補助犬を除き原則禁止する。身体障害者補助犬を居室へ持ち込む場合は、周囲の理解を得るようにする。ただし、施設に余裕がある場合は、避難者とペットが一緒に居住できる専用のスペースを設けることなどを施設管理者と相談の上、避難所運営委員会で検討する。 【資料8ペットの飼い主の皆さんへ】 避難所では、多くの人達が共同生活を送っていますので、ペットの飼い主の皆さんは人とペットが気持ちよく過ごせるように、次のことを守ってください。 1ペットは、指定された場所で、必ず、繋いで飼うか、ケージ（オリ）の中で飼ってください。 2ペットの体や飼育場所は、常に清潔に保ち、鳴き声や抜け毛、においなどで周囲に迷惑をかけないように努めてください。 3ペットの苦情や危害の防止に努めてください。 4屋外の指定された場所で排便させ、必ず後始末を行ってください。 5えさは時間を決めて与え、その都度きれいに片づけてください。 6ノミの駆除に努めてください。 7運動やブラッシングは、必ず屋外で行ってください。 8ペットもストレスを感じていますので、逃さないように注意してください。 9ペットの飼育に必要な資材（ケージ・その他用具）と当面のえさは、飼い主が用意することが原則です。もし、用意できなかった場合は、保健・衛生班を通じ、避難所運営委員会に相談してください。 ⑩万が一、他の避難者との間でトラブルが生じた場合は、保健医療・衛生班を通じ、避難所運営委員会まで届け出てください。 ペットスペースの設定 避難所の敷地内にペット専用のスペースを設ける。スペースを配置する際は、鳴き声や臭気を考慮し、居住空間からある程度離れた屋外に飼育スペースを確保する。 ペットの管理ペットの飼育については、飼い主が全責任を持って管理する。また、飼い主に対して、次の内容を届け出るよう呼びかけ、ペット飼育管理簿を作成する。 1飼育者の住所及び氏名 2避難所への入所日及び退所日 3ペットの名前 4動物の種類・特徴（性別・体格・毛色・犬の場合は登録・狂犬病予防注射の確認など）
白浜町 （和歌山県）	白浜町地域防災計画基本計画編第2編災害予防計画 第27章防災知識普及計画（地域防災課・日置川事務所・教育委員会） 3事業計画 （3）普及の内容 防災知識の普及は、概ね次の事項を中心に、その徹底を図る。 オ災害時の心得 ・家庭動物との同行避難や避難所での飼育についての準備（犬の登録、狂犬病予防注射接種等の法令遵守、しつけ、餌の備蓄等） ※地震・津波災害対策計画編第3編災害予防計画第24章防災知識普及計画3事業計画にも同一の記載あり 白浜町地域防災計画基本計画編第3編災害応急対策計画第6章保健衛生計画第6節動物救護活動支援計画（生活環境課） 1計画方針 大規模な災害時においては、人命救助等を最優先とするが、動物も人と同様に被災することから、負傷又は放し飼い状態の動物が多数発生するとともに、避難者の同伴動物等に係る問題も予想されるため、町は、地域の安全確保及び動物愛護の観点から対応可能な範囲において、県の指導のもと動物関係団体等の実施する動物の収容活動及び救助活動を支援する。 2計画内容 （1）被災地域における動物の保護 所有者不明の負傷動物又は放し飼い状態の動物については、周辺住民の安全確保を図りながら、県の指導のもと動物関係団体等と協力してその保護に努めるものとする。 （2）観光施設等における動物の保護 動物を飼育している観光施設等については、その被災状況を的確に把握し、緊急事態に備えた連絡体制を確立するとともに必要な措置を講じるよう施設管理者に対する助言等を行う。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
白浜町 （和歌山県）	(3)避難所における動物の適正な取扱いと保護 町は、避難所における同伴動物等の取扱いに対する一定の基準を定めるとともに、飼い主等に対する適正な指導を行うなど環境衛生の維持や動物保護に努めるものとする。 ア各地域の被害状況の把握、避難所での動物の取扱い基準の策定と実践、獣医師の派遣等に係る支援 イ避難所における環境衛生の維持 ウ避難所での動物の飼養状況の把握 エ飼養されている動物に対する資材及び餌の提供 オ動物愛護ボランティアの派遣 カ飼養困難な動物の一時保管（必要に応じて、臨時動物一時預り施設を一定の期間設置） キ動物の所有者や里親探しのための情報の収集・提供 ク家庭動物に関する相談の実施等 ケ県、関係団体等との連絡調整 (4)動物救援センターへの協力、支援 動物救援センターが設置された場合、県の指導に基づき必要な措置を講じるなど協力、支援を実施するものとする。 ※地震・津波災害対策計画編第4編災害応急対策計画第6章保健衛生計画第6節動物救護活動支援計画にも同一の記載あり 白浜町避難所運営マニュアル≪4食料・物資・衛生班の仕事≫ 5－4．8ペット (1)避難所の居室スペースにはペットの持ち込みは禁止 避難所では、さまざまな価値観を持つ人が共同生活を営むため、ペットの飼育をめぐるトラブルがよく発生します。そのため、居室へのペットの持ち込みは身体障害者補助犬を除き原則として禁止します。身体障害者補助犬を居室へ持ち込む場合は、周囲の理解を得るようにします。 ただし、施設的に余裕があり、ペット同伴を望む避難者が多い場合、長期の避難生活への配慮が必要な場合などは、避難所運営本部会議で決定するなどして、対応を検討します。 (2)敷地内にペットスペースを設定 ペットの持込みを行う場合は、避難所の敷地内にペット専用のスペースを設けます。スペースを配置する際は、鳴き声や臭気対策のため、居住空間からある程度離れた場所を設定し、避難者に配慮します。 (3)ペットの管理は飼い主が実施 ペットの飼育については、飼い主が全責任を持って管理します。また飼い主に対して、次の内容を届け出るよう呼びかけ、様式27の飼育者名簿を作成します。 1飼育者の住所及び氏名 2動物の種類と数 3動物の特徴（性別・体格・毛色・鑑札番号など）
みなべ町 （和歌山県）	動物保護管理計画 1、計画方針 災害時には、負傷または放し飼い状態の動物が多数発生すると同時に、避難所等の家庭動物（ペット）にかかる問題も予想されるため、県下の獣医師会や動物関係団体等と協力して、県が設置する「災害時動物救援本部」が行う動物保護管理活動を支援する。 2、計画内容 生活環境部等は、みなべ町避難所運営マニュアルに基づき、避難所の飼養場所において、飼養者自身が動物を適正に飼養管理し、動物の愛護及び環境衛生の維持に努められるよう、県と連携して支援する。なお、県は、放浪犬や第三者が保護した動物を法令に基づき保護する。 ア避難所での動物の飼養状況の把握 イ飼養されている動物に対する資材及び餌の提供 ウ動物愛護ボランティアの派遣 エ飼養困難な動物の一時保管（必要に応じて、臨時動物一時預り施設を一定の期間設置） オ動物の所有者や里親探しのための情報の収集・提供 カ家庭動物（ペット）に関する相談の実施等 キ動物に関する寄付金の管理・配分 ク県外からの受援体制の確保
上富田町 （和歌山県）	上富田避難所運営マニュアル(大規模避難所版)避難所内の仕事P，19保健・衛生班の仕事6，ペットP，42避難所の居室スペースにはペットの持ち込みは原則禁止 避難所では、さまざまな価値観を持つ人が共同生活を営むため、ペットの飼育をめぐるトラブルが発生しがちです。そのため、居室へのペットの持ち込みは身体障害者補助犬を除き原則禁止します。身体障害者補助犬を居室へ持ち込む場合は、周囲の理解を得るようにします。 ただし、施設に余裕がある場合は、避難者とペットが一緒に居住できる専用のスペースを設けることなどを施設管理者と相談のうえ、運営本部会議で検討します。 敷地内にペットスペースを設定 避難所の敷地内にペット専用のスペースを設けます。スペースを配置する際は、鳴き声や臭気対策を考慮し、居住空間からある程度離れた学校のグラウンドの一角や避難所の隅などの屋外に飼育場を確保します。 ペットの管理は飼い主が実施 ペットの飼育については、飼い主が全責任を持って管理します。 また、飼い主に対して、主に次の内容を届け出るよう呼びかけ、ペット飼育管理簿を作成します。 (1)飼育者の住所及び氏名 (2)避難所への入所日および退所日 (3)ペットの名前 (4)動物の特徴 （性別・体格・毛色・犬の場合は登録・狂犬病予防注射の確認など） 他の支援団体等への要請 県や動物愛護団体等の支援が必要な場合は、町を経由して支援を要請することを検討します。
すさみ町 （和歌山県）	すさみ町避難所運営マニュアル(小規模避難所版) Ⅲ避難所の空間配置 2共有空間の管理 〔ペット飼育スペース〕 鳴き声や臭気が避難者の迷惑にならないよう、居住空間からある程度離れた学校のグラウンドの一角や避難所の隅などの屋外に飼育場を確保します。 Ⅳ避難所の生活ルール 〔ペットの取扱い〕 居住空間へのペットの持ち込みは身体障害者補助犬を除き、原則禁止とします。ペットは、敷地内の専用スペースで、飼い主が責任を持って管理します。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
すさみ町 (和歌山県)	すさみ町避難所運営マニュアル(大規模避難所版) 避難所の空間配置 2共有空間の管理 〔ペット飼育スペース〕 鳴き声や臭気が避難者の迷惑にならないよう、居住空間からある程度離れた学校のグラウンドの一角や避難所の隅などの屋外に飼育場を確保します。 避難所の生活ルール 〔ペットの取扱い〕 居住空間へのペットの持ち込みは、身体障害者補助犬を除き、原則禁止とします。ペットは、敷地内の専用スペースで、飼い主が責任を持って管理します。 6ペット 〔避難所の居住スペースへの持ち込みは原則禁止〕 避難所では、さまざまな価値観を持つ人が共同生活を営むため、ペットの飼育をめぐるトラブルが発生しがちです。そのため、居住スペースへのペットの持ち込みは身体障害者補助犬を除き原則禁止します。身体障害者補助犬を居室は持ち込む場合は、周囲の理解を得るようにします。 ただし、施設に余裕がある場合は、避難者とペットが一緒に居住できる専用のスペースを設けることなどを施設管理者と相談の上、避難所運営本部会議で検討します。 〔敷地内にペットスペースを設定〕 避難所の敷地内にペット専用のスペースを設けます。スペースを配置する際は、鳴き声や臭気対策を考慮し、居住空間からある程度離れた学校のグラウンドの一角などの屋外に飼育スペースを確保します。 〔ペットの管理は飼い主が実施〕 ペットの飼育については、飼い主が全責任を持って管理します。 また、飼い主に対して、主に次の内容を届け出るよう呼びかけ、ペット飼育管理簿を制作します。 (1)飼育者の住所及び氏名(2)避難所への入所日及び退所日(3)ペットの名前(4)動物の特徴(性別・体格・毛色・犬の場合は登録・狂犬病注射の確認など) 〔他の支援団体等への要請〕 県や動物愛護団体等の支援が必要な場合は、町を経由して支援を要請することを検討します。
新宮市 (和歌山県)	○新宮市地域防災計画 第7章保健衛生計画/第4節動物保護管理計画 計画方針 災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数発生すると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想されるため、動物愛護の観点及び被災者支援の一環として獣医師会、動物愛護関係団体等の協力のもと、動物保護管理活動を行う。 1. 実施者 動物保護管理等の実施は、災対救助部が行う。 2. 避難所等における被災した動物の飼養者への支援 県等と連携し、「避難所運営マニュアル」に基づき確保する避難所の飼養場所において、飼養者自身が動物を適正に飼養管理し、動物の愛護及び環境衛生の維持に努められるよう支援する。 (1)避難所での動物の飼養状況の把握 (2)飼養されている動物に対する資材及び餌の提供 (3)動物愛護ボランティアの派遣 (4)飼養困難な動物の一時保管 (5)動物の所有者や里親探しのための情報の収集・提供 (6)飼養動物に関する相談の実施等 3. 被災地域における飼養者不明の動物の保護 県等と連携し、放浪犬や第三者が保護した動物を保護する。 保護した動物や避難所の飼養場所において飼養管理が困難な動物については、公園等の場所を確保し、動物愛護関係団体等の協力のもと、できる限り集中管理するよう努める。 (1)被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について獣医師会等と連携し必要な措置を講ずるものとする。 (2)飼養者への返還若しくは希望者への譲渡等 4. 危険動物の状況の把握 県等と連携し、所有者等を通じて危険動物の状況を把握する。 5. 死亡動物の処理 災害で死亡した動物については、所有者が処理することを原則とするが、所有者が不明又は所有者が被災者であって自力で処理できないものについては、災対救助部環境班が実施する。 (1)死亡動物の発見の連絡を受けた場合直ちに収集し、消毒その他の衛生処理を実施する。 ただし、移動し難いものについては、その場で衛生的に処理する。 (2)収集された死亡動物は、定められた方法に基づき処理する。 ○災害時避難所運営マニュアル(小規模避難所版) 避難所の空間配置 【ペット飼育場】 鳴き声や臭気が避難者の迷惑にならないよう、居住空間からある程度離れた学校のグラウンドの一角や避難所の隅などの屋外に飼育場を確保します。 避難所の生活ルール 【生活空間の利用方法】 ・ペットは身体障害者補助犬を除き原則居住空間に持ち込めません。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
新宮市 （和歌山県）	○災害時避難所運営マニュアル（大規模避難所版） 【ペット飼育場】 鳴き声や臭気が避難者の迷惑にならないよう、居住空間からある程度離れた学校のグラウンドの一角や避難所の隅などの屋外に飼育場を確保します。 避難所内の仕事/保健・衛生班の仕事 6ペット 「避難所の居室スペースにはペットの持ち込みは原則禁止」 避難所では、様々な価値観を持つ人が共同生活を営むため、ペットの飼育をめぐるトラブルが発生しがちです。そのため、居室へのペットの持ち込みは身体障害者補助犬を除き原則禁止します。身体障害者補助犬を居室へ持ち込む場合は、周囲の理解を得るようにします。 ただし、施設に余裕がある場合は、避難者とペットが一緒に居住できる専用のスペースを設けることなどを施設管理者と相談のうえ、運営本部会議で検討します。 「敷地内にペットスペースを設定」 避難所の敷地内にペット専用のスペースを設けます。スペースを配置する際は、鳴き声や臭気対策を考慮し、居住空間からある程度離れた学校のグラウンドの一角や避難所の隅などの屋外に飼育場を確保します。 「ペットの管理は飼い主が実施」 ペットの飼育については、飼い主が全責任を持って管理します。 また、飼い主に対して、主に次の内容を届け出るよう呼びかけ、ペット飼育管理簿を作成します。 (1)飼育者の住所及び氏名 (2)避難所への入所日および退所日 (3)ペットの名前 (4)動物の特徴(性別・体格・毛色・犬の場合は登録・狂犬病予防注射の確認など) 「他の支援団体等への要請」 県や動物愛護団体等の支援が必要な場合は、市を経由して支援を要請することを検討します。
那智 勝浦町 （和歌山県）	○那智勝浦町地域防災計画 第4編地震・津波災害応急対策計画/第5章保健衛生計画/第6節動物救護活動支援計画 方針 災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数発生すると同時に、避難所等の家庭動物等に係る問題も予想されるため、町は、地域の安全確保及び動物愛護の観点から対応可能な範囲において、県の指導のもと動物関係団体等の実施する動物の収容活動及び救助活動を支援する。 計画 1. 被災地域における動物の保護 所有者不明の負傷動物又は放し飼い状態の動物については、周辺住民の安全確保を図りながら、県の指導のもと動物関係団体等と協力してその保護に努めるものとする。 2. 避難所における動物の適正な取扱いと保護 県と連携し、避難所運営マニュアルに基づき確保する避難所の飼養場所において、飼い主自身が動物を適正に飼養管理できるよう、次のような支援を実施し、環境衛生の維持や動物保護に努めるものとする。 (1)各地域の被害状況の把握、避難所での動物の取扱い基準の策定と実践、獣医師の派遣等に係る支援 (2)避難所における環境衛生の維持 (3)避難所での動物の飼養状況の把握 (4)飼養されている動物に対する資材及び餌の提供 (5)動物愛護ボランティアの派遣 (6)飼養困難な動物の一時保管(必要に応じて、臨時動物一時預り施設を一定の期間設置) (7)動物の所有者や里親探しのための情報の収集・提供 (8)家庭動物に関する相談の実施等 (9)県、関係団体等との連絡調整 3. 動物救援センターへの協力、支援 動物救援センターが設置された場合、県の指導に基づき必要な措置を講じるなど協力、支援を実施するものとする。 ○避難所運営マニュアル 6ペット 「避難所の居住スペースへのペットの持ち込みは原則禁止」 避難所では、さまざまな価値観を持つ人が共同生活を営むため、ペットの飼育をめぐるトラブルが発生しがちです。そのため、居住スペースへのペットの持ち込みは身体障害者補助犬を除き原則禁止します。身体障害者補助犬を居室へ持ち込む場合は、周囲の理解を得るようにします。ただし、施設に余裕がある場合は、避難者とペットが一緒に居住できる専用のスペースを設けることなどを施設管理者と相談の上、避難所運営本部会議で検討します。 「敷地内にペットスペースを設定」 避難所の敷地内にペット専用のスペースを設けます。スペースを配置する際は、鳴き声や臭気対策を考慮し、居住空間からある程度離れた学校のグラウンドの一角などの屋外に飼育スペースを確保します。 「ペットの管理は飼い主が実施」 ペットの飼育については、飼い主が全責任を持って管理します。また、飼い主に対して、主に次の内容を届け出るよう呼びかけ、ペット飼育管理簿を作成します。 (1)飼育者の住所及び氏名 (2)避難所への入所日および退所日 (3)ペットの名前 (4)動物の特徴(性別・体格・毛色・犬の場合は登録・狂犬病予防注射の確認の他、犬・猫はマイクロチップの有無の確認など) 「他の支援団体等への要請」 県や動物愛護団体等の支援が必要な場合は、町を経由して支援を要請することを検討します。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
太地町 （和歌山県）	○太地町地域防災計画 第6節動物保護管理計画（県環境生活部） 1計画方針 災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数発生すると同時に、避難所等の家庭動物にかかる問題も予想されるため、町は、動物愛護の観点から、県と連携し県獣医師会、動物関係団体等の設置する「災害時動物救援本部」とともに動物保護管理活動等を行う。 2計画内容 （1）被災地域における飼養者不明の動物の保護 所有者不明の負傷動物又は放し飼い状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められるため、町は、県、県獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護に努める。 （2）避難所等における被災した動物の飼養者への支援 町は、県と連携し、飼養者自身が動物を適正に飼養管理し、動物の愛護及び環境衛生の維持に努められるよう支援する。 ア．避難所での動物の飼養状況の把握及び保護施設への動物の受け入れ及び譲渡の調整 イ．飼養されている動物に対する資材及び餌の提供 ウ．「動物愛護推進員」等ボランティアの派遣 エ．飼養困難な動物の一時保管 オ．動物の所有者や里親探しのための情報の収集・提供 カ．動物に関する寄付金の管理・配分 キ．資材の提供、獣医師の派遣等必要な場合は県の件への支援要請 ク．他府県市町村への連絡調整及び要請 （3）県が設置する動物救援センターへの収容対策 町は、県及び動物救援本部と連携・協力し、県が設置する動物救援センターへの収容対策を図る。 ア．飼養されている動物に対する餌の配布 イ．負傷した動物の収容・保管 ウ．放浪動物の収容・保管 エ．飼養困難な動物の一時保管 オ．動物の所有者や里親探しのための情報の収集、提供 カ．愛玩動物に関する相談の実施等 ○避難所運営マニュアル 6ペット 「避難所の居住スペースへのペットの持ち込みは原則禁止」 避難所では、さまざまな価値観を持つ人が共同生活を営むため、ペットの飼育をめぐるトラブルが発生しがちです。そのため、居住スペースへのペットの持ち込みは身体障害者補助犬を除き原則禁止します。身体障害者補助犬を居室へ持ち込む場合は、周囲の理解を得るようにします。ただし、施設に余裕がある場合は、避難者とペットが一緒に居住できる専用のスペースを設けることなどを施設管理者と相談の上、避難所運営本部会議で検討します。
北山村 （和歌山県）	○北山村地域防災計画 第17節防疫、保健衛生計画 第3動物保護管理計画 1避難所等における被災した動物の飼養者への支援 村は、県と連携し、市町村が避難所運営マニュアルに基づき確保する避難所の飼養場所において飼養者自身が動物を適正に飼養管理し、動物の愛護及び環境衛生の維持に務められるよう支援する。 （1）避難所での動物の飼養状況の把握 （2）飼養されている動物に対する資材及び餌の提供 （3）動物愛護関係ボランティアの派遣 （4）飼養困難な動物の一時保管（必要に応じて、臨時動物一時預かり施設を一定の期間設置） （5）動物の所有者や里親探しのための情報の収集・提供 （6）家庭動物に関する相談の実施等 （7）動物に関する寄付金の管理・配分 2被災地域における飼養者不明の動物の保護 村は、飼養者不明の負傷動物、放し飼いの動物について、県、関係団体、ボランティアと協力して保護や飼養者への返還等に努める。 3死亡動物の処理 災害の発生に伴って死亡した動物の処理は、原則として飼養者等が行うものとし、飼養者が不明の場合又は飼養者が被災して自力での処理が困難な場合、村は、協力体制を確立し、衛生的処理に努める。 （1）飼養者等からの要請があったときは、処分方法を指導する。死亡動物の発見の連絡を受けた場合は、直ちに収集し、消毒その他の衛生処理を実施する。ただし、移動し難いものについては、その場で衛生的に処理する。 （2）処理場所の確保その他の対応について、村のみで対応できないときは、県に協力を要請する。 ○避難所運営マニュアル 「共有空間の管理」 「ペット飼育場」 鳴き声や臭気が避難者の迷惑にならないよう、居住空間からある程度離れた学校のグラウンドの一角や避難所の隅などの屋外に飼育場を確保します。 「避難所の生活ルール」 「生活空間の利用方法」 ペットは身体障害者補助犬を除き原則居住空間に持ち込めません。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
串本町 （和歌山県）	○串本町地域防災計画 第3編　災害応急対策計画（風水害等対策計画）　第2部　災害発生後の活動　第6章　保健衛生計画　第2節　動物保護管理計画 第5編　災害応急対策計画（地震・津波災害対策計画）　第2部　応急期の活動　第3章　保健衛生計画　第2節　動物保護管理計画 1.計画方針 災害で被災、放置された愛玩動物（ペット）の動物保護管理活動を行うため、県が設置し、県獣医師会、動物愛護団体が活動協力する「災害時動物救護本部」との連携、支援を行う。 特定動物（人に危害を加える恐れのある危険な動物）については、被災状況を把握し、所有者等に逸走防止等を図るように指示し、安全確保を行う。 2.計画内容 （1）被災地域における動物の保護 所有者不明の負傷動物または放し飼い状態の動物の保護については獣医師会や動物関係団体等と協力し、動物の保護に努める。 （2）避難所における適正な飼育と情報提供 飼い主とともに避難した動物の飼育については、町避難所運営マニュアルに基づき適正な指導を行うなど、動物愛護及び環境衛生の維持に努める。 また、災害時動物救護本部に対し、避難所における愛玩動物の情報等を提供する。 （3）収容対策 災害時動物救援本部は、県等の指導・助言のもと、次の愛玩動物の収容対策を実施する。 （ア）負傷した動物の収容・治療・保護 （イ）飼養されている動物への餌の配布 （ウ）放浪動物の収容・保護 （エ）飼養困難な動物の一時保護 （オ）愛玩動物の所有者や里親（新たな所有者）探しのための情報の収集、提供 （カ）愛玩動物に関する相談の実施等 （4）死亡した愛玩動物の処理 （ア）本町の焼却場で衛生的に焼却処理する。 （イ）移動し難いものについては、その場で衛生的に処理する。
古座川町 （和歌山県）	古座川町地域防災計画第3編災害応急対策計画（基本計画編）第2節避難計画第5避難所の開設等 古座川町地域防災計画第4編災害応急対策計画（震災対策計画編）第1節避難計画第5避難所の開設等 サ必要に応じ、避難所における家庭動物のための飼養スペースの確保に努める。
和歌山市	和歌山市地域防災計画 第5項 動物の収容・救護活動 市（健康対策部）は、保健医療調整本部において、被災地域における動物の収容活動、救護活動等を行う。 特定動物については、飼育施設の被災状況を把握し、破損等がある場合には所有者等に逸走防止等を図るように指示し、安全確保を行う。 1 活動体制 項目 概要 体制構築 県、獣医師会、動物関係団体等と連携し、獣医師を中心とした、組織を編成する。 活動場所 1 避難所 2 その他 2 活動内容 項目 業務 動物の保護 所有者不明の負傷動物又は放し飼い状態の動物の保護については、獣医師会や動物関係団体等と協力し、動物の保護に努める。 （1）負傷した動物の収容・治療・保管 （2）飼養困難な動物の一時保管 （3）動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供 （4）動物に関する相談の実施等 避難所における指導 飼い主とともに避難した動物の飼育方法、衛生管理方法等に関して、適正な指導に努める。 3 医薬品等の調達・確保 動物用医薬品、動物用医療機器、災害時動物救護用物資等の調達・確保に努めるとともに、市所有分で不足するときは、県、関係機関等に協力を要請する。
鳥取県	・鳥取県地域防災計画災害予防編第5部 第6章ペット同行避難対策の強化 （県危機管理部、県生活環境部、市町村） 第1節目的 この計画は、災害という非常時にあっても飼い主が自らの責任の下でペットを適切に飼養し続けられる環境が維持できるよう平時から体制整備や普及啓発を行い、災害時のペットの安全を確保するとともに、避難所等におけるペットをめぐるトラブルを最小化させることを目的とする。 第2節総則 1ペット同行避難対策の必要性 近年、ペットは家族の一員であるという意識が一般的になりつつあることから、ペットと同行避難をすることは、動物愛護の観点のみならず、飼い主である被災者が安心して避難できるという点での心のケアの観点からも重要である。 2基本方針 災害時においてもペットを適正に飼養管理する義務は飼い主にあることを前提とし、被災した飼い主がペットとともに支援を受けることを基本として、平時における予防対策を定める。なお、対策の基本は「人とペットの災害対策ガイドライン」（環境省）等を参考とするものとする。 3同行避難の意味合い 本章で言う「同行避難」とは、飼い主がペットを同行して避難所等へ避難行動をすることを指し、避難所で人と同室でペットを飼養管理することを意味するものではない。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
鳥取県	第3節飼い主への普及啓発等 県及び市町村は、平時から飼い主自身が災害時に必要となる備えをし、ペットを適正に飼養管理する必要があることについて、飼い主に対して広報や情報提供を通じて、災害予防編第1部第4章第3節に記載する事項に加え、以下の項目について周知や普及啓発に努める。 1飼い主が平時から災害への備えを行うことにより、自らの安全を確保することが、災害時にもペットを適切に飼養することにつながること。 2健康面やしつけを含めたペットの平常時からの適正な飼養が、災害時のペットの安全確保にもつながること。 3災害時にはペットを落ち着かせるとともに、逸走やケガなどに注意してペットとともに避難すること。 4ペットと同行避難する必要が生じることを想定して、平常時から、災害に備えたペット用備蓄品の確保や避難ルートの確認等を行っておくこと。 5大勢の人が共同生活を送る避難所等において、ペットを原因としたトラブルが生じないよう、ペットと避難した際は、飼養していない避難者に配慮すること。 第3節飼い主への普及啓発等 県及び市町村は、平時から飼い主自身が災害時に必要となる備えをし、ペットを適正に飼養管理する必要があることについて、飼い主に対して広報や情報提供を通じて、災害予防編第1部第4章第3節に記載する事項に加え、以下の項目について周知や普及啓発に努める。 1飼い主が平時から災害への備えを行うことにより、自らの安全を確保することが、災害時にもペットを適切に飼養することにつながること。 2健康面やしつけを含めたペットの平常時からの適正な飼養が、災害時のペットの安全確保にもつながること。 3災害時にはペットを落ち着かせるとともに、逸走やケガなどに注意してペットとともに避難すること。 4ペットと同行避難する必要が生じることを想定して、平常時から、災害に備えたペット用備蓄品の確保や避難ルートの確認等を行っておくこと。 5大勢の人が共同生活を送る避難所等において、ペットを原因としたトラブルが生じないよう、ペットと避難した際は、飼養していない避難者に配慮すること。 第4節同行避難の受入体制の整備 県及び市町村は、災害時にも被災者がペットを適切に飼養管理できるように支援する体制整備に努める。 具体的には次のものが挙げられる。 1主として県が行う体制整備等 避難所等で必要となる飼料や資機材等の調達体制の確保、鳥取県獣医師会等との連携体制の強化（現地動物救護本部の設置や活動等）、ペットの一時預かりができる協力体制等の構築、広域的な同行避難体制の整備など 2主として市町村が行う体制整備等 避難所での飼養環境の検討及び整備（施設管理者との事前協議等も含む）、市町村外からの同行避難の受入体制の検討など 3同行避難のうち、人と同室でペットを飼養管理することができる広域的な拠点避難所の整備を県と市町村が連携し、その具体化について検討を行う。 第5節訓練等による検証及び体制強化 県及び市町村は、関係機関等とも連携し、災害時のペットの救護や支援が適切に行われるよう、定期的に住民参加型の訓練や研修等を通じて受入体制等の検証や体制強化を行うよう努める。 第6節市町村地域防災計画に定める事項 県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。 1飼い主への普及啓発等 2同行避難の受入体制の整備 3訓練等による検証及び体制強化 ・鳥取県地域防災計画災害応急対策編第9部保健衛生対策計画第5章動物の管理（県生活環境部、県農林水産部） 第3節ペットの管理対策 第2節危険動物等の管理対策 1実施責任 被災地における特定動物の管理指導や、危険な逸走動物等の収容等は、中西部圏域は県が行い、東部圏域は鳥取市が行う。なお、県と鳥取市は連携し、要請に応じて協力する。 2特定動物の実態把握 被災地において飼育されていることを掌握している特定動物について、逸走の事実又はそのおそれがないか速やかに調査し、飼育実態を把握するものとする。また、マイクロチップの確認により飼養等許可者を把握するものとする。 3危険な動物の収容 被災地において逸走した特定動物や、住民に危害を与えるおそれがある放浪犬等について、人畜への被害発生の防止のために必要な措置を講じるものとする。 4収容施設の確保 中西部の各総合事務所の犬管理所を使用するが、収容することができない場合は、仮設収容施設を設置し、これに対処する。 第3節ペットの管理対策 1実施責任 被災地及び避難所におけるペットの管理は、飼い主自らが行う、もしくは飼い主同士が助け合い、協力して行うものとする。被災地におけるペットの管理対策は、中西部圏域は県が行い、東部圏域は鳥取市が行う。なお、県と鳥取市は連携し、要請に応じて協力する。 県は、市町村、獣医師会等の協力を得て、ペットの管理指導を行う。 2ペットの管理指導 保護収容時には、保護個体に挿入されたマイクロチップや装着された首輪等の確認による飼い主の把握・返還に努める。必要に応じ、飼い主に対しペットの健康管理、適正なしつけ、飼い主による家庭動物へのマイクロチップ挿入や首輪等の装着などの飼育方法等を指導することにより、人畜への被害発生の防止を図る。また、飼い主が不明の場合には、市町村は、マイクロチップの確認による飼い主の確認及び飼い主を探すための広報活動を行うものとする。 3ペットの引き取り 被災者がやむを得ず犬猫を継続して飼養することができず、適正に飼養することのできる者に当該犬猫を譲渡する等、新たに飼養者を見いだすことができない場合には、被災者からの求めにより、当該犬猫を引き取り、収容するものとする。収容後の犬猫の取り扱いは、平時の取り扱いに準じて行う。 4収容施設の確保 引き取ったペットは中西部の各総合事務所の犬管理所に収容するが、収容能力を超える場合は、仮設収容施設を設置し、これに対処する。 5避難に伴うペット対策 避難所や応急仮設住宅への避難を余儀なくされた場合におけるペットの取扱いについては、概ね次により行う。 (1)市町村は、当該避難所等におけるペット飼育場所の確保及び受入体制の整備に努める。（事前に県担当部局や施設管理者等と調整をしておくことが望ましい。）また、市町村は、県とも連携の上、地域の飼育状況を勘案した飼養にあたってのルールづくり、適正な飼養に関する飼い主に対する指導や支援に努める。 (2)飼い主との同行避難が困難なペットが多数生じる場合には、県は必要に応じて市町村に協力を要請して仮設収容施設を整備する。 また、県（生活環境部）は、物資や義援金等の支援を受けられるようペット災害支援協議会に対し、応援要請を行う。 また、第10部第2章「ボランティアとの協働」により支援を受けるための手配等を行う。 (3)県（生活環境部）は、災害の規模や被災状況を勘案し、ペット災害支援協議会の協力を受けて、獣医師会、動物関係団体等と共に現地本部を設置し、以後は現地本部が中心となって被災動物の保護及び救護活動に当る。 (4)県（生活環境部）は、ペット災害支援協議会等の協力を受けて、ペットフード、ケージ、衛生処理袋等の調達に努める。 また、使用済みの衛生処理袋については、市町村に処理を依頼する。 6その他 業として取り扱っている動物については、特定動物であって公益上の対策の必要性がある場合を除き、原則として特段の応急対策を講じないものとする。（各々の業者自らが対応することを原則とする。）

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
米子市 （鳥取県）	米子市地域防災計画 Ⅰ　共通対策計画 第1章 総 則 第 7 節 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱及び市民・事業所の取るべき措置 8 市民・事業所の取るべき措置 (1)市民 ＜災害に備えた各家庭での取組＞ ウ　平常時から各自のニーズに配慮した最低3日分（推奨1週間）の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行う。（特に子どもや女性、高齢者などの視点に配慮する。） 　また、飼い主によるペットの同行避難や避難所での飼養についての準備等をしておくこととし、万が一、災害時にペットの行方がわからなくなった場合に備え、ペットへのマイクロチップ挿入や所有者名等を記した首輪等を装着することにより、ペットが保護された際にその所有者が確認できるようにすることが望ましい。 第3章　災害応急対策計画 第8節　避難受入れ計画 　この計画は、災害のため、現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者に対する避難指示等の基準及び要領を定めて危険区域内の住民を安全に避難させるとともに一時的に安全な場所に受入れ保護し、人的被害の軽減を図るための計画である。 3　避難所運営体制の整備 (1)避難所機能・運営基準 　市は、避難所運営を円滑に実施するため、「鳥取県避難所機能・運営基準」や、「鳥取県避難所運営マニュアル作成指針」を参考にして、次の事項に留意し、「米子市避難所開設・運営マニュアル」を策定する。 ソ　ペットと同行して避難できる環境の検討 15　ペットの同行避難対策 (1)ペット同行避難対策の必要性 　近年、ペットは家族の一員であるという意識が一般的になりつつあることから、ペットと同行避難することは、動物愛護の観点のみならず、飼い主である被災者が安心して避難できるという点での心のケアの観点からも重要である。 　なお、ここでいう「同行避難」とは、飼い主がペットを同行して避難所等へ避難行動をすることを指し、避難所で人と同室でペットを飼養管理することを意味するものではない。 (2)飼い主への普及啓発等 　市は、平時から飼い主自身が災害時に必要となる備えをし、ペットを適正に飼養管理する必要があることについて、飼い主に対して広報や情報提供を通じて、以下の項目について周知や普及啓発に努める。 　ア　飼い主が平時から災害への備えを行うことにより、自らの安全を確保することが、災害時にもペットを適切に飼養することにつながること。 　イ　健康面やしつけを含めたペットの平常時からの適正な飼養が、災害時のペットの安全確保にもつながること。 　ウ　災害時にはペットを落ち着かせるとともに、逸走やケガなどに注意してペットとともに避難すること。 　エ　ペットと同行避難する必要が生じることを想定して、平常時から、災害に備えたペット用備蓄品の確保や避難ルートの確認等を行っておくこと。 　オ　大勢の人が共同生活を送る避難所等において、ペットを原因としたトラブルが生じないよう、ペットと非難した際は、飼養していない避難者に配慮すること。 (3)同行避難の受入体制の整備 　市は、災害時にも被災者がペットを適切に飼養管理できるように支援する体制整備に努める。 (4)訓練等による検証及び体制強化 　市は、関係機関等とも連携し、災害時のペットの救護や支援が適切に行われるよう、住民参加型の訓練や研修等を通じて受入体制等の検証や体制強化を行うよう努める。
倉吉市 （鳥取県）	倉吉市地域防災計画 第1編総則 第5章市民の防災活動 1日頃の備え (1)、(2)ア～カ・ク・ケ省略 キ3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、所有者飼い主によるペットの同行避難や避難所での飼養についての準備等をしておきます。なお、万が一、災害時にペットが逃亡し、行方がわからなくなった場合に備え、ペットへのマイクロチップの挿入や所有者名等を記した首輪等の装着等、ペットが保護された際にその所有者を確認できるように対策を講じておくものとします。 第6章指定緊急避難場所・指定避難所の設置運営計画 第2節指定緊急避難場所等の開設及び運営 4指定緊急避難場所等の運営 (1)～(8)省略 (9)避難場所における生活環境及び感染症対策に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとします。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握、ユニバーサルデザインへの配慮に努め、必要な対策を講じるものとします。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師・助産師・看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとします。また、必要に応じ、避難所におけるペットのためのスペースの確保に努めるものとします。 第21章動物の管理計画 第1節目的 この計画は、災害時における動物の適切な管理体制を定め、住民の心身の安全及び安定を図ることを目的とします。 本章において、各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによります。 (1)ペット 愛玩動物としての飼い主のある動物で、ほ乳類、鳥類及びは虫類に属するもの等、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の適用を受ける動物をいいます。 (2)特定動物 ニホンザル、ニシキヘビその他の人の生命、身体又は財産を侵害するおそれのある動物で、動物の愛護及び管理に関する法律施行令に定めるものをいいます。 第2節危険動物等の管理体制 1実施機関 被災地における特定動物の管理指導や、危険な逸走動物等の収容等は、県が行います。 2特定動物の実態把握 県は、被災地において飼育されていることを掌握している特定動物について、逸走の事実又はそのおそれがないか速やかに調査し、飼育実態を把握するものとします。 3危険な動物の収容 県は、被災地において逸走した特定動物や、住民に危害を与えるおそれがある放浪犬等について、人畜への被害発生の防止のために必要な措置を講じるものとします。 4収容施設の確保 中部総合事務所の犬管理所を使用するが、収容することができない場合は、県が仮設収容施設を設置し、これに対処します。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
倉吉市 （鳥取県）	第3節ペットの管理対策 1実施機関 被災地及び避難所におけるペットの管理は、原則として飼い主自らが行うこととします。 2ペットの管理指導 (1)県における業務 県は、必要に応じ、飼い主に対しペットの健康管理、飼育方法等を指導することにより、人畜への被害発生の防止を図るものとします。 (2)市における業務 市対策本部(清掃班)は、飼い主が不明の場合には、県と協力して、市報及びホームページ等により飼い主探しのための広報活動を実施するものとします。 3ペットの引き取り 被災者がやむを得ず犬猫を継続して飼養することができず、適正に飼養することのできる者に当該犬猫を譲渡する等、新たに飼養者を見いだすことができない場合には、被災者からの求めにより、当該犬猫を引き取り、収容するものとします。 収容後の犬猫の取扱いは、平時の取扱いに準じて行います。 4収容施設の確保 引き取ったペットは、中部総合事務所の犬管理所に収容するが、能力を超える場合は、県が仮設収容施設を設置し、これに対処するものとします。 5避難に伴うペット対策 市対策本部(避難班・避難支援班)は、避難所へ避難を余儀なくされた場合におけるペットの取扱いについては、概ね次のとおり実施するものとします。 (1)市対策本部(避難班・避難支援班)は、当該避難所の屋外におけるペット飼育場所の確保及び受入体制の整備に努めるものとします。 (2)市対策本部(清掃班)は、飼い主との同行避難が困難なペットが多数生じる場合には、県が必要に応じて動物についての受入体制を整備するため、県に対し、仮設収容施設の整備を要請するものとします。 (3)市対策本部(清掃班)は、仮設収容施設の整備が完了するまでの間、公共施設等で一時収容を行うとともに、ボランティア団体等の協力の下、収容動物の飼養を行うものとします。 なお、ボランティア団体等の確保等については、「第30章ボランティアとの協働計画」に定めるところによるものとします。 (4)収容動物の飼養に必要な物資の確保については、「第15章生活関連物資供給計画」に準じて行うものとします。
境港市 （鳥取県）	境港市地域防災計画（災害予防編）第1部総則第4章住民の防災活動 第3節住民の責務 (1)日頃の備えウ家族でする防災 (サ)ペットの同行避難や避難所での飼養（最低5日分のペットフードや水を備蓄）のための準備等を行う。なお、万が一災害時にペットが逃亡し、行方が分からなくなった場合に備え、ペットへのマイクロチップ挿入や所有者名等を記した首輪等を装着することにより、ペットが保護された際にその所有者が確認できるようにすることが望ましい。 第2部災害予防計画 第13章指定緊急避難場所・指定避難所の整備第3節運営体制の整備 1避難所機能・運営基準等の策定 (15)ペットと同行して避難できる環境の検討 第15章ペット同行避難対策の強化 第1節目的 この計画は、災害という非常時にあっても、飼い主が自らの責任の下でペットを適切に飼養し続けられる環境が維持できるよう、平時から体制整備や普及啓発を行い、災害時のペットの安全を確保するとともに、避難所等におけるペットをめぐるトラブルを最小化させることを目的とする。 （災害応急対策編）第2部災害応急対策計画第18章指定緊急避難場所・指定避難所の開設 第6節避難に伴うペット対策 (1)市は、避難所におけるペット飼育場所の確保及び受入体制の整備に努める。 (2)避難所におけるペットの管理・飼養は、原則として飼い主自らが行うほか、災害発生時のペット対策の細部については、別途定める「境港市人とペットの災害対策マニュアル」による。 第33章動物の管理 第1節目的 この計画は、災害時における動物の適切な管理体制を定め、住民の心身の安全及び安定を図ることを目的とする。なお、細部事項については別に定める「境港市人とペットの災害対策マニュアル」による。 第2節危険動物等の管理対策 1実施責任 被災地における特定動物の管理指導や、危険な逸走動物等の収容等は、中西部圏域は県が行い、東部圏域は鳥取市が行う。 2危険な動物の収容 県は、中西部圏域の被災地において逸走した特定動物や、住民に危害を与えるおそれがある放浪犬等について、人畜への被害発生の防止のために必要な措置を講じる。3収容施設の確保 中西部の各総合事務所の犬管理所を使用するが、収容することができない場合は、県が仮設収容施設を設置してこれに対処する。 第3節ペットの管理対策 1実施責任 被災地及び避難所におけるペットの管理は、原則として飼い主自らが行う。なお、保護収容時には、保護個体に挿入されたマイクロチップや装着された首輪等の確認による飼い主の把握に努める。市は、県及び獣医師会等の協力を得て、ペットの管理指導を行う。 2ペットの管理指導 県は、必要に応じ、飼い主に対しペットの健康管理、飼い主による家庭動物へのマイクロチップ挿入や首輪等の装着などの飼育方法等を指導することにより、人畜への被害発生の防止を図る。また、飼い主が不明の場合には、市は、マイクロチップの確認による飼い主の確認及び飼い主を探すための広報活動を行う。 3ペットの引き取り 被災者がやむを得ず犬猫を継続して飼養することができず、適正に飼養することのできる者に当該犬猫を譲渡する等、新たに飼養者を見いだすことができない場合には、被災者からの求めにより、当該犬猫を引き取り収容する。収容後の犬猫の取り扱いは、平時の取り扱いに準じて行う。 4収容施設の確保 引き取ったペットは、西部総合事務所の犬管理所に収容するが、収容能力を超える場合は、県が仮設収容施設を設置しこれに対処する。 5避難に伴うペット対策 避難所や応急仮設住宅への避難を余儀なくされた場合におけるペットの取扱いについては、概ね次により行う。 (1)市は、当該避難所等におけるペット飼育場所の確保及び受入体制の整備に努める。（事前に県担当部局や施設管理者等と調整をしておくことが望ましい。）また、市は、県とも連携の上、地域の飼育状況を勘案した飼養にあたってのルールづくり、適正な飼養に関する飼い主に対する指導や支援に努める。 (2)飼い主との同行避難が困難なペットが多数生じ、県から要請がある場合には、市は仮設収容施設の整備について県に協力する。 (3)県は、ペット災害支援協議会等の協力を受けて、獣医師会、動物関係団体等と共に現地本部を設置し、以後は現地本部が中心となって被災動物の保護及び救護活動に当るとともに、ペットフード、ケージ、衛生処理袋等の調達に努める。市は、使用済みの衛生処理袋の処理を支援する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
境港市 （鳥取県）	（原子力災害対策編）第3章緊急事態応急対策 第4節避難、屋内退避等の防護措置 1避難、屋内退避等の防護措置の実施 （10）市は、災害の実態に応じて、県と連携し、飼い主によるペットとの同行避難を呼びかける。 3避難所等 （3）市は、県及び避難受入市町の協力の下、避難所の生活環境を常に良好なものとするよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食糧の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況等、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるとともに、必要に応じ、ペットのためのスペースの確保に努める。 第4章複合災害対策 第3節避難、屋内退避等の防護措置の実施 3広域避難体制 （4）避難等の長期化による物資の確保等 市は、県及び避難先自治体その他の防災機関等と協力し、退避・避難の長期化等による物資の確保、衛生環境の維持、家庭動物（ペット）のためのスペースの確保に努める。 【広域住民避難計画】 第5章避難先での対策・支援等 第1節避難所の開設・運営等 6家庭動物（ペット）の避難 （1）避難所の開設者は、避難所に家庭動物（ペット）収容のためのスペースを確保する。 （2）家庭動物（ペット）の収容スペースの管理運営は、避難住民自らが行うことを基本とする。 （3）県は、家庭動物（ペット）の健康管理のため、獣医師による巡回指導体制を確立する。 （4）ペット対処等は「境港市人とペットの災害対策マニュアル」を別に定める。【境港市人とペットの災害対策マニュアル】を別に定める
岩美町 （鳥取県）	第5避難所等の開設・運営 避難所の開設は、被害応急対策として町長（本部長）が実施するものであるが、災害救助法の適用される被害にあっては、鳥取県知事の補助機関として実施する。避難所の開設管理等は、福祉部避難所班及び文教対策部が担当する。 1避難所の開設 （1）避難所の選定 避難所として利用できる町立小中学校等の指定状況は、【資料編】第7表「避難所（指定緊急避難所・指定避難所）」に示すとおりである。災害時は、事前に指定されたこれらの避難所等の中から、次に掲げる順位により、災害の種別や規模などの状況、収容人員、炊き出し施設、避難距離その他の条件を考慮して避難所を選定する。また、福祉避難所として老人福祉センター、デイサービスセンターなど各種社会福祉施設や介護老人保健施設、介護老人福祉施設、介護療養型医療施設、特別養護老人ホーム、その他障がい者福祉施設、特別支援学校等条件を考慮して選定することに努める。 ア町立小中学校 イ公民館等町の施設 ウその他公立学校 エその他の公共施設 オその他の民間施設 ※避難者の状況に応じ、別途福祉避難所として各種社会福祉施設等を選定する。 （2）屋外避難所の仮設 避難所の指定ができない場合又は不足する場合には、野外に避難所を仮設するものとする。避難所の仮設は、建設対策部が行うものとする。 （3）避難所管理者等 福祉対策部長は、避難所を開設したときは、速やかに避難所ごとに、施設管理者その他の施設関係者の中から避難所管理者を指定する。避難所管理者は、避難所収容台帳（【資料編】様式3.11.1）を備え、収容者の実態把握と保護にあたるものとする。 避難所の開設を確実にするため、避難所周辺に居住する町職員、教員や自主防災組織役員への避難所施設の鍵の貸与、その他避難所ごとに事前ルール化をしておき開設手段に従って開設する。 （4）ペットの同伴 避難所にペットを同伴することを希望する避難者があった場合、避難所管理者、施設管理者、避難する自主防災組織等が受入れの可否について協議を行うものとする。避難所へのペットの同伴ができないため飼い主との同伴が困難なペットが多数生じる等、必要に応じて鳥取県に仮設収容施設の整備等の対応を要請する。
若桜町 （鳥取県）	若桜町地域防災計画一般対策編第3章応急対策計画 第8節保健衛生対策計画 第5動物の管理 1避難所でのペット受入体制の整備
智頭町 （鳥取県）	智頭町地域防災計画 第3章災害応急対策計画第11節避難計画第6避難所の開設・運営1避難所の開設 （4）ペットの同伴 避難所にペットを同伴することを希望する避難者があった場合、避難所管理者、施設管理者、避難する自主防災組織等が受入れの可否について協議を行うものとする。 避難所への受入れ困難なペットが多数生じる場合等は、必要に応じて県に仮設収容施設の整備等の対応を要請する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
八頭町 （鳥取県）	八頭町地域防災計画 第7章 避難計画 第6節 避難所の開設・運営 避難所の開設は、災害応急対策として町長（本部長）が実施するものであるが、災害救助法の適用される災害にあっては、知事の補助機関として実施する。避難所の開設管 理等は、保健福祉対策部等が担当する。 1 避難所の開設 (4) ペットの同伴 避難所にペットの同伴を希望する避難者があった場合、避難所管理者、施設管理者、避難する自主防災組織等が受入れについて調整を行う。 第11章 保健衛生対策計画 第1節 防疫の実施 この計画は、災害時にあっては生活環境の悪化、被災者の病原菌に対する抵抗力の低下等の悪条件が重なり感染症の流行が考えられるため、防疫に関し必要な対策を講ずることを目的とする。 4 危険動物等の管理対策 被災地における特定動物（ニホンザル、ニシキヘビその他の人の生命、身体又は財産を侵害するおそれのある動物で、動物の愛護及び管理に関する法律施行令に定める もの）の管理指導や、危険な逸走動物等の収容等を行う。 (1) 特定動物の実態把握 被災地において飼育されていることを掌握している特定動物について、逸走の事実又はそのおそれがないかを速やかに調査し、飼育実態を把握する等、必要な措置を実施する。また、マイクロチップの確認により飼養等許可者を把握する。 (2) 危険な動物の収容 被災地において逸走した特定動物や、住民に危害を与えるおそれがある放浪犬等について、人畜への被害発生の防止のために必要な措置を講ずる。 (3) 収容施設の確保 町は、犬等管理所（検討中）に収容を行う。収容することができない場合は、県が仮設収容施設を設置し、これに対処する。
三朝町 （鳥取県）	三朝町地域防災計画 第6章ペット同行避難対策の強化 第1節目的 この計画は、災害という非常時にあっても飼い主が自らの責任の下でペットを適切に飼養し続けられる環境が維持できるよう平時から体制整備や普及啓発を行い、災害時のペットの安全を確保するとともに、避難所等におけるペットをめぐるトラブルを最小化させることを目的とする。 第2節飼い主への普及啓発等 町は、平時から飼い主自身が災害時に必要となる備えをし、ペットを適切に飼養管理する必要があることについて、飼い主に対して広報や情報提供を通じて、以下の項目について周知や普及啓発に努める。 1飼い主が平時から災害への備えを行うことにより、自らの安全を確保することが、災害時にもペットを適切に飼養することにつながること。 2健康面やしつけを含めたペットの平常時からの適切な飼養が、災害時のペットの安全確保にもつながること。 3災害時にはペットを落ち着かせるとともに、逸走やケガなどに注意してペットともに避難すること。 4ペットと同行避難する必要が生じることを想定して、平時から、災害に備えたペット用備蓄品の確保や避難ルートの確認等を行っておくこと。 5大勢の人が共同生活を送る避難所等において、ペットを原因としたトラブルが生じないよう、ペットと避難した際は、飼養していない避難者に配慮すること。 第3節同行避難の受入体制の整備 町は、災害時にも被災者等がペットを適切に飼養管理できるように支援する体制整備に努める。 第4節訓練等による検証及び体制強化 町は、関係機関とも連携し、災害時のペットの救護や支援が適切に行われるよう、定期的に住民参加型の訓練や研修等を通じて受入体制等の検証や体制強化等を行うよう努める。
琴浦町 （鳥取県）	琴浦町地域防災計画 第6節ペット同行避難対策の強化（総務課） 1 目的 この計画は、災害という非常時にあっても飼い主が自らの責任の下でペットを適切に飼養し続けられる環境が維持できるよう平時から体制整備や普及啓発を行い、災害時のペットの安全を確保するとともに、避難所等におけるペットをめぐるトラブルを最小化させることを目的とする。 2 飼い主への普及啓発等 町は、平時から飼い主自身が災害時に必要となる備えをし、ペットを適正に飼養管理する必要があることについて、飼い主に対して広報や情報提供を通じて、以下の項目について周知や普及啓発に努める。 （1） 飼い主が平時から災害への備えを行うことにより、自らの安全を確保することが、災害時にもペットを適切に飼養することにつながること。 （2） 健康面やしつけを含めたペットの平常時からの適正な飼養が、災害時のペットの安全確保にもつながること。 （3） 災害時にはペットを落ち着かせるとともに、逸走やケガなどに注意してペットとともに避難すること。 （4） ペットと同行避難する必要が生じることを想定して、平常時から、災害に備えたペット用備蓄品の確保や避難ルートの確認等を行っておくこと。 （5） 大勢の人が共同生活を送る避難所等において、ペットを原因としたトラブルが生じないよう、ペットと避難した際は、飼養していない避難者に配慮すること。 3 同行避難の受入体制の整備 町は、災害時にも被災者がペットを適切に飼養管理できるように支援する体制整備に努める。具体的には次のものが挙げられる。 （1） 主として県が行う体制整備等避難所等で必要となる飼料や資機材等の調達体制の確保、鳥取県獣医師会等との連携体制の強化（現地動物救護本部の設置や活動等）、ペットの一時預かりができる協力体制等の構築、広域的な同行避難体制の整備など （2） 主として町が行う体制整備等 避難所での飼養環境の検討及び整備（施設管理者との事前協議等も含む）、町外からの同行避難の受入体制の検討など （3） 同行避難のうち、人と同室でペットを飼養管理することができる広域的な拠点避難所の整備を県と町が連携し、その具体化について検討を行う。 4 訓練等による検証及び体制強化 県及び町は、関係機関等とも連携し、災害時のペットの救護や支援が適切に行われるよう、定期的に住民参加型の訓練や研修等を通じて受入体制等の検証や体制強化を行うよう努める。
日吉津村 （鳥取県）	1日吉津村地域防災計画（風水害等対策編第3章災害応急対策計画第6節避難計画15避難に伴うペット対策） 2日吉津村地域防災計画（震災対策編第3章災害応急対策計画第5節避難計画風水害等対策編を準用する。） 日吉津村地域防災計画（風水害等対策編第3章災害応急対策計画第6節避難計画15避難に伴うペット対策） 15避難に伴うペット対策 被災地におけるペットの管理指導は、原則として県が行うものとするが、村は、県から要請があった場合は、協力し、次のとおり対応するものとする。 (1)ペットの受け入れ体制の整備 村は、避難所へのペットの同伴が可能と判断した場合には、受入態勢を整備する。 (2)仮設収容施設等の整備 避難所へのペットの同伴ができないため、飼い主との同伴が困難なペットが多数生じる恐れがあり、仮設収容施設の整備が必要であると県が判断し、村へ当該整備の協力要請を行った場合、村は県と協力して対応するものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
大山町 （鳥取県）	大山町地域防災計画共通対策編第3章災害応急対策計画第33節動物の管理計画 1目的 この計画は、災害時における動物の適正な管理体制を定め、住民の心身の安全及び安定を図ることを目的とする。 2危険動物等の管理対策 (1)特定動物の実態把握 町は、特定動物や危険な逸走動物による人の生命、身体又は財産を侵害を防止するため、県と協力のもと、被災地において飼育されていることを掌握している特定動物について、逸走の事実又はそのおそれがないか速やかに調査し、飼育実態を把握するものとする。 (2)危険な動物の収容 被災地において逸走した特定動物や、住民に危害を与えるおそれのある放浪犬等について、人畜への被害発生の防止のために必要な措置を講じるものとする。 (3)収容施設の確保 西部総合事務所の犬管理所を使用するが、収容することができない場合は、県に仮設収容施設の設置を要請する。 3ペットの管理対策 (1)ペットの管理指導 町は、県と協力のもと、飼い主に対しペットの健康管理、飼育方法等を指導することにより、人畜への被害発生の防止を図る。また、飼い主が不明の場合には、町は飼い主を探すための広報活動を行うものとする。 (2)ペットの引き取り 被災者がやむを得ず犬猫を継続して飼養することができず、適正に飼養することができる者に当該犬猫を譲渡する等、新たに飼養者を見いだすことができない場合には、被災者からの求めにより、当該犬猫を引き取り、収容するものとする。収容後の犬猫の取り扱いは、平時の取り扱いに準じて行う。 (3)収容施設の確保 引き取ったペットは西部総合事務所の犬管理所を利用するが、収容能力を超える場合は、県に仮設収容施設の設置を要請する。 (4)避難に伴うペット対策 避難所への避難を余儀なくされた場合におけるペットの取り扱いについては、概ね次により行う。 ア町は、当該避難所へのペット飼育場所の確保及び受入体制を整備に努める。 イ飼い主との同行避難が困難なペットが多数生じる場合には、県が整備する仮設収容施設を案内する。 ウ町は、県、取扱い業者等からペットフード、ケージ、衛生処理袋等の調達に努める。 また、使用済みの衛生処理袋については、町において処理を行うものとする。 (5)その他 業として取り扱っている動物については、特定動物であって公益上の対策の対策の必要性がある場合を除き、原則として特段の応急対策を講じないものとする。(各々の業者自らが対応することを原則とする。)
南部町 （鳥取県）	南部町地域防災計画 第3編震災対策編第1章応急活動体制 11避難所の運営 (3)避難所でのペット受入れ体制の整備 町は、当該避難所へのペットの同伴が可能と判断した場合には、受入れ体制を整備する。
伯耆町 （鳥取県）	・伯耆町地域防災計画風水害等対策編第40節ペット同行避難対策の強化 1目的 この計画は、災害という非常時にあっても飼い主が自らの責任の下でペットを適切に飼養し続けられる環境が維持できるよう平時から体制整備や普及啓発を行い、災害時のペットの安全を確保するとともに、避難所等におけるペットをめぐるトラブルを最小化させることを目的とする。 2総則 (1)ペット同行避難対策の必要性 近年、ペットは家族の一員であるという意識が一般的になりつつあることから、ペットと同行避難をすることは、動物愛護の観点のみならず、飼い主である被災者が安心して避難できるという点での心のケアの観点からも重要である。 (2)基本方針 災害時においてもペットを適正に飼養管理する義務は飼い主にあることを前提とし、被災した飼い主がペットとともに支援を受けることを基本として、平時における予防対策を定める。なお、対策の基本は「人とペットの災害対策ガイドライン」(環境省)等を参考とするものとする。 (3)同行避難の意味合い 本節で言う「同行避難」とは、飼い主がペットを同行して避難所等へ避難行動をすることを指し、避難所で人と同室でペットを飼養管理することを意味するものではない。 3飼い主への普及啓発等 町及び県は、平時から飼い主自身が災害時に必要となる備えをし、ペットを適正に飼養管理する必要があることについて、飼い主に対して広報や情報提供を通じて、以下の項目について周知や普及啓発に努める。 (1)飼い主が平時から災害への備えを行うことにより、自らの安全を確保することが、災害時にもペットを適切に飼養することにつながること。 (2)健康面やしつけを含めたペットの平常時からの適正な飼養が、災害時のペットの安全確保にもつながること。 (3)災害時にはペットを落ち着かせるとともに、逸走やケガなどに注意してペットとともに避難すること。 (4)ペットと同行避難する必要が生じることを想定して、平常時から、災害に備えたペット用備蓄品の確保や避難ルートの確認等を行っておくこと。 (5)大勢の人が共同生活を送る避難所等において、ペットを原因としたトラブルが生じないよう、ペットと避難した際は、飼養していない避難者に配慮すること。 4同行避難の受入体制の整備 町及び県は、災害時にも被災者がペットを適切に飼養管理できるように支援する体制整備に努める。 具体的には次のものが挙げられる。 (1)避難所での飼養環境の検討及び整備(施設管理者との事前協議等も含む) (2)同行避難のうち、人と同室でペットを飼養管理することができる広域的な拠点避難所の整備を町と県が連携し、その具体化について検討を行う。 5訓練等による検証及び体制強化 町及び県は、関係機関等とも連携し、災害時のペットの救護や支援が適切に行われるよう、定期的に住民参加型の訓練や研修等を通じて受入体制等の検証や体制強化を行うよう努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
日南町 （鳥取県）	日南町地域防災計画(風水害等対策編)第20節ペット同行避難対策の強化 1. 目的災害時にも飼い主が自らの責任の下でペットを適切に飼養し続けられる環境が維持できるよう平時から体制整備や普及啓発を行い、災害時のペットの安全を確保するとともに、避難所等におけるペットをめぐるトラブルを最小化することを目的とする。 2. 内容(1)飼い主への普及啓発等飼い主が平時から災害への備えを行うことにより自らの安全を確保することが、災害時にもペットを適切に飼養することにつながる。ア健康面やしつけを含めたペットの平時からの適切な飼養を心がける。イ飼い主はペットと同行避難に備えて飼養に必要な備蓄を心がける。 (2)同行避難の受け入れ態勢の整備ア避難所で必要とされる飼料や資機材等の調達体制の確保、獣医師会等との連携体制の強化、ペットの一時預かりできる協力体制等の構築、広域的な同行避難体制の整備。イ避難所での飼養環境の検討及び整備、町外からの同行避難の検討を行う。ウ同行避難のうち、人と同室でペットを飼養管理することができる拠点避難所整備の検討を行う。エ被災地及び避難所におけるペットの管理が適正に行われるよう、ペット飼育の管理マニュアルを作成する。 (3)訓練等による検証及び体制強化災害時のペットの救護や支援が適切に行われるよう定期的に住民参加型の訓練や研修を行い受け入れ体制の検証や体制強化を行うよう努める。 日野町地域防災計画　風水害対策編 第8節 避難計画 13 ペット対策 　ペットは、飼い主にとって大切な家族であるとともに、災害時に置き去りにすることは、地域の衛生環境の悪化につながる。しかし、災害時はペットへもストレスがかかるため、日頃からのしつけやペット用の備蓄等を事前に準備するとともに、他の避難者の理解を得ることも必要である。 　飼い主同士が協議して、飼育ルールの徹底、共同での飼育など、ペットの避難所受入れについては、次の事項を基本として避難所の状況、環境等に応じて対応するものとする。 ⑴ 避難所の屋内外で飼育スペースを確保し、ペットを持ち込んだ避難者は受付に届け出る。ただし、居住スペース内へのペット（盲導犬等の補助犬を除く）の持ち込みは厳禁とする。 ⑵ ペットは、避難者が持参するリードやゲージ等を活用し、ペット用の備蓄品を確保することを原則として、ペットの避難準備、飼育管理、健康管理は、飼い主の責任において実施する。 第12節 避難所等整備計画 3 避難計画の整備 町及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、次の事項に留意し、あらかじめ避難計画を定めておくものとする。 ⑴ 町 ア 避難情報の発令を行う基準及び伝達方法 イ 避難所等の名称、所在地 ウ 避難所等への誘導方法 エ 避難所における感染 症 対策 オ 指定避難所の施設規模応じた受入規模、レイアウトの決定 カ 避難所の開設手順及び配置する職員の目安（夜間・休日等の対応含む） キ 避難者等の協力を含めた運営体制 ク 避難者の ニーズを踏まえた良好な生活環境の確保 ケ 指定避難所での備蓄物資の整備 コ 短期避難対応から長期避難対応への切替え手順 サ 各種団体（NPOやNGO等）や災害ボランティア等との連携できる体制の構築 シ ペット 同伴者の受入環境の整備 ス 受け入れ条件の厳しい要配慮者やペット同伴者等など個別の事情に対応できる機能特化型の拠点避難所や高機能型の拠点避難所の設置の検討 セ その他 第21節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画 3 応急仮設住宅 ⑴ 建設戸数 知事が町長の意見を聴いて決定する。（町長に権限を委任した場合は、町長が行う。）。 ⑵ 対象者 ア 住家が全壊、全焼又は流失した者 イ 居住する住家がない者 第46節 動物の管理 1　目的 この計画は、災害時における動物の適切な管理体制を定め、住民の心身の安全及び安定を図ることを目的とする。 3　危険動物等の管理対策 ⑴ 特定動物の実態把握 被災地のおいて飼育されていることを掌握している特定動物について、逸走の事実又はそのおそれがないか速やかに調査し、飼育実態を把握するものとする。 ⑵ 危険な動物の収容 被災地において逸走した特定動物や、住民に危害を与えるおそれがある 放浪犬等について、人畜への被害発生の防止のために必要な措置を講じるものとする。 ⑶ 収容施設の確保 県と調整を図り西部総合事務所の犬管理所を使用するが、収容することができない場合は、県に仮設収容施設の設置を要請する。 4　ペットの管理対策 ⑴ ペットの管理指導 町は、県と協力のもと飼い主に対しペットの健康管理、適正なしつけなどの飼育方法等を指導することにより、人畜への被害発生の防止を図る。また、飼い主が不明の場合には、町は飼い主を探すための広報活動を行うものとする。 ⑵ ペットの引き取り 被災者がやむを得ず ペットを継続して飼養することができず、適正に飼養することのできる者に当該 ペットを譲渡する等、新たに飼養者を見いだすことができない 場合には、被災者からの求めにより、収容するものとする。収容時のペットの取扱いに準じて行う。 ⑶ 収容施設の確保 西部総合事務所の犬管理所を使用するが、収容することができない場合は、県に仮設収容施設の設置を要請する。 ⑷ 避難に伴うペット対策 避難所への避難を余儀なくされた場合におけるペットの取扱いについては、おおむね次のとおり行う。 ア 町は、当該避難所へのペット同伴が可能と判断した場合には、受入体制を整備する。 イ 避難所へのペットの同伴ができない場合には、県が整備する仮設収容施設を案内する。 ウ 町は、県、取扱い業者等からペットフード、ゲージ、衛生処理袋等の調達に努める。また、使用済みの衛生処理袋については、町において処理も行うものとする。 ⑸ その他 業として取扱っている動物については、特定動物であって公益上の対策の必要性がある場合を除き、原則として特段の応急対策を講じないものとする。（各々の業者自らが対応することを原則とする。）

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
江府町 （鳥取県）	江府町防災計画 第3章第7節ケ. 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握、ユニバーサルデザインへの配慮に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師・助産師・看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難所におけるペットのためのスペースの確保に努めるものとする。
鳥取市	第10章 避難所等整備計画 第3節 ペット同行避難対策 災害時にあっても飼い主が自らの責任の下でペット（愛玩動物としての飼い主のある動物で、ほ乳類、鳥類及びは虫類に属するもの等、鳥取市動物の愛護及び管理に関する条例の適用を受ける動物をいう。）を適切に飼養し続けられる環境が維持できるよう平時から体制整備や普及啓発を行い、災害時のペットの安全を確保するとともに、避難所等におけるペットをめぐるトラブルの最小化を図る。 なお、「同行避難」とは、飼い主がペットを同行して避難所等へ避難行動をすることを指し、避難所で人と同室でペットを飼養管理することを意味するものではない。 1 飼い主への普及啓発等 市は、平時から飼い主自身が災害時に必要となる備えをし、ペットを適正に飼養管理する必要があることについて、飼い主に対して広報や情報提供を通じて、以下の項目について周知や普及啓発に努める。 (1)災害時にペットが逃亡し、行方がわからなくなった場合に備え、ペットへのマイクロチップ挿入や所有者名等を記した首輪等を装着することにより、ペットが保護された際にその所有者が確認できるようにすることが望ましいこと。 (2)避難所等においてペットに起因した感染症等を予防するため、ワクチンの接種やノミ・ダニ対策を行っておくこと。 (3)飼い主が平時から災害への備えを行うことにより、自らの安全を確保することが、災害時にもペットを適切に飼養することにつながること。 (4)健康面やしつけを含めたペットの平常時からの適正な飼養が、災害時のペットの安全確保にもつながること。 (5)災害時にはペットを落ち着かせるとともに、逸走やケガなどに注意してペットとともに避難すること。 (6)ペットと同行避難する必要が生じることを想定して、平常時から、災害に備えたペット用備蓄品の確保や分散避難を含めた避難先の検討を行っておくこと。 (7)大勢の人が共同生活を送る避難所等において、ペットを原因としたトラブルが生じないよう、ペットと避難した際は、飼養していない避難者に配慮すること。 2 受入体制の整備 市は、災害時にも被災者がペットを適切に飼養管理できるように体制整備に努める。具体的には次のものが挙げられる。 (1)避難所等で必要となる飼料や資機材等の調達体制の確保、ペットの一時預かりができる協力体制等の構築など (2)避難所での飼養環境の検討及び整備（施設管理者との事前協議等も含む）など 3 訓練等による検証及び体制強化 市は、関係機関等とも連携し、災害時のペットの同行避難の受入れや支援が適切に行われるよう、定期的に訓練等を通じて受入体制等の検証や体制強化を行うよう努める。 第7章 避難計画 第6節 避難所の開設・運営 1 避難所の開設 (4)ペットの同行 避難所にペットの同行を希望する避難者があった場合、鳥取市保健所、避難所管理者、施設管理者、避難する自主防災組織等が受入れについて調整を行う。 また、避難所におけるペットの管理は、飼い主自らが行い、又は飼い主同士が助け合い、協力して行うものとする。避難者の中には、動物アレルギーの人や動物が苦手な人もあるため、ペットは原則として居住スペースには入れず、専用スペース（雨風が防げる場所でケージに入れる、リードでつなぐなど）で受け入れる。
島根県	島根県地域防災計画 震災編第2編第1章第17節　第5　動物愛護管理体制の整備　災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、県は、関係団体と協力し、これら動物の収容、保管施設の確保と管理体制の整備を図る。市町村は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保、首輪等の装着やマイクロチップ挿入等による飼養者確認のための措置や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図るとともに、指定避難所等における家庭動物の受入れや飼養方法について、あらかじめ担当部局等との調整を行う。 第2編第2章第8節第7 2(1)コ　家庭動物（ペット）のための避難スペースの確保と関係団体との連携　必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 第2編第2章第23節第7 動物愛護管理対策　災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、県は、関係団体と協力し、これら動物の収容、保管施設の確保と管理体制の整備を図る。市町村は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保、首輪等の装着やマイクロチップ挿入等による飼養者確認のための措置や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。 (1)県は、飼い主の分からない負傷動物や放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。また、動物の一時預かりを保健所において行う。 (2)県は、市町村等の要請に応じて、飼育動物の餌の調達を行う。ただし、被災市町村において実施できないときは、県が協力して実施する。 (3)県は、災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認し、必要な措置を行う。 (4)市町村は、指定避難所に飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正飼育の指導、助言等必要な措置を行い、動物の愛護及び動物感染症予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、必要な措置を講ずる。 第3編第1章第9節第3　動物愛護管理体制の整備　※第2編第1章第17節第5と同様 第3編第2章第11節第2 6(4)家庭動物対策　応急仮設住宅における家庭動物の受け入れについて、建設や運営担当部局との調整を事前に行うとともに、飼養にあたってのルール作りや飼い主に対する適正な飼養指導や支援を実施するものとする。 島根県地域防災計画風水害等対策編第2編第1章第17節第5　動物愛護管理体制の整備　※震災編第2編第1章第17節第5と同様 第2編第2章第8節第7　2(1)コ　※震災編第2編第2章第8節第7　2(1)コと同様 第2編第2章第24節第7　動物愛護管理対策　※震災編第2編第2章第23節第7と同様 第2編第2章第26節第2　6(4)家庭動物対策　※震災編第3編第2章第11節第2　6(4)と同様

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
浜田市 （島根県）	浜田市地域防災計画 ○第2編　風水害対策編　第1章　風水害予防計画　第17 節　防疫・保健衛生体制の整備　第5 動物愛護管理体制の整備 ○震災編　第2章　地震災害予防計画　第17 節　防疫・保健衛生体制の整備　第5 動物愛護管理体制の整備 災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、県は、関係機関と協力し、これら動物の収容、保管施設の確保と管理体制の整備を図る。市は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保、首輪等の装着やマイクロチップ挿入等による飼養者確認のための措置や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図るとともに、指定避難所等における家庭動物の受入れや飼養方法について、あらかじめ担当部局等との調整を行う。 ○第2編　風水害対策編　第2章　風水害応急対策計画　第25節　防疫・保健衛生、環境衛生対策　第7　動物愛護管理対策 ○震災編　　第3章　地震災害応急対策計画　第23節　防疫・保健衛生及び環境衛生対策　第7　動物愛護管理対策　災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、県は、関係団体と協力し、これら動物の収容、保管施設の確保と管理体制の整備を図る。 市は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保、首輪等の装着やマイクロチップ挿入等による飼養者確認のための措置や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。 (1)県は、飼い主のわからない負傷動物や放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。また、動物の一時預かりを保健所において行う。 (2)県は、市の要請に応じて、飼育動物の餌の調達を行う。ただし、市において実施できないときは、県が協力して実施する。 (3)県は、災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認し、必要な措置を行う。 (4)市は、指定避難所に飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正飼育の指導、助言等必要な措置を行い、動物の愛護及び動物感染症予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、必要な措置を講ずる。 ○第2編　風水害対策編　第2章　風水害応急対策計画 第27節　住宅確保及び応急対策　第2　応急住宅の提供 ○震災編　　第3章　地震災害応急対策計画　第25節　住宅確保及び応急対策　第2　応急住宅の提供 4(4))家庭動物対策　応急仮設住宅における家庭動物の受け入れについて、建設や運営担当部局との調整を事前に行うとともに、飼養にあたってのルール作りや飼い主に対する適正な飼養指導や支援を実施するものとする 。
出雲市 （島根県）	出雲市地域防災計画　第3愛玩動物等の収容対策 ◆災害対策本部（環境・衛生班）、出雲保健所獣医及び動物愛護団体等が連携・協力して活動する動物救援対策に対し、避難所における愛玩動物の状況などを必要に応じて情報提供するとともに、避難所運営班に確認の上避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。また、災害時の被災地においては、家庭動物として飼養されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、島根県は、関係団体と協力し、これら動物の収容、保護施設の確保と管理体制の整備を図ることとなっている。市においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保や同行避難が行えるよう啓発に努める。なお、動物救援対策について具体的な活動がなされていない場合は、保健所に対して協力要諦を行う。
益田市 （島根県）	益田市地域防災計画 ○風水害等対策編　第2章　災害予防計画　第22節　防疫及び廃棄物処理計画　8. 動物管理体制の整備 ○震災対策編　第3章　災害応急対策計画　第16節　防疫及び廃棄物処理計画　8. 動物管理体制の整備 ○津波対策編　第3章　災害応急対策計画　第16節　防疫及び廃棄物処理計画　8. 動物管理体制の整備 家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。 ○風水害等対策編　第3章　災害応急対策計画　第17節 応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画　3. 応急仮設住宅の運営管理 ○震災対策編　第3章　災害応急対策計画　第14節　応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画　3. 応急仮設住宅の運営管理 ○津波対策編　第3章　災害応急対策計画　第15節　応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画　3. 応急仮設住宅の運営管理 (4)家庭動物対策　応急仮設住宅における家庭動物の受入れについて、建設や運営担当課との調整を事前に行う とともに、飼養にあたってのルール作りや飼い主に対する適切な飼養指導や支援を実施するものとする。
大田市 （島根県）	大田市防災計画 ○第2編　風水害　第1章　第16節　防疫・保健衛生体制の整備　5. 動物愛護管理体制の整備 ○第3編　地震災害　第1章　第20節 防疫・保健衛生体制の整備　5. 動物愛護管理体制の整備 ○第4編　津波災害　第1章　第9節 防疫・保健衛生、廃棄物等の処理体制の整備　3. 動物愛護管理体制の整備 災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、市は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保、首輪等の装着やマイクロチップ挿入等による飼養者確認のための措置や体制の整備を図る。また、避難時におけるペット同伴による避難者間、ペット間でのトラブルを避けるため、原則としてペット同伴者には車中泊を促すこととしつつ、対応方針の検討を行う。 ○第2編　風水害　第2章　第28節 防疫・保健衛生・環境衛生計画　9. 動物愛護管理対策 ○第3編　地震災害　第2章　第28節 防疫・保健衛生・環境衛生計画　9. 動物愛護管理対策 市は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保、首輪等の装着やマイクロチップ挿入等による飼養者確認のための措置や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。飼い主のわからない負傷動物や放浪動物を発見した場合は、保健所に連絡する。避難所に飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正飼育の指導、助言等必要な措置を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。また、飼育動物の餌が不足するときは、県に対し調達を依頼する。 ○第2編　風水害　第2章　第30節 住宅確保及び応急復旧計画　2. 応急住宅の提供 ○第3編　地震災害　第2章　第30節 住宅確保及び応急復旧計画　3. 応急住宅の提供 ○第4編　津波災害　第2章　第11節 住宅確保及び応急復旧計画　3. 応急住宅の提供 (4)4家庭動物対策　応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。
安来市 （島根県）	安来市地域防災計画 ○　第Ⅱ部　風水害等対策編　第1章　風水害等予防計画　第14節　防疫・保健衛生体制の整備　第4　動物愛護管理体制の整備 災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、県は、関係機関と協力し、これら動物の収容、保管施設の確保と管理体制の整備を図る。市は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。 ○　第Ⅱ部　風水害等対策編　第2章　風水害等応急対策計画　　第25節　防疫・保健、環境衛生対策　　第5　動物愛護管理対策 ○　第Ⅳ部　震災対策編　第2章　震災応急対策計画　　第23節　防疫・保健、環境衛生対策　　第5　動物愛護管理対策 災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、市は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。市は、避難所に飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正飼育の指導、助言等必要な措置を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 ○　第Ⅳ部　震災対策編　第1章　震災予防計画　　第13節　防疫・保健衛生体制の整備 第Ⅱ部　第1章　第14節 「防疫・保健衛生体制の整備」を参照 ○　第Ⅱ部　風水害対策編　第2章　風水害等応急対策計画　第27節　住宅確保及び応急復旧　第1 応急住宅の提供 ○　第Ⅳ部　震災対策編　第2章　震災応急対策計画　第25節　住宅確保及び応急復旧　第1 応急住宅の提供 5(4)家庭動物対策　応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
雲南市 （島根県）	雲南市地域防災計画 風水害対策編　第2編　風水害対策計画　第1章　風水害予防計画　第17節　防疫・保健衛生体制の整備　第5 動物愛護管理体制の整備 震災対策編　第2編　地震災害対策計画　第1章　地震災害予防計画　第17節　防疫・保健衛生体制の整備　第5 動物愛護管理体制の整備 災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、県は、関係機関と協力し、これら動物の収容、保管施設の確保と管理体制の整備を図るとともに、指定避難所等における家庭動物の受入れや飼養方法について、あらかじめ担当部局等との調整を行う。 市は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保、首輪等の装着やマイクロチップ挿入等による飼養者確認のための措置や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。 風水害対策編　第2編　風水害対策計画　第2章　風水害応急対策計画　第23節　防疫・保健衛生、環境衛生対策　第6 動物愛護管理対策 震災対策編　第2編　地震災害対策計画　第2章　地震災害応急対策計画　第22節　防疫及び保健衛生　第5　動物愛護管理対策 災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、県は、関係団体と協力し、これら動物の収容、保管施設の確保と管理体制の整備を図る。 市は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保、首輪等の装着やマイクロチップ挿入等による飼育者確認のための措置や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。 (1) 県は、飼い主のわからない負傷動物や放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。また、動物の一時預かりを保健所において行う。 (2) 県は、市等の要請に応じて、飼育動物の餌の調達を行う。ただし、被災市において実施できないときは、県が協力して実施する。 (3) 県は、災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認し、必要な措置を行う。 (4) 市は、指定避難所に飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正飼育の指導、助言等必要な措置を行い、動物の愛護及び動物感染症予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、必要な措置を講ずる。 風水害対策編　第2編　風水害対策計画　第2章　風水害応急対策計画　第25節 住宅確保及び応急対策　第2　応急住宅の提供 震災対策編　第2編　地震災害対策計画　第2章　地震災害応急対策計画　第24節　住宅確保及び応急対策 6(4)家庭動物対策　応急仮設住宅における家庭動物の受け入れついて、建設や運営担当部局との調整を事前に行うとともに、飼養にあたってのルール作りや飼い主に対する適正な飼養指導や支援を実施するものとする。
江津市 （島根県）	江津市地域防災計画 風水害対策編　第2編　風水害対策計画　第1章　風水害予防計画　第17節　防疫及び保健衛生計画　第4　動物愛護管理体制の整備 災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、県は、関係機関と協力し、これら動物の収容、保管施設の確保と管理体制の整備を図る。 市は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保 、首輪等の装着やマイクロチップ挿入等による飼育者確認のための措置や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図るとともに、指定避難所等における家庭動物の受け入れや飼養方法について、あらかじめ担当部局等との調整を行う 。 風水害対策編　第2編　風水害対策計画　第2章　風水害応急対策計画　第7節　避難活動　第6　指定緊急避難場所及び指定避難所の開設・運営 3(1)コ　家庭動物(ペット)のための避難スペースの確保と関係団体との連携　必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。 3(2)ク 家庭動物のためのスペースの確保　被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずる。 風水害対策編　第2編　風水害対策計画　第2章　風水害応急対策計画　第23節　防疫・保健衛生、環境衛生対策　第4　動物愛護管理対策 震災対策編　第2編　地震災害対策計画　第2章　地震災害応急対策　第22節　防疫・保健衛生、環境衛生対策　第6　動物愛護管理対策 災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、県は、関係団体と協力し、これら動物の収容、保管施設の確保と管理体制の整備を図る。 市は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保、首輪等の装着やマイクロチップ挿入等による飼育者確認のための措置や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。また、市は、指定避難所に飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正飼育の指導、助言等必要な措置を行い、動物の愛護及び動物感染症予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、必要な措置を講ずる。 風水害対策編　第2編　風水害対策計画　第2章　風水害応急対策計画　第25節　住宅確保及び応急対策　第1　応急住宅の提供 4(4)　家庭動物対策　応急仮設住宅における家庭動物の受け入れについて、建設や運営担当部局との調整を事前に行うとともに、飼養にあたってのルール作りや飼い主に対する適正な飼養指導や支援を実施するものとする。
奥出雲町 （島根県）	奥出雲町地域防災計画 第2編　風水害対策計画　第1章　風水害予防計画　第17節　防疫・保健衛生体制の整備　第5　動物愛護管理体制の整備 災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、県は、関係機関と協力し、これら動物の収容、保管施設の確保と管理体制の整備を図る。 町は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。 第2編　風水害対策計画　第2章　風水害応急対策計画　第23節　防疫・保健衛生、環境衛生対策　第6　動物愛護管理対策 災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、県は、関係団体と協力し、これら動物の収容、保管施設の確保と管理体制の整備を図る。町は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保、首輪等の装着やマイクロチップ挿入等による飼育者確認のための措置や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。(1) 県は、飼い主のわからない負傷動物や放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。また、動物の一時預かりを保健所において行う。(2) 県は、町等の要請に応じて、飼育動物の餌の調達を行う。ただし、町において実施できないときは、県が協力して実施する。(3) 県は、災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認し、必要な措置を行う。(4) 町は、指定避難所に飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正飼育の指導、助言等必要な措置を行い、動物の愛護及び動物感染症予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、必要な措置を講ずる。 第2編 風水害対策計画　第2章 風水害応急対策計画　第25節 住宅確保及び応急対策　第2 応急住宅の提供 6(4) 家庭動物対策　応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。 第2編 地震災害対策計画　第1章 地震災害予防計画　第17節 防疫・保健衛生体制の整備　第5 動物愛護管理体制の整備 町は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。 第2編 地震災害対策計画　第2章 地震災害応急対策計画　第22節 防疫及び保健衛生　第5 動物愛護管理対策 災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、県は、関係団体と協力し、これら動物の収容、保管施設の確保と管理体制の整備を図る。町は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。(1) 県は、飼い主のわからない負傷動物や放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。また、動物の一時預かりを保健所において行う。(2) 県は、町等の要請に応じて、飼育動物の餌の調達を行う。ただし、被災町において実施できないときは、県が協力して実施する。(3) 県は、災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認し、必要な措置を行う。(4) 町は、指定避難所に飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正飼育の指導、助言等必要な措置を行い、動物の愛護及び動物感染症予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、必要な措置を講ずる。 第2編 地震災害対策計画　第2章 地震災害応急対策計画　第24節 住宅確保及び応急対策　第2 応急住宅の提供 6(4) 家庭動物対策　応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
飯南町 （島根県）	飯南町地域防災計画 ○　第2編　風水害対策編　第1章　風水害予防計画　第16節　防疫・保健衛生対策の整備　4　動物愛護管理体制の整備（住民課） 町は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時からの家庭動物の避難用品の確保、首輪等の装着やマイクロチップ挿入等による飼養者確認のための措置や同行避難が行えるようにするための啓発や体制の整備を図るとともに、指定避難所等における家庭動物の受入れや飼養方法について、あらかじめ調整を行う。 ○　第2章　風水害応急対策計画　第25節　防疫・保健衛生活動　4　動物愛護管理対策（厚生部） 被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じるとともに、避難所に飼い主とともに多数の動物が避難することが想定されるため、動物の愛護と住民の安全確保の観点から、町は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時からの家庭動物の避難用品の確保、首輪等の装着やマイクロチップ挿入等による飼養者確認のための措置等、同行避難が行えるようにするための啓発や体制の整備を図るとともに、県及び関係団体と協力して必要な対応を行う。 (1)県は、飼い主の分からない負傷動物や放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。また、動物の一時預かりを保健所において行う。 (2)県は、町等の要請に応じて、飼育動物の餌の調達を行う。 (3)県は、災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認し、必要な措置を行う。 (4)町は、指定避難所に飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正飼育の指導、助言等必要な措置を行い、動物の愛護及び動物感染症予防等衛生管理を含めた災害等における動物の管理等について、必要な措置を講ずる。 ○　第2章　風水害応急対策計画　第27節　住宅確保及び応急対策 1(6)応急仮設住宅の運営管理　エ　家庭動物対策応急仮設住宅における家庭動物の受入れについて、建設や運営担当部局との調整を事前に行うとともに、飼養にあたってのルール作りや飼い主に対する適正な飼養指導や支援を実施する。
川本町 （島根県）	川本町地域防災計画 第2編　風水害対策編　第1章　風水害等予防計画　第16節　防疫・保健衛生体制の整備　4 動物愛護管理体制の整備 第3編　震災編　第1章　震災予防計画　第16節　防疫・保健衛生体制の整備　4 動物愛護管理体制の整備 災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、県は、関係機関と協力し、これら動物の収容、保管施設の確保と管理体制の整備を図る。 町は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保、首輪等の装着やマイクロチップ挿入等による飼養 者確認のための措置や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図るとともに、指定避難所等における家庭動物の受入れや飼養方法について、あらかじめ担当部局等との調整を行う。 第2編　風水害対策編　第2章　風水害応急対策計画　第7節　避難活動　7 指定避難所及び指定緊急避難場所開設及び運営 (2)イ(ク) 家庭動物のためのスペースの確保必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 第2編　風水害対策編　第2章　風水害応急対策計画　第24節　防疫・保健衛生活動　4　動物愛護管理対策 第3編　震災編　第2章　震災応急対策計画　第25節　防疫・保健衛生活動　4　動物愛護管理対策 災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、県は、関係団体と協力し、これら動物の収容、保管施設の確保と管理体制の整備を図る。 町は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保 、首輪等の装着やマイクロチップ挿入等による飼育者確認のための措置や 同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。 (1)県は、飼い主の分からない負傷動物や放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。また、動物の 一時預かりを保健所において行う。 (2)県は、町等の要請に応じて、飼育動物の餌の調達を行う。ただし、町において実施できないときは、県が協力して実施する。 (3)県は、災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認し、必要な措置を行う。 (4)町は、指定避難所に飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正飼育の指導、助言等必要な措置を行い、動物の愛護及び 動物感染症予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、必要な措置を講ずる。 第2編　風水害対策編　第2章　風水害応急対策計画　第26節　住宅確保及び応急対策　1 応急住宅の提供 (6)エ 家庭動物対策　応急仮設住宅における、家庭動物の受け入れに配慮する。
美郷町 （島根県）	美郷町地域防災計画 ○第2編　風水害対策編 第1章　風水害予防計画　第16節　防疫・保健衛生体制の整備　4　動物愛護管理体制の整備 第2章　風水害応急対策計画　第25節　防疫・保健衛生活動　4　動物愛護管理対策 ○第3編　震災対策編 第1章　震災予防計画　第16節　防疫・保健衛生体制の整備 第2章　震災応急対策計画　第25節　防疫・保健衛生活動　4　動物愛護管理対策 災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、県は、関係団体と協力し、これら動物の収容、保管施設の確保と管理体制の整備を図る。 町は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。 (1)県は、飼い主のわからない負傷動物や放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。また、動物の一時預かりを保健所において行なう。 (2)県は、町等の要請に応じて、飼育動物の餌の調達を行なう。ただし、町において実施できないときは、県が協力して実施する。 (3)県は、災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認し、必要な措置を行なう。 (4)町は、避難所に飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正飼育の指導、助言等必要な措置を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 ○第2編　風水害対策編 第2章　風水害応急対策計画　第27節　住宅確保及び応急対策　1 応急住宅の提供 ○第3編　震災対策編 第2章　震災応急対策計画　第27節　住宅確保及び応急対策　1 応急住宅の提供 (6)エ　家庭動物対策　応急仮設住宅における、家庭動物の受け入れについて、建設や運営担当部局との調整を事前に行うとともに、飼養にあたってのルール作りや飼い主に対する適正な飼養指導や支援を実施するものとする。
邑南町 （島根県）	邑南町地域防災計画 ○風水害対策編　第2章　風水害等予防計画　第16節　防疫・保健衛生体制の整備　5 家庭動物等への対策 ○震災編　第2章　震災予防計画　第17節　防疫・保健衛生体制の整備　5 家庭動物等への対策 家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。 ○風水害対策編　第3章　風水害等応急対策計画　第23節　防疫・保健衛生、環境衛生対策　第4. 動物愛護管理対策 ○震災編　第3章　震災応急対策計画　第22節　防疫及び保健衛生　4 動物愛護管理対策 災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、町は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。 (1)町は、災害時の飼育動物餌調達を県へ要請する。 (2)町は、避難所等に飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正飼育の指導、助言等必要な措置を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 ○風水害対策編　第2章　風水害等予防計画　第25節 住宅確保及び応急対策 5 応急仮設住宅の建設 ○震災編　第3章　震災応急対策計画　第24節 住宅確保及び応急対策 第 1 応急仮設住宅の建設と被災住宅の応急修理 5 応急仮設住宅の建設 7(4) 家庭動物対策　応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
津和野町 （島根県）	津和野町地域防災計画 〇風水害等対策編　第2章　風水害等予防計画　第16節　防疫・保健衛生体制の整備　5. 家庭動物等への対策 〇震災編　第2章　震災予防計画　第17節　防疫・保健衛生体制の整備　5. 家庭動物等への対策 家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。 〇風水害等対策編　第3章　風水害等応急対策計画　第7節　避難活動　第5　避難の誘導等 〇震災編　第3章　震災応急対策計画　第7節　避難活動　第5　避難の誘導等 3その他避難誘導に当たっての留意事項　ウ.被災地域における動物の保護等　動物の飼い主（所有者または占有者をいう。以下同じ。）は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるが、飼い主のわからない負傷動物または逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は県、県獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、これらの動物の保護・収容等を行う。また、被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、町は県と連携し、避難した動物の適正な飼養・保管及び動物由来感染症の予防等の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。 〇風水害等対策編　第3章　風水害等応急対策計画　第23節　防疫・保健衛生、環境衛生対策　第4. 動物愛護管理対策 〇震災編　第3章　震災応急対策計画　第22節　防疫・保健衛生・環境衛生対策　第4　動物愛護管理対策 災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、県は、関係団体と協力し、これらの動物の収容、保管施設の確保と管理体制の整備を図る。【実施内容】 家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。 町は、避難所に飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正飼育の指導、助言等必要な措置を行い、動物の愛護及び感染症予防等環境衛生の維持に努める。また、飼い主のわからない負傷動物や放浪動物の保護、その他動物に係る相談等について、県と協議して必要な措置を講じるものとする。 〇風水害等対策編　第3章　風水害等応急対策計画　第25節　住宅確保及び応急対策　5. 応急仮設住宅の建設 〇震災編　第3章　震災応急対策計画　第24節　住宅確保及び応急対策　5. 応急仮設住宅の建設 8エ家庭動物対策　応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。
吉賀町 （島根県）	吉賀町地域防災計画 〇風水害対策編　第3章　災害応急対策計画　第7節　避難活動 〇震災対策編　第3章　震災応急対策計画　第7節　避難活動 第6　避難場所及び避難所の開設、運営　3避難所の開設が長期化する見通しの場合の避難所運営（1)コ家庭動物（ペット）のための避難スペースの確保と関係団体との連携　必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努め、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 〇風水害対策編　第3章　災害応急対策計画　第22節　防疫・保健衛生対策　第4　動物愛護管理対策 〇震災対策編　第3章　震災応急対策計画　第22節　防疫・保健衛生対策　第4　動物愛護管理対策 災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。 (1)放浪犬猫については、町が保健所と連携し、保護収容する。 (2)町は、避難所に飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正飼育の指導、助言等必要な措置を行い、動物の愛護及び動物感染症予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、必要な措置を講ずる。 〇風水害対策編　第3章　災害応急対策計画　第24節　住宅確保及び応急対策 〇震災対策編　第3章　震災応急対策計画　第24節　住宅確保及び応急対策 第1　応急住宅の提供　4応急仮設住宅の運営管理（4)家庭動物対策応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。
海士町 （島根県）	海士町地域防災計画基本計画（風水害他） 第17節　防疫・保健衛生体制の整備　5　動物愛護管理体制の整備 家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図るとともに、避難所等における家庭動物の受入れや飼養方法について、あらかじめ担当部局等との調整を行う。 第8節　避難活動　7　避難所の開設、運営 7-3　避難が長期化する見通しの場合の避難所運営　6家庭動物（ペット）のための避難スペースの確保と関係団体との連携 必要に応じ、避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に務めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 第26節 住宅確保及び応急対策　2 応急住宅の提供 2-4 応急仮設住宅の運営管理　4 応急仮設住宅への家庭動物の受け入れへの配慮
西ノ島町 （島根県）	西ノ島町国民保護計画　第2編　平素からの備えや予防　第4章　警報及び避難の指示等　第2節　避難住民の誘導等　3　避難住民の誘導(9)動物の保護等に関する配慮 町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項　について基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。・危険動物等の逃走対策・飼養等されていた家庭動物、家畜の保護収容等
知夫村 （島根県）	知夫村防災計画 Ⅰ　風水害等対策編　第3章　災害応急対策計画　第3節　災害応急対策活動　第8　防疫・保健衛生対策　6　動物保護管理対策 災害時には、飼育動物の放浪・逸走又は負傷疾病が多数発生すると同時に、避難所における愛玩動物同伴による問題も予想される。このため、村は関係機関及び関係団体と連携を図りながら、これら飼養動物の保護・収容や避難所における適正な飼養に関し、動物愛護管理及び環境衛生の維持について必要な措置を講じる。1　村が実施する措置(1)関係機関等と協力して被災地における飼い主不明の動物の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。 (2)特定動物、危険な家畜等が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携して必要な措置を講じる。 2　飼養動物の飼い主が実施する措置(1)飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律　第105号）に基づき、災害発生等においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 (2)避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。Ⅱ　震災対策編　第3章　震災応急対策計画　第3節　防疫・保健衛生対策　第8　防疫・保健衛生対策基本計画　第 3章　第3節　第8に準じて実施する。 Ⅰ　風水害等対策編　第3章　災害応急対策計画　第3節　災害応急対策活動　第15 住宅の確保及び応急対策　3　応急仮設住宅の設置 (5)応急仮設住宅の運営管理　4家庭動物対策　応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
隠岐の島町（島根県）	隠岐の島町地域防災計画 第2編　風水害対策計画　第1章　災害予防計画　第15節　防疫・保健衛生体制の整備　4　動物愛護管理体制の整備 町は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平常時から家庭動物の避難用品の確保や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。 第2章　災害応急対策計画　第23節　防疫・保健衛生・環境衛生対策　11　動物愛護管理対策　災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じる。町は、県、関係団体と協力し、動物の管理等についての必要な措置を講ずる。1飼い主による人畜への被害発生を防止するため、県から派遣される狂犬病予防員と協力し、放浪犬等を収容するとともに、飼い主に対し犬の管理方法を指導する。 2飼い主のわからない負傷動物や放浪動物を発見した場合は、保健所に連絡する。 3避難所に飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正飼育の指導、助言等必要な措置を行い、動物の愛護及び動物感染症予防等衛生管理を含めた動物の管理等について、必要な措置を講ずる。 4飼育動物の餌が附則するときは、県に対し調達を依頼する。 第2編　風水害対策計画　第2章 災害応急対策計画　第25節 住宅応急対策 (8) 応急仮設住宅の運営管理　4応急仮設住宅における家庭動物の受け入れについて、建設や運営担当部局との調整を事前に行うとともに飼養にあたってのルール作りや飼い主に対する適正な飼養指導や支援を実施する。
松江市	松江市地域防災計画 〇風水害対策編 【第2章　風水害予防計画／第10節　医療、防疫・保健衛生体制の整備／5　動物愛護管理体制の整備】 (1) 飼い主への普及啓発 家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保や同行避難が行えるよう普及啓発に努める。 (2) 避難所での受入れ 指定避難所における家庭動物の受入れや飼養方法について、あらかじめ担当部局等との調整を行う。 【同／第17節　防災教育／2　市民に対する防災教育】 (2) 周知内容 防災教育において市民に周知する内容は次のとおり。 3　風水害に対する平素の心得 ・ 家庭動物の食料・排泄用品等の備蓄及び避難所への同行避難、避難所での飼養についての準備等 【第3章　風水害応急対策計画／第8節　避難活動／6　避難所の開設、運営】 (2) 指定避難所の運営 ネ 家庭動物のためのスペースの確保 【同／第24節　防疫・保健衛生、環境衛生対策／6　動物愛護管理対策】 (1) 被災地域における動物の保護 家庭動物が災害により飼い主のわからない負傷動物や放浪動物となった場合、動物愛護の観点から、県、県獣医師会等の関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力し、それらの動物の保護、相談の受付、保健所における一時預かり等を行う。 (2) 避難所における動物の適正な飼育 県及び県獣医師会との協力のもと、飼い主とともに避難した動物について、飼育状況の把握、適正飼育の指導等を行う等、動物の愛護及び動物感染症予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、必要な措置を講ずる。主な実施内容は次のとおり。 ア 動物を伴った被災者の状況把握（飼育者の氏名・住所、動物の種類と数、動物の特徴等） イ 避難所における飼育場所の指定 ウ 動物の食料・生活必需品等の提供 エ 動物の負傷や病気に対する診断、治療、飼育等に関する相談 【同／第26節　住宅確保及び応急対策／1　応急住宅の提供】 (4) 応急仮設住宅の運営管理 以下の点に留意し、応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。 　応急仮設住宅への家庭動物の受け入れについて、建設や運営担当部局との調整を事前に行うとともに飼養に当たってのルール作りや飼い主に対する適正な飼養指導や支援の実施 〇震災対策編 【第2章　地震・津波災害予防計画／第12節　医療、防疫・保健衛生体制の整備／5　動物愛護管理体制の整備】 (1) 飼い主への普及啓発 家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保や同行避難が行えるよう普及啓発に努める。 (2) 避難所での受入れ 指定避難所における家庭動物の受入れや飼養方法について、あらかじめ担当部局等との調整を行う。 【同／第19節　防災教育／2　市民に対する防災教育】 (2) 周知内容 防災教育において市民に周知する内容は次のとおり。 3　地震災害に対する平素の心得 ・ 家庭動物の食料・排泄用品等の備蓄及び避難所への同行避難、避難所での飼養についての準備等 6　津波災害に対する平素の心得 ・ 家庭動物の食料・排泄用品等の備蓄及び避難所への同行避難、避難所での飼養についての準備等 【第3章　地震・津波災害応急対策計画／第8節　避難活動／6　避難所の開設、運営】 (2) 指定避難所の運営 ネ 家庭動物のためのスペースの確保 【同／第24節　防疫・保健衛生、環境衛生対策／6　動物愛護管理対策】 (1) 被災地域における動物の保護 家庭動物が災害により飼い主のわからない負傷動物や放浪動物となった場合、動物愛護の観点から、県、県獣医師会等の関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力し、それらの動物の保護、相談の受付、保健所における一時預かり等を行う。 (2) 避難所における動物の適正な飼育 県及び県獣医師会との協力のもと、飼い主とともに避難した動物について、飼育状況の把握、適正飼育の指導等を行う等、動物の愛護及び動物感染症予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、必要な措置を講ずる。主な実施内容は次のとおり。 ア 動物を伴った被災者の状況把握（飼育者の氏名・住所、動物の種類と数、動物の特徴等） イ 避難所における飼育場所の指定 ウ 動物の食料・生活必需品等の提供 エ 動物の負傷や病気に対する診断、治療並びに飼育等に関する相談 【同／第26節　住宅確保及び応急対策／1　応急住宅の提供】 (4) 応急仮設住宅の運営管理 以下の点に留意し、応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。 ? 応急仮設住宅への家庭動物の受け入れについて、建設や運営担当部局との調整を事前に行うとともに飼養に当たってのルールつくりや飼い主に対する適正な飼養指導や支援の実施

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
松江市	○原子力災害対策編 【第2章　原子力災害事前対策／第14節　原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発等】 (3) 市が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点や様々な避難者のニーズに十分に配慮するよう努めるものとすることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。 【第4章　緊急事態応急対策／第9節　避難、屋内退避等の防護措置／2. 避難所等】 市は、国、県及び避難先自治体と連携し、次の項目に留意のうえ、避難所運営マニュアルや原子力災害時における広域避難に係る避難経由所・避難所運営マニュアルを基に避難所等の運営を行うものとする。 (3) 避難所における家庭動物のためのスペースの確保に関すること。
岡山県	岡山県地域防災計画（風水害等対策編） 第1編総則第3章各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱第2処理すべき事務又は業務の大綱（4）指定地方行政機関［中国四国地方環境事務所］ （2）家庭動物の保護等に係る支援に関することを行う。 第2編災害予防計画第6章防災活動の環境整備第2節防災知識の普及3実施内容（1）防災教育 （イ）「最低3日間、推奨1週間」分の食料、（略）、飼い主による家庭動物への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備、（略） （ウ）防災知識の普及の際には、（略）家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。 第3編災害応急対策計画第4章罹災者の救助保護 第2節避難の勧告等及び避難所の設置3実施内容 （6）指定避難所の設置 ア指定避難所等の指定 （略）平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、（略）住民への周知徹底を図る。 イ指定避難所の施設設備の整備 （略）市町村は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、（略）必要に応じて被災者が飼養する家庭動物のためのスペースの確保に努める。 （7）指定避難所の運営管理 ケ市町村は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。 コ市町村は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 第9節防疫・保健衛生3実施内容（1）防疫 ケ動物の管理 家庭動物の保護収容や飼い主等からの一時預かり要望への相談対応、特定動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講じる。 第11節住宅の供与・応急修理及び障害物の除去3実施内容（4）応急仮設住宅の運営管理 市町村は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。（略）また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 岡山県地域防災計画（地震・津波災害対策編） 第1章総則第3節各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱第2処理すべき事務又は業務の大綱（4）指定地方行政機関［中国四国地方環境事務所］ 2家庭動物の保護等に係る支援に関することを行う。 第2章地震・津波災害予防計画 第1節自立型の防災活動の促進 第1項防災知識の普及啓発計画3対策（2）家庭・地域においての普及対策 イ県及び市町村は防災週間や防災関連行事を通じ、次の項目について防災意識の高揚を図る。 ・住宅の耐震化、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、（略）飼い主による家庭動物（特定動物を除く）への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備、（略） エ市町村は、防災知識の普及の際には、（略）家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。 第9項津波災害予防計画第1津波に係る防災知識の普及4家庭内での備蓄等 ・「最低3日間、推奨1週間」分の食料、（略）飼い主による家庭動物（特定動物を除く）への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備、（略） 第3要配慮者への配慮 県及び市町村は、（略）家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。 第2節迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え（危機管理） 第6項避難及び避難所の設置・運営計画3対策 （1）避難計画［市町村］ 市町村は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。 第2指定避難所の設置3対策 （1）指定避難所の指定・周知［市町村］ 市町村は、家庭動物の受け入れ方法等について、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。 （2）指定避難所の施設設備の整備 ［市町村］ （略）市町村は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、（略）必要に応じて被災者が飼養する犬・猫等の家庭動物（特定動物を除く）（以下「被災ペット」という。）のためのスペースの確保に努めるとともに、（略） 第13項外国からの支援受入体制整備計画3対策（1）国の機関との調整 ア外国からの支援対応、外国人の入国及び捜査犬の動物検疫等 第3章地震・津波災害応急対策計画 第2節緊急活動 第1項救助計画 1現状と課題 震災時には、（略）また、東日本大震災においては、地域の家庭動物の保護収容等の問題もあった。 2基本方針 防災関係機関は、（略）さらに、家庭動物の保護収容等については、あらかじめ災害時の動物の管理について考慮しておき、必要な措置が行えるよう努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
岡山県	3対策 (6)被災した家庭動物の保護 [県(保健福祉部)] 県は、犬・猫等の一般の家庭動物の保護・収容について、岡山県動物愛護センターで情報収集を行うとともに、飼い主等からの家庭動物の一時預かり要望への相談対応等について、公益社団法人岡山県獣医師会や動物愛護団体と連携をとりながら対応する。 また、特定動物の収容は、届け出施設については動物園等と連携をとりながら対応する。 さらに、放浪している家庭動物等の保護収容及び特定動物の逸走等について通報があれば速やかに動物愛護センターにおいて対応する。 [市町村] 市町村は、県と連携を図りながら、家庭動物の保護に努めるとともに、必要に応じ、指定避難所での家庭動物のためのスペースの確保に努める。なお、政令市及び中核市については、放浪している家庭動物等の保護収容及び特定動物の逸走等について通報があれば速やかに各保健所において対応する。 第4項避難及び避難所の設置・運営計画第3指定避難所の運営体制3対策 (3)生活環境への配慮 [市町村] 指定避難所の運営に当たっては、避難者の生活環境を確保するため、次のような措置を講じる。 ・必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 ・市町村は、指定避難所に同行避難してきた家庭動物について、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずる。 第11項物資等の受け入れ、集積、搬送、配分計画2基本方針 (略)避難所における(略)家庭動物の飼養に関する資材をはじめ(略)被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズ(略)に配慮する。 第4節機能確保活動第2項住宅応急対策計画3対策(1)応急仮設住宅の供与イ知事が災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与(ア)建設による供与 d管理 応急仮設住宅の管理は、原則として当該市町村長が行う。(略)また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物(特定動物を除く)の受入れに配慮する。 岡山県地域防災計画(原子力災害等対策編) 第2編原子力災害対策第2章原子力災害事前対策 第8節緊急事態応急体制の整備 9広域的な応援協力体制の拡充・強化 県は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査(住民、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定という。以下同じ。)(略) 第9節避難受入活動体制の整備 5指定避難所等・避難方法等の周知 県は、鏡野町に対し、(略)避難方法(バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物への所有明示及び同行避難等を含む。)(略) 第3章緊急事態応急対策第4節避難、屋内退避等の防護措置1避難、屋内退避等の防護措置の実施 (5)県は、鏡野町と連携し、避難者が家庭動物と同行避難した際の措置について留意する。
津山市 (岡山県)	津山市地域防災計画(風水害等対策編) 第1章総則第2節各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱第2項処理すべき事務又は業務の大綱4指定地方行政機関(市域を管轄する出先機関等)(7)中国四国地方環境事務所 3家庭動物の保護等に係る支援に関することを行う。 第2章災害予防計画第5節防災活動の環境整備第2項防災知識の普及3実施内容(1)防災教育1住民に対する防災教育 イ「最低3日間、推奨1週間」分の食料、(略)飼い主による家庭動物(特定動物を除く。)への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備、(略) 第3章災害応急対策計画第4節罹災者の救助保護 第2項避難指示等及び避難所の設置3実施内容 (7)指定避難所の施設設備整備 (略)市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、(略)必要に応じて被災者が飼養する犬・猫等の家庭動物(特定動物を除く)(以下「被災ペット」という。)のためのスペースの確保に努める。 (13)指定避難所の運営管理 ⑩市は、必要に応じ指定避難所における被災ペットのための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援がうけられるよう連携に努める。 第9項防疫・保健衛生3実施内容及び方法(1)防疫 9動物の管理 被災ペットの保護収容、特定動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講じる。 第11項住宅の供与、応急修理及び障害物の除去3実施内容 (4)応急仮設住宅の運営管理(略)、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物(特定動物は除く)の受入れに配慮する。 津山市地域防災計画(震災対策編) 第1章総則第2節各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱2処理すべき事務又は業務の大綱(4)指定地方行政機関(市域を管轄する出先機関等)[中国四国地方環境事務所] 3家庭動物の保護等に係る支援に関することを行う。 第2章震災予防計画 第1節自立型の防災活動の促進第1項防災知識の普及啓発計画3対策(2)家庭、地域においての普及対策 2市及び県は、防災週間や防災関連行事を通じ、次の項目について防災意識の高揚を図る。 ・住宅の耐震化、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、(略)、飼い主による家庭動物(特定動物を除く)への所有明示や、同行避難、指定避難所での飼養についての準備、(略) 第2節迅速かつ円滑な震災対策への備え(危機管理)第6項避難及び避難所の設置・運営計画第2指定避難所の設置3対策 (2)指定避難所の施設設備の整備 第3章震災応急対策計画 第2節緊急活動 第1項救助計画 1現状と課題 震災時には、広域的又は局地的に、(略)また、東日本大震災においては、地域の被災ペットの保護収容等の問題もあった。 2基本指針 防災関係機関は、緊密な連携の下に、(略)さらに、被災ペットの保護収容等については、あらかじめ災害時の動物の管理について考慮しておき、必要な措置が行えるよう努める。 第4項避難及び避難所の設置・運営計画第3対策(3)生活環境への配慮 ・必要に応じ、指定避難所における被災ペットのための避難スペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 ・市は、指定避難所に同行避難してきた被災ペットについて、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理について必要な措置を講ずる。 第4節機能確保活動第2項住宅応急対策計画3対策2知事が災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与ア建設による供与 d管理(略)必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物(特定動物を除く)の受入れに配慮する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
玉野市 （岡山県）	玉野市地域防災計画（本編） 第1部総則第3章各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱第2節処理すべき事務又は業務の大綱中国四国地方環境事務所 2家庭動物の保護等に係る支援に関することを行う。 第2部災害予防計画第2章災害に強いまちづくり第9節2指定避難所の設置2－2対策2－2－2指定避難所の施設設備の整備 市・（略）必要に応じて被災者が飼養する犬・猫等の家庭動物（特定動物を除く）（以下「被災ペット」という。）のためのスペースの確保に努めるとともに、（略） 第3部災害応急対策計画第2章第1節1救助計画1－1基本方針 （略）被災ペットの保護収容等については、あらかじめ災害時の動物の管理について考慮しておき、必要な措置が行えるよう努める。（略） 1－2対策（5）被災ペットの保護 市□県と連携を図りながら、飼養動物の保護に努めるとともに、必要に応じ、指定避難所での被災ペットのためのスペースの確保に努める 県□犬・猫等の一般の被災ペットの保護・収容について、岡山県動物愛護センターで情報収集を行うとともに、公益社団法人岡山県獣医師会や動物愛護団体と連携をとりながら対応する。 □特定動物の収容は、届け出施設については動物園等と連携をとりながら対応する。 □放浪している被災ペット等の保護収容及び特定動物の逸走等について通報があれば速やかに動物愛護センターにおいて対応する。 第3節避難及び避難所の設置運営計画3指定避難所の運営体制3－2対策（2）指定避難所の運営管理 市・家庭動物等の取り扱いをはじめ、指定避難所における家庭動物等同行避難者の受け入れ、並びに災害で被災放置されたペットの収容対策について定める。 1）災害発生時における家庭動物の取り扱いは、飼い主による管理を原則とする。 2）家庭動物同行避難者の受け入れ 1災害発生時に、飼い主は、家庭動物と同行避難することを原則とし、家庭動物の安全と健康を守るとともに、他の避難者への迷惑にならないよう努める。 2指定避難所における人の収容スペースへの家庭動物の同伴は、他の避難者への影響や衛生管理等を考慮し、原則禁止する。ただし、身体障害者補助犬を除く。 3飼い主は、家庭動物の避難に必要な用具等を準備しておくことや、普段からしつけや健康管理をしておくことで、家庭動物のストレスを軽減させることに努める。 ［資料編3-39家庭動物に関する準備］ 4指定避難所の施設能力や避難者の状況、衛生状況等を考慮し、必要に応じて、屋外等に家庭動物のためのスペースの確保に努める。 3）必要に応じ、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 4）指定避難所に同行避難してきた被災ペットについて、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理について必要な措置を講ずる。 第4章民生安定活動第8節防疫及び保健衛生計画1防疫1－2対策 市・次により防疫活動を行う。7）被災ペットの保護収容、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講じる。
笠岡市 （岡山県）	笠岡市地域防災計画（風水害対策編） 第1章総則第3節防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱3指定地方行政機関中国四国地方環境事務所 2家庭動物の保護等に係る支援に関すること 第2章災害予防計画第1節防災教育訓練計画第1項市民に対する防災意識普及計画1－1基本方針 （略）市民一人ひとりがその自覚を持ち，食料・飲料水の備蓄，マイクロチップ挿入や首輪等の装着による飼養動物の所有者明示，飼養動物との同行避難や避難所での飼養についての準備など，平常時より災害に対する備えを心がけるとともに，（略） 2対策（4）中央防災会議の災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針 イ（略）飼い主による「自助」を基本とする被災者が飼養する犬・猫等の家庭動物（特定動物を除く。）（以下「被災ペット」という。）への所有明示や同行避難，指定避難所等での適正な飼養のための準備（動物用避難用品の確保，しつけ，健康管理，避妊・去勢手術等），保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策，警報等発表時や緊急安全確保（略） 第3章災害応急対策計画第6節避難計画2対策（6）避難所の運営管理 ケ市は，必要に応じ，指定避難所における被災ペットのための避難スペースの確保等に努めるとともに，獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう，連携に努める。また，避難所の形態や動物の数に応じた飼養ルールの設定等，飼い主が適正に飼養するための指導助言を行う。 笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編） 第1章総則第3節防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱3指定地方行政機関中国四国地方環境事務所 2家庭動物の保護等に係る支援に関すること 第2章地震・津波災害予防計画第1節自立型の防災活動の促進第8項津波災害予防計画第1津波に係る防災知識の普及4家庭内での備蓄等 （1）住宅の耐震化，「最低3日間，推奨1週間」分の食料，飲料水，携帯トイレ・簡易トイレ，トイレットペーパー等の備蓄，非常持出品（救急箱，懐中電灯，ラジオ，乾電池等）の準備，自動車へのこまめな満タン給油，負傷の防止や避難路の確保の観点から家具，ブロック塀等の転倒防止対策，飼い主による「自助」を基本とする家庭動物（特定動物を除く）への所有明示や同行避難，指定避難所等での適正な飼養のための準備（動物用避難用品の確保，しつけ，健康管理，避妊・去勢手術等），保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策 第2節迅速かつ円滑な地震・津波災害対策への備え（危機管理）第5項避難及び避難所の設置・運営計画第2指定避難所の設置2対策 （2）指定避難所の施設設備の整備（略）必要に応じて被災者が飼養する犬・猫等の家庭動物（特定動物を除く）（以下「被災ペット」という。）のためのスペースの確保に努める。 第3章地震・津波災害応急対策計画第2節緊急活動第1項救出計画1基本方針（略）飼養動物の保護収容等については，あらかじめ災害時の動物の管理について考慮しておき，市は県と連携を図りながら飼育動物の保護から収容に至る必要な措置が行えるよう努める。 2対策（6）ペット等動物の保護 ［県］県は，飼い主とはぐれるなどした放浪動物の保護・収容について，災害時には，動物愛護センターが情報収集を行うとともに，（公社）岡山県獣医師会や動物愛護団体と連携をとりながら対応する。また，特定動物の収容は，届け出施設については，動物園等と連携をとりながら対応する。 ［市］市は，県と連携を図りながら，飼い主とはぐれるなどした放浪動物の保護に努めるとともに，避難所等での動物の受入体制の確保について担当部局や運営担当（施設管理者など）と検討を進める。 第4項避難及び避難所の設置・運営計画第32対策（3）生活環境への配慮 ・必要に応じ，指定避難所における被災ペットのための避難スペースの確保等に努めるとともに，獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう，連携に努める。 ・市は，指定避難所に同行避難してきた被災ペットについて，動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理について獣医師会等と連携し必要な措置を講ずる。 第4節第2項2対策（1）応急仮設住宅の建設（エ）管理 （略）必要に応じて，応急仮設住宅における家庭動物の受入れについて，建設や運営担当部局との検討や調整を事前に行うとともに，飼養にあたってのルール作りや飼い主に対する適正な飼養指導や支援を実施するものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
井原市 （岡山県）	井原市地域防災計画（風水害等対策編） 第1章総則第3節各防災機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱第2処理すべき事務又は業務の大綱6指定地方行政機関［中国四国地方環境事務所］(2) 家庭動物の保護等に係る支援に関することを行う。 第2章災害予防計画第6節防災活動の環境整備第2防災知識の普及3実施内容(1)防災教育ア住民に対する防災教育 (イ)「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、飼い主による家庭動物（特定動物を除く。）への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策、（略） 第3章災害応急対策計画第5節罹災者の救助保護第2避難の指示等及び避難所の設置3実施内容(7)指定避難所の設置イ指定避難所の施設設備の整備 （略）必要に応じて被災者が飼養する犬・猫等の家庭動物のためのスペースの確保に務める。 (9)指定避難所等の運営管理 ケ市は、指定避難所における被災ペットのための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 第9防疫・保健衛生3実施内容(1)防疫ケ動物の管理 家庭動物の保護収容や飼い主等からの一時預かり要望への相談対応、特定動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講じる。 第11住宅の供与・応急修理及び障害物の除去3実施内容(4)応急仮設住宅の運営管理 （略）必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 井原市地域防災計画（地震災害対策編） 第2章地震災害予防計画第1節自立型の防災活動の促進第1項防災知識の普及啓発計画3対策(2)家庭・地域においての普及対策 イ市は（略）住宅の耐震化、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、（略）飼い主による家庭動物（特定動物を除く）への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策 第2節迅速かつ円滑な地震対策への備え（危機管理）第5項避難及び避難所の設置・運営計画第2指定避難所の設置3対策(1)指定避難所の設置 2指定避難所の施設設備の整備 （略）必要に応じて被災者が飼養する犬・猫等の家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、（略） 第3章地震災害応急対策計画第2節緊急活動第1項救助計画2基本方針 （略）家庭動物の保護収容等については、あらかじめ災害時の動物の管理について考慮しておき、必要な措置が行えるよう努める。 3対策(6)被災した家庭動物の保護 ［市、県（保健医療部）］市は、県と連携を図りながら、被災家庭動物の保護に努めるとともに、必要に応じ、指定避難所等での家庭動物のためのスペースの確保に努める。また、県は、犬・猫等の一般の家庭動物の保護・収容について、岡山県動物愛護センターで情報収集を行うとともに、飼い主からの飼養動物の一時預かり要望への対応等について、公益社団法人岡山県獣医師会や動物愛護団体と連携をとりながら対応する。 また、特定動物の収容は、届け出施設や動物園等と連携をとりながら対応し、必要に応じて県警察等に応援を要請する。さらに、放浪している家庭動物被等の保護収容及び特定動物の逸走等について通報があれば速やかに動物愛護センターにおいて対応する。 第4項避難及び避難所の設置・運営計画第3指定避難所の運営体制3対策(3)生活環境への配慮 市・必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 ・市は、指定避難所に同行避難してきた被災ペットについて、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理について必要な措置を講ずる。 第4節機能確保活動第2項住宅応急対策計画3対策(1)住宅応急対策計画d管理 （略）必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物（特定動物を除く）の受入れに配慮する。
総社市 （岡山県）	総社市地域防災計画（風水害等対策編） 第3編災害応急対策計画第6章罹災者の救助保護 第2節避難及び所の設置2実施内容 (6)指定避難所の設置 イ指定避難所の施設設備の整備 市は，指定避難所において貯水槽，（略）必要に応じて家庭動物の受入れに配慮する。 (8)ペット避難所の開設 市は，指定避難所開設に合わせて，ペット同伴避難者のために，公共施設等にペット避難所を開設する。各指定避難所においても可能な限り避難スペースの確保に努める。また，開設時はその位置及び施設名称を住民に周知する。 なお，運営に当たっては，（公社）岡山県獣医師会総社支部及び県動物愛護センター等と連携を図り対応する。 (9)指定避難所の運営管理 ケ避難所における生活環境注意を払い，常良好なものとすよう努める。（略）また，必要に応じ，避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努る。 第11節住宅の供与・応急修理及び障害物除去2実施内容 (5)応急仮設住宅の運営管理 市は，各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うもとする。（略）また，必要に応じて，応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するもとする。 総社市地域防災計画（地震災害対策編） 第2章地震災害予防計画 第1節自立型の防災活動促進 第1項自立型・災害回避ライフスタルの普及計画び定着3対策(2)家庭・地域への普及対策 イ市は防災週間や防災関連行事を通じ，次の項目について意識高揚を図る。 ・住宅の耐震化（略）・家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備 第3章地震災害応急対策計画第2節緊急活動 第1項救助計画3対策 (6)家庭動物等動物の保護 市は、県と連携を図りながら，家庭動物等動物の保護に努めるとともに，避難所等での動物の受入体制の確保について検討を進める。 第4項避難及び避難所の設置・運営計画第3指定避難所の運営体制3対策 (3)生活環境への配慮 避難所の運営に当たっては，避難者の生活環境を確保するため，次のような措置を講じる。 ・必要に応じ，避難所における家庭動物のためのスペースの確保などにも配慮するとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 第4節機能確保活動 第2項住宅応急対策計画3対策(1)応急仮設住宅の供与イ災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与 (エ)管理 応急仮設住宅の管理は，原則として市が行う。（略）また，必要に応じて，応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
高梁市 （岡山県）	高梁市地域防災計画（風水害等対策編） 第2編災害予防計画第5章防災活動の環境整備第2節防災知識の普及2実施内容（1）防災教育ア住民に対する防災教育 （イ）「最低3日間、推奨1週間」分の食糧、（略）飼い主による家庭動物への所有明示や同行避難、避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策、（略） 第3編災害応急対策計画第4章罹災者の救助保護 第2節避難及び避難所の設置2実施内容 （6）指定避難所の設置 イ指定避難所の施設設備の整備 （略）指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、（略）必要に応じて被災者の飼養する犬・猫等の家庭動物（特定動物を除く）（以下「被災ペット」という。）のためのスペースの確保に努める。 （7）避難所の運営管理 ケ避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。（略）また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第9節防疫・保健衛生2実施内容（1）防疫キ動物の管理被災ペットの保護収容、特定動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講じる。 第11節住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去2実施内容（4）応急仮設住宅の運営管理 市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。（略）また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物（特定動物は除く）の受入れに配慮するものとする。 高梁市地域防災計画（震災対策編） 第2章震災予防計画 第1節自立型の防災活動の促進 第1項防災知識の普及啓発計画3対策（2）家庭・地域においての普及対策 ・住宅の耐震化、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、（略）飼い主による家庭動物（特定動物を除く）への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備、（略） 第2節迅速かつ円滑な震災対策への備え（危機管理） 第4項避難及び避難所の設置・運営計画指定避難所の設置3対策（2）指定避難所の施設設備の整備市は（略）必要に応じて被災者が使用する犬・猫等の家庭動物（特定動物を除く）（以下「被災ペット」という。）のためのスペースの確保に努めるとともに、（略） 第3章震災対応対策計画第2節第1項第1項救助計画 1現状と課題 震災時には、広域的又は局地的に、（略）また、東日本大震災においては、地域のペット等動物の保護収容等の問題もあった。 2基本方針防災関係機関は（略）さらに、ペット等動物の保護収容等については、あらかじめ災害時の動物の管理について考慮しておき、必要な措置が行えるよう努める。3対策（6）被災ペットの保護 市は、県と連携を図りながら、飼養動物の保護に努めるとともに、避難所等での被災ペットの受入体制の確保について検討を進める。 第4項避難及び避難所の設置・運営計画第3避難所の運営体制3対策 （3）生活環境への配慮 ・必要に応じ、避難所における被災ペットのためのスペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 ・市は、指定避難所に同行避難して来た被災ペットについて、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理について必要な措置を講ずる。 第4節機能確保活動第2項住宅応急対策計画3対策（1）応急仮設住宅の供与イ災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与 （エ）管理 応急仮設住宅の管理は、原則として市長が行う。（略）また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物（特定動物を除く）の受入れに配慮する。
新見市 （岡山県）	新見市地域防災計画（基本計画編） 第1章総則第5節防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱第4指定地方行政機関［中国四国地方環境事務所］ 2家庭動物の保護等に係る支援に関することを行う。 第3章災害予防計画第1節防災知識の普及第2実施内容1防災教育(1)住民に対する防災教育 イ「最低3日間、推奨1週間」分の食料、（略）飼い主による家庭動物（特定動物を除く）への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備、（略） 第4章災害応急対策計画 第6節避難計画第2実施内容 6指定避難所等の事前指定 (2)指定避難所の施設設備の整備 （略）市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、（略）必要に応じて被災者が飼養する犬・猫等の家庭動物（特定動物を除く）（以下「被災ペット」という。）のためのスペースの確保に努める。 11避難所の運営管理等 (9)市は、必要に応じ、指定避難所における被災ペットのための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 第7節罹災者救助保護計画 第5応急住宅計画1実施内容 (4)応急仮設住宅の運営管理 市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。（略）また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物（特定動物は除く）の受入に配慮する。 第11防疫計画1実施内容(1)防疫 ク動物の管理 被災ペットの保護収容、特定動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講じる。 新見市地域防災計画（震災対策編） 第1章総則第2節各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱2処理すべき事務又は業務の大綱（3）指定地方行政機関［中国四国地方環境事務所］ 2家庭動物の保護等に係る支援に関することを行う。 第2章震災予防計画 第1節自立型の防災活動の促進第1項防災知識の普及啓発計画3対策（2）家庭・地域における普及対策 イ市は、防災週間や防災関連行事を通じ、次のような項目について防災意識の普及、啓発を図る。 ・住宅の耐震化、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、（略）飼い主による家庭動物（特定防物を除く）への所有明示や、同行避難、指定避難所での飼養についての準備、（略） 第2節迅速かつ円滑な震災対策への備え（危機管理）第5項避難及び避難所の設置・運営計画第2指定避難所の設置3対策 （2）指定避難所の施設設備の整備 （略）市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、（略）必要に応じて被災者が飼養する犬・猫等の家庭動物（特定動物を除く）（以下「被災ペット」という。）のためのスペースの確保に努めるとともに、（略）

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
新見市 （岡山県）	第3章震災応急対策計画 第2節緊急活動 第1項救出計画 1現状と課題 震災時には、広域あるいは局地的に、（略）また、東日本大震災においては、地域の被災ペットの保護収容等の問題もあった。 2基本方針 市及び防災関係機関は、緊密な連携の下に、（略）さらに、被災ペットの保護収容等については、あらかじめ災害時の動物の管理について考慮しておき、必要な措置が行えるよう努める。 3対策 （6）家庭動物等動物の保護 市は、県と連携を図りながら、飼養動物の保護に努めるとともに、必要に応じ、指定避難所等での被災ペットのためのスペースの確保に努める。 第4項避難及び避難所の設置・運営計画第3避難所の運営体制3対策 （3）生活環境への配慮 指定避難所の運営に当たっては、避難者の生活環境を確保するため、次のような措置を講じる。 ・必要に応じ、指定避難所における被災ペットのための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。 ・市は、指定避難所に同行避難してきた被災ペットについて、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理について必要な措置を講ずる。 第4節機能確保活動第2項住宅応急対策計画3対策（1）応急仮設住宅の供与イ知事が災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与（ア）建設による供与 d管理 応急仮設住宅の管理は、原則として市が行う。（略）また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物（特定動物を除く）の受入れに配慮する。
備前市 （岡山県）	備前市地域防災計画（風水害等対策編） 第3章災害予防計画第1節防災活動の環境整備第1項防災知識普及計画1防災教育(1)住民に対する防災教育 イ3日分以上の食料、（略）飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策準備、（略） 第4章災害応急対策計画第8節り災者救助保護計画 第2項避難及び避難所の設置9避難所の開設及び収容保護(6)避難所の安全管理 3県及び市は、必要に応じ、指定避難所における被災家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 第6項住宅の供与及び応急修理2災害救助法による実施基準(2)応急仮設住宅の管理 6応急仮設住宅の運営管理 市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。（略）また、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 第11項防疫及び保健衛生2実施の方法 (7)動物の管理 被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講じる。 備前市地域防災計画(地震・津波災害対策編) 第2章地震・津波災害予防計画 第1節自立型の防災活動の促進第9項津波災害予防計画第1津波に係る防災知識の普及(4)家庭内での備蓄等 エ飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備（略）等の家庭での予防・安全対策 第2節迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え（危機管理） 第5項避難及び避難所の設置及び運営計画第2指定避難所の設置 (2)指定避難所の施設設備の整備 市は、指定避難所において、避難所の開設に必要な貯水槽、（略）必要に応じて家庭動物の受入に配慮するとともに、（略） 第3章地震・津波災害応急対策計画 第2節緊急活動 第1項救出計画 (6)家庭動物等動物の保護 市は、県と連携を図りながら、飼養動物の保護に努めるとともに、避難所等での動物の受入体制の確保について検討を進める。 第4項避難及び避難所の設置及び運営計画第3避難所の運営体制(3)生活環境への配慮 カ必要に応じて避難所における家庭動物のためのスペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 第4節機能確保活動第2項住宅応急対策計画(1)応急仮設住宅の供与イ災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与1建設による供与 d管理 応急仮設住宅の管理は、原則として市が行う。（略）また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。
瀬戸内市 （岡山県）	瀬戸内市地域防災計画（風水害等対策編） 第1編総則第3章各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱第2処理すべき事務又は業務の大綱4指定地方行政機関【中国四国地方環境事務所】(2)家庭動物の保護等に係る支援に関することを行う。 第2編災害予防計画第6章防災活動の環境整備第2節防災知識の普及3実施内容(1)防災教育ア住民に対する防災教育 (ｲ)「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、飼い主による家庭動物（特定動物を除く）への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策（略） 第10章第2節2指定避難所の設置(2)指定避難所の設備の整備 （略）必要に応じて被災者が飼養する犬・猫等の家庭動物（特定動物を除く）（以下「被災ペット」という。）のためのスペース確保に努めるとともに（略） 第3編災害応急対策計画第4章罹災者の救助保護第2節避難の指示等及び避難所の設置3実施内容(6)指定避難所の設置イ指定避難所の施設設備の整備 （略）必要に応じて被災者が飼養する犬・猫等の家庭動物（特定動物を除く）（以下「被災ペット」という。）のためのスペースの確保に努める。 (7)指定避難所の運営管理等 ケ市は、必要に応じ、指定避難所における被災ペットのための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 テ家庭動物等の収用対策 家庭動物等の取り扱いを始め、避難所における家庭動物等同行避難者の受け入れ、並びに災害で被災放置されたペットの収容対策について定める。市は、県と連携を図りながら飼育動物の保護に努め、その際には保護団体に挿入されたマイクロチップや首輪等の確認による所有者等の情報収集に努める。 (ｱ)家庭動物の取り扱い災害発生時における家庭動物の取り扱いは、飼い主による管理を原則とする。 (ｲ)家庭動物同行避難者の受け入れ a同行避難 災害発生時に、飼い主は、家庭動物と同行避難することを原則とし、家庭動物の安全と健康を守るとともに、他の避難者への迷惑にならないように努める。 b避難所における人の収容スペースへの家庭動物の同伴禁止 避難所における人の収容スペースへの家庭動物の同伴は、他の避難者への影響や衛生管理等を考慮し、原則禁止する。ただし身体障害者補助犬を除く。 c災害避難時における飼育管理 飼い主は、家庭動物の避難に必要な用具等を準備しておくことや、普段からしつけや健康管理をしておくことで、家庭動物のストレスを軽減させることに努める。 d家庭動物飼い主への対応 市は、避難所の施設能力や避難者の状況、衛生状況等を考慮し、必要に応じて、屋外等に家庭動物のためのスペースの確保に努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
瀬戸内市 （岡山県）	第3編災害応急対策計画第4章罹災者の救助保護第9節防疫・保健衛生4実施内容（1）防疫 ケ動物の管理 被災ペットの保護収容、特定動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずる。 第11節住宅の供与・応急修理及び障害物の除去3実施内容(4)応急仮設住宅の運営管理 （略）必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物（特定動物は除く）の受け入れに配慮する。 瀬戸内市地域防災計画（地震・津波対策編） 第1章総則第3節各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱2処理すべき事務又は業務の大綱4指定地方行政機関【中国四国地方環境事務所】(2)家庭動物の保護等に係る支援に関することを行う。 第2章地震・津波災害予防計画第1節自立型の防災計画の促進第1項防災知識の普及啓発計画3対策(2)家庭・地域においての普及対策 イ市及び県は、防災週間や防災関連行事を通じ、次の項目について防災意識の高揚を図る。 (ア)住宅の耐震化、[最低3日間、推奨1週間]分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物（特定動物を除く）への所有明示や同行避難や指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策 第2節迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え（危機管理）第5項避難及び避難所の設置・運営計画第2指定避難所の設置3対策(2)指定避難所の施設設備の整備 （略）必要に応じて被災者が飼養する犬・猫等の家庭動物（特定動物を除く）（以下「被災ペット」という。）のためのスペースの確保に努めるとともに（略） 第3章地震・津波災害応急対策計画第2節緊急活動第1項2基本方針 （略）被災ペットの保護収容等については、あらかじめ災害時の動物の管理について考慮しておき、必要な措置が行えるよう努める。 3対策(6)被災ペットの保護 市は、県と連携を図りながら、飼養動物の保護に努めるとともに、必要に応じ、指定避難所での被災ペットのためのスペースの確保に努める。 第4項避難及び避難所の設置・運営計画第3指定避難所の運営体制3対策(3)生活環境への配慮 ケ必要に応じ、指定避難所における被災ペットのための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 コ市は、指定避難所に同行避難してきた被災ペットについて、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理について必要な措置を講ずる。 第4節機能確保活動第2項3対策(1)応急仮設住宅の供与イ災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与(ア)建設による供与d管理 （略）必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物（特定動物を除く）の受け入れに配慮する。
赤磐市 （岡山県）	赤磐市地域防災計画（本編） 第2編風水害等対策編第1章災害予防計画第9節防災知識の普及計画2防災教育 (2)「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、ブロック塀等の転倒防止策、飼い主による家庭動物（特定動物を除く）（以下、「被災ペット」という。）への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策（略） 第2章災害応急対策計画第1節応急活動体制計画第第3災害対策本部の設置2本部の組織　別紙2災害対策本部の事務分掌市民生活対策部環境課 ●愛玩動物の保護に関すること。 第8節救助計画4ペット等動物の保護 市は、県と連携を図りながら、ペット等動物の保護に努めることとする。 第10節避難誘導計画7避難所の管理運営(11)市は、指定避難所に同行避難してきた被災ペットについて、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理について必要な措置を講ずる。 第3編震災対策編第2章災害予防計画第14節2普及対策(1)家庭・地域における普及対策 イ市及び県は、防災週間や防災関連行事を通じ、次の項目について防災意識の高揚を図る。・住宅の耐震化、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、（略）飼い主による家庭動物（特定動物を除く）への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策 第3章災害応急対策計画第8節救助計画 （略）東日本大震災においては、地域の被災ペットの保護収容等の問題もあった。（略）被災ペットの保護収容等については、あらかじめ災害時の動物の管理について考慮しておき、必要な措置が行えるよう努める。
真庭市 （岡山県）	真庭市地域防災計画（風水害等対策編）・真庭市水防計画 Ⅰ.真庭市地域防災計画（風水害等対策編） 第2編災害予防計画第6章防災活動の環境整備第2節防災意識の普及3実施内容（1）防災教育ア住民に対する防災教育 （イ）（略）飼い主による家庭動物（特定動物を除く）への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備（略） 第3編災害応急対策計画第4章り災者の救助保護 第2節避難及び避難所の設置3実施内容 (6)指定避難所の設置 イ指定避難所の施設設備の整備 市は、指定避難所において貯水槽、（略）必要に応じて被災者が飼養する犬・猫等の家庭動物（特定動物を除く）8以下「被災ペット」という。）のためのスペースの確保に務める。 (7)避難所の運営管理 ケ市は必要に応じ、特定避難所における被災ペットのための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 第9節防疫・保健衛生3実施内容（1）防疫 ケ動物の管理 被災したペットの保護収容、特定動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講じる。 第11節住宅の供与・応急修理及び障害物の除去3実施内容 (4)応急仮設住宅の運営管理 市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。（略）また、必要に応じて、応急仮設住宅おける家庭動物（特定動物は除く）の受入れに配慮する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
真庭市 （岡山県）	真庭市地域防災計画（地震災害対策編） 第1章総論第1節総則第2計画の性格 第1節自立型の防災活動の促進3対策（2）家庭・地域においての普及対策 イ市及び県は防災週間や関連行事を通じ、次の項目について防災意識の高揚を図る。 ・住宅の耐震化、（略）飼い主による家庭動物（特定動物を除く）への所有明示や同行避難、特定避難所での飼養についての準備（略） 第2節迅速かつ円滑な地震対策への備え（危機管理）第5項避難及び避難所の設置・運営計画第2指定避難所の設置3対策 （2）指定避難所の施設設備の整備 市は、（略）必要に応じて家庭動物（特定動物を除く）（以下「ペット等」という。）のためのスペースの確保に努める（略） 第3章地震災害応急対策計画 第2節緊急活動 第1項救助計画 1現状と課題 震災時には、広域的又は局地的に、（略）また、東日本大震災においては、地域の被災ペットの保護収容等の問題もあった。 2基本方針 防災関係機は、緊密的な連携の下に、（略）さらに、被災ペットの保護収容等については、あらかじめ災害時の動物の管理について考慮しておき、必要な措置が行えるよう努める。 3対策 （6）被災ペットの保護 市は、県と連携を図りながら、飼養動物の保護に努めるとともに、必要に応じ、指定避難所での被災ペットのためのスペースの確保に努める。 第4項避難及び避難所の設置・運営計画第3避難所の運営体制3対策 (3)生活環境への配慮 避難所の運営に当たっては、避難者の生活環境を確保するため、次ような措置を講じる。（略） 市は、指定避難所に同行避難してきた被災ペットについて、動物伝染病等衛生管理を含めた災害時における動物の管理について必要な措置を講ずる。 第4節機能確保活動第2項住宅応急対策計画3対策イ災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与（ア）建設による供与 d管理 応急仮設住宅の管理は、原則として市が行う。（略）また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物（特定動物を除く）の受入れに配慮するものとする。 真庭市地域防災計画（原子力災害等対策編） 第1章総論第1節総則第2計画の性格 2（略）この計画に定めのない事項については「真庭市地域防災計画風水害対策編・地震災害対策編」の定めによる。
美作市 （岡山県）	美作市地域防災計画（風水害等対策編） 第3編災害応急対策計画第4章り災者の救助保護 第2節避難及び避難所の設置3実施内容（6）避難所の安全管理 ケ避難所における生活環境に注意を払い、（略）また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第11節住宅の供与・応急修理及び障害物の除去3実施内容 （4）応急仮設住宅の運営管理 市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。（略）また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 美作市地域防災計画（地震災害対策編） 第2編地震災害予防計画第2章迅速かつ円滑な地震対策への備え（危機管理）第5節避難及び避難所の設置・運営計画第2避難所の設置3対策 （2）避難所の施設設備の整備 [市]市は、避難所予定施設において貯水槽、（略）必要に応じて家庭動物の受入に配慮するとともに、（略） 第3編災害応急対策計画 第2章緊急活動 第1節救助計画3対策 （6）家庭動物等動物の保護 [市]市は、県と連携を図りながら、家庭動物等動物の保護に努めることとする。 第4章機能確保活動第2節住宅応急対策計画3対策（1）応急仮設住宅の供与イ災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与（ア）建設による供与 d管理 応急仮設住宅の管理は、原則として市が行う。（略）また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。
浅口市 （岡山県）	浅口市地域防災計画 第2編風水害等対策編第1章第12節防災意識の普及計画1防災教育 （2）「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、歯ブラシ等）の準備、自動車等へのこまめな満タン給油、飼い主による家庭動物（特定動物を除く）への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策（略） 第2章災害応急対策計画第8節救出計画6ペット等家庭動物の保護 市は、県と連携を図りながら、ペット等家庭動物の保護に努めることとする。 第10節避難誘導計画5指定避難所の設置及び運営（2）指定避難所の施設設備の整備 （略）必要に応じて被災者が飼養している家庭動物（特定動物を除く）（以下「被災ペット」という。）のためのスペースの確保に努める。 （9）指定避難所の運営管理 ケ市は、必要に応じ、指定避難場所における被災ペットのためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けれるよう、連携に努める。 第25節住宅応急対策計画3応急仮設住宅の運営管理 （略）必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物（特定動物は除く）の受入れに配慮する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
和気町 （岡山県）	和気町地域防災計画 第2編災害予防対策計画 第6章避難体制の整備第2指定避難所の設置 2指定避難所の施設設備の整備 町は、指定避難所において貯水槽、（略）必要に応じて家庭動物の受け入れに配慮するとともに、（略） 第23章防災意識の向上第1住民に対する防災教育の実施 4避難に関する啓発 町は、広報紙パンフレット等により、（略）飼い主よる家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策の普及を図る。 第3編風水害災害応急対策計画第13章防疫・保健衛生第1防疫 7動物の管理 町は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等ついて必要な措置を講じる。 第4編地震災害応急対策計画 第7章緊急活動 第7ペット等動物の保護 町は、県と連携を図りながら、ペット等動物の保護に努めることとする。 第27章防疫及び保健衛生第1防疫 7動物の管理 町は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講じる。
早島町 （岡山県）	早島町地域防災計画（風水害等対策編） 第1章総則第3節各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱第2処理すべき事務又は業務の大綱6指定地方行政機関［中国四国地方環境事務所］ （2）家庭動物の保護等に係る支援に関することを行う。 第2章災害予防計画 第6節防災活動の環境整備第2防災知識の普及3実施内容（1）防災教育ア住民に対する防災教育 （イ）「最低3日間、推奨1週間」分の食料、（略）、飼い主による家庭動物（特定動物を除く）への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備、（略） 第3章災害応急対策計画第4節罹災者の救助保護 第2避難情報の発令及び避難所の設置3実施内容 （6）指定避難所の設置 イ指定避難所の設備の整備 （略）町は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、（略）必要に応じて被災者が飼養する犬・猫等の家庭動物（特定動物を除く）（以下「被災ペット」という。）のためのスペースの確保に努める。 （7）指定避難所の運営管理 ケ町は、必要に応じ、指定避難場所における被災ペットのための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 第9防疫・保健衛生3実施内容（1）防疫 ケ動物の管理 町及び県は、被災ペットの保護収容、特定動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講じる。 第11住宅の供与・応急修理及び障害物の除去3実施内容 （4）応急仮設住宅の運営管理 町は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。（略）また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物（特定動物は除く）の受入れに配慮する。 早島町地域防災計画（地震災害対策編） 第1章総則第3節各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱第2処理すべき事務又は業務の大綱6指定地方行政機関［中国四国地方環境事務所］ （2）家庭動物の保護等に係る支援に関することを行う。 第2章地震災害予防計画 第1節自立型の防災活動の促進第1防災知識の普及啓発計画3対策（2）家庭・地域においての普及対策 イ町及び県は防災週間や防災関連行事を通じ、次の項目について防災意識の高揚を図る。 ・住宅の耐震化、「最低3日間、推奨1週間」分の食料（略）、飼い主による家庭動物（特定動物を除く）への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備、（略） 第2節迅速かつ円滑な地震対策への備え（危機管理）第6避難及び避難所の設置・運営計画2指定避難所の設置（3）対策 イ指定避難所の設備の整備 ［町］（略）町は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、（略）必要に応じて被災者が飼養する犬・猫等の家庭動物（特定動物を除く）（以下「被災ペット」という。）のためのスペースの確保に努めるとともに、（略）

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
早島町 （岡山県）	第3章地震災害応急対策計画 第2節緊急活動 第1救助計画 1現状と課題 震災時には、広域的又は局地的に、（略）また、東日本大震災においては、地域の被災ペットの保護収容等の問題もあった。 2基本方針 防災関係機関は、緊密な連携の下に、（略）さらに、被災ペットの保護収容等については、あらかじめ災害時の動物の管理について考慮しておき、必要な措置が行えるよう努める。 3対策 （6）被災ペットの保護 [町]町は、県と連携を図りながら、飼養動物の保護に努めるとともに、必要に応じ、指定避難所での被災ペットのためのスペースの確保に努める。 [県]県は、犬・猫等の一般の被災ペットの保護・収容について、岡山県動物愛護センターで情報収集を行うとともに、公益社団法人岡山県獣医師会や動物愛護団体と連携をとりながら対応する。 また、特定動物の収容は、届け出施設については動物園等と連携をとりながら対応する。 さらに、放浪している被災ペット等の保護収容及び特定動物の逸走等について通報があれば速やかに動物愛護センターにおいて対応する。 第4避難及び避難所の設置・運営計画3指定避難所の運営体制（3）対策 ウ生活環境への配慮 [町]指定避難所の運営に当たっては、（略）次のような措置を講じる。 ・必要に応じ、指定避難所における被災ペットのためのスペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 ・町は、指定避難所に同行避難してきた被災ペットについて、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理について必要な措置を講じる。 第4節機能確保活動第2住宅応急対策計画3対策（1）応急仮設住宅の供与[町、県]イ災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与（ア）建設による供与 d管理 応急仮設住宅の管理は、原則として町長が行う。（略）また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物（特定動物を除く）の受入れに配慮する。
里庄町 （岡山県）	里庄町地域防災計画（風水害等対策編） 第2章災害予防計画第6節第1防災教育1町民に対する防災教育（2）「最低3日間、推奨1週間」分の食料、（略）飼い主による家庭動物（特定動物を除く。）への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備、（略） 第3章災害応急対策計画第6節避難計画第3実施内容9指定避難所の施設設備の整備 町は（略）必要に応じて被災者が飼養する犬・猫等の家庭動物（特定動物を除く）（以下「被災ペット」という。）のためのスペースの確保に努める。 12指定避難所の運営管理 （12）町は、必要に応じ、指定避難所における被災ペットのための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 第13節防疫・保健衛生計画第2防疫2防疫の措置 （8）家庭動物等の保護 町は、県と連携をとりながら、家庭動物等の保護に努める。また、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講じる。 第15節応急住宅計画第2実施内容 2応急仮設住宅の運営管理 町は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。（略）また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物（特定動物を除く。）の受入れに配慮するものとする。 第9節避難計画 第3実施内容10避難所の運営 （13）町は、必要に応じ、指定避難所における被災ペットのための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 第23節防疫及び保健衛生計画第2防疫2防疫の措置 （8）家庭動物等の保護 町は、県と連携をとりながら、家庭動物等の保護に努める。また、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講じる。 第26節住宅応急対策計画 第1住宅の仮設 2応急仮設住宅の運営管理 適切な運営管理を行うなかで、（略）必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 第2個人住宅の支援策1被災住宅の応急修理 ウ協力要請 県と協力して、応急修理場所、（略）必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 里庄町地域防災計画（地震・津波災害対策編） 第2章地震・津波災害予防計画第1節防災知識の普及啓発計画第2実施内容2家庭・地域の普及対策 （3）エ（略）飼い主による家庭動物（特定動物を除く）への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備、（略） 第9節第1津波に係る防災知識の普及4家庭内での備蓄等「最低3日間、推奨1週間」分の食料（略）飼い主による家庭動物（特定動物を除く）への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備、（略） 第14節避難所等整備計画第2指定避難所の設置2指定避難所の施設設備の整備 町は（略）必要に応じて被災者が飼養する犬・猫等の家庭動物（特定動物を除く。）（以下「被災ペット」という。）のためのスペースの確保に努めるとともに（略） 第3章地震・津波災害対応対策計画 第7節救出計画 第5ペット等動物の保護 町は、県・関係団体と連携を図りながら、飼養動物の保護に努めるとともに、必要に応じ、指定避難所での被災ペットのためのスペースの確保に努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
矢掛町 （岡山県）	矢掛町地域防災計画（風水害等対策編） 第1章総則第3節各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱第2項処理すべき事務又は業務の大綱 第4指定地方行政機関［中国四国地方環境事務所］(2)家庭動物の保護等に係る支援に関することを行う。 第2章災害予防計画第2節防災業務体制の整備第3項指定緊急避難場所・指定避難所及び避難路等整備計画第2指定避難所の設置2指定避難所の施設設備の整備・生活物資等の確保 （略）必要に応じて被災者が飼養する犬・猫等の家庭動物（特定動物を除く）（以下「被災ペット」という。）のためのスペースの確保に努めるとともに（略） 第5節防災活動の環境整備第2項防災知識の普及第1防災教育1住民に対する防災教育 (2)「最低3日間，推奨1週間」分の食料，飲料水，携帯トイレ・簡易トイレ，トイレットペーパー等の備蓄，非常持出品（救急箱，懐中電灯，ラジオ，乾電池等）の準備，自動車へのこまめな満タン給油，飼い主による家庭動物（特定動物を除く）への所有明示や同行避難，指定避難所での飼養についての準備，保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等家庭での予防・安全対策（略） 第3章災害応急対策計画第4節第2項避難の指示及び避難所の設置第6指定避難所の設置2指定避難所の施設設備の整備 （略）必要に応じて被災者が飼養する犬・猫等の家庭動物（特定動物を除く）（以下「被災ペット」という。）のためのスペースの確保に努める。 第7指定避難所の運営管理 9町は，必要に応じ，被災者支援の観点から指定避難所における被災ペットのための避難スペースの確保等に努めるとともに，獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう，連携に努める。 第9項防疫・保健衛生第3防疫措置等9動物の管理 飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、県を通じ獣医師会等と連携し必要な措置を講じる。 第11項住宅の供与・応急修理及び障害物の除去第4応急仮設住宅の運営管理 （略）必要に応じて，応急仮設住宅における家庭動物（特定動物は除く）の受入れに配慮する。 矢掛町地域防災計画（地震災害対策編） 第1章総則第3節各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱第2項処理すべき事務又は業務の大綱 第4指定地方行政機関［中国四国地方環境事務所］(2)家庭動物の保護等に係る支援に関することを行う。 第2章地震災害予防計画第1節自立型の防災活動の促進第1項防災知識の普及啓発計画第2家庭・地域においての普及対策 2県及び市町村は防災週間や防災関連行事を通じ，次の項目について防災意識の高揚を図る。 ・住宅の耐震化，「最低3日間，推奨1週間」分の食料，飲料水，携帯トイレ・簡易トイレ，トイレットペーパー等の備蓄，（略）飼い主による「自助」を基本とする家庭動物（特定動物を除く）への所有明示や同行避難，指定避難所での適正な飼養のための準備（動物避難用品の確保，しつけ，健康管理等），保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策 第2節第4項指定緊急避難場所・指定避難所及び避難路等整備計画第2指定避難所の設置2指定避難所の施設設備の整備・生活物資等の確保 （略）必要に応じて被災者が飼養する犬・猫等の家庭動物（特定動物を除く）（以下「被災ペット」という。）のためのスペースの確保に努めるとともに（略） 第3章地震災害応急対策計画第2節緊急活動第1項救助計画6ペット等動物の保護 町は，県と連携を図りながら，ペット等動物の保護に努めることとする。 第6項避難及び指定避難所の設置・運営計画第3指定避難所の運営体制1運営体制(3)生活環境への配慮 ⑪必要に応じ，指定避難所における被災ペットのための避難スペースの確保等に努めるとともに，獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう，連携に努める。 ⑫町は，指定避難所に同行避難してきた被災ペットについて，動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理について必要な措置を講ずる。 第4節機能確保活動第2項住宅応急対策計画第1対策1応急仮設住宅の供与(2)災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与4管理 （略）必要に応じて，応急仮設住宅における家庭動物（特定動物を除く）の受入に配慮する。
新庄村 （岡山県）	新庄村地域防災計画（風水害等対策編） 第2編災害予防計画 第2章防災業務体制の整備第4指定避難所及び避難路等整備計画1指定避難所の整備等(3)指定避難所の施設設備の整備及び生活物資等の確保 （略）指定避難所において、貯水槽、（略）必要に応じて家庭動物の受入れや飼養について、（略） 第7章防災活動の環境整備第2節防災知識の普及啓発第1住民に対する防災教育の実施3非常持出品等の備蓄 村は、広報紙、パンフレット等により、（略）飼い主による家庭動物への所有明示や同行避難、避難所での飼養についての準備、（略） 第3編災害応急対策計画 第1章防災組織・防災体制第5新庄村災害対策本部5班の編成及び事務分掌(1)本庁の事務分掌住民福祉部村民班 ●放浪・逸走動物・収容の保護に関すること、避難所等における飼い主の適正な飼養指導や支援等。 第4章り災者の救助保護 第4節救助第1救助計画1救助活動(5)家庭動物等動物の保護 村は、県と連携を図りながら、飼養動物の保護に努めるとともに、避難所等での動物の受入体制の確保について検討を進める。 第10節防疫・保健衛生第1防疫7動物の管理 被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講じる。 第13節住宅の供与・応急修理及び障害物の除去第4応急仮設住宅の運営管理 村は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。（略）また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 新庄村地域防災計画（地震災害対策編） 第2章地震災害予防計画 第1節自立型の防災活動の促進第1項防災知識の普及啓発計画2家庭・地域の普及対策 イ村は、防災週間や防災関連行事を通じ、次の項目について防災意識の高揚を図る。 ・住宅の耐震化、最低3日間（できれば1週間）分の食料、（略）飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策 第2節迅速かつ円滑な地震対策への備え第5項避難及び避難所の設置・運営計画第2指定避難所の設置1避難所の設置 (2)指定避難所の施設設備の整備及び生活物資等の確保 村は、指定避難所において貯水槽、（略）必要に応じて家庭動物の受入に配慮する。 第3章地震災害応急対策計画 第1節応急体制第1項第5新庄村災害対策本部5班の編成及び事務分掌住民福祉課村民班 ●愛玩動物の保護に関すること。 第2節緊急活動 第1項救助計画1救助活動 (6)家庭動物等動物の保護 村は、県と連携を図りながら、飼養動物の保護に努めるとともに、避難所等での動物の受入体制の確保について検討を進める。 第4項避難及び避難所の設置・運営計画第2避難所の設置1運営体制 (3)生活環境への配慮 避難所の運営に当たっては、避難者の生活環境を確保するため、次のような措置を講じる。 ・必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保などにも配慮する。 第4節機能確保活動第2項住宅応急対策計画9応急仮設住宅の供与イ災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与（ア）建設による供与 d管理 応急仮設住宅の管理は、原則として村が行う。（略）また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
鏡野町 （岡山県）	鏡野町地域防災計画 総則 第1章総則第3節各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱第2防災関係機関の処理すべき事務又は業務の範囲5指定地方行政機関（5）中国四国地方環境事務所 イ家庭動物の保護等に係る支援に関することを行う。 風水害対策編 第1章災害予防計画第6節防災活動の環境整備第2防災意識の普及2実施内容（1）防災教育ア住民に対する防災教育 （イ）町は、「最低3日間推奨1週」分の食料、（略）飼い主による家庭動物（特定動物を除く。）への首輪やマイクロチップ挿入等による所有明示や同行避難、避難所での飼養についての準備（略）の家庭での予防・安全対策、（略） 第2章災害応急対策計画第5節罹災者の救助保護 第2項避難及び避難所の設置2実施内容（6）指定避難所の設置イ指定避難所の施設整備の整備 町は（略）必要に応じて被災者が飼養する犬・猫等の家庭動物（特定動物を除く。）（以下「被災ペット」という。）のためのスペースの確保に努める。 （7）避難所の運営管理 ケ町は、必要に応じ、指定避難所における被災ペットのためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 第9項防疫・保健衛生2実施内容（1）防疫 ク動物の管理 町は、被災ペットの保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等の衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講じる。 震災対策編 第2章地震災害応急対策計画第2節緊急活動第1項救助計画 2基本方針 町は（略）さらに、被災ペットの保護収容等については、あらかじめ災害時の動物の管理について考慮しておき、必要な措置が行えるよう努める。 3対策（6）被災ペットの保護町は、県と連携を図りながら、飼養動物の保護に努めるとともに、必要に応じ、指定避難所での被災ペットのためのスペースの確保に努める。 第4項避難及び避難所の設置運営計画第3指定避難所の運営体制3対策（3）生活環境への配慮 コ必要に応じ、指定避難所における被災ペットのためのスペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 サ指定避難所に同行避難してきた被災ペットについて、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理について必要な措置を講じる。 原子力災害等対策編 第2章原子力災害対策第3節緊急事態応急対策第4避難、屋内避難等の防護措置1避難、屋内避難等の防護措置 （5）町は、災害の実態に応じて、県と連携し、避難者が家庭動物と同行避難した際の措置について留意する。 2避難所等 （3）町は、（略）必要に応じ、指定避難所における被災ペットのためのスペースの確保に努める。 （10）町は、（略）必要に応じて、応急仮設住宅における被災ペットの受入れに配慮する。
勝央町 （岡山県）	勝央町地域防災計画 第1編風水害等対策編 第1章総則第3節各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱第2処理すべき事務又は業務の大綱5指定行政機関［中国四国地方環境事務所］ （2）家庭動物の保護等に係る支援に関することを行う。 第2章災害予防計画第6節防災活動の環境整備第2項防災意識の普及3実施内容（1）防災教育 （イ）「最低3日間、推奨1週間」分の食料、（略）飼い主による家庭動物（特定動物を除く。）への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備、（略） 第3章災害応急対策計画第4節罹災者の救助保護 第2項避難及び避難所の設置3実施内容 （6）指定避難所の設置 イ指定避難所の施設設備の整備 （略）町は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、（略）必要に応じて被災者が飼養する犬・猫等の家庭動物（特定動物を除く。）（以下「被災ペット」という。）のためのスペースの確保に努める。 （7）指定避難所の運営管理 ク指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。（略）また、必要に応じ、避難場所における被災ペットのためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 第9項防疫・保健衛生3実施内容（1）防疫 ケ動物の管理 被災ペットの保護収容、特定動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講じる。 第11項住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去3実施内容 （4）応急仮設住宅の運営管理 町は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。（略）また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物（特定動物は除く。）の受入れに配慮する。 第2編地震対策編 第2章地震予防計画 第1節自立型の防災活動の促進第1項防災知識の普及啓発計画3対策（2）家庭・地域の普及対策 イ町及び県は、防災週間や防災関連行事を通じ、次の項目について防災意識の高揚を図る。 ・住宅の耐震化、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、（略）飼い主による家庭動物（特定動物を除く。）への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備、（略） 第2節迅速かつ円滑な地震対策への備え（危機管理）第5項避難及び避難所の設置・運営計画第2指定避難所の設置3対策（2）指定避難所の施設設備の整備 ［町］ （略）町は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、（略）必要に応じて被災者が飼養する犬・猫等の家庭動物（特定動物を除く。）（以下「被災ペット」という。）のためのスペースの確保に努めるとともに、（略） 第3章震災応急対策計画 第2節緊急活動 第1項救出計画 1現状と課題 震災時には、広域的又は局地的に、（略）また、東日本大震災においては、地域の被災ペットの保護収容等の問題もあった。 2基本方針 防災関係機関は、緊密な連携の下に、（略）さらに、被災ペットの保護収容等については、あらかじめ災害時の動物の管理について考慮しておき、必要な措置が行えるよう努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
勝央町 （岡山県）	3対策 (6)被災ペットの保護 町は、県と連携を図りながら、被災ペットの保護に努めるとともに、必要に応じ、指定避難所での被災ペットのためのスペースの確保に努める。 第4項避難及び避難所の設置・運営計画第3指定避難所の運営体制3対策(3)生活環境への配慮 コ必要に応じ、指定避難所における被災ペットのためのスペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 サ町は、指定避難所に同行避難してきた被災ペットについて、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理について必要な措置を講ずる。 第4節機能確保活動第2項住宅応急対策計画3対策(1)応急仮設住宅の供与 イ災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与(エ)管理 応急仮設住宅の管理は、原則として町が行う。(略)また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物(特定動物を除く。)の受入れに配慮するものとする。
奈義町 （岡山県）	奈義町地域防災計画 第1編風水害対策編第1章総則第3節各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱第2処理すべき事務又は業務の大綱7指定地方行政機関 [中国四国地方環境事務所](2)家庭動物の保護等に係る支援に関することを行う。 第2章災害予防計画第6節第2項3実施内容(1)防災教育ア住民に対する防災教育 (イ)「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、自動車へのこまめな満タン給油、飼い主による家庭動物(特定動物除く)への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養について準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策(略) 第3章災害応急対策計画第4節第9項防疫・保険衛生3実施内容(1)防疫ケ動物の管理 被災ペットの保護収容、特定動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講じる。 第11項住宅の供与・応急修理及び障害物の除去3実施内容(4)応急仮設住宅の運営管理 (略)必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物(特定動物は除く)の受入れに配慮する。 第2編地震災害対策編第2章地震災害予防計画第1節自立型の防災活動の促進第1項防災知識の普及啓発計画3対策(1)実施主体(2)家庭・地域の普及対策イ町は防災週間や防災関連行事を通じ、次の項目について防災意識の高揚を図る。 ・住宅の耐震化、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄(略)飼い主による家庭動物(特定動物を除く)への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策 第2節迅速かつ円滑な地震対策への備え(危機管理)第5項避難及び避難所の設置・運営計画第2指定避難所の設置3対策(2)指定避難所の施設設備の整備 (略)必要に応じて被災者が飼養する犬・猫等の家庭動物(特定動物を除く)(以下「被災ペット」という。)のためのスペースの確保に努めるとともに(略) 第3章地震災害応急対策計画第2節緊急活動第1項救助計画 1現状と課題 (略)東日本大震災においては、地域の被災ペットの保護収容等の問題もあった。 2基本方針 (略)救助等に携わった職員等の惨事ストレス対策に努める。さらに、飼養動物の保護収容等については、あらかじめ災害時の動物の管理について考慮しておき、必要な措置が行えるよう努める。 3対策(6)被災ペットの保護 町は、県と連携を図りながら、飼養動物の保護に努めるとともに、必要に応じ指定避難所等での被災ペットのためのスペースの確保に努める。 第4節機能確保活動第2項住宅応急対策計画1応急仮設住宅の供与(2)知事が災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与エ管理 (略)必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物(特定動物を除く)の受入れに配慮する。
西粟倉村 （岡山県）	西粟倉村地域防災計画 風水害等対策編 第1章総則第2節各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱第2処理すべき事務又は業務の大綱5指定地方行政機関[中国四国地方環境事務所](2)家庭動物の保護棟に係る支援に関することを行う。 第3章災害応急対策計画第4節罹災者の救助保護 第2避難及び避難所の設置3実施内容(7)避難所の運営管理 ケ村は、必要に応じ、指定避難場所における被災ペットのためのスペースの確保等に努めるとともに獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 第11住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去3実施内容(4)応急仮設住宅の運営管理 村は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。(略)また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物(特定動物は除く)の受入れに配慮するものとする。 震災対策編 第2章震災予防計画第2節迅速かつ円滑な震災対策への備え(危機管理)第11指定避難所の設置3対策(2)指定避難所の施設・設備の整備 村(総務企画課、建設課)は、避難所予定施設において貯水槽、(略)、必要に応じて被災者が飼養する犬・猫等の家庭動物(特定動物を除く)(以下「被災ペット」という。)のためのスペースの確保に努める(略) (4)被災ペット対策 村は、同行避難した被災ペットの受け入れにあたり、以下の事項を準備する。 ア受入れへの対応(発災直後(0日～3日)) ・発災直後は、避難所に多くの避難者が来場する時期であり、避難者と同伴したペットも多く集まることが想定されるが、ペット同伴者とその他の避難者を分けることで、ペットによるトラブルを回避することができる。 ・避難所に、居室可能な部屋が複数ある場合は、ペット同行避難者を受入れる専用の部屋を確保できるよう、事前に施設責任者との調整に努める。また、居室が一部屋しかない場合には、最初のペット同伴者を確認した段階で、その部屋を分割してペット同伴者用のスペースを確保することが望ましい。 同行避難の受入れにあたり必要な事項(例)(省略) イ飼い主の対応 ・災害発生時、飼い主とペットと同行避難することが基本となることから、平時よりペットの安全と健康を守るとともに、他の避難者への迷惑にならないように努める必要がある。 飼い主に必要な準備(例)(省略) 第3章震災応急対策計画 第2節緊急活動第1救助計画3対策(6)ペットの保護 村(保健福祉課)は、県と連携を図りながら、ペット等動物の保護に努めるとともに、必要に応じ、指定避難所での被災ペットのためのスペース確保に努める。 第4節機能確保活動第6住宅応急対策計画3対策(1)応急仮設住宅の建設ア村(建設課)、県(保健福祉部、土木部)(イ)知事が災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の建設 d管理 応急仮設住宅の管理は、村長の協力を得て県が行う。(略)また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物(特定動物を除く)の受入れに配慮するものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
久米南町 （岡山県）	久米南町地域防災計画（風水害等対策編） 第1編総則第3章各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱第2処理すべき事務又は業務の大綱4指定地方行政機関［中国四国地方環境事務所］ （2）家庭動物の保護等に係る支援に関すること。 第2編災害予防計画第6章防災活動の環境整備第2節防災意識の普及3実施内容（1）防災教育ア住民に対する防災教育 （イ）「最低3日間、推奨1週間」分の食料、（略）飼い主による家庭動物（特定動物を除く。）への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備、（略） 第3編災害応急対策計画第4章罹災者の救助保護 第2節避難の勧告等及び避難所の設置3実施内容 （6）指定避難所の設置 イ指定避難所の施設設備の整備 （略）町は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、（略）必要に応じて被災者が飼養する犬・猫等の家庭動物（特定動物を除く）（以下「被災ペット」という。）のためのスペースの確保に努める。 （7）指定避難所の運営管理 ク指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。（略）また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第9節防疫・保健衛生3実施内容（1）防疫 キ動物の管理 被災ペットの保護収容、特定動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講じる。 第11節住宅の仮設、応急修理及び障害物の除去3実施内容 （4）応急仮設住宅の運営管理 町は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。（略）また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物（特定動物は除く）の受入れに配慮する。 久米南町地域防災計画（震災対策編） 第1章総則第3節各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱2処理すべき事務又は業務の大綱（4）指定地方行政機関［中国四国地方環境事務所］ 2家庭動物の保護等に係る支援に関すること。 第2章震災予防計画 第1節自立型の防災活動の促進第1項防災知識の普及啓発計画3対策（2）家庭、地域においての普及対策 イ町は、防災週間や防災関連行事を通じ、次の項目について防災意識の高揚を図る。 ・住宅の耐震化、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、（略）飼い主による家庭動物（特定動物を除く）への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備、（略） 第2節迅速かつ円滑な震災対策への備え（危機管理）第5項避難及び避難所の設置・運営計画第2指定避難所の設置4避難所の設置 （2）指定避難所の施設設備の整備 町は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、（略）必要に応じて被災者が飼養する犬・猫等の家庭動物（特定動物を除く）（以下「被災ペット」という。）のためのスペースの確保に努めるとともに、（略） 第3章地震災害応急対策計画 第2節緊急活動 第1項救助計画 1現状と課題 震災時には、広域的又は局地的に、（略）また、東日本大震災においては、地域の被災ペットの保護収容等の問題もあった。 2基本方針 町は、緊密な連携の下に、（略）さらに、被災ペットの保護収容等については、あらかじめ災害時の動物の管理について考慮しておき、必要な措置が行えるよう努める。 4救助 （6）被災ペットの保護 町は、県と連携を図りながら、飼養動物の保護に努めることとともに、必要に応じ、指定避難所での被災ペットのためのスペースの確保に努める。 第4項避難及び避難所の設置・運営計画第3指定避難所の運営体制4運営体制 （3）生活環境への配慮 ・必要に応じ、指定避難所における被災ペットのためのスペースの確保などにも配慮する。 ・町は、指定避難所に同行避難してきた被災ペットについて、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理について必要な措置を講ずる。 第4節機能確保活動第2項住宅応急対策計画4住宅応急対策計画（1）応急仮設住宅の建設［建設水道班（建設水道課）］イ知事が災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与（ア）建設による供与 d管理 応急仮設住宅の管理は、原則として町長が行う。（略）また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物（特定動物を除く）の受け入れに配慮する。
美咲町 （岡山県）	美咲町地域防災計画 第2編風水害対策編第2章災害応急対策計画第5節り災者の救助保護 第2避難及び避難所の設置5対策(2)避難所の安全管理 ケ避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。（略）また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第3救出3実施内容 (6)家庭動物等の保護 町は、県と連携を図りながら、家庭動物等の保護に努めることとする。 第11住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去2応急仮設住宅の設置 (8)応急仮設住宅の運営 町は、応急仮設住宅における安心・安全の確保、（略）また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 第3編震災対策編 第2章震災予防計画 第2節迅速かつ円滑な震災対策への備え（危機管理）第5避難及び避難所の設置・運営計画2避難所の設置(2)対策イ避難所の施設設備の整備 (ア)町は、避難所予定施設において貯水槽、（略）必要に応じて家庭動物の受入に配慮する。 第3章震災応急対策計画 第2節緊急活動第1救出計画2対策 (6)家庭動物等の保護 町は、県と連携を図りながら、家庭動物等の保護に努めることとする。 第4節機能確保活動第2住宅応急対策計画2応急仮設住宅の供与(2)災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与 キ管理 応急仮設住宅の管理は、原則として町長が行う。（略）また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
吉備中央町（岡山県）	吉備中央町地域防災計画風水害対策編・地震災害対策編 風水害対策編 第1編総則第3章各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱第2処理すべき事務又は業務の大綱5指定地方行政機関［中国四国地方環境事務所］ (2)家庭動物の保護等に係る支援に関することを行う。 第2編災害予防計画 第1章防災業務施設・設備等の整備第5救助施設・設備等 13被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講じる。 第6章防災活動の環境整備第2節防災意識の普及3実施内容(1)防災教育ア住民に対する防災教育 （イ）「最低3日間、推奨1週間」分の食料、（略）飼い主による家庭動物（特定動物を除く。）への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備、（略） 第3編風水害応急対策計画第4章被災者の救助保護第2節避難及び避難所の設置3実施内容(6)指定避難所の設置 イ指定避難所の施設設備の整備 （略）町は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、（略）等の施設の整備、必要に応じて被災者が飼養する犬・猫等の家庭動物（特定動物を除く。）（以下「被災ペット」という。）のためのスペースの確保に努める。 (7)指定避難所の安全管理 ク指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。（略）るよう努める。また、必要に応じ、避難場所における被災ペットのためのスペースの確保に努める。 第9節防疫・保健衛生3実施内容(1)防疫 ケ動物の管理 被災ペットの保護収容、特定動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずる。 第11節住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去3実施内容 (4)応急仮設住宅の運営管理 町は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。（略）また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物（特定動物は除く。）の受入れに配慮する。 地震災害対策編 第3章地震災害予防計画 第1節自立型の防災活動の促進第1項防災知識の普及啓発計画3対策(2)家庭・地域においての普及対策イ町及び県は、防災週間や防災関連行事を通じ、次の項目について防災意識の高揚を図る。 （ア）住宅の耐震化、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、（略）飼い主による家庭動物（特定動物を除く。）への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備、（略） 第2節迅速かつ円滑な地震対策への備え（危機管理） 第5項避難及び避難所の設置・運営計画第2指定避難所の設置3対策(2)指定避難所の施設設備の整備 ［町］町は、指定避難所において貯水槽、（略）必要に応じて被災者が飼養する被災ペットのためのスペースの確保に努めるとともに、（略） 第4章地震災害応急対策計画第2節緊急活動第1項救助計画 1現状と課題 震災時には、広域的又は局地的に、（略）また、東日本大震災においては、地域の被災ペットの保護収容等の問題もあった。 2基本方針 防災関係機は、緊密な連携のもとに（略）また、救助等に携わっ職員の惨事ストレ対策も努める。さら被災ペットの保護収容等については、あらかじめ災害時の動物の管理について考慮しておき、必要な措置が行えるよう努める。 3対策(6)被災ペットの保護 ［県（保健福祉部）］ 県は、犬・猫等の一般の被災ペットの保護・収容について、岡山県動物愛護センターで情報収集を行うとともに、（公社）岡山県獣医師会や動物愛護団体と連携を取りながら、対応することとする。 また、特定動物の収容は、届出施設については動物園等と連携を取りながら、対応する。 さらに、放浪している被災ペット等の保護収容及び特定動物の逸走等について通報があれば速やかに動物愛護センターにおいて対応する。 ［町］ 町は、県と連携を図りながら、被災ペットの保護に努めるとともに、必要に応じ、指定避難所での被災ペットのためのスペースの確保に努める。
岡山市	岡山市地域防災計画（風水害対策編） 〇指定避難所の運営管理 指定避難所に、被災者が飼養する犬・猫等の家庭動物（以下「被災ペット」という。）のためのスペースを確保する。ただし、ペットが苦手な人や動物アレルギーを持っている人に配慮して、避難者の居住スペースから離れた場所にペット飼育スペースを確保する。加えて、ペットとの同行避難の際には、所有者の責任において適切に飼育するよう周知・啓発する。市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換にめるとともに、テレビ・ラジオ等、被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。なお、ペットとの避難は同行避難を原則とするが、状況に応じて同伴可能な指定避難所の設置に努める。ただし、身体障害者補助犬については避難者と同様に扱う。 〇 被災ペットの保護 県、市は連携を図りながら、犬、猫等の一般の被災ペットの保護、収容について、家庭動物への所有明示による所有者情報の把握等情報収集を行うとともに、（公益社団法人）岡山県獣医師会や動物愛護団体と連携をとりながら対応する。また、特定動物の収容については、届け出施設や動物園等と連携し応対するとともに、必要に応じて県警察、消防機関等に応援を要請する。さらに、放浪している被災ペット等の保護収容及び特定動物の逸走等について通報があれば速やかに保健所において対応する。 岡山市地域防災計画（地震・津波災害対策編） 〇指定避難所の施設設備の整備 必要に応じて被災者が飼養する犬・猫等の家庭動物（特定動物を除く）（以下「被災ペット」という。）のためのスペースを確保する。ただし、ペットが苦手な人や動物アレルギーを持っている人に配慮して、避難者の居住スペースから離れた場所にペット飼育スペースを確保する。加えて、ペットとの同行避難の際には、所有者の責任において適切に飼育するよう周知・啓発する。 〇被災ペットの保護 県、市は連携を図りながら、犬・猫等の一般の被災ペットの保護、収容について、家庭動物への所有明示による所有者情報の把握等情報収集を行うとともに、（公益社団法人）岡山県獣医師会や動物愛護団体と連携をとりながら対応する。また、特定動物の収容については、届け出施設や動物園等と連携し応対するとともに、必要に応じて県警察、消防機関等に応援を要請する。さらに、放浪している被災ペット等の保護収容及び特定動物の逸走等について通報があれば速やかに保健所において対応する。 〇生活環境への配慮・指定避難所に、被災ペットのためのスペースを確保する。ただし、ペットが苦手な人や動物アレルギーを持っている人に配慮して、避難者の居住スペースから離れた場所にペット飼育スペースを確保する。加えて、ペットとの同行避難の際には、所有者の責任において適切に飼育するよう周知・啓発する。市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるとともに、テレビ・ラジオ等、被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。 ・ペットとの避難は同行避難を原則とするが、状況に応じて同伴可能な避難所の設置に努める。 ・市は、指定避難所に同行避難してきた被災ペットについて、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理について必要な措置を講ずる。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
倉敷市	倉敷市地域防災計画 第2編風水害等対策 第1章災害予防計画 第1節防災活動の環境整備 第1防災知識の普及 3普及方法 (5)首輪やマイクロチップ挿入等を用いた家庭動物の所有者明示、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備 第2節防災施設、資機材の調査・整備・点検 第4指定緊急避難場所、指定避難所 2指定避難所 (12)長期的な避難となる場合は、必要に応じ、避難所における家庭動物のための屋外避難スペースの確保に努める。獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 第2章災害応急対策計画 第3節罹災者救護及び市民保護 第2避難 6指定避難所の施設設備の整備 必要に応じて家庭動物の受入れに配慮する。 11避難所の管理運営 (10)長期的な避難となる場合は、必要に応じ、避難所における家庭動物のための避難スペースの確保に努める。獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 第7住宅の仮設・応急修理 4応急仮設住宅の運営管理 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 第9医療、助産、公衆衛生活動(倉敷市保健所対策本部における活動に限る) 6動物の保護・管理 県と連携を図りながら、首輪やマイクロチップ等により飼い主の確認、その他被災した家庭動物の保護収容、特定動物の逸走対策、動物伝染病予防等災害時における動物の保護・管理について必要な措置を講ずる。 第3編地震・津波災害対策 第2章地震・津波災害予防計画 第1節自立型の防災活動の促進 第1防災知識の普及啓発計画 5家庭・地域においての普及対策 (2)市及び県は防災週間や防災関連行事を通じ、次の項目について防災意識の高揚を図る。 ア飼い主による家庭動物への所有明示や同行避難、避難所での飼養についての準備 第3自主防災組織の育成 1家庭の役割 (6)飼い主による家庭動物への所有明示や同行避難、避難所での飼養についての準備 第3章地震、津波災害応急対策計画 第2節緊急活動 第1救助計画家畜の保護収容等については、あらかじめ災害時の動物の管理について考慮しておき、必要な措置が行えるように努める。
広島県	広島県地域防災計画(基本編)第2章災害予防計画 第5節の2円滑な避難体制の確保等に関する計画 7動物愛護管理に関する計画災害発生時には、放浪・逸走動物(特定動物を含む)や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼主とともに指定避難所等に避難してくることが予想される。県及び市町は、動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、関係機関と連携を図りながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・受入れ等に係る体制の整備に努める。また，災害時の対応は飼い主による「自助」を基本とし，飼い主に対して，所有者明示の実施や避難所等での適正な飼養のための準備等(動物用避難用品の確保，しつけ，健康管理，不妊・去勢手術等)の周知を図るものとする。さらに，指定避難所等における家庭動物の受入れや適正な飼養方法について，平常時に担当部局や運営担当(施設管理者など)と検討や調整を行うものとする。 第3章災害応急対策計画 第8節避難生活及び情報提供活動 第1項避難対策計画4指定避難所の管理運営 (11)「ペット受け入れのための避難所等運営ガイドライン」を活用して，指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに，指定避難所等の形態や動物の数に応じた飼養ルールを設定し，他の避難者に対しても周知を行い，飼い主が適正に飼養するための指導助言を行うものとする。県は，避難動物の種類や頭数について把握し，避難所での受入れが難しい場合は，各動物愛護(管理)センターに対し，一時預かり先等について相談する。市町は，必要に応じ，指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに，獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう，連携に努めるものとする。 第3項住宅応急対策計画4応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ (3)応急仮設住宅の管理なお，必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れについても配慮するものとする。 (震災対策編・地震災害対策計画)第2章災害予防計画 第3節県民の防災活動の促進に関する計画 2防災教育(2)実施内容イ県民等に対する防災知識の普及・啓発(ア)啓発内容g飼い主による「自助」を基本とする家庭動物への所有明示の実施や同行避難，避難所等での適正な飼養のための準備等(動物用避難用品の確保，しつけ，健康管理，不妊・去勢手術等)の家庭での予防・安全対策 第5節迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する計画 7避難の受入れ・情報提供活動への備え(1)避難対策のための整備関係イ指定避難所の整備(カ)必要に応じて，指定避難所における家庭動物の受入れや飼養について，担当部局や運営担当(施設管理者など)との検討や調整を行う。 第3章災害応急対策計画 第8節避難生活及び情報提供活動 第1項避難対策計画2指定避難所の開設 (1)指定避難所の管理運営サ「ペット受け入れのための避難所等運営ガイドライン」を活用して，指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに，指定避難所等の形態や動物の数に応じた飼養ルールを設定し，他の避難者に対しても周知を行い，飼い主が適正に飼養するための指導助言を行うものとする。県は，避難動物の種類や頭数について把握し，避難所での受入れが難しい場合は，各動物愛護(管理)センターに対し，一時預かり先等について相談する。市町は，必要に応じ，指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに，獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう，連携に努めるものとする。 第3項住宅応急対策計画4応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ (3)応急仮設住宅の管理なお，必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れについても配慮するものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
広島県	(震災対策編・津波災害対策計画)第2章災害予防計画 第3節県民の防災活動の促進に関する計画 2防災教育(2)実施内容イ県民等に対する防災知識の普及・啓発(ア)啓発内容g飼い主による「自助」を基本とする家庭動物への所有明示の実施や同行避難，避難所等での適正な飼養のための準備等(動物用避難用品の確保，しつけ，健康管理，不妊・去勢手術等)の家庭での予防・安全対策7避難の受入れ・情報提供活動への備え(1)避難対策のための整備関係イ指定避難所の整備(カ)必要に応じて，指定避難所における家庭動物の受入れや飼養について，担当部局や運営担当(施設管理者など)との検討や調整を行う。 第3章災害応急対策計画第8節避難生活及び情報提供活動 第1項避難対策計画 2指定避難所の開設(1)指定避難所の管理運営ケ「ペット受け入れのための避難所等運営ガイドライン」を活用して，指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに，指定避難所等の形態や動物の数に応じた飼養ルールを設定し，他の避難者に対しても周知を行い，飼い主が適正に飼養するための指導助言を行うものとする。県は，避難動物の種類や頭数について把握し，避難所での受入れが難しい場合は，各動物愛護(管理)センターに対し，一時預かり先等について相談する。市町は，必要に応じ，指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに，獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう，連携に努めるものとする。第3項住宅応急対策計画4応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ(3)応急仮設住宅の管理なお，必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れについても配慮するものとする。
廿日市市 (広島県)	廿日市市地域防災計画 ＜一般対策編＞ 第2章　災害予防計画 第3節　市民の防災活動の促進 第1 防災教育の促進 4 普及啓発内容 (2) 地震災害 g　飼い主による「自助」を基本とする家庭動物への所有明示や同行避難、避難所等での適正な飼養のための準備等（動物用避難用品の確保、しつけ、健康管理、不妊・去勢手術等）の家庭での予防・安全対策 第4節　災害応急対策への備え 第5項　避難体制の整備 第4　指定緊急避難場所等の整備 4 施設・設備の整備 (6) 必要に応じた指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保 第13　動物愛護管理に関する対策 　災害発生時には、放浪・逸走動物（特定動物を含む。）や負傷動物が多数生じると同時に多くの動物が飼い主とともに指定緊急避難場所等に避難してくることが予想される。動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、関係機関と連携を図りながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・受入れ等に係る体制の整備に努める。また、災害時の対応は飼い主による「自助」を基本とし、飼い主に対して、所有者明示の実施や指定緊急避難場所等での適正な飼養のための準備等（動物用避難用品の確保、しつけ、健康管理、不妊・去勢手術等）の周知を図る。さらに、指定緊急避難場所等における家庭動物の受入れや適正な飼養方法について、平常時に担当部局や運営担当（施設管理者など）と検討や調整を行う。飼い主に対しては、所有者明示の実施や指定緊急避難場所等での飼養についての準備等の周知を図る。 第9節　避難生活支援 第1項　避難所の開設・運営 第5　避難所の生活環境への配慮 8ペット対策 「ペット受け入れのための避難所等運営ガイドライン」を活用して、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、指定避難所等の形態や動物の数に応じた飼養ルールを設定し、他の避難者に対しても周知を行い、飼い主が適正に飼養するための指導助言を行う。 第2項　住宅応急対策 第3　応急仮設住宅の供与 3　応急仮設住宅の管理 　応急仮設住宅の管理は、市長（本部長）が行う。ただし、特別な事情がある場合には、知事自ら実施する。なお、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れについても配慮する。 ＜地域対策編＞ 第5章　南海トラフ地震防災対策推進計画 第6節　津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する計画 8　必要に応じて、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、指定避難所等の形態や動物の数に応じた飼養ルールの設定等、飼い主が適正に飼養するための指導助言を行う。 第10節　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 8　飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策
大竹市 (広島県)	大竹市地域防災計画／基本編 第2章　第9節 円滑な避難体制の確保に関する計画 5（1）カ　家庭動物のためのスペースの確保 6 災害発生時には、放浪・逸走動物（特定動物を含む）や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼主とともに指定避難所等に避難してくることが予想される。県及び市は、動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、関係機関と連携を図りながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・収容等に係る体制の整備に努める。 第3章　第8節 避難生活及び情報提供活動 第1項 4（11）「ペット受け入れのための避難所等運営ガイドライン」を活用して、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、指定避難所等の形態や動物の数に応じた飼養ルールを設定し、他の避難者に対しても周知を行い、飼い主が適正に飼養するための指導助言を行うものとする。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 大竹市地域防災計画／震災編 第2章　第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備えに関する計画 6（1）イ（カ）必要に応じて、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 第2章　第6節 市民の防災活動の促進に関する計画 4（1）イ（ア）g　飼い主による「自助」を基本とする家庭動物への所有明示や同行避難、避難所等での適正な飼養のための準備等（動物用避難用品の確保、しつけ、健康管理、不妊・去勢手術等）の家庭での予防・安全対策 第5章　第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する計画 5（8）ア（ケ）必要に応じて「ペット受け入れのための避難所等運営ガイドライン」を活用して、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、指定避難所等の形態や動物の数に応じた飼養ルールを設定し、他の避難者に対しても周知を行い、飼い主が適正に飼養するための指導助言を行うものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
府中町 （広島県）	府中市地域防災計画基本編第3章災害応急対策計画第8節避難生活及び情報提供活動第1項避難対策計画第4指定避難所の管理運営7「ペット受け入れのための避難所等運営ガイドライン」を活用して、指定避難所等における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、指定避難所等の形態や動物の数に応じた飼養ルールを設定し、他の避難者に対しても周知を行い、飼い主が適正に飼養するための指導助言を行うものとする。
海田町 （広島県）	海田町地域防災計画（基本・風水害対策編） 第6節　避難体制の整備《各部》 12　動物愛護管理に関する計画 (1)町は，動物愛護管理の観点から，これらの動物の保護や適正な飼養に関し，関係機関と連携を図りながら，犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・収容等に係る体制の整備に努める。また，必要に応じて，指定避難所等における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 (2)町は，災害時の対応は飼い主による「自助」を基本とし，飼い主に対して，指定避難所等での適切な飼養のための準備等（動物用避難用品の確保，しつけ，健康管理，不妊・去勢手術等）の周知を図る。 (3)町は指定避難所等や応急仮設住宅で飼い主が適正に飼養するための指導や支援を行う。 第20節　住宅等応急対策《対策建設部》 1　応急仮設住宅の建設 (2)建設の決定 応急仮設住宅は，災害救助法が適用され同法30条の規定により町長が知事から委任を受けた場合等において，災害対策本部長の決定に基づき建設部が建設する。なお，必要に応じて，応急仮設住宅における家庭動物の受入れについても配慮するものとする。
坂町 （広島県）	坂町防災計画基本編第2章7節の8　動物愛護管理に関する計画 災害発生時には、放浪・逸走動物（特定動物を含む。）や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所等に避難してくることが予想される。 町は、動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、関係機関と連携を図りながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・収容等に係る体制の整備に努める。 　また、災害時の対応は飼い主による「自助」を基本とし、飼い主に対して所有者明示の実施や避難者での適正な飼養のための準備等（動物用避難用具の確保、しつけ、健康管理、不妊・去勢手術等）の周知を図るものとする。
熊野町 （広島県）	熊野町地域防災計画（基本編） 第2章　災害予防計画　第7節　円滑な避難態勢の確保に関する計画　9動物愛護管理に関する計画災害発生時には、放浪・逸走動物（特定動物を含む）や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに指定避難所等に避難してくることが予想される。町は、動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、関係機関と連携を図りながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・受入れ等に係る体制の整備に努めるものとする。また、災害時の対応は飼い主による「自助」を基本とし、飼い主に対して、所有者明示の実施や避難所等での適正な飼養のための準備等（動物用避難用品（ケージ等）の確保、しつけ、健康管理、不妊・去勢手術等）の周知を図る。 さらに、指定避難所等における家庭動物の受入れや適正な飼養方法について、平常時から担当課や施設管理者と検討、調整を行う。なお、ペットを伴う避難者は、他の避難者のアレルギー等の問題に対応するため、ペットは避難者とは別室で保護する。また、ペットを伴う避難者の受け入れは、原則、下記に掲げる避難所とする。 熊野中央防災交流センター（中溝一丁目11番2号）　自主避難所開設時 熊野町東防災交流センター（初神三丁目11番13号）　自主避難所開設時 熊野西防災交流センター（神田15番4号）　自主避難所開設時
安芸太田町 （広島県）	『安芸太田町地域防災計画』 第2章　災害予防計画　第5節の2　円滑な避難体制の確保等に関する計画 8動物愛護に関する計画 災害発生時には、放浪・逸走動物（特定動物を含む）や負傷動物が多数生じると同時に多くの動物が飼い主とともに指定避難所等に非難することが予想される。県及び町は、動物愛護管理の観点からこれらの動物の愛護や適正な飼養に関し、関係機関と連携を図りながら犬や指定動物による人への危害防止や被災動物の保護・受入れに係る体制の整備に努める。また、災害時の対応は飼い主による「自助」を基本とし、飼い主に対して所有者明示の実施や避難所等での適正な飼養のための準備等（動物用避難用品の確保、しつけ、健康管理、不妊・去勢手術等）の周知を図るものとする。さらに、指定避難所等における家庭動物の受入れや適正な飼養方法について、平常時に担当部局や運営担当（施設管理者など）と検討や調整を行うものとする。町は、避難動物の種類や頭数について把握し、避難所での受入れが難しい場合は各動物愛護（管理）センターに対し一時預かり先等について相談する。 第3章　災害応急対策計画　第9節　災害応急救助計画　3　避難　(9)指定避難所の管理運営 ク必要に応じて指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保にも努めるとともに、指定避難所等の形態や動物の数に応じた飼養ルールの設定等、飼い主が適正に飼養するための指導助言を行うものとする。
北広島町 （広島県）	北広島町地域防災計画 第2章　災害予防計画 第7節の2　円滑な避難体制の確保等に関する計画 8 動物愛護管理に関する計画 災害発生時には、放浪・逸走動物（特定動物を含む）や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼主とともに指定避難所等に避難してくることが予想される。 町は、動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、関係機関と連携を図りながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・収容等に係る体制の整備に努める。 また、災害時の対応は、飼い主による「自助」を基本とし、飼い主に対して、所有者明示の実施や避難場所等での、適正な飼養のための準備等（動物用避難用品の確保、しつけ、健康管理、不妊、去勢手術等）の周知を図るものとする。 さらに、指定避難所等における家庭動物の受け入れや適正な飼養方法について、平常時に担当部局や運営担当（施設管理者など）と検討や調整を行うものとする。 なお、ペットを伴う避難者は、他の避難者のアレルギー等の問題に対応するため、ペットは避難者とは別室で保護する。また、ペットを伴う避難者の受け入れは、原則、下記に掲げる避難所とする。 施設名　所在地　開設時期 芸北文化ホール　川小田 10075-54　自主避難所開設時 大朝地域づくりセンター　大朝 2497　自主避難所開設時 Kumahira Sports Arena　壬生 10500 自主避難所開設時 豊平総合運動公園　都志見 12609　自主避難所開設時
安芸高田市 （広島県）	安芸高田市地域防災計画 8　動物愛護管理に関する計画 災害発生時には、放浪・逸走動物（特定動物を含む）や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼主とともに指定避難所等に避難してくることが予想される。 市は、動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、関係機関と連携を図りながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・受入れ等に係る体制の整備に努める。 また、災害時の対応は飼い主による「自助」を基本とし、飼い主に対して、所有者明示の実施や避難所等での適正な飼養のための準備等（動物用避難用品の確保、しつけ、健康管理、不妊・去勢手術等）の周知を図るものとする。 さらに、指定避難所等における家庭動物の受入れや適正な飼養方法について、平常時に担当部局や運営担当（施設管理者など）と検討や調整を行うものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
江田島市 （広島県）	江田島市地域防災計画基本編第2章災害予防計画 第6節の2円滑な避難体制の確保等に関する計画 第8動物愛護管理に関する計画災害発生時には、放浪・逸走動物(特定動物を含む。)や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼主とともに指定避難所等に避難してくることが予想される。 市は、動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、関係機関と連携を図りながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・受入れ等に係る体制の整備に努める。 また、災害時の対応は飼い主による「自助」を基本とし、飼い主に対して、所有者明示の実施や避難所等での適正な飼養のための準備等(動物用避難用具の確保、しつけ、健康管理、不妊、去勢手術等)の周知を図るものとする。さらに、指定避難所等における家庭動物の受入れや飼養方法について、平常時に担当部局や運営担当(施設管理者など)と検討や調整を行うものとする。
東広島市 （広島県）	東広島市地域防災計画 飼い主への啓発 ペット同行避難に係るルールやマニュアルを整備するとともに、飼い主に対して、所有者明示の実施や避難所での飼養の原則（飼い主によるケージの準備やペットフードの持参等）について、広報紙やボランティア団体と連携して、周知を図るものとする。
竹原市 （広島県）	竹原市地域防災計画 第3章　第8節　第1　3　指定避難所の管理運営　「ペット受け入れのための避難所党運営ガイドライン」を活用して、指定避難所における家庭動物のためのスペース確保に努めるとともに、指定避難所等の形態や動物の数に応じた飼育ルールを設定し、他の避難者に対しても周知を行い、飼い主が適正に飼育するための指導助言を行うものとする。 避難所での受入れが難しい場合は、各動物愛護（管理）センターに対し、一時預かり先等について相談する。 市は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。
大崎上島町 （広島県）	大崎上島町地域防災計画 第2章　災害予防計画/第7節の2　円滑な避難体制の確保等に関する計画7(1)カ　必要に応じて指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする 第2章　災害予防計画/第7説の2　円滑な避難体制の確保等に関する計画8　動物愛護管理に関する計画　災害発生時には、放浪・逸走動物（特定動物を含む。）や不詳動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに指定避難所等に避難してくることが予想される。 町は、動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、関係機関と連携を図りながら、犬や特定動物による人の危害防止や被災動物の保護・受入れ等に係る体制の整備に努める。 また、災害時の対応は飼い主による「自助」を基本俊、飼い主に対して、所有者明示の実施や避難所等での適正な飼養のための準備等（動物用避難用品の確保、しつけ、健康管理、不妊・去勢手術等）の周知を図るものとする。 さらに、指定避難所等における家庭動物の受入れや適正な飼養方法について、平常時に担当部局や運営担当（施設管理者など）と検討や調整を行うものとする。
三原市 （広島県）	三原市地域防災計画【基本編】 第2章 災害予防計画　第34節 避難体制の整備　3 対策の内容〈7〉動物愛護管理に関する計画 災害発生時には，放浪・逸走動物（特定動物を含む）や負傷動物が多数生じると同時に，多くの動物が飼い主とともに指定避難所等に避難してくることが予想される。 動物愛護管理の観点から，これらの動物の保護や適正な飼養に関し，関係機関と連携を図りながら，犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・受入れ等に係る体制の整備に努める。 また，災害時の対応は飼い主による「自助」を基本とし，飼い主に対して，所有者明示の実施や避難所等での適正な飼養のための準備等（動物用避難用品の確保，しつけ，健康管理，不妊・去勢手術等）の周知を図るものとする。 さらに，指定避難所等における家庭動物の受入れや適正な飼養方法について，平常時に担当部局や運営担当（施設管理者など）と検討や調整を行うものとする。
尾道市 （広島県）	尾道市地域防災計画 第2章災害予防計画　第3節 市民の防災活動の促進に関する計画 1 （略） 2 防災教育 (1) （略） (2) 実施内容 ア （略） イ 市民等に対する防災知識の普及・啓発 市及び県は、防災関係機関や企業、大学等と連携して、災害時に市民等が的確な判断に基づいた行動ができるよう、防災週間や防災とボランティア週間等を通じて、専門家の知見も活用しながら、災害についての正しい知識の普及・啓発を行うとともに、意識の高揚を図る。また、公民館等の社会教育施設や定期的な防災訓練を活用するなどして、自主防災組織など地域コミュニティや家庭・家族単位での防災に関する教育の普及促進を図る。 国、県、市は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。 (ア) （略） (イ)地震・津波災害に関する普及啓発内容 a ～ f （略） g 飼い主による「自助」を基本とする家庭動物への所有明示や同行避難、避難所等での適正な飼養のための準備等（動物用避難用品の確保、しつけ、健康管理、不妊・去勢手術等）の家庭での予防・安全対策 以下（略） 尾道市地域防災計画 第2章災害予防計画　第5節の2 円滑な避難体制の確保等に関する計画 1 ～ 6 （略） 7 7 指定避難所等の整備 (1)市は、指定避難所となる施設について、必要に応じて施設管理者と調整を行い、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、次の施設・設備等の整備に努めるものとする。 ア ～ カ （略） キ 必要に応じて、指定避難所における家庭動物のためのスペースや家庭動物の飼養に関する資材の確保に努めるものとする。 ク ～ ケ （略） (2) ～ (8) （略） (9)市は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
尾道市 （広島県）	8 動物愛護管理に関する計画 災害発生時には、放浪・逸走動物（特定動物を含む）や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼主とともに避難所等に避難してくることが予想される。 そのため、市は平常時から指定避難所等への家庭動物の受入れ方法について、住民への周知徹底を図るものとする。 また、指定避難所等に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、指定避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。 なお、市及び県は、動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会等の関係機関との連携を図りながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・受入れ、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応等に係る体制の整備に努める。 また、災害時の対応は飼い主による「自助」を基本とし、飼い主に対して、所有者明示の実施や指定避難所等での適正な飼養のための準備等（動物用避難用品の確保、しつけ、健康管理、不妊・去勢手術等）の周知を図るものとする。 さらに、指定避難所等における家庭動物の受入れや適正な飼養方法について、平常時に担当部局や運営担当（施設管理者など）と検討や調整を行うものとする。 尾道市地域防災計画 第3章の1 災害応急対策計画 第8節 避難生活及び情報提供活動 第1項 避難対策計画 1 ～ 3 （略） 4 指定避難所の管理運営 指定避難所の運営に当たっては、市、自主防災組織、ボランティア団体、その他防災関係機関職員のそれぞれの役割分担を明確にし、相互に協力して指定避難所での安全の確保と秩序の維持に努める。また、市は、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるものとする。 市は、あらかじめ施設管理者との調整や指定避難所毎の担当職員を定めるなど、発災後の迅速な指定避難所開設や人員配置に努める。また、町内会や自主防災組織等と協力し、施設の速やかな開錠体制の構築及び円滑な指定避難所の運営に努める。 また、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。 なお、市及び県は、相互に連携を図り、避難者の健全な住生活の早期確保を図ることとし、保護者等への引取や応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等によって指定避難所の早期解消に努めるとともに、災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。 指定避難所の具体的な管理運営に係る主な業務については、次の点に留意するとともに、人権憲章と人道対応に関する最低基準（スフィア基準）を踏まえた生活環境の確保に努めるものとする。 (1)～(10) （略） (11)市は、「ペット受け入れのための避難所等運営ガイドライン」を活用して、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、指定避難所等の形態や動物の数に応じた飼養ルールを設定し、他の避難者に対しても周知を行い、飼い主が適正に飼養するための指導助言を行うものとする。 また、指定避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、指定避難所における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握及び、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 県は、避難動物の種類や頭数について把握し、避難所での受入れが難しい場合は、各動物愛護センターに対し、一時預かり先等について相談する。 (12) （略） 5 （略） 第3項 住宅応急対策計画 1 ～ 3 （略） 4 応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ (1) ～ (2) （略） (3)応急仮設住宅の管理 応急仮設住宅の管理は、市長が行う。 ただし、特別な事情がある場合には、市長の協力を得て、知事が実施する。 尾道市地域防災計画 第3章の2 災害応急対策計画 第8節 避難生活及び情報提供活動 第1項 避難対策計画 1 （略） 2 指定避難所の開設 (1)指定避難所の管理運営 指定避難所の運営に当たっては、市、自主防災組織、ボランティア団体その他防災関係機関職員のそれぞれの役割分担を明確にし、相互に協力して指定避難所での安全の確保と秩序の維持に努める。 特に、市はあらかじめ施設管理者との調整や指定避難所毎の担当職員を定めるなど、発災後の迅速な指定避難所開設や人員配置に努める。また、町内会や自主防災組織等と協力し、施設の速やかな開錠体制の構築及び円滑な指定避難所の運営に努め、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するとともに、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるものとする。 なお、市及び県は、相互に連携を図り、避難者の健全な住生活の早期確保を図ることとし、保護者等への引取や応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等によって指定避難所の早期解消に努めるとともに、災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。 指定避難所の具体的な管理運営に係る主な業務については、次の点に留意するとともに、人権憲章と人道対応に関する最低基準（スフィア基準）を踏まえた生活環境の確保に努めるものとする。 ア ～ コ （略） サ 市は、「ペット受け入れのための避難所等運営ガイドライン」を活用して、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、指定避難所等の形態や動物の数に応じた飼養ルールを設定し、他の避難者に対しても周知を行い、飼い主が適正に飼養するための指導助言を行うものとする。 また、指定避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、指定避難所における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握及び、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 さらに、避難動物の種類や頭数について把握し、避難所での受入れが難しい場合は、各動物愛護（管理）センターに対し、一時預かり先等について相談する。 第3項 住宅応急対策計画 1 ～ 3 （略） 4 応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ (1) ～ (2) （略） (3)応急仮設住宅の管理 応急仮設住宅の管理は、市長が行う。 ただし、特別な事情がある場合には、市長の協力を得て、知事が実施する。 なお、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れについても配慮するものとする。 (4) （略） 以下（略）

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
尾道市 （広島県）	尾道市国民保護計画 第3編　武力攻撃事態等への対処　第4章　警報及び避難の指示等 第1 （略） 第2 避難住民の誘導等 1～2 （略） 3 避難住民の誘導 (1)～(9) （略） (10) 動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省事前環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等 (11) （略） 以下略
世羅町 （広島県）	世羅町地域防災計画（基本編） 基本編 第2章 第7節 円滑な避難体制の確保等に関する計画 7 動物愛護管理に関する計画 町は、動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、関係機関と連携を図りながら、犬・猫や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・収容等に係る体制を整備に努める。また、災害時の対応は、飼い主による「自助」を基本とし、飼い主に対して、所有者明示の実施や避難場所等での、適正な飼養のための準備等（ 動物用避難用品の確保、しつけ、健康管理、不妊、去勢手術等） の周知を図るものとする。 基本編 第3章 第9節 避難生活及び情報提供活動 (8)福祉部は、指定避難者が避難所にペットを連れてきた場合は、避難者名簿等に記載するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図る。また、必要に応じて、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
三次市 （広島県）	三次市地域防災計画　基本編 第2章　災害予防計画 第7節　円滑な避難体制の確保等に関する計画 4 避難計画の作成 (2)指定緊急避難場所，指定避難所の指定及び避難路の選定・周知 ア　指定緊急避難場所，指定避難所の選定基準 (イ)指定避難所の指定・周知 a 指定避難所 ・必要に応じて，指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに，指定避難所等の形態や動物の数に応じた飼養ルールの設定等，飼い主が適正に飼養するための指導助言を行うものとする。 6 指定避難所等の整備 (1)指定避難所等の施設・設備の整備 キ　必要に応じて，指定避難所における家庭動物のためのスペースや家庭動物の飼養に関する資材の確保に努めるものとする。 7 動物愛護管理に関する計画 災害発生時には，放浪・逸走動物（特定動物を含む）や負傷動物が多数生じると同時に，多くの動物が飼い主とともに指定避難所等に避難してくることが予想される。そのため，市は平常時から指定避難所等への家庭動物の受入れ方法等について，住民への周知徹底を図るものとする。 また，指定避難所等に家庭動物と同行避難した被災者について，適切に受け入れるとともに，指定避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。なお，市は，動物愛護管理の観点から，これらの動物の保護や適正な飼養に関し，獣医師会等の関係機関と連携を図りながら，犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・受入れ，飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応等に係る体制の整備に努める。 また，災害時の対応は飼い主による「自助」を基本とし，飼い主に対して，所有者明示の実施や避難所等での適正な飼養のための準備等（動物用避難用品の確保，しつけ，健康管理，不妊・去勢手術等）の周知を図るものとする。 さらに，指定避難所等における家庭動物の受入れや適正な飼養方法について，平常時に担当部局や運営担当（施設管理者など）と検討や調整を行うものとする。 第3章　災害応急対策計画 第7節　避難生活及び情報提供活動 第1項　避難計画 4 指定避難所の管理運営 (4)管理・運営にあたっての留意事項 サ　市は，「ペット受け入れのための避難所等運営ガイドライン」を活用して，指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに，指定避難所等の形態や動物の数に応じた飼養ルールを設定し，他の避難者に対しても周知を行い，飼い主が適正に飼養するための指導助言を行うものとする。 また，指定避難所に家庭動物と同行避難した被災者について，適切に受け入れるとともに，指定避難所における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握及び，獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう，連携に努めるものとする。 県は，避難動物の種類や頭数について把握し，避難所での受入れが難しい場合は，各動物愛護（管理）センターに対し，一時預かり先等について相談する。 市は，必要に応じ，指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに，獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう，連携に努めるものとする。 第3項　住宅応急対策計画 4 応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ (3)応急仮設住宅の管理 応急仮設住宅の管理は，市長が行う。 ただし，特別な事情がある場合には，市長の協力を得て，知事自ら実施する。 なお，必要に応じて，応急仮設住宅における家庭動物の受入れについても配慮するものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
庄原市 （広島県）	庄原市地域防災計画（基本編） 第5節の2 円 滑な避難体制の確保等に関する計画 7. 動物愛護管理に関する計画 災害発生時には、放浪・逸走動物（特定動物を含む）や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼主とともに指定避難所等に避難してくることが予想される。 市は、動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、関係機関と連携を図りながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・受入れ等に係る体制の整備に努める。 また、災害時の対応は飼い主による「自助」を基本とし、飼い主に対して、所有者明示の実施や避難所等での適正な飼養のための準備等（動物用避難用品の確保、しつけ、健康管理、不妊・去勢手術等）の周知を図るものとする。 さらに、指定避難所等における家庭動物の受入れや適正な飼養方法について、平常時に担当部局や運営担当（施設管理者など）と検討や調整を行うものとする。 第8節 避難生活及び情報提供活動 第1項 避難計画 4. 指定避難所の管理運営 (11)「ペット受け入れのための避難所等運営ガイドライン」を活用して、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、指定避難所等の形態や動物の数に応じた飼養ルールの設定し、他の避難者に対しても周知を行い、飼い主が適正に飼養するための指導助言 を行うものとする。 県は、避難動物の種類や頭数について把握し、避難所での受け入れが難しい場合は、各動物愛護（管理）センターに対し、一時預かり先等について相談する。 市は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。
府中市 （広島県）	府中市地域防災計画 第2章　災害予防計画　第5節の2　円滑な避難体制の確保に関する計画 第2　実施内容　5　動物愛護管理に関する計画 災害発生時には、放浪・逸走動物（特定動物を含む。）や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼主とともに指定避難所等に避難してくることが予想される。 市は、動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、関係機関と連携を図りながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・受入れ等に係る体制の整備に努める。 また、災害時の対応は飼い主による「自助」を基本とし、飼い主に対して、所有者明示の実施や避難所等での適正な飼養についての準備等（動物用避難用品の確保、しつけ、健康管理、不妊・去勢手術等）の周知を図るものとする。 さらに、指定避難所等における家庭動物の受入れや適正な飼養方法について、平常時に担当部局や運営担当（施設管理者など）と検討や調整を行うものとする。 第3章　災害応急対策計画　第8節　避難生活及び情報提供活動 第1項　避難対策計画　第4　指定避難所の管理運営 11 「ペット受け入れのための避難所等運営ガイドライン」を活用して、指定避難所等における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、指定避難所等の形態や動物の数に応じた飼養ルールを設定し、他の避難者に対しても周知を行い、飼い主が適正に飼養するための指導助言を行うものとする。 第3章　災害応急対策計画　第8節　避難生活及び情報提供活動 第3項　住宅応急対策計画　第4　応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ 5　応急仮設住宅の管理 応急仮設住宅の管理は、市長が行うものとする。 ただし、特別な事情がある場合には、市長の協力を得て、知事自ら実施する。 なお、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れについても配慮するものとする。
神石高原町 （広島県）	神石高原町地域防災計画基本編　第6節の2（円滑な避難体制の確保等に関する計画） 6　指定避難所等の整備 (1)カ必要に応じて、指定避難所等における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 7　動物愛護管理に関する計画 　災害発生時には、放浪・逸走動物（特定動物を含む。）や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼主とともに指定避難所等に避難してくることが予想される。町及び県は、動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、関係機関と連携を図りながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・受入れ等に係る体制の整備に努める。また、災害時の対応は飼い主による「自助」を基本とし、飼い主に対して、所有者明示の実施や避難所等での適正な飼養のための準備等（動物用避難用品の確保、しつけ、健康管理、不妊・去勢手術等）の周知を図るものとする。さらに、指定避難所等における家庭動物の受入れや適正な飼養方法について、平常時に担当部局や運営担当（施設管理者など）と検討や調整を行うものとする。 第9節 避難の受入れ及び情報提供活動 第1項　避難計画　5　指定避難所の管理運営 (12)「ペット受け入れのための避難所等運営ガイドライン」（広島県）を活用して、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、指定避難所等の形態や動物の数に応じた飼養ルールを設定し、他の避難者に対しても周知を行い、飼い主が適正に飼養するための指導助言を行うものとする。県は、避難動物の種類や頭数について把握し、避難所での受入れが難しい場合は、各動物愛護（管理）センターに対し、一時預かり先等について相談する。町は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。
広島市	広島市地域防災計画～基本・風水害対策編第2章災害予防計画第7節防災教育・訓練及び調査研究第1防災地域の普及 1市民に対する防災広報《企画総務局広報課、危機管理室災害予防課、消防局予防課・ 各消防署、各区区政調整課・地域起こし推進課、動物愛護センター》 主な広報の内容は、次のとおりとする。 ア災害に関する一般知識 イ災害に対する平素からの備え (ア)家庭又は事業所における予防安全対策（避難場所等の確認、安否確認方法の確認、広島市防災情報メール配信システムへの登録、避難誘導アプリのダウンロード、出火防止対策、家具等の転倒防止対策、家庭動物との同行避難等） 広島市地域防災計画～基本・風水害対策編第3章災害応急対策第5節避難対策第6指定緊急避難場所等の開設等 3指定緊急避難場所の管理運営《健康福祉局健康福祉企画課、道路交通局道路管理課、各区区政調整課・地域起こし推進課、区災害対策本部避難収容班を構成する局等》 ⑶区長は、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として、マニュアル等に基づき、指定緊急避難場所の衛生管理に可能な限り努めるとともに、要配慮者及び女性や子ども、性的マイノリティなどのニーズに対応できるよう、また、女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するよう配慮する。また、必要に応じて、施設管理者と調整の上、家庭動物のためのスペース確保に努める。 広島市地域防災計画～基本・風水害対策編第3章災害応急対策第5節避難対策第9指定避難所の開設・運営 2指定避難所の管理運営《健康福祉局健康福祉企画課、道路交通局道路管理課、各区区政調整課・地域起こし推進課、区災害対策本部避難収容班を構成する局等》 ⑶区長は、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として、マニュアル等に基づき、指定避難所の衛生管理に可能な限り努めるとともに、避難生活が長期化する場合には、避難者の心身の健康確保のための健康相談の実施、プライバシー及び入浴機会の確保並びに要配慮者及び女性や子ども、性的マイノリティなどのニーズに対応できるよう、また、女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するよう配慮する。 例えば、授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペース等の設置や、乳幼児連れ、女性のみの世帯や要配慮者等に考慮した居住スペース（多目的トイレなど）の設定に努めるとともに、必要に応じて、施設管理者と調整の上、家庭動物のためのスペースの確保に努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
広島市	広島市地域防災計画～基本・風水害対策編第3章災害応急対策 広島市地域防災計画～震災対策編第3章震災応急対策（※1） 第13節保健衛生対策 災害が発生した場合において、市民の健康の維持と安全の確保を図るため、被災者の健康管理、被災地域の生活衛生指導、猛獣等による危害の防止等必要な対策を講じる。 第4特定動物の監視《健康福祉局動物愛護センター》 市民が飼養し、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物（以下「特定動物」という。）の逸走による危害を防止するための特定動物の監視活動は、次のとおりとする。 1監視活動の範囲 （1）災害発生時における特定動物の飼養状況の監視 （2）逸走特定動物発生時における逸走状況の把握及び市民への広報 （3）逸走特定動物の措置について飼養者及び関係機関との協議決定 2監視班の編成 動物愛護センターは、特定動物の監視班を編成する。 3その他 特定動物からの危険防止活動において必要な場合は、県警察等関係機関へ出動要請を行う。 なお、安佐動物公園においては、特定動物の脱出に備え、日頃から施設の整備及び管理についての安全対策を講じるとともに、災害時においては、入園者等の安全確保、特定動物の収容、監視及び捕獲対策等必要な措置を講じる。 第5愛護動物の保護管理《健康福祉局動物愛護センター》 動物の愛護と適正な飼養の観点から、獣医師会や動物取扱業者等と連携を図りながら、被災した愛護動物の保護・収容等に係る体制の整備に努める。
呉市 （広島県）	呉市地域防災計画　共通編 災害予防編　第20節　動物の愛護と保護体制の整備 災害時には，負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に，多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。市は，動物愛護の観点から，これら動物の保護や適正な飼育に関し，広島県獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。また，市は，災害時の対応は飼い主による「自助」を基本とし，飼い主に対して，所有者明示の実施や避難所等での適正な飼養のための準備等（動物用避難用品の確保，しつけ，健康管理，不妊・去勢手術等）の周知を図るものとする。 1 被災地域における動物の保護 飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については，迅速かつ広域的な対応が求められることから，市は，広島県獣医師会等関係団体をはじめ，動物愛護ボランティア等と協力し，動物の保護を行う。 2 避難所における動物の適正な飼育 市は，飼い主とともに避難した動物の飼育について適正飼育の指導等を行うなど，動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (1) 各地域の被害状況，避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供，獣医師の派遣等 (2) 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整 (3) 県，他の市町への連絡調整及び協力要請 3 動物愛護の活動方針 (1) 広島県獣医師会等関係団体が中心となり，被災動物の保護，援護を行う。 (2) 市は，広島県獣医師会等関係団体を支援する立場から，情報の提供，動物の保護及び医療の援護活動への応援並びに活動の拠点としての場の提供を行う。 (3) 市は，避難所等における家庭動物の受入れや適正な飼養方法について，平常時に担当部局や運営担当（施設管理者など）と検討や調整を行う。 (4) 動物の保護及び動物医療に従事する者は，被災市民への動物援護に関する情報の提供，被災動物の保護，搬送及び応援要請に基づく避難所等での動物医療に携わる。 呉市地域防災計画　風水害応急対策編　第8節　震災対策編・大規模事故等対策編・南海トラフ地震防災対策推進計画　第8節 6 動物愛護管理対策 (1) 被災地域における動物の保護 県，県獣医師会等の関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力し，動物愛護の観点から，災害後に生じる飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護を行う。 (2) 避難所における動物の適正な飼育 県，県獣医師会等の関係団体及び動物愛護ボランティア等との協力のもと，飼い主とともに避難した動物について，飼育状況の把握，適正飼育の指導等を行うなど，動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。なお，主な実施内容は次のとおりである。 ア 動物を伴った被災者の状況把握（飼育者の氏名・住所，動物の種類と数，動物の特徴等） イ 避難所における飼育場所の指定 ウ 動物の飼料・生活必需品等の提供 エ 動物の負傷や病気に対する診断，治療並びに一時預け，飼育等に関する相談
福山市 （広島県）	福山市地域防災計画（基本・風水害対策編　）　第2章　災害予防計画　第8節　円滑な避難体制の確保に関する計画　7動物愛護管理に関する計画 災害発生時には、放浪・逸走動物（特定動物を含む）や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼主とともに避難所等に避難してくることが予想される。県及び市は、動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、関係機関と連携を図りながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・受け入れ等に係る体制の整備に努める。 また、災害時の対応は飼い主による「自助」を基本とし、飼い主に対して、所有者明示の実施や避難所等での適正な飼養のための準備等（動物用避難用品の確保、しつけ、健康管理、不妊、去勢手術当）の周知を図るものとする。 さらに、避難所等における家庭動物の受入れや適正な飼育方法について、平常時に担当部局や運営担当（施設管理者など）と検討や調整を行うものとする。
山口県	山口県地域防災計画 （1）本編 第3編災害応急対策計画 第11章保健衛生・動物愛護管理計画 第4節動物愛護管理計画 災害の発生により、被災地では、人に危害を加えるおそれのある特定動物の逸走や被災動物（飼い主不明や負傷した動物）の発生が予想され、被災動物の救護等について適切かつ迅速な対応が求められる。 そのため、被災住民の安全や動物愛護の観点から、市町、関係機関等と連携し、災害に備え被災動物の救護体制を整備する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
山口県	【県（生活衛生課）・市町】 第1項特定動物の逸走防止等 1実施機関等 原則、飼養者とする。 県は、関係機関と連携して飼養者に対し、逸走防止対策等を指導する。 2実施方法 飼養者は、災害の発生に際して採るべき措置に関する計画をあらかじめ作成するものとし、災害が発生したときには、速やかに特定動物の保護及び特定動物の逸走を防止する措置を行う。 県は、被災地において飼養又は保管を許可している特定動物について、逸走の事実又はそのおそれがないか速やかに調査し、逸走等の事態が生じている場合は、飼養者、関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。 第2項被災動物の救護 1実施機関等 原則、飼い主とする。ただし、困難な場合は、県及び市町が関係機関等と連携して実施する。 2飼い主の責務 (1)平時からペットの健康管理、しつけ、マイクロチップ等による所有者明示及びペット用備蓄品の確保を行うよう努める。 (2)避難する際は、ペット用備蓄品を持ってペットと同行し、適正な管理に努める。 3被災動物の救護体制 (1)県 ア災害発生時には災害に伴う被災地域、被災状況の情報収集を行う。 イ被災地域を管轄する健康福祉センター（環境保健所）は、飼い主不明や負傷した被災動物について、市町、関係機関等と協力して保護し、健康福祉センター（環境保健所）又は動物愛護センターの収容施設に収容する。 ウ健康福祉センター（環境保健所）は、避難所を設置する市町に協力して、飼い主とともに避難したペットの飼育について適正飼養の助言を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 エ被災地における被災動物の保護・収容・処置等が必要な場合、（公社）山口県獣医師会等に対し、必要な協力を要請する。 オ県単独では動物の救護に関する対策が十分に実施できない場合において、九州・山口9県災害時愛護動物救護応援協定に基づき、幹事県に応援を要請する。 (2)市町 飼い主とともに避難したペットの収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。 （2）震災対策編 第3編災害応急対策計画 第10章保健衛生・動物愛護管理計画 第4節動物愛護管理計画 災害の発生により、被災地では、人に危害を加えるおそれのある特定動物の逸走や被災動物（飼い主不明や負傷した動物）の発生が予想され、被災動物の救護等について適切かつ迅速な対応が求められる。 そのため、被災住民の安全や動物愛護の観点から、市町、関係機関等と連携し、災害に備え被災動物の救護体制を整備する。 【県（生活衛生課）・市町】 第1項特定動物の逸走防止等 1実施機関等 原則、飼養者とする。 県は、関係機関と連携して飼養者に対し、逸走防止対策等を指導する。 2実施方法 飼養者は、災害の発生に際して採るべき措置に関する計画をあらかじめ作成するものとし、災害が発生したときには、速やかに特定動物の保護及び特定動物の逸走を防止する措置を行う。 県は、被災地において飼養又は保管を許可している特定動物について、逸走の事実又はそのおそれがないか速やかに調査し、逸走等の事態が生じている場合は、飼養者、関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。 第2項被災動物の救護 1実施機関等 原則、飼い主とする。ただし、困難な場合は、県及び市町が関係機関等と連携して実施する。 2飼い主の責務 (1)平時からペットの健康管理、しつけ、マイクロチップ等による所有者明示及びペット用備蓄品の確保を行うよう努める。 (2)避難する際は、ペット用備蓄品を持ってペットと同行し、適正な管理に努める。 3被災動物の救護体制 (1)県 ア災害発生時には災害に伴う被災地域、被災状況の情報収集を行う。 イ被災地域を管轄する健康福祉センター（環境保健所）は、飼い主不明や負傷した被災動物について、市町、関係機関等と協力して保護し、健康福祉センター（環境保健所）又は動物愛護センターの収容施設に収容する ウ健康福祉センター（環境保健所）は、避難所を設置する市町に協力して、飼い主とともに避難したペットの飼育について適正飼養の助言を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 エ被災地における被災動物の保護・収容・処置等が必要な場合、（公社）山口県獣医師会等に対し、必要な協力を要請する。 オ県単独では動物の救護に関する対策が十分に実施できない場合において、九州・山口9県災害時愛護動物救護応援協定に基づき、幹事県に応援を要請する。 (2)市町 飼い主とともに避難したペットの収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。
岩国市 （山口県）	岩国市地域防災計画第3編災害応急対策計画第3節避難場所の設置運営 第6避難場所における動物の適正な飼育 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）を踏まえ、危険動物等の逸走対策、要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の所要の措置を講ずるよう努める。 国民保護計画第3編第4章警報及び避難の指示等第2避難住民の誘導等3避難住民の誘導 (9)動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
和木町 （山口県）	和木町地域防災計画　第11章保健衛生・動物愛護管理計画　第4節動物愛護管理計画 災害の発生により、被災地では、人に危害を加えるおそれのある特定動物の逸走や被災動物の発生が予想される。 被災住民の安定や動物愛護の観点から、これらへの対応が遅滞なく行われる必要がある。 第1項　特定動物の逸走防止等 1 原則、飼養者とする。 県は、関係機関と連携して飼養者に対し、逸走防止対策等を指導する。 2 実施方法 飼養者は、災害の発生に際して採るべき措置についに関する計画をあらかじめ作成するものとし、災害が発生した時には、速やかに特定動物の保護並びに特定動物の逸走を防止する措置を行う。 県は、被災地において飼養又は保管を許可している特定動物について、逸走の事実又はその恐れがないか速やかに調査し、逸走等の事態が生じている場合は、飼養者、関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。 第2項　被災動物の救護 被災時には、飼い主不明や負傷した愛護動物の発生等が考えられ、これらの被災動物の救護等について、適切な対応が求められる。 このため、町、関係機関、関係団体等と連携し、災害に備え被災動物の救護体制を整備する。 1 実施機関等 原則、飼い主とするが困難な場合は、県及び町が関係機関等と連携して実施する。 2 飼い主の責務 飼い主は、逸走した動物の飼い主のもと下にかえることができるようにするために、名札やマイクロチップ等で所有者標示を行うように努める。 また、避難する際は、動物の同行と適正な管理に努める。 3 被災動物の救護体制 (1) 被災地域における愛玩動物の保護・収容 （公社）山口県獣医師会は、飼い主不明や負傷した愛玩動物の保護、治療を行うため、動物救護本部を設置する。 県及び町は（公社）山口県獣医師会に協力し、必要な支援を行う。 県は飼い主不明や負傷した愛玩動物について、町、関係団体等と協力して保護し、動物愛護センター又は保健所の収容施設に収容する。 (2) 愛玩動物の飼育場所の設置 町は、飼い主とともに避難した愛玩動物の収容施設を避難所の隣接地に設置するように努めるものとする。 (3) 避難所における指導 県は、避難所を設置する町と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (4) 他自治体への応援要請 県は、県単独では愛玩動物の救護に関する対策が十分に実施できない場合において、九州・山口9県災害時愛護動物救護応援協定に基づき、幹事県に応援を要請する。
柳井市 （山口県）	柳井市地域防災計画（風水害対策編、震災対策編） 第2部地震対策計画第2章災害応急対策計画第3救援期における災害応急対策活動第7節防疫及び保健衛生 3特定動物の逸走防止等 (1)実施機関等 原則、飼養者とする (2)実施方法 飼養者は災害が発生したときには、速やかに特定動物の保護及び逸走を防止する措置を行う。 4被災動物の救護 災害時には、飼い主不明や負傷した愛護動物の発生等が考えられ、これらの被災動物の救護等について適切な対応が求められる。このため、市は、県、関係機関及び関係団体等と連携し、災害に備え被災動物の救護体制を整備する。 (1)実施期間等 原則、飼い主とする。ただし、困難な場合は、市が関係機関等と連携して実施する。 (2)飼い主の責務 ア平時からペットの健康管理、しつけ、マイクロチップ等による所有者明示及びペット用備蓄品の確保を行うよう努める。 イ避難する際は、ペット用備蓄品を持ってペットと同行し、適正な管理を努める。 (3)被災動物の救護体制 ア県 （ア）災害発生時には災害に伴う被災地域、被災状況の情報収集を行う。 （イ）被災地域を管轄する健康福祉センター（環境保健所）は、飼い主不明や負傷した被災動物について、市、関係機関等と協力して保護し、健康福祉センター（環境保健所）又は動物愛護センターの収容施設に収容する。 （ウ）健康福祉センター（環境保健所）は、避難所を設置する市に協力して、飼い主とともに避難したペットの飼育について適正飼養の助言を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 （エ）被災地における被災動物の保護・収容・処置等が必要な場合、（公社）山口県獣医師会等に対し、必要な協力を要請する。 （オ）県単独では動物の救護に関する対策が十分に実施できない場合において、九州・山口9県災害時愛護動物救護応援協定に基づき、幹事県に応援を要請する。 イ市 飼い主とともに避難したペットの収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
田布施町 （山口県）	田布施町国民保護計画第3編（武力攻撃事態への対処）第4章（警報及び避難の指示等）第2（避難住民の誘導等）の3（避難住民の誘導） （10）動物の保護等に関する配慮 町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物当の逸脱対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
平生町 （山口県）	平生町地域防災計画（R4.4.7改定）第3編第12章第4節 災害の発生により、被災地では、人に危害を加えるおそれのある特定動物の逸走や被災動物の発生が予想される。 被災住民の安定や動物愛護の観点から、これらへの対応が遅滞なく行われる必要がある。 また、近年のペットブーム等を背景に、ペットが「コンパニオンアニマル（伴侶動物）」と呼ばれ、単なる愛玩でなく家族の一員あるいは人生のパートナーとして心の支えとする人も多い。 こういった情勢のなか、ペットの同行避難を想定し、避難所におけるペットの避難対策を考慮する必要がある。 第1項特定動物の逸走防止等 災害時には、逸走した特定動物により、人の生命、身体又は財産に危害を加えられるおそれがある。 このため、特定動物の逸走防止等を図り、人への危害の防止を徹底する。 第2項被災動物の救護 災害時には、飼い主不明や負傷した愛護動物の発生等が考えられ、これらの被災動物の救護等について適切な対応が求められる。について適切な対応が求められる。 このため、町は県、関係機関、関係団体等と連携し、災害に備え被災動物の救護体制を整備する。 1実施機関等実施機関等 原則、飼い主とする。 2飼い主の責務飼い主の責務 飼い主は逸走した動物が飼い主のもとに帰ることができるようにするため、名札やマイクめ、名札やマイクロチップ等で所有者明示を行うよう努める。ロチップ等で所有者明示を行うよう努める。 第3項ペット対策 大規模災害時には、ペットが飼育者の管理下から離れ、逃走逃走した場合した場合、衛生面や安全面で大きな問題になることから、犬・猫等のペットついては同行避難が望ましい。 一方、避難所生活においては、様々な人が集まってくるため、ペットを家族の一員とする飼育ペットを家族の一員とする飼育者への支援とペットによる人への危害防止、避難所等での臭いや鳴き声、へ動物アレルギーの人への対応など、避難所においてのペットの取り扱いを事前に決めておく必要がある。 1避難所におけるペット受け入れの決定避難所におけるペット受け入れの決定 ペットの受け入れは、災害の程度や避難所の状況によって条件が変わり、各避難所に応じた柔軟な対応が望まれるため、避難者の要望を聴いた上で受け入れの可否を決定するものとた柔軟な対応が望まれるため、避難者の要望を聴いた上で受け入れの可否を決定するものとする。 2避難所におけるペット対策の考え方 ペットの飼育・管理は飼育者が全責任を負う事を基本とし、避難所生活が長期化することが予想される場合は、避難所ごとにペットを飼育するルールづくりを行うこととする。 (1)収容場所の決定収容場所の決定 避難所の敷地（学校のグラウンドの端や軒下等）の一角を収容スペースとする。 (2)給餌等、世話に関するルールの決定 ア飼育者の届出・・・・・・・飼育者の住所、氏名、動物の種類・数・特徴等 イ飼育ルールの決定・・・・・指定された場所・方法で飼育する。排泄場所や苦情対応のルール 3飼い主の義務 飼い主は、災害発生時に同行避難した場合、他の避難者へ迷惑とならないよう、平常時からペットのしつけ及び健康管理を適切に行うと共に避難用具の備蓄ををを行うものとする。 (1)飼い主の明示 迷子となったペットを探す場合や保護された時に有効となる個体識別情報（迷子札・鑑札・マイクロチップ）を付ける。 (2)しつけ 避難時に他の避難者へ迷惑をかけないようにキャリーバッグやケージケージに慣らしておくとともに、無駄吠えをしない、トイレなどの基本的なしつけを行う。 (3)健康管理 感染症予防のため、ワクチン・狂犬病予防注射・ノミやダニなどの寄生虫駆除を行う。 (4)ペット用避難具の確保 77日分のペットフードや水・キャリーバッグ・ケージケージ等を準備しておく。 (5)ペットの預け先の確保 親戚、友人など緊急時の預け先を確保する
上関町 （山口県）	上関町地域防災計画 第4節動物愛護管理 災害の発生により、被災地では、人に危害を加えるおそれのある特定動物の逸走や被災動物の発生が予想されるため、被災住民の安定や動物愛護の観点から、これらの対応を遅滞なく実施する。 第1項特定動物の逸走防止等 災害時には、逸走した特定動物により、人の生命、身体又は財産に危害を加えられるおそれがある。 このため、町は、県、関係機関、関係団体等と連携し、特定動物の逸走防止等を図り、人への危害の防止を徹底する。 第2項被災動物の救護 災害時には、飼い主不明や負傷した愛護動物の発生等が考えられ、これらの被災動物の救護等について適切な対応が求められる。 このため、町は、県、関係機関、関係団体等と連携し、被災動物の救護体制を整備する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
周南市 （山口県）	周南市地域防災計画第4編第3章4節-1項2項に特定動物の逸走防止等、被災動物の救護について記載。 第1項特定動物の逸走防止等 1実施機関等 原則、飼養者とする。 県は、関係機関と連携して飼養者に対し、逸走防止対策等を指導する。 2実施方法 飼養者は、災害の発生に際して採るべき措置に関する計画をあらかじめ作成するものとし、災害が発生したときには、速やかに特定動物の保護及び特定動物の逸走を防止する措置を行う。 県は、被災地において飼養又は保管を許可している特定動物について、逸走の事実又はそのおそれがないか速やかに調査し、逸走等の事態が生じている場合は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。 第2項被災動物の救護 1実施機関等 原則、飼い主とする。ただし、困難な場合は、県及び市が関係機関と連携して実施する。 2飼い主の責務 (1)平時からペットの健康管理、しつけ、マイクロチップ等による所有者明示及びペット用備蓄品の確保を行うよう努める (2)避難する際は、ペット用備蓄品を持ってペットと同行し、適切な管理に努める。 3被災動物の救護体制 (1)県 1災害発生時には災害に伴う被災地域、被災状況の情報収集を行う。 2被災地域を管轄する健康福祉センター(環境保健所)は、飼い主不明や負傷した被災動物について、市、関係機関等と協力して保護し、健康福祉センター(環境保健所)又は動物愛護センターの収容施設に収容する 3健康福祉センター(環境保健所)は、避難所を設置する市に協力して、飼い主とともに避難したペットの飼育について適正飼養の助言を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 4被災地における被災動物の保護・収容・措置等が必要な場合、(公社)山口県獣医師会等に対し、必要な協力を要請する。 5県単独では動物の愛護に関する対策が十分に実施できない場合において、九州・山口9県災害時愛護動物救護応援協定に基づき、幹事県に応援を要請する。 (2)市 飼い主とともに避難したペットの収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。
下松市 （山口県）	下松市地域防災計画本編(令和6年3月改定)第11章保健衛生・動物愛護管理計画第4節動物愛護管理計画 第1項特定動物の逸走防止等 1実施機関等 原則、飼養者とする。県は、関係機関と連携して飼養者に対し、逸走防止対策等を指導する。 2実施方法 飼養者は、災害の発生に際して採るべき措置に関する計画をあらかじめ作成するものとし、災害が発生したときには、速やかに特定動物の保護及び特定動物の逸走を防止する措置を行う。 県は、被災地において飼養又は保管を許可している特定動物について、逸走の事実又はそのおそれがないか速やかに調査し、逸走等の事態が生じている場合は、飼養者関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。 第2項被災動物の救護 災害時には、飼い主不明や負傷した愛護動物の発生等が考えられ、これらの被災動物の救護等について適切な対応が求められる。 このため、県、関係機関、関係団体等と連携し、災害に備え被災動物の救護体制を整備する。 1実施機関等 原則、飼い主とする。ただし、困難な場合は、県及び市が関係機関等と連携して実施する。 2飼い主の責務 (1)平常時からペットの健康管理、しつけ、マイクロチップ等による所有者明示及びペット用備蓄品の確保を行うように努める。 (2)避難する際は、ゲージ、リード、ペット用備蓄品その他ペットの飼養に必要なものを持ってペットと同行し、適正な管理に努める。 3被災動物の救護体制 (1)県ア災害発生時には災害に伴う被災地域、被災状況の情報収集を行う。 イ被災地域を管轄する健康福祉センター(環境保健所)は、飼い主不明や負傷した被災動物について、市、関係機関等と協力して保護し、 健康福祉センター(環境保健所)又は動物愛護センターの収容施設に収容する。 ウ健康福祉センター(環境保健所)は、避難所を設置する市に協力して、飼い主とともに避難したペットの飼育について適正飼養の助言を 行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 エ被災地における被災動物の保護・収容・処置等が必要な場合、(公社)山口県獣医師会等に対し、必要な協力を要請する。 オ県単独では動物の救護に関する対策が十分に実施できない場合において、九州・山口9県災害時愛護動物救護応援協定に基づき、 幹事県に応援を要請する。 (2)市飼い主とともに避難したペットの収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。
光市 （山口県）	光市地域防災計画基本計画編第3編災害応急対策計画第10章保健衛生・動物愛護管理計画第4節動物愛護管理計画 災害の発生により、被災地では、人に危害を加えるおそれのある特定動物の逸走や被災動物(飼い主不明や負傷した動物)の発生が予想され、被災動物の救護等について適切かつ迅速な対応が求められる。 そのため、被災住民の安全や動物愛護の観点から、市町、関係機関等と連携し、災害に備え被災動物の救護体制を整備する。 第1項特定動物の逸走防止等 災害時には、逸走した特定動物により、人の生命、身体又は財産に危害を加えられるおそれがある。このため、特定動物の逸走防止等を図り、人への危害の防止を徹底する。 第2項被災動物の救護 1実施機関等 原則、飼い主とする。ただし、困難な場合は、市が関係機関等と連携して実施する。 2飼い主の責務 (1)平時からペットの健康管理、しつけ、マイクロチップ等による所有者明示及びペット用備蓄品の確保を行うよう努める。 (2)避難する際は、ペット用備蓄品を持ってペットと同行し、適正な管理に努める。 光市国民保護計画第3編武力攻撃事態等への対処第4章警報及び避難の指示等第2避難住民の誘導等 3避難住民の誘導 (11)動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
防府市 （山口県）	防府市地域防災計画共通編 第2編災害予防計画第14章動物救護のための体制の整備 第1項動物避難の事前対策 1飼い主等の責任と事前準備 発生時における動物の避難は、動物の管理者が自己責任にて行うものとする。 飼い主（管理者）は、飼育用品や食料等の物資を備蓄し、ワクチンの接種、避難用品の確保に努めるとともに、一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期に渡り放置することのないよう、ペットの安全を確保するための対策に努める。 第2項避難所におけるペットの受入体制の整備 市は、災害時の同行避難により避難所内でペットを受け入れることを想定し、あらかじめペットのためのスペースの確保に努める。 第3項動物救護体制の整備 県は、市と連携し、負傷した動物や飼い主不明の動物、被災地に残された動物の救護を行い、一時的に預かるとともに、被災動物間の感染症の発生や拡大を防ぐため、動物の健康管理活動を実施するための体制の整備に努める。 第3編災害応急対策計画第17章動物の救護 第1項動物救護体制の確保 1動物救護本部等の設置 災害が発生した際、災害の規模や被災状況等を勘案して、市は、県に現地動物救護本部等設置を要請する。現地動物救護本部等を設置した場合、県、市及び現地動物救護本部長は、速やかに関係団体に通知し要員を確保する。 なお、各関係団体は、あらかじめ定めてある役割分担に沿って、以下の動物救護活動に当たる。 □被災状況、避難状況、ペット同行避難者の避難状況等の情報収集 □ペット用備蓄品の配布や救援物資の受入準備 □国の設置する緊急災害時動物救援本部への支援要請 □避難所への獣医師、ボランティア等の派遣協力要請 □ボランティアの募集 2動物救護に関する協力体制の確立 要員の確保は、現地動物救護本部等を構成する地方獣医師会等が連携し、獣医師や飼育管理等のスタッフをそろえるほか、ボランティアを幅広く募集する。 第2項避難場所等、仮設住宅等におけるペットの受入れ・管理 1避難場所等や仮設住宅等におけるペット同行避難者の受入れ 市（避難場所等においては、市又は避難所運営組織。この項において同じ。）は、大規模災害時、避難場所等や仮設住宅等において、同行したペットのためのスペースの確保に努める。 現地動物救護本部等は、動物アレルギーや人獣共通感染症発生防止の観点から、避難場所等や仮設住宅等におけるペット飼育のルールを示し、飼い主に対し適正な飼育の指導や支援を実施する。 2避難場所等や仮設住宅等における飼育管理 飼い主は、避難場所等や仮設住宅等において、ペットに起因したトラブルが発生しないよう、市又は避難所運営組織が指定するスペースにおいて飼育することとし、避難場所等や仮設住宅等におけるペット飼育のルールにそって、適正な飼育を行う。 第3項動物の救護 災害発生時に、負傷動物を発見した場合は、現地動物救護本部等への通報を行うほか、速やかに保護・収容し、必要な治療を行う。 また、放浪動物の保護は、人及びその財産への危害防止の観点からも重要であるため、現地動物救護本部等が中心となり、以下の対応の実施に努める。 ◆負傷動物の救護 ◆放浪動物の保護・収容 ◆飼い主からの依頼に基づく一時預かり ◆飼い主への返還 ◆新しい飼い主への譲渡
山口市 （山口県）	「山口市地域防災計画（本編・震災対策編）」 第3編災害応急対策計画/第5章避難計画/第2節避難所の設置・運営/第1項避難所の開設・運営/2避難所の管理・運営 (6)避難所の運営にあたっては、照明・換気等の生活環境、情報伝達、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等多様な主体の視点、また同伴した補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）及び同行したペット等に配慮する。ペットとの同行避難について、市は飼い主による日頃のしつけや予防接種等の健康管理、避難のためのケージやペットフードの用意など、飼い主による平時からの備えや避難先のルールについて普及啓発に努める。また、避難所におけるペットの扱いについては、環境省作成のガイドラインに基づき、必要な措置を講じる。 「山口市国民保護計画」 第3編武力攻撃事態等への対処/第4章警報及び避難の指示等/第2避難住民の誘導等/3避難住民の誘導 (10)市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講じるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
山陽 小野田市 （山口県）	山陽小野田市地域防災計画 第4編災害応急対策計画Ⅱ 第7章保健衛生・動物愛護管理計画 第4節動物愛護管理計画（県） 第2項被災動物の救護 1実施機関等 原則、飼い主とする。ただし、困難な場合は、市及び県が関係機関等と連携して実施する。 2飼い主の責務 (1)平時からペットの健康管理、しつけ、マイクロチップ等による所有者明示及びペット用備蓄品の確保を行うように努める。 (2)避難する際は、ペット用備蓄品を持って同行し、適正な管理に努める。 3被災動物の救護体制 (1)県 ア災害発生時には災害に伴う被災地域、被災状況の情報収集を行う。 イ被災地域を管轄する健康福祉センター（環境保健所）は、飼い主不明や負傷した被災動物について、市町、関係機関等と協力して保護し、健康福祉センター（環境保健所）又は動物愛護センターの収容施設に収容する。 ウ健康福祉センター（環境保健所）は、避難所を設置する市町に協力して、飼い主とともに避難したペットの飼育について適正飼養の助言を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 エ被災地における被災動物の保護・収容・処置等が必要な場合、（公社）山口県獣医師会等に対し、必要な協力を要請する。 オ県単独では動物の救護に関する対策が十分に実施できない場合において、九州・山口9県災害時愛護動物救護応援協定に基づき、幹事県に応援を要請する。 (2)市町 飼い主とともに避難したペットの収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。
美祢市 （山口県）	美祢市地域防災計画第2編災害予防計画第9章要配慮者対策第3節防災知識の普及啓発・訓練第1項防災知識等の普及啓発 4ペットに対しては、被災動物の放置の問題からも、飼い主責任による同行避難への配慮が必要となることを踏まえ、動物救護に関する防災知識の普及啓発に努める。 美祢市国民保護計画第3編（武力攻撃事態等への対処）第4章（警報及び避難の指示等）第2（避難住民の誘導等）の3（避難住民の誘導） （10）動物の保護等に関する配慮（生活環境課） 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
長門市 （山口県）	第4節動物愛護管理計画 災害の発生により、被災地では、人に危害を加えるおそれのある特定動物の逸走や被災動物（飼い主不明や負傷した動物）の発生が予想され、被災動物の救護等について適切かつ迅速な対応が求められる。 そのため、被災住民の安全や動物愛護の観点から、関係機関等と連携し、災害に備え被災動物の救護体制を整備する。 第1項被災動物の救護 1実施機関等 原則、飼い主とする。ただし、困難な場合は、市及び県が関係機関等と連携して実施する。 2飼い主の責務 （1）平時からペットの健康管理、しつけ、マイクロチップ等による所有者明示及びペット用備蓄品の確保を行うよう努める。 （2）避難する際は、ペット用備蓄品を持ってペットと同行し、適正な管理に努める。 3被災動物の救護体制 （1）県 ア災害発生時には災害に伴う被災地域、被災状況の情報収集を行う。 イ被災地域を管轄する健康福祉センターは、飼い主不明や負傷した被災動物について、市、関係機関等と協力して保護し、健康福祉センター又は動物愛護センターの収容施設に収容する ウ健康福祉センターは、避難所を設置する市町に協力して、飼い主とともに避難したペットの飼育について適正飼養の助言を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 エ被災地における被災動物の保護・収容・処置等が必要な場合、（公社）山口県獣医師会等に対し、必要な協力を要請する。 オ県単独では動物の救護に関する対策が十分に実施できない場合において、九州・山口9県災害時愛護動物救護応援協定に基づき、幹事県に応援を要請する。 （2）市 飼い主とともに避難したペットの収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。
萩市 （山口県）	萩市地域防災計画第4節動物愛護管理計画 災害の発生により、被災地では人に危害を加える恐れのある特定動物の逸走や、被災動物の発生が予想され、被災動物の救護等について適切かつ、迅速な対応が求められる。そのため、被災住民の安全や動物愛護の観点から、県、関係機関等と連携し、災害に備え被災動物の救護体制を整備する。 第1項特定動物の逸走防止等 第2項被災動物の救護 第3項被災動物の救護体制
阿武町 （山口県）	阿武町地域防災計画 第1項 特定動物の逸走防止等 1 実施機関等 原則、飼養者とする。町は、関係機関と連携して飼養者に対し、逸走防止対策等を指導する。 2 実施方法 飼養者は、災害の発生に際して採るべき措置に関する計画をあらかじめ作成するものとし、災害が発生したときには、速やかに特定動物の保護及び特定動物の逸走を防止する措置を行う。 町は県と連携して、被災地において飼養又は保管を許可している特定動物について、逸走の事実又はそのおそれがないか速やかに調査し、逸走等の事態が生じている場合は、飼養者、関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
阿武町 （山口県）	第2項 被災動物の救護 1 実施機関等 原則、飼い主とする。ただし、飼い主による救護が困難な場合は、町が関係機関等と連携して実施する。 2 飼い主の責務 （1）平時からペットの健康管理、しつけ、マイクロチップ等による所有者明示及びペット用備蓄品の確保を行うよう努める。 （2）避難する際は、ペット用備蓄品を持ってペットと同行し、適正な管理に努める。 3 被災動物の救護体制 （1）町　飼い主とともに避難したペットの収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努める。 （2）県　ア 災害発生時には災害に伴う被災地域、被災状況の情報収集を行う。 イ 被災地域を管轄する萩健康福祉センター（萩環境保健所）は、飼い主不明や負傷した被災動物について、町、関係機関等と協力して保護し、萩健康福祉センター（萩環境保健所） 又は動物愛護センターの収容施設に収容する。 ウ 萩健康福祉センター（萩環境保健所）は、避難所を設置する町に協力して、飼い主とともに避難したペットの飼育について適正飼養の助言を行うなど、動物の愛護及び環境衛生 の維持に努める。 エ 被災地における被災動物の保護・収容・処置等が必要な場合、（公社）山口県獣医師会等に対し、必要な協力を要請する。 オ 動物用物資（餌やゲージ等）が不足する場合、保健所間で物資の調整を行う。さらに不足する場合又は不足が見込まれる場合、必要な物資を購入するとともに、九州・山口9県 災害時愛護動物救護応援協定の協定締結自治体やペット災害支援協議会に対し、支援物資の提供又は貸与を依頼する。
下関市	下関市地域防災計画 第2編　災害予防計画 第17節　防疫・保健衛生体制の整備 1目的 災害の被災地域においては、衛生条件が極度に悪く、被害の状況によっては、避難生活が長期にわたるため、感染症等の疾病が発生するおそれがあり、これを防止するための防疫・保健衛生・健康管理体制を整備する。 また、大規模災害により死者が多数発生した場合による遺体処理体制を整備する。 また、大規模災害発生時には多くの動物が被災することが予測されるため、これによる人への危害防止等のため、その保護、収容等の体制を整備する。 2目標 (4)多数の被災動物が発生した場合の保護、収容等の体制を確立する。 3方策 3. 4被災動物対策の整備（保健部、防災危機管理課、関係各部局室） 平常時から放浪動物による人への危害防止や生活環境保全、また、動物愛護等の観点から、飼い主の責任によるペットとの同行避難に関する普及啓発を図るとともに、被災動物の保護、収容等の対策について、関係機関・関係団体と協議し、その体制整備に努める。 また、指定緊急避難場所や避難所にペットと同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等におけるペットの受入状況を含む避難状況等の把握に努める。 第3編　災害応急対策計画（風水害等対策） 第2章　応急対策活動 第3節　避難指示等、避難所の開設 5避難所の開設 (4) 開設手順 3また、避難所の居住部分には、原則としてペットの持込みは禁止し、ペットは敷地内の屋外にスペースを設けて飼育するなど、関係機関や関係団体と協議の上、適切に対応する。 第18節　防疫及び保健衛生 3　被災動物対策 被災動物の保護及び収容等については、避難所の居住部分には、原則としてペットの持込みは禁止し、ペットは敷地内の屋外にスペースを設けて飼育するなど、関係機関や関係団体と協議の上、適切に対応する。 第4編　災害応急対策計画（地震・津波対策） 第2章　応急対策活動 第4節　避難指示等、避難所の開設 5避難所の開設 (4) 開設手順 3また、避難所の居住部分には、原則としてペットの持込みは禁止し、ペットは敷地内の屋外にスペースを設けて飼育するなど、関係機関や関係団体と協議の上、適切に対応する。 第19節　防疫及び保健衛生 3　被災動物対策 被災動物の保護及び収容等については、避難所の居住部分には、原則としてペットの持込みは禁止し、ペットは敷地内の屋外にスペースを設けて飼育するなど、関係機関や関係団体と協議の上、適切に対応する。
徳島県	「徳島県地域防災計画」共通災害対策編 第3章災害応急対策 第21節動物救済対策 第1方針被災地における動物の救護等については、本計画の定めるところによる。第2内容1実施責任者り災動物に対する保護、収容、捕獲等の救済対策については、動物救援本部を設置し、実施する。動物救援本部(県危機管理部県民くらし安全局安全衛生課、公益社団法人徳島県獣医師会）↑（公社)徳島県獣医師会、県保健所、県動物愛護管理センター、市町村↓活動団体(動物愛護団体、ボランティア等)2実施方法「災害時のペット対策ガイドライン」(動物愛護管理センター策定)に準拠し、次のことを実施する。 (1)飼養されている動物に対する餌の配布、負傷動物の収容・治療、放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。 (2)動物愛護団体やボランティアからの支援物質の調達、配布についての調整を行う。 (3)仮設救援センターを設置し、保護・収容動物の一時保管及び負傷動物の治療を実施する。 (4)特定動物(人の生命・身体に危害を加える恐れのある動物)については、飼養者、動物園、警察署等の連絡体制を図り管理に努める。(5)市町村と連携し、飼い主責任による避難所へのペット同行避難を推進するため、受入体制の整備と併せて、飼い主に対して、災害に備えたペットの適正飼育や避難用品の準備等についての普及啓発を行う。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載

徳島市

【徳島市地域防災計画】

第3編 災害予防計画　第1章　災害に強いひとづくり　第6節 避難行動要支援者対策　第3 防災知識の普及、啓発、避難対策　2 災害時の避難対策等
(7) 避難所における愛玩愛護動物の対策
「災害時のペット対策ガイドライン」(徳島県動物愛護管理センター策定)に準拠し、各避難所におけるペットの取扱については、
別に定める「徳島市避難所運営マニュアル」のとおりとする。
市は、飼い主責任による避難所へのペット同行避難を推進するため、受入体制の整備と併せて、飼い主に対して、
災害に備えたペットの適正飼育や避難用品の準備等についての普及啓発を行う。

第8編 災害応急対策共通　第9章 遺体安置、保健衛生、災害廃棄物対策　第2節 環境衛生対策
第1 趣旨
本節は、大規模災害時における災害廃棄物を迅速、確実に処理するとともに、
被災により死亡した小動物の収集処理及び放浪犬猫の保護収容のための対策について必要な事項を定める。

第3 一般廃棄物の収集処理
一般廃棄物の収集処理は、次により行う。
1 収集方法
排出された一般廃棄物は、場所、量に応じて収集車等を使用して迅速に収集する。
2 一般廃棄物収集関係車両
一般廃棄物収集作業車両の状況は、次のとおりである。

車両種類	用途	東部環境事業所		西部環境事業所		合計	
		台数	積載量	台数	積載量	台数	積載量
軽四バン	死亡小動物収集用	1	0.35ｔ			1	0.35ｔ
	可燃不燃兼用	4	0.20ｔ	3	0.20ｔ	7	1.40ｔ

第3節 動物救護対策

【主管部】 避難対策部、環境衛生部
【関係機関】　徳島県動物愛護管理センター
第1 趣旨
本節は、大規模災害時において、動物の救済等について必要な事項を定める。

第2 内容
1 実施責任者
罹災動物に対する保護、収容、捕獲等の救援対策については、県に設置された動物救援本部によるものとし、市は協力を行うものとする。
2 実施方法
「災害時のペット対策ガイドライン」(徳島県動物愛護管理センター策定)に準拠し、次のことを実施する。
(1) 飼養されている動物に対する餌の配布その他動物に係る相談等を実施する。
(2) 動物愛護団体やボランティアからの支援物資の調達、配布についての調整について、県が設置する動物救援本部と協議を行う。
(3) 一時的に保護・収容した飼い主不明の動物や放浪動物、負傷動物、危険動物(人の生命・身体に危害を加える恐れのある動物)等については、
徳島県動物愛護管理センターに連絡し、保護収容を依頼する。
(4) 災害によって死亡した小動物(家畜を除く)については、飼い主が責任をもって処理することを原則とする。
ただし、飼い主が不明なもの、又は防疫上緊急を要するもので、飼い主が自己処理できない場合は、環境衛生・廃棄物処理班が処理する。
(5) 各避難所におけるペットの取扱については、別に定める「徳島市避難所運営マニュアル」のとおりとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
鳴門市 （徳島県）	鳴門市地域防災計画　共通対策編　第3章　災害応急対策　第28節　動物救済対策 1　方針 　被災地における動物の救済等については、本計画に定めるところによる。 2　実施責任者 　被災動物に対する保護、収容、支援等の救援対策については、県が設置する動物救援本部が行い、市は協力を行うものとする。 動物救援本部：県危機管理部安全衛生課 動物救援本部：県動物愛護推進協議会 現地対策本部：県動物愛護管理センター 現地対策本部：県各総合県民局 統括班：動物愛護管理センター、各総合県民局、市町村 医療班：公益社団法人徳島県獣医師会、各支部、動物病院 支援班：動物愛護推進員、ボランティア等 3　実施方法 「災害時のペット対策ガイドライン」（動物愛護管理センター策定）に準拠し、次のことを実施する。 (1) 飼養されている動物に対する餌の配布、負傷動物の収容・治療、放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。 (2) 動物愛護団体やボランティアからの支援物資の調達、配布についての調整を行う。 (3) 仮設救援センターを設置し、保護・収容動物の一時保管及び負傷動物の治療を実施する。 (4) 特定動物（人の生命・身体に危害を加える恐れのある動物）については、飼養者、動物園、警察署等の連絡体制を図り管理に努める。 (5) 飼い主責任による避難所へのペット同行避難を推進するため、受入体制の整備と併せて、飼い主に対して、災害に備えたペットの適正飼育や避難用品の準備等についての普及啓発を行う。 鳴門市地域防災計画　共通対策編　第3章　災害応急対策　第30節　応急仮設住宅の供与 11　運営管理 　市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するものとする。 鳴門市国民保護計画　第3編　応急対策～武力攻撃事態等への対処～ 第4章　警報及び避難の指示等 第2　避難住民の誘導等 3　避難住民の誘導 （10）　動物の保護等に関する配慮 　　市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、次の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 　　ア　危険動物等の逸走対策 　　イ　要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
小松島市 （徳島県）	小松島市地域防災計画 [共通対策編] 第3章 災害応急対策 第7節 避難対策の実施 (6)ペット同行避難者への対応 本市は、避難所におけるペット同行避難者に備え、避難所の施設環境に応じてペットの同行避難に備えたスペースの確保及び他の避難者にも配慮した 避難所の生活ルールやマナーの周知を図る。 第4章　警報及び避難の指示等 第2　避難住民の誘導等 3　避難住民の誘導 (9)　動物の保護等に関する配慮 　　市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室 　及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 　　・危険動物等の逸走対策 　　・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
上勝町 （徳島県）	上勝町地域防災計画 第34節 動物救済計画 被災地における動物の救済等については、本計画の定めるところによるものとします。 第1 実施責任者 罹災動物に対する保護、収容、捕獲等の救援対策については、町は徳島県獣医師会とともに動物救援本部を設置し、実施するものとします。 第2 実施方法 1 飼養されている動物に対する餌の配布、負傷動物の収容・治療、放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施します。 2 動物愛護団体やボランティアからの支援物資の調達、配布についての調整を行います。 3 仮設救援センターを設置し、保護・収容動物の一時保管及び負傷動物の治療を実施します。 3 危険動物（人の生命・身体に危害を加えるおそれのある動物）については、飼養者、動物園、警察署等の連絡体制を図り管理に努めます。
勝浦町 （徳島県）	勝浦町地域防災計画 第3章　災害救急対応計画 第34節　動物救済計画 被災地における動物の救済等については、本計画の定めるところによるものとする。 第1　実施責任者 罹災動物に対する保護、収容、捕獲等の救援対策については、県は徳島県獣医師会とともに動物救援本部を設置し、実施するものとする。 第2　実施方法 1　飼養されている動物に対する餌の配布、負傷動物の収容・治療、放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。 2　動物愛護団体やボランティアからの支援物資の調達、配布についての調整を行う。 3　仮設救援センターを設置し、保護・収容動物の一時保管及び負傷動物の治療を実施する。 4　危険動物（人の生命・身体に危害を加えるおそれのある動物）については、飼養者、動物園、警察署等の連絡体制を図り管理に努める。
石井町 （徳島県）	・石井町国民保護計画 第3編　武力攻撃事態等への対処　第4章　警報及び避難の指示等　第2　避難住民の誘導等　3　避難住民の誘導 (9)動物の保護等に関する配慮 石井町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等 ・石井町地域防災計画 第3章　災害応急対策 第1　方針　被災地における動物の救済等については、本計画の定めるところによるものとする。 第2　内容　主な実施機関　町(福祉生活課) 1　実施責任者　罹災動物に対する保護、収容、捕獲等の救済対策については、県に設置された動物救済本部によるものとし、町は協力を行うものとする。 2　実施方法　動物愛護管理センター策定の「災害時のペット対策ガイドライン」に準拠し、次のことを実施する。 (1) 飼養されている動物に対する餌の配布、負傷動物の収容・治療、放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。 (2) 動物愛護団体やボランティアからの支援物資の調達、配布についての調整を行う。 (3) 仮設救援センターを設置し、保護・収容動物の一時保管及び負傷動物の治療を実施する。 (4) 特定動物(人の生命・身体に危害を加えるおそれのある動物)については、飼養者、動物園、警察署等の連絡体制を図り管理に努める。 (5) 飼い主責任による避難所へのペット同行避難を推進するため、受入体制の整備と併せて、飼い主に対して、災害に備えたペットの適正飼育や避難用品の準備等について普及啓発を行う。
神山町 （徳島県）	神山町地域防災計画（一般災害対策計画）　第3編応急対策計画　第7章応急復旧計画　第6節動物救済計画 第1　計画の趣旨等 り災動物に対する保護、収容、捕獲等の救済対策については、県が設置する動物救援本部と連携して取り組むものとする。 第2　実施方法 主な実施機関・・・町（住民課）、県（安全衛生課、動物愛護管理センター）、保健所、動物愛護団体 1　飼育されている動物に対する餌の配布、負傷動物の収容・治療放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。 2 動物愛護団体やボランティアからの支援物資の調達、配布についての調整を行う。 3 仮設救援センターを設置し、保護・収容動物の一時保管及び負傷動物の治療を実施する。 4 危険動物（人の生命・身体に危害を加える恐れのある動物）については、飼養者、動物園、警察署等の連絡体制を図り管理に努める。
松茂町 （徳島県）	松茂町地域防災計画 第3章　災害応急対策／第20節　動物救済対策 第1 実施責任者 被災動物に対する保護、収容、捕獲等の救援対策については、徳島県に設置された動物救援本部によるものとし、本町は協力を行うものとする。 第2 実施方法 「災害時のペット対策ガイドライン」（徳島県動物愛護管理センター策定）に準拠し、徳島県と連携して、次のことを実施または協力する。 ◆ 飼養されている動物に対する餌の配布、負傷動物の収容・治療、放浪動物の保護（通報を受けた場合を含む）、その他動物に係る相談等を実施する ◆ 動物愛護団体やボランティアからの支援物資の調達、配布についての調整を行う ◆ 仮設救援センターを設置し、保護・収容動物の一時保管及び負傷動物の治療を実施する ◆ 特定動物（人の生命・身体に危害を加えるおそれのある動物）については、飼養者、動物園、警察署等の連絡体制を図り管理に努める ◆ 飼い主責任による指定避難所へのペット同行避難を推進するため、受入体制の整備と併せて、飼い主に対して、災害に備えたペットの適正飼育や避難用品の準備等についての普及啓発を行う 第3章　災害応急対策／第22節　住宅の確保 9. 運営管理　本町は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
北島町 （徳島県）	北島町地域防災計画 第1 実施責任者 動物に対する保護、収容、捕獲等の救援対策については、県が設置する動物救援本部を中心に実施するものとし、町は、公益社団法人徳島県獣医師会、保健所、県動物愛護管理センター、動物愛護団体、ボランティア等と連携のもと、その活動に協力する。 第2 実施方法 県は、「災害時のペット対策ガイドライン」（動物愛護管理センター策定）に準拠し、次のことを実施する。 (1) 飼養されて いる 動物に対する餌の 配付 、負傷動物の収容・治療、放浪動物の保護、その他 動物に係る相談等を実施する。 (2) 動物愛護団体やボランティアからの支援物 資の調達、配付 についての調整を行う。 (3) 仮設救援センターを設置し、保護・収容動物の一時保管及び負傷動物の治療を実施する。 (4) 危険動物（人の生命・身体に危害を加えるおそれのある動物）については、飼養者、動物園、警察署等の連絡体制を図り 、管理に努める。 (5) 町と連携し、飼い主責任による避難所へのペット同行避難を推進するため、受入体制の整備と併せて、飼い主に対して、災害に備えたペットの適正飼育や避難用品の準備等についての普及・啓発を行う。
藍住町 （徳島県）	藍住町地域防災計画 共通対策編 第3章　災害応急対策 第20節　動物救済対策 （主な実施機関：町（生活環境課）、徳島県、（公社）徳島県獣医師会、県保健所、県動物愛護管理センター、動物愛護団体、ボランティア等） 第1 方 針 被災地における動物の救済等については、本計画の定めるところによる。 第2 内 容 1 実施責任者 被災動物に対する保護、収容、捕獲等の救援対策については、県に設置された動物救援本部によるものとし、町は協力を行うものとする。 2 実施方法 町は、「災害時のペット対策ガイドライン」に準拠し、次の措置に協力する。 また、飼い主責任による避難所へのペット同行避難を推進するため、受入体制の整備と併せて、飼い主に対して災害に備えたペットの適正飼育や避難用品の準備等についての普及・啓発を行う。 (1) 飼養されている動物に対する餌の配布、負傷動物の収容・治療、放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。 (2) 動物愛護団体やボランティアからの支援物資の調達、配布についての調整を行う。 (3) 仮設救援センターを設置し、保護・収容動物の一時保管及び負傷動物の治療を実施する。 (4) 特定動物（人の生命・身体に危害を加えるおそれのある動物）については、飼養者、動物園、警察署等の連絡体制を図り管理に努める。 (5) 飼い主責任による指定避難所へのペット同行避難の推進
板野町 （徳島県）	板野町地域防災計画 ・町は、飼い主責任による避難所へのペット同行避難を推進するため、受入体制の整備と併せ、飼い主に対して災害に備えたペットの適正飼育や避難用品の準備等についての普及・啓発を行う。 ・仮設住宅における心のケア、入居者によるコミュニティの形成、女性が参画した運営、家庭動物の受入など仮設住宅の住環境に配慮する。
上板町 （徳島県）	上板町地域防災計画 共通対策編　第2章　災害予防　第12節　第2－7－(3)　ペットの同行避難対策 町は、「災害時のペット対策ガイドライン」の内容に基づき、平常時から、関係団体との連携体制を整備しておくとともに、飼い主責任による避難所へのペットの同行避難を推進するため、受入れ体制の整備と併せて、飼い主に対して、災害に備えたペットの適正飼育や避難用品の準備等についての普及啓発を行う。 共通対策編　第3章　災害応急対策　第9節　第2－10－(7)　避難所におけるペットの同行避難対策 町は、ペットが同行避難できる避難所を開設するよう努めるとともに、開設できない場合は、県や関係機関と連携してペットの同行避難ができる体制の整備に努めるものとする。 共通対策編　第3章　災害応急対策　第20節 第1 方針 被災地における動物の救済等については、本計画の定めるところによるものとする。 第2 内容 1 実施責任者 罹災動物に対する保護、収容、捕獲等の救援対策については、県に設置された動物救援本部によるものとし、町は協力を行うものとする。 2 実施方法 町は、動物愛護管理センター策定の「災害時のペット対策ガイドライン」に準拠し、次のことを実施する。 (1) 飼養されている動物に対する餌の配布、負傷動物の収容・治療、放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。 (2) 動物愛護団体やボランティアからの支援物資の調達、配布についての調整を行う。 (3) 仮設救援センターを設置し、保護・収容動物の一時保管及び負傷動物の治療を実施する。 (4) 特定動物（人の生命・身体に危害を加えるおそれのある動物）については、飼養者、 動物園、警察署等の連絡体制を図り管理に努める。 (5) 県と連携し、飼い主責任による避難所へのペット同行避難を推進するため、受入体制の整備と併せて、飼い主に対して、災害に備えたペットの適正飼育や避難用品の準備等について普及啓発を行う。
吉野川市 （徳島県）	吉野川市地域防災計画　第20節　動物救済対策 【主な実施機関：市（市民生活課，環境企画課，農林業振興課），徳島県，（公社）徳島県獣医師会，県保健所，県動物愛護管理センター，活動団体動物愛護団体，ボランティア等】 第1　方針 　被災地における動物の救護については，本計画の定めるところによるものとする。 第2　実施責任者 　り災動物に対する保護，収容，捕獲等の救援対策については，県に設置された動物救援本部によるものとし，市は協力を行うものとする。 第3　実施方法 「災害時のペット対策ガイドライン」（動物愛護管理センター策定）に準拠し，次のことを実施する。 (1)飼養されている動物に対する餌の配布，負傷動物の収容・治療，放浪動物の保護，その他動物に係る相談等を実施する。 (2)動物愛護団体やボランティアからの支援物資の調達，配布についての調整を行う。 (3)仮設救援センターを設置し，保護・収容動物の一時保管及び負傷動物の治療を実施する。 (4)危険動物（人の生命・身体に危害を加えるおそれのある動物）については，飼養者、動物園，警察署等の連絡体制を図り管理に努める。 (5)飼い主責任による避難所へのペット同行避難を推進する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
阿波市 （徳島県）	阿波市地域防災計画 第21節　動物の救済 第1　方針 　被災地における動物の救済等については、本計画の定めるところによるものとする。 第2　内容 　1　実施責任者 　　被災動物に対する保護、収容、捕獲等の救済対策については、県に設置された動物救済本部によるものとし、協力を行うものとする。 　2　実施方法 　　「災害時のペット対策ガイドライン」に準拠し、次のことを実施する。 　（1）　飼養されている動物に対する餌の配布、負傷動物の収容・治療、放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。 　（2）　動物愛護団体やボランティアからの支援物資の調達、配布についての調整を行う。 　（3）　仮設救済センターを設置し、保護・収容動物の一時保管及び負傷動物の治療を実施する。 　（4）　特定動物（人の生命・身体に危害を加えるおそれのある動物）については、飼養者、動物園、警察署等の連絡体制を図り管理に努める。 　（5）　県と連携し、飼い主責任による指定避難所へのペット同行避難を推進するため、受入体制の整備と併せて、飼い主に対して、災害に備えたペットの適正飼育や避難用品の準備等についての普及啓発を行う。
阿南市 （徳島県）	阿南市地域防災計画 第3章　災害応急対策計画／第12節　避難計画／第8　避難所の運営 ※注1　ペットの管理 避難所でのペットの受け入れは、『災害時のペット対策ガイドライン、徳島県動物愛護管理センター、平成24年9月』を準用するが、受入れの可否は、運営委員会によって、以下のとおりのフローで実施する。 （フロー省略）
那賀町 （徳島県）	那賀町地域防災計画 一般災害対策編 第3章 災害応急対策 第23節 住宅の確保 第1 応急仮設住宅の供与 8 運営管理 町は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。
三好市 （徳島県）	三好市地域防災計画 第20節 動物救済対策 第1 方針 　被災地における動物の救済等については、本計画による。 　なお、動物救済対策にあたり、主な実施機関とされていない関係各課等も支援に努める。 第2 内容 【主な実施機関】市（危機管理課、環境課、各支所）、県 1 実施責任者 　被災動物に対する保護、収容、捕獲等の救援対策については、県の動物救援本部が実施し、市は協力に努める。 2 実施方法 　県の「災害時のペット対策ガイドライン」に準拠し、次のことを実施する。 (1) 飼養されている動物に対する餌の配布、負傷動物の収容・治療、放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。 (2) 動物愛護団体やボランティアからの支援物資の調達、配布についての調整を行う。 (3) 仮設救援センターを設置し、保護・収容動物の一時保管及び負傷動物の治療を実施する。 (4) 危険動物（人の生命・身体に危害を加えるおそれのある動物）については、飼養者、動物園、警察等との連携を図り管理に努める。 (5) 県と連携し、飼い主責任による避難所等へのペット同行避難を推進するため、受入体制の整備と併せて、飼い主に対して、災害に備えたペットの適正飼育や避難用品の準備等についての普及啓発を行う。 第22節 住宅の確保 【主な実施機関】市（危機管理課、管理課、各支所）、県 第2 内容 11 運営管理 　各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受け入れに関しても配慮に努める。
東みよし町 （徳島県）	東みよし町地域防災計画 第3章　第9節　避難対策の実施　第2項　内容　11 ペットの救護対策 災害発生時にペットを伴って避難所に同行避難してきた時に，各避難所に応じた柔軟な対応をとり，避難所内にペットを受け入れる余裕がない場合は，代わりの飼育場所を確保する。 第3章　20節　第1項　方針　2　県が策定した「災害時のペット対策ガイドライン」に準拠し，次のことを実施する。 (1)飼養されている動物に対する餌の配布，負傷動物の収容・治療，放浪動物の保護，その他動物に係る相談等を実施する。 (2)動物愛護団体やボランティアからの支援物資の調達，配布についての調整を行う。 (3)緊急保護施設を設置し，保護・収容動物の一時保管及び負傷動物の治療を実施する。 (4)危険動物（人の生命・身体に危害を加える恐れのある動物）については，飼養者，動物園，警察署等の連絡体制を図り管理に努める。 (5)飼い主責任による避難所へのペット同行避難を推進する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
牟岐町 （徳島県）	牟岐町避難所運営マニュアル　第5章　各活動班の業務　6　保健・衛生班の業務〈展開期～撤収期〉（8)ペット連れの避難者への対応 ペットスペースの設置 ・避難所の敷地内に、ペット専用のスペースを設けます。スペースは、鳴き声や臭気対策を考慮し、居住空間からある程度離れた場所で、ペットを飼育していない避難者と動線が交わらない場所に設置します。 ・例として、避難所内の一角をペット飼育用スペースとする方法や、避難所敷地内に仮設プレハブ等を設置して飼育用スペースとする方法等があります（災害時におけるペットの救護対策ガイドライン（環境省）参照）。 ペット連れの避難者への対応 ・居住スペースへのペットの持込は、盲導犬等身体障がい者補助犬を除いて、原則禁止とし、周知徹底します。身体障がい者補助犬を居住スペースへ持ち込む場合は、周囲の理解を得るようにします。 ・ペットの飼育は、ペットを持ち込んだ避難者自身が全責任を持って行うよう、周知徹底します。大型動物や危険なペットを連れた避難者は、同伴での入所を断らなければならない場合もあります。・ペット連れの避難者に対し、ペットの飼育ルール【資料3】を説明し、管理の徹底を図るとともに、ペット登録台帳【様式16】へ記入してもらいます。 〈ペット登録台帳の内容〉 1飼育者の住所及び氏名 2避難所への入所日及び退所日 3ペットの名前 4動物の特徴（性別、体格、毛色、避妊去勢の有無、ワクチン接種の有無、犬の場合は登録・狂犬病予防注射の確認など） 5迷子札の有無などその他飼育者を特定する情報 ・ペット連れ避難者にペット飼育のための専用スペースを案内します。
美波町 （徳島県）	美波町地域防災計画　第20節　動物救済対策 1　主旨 　被災地における動物の救済等については、本計画の定めるところによる。 2　実施責任者 　り災動物に対する保護、収容、捕獲等の救援対策については、県に設置された動物救援本部によるものとし、町は協力を行うものとする。 3　実施方法 　「震災時のペット対策ガイドライン」（動物愛護管理センター策定）に準拠し、次のことを実施する。 (1)飼養されている動物に対する餌の配布、負傷動物の収容・治療、放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。 (2)動物愛護団体やボランティアからの支援物資の調達、配布についての調整を行う。 (3)仮設救援センターを設置し、保護・収容動物の一時保管及び負傷動物の治療を実施する。 (4)特定動物（人の生命・身体に危害を加える恐れのある動物）については、飼養者、動物園、警察署等の連絡体制を図り管理を務める。 (5)飼い主責任による避難所へのペット同行避難を推進するため、受入体制の整備と併せて、飼い主に対して、災害に備えたペットの適正飼育や避難用品の準備等についての普及啓発を行う。
海陽町 （徳島県）	海陽町地域防災計画　第1編　共通対策編　第2章　災害予防　第7節　住民等の避難対策/　ペットの同行避難/ 　本町及び徳島県は、徳島県の「災害時のペット対策ガイドライン」の内容に基づき、平常時から、関係団体との連携体制を整備しておくとともに、飼い主責任による避難所へのペットの同行避難を推進するため、受入れ体制の整備と併せて、飼い主に対して、災害に備えたペットの適正飼養や避難用品の準備等についての普及啓発を行う。 第3章　災害応急対策編　第9節　避難対策の実施　/避難所におけるペットの同行避難対策/ 本町は、ペットが同行避難できる避難所を開設するよう努めるとともに、開設できない場合は、徳島県や関係機関と連携して、ペットの同行避難ができる体制の整備に努めるものとする。また、徳島県は「動物救援本部」を設置し、災害時のペット救援活動が円骨に行われるよう、関係機関との調整を実施する。 /第21節　動物救済対策 1，動物の保護等　飼養動物への餌の配布、負傷動物の収容・治療、放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。 2，調達・調整　動物愛護団体やボランティアからの支援物資の調達・配布の調整を行う。 3、緊急保護施設　緊急保護施設を設置し、保護・収容動物の一時保管及び負傷動物の治療を実施する。 4、危険動物対策　危険動物（人の生命・身体に危害を加える恐れのある動物）については、飼養者、動物園、警察署等の連携体制を図り管理に努める。 5，本町の対応　本町は、飼い主責任による避難所へのペット同行避難を推進するが、受入れの可否は各避難所運営委員会によって、 本章　第9節　第8「避難所の運営」参照のフローにしたがい実施する。
美馬市 （徳島県）	美馬市地域防災計画　（※別添参照） 第1編 共通対策編　第3章 災害応急対策 第23節 動物救済対策 1 方 針 　災害時においても、ペットや家畜の飼育管理は自助により実施することが基本であるところ、市は、災害が発生し飼育動物と飼い主である市民が離ればなれになることによる市民の安全環境及び公衆衛生環境の悪化を防止するため並びに動物愛護の推進のため、必要な動物救護対策を実施するものとする。 2 ペット同行避難の原則 　過去の災害においては、発災に伴い、飼い主とペットが離ればなれになり、放置されることによって繁殖し、結果として、地域の公衆衛生環境が悪化した例が挙げられる。 　このような状態になることを防止するため、また如何なる時もペットは飼い主自身が「自助」により飼育管理することが基本であること、更には動物愛護の観点からも、災害時には、飼い主はペットと同行避難することが原則である。 3 ペットの同伴避難対策 1 同伴避難環境の確保 　市は、避難所に大勢の被災者が避難する状況下で、動物アレルギーのある避難者への配慮、ペットによる他の避難者への危害防止及びペットを飼育している避難者が安心して避難所に避難できる環境の確保のため、動物を飼っていない避難者と動物を飼っている避難者の両者を避難所に受入れる際は、両者を分離するか、人とペットを分離する環境を確保することが必要である。 2 避難所におけるペット飼育環境の確保 　1 屋外飼育環境 　市は、災害時においても、飼い主自身が屋外においてペットを継続的に飼育管理できるよう、全ての避難所に「ペット飼育場（屋外）」を設けるものとする。 　2 屋内飼育環境 　小型犬等平素から室内飼いをしている動物への対応や、『ペットは家族同然』と考えている市民等への配慮、並びに介助犬（介助犬、盲導犬、聴導犬等）は飼い主と同伴が必要であることへの対応から、飼い主とペットが同伴避難できるよう、施設に余裕がある場合は、可能な限り各避難所に「ペット同伴避難室」を設けるものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
美馬市 （徳島県）	4 その他のペット救護対策 市は、必要に応じ、以下のようなペット救護対策を講ずる。 1 避難動物・放浪動物等に関する情報収集と情報発信 2 避難所や仮設住宅におけるペットの適正な飼育管理の指導 3 ペットや家畜に関する相談窓口（庁舎又は避難所）の開設 4 動物愛護団体やボランティアからの支援物資の調整・調達・配付 5 人と動物の共通感染症の予防措置 6 県又は県獣医師会に対する獣医師の避難所等への派遣要請 7 県又は県獣医師会に対する負傷動物の治療及び一時預かり要請 8 放浪動物・負傷動物の保護・収容・返還・譲渡 9 危険動物の逸走防止対策、逸走動物対応 10県及び動物愛護団体の行う動物救護活動との連携・協力・要請 5 家畜対策 1 家畜の一時退避 市は、家畜の飼育者等からの情報により、畜舎が倒壊又は水没等のおそれがあると認められる場合は、家畜の管理者又は飼育者に対し、安全な場所に家畜を一時退避させるよう指導するものとする。 2 家畜用飼料の確保 市は、家畜の飼育者等からの情報により、災害による道路被害等のため家畜用飼料の入手が困難な状況であると判断した場合は、県又は飼料を取り扱う事業者等に対して必要数量の供給について要請を行うものとする。 6 危険動物による危害防止 市は、危険動物による危害が市民等に及ぶおそれがあると認められる場合は、飼育者、警察及び保健所等と連携して必要な措置を実施し、被害の未然防止に努めるものとする。 7 死亡小動物の収集・処理 災害によって死亡した小動物については、飼い主が責任を持って処理することを原則とするが、飼い主が不明なもの又は防疫上緊急を要するもので飼い主が処理できないものについては、県と協力して市が処理を行うものとする。
つるぎ町 （徳島県）	つるぎ町地域防災計画 第3章　災害応急対策計画/第7節　避難計画 9　避難所の管理・運営 （10）　避難所での大型動物、危険動物以外のペットの受入れについては、基本的に避難所の屋外に鳴き声、臭気、飛毛対策等を考慮して収容スペースを設けるよう努めるものとする。また、ペットの世話については、飼育者が責任をもって行うものとする。
佐那河内村 （徳島県）	佐那河内村地域防災計画　第1編（総則・一般災害対策編） 第3章 災害応急対策計画 第3 避難所の運営・管理 2 避難の環境整備 村は、避難場所における生活環境には注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況（食物アレルギー対策）、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 さらに、社会福祉施設等を避難所として指定するなど災害時要配慮者に配慮した 福祉避難所（二次避難所）の確保、宿泊施設を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。
佐那河内村 （徳島県）	佐那河内村地域防災計画　第1編（総則・一般災害対策編） 第3章 災害応急対策計画 第10節 避難計画 第3 避難所の運営・管理 7 ペット対応 (1) 避難所の居室スペースにはペットの持ち込みは原則禁止 避難所では、様々な価値観を持つ人が共同生活を営むため、ペットの飼育をめぐるトラブルが発生しがちである。そのため、居室へのペットの持ち込みは身体障害者補助犬や盲導犬を除き原則禁止する。身体障害者補助犬や盲導犬を居室へ持ち込む場合は、周囲の理解を得るようにする。 ただし、施設的に余裕がある場合は、避難者とペットが一緒に居住できる専用のスペースを設けることなど、運営協議会会議で検討する。 (2) 敷地内にペットスペースを設定避難所の敷地内にペット専用のスペースを設ける。スペースを配置する際は、鳴き声や臭気対策を考慮し、居住空間からある程度離れた学校のグラウンドの一角や避難所の隅などの屋外に飼育場を確保する。（「ペット飼育の飼育ルール」参照） (3) ペットの管理は飼い主が実施 ペットの飼育については、飼い主が全責任を持って管理する。 また、買い主に対して、主に次の内容を届け出るよう呼びかけ、ペット飼育管理簿を作成する。 ア 飼育者の住所及び氏名 イ 避難所への入所日及び退所日 ウ ペットの名前 エ 動物の特徴(性別・体格・毛色・犬の場合は登録・狂犬病予防注射の確認など) (4) 他の支援団体等への要請 県や動物愛護団体等の支援が必要な場合は、災害対策本部を経由して支援を要請することを検討します。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
佐那河内村（徳島県）	佐那河内村地域防災計画　第1編（総則・一般災害対策編） 第3章 災害応急対策計画 第28節 動物救済対策 被災地における動物の救護については、本計画の定めるところによるものとする。 1 実施責任者 村は、り災動物に対する保護、収容、捕獲等の救援対策については、県の実施する以下の救援対策等に協力するものとする。 （中略） 2 実施方法 (1) 飼養されている動物に対する餌の配布、負傷動物の収容・治療、放浪動物の保護、 その他 (2) 動物に係る相談等を実施する。 (3) 動物愛護団体やボランティアからの支援物資の調達、配布についての調整を行う。 (4) 仮設救援センターを設置し、保護・収容動物の一時保管及び負傷動物の治療を実施する。 (5) 危険動物（人の生命・身体に危害を加える恐れのある動物）については、飼養者、動物園、警察署等の連絡体制を図り管理に努める。
香川県	香川県地域防災計画（一般対策編）（令和7年2月修正） 第2章　災害予防計画 第31節 被災動物の救護体制整備計画 災害時に動物を原因とする混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、指定避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう、平常時から市町等関係機関や(公社)香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力体制を確立し、飼い主への支援及び被災動物の救護体制を整備する。 主な実施機関 県（生活衛生課、保健所、畜産課）、高松市（高松市保健所）、市町、中国四国地方環境事務所、(公社)香川県獣医師会、動物愛護団体等 1 被災動物避難対策（飼い主の役割） 動物の飼い主は、日頃からその動物の生理、習性等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、指定避難所へ適切な避難ができるよう、しつけやワクチンの接種をするとともに、動物用避難用品（ケージ等）を準備するよう努める。また、不必要な繁殖を防止するため、不妊・去勢手術を実施しておくよう努める。 また、災害時に逸走した動物を所有者である飼い主に返すことができるよう、飼い主は、飼養する動物に名札やマイクロチップなどで所有者明示（個体識別）を実施するよう努める。 2 特定動物対策 特定動物（危険な動物）の飼い主は、日頃から、災害発生時も想定した当該動物の脱出防止のため、施設や捕獲器具の点検、万一脱出した場合の関係機関への通報体制を確認するなど、当該動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとるよう努める。 県は、特定動物の飼い主に対して、災害発生時の対応を含めた危害防止対策について、必要に応じて監視･指導を実施し、災害時には特定動物に関する情報の収集や発信ができるよう、関係機関等と連携体制の構築を図る。 3 指定避難所における動物の適正飼養対策 県は、指定避難所に同行避難した動物について、動物愛護や動物由来感染症予防等の観点から適正飼養できるルールを定めるよう、動物の飼い主や、指定避難所設置主体に対して支援を行う。 市町は、指定避難所での混乱を避けるため、また、被災者支援等の観点から動物との同行避難者を受け入れられる施設の選定やその受入れ方法等についての住民への周知、受入れや飼養管理方法等の体制整備に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 また、動物との同行避難訓練を実施するよう努める。 加えて、家庭動物の飼養に関する特有のニーズに配慮するよう努める。 4 被災動物救護活動対策 県は、(公社)香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協力して、被災動物の救護活動体制を整備するとともに、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望に対応するなど、災害時にはそれぞれが役割分担して救護活動等ができるよう協力、支援する。 また、県は、平常時から市町と連携して、住民への被災動物救護活動に関する情報収集及び情報提供体制を整備する。 第3章　災害応急対策計画 第28節　被災動物の救護活動計画 災害時には、動物の飼い主が、飼っている動物とともに指定避難所に同行避難してきたり、飼い主とはぐれたり、負傷した動物など被災動物が多数生じることが予想される。 県は、災害時に動物に起因する混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、動物の飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、指定避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう、市町等関係機関や(公社)香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力して、飼い主への支援及び被災動物の救護活動を実施する。 主な実施機関 県（生活衛生課、保健所、畜産課）、高松市（高松市保健所）、市町、中国四国地方環境事務所、(公社)香川県獣医師会、動物愛護団体等 1 同行避難した動物の適正飼養対策（飼い主の役割） 災害時に指定避難所へ動物と同行避難した飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、各指定避難所ごとに作成したルールと指定避難所設置者や責任者の指示に従い、その運営に協力するとともに、その地域で一時保護された飼い主不明の動物も含め、飼い主同士で協働して飼養管理するよう努める。 2 特定動物対策 特定動物（危険な動物）の飼い主は、災害発生時には、自身の安全を確保した上で、当該動物が脱出していないか確認し、万一脱出した場合には、直ちに、捕獲措置を講じるとともに、関係機関に通報し、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するための必要な措置をとるよう努める。 県は、災害発生時に、特定動物の飼い主に対して、特定動物に関する情報の収集や発信を行い、関係機関と連携しながら当該動物に係る危害発生の防止を図る。 3 指定避難所における動物の適正飼養対策 県は、指定避難所に飼っている動物とともに同行避難した飼い主に対して、動物愛護や動物由来感染症予防等の観点から適正飼養についての指導、助言を行ない、(公社)香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協力して、動物の飼い主や、指定避難所設置主体に対して支援を行う。 市町は、県や指定避難所設置者等と協力して、指定避難所での被災動物に関する情報収集及び情報発信に努め、指定避難所全体での動物に関する理解を求めるための周知や、指定避難所で動物が適正に飼養できるための資材の調達など、必要な措置をとるよう努める。 4 被災動物救護活動対策 県は、災害時には、(公社)香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協働して、指定避難所に同行避難した、あるいは飼い主とはぐれ、又は負傷した被災動物に対して、それぞれが役割分担して救護活動できるよう協力、支援する。 また、県は、市町と連携を図り、各指定避難所を通じて、住民への被災動物救護活動に関する情報収集及び情報提供を図る。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
丸亀市 （香川県）	丸亀市地域防災計画（一般対策編）（令和7年3月修正） 第2章　災害予防計画 第23節　避難体制整備計画 7 避難に関する広報(建設課、危機管理課、綾歌・飯山市民総合センター、関係施設の所管課) (4) 市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、また、家庭動物と同行避難した被災者についても適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努め、これを周知するものとする。 第31節　被災動物の保護計画（一般対策編　第2章　災害予防計画） 災害時に動物を原因とする混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、飼い主が、飼っている動物とともに避難でき、指定避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう、平常時から県、関係機関や（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力体制を確立し、飼い主への支援及び被災動物の救護体制を整備する。 《実施担当》 生活環境課、クリーン課、農林水産課 1 被災動物避難対策（飼い主の役割） 動物の飼い主は、日頃からその動物の生理、習性等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、指定避難所へ適切な避難ができるよう、しつけやワクチンの接種をするとともに、動物用避難用品（ケージ等）を準備するよう努める。また、不必要な繁殖を防止するため、不妊・去勢手術を実施しておくように努める。 また、災害時に逸走した動物を所有者である飼い主に返すことができるよう、飼い主は、飼養する動物に名札やマイクロチップなどで所有者明示（個体識別）を実施するよう努める。 2 特定動物対策 特定動物（危険な動物）の飼い主は、日頃から災害発生時も想定した当該動物の脱出防止のため、施設や捕獲器具の点検、万一脱出した場合の関係機関へ通報体制を確認するなど、当該動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとるよう努める。 県は、特定動物の飼い主に対して、災害発生時の対応を含めた危害防止対策について、必要に応じて監視・指導を実施し、災害時には特定動物に関する情報の収集や発信ができるよう、関係機関等と連携体制の構築を図る。 3 指定避難所における動物の適正飼養対策 市は、指定避難所での混乱を避けるため、また、被災者支援等の観点から、動物との同行避難者を受け入れられる施設の選定やその受け入れ方法等についての住民への周知、受入れや飼養管理方法等の体制整備に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう連携に努め、動物の飼い主の住民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。また、動物との同行避難訓練を実施するよう努める。 加えて、家庭動物の飼養に関する特有のニーズに配慮するよう努める。 第28節4　飼養動物（犬、猫等）の管理（生活環境課、クリーン課、農林水産課） (1) 放浪動物の保護収容等 災害後、被災地域等における飼養動物について、関係機関、関係団体と協議し、放浪する飼養動物の保護収容並びに避難所等における飼養動物の適正な飼養対策、動物伝染病予防措置、危険動物の遁走対策等を実施する。 また、放浪動物による咬傷事故、危害防止の啓発を行う。 (2) 死亡した動物の処理 死亡した動物の処理は、その所有者又は占有者等が行うが、状況によりこれが困難な場合は、関係機関等との協力体制を確立し、衛生的処理に努める。 (3) 市民の活動 ア　自らの飼養動物に対する適正管理の継続 イ　負傷している動物の応急処置 ウ　放浪動物の一時保護及び通報 エ　ボランティア獣医師による負傷動物の治療 オ　ボランティアによる保護動物の管理 カ　その他行政への協力 第3章　災害応急対策計画 第13節　避難計画 3 避難誘導 (2) 市は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。 また、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。 被災動物の救護活動計画（一般対策編　第3章　災害応急対策計画）令和5年3月 災害時には、動物の飼い主が、飼っている動物とともに指定避難所に同行避難してきたり、飼い主とはぐれたり、負傷した動物など被災動物が多く生ずることが予想される。 災害時に動物を原因とする混乱や動物由来感染症等の危害防止を図るため、動物の飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、指定避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう、県等関係機関や（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力して、飼い主への支援及び被災動物の救護活動を実施する。 《実施担当》 本部事務局、生活環境課、農林水産課 1 同行避難した動物の適正飼養対策（飼い主の役割） 災害時に指定避難所へ動物と同行避難した飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、指定避難所ごとに作成したルールと指定避難所設置者や責任者の指示に従い、その運営に協力するとともに、その地域で一時保護された飼い主不明の動物も含め、飼い主同士で協働して飼養管理するよう努める。 2 特定動物対策 特定動物（危険な動物）の飼い主は、災害発生時には、自身の安全を確保した上で、当該動物が脱出していないか確認し、万一脱出した場合には、直ちに、捕獲措置を講ずるとともに、関係機関に通報し、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するための必要な措置をとるよう努める。 県は、災害発生時に、特定動物の飼い主に対して、特定動物に関する情報の収集や発信を行い、関係機関と連携しながら当該動物に係る危害発生の防止を図る。 3 指定避難所における動物の適正飼養対策 （前略） 市は、県や指定避難所設置者等と協力して、指定避難所での被災動物に関する情報収集及び情報発信に努め、指定避難所全体での動物に関する理解を求めるための周知や、指定避難所で動物が適正に飼養できるための資材の調達など、必要な措置をとるように努める。 4 被災動物救護活動対策 県は、災害時には、（公社）香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協働して、指定避難所に同行避難した、あるいは飼い主とはぐれ、又は負傷した被災動物に対して、それぞれが役割分担して救護活動できるよう協力支援する。 また、市は、県と連携を図り、各指定避難所を通じて、住民への被災動物救護活動に関する情報収集及び情報提供を図る。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
坂出市 （香川県）	坂出市地域防災計画（共通対策編）（令和5年4月修正版） 第2章　災害予防計画 第22節　被災動物の救護体制整備計画 災害時に，動物を原因とする混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため，飼い主が，飼っている動物とともに安全に避難ができ，指定避難所等での動物の適正な飼養管理や，保護収容治療等が的確(スムーズ)に実施できるよう，平常時から県，市や(公社)香川県獣医師会，動物愛護団体等関係機関と連携，協力体制を確立し，飼い主への支援および被災動物の救護体制を整備する。 主な実施機関：市(けんこう課)，県，中国四国地方環境事務所，(公社)香川県獣医師会，動物愛護団体等 1 被災動物避難対策(飼い主の役割) 動物の飼い主は，日頃からその動物の生理，習性等を理解し，動物を飼っていない避難者へも配慮して，指定避難所へ適切な避難ができるよう，しつけやワクチンの接種をするとともに，動物用避難用品(ケージ等)を準備するよう努める。また，不必要な繁殖を防止するため，不妊・去勢手術を実施しておくよう努める。 また，災害時の逸走動物を所有者のもとに帰すことができるよう，飼い主は，飼養する動物に名札やマイクロチップなどで所有者明示(個体識別)を実施するよう努める。 2 特定動物対策(けんこう課) 特定動物(危険な動物)の飼い主は，日頃から，災害発生時も想定した当該動物の脱出防止のため，施設や捕獲器具の点検，万一脱出した場合の関係機関への通報体制を確認するなど，当該動物による人の生命，身体または財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとるよう努める。 県は，特定動物の飼い主に対して，災害発生時の対応を含めた危害防止対策について，必要に応じて監視･指導を実施し，災害時には特定動物に関する情報の収集や発信ができるよう，関係機関等と連携体制の構築を図る。 3 指定避難所における動物の適正飼養対策(けんこう課) 県は，指定避難所に同行避難した動物について，動物愛護や動物由来感染症予防等の観点から適正飼養できるルールを定めるよう，動物の飼い主や，指定避難所設置主体に対して支援を行う。 市は，指定避難所での混乱を避けるため，動物との同行避難者を受け入れられる施設の選定，住民への周知，受入れや飼養管理方法等の体制整備に努めるとともに獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう，連携に努める。また，動物との同行避難訓練を実施するよう努める。 動物の飼い主は，動物を飼っていない，または動物が嫌いな避難者へも配慮し，指定避難所運営に協力するよう努める。また，地域や家庭は，円滑な避難所運営のため，指定避難所で飼養動物が飼育されることに対しての相互理解を深めるよう努める。 4 被災動物救護活動対策(けんこう課) 県は，(公社)香川県獣医師会，関係機関および動物愛護団体等と協力して被災動物の救護活動体制を整備し，災害時にはそれぞれが役割分担して救護活動できるよう協力，支援する。 また，県は，市(けんこう課)と連携して，住民への被災動物救護活動に関する情報収集および情報提供体制を整備する。 第3章　災害応急対策計画 第27節　被災動物の救護活動計画 災害時には，動物の飼い主が，飼っている動物とともに指定避難所に同行避難してきたり，飼い主とはぐれたり，負傷した動物など被災動物が多数生じることが予想される。 市は，災害時に動物に起因する混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため，動物の飼い主が，飼っている動物とともに安全に避難ができ，指定避難所等での動物の適正な飼養管理や，保護収容，治療等が的確(スムーズ)に実施できるよう，県等関係機関や(公社)香川県獣医師会，動物愛護団体等と連携，協力して，飼い主への支援および被災動物の救護活動を実施する。 主な実施機関：市(危機管理課，総務課，けんこう課，こども課，学校教育課，生涯学習課，文化振興課，他関係部局)，県，高松市保健所，中国四国地方環境事務所，(公社)香川県獣医師会，動物愛護団体等 1 同行避難した動物の適正飼養対策(飼い主の役割) 災害時に指定避難所へ動物と同行避難した飼い主は，動物を飼っていない，または動物が嫌いな避難者へも配慮し，各指定避難所ごとに作成したルールと指定避難所設置者や責任者の指示に従い，その運営に協力するとともに，その地域で一時保護された飼い主不明の動物も含め，飼い主同士で協働して飼養管理するよう努める。 2 特定動物対策 特定動物(危険な動物)の飼い主は，災害発生時には，自身の安全を確保したうえで，当該動物が脱出していないか確認し，万一脱出した場合には，ただちに，捕獲措置を講じるとともに，関係機関に通報し，人の生命，身体または財産に対する侵害を防止するための必要な措置をとるよう努める。 県は，災害発生時に，特定動物の飼い主に対して，特定動物に関する情報の収集や発信を行い，関係機関と連携しながら当該動物に係る危害発生の防止を図る。 3 指定避難所における動物の適正飼養対策(危機管理課，総務課，けんこう課，こども課，学校教育課，生涯学習課，文化振興課，他関係部局) 県は，指定避難所に飼っている動物とともに同行避難した飼い主に対して，動物愛護や動物由来感染症予防等の観点から適正飼養についての指導，助言を行い，(公社)香川県獣医師会，関係機関および動物愛護団体等と協力して，動物の飼い主や，指定避難所設置主体に対して支援を行う。 市は，県や指定避難所設置者等と協力して，指定避難所での被災動物に関する情報収集および情報発信に努め，指定避難所全体での動物に関する理解を求めるための周知や，指定避難所で動物が適正に飼養できるための必要な措置をとるよう努める。 4 被災動物救護活動対策 県は，災害時には，(公社)香川県獣医師会，関係機関および動物愛護団体等と協働して，指定避難所に同行避難した，あるいは飼い主とはぐれ，または負傷した被災動物に対して，それぞれが役割分担して救護活動できるよう協力，支援する。 また，市は，県と連携を図り，各指定避難所を通じて，住民への被災動物救護活動に関する情報収集および情報提供を図る。
善通寺市 （香川県）	善通寺市地域防災計画（一般対策編）（令和7年1月） 第2章　災害予防計画 第3節　地域防災力の向上 第6 被災動物救護体制整備計画【主な関係課：環境課】 災害時に動物を原因とする混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、飼い主が、場合によっては、飼っている動物とともに安全に避難ができ、適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確に実施できるよう、平常時から県及び関係機関や（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力体制を確立し、飼い主への支援及びやむを得ず避難所等に連れてきた被災動物等の救護体制を整備する。 1　被災動物避難対策（飼い主の役割） 動物の飼い主は、日頃からその動物の生理、習性等を理解し、自宅敷地の中の安全な場所にケージ等を設置し避難生活の期間中、世話をするために帰宅する等、動物の愛護と適正な飼育を重視した避難方策を考えておくとともに、住民との共同生活ができる最低限のしつけや当該動物に必要と思われるワクチンの接種を行い、やむを得ず避難するときのことを考えて動物用避難用品（ケージ等）を準備するよう努める。また、不必要な繁殖を防止するため、不妊・去勢手術を実施しておくよう努める。 また、災害時に逸走した動物を所有者である飼い主に返すことができるよう、飼い主は、飼養する動物に名札などで所有者明示（個体識別）を実施するよう努める。 2　特定動物対策 特定動物（危険な動物）の飼い主は、日頃から、災害発生時も想定した当該動物の脱出防止のため、施設や捕獲器具の点検、万一脱出した場合の関係機関への通報体制を確認するなど、当該動物による人の生命、身体又は財産に対する危害及び侵害を防止するために必要な措置をとる。 市は、災害時に特定動物に関する情報の収集や発信を実施し、関係機関等と連携しながら、当該動物に係る危害発生の防止体制を整備する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
善通寺市 （香川県）	3 指定避難所における動物の適正飼養対策 市は、県等と協力して、やむを得ず指定避難所に同行避難した動物について、動物愛護や動物由来感染症予防等の観点から適正飼養ができるルールが構築されるよう、動物の飼い主や、指定避難所設置主体に対して支援を行うよう努める。 また、市は、指定避難所での混乱を避けるため、あらかじめ動物との同行避難者を受け入れられる方法を考慮するなど、住民への周知、指定避難所設置主体と選定した指定避難所での受け入れや飼育管理方法等の体制整備に努める。 また、動物との同行避難訓練を実施するよう努める。 4 被災動物救護活動 市は、県や（公社）香川県獣医師会、中国四国地方環境事務所、関係機関及び動物愛護団体等と協力して、被災動物の救護活動体制を整備し、災害時にはそれぞれが役割分担して救護活動できるよう協力、支援する。また、住民への被災動物救護活動に関する情報収集及び情報提供体制を整備する。 第4節　避難収容計画 第1 避難計画、指定避難所の開設・運営【主な関係課：防災管理課】 7 指定避難所の開設 (1)市は、避難者を一時的に収容するため、安全かつ適切な指定避難所を選定し、安全性を確認の上指定避難所を開設する。また、要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。市は、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。なお、被災者が動物を伴い避難してくることに備え、屋外等に被災動物を収容するスペースを確保する等し、被災動物救護計画に基づいて対応する。
観音寺市 （香川県）	観音寺市地域防災計画 一般対策編 第2章 災害予防計画 第28節 被災動物（ペット）の救護体制整備計画 主な実施担当課：香川県、市民部生活環境課、経済部農林水産課 第1 主旨 災害時には、避難所に飼い主とともに避難してくる動物（ペット、以下ペットの表記を削除する）や飼い主とはぐれたり負傷した動物など被災動物が多数生じることが予想される。 市は、動物愛護、動物由来感染症及び環境衛生の観点から、これら被災動物の避難所での適正な飼養管理や、保護収容、治療に関して、香川県及び各関係機関、香川県獣医師会、動物愛護団体と連携、協力体制を確立し、飼い主への支援及び被災動物の救護活動体制を確立することを定める。 第2 被災動物避難対策（ 飼い主の役割） 動物の飼い主は、日頃からその動物の生理、習慣等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、避難所へ適切な避難ができるよう、しつけやワクチンの接種をするとともに、動物用避難用品（ケージ等）を準備するよう努める。また、災害時に逸走した動物を所有者である飼い主のもとに返すことができるよう、飼い主は、飼養する動物に名札やマイクロチップなどで所有者明示（個体識別）を実施するよう努める。 第3 特定動物対策 特定動物（危険な動物）の飼い主は、災害時に直ちに、当該動物の脱出を防止するための措置を実施するとともに、万一脱出した場合は、直ちに関係機関へ通報するとともに、捕獲するよう努めるなど、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとる。 第4 避難所における動物の適正飼養対策 1 行政の役割 市は、香川県と協力し、飼い主とともに避難してきた動物について、動物愛護や動物由来感染症予防等の観点から適正飼養についての指導・助言を行い、環境衛生の維持に努める。避難所での混乱を避けるため、動物同伴の避難者を受入れられる施設を選定するなど、動物の飼い主が動物と一緒に避難することができるよう配慮するとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 2 飼い主の役割 動物の飼い主は、動物を飼っていない又は動物が苦手な避難者へ配慮し、避難所運営に協力するとともに、避難所に一時保護された飼い主不明の動物も、協働で飼養するよう努める。 第5 被災動物救護活動対策 第3章 災害応急対策計画 第29節 被災動物の救護活動計画 主な実施担当課：市民部生活環境課、経済部農林水産課、香川県 第1 主旨 災害時には、動物の飼い主が、飼っている動物とともに避難所に同行避難してきたり、飼い主とはぐれたり、負傷した動物など被災動物が多数生じることが予想される。市は、災害時に動物に起因する混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、動物の飼い主が、飼っている動物ともに安全に避難ができ、避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう、香川県及び関係機関や(公社)香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力して、飼い主へサポートを行うとともに、被災動物の救護活動を支援する。 第2 同行避難した動物の適正飼養対策（ 飼い主の役割） 動物の飼い主は、日頃からその動物の生理、習慣等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、避難所へ適切な避難ができるよう、しつけやワクチンの接種をするとともに、ペット用避難用品（ゲージ等）を準備するよう努める。災害時に避難所へ動物と同行避難した飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、避難所ごとに作成したルールと避難所設置者や責任者の指示に従い、その運営に協力するとともに、その地域で一時保護された飼い主不明の動物も含め、飼い主同士で協働して飼養管理するよう努める。 第3 特定動物対策 特定動物（危険な動物）の飼い主は、災害発生時には、自身の安全を確保した上で、当該動物が脱出していないか確認し、万一脱出した場合には、直ちに、捕獲措置を講じるとともに、関係機関に通報し、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するための必要な措置をとるよう努める。 第4 避難所における動物の適正飼養対策（ 市の役割） 市は、香川県と協力し、避難所での被災動物に関する情報を収集し、香川県に対して情報発信に努める。また、避難所利用者に対して、動物に関する理解を求めるための周知や、決められた避難所で動物が適正に飼養できるための必要な活動を支援する。 第5 被災動物救護活動対策 市は、各避難所を通じて、飼い主等から聴き取ったはぐれたペットや所有者のわからないペットの情報及び放浪しているペットの目撃情報を香川県に報告するとともに、ペット救護活動に伴って保護されたペットの情報を収集し、住民に対する情報提供に努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
さぬき市 （香川県）	さぬき市地域防災計画（一般対策編）（令和2年3月修正版） 第2章　災害予防計画 第31節　被災動物の救護体制整備計画 災害時に動物を原因とする混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、指定避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう、平常時から県や（公社）香川県獣医師会、県動物愛護団体等と連携し、飼い主の支援及び被災動物の保護体制を整備する。 主な実施機関 市（生活環境課、農林水産課）、県（生活衛生課、保健所、畜産課）、中国四国地方環境事務所、（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体 1　被災動物避難対策（飼い主の役割） 動物の飼い主は、日頃からその動物の生理、習性等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、指定避難所等へ適切な避難ができるよう、しつけやワクチンの接種をするとともに、動物用避難用品（ケージ等）を準備するよう努めるとともに、不必要な繁殖を防止するため、不妊・去勢手術を実施しておくよう努める。 また、災害時に逸走した動物を所有者である飼い主のもとに返すことができるよう、飼い主は、飼養する動物に名札やマイクロチップなどで所有者明示（個体識別）を実施するよう努める。 2　特定動物対策 特定動物（危険な動物）の飼い主は、日頃から災害発生時も想定した当該動物の脱出防止のため、施設や捕獲器具の点検、万一脱出した場合の関係機関への通報体制を確認するなど、当該動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとるよう努める。 県は、特定動物の飼い主に対して、災害発生時の対応を含めた危害防止対策について、必要に応じて監視･指導を実施し、災害時には特定動物に関する情報の収集や発信ができるよう、関係機関等と連携体制の構築を図る。 3　指定避難所における動物の適正飼養対策 県は、指定避難所等に同行避難した動物について、動物愛護や動物由来感染症予防等の観点から適正飼養できるルールを定めるよう、動物の飼い主や、指定避難所を設置する市に対して支援を行なう。 市は、指定避難所等での混乱を避けるため、あらかじめ動物との同行避難者を受け入れられる施設を選定、住民への周知、指定避難所設置主体と選定した指定避難所での受入れや飼養管理方法等の体制整備に努めるとともに、動物との同行避難訓練を実施するよう努める。 4　被災動物救護活動 県は、（公社）香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協力して、被災動物の救護活動体制を整備し、災害時にはそれぞれが役割分担して救護活動できるよう協力、支援する。 また、県は、平常時から市と連携し、住民への被災動物救護活動に関する情報収集及び情報提供体制を整備する。 第3章　災害応急対策計画 第28節　被災動物の救護活動計画 災害時には、動物の飼い主が、飼っている動物とともに指定避難所等に同行避難してきたり、飼い主とはぐれたり、負傷した動物など被災動物が多数生じることが予想される。 災害時に動物に起因する混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、動物の飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、指定避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう、県等関係機関や（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力して、飼い主への支援及び被災動物の救護活動を実施する。 主な実施機関 市（生活環境課、農林水産課）、県（生活衛生課、保健所、畜産課）、中国四国地方環境事務所、（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等 1　同行避難した動物の適正飼養対策（飼い主の役割） 災害時に指定避難所等へ動物と同行避難した飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、指定避難所ごとに作成したルールと指定避難所等の責任者の指示に従い、その運営に協力するとともに、その地域で一時保護された飼い主不明の動物も含め、飼い主同士で協働して飼養管理するよう努める。 2　特定動物対策 特定動物（危険な動物）の飼い主は、災害発生時には、自身の安全を確保した上で、当該動物が脱出していないか確認し、万一脱出した場合には、直ちに、捕獲措置を講じるとともに、関係機関に通報し、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するための必要な措置をとるよう努める。 県は、災害発生時に、特定動物の飼い主に対して、特定動物に関する情報の収集や発信を行い、関係機関と連携しながら当該動物に係る危害発生の防止を図る。 3　指定避難所等における動物の適正飼養対策 市は、県等と協力して、指定避難所等での被災動物に関する情報収集及び情報発信に努め、指定避難所全体での動物に関する理解を求めるための周知や、指定避難所等で動物が適正に飼養できるための必要な措置をとるよう努める。 県は、指定避難所等に飼っている動物とともに同行避難した飼い主に対して、動物愛護や動物由来感染症予防等の観点から適正飼養についての指導、助言を行ない、（公社）香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協力して、動物の飼い主や、指定避難所設置主体に対して支援を行なう。 4　被災動物救護活動対策 市は、県と連携を図り、各指定避難所等を通じて、住民への被災動物救護活動に関する情報収集及び情報提供を図る。 また、県は、災害時には、（公社）香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協働して、指定避難所等に同行避難した、あるいは飼い主とはぐれ、又は負傷した被災動物に対して、それぞれが役割分担して救護活動できるよう協力、支援する。
東かがわ市 （香川県）	東かがわ市地域防災計画（一般対策編）（令和2年12月修正） 第2章　災害予防計画 第31節 被災動物の救護体制整備計画 災害時に動物を原因とする混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、飼い主が飼っている動物とともに安全に避難でき、指定避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう、平常時から関係機関や（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携協力体制を確立し、飼い主への支援及び被災動物の救護活動体制を整備する。 実施担当及び関係機関：環境衛生課、県（生活衛生課、保健所、畜産課）、中国四国地方環境事務所、（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等 1　被災動物避難対策（飼い主の役割） 動物の飼い主は、日頃からその動物の生理、習性等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、指定避難所へ適切な避難ができるよう、しつけやワクチンの接種をするとともに、動物用避難用品（ケージ等）を準備するよう努める。また、不必要な繁殖を防止するため、不妊・去勢手術を実施しておくよう努める。 災害時に逸走した動物を所有者である飼い主のもとに返すことができるよう、飼い主は、飼養する動物に名札やマイクロチップなどで所有者明示（個体識別）を実施するよう努める。 2　特定動物対策 特定動物（危険な動物）の飼い主は、日頃から、災害時にも想定した当該動物の脱出防止のための施設や捕獲器具の点検、万一脱出した場合の関係機関への通報体制を確認するなど、当該動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとるよう努める。県は、特定動物の飼い主に対して、災害発生時の対応を含めた危害防止対策について、必要に応じて監視・指導を実施し、災害時には特定動物に関する情報の収集や発信ができるよう、関係機関等と連携体制の構築を図る。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
東かがわ市 （香川県）	3 指定避難所における動物の適正飼養対策 県は、指定避難所等に同行避難した動物について、動物愛護や動物由来感染症予防等の観点から適正飼養できるルールを定めるよう、動物の飼い主や、指定避難所設置主体に対して支援を行う。 市は、指定避難所等での混乱を避けるため、あらかじめ動物との同行避難者を受入れられる施設を選定、市民への周知、指定避難所設置主体と選定した指定避難所での受入れや飼養管理方法等の体制整備に努める。また、動物との同行避難訓練を実施するよう努める。 4 被災動物救護活動対策 県は、(公社)香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協力して、被災動物の救護活動体制を整備し、災害時にはそれぞれが役割分担して救護活動できるよう協力、支援する。また、市は、平常時から県と連携して、市民への被災動物救護活動に関する情報収集及び情報提供体制を整備する。 第3章　災害応急対策計画 第28節　被災動物の救護活動計画 災害時には、動物の飼い主が、飼っている動物ともに指定避難所等に同行避難してきたり、飼い主とはぐれたり、負傷した動物など被災動物が多数生じることが予想される。 災害時に動物に起因する混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、動物の飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、指定避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう、県や（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力して、飼い主への支援及び被災動物の救護活動を実施する。 実施担当及び関係機関：環境衛生班、農林水産班、県（生活衛生課、保健所、畜産課）、中国四国地方環境事務所、（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等 1　同行避難した動物の適正飼養対策（飼い主の役割） 災害時に指定避難所等へ動物と同行避難した飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、各指定避難所ごとに作成したルールと指定避難所等の責任者の指示に従い、そう運営に協力するとともに、その地域で一時保護された飼い主不明の動物も含め、飼い主同士で協議して飼養管理するよう努める。 2 特定動物対策 特定動物（危険な動物）の飼い主は、災害発生時には、自身の安全を確保した上で、当該動物が脱出していないか確認し、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するための必要な措置をとるよう努める。 県は、災害発生時に、特定動物の飼い主に対して、特定動物に関する情報の収集や発信を行い、関係機関と連携しながら当該動物に係る危害発生の防止を図る。 3 指定避難所における動物の適正飼養対策 県は、指定避難所に飼っている動物とともに同行避難した飼い主に対して、動物愛護や動物由来感染症予防等の観点から適正飼養の指導、助言を行い、(公社)香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協力して、動物の飼い主や、指定避難所設置主体に対して支援を行う。 市は、県や指定避難所設置者等と協力して、指定避難所での被災動物に関する情報収集及び情報発信に努め、指定避難所全体での動物に関する理解を求めるための周知や、指定避難所で動物が適正に飼養できるための必要な措置をとるよう努める。 4　被災動物救護活動対策 県は、災害時には(公社)香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協力して、指定避難所に同行避難した、あるいは飼い主とはぐれ、又は負傷した被災動物に対してそれぞれが役割分担して救護活動できるよう協力、支援する。 また、市は、県と連携を図り、各指定避難所を通じて、市民への被災動物救護活動に関する情報収集及び情報提供を図る。
三豊市 （香川県）	三豊市地域防災計画（一般対策編）　（令和4年3月一部修正） 第2章　災害予防計画 第31節 被災動物の救護体制整備計画 災害時に動物を原因とする混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう、平常時から香川県及び各関係機関や(公社)香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力体制を確立し、飼い主への支援及び被災動物の救護体制を整備する。 主な実施機関：市（環境衛生課、農林水産課）、香川県（生活衛生課、保健所、畜産課）、中国四国地方環境事務所、(公社)香川県獣医師会、動物愛護団体等 1 被災動物避難対策（飼い主の役割） 動物の飼い主は、日頃からスムーズなペットの同行避難の実施や、他の人の迷惑とならないように避難所でペットとともに生活するために、次の準備をしておくよう努める。 (1)所有者の明示 　迷子札、犬の鑑札、狂犬病予防注射済票、マイクロチップなど (2)基本的なしつけ 　ケージやキャリーバッグでの生活に日頃から慣れさせておく (3)ペットの健康管理 　狂犬病予防注射や感染症予防のワクチン接種、不妊去勢手術の実施など (4)ペットの避難道具の安全確認 　小屋やケージ、鎖やリードの強度をあらかじめ確認しておく (5)ペットに必要な物資の備蓄 　エサ、水、ペット用薬、ケージやリード、トイレ用品、タオルなど 2 特定動物対策 特定動物（危険な動物）の飼い主は、日頃から、災害発生時も想定した当該動物の脱出防止のため、施設や捕獲器具の点検、万一脱出した場合の関係機関への通報体制を確認するなど、当該動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとるよう努める。 香川県は、特定動物の飼い主に対して、災害発生時の対応を含めた危害防止対策について、必要に応じて監視･指導を実施し、災害時には特定動物に関する情報の収集や発信ができるよう、関係機関等と連携体制の構築を図る。 3 指定避難所における動物の適正飼養対策 (1)行政の役割 市は、指定避難所での混乱を避けるため、にあらかじめ動物との同行避難者を受け入れられる施設を選定、住民への周知、指定避難所設置主体と選定した指定避難所での受入れや飼養管理方法等の体制整備に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。また、動物との同行避難訓練を実施するよう努める。香川県は、飼い主とともに避難してきた動物（以下「被災動物」という。）の飼養について、動物愛護や動物性由来感染症予防等の観点から適正飼養できるルールを定めるよう、動物の飼い主や、指定避難所設置主体に対して支援を行う。 (2)飼い主等の役割 動物の飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、避難所運営に協力するように努める。 また、地域や家庭は、円滑な避難所運営のため、指定避難所で飼養動物が飼育されることに対しての相互理解を深めるよう努める。 4 被災動物救護活動対策 市は、香川県、(公社)香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協力して、被災動物の救護活動体制を整備し、災害時にはそれぞれが役割分担して救護活動できるよう協力、支援する。また、市は、平常時から香川県と連携して、住民への被災動物救護活動に関する情報収集及び情報提供体制を整備する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
三豊市 （香川県）	第3章　災害応急対策計画 第28節 被災動物の救護活動計画 災害時には、動物の飼い主が、飼っている動物とともに指定避難所に同行避難してきたり、飼い主とはぐれたり、負傷した動物など被災動物が多数生じることが予想される。 市は、災害時に動物に起因する混乱や動物由来感染症等の危害の防を図るため、動物の飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう、香川県等関係機関や(公社)香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力して、飼い主への支援及び被災動物の救護活動を実施する。 主な実施機関：市（環境衛生班、農業水産班）、県（生活衛生課、保健所、畜産課）、中国四国地方環境事務所、(公社)香川県獣医師会、動物愛護団体等 1 同行避難した動物の適正飼養対策（飼い主の役割） 災害時に指定避難所へ動物と同行避難した飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、指定避難所ごとに作成したルールと指定避難所設置者や責任者の指示に従い、その運営に協力するとともに、その地域で一時保護された飼い主不明の動物も含め、飼い主同士で協働して飼養管理するよう努める。 2 特定動物対策 特定動物（危険な動物）の飼い主は、災害発生時には、自身の安全を確保した上で、当該動物が脱出していないか確認し、万一脱出した場合には、直ちに、捕獲措置を講じるとともに、関係機関に通報し、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するための必要な措置をとるよう努める。 市は、災害発生時に、特定動物の飼い主に対して、特定動物に関する情報の収集や発信を行い、関係機関と連携しながら当該動物に係る危害発生の防止を図る。 3指定避難所における動物の適正飼養対策 市は、香川県等と協力して、指定避難所での被災動物に関する情報収集及び情報発信に努め、指定避難所全体での動物に関する理解を求めるための周知や、指定避難所で動物が適正に飼養できるための必要な措置をとるよう努める。 香川県は、指定避難所に飼っている動物とともに同行避難した飼い主に対して、動物愛護や動物由来感染症予防等の観点から適正飼養についての指導、助言を行ない、（公社）香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協力して、動物の飼い主や、指定避難所設置主体に対して支援を行う。 4 被災動物救護活動対策 市は、災害時には、香川県、（公社）香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協働して、指定避難所に同行避難した、あるいは飼い主とはぐれ、又は負傷した被災動物に対して、それぞれが役割分担して救護活動できるよう協力、支援する。 また、市は、香川県と連携を図り、各指定避難所を通じて、住民への被災動物救護活動に関する情報収集及び情報提供を図る。
土庄町 （香川県）	土庄町地域防災計画書（一般対策編）（令和6年度修正） 第2章　災害予防計画 第28節　被災動物の救護体制整備計画 （健康福祉課、住民環境課） 災害時に動物を原因とする混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、指定避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう、平常時から県及び各関係機関、（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力体制を確立し、飼い主への支援及び被災動物の救護体制を整備する。 第1　被災動物避難対策（飼い主の役割） 動物の飼い主は、日頃からその動物の生理、習性等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、指定避難所へ適切な避難ができるよう、しつけやワクチンの接種をするとともに、動物用避難用品（ケージ等）を準備するよう努める。また、不必要な繁殖を防止するために、不妊・去勢手術を実施しておくように努める。 また、災害時に逸走した動物を所有者である飼い主のもとに返すことができるようにするため、飼い主は、飼養する動物に名札やマイクロチップなどで所有者明示（個体識別）を実施するよう努める。 第2　特定動物対策 特定動物（危険な動物）の飼い主は、日頃から、災害発生時も想定した当該動物の脱出防止のため、施設や捕獲器具の点検、万一脱出した場合の関係機関への通報体制を確認するなど、当該動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとる。 県は、特定動物の飼い主に対して、災害発生時の対応を含めた危害防止対策について、必要に応じて監視･指導を実施し、災害時には特定動物に関する情報の収集や発信ができるよう、関係機関等と連携体制の構築を図る。 第3　指定避難所における動物の適正飼養対策 町は、指定避難所での混乱を避けるため、あらかじめ動物との同行避難者を受け入れられる施設を選定、住民への周知、指定避難所設置主体と選定した指定避難所での受入れや飼養管理方法等の体制整備に努めるとともに、獣獣医師会や動物取扱業　動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 また、動物との同行避難訓練を実施するよう努める。 第4　被災動物救護活動対策 町は、平常時から県と連携して、住民への被災動物救護活動に関する情報収集及び情報提供体制を整備する。 県は、（公社）香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協力して、被災動物の救護活動体制を整備し、災害時にはそれぞれが役割分担して救護活動できるよう協力、支援する。 第3章　災害応急対策計画 第28節　被災動物の救護活動計画 （健康福祉課、住民環境課） 災害時には、動物の飼い主が、飼っている動物とともに指定避難所に同行避難してきたり、飼い主とはぐれたり、負傷した動物など被災動物が多数生じることが予想される。 町は、災害時に動物に起因する混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、動物の飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、指定避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう、市町等関係機関や（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力して、飼い主への支援及び被災動物の救護活動を実施する。 第1　同行避難した動物の適正飼養対策（飼い主の役割） 災害時に指定避難所へ動物と同行避難した飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、各指定避難所に作成したルールと指定避難所設置者や責任者の指示に従い、その運営に協力するとともに、その地域で一時保護された飼い主不明の動物も含め、飼い主同士で協働して飼養管理するよう努める。 第2　特定動物対策 特定動物（危険な動物）の飼い主は、災害発生時には、自身の安全を確保した上で、当該動物が脱出していないか確認し、万一脱出した場合には、直ちに、捕獲措置を講じるとともに、関係機関に通報し、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するための必要な措置をとるよう努める。 町は、災害発生時に、特定動物の飼い主に対して、特定動物に関する情報の収集や発信を行い、関係機関と連携しながら当該動物に係る危害発生の防止を図る。 第3　指定避難所における動物の適正飼養対策 町は、県や指定避難所設置者等と協力して、指定避難所での被災動物に関する情報収集及び情報発信に努め、指定避難所全体での動物に関する理解を求めるための周知や、指定避難所で動物が適正に飼養できるための必要な措置をとるよう努める。 第4　被災動物救護活動対策 町は、災害時には、（公社）香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協働して、指定避難所に同行避難した、あるいは飼い主とはぐれ、又は負傷した被災動物に対して、それぞれが役割分担して救護活動できるよう協力、支援する。 また、町は、県と連携を図り、各指定避難所を通じて、住民への被災動物救護活動に関する情報収集及び情報提供を図る。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
小豆島町 （香川県）	小豆島町地域防災計画　一般対策編（令和3年6月一部修正） 第2章　災害予防計画 第31節　被災動物の救護体制整備計画 災害時に動物を原因とする混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、指定避難所等での適切な飼養管理や、保護収容、治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう、平常時から県等関係機関や香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力体制を確立し、飼い主への支援及び被災動物の救護活動体制を整備する。 総務班、環境衛生班 1　被災動物避難対策（飼い主の役割） 動物の飼い主は、日頃からその動物の生理、習性等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、指定避難所へ適切な避難ができるよう、しつけやワクチンの接種をするとともに、動物用避難用品（ケージ等）を準備するよう努める。また、不必要な繁殖を防止するため、不妊・去勢手術を実施しておくよう努める。 また、災害時に逸走した動物を所有者である飼い主のもとに返すことができるよう、飼い主は、飼養する動物に名札やマイクロチップなどで所有者明示（個体識別）を実施するよう努める。 2　特定動物対策 特定動物（危険な動物）の飼い主は、日頃から、災害発生時も想定した当該動物の脱出防止のため、施設や捕獲器具の点検、万一脱出した場合の関係機関への通報体制を確認するなど、当該動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとる。 3　指定避難所における動物の適正飼養対策 町は、指定避難所での混乱を避けるため、あらかじめ動物との同行避難者を受け入れられる施設の選定、住民への周知、指定避難所設置主体と選定した指定避難所での受入や飼養管理方法等の体制整備に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 また、動物との同行避難訓練を実施するよう努める。 4　被災動物救護活動対策 町は、県、（公社）香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協力して、被災動物の救護活動体制を整備し、災害時にはそれぞれが役割分担して救護活動できるよう協力、支援する。
小豆島町 （香川県）	第3章　災害応急対策計画 第29節　被災動物の救護活動計画 災害時には、動物の飼い主が、飼っている動物とともに指定避難所に同行避難してきたり、飼い主とはぐれたり、負傷した動物など被災動物が多数生じることが予想される。 町は、災害時に動物に起因する混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、動物の飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、指定避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう、県等関係機関や（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力して、飼い主への支援及び被災動物の救護活動を実施する。 総務班、環境衛生班 1　同行避難した動物の適正飼養対策（飼い主の役割） 災害時に指定避難所へ動物と同行避難した飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、指定避難所ごとに作成したルールと指定避難所設置者や責任者の指示に従い、その運営に協力するとともに、その地域で一時保護された飼い主不明の動物も含め、飼い主同士で協働して飼養管理するよう努める。 2　特定動物対策 特定動物（危険な動物）の飼い主は、災害発生時には、自身の安全を確保したうえで、当該動物が脱出していないか確認し、万一脱出した場合には、直ちに、捕獲措置を講じるとともに、関係機関に通報し、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するための必要な措置をとるよう努める。 3　指定避難所における動物の適正飼養対策 町は、県や指定避難所設置者等と協力して、指定避難所での被災動物に関する情報収集及び情報発信に努め、指定避難所全体での動物に関する理解を求めるための周知や、指定避難所で動物が適正に飼養できるための必要な措置をとるよう努める。 4　被災動物救護活動対策 町は、県と連携を図り、各指定避難所を通じて、住民への被災動物救護活動に関する情報収集及び情報提供を図る。
三木町 （香川県）	三木町地域防災計画（本編）（令和2年7月一部修正） 第2章　災害予防計画 第28節　被災動物の救護体制整備計画 災害時に動物を原因とする混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、指定避難所等での適切な飼養管理や、保護収容、治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう、平常時から県等関係機関や（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力体制を確立し、飼い主への支援及び被災動物の救護活動体制を整備する。 1　被災動物避難対策（飼い主の役割） 動物の飼い主は、日頃からその動物の生理、習性等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、指定避難所へ適切な避難ができるようにワクチンの接種及び動物用避難用品（えさ・リード・ケージ等）を準備しておくよう努める。 また、災害時の逸走した動物を所有者のもとに返すことができるようにするため、飼養動物へ名札やマイクロチップなどで所有者明示（個別識別）を実施するよう努める。 2　特定動物対策 特定動物（危険な動物）の飼い主は、日頃から、災害発生時も想定した当該動物の脱出防止のため、施設や捕獲器具の点検、万一脱出した場合の関係機関への通報体制を確認するなど、当該動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとる。 3　指定避難所における動物の適正飼養対策 町は、指定避難所での混乱を避けるため、あらかじめ動物との同行避難者を受入れられる施設を選定し、住民への周知、避難所設置主体と選定した避難所での受入や飼養管理方法等の体制整備に努める。また、動物との同行避難訓練を実施するよう努める。 4　被災動物救護対策 県は、（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等が行う被災動物の保護、救援に協力する。 また、町は、県、香川県獣医師会、動物愛護団体等と協力して、飼い主の分からない負傷動物や逸走した動物等に対する保護実施体制を整備する。 第3章　災害応急対策計画 第13節　避難計画 8　指定避難所の開設 (2)（中略）なお、被災者が被災動物を伴い避難してくることに備え、衛生面に留意しつつ、被災動物を収容するスペースを確保するよう努める。 第20節　住宅応急確保計画 (5)応急仮設住宅の管理 （中略）なお、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
三木町 （香川県）	第28節　被災動物の救護活動計画 災害時には、動物の飼い主が、飼っている動物とともに指定避難所に同行避難してきたり、飼い主とはぐれたり、負傷した動物など被災動物が多数生じることが予想される。町は、災害時に動物に起因する混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、動物の飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、指定避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう、県等関係機関や（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力して、飼い主への支援及び被災動物の救護活動を実施する。 1 同行避難した動物の適正飼養対策（飼い主の役割） 災害時に指定避難所へ動物と同行避難した飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、各指定避難所ごとに作成したルールと指定避難所設置者や責任者の指示に従い、その運営に協力するとともに、その地域で一時保護された飼い主不明の動物も含め、飼い主同士で協働して飼養管理するよう努める。 2 特定動物対策 特定動物（危険な動物）の飼い主は、災害発生時には、自身の安全を確保したうえで、当該動物が脱出していないか確認し、万一脱出した場合には、直ちに、捕獲措置を講じるとともに、関係機関に通報し、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するための必要な措置をとる よう努める。 3 指定避難所における動物の適正飼養対策 町は、県や指定避難所設置者等と協力して、指定避難所での被災動物に関する情報収集及び情報発信に努め、指定避難所全体での動物に関する理解を求めるめの周知や、指定避難所で動物が適正に飼養できるための必要な措置をとるよう努める。 4 被災動物救護活動対策 町は、県と連携を図り、各指定避難所を通じて、住民への被災動物救護活動に関する情報収集及び情報提供を図る。
直島町 （香川県）	直島町地域防災計画（一般対策編）（令和2年3月一部修正） 第2章　災害予防計画 第27節　被災動物の救護体制整備計画 災害時には、避難所に飼い主とともに避難してくる動物や、飼い主とはぐれたり負傷した動物など被災動物が多数生じることが予想され、動物を起因とする混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、飼い主が飼っている動物とともに安全に避難ができ、避難所での適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確に実施できるよう、平常時から県や（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力体制を確立し、飼い主への支援及び被災動物の救護体制を整備する。 【担当課】 環境水道課 〔県（生活衛生課、保健所、畜産課）、中国四国地方環境事務所、（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等〕 1　被災動物避難対策（飼い主の役割） 動物の飼い主は、日頃からその動物の生理、習性等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、避難所へ適切な避難ができるよう、しつけやワクチンの接種をするとともに、動物用避難用品（ケージ等）を準備するよう努める。また、不必要な繁殖を防止するため、不妊・去勢手術を実施しておくよう努める。 また、災害時に逸走した動物を所有者である飼い主に返すことができるよう、飼い主は、飼養する動物に名札やマイクロチップなどで所有者明示（個体識別）を実施するよう努める。 2　特定動物対策 特定動物（危険な動物）の飼い主は、日頃から、災害発生時も想定した当該動物の脱出防止のため、施設や捕獲器具の点検、万一脱出した場合の関係機関への通報体制を確認するなど、当該動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとる。 3　避難所における動物の適正飼養対策 町は、県と協力して、避難所に同行避難した動物について、動物愛護や動物由来感染症予防等の観点から適正飼養について、飼い主や避難所運営主体に対して支援を行なう。 また、避難所での混乱を避けるため、あらかじめ動物との同行避難者を受け入れられる施設を選定、住民への周知、避難所運営主体と受入れや飼養管理方法の体制整備、動物との同行避難訓練を実施するよう努める。 動物の飼い主は、動物を飼っていない、または動物が嫌いな避難者へも配慮し、避難所運営に協力するとともに、避難所に一時保護された飼い主不明の動物も、共同で飼養するよう努める。 4　被災動物救護活動対策 県は、（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と協力して、被災動物の救護活動体制を整備し、災害時にはそれぞれが役割分担して救護活動できるよう協力、支援し、平常時から町を通じて、住民への被災動物救護活動に関する情報収集及び情報提供体制を整備する。 第3章　災害応急対策計画 第29節　被災動物の救護活動計画 災害時には、動物の飼い主が、飼っている動物とともに避難所に同行避難してきたり、飼い主とはぐれたり、負傷した動物など被災動物が多数生じることが予想される。 町は、災害時に動物に起因する混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、動物の飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確に実施できるよう、県や（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力して、飼い主への支援及び被災動物の救護活動を実施する。 【担当課（担当部）】 環境水道課、教育委員会（福祉部） 〔県（生活衛生課、保健所、畜産課）、中国四国地方環境事務所、（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等〕 1　同行避難した動物の適正飼養対策（飼い主の役割） 災害時に避難所へ動物と同行避難した飼い主は、動物を飼っていない、または動物が嫌いな避難者へも配慮し、各避難所ごとに作成したルールと避難所設置者や責任者の指示に従い、その運営に協力するとともに、その地域で一時保護された飼い主不明の動物も含め，飼い主同士で協働して飼養管理するよう努める。 2　特定動物対策 特定動物（危険な動物）の飼い主は、災害発生時には、自身の安全を確保した上で、当該動物が脱出していないか確認し、万一脱出した場合には、直ちに、捕獲措置を講じるとともに、関係機関に通報し、人の生命、身体または財産に対する侵害を防止するための必要な措置をとるよう努める。 3　避難所における動物の適正飼養対策 県は、避難所に同行避難した飼い主に対して、動物愛護や動物由来感染症予防等の観点から適正飼養についての指導、助言を行ない、（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と協力して、動物の飼い主や、避難所設置主体に対して支援を行ない、町は、県や避難所運営者等と協力して、避難所での被災動物に関する情報収集及び情報発信に努め、避難所全体での動物に関する理解を求めるための周知や、避難所で動物が適正に飼養できるための必要な措置をとるよう努める。 4　被災動物救護活動対策 県は、災害時には、（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と協働して、避難所に同行避難した、あるいは飼い主とはぐれ、または負傷した被災動物に対して、それぞれが役割分担して救護活動できるよう協力、支援し、町は、県と連携を図り、各避難所を通じて、住民への被災動物救護活動に関する情報収集及び情報提供を図る。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
宇多津町 （香川県）	宇多津町地域防災計画（一般対策編）（令和3年11月改正） 第2章　災害予防計画 第31節 被災動物の保護計画 災害時には、避難所に飼い主とともに避難してくる動物や、飼い主とはぐれたり負傷した動物など被災動物が多数生じることが予想される。 町は、動物愛護、動物由来感染症及び環境衛生の観点から、これら被災動物の避難所での適切な飼養管理や、保護収容、治療等に関して、県等関係機関や（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力体制を確立し、飼い主への支援及び被災動物の救護活動体制を整備する。 1 被災動物避難対策（飼い主の役割） 動物の飼い主は、日頃からその動物の生理、習性等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、避難所へ適切な避難ができるよう、しつけやワクチンの接種をするとともに、動物用避難用品（ケージ等）を準備するよう努める。 また、不必要な繁殖を防止するため、不妊・去勢手術を実施しておくよう努める。 また、災害時に逸走した動物を所有者である飼い主の元に返すことができるよう、飼い主は、飼養する動物に名札やマイクロチップなどで所有者明示（個体識別）を実施するよう努める。 2 特定動物対策 特定動物(危険な動物）の飼い主は、災害時直ちに当該動物の脱出を防止するための措置を実施するとともに、万一脱出した場合は、直ちに関係機関へ通報するとともに、捕獲するよう努めるなど、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとるよう努める。 3 避難所における動物の適正飼養対策 町は、県と協力して、飼い主とともに避難してきた動物について、動物愛護や動物由来感染症等の観点から適正飼養についての指導、助言を行い、環境衛生の維持に努める。 町は、指定避難所での混乱を避けるため、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を選定するなど、動物の飼い主が動物と一緒に避難することができるように配慮する。 動物の飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、避難所運営に協力するとともに、指定避難所に一時保護された飼い主不明の動物も、共同で飼養するよう努める。 4 被災動物救護活動 町は、県、（公社）香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協力して、被災動物の救護活動体制を整備し、災害時にはそれぞれが役割分担して救護活動できるよう協力、支援する。
綾川町 （香川県）	綾川町地域防災計画（一般対策編・地震対策編）（令和4年3月改定） 第2章　災害予防計画 第28節 被災動物の救護体制整備計画 災害時に動物を原因とする混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、指定避難所等での適切な飼養管理や、保護収容、治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう、平常時から県等関係機関や（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力体制を確立し、飼い主の支援及び被災動物の救護活動体制を整備する。 主な実施機関　町　住民生活課 関係機関　県（生活衛生課、中讃保健福祉事務所、畜産課）、中国四国地方環境事務所、（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体 1 被災動物避難対策（飼い主の役割） 動物の飼い主は、日頃からその動物の生理、習性等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、指定避難所へ適切な避難ができるよう、しつけやワクチンの接種をするとともに、動物用避難用品（えさ・リード・ケージ等）を準備するよう努める。また、不必要な繁殖を防止するため、不妊・去勢手術を実施しておくよう努める。 また、災害時に逸走した動物を所有者である飼い主のもとに返すことができるよう、飼い主は、飼養する動物に名札やマイクロチップなどで所有者明示（個体識別）を実施するよう努める。 2 特定動物対策 特定動物（危険な動物）の飼い主は、日頃から、災害発生時も想定した当該動物の脱出防止のため、施設や捕獲器具の点検、万一脱出した場合の関係機関への通報体制を確認するなど、当該動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとる。 3 指定避難所における動物の適正飼養対策 町は、指定避難所での混乱を避けるため、あらかじめ動物との同行避難者を受入れられる施設を選定し、住民への周知、指定避難所設置主体と選定した指定避難所での受入や飼養管理方法等の体制整備に努める。 また、動物との同行避難訓練を実施するよう努める。 4 被災動物救護活動対策 町は、県、（公社）香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協力して、被災動物の救護活動体制を整備し、災害時にはそれぞれが役割分担して救護活動できるよう協力、支援する。 第3章　災害応急対策計画 第28節　被災動物の救護活動計画 災害時には、動物の飼い主が飼っている動物とともに指定避難所に同行避難してきたり、飼い主とはぐれたり、負傷した動物など被災動物が多数生じることが予想される。 町は、災害時に動物に起因する混乱や動物由来感染症等の気概の防止を図るため、動物の飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難でき、指定避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう、県等関係機関や（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力して、飼い主への支援及び被災動物の救護活動を実施する。 主な実施機関　町　住民生活課　関係機関　県（生活衛生課・中讃保健福祉事務所・畜産課）、中国四国地方環境事務所、香川県獣医師会、動物愛護団体等 1.同行避難した動物の適正枝葉対策（飼い主の役割） 災害時に指定避難所へ動物と同行避難した飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、指定避難所ごとに作成したルールと指定避難所設置者や責任者の指示に従い、その運営に協力するとともに、その地域で一時保護された飼い主不明の動物も含め、飼い主同士で協働して飼養管理するよう努める。 2.特定動物対策 特定動物（危険な動物）の飼い主は、災害発生時には、自身の安全を確保したうえで、当該動物が脱出していないか確認し、万が一脱出した場合には、直ちに、捕獲措置を講じるとともに、関係機関に通報し、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するための必要な措置を取るよう努める。 3.指定避難所における動物の適正飼養対策 町は、県や指定避難所設置者等と協力して、指定避難所での被災動物に関する情報収集及び情報発信に努め、指定避難所全体での動物に関する理解を求めるための周知や、指定避難所で動物が適正に飼養できるための必要な措置を取るよう努める。 4.被災動物救護活動対策 町は、県と連携を図り、各指定避難所を通じて、住民への被災動物救護活動に関する情報収集及び情報提供を図る。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
琴平町 （香川県）	琴平町地域防災計画（一般対策編）（令和2年3月一部修正） 第2章　災害予防計画 第28節 被災動物の救護体制整備計画 災害時に動物を原因とする混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、指定避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう、平常時から町等関係機関や（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力体制を確立し、飼い主への支援および被災動物の救護体制を整備する。 主な実施担当：住民福祉課 1 被災動物避難対策(飼い主の役割) 動物の飼い主は、日頃からその動物の生理，習性等を理解し，動物を飼っていない避難者へも配慮して、指定避難所へ適切な避難ができるよう、しつけやワクチンの接種をするとともに、動物用避難用品(ケージ等)を準備するよう努める。また、不必要な繁殖を防止するため、不妊・去勢手術を実施しておくよう努める。 また、災害時に逸走した動物を所有者である飼い主のもとに返すことができるよう、飼い主は，飼養する動物に名札やマイクロチップなどで所有者明示(個体識別)を実施するよう努める。 2 特定動物対策 特定動物（危険な動物）の飼い主は，日頃から、災害発生時も想定した当該動物の脱出防止のため、施設や捕獲器具の点検、万一脱出した場合の関係機関への通報体制を確認するなど、当該動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとるよう努める。 県は、特定動物の飼い主に対して、災害発生時の対応を含めた危害防止対策について、必要に応じて監視･指導を実施し、災害時には特定動物に関する情報の収集や発信ができるよう、関係機関等と連携体制の構築を図る。 3 指定避難所における動物の適正飼養対策(住民福祉課) 町は県や動物の飼い主等と協力して、指定避難所に同行避難した動物について、動物愛護や動物由来感染症等の観点から適正飼養できるようルールを定める。 また町は、指定避難所での混乱を避けるため、あらかじめ動物との同行避難者を受け入れられる施設を選定、住民への周知、指定避難所設置主体と選定した指定避難所での受入れや飼養管理方法等の体制整備に努める。 また、動物との同行避難訓練を実施するよう努める。 4 被災動物救護活動対策(住民福祉課) 県は、(公社)香川県獣医師会，関係機関及び動物愛護団体等と協力して被災動物の救護活動体制を整備し、災害時にはそれぞれが役割分担して救護活動できるよう協力、支援する。 また、町は平常時から県と連携して、住民への被災動物救護活動に関する情報収集および情報提供体制を整備する。 第3章　災害応急対策計画 第28節　被災動物の救護活動計画 災害時には、動物の飼い主が、飼っている動物とともに指定避難所に同行避難してきたり、飼い主とはぐれたり、負傷した動物など被災動物が多数生じることが予想される。 災害時に動物に起因する混乱や動物由莱感染症等の危害の防止を図るため、動物の飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、指定避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう、関係機関や（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力して、飼い主への支援及び被災動物の救護活動を実施する。 《主な実施担当》 住民生活対策班 1同行避難した動物の適正飼養対策（飼い主の役割） 災害時に指定避難所へ動物と同行避難した飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、各指定避難所ごとに作成したルールと指定避難所設置者や責任者の指示に従い、その運営に協力するとともに、その地域で一時保護された飼い主不明の動物も含め、飼い主同士で協働して飼養管理するよう努める。 2特定動物対策 特定動物（危険な動物）の飼い主は、災害発生時には、自身の安全を確保した上で、当該動物が脱出していないか確認し、万一脱出した揚合には、直ちに、捕獲措置を講じるとともに、関係機関に通報し、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するための必要な措置をとるよう努める。 3指定避難所における動物の適正飼養対策 町は、県や指定避難所設置者等と協力して、指定避難所での被災動物に関する情報収集及び情報発信に努め、指定避難所全体での動物に関する理解を求めるための周知や、指定避難所で動物が適正に飼養できるための必要な措置をとるよう努める。 県は、指定避難所に飼っている動物とともに同行避難した飼い主に対して、動物愛護や動物由来感染症予防等の観点から適正飼養にっいての指導、助言を行ない、(公社）香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協力して、動物の飼い主や、指定避難所設置主体に対して支援を行なう。 4被災動物救護活動対策 町は、県と連携を図り、各指定避難所を通じて、住民への被災動物救護活動に関する情報収集及び情報提供を図る。
多度津町 （香川県）	多度津町地域防災計画（一般対策編）（令和5年3月改正） 第2章 災害予防計画 第28節 防災知識等普及計画 3 町民に対する普及啓発 (2)町及び県は、町民の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信するとともに、防災週間や火災予防週間を はじめとした防災関連行事等を通じ、広報紙、パンフレット等の配布、ハザードマップ等の配布、ラジオ・テレビ・新聞等マスメディアの活用等の方法により、災害時等において、町民が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について、 普及啓発 を図る。 　なお、普及啓発 にあたっては、県民防災週間（7月 15 日から 21 日）、防災週間、火災予防週間、水防月間、土砂災害防止月間等の予防運動実施時期を中心に行う。 ス　飼い主による家庭動物との同行避難や 指定 避難所での飼育についての準備

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
多度津町（香川県）	第30節 被災動物の救護体制整備計画 災害時に動物を原因とする混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、指定避難所等での適切な飼養管理や、保護収容、治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう、平常時から県等関係機関や香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力体制を確立し、飼い主への支援及び被災動物の救護活動体制を整備する。 主な実施担当　：　住民環境課 1 被災動物避難対策（飼い主の役割） 　動物の飼い主は、日頃からその動物の生理 、習性等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、指定避難所へ適切な避難ができるよう、しつけやワクチンの接種をするとともに、動物用避難用品（えさ・リード・ケージ等）を準備するよう努める。また、不必要な繁殖を防止するため、不妊・去勢手術を実施しておくよう努める。 　また、災害時に逸走した動物を所有者である飼い主のもとに返すことができるよう、飼い主は、飼養する動物に名札やマイクロチップなどで所有者明示（個体識別）を実施するよう努める。 2 特定動物対策 　特定動物（危険な動物）の飼い主は、日頃から、災害発生時も想定した当該動物の脱出防止のため、施設や捕獲器具の点検、万一脱出した場合の関係機関への通報体制を確認するなど、当該動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとる。 3 指定避難所における動物の適正飼養対策 　町は、指定避難所での混乱を避けるため、あらかじめ動物との同行避難者を受入れられる施設の選定し、町民への周知、指定避難所設置主体と選定した指定避難所での受入や飼育管理方法等の体制整備に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 　また、動物との同行避難訓練を実施するよう努める。 4 被災動物救護活動対策 　町は、県、香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協力して、被災動物の救護活動体制を整備し、災害時にはそれぞれが役割分担して教護活動できるよう協力、支援する。 第3章 災害応急対策計画 第13節 避難計画 8 指定避難所の開設 （1）町は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を、一時的に収容し、保護するため 指定 避難所を設置する。また、要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所を開設する。 災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。 　なお、被災者が被災動物を伴い避難してくることに備え、衛生面に留意しつつ、被災動物を収容するスペースを確保するよう努める。 第17節 防疫及び保健衛生計画 　被災地における感染症の流行を未然に防止するとともに、被災者の健康状態を良好に維持するために、健康相談、食品衛生の監視、栄養指導等の保健衛生活動を行う。また、家庭動物の保護及び収容対策については、災害で放置された犬、猫等の家庭動物を保護、収容することにより、感染症の予防、公衆衛生の保持に努めz 第20節 住宅応急確保計画 2 応急仮設住宅の建設 　災害救助法が適用された場合、県は住宅が滅失した被災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者に対して、次により応急仮設住宅を建設する。ただし、知事の通知を受けた場合は町が実施する。 （5） 応急仮設住宅の管理 　町は、入居者の選定、仮設住宅の修繕等応急仮設住宅の管理を行う。なお、入居者の選定等にあたっては、高齢者、 障害 者等、 要配慮者 に十分配慮する。 　また、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミ ュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性を始めとする 生活者の意見を反映できるよう配慮する。 　なお、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。 第28節 被災動物の救護活動計画 　災害時には、動物の飼い主が、飼っている動物とともに指定避難所に同行避難してきた り、飼い主とはぐれたり、負傷した動物など被災動物が多数生じることが予想される。 　町は、災害時に動物に起因する混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、動物の飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、指定避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう、県等関係機関や（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力して、飼い主への支援及び被災動物の救護活動を実施する。 （主な実施担当）生活支援班 1 同行避難した動物の適正飼養対策（飼い主の役割） 　災害時に指定避難所へ動物と同行避難した飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、各指定避難所ごとに作成したルールと指定避難所設置者や責任者の指示に従い、その運営に協力するとともに、その地域で一時保護された飼い主不明の動物も含め、飼い主同士で協働して飼養管理するよう努める。 2 特定動物対策 　特定動物（危険な動物）の飼い主は、災害発生時には、自身の安全を確保したうえで、当該動物が脱出していないか確認し、万一脱出した場合には、直ちに、捕獲措置を講じるとともに、関係機関に通報し、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するための必要な措置をとるよう努める。 3 指定避難所における動物の適正飼養対策 　町は、県や指定避難所設置者等と協力して、指定避難所での被災動物に関する情報収集及び情報発信に努め、指定避難所全体での動物に関する理解を求めるための周知や、指定避難所で動物が適正に飼養できるための必要な措置をとるよう努める。 4 被災動物救護活動対策 　町は、県と連携を図り、各指定避難所を通じて、町民への被災動物救護活動に関する情報収集及び情報提供を図る。 多度津町地域防災計画（地震対策編）（令和5年3月改正） 第2章 災害予防計画 第18節 防災知識等普及計画 3 町民に対する普及啓発 （2）町は、町民の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信するとともに、防災週間や火災予防週間を はじめとした防災関連行事等を通じ、広報紙、パンフレット等の配布、ハザードマップ等の配布、ラジオ・テレビ・新聞等マスメディアの活用等の方法により、地震災害時において、町民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震災害に関する正しい知識や防災対応について、 普及啓発 を図る。 　なお、普及啓発 にあたっては、県民防災週間（7月 15 日から 21 日）、防災週間、火災予防週間、水防月間、土砂災害防止月間等の予防運動実施時期を中心に行う。 　また、体験学習を通して防災意識の普及啓発を図るため、体験型啓発施設等を積極的に活用する。 ツ　飼い主による家庭動物との同行避難や 指定避難所での飼育についての準備

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
多度津町（香川県）	第20節 被災動物の救護体制整備計画 災害時に動物を原因とする混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、指定避難所等での適切な飼養管理や、保護収容、治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう、平常時から県等関係機関や香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力体制を確立し、飼い主への支援及び被災動物の救護活動体制を整備する。 主な実施担当 ： 住民環境課 1 被災動物避難対策（飼い主の役割） 動物の飼い主は、日頃からその動物の生理 、習性等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、指定避難所へ適切な避難ができるよう、しつけやワクチンの接種をするとともに、動物用避難用品（えさ・リード・ケージ等）を準備するよう努める。また、不必要な繁殖を防止するため、不妊・去勢手術を実施しておくよう努める。 また、災害時に逸走した動物を所有者である飼い主のもとに返すことができるよう、飼い主は、飼養する動物に名札やマイクロチップなどで所有者明示（個体識別）を実施するよう努める。 2 特定動物対策 特定動物（危険な動物）の飼い主は、日頃から、災害発生時も想定した当該動物の脱出防止のため、施設や捕獲器具の点検、万一脱出した場合の関係機関への通報体制を確認するなど、当該動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとる。 3 指定避難所における動物の適正飼養対策 町は、指定避難所での混乱を避けるため、動物との同行避難者を受入れられる施設の選定、町民への周知、受入や飼育管理方法等の体制整備に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 また、動物との同行避難訓練を実施するよう努める。 4 被災動物救護活動対策 町は、県、香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協力して、被災動物の救護活動体制を整備し、災害時にはそれぞれが役割分担して教護活動できるよう協力、支援する。 第3章 災害応急対策計画 第14節 避難計画 6 指定避難所の開設 (2) 町は、地震、津波災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を、一時的に収容し、保護するため指定避難所を設置する。また、要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所を開設する。 災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。 なお、被災者が被災動物を伴い避難してくることに備え、衛生面に留意しつつ、被災動物を収容するスペースを確保するよう努める。 第18節 防疫及び保健衛生計画 被災地における感染症の流行を未然に防止するとともに、被災者の健康状態を良好に維持するために、健康相談、食品衛生の監視、栄養指導等の保健衛生活動を行う。また、家庭動物の保護及び収容対策については、災害で放置された犬、猫等の家庭動物を保護、収容することにより、感染症の予防、公衆衛生の保持に努める。 第21節 住宅応急確保計画 2 応急仮設住宅の建設 災害救助法が適用された場合、県は住宅が滅失した被災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者に対して、次により応急仮設住宅を建設する。た (5) 応急仮設住宅の管理 町は、入居者の選定、仮設住宅の修繕等応急仮設住宅の管理を行う。なお、入居者の選定等にあたっては、高齢者、 障害者等、 要配慮者 に十分配慮する。 また、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミ ュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性、子ども・若者、高齢者、障害者等の多様な生活者の意見を反映できるよう配慮する。 なお、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。 第31節 被災動物の救護活動計画 災害時には、動物の飼い主が、飼っている動物とともに指定避難所に同行避難してきた り、飼い主とはぐれたり、負傷した動物など被災動物が多数生じることが予想される。 町は、災害時に動物に起因する混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、動物の飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、指定避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう、県等関係機関や（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力して、飼い主への支援及び被災動物の救護活動を実施する。 多度津町地域防災計画（津波対策編）（令和5年3月改正） 第2章 災害予防計画 第16節 防災知識等普及計画 「地震対策編　第2章　第18節　防災知識等普及計画」を参照する。 第18節 被災動物の救護体制整備計画 「地震対策編　第2章　第20節　被災動物の救護体制整備計画」を参照する。 第3章 災害応急対策計画 第14節 避難計画 「地震対策編　第3章　第14節　避難計画」を参照する。 第18節 防疫及び保健衛生計画 「地震対策編　第3章　第18節　防疫及び保健衛生計画」を参照する。 第21節 住宅応急確保計画 「地震対策編　第3章　第21節　住宅応急確保計画」を参照する。 第31節 被災動物の救護活動計画 「地震対策編　第3章　第31節　被災動物の救護活動計画」を参照する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
まんのう町（香川県）	まんのう町地域防災計画　一般対策編　（令和3年7月改定） 第2章 災害予防計画 第28節 被災動物の救護体制整備計画 災害時に動物を原因とする混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、指定避難所等での適切な飼養管理や、保護収容、治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう、平常時から県等関係機関や（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力体制を確立し、飼い主への支援及び被災動物の救護活動体制を整備する。 《実施担当》総務課、住民生活課 1 被災動物避難対策（飼い主の役割） 動物の飼い主は、日頃からその動物の生理、習性等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、指定避難所へ適切な避難ができるよう、しつけやワクチンの接種をするとともに、動物用避難用品（ケージ等）を準備するよう努める。また、不必要な繁殖を防止するため、不妊・去勢手術を実施しておくよう努める。 また、災害時に逸走した動物を所有者である飼い主のもとに返すことができるよう、飼い主は、飼養する動物に名札やマイクロチップなどで所有者明示（個体識別）を実施するよう努める。 2 特定動物対策 特定動物（危険な動物）の飼い主は、日頃から、災害発生時も想定した当該動物の脱出防止のため、施設や捕獲器具の点検、万一脱出した場合の関係機関への通報体制を確認するなど、当該動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとる。 3 指定避難所における動物の適正飼養対策 町は、指定避難所での混乱を避けるため、動物との同行避難者を受入れられる施設の選定、町民への周知、受入や飼養管理方法等の体制整備に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。また、動物との同行避難訓練を実施するよう努める。 4 被災動物救護活動対策 町は、県、（公社）香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協力して、被災動物の救護活動体制を整備し、災害時にはそれぞれが役割分担して救護活動できるよう協力、支援する。 第3章 災害応急対策計画 第28節 被災動物の救護活動計画 災害時には、動物の飼い主が、飼っている動物とともに指定避難所に同行避難してきたり、飼い主とはぐれたり、負傷した動物など被災動物が多数生じることが予想される。 町は、災害時に動物に起因する混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、動物の飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、指定避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう、県等関係機関や（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力して、飼い主への支援及び被災動物の救護活動を実施する。 《実施担当》住民班 1 同行避難した動物の適正飼養対策（飼い主の役割） 災害時に指定避難所へ動物と同行避難した飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、指定避難所ごとに作成したルールと指定避難所設置者や責任者の指示に従い、その運営に協力するとともに、その地域で一時保護された飼い主不明の動物も含め、飼い主同士で協働して飼養管理するよう努める。 2 特定動物対策 特定動物（危険な動物）の飼い主は、災害発生時には、自身の安全を確保したうえで、当該動物が脱出していないか確認し、万一脱出した場合には、直ちに、捕獲措置を講じるとともに、関係機関に通報し、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するための必要な措置をとるよう努める。 3 指定避難所における動物の適正飼養対策（住民班） 町は、県や指定避難所設置者等と協力して、指定避難所での被災動物に関する情報収集及び情報発信に努め、指定避難所全体での動物に関する理解を求めるための周知や、指定避難所で動物が適正に飼養できるための必要な措置をとるよう努める。 4 被災動物救護活動対策（住民班） 町は、県と連携を図り、各指定避難所を通じて、町民への被災動物救護活動に関する情報収集及び情報提供を図る。
高松市	高松市地域防災計画 一般対策編 第2章 災害予防計画　第14 節危険物等災害予防計画　第7 特定動物の飼養・保管施設の安全化対策 特定動物の飼養施設の定期的な立入調査を行い、飼養状況を把握するとともに、飼養者に対し、 動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、平常時から事故防止のため、定期点検等の実施や逸走 時の措置についてあらかじめ対策を講じておくよう指導します。 第2章 災害予防計画　第32節 被災動物の救護体制整備計画 災害時には、指定避難所に飼い主とともに避難してくる動物や、飼い主とはぐれた動物、負傷した動物 など被災動物が多数生じることが予想されます。 本市は、動物愛護、動物由来感染症及び環境衛生の観点から、これら被災動物の避難所での適正な飼養 管理や、保護収容、治療等に関して、県や（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力体制を 確立し、飼い主への支援及び被災動物の救護活動体制を整備します。 第2章 災害予防計画　第32節 被災動物の救護体制整備計画　第1 被災動物避難対策（飼い主の役割） 動物の飼い主は、日頃からその動物の生理、習性等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、指定避難所へ適切な避難ができるよう、しつけやワクチンの接種をするとともに、動物用 避難用品（ケージ等）を準備するよう努めます。また、不必要な繁殖を防止するため、不妊・去勢 手術を実施しておくよう努めます。 また、災害時に逸走した動物を所有者である飼い主のもとに返すことができるよう、飼い主は、 飼養する動物に名札やマイクロチップなどで所有者明示（個体識別）を実施するよう努めます。 第2章 災害予防計画　第32節 被災動物の救護体制整備計画　第2 特定動物対策 特定動物（危険な動物）の飼い主は、日頃から、災害発生時も想定した当該動物の脱出防止のため、施設や捕獲器具の点検、万一脱出した場合の関係機関への通報体制を確認するなど、当該動物 による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとるよう努めます。 第2章 災害予防計画　第32節 被災動物の救護体制整備計画　第3 指定避難所における動物の適正飼養対策 本市は、飼い主とともに避難してきた動物について、動物愛護や動物由来感染症等の観点から適 正飼養できる環境づくりに向けて、あらかじめ動物との同行避難者を受け入れられる施設を選定、 住民への周知、指定避難所での受入れや飼育管理方法等の体制整備に努めるとともに、獣医師会や 動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとします。 また、動物との同行避難訓練を実施するよう努めます。 動物の飼い主は、動物を飼っていない、又は動物が苦手な避難者やアレルギーを持っている避難 者へも配慮し、避難所運営に協力するとともに、指定避難所に一時保護された飼い主不明の動物も、共同で飼養するよう努めます。 第2章 災害予防計画　第32節 被災動物の救護体制整備計画　第4 被災動物救護活動対策 本市は、（公社）香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協力して、被災動物の救護活 動体制を整備し、災害時にはそれぞれが役割分担して救護活動できるよう協力、支援します。また、被災動物救護活動に関する情報収集及び情報提供体制を整備します。 第3章 災害応急対策計画　第14節 避難計画　第7 指定避難所の開設及び運営　1 指定避難所の開設　（6） 被災者が被災動物を伴い避難してくることに備え、衛生面に留意しつつ、被災動物を収容するスペースを確保するよう努めるものとします。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
高松市	第3章 災害応急対策計画　第21節　住宅応急確保計画　　第1 応急仮設住宅の建設　5 入居者の選考及び供与期間 (1)入居者の選考 　ア 応急仮設住宅に収容する入居者の選考に当たっては、高齢者、障がい者など要配慮者に十分配慮するものとします。また、応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性、子ども・若者、高齢者、障がい者等の生活者の多様な意見を反映できるよう配慮するものとします。なお、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとします。 第3章 災害応急対策計画　第29節 被災動物の救護活動計画 　災害時には、動物の飼い主が、飼っている動物とともに指定避難所に同行避難してきたり、飼い主とはぐれたり、負傷した動物など被災動物が多数生じることが予想されます。 災害時に動物に起因する混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、動物の飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、指定避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確(スムーズ)に実施できるよう、県及び関係機関、(公社)香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力して、飼い主への支援及び被災動物の救護活動を実施します。 第3章 災害応急対策計画　第29節 被災動物の救護活動計画　第1 同行避難した動物の適正飼養対策(飼い主の役割) 　災害時に指定避難所へ動物と同行避難した飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、各指定避難所ごとに作成したルールと指定避難所設置者や責任者の指示に従い、その運営に協力するとともに、その地域で一時保護された飼い主不明の動物も含め、飼い主同士で協働して飼養管理するよう努めます。 第3章 災害応急対策計画　第29節 被災動物の救護活動計画　第2 特定動物対策 　特定動物(危険な動物)の飼い主は、災害発生時には、自身の安全を確保した上で、当該動物が脱出していないか確認し、万一脱出した場合には、直ちに、捕獲措置を講じるとともに、関係機関に通報し、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するための必要な措置をとるよう努めます。 　災害発生時に、特定動物の飼い主に対して、特定動物に関する情報の収集や発信を行い、県及び関係機関と連携しながら当該動物に係る危害発生の防止を図ります。 第3章 災害応急対策計画　第29 節被災動物の救護活動計画　第3 指定避難所における動物の適正飼養対策 　指定避難所に飼っている動物とともに同行避難した飼い主に対して、動物愛護や動物由来感染症予防等の観点から適正飼養についての指導、助言を行い、県、(公社)香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協力して、動物の飼い主や、指定避難所設置主体に対して支援を行います。 　また、指定避難所での被災動物に関する情報収集及び情報発信に努め、指定避難所全体での動物に関する理解を求めるための周知や、指定避難所で動物が適正に飼養できるための必要な措置をとるよう努めます。 第3章 災害応急対策計画　第29節 被災動物の救護活動計画　第4 被災動物救護活動対策 　県、(公社)香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協働して、指定避難所に同行避難した、あるいは飼い主とはぐれ、又は負傷した被災動物に対して、それぞれが役割分担して救護活動できるよう協力、支援します。 　また、県と連携を図り、各指定避難所を通じて、住民への被災動物救護活動に関する情報収集及び情報提供を図ります。 第3章　災害応急対策計画 　第15節　避難計画 　　第7　指定避難所の開設及び運営 　第22節　住宅応急確保計画 　　第1　応急仮設住宅の建設 　第32節　被災動物の救護活動計画 　　第1　同行避難した動物の適正飼養対策(飼い主の役割) 　　第2　特定動物対策 　　第3　指定避難所における動物の適正飼養対策 　　第4　被災動物救護活動対策 津波対策編(内容は一般対策編と共通) 第2章　災害予防計画第 　第5節　危険物等災害予防計画 　　第7　特定動物の飼養・保管施設の安全化対策 　第18節　防災知識等普及計画 　　第3　市民に対する防災知識・防災技術の普及啓発 　第21節　被災動物の救護体制整備計画 　　第1　被災動物避難対策(飼い主の役割) 　　第2　特定動物対策 　　第3　指定避難所における動物の適正飼養対策 　　第4　被災動物愛救護活動 第3章　災害応急対策計画 　第15節　避難計画 　　第7　指定避難所の開設及び運営 　第22節　住宅応急確保計画 　　第1　応急仮設住宅の建設 　第32節　被災動物の救護活動計画 　　第1　同行避難した動物の適正飼養対策(飼い主の役割) 　　第2　特定動物対策 　　第3　指定避難所における動物の適正飼養対策 　　第4　被災動物救護活動対策

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
愛媛県	○愛媛県地域防災計画（風水害等対策編） 第2編災害予防対策 第3章県民の防災対策 2－3－1県民の果たすべき役割 1平常時の実施事項 (8)飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、日用品や医薬品等生活必需品を備蓄するとともに、避難の際に必要な物資を持ち出すことができるように準備をしておく。 (飲料水、食料については最低7日分、うち3日分は非常用持出し。)また、自動車へのこまめな満タン給油を行い、動物飼養者にあっては飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養について準備をしておく。 第9章避難対策 2－9－1指定緊急避難場所及び指定避難場所の指定 なお、要配慮者に配慮して、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるとともに、プライバシーの確保、被災時の男女のニーズの違いにも配慮するほか、動物の同行避難が可能な避難所の設置も検討する。 2－9－5市町等の避難計画 4避難所運営マニュアルの策定 なお、動物同行避難が可能な指定避難所については、指定避難所における動物飼養に関する事項についてもマニュアルに定めるよう努める。 第3編災害応急対策 第6章避難活動 3－6－4指定避難所等の設置及び避難生活 2市町の活動 (4)指定避難所等の運営 ク市町は、必要に応じ、指定避難所等における家庭動物の受入れや飼養方法について、担当部局及び運営担当(施設管理者など)との検討、調整を行い、措定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 第24章応急住宅対策【保健福祉課、建設住宅課】 3-24-2市町の活動 7応急住宅の運営管理 各応急住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するとともに、地域の状況に応じた飼養ルールの作成や飼い主に対する適正な飼養指導・支援を実施するよう努めるものとする。
四国中央市（愛媛県）	四国中央市地域防災計画 【第2編 風水害対策編/第1章 災害予防計画/第12節 避難計画/1 避難場所及び避難所の指定】 動物の同行避難が可能な避難所の設置も検討する。 【第2編 風水害対策編/第2章 災害応急対策/第6節 避難誘導計画/5.指定避難所等の設置及び運営/(4)指定避難所等の運営】 ク 市は、必要に応じ、指定避難所等における家庭動物のためのスペース確保に努める。 【第2編 風水害対策編/第2章 災害応急対策/第22節 動物の管理計画】 災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うべきものであるが、市、県及び住民は、協力して動物の保護及び危害防止に努める。 【1 市の活動】 (1) 被災動物の把握、 (2) 指定避難所等における家庭動物のための避難スペースの確保、 (3) 飼養されている動物に対する餌の配布、 (4) 危険動物の逸走対策、 (5) 被災動物の一時収容、応急処置、保管、 (6) 被災動物救護センターの設置場所のあっせん、 (7) 被災動物による咬傷事故、危害防止の啓発、 (8) 災害死した動物の処理、 (9) その他動物に関する相談等 【2 住民及び民間の活動】 (1) 被災動物の一時保護、応急処置、通報、 (2) ボランティア獣医師による負傷動物の治療、 (3) 危険動物の逸走対策、 (4) ボランティアによる被災動物救護センターの管理、運営、 (5) その他行政への協力 ※【第3編 地震災害対策編/第3章 災害応急対策/第21節　動物の管理計画】、【第4編 津波災害対策編/第2章 災害応急対策/第20節　動物の管理計画】にも同様の内容を記載 【第2編 風水害対策編/第2章 災害応急対策/第23節 応急住宅対策計画/(5) 応急仮設住宅の運営管理】 また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 【第3編 地震災害対策編/第3章 災害応急対策/第6節 避難誘導計画/4 指定避難所の設置及び運営/(4)指定避難所等の運営】 ク 市は、必要に応じ、指定避難所等における家庭動物の受入れや飼養方法について、担当部局及び運営担当(施設管理者など)との検討、調整を行い、指定避難所等における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 【第4編 津波災害対策編/第1章 災害予防計画/第8節 津波避難計画/6 指定緊急避難場所及び指定避難所等の指定】 動物の同行避難が可能な避難所の設置も検討する。 【(4) 指定緊急避難場所等の周知】 なお、動物同行避難が可能な指定避難所等については、指定避難所等における動物飼養に関する事項についてもマニュアルに定めるよう努める。 【第4編 津波災害対策編/第2章 災害応急対策/第5節 津波避難誘導計画/6 指定避難所の設置及び運営/(4) 指定避難所等の運営】 ク 市は、必要に応じ、指定避難所等における家庭動物の受入れや飼養方法について、担当部局及び運営担当(施設管理者など)との検討、調整を行い、指定避難所等における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
新居浜市 （愛媛県）	新居浜市地域防災計画　第3章　災害応急対策　（風水害対策編） 第6節　避難活動　4　指定避難所等の設置及び避難生活(5)指定避難所等運営上の配慮及び協力 オ　市は、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所等における家庭動物の受入れや飼養方法につ いて、担当部局及び運営担当（施設管理者等）との検討、調整を行い、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 第22節　動物の管理　1　動物の管理 災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うべきものであるが、市は、動物の保護及び危害防止に努めるため、県及び住民と協力して次の措置を実施する。 なお、市及び県は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずる。 (1)市の活動 環境衛生班長は、県等関係機関と協力して次の応急活動を実施する。 ア 被災動物の把握 イ 指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保 ウ 危険動物の逸走対策 エ 被災動物の一時収容、応急処置及び保管 オ 被災動物救護センターの設置場所のあっせん カ 被災動物によるこう傷事故、危害防止の啓発 キ 災害死した動物の処理 ク その他動物に関する相談等 第23節　応急住宅対策　3応急仮設住宅の建設 (6)応急住宅の運営管理 各応急住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。 また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するとともに、地域の状況に応じた飼養ルールの作成や飼い主に対する適正な飼養指導・支援を実施するよう努める。
西条市 （愛媛県）	西条市地域防災計画　風水害対策編-第3章災害応急対策ー　第22節　動物の管理 災害の発生に伴う動物適正な飼養及び保管を行い、護危防止又は死亡した獣畜の衛生的な処理に努める。 第1　動物の管理 　災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うべきものであるが、市は、動物の保護及び危害防止に努めるため、県及び住民と協力して次の措置を実施する。 1　市の活動 (1)被災動物の把握 (2)指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保 (3)飼養されている動物に対する餌の配布 (4)危険動物の逸走対策 (5)被災動物の一時収容、応急処置及び保管 (6)被災動物救護センターの設置場所のあっせん (7)被災動物によるこう傷事故、危害防止の啓発 (8)災害視した動物の処理 (9)その他動物に関する相談等
今治市 （愛媛県）	今治市地域防災計画第3部災害応急対策計画 第11章避難応急体制の整備 1避難場所及び指定避難所の指定 なお、要配慮者に配慮して、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な指定避難所の確保に努めるとともに、プライバシーの確保、被災時も男女のニーズの違いにも配慮するほか、動物の同行避難が可能な指定避難所の設置も検討する 第12章市民生活の確保対策 第1節指定一般避難所の開設・運営体制の整備 5避難所運営マニュアルの周知等 動物の同行避難が可能な指定一般避難所については、指定一般避難所における動物飼養に関する事項についてもマニュアルに定めるよう努める。 第13章環境保健衛生対策 第7節災害時における動物の管理 1犬、猫等愛がん動物の応急対策 災害時の動物の適正な飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うものを基本とする。 (1)動物の保護及び危害防止環境衛生班長は、動物関係団体、県等関係機関と協力して次の応急活動を実施する。 ア被災動物の把握を行う。 イ飼養されている動物に対する餌の配布を行う。 ウ危険動物の逸走対策を行う。 エ必要に応じて、被災動物の一時収容、応急措置、保管、避難所における家庭動物のためのスペースの確保を図る。 オ動物関係団体等により動物救護センターが設置された場合は、その情報を被災者に提供し、動物の一時収容、負傷等の応急処置、保管をするよう呼びかける。また、動物救護センター設置のため公用地を提供する。 カ県と協力して、放浪動物による咬傷事故、危険防止の啓発を行う。キその他動物に係わる相談等の受付を行う。 (2)市民及び民間の活動アケージでの保護、給餌等、所有する動物の自己管理を行う。 イ負傷している動物の応急措置を行う。 ウ放浪動物の一時保護及び通報を行う。 エボランティア獣医師は、負傷動物の治療を行う。 オボランティアは、動物救護センターの管理等の協力を行う。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
上島町 （愛媛県）	上島町地域防災計画風水害対策編 第2章災害予防対策 第3節住民の防災対策 1 住民の果たすべき役割 (1)平常時の実施事項力飲料水、食料、携帯トイレ、トイレットペーパー、日用品や医薬品等生活必需品を備蓄するとともに、避難の際に必要な物資を持ち出すことができるように準備をしておく。(飲料水、食料については最低7日分、うち3日分は非常用持出し。)また、動物飼養者にあっては飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養について準備をしておく。 第13節避難対策 1 緊急避難所及び避難所の指定町は、住民の生命・身体の安全を確保するため、あらかじめ避難所を指定しているが、施設の老朽化、人口動態の変化等により見直すことがありえる。今後は、住民の生命・身体の安全を確保するため、公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定・整備し、本地域防災計画に定める。なお、町は、避難所施設の管理者や自主防災組織等と避難所の開設や運営方法、役割分担等について協議等を行うとともに、情報を共有する。また、緊急避難場所、避難所及びその周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、速やかに避難できるよう平素から関係地域住民に周知を図る。 さらに、要配慮者に配慮して、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるとととともに、プライバシーの確保のほか、被災時の男女のニーズの違いにも配慮するほか、動物の同行避難が可能な避難所の設置も検討する。 7 避難所運営マニュアルの整備町、住民(自主防災組織)、施設管理者の協議により、避難所における必要な情報の入手や暑さ寒さ対策、健康・衛生管理、心のケアなど、長期にわたる避難所運営を円滑に行うため、予定される避難所ごとに、事前に「避難所運営マニュアル」の策定を図る。 マニュアルの策定に当たっては、要配慮者や男女のニーズの違いに配慮した内容とするよう努める。また、動物同行避難が可能な避難所については、避難所における動物飼養に関する事項についてもマニュアルに定めるよう努める。≪避難所運営マニュアルの内容≫(4)動物飼育を行う場合のルール 第3章災害応急対策 第7節避難活動 4 避難所の設置及び避難生活 (4)避難所の運営　ク町は、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペース確保に努める。 第22節 動物の管理災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うべきものであるが、町及び住民は、協力して動物の保護及び危害防止に努める。 1 町、県、住民の活動災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うべきものであるが、町は県又は住民と協力して動物の保護及び危害防止に努める。 町:(5)被災動物救援センターの設置場所のあっせん 県:(5)被災動物救援センターの設置 2 死亡獣畜・家きんの処理災害の発生に伴って死亡した獣畜(牛、馬、豚、めん羊、山羊)及び家きんの処理は、原則として飼養者等が行うものとし、これが困難な場合には、町は県と協力体制を確立し、衛生的処理に努める。 (1)町の活動 ア飼養者等からの要請があったときは、処分方法を指導し、処理場所の確保について近隣住民へ協力を依頼する。 イ 処理場所の確保について、町のみで対応できないときは、県に協力を要請する。 (2)県の活動 ア 町からの要請があったときは、埋却及び焼却処理の処分方法を指導する。 イ 町からの要請があったときは、死亡した獣畜及び家きんの処理について近隣市町及び近隣県へ協力を依頼する。 ウ 今治保健所長は、飼養者等から申請があったときは、処理場所が公衆衛生上適当かどうかを判断し、埋却及び焼却処理の許可(家きんの処理については、許可は不要)を与え、処理方法及び公衆衛生上必要な措置について指導する。 (3)飼養者等の活動 ア 処理場所を確保し、獣畜の処理については、今治保健所長の許可を受ける。 イ 処理場所を確保できないときは、町へ協力を要請する。 ウ 処理方法及び公衆衛生上必要な措置について今治保健所、町の指導を受け、適正に処理する。 第23節応急住宅対策 5 応急住宅の運営管理各応急住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。 また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 地震災害対策編第2章地震災害予防対策 第2節住民の防災対策 1住民の果たすべき役割 (1)平常時の実施事項ク飲料水、食料、携帯トイレ、トイレットペーパー、日用品や衣料品等生活必需品を備蓄するとともに、避難の際に必要な物資を持ち出すことができるように準備をしておく。(飲料水、食料については最低7日分、うち3日分は非常用持ち出し。)また、動物飼養者にあっては飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養について準備をしておく。 第12節町民生活の確保対策 1避難計画の作成 (1)緊急避難所及び避難所の指定町は、住民の生命・身体の安全を確保するため、あらかじめ避難所を指定しているが、施設の老朽化、人口動態の変化等により見直す場合には、次の基準により避難所を緊急避難場所及び避難所に区分して選定・確保し、本地域防災計画に定めておく。なお、町は、避難所施設の管理者や自主防災組織等と避難所の開設や運営方法、役割分担等について協議等を行うとともに、情報を共有する。また、緊急避難場所、避難所及びその周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図り、速やかに避難できるようにしておく。さらに、要配慮者に配慮し、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるとともに、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等にも配慮するほか、動物の同行避難が可能な避難所の設置も検討する。 (6)避難所運営マニュアルの策定町、住民(自主防災組織)、施設管理者の協議により、避難所における必要な情報の入手や暑さ寒さ対策、健康・衛生管理、心のケアなど、長期にわたる避難所運営を円滑に行うため、予定される避難所ごとに、事前に「避難所運営マニュアル」の策定を図る。マニュアルの策定に当たっては、要配慮者や男女のニーズの違いに配慮した内容とするよう努める。また、動物同行避難が可能な避難所については、避難所における動物飼養に関する事項についてもマニュアルに定めるよう努める。 第3章地震災害応急対策第20節動物の管理風水害等対策編 第3章第22節「動物の管理」を準用する。 津波災害対策編第2章津波災害予防対策 第2節防災活動の促進2防災知識の普及啓発 (1)防災知識の普及　〇動物飼養者は飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養について準備

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
伊予市 （愛媛県）	伊予市地域防災計画 第21章　動物の管理 　災害発生に伴う動物の適正な飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うべきものであるが、市及び住民は、協力して動物の保護及び危害防止に努めるものとする。 伊予市国民保護計画 第9章　保健衛生の確保その他の措置 1　保健衛生及び福祉サービスの確保 　市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産企画課通知）」を踏まえ、危険動物等の逸走対策、要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護について、所要の措置を講じるよう努めるものとする。
東温市 （愛媛県）	東温市地域防災計画【風水害等対策編】 第7節 避難対策 （中略） 第1 避難所の指定 1 避難所等の基準 （中略） また、指定緊急避難場所、指定避難所及びその周辺道路に日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、案内標識、誘導標識等を設置し、速やかに避難できるよう平素から関係地域住民に周知を図るよう努めるものとする。なお、要配慮者に配慮して、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を借上げる等、避難所の確保に努めるとともに、プライバシーの確保、被災時の男女のニーズの違いにも配慮するほか、動物の同行避難が可能な避難所の設置も検討する。 第22節 動物の管理 災害の発生に伴う動物の適正な管理を行い、動物の保護及び危害防止又は死亡した獣畜の衛生的な処理に努める。 第1 動物の管理 災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うべきものであるが、市は、動物の保護及び危害防止に努めるため、県及び住民と協力して以下の措置を実施する。 1 市の活動 (1) 被災動物の把握 (2) 指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保 (3) 飼養されている動物に対する餌の配布 (4) 危険動物の逸走対策 (5) 被災動物の一時収容、応急処置、保管 (6) 被災動物救援センターの設置場所のあっせん (7) 被災動物による咬傷事故及び危害防止の啓発 (8) 災害死した動物の処理 (9) その他動物に関する相談等 第23節 応急住宅対策 （中略） 第3　応急仮設住宅の建設 （中略） 6　応急住宅の運営管理 各応急住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するとともに、地域の状況に応じた飼養ルールの作成や飼い主に 対する適正な飼養指導・支援を実施するよう努めるものとする 。
久万高原町 （愛媛県）	久万高原町地域防災計画　　第23章　動物の管理 　災害の発生に伴う動物の適正な管理を行い、動物の保護及び危害防止又は死亡した獣畜の衛生的な処理に努める。 第1　町の活動 　災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うべきものであるが、町（生活衛生部）は、県及び住民と協力して動物の保護及び危害防止に努めるため、次のような措置を実施する 　1　被災動物の把握 　2　飼養されている動物に対する餌の配布 　3　危険動物の逸走対策 　4　被災動物の一時収容、応急処置、保管 　5　被災動物救援センターの設置場所のあっせん 　6　被災動物によるこう傷事故、危害防止の啓発 　7　災害死した動物の処理 　8　その他動物に関する相談等 第2　住民及び民間の活動 　1　被災動物の一時保護、応急処置、通報 　2　ボランティア獣医師による負傷動物の治療 　3　危険動物の逸走対策 　4　ボランティアによる被災動物の管理 　5　その他行政への協力 第3　死亡獣畜・家きんの処理 　災害の発生に伴って死亡した獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）及び家きんの処理は、原則として飼養者等が行うものとし、これが困難な場合には、町は県と協力体制を確立し、衛生的処理に努める。 1　町の活動 （1）　飼養者等からの要請があったときは、処分方法を指導し、処理場所の確保について近隣住民へ協力体制を依頼する。 （2）　処理場所の確保について、町のみで対応できないときは、県に協力を要請する。 2　飼養者等の活動 (1)処理場所を確保し、獣畜の処理については、県中予保健所長の許可を受ける。 (2)処理場所を確保できないときは、町へ協力を要請する。 (3)処理方法及び公衆衛生上必要な措置について県中予保健所、町の指導を受け、適正に処理する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
松前町 （愛媛県）	松前町地域防災計画 風水害等災害対策編　第2編　風水害等災害応急対策　第22章　動物の管理、津波災害対策編　第2編　津波災害対策災害応急対策　第23章　動物の管理、地震災害対策編　第2編　地震災害応急対策　第22章　動物の管理 （上記各章の記載内容は同じ） 災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うべきものであるが、県、町及び住民は、協力して動物の保護及び危害防止に努める。 第1節　町の活動 (1)被災動物の把握 (2)飼養されている動物に対する餌の配布(3)危険動物の脱走対策 (4)被災動物の一時収容、応急措置、保管 (5)被災動物救護センターの設置場所のあっせん (6)被災動物による公傷事故、危害防止の啓発 (7)災害死した動物の処理 (8)その他動物に関する相談等 第2節　住民及び民間の活動 (1)被災動物の一時保護、応急措置、通報 (2)ボランティア獣医師による負傷動物の治療 (3)危険動物の脱走対策 (4)ボランティアによる被災動物救護センターの管理、運営 (5)その他行政への協力 第3節　死亡した動物及び家きんの処理 災害の発生に伴って死亡した動物及び家きん（家畜として飼育される鶏などの鳥。）の処理は、原則として飼養者等が行うものとし、これが困難な場合には、町及び県は協力体制を確立し、衛生的処理に努める。 第1　町の活動 (1)飼養者等からの要請があったときは、処分方法を指導し、処理場所の確保について近隣住民へ協力を依頼する。 (2)処理場所の確保について町のみで対応できないときは、県に協力を要請する。 第2　飼養者等の活動 (1)処理方法及び公衆衛生上必要な措置について保健所、町の指導を受け、適正に処理する。
砥部町 （愛媛県）	砥部町地域防災計画　第2編　第1章　風水害等災害予防計画　第13節　避難計画　第1　避難場所及び避難所の指定 町は、住民の生命・身体の安全を確保するため、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定・整備し、町地域防災計画に定める。 町が県管理都市公園を避難場所、避難所として指定する場合には、県との情報共有及び連携強化を図るとともに、指定した際には、県の地域防災計画にも併せて掲載する。 また、町はこれらの避難場所、避難所及びその周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、速やかに避難できるよう平素から関係地域住民に周知を図る。 なお、要配慮者に配慮して、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるとともに、プライバシーの確保、被災時の男女のニーズの違いにも配慮するほか、動物の同行避難が可能な避難所の設置も検討する。
八幡浜市 （愛媛県）	八幡浜市地域防災計画　風水害対策編　第23章動物管理活動 大規模災害が発生した場合における動物の飼養及び保管を適正に行い、関係機関等の協力により、動物の保護及び危害防止を図るものとする。 第1節活動内容 1市の活動 災害発生時の動物の飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うものとするが、被災放置された動物の収容にあたり、市は県等と協力して、適切な対応を図る。 (1)被災動物の把握 (2)飼養されている動物への餌の配布 (3)被災動物の一時収容、応急処置、保管 (4)被災動物救護センターの設置場所のあっせん (5)危険動物の逸走対策 (6)被災動物によるこう傷事故、危害防止の啓発 (7)災害死した動物の処理 (8)その他動物に係る相談等 2住民及び民間の活動 (1)被災動物の一時保護、応急処置、通報 (2)ボランティアによる被災動物救護センターの管理、運営 (3)ボランティア獣医師による負傷動物の治療 (4)危険動物の逸走対策 (5)その他行政への協力
大洲市 （愛媛県）	大洲市地域防災計画　風水害等対策編 第1章　総論 第16節　避難対策 （略） 1　指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 （略） なお、要配慮者に配慮して、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるとともに、プライバシーの確保、被災時の男女のニーズの違いにも配慮するほか、動物の同行避難が可能な避難所の設置も検討する。 （略） 8　避難所運営マニュアル （略） また、動物同行避難が可能な避難所については、避難所における動物飼養に関する事項についてもマニュアルに定めるよう努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
大洲市 （愛媛県）	第8節　避難活動 （略） 10　指定避難所の設置及び運営 （略） (4)　指定避難所等の運営 （略） ケ　市は、必要に応じ、指定避難所等における家庭動物の受入れや飼養方法について、担当部局及び運営担当（施設管理者など）との検討、調整を行い、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 第24節 応急住宅対策 （略） 5　応急住宅の運営管理 市は、各応急住宅の適切な運営管理を行う。 （略） (5)　必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮
西予市 （愛媛県）	西予市地域防災計画　風水害等対策編 第21章 動物の管理 災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うべきものであるが、 市、県及び住民は、協力して動物の保護及び危害防止に努める。 1 市の活動 (1)被災動物の把握 (2)指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保 (3)飼養されている動物に対する餌の配布 (4)危険動物の逸走対策 (5)被災動物の一時収容、応急処置、保管 (6)被災動物救援センターの設置場所のあっせん (7)被災動物によるこう傷事故、危害防止の啓発 (8)災害死した動物の処理 (9)その他動物に関する相談等 2 住民及び民間の活動 (1)被災動物の一時保護、応急処置、通報 (2)ボランティア獣医師による負傷動物の治療 (3)危険動物の逸走対策 (4)ボランティアによる被災動物救援センターの管理、運営 (5)その他行政への協力 3 死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）及び家きんの処理 災害の発生に伴って死亡した獣畜及び家きんの処理は、原則として、飼養者等が行うものとし、これが困難な場合には、市は、関係機関との協力体制を確立し、衛生的処理に努める。 (1)市の活動 ア 飼養者等からの要請があったときは、処分方法を指導し、処理場所の確保について近隣住民へ協力を依頼する。 イ 処理場所の確保について、市のみで対応できないときは、県に協力を要請する。 (2)飼養者等の活動 ア 処理場所を確保し、獣畜の処理については、八幡浜保健所長の許可を受ける。 イ 処理場所を確保できないときは、市へ協力を要請する。 ウ 処理方法及び公衆衛生上必要な措置について八幡浜保健所、市の指導を受け、適正に処理する。 西予市地域防災計画 第3章　自主防災組織の防災対策（風水害等・地震災害・津波災害共通） 1 住民の果たすべき役割 コ 飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー、日用品や医薬品、緊急物資を備蓄するとともに、避難の際にすぐに持ち出せる非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備をしておく（飲料水、食料については最低7日分、うち3日分は非常用持出し。）。また、自動車へのこまめな満タン給油や携帯電話の満充電を行い、動物飼養者にあっては、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養について準備をしておく。 〇津波災害対策 第2編　災害予防対策　第9章　避難対策 3 指定緊急避難場所等の指定及び周知等 (1)指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 要配慮者に配慮し、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるとともに、プライバシーの確保や男女、子供のニーズの違い等にも配慮するほか、動物の同行避難が可能な避難所の設置も検討する。 第3編　災害応急対策 4 指定避難所等の設置及び避難生活 (5)指定避難所等の運営 ク 市は、必要に応じ、指定避難所等における家庭動物の受入れや飼養方法について、担当部局及び 運営担当（施設管理者など）との検討、調整を行い、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
西予市 （愛媛県）	○地震災害 第2編　災害予防対策　第12章　避難対策 2 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 要配慮者に配慮し、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるとともに、プライバシーの確保や男女や子どものニーズの違い等にも配慮するほか、動物の同行避難が可能な避難所の設置も検討する。 8 避難所運営マニュアルの整備 なお、動物同行避難が可能な避難所については、避難所における動物飼養に関する事項についてもマニュアルを定めるよう努める。 第3編　災害応急対策 第5章 避難活動 (5)指定避難所等の運営 ク 市は、必要に応じ、指定避難所等における家庭動物の受入れや飼養方法について、担当部局及び 運営担当（施設管理者など）との検討、調整を行い、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 ○原子力災害対策編 第2編 原子力災害事前対策 第8章 避難収容活動体制の整備 1 指定避難所等の指定 (2)県は、市と連携し、指定避難所及び避難退域時検査（居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定をいう。以下同じ。）等の場所を選定・確保し、広域避難計画に定めるものとする。 第3編 緊急事態応急対策 第8章 住民避難等の実施 3 避難等の方法 (2)避難及び一時移転 市災害対策本部長は、災害の実態に応じて、家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。また、指定避難所に職員を派遣して避難住民等の保護にあたるものとする。 10 避難の長期化への対応 (1)市及びその他の市町は、国、県及び関係機関と連携し、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、慢性疾患用医薬品等の服薬状況、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 (3)県は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上、建設するものとする。ただし、建設にあたっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて，応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて、国に資機材の調達に関して要請するものとする。 第20章 複合災害時における応急対 策3屋内退避、避難等 ○風水害等 第2編 災害予防対策 第13章　避難対策 3 避難所運営マニュアルの策定 動物同行避難が可能な避難所については、避難所における動物飼養に関する事項についてもマニュアルを定めるよう努める。 4 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等 要配慮者に配慮して、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるとともに、プライバシーの確保、被災時の男女や子どものニーズの違いにも配慮するほか、動物の同行避難が可能な避難所の設置も検討する。 第3編 災害応急対策 (4)指定避難所等の運営 ク 市は、必要に応じ、指定避難所等における家庭動物の受入れや飼養方法について、担当部局及び運営担当（施設管理者など）との検討、調整を行い、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。
内子町 （愛媛県）	内子町地域防災計画　第3章第23節 動物の管理 災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管を行い、動物の保護及び危害防止又は死亡した獣畜の衛生的な処理に努める。 1 町、県、町民の活動 災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うべきものであるが、町は県又は町民と協力して動物の保護及び危害防止に努める。 (1) 被災動物の把握 (2) 飼養されている動物に対する餌の配布 (3) 危険動物の逸走対策 (4) 被災動物の一時収容、応急処置、保管、避難所における家庭動物のためのスペースの確保 (5) 被災動物救護センターの設置場所の斡旋 (6) 被災動物によるこう傷事故、危害防止の啓発 (7) 災害死した動物の処理 (8) その他動物に関する相談等
伊方町 （愛媛県）	伊方町地域防災計画　風水害等対策編　第21節　動物の管理（その他各編においても風水害等対策編を準用） 　災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うべきものであるが、町及び住民は、協力して動物の保護及び危害防止又は死亡した獣畜の衛生的な処理に努める。 1　町、県、住民の活動 　災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うものとするが、町は県又は住民と協力して動物の保護及び危害防止に努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
宇和島市 （愛媛県）	宇和島市　避難所管理マニュアル 1避難所のペットの管理責任は、飼育者にあることを原則とします。 2 避難所にペットを連れてきた避難者に対して、窓口で届け出るよう呼びかけ、様式15「避難所ペット登録台帳」に記載します。 3 避難所では、「人への対応」が優先されることを説明し、大型動物や危険動物の同伴は断ります。 4 ペットの飼育場所は、以下の例示を参考に避難所運営委員会で決定し、様式16の「ペットの飼育ルール」とともに、飼育者及び避難者へ通知し、徹底を図ります。 5 補助犬を利用する身体障がい者等については、一緒に生活できるよう配慮することが必要であることから、部屋割りを工夫するなど周囲の避難者の理解を得られるように努めます。 【ペットの飼育場所の例】 1ペットを屋外の決められた場所につなぐ 2ペットをゲージに入れ、屋内の決められた場所で飼育する。 3ペットと飼育者が一緒に生活する専用の部屋を設ける など
鬼北町 （愛媛県）	鬼北町地域防災計画 第23章　動物の管理 　災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管については、その所有者又は占有者が行うべきものであるが、町は協力して動物の保護及び危害防止に努める。 第24章　応急住宅対策 7　応急住宅の運営管理 　必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するとともに、地域に応じた飼養ルールの作成や飼い主に対する適正な飼養指導・支援を実施するよう努める。
松野町 （愛媛県）	松野町地域防災計画　　第6章　避難活動/4 指定避難所の設置及び避難生活/（4）指定避難所の運営/ク 本部長（町長）は、必要に応じ、指定避難所におけるペットのためのスペース確保に努める。 第23章　動物の管理/1 動物保護活動 （1）町における活動 ア 被災動物の把握 イ 飼養されている動物に対する餌の配布 ウ 被災動物の一時収容、応急処置、保管、避難所におけるペットのためのス ペースの確保 エ 危険動物の逸走対策 オ 被災動物救援センターの設置場所の斡旋 カ 被災動物によるこう傷事故、危害防止の啓発 キ 災害死した動物の処理 ク その他動物に関わる相談等 （2）町民及び民間の活動 ア 被災動物の一時保護、応急処置、通報 イ ボランティア獣医師による負傷動物の治療 ウ 危険動物の逸走対策 エ ボランティアによる被災動物救援センターの管理、運営 オ その他行政への協力
愛南町 （愛媛県）	愛南町防災計画　第3部災害応急対策　第23章動物管理活動　第1節動物管理の応急対策 　1　犬、猫等愛玩動物の応急対策 　　災害時の動物の適正な飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うものであるが町は県等と協力して動物の保護及び危害防止に努める。 　　（1）動物の保護及び危害防止 　　　生活環境対策部は、県等関係機関と協力して次の応急活動を実施する。 　　ア　被災動物の把握を行うとともに、飼養されている動物に対する餌の配布を行う。 　　イ　負傷している動物の一時収容、応急処置、保管、避難所における家庭動物のためのスペースの確保を行う。必要に応じ、獣医師に対する負傷動物治療の協力依頼を県に要請する。 　　ウ　使用困難な動物や放浪動物の一時保護を行うため、県に設置場所のあっせんを依頼し、被災動物保護センターを開設する。なお、県等と協力し、所有者及び里親探しの情報提供を行い、被災動　物救護センターの早期解消に努める。 　　エ　県と協力して、放浪動物によるこう傷事故、危険防止の啓発を行う。 　　オ　危険動物の逸走対策を行う。 　　カ　その他動物にかかわる相談等の受付を行う。
松山市 （愛媛県）	松山市地域防災計画(風水害等対策編、地震災害対策編) 第2章　災害予防計画　第1節　防災活動の啓発　第1　防災思想・知識の普及　4　市民に対する啓発 (1)普及・啓発の内容 ケ（風水害等対策編）　サ（地震災害対策編）　平常時の心得 ・動物飼養者にあっては飼い主による家庭動物等（ペット）との同行避難や避難所での飼養についての準備等 第3章　災害応急対策 第6節　避難活動（風水害等対策編） 第5節　地震災害時の避難活動（地震災害対策編）第4　指定避難所の運営管理　2 指定避難所における措置 (4)生活環境の管理 ・指定避難所における家庭動物等（ペット）のためのスペース確保に努めるとともに、飼養者に適切な動物の管理を啓発する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
松山市 （愛媛県）	第10節　生活救援活動　基本方針 関係機関の協力により、災害時における動物（犬、猫等）の管理を行う。 第5　応急仮設住宅の確保等　1 応急仮設住宅の建設　(8)応急住宅の運営管理 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物等（ペット）の受入れに配慮する。 第7　動物（犬、猫等）の管理 災害の発生に伴う動物（犬、猫等）の保護及び人への危害防止等の対策は、原則として飼養者等が行う。これが困難な場合は、関係機関等の協力により、次のとおり実施する。また、市は動物飼養者が動物の同行避難が可能な避難場所を設置する。 1 動物の保護収容等 被災した飼育動物の保護収容、危険動物の逸走対策、飼い主等からの飼育動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を行う。 2 死亡した動物の処理 死亡した動物の処理は、その飼養者等が行うが、状況によりこれが困難な場合、市は、関係機関等との協力体制を確立するとともに、衛生的処理に努める。なお、処理場所の確保について市のみで対応できないときは、県等の関係機関に協力を要請する。 (1)犬、猫等の飼養者等の活動 犬、猫等の飼養者等は、犬、猫等が死亡した場合、次のとおり活動する。なお、ここでいう犬、猫等とは、所有者又は占有者のある動物で哺乳類、鳥類及びは虫類に属するものをいう。 ・処理場所を確保する。 ・処理場所が確保できないときは、市へ協力を要請する。 ・処理方法及び公衆衛生上必要な措置については市の指導を受け、適正に処理する。 (2)獣畜等の飼養者等の活動 獣畜等の飼養者等は、獣畜が死亡した場合、次のとおり活動する。なお、ここでいう獣畜とは、牛、馬、豚、めん羊及び山羊をいう。 ・処理場を確保し、処理については保健所長に「死亡獣畜取扱場外における死亡獣畜の解体等の許可」を申請する。 ・処理場所が確保できないときは、市へ協力を要請する。 ・処理方法及び公衆衛生上必要な措置については市の指導を受け、適正に処理する。 3 住民の活動 ・負傷している動物の応急処置 ・放浪動物の一時保護及び通報 ・ボランティア獣医師による負傷動物の治療 ・危険動物の逸走対策 ・ボランティアによる保護動物の管理 ・その他行政への協力 松山市地域防災計画(風水害等対策編、地震災害対策編) 第2章災害予防計画第1節防災活動の啓発第1防災思想・知識の普及4市民に対する啓発 (1)普及・啓発の内容 ケ（風水害等対策編）サ（地震災害対策編）平常時の心得 ・動物飼養者にあっては飼い主による家庭動物等（ペット）との同行避難や避難所での飼養についての準備 第12節（風水害等対策編）第10節（地震災害対策編）市民生活の確保計画第1避難計画1避難場所の指定 動物飼養者が動物の同行避難が可能な避難場所の設置も検討する。 第3章災害応急対策第6節避難活動（風水害等対策編）第5節地震災害時の避難活動（地震災害対策編）第4指定避難所の運営管理2指定避難所における措置(4)生活環境の管理 ・指定避難所における家庭動物等（ペット）のためのスペース確保に努めるとともに、飼養者に適切な動物の管理を啓発する。 第10節生活救援活動 基本方針 関係機関の協力により、災害時における動物（犬、猫等）の管理を行う。 第5応急仮設住宅の確保等1応急仮設住宅の建設(8)応急住宅の運営管理 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物等（ペット）の受入れに配慮する。 第7動物(犬、猫等)の管理 災害の発生に伴う動物（犬、猫等）の保護及び人への危害防止等の対策は、原則として飼養者等が行う。これが困難な場合は、関係機関等の協力により、次のとおり実施する。 1動物の保護収容等 災害後、被災動物の把握を行い、被災により放浪する犬、猫等について、関係機関、関係団体と協議し、保護収容するとともに、危険動物の逸走対策、危害防止、伝染病予防対策等、必要な措置を行う。 5住民の活動 ・負傷している動物の応急処置 ・放浪動物の一時保護及び通報 ・ボランティア獣医師による負傷動物の治療 ・危険動物の逸走対策 ・ボランティアによる保護動物の管理 ・その他行政への協力
室戸市 （高知県）	室戸市地域防災計画一般対策編 第19節犬、猫、特定動物等の保護及び管理災害の発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するため、県、市、住民等による協力体制を確立する。1市の活動地域における被害動物相談とともに災害死した動物の処理を行う。2住民及び民間団体の活動獣医師会、民間団体による負傷動物の治療、飼い主及び里親探しを実施するとともに、飼育されている動物に対して餌を与える。
安芸市 （高知県）	安芸市地域防災計画（一般対策編）第3章災害応急対策 第19節犬、猫、特定動物等の保護及び管理 災害の発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するため、県、市町村、住民等による協力体制を確立する。 1市の活動=地域における被害動物相談とともに災害死した動物の処理を行う。 2住民及び民間団体の活動=獣医師会、民間団体による負傷動物の治療、飼い主 及び里親探しを実施するとともに、飼育されている動物に対して餌を与える。 安芸市地域防災計画（震災対策編）第3章災害応急対策 第21節犬、猫、特定動物等の保護及び管理計画 災害の発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するため、県、市町村、住民等による協力体制を確立する。 1市の活動=地域における被害動物相談とともに災害死した動物の処理を行う。 2住民及び民間団体の活動=獣医師会、民間団体による負傷動物の治療、飼い主 及び里親探しを実施するとともに、飼育されている動物に対して餌を与える。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
東洋町 （高知県）	東洋町地域防災計画　第8節 愛玩動物の保護・管理 《担当部局》 ◆主要な担当部局：住民部（住民課、地域包括支援センター） 《基本的な考え方》 犬、猫など、愛玩動物の保護・管理に努めるとともに、災害死した動物の処理を行う。 《施策の方向》 1 愛玩動物との同行避難の支援 犬、猫など、愛玩動物と同行避難した人が、動物と一緒に避難生活ができるよう、隔離スペース、飼育用ケージ等の確保に努める。 2 放浪動物の保護・収容 災害対策本部住民部は、住民への危害を及ぼすおそれのある動物が放浪している場合、安芸福祉保健所などと連携しながら、保護・収容等を行う。 3 死亡動物の処理 災害死した動物は、所有者が処理することが原則であるが、所有者が不明、または所有者が被災により自力で処理できない場合は、災害対策本部住民部が、関係機関と協力して処理する。
奈半利町 （高知県）	奈半利町地域防災計画(一般災害対策編)第18節犬、猫、特定動物等の保護及び管理【実施責任者：民生班】1町の活動1指定避難所、仮設住宅へのペット同行避難者の受け入れを支援する。2地域における被害動物相談及び災害死した動物の処理を行う。3動物救護本部が動物救護施設を町内で開設する場合は建物又は用地の確保等に協力する。2民間団体の活動負傷動物の治療、飼い主及び里親探しを実施するとともに、動物救護施設に収容されている動物の飼育管理や健康管理を行う。奈半利町地域防災計画(地震・津波災害対策編)第12節地域への救援活動 (一般災害対策編第3章第12節～19節を参照)(1)障害物除去(2)飲料水、食料、生活関連物資の供給(3)医療救護活動(4)消毒、保健生成活動(5)災害廃棄物処理(6)遺体の検案等(7)犬、猫、特定動物等の保護及び管理(8)建築物・住宅応急対策被災生活の不自由さを少しでも緩和するために、各種の救援活動を迅速に実施するとともに各種の相談窓口を設置する。必要に応じて、他の市町村及び県に応援を要請する。奈半利町国民保護計画3避難住民の誘導(9)動物の保護等に関する配慮町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。・危険動物等の逸走対策・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
田野町 （高知県）	田野町地域防災計画第8章生活救援活動第8節【基本的な考え方】犬、猫など、愛玩動物の保護・管理に努めるとともに、災害死した動物の処理を行う。【施策の方向】1愛玩動物との同行避難の支援犬、猫など、愛玩動物と同行避難した人が、動物と一緒に避難生活ができるよう、隔離スペース、飼育ゲージ等の確保に努める。2放浪動物の保護・収容住民への危害を及ぼす恐れのある動物が放浪している場合、保健所などと連携しながら、保護・収容等を行う。3死亡動物の処理災害死した動物は、所有者が処理することが原則であるが、所有者が不明又は所有者が被災者であって自力で処理できないものについては、町が、関係機関と協力して処理する。
安田町 （高知県）	安田町地域防災計画 第7章災害時の防疫及び保健・衛生活動 5. 犬、猫、特定動物等の保護及び管理 災害の発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するため、町は、県、住民、ボランティア等による協力体制を確立し、避難所、仮設住宅へのペット同行避難者の受け入れを支援する。また、地域における被害動物相談及び災害死した動物の処理を行う。 県が設置する動物救護本部が動物救護施設を町内で開設する場合は、建物又は用地の確保等に協力する。
北川村 （高知県）	第11節 犬、猫、特定動物等の保護及び管理 〇地域における被害動物相談とともに災害死した動物の処理を行う。 〇獣医師会、民間団体による負傷動物の治療、飼い主及び里親捜しを実施するとともに、 飼育されている動物に対して餌を配布する。
馬路村 （高知県）	馬路村地域防災計画 災害の発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するため、村、住民等による協力体 制を確立するものとする。 1 実施責任者 村、住民及び民間団体 2 村の活動 (1 避難所、仮設住宅へのペット同 行 避難者の受け入れを支援するものとする。 (2 地域における被害動物相談及び災害死した動物の処理を行うものとする。 (3 動物救護本部が動物救護施設を村内で開設する場合は、建物又は用地の確保等に協力 するものとする。 3 住民及び民間団体の活動 獣医師会、民間団体による負傷動物の治療、飼い主及び里親探しを実施するとともに、 動物救護施設に収容されている 動物の飼育管理や健康管理を行うものとする。
芸西村 （高知県）	芸西村防災計画　第17節 犬、猫、特定動物等の保護及び管理 災害の発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するため、村、村民、県等による協力体制を確立する。 1　村の活動 (1)　地域における被害動物相談とともに災害死した動物の処理を行う。 (2)　家庭動物と同行避難した人が、家庭動物と一緒に避難生活ができるように支援する。 2　村民及び民間団体の活動 獣医師会、民間団体による負傷動物の治療、飼い主及び里親探しを実施するとともに、飼育されている動物に対して餌を配布する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
南国市 （高知県）	南国市地域防災計画 ・第2編 災害予防対策計画　第2章 発災時に機能する組織づくり　第5節 訓練の実施 「6. ペットの同行に関する訓練の実施」→● あらかじめ「ペット同行避難所運営マニュアル」を作成し、訓練を実施する。 ・第2編 災害予防対策計画　第4章 住民・自主防災組織の予防対策 「第1節 市が行う対策　1-1. 防災知識の普及」→● あらかじめ災害時のペット対策（健康管理、しつけ、ペットの防災用品の備蓄等）について住民に啓発を行う。 ・その他、配備体制においてペット対策を講じることとする。
香美市 （高知県）	香美市地域防災計画 ・県、関係団体等と協力して、飼育動物の保護や指定避難所への受入れを行う
香南市 （高知県）	香南市地域防災計画 ・同行避難の支援（県、獣医師会、ボランティアとの連携により餌の確保、負傷動物への対応、相談対応等）
本山町 （高知県）	本山町地域防災計画 ・必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースや飼育用のゲージ等の確保に努める ・必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する
大豊町 （高知県）	大豊町地域防災計画
土佐町 （高知県）	土佐町地域防災計画
大川村 （高知県）	大川村地域防災計画 ・同行避難について配慮する ・仮設住宅への受入れに配慮する
土佐市 （高知県）	土佐市地域防災計画 地震及び津波災害対策編　第3部　災害応急対策計画 第1章　災害時応急活動　第11節　地域への救援活動　第8　犬、猫、特定動物等の保護及び管理 1　実施責任者 実施責任者は、市、県、市民及び民間団体とする。 2　実施内容 災害の発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するため、市、県、市民等による協力体制を確率する。 (1)　市の活動 地域における被害動物相談とともに災害死した動物の処理を実施する。また、指定避難所におけるペット対策を支援する。 (1)　市民及び民間団体の活動 獣医師会、民間団体による負傷動物の治療、飼い主及び里親探しを実施するとともに、飼育されている動物に対して餌を配布する。
いの町 （高知県）	いの町地域防災計画　一般対策編　第3編　災害応急対策　第1章　災害時応急活動 第9節 避難活動等 第13　避難所の運営 2　運営に当たっての注意事項 (4) 必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースや、周囲に迷惑をかけずに飼い主と家庭動物が同じ避難所で生活ができるように隔離用のテント、飼育用のケージの確保に努める。 第14節　地域への救援活動 第8　被害を受けた家庭動物の保護及び管理【環境部】 災害の発生に伴う犬、猫などのペットや特定動物などの動物の保護及び危害防止に対応するため、町、住民、県等による協力体制を確立する。 1　県の活動 (1)　広域的に被害を受けた家庭動物を把握し、民間団体と協力して臨時保護施設を開設 (2)　逸走した特定動物については、危害の発生防止に努める。 2　町の活動 (1)　地域における被害を受けた家庭動物相談とともに災害死した動物の処理を実施 (2)　家庭動物と同行避難した人が、家庭動物と一緒に避難生活ができるように支援 3　住民及び民間団体の活動 獣医師会、民間団体による負傷動物の治療、飼い主及び里親探しを実施するとともに、飼育されている動物に対して、餌を配布する。
仁淀川町 （高知県）	仁淀川町地域防災計画　Ⅰ.一般対策編　第3章　災害応急対策計画　第23節　犬・猫・特定動物等の保護及び管理 Ⅱ.震災対策編　第3章　震災応急対策計画　第3節　発災時における対応　3.地震後概ね24時間以内に開始する活動　3.15犬・猫・特定動物等の保護及び管理 災害発生による動物等の保護及び危害防止に対応するため、県、町、住民等が協力して実施する。 実施内容 (1)被害動物についての相談を受け付けるとともに災害死した動物の処理を行う。 (2)逸走した特定動物については、県災害対策本部に報告し、危害の発生防止に努める。 (3)家庭動物と同行避難した人が、家庭動物と一緒に避難生活できるよう支援する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
佐川町 （高知県）	佐川町地域防災計画（令和4年3月改定） 第2編 風水害対策編　第1部 風水害応急対策計画　第8章 生活救援活動　第8節 犬、猫、特定動物の保護及び管理 第3編 震災対策編　第1部 震災応急対策計画　第8章 生活救援活動　第8節 犬・猫・特定動物の保護及び管理 ※本文は同文 災害の発生に伴う犬、猫など動物の保護及び危害の防止に努めるとともに、災害により死亡した動物の適切な処理に努める。 1 愛玩動物との同行避難の支援 町は、犬や猫などの愛玩動物と同行避難した者が、動物と一緒に避難生活ができるよう、避難所における飼育スペース等の確保、調整に努める。 2 放浪動物の保護・収容 住民への危害を及ぼす恐れのある特定動物が逸走、放浪している場合、中央西福祉保健所などと連携し、保護・収容等を行い危害の発生防止に努める。 3 死亡動物の処理 災害死した動物は、所有者が処理することが原則であるが、所有者が不明又は所有者が被災者であって自力で処理できないものについては、町が関係機関と協力して処理する。
越知町 （高知県）	越知町地域防災計画　一般対策編　第14節被災地域への救援活動　第9　犬・猫・家畜などの保護及び管理 1 実施責任者 実施責任者は、町、県、住民及び民間団体とする。 2 実施内容 災害の発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するため、町、県、住民などによる協力体制を確立する。 （1） 県の活動 広域的に被害動物を把握し、民間団体と協力して臨時保護施設を開設 （2） 町の活動 ア 地域における被害動物相談とともに災害死した動物の処理を実施 イ 環境上支障のない場所で、焼却及び地下へ埋葬 （3） 住民及び民間団体の活動 獣医師会、民間団体による負傷動物の治療、飼い主及び里親探しを実施するとともに、飼育されている動物に対して、餌を配布する。
日高村 （高知県）	【日高村地域防災計画】 第3編 1章　災害時の応急体制/第1節　組織計画 5各対策部の時系列の対応/産業環境部　環境班　5 避難所での飼育動物（ペット）対策に関すること 第3編　災害応急対策計画/第2章　災害時応急活動/第22節　防疫及び保健衛生計画 2担当部署/5被害動物の収容及び相談窓口の設置
須崎市 （高知県）	須崎市地域防災計画(一般災害対策編)（令和7年3月改訂） 第3章　災害応急対策の大綱 第3節　避難情報及び避難誘導 4 指定避難所及び指定福祉避難所の開設、閉鎖等 (1)指定避難所の開設等 ク 指定避難所は、動物同行避難が可能な避難所設置に努めるものとする。 須崎市地域防災計画(地震・津波災害対策編)（令和7年3月改訂） 第3章　災害応急対策の大綱 第3節　避難情報及び避難誘導 2 措置等 (4) 指定避難所の開設等 (キ)指定避難所は、動物同行避難が可能な避難所設置に努める。
中土佐町 （高知県）	中土佐町地域防災計画（一般対策編）令和4年4月 第3編　災害応急対策計画 第1章　災害時応急活動 第12節　地域への救援活動 8 犬、猫、特定動物等の保護及び管理 災害の発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するため、町、県、住民等による協力体制を確 立します。 (1) 実施責任者 町、県、住民及び民間団体 (2) 動物の保護 ア 災害発生により被害を受けた動物を、獣医師会等と協力して把握し保護します。 イ 獣医師会や民間団体と協力して、逸走した特定動物の人間への危害の発生を防止します。 (3) ペットへの対策 近年、ペットは家族の一員として生活を共にしていることから、避難所及び避難生活においてもその対策が必要となります。 基本的に屋内での避難生活ではペットと同居することは不可能であるため、避難所の屋外の一角をペットの避難場所とし、ペットの保護の方法はケージや首輪等を使用し、他の避難者に迷惑がかからないよう飼い主が管理します。 (4) 住民及び民間団体の活動 獣医師会、民間団体による負傷動物の治療、飼い主及び里親探しを実施するとともに、飼育されている動物に対して餌を配布します。 (5) 動物の埋葬・火葬の実施 ア 火葬 十分な薪、わら、石油等を用いて火葬し、残った灰等は土中に被覆します。 イ 埋葬 埋葬に十分な穴を掘り、遺体の上に消石灰を散布し、土砂をもって覆います。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
中土佐町 （高知県）	中土佐町地域防災計画（地震・津波対策編）令和4年4月 第3編　災害応急対策 第1章　災害応急活動 第10節　地域への救援活動 災害の発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するため、町、県、住民等による協力体制を確立します。 (1) 実施責任者 町、県、住民及び民間団体 (2) 動物の保護 ア 災害発生により被害を受けた動物を、獣医師会と協力して把握し保護します。 イ 獣医師会と協力して、逸走した特定動物の人間への危害の発生を防止します。 (3) ペットへの対策 近年、ペットは家族の一員として生活を共にしていることから、避難所での生活においてもその対策が必要となります。 基本的に屋内での避難生活ではペットと同居することは不可能であるため、避難所の屋外の一角をペットの避難場所とし、首輪等を使用し、他の避難者に迷惑がかからないよう飼い主が管理します。 また、避難者に対しては、町又は避難所運営責任者が動物による危険防止の啓発を行います。 (4) 住民及び民間団体の活動 獣医師会による負傷動物の治療、飼い主及び里親探しを実施するとともに、飼育されている動物に対して餌を配布します。 (5) 動物の火葬及び埋葬の実施 ア 火葬 十分な薪、わら、石油等を用いて火葬し、火葬後に残った灰等は土中に被覆します。 イ 埋葬 埋葬に十分な穴を掘り、死体の上に消石灰を散布し、土砂をもって覆います。
椿原町 （高知県）	椿原町地域防災計画 第2編第2部第1章　災害時応急活動 8避難所の運営 (7)避難所にペットと同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等におけるペットの受入状況を含む避難状況等の把握に努めます。 (8)必要に応じ、被災者支援等の観点から非難所におけるペットのためのスペースや、飼育用のゲージ等の飼養に関する資材の確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱者等から必要な支援が受けられるよう連携に努めます。 11ペット等の保護及び管理 (1)被害動物に関する相談対応を行うとともに災害死した動物の処理を行います。 (2)ペットと同行避難した人が、ペットと一緒に避難生活ができるように支援します。 12応急仮設住宅等 (3)運営管理 応急仮設住宅における安全・安心の確保、入居者による運営、こころのケア、女性を始めとする住民の意見を考慮し、安心して生活ができるように配慮します。 また、ペットと共に避難した人とそうでない人との調整を図り、トラブルが発生しないように配慮します。
津野町 （高知県）	津野町地域防災計画(一般対策編)　令和3年6月 津野町地域防災計画(地震対策編)　令和3年6月 津野町地域防災計画(一般対策編)　令和3年6月 第3章　災害対策計画 第16節　行方不明者・遺体の捜索、処理及び埋葬計画 4. 犬、猫、特定動物等の保護及び管理 災害の発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するため、県、町、住民等による協力体制を確立します。また、地区における被害動物相談とともに災害死した動物の処理を行います。 津野町地域防災計画(地震対策編)　令和3年6月 第3編　災害応急対策 第1章　災害時応急活動 第10節　地域への救援活動 6. 犬、猫、特定動物等の保護及び管理 1 実施責任者 津野町、住民及び民間団体 2 実施内容 〇 災害の発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するため、県、町、住民等による協力体制を確立します。 (1) 町の活動 〇 避難所、仮設住宅へのペット同行避難者の受け入れを支援します。 〇 地域における被害動物相談及び災害死した動物の処理を行います。 〇 動物救護本部が動物救護施設を町内で開設する場合は建物又は用地の確保等に協力します。 (2) 民間団体の活動 〇 負傷動物の治療、飼い主及び里親探しを実施するとともに、動物救護施設に収容されている動物の飼育管理や健康管理を行います。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
四万十町 （高知県）	四万十町地域防災計画（一般対策編）令和7年3月改定 第2章 被害を最小限とするための活動 第1節 避難計画 9 避難所の管理運営 ソ 必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースや飼育用のゲージ等の確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 第3章 被災者の保護・救護のための活動 第6節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画 2 応急仮設住宅 (4) 応急仮設住宅の運営管理 ア 町は、各応急仮設住宅の適切な管理運営を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤立死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるように配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 第10節 防疫及び保健衛生活動計画 4 愛護動物・家畜等の対策の実施 災害の発生に伴う動物の保護及び防疫対策については、関係機関による協力体制を確立するものとする。 (1) 死亡動物対策 地域における被害動物相談とあわせ、災害死した動物の処理対策及び防疫対策を関係機関と連携し実施する。 (2) 愛護動物の保護等 獣医師会への応援要請、民間団体等へ協力依頼し、負傷動物の治療・保護等を実施する。
四万十市 （高知県）	○四万十市地域防災計画（一般災害対策編） 第3章　災害応急対策計画 第14節　愛玩動物等の保護及び管理計画 犬、猫など、愛玩動物の保護・管理に努めるとともに、災害死した動物の処理を行います。 （1）愛玩動物との同行避難の支援 犬、猫など、愛玩動物と同行避難した人が、動物と一緒に避難生活ができるよう、隔離スペース、飼育用ケージ等の確保に努めます。 （2）放浪動物の保護・収容 環境衛生担当部は、市民へ危害を及ぼす恐れのある動物が放浪している場合、幡多福祉保健所等と連携し、保護・収容等を行います。 （3）死亡動物の処理 災害死した動物は、所有者が処理することが原則であるが、所有者が不明又は所有者が被災により自力で処理できない 場合は、環境衛生担当部が関係機関と協力して処理する。 ○四万十市地域防災計画（地震・津波災害対策編） 第3章　災害応急対策計画 第28節　愛玩動物等の保護及び管理計画 一般災害対策編第3章第14節「愛玩動物等の保護及び管理計画」により実施します。
宿毛市 （高知県）	○宿毛市地域防災計画（一般対策編） 第3編災害応急活動 第1章災害時応急活動 第5節避難誘導及び収容 4. 指定避難所及び応急仮設住宅の設置 4－1. 指定避難所 (2)指定避難所の運営（抜粋） ・必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースや、周囲に迷惑をかけずに飼い主と家庭動物が同じ避難所で生活ができるように隔離用のテント、飼育用のケージの確保に努める。 4－2. 応急仮設住宅の設置及び応急修理 (2)応急仮設住宅の運営・管理 2)運営・管理（抜粋） ・必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。 第12節防疫・遺体の処理等に関する活動 4. 犬、猫特定動物等の保護及び管理 災害の発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するため、市、県、住民等による協力体制を確立する。 (1)県の活動 ・広域的に被害動物を把握し、民間団体と協力して臨時保護施設を開設する。 ・逸走した特定動物については、危害の発生防止に努める。 (2)市の活動 ・地域における被害動物相談とともに災害死した動物の処理を行う。 ・家庭動物と同行避難した人が、家庭動物と一緒に避難生活ができるように支援する。 (3)住民及び民間団体の活動 ・獣医師会、民間団体による負傷動物の治療、飼い主及び里親探しを実施するとともに、飼育されている動物に対して餌を配布する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
土佐清水市 （高知県）	○土佐清水市地域防災計画（一般対策編） 第3部　災害応急対策 第2章　警戒期における災害応急対策活動 第4節　避難所の開設・運営 7　避難所の生活環境への配慮 (6)ペット対策 　ペットの飼育、管理は飼育者が全責任を置くことが基本である。避難所でのペットの同居は動物アレルギーや人獣共通感染症発生防止の観点、並びに鳴き声、糞尿など騒音、臭気の問題からも原則禁止とするが、別途飼育スペースの確保などトラブルが起きないためのルールを避難所運営委員会が作成し、飼育者及び避難者に配慮した避難所運営を図る。 ○土佐清水市地域防災計画（地震・津波対策編） 第3部　災害応急対策 第2章　災害応急対策活動 第20節　防疫・保健衛生 3　ペット動物の保護対策 (1)避難所におけるペット動物の適正な飼育 環境衛生部防疫衛生班は、獣医師会と動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同伴したペット動物の飼育に関し、飼養者に適正飼養の指導を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (2)ペット動物の保護 環境衛生部防疫衛生班は、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講じる。 なお、危険動物が施設から逃亡した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携のもとに状況を把握し、必要な措置を講じる。
黒潮町 （高知県）	○黒潮町防災計画 第3編災害応急対策 第1章災害時応急活動 第15節地域への救援活動 第8犬、猫、特定動物等の保護及び管理 災害の発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するため、町、県、町民等による協力体制を確立します。 (1)町の活動 避難所、仮設住宅へのペット同行避難者の受入れを支援します。 地域における被害動物相談とともに災害死した動物の処理を行います。 県が動物救護施設を町内で開設する場合、町は建物又は用地の確保等に協力します。 災害発生時の動物の飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うこととしますが、被災放置された動物の収容にあたり、町は県等と協力して、適切な対応を図ります。 (2)町民及び民間団体の活動 獣医師会、民間団体による負傷動物の治療、飼い主及び里親探しを実施するとともに、動物救護施設に収容されている動物の飼育管理や健康管理を行います。 (3)死亡した獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）及び家きんの処理 災害の発生に伴って死亡した獣畜及び家きんの処理は、原則として獣畜の飼養者等が行い、これが困難な場合には、町は関係機関との協力体制を確立し、衛生的処理に努めます。
大月町 （高知県）	○大月町地域防災計画（一般対策編） 第3章災害応急対策計画 第22節犬、猫、特定動物等の保護及び管理 災害発生時において、動物を保護し、又は動物による危害を防止するため、県、住民、及び民間団体等との協力体制を確立し、必要な対策を行う。 1. 担当 厚生部、建設産業部 2. 町の活動 町の活動内容は次のとおりである。 ア. 地域における被害動物相談を行う。 イ. 災害死した動物の処理を行う。 ウ. 家庭動物と同行避難した人が、家庭動物と一緒に避難生活ができるように支援する。 エ. 動物救護本部が動物救護施設を町内で開設する場合は、建物又は用地の確保等に協力する。
三原村 （高知県）	○三原村地域防災計画（一般対策編） 第3章　災害応急対策計画　第7節　避難計画　第12項 避難所の開設及び管理等 1、避難所の開設 村長は、災害の状況により必要に応じて避難所を開設し、被災者を収容保護する。避難所の設置については、あらかじめ指定している施設を利用することを原則とするが、災害の状況によっては、プレハブ、テント等により仮設する。必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースや、周囲に迷惑をかけずに飼い主と家庭動物が同じ避難所で生活できるように隔離用のテント、飼育用のケージの確保に努める。 また、村の指定する避難施設については、施設管理者へあらかじめ了承を得ておくものとする。また、避難所を開設するときは、速やかにその旨を施設管理者に連絡するものとする。 第12節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画　第2項 応急仮設住宅 4、管理 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切な管理をする。 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに考慮する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
三原村 （高知県）	第15節 防疫活動計画　第6項　犬、猫、特定動物等の保護及び管理 　災害の発生時にともなう動物の保護及び危険防止に対応するため、村、住民等による協力体制を確立するものとする。 　1. 村の活動 　地域における被害動物相談と合わせ、災害死した動物の処理を行うものとする。 　家庭動物と同行避難した人が、家庭動物と一緒に避難生活ができるように支援する。 　2. 住民及び民間団体の活動 　獣医師会、民間団体による負傷動物の治療、飼い主及び里親捜しを実施するとともに飼育されている動物に対する餌を配布するものとする。 第16節 廃棄物処理計画　第2項 実施方法 　3、死亡獣畜の処理 　(1)死亡獣畜は、占有者が処理する。ただし占有者が不明又は占有権を放棄した場合は、保健衛生班が関係機関と連携し収集・処分する。 　(2)放浪犬猫については、保健衛生班が幡多保健所等と連携し保護収容する。
高知市	高知市地域防災計画〔一般対策編〕 第2編 風水害対策計画　第1章 災害予防計画　第20節 保健衛生体制の整備　第2 方策　1 公助 (4)愛護動物，家畜等に関する体制整備 ○ 獣医師会，民間団体等と連携し，愛護動物等負傷動物の治療及び保護等についての体制を整備します。 ○ 被災した家畜及び家きんの保護収容等の対策について，事前に関係機関と協議し体制づくりを行います。 （実施主体）生活食品課，農林水産課 高知市地域防災計画[一般対策編] 第2編 風水害対策計画　第2章 災害応急対策計画　第 23 節 災害時公衆衛活動　第2 方策　2 公助 (2)生活環境衛生対策 1 愛護動物，家畜等対策の実施 ○ 獣医師会への応援要請及び民間団体等に協力依頼し，愛護動物等負傷動物の治療，保護等を実施します。 ○ 家庭動物と同行した市民が，家庭動物と一緒に避難生活ができるように支援します。 ○ 被災動物及び被災者が飼えなくなった動物を（仮称）被災動物救護所で保護及び管理します。 ○ 県や関係機関と連携し，死亡家畜や家きんの処理対策及び防疫対策を実施します。 ○ わんぱーくこうちアニマルランドの動物舎が損壊等により飼育不能となった場合は，協定に基づき他施設に一時預かりを依頼します。 （実施主体）総務部，健康福祉部，農林水産部，都市建設部，環境部，消防局 高知市地域防災計画〔一般対策編〕 第2編 風水害対策計画　第2章 災害応急対策計画　第 26 節 住宅等応急対策　第2 方策　1 公助 (4)応急仮設住宅の運営管理 ○ 必要に応じて，応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮します。 高知市地域防災計画[地震・津波対策編] 第3章 災害予防対策　第19節 保健衛生体制の整備　第2 方策　1 公助 (4)愛護動物，家畜等対策の整備 ○ 獣医師会，民間団体等と連携し，愛護動物等負傷動物の治療及び保護等についての体制を整備します。 ○ 被災した家畜及び家きんの保護収容等の対策について，事前に関係機関と協議し体制づくりを行います。 （実施主体）生活食品課，農林水産課 高知市地域防災計画[地震・津波対策編] 第4章 災害応急対策　第23節 災害時公衆衛生活動　第2 方策　2 公助 (2)生活環境衛生対策 1 愛護動物，家畜等対策の実施 ○ 獣医師会への応援要請及び民間団体等に協力依頼し，愛護動物等負傷動物の治療，保護等を実施します。 ○ 家庭動物と同行した市民が，家庭動物と一緒に避難生活ができるように支援します。 ○ 被災動物及び被災者が飼えなくなった動物を（仮称）被災動物救護所で保護及び管理します。 ○ 県や関係機関と連携し，死亡家畜や家きんの処理対策及び防疫対策を実施します。 ○ わんぱーくこうちアニマルランドの動物舎が損壊等により飼育不能となった場合は，協定に基づき他施設に一時預かりを依頼します。 （実施主体）総務部，健康福祉部，農林水産部，都市建設部，環境部，消防局
福岡県	福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編） 第2編災害予防計画 第2章県民等の防災力の向上 第1節県民が行う防災対策8愛護動物との同行避難や避難所での飼養に対する準備 第4節防災知識普及計画第1県民等に対する防災知識の普及1一般啓発（防災危機管理局・関係各課、市町村、関係機関）オ飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備 第3章効果的な応急活動のための事前対策 第17節保健衛生・防疫体制整備計第1保健衛生・防疫活動要領への習熟（健康増進課・がん感染症疾病対策課・生活衛生課・関係各課・保健福祉環境事務所、市町村、関係機関）県、市町村及び関係機関は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第15節「保健衛生、防疫、環境対策計画」及び「災害時健康管理支援マニュアル」に示す活動方法・内容について習熟するとともに、保健師や動物愛護に従事する職員等の資質の向上のため、研修等を行う。 第3編災害応急対策計画 第2章災害応急対策活動 第4節避難計画第5開設が長期化する見通しの場合の避難所運営（市町村）3保健・衛生対策（保健医療介護総務課・医療指導課・健康増進課こころの健康づくり推進室・生活衛生課、がん感染症疾病対策課、市町村）必要に応じ、指定避難所における愛護動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 第15節保健衛生、防疫、環境対策計画第1保健衛生（保健医療介護部・保健福祉環境事務所、市町村）5愛護動物の救護等の実施（生活衛生課、畜産課、市町村、関係団体）大規模災害に伴い、飼い主不明や負傷した愛護動物が多数生じるとともに、愛護動物を指定避難所に同行することで、指定避難所の生活環境の悪化等の問題が生じる事が予想される。また、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、人獣共通感染症予防等衛生管理が必要になると考えられる。県は、動物愛護及び被災者の支援の観点から、これら愛護動物の保護や適正な飼育に関し、他県、市町村、獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、愛護動物の救護を以下のように行う。また、県及び市町村は、飼養動物等の動物の管理等に必要な措置を講じる。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
福岡県	(1)被災地における愛護動物の保護等 被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るためには、迅速かつ広域的な対応が求められる。このため、県は、市町村、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。 ア負傷した愛護動物の収容・治療・保管 イ飼い主不明の愛護動物の収容・保管 ウ飼養困難な愛護動物の一時保管 エ愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 オ愛護動物に関する相談の実施等 (2)指定避難所における愛護動物の適切な飼育の指導等 県は、指定避難所を設置する市町村と協力して、同行避難した愛護動物の適正な飼育について指導等を行うなど、指定避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。 ア各地域の被害状況、指定避難所での愛護動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市町村への支援 イ指定緊急避難場所から保護施設への愛護動物の受入れ及び譲渡等の調整 (3)飼養動物、危険動物等の管理 県、市町村は、飼養動物等を飼養する者及びその関係する団体と協力して、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、人獣共通感染先勝予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、必要な措置を講じるものとする。 (4)他県等の連絡調整及び応援要請 県は、県及び県内の関係機関では、愛護動物の救護の実施が困難な場合、他県等関係機関との連絡調整及び応援要請を行う。 (原子力災害対策編) 第2章災害事前対策 第2節効果的な応急対策活動のための事前対策12避難受入れ活動体制の整備 (5)指定避難所などへの避難方法などの周知 県は、糸島市に対し、屋内避難の方法、指定避難所などへの避難方法(自家用車の利用、愛護動物との同行避難を含む)、避難退域時検査及びヨウ素剤配布などの場所について、日頃から住民などへの周知徹底に努めるよう助言するとともに、その他市町村に対し、避難者を受入れる指定避難所、避難方法について、日頃から住民等への周知徹底に努めるよう助言する。 第3章災害応急対策 第3節応急対策活動の実施7屋内退避、避難等の防護措置 (2)避難時などにおける住民などに対する避難退域時検査の実施 国の原子力災害対策本部は、指針を踏まえ、避難退域時検査及び簡易除染措置を実施するよう県及び糸島市に指示する。 県は、糸島市及び原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援のもと、当該基準に基づき、住民などが避難等する際に、住民など(避難輸送に従事する乗務員及び避難輸送に使用する車両、同行する愛護動物を含む)の避難退域時検査及び避難退域時検査結果に応じたOILに基づく簡易除染を行う。 (9)愛護動物の救護対策 県及び糸島市は、飼い主による愛護動物の同行避難を呼びかけるとともに、獣医師会等関係団体と協力し、愛護動物の保護等を行う。 また、飼い主と同行避難した愛護動物について、避難所を設置する市町村及び獣医師会等関係団体と協力して、適正飼育の指導や餌・ケージ等の確保を行うなど、指定避難所の生活環境の悪化を防止し、愛護動物の飼育環境の維持に努める。 第5章複合災害対策 第3節災害応急対策3災害応急対策活動に係る留意点 (3)避難等の防災活動ウ指定避難所における留意点 県は、市町村及びその他防災関係機関と協力し、避難の長期化における衛生環境の維持、愛護動物の保護等について対策を実施する。 福岡県災害時ペット救護マニュアル(平成29年3月策定) 防災対策に関し、福岡県地域防災計画にて基本的な施策を定めているが、平常時の対策、災害発生から生活再建に向けての動物の救護や避難所の運営に関し、具体的な対応方針を定めたもの。 Ⅰ総論(趣旨・目的等) Ⅱ平常時の役割、準備県、保健所設置市、市町村、飼い主、獣医師会、動物愛護推進員・動物愛護団体の役割分担を明示 Ⅲ災害発生時の同行避難及び避難所等における対応同行避難開始、避難初期、避難生活期、避難終期の4ステージに分類し、各時における役割分担や活動において考慮すべき事項の手順を例示 Ⅳ災害発生時における役割関係機関や福岡県災害時ペット救護本部の設置から解散までの役割についてまとめ
筑紫野市 (福岡県)	筑紫野市地域防災計画一般災害対策編-第3章第20節防疫、清掃、食品衛生監視計画-第2項清掃対策 7. 愛玩動物への対応 避難者が連れてくる愛玩動物に対して、愛玩動物と避難所で共同生活を行うため敷地内の屋外に専用スペースを設ける ア. 避難所の居室部分には、原則として愛玩動物の持ち込みは禁止とする。 イ. 持ち込んだ飼い主と協議し、愛玩動物の特性を考慮して専用スペースを設置する。 ウ. 愛玩動物の飼育及び愛玩動物の飼育場所の清掃は、飼い主が全責任を負って管理する。
春日市 (福岡県)	春日市地域防災計画3編災害応急対策計画10章生活救護対策 4節愛護動物対策[衛生部、避難所管理部、獣医師会] 災害により避難者とその他の被災者による適正飼育が困難となった愛護動物を保護するとともに、同行避難した愛護動物の適正な飼育について指導等を行うなど、避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。 1実施体制 衛生部又は環境課が統括し、各部及び獣医師会並びに動物愛護団体等の協力を得て行う。 2愛護動物の保護 (1)一時預かり場所の確保 避難等により飼い主による飼育が困難となった愛護動物の一時預かり場所の確保を支援する。 (2)負傷動物の治療 被災地域に飼い主不明の負傷動物がいる場合には、衛生部又は環境課で保護収容し、獣医師会に依頼し応急処置を実施する。 (3)動物の相談窓口の設置 大規模災害発生に伴う愛護動物の健康等の問い合わせに対応するため、動物愛護団体等の協力を得て相談窓口を設置する。 3避難所における動物との共生 避難所において、被災者と同行避難した動物の処遇について、避難所運営組織、飼い主等で検討を行い、愛護動物との共生を図るとともに、愛護動物の適正な飼育について指導等を行うなど、避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
大野城市 （福岡県）	大野城市地域防災計画[震災対策編]第13節生活環境の保全及び公衆衛生対策（大野城市防災会議） 第1保健環境衛生 2. 環境衛生 (1)動物の保護・収容 環境班は、被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係わる負担の軽減を図るため、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。 ◆負傷した愛護動物の収容・治療・保管 ◆飼い主不明の愛護動物の収容・保管 ◆飼養困難な愛護動物の一時保管 ◆愛護動物に関する相談の実施 ◆愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 （飼い主不明の愛護動物のうち、譲渡可能な動物は譲渡する） また、県と協力し、飼い主とともに避難した愛護動物の適正な飼育方法を指導する等、動物の愛護及び環境衛生の維持を図る。 大野城市地域防災計画[風水害対策編]第13節生活環境の保全及び公衆衛生対策（大野城市防災会議） 第1保健環境衛生 2. 環境衛生 (1)動物の保護・収容 環境班は、被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係わる負担の軽減を図るため、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。 ◆負傷した愛護動物の収容・治療・保管 ◆飼い主不明の愛護動物の収容・保管 ◆飼養困難な愛護動物の一時保管 ◆愛護動物に関する相談の実施 ◆愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 （飼い主不明の愛護動物のうち、譲渡可能な動物は譲渡する） また、県と協力し、飼い主とともに避難した愛護動物の適正な飼育方法を指導する等、動物の愛護及び環境衛生の維持を図る。 大野城市ペット同行避難運営マニュアル 3平常時における市の備え (3)ペットの受け入れが可能な避難所の整備【環境班・避難対策部】 飼い主がペットと同行避難することを前提とし、避難所で飼い主がペットを適正に飼育管理できるように、体制を整備しておく。 また、発災初期の段階では人への物資支援が優先され、被災ペットへの支援物資は後回しになりがちであるため、避難所への同行避難を想定した必要最低限の物資の備蓄について検討し、確保しておく。
太宰府市 （福岡県）	太宰府市地域防災計画本編第3部風水害応急対策計画第27章防疫、保健衛生対策第2節保健衛生対策第3項被災地における家庭動物の保護等 衛生班は、筑紫保健福祉環境事務所と連携し、被災地において負傷した家庭動物の保護、家庭動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るため、獣医師会等の関係団体や民間団体の動物愛護推進員、動物愛護ボランティア等と協力し、家庭動物の保護等を行う。 また、飼い主とともに避難した家庭動物の飼育については、県と協力して避難所や仮設住宅における適正な飼育について指導等を行うとともに、動物関連用品の確保など、動物の愛護及び環境衛生の維持を図る。 家庭動物への対応は、次のとおりとする。 ア）負傷した家庭動物の収容・治療・保管 イ）飼い主不明の家庭動物の収容・保管 ウ）飼養困難な家庭動物の一時保管 エ）家庭動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 （飼い主不明の愛護動物のうち、譲渡可能な動物は譲渡する） オ）家庭動物に関する相談の実施等 なお、放浪動物（飼い主とはぐれたり自宅に残されたペット等）への対応については、県の現地動物救護本部や筑紫保健福祉環境事務所等と連携して保護・収容する。 保護・収容された動物については、登録台帳を作成するとともに公示する。 なお、危険動物が逃亡したときは、人的危害を防止するため、飼養者、警察署等と連携し、必要な措置を講ずる。
那珂川市 （福岡県）	那珂川市地域防災計画 第2章：災害予防計画第3節：応急活動体制の整備第7：避難体制の整備 2. 避難路、指定緊急避難場所・指定避難所の選定・指定及び被災者の生活環境の整備（4）指定緊急避難場所・指定避難所の機能の整備 4指定緊急避難場所・指定避難所の管理・運営体制整備 ク）市は、「福岡県災害時ペット救護マニュアル」を参考に、ペット同行避難について市地域防災計画及び避難所運営マニュアルに反映する。 避難所運営マニュアル 第2章：避難所運営の具体的な流れ1：初動期の対応 （1）指定緊急避難場所開設・運営の手順4指定緊急避難場所の開設 ※ペットを同行した避難者は、「ペット同行世帯の避難スペース」（ミリカローデン那珂川、中央公民館）を案内し、「様式ー12：ペット登録台帳」に記載

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
古賀市 （福岡県）	古賀市地域防災計画（地震・津波対策編）第3編災害応急対策計画第2章災害応急対策活動第12節保健衛生、防疫、環境対策第1保健衛生 2愛護動物の救護の実施 大規模災害に伴い、飼い主不明や負傷した愛護動物が多数生じるとともに、愛護動物を避難所に同行することで、避難所の生活環境の悪化等の問題が生じる事が予想される。 市は、動物愛護及び被災者の支援の観点から、これら愛護動物の保護や適正な飼育に関し、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、愛護動物の救護を以下のように行う。 (1)被災地における愛護動物の保護等 被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育にかかる負担の軽減を図るためには、迅速かつ広域的な対応が求められる。このため、市は、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次の通り愛護動物の保護等を行う。 ア負傷した愛護動物の収容・治療・保管 イ飼い主不明の愛護動物の一時保管 ウ飼養困難な愛護動物の一時保管 エ愛護動物の飼い主や新たな飼い主捜しのための情報の収集、提供 オ愛護動物に関する相談の実施等 (2)避難所における愛護動物の適切な飼育の指導等 市は、県と協力して、同行避難した愛護動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。
宇美町 （福岡県）	宇美町地域防災計画第15節第4項愛護動物対策掲載内容：・被災地における愛護動物の保護等 ・避難所における愛護動物の適切な市域の指導等1. 愛護動物の救護 大規模災害に伴い、飼い主不明や負傷した愛護動物が多数生じるとともに、愛護動物を避難所に同行することで、避難所の生活環境の悪化等の問題が生じる事が予想される。このため、動物愛護及び被災者の支援の観点から、“環境農林班”はこれら愛護動物の保護や適正な飼育のための措置を講ずる。 （1）被災地における愛護動物の保護等 被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るため、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力し、以下の事項を行う。 ア. 負傷した愛護動物の収容・治療・保管 イ. 飼い主不明の愛護動物の収容・保管 ウ. 飼養困難な愛護動物の一時保管 エ. 愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 オ. 愛護動物に関する相談の実施 （2）避難所における愛護動物の適切な飼育の指導等 町は、県と協力して以下の事項を行い、避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。 ア. 同行避難した愛護動物の飼育についての指導 イ. 避難場所から保護施設への愛護動物の受け入れ及び譲渡等の調整
篠栗町 （福岡県）	篠栗町地域防災計画（令和5年3月） 第5節災害応急対策に備える (2)「避難生活への支援」 1指定避難場所等及び避難生活環境の確保 5必要に応じ、ペット避難所を検討します。 ペット避難所は、原則として同行避難（ペット専用区画に別収容）とし、ケージの携行と基本的なしつけができていることを条件とします。ペットのえさやりや、同区画の清掃等世話は、飼い主の責任です。
志免町 （福岡県）	志免町地域防災計画 第2章災害予防計画/第3節町・住民の防災力の向上/2. 住民が行う防災対策/（4）防災に関する措置、備え 5愛護動物との同行避難や指定避難所での飼養に対する準備 第3章災害応急対策計画/第7節避難/2. 指定避難所の運営/（1）避難所運営体制 7愛玩動物への対応 避難者が連れてくる愛玩動物に対して、愛玩動物と指定避難所で共同生活を行うため敷地内の屋外に専用スペースを設ける。 ㋐避難所の居室部分は、原則として愛玩動物の持ち込みは禁止とする。 ㋑持ち込んだ飼い主と協議し、愛玩動物の特性を考慮して専用スペースを設置する。 ㋒愛玩動物の飼育及び愛玩動物の飼育場所の清掃は、飼い主が全責任を負って管理する。 第3章災害応急対策計画/第11節建物対策/3. 応急仮設住宅等の設置/（3）管理 総務班は、入居者の要望に応じて、仮設住宅の修理や改良等の管理を行う。また、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するためのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。さらに、必要に応じて、応急仮設住宅における愛護動物の受け入れに配慮するものとする。 第3章災害応急対策計画/第12節防疫・清掃/5. 動物対策/（3）同行避難への対応 「指定避難所において、飼い主と同行避難した動物の飼養について、粕屋保健福祉環境事務所等と協力し、適正な飼養の指導を行うなど指定避難所の生活環境の悪化防止 と動物の飼養環境の維持に努める。」 第5章原子力災害編/第3節災害応急対策/5. 応急対策活動/（3）屋内退避・避難等の防護活動 8愛玩動物の救護対策 飼い主と同行避難した愛玩動物については、適正飼育の指導や餌・ケージ等の確保の検討を行う等、避難所の生活環境悪化を防止し、愛玩動物の飼育環境の維持に努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
須恵町 （福岡県）	須恵町地域防災計画風水害・震災対策編 愛護動物の救護等の実施 大規模災害に伴い、飼い主不明や負傷した愛護動物が多数生じるとともに、愛護動物を指定避難所に同行することで、指定避難所の生活環境の悪化等の問題が生じることが予想される。衛生班は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等、衛生管理が必要になると考えられることから、飼養動物等の管理等に必要な措置を講ずる。 ⑴被災地における愛護動物の保護等 ■被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るためには、迅速かつ広域的な対応が求められる。このため、町及び獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。 1.負傷した愛護動物の収容、治療、保管2.飼い主不明の愛護動物の収容・保管3.飼育困難な愛護動物の一時保管 4.愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集及び提供5.愛護動物に関する相談の実施等 ⑵指定避難所における愛護動物の適切な飼育の指導等 町は、同行避難した愛護動物の適正な飼育について指導等を行うとともに、以下に示す事項について、県の協力を得て、指定避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。 ■愛護動物の飼育指導の内容 1.各地域の被害状況、指定避難所での愛護動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等による町への支援 2.指定避難所から保護施設への愛護動物の受入れ及び譲渡等の調整 3.他市町村への連絡調整及び応援要請 ⑶飼養動物 町は、飼養動物等を飼養する者及びその関係する団体と協力して、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等、衛生管理を含めた災害時 における動物の管理等について、必要な措置を講ずる。 須恵町地域防災計画共通編第3編災害予防計画第3章効果的な応急活動のための事前対策 ⑶指定避難所の管理・運営体制整備 ケ県は、ペットを同行した避難者が安心して指定避難所へ避難できるよう、「福岡県災害時ペット救護マニュアル」を整備し、町の関係機関へ周知する。また指定避難所等におけるペット救護施設運営のための人材の育成、災害時動物飼養管理ボランティアの養成・登録の推進に努めるものとする。町は「福岡県災害時ペット救護マニュアル」を参考に、ペット同行避難について防災計画及び避難所運営マニュアルに反映するものとする。
新宮町 （福岡県）	新宮町地域防災計画 第3編災害応急対策計画第2章災害応急対策活動第15節保健衛生、防疫、環境対策計画1保健衛生 2愛護動物の救護の実施 大規模災害に伴い、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における愛護動物を指定避難所に同行することで、指定避難所の生活環境の悪化等の 問題が生じる事が予想される。また、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、人獣共通感染症予防等衛生管理が必要となる。 町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、愛護動物の救護を以下のように行う。 1被災地における愛護動物の保護 飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、粕屋保健福祉事務所、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、愛護動物の保護動物の保護を行う。 2避難所における動物の適切な飼育 町は、粕屋保健福祉事務所と協力して、飼い主と同行避難した愛護動物の飼養について、適正な飼養の指導等を行うなど、避難所の生活環境の悪化防止と動物の飼養環境の維持に努める。 3飼養動物、危険動物等の管理町及び飼養動物等を飼養する者は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、人獣共通感染症予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、必要な措置を講じるものとする。
久山町 （福岡県）	久山町避難所運営マニュアル 5避難所を運営するための基本方針 避難所は、地域の人々の安全を確保し、生活再建を始めるための地域の拠点となるよう、次のような避難所づくりをめざす。 （4）ペット同行・同伴避難への配慮 ペット同行・同伴避難者のために、ペットの飼育用スペースの確保に努めるなど、避難者とペットが共存できる避難所をめざす。 ペット飼育用スペースは、屋外の雨除けができる渡り廊下や駐輪場などが想定されるので飼い主によるケージ等の準備をお願いする。
粕屋町 （福岡県）	粕屋町地域防災計画基本編・風水害対策編第3編災害応急対策計画 第15節保健衛生、防疫、環境対策 第1保健衛生【町（防災福祉部・防災住民部）】 2愛護動物の救護の実施【町（防災土木部・防災福祉部）、関係団体】 大規模災害に伴い、飼い主不明や負傷した愛護動物が多数生じるとともに、愛護動物を指定避難所に同行することで、指定避難所の生活環境の悪化等の問題が生じることが予想される。また、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、人獣共通感染症予防等衛生管理が必要になると考えられる。 町は、動物愛護及び被災者の支援の観点から、これら愛護動物の保護や適正な飼育に関し、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、動物愛護の救護を以下のように行う。 （1）被災地における愛護動物の保護等 被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るためには、迅速かつ広域的な対応が求められる。このため、町は、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。 ア負傷した愛護動物の収容・治療・保管 イ飼い主不明の愛護動物の収容・保管 ウ飼養困難な愛護動物の一時保管 エ愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 オ愛護動物に関する相談の実施等 （2）指定避難所における愛護動物の適切な飼育の指導等 町は、県と協力して、同行避難した愛護動物の飼育について適正な飼育の指導等行うなど、指定避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。 ア各地域の被害状況、指定避難所での愛護動物の飼育状況の把握及び県への資材の提供、獣医師の派遣等の要請 イ指定避難所から保護施設への愛護動物の受入れ及び譲渡等の調整 （3）飼養動物、危険動物等の管理 町、飼養動物等を飼養する者は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、人獣動物共通感染症予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、必要な措置を講じるものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
粕屋町 （福岡県）	共通感染症予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、必要な措置を講じるものとする。 粕屋町避難所運営マニュアル ⑰ペット飼育マナーの徹底 ■動物との暮らしが苦手な人やアレルギーのある人もいることを認識し、ペットの飼育管理は飼い主の責任で行うことを徹底し、屋外飼育を勧める。 ■衛生的な管理を行い、飼い主同士などで周りの人に配慮したルールを作るのが望ましい。 ■室内での飼育が可能なペットについては、ケージ等に入れたうえで、一般の居住スペースから離れた場所を確保し、避難者が同伴で生活することを確認することも検討する。 ■詳しい対応については、「災害時ペット救護マニュアル」（平成29年3月、福岡県保健医療介護部生活衛生課作成）による。
糸島市 （福岡県）	糸島市地域防災計画第3章風水害応急対策計画第15節防疫・清掃活動第7動物の保護、収容 1死亡獣畜の処理 環境政策班及び農業振興班は、糸島保健福祉事務所の指導により、死亡した家畜を処理する。また、野禽等の処理については、筑紫保健福祉環境事務所の指導により行う。 2愛護動物の救護の実施 大規模災害に伴い、飼い主不明や負傷した愛護動物が多数生じるとともに、愛護動物を避難所に同行することで、避難所の生活環境の悪化等の問題が生じることが予想される。 環境政策班は、動物愛護及び被災者の支援の観点から、これら愛護動物の保護や適正な飼育に関し、糸島保健福祉事務所、獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、愛護動物の救護等を行う。 (1)被災地域における愛護動物の保護等 被災地域において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るためには、迅速かつ広域的な対応が求められる。このため、糸島保健福祉事務所、獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、愛護動物等の保護等を行う。 (2)避難所における愛護動物の適切な飼育の指導等 飼い主とともに避難した愛護動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。 ■県の愛護動物支援 〇各地域の被害状況、避難所での愛護動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市への支援 〇避難場所から保護施設への愛護動物の受入れ及び譲渡等の調整 〇他県等の連絡調整及び応援要請
中間市 （福岡県）	中間市 地域防災計画 【一般災害対策編】 〈第3 章第20 節防疫、清掃、食品衛生監視計画〉 第4項愛護動物対策 1 動物の保護・収容、放浪動物への対応 大規模災害に伴い、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じるため、保健福祉環境事務所、福岡県獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、動物の保護・収容対策を行う。 【一般災害対策編】 〈第3 章第20 節防疫、清掃、食品衛生監視計画〉 第4項愛護動物対策 1 動物の保護・収容、放浪動物への対応 大規模災害に伴い、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じるため、保健福祉環境事務所、福岡県獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、動物の保護・収容対策を行う。
宗像市 （福岡県）	宗像市地域防災計画 第3章 風水害応急対策計画　第13節　防疫・清掃活動　第8　動物の保護、収容 2　放浪動物への対応 　市民対策班は、宗像・遠賀保健福祉環境事務所と連携し、飼い主の被災により廃棄又は逃げ出したペット等を保護する。 　保護・収容された動物については、登録台帳を作成するとともに公示する。 　なお、危険動物が逃亡したときは、人的危害を防止するため、飼養者、警察署等と連携し、必要な措置を講ずる。 3　愛護動物への対応 　市民対策班は、飼い主とともに避難した愛護動物の飼育について、県と協力して指定避難所における適正な飼育について指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持を図る。 　また、被災地において、負傷した愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るため、宗像獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。 ■愛護動物への対応 ・負傷した愛護動物の収容・治療・保管 ・飼い主不明の愛護動物の収容・保管 ・飼養困難な愛護動物の一時保管 ・愛護動物に関する相談の実施 ・愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供（飼い主不明の愛護動物のうち、譲渡可能な動物は譲渡する）
福津市 （福岡県）	福津市地域防災計画第3章風水害応急 第10節避難対策第6指定一般避難所の運営 11管理・運営の留意点 関係各班、自主防衛組織は、指定一般避難所の管理・運営に関して、以下の点に留意し対応を行う。 なお、管理・運営に当たっては、女性や性的少数者等の意見を反映できるよう、これらの者の意見を反映できる者の参画を推進する。 〇家庭動物(ペット)飼養者の周辺への配慮の徹底

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
福津市 （福岡県）	12長期化への対応 避難生活の長期化に備え、次のような対策を行う。なお、指定一般避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。 ■長期化への対策事項 〇家庭動物(ペット)のための飼育スペースの確保、獣医師会や動物取扱業者等との連携・支援要請 13避難者の把握及び指定一般避難所の生活環境の把握 (2)指定一般避難所の生活環境の把握 市民班は、指定一般避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等を把握し、必要であれば対策を講じる。 避難の長期化等、必要に応じてプライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無・利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等、避難者の健康状態や指定一般避難所の衛生状態を把握し、必要な措置を講じる。 さらに、必要に応じ、指定一般避難所における家庭動物(ペット)のためのスペースを確保する。 第13節住宅対策第2応急仮設住宅の建設等 6応急仮設住宅の管理 建設班は、応急仮設住宅への入居を円滑に進めるとともに、応急仮設住宅の管理を行う。県で実施した応急仮設住宅のときは、その管理に協力する。 なお、管理を行う際には、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営を図るとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるように配慮する。 また、必要に応じて、応急仮設住宅における愛護動物の受入に配慮する。 第14節防疫・清掃活動第7動物の保護、収容 1死亡獣畜、家きん、野禽等の処理 生活環境班は、宗像・遠賀保健福祉環境事務所の指導により、死亡した家畜、家きん、野禽等を処理する。処理ができないときは、宗像・遠賀保健福祉県境事務所の指導により適切な措置をとる。 2放浪動物への対応 生活環境班は、宗像・遠賀保健福祉環境事務所と連携し、飼い主の被災により廃棄または逃け出した家畜・愛護動物等を保護する。 保護・収容された動物については、登録台帳を作成するとともに公示する。 3愛護動物への対応 飼い主とともに避難した愛護動物の飼育については、県と協力して指定一般避難所における適切な飼育について指導等を行うなど、動物の愛護及び衛生環境の維持を図る。 〇負傷した愛護動物の収容・治療・保管 〇飼い主不明の愛護動物の収容・保管 〇飼育困難な愛護動物の一時保管 〇愛護動物に関する相談の実施 〇愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供(飼い主不明の愛護動物のうち、譲渡可能な動物は譲渡する)
芦屋町 （福岡県）	芦屋町地域防災計画　第2章 災害予防計画 第3節 応急活動のための事前対策　第16 保健衛生・防疫体制の整備 5 ペット同行避難者の受入れ 1 同行避難 災害発生時に、飼い主は、ペットと同行避難することを原則とし、ペットの安全と健康を守るとともに、他の避難者への迷惑にならないよう努める。 2 避難所におけるペットの飼養スペース 避難所では他の避難者への影響や衛生管理等を考慮し、人の居住スペースとペットの飼養を完全に分離することを基本とする。なお、身体障がい者補助犬は除く。避難所の施設能力や避難者の状況に応じて、ペット飼養可の居住スペースや屋外等にペットのためのスペースを確保するよう努める。 3 災害に備えた事前準備 飼い主は、平時からペットの避難に必要な用具等を準備し、しつけや健康管理、迷子札や犬の鑑札、マイクロチップなどの所有者明示措置に努める。 飼い主は、ペット用備蓄（家庭内備蓄）の準備に努める。（以下、例示） □少なくとも5日分の水とペットフード（できれば7日分以上） □予備の食器と首輪、リード □ケージ及び補修などに使うガムテープ □トイレ用品 飼い主は、ペットのしつけに努める。（以下、例示） □ケージに慣れる □無駄ぼえをしない □決められた場所でトイレができる 芦屋町地域防災計画　第3章　風水害応急　第13節　防疫・清掃活動　第8　動物の保護、収容 1　死亡獣畜の処理 環境住宅班は、産業観光班と連携し、保健所の指導により、死亡した家畜、野禽等を適切に処理する。死亡した動物の処理にあたっては、宗像・遠賀保健福祉環境事務所長の指示に従い、原則として化製場または、死亡獣畜取扱場で処理するが、やむを得ない場合は環境衛生上支障のない場所に収集し、埋設または焼却等の方法で処理する。 2　動物の保護・収容放浪動物への対応 環境住宅班は、産業観光班及び宗像・遠賀保健福祉環境事務所等と連携し、飼い主の被災により廃棄または逃げ出したペット等を保護・収容する。保護・収容された動物については、台帳を作成し公示する。また、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、人獣共通感染症予防等衛生管理が必要になると考えられる。危険動物が逃走したときは、人的被害を防止するため、飼養者、警察署等と連携し、必要な措置を講ずる。 また、被災地において、負傷した愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るため、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。 ■愛護動物の保護・収容に関する事項 〇負傷した愛護動物の収容・治療・保管 〇飼い主不明の愛護動物の収容・保管 〇飼養困難な愛護動物の一時保管 〇愛護動物に関する相談の実施 〇愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 （飼い主不明の愛護動物のうち、譲渡可能な動物は譲渡する） 芦屋町国民保護計画　第4章　警報及び避難の指示等　第2　避難住民の誘導等　3　避難住民の誘導 (9)動物の保護等に関する配慮 町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養または保管されていた家庭動物等の保護等

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
芦屋町 （福岡県）	芦屋町国民保護計画　第4章　警報及び避難の指示等　第2　避難住民の誘導等　3　避難住民の誘導 (9)動物の保護等に関する配慮 　町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養または保管されていた家庭動物等の保護
水巻町 （福岡県）	水巻町地域防災計画 第3章風水害応急対策計画第14節防疫・清掃活動第8動物の保護、収容 2動物の保護・収容、放浪動物への対応 〇大規模災害に伴い、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における家庭動物（ペット）同行避難者等の問題も生じることが予想される。 〇産業環境班は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、保健福祉環境事務所、福岡県獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、動物の保護・収容対策を行う。 〇保護・収容された動物については、台帳を作成し公示する。 (1)被災動物の収容対策 〇飼い主のわからない負傷または逃げ出したペット等を保護する。 〇危険動物が逃亡したときは、人的危害を防止するため、飼養者、警察署等と連携し、必要な措置を講ずる。 〇被災地において、負傷した愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るため、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。 ■愛護動物の保護・収容に関する事項 〇負傷した愛護動物の収容・治療・保管 〇飼い主不明の愛護動物の収容・保管 〇飼養困難な愛護動物の一時保管 〇愛護動物に関する相談の実施 〇愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 （飼い主不明の愛護動物のうち、譲渡可能な動物は譲渡する） (2)ペットの取り扱い 〇災害発生時におけるペットの取り扱いは、「動物の愛護及び管理に関する法律」等に基づき、飼い主による管理を原則とする。 (3)ペット同行避難者の受け入れ 1同行避難 〇災害発生時に、飼い主は、ペットと同行避難することを原則とし、ペットの安全と健康を守るとともに、他の避難者への迷惑にならないよう努める。 2避難所におけるペットの飼養スペース 〇避難所では他の避難者への影響や衛生管理等を考慮し、人の居住スペースとペットの飼養を完全に分離することを基本とする。なお、身体障害者補助犬は除く。 〇避難所の施設能力や避難者の状況に応じて、ペット飼養可の居住スペースや屋外等にペットのためのスペースを確保するよう努める。 3災害に備えた事前準備 〇飼い主は、普段からペットの避難に必要な用具等を準備し、しつけや健康管理、迷子札やマイクロチップなどの所有者明示措置に努める。 〇飼い主は、ペット用備蓄（家庭内備蓄）の準備に努める。（以下、例示） ・少なくとも5日分の水とペットフード（できれば7日分以上） ・予備の食器と首輪、リード ・ケージ補修などに使うガムテープ ・トイレ用品 〇飼い主は、ペットのしつけに努める。（以下、例示） ・ケージに慣れる ・無駄ぼえをさせない ・決められた場所でトイレができる
岡垣町 （福岡県）	岡垣町地域防災計画第3章災害応急対策計画（風水害対策）第9節避難対策計画 8愛玩動物（ペット）対策 （1）愛玩動物の取扱い ア災害発生時における愛玩動物（以下、「ペット」という。）の取扱いは「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「福岡県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、飼い主による管理を原則とする。 イ避難所は、他の避難者への影響や衛生管理等を考慮し、ペットとの同行避難に対応する。ただし、身体障害者補助犬法（平成14年5月29日法律第49号）第2条に規定する「身体障害者補助犬」は、同法第7条の規定に基づき対応する。 ※同行避難とは、災害発生時に飼い主が飼育しているペットを同行し、避難場所まで安全に避難すること。基本的にペットは避難者の居住区域とは別の場所で飼育される。 （2）避難所への受入れ 町は、避難者の受入れ完了後、避難所の施設能力や避難者の状況を踏まえ、避難所施設へのペット受入れの方法について、検討を行う。避難所へペットを受入れる場合、県と協力して避難所における適切な飼育について指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持を図る。
遠賀町 （福岡県）	遠賀町地域防災計画 第14節防疫・清掃活動 7動物等への対応 1死亡した動物の処理 宗像・遠賀保健福祉環境事務所の指導により、死亡した動物等を処理する。 処理ができないときは、宗像・遠賀保健福祉環境事務所の指導により適正な措置を行う。 2放浪動物への対応 宗像・遠賀保健福祉環境事務所や、福岡県獣医師会等と連携し、放浪している動物等を保護・収容する。 なお、危険動物が逃亡したときは、人的危害を防止するため、飼養者、警察署等と連携し、必要な措置を講じる。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
直方市 （福岡県）	直方市地域防災計画　第17節　保健衛生、防疫、環境対策 被災地域における感染症の予防、環境悪化の防止ため、迅速かつ的確な防疫活動を行い衛生状態を保持するとともに、被災者の健康相談等を行い心身の安定を図る。また、被災地域における飲食に起因する危害発生の防止に努め、県民生活の安定を図る。 ⑴ 被災地における愛護動物の保護等 被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育にかかわる負担の軽減を図るためには、迅速かつ広範的に対応が求められることから、県、獣医師会及び動物愛護ボランティア等と協力し、愛護動物の保護等を行う。 ア 負傷した愛護動物の収容・治療・保管 イ 飼い主不明の愛護動物の収容・保管 ウ 飼養困難な愛護動物の一時保管 エ 愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 オ 愛護動物に関する相談の実施 等 ⑵ 避難所における愛護動物の適正な飼育の指導等 市は、県と協力して、飼い主とともに避難した愛護動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。 愛護動物のためのスペースを設けて、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるとともに、物資及び人的支援の必要性の把握に努め、必要に応じて県及び獣医師会へ応援要請を行う。 ⑶ 飼養動物、危険動物等の管理 県、市、飼養動物等を飼養する者は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、必要な措置を講じるものとする。
飯塚市 （福岡県）	飯塚市地域防災計画(第3章　第14節防疫・清掃活動　第7動物の保護、収容) 2　愛護動物への対応 大規模災害においては、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じ又、避難所においても動物同伴者等の問題が生じることが予想される。 清掃班と被災者支援班は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、保健福祉環境事務所、獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、次のとおり愛護動物の収容対策を行うものとする。 (1) 被災地における愛護動物の保護 飼い主のわからない負傷又は逃げ出したペット等を保護する。保護・収容された動物については、登録台帳を作成するとともに公示する。 危険動物が逃亡したときは、人的危害を防止するため、飼養者、警察署等と連携し、必要な措置を講ずるものとする。 (2) 避難所における動物の適切な飼育 飼い主とともに避難した動物の飼育については、県と協力して適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 3　避難所の開設から撤収までの流れ（詳細） (1)初動期（災害発生当日）の対応 ⑰その他の対策 福祉避難所に係る運営、避難者の健康管理、ペット同行避難者対策については、福岡県が作成する以下のマニュアルを参考にする。 〇ペット同行避難者対策 →『災害時ペット救護マニュアル』 （平成29年3月策定、福岡県保健医療介護部保健衛生課作成）
宮若市 （福岡県）	宮若市地域防災計画　第2章　災害応急対策活動　第14節　保健衛生、防疫、環境対策計画　第1　保健衛生　2　愛玩動物の収容対策の実施 市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、愛玩動物の収容対策を以下のように行う。 (1)被災地における愛玩動物の保護 飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、愛玩動物の保護を行う。 (2)避難所における動物の適切な飼育 市は、県と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。
嘉麻市 （福岡県）	嘉麻市地域防災計画 第3章第12節第8　動物の保護、収容 1　死亡獣畜の処理　環境衛生班は、産業班と連携し、保健福祉環境事務所の指導により、死亡した家畜、野禽等を処理する。処理に当たっては、保健福祉環境事務所長の指示に従い、原則として化製場又は死亡獣畜取扱い場で処理するが、やむを得ない場合は環境衛生上支障のない場所に収集し、埋設又は焼却等の方法で処理する。 2　環境衛生班と産業班は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、保健福祉環境事務所、県獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、次のとおりペットの保護・収容対策を行う。保護・収容された動物については、台帳を作成し公示する。 (1)被災地におけるペットの保護　飼い主のわからない負傷又は逃げ出したペット等を保護する。危険動物が逃亡したときは、人的危害を防止するため、飼養者、警察署等と連携し、必要な措置を講ずる。被災地において、負傷したペットによる危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るため、県獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおりペットの保護等を行う。負傷したペットの収容・治療・保管、飼い主不明のペットの収容・保管、飼養困難なペットの一時保管、ペットに関する相談の実施、ペットの飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供（飼い主不明のペットのうち、譲渡可能な動物は譲渡する） (2)指定避難所における動物の適切な飼育 避難所班は、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、指定避難所の生活環境の悪化の防止とペットの飼育環境のの維持に努める。 (3)ペット同行避難者の受入れ 同行避難 □災害発生時に、飼い主は、ペットと同行避難することを原則とし、ペットの安全と健康を守るとともに、他の避難者への迷惑にならないよう努める。 避難所におけるペットの飼養スペース □避難所では他の避難者への影響や衛生管理等を考慮し、人の居住スペースとペットの飼養を完全に分離することを基本とする。なお、身体障がい者補助犬は除く。 □避難所の施設能力や避難者の状況に応じて、ペット飼養可の居住スペースや屋外等にペットのためのスペースを確保するよう努める。 災害に備えた事前準備 □飼い主は、平時からペットの避難に必要な用具等を準備し、しつけや健康管理、迷子札や犬の鑑札、マイクロチップなどの所有者明示措置に努める。 □飼い主は、ペット用備蓄（家庭内備蓄）の準備に努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
小竹町 （福岡県）	小竹町地域防災計画 第2部　災害予防計画　第3章　効果的な応急活動のための事前対策　第7節　避難体制の整備 第3　指定緊急避難場所・指定避難所の機能の整備　4　指定緊急避難場所・指定避難所の管理・運営体制整備 (9)「福岡県災害時ペット救護マニュアル」を参考に、ペット同行避難について町防災計画及び避難所運営マニュアルに反映する。 第3部　災害応急対策計画　第2章　災害応急対策活動　第15節　保健衛生、防疫、環境対策　第3　愛護動物の救護等の実施 大規模災害に伴い、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じるとともに、指定避難所においても動物同伴者等の問題が生じることが予想される。 救護防疫班と農林班は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所、福岡県獣医師会等関係 団体及び動物愛護団体等と協力し、愛護動物の保護・収容対策を行う。また、保護・収容された動物については、台帳を作成し公示する。 1 被災地における愛護動物の保護 農林班及び救護防疫班は、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所等と連携し、飼い主のわからない負傷又は逃げ出したペット等を保護する。 危険動物が逃亡したときは、人的危害を防止するため、飼養者、直方警察署等と連携し、必要な措置を講ずる。 また、被災地において、負傷した愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るため、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア 等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。 ■愛護動物の保護・収容に関する事項 〇 負傷した愛護動物の収容・治療・保管 〇 飼い主不明の愛護動物の収容・保管 〇 飼養困難な愛護動物の一時保管 〇 愛護動物に関する相談の実施 〇 愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供（飼い主不明の愛護動物のうち、譲渡可能な動物は譲渡する） 2 避難所における動物の適切な飼育 飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 3 飼養動物、危険動物等の管理 救護防疫班は、飼養動物等を飼養する者及びその関係する団体と協力して、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、人獣共通感染症予防等衛生管理 を含めた災害時における動物の管理等について、必要な措置を講じる。
鞍手町 （福岡県）	鞍手町地域防災計画 第2編　災害予防計画　第2章　地域防災力の育成　第3節　実践的な防災訓練の実施　第2　現場訓練の実施 5 ペット同行避難者の支援体制について配慮する 。 第5　その他各種訓練　10　非常時に有効な実践的訓練 (4)ペット同行避難者の参加する避難訓練 第3章　人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策　第5節　避難体制の整備　第3　避難所の設置及び資機材の配備 8 ペット飼養スペース 第3編　災害応急対策　第1章　災害時応急活動　第9 節 避難活動等　第12 避難所の運営　2運営に当たっての注意事項 (2)ペット受け入れ可能な避難所において、ペットを受け入れる際には、その動物等の情報収集に関する受付を行い、飼い主の把握をする。 (5) 同行避難したペットに起因するトラブルを避けるため、ペットスペースでの主な飼育ルールを決定し、飼い主に対し、チラシ等を配布し、飼育ルールの徹底に努める。 第14 節 地域への救援活動　第8被害を受けた家庭動物の保護及び管理【 産業振興部 】 災害の発生に伴う犬、猫などのペットや特定動物などの動物の保護及び危害防止に対応するため、町、住民、県等による協力体制を確立する。 1県の活動 (1)県・保健所設置市・関係機関等で構成する動物救護本部設置の検討 (2)町へのペット避難や救護に係る指導助言 (3)獣医師の派遣依頼及び調整 (4)放浪動物、負傷動物の保護収容、返還、譲渡 (5)特定動物の逸走等に係る対応 (6)他自治体等との連絡調整、救援物資等の調達 2町の活動 (1)地域における被害を受けた家庭動物相談とともに災害死した動物の処理を実施 (2)ペット同行避難者の避難所への避難誘導、支援 (3)避難所におけるペット同行避難者の受け入れ (4)県等に対し、避難所におけるペットの飼育状況等に関する情報提供 (5)避難所におけるペットの適正な飼育に係る指導、支援 (6)県や動物救護本部が行う動物救護活動への連携、協力、支援要請 3住民及び民間団体の活動 獣医師会、民間団体による負傷動物の治療、飼い主及び里親探しを実施するとともに、飼育されている動物に対して、餌を配布する。
桂川町 （福岡県）	桂川町地域防災計画 第3章　風水害等応急/第14節　衛生・清掃対策/第8　動物の保護、収容 必要に応じて動物収容チームを設置し、放浪動物の保護及び危険動物の収容を行う。 保護・収容した動物については、台帳を作成し公示する。 〇　所有者不明動物のうち、譲渡可能な動物は譲渡する。 〇　犬猫等の死体は、衛生上適正に処分する。 〇　危険な動物から人命を守る必要があるときは、処分を行う。 〇　避難所等において、飼い主と同行避難した動物の飼育について、保健福祉環境事務所等と協力し、適正な飼養の指導等を行うなど避難所の生活環境の悪化防止と動物の飼養環境の維持に努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
田川市 （福岡県）	田川市地域防災計画 第3章　風水害応急対策計画　第14節　衛生・清掃対策　第1　保健衛生・防疫対策 1　避難所等の保健衛生 (6)動物の保護・収容 　衛生班は、必要に応じて動物収容チームを設置し、放浪動物の保護及び危険動物の収容を行う。 　保護・収容された動物の台帳を作成し、公示する。 　〇所有者不明動物のうち、譲渡可能な動物は譲渡する。 　〇犬猫等の死体は、衛生上適正に処理する。 　〇危険な動物から人命を守る必要がある時は、処分を行う。 第4章　震災応急対策計画　第14節　衛生・清掃対策　第1　保健衛生・防疫対策 （第3章と同一の内容）
香春町 （福岡県）	香春町地域防災計画 第2部　地震災害応急対策計画　　第3章　効果的な応急活動のための事前対策　　第7節　避難体制の整備 第3　指定緊急避難場所・指定避難所の機能及び管理・運営体制の整備 4　指定緊急避難場所・指定避難所の管理・運営体制整備 　避難所等の運営・管理に当たっては、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針」（内閣府　平成28年4月改定）を参考にしながら、避難所における生活環境のより一層の向上を図るため、必要に応じ、町、各避難所運営者は専門家等との定期的な情報交換に努める。 　なお、町（総務課及び関係各課）は、次の運営・管理体制を構築しておく。 (9)ペット同行避難について、「福岡県災害時ペット救護マニュアル」を参照し、避難所運営に反映する。 1）ペット同行避難の備えに関する住民啓発 （逸走の防止と所有者明示、健康管理としつけ、ペットのための避難用品及び備蓄品の準備、避難所の確認、避難所等における飼育管理） 2）ペットの同行避難訓練への参加 3）ペット受入れ避難所の選定、ペットスペースの確保 4）動物救護活動に関する関連機関との連絡調整 5）防災訓練における同行避難訓練の実施 第3部　災害応急対策計画　　第2章　災害応急対策計画 第4節　避難対策の実施 第10　ペット同伴の避難者等への支援 (1)町は、避難所の開設と併せて、動物受入れ避難所の案内、ペットの避難スペースを確保する。 (2)動物救護活動の関連機関と調整し、飼育管理方法、必要物資の把握、物資の供給に努める。 (3)ペット同伴の避難者は、避難所等における飼育管理（逸走の防止と所有者明示、健康管理・しつけ、ペット避難用品及び備蓄品の準備など）に協力する。「福岡県災害時ペット救護マニュアル」等を参照する。 第15節　保健衛生、防疫、環境対策 第1　保健衛生 6　愛護動物の救護等の実施 大規模災害においては、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じ、又避難所においても動物同伴者等の問題が生じることが予想される。 保健衛生班は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、田川保健福祉事務所、獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、次のとおり愛玩動物の収容対策を行う。 (1)被災地における愛護動物の保護等 被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る 負担の軽減を図るために、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。 1）負傷した愛護動物の収容・治療・保管 2）飼い主不明の愛護動物の収容・保管 3）飼養困難な愛護動物の一時保管 4）愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 5）愛護動物に関する相談の実施 等 (2)指定避難所における愛護動物の適切な飼育の指導等 保健衛生班は、避難所を設置した場合、田川保健福祉事務所及び関係機関、動物愛護団体等と 協力し、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の 愛護及び環境衛生の維持に努める。
添田町 （福岡県）	添田町地域防災計画 第3編　災害応急対策計画　　第2章　災害対策応急活動　　第14節　保健衛生、防疫、環境対策 5　愛護動物の救護等の実施 大規模災害に伴い、飼い主不明や負傷した愛護動物が多数生じるとともに、愛護動物を指定避難所に同行することで、指定避難所の生活環境の悪化等の問題が生じることが予想される。また、被災した飼育動物の保護収容、危険動物の逸走対策、人獣共通感染症予防等衛生管理が必要になると考えられる。 動物愛護及び被災者の支援の観点から、これら愛護動物の保護や適正な飼育に関し、獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、愛護動物の救護を以下のように県に対し要請する。 ⑴　被災地における愛護動物の保護等 ア　負傷した愛護動物の収容・治療・保管 イ　飼い主不明の愛護動物の収容・保管 ウ　飼育困難な愛護動物の一時保管 エ　愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 オ　愛護動物に関する相談の実施等 ⑵　指定避難所における動物の適切な飼育の指導等 県と協力して、同行避難した愛護動物の適正な飼育について指導等を行うなど、指定避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努めるとともに、県に対し、以下を要請する。 ア　各地域の被害状況、指定避難所での愛護動物の飼育状況の把握及び提供、獣医師の派遣等 イ　指定緊急避難場所から保護施設への愛護動物の受入れ及び譲渡等の調整 ⑶　飼養動物、危険動物等の管理 県、飼養動物等を飼養する者及び関係する団体と協力して、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、人獣共通感染症予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、必要な措置を講ずる。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
糸田町 （福岡県）	糸田町地域防災計画 第8　動物の保護、収容 1　省略 2　動物の保護・収容、放浪動物への対応 大規模災害に伴い、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所においても動物同伴者等の問題が生じることが予想される。住民福祉部と産業経済部は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適性な飼育に関し、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所、福岡県獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、次のとおり動物愛護の保護・収容対策を行う。 また、保護・収容された動物については、台帳を作成し公示する。 (1)被災地における愛護動物の保護 飼い主のわからない負傷又は逃げ出したペットなどを保護する。危険動物が逃亡したときは、人的危害を防止するため、飼育者、警察署等と連携し、必要な措置を講ずる。 また、被災地において、負傷した愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るため、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。 ・愛護動物の保護・収容に関する事項 ○　負傷した愛護動物の収容・治療・保管 ○　飼い主不明の愛護動物の収容・保全 ○　飼育困難な愛護動物の一時保管 ○　愛護動物に関する相談の実施 ○　愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供(飼い主不明の愛護動物のうち、譲渡可能な動物は譲渡する) (2)避難所における動物の適切な飼育 飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。
川崎町 （福岡県）	川崎町地域防災計画 第8節 動物の保護、収容 2 動物の保護・収容、放浪動物への対応 　大規模災害に伴い、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じるとともに、指定避難所においても動物同伴者等の問題が生じることが予想される。 環境衛生班は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、田川保健福祉事務所、福岡県獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、次のとおり愛護動物の保護・収容対策を行う。 　また、保護・収容された動物については、台帳を作成し公示する。 (1) 被災地における愛護動物の保護 　飼い主のわからない負傷又は逃げ出したペット等を保護する。危険動物が逃亡したときは、人的危害を防止するため、飼養者、田川警察署等と連携し、必要な措置を講ずる。 　また、被災地において、負傷した愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るため、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。 ■愛護動物の保護・収容に関する事項 〇負傷した愛護動物の収容・治療・保管 〇飼い主不明の愛護動物の収容・保管 〇飼養困難な愛護動物の一時保管 〇愛護動物に関する相談の実施 〇愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 　（飼い主不明の愛護動物のうち、譲渡可能な動物は譲渡する） (2) 指定避難所における動物の適切な飼育 　飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。
福智町 （福岡県）	福智町地域防災計画 第3章　風水害応急　第14節　防疫・清掃活動 第8　動物の保護、収容 2　動物の保護・収容、放浪動物への対応 　大規模災害に伴い、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じるとともに、指定避難所においても動物同伴者等の問題が生じることが予想される。 　生活衛生班と企画産業班は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、田川保健福祉事務所、福岡県獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、次のとおり愛護動物の保護・収容対策を行う。 　また、保護・収容された動物については、台帳を作成し公示する。 (1)被災地における愛護動物の保護 　飼い主のわからない負傷又は逃げ出したペット等を保護する。危険動物が逃亡したときは、人的危害を防止するため、飼養者、警察署等と連携し、必要な措置を講ずる。 　また、被災地において、負傷した愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るため、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。 ■愛護動物の保護・収容に関する事項 　〇 負傷した愛護動物の収容・治療・保管 　〇 飼い主不明の愛護動物の収容・保管 　〇 飼養困難な愛護動物の一時保管 　〇 愛護動物に関する相談の実施 　〇 愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 　　（飼い主不明の愛護動物のうち、譲渡可能な動物は譲渡する） (2)指定避難所における動物の適切な飼育 　飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 第4章　震災応急　第14節　防疫・清掃活動 　第3章第14節第8　動物の保護、収容を参照。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
赤村 （福岡県）	赤村地域防災計画 第3編風水害　第14章　防疫・清掃活動より一部抜粋 (1)被災地における愛護動物の保護 　飼い主のわからない負傷又は逃げ出したペット等を保護する。危険動物が逃亡したと時は、人的被害を防止するため、飼養者、警察署等と連携し、必要な措置を講じる。また、被災地において、負傷した愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るため、獣医師会をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し愛護動物の保護等を行う。詳細は、下記のとおりである。 ・負傷した愛護動物の収容・治療・保管 ・飼い主不明の愛護動物の収容・保管 ・飼養困難な愛護動物の一時保管 ・動物愛護に関する相談の実施 ・愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供（飼い主不明の愛護動物のうち、譲渡可能な動物は譲渡する） (2)指定避難所における動物の適切な飼育 　飼い主とともに避難した動物の飼育について適切な飼育の指導等を行う等、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。
小郡市 （福岡県）	小郡市地域防災計画 3章　風水害応急対策計画 第35節 家庭動物の保護や適正な飼育のための措置 大規模災害の発生時には、多くの飼い主不明や負傷した家庭動物が生じる。また、避難者が家庭動物を避難所に同行することで、避難所の生活環境の悪化等の問題が起きることが予想される。このため、動物愛護及び被災者支援の観点から、家庭動物の保護や適正な飼育のための措置を講ずる。 なお、詳細は、ペット同行避難受入マニュアル及び小郡市ペット防災手帳で別途定める。 1. 家庭動物の定義 この計画では、家庭等で飼養及び保管されている、哺乳類、鳥類、爬虫類に属する動物を、家庭動物と定義する。 2. 家庭動物の保護等 市は、県、獣医師会等関係団体と協力し、次のとおり家庭動物の保護等を行う。 (1)飼い主不明の家庭動物の収容・保管 (2)負傷した飼い主不明の家庭動物の収容・治療・保管 (3)家庭動物の飼い主捜しや、里親（新たな飼い主）募集のための情報の収集、提供 3. 避難所における家庭動物の適正な飼育の指導等 市は、飼い主による家庭動物の同行避難を呼びかける。また、県と協力し、同行避難した家庭動物の適正な飼育について飼い主に対し指導等を行うなど、避難所の生活環境の悪化防止と家庭動物の飼育環境の維持に努める。 小郡市ペット防災手帳 ペットとの同行避難 過去の災害では、ペットがいることで避難をためらったり、家に残してきたペットを迎えに行ったりした人が 、二次被害に巻き込 まれることがありました。小郡市では、どの指定避難所にもペットを連れて避難できます。避難を迷ったときは、 ペットと一緒に、早めに避難 してください。 ※「同行避難」とは、飼い主がペットを連れて一緒に避難することです。避難所内の同じスペースで、人とペットが一緒に生活することではありません。 ペット同行避難のルール 受入可能な動物 哺乳類、鳥類、爬虫類に属する動物で、家庭でペットとして飼育されているもの。のら猫や、野生の負傷動物は受け入れません。 受入の条件（犬） 犬は、市への登録と1年以内の狂犬病予防注射を済ませた上で、鑑札と注射済票をつけていることを条件とします。 ペットスペースについて ペットは、原則として室内に連れて入ることはできません。 ペットスペースの清掃等は、避難ペットの飼い主が協力して行って頂きます 。 ペットの飼育・管理について ペットの管理は、全て飼い主が責任を持って行ってください。 ペットは、ケージやキャリー バッグ 、かご、水槽等に入れ、逃げ出さないようにしましょう 。 可能な動物には、首輪やリードをつけてください。
うきは市 （福岡県）	うきは市地域防災計画(H27年) 第3章風水害応急対策に関する計画 第19節防疫及び清掃計画 4動物等の保護収容 衛生班は必要に応じて動物収容チームを設置し、保健福祉環境事務所、獣医師会等関係機関と協力して放浪動物の保護及び危険動物の収容を行い、保護・収容された動物の台帳を作成し、公示する。また、避難所等において、飼い主と同行避難した動物の飼養の指導を行うなど避難所の生活環境の悪化防止と動物の飼養環境の維持に努める。
朝倉市 （福岡県）	朝倉市地域防災計画 第3編　風水害応急対策計画 「市は、県と協力して、同行避難した愛護動物の適正な飼育について指導を行うなど、指定避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。」 「市は、必要に応じて、指定避難所に愛玩動物（ペット）のスペースを確保する。」

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
筑前町 （福岡県）	筑前町地域防災計画第14節保健衛生、防疫、環境対策計画 2愛護動物の救護等の実施 大規模災害に伴い、飼い主不明や負傷した愛護動物が多数生じるとともに、愛護動物を非難所に同行することで、避難所の生活環境の悪化等の問題が生じることが予想される。 また、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理が必要になると考えられる。 町は、動物愛護及び被災者の支援の観点から、これら愛護動物の保護や適正な飼育に関し、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護団体と協力し、愛護動物の収容対策を以下のように行う。 (1)愛護動物の保護 災害により、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るためには、迅速かつ広域的な対応が求められる。このため、町は県と連携し、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。 ア負傷した愛護動物の収容・治療・保管 イ飼い主不明の愛護動物の収容・保管 ウ飼養困難な愛護動物の一時保管 エ愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収取、提供 (2)避難所における動物の適切な飼育の指導等 町は県と協力して、同行非難した愛護動物の適正な飼育について指導等を行うなど、避難所の生活環境の悪化防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。 (3)飼養動物、危険動物等の管理 町は県と連携し、飼養動物を飼養する者及びその関係する団体と協力して、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、必要な借置を講じる。
東峰村 （福岡県）	東峰村地域防災計画　風水害対策編 第3編 災害応急対策計画 4　愛護動物の救護等の実施 大規模災害に伴い、飼い主不明や負傷した愛護動物が多数生じるとともに、愛護動物を避難所に同行することで、避難所の生活環境の悪化等の問題が生じる事が予想される。 また、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理が必要になると考えられる。 県は、動物愛護及び被災者の支援の観点から、これら愛護動物の保護や適正な飼育に関し、他県、市町村、獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、愛護動物の救護を以下のように行う。 また、村及び県は、飼養動物等の動物の管理等に必要な措置を講じる。 (1)被災地における愛護動物の保護等 被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るためには、迅速かつ広域的な対応が求められる。このため、県は、村、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。 ア 負傷した愛護動物の収容・治療・保管 イ 飼い主不明の愛護動物の収容・保管 ウ 飼養困難な愛護動物の一時保管 エ 愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 オ 愛護動物に関する相談の実施 等 (2)避難所における愛護動物の適切な飼育の指導等 県は、避難所を設置する村と協力して、同行避難した愛護動物の適正な飼育について指導等を行うなど、避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。 ア 各地域の被害状況、避難所での愛護動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等村への支援 イ 避難場所から保護施設への愛護動物の受け入れ及び譲渡等の調整 (3)飼養動物、危険動物等の管理 村、県は、飼養動物等を飼養する者及びその関係する団体と協力して、被災した飼養 動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、必要な措置を講じるものとする。 (4)他県等の連絡調整及び応援要請 県は、県及び県内の関係機関では、愛護動物の救護の実施が困難な場合、他県等関係機関との連絡調整及び応援要請を行う。
大刀洗町 （福岡県）	大刀洗町地域防災計画 第23節防疫・保健衛生対策 2避難所等生活環境の整備 7愛玩動物の対策 被災者等が愛玩動物を伴い避難してくることに備え、衛生面に留意しつつ、愛玩動物を収容するスペースを確保するよう努めるものとする。 第26節住宅の供給確保 1応急仮設住宅の建設 (3)災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の建設 ク応急仮設住宅の管理は、町の協力を求めて県が行い、入居者の管理は、町が行う。また、町は、各応急仮設住宅の適切な運営管理も行うものとする。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。さらに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。
筑後市 （福岡県）	筑後市地域防災計画（風水害対策編） 第2編　災害予防計画 第2章　市民等の防災力の向上 第1節　市民が行う防災対策 市民は、一人ひとりが「自らの身の安全は自ら守る」という防災の基本に基づき、自ら各種の手段を講ずるとともに、地域の防災活動に参加する等、平常時から災害に対する備えを進めるとともに、市及び県は、市民に対する防災意識の高揚を図る。 8　愛護動物との同行避難や避難所での飼養に対する準備

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
筑後市 （福岡県）	第2編　災害予防計画 第2章　市民等の防災力の向上 第4節　防災知識普及啓発 災害に強いまちづくりを推進するため、市、県及び防災関係機関等は、職員に対し防災教育を行うとともに、相互に密接な連携を保ち単独又は共同して、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する知識の市民への普及を推進する。 第1　市民等に対する防災知識の普及 1　一般啓発 (1)啓発の内容 オ　飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備 第3編　災害応急対策計画 第2章　災害応急対策活動 第4節　避難計画 第5　開設が長期化する見通しの場合の指定避難所運営 3　保健・衛生対策 県及び市は以下の点に留意する。なお、市は、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等の活用状況、パーティション、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 第3編　災害応急対策計画 第2章　災害応急対策活動 第14節　防疫対策計画 第8　愛護動物の救護等の実施 大規模災害に伴い、飼い主不明や負傷した愛護動物が多数生じるとともに、愛護動物を指定避難所に同行することで、指定避難所の生活環境の悪化等の問題が生じる事が予想される。また、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、人獣共通感染症予防等衛生管理が必要になると考えられる。 市は、必要に応じて動物収容チームを設置し、保険福祉環境事務所、獣医師会等関係機関と協力して放浪動物の保護及び危険動物の収容を行い、保護・収容された動物の台帳を作成し、公示する。 また、避難所等において、飼い主と同行避難した動物の飼育について、保健福祉環境事務所等関係機関と協力し、適正な飼育の指導等を行うなど避難所の生活環境の悪化の防止と動物の飼育環境の維持に努める。 第21節　応急仮設住宅建設等計画 第1　応急仮設住宅の建設 4　救助法を適用した場合の応急仮設住宅の建設 (8) 応急仮設住宅の建物の管理は、当該市町村の協力を得て県が行い、入居者の管理は、市が行う。また、市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理も行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。さらに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。
柳川市 （福岡県）	柳川市地域防災計画 第3章　風水害応急対策計画/第10節避難対策/第5 指定避難所の運営　3保健・衛生対策 プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態を把握し、必要な措置を講じる。また、必要に応じ、避難場所における愛護動物のためのスペースを確保する。 柳川市地域防災計画 第3章　風水害応急対策計画/第13節住宅対策/第1 応急仮設住宅の建設等/6　応急仮設住宅の運営管理 建設班は、応急仮設住宅の運営管理を行う。 この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、避難行動要支援者や女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。さらに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。
八女市 （福岡県）	八女市地域防災計画 第2編　災害予防計画 第8節　避難体制等整備計画 4 （3） キ　市は、「福岡県災害時ペット救援マニュアル」を参考に、ペット同行避難について市防災計画及び避難所運営マニュアルに反映する。
みやま市 （福岡県）	みやま市地域防災計画 第4章震災応急対策計画　第14節　防疫・清掃活動 2 愛玩動物への対応 大規模災害に伴い、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。 衛生班は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、保健福祉環境事務所、獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、愛玩動物の収容対策を行う。 なお、獣医師会に対しては「災害時における動物救護活動の協定書」に基づき、協力を要請する。 (1)被災した負傷動物への応急手当に関すること (2)被災動物の保護及び管理に関すること 飼い主のわからない負傷又は逃げ出したペット等を保護する。 危険動物が逃亡したときは、人的危害を防止するため、飼養者、警察署等と連携し、必要な措置を講ずる。 (3)被災動物に関する情報提供に関すること (4)施設、設備及び物資の供給その他必要な災害応急業務に関すること (5) ペット同伴避難所の設置 ペットが飼い主とともに避難できるペット同伴避難所を旧山川南部小学校及び旧岩田小学校に設置する。 なお、ペットの飼い主へ、「ペット避難の手引き」に基づき、避難に必要な用具等について事前準備を周知する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
大牟田市 （福岡県）	大牟田市地域防災計画 第3編　風水害応急対策計画　第7章　生活関連対策 第6節　動物対策　第1項　動物対策 1. 死亡獣畜の処理 市（防疫班）は、県保健福祉環境事務所等の指導により、死亡した動物等を処理する。 2. ペット動物等への対応 市（防疫班）は、飼い主の被災により遺棄又は逃げ出したペット等の収容を県保健福祉環境事務所へ要請する。 特に、危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察署等と連携して必要な措置を講ずる。 市（防疫班）は、県獣医師会県南支部等と連携して、同行避難した動物による避難所の生活環境の悪化を防止するため、適正飼養の指導を行う。 3. 避難スペースの確保と飼い主への啓発 市（総括班、生涯学習班、教育総務班、防疫班）は、動物が苦手な方やアレルギーの 方が避難することが考えられるため、施設内にペット同伴等のスペースを確保できる避難所をあらかじめ選定するとともに、ペット避難に関する啓発に努める。 また、飼い主は、ペットフードやペットシート等の備蓄、鳴き声やケージに入るなど のしつけ等、普段から災害に備えていく必要がある。
大川市 （福岡県）	大川市地域防災計画　風水害対策編 第3編 災害応急対策計画　第2章 災害応急対策活動　第14節 防疫・環境対策計画 第7 愛護動物の救護等 　大規模災害に伴い、飼い主不明や負傷した愛護動物が多数生 じるとともに、 愛護動物を避難所に同行することで、避難所の生活環境の悪化等の問題が生じる事が予想され、また、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物由来感染症予防等衛生管理が必要になると考えられる。 　市は、動物愛護及び被災者の支援の観点から、これら愛護動物の保護や適正な飼育に関し、県、他市町村、獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、愛護動物の救護を以下のように行うとともに、飼養動物等の動物の管理等に必要な措置を講ずる。 1 被災地における愛護動物の保護等 　被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るため、市は、県、他市町村、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。 (1) 負傷した愛護動物の収容・治療・保管 (2) 飼い主不明の愛護動物の収容・保管 (3) 飼養困難な愛護動物の一時保管 (4) 愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 (5) 愛護動物に関する相談の実施　等 2 避難所における愛護動物の適切な飼育の指導等 　市は、避難所等において、飼い主と同行避難した動物の飼育について、保健福祉環境事務所等関係機関と協力し、適正な飼育の指導等を行うなど避難所の生活環境の悪化の防止と動物の飼育環境の維持に努める。 3 飼養動物、危険動物等の管理 　市は、飼養動物等を飼養する者及びその関係する団体と協力して、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物由来感染症予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、必要な措置を講ずる。
広川町 （福岡県）	（防災計画等における動物愛護管理） 　　地域防災計画改訂版 　　第2編　風水害対策編 第1章　風水害予防対策 　　第9節　町民が行う防災対策 　　8　愛護動物との同行避難や避難所での飼養に対する準備 　第2編　風水害対策編 第1章 風水害予防対策 第12節　防災知識普及啓発 第1　町民などに対する防災知識の普及 　1 一般啓発 　オ　飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備 第2編　風水対策編 第1章 風水害予防対策 第28節　保健衛生・防疫体制整備計画 第1　保健衛生・防疫活動要領への習熟 　　第2章　風水害応急対策計画 　　第7　災害対策本部の所掌事務 　　水道・環境衛生班 13　動物対策に関すること。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
大木町 （福岡県）	大木町地域防災計画 第18節　災害時において、飼い主不明や、負傷した愛護動物の保護等及び指定避難所における愛護動物の受入れ等に関する計画である。 1. 愛護動物の保護等 衛生班は、必要に応じて、南筑後保健福祉環境事務所、獣医師会等と協力して次のとおり愛護動物の保護等を行う。 (1)負傷した愛護動物の収容・治療・保管 (2)飼い主不明の愛護動物の収容・保管 (3)飼養困難な愛護動物の一時保管 (4)愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報収集、提供 (5)愛護動物に関する相談の実施等 2. 飼養動物、危険動物等の管理 衛生班及び資材・産業対策班は、必要に応じて、南筑後保健福祉環境事務所、飼育者、関係団体等と協力して、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、人獣共通感染症予防等衛生管理等必要な措置を講じる。 3. 指定避難所における愛護動物の取扱い等 指定避難所に同行避難した愛護動物については、原則として施設屋内での飼育は認めず、必要に応じて敷地周辺に、できる限り他の避難者の迷惑とならない場所に、飼育用スペースを確保するものとする。この場合において、南筑後保健福祉環境事務所等と協力して、適正な飼育方法の指導等を行い、指定避難所の生活環境の悪化の防止に努める。また、飼育用スペースの確保ができない場合、不足する場合等は、保護施設への愛護動物の受入れ及び譲渡 等の調整を行う。
行橋市 （福岡県）	行橋市ペット同行避難ガイドラインより抜粋 03　指定避難所での受け入れ 1　受入れ可能なペットの種類 　指定避難所は、被災した市民などが一定期間滞在する場です。避難者は、避難所の運営に積極的に参加することが求められています。避難生活を送っていく中で、避難所の飼育ルールを守り、飼い主としての責任を果たすことに加えて、避難者として避難所の円滑な運営に協力しましょう。 　指定避難所で受入れ可能なペットは、犬・猫などの小型の哺乳類、鳥類で、飼い主の責任において飼育でき、次のページの条件を満たすものです。 2　受入れ可能なペットの条件 □ ケージやキャリーバッグで生活ができること □ ペット用のフード、水、トイレなど避難用品を持参していること □ 犬の場合は、鑑札・狂犬病予防注射済票が装着されていること 3　避難所での注意点 　避難所には、動物が好きな人、動物が嫌いな人、動物アレルギーを持つ人、ペットに不用意に手を出しかねない幼い子どもなど、様々な人が避難してきます。 　これまでの災害では、ペットが避難所生活において心の安らぎや支えになったという声がある一方で、噛みつきや鳴き声への苦情、体毛や糞尿処理などの衛生面でトラブルになることがありました。避難所では、ペットの世話や食料の確保、飼養場所の管理、ペットに関するトラブルの解決はすべて飼い主の責任で行うことになります。 　飼い主同士で周りに配慮したルールを作り助け合うとともに、ペットの体調に気を配り、不安を取り除くように心がけましょう。
豊前市 （福岡県）	豊前市地域防災計画 第2編災害予防計画／第2章／第4節／第1市民等に対する防災知識の普及／1一般住民への啓発／(1)啓発の内容 オ飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備 第3編災害応急対策計画／第3章／第13節／第5愛護動物の救護等の実施 大規模災害に伴い、飼い主不明や負傷した愛護動物が多数生じるとともに、愛護動物を指定避難所に同行することで、指定避難所の生活環境の悪化等の問題が生じる事が予想される。【防疫衛生班】は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等、衛生管理が必要になると考えられることから、飼養動物等の管理等に必要な措置を講じる。 1被災地における愛護動物の保護等 被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るためには、迅速かつ広域的な対応が求められる。このため、市及び獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。 (1)負傷した愛護動物の収容・治療・保管 (2)飼い主不明の愛護動物の収容・保管 (3)飼養困難な愛護動物の一時保管 (4)愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集及び提供 (5)愛護動物に関する相談の実施等 2指定避難所における愛護動物の適切な飼育の指導等 市は、県の協力を得て、同行避難した愛護動物の適正な飼育について指導等を行うなど、指定避難所の生活環境の悪化防止と愛護動物の飼育環境維持に努める。 (1)各地域の被害状況、指定避難所での愛護動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等 (2)指定避難所から保護施設への愛護動物の受け入れ及び譲渡等の調整 3飼養動物、危険動物等の管理 市は、飼養動物等を飼養する者及びその関係する団体と協力して、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等、衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、必要な措置を講じる。 第3編災害応急対策計画／第3章／第16節／第1応急仮設住宅（建設型仮設住宅）の建設／5災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の建設 (8)（中略）さらに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
苅田町 （福岡県）	苅田町地域防災計画 【第Ⅲ編一般災害応急対策計画】第2章第15節保健衛生・防疫対策 第3. 愛玩動物の救護等の実施 大規模な災害発生に伴い、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じるとともに、指定一般避難所における動物同伴者等への感情的な問題も生じることが予想される。また、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、人獣共通感染症予防等衛生管理が必要になると考えられる。医療防疫班は、動物愛護と感染症防止の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関して、県、獣医師会等関係団体および動物愛護団体等と協力しつつ愛玩動物の救護等を次のように行う。 1. 被災地における愛玩動物の保護 飼い主不明の負傷動物または放し飼い状態にある動物等の保護については、迅速かつ広域的対応が求められることから、医療防疫班は、総合指令班と連携し、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力しつつ愛玩動物の保護を行う。 2. 指定一般避難所における動物の適切な飼育 町災害対策本部は、飼い主と一緒に避難した動物飼育について、適正な飼育指導等を行うとともに、次に示す事項について県の協力を得て、動物愛護および指定一般避難所の衛生環境の維持に努める。 (1)ペット同行避難 災害発生時に、ペットと同行避難する飼い主は、ペットの安全と健康を守るとともに、他の避難者への迷惑にならないよう努める。 (2)避難所におけるペットの飼養スペース 避難所では他の避難者への影響や衛生管理等を考慮し、人の居住スペースとペットの飼養を完全に分離することを基本とする。なお、身体障がい者補助犬は除く。 避難所の施設能力や避難者の状況に応じて、ペット飼養可の居住スペースや屋外等にペットのためのスペースを確保するよう努める。
みやこ町 （福岡県）	みやこ町地域防災計画本編 第3編「風水害応急対策計画」 第14章「防疫・清掃活動」 2「動物の保護・収容、放浪動物への対応」大規模災害に伴い、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じるとともに、指定避難所においても動物同伴者等の問題が生じることが予想される。環境班は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、京築保健福祉環境事務所、福岡県獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、次のとおり愛護動物の保護・収容対策を行う。また、保護・収容された動物については、台帳を作成し公示する。 （1）被災地における愛護動物の保護飼い主のわからない負傷又は逃げ出したペット等を保護する。危険動物が逃亡したときは、人的危害を防止するため、飼養者、行橋警察署等と連携し、必要な措置を講ずる。また、被災地において、負傷した愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るため、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。愛護動物の保護・収容に関する事項負傷した愛護動物の収容・治療・保管飼い主不明の愛護動物の収容・保管飼養困難な愛護動物の一時保管愛護動物に関する相談の実施愛護動物に関する相談の実施愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供（飼い主不明の愛護動物のうち、譲渡可能な動物は譲渡する） （2）指定避難所における動物の適切な飼育飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行う等、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。
築上町 （福岡県）	築上町ペット避難所マニュアル 第1項. 避難について 災害時は、飼育しているペットが飼育者の管理下から離れてしまうと、逃走して衛生面や安全面で危険な事態も考えられるため、避難者は、飼育しているペットと同行避難(※1)をすること。また、ペット同行避難者が避難してきた後は、あらかじめ把握していたペット受け入れ可能な避難所の事前に決められたペットスペース(※2)で、原則、飼い主自身が、ケージに入れるなど飼育管理を行い、避難所管理者の許可がない場合はその他避難者の避難所スペースにペットを持ち込まないこと。様々な人やペットが共同生活を送る避難所においては、ペットに起因したトラブルが発生しないよう、飼い主は適正な飼育に努めることが重要である。
吉富町 （福岡県）	吉富町地域防災計画第4章地震・津波応急第13節防疫・清掃活動 第7動物の保護、収容 2. 愛護動物への対応 住民生活班は、県と協力して、飼い主とともに避難した愛護動物の飼育について、避難所における適正な飼育について指導等を行うなど、避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。 また、県及び動物愛護ボランティア等と協力して、次のような愛護動物の保護等を行う。 ■愛護動物の保護等 〇負傷した愛護動物の収容・治療・保管 〇飼い主不明の愛護動物の収容・保管 〇飼養困難な愛護動物の一時保管 〇愛護動物に関する相談の実施 〇愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 （飼い主不明の愛護動物のうち、譲渡可能な動物は譲渡する） 3. 放浪する愛護動物への対応 住民生活班は、保健福祉環境事務所等と連携し、飼い主の被災により廃棄または逃げ出したペット等を保護する。 保護・収容された動物については、登録台帳を作成するとともに公示する。 なお、危険動物が逃亡したときは、人的危害を防止するため、飼養者、警察署等と連携し、必要な措置を講ずる。
上毛町 （福岡県）	上毛町地域防災計画 飼い主とともに避難した愛護動物の飼育について、避難所における適正な飼育について指導等を行うなど、避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。また、県及び動物愛護ボランティア等と協力して、次のような愛護動物の保護等を行う。 〇負傷した愛護動物の収容・治療・保管 〇飼い主不明の愛護動物の収容・保管 〇飼養困難な愛護動物の一時保管 〇愛護動物に関する相談の実施 〇愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供（飼い主不明の愛護動物のうち、譲渡可能な動物は譲渡する）

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
福岡市	福岡市地域防災計画 【本編】 第4章風水害応急対策計画　第4節避難対策　第6愛玩動物対策 　災害により避難者その他の被災者による適正飼育が困難となった愛玩動物の保護を行う。また、被災者と愛玩動物の同行避難が円滑に行われるよう対策を講じる。 1実施体制 　災害対策本部保健医療局が統括し、各局等及び獣医師会、動物愛護団体等の協力を得て行う。 　特に、一般社団法人福岡市獣医師会に対しては、「災害時の被災動物の救護活動に関する協定書」に基づき、一時預かり・保護や治療が必要な愛玩動物が集中的に発生した場合など、必要に応じて協力を要請する。 2愛玩動物の保護 (1)一時預かり場所の確保 　避難等により飼い主による飼育が困難となった愛玩動物の一時預かり場所を確保する。 (2)住居等に残されている愛玩動物への対応 　動物愛護団体などに寄せられた愛玩動物の情報を取りまとめ、必要に応じ、保護、給餌等の対応を行う。 (3)飼い主不明愛玩動物への対応 　飼い主からはぐれた愛玩動物については、保護するとともに、飼い主が判明するよう努める。 (4)ボランティアの活用 　災害発生時には、効率的にボランティアのマンパワーを活用する。 (5)負傷した愛玩動物の治療 　被災地域に飼い主不明の負傷した愛玩動物がいる場合には、動物愛護管理センターで保護収容し応急処置を行う。 (6)愛玩動物の相談窓口の設置 　大規模災害発生に伴う愛玩動物の健康等の問い合わせに対応するために、動物愛護団体等の協力を得て相談窓口を設置する。 3被災者と愛玩動物の同行避難 　避難所における愛玩動物の受入れが円滑に行われるよう、以下の対策を講じる。 (1)避難所における愛玩動物の適正飼育 (2)必要物資の調達 【原子力災害対策編】 第3章緊急事態応急対策　第6節屋内退避、避難受入れ等の防護活動　5愛玩動物対策 　災害により避難者その他の被災者による適正飼育が困難となった愛玩動物の保護を行うものとする。 　また、被災者と愛玩動物の同行避難等が円滑に行われるよう対策を講ずるものとする。
北九州市	北九州市地域防災計画（災害対策編）　令和6年2月修正 第2章　災害予防計画 第27節　民間企業等による災害時地域支援 第8　北九州市獣医師会との災害発生時における愛玩動物（ペット）の受入れに関する協定（H20.2.25） 北九州市獣医師会は、北九州市内に災害が発生、又は発生するおそれがある場合において、北九州市の要請があった場合には、次のような協力を行うものとする。 1 ペットの一時預かり 2 獣医師の派遣 第3章　災害応急対策計画 第20節　避難者の受入れ対応 第6　災害発生時における愛玩動物（ペット）対策 1 愛玩動物の取扱い（原則） (1)　災害発生時における愛玩動物（以下、「ペット」という。）の取扱いは「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「北九州市動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、飼い主による管理を原則とする。 (2)　避難所は、ペットとの同行避難※1に対応する。 (3)　避難所でのペットとの同伴避難※2は、他の避難者への影響や衛生管理等を考慮し、対応する。 ただし、身体障害者補助犬法（平成14 年5月29日法律第49号）第2条に規定する「身体障害者補助犬」は、同法第7条の規定に基づき対応する。 ※1 同行避難とは、災害発生時に飼い主が飼育しているペットを同行し、避難場所まで安全に避難すること。基本的にペットは避難者の居住区域とは別の場所で飼育される。 ※2 同伴避難とは、飼い主と一緒に避難したペットが、避難所で飼い主と同じ居住空間で生活すること。
久留米市	久留米市地域防災計画【抜粋】 ＜風水害対策編＞第1章災害応急対策計画第13節防疫・清掃 ＜地震対策編＞第1章災害応急対策計画第12節防疫・清掃 ＜事故対策編＞第1章災害応急対策計画第12節防疫・清掃※各編、同一内容を記載。 ――――――――――――――――――――――――――――― 2愛玩動物への対応 医療救護班は、清掃班、農林業被害対策班及び衛生建設産業班と連携して、飼い主の被災により逃げ出したペット等を保護する。特に危険動物が逃げだした場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携して必要な措置を講ずる。 また、死亡したペット等については、清掃班と連携して適切な措置を講ずる。 3避難・保護動物への対応 医療救護班は、同行避難した動物の適正な飼育について指導を行うなど、避難所の生活環境の悪化の防止と動物の飼育環境の維持に努める。 また、獣医師会、動物愛護ボランティア・NPO等の協力により、避難・保護した動物の治療や一時保管を行う。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
久留米市	久留米市ペット同伴避難所マニュアル【抜粋】 7運用の基準、ルール等 (1)開設・閉鎖の基準 開設災害において「警戒レベル3:高齢者等避難」が発令され、対象校区の避難所を開設するとき 閉鎖原則、全ての指定避難所を閉鎖したとき (2)受入れ対象 ペット避難所への受入れ対象者は、ペットを連れて避難してきた方とする。(原則として、ケージやキャリーなどを持参している方) ◆ペットの種類犬、猫、小動物(ほ乳類(ハムスター等)・鳥類、は虫類など) ◆避難者が備えるべき要件 ・ケージやキャリー、ケースなどに入れて飼育できるもの ・避難者自身が適切に管理・制御できる個体、頭数であること ◆受け入れできない動物 ・ケージに入らない大型犬 ・危害を及ぼすおそれがある個体(凶暴な犬、大型のヘビやワニ、特定動物(危害を及ぼす動物)、特定外来生物など) ・法令上、厳密な飼育方法が必要な動物(飼育に許可が必要なものなど) (3)避難所でのルール「ペット避難所でのルール」を参照 【参考】ペット避難所でのルール【抜粋】 1ペットの世話について 〇世話は決まった場所(ブルーシートの上)で行い、清潔保持にご協力ください。 〇屋内ではケージなどに入れてください。放し飼いは他の方へ迷惑となります。 〇エサやりやフン尿の処理などは責任をもって適切に行ってください。※エサの食べ残しやフン尿をそのままにすると、臭いなどで他の方へ迷惑となります。 〇ペットが施設をよごしたり、こわしたりしないよう注意してください。※修繕をお願いする場合があります。 3退所の際は 〇避難所の閉鎖が決まったときは、職員の指示にそって速やかな退所をお願いします。 ※退所がおそくなると施設の通常営業ができません。一時的なあずけ先(親せき、友人、ペットホテルなど)の検討などをおすすめします。 〇退所されるときは、清掃・片付けをお願いします(利用した場所やブルーシートなど)。
佐賀県	佐賀県地域防災計画(令和7年3月25日修正版) 第2編　風水害対策 第2章　災害予防対策計画 第2節　災害応急対策、普及・復興に資する効果的な備えの推進 第7項　避難及び情報提供活動 1　市町の避難計画 (3)　指定緊急避難場所及び指定避難所 市町は…指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、日頃から指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について住民等への周知徹底を図るものとする。 イ　指定避難所 (イ)　機能の強化 市町は、あらかじめ指定避難所の機能強化を図るため、次の対策を進める。 対策に当たっては、要配慮者、男女双方の視点並びに家庭動物を連れて避難する人がいることなど地域の実情に応じて居住空間に配慮する必要がある。… (6)　避難所生活上必要となる基本的事項 コ　家庭動物との避難への対応について 市町は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。 第3節　県民等の防災活動の推進 第1項　防災思想・知識の普及 2　県民に対する普及啓発、防災学習の推進 (1)　防災知識の普及・啓発等 ウ　県、市町及び防災機関は、…次の事項について普及啓発を図る。 (ア)　…、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、…予防・安全対策 第3章　災害応急対策計画 第14節　避難計画 第5項　指定緊急避難場所及び指定避難所の開放・開設・運営 2　指定避難所の運営管理等 (2)　生活環境の維持 …また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 第15節　応急住宅対策計画と二次災害の防止活動 第2項　応急仮設住宅の提供及び運営管理等 2　応急仮設住宅の運営管理 …また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れにも配慮する。 第18節　食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画 …なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、…家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、…に配慮するものとする。 第34節　病害虫防除、動物の管理等計画 第3項　家庭動物等の保護・危険動物の逸走対策等 県及び市町は、風水害による被災のためやむなく放置された犬、猫などの家庭動物、飼い主からの家庭動物の一時預かり要望への対応等及び動物由来感染症予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、佐賀県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼主への譲渡等の措置を講じる。 また、危険動物(動物の愛護及び管理に関する法律第25条の2に定める「特定動物」)の逸走対策について、必要な措置を講じる。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
佐賀県	第3編　地震・津波災害対策 第2章　地震災害対策 第1節　災害予防対策計画 第2項　災害応急対策、普及・復興に資する効果的な備えの推進 第7　避難及び情報提供活動 1　市町の避難計画 (2)　指定緊急避難場所及び指定避難所 イ　指定避難所 (イ)　機能の強化 市町は、あらかじめ指定避難所の機能強化を図るため、次の対策を進める。 対策に当たっては、要配慮者、男女双方の視点並びに家庭動物を連れて避難する人がいることなど地域の実情に応じて居住空間に配慮する必要がある。… 第4項　県民等の防災活動の推進 第1　防災思想・知識の普及 2　県民に対する普及啓発、防災学習の推進 …防災知識の普及にあたっては、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。… (1)　防災知識の普及・啓発等 ウ　県、市町及び防災機関は、…次の事項について普及啓発を図る。 (ア)　…、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、…予防・安全対策 第2節　災害応急対策計画 第14項　避難計画 第5　第5項　指定緊急避難場所及び指定避難所の開放・開設・運営 2　指定避難所の運営管理等 (2)　生活環境の維持 …また、必要に応じ、指定避難所におけるか家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 第15項　応急住宅対策計画と二次災害の防止活動 第2　応急仮設住宅の提供及び運営管理等 2　応急仮設住宅の運営管理 …また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れにも配慮する。 第18項　食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画 …なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、…家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、…に配慮するものとする。 第34項　動物の管理、飼料の確保等計画 第2　家庭動物等の保護・危険動物の逸走対策等 県及び市町は、地震による被災のためやむなく放置された犬、猫などの家庭動物、飼い主からの飼養動物の一時預かり要望への対応等及び動物由来感染症予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、佐賀県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼主への譲渡等の措置を講じる。 また、危険動物(動物の愛護及び管理に関する法律第25条の2に定める「特定動物」)の逸走対策について、必要な措置を講じる。 第4編　原子力災害対策 第2章　災害予防対策 第8節　広域防災体制の整備 2　広域的な応援協力体制の整備 (1)広域的な応援協力体制の整備 県は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査(「避難住民、車両、家庭動物、携行物品等に対し、防護措置を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査をいう。以下同じ。」等の場所等に関する広域的な応援要請及び他の都道府県からの応援要請への対応に向けて、…必要な準備を整える。… 第17節　原子力防災に関する住民に対する知識の普及啓発 …防災知識の普及啓発に際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼育の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。… 第3章　災害応急対策 第6節　避難、屋内退避等の防護措置 1　避難、屋内避難等の防護措置の実施 (1)避難の指示等 ア　県の役割 (ク)　家庭動物の同行避難 県は、災害時の実態に応じて、市町と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。
佐賀市 (佐賀県)	佐賀市地域防災計画　第2編 風水害対策 第2章 災害予防対策計画 第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進　第7項 避難収容及び情報提供活動　(3)指定緊急避難場所及び指定避難所　イ 指定避難所　(イ) 機能の強化 市は、あらかじめ指定避難所の機能の強化を図るため、次の対策を進める。対策に当たっては、要配慮者、男女双方の視点並びに家庭動物を連れて避難する人がいることなど地域の実情に応じて居住空間に配慮する必要がある。 第3節 市民等の防災活動の推進　第1項 防災思想・知識の普及　2 市民に対する普及啓発、防災学習の推進　(1)防災知識の普及・啓発等 ウ 県、市及び防災関係機関は、防災週間及び防災関連行事等を通じ、市民に対し、風水害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、次の事項について普及・啓発を図る。 (ア)「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、自動車へのこまめな満タン給油、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
佐賀市 （佐賀県）	第3章 災害応急対策計画 第14節 避難計画　第5項 指定緊急避難場所及び指定避難所の開放・運営　2 指定避難所の運営管理等　(2)生活環境の維持 　市は、ボランティア、防災関係機関等の協力も得て、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、避難者のプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状況を把握し、必要な措置を講じるよう努める。さらに、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 第 15 節 応急住宅対策計画と二次災害の防止活動　第2項 応急仮設住宅の提供及び運営管理等　2 応急仮設住宅の運営管理 県又は市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。 第 34 節 病害虫防除、動物の管理等計画　第3項 家庭動物等の保護・危険動物の逸走対策等 　市は、風水害による被災のためやむなく放置された犬、猫などの家庭動物等について、佐賀中部保健福祉事務所との連携を密にし 、一時的な保護や新たな飼い主への譲渡等の措置を講じる。また、危険動物の逸走対策について、必要な措置を講じる。 佐賀市地域防災計画　第3編 地震・津波災害対策 第2章 地震災害予防対策計画 　第3節 市民等の防災活動の推進　第1項 防災思想・知識の普及　2 市民に対する普及啓発、防災学習の推進　(1)防災知識の普及・啓発等 ウ（略） (ア)「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点等からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、自動車へのこまめな満タン給油、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
唐津市 （佐賀県）	唐津市地域防災計画 第1編 共通災害対策　第7章　災害応急対策計画　第1節　避難所設置運営計画 第1項　市指定避難場所及び指定緊急避難場所等の指定、開設・運営　4避難所の運営　(2)生活環境の維持 さらに、避難所におけるペットのためのスペースの確保にも配慮する。 第2編 風水害対策　第2章　災害予防対策計画　第2節　災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 　第6項　避難及び情報提供　1避難計画　(3)指定緊急避難場所及び指定避難所　イ指定避難所　(イ)機能の強化 ペットを連れて避難する人がいることなど地域の実情に応じて居住空間に配慮する。 第2編 風水害対策　第3章　災害応急対策計画　第12節　応急住宅対策計画と二次災害の防止活動　第2項　応急仮設住宅の提供及び運営管理等　2　応急仮設住宅の運営管理 また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受け入れにも配慮する。 第2編 風水害対策　第3章 災害応急対策計画　第30節 病害虫防除、動物の管理等計画　第3項 ペット等の保護等 市は、県及び県獣医師会との連携を密にし、風水害による被災のためやむなく放置された犬、猫などのペット等について、一時的な保護や里親探し等の措置を講じる。 第3編 地震・津波災害対策　第2章　地震災害対策における災害予防対策計画　第2節　災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 　第5項　避難及び情報提供活動　1避難計画　(2)指定緊急避難場所及び指定避難場所　イ指定避難所　(イ)機能の強化 ペットを連れて避難する人がいることなど地域の実情に応じて居住空間に配慮する。 第3編 地震・津波災害対策第3章　地震災害対策における災害応急対策計画　第14節　避難計画 　第5項　指定緊急避難場所及び指定避難所の開設・運営　2避難所の運営　(2)生活環境の維持 さらに、避難所におけるペットのためのスペースの確保にも配慮する。 第3編 震災対策　第3章 災害応急対策計画　第30節 動物の管理、飼料の確保等計画　第3項 ペット等の保護等 市は、県及び県獣医師会との連携を密にし、地震災害による被災のためやむなく放置された犬、猫などのペット等について、一時的な保護や里親捜し等の措置を講じる。 第4編　原子力災害対策　第3章　災害応急対策計画　第11節　退避、屋内退避等の防護措置　1避難、屋内退避等の防災活動の実施　(1)避難の指示等　ア県の役割　(ク)ペットの同行避難 県は、災害時の実態に応じて、市町と連携し、飼い主によるペットとの同行避難を呼びかけるものとする。 第5編　その他の災害対策　第2章　大規模火事災害対策　第1節　災害予防対策計画　第10項　避難・収容体制の整備　1避難場所の指定等　(2)避難場所の機能の強化 ペットを連れて避難する人がいることなど地域の実情に応じて居住空間に配慮する必要がある。 第5編　その他の災害対策　第3章　林野火災対策　第1節　災害予防対策計画　第9項　避難・収容体制の整備　1避難場所の指定等　(2)避難場所の機能の強化 ペットを連れて避難する人がいることなど地域の実情に応じて居住空間に配慮する必要がある。
鳥栖市 （佐賀県）	鳥栖市地域防災計画 第4編　災害応急対策計画 第3章　災害応急対策 第5節　避難対策　第9　避難所の運営 1　運営 ・・・・・・さらに、避難所における家庭動物のためのスペースの確保についても配慮するものとする。 第16節　災害時における「住」対策　第5　応急仮設住宅の入居者の募集・選定 4　応急仮設住宅の管理 ・・・・・・また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。 第17節　災害時の環境・衛生対策　　第2　被災地の保健衛生・防疫活動 7　家庭動物等の保護・収容 環境班は、放置された家庭動物等について鳥栖保健福祉事務所と協力して一時的な保護の措置を講じる。 〇所有者不明の家庭動物等のうち、譲渡可能な家庭動物等は譲渡する。 〇犬猫等の死体は、衛生上適正に処理する。
多久市 （佐賀県）	1:多久市地域防災計画　第2編:風水害対策　第2章:災害予防対策計画　第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進　第7項 避難収容及び情報提供活動 2機能の強化 市は、あらかじめ指定避難所の機能の強化を図るため、次の対策を進める。対策にあたっては、要配慮者、男女双方の視点並びに家庭動物を連れて避難する人がいることなど地域の実情に応じて居住空間に配慮する必要がある。 第3節 市民等の防災活動の推進　第1項 防災思想・知識の普及 (ア)「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生 活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
多久市 （佐賀県）	第3章 災害応急対策計画　第14節 避難計画　第5項 指定緊急避難場所及び指定避難所の開放・開設・運営 2 生活環境の維持 市は、自主防災組織、ボランティア、防災関係機関等の協力も得て、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、避 難者のプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師や看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、食中毒発生防止対策の状況、し尿及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状況を把握し、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう 、連携に努める 。 第15節 応急住宅対策計画　第2項 応急仮設住宅の建設及び運営管理等 2応急仮設住宅の運営管理 市又は県は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。 この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。 また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物 の受入にも配慮する。 第34節 病害虫防除、動物の管理等計画　第3項 ペット等の保護等 県及び市は、風水害による被災のためやむなく放置された犬、猫などの家庭動物等について、佐賀県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼主への譲渡等の措置を講じる。 第3編　地震対策　第3章 災害応急対策計画　第34節 動物の管理、飼料の確保等計画　第2項 家庭動物等の保護等 県及び市は、地震による被災のためやむなく放置された犬、猫などの家庭動物等について、佐賀県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼主への譲渡等の措置を講じる。
伊万里市 （佐賀県）	伊万里市地域防災計画（風水害対策編、地震・津波災害対策編） 第2節 効果的な備えの推進 8. 避難及び情報提供活動 ⑷ 避難所の機能の強化 市は、あらかじめ避難所の機能の強化を図るため、次に掲げる対策を推進するものとする。 対策に当たっては、要配慮者、男女双方の視点並びに家庭動物を連れて避難する人がいることなど地域の実情に応じて居住空間に配慮する必要がある。・・・ 17. 防災思想・知識の普及 ⑴ 防災知識の普及・啓発等 3 市は、防災週間及び防災関連行事等を通じ、住民に対し、風水害時のシミュレーション結果等を示し ながら、その危険性を 周知するとともに、次 の事項について普及・啓発を図る。 ア「最低3日間、 推奨1週間」分の食料 、飲料水、携帯トイレ ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ 、乾電池等）の準備、自動車への こまめな満タン 給油、飼い主による家 庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保 険・共済等の生活再建 に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策 第11節 応急生活対策計画と二次災害の防止活動 1. 住宅対策 ⑵ 応急住宅対策 1 応急仮設住宅の設置 ウ　応急仮設住宅の運営管理 ・・・・・・・また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入にも配慮する。 第26節 家畜等の管理対策計画 4. 家庭動物等の保護・特定動物の逸走対策等 風水害による被災のため、やむなく放置された犬、猫などの家庭動物等について、佐賀県獣医師会の協力を受け、一時的な保護や新たな飼主への譲渡等の措置を講じる。 また 、特定動物（ 動物の愛護及び管理に関する法律第25条の2に定める「特定動物」）の逸走対策について、必要な措置を講じる。
武雄市 （佐賀県）	【武雄市地域防災計画】 第2編　風水害及び地震災害対策 第3章 災害応急対策計画 第16節　避難計画 第5項 指定緊急避難場所及び指定避難所の開放・開設、運営 2 指定避難所の運営管理等 (2) 生活環境の維持 市は、ボランティア、防災関係機関等の協力も得て、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。 そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、避難者のプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、食中毒発生防止対策の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状況を把握し、必要な措置を講じるよう努める。 さらに、指定避難所においては、被災後、報道機関が避難所の取材等がきた場合、生活空間が侵害されないよう、報道関係者の立入りを禁止するなど、避難所環境の整理に努める。 また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 第17節　応急住宅対策計画 と二次災害の防止活動 第2項　応急仮設住宅の建設及び運営管理等 2　応急仮設住宅の運営管理 市及び県は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。 また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物 の受入にも配慮する。 第36節 病害虫防除、動物の管理等計画 第3項 家庭動物等の保護・危険動物の逸走対策等 市は、災害発生による被災のためやむなく放置された犬、猫などの家庭動物等について、佐賀県獣医師会、杵藤保健福祉事務所との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼主への譲渡等の措置を講じる。 また、危険動物（動物の愛護及び管理に関する法律第25条の2に定める「特定動物」）の逸走対策について、必要な措置を講ずる。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
鹿島市 （佐賀県）	鹿島市地域防災計画 （1）第2編　風水害対策 第3章　災害応急対策計画 第34節　病害虫防除、動物の管理等計画 第3項　家庭動物等の保護・危険動物の逸走対策等 県及び市は、風水害による被災のためやむなく放置された犬、猫などの家庭動物等について、佐賀県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼主への譲渡等の措置を講じる。 また、危険動物（動物の愛護及び管理に関する法律第25条の2に定める「特定動物」）の逸走対策について、必要な措置を講じる。 （2）第3編　地震・津波災害対策 第2章　地震災害対策 第2節　災害応急対策計画 第34項　家庭動物等の保護・危険動物の逸走対策等 市は、地震による被災のためやむなく放置された犬、猫などの家庭動物等について、佐賀県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼主への譲渡等の措置を講じる。 また、危険動物（動物の愛護及び管理に関する法律第25条の2に定める「特定動物」）の逸走対策について、必要な措置を講じる。
小城市 （佐賀県）	令和7年度小城市地域防災計画 第2編　第3章 第14節 避難計画 第5項 指定緊急避難場所及び指定避難所の開放・開設・運営 2 指定避難所の運営管理等 （2）生活環境の維持 市は、ボランティア、防災関係機関等の協力も得て、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるようスフィア基準（人道憲章と人道対応に関する最低基準）に沿った避難所運営に努めるものとする。～また、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 第15節 応急住宅対策計画と二次災害の防止活動 第2項 応急仮設住宅の提供及び運営管理等 2 応急仮設住宅の運営管理 市又は県は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。～また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入にも配慮する。 第34節　第3項 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 1市及び県は、風水害による被災のためやむなく放置された犬、猫などの家庭動物等について、佐賀県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼主への譲渡等の措置を講じる。 2危険動物（特定動物）等の逸走対策 市及び県は、風水害による被災のため、危険動物（動物の愛護及び管理に関する法律第25条の2に定める「特定動物」）等が逸走対策について、必要な措置を講じる。
嬉野市 （佐賀県）	＜嬉野市地域防災計画＞ 第2編 風水害及び地震・津波災害対策 第2章 災害予防対策計画 第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 第7項 避難及び情報提供活動 1 避難計画 (5)指定避難所の管理運営 ウ 市は、必要に応じ指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 第3章 災害応急対策計画 第17節 応急住宅対策計画と二次災害の防止活動 第2項 応急仮設住宅の提供及び運営管理等 2 応急仮設住宅の運営管理 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れにも配慮する。 第37節 病害虫防除、動物の管理等計画 第3項 家庭動物等の保護・危険動物の逸走対策等 市及び県は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物（動物の愛護及び管理に関する法律第25条の2に定める「特定動物」）の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防な祖衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずるものとする。
神埼市 （佐賀県）	【神埼市地域防災計画】 第2編　風水害対策　災害応急対策　第7項　（イ）機能の強化　市は、あらかじめ指定した避難所の機能の強化を図るため、次の対策を進める。対策に当たっては、要配慮者、男女双方の視点並びに家庭動物を連れて避難する人がいることなど地域の実情に応じて居住空間に配慮する必要がある。 第2章　災害予防対策計画　第2節　第7項1(6)8避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く。）について避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設の別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所の管理者及びその避難所に生活する避難者の同意を得て部屋に専用スペースを設けて飼養させることができる。動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼育した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。 第2章　災害予防対策計画　第3節　第1項　2　(1)防災知識の普及・啓発等　1「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、・簡易トイレトイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策 第3章　災害応急対策計画　第14節　第5項　2　(2)生活環境の維持　市は、ボランティア、防災関係機関等の協力も得て、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、避難者のプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、食中毒発生防止対策の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状況を把握し、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 第3章　第15節　応急住宅対策計画と二次災害の防止活動　第2項　2　応急仮設住宅の運営管理　市又は県は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入にも配慮する。 第3章　第35節　病害虫防除　動物の管理計画　第3項　家庭動物等の保護・危険動物の逸走対策等　市は、風水害による被災のためやむなく放置された犬、猫などの家庭動物等について、県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼い主への譲渡等の措置を講じる。また、危険動物（動物の愛護及び管理に関する法律第25条の2に定める「特定動物」）の逸走対策について、必要な措置を講じる

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
神埼市 （佐賀県）	第3編　震災対策　第2節　第7項　(2)　2　(イ)機能の強化　市は、指定避難所の機能の強化を図るため、次の対策を進める。対策に当たっては、要配慮者、男女双方の視点並びに家庭動物を連れて避難する人がいることなど地域の実情に応じて居住空間に配慮する必要がある。 第3節　防災思想・知識の普及　第1項　2　(1)防災知識の普及・啓発等　1　「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、・簡易トイレトイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等に転倒防止対策、自動車へのこまめな満タン給油、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策 第3章　災害応急対策計画　第15節　第5項　2　(2)生活環境の維持　市は、ボランティア、防災関係機関等の協力も得て、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、避難者のプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、食中毒発生防止対策の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難所の健康状態や避難場所の衛生状況を把握し、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 第3章　災害応急対策計画　第16節　第2項　2　応急仮設住宅の運営管理　市又は県は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入にも配慮する。 第3章　災害応急対策計画　第36節　第3項　家庭動物等の保護・危険動物の逸走対策等　市は、地震災害による被災のためやむなく放置された犬、猫などの家庭動物等について、県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や里親捜し等の措置を講じる。また、危険動物（動物の愛護及び管理に関する法律第25条の2に定める「特定動物」）の逸走対策について、必要な措置を講じる。 第4編　その他災害対策　第3章　第1節　災害予防対策計画　第4項　1　(2)避難場所の機能の強化　市は、あらかじめ指定した避難場所の機能の強化を図るため、必要に応じ次に掲げる整備等に努める。対策に当たっては、高齢者、障がい者等の要配慮者、男女双方の視点並びに家庭動物を連れて避難する人がいることなど地域の実情に応じて居住空間に配慮する必要がある。 第4編　その他災害対策　第4章　第2節　第6項　7　(2)生活環境の維持　市は、ボランティア、防災関係機関等の協力も得て、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、簡易ベッド等の活用状況、保健医療スタッフの配置、避難者のプライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、食料の確保、配食等の状況、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿及びごみの処理状況など、避難所の健康状態や避難場所の衛生状況を把握し、必要な措置を講じるよう努める。さらに、避難所における家庭動物のためのスペースの確保にも配慮する。
吉野ヶ里町 （佐賀県）	吉野ヶ里町防災計画 第2編 風水害対策編　第2章 災害予防対策計画　第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進　第7項 避難及び情報提供活　イ 指定避難所 （ア）機能の強化 町は、あらかじめ指定した避難所の機能の強化を図るため、次の対策を進める。対策に当たっては、要配慮者、男女双方の視点並びに家庭動物を連れて避難する人がいることなど地域の実情に応じて居住空間に配慮する必要がある。 第2編 風水害対策編　第2章 災害予防対策計画　第3節 町民等の防災活動の推進　第1項 防災思想・知識の普及　2 町民に対する普及啓発、防災学習の推進 (1)防災知識の普及・啓発等　(ア) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易 トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電 灯、ラジオ、乾電池等）の準備、飼い主による家庭動物との同行避難 や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた 事前の備え等の家庭での予防・安全対策 第2編 風水害対策編　第3章 災害応急対策計画　第14節 避難計画　第5項 指定緊急避難場所及び指定避難所の開放・開設・運営　2 指定避難所の運営管理等　(2)生活環境の維持 町は、ボランティア、防災関係機関等の協力を得て、指定避難所における生活環 境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必 要に応じて、避難者のプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用の状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、食料の確保、配食等の状況、暑さ・寒さ 対策の必要性、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難場所 の衛生状況を把握し、必要な措置を講じる。また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 第2編 風水害対策編　第3章 災害応急対策計画　第15節 応急住宅対策計画と二次災害の防止活動　第2項 応急仮設住宅の建設及び運営管理等　5 応急仮設住宅の運営管理 町又は県は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入にも配慮する。
基山町 （佐賀県）	基山町地域防災計画 第4章　救助計画 第2節　避難計画　7.避難所の運営 (2)生活環境の維持 さらに、避難所における家庭動物のためのスペースの確保にも配慮する。 第10節　応急仮設住宅及び住宅応急修理計画 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れにも配慮する。
上峰町 （佐賀県）	上峰町地域防災計画 （風水害対策編） 第14節　避難計画 第5　指定緊急避難場所及び 指定 避 難所の設置・運営　2指定避難所の運営管理等(1)避難者情報の把握 町は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。 第 15 節 応急住宅対策計画と二次災害の防止活動　　第2 応急仮設住宅の建設及び運営管理等　2 応急仮設住宅の運営管理 ・・・・また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。 第34節　病害虫防除、動物の管理計画　　第2 家畜の管理、飼料の確保　1 避難対策 町は、災害が発生し、畜舎の倒壊、水害などの発生のおそれがあると認める場合は、家畜の管理者に対し、安全な場所に家畜を避難させるよう指導する。 町は、家畜数を勘案し、安全と認められる場所に必要な面積を確保し、応急仮設畜舎、繋留所、救護所、給水場等を備えた家畜の避難施設を設置するものとする。 2 飼料の確保 町は、災害により飼料の確保が困難となった場合は、県に対し、飼料用穀類の必要数量の確保及び供給の要請を行うものとする。 第3 家庭動物等の保護等 町は、被災のためやむなく放置された犬、猫などの家庭動物等について、佐賀県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼主への譲渡等の措置を講じる。また、危険動物（動物の愛護及び管理に関する法律第25条の2に定める「特定動物」）の逸走対策や飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応について、必要な措置を講じる。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
みやき町 （佐賀県）	みやき町地域防災計画 第2編　風水害対策　及び　第3編　地震災害対策 　第3章　災害応急対策計画 　　第14節 避難計画 　　2 指定避難所の運営管理等 　　必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう,連携に努める。 　　第15節 応急住宅対策計画と二次災害の防止活動 　　2 応急仮設住宅の運営管理 　　町は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努め 　　るとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する 第4編（その他災害対策） 　第4章　大規模火事災害対策 　　第2節 災害応急対策計画 　　第6 避難・収容対策 　　7 避難所の運営管理等 　　(2)生活環境の維持 　　町は、ボランティア、防災関係機関等の協力も得て、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を 　　講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、簡易ベッド等の活用状況、保健医療スタッフの配置、避難者のプライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、 　　保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、食料の確保、配食等の状況、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状況を把握し、 　　必要な措置を講じるよう努める。さらに、避難所における家庭動物のためのスペースの確保にも配慮する。
玄海町 （佐賀県）	玄海町地域防災計画 　第2編　第1章　第1．2節　第1．2．2項　1．2　防災知識の普及啓発 　　飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備 　第2編　第1章　第1．3節　第1．3．8項　3．3　指定避難所の機能の強化 　　対策に当たっては、要配慮者、男女双方の視点及び、家庭動物を連れて避難する人がいること等地域の実情に応じて居住空間に配慮する。 　第2編　第2章　第2．6節　第2．6．4項　2　指定避難所の運営管理等 　　必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、佐賀県獣医師会から必要な支援を受けられるよう、連携に努める。 　第2編　第2章　第2．6節　第2．6．5項　応急仮設住宅等 　　必要に応じて、応急仮設住宅における仮定動物の受入れに配慮する。 　第2編　第2章　第8節　第2項　家庭動物等の保護・危険動物の逸走対策等 　　町[基盤対策部]は、県と連携し、災害による被災のためやむなく放置された犬、猫等の家庭動物等について、佐賀県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼主への譲渡等の措置を講じる。 　　また、危険動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48年法律第105号）第25条の2に定める「特定動物」）の逸走対策について、必要な措置を講じる。
有田町 （佐賀県）	【有田町地域防災計画】 　第2編 風水害対策編 　　第2章 災害予防対策計画 　　第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 　　第7項 避難及び情報提供活動 　　1 町の避難計画 　　(3) 指定緊急避難場所及び指定避難所 　　町は、・・・・・安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、日頃から指定避難所の 　　場所、収容人数、家庭動物の受入方法等について住民等への周知徹底を図る。・・・・・ 　　イ 指定避難所 　　2 機能の強化 　　町は、あらかじめ指定した避難所の機能の強化を図るため、次の対策を進める。 対策に当たっては、要配慮者、男女双方の視点並びに家庭動物を連れて避難する人がいること等、 　　地域の実情に応じて居住空間に配慮する。・・・・・ 　　(6) 避難所生活上必要となる基本的事項 　　コ 家庭動物との避難への対応 　　指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。 　　第3章 災害応急対策計画 　　第3節 住民等の防災活動の推進 　　第1項 防災思想・知識の普及 　　2 住民に対する普及啓発、防災学習の推進 　　町は、各防災関係機関と連携し、住民に対して・・・・・自主防災思想や、災害予防措置、早期避難、避難方法等の防災知識を普 及するための学校教育、社会教育の実施に努める。・・・・・。 　　防災知識の普及に当たっては、・・・・・に加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。 　　(1) 防災知識の普及啓発等 　　ウ 町は、防災週間及び防災関連行事等を通じ、住民に対し、風水害時のシミュレーション結果等を示しながら、その危険性を周知するとともに、次の事項について普及啓発を図る。 　　1「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、・・・・・飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備・・・・・ 　　第 14 節 避難計画 　　第5項 指定緊急避難場所及び指定避難所の開放・開設・運営 　　2 指定避難所の運営管理等 　　(2) 生活環境の維持 　　・・・・・。町は、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペー スの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が 　　受けられるよう、連携に努める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
有田町 （佐賀県）	第 34 節 農林応急対策、動物の管理等計画 第4項 家庭動物等の保護等 町は、風水害による被災のため、やむなく放置された犬、猫等の家庭動物等について、県及び佐賀県 獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼い主への譲渡等の措置を講じる。 また、危険動物（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 25 条の2に定める「特定動物」）の 逸走対策について、必要な措置を講じる 第3編 地震災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第 15 節 応急住宅対策計画と二次災害の防止活動 第2項 応急仮設住宅の建設及び運営管理等 2 応急仮設住宅の運営管理 町及び県は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、・・・・・生活者の意見を反映できるよう配慮 する。 また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れにも配慮する。
大町町 （佐賀県）	大町町地域防災計画 第2編 風水害対策 及び 第3編 地震災害対策 第3章 災害応急対策計画 第14 節 避難計画 第5項 指定緊急 避難場所及び 指定避難所 の 開放・ 開設・運営 2 指定避難場所の運営管理等 (2)必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に 努める。 第15 節 応急住宅対策計画 と二次災害の防止活動 第2項 応急仮設住宅の 提供 及び運営管理等 2 応急仮設住宅の運営管理 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物 の受入にも配慮する。 第33節 第3項 家庭動物等の保護・危険動物の逸走対策等 町及び県は、風水害による被災のためやむなく放置された犬、猫などの家庭動物等について、佐賀県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼主への譲渡等の措置を講じる。 また、危険動物（動物愛護及び管理に関する法律第25条の2に定める「特定動物」）の逸走対策について、必要な措置を講じる。
江北町 （佐賀県）	江北町地域防災計画 第2編 風水害対策 第2章 災害予防対策計画 第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 第7項 避難及び情報地経活動 1 町の避難計画 (3) 指定緊急避難場所及び指定避難所 日頃から指定避難場所、収容人数、家庭動物の受け入れ方法等について住民等への周知徹底を図るものとする。また、必要に応じ、家庭動物のための避難スペースの確保等に努める。 イ 指定避難場所 (イ) 機能の強化 家庭動物を連れて避難する人がいることなど地域の実情に応じて居住空間に配慮する必要がある。 第3節 町民等の防災活動の推進 第1項 防災思想・知識の普及 2 町民に対する普及啓発、防災学習の推進 (1)防災知識の普及・啓発等 ウ(ア) 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備 第3章 災害応急対策計画 第14節 避難計画 第5項 指定緊急避難場所及び指定避難場所の開放・開設・運営管理等 2 指定避難場所の運営管理等 (2) 生活環境の維持 必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 第15節 応急住宅対策計画と二次災害の防止活動 第2項 応急仮設住宅の提供及び運営管理等 2 応急仮設住宅の運営管理 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入にも配慮する。 第33節 病害虫防除、動物の管理等計画 第3項 家庭動物等の保護・危険動物の逸走対策等 県及び町は、風水害による被災のためやむなく放置された犬、猫などの家庭動物等、飼い主からの家庭動物の一次預かり要望への対応等及び動物由来感染症予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、佐賀県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼主への譲渡等の措置を講じる。 また、危険動物（動物愛護及び管理に関する法律第26条に定める「特定動物」）の逸走対策について、必要な措置を講じる。 第3編 地震・津波災害対策 第2章 地震災害対策 第1節 災害予防対策計画 第2項 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 第7 避難及び情報提供活動 1 町の避難計画 (2) 指定緊急避難場所及び指定避難所 また、必要に応じ、家庭動物のための避難スペースの確保等に努める。 イ 指定避難場所 (イ)機能の強化 家庭動物を連れて避難する人がいることなど地域の実情に応じて居住空間に配慮する必要がある。 第3節 町民等の防災活動の推進 第1項 防災思想・知識の普及 2 町民に対する普及啓発、防災学習の推進 (1) 防災知識の普及・啓発等 ウ(ア)飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
江北町 （佐賀県）	第3章　災害応急対策計画 第14節　避難計画 第5項　指定緊急避難場所及び指定避難の開放・開設・運営 2 指定避難場所の運営管理等 (2) 生活環境の維持 　また、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 第15節　応急住宅対策計画と二次災害の防止活動 第2項　応急仮設住宅の提供及び運営管理等 2 応急仮設住宅の運営管理 　また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入にも配慮する。
白石町 （佐賀県）	白石町地域防災計画 第2編　風水害対策 第2章 第2節第7項1.(4)及び 第5編　その他災害対策 第5章 第1節第5項1.(2) 家庭動物を連れて避難する人がいることなど地域の実情に応じて居住空間に配慮する必要がある。 第3節第1項2.(2) 及び　第3編　地震・津波災害対策　第2章 第4節第1項2.(1) 次の事項について普及・啓発を図る。1飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備 第3章 第14節第5項3.(2) 及び　第5編　その他災害対策　第5章 第2節第6項7.(2) 指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。 第15節第2項5.ア　応急仮設住宅における家庭動物の受入にも配慮する。 第34節第3項　及び　第3編　地震・津波災害対策　第3章第34節第2項 町は、風水害(地震)による被災のためやむなく放置された犬、猫などの家庭動物等について、佐賀県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼主への譲渡等の措置を講じる。 また、危険動物（動物の愛護及び管理に関する法律第25条の2に定める「特定動物」）の逸走対策について、必要な措置を講じる。
太良町 （佐賀県）	太良町地域防災計画 第3項　ペット等の保護等町は、災害による被災のためやむなく放置された犬、猫などのペット等について、県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や新しい飼い主への譲渡等の措置を講じる。
長崎県	長崎県地域防災計画 基本計画編　第3編　災害応急対策 第2章　救助計画　第2節　避難計画　11　避難場所及び避難所 (7) 避難所の運営管理等 ウ　中略　なお、飼い主はできる限り犬・猫等の愛玩動物と同行避難することとし、県は、避難所を設置する市町に対して衛生面や他の避難者への影響に配慮した愛玩動物の収容・飼育施設が設置されるよう協力するものとする。 サ飼い主はできる限り犬・猫等の愛玩動物と同行避難することとし、被災者支援の観点から、市町は県と連携して、ペットと同行避難できる場所を確保し適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。そのため、防災訓練において、実行性のあるペット同行避難訓練の実施に努めるものとする。 　また、県は、避難所を設置する市町に対して、衛生面や他の避難者への影響に配慮した愛玩動物の収容・飼育施設が設置されるよう協力するものとする。 シ県、市町は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずるものとする。 第11 章保健衛生計画　第1節　保健医療に係る対策　11 動物対策 (1)犬・猫等の愛玩動物の保護対策 　県及び被災市町は、動物愛護及び管理の観点から、獣医師会等関係団体及びボランティア等と協力し、震災により飼い主と離れ、あるいは負傷した犬・猫等の愛玩動物の保護や飼育に関して、以下のような対策を行う。 1県 　長崎県動物救護本部を設置し、被災動物やその飼養者等に対して必要な支援を行う。 　被災市町に対し、愛玩動物との同行避難に対応した避難所運営について助言を行う。 　必要に応じて、九州・山口9県災害時愛護動物救護応援協定に基づく応援要請を行い、愛玩動物の一時預かり先を確保するよう努める。 2被災市町 　愛玩動物との同行避難に対応するために、避難所における衛生面や他の避難者への影響に配慮したペットスペースの確保に努める。 　管内の被災状況を把握し、必要な物資等に関する情報を収集する。 震災対策編 第3章　地震災害応急対策　第13節　医療・保健に係る対策　11 動物対策 (1)犬・猫等の愛玩動物の保護対策 　県及び市町は、動物愛護及び管理の観点から、獣医師会等関係団体及びボランティア等と協力し、震災により飼い主と離れ、あるいは負傷した犬・猫等の愛玩動物の保護や飼育に関して、以下のような対策を行う。 1 県 〇長崎県動物救護本部を設置し、被災動物やその飼養者等に対して必要な支援を行う。 〇市町に対し、愛玩動物との同行避難に対応した避難所運営について助言を行う。 〇必要に応じて、九州・山口9県災害時愛護動物救護応援協定に基づく応援要請を行い、愛玩動物の一時預かり先を確保するよう努める。 2 市町 〇愛玩動物との同行避難に対応するために、避難所における衛生面や他の避難者への影響に配慮したペットスペースの確保に努める。 〇管内の被災状況を把握し、必要な物資等に関する情報を収集する。
西海市 （長崎県）	「西海市地域防災計画」第4編災害応急対策計画（震災対策）第13章医療・保健にかかる対策7動物対策（1）犬・猫等の愛玩動物の保護対策 放置された犬・猫等への給餌保護収容施設の設置放置された犬・猫の保護収容対策保護管理動物の疾病予防及び治療保護施設への犬・猫等の受入れ・譲渡等の調整を記載。同行避難についても記載有。
時津町 （長崎県）	「時津町地域防災計画」第2編基本計画編第2章災害応急対策計画に担当部・班の記載担当：民生部衛生班（住民環境課）迷ペットの対応及びペットの処理に関すること

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
長与町 （長崎県）	「長与町地域防災計画」第2章災害応急対策計画第1節組織計画に担当部・班の記載担当：環境衛生対策部衛生班（健康保険課・住民環境課）迷ペットの対応及びペットの処理に関すること
大村市 （長崎県）	大村市地域防災計画（令和5年度修正） 予防－1・25ページ 第2編災害予防計画編－第1章災害に強い人・組織づくり－第1節防災知識の普及 （前略） 要配慮者に対する配慮、男女のニーズの違い等の男女双方の視点にたった教育、ペットの同行避難等に関する事項の教育にも留意する。 予防―28・52ページ 第2編災害予防計画編－第5章救援体制の整備－第1節避難体制の整備－2避難所の運営－（2）避難所運営の基本方針 （前略） キペットの同行避難について 環境省が示す「人とペットの災害対策ガイドライン」に沿って「ペットとの同行避難マニュアル」の整備を進める。 風水害－39・95ページ 第3編災害応急対策計画編－第1章風水害対策計画－第9節避難対策－3避難所等の開設及び管理運営－(2)避難所の管理運営 イ指定避難所 (ア)一般の指定避難所 管理要員を常駐させ、施設管理者、自主防災組織、町内会等の協力を得て避難所を運営し、避難者の保護に当たる。 運営に当たっては、良好な避難生活を送れるように、要配慮者や女性に配慮した施設（授乳区画、更衣区画、物干し場、福祉避難室等）の割り当て及び防犯に留意するとともに、女性の視点に立ったニーズにも対応できるよう女性スタッフの配置に努める。 また、ペットとの同行避難のための施設の確保に努める。 地震災害－39・176ページ 第3編災害応急対策計画編－第2章地震災害対策計画－第10節避難対策－4避難所等の開設及び管理運営－(2)避難所の管理運営 イ指定避難所 (ア)一般の指定避難所 管理要員を常駐させ、施設管理者、自主防災組織、町内会等の協力を得て避難所を運営し、避難者の保護に当たる。 運営に当たっては、良好な避難生活を送れるように、要配慮者や女性に配慮した施設（授乳区画、更衣区画、物干し場、福祉避難室等）の割り当て及び防犯に留意するとともに、女性の視点に立ったニーズにも対応できるよう女性スタッフの配置に努める。 また、被災者と同行避難した家庭動物のための施設の確保に努める。
川棚町 （長崎県）	川棚町地域防災計画　第1編 第3章　災害応急対策計画　第14節　避難計画　第5　指定緊急避難場所及び指定避難所の開設　4　指定避難所の運営管理等　(3) 4)飼い主はできる限り犬・猫等の愛玩動物と同行避難することとし、県は、避難所を設置する市町に対して衛生面や他の避難者への影響に配慮した愛玩動物の収容・飼育施設が設置されるよう協力する。
波佐見町 （長崎県）	波佐見町地域防災計画 第3節指定避難所の開設・運営 第2指定避難所の運営管理等 3指定避難所の生活環境の維持・向上 （中略） 犬・猫等の愛玩動物の飼い主は、避難の際にはできる限り同行避難することとし、県は、指定避難所を設置する町と協力して、指定避難所における衛生面や他の避難者への影響に配慮して、指定避難所又は避難所とは別に愛玩動物を適正に収容し飼育できる施設を設置するよう努める。 また、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、必要に応じ、専門家等との定期的な情報交換を行う。
雲仙市 （長崎県）	雲仙市地域防災計画第3章災害応急対策計画第43節動物対策 1犬・猫等の愛玩動物の保護対策市及び県は、動物愛護及び管理の観点から、獣医師会等関係団体及びボランティア等と協力し、震災により飼い主と離れ、又は負傷した犬・猫等の愛玩動物の保護や飼育に関して、次のような対策を行うよう努める。なお、飼い主は、避難の際にはできる限り犬・猫等の愛玩動物を同行避難することとし、市は、県と協力して、避難所における衛生面や他の避難者への影響に配慮して、避難所又は避難所とは別に愛玩動物を適正に収容し飼育できる施設を設置するよう努める。 1放置された犬・猫等への給餌 2放置された犬・猫等の保護収容 3保護収容施設の設置 4保護管理動物の疾病予防及び治療 5保護施設への犬・猫等の受入れ・譲渡等の調整

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
島原市 （長崎県）	島原市地域防災計画 第3章　風水害応急 第10節　避難対策 7 管理・運営 指定避難所派遣職員、指定避難所運営組織は、指定避難所の管理・運営に関して、以下の点に留意し対応を行う。 ■指定避難所の管理・運営の留意点 ～略～ ○動物飼養者の周辺への配慮の徹底及び家庭動物のための飼養場所の確保 10 避難所及び指定避難所の生活環境の把握 必要に応じ、指定避難所におけるペットのためのスペースを確保するとともに、ペット等の取扱要領については、細部、「避難所解説・運営マニュアル」をもって示す。 第13節　住宅対策 6 応急仮設住宅の管理 ～略～ なお、必要に応じて、応急仮設住宅における愛護動物の受入れに配慮する。 第14節　防疫・処理活動 第8 動物の保護、収容 2 動物の保護・収容、放浪動物への対応 大規模災害に伴い、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じるとともに、指定避難所等においても動物同伴等の問題が生じることが予想される。市民安全対策部及び産業対策部は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県南保健所、長崎県獣医師会等関係団体及び動物愛護団体と協力し、愛護動物の保護・収容対策を行う。また、保護・収容された動物については、台帳を作成し公示する。 (1) 被災地における愛護動物の保護 飼い主のわからない負傷又は逃げ出したペット等を保護する。危険動物が逃亡した時は、人的危害を防止するため、飼養者、警察署等と連携し、必要な措置を講ずる。 また、被災地において、負傷した愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るため、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、愛護動物の保護等を行う。 (2) 指定避難所における動物の適切な飼育 飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。
南島原市 （長崎県）	南島原市地域防災計画第3編災害応急対策計画（震災対策） 第3章避難対策2避難所等の開設等(6)ペット対策 指定避難所でのペットの受入は、各指定避難所運営委員会で決定した方針に基づいて実施する。各指定避難所で対応できなくなった場合は、別に示す。 第4章保健衛生、災害時廃棄物、遺体の処理等 1保健衛生(4)動物対策 ア犬・猫等の保護対策 市は、犬・猫等の保護対策として、住民へ愛玩動物保護管理について周知を図るとともに、以下のような対策を行う。 ○救援（給餌）対策 ○保護収容施設の対策 ○放置された犬等の保護収容対策 ○保護管理動物の疾病予防及び治療
平戸市 （長崎県）	平戸市国民保護計画 第3編武力攻撃事態等への対処 第4章警報及び避難の指示等 第2避難住民の誘導等 3避難住民の誘導 (9)動物の保護等に関する配慮 市は「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
松浦市 （長崎県）	松浦市地域防災計画 基本計画編　第3章　災害応急対策計画　第6節　避難計画　第11項　犬・猫等の愛玩動物の保護対策 震災対策編　第3章　地震災害応急対策に関する計画　第4節　避難計画　第8項　犬・猫等の愛玩動物の保護対策 原子力災害対策　第3章　災害応急対策　第4節　避難、屋内退避等の防護措置　第2項-（7）犬・猫等の愛玩動物の保護対策
佐々町 （長崎県）	佐々町地域防災計画（令和4年3月改定） 風水害等災害応急対策編第13章-第3節-第2-3 （前略）犬・猫等の愛玩動物の飼い主は、避難の際にはできる限り同行避難することとし、県は、指定避難所を設置する町に対して、指定避難所における衛生面や他の避難者への影響に配慮した愛玩動物の収容・飼育施設が設置されるよう協力するものとする。（後略） 地震・津波災害応急対策編第13章-第3節-第2-3 （風水害等災害応急対策編と同文）

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
五島市 （長崎県）	五島市地域防災計画（令和7年2月修正） （本編） 第3部　災害応急対策計画 第4章　生活を守る 第1節　避難所等の運営 1－3　避難所の開設・運営 緊急避難場所の開設 台風や大雨等の災害時に、危険から逃れるために安全な避難場所として、災害の種類ごとに緊急避難場所を指定し、開設します。また、ペットの受け入れ場所を確保します。 （災害対応マニュアル編） 参考24　避難所の運営支援における留意事項 ●県と協力して、避難所における衛生面や他の避難者への影響に配慮して、避難所または避難所とは別に愛玩動物を適正に収容し飼育できる施設を設置するよう努める。
新上五島町 （長崎県）	新上五島町地域防災計画書【一般計画編】（令和7年2月修正） 第5節　避難計画 6. 避難場所及び避難所 (5)指定緊急避難場所及び指定避難所の開設及び管理 ⑩飼い主はできる限り犬・猫等の愛玩動物と同行避難することとし、被災者支援の観点から、町は県と連携して、ペットと同行避難できる場所を確保し適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。そのため、防災訓練において、実行性のあるペット同行避難訓練の実施に努めるものとする。 ⑪町は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずるものとする。
小値賀町 （長崎県）	小値賀町地域防災計画（令和3年7月修正） 第2編災害予防計画 第2章防災力強化の取組み第1節防災知識等普及・教育計画2災害・防災知識の内容 ⑯飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策 第3編災害応急計画 第1部風水害等応急対応計画 第2章発災初動期の活動第8節指定避難所開設・運営 9家庭動物対策 避難所の生活環境や避難者の嗜好の違いに留意して、避難者の家庭動物のためのスペース確保に努める 第2部地震・津波応急対応計画 第1章発生初期の活動第4節避難対策5指定緊急避難場所及び指定避難所の設置 (3)避難所における生活環境の確保 6愛玩動物との同行避難に対応するために、避難所における衛生面や他の避難者への影響を配慮したペットスペースの確保に努める。
壱岐市 （長崎県）	壱岐市地域防災計画には記載なし。ただし、壱岐市地域防災計画（原子力災害対策編　）においては、犬・猫等の愛玩動物の保護対策についての記載あり 壱岐市地域防災計画（原子力災害対策編　）　第3章　災害応急対策5. 犬・猫等の愛玩動物の保護対策 市及び県は、動物愛護及び管理の観点から、獣医師会等関係団体及びボランティア等と協力し、飼い主と離れ、あるいは負傷した犬・猫等の愛玩動物の保護に努める。また、飼い主は避難の際にはできる限り犬・猫等の愛玩動物を同行避難することとし、県は、避難所を設置する市と協力して、避難所における衛生面や他の避難者への影響に配慮して、避難所又は避難所とは別に愛玩動物を適正に収容し飼育できる施設を設置するよう努めるものとされている。
対馬市 （長崎県）	対馬市地域防災計画（震災対策編第3章地震災害応急対策8動物対策）8動物対策 (1)犬・猫等の保護対策 市は、犬・猫等の保護対策として、住民へ愛玩動物保護管理についての周知を図るとともに、以下のような対策を行う。 ア救援（給餌）対策イ放置された犬等の保護収容対策ウ保護収容施設の対策エ保護管理動物の疾病予防及び治療
長崎市	長崎市地域防災計画・長崎市水防計画（基本計画編）≪抜粋≫ 第3章　風水害等応急対策計画 第7節　避難計画 11　指定避難所での愛玩動物対策 　市は、獣医師回答と協力し、飼い主と同行非難した愛玩動物の適正管理及び衛生管理について必要な指導・助言を行うとともに、飼い主に対し、指定避難所における適正飼養について周知する。 　また、飼い主は、避難生活が長期化する場合等に備えて、必要に応じて、あらかじめ愛玩動物の疎開先を検討しておく等の対応に努めるものとする。 16　犬・猫等の愛玩動物の保護対策 　市は、長崎県と連携のもと動物愛護及び管理の観点から、獣医師会等関係団体及びボランティアと協力し、災害により飼い主と離れ、あるいは負傷した犬、猫等の愛玩動物の保護や飼育に関して、次の対策を講じる。 (1)放置された犬・猫等への給餌 (2)放置された犬・猫等の保護収容 (3)保護収容施設の設置 (4)保護管理動物の疾病予防及び治療 (5)保護施設への犬・猫等の受入れ・譲渡等の調整

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
佐世保市	佐世保市地域防災計画書（抜粋） 【基本計画編】 第3編　災害応急対策計画 第1章　風水害等の一般災害応急対策計画 第31節 犬猫等愛護動物対策計画【保健福祉部】 災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 市は、環境衛生の維持及び動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、長崎県獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。 1 被災地域における動物の保護 飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、原則飼い主が実施するものであるが、安全性確保及び迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、長崎県獣医師会等関係団体と連携し、必要な動物の保護を行う。 2 避難所における動物の適正な飼育 市は、飼い主とともに避難した動物の収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるとともに、動物の飼育について適正飼育の指導等を行うなど、環境衛生の維持及び動物の愛護に努める。 ⑴ 各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等 ⑵ 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整 3 動物愛護の活動方針 ⑴ 長崎県災害時動物救護対応ガイドラインに基づき県動物救護本部が設置された場合、市は本部に参加し、連絡調整等の必要な業務を行う。 ⑵ 長崎県獣医師会等関係団体が中心となり、被災動物の保護、救護を行う。 ⑶ 市は、長崎県獣医師会等関係団体を支援する立場から、情報の提供、動物の保護及び医療の援護活動への応援並びに活動の拠点としての場の提供を行う。 ⑷ 動物の保護及び動物医療に従事するものは、被災市民への動物援護に関する情報の提供、被災動物の保護、搬送及び応援要請に基づく避難所等での動物医療に携わる。 ⑸ 市は、市単独では愛玩動物の救護に関する対策が十分に実施できない場合において、県を通じて九州・山口9県災害時愛護動物救護応援協定に基づき幹事県に応援を要請する。 第2章　地震災害応急対策に関する計画 第 30 節 犬猫等愛護動物対策計画【保健福祉部】 「本編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第 30 節 犬猫等愛護動物対策計画」に準ずる。 【原子力施設の災害対策編】 第3章　災害応急対策 第4節　屋内退避、避難等の防護措置 3　屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施 (7) 犬・猫等の愛玩動物の保護対策 市は、動物愛護及び管理の観点から獣医師会等関係団体及びボランティア等と協力し、飼い主と離れ、あるいは負傷した犬・猫等の愛玩動物の保護や飼育に関して以下のような対策を行うものとする。 ア　愛玩動物との同行避難に対応するために、避難所における衛生面や他の避難者への影響に配慮したペットスペースの確保に努める。 イ　管内の被災状況を把握し、必要な物資等に関する情報を収集する。 市は、県とも協力して避難所における衛生面や他の避難者への影響に配慮して、愛玩動物を適正に収容し飼育できる施設を確保するように努めるものとする。
熊本県	熊本県地域防災計画 第1編　共通対策編 第2章　災害予防 第9節　防災知識普及 3. 住民に対する防災知識の普及 (1) 普及の内容 イ　災害予防及び応急措置の概要 県及び市町村は、平時から、地域住民等への災害予防に関する知識の普及・啓発を徹底するものとする。普及すべき事項は、おおむね次のとおりである。 (ナ)ペットを受入れ可能な避難所 (ニ)ペットとの同行避難及び避難所での飼養の準備 第12節　防災訓練 4. 県・市町村等防災関係機関の個別防災訓練 大規模災害発生時の活動の要となる防災関係機関については、その処理すべき事務又は業務を的確・迅速に処理することが要求されるため、繰り返し訓練を実施する必要がある。 このため、県及び市町村をはじめとする防災関係機関は、単独又は共同で次の個別防災訓練を繰り返し実施し、各機関の災害対応能力の向上を図るものとする。この場合、初動時の対処訓練や孤立地域対応訓練など具体的な事案を想定するとともに、実動訓練と図上訓練を組み合わせるなど効果的な訓練となるよう工夫を行うものとする。 (6) 避難（誘導）訓練（ペット同行避難訓練を含む。） 第14節　避難収容 1. 緊急避難場所、避難所、避難路の整備及び選定 (1) 緊急避難場所及び避難所 イ 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所等の場所、収容人数、家庭動物の受け入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。 5. 避難所運営マニュアルの作成等 市町村は、災害時に設置される避難所について、要配慮者への支援、プライバシーや子供の居場所の確保、男女共同参画、感染症予防・まん延防止、食中毒発生予防及びペット同行など多様な視点に配慮した避難所運営マニュアルや体調・栄養管理ができる医療関係者の配置計画・巡回基準等をあらかじめ作成し、関係者への周知を図るものとする。 13. 被災した飼養動物の保護収容に関する対策 県は、被災地に残された飼養動物の収容及び餌の確保、特定動物の逸走防止及び捕獲等の措置が、地域住民、市町村、県獣医師会、県内の動物愛護団体等と連携して迅速に行われるよう努めるものとする。 第3章　災害応急対策 第4節　応援要請 3.「九州・山口9県災害時応援協定」及び「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」等に基づく応援要請 県は、大規模災害が発生し、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、「九州・山口9県災害時応援協定」及び「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」等に基づき、次の事項について関係県に対して直接又は幹事県等を通じて応援を求めるものとする。 (6)飼養動物の一時預かり及び譲渡

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
熊本県	第11節　避難収容対策 6. 避難所の開設及び収容 (7) 避難所の管理運営 シ 市町村は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、飼養スペースを準備するなど適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。 チ 市町村は、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとし、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペ―スの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 第19節 生活必需品供給 5. 生活必需品の円滑な提供 県及び市町村は、被災者が必要とする生活必需品が円滑に提供されるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、迅速かつ的確な情報収集を行うものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。 第21節　住宅応急対策 2. 応急仮設住宅の供与 (2)建設型応急住宅 2建設型応急住宅の運営管理 県は、市町村に対し、建設型応急住宅(集会施設を含む。)の運営管理に係る業務マニュアルなど必要な情報提供を行い、建設型応急住宅の運営管理に協力するものとする。また、必要に応じて、建設型応急住宅における入居者の家庭動物の受入れや買い物の利便性等、生活環境の向上に配慮するものとする。 第27節　保健衛生 5. 被災動物対策 ア 県は、各保健所において、災害によって負傷した動物(犬、猫等)の収容に努めるものとする。 イ 県は、各保健所において、飼養動物を保護収容し、関係機関・団体と連携して返還、譲渡を行うものとする。 ウ 県は、災害時の動物救護に関するボランティアの養成に努めるとともに、ボランティア等と連携して救護活動を行うものとする。 エ 県は、関係機関・団体と連携して、飼養動物に関する相談対応等を行うものとする。 第4章　災害復旧・復興 第4節　その他の災害復旧 1. 住宅災害復旧計画 (1) 災害公営住宅の整備 地震、暴風雨、洪水、高潮等その他異常な自然現象により滅失した住宅の戸数が、一定の割合に達した場合には、低額所得者の被災者のために国からの補助を受け、市町村において災害公営住宅等を整備する。整備に当たっては、高齢者、障がい者等に配慮した仕様に努めるとともに、家庭動物との同居等についても配慮するものとする。 第2編　地震・津波対策編 第2章　災害予防 第2節 避難収容 1. 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の設定 (1)指定緊急避難場所及び指定避難所 関係市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所等の場所、収容人数、家庭動物の受け入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。
玉東町 (熊本県)	玉東町避難所運営マニュアル ⑭ペットの受入れについては、受付簿に記載の上、誓約書を徴取し、ケージに入れて庁舎裏公用車車庫に置くものとする。なお、ペットの世話及び管理は飼い主の責任とし、盗難等については、町は一切責任を負わない旨を説明する
荒尾市 (熊本県)	荒尾市地域防災計画 第3章　災害応急対策計画　第8節　避難計画　10　ペット避難について (1)避難所は、多くの被災者が避難生活を送る場であるため、動物を苦手とする人やアレルギーなどの理由で動物と一緒にいられない人がいることを考慮し、他の避難者への配慮等が必要である。そのため、ペットの飼い主に対し被災時の備えについてパンフレットの配布や出前講座等において普及啓発に努めるものとする。 (2)災害発生時等におけるペットの避難にあたっては、ペットと同行避難(※)できる指定避難所をホームページなどで確認し、避難に必要な物資等を携行して避難する。なお、飼い主は、日頃から予防接種等健康管理をはじめ、ケージやフード、トイレ用品等の準備を整えるとともに、ケージ等に入る訓練やむやみに吠えないなど災害に備えたしつけを確実に行っておくことが必要である。 (3)避難所におけるペットの飼養は、飼い主の責任であることを明示し、糞尿やえさなどの対応やシート等を活用し施設を汚損しないよう徹底する。 (4)避難所駐車場において、ペットと車中にて避難される場合も、避難所において受付を実施する。 ※「同行避難」とは、飼い主がペットと共に移動w伴う避難行動をすること 「同伴避難」とは、被災者が避難所でペットを飼養管理すること なお、いずれも避難所等において飼い主がペットを同室で飼養管理することを意味するものではなく、ペットの飼養環境は避難所等によって異なることに留意が必要である。 【参考】 同行避難の対象となる動物、避難所で飼養できる動物は原則としてペット(愛がん動物又はコンパニオンアニマル)として飼養されている犬や猫、げっ歯類、鳥類などの比較的小型の動物とする。なお、身体障害者補助犬法で定められた補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)については、公共施設での同伴が認められている。
玉名市 (熊本県)	玉名市地域防災計画 Ⅶ 社会環境の確保/第1節　感染症対策活動を行う　(4)家庭動物(ペット)の救護対策を実施する　1ペットの取り扱い　市は、動物愛護管理に関する法律、県条例に基づき、飼い主にによる管理を原則とする。 2ペット同行避難の受け入れ　ア.同行避難　イ. 避難所におけるペットの飼養スペース　ウ. 災害に備えた事前準備　3被災動物の収容対策　ア.実施期間等 イ.実施方法
長洲町 (熊本県)	○長洲町地域防災計画 ○避難所運営マニュアル ○内規「ペット同伴の自主避難について」 内規では自主避難所開設時の取扱いを定めているが、避難指示等発令時(指定緊急避難場所開設時)には内規に準じた扱いとなる。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
山鹿市 （熊本県）	山鹿市地域防災計画 第3章 地震災害応急対策計画 第9節 避難計画 7 指定避難所の開設及び運営 (1) 指定避難所の開設 カ 被災者が被災動物を伴い避難してくることに備え、衛生面に留意しつつ、被災動物を収容するスペースを確保するよう努める。 第4章 災害復旧・復興計画 第4節 その他の災害復旧計画 1 住宅災害復旧計画 (1) 災害公営住宅の整備 地震、暴風雨、洪水、高潮等その他異常な自然現象により滅失した住宅の戸数が、一定の割合に達した場合には、低額所得者の被災者のために国からの補助を受け、市において災害公営住宅等を整備する。整備に当たっては、高齢者、障がい者等に配慮した仕様に努めるとともに、家庭動物との同居等についても配慮するものとする。 県は、市の災害公営住宅等の整備に当たり、その被災状況に応じ、国及び関係機関と連携の上、整備手法の提案等、必要な支援を行うものとする。
菊池市 （熊本県）	菊池市地域防災計画 第3章　災害応急対策 14.避難所の運営・管理 (2)運営管理における留意事項 セ.市は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。
合志市 （熊本県）	合志市地域防災計画書 第3章　災害応急対策計画　第10節　避難計画　5. 指定避難所以外の避難体制 （5） ペット同行避難 大規模災害時は、ペット同行避難者のペットの飼育場所の確保が必要になるため、指定避難所を指定し、ペット飼育のできる環境づくりに努める。指定避難所については、合志市役所防災拠点センターとし、ペット飼育場所については合志地区防災広場として、ペット飼育場所の整備に努めるとともに獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 また、各避難所において軒下（車中含む）等、人の居住スペースと分離してペット飼育場所を確保できる時は、臨時的に設置を行う。ペット飼育場所においては、原則、ケージまたは係留用ロープを使用し、飼い主が責任をもって管理する。
大津町 （熊本県）	7.避難所の管理運営 (6) 町は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。 1 応急仮設住宅 2 応急仮設住宅の建設に当たっては、被災者に係る世帯人員数や高齢者、障がい者等に配慮した仕様及び設計に努めるものとする。また、大雨を想定し、必要に応じて雨水排水用の側溝の敷設や敷地内の舗装等を行うものとする。さらに、必要に応じ、建設型仮設住宅における入居者の家庭動物の受入や買い物の便利性等、生活環境の向上に配慮するとともにコミュニティ形成のための集会施設等の整備について検討を行うものとする。 また、応急仮設住宅の建設場所の選定にあたっては、災害公営住宅の建設場所も含めて検討するものとする。特に、発災直後は、公共グラウンドや土地が平坦な公園等の候補地は災害廃棄物の仮置場や自衛隊等救助機関の活動拠点として使われることがあるため、建設型応急住宅の建設に支障を来すことのないよう留意すること。さらに、将来的な集約や利活用を含めた復旧・復興のあり方についても考慮する。
菊陽町 （熊本県）	令和7年度 菊陽町地域防災計画 第2章 災害予防　第14節 避難収容 12. 被災した飼養動物の保護収容に関する対策 町は、被災地に残された飼養動物の収容及び餌の確保、特定動物の逸走防止及び捕獲、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応等の措置が、地域住民、県、県獣医師会、県内の動物愛護団体等と連携して迅速に行われるよう協力するものとする。
高森町 （熊本県）	高森町地域防災計画 第13節　避難計画　7.指定避難所担当者の執務要領 (13)町は、家庭動物との同行避難に備えて、避難所における家庭動物のためのスペース確保に努めるものとする。 ペットの同行避難ができる避難所　高森総合センター、草部総合センター、高森町朋遊館、河原総合センター、高森自然学校 原則、屋外での避難とする。但し、状況によっては同伴避難スペースを設ける。
南小国町 （熊本県）	南小国町地域防災計画書 第2章 災害予防計画 第7節 避難収容計画 13. 被災した飼養動物の保護収容に関する対策 町は、県、県獣医師会、地域住民及び県内の動物愛護団体等と連携して、被災地に残された飼養動物の収容及び餌の確保、特定動物の逸走防止及び捕獲等の措置に努めるものとする。 第3章 災害応急対策計画 第9節 避難計画 (10)町は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペ―スの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 第17節 住宅応急対策計画 (5)建設型仮設住宅の管理・運営 応急住宅について、入居者の募集・選定から、入居中の住宅の維持補修・問合せへの対応退去に至るまでの運営管理を行うものとする。この際、警察及び防犯ボランティア団体等と連携して建設型応急住宅の防犯活動を推進するものとする。また、孤立化や引きこもりなどを防止するため、心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、男女共同参画の視点にも配慮するものとする。 なお、必要に応じて、応急住宅における入居者の家庭動物の受入れや買い物の利便性等、生活環境の向上に配慮するものとする。 第4章 災害復旧・復興計画 第4節 その他の復旧計画 1. 住宅災害復旧計画 (1)災害公営住宅の整備 地震、暴風雨、洪水その他異常な自然現象により滅失した住宅の戸数が、一定数の割合に達した場合には、低額所得者の被災者のために国から補助を受け、町において災害公営住宅等を整備する。整備に当たっては、高齢者、障がい者等に配慮した仕様に努めるとともに、家庭動物との同居等についても配慮するものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
西原村 （熊本県）	西原村防災計画 第27節　災害によって負傷した動物（犬、猫等）のある場合は阿蘇保健所に連絡し、保健所において飼養動物を保護収用するとともに、関係機関・団体と連携して返還、譲渡等を行うものとする。
南阿蘇村 （熊本県）	南阿蘇村地域防災計画 第12節　避難所運営マニュアルの作成等 第6章 村は、災害時に設置される避難所について、要配慮者への支援、プライバシーの確保、男女 共同参画、感染症予防・まん延防止、食中毒発生予防及びペット同行など多様な視点に配慮し た避難所運営マニュアルや体調・栄養管理ができる医療関係者の配置計画・巡回基準等をあら かじめ作成し、関係者への周知を図る。 第9節 避難収容対策 二次避難所においても、ペット同伴の避難者を受け入れられる施設をあらかじめ選定する などしてペット収容方法の検討や器具の確保により、ペット同伴の避難者の受け入れにも配慮する。 南阿蘇村　避難所運営マニュアル (5) し尿処理・ゴミ処理。ペット対策等 □　し尿処理業者と調整し、し尿処理体制を確立する。 □　事前にごみの集積可能な場所を選定しておき、臨時集積所への分別を徹底した上で排出する。 □　地域を担当する自治会の清掃部門と連携し、避難所における円滑なごみ排出ルールを確立し、避難者に周知する。 □　事前にペットスペースを設け、ペットごとにケージ等に収容する。ケージ等は、可能な場合は避難者が準備するが、不可能な場合は簡易なケージ等を準備する。
嘉島町 （熊本県）	嘉島町地域防災計画　第4節　衛生・健康維持 (10)動物の愛護及び避難町民の精神的安定を図る観点から、避難地域において飼養されていた家庭動物等の保管を避難所において行う場合は、その活動を支援するとともに、家庭動物等についての相談・助言等の必要な措置を講ずる。
益城町 （熊本県）	益城町地域防災計画 　第2章 災害予防計画 第2節 防災知識普及計画 (1)普及の内容　　オ　平時の心得（日頃の準備） (ヌ)ペットを受入れ可能な避難所（事前に預け先等の確保） (ネ)ペットとの同行避難及び避難所での飼養の準備（事前に預け先等の確保） 　2. 被災者対応部 避難所の衛生に関すること (1)避難所のごみ捨てルールに関すること (2)ペットの収容対策に関すること
宇土市 （熊本県）	宇土市地域防災計画 第1部　共通編，第3章　災害予防計画，第1節　みんなの災害対応力の強化，12　被災した飼養動物の保護収容に関する対策県は、被災地に残された飼養動物の収容及び餌の確保、特定動物の逸走防止及び捕獲などの措置が、地域住民、市、県獣医師会、市内の動物愛護団体などと連携して迅速に行われるように努める。 第2部　風水害編，第1章　災害対応対策計画，第7節　避難収容対策計画，第7避難所の開設及び収容，7　避難所の管理運営（12）市は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保などに努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者などから必要な支援を受けられるよう、連携に努めるものとする。
宇城市 （熊本県）	宇城市地域防災計画 第3章 風水害等応急　第14節 し尿・清掃・がれき対策 第7 動物の処理、保護、収容 保健衛生対策部、経済対策部は、保健所の指導により、死亡した家畜等を処理する。 また、必要に応じて動物収容チームを編成し、放浪動物の保護及び危険動物の収容を行う。 ○ 保護・収容した動物については、台帳を作成し公示する。 ○ 所有者不明動物のうち、譲渡可能な動物は譲渡する。 ○ 危険な動物から人命を守る必要がある時は、処分を行う。 第5章 復旧復興　第3節 災害復興計画 第2 災害公営住宅の建設等 なお、整備にあたっては、高齢者、障がい者等に配慮した仕様に努めるとともに、家庭動物との同居等についても配慮するものとする。
美里町 （熊本県）	令和7年度美里町地域防災計画_一般災害対策　令和7年5月20日修正 第3章　災害応急対策計画 第6節　避難収容計画 7　避難所（指定避難所：被災者が避難生活を送るための避難所）の解説及び収容保護 (6)　避難所運営マニュアルの作成 　町は、災害時に設置される避難所について、要配慮者への支援、プライバシーや子供の居場所の確保、男女共同参画、感染症予防・まん延防止及びペット同行など多様な視点に配慮した避難所運営マニュアルや体調管理ができる医療関係者の配置計画、巡回基準等をあらかじめ作成し、関係者への周知を図るものとする。 (7)避難所の管理運営 ソ　町は必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
八代市 （熊本県）	【八代市地域防災計画】 第2編　災害予防計画 第2節　防災まちづくり 第7　安全避難の環境整備及び避難施設の整備 6. 安全な避難の確保 (4) 避難所運営マニュアルの修正・更新 市は、災害時に設置される避難所について、プライバシーの確保、要配慮者への配慮や男女共同参画、感染症予防・まん延防止及び食中毒発生予防及びペット同行などの多様な視点に配慮した避難所運営マニュアルについて、必要に応じ修正・更新を行う。 9. 長期避難に対応した避難所の確保 (3) 被災動物の保護収容に関する対策の検討 市は、長期避難の際に被災動物を保護収容するための対策をあらかじめ検討しておく。 第3節 防災行動力の向上 第2　防災訓練の充実 2. 防災訓練上の留意点 (3) 防災訓練の実施・指導等 防災訓練は、昼間・夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく定期的に行うよう努め、地域住民の災害発生時の避難行動（ペット同行避難訓練を含む。）、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。 第3編　災害対応対策計画 第10節　避難対策 第8　避難所の運営 2、避難所運営の目安 (9)愛玩用家庭動物のためスペースの確保 市は、必要に応じ、避難生活が長期にわたる場合においては、避難所における家庭動物のためのスペース（屋内、屋外等）の確保に努めるものとする。 第12節　防疫・保健衛生 基本方針 ○　災害に伴う愛玩動物などの救助等については、ボランティア等の協力を得て早急に対処する。 第4　動物対策 保健所及び動物愛護センターは、飼い主の被災等により愛玩動物が遺棄されたり逃げ出した場合には、一般社団法人熊本県獣医師会等の関係団体及びボランティアとの連携により、これら動物を救助及び保護する。また、危険動物が施設から逃亡した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関との連携のもとに状況を把握し、必要な措置を講じる。市は、「人とペットの災害対策ガイドライン」（環境省）等を参考に、被災住民に対して、動物救援や飼養支援に関する情報の提供を行う。 【八代市国民保護計画】 第3編　武力攻撃事態等への対処 第4章　警報及び避難の指示等 第1　警報の伝達等 3　避難住民の誘導 (10)　動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等 【八代市避難所等開設・運営・閉鎖マニュアル】 2-1-(9)避難所等の開錠及び初動対応のイメージ ※屋外におけるペット受入れ場所を図により例示 3-1-(7)避難所における共通理解ルールの掲示 2犬、猫等のペット類は、施設内に入れないようにします。また、屋外でのペットの放し飼いも禁止します。（身体障がい者等の利用する介助犬については除く。） 但し、施設内に施設管理者・避難所運営委員会の同意のもと十分な「ペット避難スペース」等を確保することが可能な場合は、この限りでないものとします。（※避難所班員等は、「人とペットの災害対策ガイドライン（出典：環境省）」等を必要に応じて参照してください。） 3-2-(20)避難所のペット対策 1避難所のペットの管理責任は、飼育者にあることを原則とします。 2避難所にペットを連れてきた避難者に対して、窓口で届け出るよう呼びかけ、「避難所ペット登録台帳」様式16に記載します。 3大型動物や危険動物は、避難所への同伴は断ります。 4ペットの飼育場所（屋外、踊り場、廊下等）を決定し、「避難所におけるペットの飼育ルール広報文」様式17を、飼育者及び避難者へ通知し、徹底を図ります。 5ペットの救護活動が開始された場合は、その情報を飼育者へ提供して協力を求めます。 6補助犬を利用する身体障がい者等については、出来る限り一緒に生活できるように努めます。 7必要に応じて「人とペットの災害対策ガイドライン（出典：環境省）」等を参照するなど、適切な避難所運営に努めることとします。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
氷川町 （熊本県）	○氷川町地域防災計画　資料編　第3部　災害応急対策 資料－100　動物対策 1. 死亡獣畜の処理 町民課は、県、八代保健所の指導により、死亡した家畜等を処理する。 2. 放浪動物への対応 町民課は、県、八代保健所と連携して、飼い主の被災により廃棄又は逃げ出したペット等を保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携により必要な措置を講ずる。 3. ペットへの対応 避難時のペットの保護及び飼養は、原則として動物の管理者が行う。避難所において町民課は、飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正な指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるものとする。 避難生活が長期化し、避難所において避難生活の障害となるペット問題が生じた場合は、県及び獣医師会等と取り扱いについて協議する。動物救護所等を設置する場合は、公共用地に設置し、必要な資機材、ペットフードを確保する。 なお、平成28年熊本県にて公表された「（案）ペットの受け入れに関する避難所運営の手引き」も参考にしながら的確な対応を図ること。 ○氷川町避難所運営マニュアル 活動班の役割について（解説） 6　衛生班の役割 （6）ペットに関すること 災害が起こると、人間と同様にペットも生活の場を失う。さまざまな人が生活する避難所内で人間とペットが共存していくために、一定のルールを設けトラブルにならないよう注意する。 1避難所の居室部分には、原則としてペットの持ち込みは禁止する。 ・多種多様の価値観を持つ人が共同生活を行う場では、ペットの飼育をめぐるトラブルが発生しやすいこと、また、動物アレルギーの人がいる可能性を考慮し、居室へのペット持ち込みは禁止する。 2敷地内の屋外（余裕がある場合には室内も可）に専用スペースを設け、その場所で飼育する。 ・ペットと避難所で共同生活を行うため、ペットの飼育及び飼育場所の清掃は、飼い主が全責任を負って管理する。
水俣市 （熊本県）	令和6年度水俣市地域防災計画 第2章　災害予防計画　第6節　防災知識普及計画　8 ペットを同行避難する知識の普及 人命最優先で避難情報を発令しても、ペット同行避難を認めている避難所がないとの理由から、飼い主そのものの命が危険にさらされる状況になってはいけない。このため「水俣市ペット避難ガイドライン」を市広報紙、市ホームページなどで周知し、ペットを連れて避難が可能な避難所、ペット同行避難に関する飼い主の責任や日頃からの備え、避難所におけるルール等についての知識の普及を図るものとする。
津奈木町 （熊本県）	津奈木町地域防災計画 第3章　災害応急対策計画/第9節　避難計画(5)指定避難所以外の避難体制 ニ. ペット同行避難については、ペット飼育のできる環境づくりに努める。
芦北町 （熊本県）	芦北町地域防災計画 第2章　災害予防計画/第6節　防災知識普及計画及び訓練計画/2　住民に対する防災知識の普及/(1)普及内容3災害予防及び応急措置の概要 県及び町は、平時から、地域住民等への災害予防に関する知識の普及・啓発を徹底するものとする。 普及すべき事項は、おおむね次のとおりである。 ソ)ペットを受入れ可能な避難所 タ)ペットとの同行避難及び避難所での飼育の準備 第2章　災害予防計画/第6節　防災知識普及計画及び訓練計画/7　防災訓練/(2)訓練の種類 町及び防災関係機関は、単独又は共同で次の防災訓練を実施し、各機関の災害対応能力の向上を図るものとする。 9　避難(誘導)訓練（ペット同行避難訓練を含む。） 第3章　災害応急対策計画/第9節　避難計画/6　避難所の開設及び収容/(6)避難所の管理運営 行政区長又は自主防災組織等は、町と協力しながら、避難所運営を行うものとする。 ⑬　ペットとの同行避難に備えて、避難所におけるペットのためのスペース（屋内、屋外等）の確保に努めるものとする。その際、ペットの飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとし、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 第3章　災害応急対策計画/第30節　地震・津波災害対策計画/7　防災知識普及計画/(2)住民に対する防災知識の普及 県、町は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本について、一般住民が自覚を持ち、防災意識の高揚が図られるよう、次により地震・津波に関する防災知識の普及徹底を図るものとする。 1普及内容 オ)平時の心得（日頃の準備） ・ペットを受入れ可能な避難所 ・ペットとの同行避難及び避難所での飼養の準備
人吉市 （熊本県）	人吉市地域防災計画 第3編（災害応急対策編） 第1章（地震災害応急対策計画）　第8節（避難収容計画）の5（避難所の開設及び運営） (4)避難所の管理運営 6必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 第2章（風水害等応急対策計画）　第7節（避難収容計画）の5（避難所の開設及び運営） (4)避難所の管理運営 6必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
錦町 （熊本県）	錦町避難所運営マニュアル ■第3章■　各活動班の役割 (6)ペットに関すること 災害が起こると、人間と同様にペットも生活の場を失う。さまざまな人が生活する避難所内で人間とペットが共存していくためには、一定のルールを設け、トラブルにならないよう注意する。 1避難所の居室部分には、原則としてペットの持ち込みは禁止する。 ・多種多様の価値観を持つ人が共同生活を行う場では、ペットの飼育をめぐるトラブルが発生しやすいこと、また、動物アレルギーの人がいる可能性を考慮し、居室へのペット持ち込みは禁止する。 2敷地内の屋外（余裕がある場合には室内も可）に専用スペースを設け、その場所で飼育する。 ・ペットと避難所で共同生活を行うため、ペットの飼育及びペットの飼育場所の清掃は、飼い主が全責任を負って管理する。【様式15：ペット飼育管理簿(P.46)】
多良木町 （熊本県）	避難所運営マニュアル ・ペット 災害が起きると、ペットも人間と同様に生活の場所を失う。また、ペットの存在は、飼い主にとっては、まったく気にならないことでも、他の人にとっては、相当のストレスとなる場合がある。ペットは鳴き声、排泄物、臭いなどの課題があり、様々な人が生活する避難所内で人とペットが共存するには、一定のルールを設け、トラブルにならないように注意することが必要となる。 盲導犬・介助犬・聴導犬などの身体障がい者の補助犬はペットではなく、「身体障害者補助犬法」により、公共的な施設を身体障がい者がアレルギー等を起こす可能性がある場合は、身体障がい者と補助犬に別室を準備する必要がある。 1避難所の居住スペース部分には、原則としてペットの持ち込みは禁止する。これは、多種多様の価値観を持つ人が共同生活を行う場所では、ペットの飼育をめぐるトラブルが発生しやすいことやアレルギーの発症の恐れがあるため。 2ペットの飼育ペースは、避難所敷地内に専用スペースを設け、つなぐかゲージ等で飼育するようにする。専用スペースにはできる限り屋根・壁等をつけ、風雨がしのげるようにする。 3ペット等の共同生活を行うため、ペットの飼育及び飼育場所の清掃は飼い主が全責任を負って管理する。また、散歩などにおける排泄物の処理等も同様に管理する。 4避難所にペットを連れてきた避難者に対して、「ペット登録台帳（様式16）」に記載させる。 5大型動物・危険動物・蛇・爬虫類の避難所への持ち込みを禁止する。 6ペットの飼育場所と「ペットの飼育ルール（資料5）」を、飼育者および避難者に周知徹底する。 7ペットの救護活動が開始されたときは、その情報を飼育者に提供する。
湯前町 （熊本県）	湯前町地域防災計画 第8節　防災知識普及計画 (2)災害予防及び応急措置の概要 町は、平時から、地域住民等への災害予防に関する知識の普及・啓発を徹底するものとする。普及すべき事項はおおむね次のとおりである。 ア（中略） ソ　ペットと受け入れ可能な避難所 タ　ペットとの同行避難及び避難所での飼育の準備
水上村 （熊本県）	第8節その他の災害復旧計画 1 住宅災害復旧計画 1 災害公営住宅の建設 災害公営住宅(公営住宅法第8条第1項の規定による)は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の一以上に達した場合に、低所得者罹災者のため国からの補助を受けて建設し、入居者は公正な方法により選考して入居させるものとする。整備にあたっては、高齢者、障がい者等に配慮した仕様に務めるとともに、家庭動物との同居等についても配慮するものとする。 第11節避難計画 災害が発生し又は発生する恐れのある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、危険な状態にある住民等を安全な場所に避難させるための計画は次による。 1 実施責任者 災害から住民の生命・身体を保護するための避難勧告、指示(緊急、)等の実施責任者は次表のとおりであるが、災害応急対策の第1次実施責任者である村長を中心に、相互に連携協調し、避難の迅速、かつ安全な措置を行うものとする。なお、村長は住民に対し避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めのタイミングで避難開始を求めるため、避難準備・高齢者等避難開始を発令するものとする。発令時は、避難行動が分かるように5段階の警戒レベルとともに伝達するものとする。また、あらかじめ指定していた避難所の施設において、避難所を設置した場合、避難所ごとに収容されている避難者に係る情報の把握に努めるとともに、プライバシーや女性に配慮した避難所の運営に努めるものとする。避難期間が長期化する場合は、村は県と協議を行い精神科医、臨床心理士、保健師等による心のケアを行うものとする。また、必要に応じ、村は避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
相良村 （熊本県）	相良村地域防災計画（必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。ペットの動向避難に備えて避難所におけるペットのためのスペース確保に努める。
五木村 （熊本県）	五木村緊急対応マニュアル（ペット等の受け入れ） ペット等の受け入れに関する相談窓口を設置し、一時預かり場所を確保する。 ※ペット収容スペースは、原則駐車場等に設置する等、人の避難スペースと分ける。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
天草市 （熊本県）	天草市地域防災計画　令和7年度修正 一般災害対策編 第2章 災害予防計画 第14節 防災知識普及計画 3 住民に対する防災知識の普及の方法 (1) 普及の方法 イ 災害予防及び応急措置の概要 (ツ) ペット受入れ可能な避難所 (テ) ペットとの同行避難及び避難所での飼養の準備 第15節 防災訓練計画 4 市等防災関係機関の個別防災訓練 (6) 避難(誘導)訓練(ペット同行避難訓練を含む。) 第16節 避難収容計画 1 緊急避難場所、避難所、避難路の整備及び選定 (1) 緊急避難場所及び避難所 2 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所等の場所、収容人数、家庭動物の受け入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。 なお、指定緊急避難場所及び指定避難所の施設管理者は、避難時の二次被害を防ぐため、非構造部材を含めた施設の耐震化を順次進めるものとし、市は、施設管理者に対してこれを要請するものとする。 さらに、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。 市は、指定緊急避難場所について、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設又は構造上安全な施設を指定するものとする。指定した指定避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を準備しておくものとする。 指定避難所については、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。 さらに、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確保しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。 また、市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。さらに、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。 5 避難所運営マニュアルの作成等 市は、災害時に設置される避難所について、要配慮者への支援、プライバシーや子供の居場所の確保、男女共同参画、感染症予防・まん延防止、食中毒発生予防及びペット同行など多様な視点に配慮した避難所運営マニュアルや体調・栄養管理ができる医療関係者の配置計画・巡回基準等をあらかじめ作成し、関係者への周知を図るものとする。 さらに、市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。 また、消防団や自治会、自主防災組織等の住民組織、NPO、ボランティア、社会福祉協議会等と連携の上、避難所開設・運営訓練を実施するなどして、避難所運営マニュアル等の点検や見直しを行うとともに、市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。 また、市は、あらかじめ、避難所の運営管理に必要な知識等の住民への普及に努めるものとする。 14 被災した飼養動物の保護収容に関する対策 市は、県が実施する被災地に残された飼養動物の収容及び餌の確保、特定動物の逸走防止及び捕獲、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応等の措置が、地域住民、県獣医師会、県内の動物愛護団体等と連携して迅速に行われるよう努めるものとする。 第3章　災害応急対策計画 第13節　避難収容対策計画 5 避難所の開設及び収容 (7) 避難所の管理運営 シ 市は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。 チ 市は、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとし、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペ―スの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 第23 節 住宅応急対策計画（健康福祉部、建設部） 2 応急仮設住宅の供与 (2) 建設型応急住宅 2 建設型応急住宅の運営管理 市は、建設型応急住宅について、入居者の募集・選定から入居中の住宅の維持補修・問合せへの対応、退去に至るまでの運営管理を行うものとする。 この際、警察及び防犯ボランティア団体等と連携して建設型応急住宅の防犯活動を推進するものとする。また、孤立化や引きこもりなどを防止するため、心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、男女共同参画の視点にも配慮するものとする。 第4章 災害復旧・復興計画 第4 節 その他の災害復旧計画（建設部、教育委員会） 1 住宅災害復旧計画 (1) 災害公営住宅の整備 地震、暴風雨、洪水、高潮等その他異常な自然現象により滅失した住宅の戸数が、一定の割合に達した場合には、低額所得者の被災者のために国からの補助を受け、市において災害公営住宅等を整備する。 整備に当たっては、高齢者、障がい者等に配慮した仕様に努めるとともに、家庭動物との同居等についても配慮するものとする。 地震・津波災害対策編も同じ内容である。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
上天草市 （熊本県）	上天草市地域防災計画（令和7年6月） 第2編　災害予防計画編 第1節 防災知識普及計画 （オ）平常時の心得（日ごろの準備） ・家庭動物との同行避難及び避難所での飼養の準備 第2編　災害予防計画編　第17節 避難収容計画 13 被災した飼養動物の保護収容に関する対策 市は、地域住民、県獣医師会、県内の動物愛護団体等と連携して、被災地に残された動物の収容及び餌の確保、特定動物の逸走防止及び捕獲等の措置が、迅速に行われるよう努める。 第3編　災害応急対策計画編 第12節 避難収容対策計画 シ 市は、家庭動物との同行避難に備えて、ペット避難所の設置又は、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 第20節 住宅応急対策計画 6 応急仮設住宅の運営管理 市は、各応急仮設住宅の運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤立化や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、男女共同参画の視点に配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。
苓北町 （熊本県）	苓北町地域防災計画 第3章　災害時応急活動事前対策　第5節　避難対策 第3項　避難所運営対策 町は、要配慮者への支援、プライバシーの確保、男女共同参画及びペット同行など多様な視点に配慮した避難所運営マニュアル等を作成し、関係者への周知をはかるものとする。 第4章　災害応急対策計画　第6節　避難計画 第2項 避難所の設置 8. 避難所の管理運営 (6)必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保を検討する。 第4章　災害応急対策計画　第9節　応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理計画 5. 応急仮設住宅の管理運営 なお、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するものとする。
熊本市	◆熊本市地域防災計画　本編 第2章　災害予防計画 第1節　災害に強い人づくり・地域づくり 第1項　防災知識の普及啓発 5　ペット同行・同伴避難者に対する防災知識の普及 市民生活の生活様式や価値観が変化するなか、犬や猫などのペットを家族の一員としてともに暮らす方が増えている。 被災のおそれのある場合又は災害発生直後には、ペット同行で避難することが想定される。 避難所は多くの被災者が避難生活を送る場であるため、動物を苦手とする人やアレルギーなどの理由で動物と一緒にいられない人がいることを考慮し、他の避難者への配慮等が必要である。 また、ペット同行避難者が安心して利用できる避難所体制づくりを推進する。 そこで、ペットの飼い主に対し被災時の備えについて普及啓発を行う。 (1) 方法 ア パンフレットの配布　イ 啓発教育講座の実施 (2) 内容 ア 災害に対する日頃の備えと心構え　イ ペットのしつけと健康管理、飼い主の明示の必要性等の基礎知識の周知　ウ 預け先の確保 第5節　避難計画 第1項　避難場所及び避難所の定義と指定 1　避難場所及び避難所の定義 (1) 一時的に避難する避難場所（スペース） ウ ペット同伴避難場所 ペットとその同行者が屋内で避難することができるペット同行者専用の避難場所のこと。（飼い主がペットと同じスペースで過ごすことを意味するものではない。） 第10項　被災したペットの保護収容に関する対策 市、県は、被災地に残されたペットの収容及び餌の確保、特定動物の逸走防止及び捕獲等の措置が、地域住民、獣医師会、動物愛護団体等と連携して迅速に行われるよう努めるものとする。 第3章　災害応急対策計画 第14節　動物救護対策計画 第1項　実施体制 動物愛護センター所長が統括する動物対策係を設置し、関係機関への救援資材確保の調整、獣医師の派遣要請などの連絡調整を行うとともに、熊本県獣医師会熊本市支部、熊本市動物愛護推進協議会等の協力を得て被災動物の救援活動を行う。 第2項　被災動物の救援活動 1　一時預かり場所の確保 避難等により飼い主による飼育が困難となったペットの一時預かり場所の確保を支援する。 2　負傷動物の治療 被災地域に所有者不明の負傷動物がいる場合には、動物愛護センターが保護収容し、熊本県獣医師会熊本市支部等の協力を得て応急処置を実施する。 3　動物の相談窓口の設置 大規模災害発生に伴う不明・保護動物等の情報提供等の問合せ、飼い主への被災動物の適正飼育啓発等に対応するために、熊本市動物愛護推進協議会等の協力を得て相談窓口を設置する。 4　特定動物の逸走等の対応 災害発生時、飼養管理者に対し飼養施設の不備及び特定動物の逸走等の確認を行い、特定動物が逸走した場合、警察等に通報するとともに、危害防止のため必要な措置を行う。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
大分県	大分県地域防災計画　地震・津波対策編　第3部　災害応急対策　第4章　被災者の保護・救護のための活動　第14節　被災動物対策 大規模災害時には、所有者不明動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等への対処方法など様々な課題が発生することが予想されるため、県は動物愛護の観点から動物の保護や適正な飼育に関し、市町村、獣医師会及び関係機関・団体との協力体制を確立する。 1　被災地域における動物の保護 飼い主不明の負傷又は放浪状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、地区対策本部保健所班は市町村、県獣医師会等関係団体を始め、動物愛護推進員、動物愛護ボランティア等と協力し動物の保護を行う。 2　避難所における動物の保護 被災者救援部避難所対策班及び地区対策本部保健所班は、避難所を設置する市町村と協力して飼い主に対し避難した動物の飼育について適正な飼育指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるため以下の措置を行う。 (1)　各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市町村への支援 (2)　避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の調整 (3)　他自治体との連絡調整及び要請 3　被災動物救護対策指針 県は、「1 被災地域における動物の保護」及び「2避難所における動物の保護」を実施するため、「大分県被災動物救護対策指針」を別に定める。 平成28年2月、「大分県災害時動物救護対策指針」制定
別府市 （大分県）	別府市地域防災計画　地震・津波対策編　第3章　災害応急対策　第15節　避難所対策の確立 9　避難所における動物の保護 市災害対策本部は避難所の設置に伴い、県や関係団体の支援を受け、飼い主に対し避難した動物の飼育について適正な飼育指導を行うなど、以下の事項について、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (1)各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等 (2)避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の調整 (3)他自治体との連絡調整及び要請
中津市 （大分県）	中津市地域防災計画　地震・津波対策編　第3部災害応急対策　第4章　被災者の保護・救護のための活動　第14　被災動物対策 大規模災害時には、所有者不明動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等への対処方法など様々な課題が発生することが予想されるため、市は動物愛護の観点から動物の保護や適正な飼育に関し、県、獣医師会及び関係機関・団体との協力体制を確立する。 1 被災地域における動物の保護 飼い主不明の負傷又は放浪状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は県、獣医師会等関係団体を始め、動物愛護推進員、動物愛護ボランティア等と協力し動物の保護を行う。 2　危険動物の逸走対策 危険動物が、災害時に逸走し、人及びその財産に危害を及ぼすおそれがあるときには、警察署等の関係機関へ通報し、人の生命や財産等への侵害を未然に防止する。 3　避難所における動物の保護 市は、県と協力して飼い主に対し避難した動物の飼育について適正な飼育指導を行うなど、動物の愛護及び衛生管理を含めた環境衛生の維持に努めるため以下の措置を行う。 (1)避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、県への獣医師の派遣依頼等 (2)避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の調整 (3)他自治体との連絡調整及び要請 4　被災動物救護対策指針 市は、「大分県被災動物救護対策指針」をもとに、県や関係機関と連携したペット同行避難訓練の実施など、ペット対策の取組みを促進するよう努める。
日田市 （大分県）	日田市地域防災計画 第2部　災害予防　第3章　災害に強い人づくり カ 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備、出火防止等の対策の内容 第3部　災害応急対策計画　第6章　避難収容活動 災害で被災放置された愛玩動物の収容対策は、県西部保健所と連携し収容等を行う。また、避難所での愛玩動物対策として、愛玩動物管理区域の設定や愛玩動物飼養ルールの掲載・周知等に努める。
佐伯市 （大分県）	佐伯市地域防災計画（風水害・事故災害対策編） 第4章　被災者の保護・救護のための活動/第14節　被災動物対策 大規模災害時には、所有者不明動物や負傷動物が多数生じるとともに避難所における動物 同伴者への対処方法など様々な課題が発生することが予想されるため、動物の保護や適正な 飼育に関し、県（保健所等）との協力体制を構築するものとする。 1　被災地域における動物の保護　飼い主不明の負傷又は放浪状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから市は、保健所、県獣医師会佐伯支部、動物愛護推進員、動物愛護ボランティア等と協 力し、負傷又は放浪状態にある動物の保護を行うものとする。 3　避難所における動物の保護　市は、避難所内に被災動物の飼育スペースの確保に努めるとともに、保健所に協力し、飼い主に対し避難した動物の飼育について、適正な飼育指導を行うなど、動物の愛護及び衛生管理を含めた環境衛生の維持について以下の措置を行う。 (1)各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供等の調査、報告 (2)避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の支援 4　被災動物救護対策指針　「大分県被災動物救護対策指針」に基づき、ペット同行避難訓練の実施など、県と連携しなが らペット対策の取組を推進するものとする。 5　応急仮設住宅棟での対応　市及び県は、応急仮設住宅等における家庭動物の適正飼養の指導を行う。
臼杵市 （大分県）	臼杵市地域防災計画 第4章 被災者の保護・救護のための活動 第14節 被災動物対策 大規模災害時には、所有者不明動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等への対処方法など様々な課題が発生することが予想されるため、市は動物愛護の観点から、動物の保護や適正な飼育に関し、県、獣医師会及び関係機関・団体との協力体制を確立する。 1 被災地域における動物の保護 飼い主不明の負傷又は放浪状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、県、県獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護推進員、動物愛護ボランティア等と協力し動物の保護を行う。 2 危険動物の逸走対策 市は、危険動物が、災害時に逸走し、人及びその財産に危害を及ぼすおそれがあるときには、警察署等の関係機関へ通報し、人の生命や財産等への侵害を未然に防止する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
臼杵市 （大分県）	3 避難所における動物の保護 市は、避難所運営機関と協力して飼い主に対し避難した動物の飼育について適正な飼育指導を行うなど、動物の愛護及び衛生管理を含めた環境衛生の維持に努めるため、以下の措置を行う。 (1) 各地域の被害状況、指定避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等の支援 (2) 指定避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整 (3) 他自治体との連絡調整及び要請 4 被災動物救護対策指針 市は、「大分県被災動物救護対策指針」を県や関係機関に周知するとともに、関係機関と連携したペット同行避難訓練など、ペット対策の取り組みを支援する。 5 応急仮設住宅等での対応 市及び県は、応急仮設住宅等における家庭動物の適正飼養の指導を行う。 6 市における対策 市における「被災地域における動物の保護」、「危険動物の逸走対策」及び「避難所における動物の保護」は、大分県被災動物救護対策指針に定めるところによる。
津久見市 （大分県）	津久見市地域防災計画 風水害等対策編 第3部 災害応急対策　第4章 被災者の保護・救援のための活動　第 14 節 被災動物対策 地震・津波対策編 第3部 災害応急対策　第4章 被災者の保護・救護のための活動　第 14 節 被災動物対策 大規模災害時には、所有者不明動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等への対処方法など様々な課題が発生することが予想されるため、市は、動物愛護の観点から、動物の保護や適正な飼育に関し、県、獣医師会及び関係機関・団体との協力体制を確立する。 1 被災地域における動物の保護 飼い主不明の負傷又は放浪状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、県、県獣医師会等関係団体を始め、動物愛護推進員、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行う。 2 危険動物の逸走対策 市は、危険動物が、災害時に逸走し、人及びその財産に危害を及ぼすおそれがあるときには、警察署等の関係機関へ通報し、人の生命や財産等への侵害を未然に防止する。 3 避難所における動物の保護 市は、避難所運営機関と協力して飼い主に対し避難した動物の飼育について適正な飼育指導を行うなど、動物の愛護及び衛生管理を含めた環境衛生の維持に努めるため次の措置を行う。 (1) 各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等への支援 (2) 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整 (3) 他自治体との連絡調整及び要請 4 被災動物救護対策指針 市は、「大分県被災動物救護対策方針」を県や関係機関に周知するとともに、関係機関と連携したペット同行避難訓練など、ペット対策の取組を支援する。 5 市における対策 市における「被災地域における動物の保護」「危険動物の逸走対策」及び「避難所における動物の保護」は、大分県被災動物救護対策指針に定めるところによる。
竹田市 （大分県）	竹田市地域防災計画　第3編　震災対策編　第2部　災害応急対策 第4章　被災者の保護・救護のための活動　第14節　被災動物対策 大規模災害時には、所有者不明動物や不詳動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等への対処方法など様々な課題が発生することが予想されるため、市は動物愛護の観点から動物の保護や適正な飼育に関し、県及び関係機関・団体との協力体制を確立する。 1　被災地域における動物の保護 飼い主不明の負傷又は放浪状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は「大分県被災動物救護対策指針」に基づき、県地区対策本部、県獣医師会等団体をはじめ、動物愛護推進委員、動物愛護ボランティア等と協力し動物の保護を行う。 2　危険動物の逸走対策 危険動物が、災害時に逸走、人及びその財産に危害を及ぼすおそれがあるときには、警察署等の関係機関へ通報し、人の生命や財産等を未然に防止する。 3　避難所における動物の保護 市は、県地区対策本部を協力して飼い主に対し避難した動物の飼育について適正な飼育指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。
豊後高田市 （大分県）	豊後高田市地域防災計画　風水害等対策編　第3部　災害応急対策計画　第4章　被災者の保護・救護のための活動　第14節　被災動物対策 大規模災害時には、所有者不明動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等への対処方法など様々な課題が発生することが予想されるため、県は動物愛護の観点から動物の保護や適正な飼育に関し、市町村、獣医師会及び関係機関・団体との協力体制を確立するとともに、県単独では十分な対策が実施できない場合、「九州・山口9県災害時愛護動物救援応援協定」に基づく広域的な応援を要請するものとする。 1 被災地域における動物の保護 飼い主不明の負傷又は放浪状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、地区対策本部保健所班は市町村、県獣医師会等関係団体を始め、動物愛護推進員、動物愛護ボランティア等と協力し動物の保護を行う。 2 危険動物の逸走対策 危険動物が、災害時に逸走し、人及びその財産に危害を及ぼすおそれがあるときには、警察署等の関係機関へ通報し、人の生命や財産等への侵害を未然に防止する。 3 避難所における動物の保護 被災者救援部避難所対策班及び地区対策本部保健所班は、避難所を設置する市町村と協力して飼い主に対し避難した動物の飼育について適正な飼育指導を行うなど、動物の愛護及び衛生管理を含めた環境衛生の維持に努めるため以下の措置を行う。 (1)各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等 市町村への支援 (2)避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の調整 (3)他自治体との連絡調整及び要請 4 被災動物救護対策指針 県は、「大分県被災動物救護対策指針」を市町村や関係機関に周知するとともに、市町村等と連携したペット同行避難訓練の実施など、市町村におけるペット対策の取組を支援する
杵築市 （大分県）	杵築市地域防災計画 避難所におけるペット同行避難に関するガイドライン 1避難所におけるペット対応の基本的考え方 2平時における対応 3災害発生時の対応 4杵築市におけるペット同行避難施設

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
宇佐市 （大分県）	宇佐市地域防災計画 ●風水害等対策編 第2部 災害応急対策 第4章 被災者の保護・救援のための活動 ●地震・津波対策編 第2部 災害応急対策 第4章 被災者の保護・救援のための活動 第15節 被災動物対策 大規模災害時には、所有者不明動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等への対処方法など様々な課題が発生することが予想されるため、市は動物愛護の観点から動物の保護や適正な飼育に関し、県、大分県獣医師会及び関係機関・団体との協力体制を確立する。 1. 被災地域における動物の保護 飼い主不明の負傷又は放浪状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市民生活対策班は県、大分県獣医師会等関係団体を始め、動物愛護推進員、動物愛護ボランティア等と協力し動物の保護を行う。 2. 避難所における動物の保護 市民生活対策班は、避難所を設置した場合、県と協力して飼い主に対し避難した動物の飼育について適正な飼育指導を行うなど、動物の愛護及び衛生管理を含めた環境衛生の維持に努めるため以下の措置を行う。 (1) 各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、県への獣医師の派遣等の支援要請 (2) 避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の調整 (3) 他自治体との連絡調整及び要請 3. 猛獣等脱出対策 略 4. 危険動物の逸走対策 略 5. 被災動物救護対策指針 市は県と連携し、「大分県被災動物救護対策指針」に基づくペット同行避難訓練の実施など、ペット対策の取組を実施する。 6. 応急仮設住宅での対応 市及び県は、応急仮設住宅等における家庭動物の適正飼養の指導を行う。
豊後大野市 （大分県）	豊後大野市地域防災計画（震災対策編）第14節 被災動物対策［環境衛生課］ 大規模災害時には、所有者不明動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等への対処方法など様々な課題が発生することが予想されるため、市は動物愛護の観点から動物の保護や適正な飼育に関し、獣医師会及び関係機関・団体との協力体制を確立する。 1 被災地域における動物の保護 飼い主不明の負傷又は放浪状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は獣医師会等関係団体を始め、動物愛護推進員、動物愛護ボランティア等と協力し動物の保護を行う。 2 危険動物の逸走対策 危険動物が、災害時に逸走し、人及びその財産に危害を及ぼすおそれがあるときには、警察署等の関係機関へ通報し、人の生命や財産等への侵害を未然に防止する。 3 避難所における動物の保護 飼い主に対し避難した動物の飼育について、県と連携して適正な飼育指導を行うなど、動物の愛護及び衛生管理を含めた環境衛生の維持に努めるため以下の措置を行う。 (1)各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供等 (2)避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整 (3)県と連携して他自治体との連絡調整及び要請 4 応急仮設住宅での対応 県と連携して応急仮設住宅等における家庭動物の適正飼育の指導を行う。 5 避難の受入れ及び情報提供活動 指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。 豊後大野市地域防災計画（風水害等その他の災害対策編）第 14 節 被災動物対策〔環境衛生課〕 大規模災害時には、所有者不明動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等への対処方法など様々な課題が発生することが予想されるため、市は動物愛護の観点から動物の保護や適正な飼育に関し、獣医師会及び関係機関・団体との協力体制を確立する。 1 被災地域における動物の保護 飼い主不明の負傷又は放浪状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は獣医師会等関係団体を始め、動物愛護推進員、動物愛護ボランティア等と協力し動物の保護を行う。 2 危険動物の逸走対策 危険動物が、災害時に逸走し、人及びその財産に危害を及ぼすおそれがあるときには、警察署等の関係機関へ通報し、人の生命や財産等への侵害を未然に防止する。 3 避難所における動物の保護 飼い主に対し避難した動物の飼育について、県と連携して適正な飼育指導を行うなど、動物の愛護及び衛生管理を含めた環境衛生の維持に努めるため以下の措置を行う。 (1)各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供等 (2)避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整 (3)県と連携して他自治体との連絡調整及び要請 4 応急仮設住宅での対応 県と連携して応急仮設住宅等における家庭動物の適正飼育の指導を行う。 5 避難の受入れ及び情報提供活動 指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。
由布市 （大分県）	由布市地域防災計画 第4章　被災者の保護・救援のための活動計画 第1節　避難所運営活動計画 11）避難所における愛護動物の飼育指導 市は、飼い主が避難所において、愛護動物を適正に飼育できるよう、避難所内に被災愛護動物の飼育スペースの確保に努めるとともに、県、大分県獣医師会、動物愛護ボランティア及び関係機関等と協力して、次の通り愛護動物の飼育の指導にあたることとする。 ア.避難所において、愛護動物の飼い主に対して、飼育体制についての助言を行う。 イ.避難所から動物管理所等の保護施設への受け入れと譲渡等の調整を行う。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
国東市 （大分県）	国東市地域防災計画　地震・津波対策編　第3部 災害応急対策　第4章 被災者の保護・救援のため活動　第14節 被災動物対策 大規模災害時には、所有者不明動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等への対処方法など様々な課題が発生することが予想されるため、動物愛護の観点から動物の保護や適正な飼育に関し、県、獣医師会及び関係機関・団体との協力体制を確立する。 1 被災地域における動物の保護 飼い主不明の負傷又は放浪状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、県地区対策本部保健所班、県獣医師会等関係団体を始め、動物愛護推進員、動物愛護ボランティア等と協力し動物の保護を行う。 2 危険動物の逸走対策 危険動物が、災害時に逸走し、人及びその財産に危害を及ぼす恐れがあるときには、警察署等の関係機関へ通報し、人の生命や財産等への侵害を未然に防止する。 3 避難所における動物の保護 地区対策本部保健所班と協力して飼い主に対し避難した動物の飼育について適正な飼育指導を行うなど、動物の愛護及び衛生管理を含めた環境衛生の維持に努めるため以下の措置を行う。 イ 避難所での動物の飼育状況の把握及び県への支援要請 ロ 避難所での飼育指導 4 応急仮設住宅等での対応 市は、応急仮設住宅等における家庭動物の適正飼養の指導を行う。
姫島村 （大分県）	姫島村防災計画 第13節 被災動物対策 大規模災害時には、所有者不明動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等への対処方法など様々な課題が発生することが予想されるため、村は動物愛護の観点から動物の保護や適正な飼育に関し、県及び関係機関・団体との協力体制を確立する。 1 被災地域における動物の保護 飼い主不明の負傷又は放浪状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、村は地区対策本部保健所班、関係機関・団体等と協力し動物の保護を行う。 2 危険動物の逸走対策 危険動物が、災害時に逸走し、人及びその財産に危害を及ぼすおそれがあるときには、警察署等の関係機関へ通報し、人の生命や財産等への侵害を未然に防止する。 3 避難所における動物の保護 村は地区対策本部保健所班、関係機関・団体等と協力して飼い主に対し避難した動物の飼育について適正な飼育指導を行うなど、動物の愛護及び衛生管理を含めた環境衛生の維持に努める。 4 被災動物救護対策指針 「大分県被災動物救護対策指針」に基づき、県が行う被災動物の救護に協力をするものとする。
日出町 （大分県）	日出町地域防災計画 第3部　災害応急対策 第4章　被災者の保護・救護のための活動 第1節　避難所運営活動　4 避難所の運営管理　(10) ペット同行避難 町は、「災害時ペット同行避難ガイドライン」並びに「避難所開設・運営マニュアル」に基づき、指定避難所開設時にペット同行避難者受け入れを準備する。また、飼い主へ日頃から物品の準備や避難場所の検討などペット同行避難の周知に努め、ペット同行避難者が避難を躊躇しない環境を醸成する。 第13節　被災動物対策 大規模災害時には、所有者不明動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等への対処方法など様々な課題が発生することが予想されるため、町は動物愛護の観点から動物の保護や適正な飼育に関し、県、獣医師会及び関係機関・団体との協力体制を確立する。 1 被災地域における動物の保護 飼い主不明の負傷又は放浪状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、大分県東部地区対策本部保健所班、県獣医師会等関係団体を始め、動物愛護推進員、動物愛護ボランティア等と協力し動物の保護を行う。 2 危険動物の逸走対策 危険動物が、災害時に逸走し、人及びその財産に危害を及ぼすおそれがあるときには、警察署等の関係機関へ通報し、人の生命や財産等への侵害を未然に防止する。 3 避難所における動物の保護 町は、県被災者救援部避難所対策班及び大分県東部地区対策本部保健所班と協力して飼い主に対し避難した動物の飼育について適正な飼育指導を行うなど、動物の愛護及び衛生管理を含めた環境衛生の維持に努めるため以下の措置を行う。 (1)各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供等の調査、報告 (2)避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の支援 (3)避難所での飼育指導
玖珠町 （大分県）	玖珠町地域防災計画　第4章第12節 被災動物対策 大規模災害時には、所有者不明動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等への対処方法など様々な課題が発生することが予想されるため、玖珠町は動物愛護の観点から動物の保護や適正な飼育に関し、大分県、獣医師会及び関係機関・団体との協力体制を確立する。 1 被災地域における動物の保護 飼い主不明の負傷又は放浪状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、玖珠町は大分県、県獣医師会等関係団体を始め、動物愛護推進員、動物愛護ボランティア等と協力し動物の保護を行う。 2 危険動物の逸走対策 危険動物が、災害時に逸走し、人及びその財産に危害を及ぼすおそれがあるときには、警察署等の関係機関へ通報し、人の生命や財産等への侵害を未然に防止する。 3 避難所における動物の保護 避難所を設置する玖珠町と大分県は、協力して飼い主に対し避難した動物の飼育について適正な飼育指導を行うなど、動物の愛護及び衛生管理を含めた環境衛生の維持に努めるため以下の措置を行う。 (1)各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等を行うとともに大分県への支援を要請する。 (2)避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の調整 (3)他自治体との連絡調整及び要請

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
大分市	大分市地域防災計画（震災対策編） 第4部 災害応急対策計画 第3章 被災者の保護・救護のための活動 第14節 愛護動物保護対策計画（保健医療部） 大分市地域防災計画（風水害等対策編） 第3部 災害応急対策計画 第3章 被災者の保護・救護のための活動 第14節 愛護動物保護対策計画（保健医療部） 大規模災害時において市は、被災した愛護動物を保護し、又避難所等で飼い主が適正に飼養管理できるよう支援するなど、被災愛護動物の保護対策を講じることにより、動物の適正な飼養及び保管を図り、環境衛生の維持に努める。 1 被災地域における愛護動物の保護 被災地域において飼い主不明や負傷の愛護動物が多く発生することが予想されるため、市は、県、大分県獣医師会及び関係機関等との協力体制を迅速に確立して、次の措置を行う。 (1)被災地域における愛護動物の情報収集 被災地域において負傷若しくは飼い主が不明などにより、被災地域に残された愛護動物の情報収集に努める。 (2)被災地域での愛護動物の保護 被災地域の住民からの情報提供等で保護が必要な愛護動物については、収容施設や動物病院・ペットショップ等に協力を依頼して保護をする。 2 指定避難所における愛護動物の飼養管理指導 市は飼い主が指定避難所（以下「避難所」という。）において愛護動物を適正に飼養管理できるよう、県、大分県獣医師会、動物愛護ボランティア及び関係機関等と協力して、次のとおり愛護動物の飼養管理の指導にあたる。 (1)避難所において、その代表者等に対して、愛護動物の飼養管理体制についての助言を行う。 (2)避難所での愛護動物の飼養管理状況の把握と救援物資の配布指導を行う。 (3)避難所から動物管理所などの保護施設への受け入れと譲渡等の調整を行う。 3 応急仮設住宅等での飼養管理指導 応急仮設住宅等に入居している飼い主に愛護動物の飼養管理指導を行う。 4 その他の対策 (1)飼い主探し 被災のため飼い主が不明又は飼えなくなった愛護動物を引き取る飼い主を探すため、情報の収集と市のホームページなどを利用してその提供を行う。 (2)動物取扱業者の状況把握 登録を受けている動物取扱業者のうち、多数の動物を飼養している施設について、保管状況を速やかに把握する。 (3)特定動物飼養施設の状況把握 被災地域で許可している特定動物の飼養状況の把握を行い、必要に応じて捕獲に協力する。
宮崎県	宮崎県地域防災計画 第1巻 第2編 共通対策編 第3章災害応急対策計画 第11節 保健衛生、防疫、災害廃棄物処理等に関する活動 第2款 防疫・食品衛生・愛護動物対策の実施 第1項 基本方針 災害時における衛生環境の悪化による感染症の発生及びまん延を防止するため、県及び市 町村は、応急措置等を行うための活動体制、薬剤・資機材の確保等を図り、各種の検査、消毒等の予防措置を実施する。 また、食中毒を未然に防止するため、食品取扱施設に対し、安全で衛生的な食品を提供す るよう、監視・指導を行う。 さらに、動物愛護及び被災者支援の観点から、飼い主不明や負傷した愛護動物の保護や、同行避難時の適切な飼育指導等の愛護動物の救護を行う。 第2項 対策 3 愛護動物の救護の実施 (1)愛護動物の飼育場所の設置 【市町村】 被災地の避難所においては、愛護動物を同行して避難することが予想されるため、市町 村は避難所とは別に愛護動物の飼育場所を設置し、避難所の生活環境の悪化防止に努める。 (2)被災地における愛護動物の保護等 【県・市町村】 被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るためには、迅速かつ広域的な対応が求められる。このため、県 は、市町村、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。 ア 負傷した愛護動物の収容・治療・保管 イ 飼い主不明の愛護動物の収容・保管 ウ 飼養困難な愛護動物の一時保管 エ 愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 オ 愛護動物に関する相談の実施等 (3)避難所における愛護動物の適切な指導等 【県】 県は、避難所を設置する市町村と協力して、同行避難した愛護動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。 ア 各地域の被害状況、避難所での愛護動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市町村への支援 イ 避難所から保護施設への愛護動物の受け入れ及び譲渡等の調整 (4)応急仮設住宅における愛護動物の受入れ 【県・市町村】 必要に応じて、応急仮設住宅における動物愛護の受入れに配慮し、受入れ後は適正飼養のための指導・助言を行う。
日南市 （宮崎県）	日南市地域防災計画 第3 愛護動物の救援の実施 1 愛護動物の飼育場所の設置 市は、被災地の避難所に愛護動物を同行して避難することが予想されるため、避難所とは別に愛護動物の飼育場所を設置し、避難所の生活環境の悪化を防止する。なお、避難所等における愛護動物の飼育について適切な指導等を行う。 2 被災地における愛護動物の保護等 市は、県が実施する負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担軽減への対応について、獣医師会等関係団体や動物愛護ボランティア等とともに協力する。 3 応急仮設住宅における愛護動物の受入れ 市は、必要に応じて、応急仮設住宅における愛護動物の受入れに配慮し、受入れ後は適正飼養のための指導・助言を行う。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
串間市 （宮崎県）	串間市地域防災計画 第2編　風水害等対策編 第2章　風水害応急対策計画 第11節　保健衛生、防疫、ごみ・がれき処理等に関する活動 3　愛護動物の救護の実施 ⑴ 愛護動物の飼育場所の設置 被災地の避難所においては、愛護動物を同行して避難することが予想されるため、市は避難所とは別に愛護動物の飼育場所を設置し、避難所の生活環境の悪化防止に努める。 ⑵ 被災地における愛護動物の保護等 被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るためには、迅速かつ広域的な対応が求められる。このため、市は、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。 ア　負傷した愛護動物の収容・治療・保管 イ　飼い主不明の愛護動物の収容・保管 ウ　飼養困難な愛護動物の一時保管 エ　愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 オ　愛護動物に関する相談の実施等
都城市 （宮崎県）	都城市地域防災計画第2編風水害・共通対策編第3章災害応急対策計画 第9節避難収容対策 7避難生活環境の確保 (1)衛生環境の維持 (略) また、「環境対策班」は、愛護動物については、避難所周辺のスペース等を利用して飼育場所を設置し、衛生環境の保全に努めるとともに、県、獣医師会及び動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 第14節保健衛生、防疫、し尿・ごみ・がれき処理に関する活動 7愛護動物の救護の実施 (1)愛護動物の飼育場所の確保 「環境政策班」及び「各総合支所生活福祉班」は、被災地の避難所においては、愛護動物を同行して避難することが予想されるため、避難所周辺に愛護動物の飼育場所等を確保する等、避難所の生活環境の悪化防止に努める。 (2)被災地における愛護動物の保護等 被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るためには、迅速かつ広域的な対応が求められる。 市は、愛護動物の保護等については、その能力を有する県に対応を求めるとともに、県が下記事項を実施する際は、必要に応じて(市は)これに協力する。 このため、「環境政策班」は、県、獣医師会等関係団体、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。 1負傷した愛護動物の収容・治療・保管 2飼い主不明の愛護動物の収容・保管 3飼養困難な愛護動物の一時保管及び危険動物の逸走対策 4愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 5愛護動物に関する相談の実施等 (3)避難所における愛護動物の適切な指導等 「環境政策班」及び「各総合支所生活福祉班」は、避難所における愛護動物の飼育管理について、知見を有する県の指導を仰ぎ、動物伝染病予防等衛生管理を含めた適正な飼育の指導等を行う等、避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める.
三股町 （宮崎県）	三股町地域防災計画 02_第2編風水害対策編第11節避難収容体制の整備 7避難所におけるペット対策（総務課、環境水道課） (1)動物の保護 災害後に生じる飼い主不明の負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は獣医師会など関係団体をはじめ、動物愛護ボランティアと協力し、動物の保護に努める。 (2)避難所におけるペット対策 町は、獣医師会など関係団体の協力体制のもと、飼い主とともに避難した動物について、飼育状況の把握、適正飼育の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 ア避難所における飼育の原則 動物の飼育者は、避難所の責任者や他の被災者の理解と協力のもと、責任をもって飼育することを原則とする。 イペットの把握 避難所の責任者は、飼育者や動物の種類・数などの把握に努める。 ウ飼育場所の指定 町は、避難所におけるペットの飼育場所を指定するとともに、可能な限り、ペットと一緒に避難生活できるペット避難所の確保に努める。 エ物資等の提供 町は、必要に応じて、動物用物資の配布、動物の病気に対する診断などの対応を図る。 オ保護施設等への受入調整 町は、獣医師会など関係団体の協力のもと、必要に応じて、保護施設への受入れ及び譲渡等の調整を図る。
小林市 （宮崎県）	小林市地域防災計画 共通編第3章災害応急対策計画 愛護動物対策の実施（動物愛護及び被災者支援の観点から、飼い主不明や負傷した愛護動物の保護や、同行避難時の適切な飼育指導等の愛護動物の救護を行う。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
高原町 （宮崎県）	高原町地域防災計画 第2編風水害対策（基本）編第2章風水害応急対策計画 5指定一般避難所の管理・運営の留意点 サ動物飼養者の周辺への配慮の徹底及びペットのためのスペース確保 3愛護動物の救護の実施 (1)愛護動物の飼育場所の設置 災害時の指定一般避難所においては、愛護動物を同行して避難することが予想されるため、町は指定一般避難所とは別に愛護動物の飼育場所を設置し、指定一般避難所の生活環境の悪化防止に努める。 (2)被災地における愛護動物の保護等 被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るためには、迅速かつ広域的な対応が求められる。このため、町は、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。 (3)避難所における愛護動物の適切な指導 町は県に協力して、指定一般避難所に同行避難した愛護動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。 (4)ペット同行避難の受入れ (5)応急仮設住宅における愛護動物の受入れ
国富町 （宮崎県）	国富町地域防災計画 第2編　共通対策編　第3章　災害応急対策計画　第9節　保健衛生、防疫、災害廃棄物処理等に関する活動 第2款　防疫・食品衛生・愛護動物対策の実施 第1項　基本方針 （略） さらに、動物愛護及び被災者支援の観点から、飼い主不明や負傷した愛護動物の保護や、同行避難時の適切な飼育指導等の愛護動物の救護を行う。 第2項　対策 （略） 2　愛護動物の救護の実施 （1）愛護動物の飼育場所の設置 被災地の避難所においては、愛護動物を同行して避難することが予想されるため、町は避難所とは別に愛護動物の飼育場所を設置し、避難所の生活環境の悪化防止に努める。 （2）被災地における愛護動物の保護等 被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育にかかる負担の軽減を図るためには、迅速かつ広域的な対応が求められる。このため、町は、県との連携のもと、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。 ア 負傷した愛護動物の収容・治療・保管 イ 飼い主不明の愛護動物の収容・保管 ウ 飼養困難な愛護動物の一時保管 エ 愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 オ 愛護動物に関する相談の実施等 （3）応急仮設住宅における愛護動物の受入れ 必要に応じて、応急仮設住宅における愛護動物の受入れに配慮し、受入れ後は適正飼養のための指導・助言を行う。
綾町 （宮崎県）	綾町防災計画 第2編　風水害・共通対策編　第3章　災害応急対策計画　第9節　保健衛生、防疫、災害廃棄物処理等に関する活動 第6　愛護動物の救護の実施 （1）　愛護動物の飼育場所の設置 被災地の避難所においては、愛護動物を同行して避難することが予想されるため、町は避難所とは別に愛護動物の飼育場所を設置し、避難所の生活環境の悪化防止に努める。 （2）　被災地における愛護動物の保護等 被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るためには、迅速かつ広域的な対応が求められる。このため、町は、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。 ア）　負傷した愛護動物の収容・治療・保管 イ）　飼い主不明の愛護動物の収容・保管 ウ）　使用困難な愛護動物の一時保管 エ）　愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 オ）　愛護動物に関する相談の実施等
西都市 （宮崎県）	西都市国民保護計画第3編（武力攻撃事態等への対処）第4章（警報及び避難の指示等）第2（避難住民の誘導等）4（避難住民の誘導） (9)動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
高鍋町 （宮崎県）	高鍋町地域防災計画　第2章　災害応急対策計画　第9節　避難計画 第3款　避難誘導及び移送 5　指定避難所及び自主避難所 （2）　指定一般避難所及び指定福祉避難所 《指定一般避難所及び指定福祉避難所》 指定一般避難所及び指定福祉避難所15箇所の一覧表を記載。 一覧表に、ペットの同行避難が可能な施設として3施設、高鍋町中央公民館、高鍋町スポーツセンター、高鍋町体育館、を記載。 第4款　指定避難所の開設及び運営 1　指定避難所の開設 （6）　その他 イ　ペット同行避難の飼育場は駐輪場等とし、ケージ等の持参及び鳴き声等の躾を条件とする。 なお、犬については、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条及び第5条に基づく登録の犬の鑑札及び狂犬病の予防注射の注射済票を付けておかなければならない。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
新富町 （宮崎県）	新富町地域防災計画 第21節　防疫、災害廃棄物、食品及び保健衛生対策計画 第4項 愛護動物の救護の実施 《主な担当班》 ・環境対策班 1. 愛護動物の飼育場所の設置 被災地の避難所においては、愛護動物を同行して避難することが予想されるため、町は避難所とは別に愛護動物の飼育場所を設置し、避難所の生活環境の悪化防止に努める。 2. 被災地における愛護動物の保護等 被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るためには、迅速かつ広域的な対応が求められる。このため、町は、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。 (1)負傷した愛護動物の収容・治療・保管 (2)飼い主不明の愛護動物の収容・保管 (3)飼養困難な愛護動物の一時保管 (4)愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 (5)愛護動物に関する相談の実施等
西米良村 （宮崎県）	西米良村地域防災計画 1巻地震災害第2編地震災害対策編 第3章地震災害応急対策計画第9節保健衛生、防疫、災害廃棄物処理等に係る活動 2巻風水害等災害第2編共通対策編 第3章災害応急対策計画第9節保健衛生、防疫、災害廃棄物処理等に関する活動 2愛護動物の救護実施 (1)愛護動物の飼育場所の設置 被災地の避難所においては、愛護動物を同行して非難することが予想されるため、村は避難所とは別に愛護動物の飼育場所を設置し、避難所の生活環境の悪化防止に努める。 (2)被災地における愛護動物の保護等 被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担を軽減するためには、迅速かつ広域的な対応が求められる。このため、村は、県、獣医師会等の関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護を行う。 ア負傷した愛護動物の収容・治療・保管 イ飼い主不明の愛護動物の収容・保管 ウ飼養困難な愛護動物の一時保管 エ愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報収集、提供 オ愛護動物に関する相談の実施等
木城町 （宮崎県）	木城町地域防災計画 第1編　共通対策編　第3章　災害応急対策計画　第13節　保健衛生・防疫 1. 3　防疫・食品衛生・愛護動物対策の実施 動物愛護及び被災者支援の観点から、飼い主不明や負傷した愛護動物の保護や、同行避難時の適切な飼育指導等の愛護動物の救護を行う。 1. 6動物愛護の救護の実施 (1)愛護動物の飼育場所の設置 被災地の避難場所においては、愛護動物を同行して避難することが予想されるため、町は避難所とは別に愛護動物の飼育場所を設置し、避難所の生活環境の悪化防止に努める。 (2)被災地における愛護動物の保護等 被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るためには、迅速かつ広域的な対応が求められる。このため、本町は、県及び獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、以下のとおり愛護動物の保護等を行う。 1負傷した愛護動物の収容・治療・保管 2飼い主不明の愛護動物の収容・保管 3飼養困難な愛護動物の一時保管 4愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 5愛護動物に関する相談の実施等 (3)避難所における愛護動物の適切な指導等 1. 8野犬の処理 (1)野犬の処理は、町長が実施する。 (2)野犬の処理方法 1野犬は、捕獲して適当な場所に収容する。 2住民に対し、野犬を収容していることを周知する。
川南町 （宮崎県）	川南町地域防災計画 第1編 共通対策編　第3章 災害応急対策計画　第9節 保健衛生、防疫、災害廃棄物処理等に関する活動 2.3 愛護動物の救護の実施 (1) 愛護動物の飼育場所の設置 被災地の避難所においては、愛護動物を同行して避難することが予想されるため、町は避難所とは別に愛護動物の飼育場所を設置し、避難所の生活環境の悪化防止に努める。 (2) 被災地における愛護動物の保護等 被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止・被災者の飼育に係る負担の軽減を図るためには、迅速かつ広域的な対応が求められる。このため、町は、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。 1 負傷した愛護動物の収容・治療・保管 2 飼い主不明の愛護動物の収容・保管 3 飼養困難な愛護動物の一時保管 4 愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 5 愛護動物に関する相談の実施等

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
川南町 （宮崎県）	⑶ 避難所における愛護動物の適切な指導等 町は県と連携して、同行避難した愛護動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。 1 各地域の被害状況、避難所での愛護動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市町村への支援 2 避難所から保護施設への愛護動物の受け入れ・譲渡等の調整 ⑷ 応急仮設住宅における愛護動物の受入れ 必要に応じて、応急仮設住宅における愛護動物の受入れに配慮し、受入れ後は適正飼養のための指導・助言を行う。
都農町 （宮崎県）	都農町地域防災計画 第2編風水害等災害対策計画第2章災害応急対策計画第19節保健衛生・防疫・食品衛生・愛護動物対策計第4項愛護動物対策の実施 被災地の避難場所においては、愛護動物を同行して避難することが予想されるため、町は、避難所とは別に愛護動物の飼育場所を設置し、避難所の生活環境の悪化防止に努める。 2被災地における愛護動物の保護等 被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るため、町は、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。 ⑴負傷した愛護動物の収容・治療・保管 ⑵飼い主不明の愛護動物の収容・保管 ⑶飼育困難な愛護動物の一時保管 ⑷愛護動物の飼い主、新たな飼い主探しのための情報の収集及び提供 ⑸愛護動物に関する相談の実施等
日向市 （宮崎県）	日向市地域防災計画（令和3年9月改訂） 第4編（災害応急対策編）－第1章（地震・津波災害応急対策）－第10節（保健衛生、防疫、災害廃棄物処理等に関する活動）－第2款（防疫・食品衛生・愛護動物対策の実施） 第2項愛護動物対策の実施 1愛護動物の飼育場所の設置 避難所においては、愛護動物を同行して避難することが予想されるため、市は避難所とは別に愛護動物の飼育場所を設置し、避難所の生活環境の悪化防止に努める。 2被災地における愛護動物の保護等 被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育にかかる負担の軽減を図るためには、迅速かつ広域的な対応が求められる。このため、市は県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。 （1）負傷した愛護動物の収容・治療・保管 （2）飼い主不明の愛護動物の収容・保管 （3）飼養困難な愛護動物の一時保管 （4）愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 （5）愛護動物に関する相談の実施等 第4編（災害応急対策編）－第2章（風水害応急対策）－第10節（保健衛生、防疫、災害廃棄物処理等に関する活動）－第2款（防疫・食品衛生・愛護動物対策の実施） 第2項愛護動物対策の実施 1愛護動物の飼育場所の設置 被災地の避難所において、愛護動物を同行して避難することが予想されるため、市は避難所とは別に愛護動物の飼育場所を設置し、避難所の生活環境の悪化防止に努める。 2被災地における愛護動物の保護等 被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るためには、迅速かつ広域的な対応が求められる。このため、市は県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。 （1）負傷した愛護動物の収容・治療・保管 （2）飼い主不明の愛護動物の収容・保管 （3）飼養困難な愛護動物の一時保管 （4）愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 （5）愛護動物に関する相談の実施等
門川町 （宮崎県）	門川町地域防災計画 第1編　共通対策編　第3章　災害応急対策計画　第11節　保健衛生、防疫、ごみ・がれき処理等に関する活動　2.3　愛護動物の救護の実施 (1)　愛護動物の飼育場所の設置 　　被災地の避難場所においては、愛護動物を同行して避難することが予想される。そのため、町は避難所とは別に、愛護動物の飼育場所を設置し、避難所の生活環境の悪化防止に努める。 (2)　被災地における愛護動物の保護等 　　被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るためには、迅速かつ広域的な対応が求められる。このため、県は、町、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物に保護等を行う。 1　負傷した愛護動物の収容・治療・保管 2　飼い主不明の愛護動物の収容・保管 3　飼養困難な愛護動物の一時保管 4　愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 5　愛護動物に関する相談の実施等
諸塚村 （宮崎県）	諸塚村地域防災計画 第3編　応急対策計画編　第14章　保健衛生・防疫対策　第2節　防疫・食品衛生・愛護動物対策の実施 災害時における衛生環境の悪化による感染症に発生及びまん延を防止するため、応急措置を行うための活動体制、薬剤・資機材の確保を図り、各種の検査、消毒等の予防措置を実施する。 また、食中毒を未然に防止するため、食品取扱施設に対し、安全で衛生的な食品を提供するよう、監視・指導を行う。 さらに、動物愛護及び被災者支援の観点から、飼い主不明や負傷した愛護動物の保護や、同行避難時の適切な飼育指導等の愛護動物に救護を行う。 4.愛護動物の救護の実施 4.1愛護動物の飼育場所の設置 　被災地の避難場所においては、愛護動物同行して避難することが予想されため、避難所とは別に、愛護動物の飼育場所を設置し、避難所の生活環境の悪化防止に努める。 4.2被災地における愛護動物の保護等 被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るためには、迅速かつ広域的な対応が求められる。このため、村は、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物に保護等を行う。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
椎葉村 （宮崎県）	椎葉村地域防災計画 【地震災害対策編】・【風水害等対策編】・【水防計画編】 第2款 防疫・食品衛生・愛護動物対策の実施 2 愛護動物の救護の実施 (1) 愛護動物の飼育場所の設置 被災地の避難所においては、愛護動物を同行して避難することが予想されるため、村は、避難所とは別に愛護動物の飼育場所を設置し、避難所の生活環境の悪化防止に努める。 (2) 被災地における愛護動物の保護等 被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るためには、迅速かつ広域的な対応が求められる。このため、村は、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。 ア 負傷した愛護動物の収容・治療・保管 イ 飼い主不明の愛護動物の収容・保管 ウ 飼養困難な愛護動物の一時保管 エ 愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 オ 愛護動物に関する相談の実施等 (3) 避難所における愛護動物の適切な指導等 村は、県と協力して、同行避難した愛護動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。
美郷町 （宮崎県）	美郷町地域防災計画 第2款防疫・食品衛生・愛護動物対策の実施 町は、災害時における衛生環境の悪化による感染症の発生及びまん延を防止するため、県と連携の下、応急措置等を行うための活動体制、薬剤・資機材の確保等を図り、各種の検査、消毒等の予防措置を実施する。 また、食中毒を未然に防止するため、食品取扱施設に対し、安全で衛生的な食品を提供するよう、監視・指導を行う。 さらに、動物愛護及び被災者支援の観点から、飼い主不明や負傷した愛護動物の保護や、同行避難時の適切な飼育指導等の愛護動物の救護を行う。 （中略） 3愛護動物の救護の実施 (1)愛護動物の飼育場所の設置 被災地の避難所においては、愛護動物を同行して避難することが予想されるため、避難所とは別に愛護動物の飼育場所を設置し、避難所の生活環境の悪化防止に努める。 (2)被災地における愛護動物の保護等 被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るため、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。 ア負傷した愛護動物の収容・治療・保管 イ飼い主不明の愛護動物の収容・保管 ウ飼養困難な愛護動物の一時保管 エ愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 オ愛護動物に関する相談の実施等 (3)避難所における愛護動物の適切な指導等 県と協力して、同行避難した愛護動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。 また、必要に応じて、次の事項について支援を要請する。 ア各地域の被害状況、避難所での愛護動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等の支援 イ避難所から保護施設への愛護動物の受入れ及び譲渡等の調整
延岡市 （宮崎県）	延岡市地域防災計画（R7年4月） 第2編 共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第11節 貿易、災害廃棄物処理等に関する活動 第1項 防疫・食品衛生・愛護動物対策の実施 3 愛護動物の救護の実施 (1)愛護動物の飼育場所の設置及び適正飼育 指定避難所においては、愛護動物を同行して避難することが予想されため、被災者支援等の観点から避難所とは別に愛護動物の飼育場所を設置し、指定避難所の生活環境の悪化防止に努める。また、必要に応じて、応急仮設住宅における愛護動物の受け入れに伴い、受け入れ後の適正飼育のための指導・助言を行う。 (2)愛護動物の保護等 被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るためには、迅速かつ広域的な対応が求められる。このため、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。 1 負傷した愛護動物の収容・治療・保管 2 飼い主不明の愛護動物の収容・保管 3 飼養困難な愛護動物の一時保管 4 愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 5 愛護動物に関する相談等の実施
日之影町 （宮崎県）	日之影町地域防災計画 第2編風水害等対策編／第3章風水害応急対策計画／第11節保健衛生、防疫、ごみ・がれき処理等に関する活動(4)愛護動物の救護の実施 ア愛護動物の飼育場所の設置町は、避難所とは別に愛護動物の飼育場所を設置し、避難所の生活環境の悪化防止に努める。 イ被災地における愛護動物の保護等町は、、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。 (ア)負傷した愛護動物の収容・治療・保管 (イ)飼い主不明の愛護動物の収容・保管 (ウ)飼育困難な愛護動物の一時保管 (エ)愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 (オ)愛護動物に関する相談の実施等

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
五ヶ瀬町（宮崎県）	五ヶ瀬町地域防災計画 【風水害等対策編・地震災害対策編】 第3章（災害応急対策計画・震災応急対策計画）第9節（保健衛生、防疫、ごみ・がれき処理等に関する活動） 第2款（防疫・食品衛生・愛護動物対策の実施2（愛護動物の救護の実施） (1)愛護動物の飼育場所の設置 被災地の避難所においては、愛護動物を同行して避難することが予想されるため、町は、避難所とは別に愛護動物の飼育場所を設置し、避難所の生活環境の悪化防止に努める。 (2)被災地における愛護動物の保護等 被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るためには、迅速かつ広域的な対応が求められる。 このため、町は、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。 ア負傷した愛護動物の収容・治療・保管 イ飼い主不明の愛護動物の収容・保管 ウ飼養困難な愛護動物の一時保管 エ愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 オ愛護動物に関する相談の実施等 (3)避難所における愛護動物の適切な指導等 町は、保健所と協力して、同行避難した愛護動物の飼育について適切な飼育の指導等を行うなど、避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。
高千穂町（宮崎県）	高千穂町地域防災計画 第2編第3章 第11節-2-(3)愛護動物救護の実施 ア愛護動物の飼育場所の設置 被災地の避難所においては、愛護動物を同行して避難することが予想されるため、町は、避難所とは別に愛護動物の飼育場所を設置し、避難所の生活環境の悪化防止に努める。 イ被災地における愛護動物の保護等 被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るためには、迅速かつ広域的な対応が求められる。このため、町は、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。 1負傷した愛護動物の収容・治療・保管 2飼い主不明の愛護動物の収容・保管 3飼養困難な愛護動物の一時保管 4愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 5愛護動物に関する相談の実施等 ウ避難所における愛護動物の適切な指導等 町は、保健所と協力して、同行避難した愛護動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。
宮崎市	宮崎市地域防災計画 【風水害対策編・地震災害対策編・津波災害対策編＞災害応急対策計画＞保健衛生、防疫、ごみ・がれき処理等に関する活動＞被災動物対策】 災害時に負傷した動物及び飼主不明の動物など保護が必要な動物に対し、その保護や適正飼育のための必要な措置を行う。 また、「災害時の被災動物対策行動計画」を作成し、本項の円滑な実施を図る。なお、本項で対象とする動物は、犬やねこなどの愛玩動物とする。 [被災動物対策] 〇被災動物救護所の設置と運営 〇被災動物の収容及び治療 〇指定避難所での動物飼育状況の把握 〇指定避難所での動物の適正飼養の推進 〇被災動物の所有者への返還及び返還のできない動物の譲渡推進
鹿児島県	〇鹿児島県地域防災計画第3部災害応急対策第3章事態安定期の応急対策第7節動物保護対策 被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について、関係機関と連携し必要な措置を行う。 第1飼養動物の保護収容 放浪している犬、ねこ等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的に対応が求められていることから、市町村、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護ボランティア等と協力し、収容場所を確保し保護収容を実施する。 第2避難場所における適正飼養 避難所等において、動物の適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。 また、獣医師会と協力して、獣医師の派遣等を行う。 第3危険な動物の逸走対策 危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。 〇災害時動物救護マニュアル 県防災計画等に基づき，災害緊急時において想定される，市町村や関係団体との連携・協力体制整備等の動物救護活動の具体的内容を記載。 〇鹿児島県国民保護計画第3編武力攻撃事態等への対処第4章警報及び避難の指示等第2節避難の指示等第2避難の指示 (8)動物の保護等に関する配慮 県は、国の「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずる。 1危険動物等の逸走対策 2家庭動物等の保護収容及び所有者等への支援

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
指宿市 （鹿児島県）	○指宿市地域防災計画（一般災害対策編） 第3部災害応急対策 第3章事態安定期の応急対策 第7節動物保護対策 〔実施責任者：環境政策課，指宿警察署〕 被災した飼養動物の保護収容，避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について，関係機関と連携し必要な措置を行う。 第1飼養動物の保護収容 放浪している犬，ねこ等の使用動物の保護収容については，迅速かつ広域的に対応が求められていることから，市，獣医師会，動物愛護団体，動物愛護ボランティア等と協力し，収容場所を確保し保護収容に実施する。 第2避難所における適正飼養 避難所等において，動物飼養者に対して適正な指導を行うなど，動物の愛護及び環境衛生に努める。 また，獣医師会と協力して，獣医師の派遣等を行う。 第3危険な動物の逸走対策 危険な動物が使用施設から逸走した場合は，飼養者，警察その他関係機関と連携し，状況把握と必要な措置を講ずる。
枕崎市 （鹿児島県）	○枕崎市地域防災計画（一般災害対策編） 第3部災害応急対策 第3章事態安定期の応急対策 第13節動物保護対策 被災した飼養動物の保護収容，避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について，関係機関と連携し必要な措置を行う。 第1飼養動物の保護収容 放浪している犬，ねこ等の飼養動物の保護収容については，迅速かつ広域的に対応が求められていることから，県，獣医師会，動物愛護団体，動物愛護ボランティア等と協力し，収容場所を確保し保護収容を実施する。 第2避難所における適正飼養 避難所等において，動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど，動物の愛護及び環境衛生に努める。 また，獣医師会と協力して，獣医師の派遣等を行う。 第3危険な動物の逸走対策 危険な動物が飼養施設から逸走した場合は，飼養者，警察その他関係機関と連携し，状況把握と必要な措置を講ずる。
南さつま市 （鹿児島県）	○南さつま市地域防災計画 第3章 災害応急対策　第7節 避難計画　6 指定緊急避難場所、指定避難所の設置 (3) 避難所の開設及び管理運営 (カ) また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第3章　第13節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画　2 応急仮設住宅の建設及び供与　(8)応急仮設住宅の運営管理 また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 第3章　第15節 動物保護対策 被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について、関連機関と連携し必要な措置を行なう。 1　飼養動物の保護収容 放浪している犬、ねこ等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的に対応が求められていることから、市町村、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護ボランティア等と協力し、収容場所を確認し保護収容を実施する。 2　避難所における適正飼養 避難所等において、動物の飼養者に対して適切な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。 また、獣医師会と協力して、獣医師の派遣等を行なう。 3　危険な動物の逸走対策 危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、飼養者、警察、その他関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。
南九州市 （鹿児島県）	○南九州市地域防災計画 第2部　災害応急対策　第3章　事態安定期の応急対策 第7節　動物保護対策 ・被災した飼養動物の保護収容、指定避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について、関係機関と連携し必要な措置を行う。 第1　飼養動物の保護収容 ・放浪している犬、ねこ等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的に対応が求められていることから、市、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護ボランティア等と協力し、収容場所を確保し保護収容を実施する。 第2　指定避難所における適正飼養 ・指定避難所において、動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行う等、動物の愛護及び環境衛生に努める。また、獣医師会と協力して、獣医師の派遣等を行う。 第3　危険な動物の逸走対策 ・危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。 2-3-25(4)応急仮設住宅の運営管理: ～また，必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する
日置市 （鹿児島県）	○日置市地域防災計画 第3部災害応急対策第13節動物保護対策 ・被災した飼養動物の保護収容、避難所における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について、関係機関と連携し、必要な措置を行う。 第1飼養動物の保護収容 ・放浪している犬、ねこ等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的に対応が求められていることから、県、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護ボランティア等と協力し、情報の共有化を図る。 第2避難所における適正飼養 ・避難所において、動物の飼養者に対して適正な飼養の指導や、動物の愛護及び環境衛生について保健所と連携を図る。また、獣医師会と協力して、獣医師の派遣等を行う。 第3危険な動物の逸走対策 ・危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況把握と必要な情報を提供する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
いちき串木野市 （鹿児島県）	○いちき串木野市地域防災計画 第1章 災害予防　第18節 防災知識の普及・啓発　第1 市民に対する防災知識の普及啓発 1 市民への防災広報等による防災知識の普及啓発 (2) 防災知識の普及啓発の内容　ウ 災害予防措置 (イ) 家庭での予防・安全対策 c 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等 第2章 災害応急対策　第24節 感染症予防、食品衛生、生活衛生対策 第4 動物保護対策 被災した飼養動物の保護収容、避難所における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について、関係機関と連携し必要な措置をとる。 1 飼養動物の保護収容 放浪している犬、ねこ等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的に対応が求められていることから、県、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護ボランティア等と協力し、収容場所を確保し保護収容を実施する。 2 避難所における適正飼養 避難所等において、動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。 また、獣医師会と協力して、獣医師の派遣等を行う。 3 危険な動物の逸走対策 危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講じる。 第3章 原子力災害事前対策　第8節 避難収容活動体制の整備　第10 避難所・避難方法等の周知 1 避難所等の周知 ・市は、避難、避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難方法（バスで避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む）、屋内退避の方法等について、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。 第4章 緊急事態応急対策　第4節 避難、屋内退避等の防護措置　第1 避難、屋内退避等の防護措置の実施　8 家庭動物との同行避難 ・市は、災害の実態に応じて、県と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。 第2 避難所等 3 避難所の生活環境整備　(2)避難の長期化等への配慮 ・必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 8 応急仮設住宅の建設等 ・必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。
三島村 （鹿児島県）	○三島村地域防災計画 第6章火山災害応急対策第3節災害応急対策計画第7避難収容活動 1避難誘導の実施(2)避難者の誘導方法イ島外への避難(ク)島外避難所 b避難所の運営・管理(d)食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、避難所における生活環境が、常に良好であるように努める。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペース確保に努める。
十島村 （鹿児島県）	○十島村地域防災計画 第3部災害応急対策（一般災害）第3章事態安定期の応急対策 第1節避難所の運営 第2避難所の運営管理 1避難所の運営管理(6)・・・必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第7節動物保護対策 被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について、関係機関と連携し必要な措置を行う。 第1飼養動物の保護収容 放浪している犬、ねこ等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的に対応が求められていることから、村、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護ボランティア等と協力し、収容場所を確保し保護収容を実施する。 第2避難所における適正飼養 避難所等において、動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。また、獣医師会と協力して、獣医師の派遣等を行う。 第3危険な動物の逸走対策 危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。
薩摩川内市 （鹿児島県）	○薩摩川内市地域防災計画 第2部 災害予防計画 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え 第4節 避難体制の整備計画 ≪指定緊急避難場所及び指定避難所の指定並びに指定上の留意事項≫ 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 　地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、都市農地、公民館、学校等の公共的施設等を対象に風水害のおそれのない場所に、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、市民への周知徹底を図る。 第1 避難施設、設備整備計画 2 避難施設設置計画 (7) 避難所における備蓄等の推進 　避難指定所又はその近傍に備蓄施設を確保し、…（略）家庭動物の飼養に関する資材等の備蓄に努めるとともに、避難所設置期間が長期化する場合に備えて、これら物資等の円滑な配備体制の整備に努める。 第3章 住民の防災活動の整備 第1節 防災知識の普及啓発計画 第3 市民等に対する防災知識の普及 1 市民等に対する防災知識の普及 (4) 防災知識の普及内容 　…（略）家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
薩摩川内市 （鹿児島県）	≪防災知識の普及内容≫ エ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備 第3部 災害応急対策計画　第3章 事態安定期の応急対策計画　第1節 避難所の運営計画　第2 避難所の管理運営　1 避難所の管理運営　機関名　市 （6） …（略）必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 （11）指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。 第7節 動物保護対策計画 本計画は、被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について、関係機関と連携し必要な措置を行うものである。この際、環境省の作成した「人とペットの災害対策ガイドライン」（令和3年3月発行）を参考にする。 第1 飼養動物の保護収容 放浪している犬、ねこ等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的に対応が求められていることから、県、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護ボランティア等と協力し、収容場所を確保し、保護収容を実施する。 第2 避難所における適正飼養 避難所等において、動物の飼養者に対し適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。また、県と連携して獣医師の派遣等を受ける。 第3 危険な動物の逸走対策 危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。 第11節 住宅の供給確保計画 第1 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理 4 応急仮設住宅の運営管理 …（略）必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。
さつま町 （鹿児島県）	○さつま町地域防災計画 一般災害対策編 第2章災害予防計画第20節防災知識の普及・啓発第1住民への防災広報等による防災知識の普及・啓発2防災知識の普及啓発の内容⑶災害予防措置イ家庭での予防・安全対策 ・飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備 原子力災害対策編 第4章緊急事態応急対策第4節屋内退避、避難収容等の防護活動1．屋内退避、避難収容等の防護活動の実施⑻家庭動物との同行避難 ・災害の実態に応じて、県と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。 第4章緊急事態応急対策第4節屋内退避、避難収容等の防護活動2．避難場所⑶避難所の生活環境整備2避難の長期化等への配慮 ・必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 第4章緊急事態応急対策第4節屋内退避、避難収容等の防護活動2．避難場所⑻応急仮設住宅の建設等 ・応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び県と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における飼養動物の受入れに配慮するものとする。
阿久根市 （鹿児島県）	○阿久根市地域防災計画 第5部南海トラフ地震防災対策推進計画第4章時間差発生等における円滑な避難の確保等第5節避難対策等第2避難所の運営 避難者に対する食料，飲料水，生活必需品の供給，避難者の健康状態の把握やメンタルケア，感染症予防対策，食品衛生，生活衛生対策，動物保護対策等の必要な措置をとる。 第5部南海トラフ地震防災対策推進計画第4編事態安定期の対策第7節動物保護対策 被災した飼育動物の保護収容，避難所等における飼育動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について，関係機関と連携し必要な措置を行う。 1飼養動物の保護収容放浪している犬，ねこ等の飼養動物の保護収容については，迅速かつ広域的に対応が求められていることから，獣医師会，動物愛護団体，動物愛護ボランティア等と協力し，収容場所を確保し保護収容を実施する。 2避難所における適正飼養避難所等において動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど，動物の愛護及び環境衛生に努めるともに獣医師会と協力して獣医師の派遣等を行うものとする。 3危険な動物の逸走対策危険な動物が飼養施設から逸走した場合は，飼養者，警察等と連携し状況把握と必要な措置を講ずる。 ○阿久根市地域防災計画（原子力災害対策編） 第3章原子力災害事前対策第9節避難収容活動体制の整備第10避難所・避難方法等の周知1避難所等の周知 市は，避難，スクリーニング，安定ヨウ素剤配布等の場所・避難方法（バス等で避難する場合の一時集合場所，自家用車の利用，緊急避難に伴う交通誘導，家庭動物との同行避難等を含む。），屋内退避の方法等について，日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。 第4章緊急事態応急対策第4節避難，屋内退避等の防護措置第1避難，屋内退避等の防護措置の実施7家庭動物との同行避難 市は，災害の実態に応じて，県と連携し，飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。 第4章緊急事態応急対策第4節避難，屋内退避等の防護措置第2避難所等 3避難所の生活環境整備市及び県は，（中略）必要に応じ，避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 8応急仮設住宅の建設等（中略）建設に当たっては，二次災害に十分配慮するとともに，必要に応じて，応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 第5章複合災害時対策第4節屋内退避，避難誘導等の防護活動の実施第3広域避難体制5避難等の長期化による物資の確保等 市は，県及びその他防災関係機関と連携し，退避・避難の長期化等による物資の確保，衛生環境の維持，愛玩動物の保護場所の確保について対策を実施する。
出水市 （鹿児島県）	○出水市地域防災計画（原子力災害対策編） 第4章緊急事態応急対策 第4節屋内退避、避難収容等の防護活動 2避難場所 （4）避難所の生活環境整備イ避難の長期化等への配慮 ・必要に応じ、避難場所における飼養動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 （9）応急仮設住宅の建設等 ・必要に応じて、応急仮設住宅における飼養動物の受入れに配慮するものとする。 第5章複合災害対策 第4節屋内退避、避難誘導等の防災活動の実施 3広域避難体制 （5）避難等の長期化による物資の確保等 市は、県及びその他防災関係機関と連携し、退避・避難の長期化等による物資の確保、衛生環境の維持、愛玩動物の保護場所の確保について対策を実施する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
出水市 (鹿児島県)	○出水市地域防災計画 第4編事態安定期の対策 第1節避難所の運営 第2避難所の運営管理 (7)家庭動物等の保護収容 ア収容の前提イ対象動物ウ放浪している犬・猫等エ避難所における適正な飼育の指導 ○避難所運営マニュアル 第5章第5節4ペット同行避難にあける収容要領(1)・(2)・(4)・(5) ○出水市避難所運営マニュアル 第5章　第5節　4ペット同行避難における収容要領 (1)避難所の居室部分には，原則としてペットの持ち込みは禁止する。 イ　状況により，ケージに入った状態の猫などの小さなペットは，避難所玄関等への持ち込みを許可する場合がある。 (2)ペットの飼養場所の設置 イ　犬 (ア)ケージなしの犬は体育館2階の卓球場のステージ側の手すり及び階段手すりに繋ぐ。 (イ)ケージ入りの犬は体育館2階の卓球場の奥とする。 ウ　犬以外の動物 (ア)犬以外のケージに入った状態の猫などの小さなペットは体育館1階部分に収容する。 (イ)猫は男女更衣室，鳥・兎等は，猫の興奮防止のため1階玄関スペースとする。
長島町 (鹿児島県)	○長島町地域防災計画 第3章緊急事態応急対策第4節屋内避難，避難収容等の防護対策2避難場所(10)応急仮設住宅の建設等 ・必要応じにて応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 第4章複合災害対策第3節災害応急対策3屋内退避，難誘導等の防護活動の実施(3)広域避難体制5避難等の長期化による物資確保 ・愛玩動物の保護場所の確保等について対策を実施する。
霧島市 (鹿児島県)	○霧島市地域防災計画 第2編一般災害対策編 第1章災害予防〈住民の防災活動促進〉 第15節防災知識の普及・啓発第1住民に対する防災知識の普及啓発1住民への防災知識の普及啓発(2)防災知識の普及啓発内容ウ災害予防措置(ア)家庭での予防・安全対策 c飼い主による家庭動物との同行避難や避難所等での飼育についての準備 第2章災害応用対策 第31節節動物保護対策 ・被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養及び動物の逸走対策について、関係機関と連携し必要な措置を行う。 第1飼養動物の保護収容 ・放浪している犬、ねこ等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的に対応が求められていることから、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護ボランティア等と協力し、収容場所を確保し保護収容を実施する。 第2避難所における適正飼養 ・避難所において、動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。また、獣医師会と協力して、獣医師の派遣を行う。 第3危険な動物の逸走対策 ・危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。 ○霧島市国民保護計画 第3編編武力攻撃事態等への対処 第4章警報及び避難の指示等第2節避難住民の誘導等第4避難住民の誘導 10動物の保護等に関する配慮 市は，「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ，以下の事項等について，所要の措置を講ずるよう努める。 1危険動物等の逸走対策 2要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
姶良市 (鹿児島県)	○姶良市地域防災計画 第2章災害応急対策第19節避難所の運営第3ニーズへの対応4ペットへの対応 ペットを飼っている人もそうでない人も、動物好きの人もそうでない人も、共生できる環境に配慮する。 第27節住宅の供給確保第1住宅の確保・修理1応急仮設住宅の建設 (4)応急仮設住宅の運営管理 ・必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。 第31節動物保護対策 ・被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養及び動物の逸走対策について、関係機関と連携し必要な措置を行う。 第1飼養動物の保護収容 ・放浪している犬、ねこ等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的に対応が求められていることから、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護ボランティア等と協力し、収容場所を確保し保護収容を実施する。 第2避難所における適正飼養 ・避難所において、動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。また、獣医師会と協力して、獣医師の派遣を行う。 第3危険な動物の逸走対策 ・危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。
湧水町 (鹿児島県)	○湧水町地域防災計画（一般災害対策編） 第3部災害応急対策第3章事態安定期の応急対策7.動物保護対策 ・被災した飼養動物の保護収容，避難所等における飼養動物の適性な飼養及び危険な動物の逸走対策について，関係機関と連携し必要な措置を行う。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
志布志市 (鹿児島県)	志布志市地域防災計画一般災害対策編第3部災害応急対策第3章事態安定期の応急対策 第6節動物保護対策 被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について、関係機関と連携し必要な措置を行う。 第1飼養動物の保護収容 放浪している犬、ねこ等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的に対応が求められていることから、県、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護ボランティア等と協力し、保護収容を実施する。 第2避難所における適正飼養 避難所等において、動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。また、獣医師会と協力して、獣医師の派遣等を行う。 第3危険な動物の逸走対策 危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。 志布志市職員避難所運営マニュアル 5避難所の開設及び設営、情報の伝達 (5)ペット同行避難者に対する対応 ア開設避難所では、飼い主の自己責任のもと、ペット用ゲージを持参した場合に認める。 イ居住空間へのペットを連れての避難は禁止 ウ身体障がい者補助犬は同行認め、パーテーション等を用いて他の避難者との密接を避ける。 エペットを連れてきた場合、屋外で飼育 オア及びエのいずれの場合も、周囲の迷惑にならないように適切な管理を依頼する。 カ大規模災害等では、総務課により防災無線、安全安心メール等でペット同行避難専用の避難所 を開設する情報の伝達を行うため、その際は、専用のペット同行避難所への避難を促す。
曽於市 (鹿児島県)	○曽於市地域防災計画 第2編一般災害編 第1部災害予防計画 第4章市民の防災活動の促進第1節防災知識の普及啓発第1市民に対する防災知識の普及啓発 ⑴防災知識の普及啓発の内容3災害予防措置イ家庭での予防・安全対策 c飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等 第2部災害応急対策計画第3章事態安定期の応急対策 第1節避難所の開設・運営7避難所の生活環境への配慮 ⑹ペット対策 ペットの飼育，管理は飼育者が全責任を負うことが基本である。避難所でのペットの同居は動物アレルギーや人獣共通感染症発生防止の観点，並びに鳴き声，糞尿など騒音，臭気の問題からも原則禁止とするが，別途飼育スペースの確保などトラブルが起きないためのルールを避難所運営委員会が作成し，飼育者及び避難者に配慮した避難所運営を図る。 第6節感染症予防・保健衛生3動物保護対策 ⑴飼養動物の保護収容 放浪している犬，猫等の飼養動物の保護収容については，迅速かつ広域的に対応が求められていることから，避難対策班は，保健所を通じ，獣医師会，動物愛護団体，動物愛護ボランティア等と協力し，収容場所を確保し保護収容を実施する。 ⑵避難所における適正飼養 避難所等において，動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど，動物の愛護及び環境衛生に努める。また，獣医師会と協力して，獣医師の派遣等を行う。 ⑶危険な動物の逸走対策 危険な動物が飼養施設から逸走した場合は，飼養者，警察その他関係機関と連携し，状況把握と必要な措置を講ずる。 第3編地震編第2部災害応急対策計画第3章事態安定期の応急対策 第1節避難所の開設・運営6避難所の生活環境への配慮 ⑹ペット対策 ペットの飼育，管理は飼育者が全責任を負うことが基本である。避難所でのペットの同居は動物アレルギーや人獣共通感染症発生防止の観点，並びに鳴き声，糞尿など騒音，臭気の問題からも原則禁止とするが，別途飼育スペースの確保などトラブルが起きないためのルールを避難所運営委員会が作成し，飼育者及び避難者に配慮した避難所運営を図る。
大崎町 (鹿児島県)	○大崎町地域防災計画 一般災害対策偏第3部災害応急対策第3章事態安定期の応急対策 第6節動物保護対策 被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について、関係機関と連携し必要な措置を行う。 第1飼養動物の保護収容 放浪している犬、ねこ等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的に対応が求められていることから、県、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護ボランティア等と協力し、保護収容を実施する。 第2避難所における適正飼養 避難所において、動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。また、獣医師会と協力して、獣医師の派遣等を行う。 第3危険な動物の逸走対策 危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。 地震災害対策偏上記一般災害対策偏と同様 津波災害対策偏上記一般災害対策偏と同様
鹿屋市 (鹿児島県)	○鹿屋市地域防災計画 第2部災害予防第3章市民の防災活動の促進第1節防災知識の普及啓発第1市民に対する防災知識の普及啓発2防災知識の普及啓発の内容(3)災害予防措置イ家庭での予防・安全対策 ・(ウ)飼い主により家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備等 第3部災害応急対策第3章事態安定期の応急対策第1節避難所の運営第2避難所の管理運営1．避難所の開設及び管理 ・(6)必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第8節住宅の供給確保第1住宅の確保・修理1．応急仮設住宅の建設(4)応急仮設住宅の運営管理 ・必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
垂水市 （鹿児島県）	○垂水市地域防災計画 第2編一般災害対策第1章災害予防第16節防災知識の普及・啓発1市民への防災広報等による防災意識の普及・啓発(2)実施内容ウ災害予防措置(ｱ)家庭での予防・安全対策 4飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等 第2章災害応急対策第27節動物保護対策 ・被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について、関係機関と連携し必要な措置を行う。 1飼養動物の保護収容 ・放浪している犬、ねこ等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的に対応が求められていることから、市は、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護ボランティア等と協力し、収容場所を確保し保護収容を実施する。 2避難所における適正飼養 ・避難所等において、動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。また、獣医師会と協力して、獣医師の派遣等を行う。 3危険な動物の逸走対策 ・危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。
東串良町 （鹿児島県）	○東串良町地域防災計画 一般災害対策編第3部災害応急対策第3章事態安定期の応急対策 第6節動物保護対策 被災した飼養動物の保護収容，避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について，関係機関と連携し必要な措置を行う。 第1飼養動物の保護収容 放浪している犬，ねこ等の飼養動物の保護収容については，迅速かつ広域的に対応が求められていることから，県，獣医師会，動物愛護団体，動物愛護ボランティア等と協力し，保護収容を実施する。 第2避難所における適正飼養 避難所等において，動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど，動物の愛護及び環境衛生に努める。また，獣医師会と協力して，獣医師の派遣等を行う。 第3危険な動物の逸走対策 危険な動物が飼養施設から逸走した場合は，飼養者，警察その他関係機関と連携し，状況把握と必要な措置を講ずる。 地震災害対策編第3部地震災害応急対策第6節動物保護対策※上記一般災害対策編と同様 津波災害対策編第3部津波災害応急対策第6節動物保護対策※上記一般災害対策編と同様
錦江町 （鹿児島県）	○錦江町地域防災計画 第3章災害応急対策計画 第18節防疫、清掃計画 2清掃 (7)飼養動物の保護収容等 ア飼養動物の保護収容放浪している犬、猫等については、可能な範囲で獣医師会、動物保護団体、動物愛護ボランティア等と協力し、収容場所の確保と保護収容に努める。 イ避難所等における動物の飼養者に対する適正な飼養の指導は、錦江町地域防災計画別冊「錦江町避難所運営マニュアル」によるものとし、併せて獣医師会と協力して獣医師の派遣等についても考慮する。 ウ危険な動物の逸走対策飼養者、警察及びその他の機関と連携した情報収集と必要な措置を講じる。
南大隅町 （鹿児島県）	○南大隅町地域防災計画書 第23節動物保護計画 本計画は、被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について必要な事項を定めるものである。 1. 飼養動物の保護収容 放浪している犬、猫等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的に対応が求められていることから、町、獣医師会、動物愛護団体等の協力し、収容場所を確保し保護収容を実施する。 2. 避難所における適正飼養 避難所等において、動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。 また、獣医師会と協力して、獣医師の派遣等を行う。 3. 危険な動物の逸走対策 危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。
肝付町 （鹿児島県）	○肝付町地域防災計画 第3章風水害災害応急対策計画 第23節動物保護対策 被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について、関係機関と連携し必要な措置を行う。 1飼養動物の保護収容 放浪している犬、猫等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的に対応が求められていることから、町、獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等と協力し、収容場所を確保し、保護収容を実施する。 2避難所における適性飼養 避難所等において、動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。また、獣医師会と協力して、獣医師の派遣等を行う。 3危険な動物が飼養施設から逃走した場合は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。
西之表市 （鹿児島県）	○西之表市地域防災計画 第3章災害応急対策計画第3節事態安定期の応急対策第7動物保護対策 ・被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について、関係機関と連携し必要な措置を行う。 1飼養動物の保護収容 ・放浪している犬、ねこ等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的対応が求められていることから、市は、西之表保健所、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護ボランティア等と協力し、収容場所を確保し保護収容を実施する。 2避難所における適正飼養 ・避難所等において、動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。また、獣医師会と協力して獣医師の派遣等を行う。 3危険な動物の逸走対策 ・危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、飼養者，警察その他関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
中種子町 （鹿児島県）	○中種子町地域防災計画 第2編一般災害対策編第2章災害応急対策第25節動物保護対策 被災した飼養動物の保護収容，避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について，関係機関と連携し必要な措置を行う。 第1飼養動物の保護収容 ・放浪している犬，ねこ等の飼養動物の保護収容については，迅速かつ広域的に対応が求められていることから，県，獣医師会，動物愛護団体，動物愛護ボランティア等と協力し，収容場所を確保し保護収容を実施する。 第2避難所における適正飼養 ・避難所等において，動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど，動物の愛護及び環境衛生に努める。また，獣医師会と協力して，獣医師の派遣等を行う。 第3危険な動物の逸走対策 危険な動物が飼養施設から逸走した場合は，飼養者，警察その他関係機関と連携し，状況把握と必要な措置を講ずる。 ○中種子町国民保護計画 第3編武力攻撃事態等への対処第4章警報及び避難の指示等第2避難住民の誘導等4避難住民の誘導 (9)動物の保護等に関する配慮 町は，「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ，以下の事項等について，所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
南種子町 （鹿児島県）	○南種子町地域防災計画 第2編一般災害対策編第2章災害応急対策第19節避難所の運営第2避難所の運営管理 (6)必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第25節動物保護対策 ・被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について、関係機関と連携し必要な措置を行う。 第1飼養動物の保護収容 ・放浪している犬、ねこ等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的に対応が求められていることから、県、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護ボランティア等と協力し，収容場所を確保し保護収容を実施する。 第2避難所における適正飼養 ・避難所等において、動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。また、獣医師会と協力して、獣医師の派遣等を行う。 第3危険な動物の逸走対策 ・危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。 第28節住宅の供給確保第1住宅の確保・修理 1応急仮設住宅の建設(4)応急仮設住宅の運営管理 ・必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。
屋久島町 （鹿児島県）	○屋久島町地域防災計画 第2章災害応急対策第2編一般災害対策編〈事態安定期の応急対策〉第25節動物保護対策 ・被災した飼養動物の保護収容、指定避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について、関係機関と連携し必要な措置を行う。 第1飼養動物の保護収容 ・放浪している犬・猫等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的に対応が求められていることから、県・獣医師会・動物愛護団体・動物愛護ボランティア等と協力し、収容場所を確保し保護収容を実施する。 第2指定避難所における適正飼養 ・指定避難所等において、動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。また、獣医師会と協力して獣医師の派遣等を行う。 第3危険な動物の逸走対策 ・危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、飼養者・警察・その他関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。
奄美市 （鹿児島県）	○奄美市国民保護計画 第4章警報及び避難の指示等第2節避難住民の誘導等第4避難住民の誘導(9)動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
徳之島町 （鹿児島県）	○徳之島町地域防災計画 第1編一般災害対策編第3部災害応急対策計画第3章事態安定期の応急対策第1節避難所の運営第2避難所の運営管理 (7)必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第7節動物保護対策 ・被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について、関係機関と連携し必要な措置を行う。 1飼養動物の保護収容 ・放浪している犬、ねこ等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的に対応が求められていることから、町は県、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護ボランティア等と協力し、収容場所を確保し保護収容を実施する。 2避難所における適正飼養 ・避難所等において、動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。また、獣医師会と協力して、獣医師の派遣等を行う。 3危険な動物の逸走対策 ・危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。 第10節住宅の供給確保第1住宅の確保・修理1応急仮設住宅の建設(5)応急仮設住宅の運営管理 ・必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
伊仙町 （鹿児島県）	○伊仙町地域防災計画 第2編一般災害対策編第2部災害応急対策第3章事態安定期の応急対策第7節動物保護対策 第7節動物保護対策 ・被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について、関係機関と連携し必要な措置を行う。 1飼養動物の保護収容 ・放浪している犬、ねこ等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的に対応が求められていることから、町は県、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護ボランティア等と協力し、収容場所を確保し保護収容を実施する。 2避難所における適正飼養 ・避難所等において、動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。また、獣医師会と協力して、獣医師の派遣等を行う。 3危険な動物の逸走対策 ・危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。 第10節住宅の供給確保第1住宅の確保・修理1応急仮設住宅の建設(5)応急仮設住宅の運営管理 ・必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。
天城町 （鹿児島県）	○天城町地域防災計画 第2編一般災害対策編第2部災害応急対策第3章事態安定期の応急対策第7節動物保護対策 第7節動物保護対策 ・被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について、関係機関と連携し必要な措置を行う。 1飼養動物の保護収容 ・放浪している犬、ねこ等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的に対応が求められていることから、町は県、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護ボランティア等と協力し、収容場所を確保し保護収容を実施する。 2避難所における適正飼養 ・避難所等において、動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。また、獣医師会と協力して、獣医師の派遣等を行う。 3危険な動物の逸走対策 ・危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。 第10節住宅の供給確保第1住宅の確保・修理1応急仮設住宅の建設(5)応急仮設住宅の運営管理 ・必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。
和泊町 （鹿児島県）	○和泊町地域防災計画 第2編一般災害対策編第2部災害応急対策第3章事態安定期の応急策第7節動物保護対策 第1節避難所の運営 (6)避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況，簡易ベッド等の活用状況，入浴施設設置の有無及び利用頻度，洗濯等の頻度，医師，保健師，看護師，管理栄養士等による巡回の頻度，暑さ・寒さ対策の必要性，食料の確保，配食等の状況，し尿及びごみの処理の状況など，避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め，必要な措置を講ずるよう努める。また，必要に応じ，避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第7節動物保護対策 被災した飼養動物の保護収容，避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について，関係機関と連携し必要な措置を行う。 第1飼養動物の保護収容 放浪している犬，ねこ等の飼養動物の保護収容については，迅速かつ広域的に対応が求められていることから，町は県，獣医師会，動物愛護団体，動物愛護ボランティア等と協力し，収容場所を確保し保護収容を実施する。 第2避難所における適正飼養 避難所等において，動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど，動物の愛護及び環境衛生に努める。また，獣医師会と協力して，獣医師の派遣等を行う。 第3危険な動物の逸走対策 ・危険な動物が飼養施設から逸走した場合は，飼養者，警察その他関係機関と連携し，状況把握と必要な措置を講ずる。 第10節住宅の供給確保第1住宅の確保・修理1応急仮設住宅の建設(5)応急仮設住宅の運営管理 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。
知名町 （鹿児島県）	○知名町地域防災計画 第2編一般災害対策編第2部災害応急対策第3章事態安定期の応急対策 第7節動物保護対策 被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について、関係機関と連携し必要な措置を行う。 第1飼養動物の保護収容 放浪している犬、ねこ等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的に対応が求められていることから、町は県、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護ボランティア等と協力し、収容場所を確保し保護収容を実施する。 第2避難所における適正飼養 避難所等において、動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。また、獣医師会と協力して、獣医師の派遣等を行う。 第3危険な動物の逸走対策 危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。
鹿児島市	鹿児島市地域防災計画 Ⅰ風水害対策編、Ⅱ火山災害対策編、Ⅲ震災対策編 第15節　動物保護対策計画 1　実施責任者 　被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養の指導及び危険な動物の逸走対策については、市長が行うものとする。担当は、保健所班とする。 2　飼養動物の保護収容 　放浪している犬、ねこ等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的に対応が求められていることから、獣医師会、鹿児島市獣医公衆衛生協会、動物愛護団体、動物愛護ボランティア等と協力し、収容場所を確保し保護収容を実施する。 3　避難所における動物の受け入れ体制の整備及び適正飼養の指導 　動物の飼養者が動物と同行避難できるよう、避難所における受け入れ体制を整えるとともに、避難所等において、飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の確保に努める。 　また、獣医師会と協力し、獣医師の派遣等を行うほか、平常時から動物と同行避難することや携行品を準備しておくことの周知啓発を行う。 4　危険な動物の逸走対策 危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、飼養者、警察その他の関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
鹿児島市	Ⅴ原子力災害対策編 第5節　避難、屋内退避等の防護措置 2　避難所等 (8)建設型応急住宅の建設等 必要に応じて、建設型応急住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 鹿児島市避難所運営マニュアル(一部抜粋) (7)ペット飼育の指導・管理 2ペットの受け入れ場所の確保 ・ペットの受け入れ場所は、総務班と連携し、避難所敷地内の屋外部分のできるだけ屋根のついたスペースを確保します。 3ペットの飼育 ・ペットには迷子札を装着し、避難所敷地内にペットスペースを設け、ケージやキャリーケース等を使用して飼育します。 ・校庭等での放し飼いは禁止します。 ・大型動物・危険動物・蛇などの爬虫類の同行は原則禁止とします。
沖縄県	沖縄県地域防災計画 第2編地震・津波編第1章災害予防計画 第3節地震・津波に強い人づくり第2款地震・津波知識の普及・啓発に関する計画 1防災知識の普及・啓発(実施主体:知事公室、市町村、防災関係機関) (5)その他　ア普及・啓発の時期や内容等県、市町村及びその他防災機関は、「防災週間」、「防災とボランティア週間」等の防災に関する各週間に合わせて、地震・津波被害想定調査結果等を示しながら、その地域の危険性や次の対策を県民等に周知するなど、重点的な防災思想の普及宣伝に努める。 (ア)7日分以上の食料、飲料水、携帯トイレ等の非常持出品の準備、家具・ブロック塀等の転倒防止対策、消火器の配備、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等、家庭での予防・安全対策 第2章災害応急対策計画第8節避難計画 第1款避難の原則　6避難所の運営管理(市町村) (3)避難所の環境エペットの同行避難を考慮して、避難場所敷地内にペット専用のスペースの確保、飼育ルールを定めるともに、飼養について飼い主の自己管理を促すよう努める。 第20節感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画5犬等及び特定動物(危険動物)の保護・収容計画(環境部、保健医療部、市町村) (1)実施責任者 ア犬及び負傷動物対策県及び市町村は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、市町村飼い犬条例に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物(犬、ねこ、小鳥等の愛玩動物)の保護及び収容を行うものとする。 イ特定動物(危険動物)対策県は、動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物(危険動物)が逸走した場合には、特定動物(危険動物)対策班を設置し、情報収集や関係機関との連絡調整を行うものとする。 (2)収容及び管理 ア犬及び負傷動物対策県は、市町村及び民間団体に対し、犬等の収容・保管のための場所又は施設の提供を求め、犬等を保護.・収容したときは適正に処理するよう協力を求めるものとする。 イ危険動物対策県は、特定動物(危険動物)が逸走した場合には、その飼養者に対して、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき人の生命・身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう指導するものとする。所有者不明の場合には、市町村、警察及び民間団体に対し特定動物(危険動物)の捕獲、収容その他必要な措置について協力を求めるものとする。 (3)保護・収容動物の公示県は、保護・収容された動物の台帳を作成し、公示するものとする。 (4)動物の処分 ア県は、所有者不明犬等について、狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づき処分するものとし、収容期間等は災害時の状況に応じて検討するものとする。 イ県は、危険な動物から人の生命･身体等の安全を確保するため必要があると認めるときは、当該特定動物(危険動物)の殺処分を検討するものとする。その実施については、警察、民間団体に対し必要な許力を求めるものとする。 6ペットへの対応(環境部･市町村)災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。そのため、県及び市町村は、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。 (1)動物救済本部の設置 ア県、獣医師会及び動物関係団体は、相互に連携して、動物救援本部を設置する。動物救援本部では、負傷動物保護･治療、飼養困難な動物の一時保管、所有者不明動物の情報提供等を行う。 イ県は、ペットフードや飼育用の資機材を確保する。 (2)避難所での取扱い市町村は、ペットの状況を把握するとともに、避難場所敷地内に専用スペースを設置して避難者の生活場所とを区分する。また、所有者責任による自己管理を徹底させる。 第23節住宅応急対策計画　2応急仮設住宅の設置等(子ども生活福祉部、土木建築部、市町村) (7)運営管理応急仮設住宅は、入居者の状況に応じての適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保，孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。 第3編風水害等編第2章災害応急対策計画 第21節感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画(実施主体:環境部、保健医療部、市町村)災害時における感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視は「第2編地震・津波編第2章災害応急対策計画第20節感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
宜野湾市 （沖縄県）	宜野湾市地域防災計画 第4犬及び特定動物（危険動物）の保護・収容計画 1実施責任者 (1)犬及び負傷動物対策 市は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、犬等の収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、市の飼い犬条例に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、猫、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行う。 (2)特定動物（危険動物）対策 沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に規定する特定動物（危険動物）が逸走した場合には、県が設置する特定動物対策班へ情報提供するとともに住民へ周知する。 2収容及び管理 (1)犬及び負傷動物対策 市は民間団体等と協力し、犬等の収容・保管のための場所又は施設を確保し、適正に管理する。 (2)特定動物（危険動物）対策 県は、特定動物（危険動物）が逸走した場合には、その飼養者に対して、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、人の生命、身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう指導するものとする。所有者不明の場合には、県からの要請に基づき、市が特定動物（危険動物）の捕獲、収容その他必要な措置を講ずる。 (3)保護・収容動物の公示 県が作成した保護・収容された動物の台帳を公示する。 第5ペットへの対応 災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。そのため、市は、避難所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、県、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。 避難所においては、ペットの状況を把握するとともに、避難所敷地内に専用スペースを設置して避難者の生活場所とを区分する。また、所有者責任による自己管理を徹底させる。
石垣市 （沖縄県）	石垣市地域防災計画 第 20 節 感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画 7 犬等及び特定動物（危険動物）の保護・収容計画 (1) 実施責任者 ア 犬及び負傷動物対策 市及び県は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の保護及び管理に関する法律、市犬取締条例に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、猫、小鳥等の愛玩動物）保護及び収容を行う。 イ 特定動物（危険動物）対策 県は、動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険動物）が逸走した場合には、情報収集や関係機関との連絡調整を行う。 (2) 収容及び管理 ア 犬及び負傷動物対策 県より要請があった場合、市及び民間団体は、犬等の収容・保管のための場所又は施設の提供に応じ、犬等を保護・収容したときは適正に管理するよう協力する イ 危険動物対策 県は、特定動物（危険動物）が逸走した場合には、その飼養者に対して、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき人の生命・身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう指導するものとする。所有者不明の場合には、市、警察及び民間団体に対し特定動物（危険動物）の捕獲、収容その他必要な措置について協力を求めるものとする。 (3) 保護・収容動物の公示 県は、保護・収容された動物の台帳を作成し、公示するものとする。 (4) 動物の処分 ア 県は、所有者不明犬等については、狂犬病予防法及び動物の保護及び管理に関する法律に基づき処分するものとし、収容期間等は災害時の状況に応じて検討する。 イ 県は、危険な動物から人の生命、身体等の安全を確保するために必要と認めるときは、当該特定動物（危険動物）の殺処分を検討するものとする。その実施については、警察、民間団体に対し必要な協力を求める。 8 ペットへの対応 災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。そのため、市及び県は、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。また、県や関係機関と連携し、災害におけるペットの救護対策ガイドライン（環境省平成25 年6月）に基づく体制の整備に努めるとする。 (1) 動物救済本部の設置 ア 県は、関係団体と連携して、動物救援本部を設置する。動物救援本部では、負傷動物保護・治療、飼養困難な動物の一時保管、所有者不明動物の情報提供等を行う。 イ 県は、ペットフードや飼育用の資機材を確保する。 (2) 避難所での取扱い 市は、ペットの状況を把握するとともに、避難場所敷地内に専用スペースを設置して避難者の生活場所とを区分する。また、所有者責任による自己管理を徹底させる。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
浦添市 （沖縄県）	浦添市地域防災計画(平成31年3月修正)第3編第3章第19節感染症対策、し尿の処理及び動物の保護収容計画 3災害時における動物保護・収容計画 (1)実施責任者・実施内容 1犬及び負傷動物対策 責任者：県（動物愛護センター）及び市 実施内容：災害時に必要に応じ、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、浦添市飼い犬条例に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、猫、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行う。収容・保管に際し、民間団体への場所または施設の提供と適正な管理の協力を求めるものとする。 2特定動物（危険動物）対策 責任者：県（動物愛護センター等）、（協力機関：市、関係機関） 実施内容：動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険動物）が逸走した場合には、県の危険動物対策班設置にともない情報収集、関係機関との連絡調整を行う。また、飼養者に対して、人の生命、身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう命ずるものとする。（条例に基づく）所有者不明の場合、県の活動とともに本市における警察及び民間団体に対し、危険動物の捕獲、収容その他必要な措置について、協力を求めるものとする。 (2)保護・収容動物の公示 保護収容された動物について、県は台帳を作成・公示するものとする。市は、台帳の作成にあたり、情報提供等協力を行う。※資料編〔様式〕【その他】〇保護動物台帳（保護・収容） 4ペットへの対応 災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。そのため、市及び県は、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。 (1)動物救済本部の設置 1県、獣医師会及び動物関係団体は、相互に連携して、動物救援本部を設置する。動物救援本部では、負傷動物保護・治療、飼養困難な動物の一時保管、所有者不明動物の情報提供等を行う。 2県は、ペットフードや飼育用の資機材を確保する。 (2)避難所での取扱い 市は、ペットの状況を把握するとともに、避難場所敷地内に専用スペースを設置し避難者の生活場所とを区分する。 また、所有者責任による自己管理を徹底させる。
名護市 （沖縄県）	名護市防災計画 1犬及び特定動物（危険動物）の保護・収容計画 (1)犬及び負傷動物対策 市は災害時の状況に応じて必要と認めたときは、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の保護及び管理に関する法律、名護市飼い犬条例に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、猫、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行う。 (2)特定動物（危険動物）対策 県は、「沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例」に規定する特定動物（危険動物）が逸走した場合には、特定動物（危険動物）対策を実施する。市は、県等と情報収集や連絡調整を行う。 2保護・収容動物の公示 市は、保護・収容した動物の台帳を作成し、公示する。 3動物の処分 県が動物の処分を行う次のことに関し、市は協力する。 (1)所有者不明犬等 所有者不明犬等については、「狂犬病予防法及び動物の保護及び管理に関する法律」に基づき処分するものとし、収容期間等は災害時の状況に応じて検討する。 (2)特定動物（危険動物） 危険な動物から人の生命、身体等の安全を確保するするために必要と認めるとき、県は、当該特定動物（危険動物）の殺処分を検討するものとする。その実施については、県、警察、民間団体に対し必要な協力を求めるものとする。 4ペットへの対応 (1)災害時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。このため、市は、避難所等で混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。 (2)市は、避難所等でペットの状況を把握するとともに、避難所敷地内に専用スペースの確保、飼育シールを定めるとともに、飼養について飼い主の自己管理を促すよう努める。
沖縄市 （沖縄県）	沖縄市地域防災計画第2編地震・津波編第2章災害応急対策計画（地震・津波編）第20節感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画第3款動物の保護収容対策 1犬等及び特定動物（危険動物）の保護・収容計画（環境班） (1)実施者及び収容・管理 実施区分犬及び負傷動物対策 実施者県（動物愛護管理センター等）及び市 実施内容災害時の状況に応じて必要と認めたときは、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、市町村飼い犬条例に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、ねこ、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行うものとする。 実施区分特定動物（危険動物）対策 実施者県（動物愛護管理センター等）（協力機関：市、関係機関） 実施内容県は、動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険動物）が逸走した場合には、特定動物（危険動物）対策班を設置し、情報収集や関係機関との連絡調整を行うものとする。また、その飼養者に対して、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき人の生命・身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう指導するものとする。 所有者不明の場合、県の活動とともに本市における警察及び民間団体に対し危険動物の捕獲、収容その他必要な措置について、協力を求めるものとする。 実施者（財）沖縄こども未来ゾーン運営財団 実施内容上記実施内容に基づき、関係機関と連絡調整を行う。（非常事態対策要綱） (2)保護・収容動物の公示 保護・収容された動物の台帳を作成し、公示するものとする。 (3)動物の処分 区分所有者不明犬等 実施者県（動物愛護管理センター等） 実施内容狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づき処分するものとし、収容期間等は災害時の状況に応じて検討するものとする。 区分危険動物 実施内容人命・身体等の安全を確保するために必要と認めるときは、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、当該危険動物を殺処分するものとする。 実施にあたり、警察、民間団体に対し必要な協力を求めるものとする。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
沖縄市 （沖縄県）	2ペットへの対応（環境班） 災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。そのため、市は、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。 市は、避難所でのペットの状況を把握するとともに、避難場所敷地内にペット専用スペースの確保、飼育ルールを定めるとともに、飼養について飼い主の自己管理を促すよう努める。
豊見城市 （沖縄県）	豊見城市地域防災計画第2編地震・津波編第2章災害応急対策計画（地震・津波編）第21節感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画第3款動物の保護収容対策 (1)犬等及び特定動物（危険動物）ア実施者及び収容・管理実施区分犬及び負傷動物対策実施者県（動物愛護管理センター等）及び市実施内容災害時の状況に応じて必要と認めたときは、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、市飼い犬条例に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、猫、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行う。収容・保管に際し、民間団体への場所又は施設の提供と適正な管理の協力を求めるものとする。実施区分特定動物（危険動物）対策実施者県（動物愛護管理センター等）（協力機関：市、関係機関）実施内容県は、動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険動物）が逸走した場合には、特定動物（危険動物）対策班を設置し、情報収集や関係機関との連絡調整を行うものとする。また、その飼養者に対して、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき人の生命・身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう指導するものとする。所有者不明の場合、県の活動とともに本市における警察及び民間団体に対し危険動物の捕獲、収容その他必要な措置について、協力を求めるものとする。 イ保護・収容動物の公示 県は、保護・収容された動物の台帳を作成し、公示するものとする。 ウ動物の処分区分所有者不明犬等実施者県（動物愛護管理センター等）実施内容狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づき処分するものとし、収容期間等は災害時の状況に応じて検討するものとする。区分危険動物実施内容県は、人命・身体等の安全を確保するために必要と認めるときは、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、当該危険動物を殺処分するものとする。その実施については、警察、民間団体に対し必要な協力を求めるものとする。 (2)ペットへの対応 災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。そのため、市は、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。 ア動物救済本部の設置(ア)県、獣医師会及び動物関係団体は、相互に連携して、動物救援本部を設置する。動物救援本部では、負傷動物保護・治療、飼養困難な動物の一時保管、所有者不明動物の情報提供等を行う。 (イ)県は、ペットフードや飼育用の資機材を確保する。 イ避難所での取扱い 市は、ペットの状況を把握するとともに、避難場所敷地内に専用スペースを設置し避難者の生活場所とを区分する。また、所有者責任による自己管理を徹底させる。
うるま市 （沖縄県）	うるま市地域防災計画 第2編地震・津波編 第1章災害応急対策計画 第8節2地震等の避難体制（5）避難所の運営管理3避難所の環境㋖ペットの同行避難を考慮して、避難所敷地内にペット専用のスペースの確保、飼育ルールを定めるとともに、飼養について飼い主の自己管理を促すよう努める。 第21節感染症対策、し尿の処理及び動物の保護収容計画 6ペットへの対応災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。そのため、市及び県は、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。 ⑴動物救済本部の設置 1県、獣医師会及び動物関係団体は、相互に連携して、動物救援本部を設置する。動物救援本部では、負傷動物保護・治療、飼養困難な動物の一時保管、所有者不明動物の情報提供等を行う。 2県は、ペットフードや飼育用の資機材を確保する。 ⑵避難所での取扱い 市は、ペットの状況を把握するとともに、避難場所敷地内に専用スペースを設置し避難者の生活場所とを区分する。 また、所有者責任による自己管理を徹底させる。 第24節住宅応急対策計画2応急仮設住宅の建設⑼運営管理 応急仮設住宅は、入居者の状況に応じての適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。 また、必要に応じて応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。
宮古島市 （沖縄県）	宮古島市地域防災計画 第3部 災害応急対策計画 第3章 災害応急対策計画（共通編） 第19節 5 犬等及び危険動物の保護・収容計画（実施主体：市[環境保全課]、県） (1) 実施責任者 ア 犬及び負傷動物対策 市及び県（宮古保健所）は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、市飼い犬条例に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、猫、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行う。 イ 危険動物対策 県は、動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険動物）が逸走した場合には、特定動物（危険動物）対策班を設置し、情報収集や関係機関との連絡調整を行う。 (2) 収容及び管理 ア 犬及び負傷動物対策 県は、市及び民間団体に対し、犬等の収容・保管のための場所又は施設の提供を求め、犬等を保護・収容したときは適正に管理するよう協力を求める。 イ 特定動物（危険動物）対策 県は、特定動物（危険動物）が逸走した場合には、その飼養者に対して、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき人の生命・身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう指導する。所有者不明の場合には、市、警察及び民間団体に対し特定動物（危険動物）の捕獲、収容その他必要な措置について協力を求める。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
宮古島市 （沖縄県）	(3) 保護・収容動物の公示 市は、保護・収容された動物の台帳を作成し、公示する。 (4) 動物の処分 県が動物の処分を行う次のことに関し、市は協力する。 ア 県は、所有者不明犬等について、狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づき処分（所有者への返還、飼養を希望する者への譲渡し及び殺処分）するものとし、収容期間等は災害時の状況に応じて検討する。 イ 県は、危険な動物から人の生命・身体等の安全を確保するために必要と認めるときは、当該特定動物（危険動物）の殺処分を検討する。その実施については、宮古島警察署、民間団体に対し必要な協力を求める。 6 ペットへの対応（実施主体：市[環境保全課]、県） 災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。そのため、市及び県（宮古保健所）は、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。 (1) 動物救済本部の設置 ア 県、獣医師会及び動物関係団体は、相互に連携して、動物救援本部を設置する。動物救援本部では、負傷動物保護・治療、飼養困難な動物の一時保管、所有者不明動物の情報提供等を行う。 イ 県は、ペットフードや飼育用の資機材を確保する。 (2) 避難所での取扱い 市は、ペットの状況を把握するとともに、避難場所敷地内に専用スペースを設置し避難者の生活場所とを区分する。また、所有者責任による自己管理を徹底させる。
南城市 （沖縄県）	南城市地域防災計画 第3部災害応急対策計画/第3章共通の災害応急対策計画 第6節避難計画 第3項避難所の開設及び運営管理（実施主体：福祉班、総務2班、保護予防班） 市は、避難所の開設及び避難者の収容保護を行う。救助法が適用された場合は、知事の補助機関として行う。 なお、市が避難所を開設したときは、直ちに避難所開設状況（開設日時、場所、収容人員、開設期間の見込み等）を知事（県民生活課）に報告しなければならない。 また、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。 市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況を適切に県に報告するよう努める。 また、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページ等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。 2避難所の運営管理 市は、次により避難所を運営管理する。また、被災地区の状況に応じ、避難所の統合及び廃止を行う。 ■避難所の運営管理要領 管理事項避難所の環境 実施内容・ペットの同行避難を考慮して、避難場所敷地内にペット専用のスペースを確保するとともに、飼育ルールを定め、飼育について飼い主の自己管理を促すよう努める。 第19節感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収用計画 第5項犬等及び特定動物（危険動物）の保護・収容計画（実施主体：環境衛生班、県） 1犬及び特定動物（危険動物）対策 市は、必要に応じて犬等収容班を組織し、次の対策を実施する。 ■犬及び特定動物（危険動物）対策 実施区分犬及び負傷動物対策 責任者県（衛生薬務課・自然保護・環境再生課・動物愛護管理センター）及び市 実施内容〇災害時に必要に応じ、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、市飼い犬条例に基づき放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、猫、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行う。 〇収容・保管に際し、民間団体への場所又は施設の提供と適正な管理の協力を求める。 実施区分特定動物（危険動物）対策 責任者県（自然保護・環境再生課）（協力機関：市、関係機関） 実施内容〇動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険動物）が逸走した場合は、県の特定動物（危険動物）対策班設置にともない情報収集、関係機関の連絡調整を行う。また、飼養者に対して、人の生命、身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう命ずる。 〇所有者不明の場合、県の活動とともに警察及び民間団体に対し、特定動物（危険動物）の捕獲、収容その他必要な措置について、協力を求める。 2保護・収容動物の公示 市は、保護収容された動物について、台帳を作成・県が公示する台帳の作成に協力する。 3動物の処分 県は、所有者不明犬等、特定動物（危険動物）について、次のとおり処分する。 ■動物の処分 区分所有者不明犬等 実施内容〇狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づき処分するものとし収容期間等は災害時の状況に応じて検討する。 区分特定動物（危険動物） 実施内容〇人命・身体等の安全を確保するために必要と認めるときは、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、当該危険動物を殺処分を検討する。 〇実施にあたり、警察、民間団体に対する必要な協力を求める。 第6項ペットへの対応（実施主体：環境衛生班、関係機関） 災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想されるため、市は、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。特に避難所におけるペットの状況を把握するとともに、避難所敷地内に専用スペースを設置し避難者の生活場所と区分する。また、所有者責任による自己管理を徹底させる。 第22節住宅応急対策計画 第1項応急仮設住宅の設置等（実施主体：福祉班、環境対策班） 市は、次により応急仮設住宅を設置する。ただし、救助法が適用されたときは知事が行う。 ■応急仮設住宅の設置要領 区分運営管理 設置内容〇必要に応じて応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
国頭村 （沖縄県）	国頭村地域防災計画 5　犬等及び特定動物(危険動物)の保護・収容計画(村、県)の(3)保護・収容動物の公示では、県は、保護・収容された動物の台帳を作成し、公示するものとする。(2)収容及び管理のイ　危険動物対策では、県は、特定動物(危険動物)が逸走した場合には、その飼養者に対して、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき人の生命・身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう指導するものとする。所有者不明の場合には、村、警察及び民間団体に対し特定動物(危険動物)の捕獲、収容その他必要な措置について協力を求めるものとする。 6　ペットへの対応(村、県)によると災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。そのため、村及び県は、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。5(2)収容及び管理　ア　犬及び負傷動物対策では、県は、村及び民間団体に対し、犬等の収容・保管のための場所又は施設の提供を求め、犬等を保護・収容したときは適正に管理するよう協力を求めるとする。7(応急)仮設住宅のペット受入れに関する記載はなし。
大宜味村 （沖縄県）	第一章風水害応急対策計画第13節感染病対策、し尿処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画 8. 犬等及び危険動物の保護・収容計画 (1)動物保護・収容の実施事項 ・犬及び負傷動物対策責任者:県(北部福祉保健所等)・村 災害時に必要に応じ、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、「大宜味村飼い犬条例」や「大宜味村ネコの愛護及び管理に関する条例」等に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物(犬、猫、小鳥等の愛玩動物)の保護及び収容を行う。 また、県は、収容・保管に際し、村及び民間団体へ場所又は施設の提供と適正な管理の協力を求めるものとする。 ・特定動物(危険動物)対策責任者:県(北部福祉保健所等)・村、関係及び協力機関 沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に規定する危険動物が逸走した場合には、特定動物対策班を設置し関係機関との情報収集及び連絡調整を行うとともに、飼養者に対して、人の生命、身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう命ずるものとする。 所有者不明の場合、県の活動とともに本村における警察及び民間団体に対し危険動物の捕獲、収容その他必要な措置について、協力を求めるものとする。 (2)保護・収容動物の公示県は、保護収容された動物について、台帳を作成・公示するものとする。 (3)動物の処分 動物処分の実施事項 狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づき処分するものとし、収容期間等は災害時の状況に応じて検討するものとする。 危険動物 人命・身体等の安全を確保するために必要と認めるときは、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、当該危険動物を殺処分する。実施にあたり、警察、民間団体に対する必要な協力を求める。9.ペットへの対応 災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。そのため、県及び村は、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。 村は、避難所でのペットの状況を把握するとともに、避難場所敷地内にペット専用スペースを確保し、避難者の生活場所と区分するほか、飼育ルールを定めるとともに、飼養について飼い主の自己管理を促すよう努める。 県、獣医師会及び動物関係団体は、相互に連携して、動物救援本部を設置し、負傷動物保護・治療、飼養困難な動物の一時保管、所有者不明動物の情報提供等を行う。また、県はペットフードや飼育用の資機材を確保する。
東村 （沖縄県）	第1章　第3編災害応急対策計画編/第7節 避難計画 8. 避難所の運営管理　(3)避難所の環境　村は、以下のとおり避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。 5 ペットの同行避難を考慮して、避難場所敷地内にペット専用のスペースの確保、飼育ルールを 定めるとともに、飼養について飼い主の自己管理を促すよう努める。 第1章　第3編災害応急対策計画編/第17節　感染症対策、し尿処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画 8. ペットへの対応 災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。そのため、村は、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。 (1)動物救済本部の設置 1 県、獣医師会及び動物関係団体は、相互に連携して、動物救援本部を設置する。動物救援本部 では、負傷動物保護・治療、飼養困難な動物の一時保管、所有者不明動物の情報提供等を行う。 2 県は、ペットフードや飼育用の資機材を確保する。 (2)避難所での取扱い 村は、ペットの状況を把握するとともに、避難場所敷地内に専用スペースを設置し避難者の生活場所とを区分する。また、所有者責任による自己管理を徹底させる。 第1章　第3編災害応急対策計画編/第20節住宅応急対策計画 1. 応急仮設住宅の設置等 (8)運営管理 応急仮設住宅は、入居者の状況に応じての適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保，孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。 また、必要に応じて応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。
今帰仁村 （沖縄県）	今帰仁村地域防災計画第2編地震・津波災害対策編第1章災害応急対策計画第20節防疫計画 8. 動物保護・収容計画 (1)実施責任者・対策内容 ・犬等及び不詳動物対策 村及び県は、災害時の状況に応じ、犬等の動物収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の保護及び管理に関する法律、村飼い犬条例に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物(犬、猫、小鳥等の家庭動物)の保護及び収容を行う。 収容・保管に際し、民間団体への場所又は施設の提供と適正な管理の協力を求める。 ・特定動物(危険動物)対策 県は、動物の保護及び愛護に関する条例に規定する特定動物(危険動物)が逸走した場合には、特定動物(危険動物)対策班の設置に伴い、情報収集、関係機関との連絡調整を行う。 また、県は、飼養者に対して、人の生命、身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう指導する。(条例に基づく。) 村は、所有者不明の場合、県の活動とともに、本村における警察及び民間団体に対し、特定動物(危険動物)の捕獲、収容その他必要な措置について、協力を求める。 (2)保護・収容動物の公示 村(環境衛生班)は、県と連携して、保護収容された動物について、台帳を作成・公示する。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
今帰仁村 （沖縄県）	(3)動物の処分 ・所有者不明動物 村は、県と連携して、狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づき処分するものとし、収容期間等は、災害時の状況に応じて検討する。 ・特定動物（危険動物） 人命・身体等の安全を確保するために必要と認めるときは、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、当該特定動物（危険動物）の殺処分を検討する。 その実施については、警察、民間団体に必要な協力を求める。 9. 家庭動物への対応 災害時には、多くの避難者が家庭動物を同伴して避難することが予想されるため、村（環境衛生班）は、避難場所での混乱を防止し、これら家庭動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。 村（環境衛生班）は、家庭動物の状況を把握するとともに、避難場所の敷地内に専用スペースを設置し、避難者の生活場所と区分する。 また、所有者責任による自己管理を徹底させる。
本部町 （沖縄県）	本部町地域防災計画 第4章災害応急対策計画/第35節防疫、食品衛生監視及び動物の保護収容計画 8. 犬等及び危険動物の保護・収容計画 (1)実施責任者 1犬及び負傷動物対策 町（予防班）は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の保護及び管理に関する法律、町飼い犬条例に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、ねこ、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行うものとする。 2危険動物対策 町（予防班）は、沖縄県動物の保護及び管理に関する条例に規定する危険動物が逸走した場合には、県の危険動物対策班設置にともない情報収集、関係機関との連絡調整を行うものとする。 (2)収容及び管理 1犬及び負傷動物対策 町（予防班）は、犬等を保護・収容したときは適正に管理するよう努め、収容・保管に際し、民間団体への場所又は施設の提供と適正な管理の協力を求めるものとする。 2危険動物対策 町（予防班）は、危険動物が逸走した場合には、その飼養者に対して、沖縄県動物の保護及び管理に関する条例に基づき、人の生命、身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう命ずるものとする。所有者不明の場合には、県警察、民間団体に対し危険動物の捕獲、収容その他必要な措置について協力を求めるものとする。 (3)保護・収容動物の公示 保護・収容された動物の台帳を作成し、公示するものとする。 (4)動物の処分 1所有者不明犬等については、狂犬病予防法及び動物の保護及び管理に関する法律に基づき処分するものとし、収容機関等は災害時の状況に応じて検討するものとする。 2危険な動物から人の生命、身体等の安全を確保するために必要と認めるときは、沖縄県動物の保護及び管理に関する条例に基づき、当該危険動物を殺処分するものとする。その実施については、県、警察、民間団体に対し必要な協力を求めるものとする。 9. ペットへの対応 災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。そのため、町及び県は、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。 (1)避難所での取扱い 町は、ペットの状況を把握するとともに、避難場所敷地内に専用スペースを設置して避難者の生活場所とを区分する。 また、所有者責任による自己管理を徹底させる。 第4章災害応急対策計画/第37節応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画 2. 応急仮設住宅の建設 (8)運営管理 応急仮設住宅は、入居者の状況に応じての適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、 入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。 また、必要に応じて応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。
恩納村 （沖縄県）	恩納村地域防災計画第2編地震・津波編第2章災害応急対策計画第20節感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画 4犬等及び危険動物の保護・収容計画 (1)実施責任者 ア)犬及び負傷動物対策犬及び村は、災害時に状況に応じて必要と認めたときは、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、ねこ、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行うものとする。 イ)危険動物対策 県は、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に規定する危険動物が逸走した場合には、危険動物対策班を設置し、情報収集、関係機関との連絡調整を行うものとする。 (2)収容及び管理 ア)犬及び負傷動物対策 村は、民間団体と協力し、犬等の収容・保護のための場所または施設を提供し、犬等を保護・収容したときは適正に管理する。 イ)危険動物対策 沖縄県動物の愛護及び管理に関する法律施行令に規定する危険動物が逸走した場合は、県の危険動物対策設置班設置に伴い情報収集、関係機関との連絡調整を行うものとする。また、飼養者に対して、沖縄県動物の愛護及び管理に関する法律施行令に基づき、人の生命、身体等に対する危害を防止するため必要な措置をとるよう命ずるものとする。所有者不明の場合には、県、警察、民間団体と協力し、危険動物の捕獲、収容その他必要な措置を行うものとする。 5ペットへの対応 災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。そのため、県及び村は、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。 (1)避難所での取扱い 村は、ペットの状況を把握するとともに、避難場所敷地内に専用スペースを設置し避難者の生活場所と区分する。また、所有者責任による自己管理を徹底させる。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
伊江村 （沖縄県）	伊江村地域防災計画第4章災害応急対策計画（基本編）Ⅰ実践的な災害応急対策第20節防疫計画 8. 災害時における動物保護・収容計画 建設対策班は、動物収容班を編制し、その都度即応体制をとるものとする。 1）実施責任者・対策内容 担当犬及び負傷動物対策実施責任者県（北部福祉保健所等）伊江村 実施内容・災害時に必要に応じ、動物収容班を編成し狂犬病予防法、動物の保護及び管理に関する法律、伊江村飼い犬条例に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、猫、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行う。 ・収容・保管に際し、民間団体への場所又は施設の提供と適正な管理の協力を求めるものとする。 担当危険動物対策実施責任者県（北部福祉保健所等）村協力機関伊江村関係機関 実施内容・沖縄県動物の保護及び管理に関する条例に規定する危険動物が逸走した場合には、県の危険動物対策班設置にともない情報収集、関係機関との連絡調整を行う。 ・飼養者に対して人の生命、身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう命ずるものとする。（条例に基づく） ・所有者不明の場合、県の活動とともに本村における警察及び民間団体に対し、危険動物の捕獲、収容その他必要な措置について、協力を求めるものとする。 2）保護・収容動物の公示 保護収容された動物について、台帳を作成・公示するものとする。 3）動物の処分 区分所有者不明犬等実施内容・狂犬病予防法及び動物の保護及び管理に関する法律に基づき処分するものとし、収容期間等は災害時の状況に応じて検討するものとする。 区分危険動物実施内容・人命・身体等の安全を確保するために必要と認めるときは、沖縄県動物の保護及び管理に関する条例に基づき、当該危険動物を殺処分する。実施にあたり、警察、民間団体に対する必要な協力を求める。 9. その他 その他必要な事項については、関係機関と協力して実施するものとする。
読谷村 （沖縄県）	読谷村地域防災計画第2編地震・津波編第2章災害応急対策計画（地震・津波編）第21節感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画第4款動物の保護・収容計画 1実施責任者 （1）犬及び負傷動物対策村及び県（福祉保健部、保健所）は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、村飼い犬条例に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、猫、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行う。 （2）危険動物対策沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に規定する危険動物が逸走した場合には、村は県が設置する危険動物対策班の活動に協力する。 2収容及び管理 （1）犬及び負傷動物対策 村は、県から犬等の収容・保管のための場所又は施設の提供を求められたときはそれに協力し、保護・収容された犬等を適正に管理する。 （2）危険動物対策 危険動物が逸走した場合には、村は、県（福祉保健部、保健所）の要請に従い、危険動物の捕獲、収容その他必要な措置について協力する。 3ペットへの対応 災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。そのため、県及び村は、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。 （1）動物救済本部の設置県、獣医師会及び動物関係団体は、相互に連携して、動物救援本部を設置する。動物救援本部では、負傷動物保護・治療、飼養困難な動物の一時保管、所有者不明動物の情報提供等を行う。 （2）避難所での取扱い 村は、ペットの状況を把握するとともに、避難場所敷地内に専用スペースを設置して避難者の生活場所とを区分する。また、所有者責任による自己管理を徹底させる。 第3編風水害等編第2章災害応急対策計画（風水害等編）第21節感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画災害時における被災地の感染症対策、保健衛生、し尿処理及び食品衛生監視は、地震・津波編第2章の「第21節感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。
嘉手納町 （沖縄県）	嘉手納町地域防災計画　第3編　第22節　感染症対策、清掃、食品衛生監視及び動物の保護収用計画　第5項　犬等及び特定動物（危険生物）の保護・収容計画 （1）実施責任者・対策内容 ≪動物保護・収容の実施事項≫1犬及び負傷動物対策：責任者（県）、実施内容「災害時に必要に応じ、犬等収容班を組織し、狂犬病予防、動物の保護及び管理に関する法律、嘉手納町飼い犬条例に基づき、放浪県及び所有者不明の負傷動物（犬、猫、小鳥の愛玩動物）の保護及び収用を行う。 収容。保管に際し、民間団体への場所または施設の提供と適正な管理の協力を求めるものとする。」 （2）保護・収容動物の公示　保護収用された動物について、台帳を作成・公示するものとする。 （3）動物の処分≪動物処分の実施事項≫1所有者不明犬等：実施内容「狂犬病予防法及び動物の保護及び管理に関する法律に基づき処分するものとし、収容期間等は災害時の状況に応じて検討するものとする。」 第6項　ペットへの対応 災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。そのため、本町及び県は、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。本町は、避難所におけるペットの状況を把握するとともに、避難場所敷地内に専用スペースを設置して避難者の生活場所とを区分する。また、所有者責任による自己管理を徹底させる。
北谷町 （沖縄県）	北谷町地域防災計画5犬等及び危険動物の保護・収容計画（実施主体：町［環境衛生課］、県）（1）実施責任者 ア犬及び負傷動物対策 町は、県と連携のもと、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、北谷町飼い犬条例に基づき放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、ねこ、小鳥等の愛玩動物）保護及び収容を行う。 イ特定動物（危険動物）対策 県は、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に規定する特定動物（危険動物）が逸走した場合には、特定動物（危険動物）対策班を設置し、情報収集や関係機関との連絡調整を行う。 （2）保護・収容及び管理 ア犬及び負傷動物対策 （ア）町等は、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、ねこ、小鳥等の愛玩動物）保護及び収容を行うとともに、民間団体に対し、犬等の収容・保管のための場所又は施設の提供を求め、犬等を保護.・収容したときは適正に管理するよう協力を求める。 （イ）保護・収容された動物については、台帳を作成し、公示する。 イ危険動物対策 県は、特定動物（危険動物）が逸走した場合には、その飼養者に対して、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき人の生命・身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう命ずる。町は、特定動物（危険動物）の所有者不明の場合には、警察及び民間団体と共同して、収容その他必要な措置の実施に協力する。 （3）動物の処分 ア所有者不明犬等狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づき処分するものとし、収容期間等は災害時の状況に応じて検討する。 イ危険動物人の生命・身体等の安全を確保するために必要と認めるときは、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、当該特定動物（危険動物）を殺処分する。その実施については、警察、民間団体に対し必要な協力を求める。 2ペットへの対応（実施主体：町［環境衛生課］、県）災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。町は、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な使用を行うため、犬、獣医師会、動物関係団体、ボランティア等と協力してペットの状況を把握するとともに、避難場所敷地内に専用スペースを設置し、避難者の生活場所とを区分するものとする。また、所有者責任による自己管理を徹底させる。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
北中城村（沖縄県）	北中城村地域防災計画（平成31年3月修正）第2編地震・津波編第2章災害応急対策計画第21節し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画 3犬等及び特定動物（危険動物）の保護・収容計画（実施主体：生活環境班）（1）実施責任者 ア犬及び負傷動物対策 村及び県は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、市町村飼い犬条令に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、ねこ、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行うものとする。 イ特定動物（危険動物対策）権は、動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険動物）対策班を設置し、情報収集や関係機関との連絡調整を行うものとする。 （2）収容及び管理 ア犬及び負傷動物対策 県は、市町村及び民間団体に対し、犬等の収容・保管のための場所又は施設の提供を求め、犬等を保護・収容したときは適正に管理するよう協力を求めるものとする。 イ危険動物対策 県は、特定動物（危険動物）が逸走した場合には、その飼養者に対して、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき人の生命・身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう指導するものとする。所有者不明の場合には、村、警察及び民間団体に対し特定動物（危険動物）の捕獲、収容その他必要な措置について協力を求めるものとする。 (3)保護・収容動物の公示 県は、保護・収容された動物の台帳を作成し、公示するものとする。 (4）動物の処分 ア県は、所有者不明犬等について、狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づき処分するものとし、収容期間等は災害時の状況に応じて検討するものとする。 イ県は、危険な動物から人の生命・身体等の安全を確保するために必要と認めるときは、当該特定動物（危険動物）の殺処分を検討するものとする。その実施については、警察、民間団体に対し必要な協力を求めるものとする。 4ペットへの対応（実施主体：生活環境班）災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。そのため、村は、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。 (1）動物救済本部の設置 ア県、獣医師会及び動物関係団体は、相互に連携して、動物救済本部を設置する。動物救済本部では、負傷動物保護・治療、飼養困難な動物の一時保管、所有者不明動物の情報提供等を行う。 イ県は、ペットフードや飼育用の資機材を確保する。 （2）避難所での取扱い 村は、ペットの状況を把握するとともに、避難場所敷地内に専用スペースを設置して避難者の生活場所とを区分する。また、所有者責任による自己管理を徹底させる。
西原町（沖縄県）	西原町地域防災計画 第3編 災害応急対策計画 第3章 共通の災害応急対策計画 第6節 指定避難所の開設・運営計画 3 指定避難所の運営管理（実施主体：避難所班） (3) 指定避難所の環境 カペットの同行避難を考慮して、指定避難所敷地内にペット専用のスペースの確保、飼育ルールを定めるともに、飼養について飼い主の自己管理を促すよう努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 第20節 清掃計画 5 犬等及び危険動物の保護・収容計画（実施主体：環境衛生班） 町は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律等に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、ねこ、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行うものとする。 6 ペットへの対応（実施主体：環境衛生班） 災害時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。そのため、町は、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。 町は、ペットの状況を把握するとともに、避難場所敷地内に専用スペースを設置し避難者の生活場所とを区分する。また、所有者責任による自己管理を徹底させる。
与那原町（沖縄県）	与那原町地域防災計画　避難所開設・運営マニュアル　p29 ■避難所の居住スペース部分には、原則としてペットの持ち込みは禁止とします。 ■大型動物・危険動物、蛇などの爬虫類の同伴を禁止します。 ■「ペット登録簿」に記入してもらいます。そのとき、「ペットの飼育ルール」を周知徹底します。 ■ペットの救護活動が開始されたときは、その情報を飼育者に提供します。 ■避難所内で管理することが困難な場合、総務班を通じて町災害対策本部へ連絡します。
南風原町（沖縄県）	南風原町地域防災計画 第2編 地震・津波編／第1章 災害応急対策計画／第20節 感染症対策、保健衛生対策、清掃対策及び動物の保護収容計画／第4款 動物の保護収容対策 1. 動物の保護収容対策 (2）収容及び管理 ア 犬及び負傷動物対策 災害時に応じ、犬等収容班を組織し、狂犬予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、町飼い犬条例に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、猫、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行う。 収容・保管に際し、民間団体への場所又は施設の提供と適正な管理の協力を求めるものとする。 イ 特定動物（危険動物）対策 動物の愛護及び管理に関する法律施行令に規定する危険動物が逸走した場合は、県の特定動物（危険動物）対策班設置に伴い情報収集、関係機関との連絡調整を行うものとする。また、飼養者に対して、沖縄県動物の愛護及び管理に関する法律施行令に基づき、人の生命、身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう命ずるものとする。 所有者不明の場合には、町、警察、民間団体に対し危険動物の捕獲、収容その他必要な措置について協力を求めるものとする。 (5）ペットへの対応 災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。そのため、町及び県は、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。 ア 動物救済本部の設置 県、獣医師会及び動物関係団体は、相互に連携して、動物救援本部を設置する。動物救援本部では、負傷動物保護・治療、飼養困難な動物の一時保管、所有者不明動物の情報提供等を行う。 イ 避難所での取扱い 町は、ペットの状況を把握するとともに、避難場所敷地内に専用スペースを設置し避難者の生活場所とを区分する。また、所有者責任による自己管理を徹底させる。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
南風原町 （沖縄県）	第23節 住宅応急対策計画 1 応急仮設住宅の設置等 (8)運営管理 ・・・また、必要に応じて応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。
渡嘉敷村 （沖縄県）	渡嘉敷村地域防災計画第2編地震・津波編第2章災害応急対策計画第21節感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画 4犬等及び危険動物の保護・収容計画（民生対策班） 1)実施責任者 (1)犬及び負傷動物対策 県及び村は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、犬等収容班を編成して必要と認めたときは、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の保護及び管理に関する法律に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、ねこ、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行う。 (2)危険動物対策 県は、沖縄県動物の保護及び管理に関する条例に規定する危険動物が逸走した場合には、危険度追う物対策班を設置し、情報収集、関係機関との連絡調整を行う。 2)収容及び管理 (1)犬及び負傷動物対策 県は村及び民間団体に対し犬等の収容・保管のための場所の提供を求め、犬等を保護・収容したときは適正に管理するよう協力を求める。 (2)危険動物対策 県は、危険動物が逸走した場には、その飼養者に対して、沖縄県動物の保護及び管理に関する条例に基づき、人の生命、身体等に対する危害を防止するため必要な措置をとるよう命ずるものとする。所有者不明の場合には、村、警察、民間団体に対し危険動物の保護、収容その他必要な措置について協力を求める。 3)保護・収容動物の公示 保護・収容された動物の台帳を作成し、公示する。 4)動物の処分 (1)所有者不明犬等については、狂犬病予防法及び動物の保護及び管理に関する法律に基づき処分するものとし、収容期間等は災害時の状況に応じて検討する。 (2)危険な動物から人の生命、身体等の安全を確保するために必要と認めるときは、沖縄県動物の保護及び管理に関する条例に基づき、当該危険動物を殺処分する。その実施については、警察、民間団体に対して必要な協力を求める。 5ペットへの対応（民生対策班） 災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。そのため、村は、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。 1)動物救済本部の設置 (1)県、獣医師会及び動物関係団体は、相互に連携して、動物救援本部を設置する。動物救援本部では、負傷動物保護･治療、飼養困難な動物の一時保管、所有者不明動物の情報提供等を行う。 (2)県は、ペットフードや飼育用の資機材を確保する。 2)避難所での取扱い 村は、ペットの状況を把握するとともに、避難場所敷地内に専用スペースを設置して避難者の生活場所とを区分する。また、所有者責任による自己管理を徹底させる。
渡名喜村 （沖縄県）	渡名喜村地域防災計画地震・津波編第2章災害応急対策計画第20節防疫計画 3犬等及び危険動物の保護・収容計画（環境生活部・市町村） 県及び村は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、市町村飼い犬条例に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、ねこ、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行うものとする。また、県は、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に規定する危険動物が逸走した場合には、危険動物対策班を設置し、情報収集や関係機関との連絡調整を行うものとする。 4ペットの対応 避難場所および避難所にペットを連れてきた場合は、避難者の生活場所とペットの居場所とは明確に区分する。ペットの飼育等については、所有者責任を徹底する。なお、飼育困難な状況やペット負傷等については、兼環境生活部が獣医師会等と連携して対応する。 風水害編第2章災害応急対策計画第21節防疫計画 この計画は、地震・津波編第2章の第20節防疫計画に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。
伊是名村 （沖縄県）	伊是名村地域防災計画 第3編　応急対策編　第6節　避難計画　5　避難所　(4)避難所の運営管理　3避難所の環境 オ ペットの同行避難を考慮して、避難場所敷地内にペット専用のスペースの確保、飼育ルールを定めるとともに、飼養について飼い主の自己管理を促すよう努める。 第22節感染症対策、清掃、食品衛生監視及び動物の保護収容計画 8　災害時における動物保護・収容計画 (1)実施責任者・対策内容 《動物保護・収容の実施事項》 1 犬及び負傷動物対策 県（北部福祉保健所等）・村 災害時に必要に応じ、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の保護及び管理に関する法律、伊是名村飼い犬条例に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、猫、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行う。 収容・保管に際し、民間団体への場所又は施設の提供と適正な管理の協力を求めるものとする。 2 危険動物対策 県（北部福祉保健所等）・村協力機関、村、関係機関 県は、動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険動物）が逸走した場合には、特定動物（危険動物）対策班を設置し、情報収集や関係機関との連絡調整を行うものとする。また、その飼養者に対して、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき人の生命・身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう指導するものとする。 所有者不明の場合、県の活動とともに本市における警察及び民間団体に対し危険動物の捕獲、収容その他必要な措置について、協力を求めるものとする。 (2)保護・収容動物の公示 保護収容された動物について、台帳を作成・公示するものとする。 (3)動物の処分 《動物処分の実施事項》 1 所有者不明犬等　狂犬病予防法及び動物の保護及び管理に関する法律に基づき処分するものとし、収容期間等は災害時の状況に応じて検討するものとする。 2 危険動物　人命・身体等の安全を確保するために必要と認めるときは、沖縄県動物の保護及び管理に関する条例に基づき、当該危険動物を殺処分する。実施にあたり、警察、民間団体に対する必要な協力を求める。 (4)ペットへの対応 災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。そのため、村は、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。 村は、避難所でのペットの状況を把握するとともに、避難場所敷地内に専用スペースを設置し避難者の生活場所とを区分する。また、所有者責任による自己管理を徹底させる。

自治体名	防災計画等におけるペットに関する記載
久米島町 （沖縄県）	久米島町地域防災計画第4編災害応急・復旧・復興対策計画第1章災害応急対策計画第23節清掃・動物保護収容計画 5犬等及び危険動物の保護・収容計画 (1)実施責任者 ア犬及び負傷動物対策 町及び県（薬務衛生班、保健所）は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、町飼い犬条例に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、ねこ、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行うものとする。担当は、環境整備対策部とする。 イ危険動物対策 町及び県（薬務衛生班）は、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に規定する危険動物が逸走した場合には、危険動物対策班を設置し、情報収集、関係機関との連絡調整を行うものとする。 (2)収容及び管理 ア犬及び負傷動物対策 町は県（薬務衛生班、保健所）からの求めがある場合は、民間団体とともに犬等の収容・保管のための場所また施設の提供をし、犬等を保護・収容したときは適正に管理するよう協力するものとする。 イ危険動物対策 県（薬務衛生班、保健所）は、危険動物が逸走した場には、その飼養者に対して、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、人の生命、身体等に対する危害を防止するため必要な措置をとるよう命ずるものとする。所有者不明の場合には、町は、県からの求めがある場合は警察、民間団体とともに危険動物の捕獲、収容その他必要な措置について、協力をするものとする。 (3)保護・収容動物の公示 保護・収容された動物の台帳を作成し、公示するものとする。 (4)動物の処分 ア所有者不明犬等については、狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づき処分するものとし、収容期間等は災害時の状況に応じて検討するものとする。 イ危険な動物から人の生命、身体等の安全を確保するために必要と認めるときは、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、当該危険動物を殺処分するものとする。その実施については、警察、民間団体に対し必要な協力を求めるものとする。
八重瀬町 （沖縄県）	八重瀬町地域防災計画 第3部災害応急対策計画/第3章共通の災害応急対策計画/第19節感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画/第6項ペットへの対応町は、災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想されるため、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。特に避難所におけるペットの状況を把握するとともに、避難所敷地内に専用スペースを設置し避難者の生活場所と区分する。また、所有者責任による自己管理を徹底させる。
竹富町 （沖縄県）	竹富町地域防災計画 第4編　災害応急対策編/第1章　災害応急対策計画/第23節　清掃及び動物の保護収容計画 3.災害時における動物保護・収容計画 (1)実施責任者・対策内容【動物保護・収容の実施事項】 1犬及び負傷動物対策【責任者：県（八重山福祉保健所等・町）】 災害時に必要に応じ、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、竹富町飼い犬条例等に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、猫、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行う。 収容・保管に際し、民間団体への場所又は施設の提供と適正な管理の協力を求めるものとする。 2危険動物対策【責任者：県（八重山保健所等）・町、協力機関、町、関係機関】 沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に規定する危険動物が逸走した場合には、県の危険動物対策班設置にともない情報収集、関係機関との連絡調整を行う。 また、飼養者に対して、人の生命、身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう命ずるものとする。（条例に基づく） 所有者不明の場合、県の活動とともに本町における警察及び民間団体に対し危険動物の捕獲、収容その他必要な措置について、協力を求めるものとする。 (2)保護・収容動物の公示 保護収容された動物について、台帳を作成・公示するものとする。 (3)動物の処分【動物処分の実施事項】 1所有者不明犬等 狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づき処分するものとし、収容期間等は災害時の状況に応じて検討するものとする。 2危険動物 人命・身体等の安全を確保するために必要と認めるときは、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、当該危険動物を殺処分する。実施にあたり、警察、民間団体に対する必要な協力を求める。 4.ペットへの対応 被害発生時には、多くの避難者がペット災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。そのため、町は、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。 (1)避難所での取扱い 町は、ペットの状況を把握するとともに避難場所敷地内に専用スペースを設置して避難者の生活場所とを区分する。また、所有責任者による自己管理を徹底させる。
那覇市 （沖縄県）	那覇市地域防災計画　第3編 地震・津波応急対策計画　第14章 災害時の環境・衛生対策　第3節 被災地の防疫活動 第5 動物の保護・収容 環境衛生班は、動物収容班を設置し、放浪動物及び所有者不明の負傷動物（犬、猫等のペット）の保護並びに危険動物の収容を行う。保護・収容された動物について台帳を作成し、公示する。 放浪動物の処置方法 〇収容した犬や猫については、飼い主からの申し出を受けて返還を行う。 〇所有者不明動物のうち、譲渡可能な動物は譲渡する。 〇保護収容した後に亡くなった犬猫等の死体は、適正に処理する。 〇危険な動物から人命を守る必要があるときは、警察、民間団体に協力を求め、保護・収容を行う。 第6 ペットへの対応 災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想されるため、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。 1 動物救済本部の設置 県は、獣医師会及び動物関係団体と連携して、動物救援本部を設置する。動物救援本部では、負傷動物の保護や治療、飼養困難な動物の一時保管、所有者不明動物の情報提供等を行う。 2 避難所での取扱い ペットの状況を把握するとともに、避難場所敷地内に専用スペースを設置して避難者の生活場所と区分する。ただし、身体障害者補助犬法第2条に規定する「身体障害者補助犬」は、同法第7条の規定に基づき対応する。 また、所有者責任によるペットの飼育及び飼育スペースの清掃等、自己管理を徹底させる。 3 一時預かり所の設置 獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と連携・協力し、必要に応じペットの一時預かり所を設置する。